平成１７年２月臨時会会議録

平成１７年２月１７日　木曜日　午前１０時００分開会

議　長　下　山　准　一　　副議長　中　川　正　和

出　席　議　員（２２名）

２番	山　口　吉　静　議員	３番	佐　藤　悦　子　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千與三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	髙　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（２名）

１番	山　尾　順　紀　議員	４番	星　川　　豊　議員

出席要求による出席者職氏名

市　　長	髙　橋　榮一郎	助役	伊　藤　　亘
収入役	森　　嘉　昭	総務課長	阿　部　敏　夫
企画調整課長	武　田　一　夫	財政課長	国　分　政　嗣
企画調整課参事	八　鍬　長　一	税務課長	設　楽　忠　良
市民課長	矢　作　勝　彦	環境課長	鈴　木　吉　郎
健康課長	田　中　紀　雄	農林課長	坂　本　孝一郎
商工観光課長	羽　賀　千　尋	建設課長	中　部　　力
都市開発課長	小笠原　謙　一	下水道課長	坂　本　弥　一
会計課長	奥　山　芳　彦	福祉事務所長	川　田　宣　彦
神室荘長	小　野　　正	水道課長	佐　藤　幸　一
教育委員長	伊　藤　輝　昭	教育長	佐　藤　　博
管理課長	矢　口　　孝	学校教育課長 生涯スポーツ	小　野　和　夫

生涯学習課長	矢　口　喜一郎		伊　藤　　恵
選挙管理委員会委員長	小　関　俊　也	選挙管理委員会事務局長	小　野　利　彦
監査委員	荒　川　修　也	監査委員事務局長	渡　部　秋　夫
農業委員会事務局長	斎　藤　友　一		

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局　　長	草　刈　國　夫	総務主査	森　　隆　志
主査	沓　沢　豊　子	主査	佐　藤　嘉　信

議　事　日　程

平成１７年２月１７日　木曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　会議録署名議員指名
日程第　２　会期決定
日程第　３　議案第１号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　４　議案第２号平成１６年度新庄市一般会計補正予算（第５号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開　　会

下山准一議長　おはようございます。ただいまの出席議員は21名、欠席通告者は山尾順紀、星川豊君の２名です。なお、小嶋冨弥君より少し遅れるとの連絡がありました。

それでは、これより平成17年２月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第１会議録署名議員指名

下山准一議長　日程第１会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において山口吉靜君、髙山和男君を指名いたします。

日程第２会　期　決　定

下山准一議長　日程第２会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

暫時休憩いたします。

午前１０時０３分　休憩

午前１０時１４分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

議会運営委員長清水清秋君。

（清水清秋議会運営委員長登壇）

清水清秋議会運営委員長　おはようございます。大変失礼いたしました。ただいまより議会運営委員長の報告を行います。

去る２月10日午前10時より議員協議会室において、委員７名出席のもと、執行部より助役、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました２月臨時会の運営について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、この度提出されます案件は議案２件でありますので、２月17日本日１日と決定いたしたところであります。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でございますので、委員会付託を省略し、本会議で審議していただくことといたしましたので、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

下山准一議長　お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日２月17日１日にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、会期は本日２月17日１日と決しました。

日程第３議案第１号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

下山准一議長　日程第３議案第１号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　議案第１号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由でありますが、議案末尾に記載のとおり、効率的な行政組織に見直し、併せてこの統合再編によって附属機関の事務を所管する課の改正及び所管事務の明確化を図るため、条文の整備を行うものであります。

改正の内容については、まず企画調整課と財政課を統合し、新たに政策経営課といたします。財政再建を着実に果たしながら、必要な施策を展開するため、経営感覚をもとにして政策立案と財政運営を一体的に進めようとするものであります。

次に、都市開発課と建設課を統合し、都市整備課とし、都市機能の整備について既存の機能を有効に活用しながら、計画から実施まで一元的に進めようとするものであります。

この一部改正条例の施行期日は、平成17年４月１日からとし、この見直しにより新庄市振興計画審議会を始めとする３つの附属機関の事務を所管する課の改正及び福祉事務所の所管事務の明確化を図る条文整備を附則で行っております。

なお、教育委員会管理課と学校教育課を統合し、学校教育課とする組織再編については、教育委員会の内部組織に関わるもので、条例事項ではないため、教育委員会行政組織規則の改正による見直しを行うものであります。

以上、よろしく御審議をいただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

下山准一議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第１号につきましては、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第１号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第１号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

日程第４議案第２号平成１６年度新庄市一般会計補正予算（第５号）

下山准一議長　日程第４議案第２号平成16年度新庄市一般会計補正予算（第５号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　議案第２号一般会計補正予算について御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ7,312万4,000円を追加して、補正後の総額は149億605万円になります。今回の補正内容でありますが、６ページ以降の歳出事項別明細書に記載しておりますように、道路並びに公共施

設の除排雪経費であります。今冬は、12月21日が初雪と例年に比べ遅かったにも関わらず、１月10日の夜から12日朝にかけて２日間で約１メートルの降雪に見回れました。さらに、今月の１日の朝でありましたが、約60センチの降雪で、積雪深は１メートル55センチとなりまして、一転して豪雪となったところであります。このように、短期間に多量の積雪があったため、車の通行を確保するための早急な排雪作業、これも必要になってきております。このため、先ほど御報告申し上げましたが、豪雪対策本部を設置いたしまして、万全の対策を講じるため、道路の除排雪経費として6,500万円を追加補正するものであります。また、緊急に予算措置が必要な神室荘や保育所、小中学校などの公共施設につきましても増額補正といたしました。

財源でありますが、固定資産税で増収が見込まれる3,973万5,000円、普通交付税で追加交付分1,403万6,000円を含めまして3,338万9,000円、これを計上いたしました。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をいただき、御決定くださるようお願いいたします。

下山准一議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第２号につきましては、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第２号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

下山准一議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　７ページですが、小学校と中学校でそれぞれの除排雪費の委託料、そして排雪の車の借上料ということで、小学校の場合には133万5,000円、大体同じぐらい小学校と中学校なっているわけですが、現状として小学校安全確保というか、例年にない降雪量で危険度も増した状況にあるかなというふうに思いますが、現状として例えばの話で小学校何校かあるわけでしょうし、中学校何校かあるわけでしょうけども、こういうふうな状況下にあったというふうな状況の報告があれば、これからもまだもう一回ぐらい雪降って大変な状況下に追いやられる可能性もあるわけですので、そこら安全確保等、通学等も含めて何か報告がありましたら、教えてもらえればありがたい。

矢口　孝管理課長　議長、矢口　孝。

下山准一議長　管理課長矢口　孝君。

矢口　孝管理課長　小中学校の除雪あるいは排雪については、子供たちの安全を考えて日頃点検等をしながら実施しているところでございます。特に昨年あたりから比べますと、先ほど市長から御報告がありましたように、大変な積雪でございます。教職員あるいは教育委員会の職員によって、見回り等を強化しながら対処してきたところでございます。通学路の安全については、特に気をつけているところでございます。市でできるところは市で、あるいは特に県道については県の担当課の方に要望しながら、対処していただいたところでもあります。今後につきましても、このような状態でございますので、さらに児童生徒の安全につきまして配慮してまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

下山准一議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　わかるのですが、例えばの話で用務員さん等今までよりも少ない状況下に、財政上も含めてですが、仕事量も大変だったのかなというふうに思いますが、いろいろ見て回ってもそうですが、雪の排雪のためにかなりの労力をみんな使っているわけであります。福祉事務所の関係の保育所等は、職員等が自ら雪おろしに入って、所長自ら陣頭指揮とったという本当に大変な状況下で麗しいというか、頑張っているなという状態の話があるわけですが、学校教育の方もこの先生方はどうなの

でしょうか。それから、用務員さんばっか云々で、借り上げで、それから委託ということあるわけですが、一挙に雪降った場合にはかなり難儀な状況に追いやられるかなというふうに思いますし、子供らの帰り際の通路だとか、新庄のこの庁舎も含めてそうですが、庁舎から出るときに上から雪が落ちてこないかなとか、こうだなとかと上見ながら、みんな結構危ない状況で出入りしているわけですが、そういうふうな部分の安全、危険度等も含めて見回って、職員の方で、福祉事務所の方ではそういうふうにしていろいろ職員自らが動かれたのですが、学校教育の方の関係の人方はそういうふうな状態の事例というのはありますか。

矢口　孝管理課長　議長、矢口　孝。

下山准一議長　管理課長矢口　孝君。

矢口　孝管理課長　用務員につきましては、日頃かなりの除雪に力を入れているところでございます。また、全校点検したわけではございませんが、学校訪問した際に先生方も用務員と一緒になって除雪をしているという事例を何件か伺いました。また、今回排雪が特に必要でございます。15年度の実績で見ますと、除排雪の借上料が103万4,000円ほどになってございます。今回借上料につきましては、今回の補正を可決していただきますと、16年度510万ほどの借上料になる予定でございます。このような豪雪でございますので、委託料とともに特に排雪の機械の借上料が今回かさんだというふうなことでございます。これは、先ほど申し上げましたように、技労員、教職員あるいは教育委員会一体となって今後も対処してまいりたいと、そういうことでございます。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

下山准一議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　言わんとすることは十分わかりますけど、要するにこれからまたもう一回ぐらい豪雪というか、天候のいかんによっては雪が降られて、子供たちの通学の安全確保等のためにいろんなできるところはみんなが出動するなりして事故のないように計らっていただきたいという状態で、これで補正でこのぐらいで大丈夫なのかなと今の話で管理課長の方から話があったんで、大丈夫なのかなというふうに思いますが、いずれにしても天候のかけ合いですから、それに万が一いっぱいあった場合には、例えばの話でＰＴＡの人方のいろんな１日ボランティアとか何とかということにして、子供らの交通の安全確保のための施策を何かあった場合に、あってからでは遅いというふうに思いますので、そこらのところを十分に配慮していただいて、ＰＴＡも含めて巻き込む状況もあろうかというふうに思いますが、そういうふうな意識を中にして安全確保に努めてもらえればありがたいふうに思います。

以上です。

小野和夫学校教育課長　議長、小野和夫。

下山准一議長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　今回思いもかけない豪雪というふうなことで、通学路、特に歩道の関係、除雪の関係で非常に当初問題があったというふうにお聞きして、国道や県道については関係方面に、管理課もそうですけども、お願いをして除雪をしていただいたということがあります。それから、やはり国道13号にかかる歩道橋なんかは、除雪された雪によって上がるところがいっぱいになってしまって、歩道橋に上がれないという状態が一時ございました。そのときは、すぐ学校の先生方がその場に行って、除雪を対応していただいて、通れるようにしていただいたというふうなこともあります。

それから、せんだってもこの豪雪の中で校長会あったわけですけども、そういう校長会の中でもボランティア活動といいますか、自助努力をしてそういう豪雪に対応するような、そういう体制をとっていってはどうかというふうなことでいろいろお話もお願いを含めてしているところであります。

なお、これからもまたということも考えられますので、十分にそういったところで配慮してまいりたいというふうに思います。

下山准一議長　他に質疑はありませんか。

８　番（清水清秋議員）　議長、清水清秋。

下山准一議長　清水清秋君。

８　番（清水清秋議員）　今の土木費の補正に対して関連なんですが、先般２月の１日でしたか、これは国道なんですが、新庄鳥越間、戸沢間、12時間以上も通行どめになったということ御存じだと思いますが、それらの状況、どうしてああいうふうな事態が起こったのか、市当局ではその辺きちっと把握されているかと思います。かなりの通勤、通学、そういうふうな面に対して迷惑がこうむったという状況が起きたわけでございます。その辺の国土交通省へどのようなお話をして、今後の対応とか市の当局ではされたのか、今後あのぐらいの積雪で国道通行どめにならないように、ひとつ国土交通省へどのようにお話しされたのか、お聞かせいただきたい。

中部　力建設課長　議長、中部　力。

下山准一議長　建設課長中部　力君。

中部　力建設課長　ただいま２月１日におきます豪雪によりまして、国道47号が一時通行どめとなった状況についてのお話でございますけれども、国土交通省の山形河川国道事務所の方から伺っているところでは、夜間に降雪の中、大型トラック等が停車いたしまして、それにより除雪が逆にできなくなってしまったというふうなことが一番大きな原因と伺っております。それで、その大型トラックとかそういったものを停車している車を排除して除雪にかからなきゃならないと、その確保をするために相当時間を要したというふうなことが一番大きな原因と伺っております。

当時の降雪では、積雪60センチというふうな、過去10年間でもないような大きな降雪もあったというふうなのも原因になると思いますけれども、そういったことを踏まえまして、国土交通省では日常的には大体降雪３センチから５センチで除雪に入っております。それで、路面の確保等を行っているわけですけれども、やはり今申し上げましたように、途中に大型トラック等停車している、駐車している車がありますと、やはりそれが障害となりまして、除雪ができなくなるというふうなことが起きます。当然市道の中でもそういったことがあるわけですけれども、そういうふうな状況で今回のような大きな通行どめになってしまったというふうなことで伺っているところでございます。

８　番（清水清秋議員）　議長、清水清秋。

下山准一議長　清水清秋君。

８　番（清水清秋議員）　そういうふうに車が大型がとまった、そのとまった状況なんです。これは、やっぱり除雪が行き届かなくて大型が動けなくなったというようなことも聞いております。そういうことで会社にも行けない、学校にも行けないという形で、休んだとかお話聞いております。そういうことのないように、何らかの事故とか、例えばそれ相当にわかるわけなんですが、そういうふうな鳥越から古口間、戸沢間というのはやはり我々新庄市民、特にそっちの47号線沿いの住民の方々はかなりの47号線を利用して勤めとか学校とか関係者がいるわけです。そういうことのないように、十分に国土交通省あるいは県、県道もあるわけでございます。そういうことを今後起きないようにやっぱりお話しして、道路維持確保していただきたい、そのように思います。車がとまった、とまった理由、その辺をきちっと把握していただいて、いろいろ国土交通省や県の工事事務所なりにやっぱり市の方でもきちっと対応してやっていただきたいと思います。

終わります。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

１６番（森　儀一議員）　議長、森　儀一。

下山准一議長　森　儀一君。

１６番（森　儀一議員）　７ページの小学校の除雪対策でございますけども、角沢小学校も大変老朽化しているということで、地区の人たちが関心を持ってこの大雪で何回となく見守っておりますけども、今までのところ大変きれいに除排雪していただいて、本当にありがたいなと思っているところです。これからも予測されますので、引き続き除排雪の方をよろしくお願いしたいと思います。

ただ通学路、先ほど金議員さんの方からもおっ

しゃられましたけども、通学路に特殊なところでございまして、樹木がたくさんございます。その樹木の上に乗っている、早く言うと雪、樹木がもう高い松とか杉になりますと、なかなか個人的にはおろしていただくことはできないということで悩んでいるところがございます。推測してはかっていただきましたら、消防署の方々から１トンぐらいの雪が乗っているだろうということを言われましたので、それがこれから雪解けとともに通学路に落ちてくるようなことがありますと大変危険でございますので、なかなか個人的にはそのお家に交渉しかねるようなときもございますので、学校を通して各区長さんなり、あるいは消防、交通安全の方なりに言っていただいて、そして未然に防ぐような方法をしていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

矢口　孝管理課長　議長、矢口　孝。

下山准一議長　管理課長矢口　孝君。

矢口　孝管理課長　それでは、現場を確認させていただきまして、対処したいと思います。

下山准一議長　他に。

５　番（斎藤　敏議員）　議長、斎藤　敏。

下山准一議長　斎藤　敏君。

５　番（斎藤　敏議員）　今回の補正予算では、除雪の問題だけなんですけども、ただ２月14日に大阪の小学校で先生が３人元生徒に刺されて、１人が死亡で２人が重症を負ったと。その前は同じく大阪の教育大学の池田小学校で多数侵入してきた男に殺されたと、わけのわからない事件が子供たちを犠牲にしているわけです。なお、これが新庄で起きないということないんです。塀もなければ、誰でも自由に入れるというこんな問題が容易に行われる可能性が大きいんですけども、そういう防備とか予防策に対する予算、そういうものは全然とれていないというので、これは早急に起きる可能性があるんですけども、それに対する教育長の考えというのは一体どういうのか、聞いてみたいと思うんですけども、これは３月の予算でもいいんですけども、これはぜひ監視員を雇うとか、そういうことになれば予算が伴うわけですから、これどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞きしたい。

下山准一議長　ただいまの質問につきましては、３月の予算委員会等での答弁ということでさせていただきます。

他にありませんか。

７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。

下山准一議長　渡部平八君。

７　番（渡部平八議員）　除雪の件なんですが、先ほど教育委員会の方にいろんな通学関係、安全ということでお話あったんですが、私は教育委員会だけでは対処難しいんでないかなと見ておるんです。例えば私の目の届く範囲で見ますと、萩野小学校、校門から出てきます。左に曲がります。さらに、また左に曲がります。そして、右に曲がります。わずかの距離で90度近いカーブになって曲がるわけです。今都会の人は、雪の回廊なんていうとおもしろがって喜んでいるようですが、私ども雪国の人から見ればほとんど見通しができないわけ、車が来ても人来ても。そして、夜になれば委員会やまた市を挙げて一生懸命頑張っているスポ少、こういうようなものもそこに行くわけです。車も通るわけです。全然見えないわけです、車が来ても。ただ夜だから、ライトの明かりを頼りにして、ああ、向こうから来たなと。そして、また雪ですから滑ったりすると、車は急にとまれない。子供は滑ると、物すごく危険だと私見ておるんですが、せめてこれは建設課、あれは市道です。曲がりの３メーター、５メーターぐらいのところぐらいはすぐ除雪やる気あるかないか。

もう一つ児童館、これも児童館から出てきます。右に曲がります。さらに、また右に曲がる、橋曲がってから。そこも今言ったとおり６尺も７尺もなって、保育士というか保母さんというかすごく苦労しているわけ。これは親たちも送り迎え、車でみんな歩くわけです。それから、先生たちも萩野の児童館はバスで来ますので、全く危ないです。

重点的に、それから萩野中学校、私見ている範

囲だけです。我田引水と言われればそれまでですが、萩野中学校はずっと吉沢方面から行くと、右手から学校に入っていく通学路で、自転車置き場から入っていくとこがあるんです。そこもそのとおりです、私送り迎えしてみまして。すぐそばが歩道、そこは見えないよ、全然車で。ダンプなら見えるかもしれない、高いから。そういうとこを重点的に、この前１回交通指導員からお話あって排雪やってもらいました。もっと他に今言ったように回廊、カーブのあるとこ、できれば交差点の手前５メーターあたり６メーターぐらいをぜひやってもらいたいという感じ持っているんですが、これは委員会の方では大変だと思います、技労員とか先生方でやるというの、父兄でやるにしても。どうです、課長。その点について、今言ったことですぐ対処する気があるかないか。

中部　力建設課長　議長、中部　力。

下山准一議長　建設課長中部　力君。

中部　力建設課長　道路の除雪につきましては、これまで幅員、あと路面の確保等を行いながら、除雪、排雪等を行ってきているところでございます。現在は、ある程度幅員といいますか、そういったことにつきまして確保されてきておりまして、特に交差点周辺のただいまお話ありました見通しの確保というふうなことで、歩道周辺、あとそれから交差点の周辺等を主体に今排雪等を行っているところでございます。

　なお、今お話ありました萩野小学校等を含めまして、学校、保育所等、それから周辺施設につきましてもパトロールしまして、早速対処したいというふうに考えております。

下山准一議長　他にありませんか。

６　番（斎藤義昭議員）　議長、斎藤義昭。

下山准一議長　斎藤義昭君。

６　番（斎藤義昭議員）　7,300万全部に該当すると思いますが、今年の豪雪については市民の経済的、また過酷な労働、さらには除雪にタッチされたオペレーターの方も大変苦労したと思います。そこで、私ずっと市内見ていまして、地下水による消雪道路というものをどういうふうに見ているのか。これ私今年の段階で見ていると、地下水の消雪というものはすばらしい威力を発揮している、ところによってはしているんじゃないかなと見ているんです。例えば泉田小学校の前なんか、あれ大型機械入らなくたっていつでも消えているんです。だから幹線的なものは消雪道路でどういう対応を、これからの対応をどういうふうに考えているのかなと。また、それから今年の地下水の消雪道路について、どういうふうに見ていてどういうふうに判断しているのか。ただこれから消雪道路を延長するにしてもその工事費がかかるわけですから、その工事費を考えた上でどういう効果、どういう経済効果が出てくるのか、その辺も併せて今年の地下水の消雪道路をどういうふうに見ているのか、それをお聞きしたいと思います。

中部　力建設課長　議長、中部　力。

下山准一議長　建設課長中部　力君。

中部　力建設課長　消雪道路につきましては、昨年度策定いたしました第２次の総合雪対策基本計画にも記載してありますとおり、防災計画によります緊急輸送、これを主体に消雪道路として残していきたいというふうな計画で進めているところでございます。何分にも施設そのものがもう30年、40年の施設がほとんどでございまして、相当老朽化進んできております。また、井戸の深さそのものも100メーター前後と浅いといいますか、そういったことから、地下水の低下によります水量の低下、そういった原因もありまして、年々消雪の機能が低下しているというのが実情でございます。そういった中で、今お話ありましたように、やはり緊急輸送路を主体に公共施設、それから病院等、幹線道路、そういったものにつきましては更新しながら、確保していく必要があるというふうなことで、雪対策基本計画の中にも、そういう部分につきましては残して活用していくというふうな計画で今後とも進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

６　番（斎藤義昭議員）　議長、斎藤義昭。

下山准一議長　斎藤義昭君。

６　番（斎藤義昭議員）　老朽化したのは当然改良してやらなきゃできないことであって、ただこれから改良も当然なんだけども、新しく工事して設置して経済効果が出てくるのか出てこないのか。それから、当然除雪機械払わなくてもスムーズに除雪されれば、市民が快適な冬を過ごせるというわけであって、私は１回はこの水の問題で一般質問する予定でおりましたが、今回申し上げますが、今水だって100メーターって浅いんですが、やっぱり300メーターぐらいの深井戸掘って、そして水量を豊富にすると、それからもう一つはやはり酌み上げるだけじゃなく、水入れる努力をどうかなと前から考えていました。やはり肘折の温泉の岩体発電、あれだって水入れて蒸気上げたんですから、ただ酌み上げるだけはもう年々地下水が少なくなっていますから、だから１回試験的に県あたりから補助金もらって、差首野川あたりの上流へ、水の豊富なときどんどん入れてやれば相当の地下水増えると思うんです。だからそういうものを考え合わせて、消雪道路を設置することによって、一時工事費がかかるにしても、これは経済効果は相当出てくると思うんです。市民も快適な冬過ごせるし、その辺をみっちりと検討してもらいたい。深井戸掘って水入れることからいろいろな観点から１回消雪道路というものをみっちり見てもらいたい、しっかり見てもらいたい。

以上です。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第２号平成16年度新庄市一般会計補正予算（第５号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

閉　　会

下山准一議長　以上で２月臨時会の日程をすべて終了いたしましたので、閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前１０時５１分　閉会

新庄市議会議長　　下　山　准　一

会議録署名議員　　山　口　吉　靜

〃　　〃　　髙　山　和　男

平成１７年３月定例会会議録（第１号）

平成１７年３月４日　金曜日　午前１０時００分開会

議　長　下　山　准　一　　副議長　中　川　正　和

出　席　議　員（２４名）

１番	山　尾　順　紀　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千與三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	髙　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市　　長	髙　橋　榮一郎	助役	伊　藤　　亘
収入役	森　　嘉　昭	総務課長	阿　部　敏　夫
企画調整課長	武　田　一　夫	財政課長	国　分　政　嗣
企画調整課参事	八　鍬　長　一	税務課長	設　楽　忠　良
市民課長	矢　作　勝　彦	環境課長	鈴　木　吉　郎
健康課長	田　中　紀　雄	農林課長	坂　本　孝一郎
商工観光課長	羽　賀　千　尋	建設課長	中　部　　力
都市開発課長	小笠原　謙　一	下水道課長	坂　本　弥　一
会計課長	奥　山　芳　彦	福祉事務所長	川　田　宣　彦
神室荘長	小　野　　正	水道課長	佐　藤　幸　一
教育委員長	伊　藤　輝　昭	教育長	佐　藤　　博
管理課長	矢　口　　孝	学校教育課長	小　野　和　夫

生涯学習課長	矢　口　喜一郎	生涯スポーツ課長	伊　藤　　恵
選挙管理委員会委員長	小　関　俊　也	選挙管理委員会事務局長	小　野　利　彦
監査委員	荒　川　修　也	監査委員事務局長	渡　部　秋　夫
農業委員会事務局長	斎　藤　友　一		

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局　　長	草　刈　國　夫	総務主査	森　　隆　志
主査	沓　沢　豊　子	主査	佐　藤　嘉　信

議　事　日　程　（第１号）

平成１７年３月４日　金曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　会議録署名議員指名
日程第　２　会期決定
日程第　３　市長の行政報告
日程第　４　報告第１号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第　５　諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第　６　議案第３号新庄市教育委員会委員の任命について
日程第　７　議案第４号新庄市長等の期末手当の特例に関する条例の設定について
日程第　８　議案第５号新庄市教育委員会の委員等の報酬の特例に関する条例の設定について
日程第　９　議会案第１号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１０　議会案第２号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定について
日程第１１　平成１７年度施政方針の説明

（一括上程、提案説明、総括質疑）

日程第１２　議案第６号新庄市特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第１３　議案第７号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４　議案第８号新庄市防犯推進条例の設定について
日程第１５　議案第９号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６　議案第１０号新庄市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１７　議案第１１号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の設定について
日程第１８　議案第１２号指定者管理者の指定について
日程第１９　議案第１３号新庄市農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例の制定について
日程第２０　議案第１４号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第２１　議案第２３号平成１７年度新庄市一般会計予算
日程第２２　議案第２４号平成１７年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
日程第２３　議案第２５号平成１７年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
日程第２４　議案第２６号平成１７年度新庄市老人保健事業特別会計予算
日程第２５　議案第２７号平成１７年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
日程第２６　議案第２８号平成１７年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
日程第２７　議案第２９号平成１７年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
日程第２８　議案第３０号平成１７年度新庄市介護保険事業特別会計予算
日程第２９　議案第３１号平成１７年度新庄市水道事業会計予算
日程第３０　予算特別委員会の設置
日程第３１　議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

（一括上程、提案説明、質疑、討論、採決）
日程第３２　議案第１５号平成１６年度新庄市一般会計補正予算（第６号）
日程第３３　議案第１６号平成１６年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第３４　議案第１７号平成１６年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第３号）
日程第３５　議案第１８号平成１６年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）
日程第３６　議案第１９号平成１６年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）
日程第３７　議案第２０号平成１６年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第３号）
日程第３８　議案第２１号平成１６年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第３９　議案第２２号平成１６年度新庄市水道事業会計補正予算（第４号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第１号）に同じ

開　　会

下山准一議長　おはようございます。ただいまの出席議員は24名、欠席通告者はありません。

これより平成17年３月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第１号）によって進めます。

日程第１会議録署名議員指名

下山准一議長　日程第１会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において佐藤悦子君、今田雄三君を指名いたします。

日程第２会　期　決　定

下山准一議長　日程第２会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長清水清秋君。

（清水清秋議会運営委員長登壇）

清水清秋議会運営委員長　おはようございます。私より議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る２月25日午前10時より議員協議会室において、委員７名の出席のもと、執行部より助役、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました３月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、お手元に配付してあります平成17年３月定例会日程表のとおり、本日から３月17日までの14日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

この度提出されます案件は、報告１件、諮問１件、議案12件、議会案２件、補正予算８件、新年度予算９件の計33件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告１件の後、諮問第１号及び議案第３号から議案第５号、議会案第１号、議会案第２号の６件を上程し、委員会の付託を省略して直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。議案第６号から議案第14号までの議案９件は本日一括上程、提案説明後、総括質疑を受け、各常任委員会に付託し、審査をしていただきます。議案第23号から議案第31号までの平成17年度予算９件につきましては、本日一括上程、提案説明後、本日全議員をもって構成する予算特別委員会を設置して、後日審査をしていただくことに決定いたしました。議案第15号から議案第22号までの補正予算８件は、本日一括上程、提案説明後、委員会の付託を省略して直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問でありますが、今期定例会の質問者は12名でありますので、１日目６名、２日目６名に行っていただきます。なお、質問時間は答弁を含めて１人50分以内といたしますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

下山准一議長　お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から３月17日までの14日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、会　　た。
期は３月４日から３月17日までの14日間と決しまし

平成１７年３月定例会日程表

会 期	月　　日	曜	会議別	場　　所	開議時刻	摘　　要
第１日	３月４日	金	本　会　議	議　　場	午前10時	開会。市長の行政報告。報告（１件）の説明。議案（４件）の上程、提案説明、採決。議会案（２件）の上程、提案説明、採決。平成１７年度施政方針の説明。議案（９件）、予算（９件）の一括上程、提案説明、総括質疑。予算特別委員会の設置。議案、請願の予算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算（８件）の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予算特別委員会	議　　場	本会議終了後	正副委員長の互選
第２日	３月５日	土	休　　会			
第３日	３月６日	日				
第４日	３月７日	月	本　会　議	議　　場	午前10時	一般質問 髙山和男、平向岩雄、 柴田忠志、渡部平八、 山尾順紀、金　利寛の各議員
第５日	３月８日	火	本　会　議	議　　場	午前10時	一般質問 小嶋冨弥、新田道尋、 山口吉靜、**石田**千與三、 **佐藤悦子、遠藤敏信**の各議員
第６日	３月９日	水	常任委員会	総務（議員協議会室）	午前10時	付託議案、請願の審査
				文教厚生（議員協議会室）	午後１時30分	付託議案、請願の審査

会 期	月　　日	曜	会議別	場　　所	開議時刻	摘　　要
第７日	３月10日	木	常任委員会	産業建設（議員協議会室）	午前10時	付託議案、請願の審査
第８日	３月11日	金	予算特別委員会	議　　場	午前10時	平成１７年度一般会計、特別会計、水道事業会計予算の審査
第９日	３月12日	土	休　　会			
第10日	３月13日	日				
第11日	３月14日	月	予算特別委員会	議　　場	午前10時	平成１７年度一般会計、特別会計、水道事業会計予算の審査
第12日	３月15日	火	予算特別委員会	議　　場	午前10時	平成１７年度一般会計、特別会計、水道事業会計予算の審査
第13日	３月16日	水	休　　会			本会議準備のため
第14日	３月17日	木	本会議	議　　場	午前10時	予算特別委員長報告、採決。 各常任委員長報告、質疑、討論、採決。

日程第３市長の行政報告

下山准一議長　日程第３市長の行政報告をお願いいたします。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　おはようございます。３月議会大変御苦労さまでございます。長期にわたりますが、何とぞひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告２点させていただきます。第１点目は、山形大学キャンパス機能の最上誘致構想についてでありますが、去る２月７日の議会の全員協議会で教育長より御報告申し上げましたけども、この度正式に「山形大学エリアキャンパス・もがみ」というふうに名称を定めまして、最上地域の８市町村と山形大学との連携に関する協定書に調印する運びとなりましたので、御報告申し上げます。調印式でありますが、３月22日を予定しております。これには、最上８市町村の市町村長と山形大学学長の間でとり行う予定であります。この山形大学エリアキャンパス・もがみでは、生涯学習の振興など、地域貢献事業、また学生あるいは教職員の研修、最上の自然の研究などの活動が予定されております。市といたしましては、これらの取り組みを通しまして、山形大学の学生あるいは教官が新庄最上を活動の場として広く市民、県民と接し、ともに活動する中に地域に活力が生まれること、これを大いに期待したいというふうに考えております。この構想の事業の皮切りといたしまして、来る５月21、22日の土曜、日曜を活用いたしまして、市民プラザにおいてオープンキャンパス、これを開催する予定であります。小学生から高齢者までを対象としたさまざまなイベントあるいは講演会等が行われる予定であります。これについては、広く市民に広報いたしまして、多くの参加を得て実施したいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

第２点目でありますが、新庄市の協働推進のための指針について、これはお手元に今日その計画書を配付しておりますが、これについて御報告いたします。市民の中には、行政からの施策、これを一方的に受けるだけではなくて、やはり自分たちの町を自らの手でよくしていきたいというふうに行政に対する参画意識の高まり、あるいは広域活動に参加す

るという動きが大変活発になっているところであります。市民が快適な暮らしを送り、豊かで生き生きとした町であり続けるには、行政の力だけではなくて、多くの市民の力が必要であるということであります。新庄市でも子育て、介護、環境保全、文化活動など、さまざまな分野で市民、ＮＰＯ、ボランティア団体、町内会、企業などの活動が安心と潤いのある市民生活の一部を支えているのも現実であります。このことを踏まえまして、市民の広域的な活動とより一層の行政との協働、これについては共通の課題解決あるいは目的の達成に向けて尽力して協力、協調していこうと、そういう関係でありますが、これを推進するための指針作成、これを昨年の４月から新庄市協働推進のための指針策定委員会、これを設置いたしまして、お願いしておりましたところ、１月20日に委員会より市に提出をされました。それを受けまして、検討を重ねながら、２月24日に新庄市協働推進のための指針として策定したところであります。今後はこの指針をもとに、市民や企業の皆さんと特性を生かしながら、力を合わせて協働社会を創造し、田園都市「緑輝く、いきいき新庄」、これの実現を目指していく所存であります。

以上、２点報告をさせていただきました。

日程第４報告第１号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

下山准一議長　日程第４報告第１号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

助役伊藤亘君。

（伊藤　亘助役登壇）

伊藤　亘助役　おはようございます。報告第１号新庄市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定によりまして議会に報告することになっております平成17年度新庄市土地開発公社事業計画及び予算でございます。この平成17年度事業計画及び予算につきましては、去る２月８日に開催いたしました平成17年第１回土地開発公社理事会におきまして、出席理事全員の承認をいただいております。平成17年度の事業につきましては、土地取得による土地造成事業はございません。

次に、土地処分による土地造成事業につきましては、万場町、往還東、松本地区宅地分譲用地の処分を行います。これら事業の処分面積の総計は、825.64平方メートルでございます。事業を実施しますと、平成17年度は1,364万4,000円の純利益が予想されます。

お手元の１ページから５ページまで土地開発公社の事業計画並びに予算の内容を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

これで土地開発公社の事業計画並びに予算について報告といたします。

下山准一議長　本件は報告事項でありますので、御了承願います。

日程第５諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下山准一議長　日程第５諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員は現在６名でございますが、今日の複雑かつ多様化する傾向にある人権問題に適

切に対応するため、本市の人口規模に応じて平成17年度から増員されます人権擁護委員２名及び平成17年６月30日をもって任期満了となります人権擁護委員の後任者２名、合計４名の人権擁護委員につきまして、山形法務局長より推薦依頼がありましたので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦いたします４名の方々は、引き続き推薦する方として、平成11年から人権擁護委員を務めております西田義克さん、新たに推薦する方として桂田茂夫さん、矢口伊和子さん、井上和郎さんでございます。参考といたしまして、経歴等を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見が適任の方というふうに存じますので、何とぞよろしく御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

下山准一議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第１号は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、諮問第１号は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、諮問第１号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、諮問第１号はこれに同意することに決しました。

日程第６議案第３号新庄市教育委員会委員の任命について

下山准一議長　日程第６議案第３号新庄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　議案第３号新庄市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

新庄市教育委員会委員５名のうち佐藤博委員が平成17年３月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるため御提案申し上げるものであります。

佐藤博氏の経歴は、別添参考のとおりでありますが、本市の教育行政を推進していただく上で誠にふさわしい方であるというふうに存じます。よろしく御審議をいただき、御同意くださりますようお願い申し上げます。

下山准一議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第３号は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第３号は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第３号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第３号新庄市教育委員会委員の任命につい

ては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第３号はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前１０時１７分　休憩

午前１０時１８分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

ただいま教育委員会委員に選任されました佐藤博君にごあいさつをお願いいたします。

（佐藤　博君登壇）

佐藤　博君　おはようございます。ただいま教育委員に任命していただきまして、誠にありがとうございます。２期目になりますけれども、議員の皆様方の御指導をいただきながら、新庄市の教育行政のさらなる発展のために全力で努力してまいりますので、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。（拍手）

議案２件一括上程

下山准一議長　日程第７議案第４号新庄市長等の期末手当の特例に関する条例の設定について及び日程第８議案第５号新庄市教育委員会の委員等の報酬の特例に関する条例の設定についての２件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（**高橋榮一郎市長**登壇）

髙橋榮一郎市長　議案第４号新庄市長等の期末手当の特例に関する条例の設定について及び議案第５号新庄市教育委員会の委員等の報酬の特例に関する条例の設定について併せて御説明申し上げます。

平成16年７月30日に新庄市財政再建計画を策定いたしまして、事務事業評価と併せて振興計画実施の施策体系ツリー図、これをつくりまして、選択と集中の考えのもとに、平成17年度の予算編成に当たってまいりました。人件費の削減対策につきましては、15名の退職者の分は不補充とするとともに、引き続き給与等の直接削減を実施してまいります。

議案第４号でありますが、三役及び教育長の平成17年度期末手当については、私は77%、助役は46%、収入役と教育長は31%削減する措置を講ずるものであります。この削減額は、給料の月額に置きかえますと、私は30%、助役は18%、収入役と教育長は12%の削減額に相当するものであります。この措置によって減額となる経費は707万8,000円であります。

議案第５号は、教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び農業委員会の委員の皆様方の月額報酬を今年度と同様に３%削減する措置を講ずるものであります。この措置により減額となる経費は51万7,000円であります。よろしく御審議をいただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

下山准一議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第４号及び議案第５号は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第４号及び議案第５号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　議案第４号についてですが、期末手当の特例ということで期末手当の大幅な削減ということで、これについては理由や内容などについて反対するものではありません。しかし、１つお聞きしたいんですけど、年収にしますと削減率はそれぞれどうなるのか、お願いします。

阿部敏夫総務課長　議長、阿部敏夫。

下山准一議長　総務課長阿部敏夫君。

阿部敏夫総務課長　この第４号及び第５号も同じでありますが、これは特例条例でありまして、先ほど市長から提案ありましたように、市長を始め理事者の皆さんが自主的に削減するという内容であります。それをまず御理解をお願いしたいということで、県内の自治体の首長、特別職のを見ましても最高でありますので、その辺も御理解を願いたいと。恐らくきのう大変申し訳ございませんが、佐藤悦子議員には詳しく電話でお話ししたつもりですが、まだ理解できないでしょうか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　私は自主的削減を御理解していただきたいということについて、反対するものではないということを最初に申し述べました。それから、お聞きしたことについて答えられていないように思います。きのうの電話でも私は聞きましたけども、正確な数字は今ないからということだったように覚えております。年収にすると削減率はどうなのか、再びお聞きします。

阿部敏夫総務課長　議長、阿部敏夫。

下山准一議長　総務課長阿部敏夫君。

阿部敏夫総務課長　それでは、お答え申し上げます。

　市長は21.2％、助役は12.6％、収入役、教育長につきましては8.5％というふうになります。

　以上です。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　私は、削減については自主的削減ということで、これについては反対するものではありません。私は、新庄市の今の財政難の状況から考えたときに、例えばこれから出されます議案とか、あと今提案されております議案第５号の教育委員、監査委員、選挙管理委員、農業委員のわずかの報酬を３％削減するということ、それから市民に対しては火葬場の使用料の値上げ、農業集落排水の利用料値上げ、これは下水道ということだと思いますが、その利用料の値上げなど市民のサービス低下、サービスの負担を上げる、そういう立場でやらざるを得ないような財政難になっていることを考えたときに、それを私はできるだけ回避するという立場から自らの削減についてもう少し厳しくあってもいいのではないかと思うわけです。例えば前に私は湯沢市長ということを言いましたが、さらに最近は岩手県の大船渡市だったかと思いますが……陸前高田市、間違えました。陸前高田市の市長など、報酬そのものを本俸から３割削減しております。ということは、年収そのもので３割削減になるような、自分自らの報酬削減をやりながら財政再建に取り組み、市民に対して直接サービスを減らすようなやり方にならないように頑張っているわけです。そういう意味でも私はこれから議員の方の報酬についても出ますが、同じ立場で大幅に削減をすべきではないかと意見を申し述べておきたいと思います。

阿部敏夫総務課長　議長、阿部敏夫。

下山准一議長　総務課長阿部敏夫君。

阿部敏夫総務課長　今湯沢市の市長のことを申し上げましたが、鈴木湯沢市長は94万5,000円、これを66万1,500円、これは選挙で公約して当選されましたということで、これは当選すると条例改正をしているわけであります。ということで、先ほど申し上げましたように、こちらの方はあくまでも自主的に削減すると、今財政再建上の厳しい状況でありますので、これを湯沢の市長とうちの方の市長との考えがここで議論されるのは土俵の食い違いというふうに私は思いますが、その辺をまず理解していただきたいというふうに思います。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

　これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論

を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第４号新庄市長等の期末手当の特例に関する条例の設定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号新庄市教育委員会の委員等の報酬の特例に関する条例の設定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議会案２件一括上程

下山准一議長　日程第９議会案第１号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第10、議会案第２号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定についての２件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

清水清秋君。

（８番清水清秋議員登壇）

８　番（清水清秋議員）　それでは、私から議会案第１号及び議会案第２号について御説明申し上げます。

まず初めに、議会案第１号でございますが、新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。平成17年３月４日、新庄市議会議長、下山准一殿。提出者は私清水清秋、賛成者は髙山和男議員、山口吉靜議員、小野周一議員、沼澤恵一議員、石田千與三議員、金　利寛議員の皆さんでございます。

改正の理由でございますが、末尾に記載しておりますとおり、行政組織の変更により企画調整課及び財政課が政策経営課に、また建設課及び都市開発課が都市整備課に変わったことに伴い、常任委員会の所管を変更するため、改正するものであります。

次に、議会案第２号でございますが、議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。平成17年３月４日、新庄市議会議長、下山准一殿。提出者は、私清水清秋、賛成者は亀井信夫議員、新田道尋議員、髙山和男議員の会派の代表者でございます。

提案の理由でございますが、末尾に記載してありますとおり、本市の厳しい財政状況に鑑み、昨年度に引き続き議員の期末手当について20％削減するものであります。なお、この削減額は報酬月額に置きかえますと、８％削減に相当するものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

下山准一議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第１号及び議会案第２号は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第１号及び議会案第２号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　議会案の第２号について質問いたします。

議員の期末手当の特例ですけども、年収にすると削減率は幾らになるのか、お尋ねします。それから、１人当たりにすると何万円の削減になるか。そ

れから、これを行った場合、減額の総額は幾らになるのか、お尋ねいたします。

８　番（清水清秋議員）　議長、清水清秋。

下山准一議長　清水清秋君。

８　番（清水清秋議員）　議会案第２号の質問でございますが、これらについて我々会派代表者会議を開きまして協議したところであります。その中で、ただいま申し上げましたとおり、削減幅を各会派において検討をいただきました。その結果を踏まえてのこの削減幅でございますので、額等についてはそれは計算すれば出てくるわけでございますので、この８％、20％というような数字を出しておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番(佐藤悦子議員）　もう一度お尋ねしますが、年収に対する削減率というのは5.6％なのか、そして１人当たりにすると34万円の減額なのか、お尋ねします。

８　番（清水清秋議員）　議長、清水清秋。

下山准一議長　清水清秋君。

８　番（清水清秋議員）　我々会派の代表者会議で話し合われたのは、今申し上げたとおりでありますので、金額等に対してどのぐらいの額というようなことは率で上げましたので、佐藤悦子議員の報酬に置きかえると８％という削減幅になるということで、各会派で御理解いただいたところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　前回の議会でも私は、議員のこの財政難の状況を市民サービス低下などにさせないためにも、議会自ら報酬の２割削減を提案してまいりました。それを見たときに、今回の削減率は5.6％ということで、年収に対して5.6％の削減率で他の三役の皆さん、市の特別職、三役の皆さんなどと比べても、また区長の手当を大幅削減しておりますが、そういったことから見ても非常に甘い削減率というふうに私は考えます。他の今回の議会でも先ほども言いましたが、火葬場の使用料の値上げとか、下水道使用に関連したところの値上げとか、またわずかの報酬で働いてくださっている方々の委員の皆さんの報酬の削減など、市民から見たらこういうものを値上げしてか、こういうものを下げてかというふうに困るようなところが提案されてきている中で、議員の報酬の削減について、私はもっとそういうことをさせないためにも、自ら厳しい活動になりますけども、大幅削減を私はもう一度検討すべきではないかと思います。この度は、まずは削減これで提案しながらも、さらに突っ込んで財政難をどうするのかと、そういう意味でもこの財政難は５カ年計画見ても経常収支比率がこの５年過ぎたとしても97％と大変厳しいものであります。それを考えたときに、本俸に関わって大幅削減しながら、議会費を節約して市民サービスを何とか下げないように努力していく、こういう私は議員自らそういう立場で大幅にやる必要があると思うんです。この度の議会費のこの削減でいうと、ほぼ約800万円ぐらいだと私は見ておりますが、本俸２割削減でいきますと、あと政務調査費を削減したり、行政視察を当面やめるとかという削減にしますと、3,400万円ぐらい節約になるわけです。このお金、このぐらい節約しながら、市民サービスを下げないように議会自ら努力していくというか、そういうお金の使い方に当面は私は再検討すべきではないかということを私の意見として述べておきたいと思います。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議会案第１号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第２号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第２号は原案のとおり可決されました。

日程第１１平成１７年度施政方針の説明

下山准一議長　日程第11平成17年度施政方針の説明をお願いいたします。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　平成17年度予算案を始めとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、市政運営に臨む所信の一端と政策推進における基本的な考え方を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいというふうに存じます。

昨年は、豪雨や台風が例年になく多発した他、鳥インフルエンザにノロウイルスといった疫病、記憶に新しいところでは新潟県の中越地震やインドネシア・スマトラ島沖での大地震と津波、さらにはイラクや北朝鮮における拉致被害者の動向など、天災・人災・疫病等が相次いで発生し、まさしく世相をあらわした漢字「災」に翻弄された１年でありました。

本年も年明け早々に大雪となり、本市では去る２月１日に豪雪対策本部を設置するなど、不安な年明けとなっておりますが、昨年末に紀宮清子内親王殿下の御婚約内定という朗報が伝えられましたことは誠に喜ばしい限りであり、心からお祝い申し上げますとともに、かかる慶事が昨年の「災」を一掃し、夢と希望に満ちた明るい社会へのかけ橋となりますことを切に希望するものであります。

さて、地方自治を取り巻く環境についてでありますが、昨今は“自治体破綻”という言葉まで耳にするなど、とりわけ財政面においては国、地方ともに危機的な状況にあります。

しかし、そうした状況下においても、社会情勢は少子高齢化、高度情報化、国際化などが、かつて経験したことのないスピードで変化し続けております。経済面においても、生産や設備投資、外需の増加などに支えられ、「国全体としては、緩やかな景気回復の傾向にある」とはいうものの、地域ごとにばらつきが見られるのが実態であります。

本市のみならずほとんどの地方自治体においては、そうした先行き不透明な社会情勢に加え、長引く不況と産業構造の変化による失業者の大幅な増加や地球規模で起こる環境問題など、重大かつ緊急に対処しなければならない課題が山積しており、もはや画一的な行政手法では対応できない時代となっております。

このため昨今は、明治維新、第二次世界大戦後に続く、第三期の変革期を迎えていると言われております。

市政の運営に当たっては、こうした変革期と言われる不透明な時代にあっても、変化を読み取り、予測し、的確に対応していかなければならないわけですが、去る１月21日に開会した今次通常国会における小泉内閣の施政方針演説でも「地方にできることは地方に」と、地方分権と三位一体の改革のさらなる推進が示唆されるなど、地方自治の果たすべき役割はこれまで以上にますます大きく困難なものとなってきております。

こうした環境の変化にも対応し、かつ限られた財源の中であっても、行政サービスを安定的に提供し、市民の満足度を維持し、今後とも発展し続ける「まちづくり」、これを実践していくためには、市民と行政とがそれぞれの役割と責任を明確にし、協働していくことが必要不可欠なものとなっております。また、その前提として「市民ができることは市民で」といった企業や団体をも含めた市民の力が主体的に発揮される地域社会を他に先駆けて構築する必要があります。

したがって今後は、地方自治体を取り巻く厳しい環境を的確に把握し、「夢と希望の持てるまちづくり」、これを推進していくため、現在実践中または策定中である次の４つのアクションプラン。１つは、「財政再建計画」に基づく財政の健全化であります。また、２つ目は、「行財政改革大綱」に基づく新たな行政運営システムの構築。３つ目は、「協働推進のための指針」に基づく市民との協働による市政の推進。４つ目は、「戦略計画」の策定による中期展望のまちづくりであります。これを、本市における当面の重点かつ緊急課題として取り組み、私の政治信条である“いい人～いい街～いい暮らし”これの実現を目指してまいります。

初めに、「財政の健全化」に向けた取り組みについてでありますが、その目的とするところは、自治体を取り巻く外部環境がどのように変化しようとも、常に市民ニーズに応じた行政サービスを安定的に提供し続けられる健全な財政運営システムを構築していくことであります。

このため、昨年の７月に平成16年度を含めた今後５年間の平成20年度までを計画期間とした「新庄市財政再建計画」を策定したところであります。

当然のことながら、当該計画の最終年度になる平成20年度までに硬直化した財政状況から脱却し、発展し続ける「夢と希望の持てるまちづくり」を実践できるよう「財政再建計画」に掲げたすべての事項を一日も早く確実に実現させ、時代や環境の変化にも対応できる「健全な財政運営システム」これを構築し、財政の健全化に努めてまいります。

まず、取り組むべき事務事業については、これまで以上に厳しい選択を行い、かつ予算の集中と重点化を図ってまいります。また、事務事業の実施に当たっては、効率性や成果等に対する評価検証、すなわち計画を立て、実行し、その評価に基づいて、改善を行う、といった「行政におけるマネジメント・サイクル」これを確立させ、かつ的確に運用するなど、職員一人一人の評価検証能力の向上や意識改革を図りながら、一致団結して目標達成に向けた継続的な取り組みを実践してまいります。

また、最上広域市町村圏事務組合につきましても、その目的とするところは本来各自治体が行うべき行政事務を共同処理することによる効率化であり、平成14年度から構成市町村が一丸となって共同事務のより効率的な推進方法を検討するなど、分担金抑制のためさまざまな節減対策を講じてきたところであります。

この結果、平成16年度当初予算の本市の分担金一般分は、平成15年度に比べ１億6,000万円の減となりました。

さらに、昨年12月には「ふるさと市町村圏基金」の繰替運用の制度化を行い、平成17年度当初予算の分担金一般分は9,100万円の減となっております。今後においても、事務事業の厳格な選択を行うとともに組織のスリム化と事務事業の効率化に努め、共同処理の成果がより顕著な形で実感できるよう、率先して取り組んでまいります。

なお、将来に向けては、現在議論いただいております市議会特別委員会の検討結果等を反映させながら、圏域住民の安全安心な生活を支えるため、消防や衛生事業を主体とした広域事務の充実を図ってまいります。

次に、「新たな行政運営システムの構築」に向けた取り組みについてでありますが、御案内のとおり我が国においては、平成12年４月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度の廃止などの制度改革が行われ、本格的な地方分権の時代に突入し

ております。

地方自治体においても、そうした時代の変化や社会情勢の要請に即応した新しい行政体としての変革が求められており、今後も市民本位の質の高い行政サービスを迅速かつ的確に提供していくためには、これまでの発想にとらわれることなく新たな視点に立って行財政全般を見つめ直し、単なる改善ではなく構造面から改革していく必要があります。

このため本市においては、平成15年度から“小さく、元気な市役所づくり”これをキャッチフレーズにした「行財政改革」に取り組んでまいりました。しかし、改革の方向性や最優先課題とした「財政の健全化」以外の事項については、実施手法、成果指標等が不十分な状況にあることから、その反省を踏まえ、今後の取り組み方をより明確にした新たな行財政改革大綱を策定中であります。

特に、限られた財源の中で、今後とも安定した行政サービスを継続して提供していくために、システムの改善といったこれまでの取り組みから脱却し、行政を経営するという新たな視点に立ち、行政運営の仕組みそのものを変える「構造改革」として取り組んでまいります。

さらに、これからの行財政運営は、これまで以上に的確な政策判断で諸施策の選択と重点化を図り、「人・もの・金」といった行政資源を最適に配分し、外部環境の急激な変化にも即応できる効率的な行政経営型の運営システムが強く求められてきていることから、新たな行財政改革大綱においては、「経営型の行政運営システムの構築」を「財政の健全化」とともに、平成17年度の最優先課題として取り組んでまいります。

具体的には、課の統廃合により現行の24課から21課へと組織のスリム化を実行いたします。また、各種事務事業の推進に当たっても、行政におけるＰＤＣＡのマネジメント・サイクル、これを確立させ、かつ的確に運用していくため、政策決定、政策形成、行政評価といった各システムの整備・充実を図ってまいります。

さらには、事務事業の検証評価を前提とした目標管理システムの導入や、職員が持つ能力、これを十分発揮できる環境づくり、分権時代に即した政策立案・調整機能等を重視する仕事へのシフト、スピード感を持った対応の徹底など、いわゆる「行政内部の変革」をより一層強力に推し進めてまいります。

次に、「市民との協働による市政の推進」に向けた取り組みについてでありますが、本市においては、時代の変化や社会の要請を踏まえた市民と行政とがよきパートナーとして連携し、互いの知恵と責任において「より良いまち・暮らしやすいまちづくり」これを目指すことを目的とした「新庄市協働推進のための指針」これを、このほど策定し終えたところであります。

この指針は名実ともに市民と行政との協働で策定されたものであり、今後においては、市内各所で展開されている「地域づくり」での取り組みはもちろんのこと市政運営面においても、より大きな力として活用していくことが、本市の将来にとって大変重要であると考えております。

特に昨今は、市民の皆様の様々なグループ、サークル、団体による自主的な活動や、いろいろな分野でのボランティア活動なども広がりを見せており、今後はＮＰＯとして活動する団体も加速度的に増えてくることが予想されます。

このため本市においては、来る平成17年度を「協働推進の環境づくり元年」と位置付けまして、市民の皆様の自主的・自発的な活動を促進するための拠点を設置するなど、市民をパートナーとする協働の市政運営を確立すべく積極的に取り組んでまいります。

また、本市に限らず、多様化する市民ニーズに応え、質的にも充実した地域社会を構築していくには、市民の持つ知識や技術、ネットワークと行政が持つ財源や情報、施設などを最大限に活用した、いわゆる「市民と行政との協働によるまちづくり」が不可欠なものとなっております。

御存知のとおり、「市民との協働によるまちづ

くり」とは、市民と行政とが対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携していくことであり、21世紀の都市経営における最も重要なキーワードのひとつと考えられております。つまり、これまでのように行政から市民に対して一方的にサービスを提供していくというふうな関係を超えた、新しい行政のあり方が問われてきております。

この新しい行政のあり方を示唆する一手法として、「民でできるものは民へ」を具体化させるための「官民競争入札制度」があります。

これは、既に欧米諸国において実施されているもので、上下水道の管理・運営、道路の維持・管理といった公共サービスの提供について、透明・中立・公正な条件のもとで官・民が参加する競争入札を行い、価格と質の面でよりすぐれた主体が落札し、そのサービスを提供していくという制度であります。

我が国でも、保育所や公共施設の民営化など、これまで行政が担ってきた分野に民間の参画を可能とする法整備が日々着々と進んでおり、今後は民間の活力と人的資源の活用がますます重要な要素となってきます。

公共施設の管理に民間の能力を活用する「指定管理者制度」はその一手法ですが、実施に当たっては市民の皆様を始めとする企業、団体を含めた民間の活動によるサービス提供活動との視点でとらえながら、行政にかわる新たな公共サービスの担い手として育成し、かつサービス水準の維持・向上に必要な指導にも努めていかなければなりません。

しかし、限られた行政資源を効率的・効果的に活用していくには有効な方策であり、平成17年度は「屋内ゲートボール場」を、さらに野球場や武道館、スキー場など他の施設についても順次「指定管理者制度」の導入を図ってまいりたいと考えております。

次に、戦略計画の策定による「中期展望のまちづくり」に向けた取り組みについて申し上げます。

御存じのとおり、現在の「第３次振興計画」は、平成７年度に策定し平成８年度を計画初年度としてスタートしたものであります。

以来、丸９年を経過しようとしているわけでありますが、基本構想としての目標年次は平成22年度までとなっております。

しかし、基本計画部分については平成17年度をもって期間終了となることから、平成18年度から平成22年度に至る５カ年の中期展望を持った基本計画を新たに策定する必要があります。

このため、平成18年度からの基本計画については、第３次振興計画の後期５カ年基本計画として位置付け、去る１月17日には第１回目の振興計画審議会を開催するなど、既に策定作業に着手しております。

ただし、今回の後期５カ年の基本計画は、財政の健全化を目指す「財政再建計画」とほぼ同様の計画期間になることから、その策定に当たっては、これまで以上に市民ニーズや財政状況等を詳細に把握し、かつ時代の変化にも即応できる戦略的な内容、つまり希望的な目標を抽象的に掲げるのではなく、掲げた目標を「どのような手段で、いつまでに、どのような状態にする」といった目標達成に向けた、活動指標と成果指標を明らかにするものでなければならないと考えております。

そこで、策定作業の第１段階として、市民の皆様が、第３次振興計画に基づく政策や各種施策に対するこれまでの取り組みを「どのように考えているのか、また今後どのような施策を重点的に進めていく必要があると考えているのか」これを把握するため、昨年の11月中旬から年末にかけて「市民認識度調査」これを実施いたしました。

調査は、第３次振興計画の施策体系に掲げている政策や施策に対するこれまでの取り組みについて、市民の皆様から「満足度」と「重要度」それをそれぞれ４段階で評価していただいたもので、その結果は、過去９年間のまちづくりと市政運営に対する市民の皆様の率直な評価として受け止めたいというふうに考えております。

既に調査票の回収・集計を終えまして、現在、自由記述内容の整理及び「満足度」と「重要度」の

関係などの分析作業を急いでおりますが、最終結果を市民の皆様に公表できるのは４月以降になるものと思います。

したがいまして、分析作業の途中経過になりますが、参考までに今回の市民認識度調査による市民の満足度とニーズ度の傾向を御紹介いたしますと、まず、満足度評価のベストファイブは、文化の振興、開かれた市政運営の推進、市民生活の安全確保、社会教育の充実、生涯スポーツの振興、となっております。逆に、満足度評価ワーストファイブは、雇用開発の推進と労働環境の整備、商工業の振興、都市基盤の整備と雪のふるさとづくり、行政サービスの維持向上、健全な財政運営、となっております。

また、「重要度」と「満足度」の差が「市民のニーズ度」ということになりますが、そのベスト５は、雇用開発の推進と労働環境の整備、都市基盤の整備と雪のふるさとづくり、商工業の振興、健全な財政運営、保健・医療の充実、となっております。

ただし、まだ分析作業の途中でありまして、断定はできませんが、今後においては重要度の多数意見となっている施策や逆に少数意見となっている施策の課題分析、さらには社会情勢や市の財政状況などを総合的に判断することによって、これから取り組むべき政策・施策の優先性、重点性を明らかにすることが可能となりますので、この市民認識度調査の結果については後期５カ年基本計画策定のための有効な資料として活用できるものと考えております。

計画策定の今後の作業としては、まず公募による委員も含めた審議会において、計画の基本的な考え方や総論及び各論の審議、主要事業の選定等について協議していただき、原案を取りまとめる予定であります。

その後、当該計画原案に基づきまして「市民との意見交換会」を開催するなど、いわゆるパブリックコメント、これを取り入れまして、これまでのような「市がどのような事業を行うかを市民に公表するもの」ではなくて、市民との合意のもとで「行政として果たすべき役割」、「５年後にどうなりたいのか、どうしたいのかという姿」、「どうやって目標を達成するのか」などを明確にした「中期展望をもった戦略的なまちづくり計画」として策定してまいりたいと考えております。

また、策定時期でありますが、平成18年度からの予算に反映できるよう、この秋までには作業を完了させたいと考えております。

次に、平成17年度の重点施策と主な事業について申し上げます。

来る平成17年度は、第３次振興計画における前期10カ年基本計画の総まとめの年となります。確かに、財政の健全化に向けた歩みをスタートさせたばかりではありますが、これまで継続してきた事務事業については、その重要度や効率性などを総合的に勘案し、優先度の高いものから確実に実施していかなければならないと考えております。

このため、平成17年度の予算編成に当たっては、財政再建計画を確実に実施していくことを前提に、かつ市民認識度調査の市民ニーズ度なども考慮し、次の分野に重点を置き取り組んでいくことにいたしました。

市民認識度調査によれば「雇用開発の推進と労働環境の整備」がニーズ度の最も高いものとなっております。これは、市民の皆様が雇用の場の確保を喫緊の課題と認識しているあらわれであり、私も常々申し上げておりますが、定住対策の中でも最も優先すべきことと考えております。

雇用の場の確保については、裏返せば産業の振興であります。今後とも内発型産業振興及び企業誘致、これを一層推進するために、企業立地促進条例の優遇制度を充実するなどで、積極的に取り組んでまいります。

また、国のバイオマスタウンの認定を受け循環型社会の形成を目指すとともに、地域社会のネットワークに支えられた問題解決型・提案型の新たなコミュニティービジネスによる産業の創設を図ってまいります。

具体的には、農業後継者育成として実績の上が

っている「若者園芸実践塾」の継続、地産地消や農業への生きがいづくり等で多面的な成果を上げている「産直まゆの郷振興事業」、自立できる農業経営を目指す「担い手育成事業」などにより農業就業者の増加を促進してまいります。

また、駅東での開発が新たに進展してきていることから、平成17年度において市道沖中関屋線の一部を整備いたします。これは、３カ年の事業計画で整備される予定の「駅前通りの歩道拡幅、電線地中化、無散水消雪事業」とともに新庄市中心市街地都市整備基本計画の中心市街地グランドデザインや中心市街地活性化基本計画に基づいたものであります。

なお、駅東の開発では、直接雇用が見込まれますし、駅前通りや南北本町を始めとする「まちなか再生」により、新たな雇用の場の創設やまちなか居住にもつながるものと期待しております。

次に、「都市基盤の整備と雪のふるさとづくり」ですが、これも市民ニーズ度が高く、課題は雪対策に尽きると考えております。このため、平成14年度から２年間、最上川の水を利用した消流雪用水試験通水を実施いたしまして、さまざまな課題の抽出を行ってまいりました。平成17年度は、今年度に引き続き既存水源の有効活用を図るとともに、さらに安定した水量を確保するため、ため池の活用や増量対策としての「升川１号堰導水路整備事業」これを合わせ、水上がり箇所の改善対策を講じてまいります。

この他、「福祉の充実」の分野では、６歳までの乳幼児医療費の無料化や小学校３年生までの児童手当支給の拡大などの少子化対策や介護保険制度の推進による高齢化対策にも、これまで同様万全を期して取り組んでまいります。

「保健・医療」分野では、これまでの早期発見・早期治療の「二次予防」から、発病を予防する「一次予防」に重点を置き、昨年の６月に策定した「いきいき健康づくり新庄21」に掲げた目標数値の達成に向け、諸施策に取り組んでまいります。

「市民生活の安全確保」の分野では、これまでも交通安全、防犯、火災予防等の啓発・指導に努めてきておりますが、平成17年度から２カ年で「避難所標識整備事業」に取り組むとともに、新潟県中越地震や新潟・福井豪雨等を踏まえた検証結果をもとに「新庄市地域防災計画」の見直しを行い、地震や土砂崩れ等の自然災害への対応を強化してまいります。

「教育の充実」の分野でありますが、これまでも「命の尊厳を根底に据えた心の教育の充実」これを最大の課題としてとらえ進めてまいりました。今後もこの考えを基本とし、各年齢に応じた豊かな生涯学習社会の実現を目指してまいります。

その具体策として、将来を見据えた人づくりの方向性を示す長期教育プラン「いのち輝く新庄もみの木教育プラン21」これを16年度中に策定いたします。計画期間は、17度から10年間で、家庭教育、学校教育、生涯学習、生涯スポーツの４分野ごとに重点課題を設定し、評価・更新を繰り返しながら内容の充実を図り、教育環境の整備・充実を目指してまいります。

ちなみに、教育の原点である家庭教育においては、「子育てに関する学習機会の拡充」などにより、子育てを支援してまいります。

学校教育においては、心を耕す“道徳教育”や“読書教育”これを重視し、学力・体力の充実向上を図りながら、徳育・知育・体育のバランスのとれた、いのち輝くたくましい「新庄っ子」これを育ててまいります。

生涯学習においては、「市民総ボランティアのすすめ」などにより、「学び」の世界をさらに広げてまいります。

生涯スポーツにおいては、「総合型地域スポーツクラブの創設・育成」などにより、楽しく親しめるスポーツライフを推進してまいります。

なお17年度は、学校教育で「つまずきのある児童生徒支援事業」、生涯学習で「市史編さん事業」、生涯スポーツで「サイクルスポーツセンター改修工事」などに取り組んでまいります。

また今年は、本地域最大のイベントである「新

庄まつり」がその起源とされる宝暦６年、これから数えて250年という節目の年に当たることから、各種の記念事業を実施するとともに、国の重要無形民俗文化財指定に向けた取り組みを行ってまいります。

最後に、私は、市長就任以来今日まで「行政は最大のサービス産業である」これをキーワードに、職員に対しては「行政のプロである」として、機会あるごとに「市民の目線で、市民の立場に立った事務事業の遂行」を呼びかけてきたところであります。職員においても、「さわやか運動」や「マイ・チェンジ」など、それぞれに自主・自発的な目標を設定するなど、鋭意努力してきているところであります。

17年度は、その集大成として次の７つの事項。

市民すなわちお客様本位に徹する。目的意識を持つ。コスト意識を持つ。スピードを心掛ける。チャレンジ精神を日常的に持つ。競争意識を持つ。連携意識を持つ。

以上を「意識改革の七つ道具」として身に付けるよう全職員に周知徹底を図り、冒頭の地方自治を取り巻く環境の中で提起いたしました「画一的な行政手法」からの一日も早い脱却と「新しい行政手法の確立」を目指してまいります。

国・県・市町村を問わず、行政サービスの限界が指摘され、市民との協働による「新たな行政手法の確立」が正念場を迎えている今日においてはなおのこと、全職員が「意識改革の七つ道具」これを身に付け、これまで以上に「無駄を省いて、手間を省かず、丁寧に」といった、よりわかり易い姿勢をもって効率・効果的な行政運営に努めなければならないと痛感している次第であります。

大きな時の流れの中で、名実ともに生き残りをかけた地域間競争の時代へと突入した今日ですが、私の政治信念にはいささかの揺るぎもなく、逆にこうした時にこそ、心身ともに充実した人々が、夢と希望を持って日々の生活を謳歌することのできる「田園都市・新庄」、つまり私が一貫して提唱し続けている「いい人～いい街～いい暮らし」これの実現に向け英知を結集して、発展し続ける「夢と希望の持てるまちづくり」に邁進していかなければならないと決意を新たにしたところであります。

ここに、改めて市民の皆様並びに議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げまして、平成17年度の施政方針といたします。御清聴誠にありがとうございました。

下山准一議長　御苦労さまでした。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前１１時１９分　休憩

午前１１時２９分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

議案１８件一括上程

下山准一議長　日程第12議案第６号新庄市特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第20議案第14号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてまで及び日程第21議案第23号平成17年度新庄市一般会計予算から日程第29議案第31号平成17年度新庄市水道事業会計予算までの計18件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　議案第６号新庄市特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

現在出張するときの日当につきましては、平成15年４月から本市の財政状況に鑑みまして、県外出張の場合は従来の２分の１を支給し、県内の出張の場合には支給しないことにいたしました。当時は市町村合併の協議を進めておりました関係もありまして、この措置の期限は平成17年３月までと説明してきた

ところであります。今回この措置を当分の間少なくとも財政再建計画期間中は継続する必要があると判断いたしまして、職員労働組合に対して了解を得るべく申し出をしたところであります。こうした経過も踏まえまして、条例につきましては日当の額を改正前に戻した上で、附則に置いて当分の間特例措置を継続する内容の条例案を提案するものであります。なお、一般職におきましては、従来４級以上の職員と３級以下の職員では日当等の額が異なっておりましたが、この級区分を廃止した上で特例を継続したいと思いますので、御理解賜るようお願い申し上げます。

議案第７号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。一般職の給与等の削減を含めた人件費の削減は、事務事業の縮小、廃止に対して市民の理解を得るために大変重要と考えておりまして、一般職の職員の給与等の削減も避けて通れないものであります。平成17年度も今年度と同様に期末手当を0.3カ月削減するとともに、期末勤勉手当の加算割合、これを50％削減いたします。議案第７号は、このうち期末手当を0.3カ月削減する内容となっております。なお、期末勤勉手当の加算割合の50％削減につきましては、規則の改正で行うものであります。これらの削減額を給料月額に置きかえた場合、１級から３級の職員は2.5％、４級、５級の職員は3.5％、６級、７級の職員は4.5％、８級の職員は5.4％、平均では4.1％であります。また、８級の課長職の場合は、管理職手当を含めますと削減率は10.4％となります。議案の附則第２項及び第３項に新庄市特別職の職員の給与に関する条例と新庄市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正がありますが、これは一般職の期末手当の支給割合の改正が議案第４号の特別職の期末手当の削減条例に影響しないように、必要な措置を行う規定であります。この措置により減額となる経費は8,289万円であります。

議案第８号新庄市防犯推進条例の設定について御説明申し上げます。この条例は、防犯に関する市民及び市民の責務を明らかにすることによって、市民の自主的な防犯活動、これを推進するとともに、防犯思想の啓発及び防犯意識の高揚を図ろうとするものであります。地域社会の安全は、市民が豊かでゆとりのある安定した生活を営む上での基盤であり、市民誰しもが犯罪のない明るい住みよい町を望んでおります。しかしながら、近年地域社会の変化や住民の連帯意識の希薄化などにより、全国の犯罪情勢は多発傾向にあり、その内容も複雑多様化している現状であります。本市におきましては、国、県、警察等と連携を図りながら、積極的に防犯対策に取り組んでおりますが、市、市民、事業者及び関係機関がより一層緊密な連携を保ちながら、地域住民の連帯意識と犯罪抑止力を高めて、地域社会の安全基盤を強化し、安全で住みよいまちづくり実現のため設定しようとするものであります。

議案第９号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本市の斎場、新庄・最上さくらが丘斎苑は、最上町と協同で建設し、平成10年４月から供用し、故人の尊厳を重んじるとともに、遺族の方の心情に配慮した火葬サービスを行っております。現在市民の火葬場使用料につきましては、汚物と小動物を除いて無料となっておりますが、経費の一部負担をお願いし、13歳以上１万円、13歳未満を7,000円、３歳未満、胎児の死胎、手足等の肢体をそれぞれ5,000円に改め、負担の適正化を図るため、改正するものであります。なお、施行期日につきましては17年の７月１日からとするものでございます。

議案第10号新庄市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案末尾の改正の理由に記載しておりますように、文化財保護法の一部を改正する法律が平成17年４月１日から施行されることに伴い、引用している条番号に変更が生じたことから条文の整備を図るため、改正するものであります。

議案第11号新庄市屋内ゲートボール場設置及び

管理に関する条例の設定について御説明申し上げます。改正理由は、議案末尾に記載しておりますとおり、平成15年の地方自治法の改正により創設された指定管理者に新庄市屋内ゲートボール場の管理を行わせるため、現行の条例の全部を改正するものであります。屋内ゲートボール場は、平成５年に設置し、これまでその施設管理を委託し、効率的な管理を行ってまいりましたが、今後においても引き続き効率的な管理と市民をパートナーとする市政運営を進めるために、指定管理者にその管理を行わせようとするものであります。主な内容については、開館時間、休館日など、管理基準の明確化と利用許可等の指定管理者の行う業務の範囲と、その経費を指定管理者の収入とする利用料金を充てる利用料金制をとることとしております。

議案第12号指定管理者の指定について御説明申し上げます。ただいま申し上げました新庄市ゲートボール場設置及び管理に関する条例を全部改正したことに伴い、新庄市屋内ゲートボール場について指定管理者を指定するものであります。指定管理者となる団体の新庄市ゲートボール協会は、平成５年の屋内ゲートボール場開設当時より施設管理を受託し、施設の適正な管理運営を行ってまいりました。施設の利用調整から維持管理面に至るまで、一連の業務を自主的に運営管理が図られており、今後の施設管理においても新庄市ゲートボール協会が指定管理者として適性であるため、指定するものであります。また、この指定管理者の指定期間は、平成17年４月１日から平成19年３月31日までの２年間とするものであります。

議案第13号新庄市農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。農業集落排水処理施設につきましては、昭和61年度に供用開始した昭和地区を始めとして、塩野、山屋、萩野地区、さらに平成13年度でありますが、仁田山地区で供用開始いたしまして、現在５地区におきまして維持管理を行っているところであります。この度の使用料の改定につきましては、平成12年度以来となりますが、受益者負担の原則に基づき改定をお願いし、適切な管理と健全な運営を図るため、御提案申し上げているところでございます。改定率につきましては、約６％となりまして、平均的な一般家庭におきましては、１世帯１月当たり200円ほどの増額となります。

議案第14号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。改正の理由といたしましては、議案末尾に記載しておりますとおり、雇用の場の確保や若者の定住促進を図るべく、企業誘致を促進するため提案するものであります。改正の内容につきましては、助成措置を平成22年３月31日まで５カ年延長するとともに、交付要件であります用地取得面積を１万平方メートル以上から現状の区画割りに併せて3,000平方メートル以上に緩和するものであります。

議案第23号から議案第31号までの一般会計及び特別会計の平成17年度当初予算について御説明申し上げます。国の平成17年度予算編成に当たっては、これまで同様に義務的経費を含めた歳出を厳しく見直し、活力ある経済社会と持続可能な財政構造の構築を図るため、歳出全般にわたる徹底的な見直しを行いまして、歳出改革を一層推進することとしております。一方、地方財政についても極めて厳しい状況を踏まえまして、国と同一歩調による歳出の徹底的な見直しを図り、定員の計画的削減等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を行いまして、歳出総額の抑制に努めることとしております。

本市の財政事情は、大変厳しい状況にありますが、このため昨年７月には平成16年度から20年度まで５カ年の新庄市財政再建計画を策定いたしまして、困難な時期を乗り越え、健全財政を目指しております。平成17年度当初予算は、16年度から進めてきた財政再建２年目として、再建計画の個別的な方針に基づき、歳出面では人件費の削減、広域の分担金の圧縮、事務事業評価による見直しなど効率化推進の継続、歳入では受益者負担の原則による負担の適正化などを行い、編成いたしました。

それでは、一般会計の概要について御説明申し上げます。御提案申し上げております一般会計の総額でありますが、135億6,900万円であります。歳入でありますが、収入の根幹をなす市税については、個人市民税において税制改正による配偶者非課税措置の廃止に伴う増を見込んだ他、景気状況が低迷していることから、全体としては0.5%の微増との見込みで計上いたしました。

次に、17年度の国の地方財政対策として、三位一体の改革の推進が挙げられますが、それに関わるものとして国庫補助負担金の見直しによる影響額、これは7,700万円の減、他方税源移譲による所得譲与税、これは7,800万円の増によりまして、２款の地方譲与税合計で37.7%、8,600万円の増となりました。

また、10款の地方交付税でありますが、地方団体の強い要望によりまして、安定的な財政運営に必要な一般財源の総額の確保が図られたことから3.0%、１億3,000万円の増、平成16年度の決算見込額とほぼ同額を見込んでおります。14款の国庫支出金でありますが、国民健康保険基盤安定制度負担金が国から県に税源移譲されたことや、養護老人保護措置費負担金などの一般財源化による減額、15款県支出金では国民健康保険基盤安定制度負担金が国からの振り替わりなどによる増額となりました。16款の財産収入では、遊休市有地の処分を継続し、土地売払収入として１億円を見込んでおります。

18款繰入金ですが、財源不足を補う必要から、財政調整基金及び減債基金からの繰り入れ２億9,000万円を計上し、１億2,700万円ほどの増額となりました。

21款の市債においては、地方財政計画上、地方の財源補足が圧縮する見通しから、臨時財政対策債は１億7,000万円が減になる見込みとなります。また、財源確保のため、県貸付金の活用を図りながらも市債総額を抑制し、7.5%、6,800万円の減となっております。なお、歳入に占めます市債の割合、公債依存度でありますが、6.2%となっており、16年度からさらに0.5%下がりました。

続いて、歳出でありますが、先ほども申し上げましたが、昨年７月に財政再建計画を策定いたしまして、16年度に引き続き人件費の削減、広域分担金の圧縮など、財政健全化に向けて取り組んでまいります。主な事業について御説明申し上げますと、２款の総務費は１億6,200万円の減となりますが、職員の退職不補充による職員給与費１億3,000万円ほどの減や参議院議員及び県知事選挙費などの減によるものであります。

３款の民生費は１億2,000万円ほどの増でありますが、児童手当支給対象者拡充や医療給付費などの扶助費の増などによるものであります。

４款の衛生費は１億5,000万円ほどの増で、最上広域エコプラザ建設費元金の償還が増えることによる広域分担金１億円、国で定める繰り出し基準に基づく上水道高料金対策繰出金が前年度から約6,000万円増額になっていることによります。

６款の農林水産業費は、民、産、学、官の連携による資源循環型社会の構築を目指しますバイオマス活用事業は、国の財源を活用しながら継続してまいります。790万円の事業費であります。

７款の商工費は、広域分担金の広域交流センター「ゆめりあ」分約8,000万円の減で、償還費の負担の平準化を図るため、最上広域ふるさと市町村圏基金の6,600万円の活用を行うものであります。また、市民の誇りであります新庄まつり生誕250年という節目を迎えて、景気低迷の折、記念事業として８月27日に記念パレードを実施するなど士気高揚を図っていきたいと考えているところであります。

８款土木費は、駅東地区の将来構想をにらみながら、秩序ある土地利用の開発誘導を図るため、市道沖中関屋線の道路改良事業、定住促進のための雪に強いまちづくりを推進するため、消流雪用水の増量を図る導水路整備事業を実施するなど、約2,400万円の増額であります。

９款消防費は、緊急的に実施していきます避難所標識整備事業約400万円、小型動力ポンプ積載車２台を整備するなど、防災対策を充実してまいります。

10款の教育費でありますが、900万円ほどの増となりますが、平成17年度で廃校になります角沢小学校児童の通学手段確保のためのスクールバス購入や国の緊急雇用事業で実施してきましたつまずきのある児童生徒支援事業の効率化を図りながら、市独自事業として継続すること、また別巻の民俗編を発行し、完了となります市史編さん事業などを盛り込みました。

12款の公債費は、前年度から8,000万円ほどの減になっております。これは、公債費の負担適正化計画に基づきまして、市債の発行額、これを年々圧縮してきたことによってピークが15年度になり、16年度以降は年々減になってきたものであります。

次に、特別会計の予算案でありますが、国民健康保険事業特別会計は38億2,621万5,000円で、9.6%の増であります。１人当たりの医療費の増大と退職者被保険者数の増加などにより、保険給付費が増えております。

交通災害共済事業特別会計は994万8,000円と前年度とほぼ同額であります。老人保健事業特別会計は34億3,653万9,000円で、前年度から0.1%の微減であります。被保険者対象年齢が引き上げられまして、老人保健対象者が減っているものの、１人当たりの医療費が増えていることによるものであります。

公共下水道事業特別会計は15億7,917万5,000円で、約２億4,000万円の増となります。公営企業金融公庫から借り入れしております６%以上の高金利の借換債２億1,000万円を歳入歳出予算それぞれに計上しているため、増加となったものであります。

農業集落排水事業特別会計の予算額は、対前年度26.7%増の１億708万1,000円であります。公共下水道事業と同様の借換債1,720万円を見込んでいることや元金の償還額が増えたことによります。

営農飲雑用水事業特別会計は2,893万9,000円で、前年度対比53.1%の増でありますが、休場、市野々地区の浄水装置の借り上げや施設の修繕料の増額などによるものであります。

介護保険事業特別会計は23億6,243万円、前年度対比1.1%の減額であります。16年度の施設介護サービスの実績見込みの伸びが少なかったことから減額といたしました。

最後に、公営企業の水道事業会計ですが、収入が14億2,320万4,000円、支出が18億2,659万7,000円で収支不足額４億339万3,000円については損益勘定留保資金等で補てんすることになります。

以上で私からの説明終わりますが、一般会計及び７つの特別会計については財政課長から、水道事業会計については水道課長からそれぞれ詳細について説明させることにいたしますので、よろしく御審議方、お願い申し上げます。

下山准一議長　ただいまから１時まで休憩いたします。

午前１１時５２分　休憩
午後　１時００分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

財政課長国分政嗣君。

（国分政嗣財政課長登壇）

国分政嗣財政課長　それでは、予算書に基づきまして少し詳しく御説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第23号平成17年度一般会計予算でございます。予算書１ページをお開きいただきたいと存じます。一般会計の予算総額は、第１条にございますように、歳入歳出それぞれ135億6,900万円でございます。対前年度1,900万円、0.14%の減と６年連続の対前年度減となっております。第２条、債務負担行為及び第３条、地方債につきましては、２表及び３表で御説明申し上げます。４条、一時借入金の最高額は15億円と定めます。予算の流用につきましては、第５条に定めているとおり、人件費に関する部分でございます。

２ページからの１表歳入歳出予算を説明いたします。市長から御説明申し上げました点につきましては、重複を避けて省略をさせていただきまして、まず９ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧い

ただきたいと存じます。歳入でございます。１款市税は43億6,944万5,000円で、対前年度1,995万2,000円の増であります。個人市民税が約3,000万円減の見込みではございますが、固定資産税、都市計画税が約4,660万円の増と、新築家屋による増を見込んでおります。

２款地方譲与税から９款地方特例交付金までは、16年度の決算見込み及び17年度の地方財政計画上での伸び率を勘案し、計上いたしております。三位一体の改革の１つであります国庫補助負担金の削減に伴います暫定的な税源移譲といたしまして、２款地方譲与税に所得譲与税7,800万円を平成16年度予算額に対して増額しております。また、４款配当割交付金、５款株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度より減の見込みをいたしております。これにつきましては、前年度が地方財政計画から推計して計上いたしておりましたが、17年度は16年度における県での収入見込額から推計いたしました結果、やや大幅な減ということになりました。

10款地方交付税は45億円を計上いたしております。内訳につきましては、普通交付税が39億2,000万円、特別交付税が５億8,000万円でございます。地方交付税につきましては、５年ぶりの対前年度増となりました。平成17年度の地方財政計画では、前年度比0.1％の微増ということで、16年度の総額が確保されることになりましたので、経常的及び投資的な要因を考慮しながら、16年度交付決定額39億3,000万ほどの確保は可能というふうに判断いたしまして、前年度対比１億3,000万円、3.0％の増となっています。また、交付税の減額分を補う財源対策としての赤字地方債でありますところの臨時財政対策債は、地方財政計画の影響により、対前年度比26.4％、約１億7,060万円と大幅な減になっております。

14款国庫支出金は１億1,943万円減の７億5,062万8,000円でございます。この減の理由につきましては、市長説明で申し上げましたとおりでございます。

次、15款県支出金につきましては、約5,150万円増の５億7,195万4,000円でございます。その理由でございますが、三位一体の改革の県への影響分でございます国民健康保険基盤安定制度負担金9,808万6,000円の増が影響をしております。また、金額は少ないのですが、バイオマスの環づくり交付金としてバイオマス利活用実証事業及び同堆肥製造事業、同活用生ごみ収集事業に対する県からの支援560万円がございます。

次、18款の繰入金でございます。基金からの繰り入れが約１億2,700万円の増でございます。内訳は、財政調整基金が約１億円の増、減債基金が約1,200万円の増、新庄まつり250年祭記念事業開催に伴うまつり振興基金からの繰り入れが約2,530万円の増となっております。

20款諸収入におきましては0.4％、129万2,000円減の２億9,681万8,000円になっております。

最後に、21款市債でございます。総額は８億4,110万円、7.5％、6,810万円の対前年度比の減でございます。

以上、歳入について御説明申し上げましたが、市税、地方交付税などの一般財源の総額は10ページ、歳出の本年度予算の財源内訳にありますように、110億2,084万4,000円と前年度より約7,500万円の減で、予算総額に対しまして81.2％となりました。また、市税等の自主財源につきましては58億8,051万8,000円で、対前年度より9,397万5,000円の減となりまして、自主財源の比率は43.3％と昨年度より若干の減となっております。

次に、債務負担行為と地方債について説明申し上げます。７ページをご覧いただきたいと存じます。債務負担行為は、16年度と同様の農業総合振興資金利子補給及び園芸銘柄産地育成推進資金利子補給の２件でございます。

第３表地方債は、県営土地改良事業負担を始めとする11件であります。これらを借り入れ、さらに過年度借り入れ分の定時償還分を返済いたしますと、17度末の市債残高の見込みは190億7,455万4,000円となりまして、16年度末見込みより11億6,534万円の減となる見込みでございます。

続きまして、歳出でございます。各款項の予算額は、５ページ及び６ページをご覧いただきまして、具体的な内容につきまして31ページから御説明申し上げたいと思います。市長が御説明申し上げましたように、財政再建計画の個別的な方針及び事務事業施策の体系ツリー図による順位付けに基づきまして、抜本的な見直しを行いまして、その結果、人件費の削減、広域分担金の圧縮、単独補助負担金、単独扶助費など財政再建に向け取り組んだ結果の予算となってございます。

最初に、１款議会費につきましては２億373万3,000円でございます。前年度対比0.7%、144万円の減となりました。議員報酬は、16年度に引き続き削減の内容で同額と計上させていただいております。事務局職員の人件費あるいは最上地方町村議会議長会負担金の減などが減の主な理由となってございます。

２款総務費でございます。14億7,844万2,000円で１億6,238万9,000円、9.9%と大幅な減でございます。平成16年度で退職される職員分の給与費等約１億3,690万円を総務管理費より一括して減額していることによるものでございます。

主な事業の内容についてでございます。まず、１款の総務管理費は35ページご覧いただきたいと思いますが、企画費が対前年度1,061万円の減となっておりますが、これにつきましてはエコロジーガーデンの推進事業費600万円ほど、併せてバイオマス利活用実証事業400万円ほどを農業振興費の方に移したことによる減額となってございます。また、市と市民の協働による行政運営を推進するために協働推進事業費を計上しております。37ページからの交通安全対策費では662万円の減となっておりますけども、これにつきましても交通安全施設工事費約600万円ほどを８款の土木費の道路維持費に移したことによるものでございます。

次に、41ページからの選挙費でございます。市長選挙費及び農業委員選挙費など約2,600万円、44ページの統計調査費には国勢調査費約1,770万円がございます。

45ページからの第３款民生費は32億6,055万5,000円で3.8%、１億1,914万4,000円の増でございます。１項社会福祉費のうち47ページ、３目、身体障害者福祉費は重度心身障害者、障害児医療給付費の約1,900万円の増などによりまして、約3,100万円の増となっております。

49ページ、老人福祉費は在宅老人福祉事業費約1,100万円の減の影響によりまして、450万円ほどの減となっております。

次に、53ページからの児童福祉費でございます。２目児童母子措置費が児童手当及び児童扶養手当給付費により約6,600万円の増となっております。

次に、58ページからの４款衛生費でございます。衛生費は11.0%、１億4,984万9,000円の増ということで、15億1,758万2,000円でございます。１項保健衛生費のうち61ページの５目老人保健費では、基本検診など委託料が2,100万円ほどの減になっております。これは、腹部超音波検診の実施の見直しと女性のドック検診の基準の見直しによるものでございます。

63ページ、２目塵芥処理費で１億996万1,000円の増額となっております。これは、最上広域のエコプラザもがみ建設借入金の元金償還が17年度から始まることによるもので、交付税の事業費補正算入分等の増によるものでございます。

65ページにまいります。５款労働費は6,293万円で、0.4%、27万3,000円の減でございます。

次、６款農林水産業費は0.3%、232万5,000円減の７億3,977万3,000円でございます。１項農業費のうち67ページにあります３目農業振興費では、約490万円の増となっております。前段で御説明いたしましたバイオマス利活用実証事業400万円、エコロジーガーデン推進事業費600万円を移行いたしてございます。

70ページの５目農地費でございます。5,400万円ほどの減となっておりますが、これは県営土地改良事業費4,200万円ほどの減によるものでございます。

72ページ、６目水田農業対策費は1,600万円ほど

の減となっております。これは、平成14年度から３カ年の予定で実施しておりました中山間地域等直接支払事業費の減によるものでございますが、この事業は平成17年度以降も継続の見込みではございますが、編成時点ではその実施内容等が不明でありましたので、当初では予算措置を見送ってございます。

73ページ、７目果樹園芸振興費でございます。3,200万円ほどの増となっております。これは、園芸産地拡大推進事業費補助金3,850万円ほどが増となっております。

74ページでは、地籍調査事業費を廃目整理しております。これは、地籍調査事業費を税務総務費に移したことによるものでございます。

７款商工費は11.7%、6,108万1,000円の減で４億6,096万3,000円となっております。減の主な理由は、市長が御説明申し上げましたとおりでございます。

80ページからの８款土木費は、15億3,421万9,000円で、対前年度比1.6%、2,413万3,000円の増となりました。新規事業等の繰り延べなどによる圧縮を図っているところではありますが、81ページ、２目道路維持費では２款の交通安全対策費から移行しました工事費600万円の増、継続事業であります道路２路線、街路２路線の他、82ページ、３目道路新設改良費では沖中関屋線の整備事業費として7,000万円の増がございます。

86ページ、５目公共下水道費では1,000万円ほどの減となっておりますが、これは公共下水道事業特別会計において使用料の収入増によるものでございます。また、花のまちづくり推進費を廃目整理しておりますが、これは４目公園費の中で事業を展開していくということによるものでございます。

87ページ、１目除排雪費は、約900万円の減となっておりますが、これはロータリー除雪車購入費が今年はないということによる減でございます。

88ページ、９款消防費は0.1%、35万7,000円減の６億3,245万円となっております。

91ページからの10款教育費にまいります。この款の総額は11億6,080万8,000円で、前年度対比0.7%、860万2,000円の増ということになりました。これは、市長が御説明申し上げましたとおりでございますが、その他の主な事業といたしましては93ページ、３目教育指導費に図書購入費862万8,000円がございます。これは、小学校教員用の指導書を更新するためのものでございます。

98ページからの４項社会教育費にまいります。106ページ、12目社会体育費ではイースタンリーグ戦開催事業委託料330万円がございます。17年度から新たに球団となりました楽天イーグルスの２軍戦を開催するものでございます。

また、107ページにありますサイクルスポーツセンター改修工事補助金726万3,000円は、平成18年度の東北高校自転車競技選挙権、平成19年度の東北総体開催のために施設改修費のうち３分の１を補助するものでございます。

最後に、12款公債費でございます。109ページをご覧いただきたいと思います。総額は24億9,754万円であります。3.2%、8,286万3,000円の減となりました。元金、利子ともに減となります。

以上で歳出の説明を終わりますが、次に122、123ページの資料についてでございます。性質別経費について、主な点を御説明申し上げます。１の人件費は32億528万4,000円で、前年度対比3.9%、１億2,999万円の減となっております。財政再建計画による議員、特別職、一般職員の手当の削減などによるものの他、退職職員の不補充が要因となっております。

２の物件費は5.8%、6,963万7,000円の減であります。これも単独事務事業の見直しを図ったことによるものでございます。

４の扶助費につきましては、対前年度比7.9%増の14億4,085万7,000円でございます。歳出の民生費で御説明申し上げましたが、児童手当及び児童扶養手当給付費あるいは県単独医療給付費及び老人保健事業での保険料負担と公費負担の見直しに伴う一般会計負担の増が主な原因、要因となっております。

次の５、補助費等は2.9%、6,146万9,000円の増

となりました。これは、最上広域の行財政改革による内部管理経費の節減はあるものの、エコプラザもがみ建設事業債の元金償還が始まること、また同じくエコプラザもがみの管理費の増がありまして、一部事務組合負担金としては広域の他に消防と保証組合等の負担金も合わせまして0.4%、1,073万5,000円の増ということになります。また、水道高料金対策事業に対する繰出金6,379万1,000円の増などが要因となってございます。

６の投資的経費におきましても圧縮を図ってきたところでありますが、市道の新規改良事業あるいは農林の補助事業などにより10.0%の増で７億8,939万円となりました。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきまして、特別会計に入らせていただきます。127ページをお開きいただきたいと思います。議案第24号国民健康保険事業特別会計の予算額は、第１条にございますように38億2,621万5,000円、前年度対比で9.6%、３億3,355万3,000円の大幅な増になりました。

第２条一時借入金の限度額は１億円と定めます。歳出予算の流用は３条に規定をしておりますように、保険給付費でございます。

135ページ、事項別明細書歳入をご覧いただきたいと思います。１款国民健康保険税は14億8,223万2,000円で、前年度に比較しまして0.2%、251万9,000円の増となりました。３款国庫支出金は1,680万5,000円増の13億3,054万5,000円となっております。５款県支出金は前年度対比783.1%ということで１億2,854万5,000円増の１億4,496万円となっております。これは、三位一体の改革に伴います17年度国庫補助負担金の見直しのうち、国庫の財政調整交付金の一部が県に移譲されたことによるものでございます。

歳出につきましては、140ページからでございますが、増の要因はやはり２款保険給付費の３億5,892万9,000円の増があります。

続きまして、議案第25号交通災害共済事業特別会計の予算案を説明いたします。149ページにございますように、予算総額は994万8,000円でございます。歳入歳出の明細につきましては、152ページ並びに153ページにございますが、前年度とほぼ同様の予算となっております。

次に、155ページをお開きいただきたいと思います。議案第26号老人保健事業特別会計の予算総額は、前年度とほぼ同額の34億3,653万9,000円となりました。詳細は、160ページからの歳入及び歳出の明細書をご覧いただきたいと思います。

次に、165ページ、議案第27号公共下水道事業特別会計の予算案を御説明申し上げます。予算額は第１条にございますように、15億7,917万5,000円であります。前年度に比べますと２億4,352万2,000円の18.2%増となっております。債務負担行為及び地方債については、168ページをご覧いただきたいと思います。

第２表債務負担行為は、水洗便所改造等の資金利子の補給でございます。普及率向上の手法として行っているものでございます。

第３表地方債、公共下水道事業の限度額は２億4,740万円でありますが、その他に高資本費対策として公営企業金融公庫資金の借り換えを２億1,120万円見込んでおります。

歳入歳出の内容につきましては、170ページ以降をご覧いただきたいと思います。２款使用料及び手数料では、下水道使用料の改定に伴い収入が増となっております。歳出では、公庫資金の借り換えと元金償還額の増に伴い、175ページ、３款公債費の元金が２億3,051万9,000円の増となっております。このことが全体の予算額を増額する理由になっております。

続きまして、議案第28号農業集落排水事業特別会計予算案でございます。183ページにございますように、予算総額は歳入歳出それぞれ１億708万1,000円であります。

185ページでは、公共下水道事業同様の借換債1,720万円を見込みました。

187ページの歳入歳出予算事項別明細書では、この借換債や元金償還額の増によりまして、会計全体

として2,255万6,000円、26.7％の増となっております。

193ページ、議案第29号営農飲雑用水事業特別会計の予算は、第１条にありますように2,893万9,000円でございます。前年度対比53.1％、1,003万7,000円の増でございます。

最後になりますが、議案第30号介護保険事業特別会計は199ページにございますように、予算総額は23億6,243万円で前年度対比1.1％の減となっております。歳出予算の流用につきましては、国保会計と同様に保険給付費の各項の間の流用であります。

それでは、歳出、209ページの２款保険給付費をご覧いただきたいと思います。１項の介護サービス等諸費で3,539万円の減でございます。これが介護保険事業特別会計全体の減となっている要因でございますが、平成16年度当初におきましては施設介護サービスの利用者の増を見込んでございましたが、実績としては見込みほどの状態にならなかったということから、当初比較としては減になっております。

以上で17年度の一般会計及び特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

下山准一議長　水道課長佐藤幸一君。

（佐藤幸一水道課長登壇）

佐藤幸一水道課長　議案第31号平成17年度新庄市水道事業会計予算について説明申し上げます。

予算書の１ページをお開き願います。総則、第１条、平成17年度新庄市水道事業会計の予算は次に定めるところによります。

第２条、業務の予定量は次のとおりといたします。（１）、給水件数１万3,650件、（２）、年間総給水量350万1,980立方メートル、（３）、１日平均給水量9,594立方メートル、（４）、主要な建設改良事業として、給配水設備工事費３億1,719万2,000円であります。

第３条、収益的収入及び支出の予定額でありますが、収入の第１款水道事業収益13億3,090万3,000円、前年度と比較いたしまして6,440万9,000円、5.1％の増であります。その内訳は、第１項営業収益11億616万6,000円、前年度と比較いたしまして1,106万円、１％の増であります。第２項営業外収益２億2,473万5,000円、前年度と比較いたしまして5,334万9,000円、31.1％の増であります。高料金対策のため、一般会計からの補助金の増加によるものであります。第３項特別利益は2,000円であります。次に、支出の第１款水道事業費用12億5,796万2,000円、前年度と比較いたしまして2,883万9,000円、2.3％の増であります。その内訳は第１項営業費用10億5,797万3,000円、前年度と比較いたしまして2,579万7,000円、2.5％増で漏水修理及び水道メーター交換委託料の増加によるものであります。第２項営業外費用１億9,598万7,000円、前年度と比較しまして295万2,000円、1.5％の増であります。第３項特別損失200万2,000円、第４項予備費200万円であります。

次に、２ページ、第４条、資本的収入及び支出の予定額でありますが、収入、第１款資本的収入9,230万1,000円、前年度と比較いたしまして6,107万円の増であります。内訳といたしまして、第１項企業債740万円、上水道高料金対策借り換えによるものであります。第２項工事負担金900万円、前年度と比較しまして700万円の増で、下水道関連工事の負担金の大幅な増によるものであります。第３項補助金5,800万円、前年度と比較しまして4,610万円の増で、国庫補助金の大幅な増加によるものであります。第４項出資金は1,790万1,000円、前年度と比較しまして57万円の増であります。支出の第１款資本的支出５億6,863万5,000円、前年度と比較しまして１億6,327万9,000円、40.3％の増であります。その内訳は、第１項建設改良費３億2,309万2,000円、前年度と比較いたしまして9,345万4,000円の増で、給配水設備工事費の増加によるものであります。第２項開発費5,000万円、新規でありまして、管路台帳整備費であります。第３項企業債償還金は１億9,445万2,000円、前年度と比較しまして1,970万7,000円の増で、企業債借り換え金の償還元金の増加によるものであります。第４項国庫補助金返還金は109万1,000円で、前

年度と比較しまして11万8,000円の増であります。なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額４億7,633万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,760万9,000円及び過年度損益勘定留保資金４億5,872万5,000円で補てんしてまいります。

第５条、企業債でありますが、起債の目的は上水道高料金対策借り換え、限度額は740万円、起債の方法としまして普通貸借または証券発行、利率は借り入れ先との協議によるものとし、償還の方法は借り入れ先の貸付条件によるものといたします。

第６条、予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間といたします。

次に、３ページの第７条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、（１）、職員給与費１億2,200万4,000円、（２）、交際費５万円であります。

第８条、他会計からの補助金として、高料金対策等のため、一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額は２億1,281万8,000円であります。

第９条、たな卸資産の購入限度額は521万円といたします。

次に、予算に関する説明としまして、平成17年度新庄市水道事業会計予算実施計画について御説明申し上げます。４ページをお開き願います。収益的収入及び支出、最初に収入の主なものといたしまして、第１款第１項営業収益の１目給水収益10億6,581万7,000円、３目その他の営業収益として６節受託金は下水道使用料賦課徴収事務受託金及び営農飲雑用水管理運営受託料3,589万6,000円であります。第２項の営業外収益では、２目他会計補助金として上水道高料金対策一般会計繰入金等２億1,281万8,000円、５目加入金787万5,000円であります。

次に、５ページの支出でありますが、第１款第１項１目原水及び浄水費５億283万2,000円、主なものといたしまして、最上広域水道用水供給事業からの受水費であります。２目配水及び給水費6,424万7,000円、主なものといたしましては、給料等の人件費及び漏水修理等の修繕費であります。４目の業務及び総係費は１億3,941万1,000円、主なものといたしましては給料等の人件費及び水道メーター検針業務委託料であります。５目の減価償却費は３億3,948万1,000円であります。第２項営業外費用の１目支払利息及び企業債取扱諸費は１億7,403万9,000円であります。

次に、８ページの資本的収入及び支出について説明申し上げます。収入の第１款第１項１目の企業債は740万円であります。第２項１目の工事負担金は9,000万円であります。第３項１目国庫補助金5,800万円は、老朽管更新事業及び石綿セメント管更新事業に対する国庫補助金であります。第４項１目他会計出資金1,790万1,000円は、企業債元金償還金で一般会計からの出資金であります。

次に、９ページの支出、第１款資本的支出の第１項建設改良費３億2,309万2,000円は、老朽管更新事業、石綿セメント管更新事業、畑浄水場膜濾過設備工事費等公共下水道関連事業の配管布設替工事等であります。第２項開発費5,000万円であります。第３項企業債償還金１億9,445万2,000円であります。第４項国庫補助金返還金は109万1,000円であります。

10ページは、平成16年度及び17年度の資金計画、11ページから13ページにかけては給与費明細、14ページには平成16年度予定損益計算書、15ページから18ページにかけましては平成16年度及び17年度の予定貸借対照表を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。説明は、なお省略させていただきます。

以上をもちまして、平成17年度新庄市水道事業会計予算の説明を終了させていただきますが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

下山准一議長　ただいま説明のありました議案18件のうち、平成17年度予算を除いた議案９件について一括して総括質疑を行います。質疑ありませんか。

１　番（山尾順紀議員）　議長、山尾順紀。

下山准一議長　山尾順紀君。

１　番（山尾順紀議員）　議案第11号屋内ゲートボ

ール場設置及び管理に関する条例の設定についてということで、今回は指定管理者制度に伴うということで、管理の代行及び利用料金の取り扱い等のことが主な改正かというふうに思うわけですけども、これまでの利用料金、またこの利用料金の比較というんですか、指定管理者の収入となるというようなことがあるわけですけども、変化、これまでの比較とどのような変化があるのかというようなことをお願いします。

次いで、議案第12号に関わるのかと思うんですけども、これまで委託してきた団体に指定管理者というようなことに移行すると、実質の内容の変化はどういうようなところにあるのかというようなことをお聞きしたいわけであります。それに伴う予算上の特典とかがあるのかないのかというようなこと。

それから、議案第14号の新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について。１万平米から3,000平米というような形になっているわけですけども、産業の振興と雇用の拡大、どんな効果が望めるのかというようなことを一応想定しているのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　議長、伊藤　恵。

下山准一議長　生涯スポーツ課長伊藤　恵君。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　新庄市屋内ゲートボール場についてのあれですけども、利用料金については従来と同じ金額の予定でございます。それから、指定管理者になることによっての内容変化、その他については従来とほとんど変わりない内容になってございます。ただ今までは委託という形でゲートボール協会にお願いしていたところを法改正その他により指定管理者制度に乗りかえるといいますか、そういう制度にのっかっていくということであります。あとゲートボール協会の立場からの特典とかそういうことについても内容はほとんど変わらず、制度にのっかっていくということですので、特典その他についても特に変化はございません。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

伊藤　恵生涯スポーツ課長　有料ですか。

（「その料金」と呼ぶ者あり）

伊藤　恵生涯スポーツ課長　料金は、同じ予定です。

（「その取り扱い方」と呼ぶ者あり）

伊藤　恵生涯スポーツ課長　取り扱い方は、結局今までも協会の役員というか、担当者というか、その人方で取り扱っていただいております。これからも同じような取り扱いになる予定です。

（何事か呼ぶ者あり）

伊藤　恵生涯スポーツ課長　利用料金については、今まで結局年間60万から70万の利用料金の売り上げというのがあったわけですが、それについてはほとんど光熱水費等に振り当てられてきております。これからもそういう内容になろうかと思いますが。

羽賀千尋商工観光課長　議長、羽賀千尋。

下山准一議長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　議案第14号の１万平米を何で3,000平米ということだと思います。それで、先ほど市長の施政方針の中でもアンケート調査の中で一番皆様が望んでいるのが雇用の場の確保だと、そういうようなことでございます。その中で、中核工業団地は前地域振興整備公団、現在独立行政法人の中小企業基盤整備機構というのに名前変えていますけれども、やはり前と違って１万平米あるいは５万平米を取得して工場というのは今の現状ではなかなか難しいと、そういうふうな中でやはり立地し易い面積も考えなきゃいけないんじゃないかということで、昨年来現在ある大きい宅盤を小さく分割してございます。それで3,000平米から5,000平米、１万平米というようなことに分割してございます。そういうような中で、企業が立地し易いようなということでやっていますので、そこもぜひ該当させようというようなことで3,000平米以上というようなことで提案していることでございます。

以上です。

１　番（山尾順紀議員）　議長、山尾順紀。

下山准一議長　山尾順紀君。

１　番（山尾順紀議員）　先ほど質問したのは、利

用料金は今度指定管理者の収入になるというようなことで、これまでは委託ですので利用料金は市役所に入って、その中から委託していたのかなと思うんですけども、今度は利用料金が直接指定管理者に入るとなったときの取り扱い規定というようなものがあるのかないのかということをお聞きしたかったんで。

それから、立地要件の緩和、先ほどアンケート、満足度調査における労働雇用関係と労働環境のというようなことが出ていましたけど、そういう意図がこういうとこにあらわれているのかなというふうに思います。具体的に下相談のような形で企業名とかは関係ないんですが、こういう条件なら来てもいいというような、あるいはそういうふうな具体的な相談とかはあるでしょうか。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　議長、伊藤　恵。

下山准一議長　生涯スポーツ課長伊藤　恵君。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　説明が不適切で申し訳ございません。先ほど申し上げましたけども、施設の利用料金というのが光熱水費、維持管理等に充てられておりまして、ゲートボール協会への委託料の支払いはございません。だからただでというんですか、ボランティアで。なおコート整備とか清掃とかその他もあるわけですけども、これについてもすべて協会の方のボランティアという形でお願いしてきました。

羽賀千尋商工観光課長　議長、羽賀千尋。

下山准一議長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　私どもで会社の方にアンケート調査して、一番必要なのは用地取得への補助金、これが第１番目でございます。それで、２番目が工業団地のリース、賃貸でできないかと、あとは設備購入への補助金というのがベストスリーでございます。その中で現在立地する可能性のある企業があるのかということでございますけれども、この何年か企業さんが新庄から人を採用しまして、向こうで一丁前になったらこっちで創業したいという、そういう企業さんもございます。また、先日市長を始め現在交渉している企業さんといろいろ意見交換させてもらっています。そんな中で、ぜひ近々団地を見てみたいというようなこともありますので、何とかその辺を身になるようにこれからも頑張っていきたいと思います。

１　番（山尾順紀議員）　議長、山尾順紀。

下山准一議長　山尾順紀君。

１　番（山尾順紀議員）　これまでの形態がさっきのゲートボール協会ですけど、悪いと言っているわけじゃなくて、委託して恐らく管理をお願いしたんじゃないかと。それは、契約条件の中でしかし支払いはしませんよと、しかし光熱水費は役所が持つよというようなことで、今度は利用料金は直接あなた方に入りますよと、それで賄ってくださいという意味なのかなというふうに私は解釈するわけですけども、別表の中でゲートボール以外の他のスポーツのレクリエーションなどというふうな項目があるわけです。使用時間が具体的に今度午前８時半から午後９時半までというふうな状況になっているわけなんです。そうしたときに、ゲートボール以外の方が使いたいといったような場合を想定して、十分それに対応できるのかどうなのか。やっぱり指定管理者制度はある程度住民に対して広く開放していくというような点が私はあるのかなと思うんですけども、これまでゲートボール以外では使われたことないということで、それを想定して、例えば朝８時に行くともう並んでいるわけです。８時半から実際使っていると。それで、弁当持ってきて和気あいあいと御飯を食べて、大体３時半か４時になると帰ってくると。そうしたときに、午後から使いたいといった場合の窓口とかは他のスポーツも可能だというふうになっているんで、ゲートボールだけじゃなくて、別表の22ページにある他のスポーツレクリエーションの場合に、夕方６時とか７時とか使いたいといったときには十分対応できるのか、その辺を管理者との十分な協議ができているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　議長、伊藤　恵。

下山准一議長　生涯スポーツ課長伊藤　恵君。
伊藤　恵生涯スポーツ課長　その他のスポーツレクリエーションという欄、１時間あたり云々とうたわれてございますけども、今までほとんど過去はなかったというふうに報告は受けております。ただこれからある可能性はあるわけですので、そういった場合の申し込み等、申し入れ等があった場合は役員といいますか、当日の当番といいますか、その人方にきちんと対応していただくという話はある程度ついてございます。
下山准一議長　他に質疑ありませんか。
１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。
下山准一議長　石田千與三君。
１９番（石田千與三議員）　今の山尾議員に関連して、私も今この条例についてその他のレクリエーションというようなことでちょっとわからない面がありましたので、もう一度そこのところを、つまり指定管理者のところで十分に条例について理解されているのかどうか、また生涯スポーツ課でゲートボール場を利用するのについて、ゲートボール協会が主に使われておったという今までの例からすると、ゲートボールを専用に使う場所だというような一般市民の理解がありますから、その他のレクリエーションというのをどのようなレクリエーションスポーツを想定されているのか、その辺を伺いたいと思います。
下山准一議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　２時００分　休憩
午後　２時１０分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。
伊藤　恵生涯スポーツ課長　議長、伊藤　恵。
下山准一議長　生涯スポーツ課長伊藤　恵君。
伊藤　恵生涯スポーツ課長　屋内ゲートボール場は室内に１コート、それから外の方に大分疲れていますが、１コートございます。再確認したところでは、今までの約12年間についてはほとんどその他の使用希望はなかったということでありますが、これからある可能性もあるわけですが、ただ屋内の20メーター前後の１コートの中で例えばフットサルができるかというと、ガラスのことなんかもあって恐らくかなり他種目の希望利用は難しいから12年間なかったのかなというふうにも推測できますけども、希望が出たときはその内容についてゲートボール協会等の担当者、その他も含めてお客様、利用希望者と話し合いの上で対応できるものはきちんとしていきたいというふうに考えてございます。
１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。
下山准一議長　石田千與三君。
１９番（石田千與三議員）　協会と対応のできるものについては対応していくと、広く門戸をあけて市民に開放したいということのお気持ちは十分わかります。ただ、今申し上げた他のスポーツレクリエーションを想定した場合に、ゲートボール以外にどういうふうな種目があるのかなというようなことを考えたとき、最近はやっているフットサルとか、先ほど申し上げたんですけども、そんなものも入るのかなと、やわらかいボールであればガラスはそんなに損壊する危険もありませんので、子供たちがやるには、特にここには児童生徒という項目がありますので、大変いいことかなと思っておりましたので質問させてもらいました。
　あと備考のところの１、「「児童・生徒」とは、高校生以下の幼児、児童及び生徒いう」、これは幼児が入るんでしょうか。児童及び生徒なのか、幼児とすれば幼児の定議というか、幼児はどういう子供を対象にしますか。
伊藤　恵生涯スポーツ課長　議長、伊藤　恵。
下山准一議長　生涯スポーツ課長伊藤　恵君。
伊藤　恵生涯スポーツ課長　備考の中に幼児とうたわれているわけですから、幼児が何歳から何歳ということ規定もあるんでしょうけども、この方々にも内容によってはお使いいただければというふうに解釈しますが。
１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

下山准一議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　この幼児が必要なのかということで今改めて思ったんです。つまり幼児、この１時間、１面当たりの料金表の一番最後の児童生徒400円、これは区分としてはいいかと思いますが、児童生徒の説明としてここに幼児と来たもんですから、ここ私さっき見なかったんです。見逃しました。ですから、幼児は必要なのかなと、この部分はとってもいいのかなというような感じがしたもんですから、大人が連れていったちっちゃい子供からも料金を取るとすれば、小学校に上がったぐらいの子供であればいいかもしれませんが、幼児となると保育所以下の子供も含まれますので、その辺はいかがお考えかなというような感じがしたもんですから、お尋ねしました。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

５　番（斎藤　敏議員）　議長、斎藤　敏。

下山准一議長　斎藤　敏君。

５　番（斎藤　敏議員）　さっきからゲートボール協会、ゲートボール協会と言っていますけども、それはレクリエーション協会にも入っていないし、市の体協にももちろん入っていない。もちろん県のレクリエーション協会にも加盟していないと、それで協会、協会と言っているけども、どっかその方に入れるような方針を立てないと、ただ協会、協会といったって、好きな人の集まりだけで協会というのは一体言えるのか言えないのか、そこへ公の新庄市のものを貸すというようなことはちょっと疑問にも感じられるし、また好きな人だけ集まってやっているのに別の人がやりたいというときに、恐らく今までの例を見ると迫害されるんじゃないのかなというような気がするんですけども、その点どうなんですか。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　議長、伊藤　恵。

下山准一議長　生涯スポーツ課長伊藤　恵君。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　２番目の方から先にというんですか、やりたい人がもし出たとしても迫害されるんではないかという御質問ですけども、屋内ゲートボール場、夏は各農村部というんですか、郊外の方々も大分すたれましたけど、それぞれコートをお持ちで楽しんでおられるようです。ここのゲートボール協会については、他の説明でも言っていますけども、市民を代表する形の団体だというふうにとらえてございます。迫害ということですけども、そういうのは絶対あってはならないことですので、申し込み等があった時点あるいは例えば風説によってどうもうまくないなんてことが聞こえてきた場合は、当然スポーツ課がその善後策について前向きに話を進める、あるいは迫害等ないような形の指導は必要だと思います。

　あとゲートボール協会の存在云々についてですが、私の立場では認めるとかあるいは認めないとかはちょっと申し上げられない感じです。不勉強で申し訳ございません。

５　番（斎藤　敏議員）　議長、斎藤　敏。

下山准一議長　斎藤　敏君。

５　番（斎藤　敏議員）　協会というのは、県のレクリエーション協会、市のレクリエーション協会、そういうものに加盟しているやつがレクリエーション協会、レクリエーション愛好会ならわかります。協会というのはちょっと違うんじゃないのかな。全然自分らだけであと認められていないところに公の市のあれを委託するというようなことはちょっとおかしいんじゃないのかな。どうなんでしょう。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　議長、伊藤　恵。

下山准一議長　生涯スポーツ課長伊藤　恵君。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　スポレク協会もしくは体育協会等大きな組織あるわけですけども、例えばの話ですけども、ある団体があって協会あるいは連盟つくっているんだけども、もろもろの事情で体育協会に加入しない、あるいはレクリエーション協会に加入しないということもあろうかと思います。ただその場合においても体育協会に入っていない、レク協会に入っていないから、あなた方指定管理者制度から外れますよということは言えないのかなというふうにスポーツ課としては判断したいんですが。

５　番（斎藤　敏議員）　議長、斎藤　敏。

下山准一議長　斎藤　敏君。

５　番（斎藤　敏議員）　金を取らなきゃいい。金を扱わなきゃいいけども、金を扱っている以上はやっぱり責任があるんじゃないですか、市でも。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　議長、伊藤　恵。

下山准一議長　生涯スポーツ課長伊藤　恵君。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　その辺協会を認める認めないということではなくて、ある団体がきちんとしてあって、それが適正に金銭処理その他するのであれば問題はないし、またできそうにないという判断のときはスポーツ課の指導もしくは指定管理者を変えるということも考えていきたいと思います。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。

下山准一議長　渡部平八君。

７　番（渡部平八議員）　今のずっとやりとりをお聞きしていて、これは指定管理者制度がたまたま今回は生涯スポーツ課の施設だから生涯スポーツ課の課長さんが御答弁になっているんですが、これもともと総務課長、具体的にだぞ。これからもあらゆる施設、そういう指定管理者団体に管理してもらうと、こういうふうにうたっているわけだ、前からも。そうなっていくと、例えば体育施設なり、そういう場合は今のように体育協会に入っていないからだめだとか、だからだめだとかとそういうことはあり得るのか、そこら辺はっきり言わないと。民間の団体がそういうスポーツ団体に所属していないといっても私どもではこうこうこういうことでやりますよと、恐らく３つなり４つなり手挙げる団体が出てくると思うんだ。そのときにスポーツの団体に入っていないからだめだとか、そういうことあり得るのかないんだか、今ここではっきりしないと困るんじゃないかなと、はっきりしていないと。これから体育施設をやると言っているんだから、市長の施政方針で。

もう一つはここで問題なのは、生涯スポーツ課長は今までは他のスポーツはほとんど利用していないと、こう言っているわけ。ところが、山尾議員も３時なり４時ころになるとお昼の御飯食べてそこは利用しないような面が余計に見受けられると。これから時間も延長してやることになれば、もっと他のスポーツというか、そういう人たちが利用することになれば、今までは３時なら３時で打ち切っていたものが１人でも３人でも利用する申し込みがあれば、今度９時なら９時までさせねばできないわけ。そのときの今まで委託しておった金銭、それとこれから時間が延びてということは、時間が延びるということは、特にあそこは屋内だから、冬期間なんか暖房費なんかすごくかかるわけ。電気料がこういうものかかるわけだ、時間が延びれば。そうすると、今までと同じ金銭で指定管理者団体で受けてくれればいいけども、受けることができないとなれば、これは財政も絡んでくるわけ。その辺どういうふうにおやりになるんだか。この２つについてまず。

阿部敏夫総務課長　議長、総務課長阿部敏夫君。

下山准一議長　総務課長阿部敏夫君。

阿部敏夫総務課長　今回のゲートボール場についての指定管理者制度については、これまでの運営委託をしていたわけでありますので、教育委員会で選定した新庄市のゲートボール協会というのは最適だと私も判断しております。ただ、こういった組織上、上部の組織の有無については、これは一切関係ございませんので、これについては12月議論いたしました条例も制定しておりますので、それに沿って選定した経過でありますので、これは的確だというふうに私は判断しております。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　議長、伊藤　恵。

下山准一議長　生涯スポーツ課長伊藤　恵君。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　その他の使用利用希望があって、今まで３時で終わっていたのを夜間とか夕方というケース出てきた場合に、持ち出しとか、あるいはゲートボール協会の負担等が増えた場合ということの想定なんですけども、利用希望は今まではなかったわけですけども、これからもし出てきた場合については、ゲートボール協会さんとスポーツ課の方で協議して、善後策というか、ゲートボール協会に一方的な負担負わせないような形の善後策に

ついては考えていきたいと思います。

７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。

下山准一議長　渡部平八君。

７　番（渡部平八議員）　総務課長の答弁で何かはっきりした答弁で。

それから、生涯スポーツ課長も何か今年度おやめになるような話なんですが、誰かがまたなるわけだ、生涯スポーツ課長は。そのときに今の伊藤課長は利用者が増えたり時間が延びたりするときは、仮に今まで100万で委託しておったものがそれ以上受けた方でかかるとなれば、その時点で考えていきたいというような、こういうお話なんですが、市長、11月まで任期あるんですが、その辺いかがですか。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　指定管理者の選定基準については、12月議会で議論して、この条例は制定させていただきました。その選定基準に基づいて今回選定したわけであります。金を扱うというふうなことでありますが、それも責任を持って扱っていただくというふうな前提で選定いたしましたし、またそれを立派にやっていただけるものだというふうに判断をして選定しましたので、それについては大丈夫だというふうに思います。

国分政嗣財政課長　議長、国分政嗣。

下山准一議長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　指定管理者制度と利用料金制度が新たに出たような誤解をされている向きがございますので、ひとつまず利用料金制度というのは現行でも実施をしていると、つまり市は料金を委託先の団体で使用することを認める。それで市からは委託料は支払わない。その料金で管理運営をしていただくと。ただし、施設の大規模修繕については市が負担するというふうな制度が利用料金制度で、これは現行の自治法でも認められておりまして、それによりまして屋内ゲートボール場ができたときはそういうシステムでスタートをしております。それがただ指定管理者制度で料金制度はそのまま引き続きますので、同じ方法でやられると。現行もゲートボール協会は誠実に管理をいたされておりますので、金銭上トラブルなんていうのはございませんので、これは議案の12号で指定管理者とすることについては議決を得るということで議案になっております。提案するについては、審査会で審査をしておりますので、この辺は間違いないというふうに思っています。委託後に委託料が足らないなどというふうなことはないように、要するに委託する時点で、公募という形で条件になるわけです。入札みたいな形の条件になるわけです。最も適正妥当な委託料で入札、申し込みをした団体に選定するわけでございますので、その辺は後からかからないというようなことはないようにしていかなきゃならないというふうに思います。

７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。

下山准一議長　渡部平八君。

７　番（渡部平八議員）　機構改革やったわけだ、３課減らして。何のためにやったのかなと。横の連絡とか縦の連絡を密にすると、こういうことでやったわけだ、我々もよしとして了解して。そうした中で、今のスポーツ課長は今までは仮に100万なら100万で委託していたんだと。今度は他のスポーツとか時間も延びたから、そんとき当然これから利用というか時間も延びたとき、使用料金も当然入ってくるわけなんですが、これ。その使用料金余計入ったのと、今までのあれとアンバランスが出たときは、そのときは考えていきたいと、こう答弁しているわけ。財政課長は、これはどこまでも競争入札で、そういうことでやっていくんだと、整合性がないわけ、聞いていると。この点３月のいつだっけ、委員長、委員会。

（「９日」と呼ぶ者あり）

７　番（渡部平八議員）　９日、文教厚生にこれかかっていますので、それまで意見統一して説明するようにしてください。

終わります。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　議案13号と、それから議案９号の利用料金の値上げの総額を示していただきたいと思います。

それから、議案８号についてなんですが、市民の責務ということがうたってありまして、防犯活動のために簡単に言えば市民が協力するものとするというふうになっております。ここについてなんですけども、あらゆる法律や条例というのは、基本的に国民主権の立場から、その国民の生活の福祉充実、生活向上、健康と生活を守る、そういう立場からそれを行えるように行政を規制するといいますか、そういう立場から主に法律、条例というのは住民が決めていく、国民が決めていく、そういうものだと思います。それは、戦前の法律などが国民の権利というものを規定して、義務として上からは天皇を頂点とした法律体系の中で権利は国民にはないんだということで、上から国民への義務として法律が形づくられていましたが、それへの反省から戦後の行政においては国民の権利を守るために行政を規制する、それに法律や条例があるというふうに私は考えるべきだと思いますが、ここでじゃ逆に市民の責務ということで協力するものとするというのは、私はそういう立場から考えて、市民の立場から考えて、罰することは書いていませんけど、何か協力しないととんでもないことになるぞというふうにおどされているような条例になっているような気がして、首を絞められているような気がして何か怖いような気がするんです。それについていかがなものかと私は思っておりますが、そうではなくて防犯ということを考えたときには犯罪に市民が巻き込まれないように行政が最大限度力すると、こういうことであって、市民にまで協力を法律化する、条例化する必要は私はないと思いますが、その点どうでしょうか。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

下山准一議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　最初の第９号、火葬場の料金につきましては、これまでの５年間の統計をとってみますと約400件ほどございますので、新庄市分ですけども、ですから年間１万円とした場合に、１万で提案しておりますけども、１万とした場合は400万円というふうな形になります。

それから、第８号の市民の責務というふうなことの中で、協力するというふうな部分なんですけども、この協力につきましては市の責務の中でやっていかなければならないというふうなことで、市の責任として啓発活動の推進、そして環境整備、そして情報の提供と、こういった形の中で３本柱として総合的な安全で安心なまちづくりを実施していきたいというふうなことで、これらについて市民の責務として、自主的に、自発的に協力できる範囲の中で啓発活動への参加とか、それから当然防犯パトロールへの参加などをお願いしていきたいというふうなことでの協力というふうなことで、必ずしも市民を義務付ける、必ず首を絞めるような形ではないというふうなことで、あくまでも自主的、自発的な範囲の中で参加を協力していただきたいというようなことでの協力という解釈でございますので、そういうふうに私の方でそのような協力というような認識でしておりますので。

以上でございます。

坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。

下山准一議長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　集排使用料の改定によりまして、年間120万円ほどの増収を見込んでおります。なお、17年度は７月１日より実施でありますので、９カ月間の90万円を見込んでございます。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　私は、行政のあり方を考えたときに、社会的に弱い立場にある人が地域の中で暮らしていけるような施策をやっていくというのが行政の最も重要な課題としてあるんでないかなと私は思っております。この利用料の２つの値上げの問題についてなんですが、財政再建といったことがバックにあると思います。財政再建といったときに、

市民にこのような利用料を上げていったり、あと職員を減らしたり、それからそういうようなことで市民に負担かけてやっていく財政再建は簡単ではないかなと思います。それでは、私が先ほど言った社会的な弱者、弱い立場の人たちが今でも不況や経済的な問題が所得が減っている、全般的に減っている中で、こうした一つ一つ市が上げていくということでは、市の社会的弱者を守るという責任が果たせないということでないかなと思うんです。住民の暮らしを守ることと財政運営の努力を両立させて、ぎりぎりのところで住民のために頑張るということが私は財政再建、財政の議論というときに非常に重要な問題ではないかなって思うんです。そういう意味で、わずかの金額に見えますけれども、これからの国の施策によるさまざまな負担増が最近来ている、収入は減っている、こういう中で市民の暮らしが厳しくなっている中で行政への不満といいますか、批判がますます高まっていくだろうなということを考えるわけですが、社会的弱者がこういった値上げなど、あるいは払えない問題が出たときにどのような守る施策が考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、議案８号に関して環境課長さんの方から自主的、自発的に協力していただきたいということであるということで、強制するものではないというお答えで少しほっとしたところがあります。しかし、この中で関係機関等というのがありまして、その説明が警察署などということが書いてありまして、それらと緊密な連携を市がとると、そしてそこに市民の責務というのが来るというふうに考えられると、そこら辺に市民として私などは、課長さんがおっしゃったとおりであれば自主的であればいいんですけど、市の方からこういうふうなことに協力してくれ、警察に教えなきゃいけない、こういうふうに市民が考えるようになったときには、市民としてはお互いを助け合うというよりも、本当は社会的弱者で守ってやらなきゃいけないかもしれない人を疑いの目で見ているような関係になってしまうような気がして非常に怖いというふうに私は思いますが、そういう点考えられないのかどうなのか。行政の責任ということで考えたときに、防犯であればなおさら防犯、犯罪を防止するという行政の責任というのは犯罪に市民を追いやることのないような温かい行政であってほしい。そうすれば犯罪に追いやられる人が減っていくことは間違いないわけで、そういう点での私は市の責務こそが防犯であるのでないかなと思うんですが、その点どうお考えなのか。これは、前の文教厚生委員の協議会の場でも言ったんですが、どうお考えか、お聞きします。

下山准一議長　答弁する側は、議案に関することのみ答弁をお願いいたします。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

下山准一議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　警察云々の関係機関というふうなことでありますけども、犯罪の防止には特効薬はないというふうに思っております。ですから、当然取り締まる警察、そして予防対策をする行政、それから学校、地域の皆様方と連携を保ちながら、条例ができたところですぐ当然治安が回復するというふうにはならないというふうに思いますので、先ほど申し上げましたとおり、警察等も含めました関係機関と一緒になって一歩一歩やっぱりやっていかなければ、地道にやっていかなければならないんではないかというふうに思っておりますので、以上でございます。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　他に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第３０予算特別委員会の設置

下山准一議長　日程第30予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第23号から議案第31号までの平成17年度予算を審査するため、委員会条例第６条第１項の規定により、予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決しました。

予算特別委員の選任

下山准一議長　次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、議長において全議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

日程第３１議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

下山准一議長　日程第31議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託を行います。委員会の付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成１７年３月定例会付託案件表

審　査　委　員　会　名	件　　名
予　算　特　別　委　員　会 議案（９件）	ｏ議案第２３号平成１７年度新庄市一般会計予算 ｏ議案第２４号平成１７年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算 ｏ議案第２５号平成１７年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算 ｏ議案第２６号平成１７年度新庄市老人保健事業特別会計予算 ｏ議案第２７号平成１７年度新庄市公共下水道事業特別会計予算 ｏ議案第２８号平成１７年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算 ｏ議案第２９号平成１７年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算 ｏ議案第３０号平成１７年度新庄市介護保険事業特別会計予算 ｏ議案第３１号平成１７年度新庄市水道事業会計予算

総務常任委員会 議案（２件） 請願（３件）	o議案第６号新庄市特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について o議案第７号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について o請願第２号公共サービスの低下をもたらす「市場化テスト」（官民競争入札）に関する請願書 o請願第３号住民の生活と地方経済を悪化させる公務員賃金の「地域給」導入に関する請願書 o請願第５号定率減税の廃止・縮小を中止することを求める請願

審　査　委　員　会　名	件　　名
文教厚生常任委員会 議案（５件） 請願（２件）	o議案第８号新庄市防犯推進条例の設定について o議案第９号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について o議案第１０号新庄市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について o議案第１１号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の設定について o議案第１２号指定管理者の指定について o請願第１号介護保険の改善を求める意見書提出を求める請願 o請願第７号社会保障制度の抜本改革を求める請願
産業建設常任委員会 議案（２件） 請願（２件）	o議案第１３号新庄市農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について o議案第１４号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について o請願第４号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める請願 o請願第６号地域経済の活性化等を求める請願

議案８件一括上程

下山准一議長　日程第32議案第15号平成16年度新庄市一般会計補正予算（第６号）から日程第39議案第22号平成16年度新庄市水道事業会計補正予算（第４号）までの議案８件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　議案第15号から議案第22号までの一般会計及び特別会計の補正予算について御説明申し上げます。

一般会計補正予算は8,490万6,000円の減額補正で、補正後の総額は148億2,114万4,000円になります。

今回の補正内容につきましては、事業費の確定や精査によります減額が中心となっております。主な点について申し上げますと、第１点目は減債基金

への積立金5,000万円があります。公債費は、15年度をピークに今年度以降徐々に減ってきておりますが、まだまだ多額の支出が必要で、後年度の負担の軽減を図るため積み立てるものであります。各課の事務事業精査の結果、生み出された財源をもとに行うものでございます。積み立て後の今年度末残高の見込額が約２億4,000万円になります。

第２点目は、最上広域事務組合分担金のうち「ゆめりあ」分でありますが、償還費の負担の平準化を図るため、昨年12月に広域事務組合で管理するふるさと市町村圏基金の繰替運用の制度化を図ってもらい、今年度分として3,400万円の繰替運用を行うもので、その結果、分担金が減額となるものでございます。

第３点目は、昨年７月の梅雨前線豪雨に伴う道路及び河川の災害復旧事業でありますが、この事業費が確定したことにより減額補正となっております。

次に、歳入でありますが、土地売払収入につきましては、住吉町用地、東部保育所跡地などを売却し、２億3,000万円は確保いたしましたが、残り処分予定地は排水関係の協議が調っていないなど、今年度での売却は難しい状況にあります。そのため、予算計上額との差１億円を減額補正することといたしました。その補てん策といたしまして、先ほど御説明いたしましたふるさと市町村圏基金の繰替運用制度の活用を図って最上広域事務組合分担金の減額、また県市町村振興資金の活用などによって財源を確保いたすものであります。なお、県市町村振興資金の活用でありますが、県では今年度より財政運営が特に厳しい団体に対し、財政健全化対策支援分として新たに貸付枠を創設したものであります。この貸付金は、一般分は政府資金利率と同一でありますが、それの２分の１の利率で借り入れできる有利な制度となっております。

続きまして、特別会計の予算案でございますが、国民健康保険事業特別会計及び老人保健事業特別会計につきましては、医療給付費の増に伴う増額補正、その他の特別会計については事業費の精査などによります補正となっております。

私からの説明は以上でありますが、各会計の詳細につきましては財政課長及び水道課長に説明させますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

下山准一議長　財政課長国分政嗣君。

（国分政嗣財政課長登壇）

国分政嗣財政課長　それでは、議案第15号一般会計補正予算（第６号）について御説明申し上げます。

補正予算書の１ページお開きいただきたいと存じます。一般会計補正予算は、ただいま市長から申し上げましたとおり、8,490万6,000円の減額でございます。補正後の総額148億2,114万4,000円になります。各款、各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、２ページから５ページまでの第１表歳入歳出予算補正を後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、６ページの第２表債務負担行為補正でございます。２件の廃止であります。制度資金の融資に係る利子補給の実績がなかったということによるものでございます。

次に、第３表地方債補正でございます。これも先ほど市長が御説明申し上げましたとおり、県の市町村振興資金からの借り入れによる道路整備事業などへの追加４件と県土地改良事業負担など６件の事業費の確定などに伴う変更でございます。

次、10ページからの歳入でございます。初めに市税につきまして、個人市民税の現年課税、個人所得分につきましては、やはり景気の低迷が続いているというふうなことで減額700万円、滞納繰越分で150万円の減でございます。市たばこ税は、決算見込みなどを勘案いたしまして470万円を増、都市計画税も現年課税分及び滞納繰越分で325万9,000円の増となってございます。

11ページの配当割以下の交付金につきましては、決算見込みを勘案いたしまして、それぞれ減額をいたしました。神室荘保護措置費負担金につきましては、事務費の単価が減額になりましたので減額をいたしました。

12ページ、13款使用料及び手数料、３項証紙収入の一般廃棄物処理手数料、指定ごみ袋の売払収入でございます。これにつきまして、ごみ減量化の推進、普及及び特大袋の普及などから680万円減額になります。国庫支出金並びに県支出金につきましては、それぞれ事務事業費の今後の見込み及び清算、災害復旧事業においては事業費の確定によるものでございます。

16ページの土地建物売払収入の減額１億64万1,000円につきましては先ほど市長が御説明申し上げましたとおりでございます。

次のページ、21款の市債は先ほど第３表で御説明申し上げましたとおり、県市町村振興資金の活用及び事業費の確定による増減でございます。

続きまして、歳出でございます。各事務事業費を精査いたしました結果、おおむね減額の補正となっております。

追加分の主なものについて若干御説明をいたします。18ページをご覧いただきたいと思います。４目財政管理費の減債基金の積み立て5,000万円は、市長が御説明申し上げたとおりでございます。７目企画費の地方バス路線維持費補助金は、新庄土内線他６路線の経常損益の赤字を補てんする386万8,000円で、当初の見込みより５路線増えております。

次に、23ページお開きいただきたいと思います。８目老人保健医療事業費では、老人保健事業特別会計の医療給付費が伸びていることに伴い、負担割合に基づく一般会計からの繰出金891万1,000円の増額でございます。

続きまして、25ページの３目農業振興費、生産振興総合対策事業費補助金368万5,000円は、稲作の消毒用ヘリコプターの購入費に対する助成で全額県補助金を財源といたしております。

27ページの２目商工振興費の山形県信用保証協会保証料補給金は、設備投資が増えてきておりまして、貸付金が伸びております。したがいまして、保証料補給金を217万1,000円増額するものでございます。

最後に31ページ、小学校費の１目学校管理費276万1,000円の増でございます。日新小学校におきまして、さんさんプランの実施に伴い、来年度からの学級数増に対応するため、特別教室等を普通教室に改造する修繕料、備品購入費でございます。

以上で一般会計を終わります。

特別会計でございます。35ページ、議案第16号国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の補正額は１億8,484万円の追加でございます。総額は36億8,463万4,000円となります。歳入及び歳出の明細につきましては、38ページから47ページに記載してございますが、保険給付費１億4,663万7,000円の増額と給付基金の積立金3,791万5,000円が主なものでございます。それに伴いまして、財源の見直しを行っております。

続きまして、49ページ、議案第17号老人保健事業特別会計補正予算（第３号）を御説明いたします。補正額は、歳入歳出それぞれ１億4,287万1,000円を追加いたしまして、総額を35億9,963万5,000円とするものでございます。歳入及び歳出の内容につきましては、51ページから53ページにございますが、主に医療給付費の増額と財源の見直しでございます。

次に55ページ、議案第18号公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）について御説明申し上げます。歳入歳出それぞれから106万9,000円を減額いたしまして、総額を14億5,098万1,000円とするものであります。第２表債務負担行為の補正は57ページにございますが、融資の条件が確定したことによる変更でございます。

次の第３表地方債補正につきましては、事業費の確定に伴う変更でございます。歳入及び歳出の明細については58ページから61ページにございますが、歳入では管渠の整備が進んでおります三吉町地区の雇用促進住宅に係る受益者負担金が３年分前倒しで納付していただくことや公共下水道の使用料が600万円ほど増になるということから、一般会計の繰出金が1,216万9,000円の減額ということになります。歳出では、普及対策事業費の利子補給金の実績見込

みによる減額、管渠単独事業費の減額でございます。

次に、63ページの議案第19号農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）でございます。補正額は39万円を減額いたします。総額は8,535万6,000円になります。歳入及び歳出の明細につきましては、65ページから67ページに記載してあります。歳出の当初見込みの消費税の納付金が還付ということになりまして、50万円の減額となりました。

69ページをご覧いただきたい思います。議案第20号営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出それぞれ429万6,000円を追加し、総額は2,771万1,000円となります。歳入及び歳出の明細は71ページから73ページにございますが、施設管理業務委託料の増額及び財源としての使用料の増額補正であります。昨年夏の猛暑の影響によりまして、使用料が増えました。施設管理につきましては、水道事業会計に委託をしておりますので、使用料収入に基づき委託料を支払うという協定に基づいて増額するものであります。

最後に、議案第21号介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、75ページにございますように、歳入歳出それぞれ8,658万9,000円の減額でございまして、総額を23億5,266万2,000円とするものでございます。歳入及び歳出の明細につきましては77ページから81ページにございますが、歳出の方でございます。それぞれ保険給付費の減額であります。12月末までの給付の実績に基づきまして見込みを推計し、補正をいたしてございます。さらに、介護保険給付費準備基金の積立金1,341万1,000円は次年度以降の財源として積み立てるものでございます。財源につきましては、制度に基づきそれぞれの負担割合で計上いたしております。

以上で補正予算案の説明を終わります。よろしく御審議をいただき、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

下山准一議長　水道課長佐藤幸一君。

（佐藤幸一水道課長登壇）

佐藤幸一水道課長　それでは、私の方から議案第22号平成16年度新庄市水道事業会計補正予算（第４号）について御説明申し上げます。

補正予算書１ページをご覧いただきたいと思います。第１条、平成16年度新庄市水道事業会計補正予算（第４号）は次に定めるところによります。

第２条、収益的支出の補正でありますが、支出の第１款水道事業費用の既決予定額12億3,519万5,000円に補正予定額2,350万円を増額し、合計で12億5,869万5,000円といたします。その内訳は、第１項営業費用891万7,000円の増額であります。これは、最上広域水道からの受水費等であります。第２項営業外費用1,458万3,000円の増額は、消費税及び地方消費税の納付見込みによるものであります。

第３条、資本的収入の補正でありますが、収入の第１款資本的収入の既決予定額4,223万1,000円に補正予定額2,000万円を増額し、合計で6,223万1,000円といたします。その内容は、第２項補助金2,000万円の増額で、国庫補助金であります。

以上、平成16年度新庄市水道事業会計補正予算（第４号）について御説明を申し上げました。御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

下山准一議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算８件は、会議規則第37条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、補正予算８件は委員会付託を省略することに決しました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後　３時０２分　休憩

午後　３時１２分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

教育委員長伊藤輝昭君より３時から欠席との申し出がありました。

日程第３２議案第１５号平成１６年度新庄市一般会計補正予算（第６号）

下山准一議長　これより先ほど説明のありました平成16年度補正予算の審議に入ります。

まず初めに、議案第15号平成16年度新庄市一般会計補正予算（第６号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第15号平成16年度新庄市一般会計補正予算（第６号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第３３議案第１６号平成１６年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

下山准一議長　次に、議案第16号平成16年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第16号平成16年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第３４議案第１７号平成１６年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第３号）

下山准一議長　次に、議案第17号平成16年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第３号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第17号平成16年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第３５議案第１８号平成１６年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）

下山准一議長　次に、議案第18号平成16年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第18号平成16年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第３６議案第１９号平成１６年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

下山准一議長　次に、議案第19号平成16年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第19号平成16年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第３７議案第２０号平成１６年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第３号）

下山准一議長　次に、議案第20号平成16年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第３号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第20号平成16年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第３８議案第２１号平成１６年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

下山准一議長　次に、議案第21号平成16年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第21号平成16年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第３９議案第２２号平成１６年度新庄市水道事業会計補正予算（第４号）

下山准一議長　次に、議案第22号平成16年度新庄市水道事業会計補正予算（第４号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号平成16年度新庄市水道事業会計補正予算（第４号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

散　　会

下山准一議長　以上で本日の日程を終了いたしました。５日、６日は休会であります。７日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

　　本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後　３時２０分　散会

平成１７年３月定例会会議録（第２号）

平成１７年３月７日　月曜日　午前１０時００分開議

議　長　下　山　准　一　　副議長　中　川　正　和

出　席　議　員（２４名）

１番	山　尾　順　紀　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千與三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	髙　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市　　長	髙　橋　榮一郎	助役	伊　藤　　亘
収入役	森　　嘉　昭	総務課長	阿　部　敏　夫
企画調整課長	武　田　一　夫	財政課長	国　分　政　嗣
企画調整課参事	八　鍬　長　一	税務課長	設　楽　忠　良
市民課長	矢　作　勝　彦	環境課長	鈴　木　吉　郎
健康課長	田　中　紀　雄	農林課長	坂　本　孝一郎
商工観光課長	羽　賀　千　尋	建設課長	中　部　　力
都市開発課長	小笠原　謙　一	下水道課長	坂　本　弥　一
会計課長	奥　山　芳　彦	福祉事務所長	川　田　宣　彦
神室荘長	小　野　　正	水道課長	佐　藤　幸　一
教育委員長	伊　藤　輝　昭	教育長	佐　藤　　博
管理課長	矢　口　　孝	学校教育課長	小　野　和　夫

生涯学習課長	矢　口　喜一郎	生涯スポーツ課長	伊　藤　　恵
選挙管理委員会委員長	小　関　俊　也	選挙管理委員会事務局長	小　野　利　彦
監査委員	荒　川　修　也	監査委員事務局長	渡　部　秋　夫
農業委員会事務局長	斎　藤　友　一		

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局　　長	草　刈　國　夫	総務主査	森　　隆　志
主査	沓　沢　豊　子	主査	佐　藤　嘉　信

議　事　日　程　（第２号）

平成１７年３月７日　月曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　一　般　質　問

１番　髙　山　和　男　議員
２番　平　向　岩　雄　議員
３番　柴　田　忠　志　議員
４番　渡　部　平　八　議員
５番　山　尾　順　紀　議員
６番　金　　利　寛　議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第２号）に同じ

平成１７年３月定例会一般質問通告表（第１日目）

発言順序	質問者氏名	質問事項	答弁者
1	髙山和男	１．市長５選出馬のご意志と、今後の街づくり新年度方針について ２．環境ＩＳＯ認証の更新を見送りについて ３．行政事務の継続性について	市長 教育長 関係課長
2	平向岩雄	１．活力あるまちづくりについて ２．地域農業の再生策について ３．環境問題について	市長
3	柴田忠志	１．元気の出る商店街について ２．二学期制の導入めぐる対応について	市長
4	渡部平八	１．教育行政について ２．農業行政について ３．消流雪溝の水源について	市長 教育長
5	山尾順紀	１．雪対策について ２．長期教育プランについて	市長 関係課長
6	金利寛	１．「希望」こそ人生と社会にとって最も大切な宝である。希望のもてる心ある行政執行は果たして。 ２．少子高齢化社会について	市長 教育長

開　　議

下山准一議長　おはようございます。ただいまの出席議員は24名、欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第２号）によって進めます。

日程第１一般質問

下山准一議長　日程第１一般質問。

これより一般質問を行います。今期定例会の一般質問通告者は12名であります。質問の順序は、配付してあります一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて１人50分以内といたします。

本日の質問者は６名であります。

髙山和男議員の質問

下山准一議長　最初に、髙山和男君。

（２３番髙山和男議員登壇）（拍手）

２３番（髙山和男議員）　おはようございます。平成17年３月定例会一般質問トップに質問の機会をいただきました。新しき風、新風21の髙山でございます。よろしくお願いします。

今年の冬は、昨年度末まで降雪が少なく、暖冬か、また地球温暖化の影響かと思われましたが、新年に入り断続的に、そして降り始めますと同時に集中的に降り、何年ぶりかの大雪となりました。豪雪対策本部をつくるなど市でも懸命に努力されたわけでございますが、市民は雪との闘いに明け暮れ、この豪雪により家屋の破損や除雪作業中の事故、市内では深雪による被害、そして農家では果樹とか野菜、作物用のハウスの倒壊と多くの被害が発生いたしました。けさのニュースでございますが、全国でこの雪による被害者は六十数名の犠牲者が出ておられるということでございます。県内では６名という犠牲者が出たわけでございます。雪対策には、所管課をはじめ庁舎一丸となった努力もされたわけでございますが、雪国新庄の定住と発展にはこの雪対策が最重要課題と再認識したところでございます。やがて雪国新庄にもすばらしい、都会には本当に味わうことのできない春がやってきます。降雪の時期が厳しければ厳しいほど迎える春はすばらしいと思いますし、市の財政状況をこの降雪に例え、今の厳しさを一刻も早く、そして自立できる足腰の強いまちづくりにさらに努力をしていかなければならないというふうに思います。こういった観点で、苦しいから、そして厳しいからといってしぼんでしまうのではなく、前向きに明日の夢を共有化して市一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

前置きが少し長くなりましたが、それでは通告に従い、御提言を含め、質問させていただきます。まず、質問の第１点目でございます。市長５選出馬の意思と今後のまちづくりについてどうあるべきか、そしてそのことを踏まえてどう新年度方針としておられるのかについて質問させていただきます。新年度に入り、市長の任期も残すところ９カ月余りとなりました。市長が就任されてからはや16年になろうとしております。この間、政治、経済の大きく変化してきている中で次世代への橋渡し、新庄市にとっては世紀に１度あるかないかの大事業であります山形新幹線の新庄までの延伸事業をはじめ、市制施行50周年事業や全国緑化フェア事業等々、本当に数多くの国レベルのイベントや事業、そして社会資本の整備に努力をされてこられ、市の活性化、将来にわた

る発展の土台づくりに努力、実績を残されたことを大きく評価しておるところでございます。また、今年度当初より市長におかれましては体調を崩され、市民の間からは心配の声が上がり、市長今期退任かとの声も数多く問われますが、最近体調も回復され、元気に職務の遂行に当たられておられる様子を答えますと、ほっとした様子の市民が数多くおられます。新庄市民４万2,000人弱の船の船長であります。特に市財政のピンチのとき、大変な激務の中、私とは違い、体も大きく、体力も自信もおありでしょうが、ぜひお体をいたわって頑張っていただきたい。そして、大きなピンチの中で財政再建計画遂行をぜひ市長の手でなし遂げていただきたいと思います。一部の新聞では、５選出馬の報道もあったようでございますが、市長、５期目の出馬の御意志はいかがかお尋ねいたします。

また、今後のまちづくりについてどうあるべきかについてであります。市長、今までの公約であります「いい人～いい街～いい暮らし」が理想としてのまちづくり、そのものズバリと思うところでありますが、独自性や新庄市ならではの特徴も必要ではないかと思います。活力ある「いい人～いい街～いい暮らし」、今後のまちづくり、その実現についての率直な思いと今後のまちづくりとしての課題やこうあるべき点等を含め、お聞かせを願いたくお尋ねいたします。

次に、大変厳しい財政状況の中、先月平成17年度予算の概要を内示いただき、また今議会の初日に提案いただいたわけでありますが、新年度予算一般会計は総額135億6,900万円と本年度の当初比で0.1%の減となる総額でございます。国の補助金等や市税収入の落ち込み等が大きい中で各種物件の売払収入を見込んでの予算計上でありますが、大変な努力の結果と評価をしているところでございます。しかしながら、今後のまちづくりとしての観点から見た場合、新年度方針に掲げる17年度主要事業の概要、事務事業の内容は主にソフト事業が多く、厳しい財政運営の中とはいえ、市民が真に要望している市民の日常生活に密着した事業が少ないと思えるのは私だけでございましょうか。冒頭申し上げました、雪対策は住みよいまちづくりと定住、そして市税収入の大きな柱であり、充実した今後のまちづくりに向けた考えとあわせ、新年度の方針にどう反映しておられるのかについてもお尋ねしたいと思います。

次に、通告２点目の環境ＩＳＯ、14001の認証更新見送りについて質問いたします。平成11年度、市では環境保全都市宣言を行い、環境にやさしいまちづくりを推進してきました。また、平成14年７月には確か山形県内の自治体関係では四、五番目ぐらいであったと思いますが、事務局部門はもとより全庁的な活動、努力で見事この環境の国際規格を認証されたわけであります。私も大いにこの取り組みを推奨しただけに大きな喜びでありましたし、市が民間の先導的役割を果たすべきとの思いで見守ってまいりました。今年７月に満期を迎える環境マネジメントシステムの国際規格、ＩＳＯ14001の認証を財政経費削減の一環で認証を見送る方針とのことでございますが、非常に残念であります。確かに認証を維持するためには毎年定期審査、サーベイランスを受ける必要があり、数十万円の費用が発生し、また３年サイクルでの登録更新審査があり、費用として100万円強の支出が発生します。全庁的にこのＩＳＯの環境活動に取り組んでからの経費節減、環境への負荷の削減も事務局発行の報告書にある大きな成果としてあらわれてきておるところでございます。また、国際的にもこのマネジメントシステムの導入、そして実践活動として広く普及してきており、先進国に二酸化炭素、CO_2などの温室効果ガスの排出削減を義務付けされた皆さん御存じの京都議定書が先月２月16日に発効したばかりであります。このように地球温暖化の問題も含め、国際的にも重要視され、推進しなければならない活動、取り組みの更新見送りは、環境保護活動を含め、市が率先して民間の範となってきた部分もあり、財政難から経費節減での更新なしは民間、市民に与える影響は大であり、ますます財政の硬直、閉塞感を助長するのではないかと

危惧するものであります。民間の範として進めなければならない環境問題、行政の責務として当然内部的にはなお一層の活動継続をしながら、仮称でございますが、新庄版環境保全システム等の組織の立ち上げを行い、実践、行動を通して内外に示す必要があると考え、提言を含め、質問をさせていただきます。

また、環境教育の一環として実践を含めて進めている各学校の生徒に与える影響も大きいと考えます。対応はどうされるのか。また、取り組みについて紹介を願いたいと思います。

次に、３点目でございます。行政事務事業の継続性についてであります。長年市勢発展、市民生活の維持、向上のため御尽力いただいた市職員の方々が定年を迎えられ、特に今年は大勢の方が対象と聞いております。長年の御労苦、そして市民の幸せに向けての御尽力に感謝を申し上げたいと思います。今年は、退職予定者の方が確か15名ぐらいの対象者と聞いております。そのうち各事業の先導を含め、勤めてこられた管理職の皆様方が９名と聞いております。多くの方々が退職されますが、その引き継ぎ業務はいかがされておられるのか。よく市民の皆様から、前に約束していただいたことが市の人事異動や退職によりうやむやになり、責任がないとのクレームといいますか、おしかりをいただきます。そういった日常業務を含めてその引き継ぎ業務はいかがされておられるのかお尋ねいたします。また、周期的にやらねばならない補修等の事業は各年度の計画に入っているのか、引き継ぎ資料として引き継がれているのか、あわせてお答えを願い、これで壇上からの質問を終わります。よろしく御答弁方お願い申し上げます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　髙山議員の質問の前に豪雪のことに触れられました。朝の来ない夜はないというふうな意味のことのお話がありましたが、まさに今大変な危機的な状況とも言える行財政運営の中で、一日も早く朝が来るように頑張れというふうなお言葉ではないかというふうに受けとめたいというふうに思います。そういうふうな前提で今回の取り組み方、予算も含めて、それから事務事業も相当部分見直したわけでありますが、そういうふうな中での今後の取り組みについてのお話がございました。

まず、まちづくりに対する考え方、そしてまた新年度の方針についてからお答えしたいというふうに思いますが、金曜日の日、初日でございましたけれども、私が来年度の施政方針、これを本当に長々と皆さん方に申し上げたところでございますが、その中で今までとこの施政方針についても若干違った、傾向、方向にお気づきかというふうに思いますけれども、今まではどちらかというと事務事業をどのような形で実施するか、どんな事務事業をやっていくかというふうなことを中心とした構成と内容で申し上げたところでございますが、今回はこれからどんな考え方で行政をしていくか、どんなまちづくりを行っていくかというふうなことを中心にした構成と内容にまとめたつもりであります。その意図するところでありますけれども、これはやはり自治体を取り巻く環境の変化にも対応していかなければいけない。ただ、その中で限られた財源の中にあっても行政サービスをどう維持していくか、どう提供していくかというふうな大命題がございます。そうすることによって市民の満足度を維持するにはどのような方法があるかというふうなこと、これを中心にして施政方針申し上げたつもりでありますが、それがまちづくりを実践していくための決意表明というふうに受け取っていただければ大変ありがたいというふうに思います。そういうふうな中で当面の重点、そして緊急課題に対する取り組み方、これを申し上げたところでございました。

また、御指摘のように新年度においてはソフト事業が多いのではないかと、市民の日常生活に密着した事業が少ないのではないかというふうな指摘が

あったわけでありますが、やはり時代の要請といいますか、今までのいろんな社会資本の整備がある程度進んでいるというふうなことから、やはり物質的な豊かさから制度とか、あるいは体制の充実といった心理的な豊かさ、こちらの方へ移行しつつあるというふうにも言えると思います。そういう意味からそういうふうな分野への予算上の配慮もしたつもりでありますが、確かに財政的に非常に厳しい状況にあることは間違いありません。しかし、そういうふうな環境の中にあっても「いい人〜いい街〜いい暮らし」の実現に向けた歩みを着実に進めていかなければいけないというふうなことから、17年度は特に職員の意識改革、これを基本とした行政内部の変革、これを今まで以上に強力に進めていこうというふうな考え方を持っております。人、もの、金といった限られた行政資源であるわけでありますが、これをどういうふうにして最大限に活用していくかというふうなこと、そして市民の目線に立った事務事業の執行、あるいは市民との協働などによる新しい行政経営システム、これを確立していかなければいけないというふうに考えております。

つまりこの度の施政方針が御質問にあります今後のまちづくりに対する考え方、そして新年度への方針というふうな実質的な考え方であるということを御理解いただければ大変ありがたいというふうに思います。また、４期間もなく終了、間もなくといってもまだ９カ月、約１年近くあるわけで、ある意味では相当長い期間まだあるというふうに認識しておりますが、その中で４期目において公約したこと、これについての総括というか、そういうことも御質問あったわけでありますが、選挙公約、これも４期目出馬するときに大きく分けて10、あるいは11ほとの選挙公約をいたしました。特にその中で気になったのが、相当力を入れて頑張りたいと申し上げた中に合併を視野に入れた広域行政の推進、これを上げたところでありますが、御存じのとおり合併による広域行政ということは実現することはできなかったわけで、これは私の公約の中で実現できなかった１つであります。その他もいろいろありますけれども、やはり総合的な雪対策、あるいは高等教育機関の設置等々、そのような公約をしたところでありますが、雪対策についてもこの消流雪用の水源の確保等々については現在も進めておりますが、これについても相当進んだ形での検証、そしてまた将来的な、安定的な水源の確保に向けて１歩も２歩も踏み出してきているというふうに思います。

また、行政改革の推進について、これも先ほど申し上げましたように施政方針の中でも述べておりますが、やはり内部の変革、これを相当協力に今後も推し進めていくと。これは、常に社会状況の変化、あるいは市民感情のいろんなニーズの変化、いろいろあるわけですので、そのときそのときに応じた形で対応していかなければいけないと、このように考えておりますので、これでもって終わりというふうな改革はないというふうに私も思っております。今後もこれはやはりその時々において積極的な改革、対応をしていかなければいけないというふうに思います。また、ソフト事業は確かに多い。ハード事業は今回も、少ないというよりもほとんどないわけでありますが、やはり今までつくった社会資本をどういうふうに利活用していくかということが最終目的であって、ハードの社会資本をつくることが目的ではない。それをどう利活用して地域住民の利便性なり、あるいは環境整備、これを高めていくかということが最終目的であるというふうに思います。それと、これは言うまでもないのですが、行政というのはやはり継続性、これは当然あるわけで、これもぶつ切りではなくてやはり継続しながら社会資本を将来とも後世代の方々にも利用し易い環境づくりをしていくというふうなことになろうかと思います。

そういう意味から５選のことについてもお話があったわけでありますが、今まで申し上げましたように今市として取り組まなければならないこと、これも大変厳しい中でたくさんあるわけであります。財政再建、行財政改革、それらを含めた４つのアクションプラン、そして今回の議会に御提案申し上げ

ております予算案、これも来年度の事務事業執行の大きな前提となるわけであります。これをこれから議員の皆様方と議論しながら固めていくというふうなことになります。その上でやはり今まで申し上げたようなことをどう着実にやっていくかというふうなこと、そして17年度のレールにどうのっけていくかということが当面私にとっての大きな仕事、責務であろうかというふうに思います。その努力に全身全霊を傾けること、これについては当然のことであります。先ほども体調のことも御心配いただきました。幸い体調については相当自信がつきまして、これからの仕事にも耐え得るというふうに私自身も自信を持つことができるようになりました。これもおかげさまでありますが、そういう中でやはりこれからの今課せられた課題、これの解決のために全精力を挙げてやっていくというふうなことであります。具体的に５選出馬の意思云々というふうなお話がございましたが、これについての最終判断については若干時間をいただければ大変ありがたいと、このように思います。いずれにいたしましても当面の課題解決のために全力を尽くしてやっていくと。また、そのための体調については十分自信を持ったと、持てる状況にあったというふうなことを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、ＩＳＯの認証更新のことでございますが、結論から申し上げますと見送りをさせていただくというふうなことでございます。御承知のとおり14年の７月に国際標準規格ＩＳＯ14001の認証、これを取得いたしまして、これまで対象範囲、これを順次拡大しながら市庁舎及び外部施設において全職員で取り組んでまいりました。省エネ、省資源、リサイクルの推進及び環境関連事業や施策の推進などを重点的に環境保全活動、これを実践することによって相当部分経費削減など大きな成果を上げることができたところであります。これまでもサーベイランスを受けながら認証登録を維持してまいりましたが、お話のように３年間の認証期間が今年の７月で満了というふうなことになります。今後の方向性について、いろいろ環境推進委員会等々で協議を行い、そしてそれをもとに慎重に検討を重ねて総合的に判断したところでありますが、この最終判断、更新手続をしないというふうなことはこれまで以上に厳しい自己宣言の方法を選択するというふうなことでありまして、自己責任において自主的にこのシステムを運用管理してまいります。第三者の認証がなくなるため、システムの信頼性に対する自治体としての社会的責任、これは非常に大きくなるというふうに認識しております。

では、なぜこの自己宣言に移行するのかというふうなことになるわけありますが、これは経費削減というふうなことのお話がございましたが、それだけの理由ではなくて登録審査及び定期審査、これ３年間やったわけでありまして、基本となるこのシステム、これが構築できたということが１つあります。また、職員の環境意識、あるいは事務局の規格の理解度が相当高まってきているというふうなことで、みずからの力でこの継続もできるというふうなことであります。また、外部の有資格者、これを内部の環境監査アドバイザーに委嘱することによってチェック機能を強化したというふうなことが上げられます。また、審査に合わせた難しいマニュアルの表現を改めまして、文書管理、これを簡素化、効率化して市民あるいは事業所にもわかり易い開かれたシステムを目指していこうというふうなことであります。これも認証取得が最終目的ではなくて、これまでの成果をより大きなものとするため、今後も自治体としての責任を当然持たなければいけませんので、信頼性を維持しながら環境マネジメントシステム、これを効果的に運用することによって継続的な改善を図り、そしてまた環境関連事業、あるいは施策をより一層推進してまいりたいというふうに考えております。

また、学校についての環境教育についての取り組みもお話がございました。教育委員会では学校版の環境ＩＳＯ、名付けてあじさい環境ＩＳＯ、これの５月開始に向けた準備作業を現在進めております。

これまでに市内の全小中学校の環境教育の担当者を対象にいろんな協議をいたしまして、これの趣旨及び実施内容について共通理解を図ってまいったところであります。また、現在は試行として各学校における電力使用量の削減へ向けた実施プログラム策定に取り組んでいるというふうな状況であります。あじさい環境ＩＳＯの目的でありますが、これまで本市が構築してきた環境マネジメントシステムの手法、これを各学校における環境教育に組み入れることで年々充実しつつある本市の環境教育を組織化するとともに活性化をしていくことになります。あじさい環境ＩＳＯの実施に当たっては、このシステムのよさを十分に生かしながら最大限の教育的効果を求めていきたいというふうに考えております。

また、先ほど京都議定書についても触れましたので、ちょっと御紹介しておきたいと思いますが、御承知のように２月16日に京都議定書が発効したわけでありますが、小泉総理がラジオで語るというふうな番組を持っておりまして、２月の19日でございました京都議定書発効に関する放送の中で先進的な取り組みとして山形県新庄市では公用車の燃料にエタノールをまぜて使用しているというふうに総理が紹介してくださいました。Ｅ３の取り組みが総理に評価いただいて、全国に総理自ら紹介していただいて大変光栄だし、今後とも地球環境のトップランナーとして積極的に取り組んでいかなければいけないというふうに改めて意を強くしたところであります。このラジオは、ニッポン放送、また山形放送の全国38局の放送でありますので、お聞きになった議員の皆さんがいらっしゃると思いますが、これを御紹介しておきたいというふうに思います。

それから、年度もあと迫りましてこの３月31日で市役所の職員も定年退職を迎えることになりました。今年は例年になく多くて、課長職の９名を含めて15名というふうになっております。今日こうやって議会議場に座っておりますが、課長の皆さん方も今までの何十年という市役所生活、そこに携わった仕事等に思いを浮かべながら複雑な心境で座っているんではないかというふうに勝手に推測しているわけでありますが、そういう中で先ほど申し上げましたように市の行政についてはこれ継続性があるというふうに申し上げました。その点につきましては、課長、職員も十分にこれは認識を強く持っているというふうに私も信じております。そういう点でこれからの来年度における、どういうふうな人事になるかは別としても、その次の世代に対する引き継ぎについてはこれを万全を期してやっているというふうに確信をしておるところでありますが、この点につきましては私はそういうふうに総括的に考えておりますけれども、個々の面でいろんなことがあるとすればそれぞれの立場でまたお答えすることになるというふうに思います。いずれにいたしましても、後世代に引き継ぐというふうなことについて私はこれからももちろん期待も含めて完全な事務引き継ぎが行われるようにしていただくように考えているところでございます。

以上、ひとまず壇上からは終わります。

２３番（髙山和男議員）　議長、髙山和男。

下山准一議長　髙山和男君。

２３番（髙山和男議員）　御答弁ありがとうございました。大変詳しく御答弁いただきましたわけでありますが、二、三もう少し突っ込んでお聞きをしたいというふうに思います。

まず、質問第１点目であります。市長５選出馬の意思と今後のまちづくりについてどうあるべきかについてでありますが、５選出馬の意向について市長は明言を避けられましたが、今後のまちづくりについての御答弁から新庄市の今後について、初日の施政方針、ただいまの御答弁を含めまして大変な情熱のこもった並々ならぬ決意と私は判断いたします。今後、あるいは将来に向けてのまちづくりについての考えをもう少しお聞きしたい。私は、市長の「いい人～いい街～いい暮らし」、これを実現するためには現在の新庄市の現況から特にまちとしての個性や行政の経営感覚、また船長、首長としてのリーダーシップが必要と思いますし、重点、そしてこだわ

りの運営も必要ではないのかというふうに思うわけでございます。市長のただいまの答弁の中から市民の目線に立ったまちづくりの重要性を今言われたわけでございます。これは一致しております。ただ、そういう面ではこだわりという面では非常に新庄市としてはある面では不足しているのではないかという点。今特にこの厳しい財政の中で重点、こだわり、強いリーダーシップ、この三つが必要なのではないかと思います。特にこれからは自治体の自立が必要、また求められてきております。市民あるいは住民サービスの点で各自治体間の競争がもっと激化するのではないか。欧州の方に何回か行かせてもらいました。そのまちが市民にとって住み易いかどうかで移動するというのが向こうでは日常茶飯事だそうでございます。いかに未来につながる特色ある施策の実行ができるか。そのためには今厳しくとも夢の持てる、そしてその夢を共有化し続けられる施策をいかに立てられるかにかかってくると思います。市で提唱しています、今運動しています「小さく、元気な市役所」、この市役所づくりのキャッチフレーズもその意味と思いますが、個性、経営感覚、リーダーシップといかにやる気を奮起できる施策を打ち出せるか、これにかかっているのではないかと思いますが、５選出馬についてはその判断はもう少しということでわかりました。ぜひこの点を含めて市長のまちづくりの理念、夢でも結構ですが、再度お答えをしていただければありがたいというふうに思います。

次に、環境ＩＳＯの認証見送りについてであります。答弁の中に、環境保全活動を実践することによって経費節減などの大きな成果を上げることができたという答弁であります。では、なぜ認証見送りなのか。経費節減のため見送りではないのかというふうに思います。環境にやさしい新庄市、今も小泉首相の全国ラジオ放送のお話がございました。それ以外に新庄市は環境という面ではかなり、バイオの件も含めまして広がっております。先日山形の方に行ってきました。山形で会議があったのですが、新庄、環境というふうに認識があるのだけれども、なぜやめられるのだ。そんなに厳しいのかと。特にこの方はバイオマスの件で耳に入れておられましたし、本当にだめなのかと。今みんなよその行政も何とかしてとろうということで必死になっている矢先であるということで残念がっておられましたけれども、そういう面で今新年度予算、これにもバイオ関係が大きな予算として上げられております。今まで培ってきたもの、これを見送って、新たにバイオというのは今後の本当に大変貴重な事業でしょうけれども、そういう面では先ほど申し上げました速効性、これについてはどうなのか。むしろ今環境ＩＳＯの事務局の方で、市の事務局の方が出しております効果を見ても大変な効果が出ているわけです。これをなぜ今やめなければいけないのか。基本システムが構築できたからこれをもとにしてやるのだと。これは、前に御提言申し上げましたけれども、評価システムもそうだと思います。外部のアドバイザーの委託、委嘱をもってできたというふうにありますけれども、やはり客観的に見ていただくという面では、ぜひそういう面では外部の目という面で必要なのではないかというふうに思います。

それから、国の環境活動認証制度である山形ＥＡ21というのがございます。この事業をもしつかんでおられましたらちょっと紹介していただきたいし、これは私のつかんでいるところでは一般、民間が取り組み易い事業だというふうにうたっていますし、先日酒田市の方でもこの説明会があったようでございます。これは、金銭的にも経費的にも非常に安価というのですか、民間でも取り組み易い安価な経費で今国が推進をし、山形県でも推進しようとしているわけでございます。こういう取り組みとか、あるいはこの紹介をひとつつかんでいたらお願いしたいということ。もう少し具体的に市では環境活動として、組織等も含めて組織づくりをしてやっていくのかどうか、この点お聞きしたい。

学校の問題です。生徒さんに与える影響は大きいというふうに思うのです。今生徒が取り組もうとしている中で５月に施行すると今御答弁いただきま

したけれども、この説明をどうされるのか、これをお聞きしたい。

それから、行政事務の継続性についてであります。これは、本当にそういう面では特にめざしたものはございません、その中身は。ただ、大勢の方が退任される、あるいは異動もあるでしょう。そういう中での事務手続をちゃんとしてほしい。もっと市民の声が、例えば約束事等あったらそれを守ってほしいよ、ちゃんと引き継いでほしいよと。もう一つは、学校事務の中でよく雨漏りしてきた、だから補正で組んで塗装しなければいけないというのがございます。これ前にも申し上げたのですが、屋根というのは３年とか５年周期で補修しなければ、ペンキを塗ったりしなければいけないのですが、これをローテーション組んでちゃんとやっているかどうかということを聞きたいのです。してほしいということなんです。一般家庭ですと、３年前にやったからもう今回この母屋は塗らなければいけない、小屋の方は２年前だからまだ一、二年あるよとか、そういうローテーション組んで計画してやっているわけですが、こういう計画性も含めて今ちゃんとやっておられるかどうか。この辺も含めて再質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

下山准一議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　まず最初に、エコアクション21というふうなことの事業というふうなことでの内容でございますけれども、エコアクション21認証登録制度につきましては中小事業者が環境マネジメントシステムを普及させるために環境省が策定した事業者のための新たな認証登録制度でございます。山形県でも今現在山形県ＥＡ21推進事務局を設けまして、ＮＰＯの環境ネット山形を運営主体としながらその準備作業を進めている状況でございます。その中でも環境保全活動の取り組みの中に全国の共通項目がございますけれども、さらに山形県独自の項目を加えまして実践していこうというふうなことでございます。その対象は、議員おっしゃられるとおり小規模事業者、そして飲食店、商店、またテナントなどを対象として想定されたものであるというふうに思っているところでございます。

このエコアクション21への新庄市としての認証登録については、エコアクション21そのものはＩＳＯ14001の規格をベースとしたものでございますので、決してなじまないというふうには思っておりません。これらについては、むしろ地域や市民、そして家庭のＩＳＯ版といった方に今後参考にしていきたいというふうに思っているところでございます。先ほど市長の答弁にもありましたけれども、自己宣言の方法を選択するというふうなことで、第三者の認証が当然なくなるわけでございます。その分自己責任の中でシステムの運用管理をしていかなければならないというふうなことで、管理の方法としてはこれまでのＩＳＯ14001のシステムに準拠した管理をしていくというふうなことにしていきたいというふうに思っておりますので、これからはより以上に厳しくなるのではないかというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

小野和夫学校教育課長　議長、小野和夫。

下山准一議長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　学校への影響ということで御質問だったわけですけれども、今も環境課長の方からありましたように市独自の取り組みをこれから進めていくというふうなことで、環境保全都市としての理念を持ちながら進めていくということでありますので、学校としてもそれに連動した形で進めていきたいなというふうに思っております。今現在担当者の会議を２回ほど開催いたしまして、今試行を進めているところです。省資源、環境整備、それから省エネルギー、廃棄物の減量、そういったことについて取り組みを進めようということで計画を立てております。現在は、先ほど答弁ありましたように節電というふうなことでございます。これからこの取り組みを進めるに当たりまして児童会、生徒会の活動が大変大切になってくるというふうに思います

ので、そういったことも含めて準備を進めて、５月に学校としての取り組みがスタートできるようにしていきたいというふうに思っているところです。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　これからの取り組み方、先ほど申し上げましたけれども、特に個性的、これから地域間競争が非常に激しくなるというふうなことで、その中にどう個性を見出して、個性イコール特色、そしてまたある意味では部分的にはやっぱり特化していくことが必要だというふうに思います。

それから、民間の経営感覚、これについてはおっしゃるとおりで、今回の課の統廃合につきましても政策経営課と、これは職員も含めて我々も含めて経営ということについての認識を深めていこうというふうなことで課を設置したところであります。時間がありませんので、また別の機会に申し上げたいと思います。

下山准一議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午前１０時５０分　休憩
午前１１時００分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

平向岩雄議員の質問

下山准一議長　平向岩雄君。

（２０番平向岩雄議員登壇）（拍手）

２０番（平向岩雄議員）　記録的な大雪で大変苦労されました市当局の皆様方に深く感謝を申し上げます。

それでは、早速でございますが、通告に基づきまして一般質問させていただきます。本市を取り巻く経済環境は、基幹産業である農業生産額の減退をはじめ、商業関係でも商店数が昭和57年対比、14年では266店舗、率にいたしまして25.1％減少するなど、商品販売額でも平成11年に1,381億4,854万円あったものが平成14年には1,030億6,170万円となり、減少額が350億8,684万円、率にいたしまして25.4％が減少し、極めて厳しい環境にありますことは御承知のとおりであります。このような環境にあって、本市の財政状況も2003年度決算における経常収支比率は県内44市町村で最も厳しい状況にあり、歳入不足を補うためにさまざま苦心なされているわけでありますが、歳入拡大策を強力に推進することが近々の課題であると考えるものであります。

質問の１番目は、活力あるまちづくりについてであります。１点は、東北農業試験場跡地の有効活用についてですが、10万6,773平方メートルに及ぶ土地を本市がエコロジーガーデン構想により払い下げと譲与によって取得しておりますが、計画や構想では地域伝統産業体験をはじめ、農業など地域産業に理解を深める場の設置とグリーンツーリズムの推進によって交流人口を拡大し、活力づくりに取り組む計画となっておりますが、産直やバイオマスセンターの誘致以外は計画の実行が見えてこない現状であります。この計画や構想が土地の払い下げや譲与を受けるものであったとしても、費用対効果が強く議論されております今日、その趣旨に沿わないものがあると言わざるを得ません。本市財政の歳入不足補てんの一環と賑わいと活力を生み出す見地から、構想の実現に向けて早急に対応すべきと考えますが、計画の施行について市長の御所見をお伺いいたします。

２点は、中部牧場についてであります。昭和49年から新庄市と鮭川村が畜産を導入し、地域経済の向上に役立てようと最上中部牧場管理組合を設立いたしまして、畜産振興に努めてまいりましたが、農畜産物の貿易自由化などの影響を受け、畜産農家の減少などにより管理組合の維持が困難となり、平成14年３月31日をもちまして解散したわけでございますが、市村区域の土地及び附属する工作物はそれぞれ市村に帰属し、現在に至っております。その間、

中部牧場の有効活用につきましてはさまざま協議、検討されてまいりました経緯がありますが、特に平成元年には中部牧場を一層農業振興と地域活力増進に利活用する目的で中部牧場利用計画特別委員会を設置し、検討を加えましたが、その時代には国県の補助金の適正化に関する整理などの絡みで計画の実行には至らず、その計画は日の目を見ることはできなかったと聞き及んでおります。市村の管理組合が解散してからはや３年になろうとしているわけでございますが、現在中部牧場全体の活用は本市畜産３団体への管理委託による一部利用と牧地にソルガムの栽培、草地の点在的な利用があるものの、利活用が不十分な現況であり、本市財政状況からしても本意でないと思慮されます。中部牧場の利活用に関しましては有効活用検討委員会的なものも設置されておらず、利活用の計画も存在していないということは他力本願と言わざるを得ないのであります。草地については、長年手をかけずにいれば雑木が生え、大変な環境になりますことは御承知のとおりであり、早急に中部牧場利活用の委員会を設置し、その利用料金なども決定し、広く利用者を公募いたしまして歳入の増加に結び付けるべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

３点は、地域経済の活性化対策についてお伺いいたします。地域のイメージアップと総合的な活力の強化を目指す市町村合併を推進してまいりましたが、新庄、最上地域における市町村広域合併の実現を見ることはできませんでしたが、今各自治体が自立への道として地域の独自性を打ち出し、生き残るためのキーワードとして交流人口の拡大や地域経済の活性化を目指す動きが活発になっておりますことは御承知のとおりであります。昨年の９月定例会におきまして構造改革特区と地域再生計画の対応につきまして一般質問いたしましたが、その後市民農園特区につきましては全国展開を政府が決定、これまで市町村やＪＡに限られた市民農園の開設を緩和する措置で特定農地貸付法の特例として農家自身や民間非営利団体に認めることになりましたが、本市としての対応はいかがなものか。また、山新の記事に観光産業はこれからの目玉産業であり、交流人口10万人は定住人口1,900人程度に相当するという記事がありましたが、村山市のまつり交流特区や舟形町の自然・田舎まるごと体験ふれあい特区のような交流人口拡大策についての計画はいかがなものかについてお伺いいたします。

２番目は、地域農業の再生策についてですが、１点は地方分権農政の対応策についてであります。ある新聞に江戸末期は外国の黒船が我が国に改革を促したが、今度は内なる黒船だと報じているのを目にしました。と申しますのは、我が国の全体的な人口が2007年から減少に転じ、まさに人口減少社会に突入し、現在１億2,800万人の人口が30年には7.8％減の１億1,800万人となる見通しだというのであります。消費人口の減少によって農産物の需要が一層低下いたしまして、産地間の販売競争も激化するのが当然のことであり、今から地方の意識改革が求められている情勢にあり、手をこまねいていると過疎化や農地の耕作放棄地が進むということでありますが、本市の地域農業再生策についてどう対応なされているかをお伺いいたします。

２点は、米政策改革についてであります。これまでの行政主導の米政策のあり方を見直す見地から、地域の実情に合わせて転作の体系をつくる地域水田農業ビジョンが策定され、需要に見合う数量を基本にした米生産調整を実施しているにもかかわらず、全国米穀取引・価格形成センターが去る２月23日に行った2004年産米の入札取引は、全銘柄の平均落札価格が１万5,243円になり、２月の取引としては過去最安値ということであり、山形はえぬきで東京受け渡し価格が60キログラム１俵１万4,800円だということであります。このような米価をめぐる環境の中で、遅くとも2008年度には農業者や農業者団体が主役となった需給調整システムを確立することが米政策改革の目標だと言われております。大変な転換期を迎えるわけですが、2003年の農業白書ではこの転換期の対応をしっかりし、農政の改革と転換にスピ

ード感を持って取り組むことの重要性を強調しておりますが、本市として農業者に対しどのような対応と指導をなされているのかお伺いいたします。

３点は、活力再生に向けたブランド確立の対応についてであります。2000年世界農業センサスによりますと、本市の農業経営形態は89.6％の農家が稲作単一経営であり、先の質問でも申し上げましたが、米価激安のため、農家経済に及ぼす影響はこれまでにない大きなものがあります。このような環境を踏まえ、複合作物の生産拡大と生産のブランド化の推進が緊急課題であると思います。本市におきましては、水田農業ビジョンに計画しております園芸作物は、ニラ、花弁、ネギ、みつば、ウルイ、タラノメなど産地作物として生産拡大の計画がありますが、ＪＡが中心となり、集落の意向を集約する人材の育成と集落単位で適地適産の特産物振興を最重視し、生産の拡大を図り、稲作所得減少の補てん策を講ずるのが本来かと思いますが、特に商標に関する法改正により、地域名と商品名を組み合わせた地域ブランドの商標登録が促進されようとしている現状におきまして、ブランド確立のキーワードは消費者に対し、作物の安定供給に努めることだと思います。また、2005年産米の目標数量配分で、御案内のとおり県内伸び率トップの大石田は町ぐるみで減農薬栽培に取り組み、消費者に安心感を提供できる米づくりを実践している地域であるためで、安全、安心を第一に消費者の信用を得られることもブランド確立の大切な条件であります。加えて農業所得も考慮した振興計画でなければその成果は望めないのは当然でありまして、生産量、安全、安心、生産者所得の三位一体で活力再生に向け生産量の拡大を図り、ブランド確立に対応すべきと思いますが、本市の対応策についてお伺いいたします。

３番目は、環境問題についてでありますが、１点は合併浄化槽の取り扱いについてであります。合併浄化槽の取り扱いにつきましては、過去にも一般質問の経緯がありますが、財政再建絡みを理由に本市では合併浄化槽の取り扱いを当面休止せざるを得ないということでありましたが、一方では公共下水道の推進が決定されるということについて、公共下水道がまだ先だという地域からは一貫性に乏しいというふうな苦情があります。これまでは、国の機関でも汚水処理の対応は省庁が分かれており、御案内のとおり農業集落排水は農水省、公共下水道は国土交通省、浄化槽が環境省でありましたが、これらを統合いたしまして、汚水処理などのこれまでの補助金を１割程度の交付金化に改正されるそうでありますが、公共下水道と合併浄化槽の整合性を加味した取り扱いについてどう対応なされる考えかをお伺いいたします。

２点は、消防用備品に対する支援についてであります。市民の財産と生命を守り、日夜御活躍されております消防団員の皆様に対しまして深く敬意と感謝を申し上げます。去る９月定例会で小野議員も消防団のあり方につきまして一般質問されておりますが、本市の消防は17分団95班で編成されており、班員のなり手のない問題もさることながら、戸数の少ない集落における消防経費の負担についてさまざまな問題が浮上しております。この問題は、地域経済の低下に起因しているものと思いますが、分団あるいは班の維持は市の補助金と集落の負担によって成り立っており、集落構成員の少ない地域はその負担額が多くなっている現状であります。消防用備品に対する支援の趣旨は、消防操法に関することでありますが、消防の基本とされる操法大会に出場される場合、その練習のためにホースを使用しますが、その練習によるホースの損傷が大きいために買いかえの必要があるということであります。また、経費節減のため、希望する班に対し、練習用のホースを貸し出す方策を講じていただきたいということでありますが、その対応についてお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長　平向議員の第１点目、東北農業試験場跡地の活用についてのお話がございました。御承知のように、この跡地利用についてはエコロジーガーデン構想、あるいはエコロジーガーデンの推進プラン、これをもとにして多面的な利用展開を図っていこうというふうなことで段階的に整備を推進しているところであります。現在は、市民協働の研究施設を目指して活動する玉川大学のバイオマスセンター、そしてグリーンツーリズムの推進拠点施設としての産直まゆの郷、また地域の伝統産業体験機能を持つ亀綾織の工房、そして市民参加によって環境整備などに関わるグラウンドワーク、ＮＰＯ組織の事務局、そして蚕糸研究の歴史、あるいはバイオマス研究資料などを展示した資料室等々がございます。それぞれ計画した機能設定、あるいは整備については園内の自然、大変自然環境のいいところでありますので、その景観等を生かしながら園内のそれぞれの施設等でいろんなイベントを催し、また体験学習などを通じまして多くの交流が現在生まれているところであります。安らぎと風格のある交流の場としても機能を果たしておりますし、また新庄市にとっても大変大きな財産であるというふうに認識をしております。特にバイオマスセンターの連携によって地球環境のためのバイオマスを活用した地域循環取り組みについては、先ほどの小泉総理のラジオでの紹介等も含めて大変全国各地からの視察、あるいは問い合わせ件数が増加しておりまして、今後もその反響は大変大きなものになるというふうに認識しております。当初の計画から見たらまだまだ不十分ではないかというような御指摘もあったわけでありますが、最終的な戦略構想を持っておりますけれども、ある程度できるものからやっていこうと、長期的なスパンで考えていこうというふうなこともございますので、まず現在やっていることを１つのステップとして今後も展開をしていきたいというふうに思います。エコロジーガーデン構想、それから推進プラン、これについては全庁的に検討と調整を加えながら当初の構想実現に向けてこれからも休まずに取り組みを推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、中部牧場ももっと活用したらどうだというふうなことでございます。お話がありましたように、組合の解散時、当面は牧場機能を生かしながら畜産振興に寄与していこうというふうなことで、その運用を図っていくというふうなことでこの壇上でも答弁申し上げたところでございます。現在の利用状況につきましては、お話にもありましたけれども、牧場の利用者協議会と管理業務の委託契約に基づいて実施しております採草地と飼育施設などの附帯施設の管理委託業務、そして市がバイオマス関係事業として行っておりますソルガムの栽培、またバイオマスの堆肥製造事業の拠点として有効利用しておりますが、放牧地であった用地の多くはまだ未利用の現状にあります。そういうふうなところを利用検討委員会等々をつくってある程度方向付けをしたらどうだというふうなお話があったわけでありますが、現在も草地の整備、改良、あるいは施設整備の補助事業実施に関わる財産処分の制限、これが適用されている施設もあります。また、農用地法の適用も受けることから、これもある程度慎重に検討していかなければいけない部分もあります。現在うちの方でも農林課、あるいは財政課を中心として牧場跡地の現状と利用実態の調査、これを実施しておりますが、ＪＡ、畜産関係はもちろんですけれども、そういうふうな関係企業からの利用要望等々も踏まえて今後の牧場跡地の利活用については調査検討していこうというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それから、地域経済の活性化対策というふうなことがございました。言うまでもありませんけれども、現在右肩上がりの発展というのは見込めない現状であります。そういうときに特色のある活性化対策については、これは市としても大変重要課題、これは施政方針の中でも申し上げておりますが、重要な課題であるというふうな認識は、これは私一人ではないというふうに思います。地域活性化のために

もの、人、そしてまた企業、研究機関等々いろんな市の有する資源、これがあるわけでありますが、それを最大限に活用していかなければいけないというふうになるわけでありますが、お話にもありましたように構造改革特区、あるいは地域再生制度の活用、これは発想の転換というふうな意味からも大変意義のあることであろうというふうに認識しております。このような観点から、新たな雇用創出と地域再生に関しまして商工会議所の工業部会の皆さん方といろいろ懇談をやり、そしてこの制度についての説明も行ったところであります。大変工業部会の皆さん方からも貴重な提案が出されまして、関係者の調整を行っているところであります。また、構造改革特区に関する手法にも取り上げていたわけでありますが、これを見た市民の方も具体的な相談に現在訪れている状況であります。

また、農地に関してもお話ありましたが、特例法、あるいは構造改革特区などによって農業へのＮＰＯ法人、企業の参入が認められてきておりまして、基幹産業である農業分野での提案をこの地域の活性化に結び付けたいというふうにも考えておるところであります。地域活性化のためには市民とともに行政も当然汗をかかなければいけないわけでありますが、市民協働については市政運営の大きな柱というふうに位置付けておりますので、そういうふうな意見を集約しながらその実現には最大限の支援を行っていく考えであります。

また、交流人口についてのお話がございました。山新に出ていましたけれども、大体交流人口の1.9%が定住人口に匹敵するというふうなコラムがあったところでありますが、現在新庄市でとらえているのが交流人口、主に今観光客というふうなこと、これは夏まつりなんかの占める割合が多いのですが、約80万ぐらいというふうにとらえておりますけれども、これを1.9%でいきますと大体１万5,000人ぐらいの定住人口に匹敵するということになりますが、果たして市民の皆さん方がそういうふうな実感としてとらえているかというと、これまた甚だ疑問なところでありますので、今後も交流人口を増やすというふうなことについては、一過性のものだけではなくてやはり年間を通じた交流人口を増やしていかないとなかなか市民としての実感がわかないのではないかなというふうにも考えておりますので、その辺のところも十分力を入れていきたいなというふうに思います。これもよろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、少子高齢化社会、これはもう来年度あたりから減少に向かうというふうなことも言われているわけでありますが、人口が減少するということはイコール農産物の消費量もますます減少していくのではないかというふうな当然懸念があります。食糧の自給率は40%でありますけれども、これはカロリーベース、そして食料・農業・農村基本計画の見直しによる自給率、これを45%まで向上させるというふうなことが明示されております。そういう中でこの人口減と消費減をどういうふうにして抑えていくかというふうな大きな課題になるわけでありますが、現在特に食育教育、あるいは地産地消についても相当各地で力を入れているわけでありまして、そういうものをもっともっと展開していくことによって消費減退を少しでも抑えていくような手立ての１つかなというふうなことも考えているところであります。

本市の場合は農業出荷額、これも随分減ってきているというふうな御指摘もございました。特に米の依存度が非常に高いわけで、農業産出額の割合で72%ぐらいでありますので、県平均から、県平均は43%ぐらいでしょうか、それから見れば非常に高いというふうなことになります。その中でやはり米価、これが安定的な価格で推移すればいいのですが、御承知のような状況で、どちらかというと下落傾向にあるというふうなことで、ますます農業経営というのは非常に難しいことになるわけであります。複合経営による周年農業推進に速度を上げて対応を図っていかなければいけないというふうに考えているところでありますが、既に園芸部門ではトルコぎきょ

う等の花卉類、またニラ等の野菜、タラノメ等の山菜についてはある一定程度の産地化が図られてきておりますし、また高品質の生産技術、これも定着しつつあります。15年度の産出額もこういうふうな園芸部門で10億円を突破しているというふうなことでございますので、今後一層の生産拡大を図っていくと同時に、また果樹についても14年度からオウトウの大苗を導入したわけでありますが、これを契機に生産者の拡大を図っていくというふうなこと。また、畜産関係についても飼育頭数の拡大、あるいは経営の効率化を推進していかなければいけないというふうなことであります。いずれにしてもこのように稲作中心の農業から複合的な農業経営への移行は進行しているというふうに思いますが、今後とも複合経営の付加価値の高い農業の実現にこれはやはり全力を挙げて取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

それから、その中で第２点目でありますが、米の政策改革に伴う農家に対しての対応策というふうなことになります。改革大綱に基づく政策制度、これは16年度からスタートしたわけでありますが、本市でも水田農業ビジョン、これを策定して具体的な取り組みとして産地づくり計画、これを作成してきたところは御承知のとおりであります。このビジョンの位置付けでありますけれども、これは19年度から農業者、また農業者団体が主役の農業構造改革システムに移行するわけでありますけれども、これのソフトランディングの期間として消費者あるいは市場のニーズに応えていこうと。そして、また需要に合った売れる米づくり、特色を生かした産地化作物の確立、地域の将来を担う担い手の確立、これを柱として進めるものでありまして、まさに農政の大転換期を迎えているとも言えると思います。特に担い手の育成が最重要課題であるわけでありますが、この３月に決定される新たな基本計画においてもこの担い手が大宗を占める農業構造を目指して、これの育成と施策の集中化、重点化などの支援を行っていくというふうにしております。これらのことを踏まえまして、本市の農業を持続的に発展していくためには地域農業の担い手として位置付けられております認定農業者の拡充、また集落営農の形態、これを構築して効率のよい土地利用集積を図っていく必要があります。特に認定農業者についてでありますけれども、いろんな米政策の制度をはじめとして種々の政策が認定農業者に特化されつつあるというふうなこと、これが着実に増えてきているというふうなことも言えると思います。また、一方集落営農についても大規模農家が少ない地域において進めていかなければいけない形態でありまして、今後これについても取り組んでいかなければならない大きなテーマというふうにとらえております。市でも16年度から生産組織、あるいは認定農業者の取り組みに重点的に支援策を講じてきたところでありますが、その結果、その組織数が19組織増加いたしまして69組織になりました。また、前年度から集積面積を増やした組織の増加分でありますが、33ヘクタールとこの施策の効果もあらわれてきているというふうに認識しております。いずれにいたしましてもビジョンの中間年でありますこの17年度は、認定農業者あるいは生産組織を核とした集落農業の姿に近付けながらＪＡ等の関係農業団体が主体的に実施できる環境づくり、これを進めていきたいというふうに考えます。

それから、ブランドの確立の対応でございますが、特に食の安全に対する関心が高まっているというふうなこと、また消費需要も非常に多様化しているというふうなこと。県では消費者の満足する信頼性の高い山形ブランドの確立に向けて諸施策を展開しております。特に消費者は安全、安心な農産物、これを非常に要求するわけでありますので、この定着を図っていこうというふうなことで全国に先駆けた取り組みとして農産物生産流通システム、これ安全、安心な農産物でありますけれども、これを構築して17年度から実施の段階に入る予定となっております。本市でもこのシステムにのっとりながら地域ブランドの確立に向けてＪＡ、あるいは市場関係者と連携を密にしながら推進してまいりたいというふ

うに考えております。米については、ＪＡグループの「山形米日本一米づくり大作戦」、「やまがたこだわり安心米推進運動」など、やはり食味のいいもの、そして高品位の生産を展開してきておりますし、その結果はえぬきが御承知のように10年連続して特Ａに評価されるというふうなことで着実にこのブランド化が進んでいると、推進しているというふうに思われるところであります。その間花弁とか山菜等については、中央の市場に私も行きましたけれども、市場のキャンペーンを図ったりしながら、大変市場評価も高い産品が、今農業者の努力のせいだというふうに評価しておりますが、高い産品が出荷できるようになってきているというふうに考えております。畜産においてもＢＳＥの発生問題から国内産の牛肉が見直されたというふうなことも含めて、最上の家畜市場の優良の肉用子牛の市場価格、これも全国の中でも指折りの高値で取引されているというふうなことでありますし、また新年度から新たに畜産の担い手の育成の総合事業、これがスタートすることになりますが、これによって飛躍的に畜産農家の規模が拡大されること、そしてブランドの強化が進むということも期待されているところでありますので、今後もいろんな意味で地域ブランド確立に向けて取り組んでいきたいというふうに考えます。

それから、合併浄化槽のことについてもございました。これも前にも御質問あったわけでありますが、この浄化槽については比較的少額の費用で設置できるので、水質改善に効果的であるというふうなことで、市でも５年に策定した排水処理基本計画に基づいて、主として下水道計画、区域外の住民に対して定額の補助を行ってきたというふうなことであります。この成果というか、その効果というか、やはり公共水域の水質はこれによって大きく改善されて有効な事業であったというふうな認識は持っております。ただ、この維持管理についても個々の設置者に任されているため、管理上もいろんな問題も生じたケースもありますし、また公共の下水道の整備がなかなか進まない昨今にあって住民間の受益の格差が大きくなっているというふうな状況も出ております。こういうふうな状況を改善するため、国では市町村が設置管理を行う浄化槽市町村整備推進事業というふうな新たな補助事業を立ち上げて実施を推奨しているところでありますが、県の方もこの方向に移行する方針でありまして、従来の浄化槽の整備事業に対する補助率は徐々に下げてきておりまして、18年には補助を完全になくすというふうな方針であります。国の生活排水処理施設の整備については、御指摘ありましたけれども、公共下水道事業、農業集落排水、また浄化槽の施設、これが連携して整備できるように事業間で融通可能な交付金制度、これを推進して、そして効果的にこの事業を推進できるようにすることになっております。市も一昨年度からそういうふうな国の動きを見守りながら検討してきたところでありますが、その結果市町村設置型の合併浄化槽を導入した場合の使用料の徴収とか修繕、これらは市で行うことになるわけでありますが、そういうふうな管理体制をどういうふうにするか、また導入するエリアは従来の公共下水道の計画区域から見直しをして新たにした場合の問題点、これはどのようなことが課題として浮き彫りにされるかというふうなことでございますので、これらの課題について早急に判断すべく今までの検討結果を取りまとめている最中でありますので、できるだけ早くその結論を出していきたいというふうに思います。

続いて、消防団の問題でありますが、消防団は御承知のとおり地域住民の信頼に応えながら大変日夜頑張っているということ、これは論をまたないところであります。団員のこともありましたが、特に備品についての話がございました。訓練用のホースについてであります。基本的に先に申し上げたとおり消防団の皆さん方、ボランティアでこういうふうな住民の信頼と期待に応えながら活動しているわけであります。できるだけその配備についても配慮してやりたいというふうな大前提がございます。ただ、御承知のような状況の中でどこまでできるかというふうなことでございますので、特に今回御質問あり

ましたホースの貸し出しについてでありますが、今回消防団については小型積載車の予算を皆さん方に御審議いただくべく提案しております。そういうことから訓練のときに使うホースというふうなことでありまして、決して訓練を軽んじるつもりはさらさらございません。いろんな実践に対応するためには訓練あるいは練習というのは大前提であるし、これは大変大事なことであります。そのために軽んずることはありませんが、より実践に活用できる配備、それを優先的に今回考えさせていただきたいと、このように思いますので、１つの課題としてこれはとらえさせていただきたいというふうに思います。

以上でひとまず終わります。

２０番（平向岩雄議員）　議長、平向岩雄。

下山准一議長　平向岩雄君。

２０番（平向岩雄議員）　残された時間ありませんので、逆の方からお願い申し上げますが、まず第１点でございますけれども、合併浄化槽の取り扱いにつきまして市町村型合併浄化槽云々というふうなことがございますが、既に御案内のとおり大蔵村などでは合併浄化槽を中心にいたしまして、公共下水道というふうなものを省いて合併浄化槽に重点を置いてやっているわけでございますが、ただ検討、その他というふうなことになりますと当面合併浄化槽を設置したいというふうな方は、これはその適用に浴しないというふうな問題が出てくるわけでございます。昨年からですか、合併浄化槽の取り扱いをやめたというふうなことは、これはとりもなおさず財政難の折からだと、こういうふうなことでございますけれども、こういう近代的な生活をするためには公共下水道の当面入る予定のないところでは合併浄化槽というふうなものを優先的に支援するべきではないかというふうなことでございますけれども、検討、検討というふうなことになりますと大変な時間だけ経過いたしまして、大変市民から苦情が出る１つの的になるわけでございますので、その辺もう一回答弁願いたいと思います。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

下山准一議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　合併浄化槽につきましては、ただいま市長の答弁にありましたとおり現在市町村型の合併浄化槽設置に向けて今検討している最中でございます。この市町村型につきましては、公共下水道の区域の認可区域についてはできないというふうなことになっております。計画区域の中でもこれからどのぐらいの年数でもって下水道が整備されるのかと。例えば市町村型の浄化槽を設置した場合、たまたまそこに何年間たって下水道が整備されたと。では、つなごうかといっても補助事業はちょっと違いますので、つなぐことはできないというふうなこともございますので、その辺の計画区域のきちんとエリアを、今後集落排水の事業も含めてですけれども、全体の生活排水事業の中で今検討している、そして取りまとめをしている最中ですので、今後そういったことも含めてやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

２０番（平向岩雄議員）　議長、平向岩雄。

下山准一議長　平向岩雄君。

２０番（平向岩雄議員）　続きまして、３点目の地域経済の活性化対策についてでございますが、構造改革特区、それから地域再生計画等につきまして、これは住民との折衝その他あるわけでございますけれども、本市として先ほど申し上げましたように中心商店街の商業的な売り上げが350億8,000万円というふうな減少にあるわけでございまして、農業のみならず中心商店街も大変な実態を招いているわけでございますけれども、交流人口の拡大策にはこういうふうな特区や再生計画というふうなものを急ぐべきだと思うのですが、この点につきまして今の考えをもう一度お願いしたいと思います。

武田一夫企画調整課長　議長、武田一夫。

下山准一議長　企画調整課長武田一夫君。

武田一夫企画調整課長　構造改革特区、あるいは地域再生については、民間の活力を増進するというような観点からこの制度ができております、いろいろ

な規制を緩和するというような観点から。そういう意味では、民間の存在というのが非常に大きい。行政の中で特区、あるいは再生計画をとってもそれほど効果がないというようなことで、今民間の方にいろいろ規制緩和をすると民間の活力が上がるよというふうな説明をいたしまして、民間の方で意欲的にその制度を使ってみようというような体制をとっておりますが、そういうふうな意欲が増した時点の中で行政の方で支援をしていこうというような考え方の中で今やっております。ただ、まだ課題が大きくて民間の方からそういうふうな意欲的なものというのがまだきていないというような状況であります。

下山准一議長　ただいまから１時まで休憩いたします。

午前１１時５０分　休憩
午後　１時００分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

柴田忠志議員の質問

下山准一議長　柴田忠志君。

（１７番柴田忠志議員登壇）（拍手）

１７番（柴田忠志議員）　新政倶楽部の一員として一般質問いたします。

さて、今３月議会を最後に同窓の方々が15名退職されます。35年から42年の長いお勤め、本当に御苦労さまでございました。贈る言葉として自今後を振り返らず、今を大切に生きることでありますが、さらに順に逆らって仙に生きる心境を持って今後もよろしく御指導をお願いいたします。その中の１人に水の流れに身を任せ、余裕の勇退をされる課長も１人おられるようでありますが、それでは通告に従って元気の出る商店街について質問いたします。

全国の地方都市は、郊外の量販店の出店により中心部の空洞化が進み、行政にも大きな影響が出ております。しかし、明倫中学校のプレゼンテーションが「ふるさと、そこに生きる力を伝えよう」として２月23日、文化会館の会議室で発表会がありました。新庄市の環境やボランティア活動、町並みや特産物など独自の商店街だより、新庄のイベントプラスオリジナルイベント、春は新庄スイングガール、夏、アジサイまつり、秋はかかしまつり、冬はザ・かまくらつくりなどの提案や、そば粉のお菓子をブームさせようなど、どのグループも実際に作品をつくり、堂々と本格的な企画ばかりでありました。昨年度の八向中、また今年度は明倫中学校の子ども議会での提言同様、我々も参考にしていかなければと思いました。昨年５月、「元気山形」、山形新聞の取材班が東京足立区東和銀座商店街の実例を取り上げておられ、商店街の地盤沈下はここも例外でありませんでしたが、地域、地元のためにできることの視点で商店街が挑戦する新ビジネスが全国から注目を集めていることでありました。そこから我が新庄市の中心商店街の賑わい創出について、１つ、中心市街地の機能強化について、１つ、各個店の魅力向上についての３点、市長はどのように導くつもりでおられるのかお尋ねいたします。

ＮＨＫのラジオ番組で全国の商店街の実例の中で100円商店街、南本町商店会のことが話題になり、これからの進み方が楽しみと紹介されておりました。また、昨年南高生のチャレンジショップ南風など、動きが少しずつ出てきたのではと考えられますが、これらの点も加味されまして、御答弁をお願いいたします。

２番目の２学期制の導入めぐる対応についてでありますが、新年度から新庄市内の小中学校は２学期制導入を決定しておりますが、児童生徒にとって毎日毎日かけがえのない成長の過程であり、各地で公立学校の授業時間の確保の必要性が強調されております。教育委員会からも教科など学習を行う日数を適切に確保するよう指導されているという声もお聞きいたします。２学期制は期末試験、あるいは終

業式などの学校行事に要する日数を減少することで時間を確保しようという発想であるとも言えます。これに対しては、２学期制にしなくとも時数は確保できるという見解もあるので、詳細な検討が必要であると思われます。２学期制を導入した学校では、児童生徒の目的達成の状況などについて従来よりも頻繁に通知している実態もあります。長期の休みをどう過ごすかも課題の１つであります。長期の休みが児童生徒の人間的成長にどういう意味を持つのか検討されておられるのか。その際、学校、生活と家庭生活の関係をより緊密にするという発想で、夏休み独得の活動を構想し、実践することが期待されます。教師と児童生徒の心の交流の一層の緊密化が今期待されておると思われます。しかし、教師は多忙で児童生徒と心を通わせる活動はなかなか展開しにくいという見方もあります。２学期制導入により時間的ゆとりを生み出し、それを活用するよう期待したいと思います。例えば教師と児童生徒の個別の交流の機会を定期的に設定するなど有意義ではないのでしょうか。その中で児童生徒が将来の自分の生き方を考えるように指導する、あるいは相談に乗ることが有効であると思います。２学期制導入は無意味だ、あるいはむしろマイナスだと言う教育関係者もおりますが、２学期制の導入が児童生徒にとって真に有意義なものになるよう方策を開発、整備する必要があります。さらに、今盛んに言われております学力低下の問題点、また総合学習について、新庄市内の各学校では特色ある取り組みが見えてきておりますが、その点の評価の考え方をお知らせいただければと思います。

以上、壇上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　質問の前にこの３月いっぱいで退任される各職員、35年から42年という長い年月にわたって市役所の仕事を頑張ってくれた職員に対するねぎらいの言葉も含めてお話がございました。後ろを振り返らずに今に生きるというふうな贈る言葉もあったわけでありますが、先ほども申し上げたとおり、職員については今までの仕事、それを振り返る、これはある意味では感傷的な部分もあるかと思いますが、自分がやってきた仕事に対する満足感、あるいはもうちょっとやれたかというふうな、それは人それぞれで違うと思いますが、いずれにしてもその辺を整理しながら３月の末を迎えるのではないかというふうに思います。伺いますと、柴田議員と同期の職員が今回卒業というふうなことも伺っておりますので、柴田議員にとってはまたある意味深い感慨があるのかなというふうに推察いたしました。

なお、これから卒業しても市の発展のために今までの経験等々も含めていろんな点で力添え、協力することについては決してやぶさかではないというふうに私も確信をいたしておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

御質問については、商店街の活性化であります。この商店街の活性化については、５年前に商店街の活性化法ができてから全国的に各地域で活性化をするためにいかにいかなる方法に取り組むべきか、いかなるアイデアがあるかというふうなことで、全国的にこれは相当大きな課題となって取り組んできたことであります。いろんな事例がございます。議員の皆さん方もそれぞれのまち、あるいは地域に研修に行かれてそれぞれの事例等々も当然勉強なさってきたわけでありますが、なかなか全国的な事例を見ても大成功というふうなことが非常に少ないのが現状ではないかというふうに思います。いかに中心市街地、そしてまたその中の核を占める商店街の活性化というのは現時点では難しいのかなというふうなことが如実に示されているわけであります。しかしながら、こうこうでなかなか難しいからだめだというふうなことには当然できないわけであって、やはり地域経済が非常に厳しい状況にあるわけでありますが、市にとってもまちの活気というのは商店街の活気イコールというふうな部分も重なる部分もたく

さんあるわけでありますので、新庄市の発展にとっても中心市街地、特にその中の核である商店街の活性化というのは、これは当然我々としても取り組んでいかなければならない大きな課題であるというふうに思います。現在の商店、先ほどの平向議員の中でも売上高についても言及があったわけでありますが、大変小売の売上高も減っていることも事実であります。その中で約24％ぐらいになるでしょうか、大型店の販売額が占めているというふうなことであります。これは、大型店と中心商店街との関わりについては今さら私から申し上げるまでもございませんが、やはり大型駐車場を持って、そしてワンストップショッピングというふうな、今の消費者のニーズに合ったような事業展開をしているというふうなことがこのような今のような現象が起きている１つの大きな要因かなというふうに思います。

しからば、町中にどうやってお客を呼ぶかというふうなことになりますが、ハード面で感じていることを申し上げますと、やはり沿道、あるいは道、その誘導する道の整備、そしてまた店構えといいますか店舗の形、これなんかもひとつハード面から大きな要素になるのではないかというふうに思います。そういう意味から、今年から３年かけて御承知のように駅前の通り、これについては歩道の拡幅、それに無散水消雪、そして電線の地中化というふうなことで三位一体の整備というふうなことを申し上げたのですが、それに取り組むことになっております。こういう点で、駅前通りについては相当な模様替えが、初めての模様替えができると大きな期待を寄せております。

また、いい店というのはどういうふうに定義付けたらいいのか、ちょっと適当な言葉は浮かばないのですが、これやはりお客様、いわゆる消費者にとっていい店であるかどうかというのが誘客する一番大きな要因になるかというふうに思います。そういうふうなことで、ホスピタリティー、これをその店から十分にお客さんに感じ取られるような、そういうふうな店の雰囲気づくり、これが大変大事ではないかというふうに思います。そういうことを前提として、お店を経営する方々の意識の改革、これを期待しながら専門家のアドバイス、これは東大の堀教授のアドバイスでございますが、これを受けて取り組んでおりまして、今年度５店舗が店舗の改装等も含めてこれを取り組んでいるところであります。また、17年度も今のところ５店舗程度その方に向けて検討しておりますので、やはり自助努力も当然あるわけですが、ハード面でのそういうふうな改築、お客さんが気分よく入れるよう、それを導入するための道づくりというふうなことで両面からいかなければいけないというふうに思います。

また、南本町商店街でもアーケード、これも大分古くなったわけでありますが、改修工事をやる予定であります。そして、また歩道と車道との見直しを行いまして、憩いのある空間づくり、これを今計画しているというふうなことでございます。今までは、どちらかというと店構えについてはそれぞれの個店のお店にお任せというか、その特色を生かしてやっていただいたわけでありますが、先ほどの専門家のアドバイスも含めて、やはり店と、今まちづくり会社、ＴＣＭ大変活躍しているわけでありますけれども、市もやはりこの点で支援できるところは支援しながら共同で進めていかなければいけないのではないかなというふうにも思います。そういうことから、本年度から県の支援を受けまして中心市街地活性化アクショングループ、これを設置いたしまして、活性化の基本計画、あるいはＴＭＯ構想の具体化に向けて取り組んでおります。このグループの特色なのですが、今までどちらかというと従来の活性化は全体構想があってその枠の中に縛られる、途中で挫折する部分もなきにしもあらずというふうな状況だったのですが、そういうふうなこと、過去の反省を生かしながら一つ一つやれることからやっていこうという点、さらに地域の住民の皆さん方の協力を得ながらまちづくりと一体となって活性化を図っていこうというふうなのが特徴的な部分の１つであります。17年度は、事業の一部を実施する予定にな

っております。その他各商店街でもみずから考えてみずから行動して、いろんな事業をやるようになってきております。先ほど柴田議員も取り上げられましたが、全国的にも注目された100円商店街、これも３回ほどやったところでありますが、相当マスコミも含めて評価が高い、注目度が高いというふうなことであります。商店街の皆さん方とお話しすると、そのときはお客さん大分呼び込めるのですが、あとこれをどういうふうにして通年ベースでつなげるかというのは商店街の我々の責任でもあるというふうなこともおっしゃいました。そういう意味から、きっかけづくりとしては大変いい試みであろうかというふうに思います。その他高校生のチャレンジショップ、また駅前商店街の皆さん方がやっていらっしゃいます青空市等々、それぞれやはり危機感を持っていろんなイベント等々に取り組んでいるところでございますので、ぜひそういうふうな機運をますます助長するように我々としても今後市として支援策を考えていくというふうなことになろうかと思います。いずれにいたしましても中心市街地の活性化は都市機能としての１つの目安になりますので、商店街と、それから中心市街地は今居住空間がだんだんなくなってきている、居住者が少なくなってきているというふうな現象がありますので、ぜひ中心市街地の方にも居住空間を整備してそこへ住んでいただくと。そうすることによってやはり商店街にとっての売り上げにも結びつくのではないかなというふうなこともありますので、そこのところもひとつ取り組み方をやっていかなければいけないというふうに思います。

それから、２点目の２学期制については、これは教育長の方から答弁することにいたします。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

下山准一議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　２学期制についての御質問でしたけれども、新しい学習指導要領の実施によって新庄市の校長会で２学期制についてどう考えるかということで研究していただきました。３学期制と２学期制の比較もあるわけですけれども、校長会の方からは平成15年の９月に17年度より２学期制導入が望ましいという答申を受けたところです。16年度を準備期間として取り組んできたわけですけれども、昨年は市内16校中10校試行的に実施しております。いよいよ来年度より市内全小中学校が２学期制に入るということになるわけですけれども、その理由は２学期制では長期的な学期のサイクルによりまして時間的、精神的なゆとりを確保することができる。教科学習の指導時数も確保し、一人一人にきめ細かな指導を行うことができるということです。また、夏季休業や年末年始休業がそれぞれ学期の途中に入っていくわけですけれども、その長期休業中でも、いわゆる夏休みなんかも１学期の途中、継続の中にあるわけです。そういう意味から言うと、学習の継続性が得られるということです。また、長期の休みでは子供たちにさまざまな体験活動をさせ、そしてその中で多様な力を付けていくというようなこともあろうかと思います。今年度実施した学校の例では、２学期制導入によりまして生じたゆとりの時間を確保しながら個別指導を行ったり、また夏休み中には学習相談や補充指導日を設定したり、子供たちが目当てを持って学習できるような手立てをとっておったところです。また、１つの学期が長くなるわけですので、学期の途中に、例えば６月や12月に評価を実施しまして、面談して保護者にお知らせするとともに学習への意欲付を行っており、それが学力の向上にもつながっているということです。さまざまなゆとりの中で先ほどもありましたように教師と子供たちの触れ合う時間をより多く持ちたいというふうにも考えております。

また、１学期と２学期の間に秋休み、９月末から10月の初め、大体３日間、土日挟んで５日間ぐらいですから、３日間になるのかなというふうに思いますけれども、子供たちの意識の区切りを付けるためには大切な期間なわけです。年間の授業日数を減らさないように夏季休業や年末年始休業などの日数を減らす形で休みの日数を確保しておるところです。

また、御指摘の総合的な学習の時間ですけれども、これについても各学校で全体計画を整備しながら児童生徒に身に付けさせたいねらいを明確にして今指導を進めております。例えば新庄市の歴史、文化、自然、福祉などをテーマとして児童生徒一人一人が課題を持って調査しながら、その学習成果を生徒市議会などの場で発表を提言している学校があるわけですけれども、これまで今年度は明倫中、昨年は八向中ということでしております。今後もこの総合的な力を各学校で、いろんな場で発表できるようにしていきたいというふうに思っておったところです。これからも児童生徒が総合的な学習の時間を通して学び方や物の考え方を身に付けていけるように指導の充実を図ってまいりたいと思います。評価ということですけれども、これは点数化するということではなくて、発表力、判断力、実行力、いわゆる表現されたものを一人一人その力を見て、そして一人一人が高まっていくようにしていきたいというふうに考えております。なお、この２学期制導入に当たっては各学校とも児童生徒への周知はもちろんですけれども、保護者、地域の方々への説明も十分にしまして、今のところスムーズに進められているというふうに思っております。その中で不安のない状態で来年度を迎えたいと思います。

以上でございます。

１７番（柴田忠志議員）　議長、柴田忠志。

下山准一議長　柴田忠志君。

１７番（柴田忠志議員）　それでは、中心市街活性化アクションプラン、きのう午後５時10分からＹＢＣで取り上げられて、担当の方も、職員も参加されておられたようでありますが、結構県の方でもそういう、米沢、新庄、酒田ですか、４カ所ですよね、確か。そういうふうなアクションプランとられておりましたけれども、県の方にいろいろと委ねることも今は大事かと思われますが、新庄市の商店街マップによりますと昔語りの聞こえる新庄市として、以前「こぶとり爺さまとおり」、「笠地蔵とおり」、「鴨とり源五郎とおり」、「かわうそと狐とおり」、「金の茶釜とおり」と５地点に商店街の方々と御相談しながら設置されたこのモニュメントをどういう線として今後考えておられるのか。これは、担当課長になるのかわかりませんが、市長も一言添えていただければありがたいのでありますが、今の時期であればとてもとても手の出せるような形ではなかったのでありますが、頑張って商店街元気出せよという意図も含まれて設置されたと私は思います。その点いかがでございますか。

羽賀千尋商工観光課長　議長、羽賀千尋。

下山准一議長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　ただいま柴田議員からきのうのＹＢＣの山形放送、商店街の活性化ということで山形、米沢、酒田、新庄、特に新庄の場合は100円商店街が大変注目されていまして、事例発表されていまして、大変今新庄が注目されているところでございます。御存じのとおり各地域とも大変賑わい創出、あるいは中心商店街をどうやってこれから再生させるかという大変難しい問題に各市が直面しているわけでございます。その中でいろいろ皆様の御協力を得ながら、どうやったらまちの中の賑わいを取り戻せるかというようなことで皆さん御一緒になっていろいろ議論しているわけでございます。

その中で今質問がありました昔かたりのきこえるみちづくり事業、これは平成５年から事業を着手しまして、新庄の場合は特に新庄駅から最上公園までを東西の都市軸、あと北本町、南本町、大町ですか、馬喰町の方ですけれども、そこを南北軸というような大事な路線に位置付けているわけでございます。そういう中で、５つの商店街に先ほど柴田議員がおっしゃられました民話をモチーフにした、ストーリー性を持った回遊を図って商店街を活気付けようというようなことで事業着手したわけでございます。その中で各商店街が回遊を生かすためにいろいろ現在やっているわけでございます。特に駅前とか南本町はスピーカーで時間時間で民話を流しているわけでございます。それで、今学校の方でも、特に授業でも取り入れておりますけれども、子供のうち

から民話になれ親しんで、また語れるようなということでいろいろ頑張ってございます。その中で私どももいろんな事業の中で民話茶屋、特に買い物行った場合にちょっと民話が聞けるとか、いろんなことで民話をもっと盛り上げようと、そういうようなことでいろいろ頑張っているわけでございます。

また、この春雛めぐりのときもまた各５店舗でそういう民話茶屋というものをやっていくというような話も伺っています。そういうようなことでぜひせっかく皆様の御協力でつくった昔語りの聞こえる道、これをストーリー性のある、回遊性を持った皆様が集まられるようなものにするためにも、ぜひこれから商店街の方々といろいろ御協力しながら努力してまいりたいと思います。

以上です。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　モニュメントについては、今課長から申し上げたとおりでございますが、平成５年に事業をやりまして、商店街の皆さん方とともに相当協議を深めながら結果的にはああいうものをつくりました。この１つのねらいとしては、やはり商店街としての活気を目指す回遊性をとれるように、そしてまた商店街の皆さん方のやる気を何とか喚起していきたいというふうなことで取り組んだわけであります。今モニュメントを利用していろんな事業をやっているところもありますが、全体的に事業開始以来、着手以来10年ほどたっておりまして、果たしてそれを生かし切っているかというとちょっと疑問なところも出てきているようにも思います。そういう意味から来年度の施政方針にも言っておりますが、やはり今あるものをもう一回見直して、これをどう利活用していくかということが今の時代に要求される非常に大事なことだというふうなことも申し上げておりますので、商店街の皆さん方にも今あるそういうふうなモニュメント等々をいかに利用して、そして誘客、あるいは活性化に結び付けていくか、もう一度協議を深めていって、また市としても応援できるものは応援していきたいと、このように考えております。

１７番（柴田忠志議員）　議長、柴田忠志。

下山准一議長　柴田忠志君。

１７番（柴田忠志議員）　ぜひいろいろと取り組みをよろしくお願いいたします。これは、行政の方ばかりでなく、やはり各個店の方のいろんな協力も必要かと思います。

それでは、もう一点、教育委員会の方になのですが、市長の方にお願いしたいと思うのです。実は、ＬＤ、学習障害、ＡＤＨＤ、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症という３種類の障害がありますが、新年度に個別指導員を加配させていただいたことは評価するものでありますが、ただ残念と申し上げるか、今の御時世ですので、やむを得ない面もあるかと思いますが、市内の事務補助員を新年度から全部各学校からいなくなるわけでありますが、他市では事務補助員という名称でなく図書整備員というふうな名称で配置しております。これは、鶴岡、東根、村山の方でもあるわけでありますが、２学期制になりますと余裕はあるとは申しますけれども、今度少人数学級によって学校長から、いわゆるチームティーチング方式で職員が教室に協力に行けば職員室が実際に空になる恐れがあるのです。その点は、委員会の取り組みの１つの方法になるかもしれませんけれども、これはそういうふうな形で全学校に置けとは私は申しておりません。３名から４名ぐらいを市内の学校にそれぞれ、どういうふうなローテーション組まれるかはその課で検討、また現場と検討する必要があると思いますが、市長、これはいろいろ危機管理等が今盛んに言われている時期でありますので、まるっきり職員室を空にするような事態だけは避けたいと思います。そういう点で市長、新年度予算は決まるわけでありますが、その辺これからどうお考えなさるのか、１点お聞きしたいと思います。

矢口　孝管理課長　議長、矢口　孝。

下山准一議長　管理課長矢口　孝君。

矢口　孝管理課長　ただいま事務補助員、あるいは

図書館の整備員ですか、そういうお話がございました。こういう御時世ですので、うちの方の考え方としては事務補助員は来年度は配置できないという考えで当初予算に盛ってございます。各市の状況等をいろいろ調べましたが、４市ほどは置かないという市もございました。ただ、図書関係、司書の仕事も含めてということのお話でございますので、読書活動につきましては学校教育の中の１つの大きな課題、あるいは大事な分野であるというふうにとらえております。ここの場でそれを配置するか、あるいは配置できないかという答えは出せませんけれども、危機管理等も含めてこれからいろんな、危機管理等に関しましては訓練、あるいはマニュアルの実施等も含めて実施してまいりたいと、そういうふうに考えております。今議員おっしゃられたことに関しましては、貴重な御意見というふうに承らせていただきたいと思います。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　来年度は、事務補助を置かないというふうなことで、特に柴田議員は危機管理の面で御心配だから置くべきだというふうなお話でございます。今の状況ではどうしても必要な、子供たちの例えば学力低下、あるいはいろんなケアをするための個別指導員、これはまず絶対置こうというふうなことで予算化したところでありますが、事務補助員についてはこれからどういうふうな状況が起きるかわかりませんけれども、今課長が申し上げたように与えられた状況の中で目いっぱいやっていこうというふうなことでスタートしたいというふうに思います。ただ、危機管理というふうな点について、職員室が全部常に空になるというふうな状況についてはこれはやはり好ましくない、避けていかなければいけないというふうには思います。そういうところで、その学校によっても違うと思いますが、教頭なり、あるいは教務主任なり、そういうふうな中でも全部出払わなければならないというふうな状況が長く続くようであれば、これはやはりある程度考えていかなければいけないかなというふうに思いますが、今年度、来年度についてはそういうふうな状況をまず把握すること、どういうふうに切り回しできるか、これも教育委員会、それからいろいろ話を聞いて、そしてまた判断していきたいと、このように思います。

下山准一議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　１時４０分　休憩
午後　１時５０分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

渡部平八議員の質問

下山准一議長　渡部平八君。

（７番渡部平八議員登壇）（拍手）

７　番（渡部平八議員）　３月議会の４番となりますが、通告の順に従って一般質問をいたします。

大きく３点になっておりますが、最初に教育行政についてであります。教育は、目に見えない財産で、家庭、地域、そして国の将来を背負う大事なものであります。そうしたことを受け、市では今後10年の長期教育プランを策定され、その中に非常に多くの施策が示されております。それらを見ますと、具体的に目標とする数字が書き込まれ、例えば不登校の子供を何人にするとか偏差値をどのくらいとか、その他にもいろいろ出ております。こうした具体的なことに向かって取り組んでいくことで目標達成を図るのは、施策はあるが、振り返って見たときに成果が少ないのでは何のためのものと言われます。この長期プランの中で以下４点についてお伺いをいたします。

この計画を達成するには教師の果たす役割が大きく、子供を教える、子供が教わる、そして地域と家庭の役割も、家庭の親は学校で受けた教育や考え

が人の親となったときに子供の教育やしつけに大きな影響を与えます。そうした意味で先生の果たす役割は非常に大きいと思われます。前より教師の資質向上が言われて久しいが、10日ぐらい前にＮＨＫの山形版で父兄が先生の素質に60％ぐらいの方が疑問を持っていると放映されていましたが、この点についてどのような考えや方策を高められていかれるかをお聞きいたします。

次に、近年とみに子供の安心、安全が危険にさらされ、現に不審者による何件かが実際に起き、また起きるようなことが発生しております。前には必ず大人の人が通勤や習い事で子供と一緒に歩いて、冬は前を歩き、道をつくるなどしておりましたが、今はほとんど大人が歩くことはなくなりました。校舎内外もそうですが、特に下校時のときが心配されており、多くの父兄や祖父母が送迎をしております。送迎できる方だけでなく、父兄たちも応分の負担をしても通学手段の確保をしてとの多くの声が出てきております。このプランでは2010年になっておりますが、一日でも一年でも早く各通学路を見て、できるところよりしなければならないところは導入を願うものですが、事件、事故が起きてからは遅いので、ぜひ実現を求めるものですが、いかがなものでしょうか。特に通学路の距離だけでなく、家屋の連檐のない集落や暗やみのつづくところなどを見てみてはと思っております。

次に、全国的に基礎学力の低下が懸念されております。私は、特別学歴云々は別にしても、学力は当人にとっても地域でも必要なものではないかと思います。先生が生徒に教えたことがどのくらい理解しているかを見るのにテストがあります。この計画では、市内の偏差値を55に目標を掲げておりますが、全国、そして県内では現在どのくらいで、55になったときはどのくらいであり、今後学力低下を抑え、少しでも高めるには今までとどのように違った対応をしていかれるかをお伺いいたします。

また、諸教育を進めるに当たり、学ぶための校舎、校庭、教材の整備は不可欠であります。その中でも雨漏りなどは最低限のものであり、子供が安心してスポーツをしたり遊べる修理、修繕は待てないものがあります。その点をどうなされるかをお聞きするものであります。

大きな２点目として、農業行政ですが、農林水産省は2005年度以降の農政運営の指針となる新たなる食料・農業・農村基本計画の原案をまとめました。2015年度を目標とした食糧自給率はカロリーベースで45％、生産額ベースで76％と、2003年に比し、それぞれ５％と６％の増の目標を設定しました。この目標達成に向け、担い手を中心とする農業構造への転換を掲げ、直接支払制度等を盛り込んでおります。それによりますと、2004年度の農家数約290万戸を10年後には210万戸ないし250万戸と見積もっており、農地面積は今より20万ヘクタール少ない450万ヘクタールと推定し、このうち７ないし８割が担い手に集積されると見ております。この計画を見たときに、山形県でも農業担い手センターに1,600万円、担い手事業に１億240万円を予算計上しております。市の担い手となる農家数はどのぐらい見込まれており、他の農家はどうなると考えておられるでしょうか。この担い手農家となる農家は、今の認定農家と深く関わってくると想定されます。認定農家となる際にいろんな要件がありますが、その際の計画達成度は以前にお聞きしましたときは30％ぐらいと言われましたが、既に発足して10年近くなっており、その後の所得などはどうなっており、もし達成度が低いとすれば何が要因であり、そしてその計画時点での計画自体が妥当であったものかが問われます。今後は、今まで以上の担い手農家や認定農家に対して国の方でも一般農家と違った施策をなされるようになります。農をする人といわゆる農業とは違っており、農を業として生活できることはそんなに多くの方はないようです。17年度の予算を見ても農業所得が３億7,904万6,000円と見ております。今のところ一般の農家と認定農家といろんな面での施策の違いは、例えば制度資金とか農地取得、機械や施設の購入、その他はどうなっておられるのでしょうか。そして、前

に農業で他産業並みに労働時間とか500万円の所得などのために経営モデルを立てましたが、実際年数を経過してみてどうなっておられ、今後も農業情勢や社会、時代の要請も変わっております。新たなる取り組みはなされるかをお尋ねいたします。

次に、大きな３点目の消流雪溝の水源についてですが、今冬は最上川よりの取水を中止し、小似良川ダムよりの放水を１週間ほどしましたが、最上川、そして小似良川ダムのそれぞれ用水や放水を受けた検証はどうでしたでしょうか。消流雪溝整備を進める際に私は何回か桝沢ダムや小似良川ダムの水を利用した方が自然流水であり、コスト面も少ないと言ってきました。水源がないのに水を流す整備をしても意味がなく、まず水源の確保をすべきで、それによって取り入れ口や各水系への分水も変わってきます。桝沢ダムは、約670万トンもの貯水量で小似良川ダムはおよそ35万トンくらいであります。小似良川ダムは、春の雪解けで満杯となり、桝沢はかんがいが終わった後で一たん空にして堆積物などの調査をし、その後で200万トンを貯水し、さらに春に400万トン余を貯水しております。これをできるだけ秋のうちに満量にしておけば膨大な水量を流すことができます。春の田の代かきより田植えの後まで24時間流しっ放しで四十何日、50日通水をしております。私は専門的に何トンとかとわかりませんが、膨大な水量です。１月中旬より２月末までは十分な水源と思っております。ただ、ダムに導入するに際し、国交省との約束事があり、最上川の水の用水のときと同じ協議、調整が必要です。指首野川に落とせば市街地に流れますし、そのための水路の整備もいささか100メートル足らずであるようです。改良区や関係機関とよく協議をして活用はできないかをお聞きし、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　第１点目は、教育行政についての御質問でございました。教育、これは人材育成、また将来の国家基盤を担う、そういうふうな人材を育成するという面については御指摘のとおり大変大事なものであるということについては、これは誰しも論をまたないというふうに思います。現在の教育環境についていろいろ御質問あったわけでありますが、特に学力の低下について、今国際比較の結果学力の低下が言われております。総合学習によって授業時間の削減等々が原因ではないだろうかというふうなことで、文科省から中教審の方にそれについての見直しも含めた諮問も出ているようでありますが、その点新庄市としてはどうであるかというふうなことも含めまして教育長の方から答弁をさせることにしますので、何とぞよろしくお願いいたします。

第２点目は、農業行政についてであります。認定農業者のことも触れられたわけでありますが、新庄市における今の認定農業者の数、これは211経営体を数えておりますが、16年度に今年度で終了する地域農業マスタープラン達成目標は200経営体でございますので、それよりも若干上回っているというふうな状況でございます。また、昨年の２月に策定いたしました水田農業ビジョンの到達目標である、これは平成22年度でございますが、その時点で認定農業者400経営体、これを目指して推進しております。当初この計画の達成率が余り芳しくなかったのではないかというふうな御指摘もございました。御承知のようにこの認定申請の際は農業経営の基盤強化促進基本構想、これに照らし合わせて５年後に専業的な従事者１人当たり500万円の農業所得を目指した経営改善計画を作成していただくことになっておりますが、この計画達成の状況の把握については、その計画が終了して再認定を受ける際に実施しているというふうな状況であります。今年度は、５人の認定農業者が当初計画を終了して再認定を受けましたけれども、おおむね目標水準に到達したようであります。過去には必ずしも達成状況がよくなかったことも事実でありますが、今後はそういうふうな改善計画の達成の確実性、これの向上のために随時その

ときの状況等々を把握しながら指導、あるいは助言を行っていくことが大事であるというふうに考えます。

施策面でありますが、現在検討されている国の食料・農業・農村基本計画においても、認定農業者制度の活用によって地域における担い手を明確化し、また施策を集中的、あるいは重点的に実施するといった方向にあるようです。ただ、現時点でも、先ほども申し上げましたけれども、補助事業のほとんどは認定農業者、あるいはそれに相当する経営体に限定されつつあるというふうなのも事実でありまして、低利制度資金の融資、税制の特例、また農地集積の助成、あるいは稲作の経営安定対策など各種の優遇措置が講じられているというふうなことであります。これからの農業は、これは申し上げるまでもないのですが、販売戦略というのが非常に重要視されると思います。経営改善計画を単なる計画に終わらせないためにも販売を見越した作目選定、これが求められるわけでありまして、新年度には市の農業経営の基盤強化促進基本計画構想がありますが、その見直しを図る予定であります。今後は、構想との整合性をとりながらも認定農業者への経営支援としての農協の営農サイド、また金融サイド、あるいは普及センターなどそれぞれの特性を生かした形のサポートが必要というふうに思われます。認定農業者の育成に関しては、数的には目標水準で推移しておりますけれども、今後は経営内容の充実を図っていく、またそれに対する支援等が必要というふうに考えます。また、認定農業者以外の担い手育成ということで、これについても農地の利用集積を図りながら集落営農組織の育成、あるいは法人化の推進も重要な課題というふうに認識しております。

その他にも数的なことで御質問ございましたが、これについては課長の方から答弁させることにいたします。

それから、３点目、消流雪溝の水源についての御質問がございました。お話にもありましたが、平成14年、15年の２カ年にわたって実施してきました農業水利施設、これを活用して最上川から消流雪用水を供給した試験通水でありますが、この試験通水では河川環境に影響性は及ぼさないというふうなこと、そして非常に速効性にすぐれた手法であるというふうなことは確認できました。しかしながら、最上川から取水を行うための水利権、そしてまた農業水利施設の多目的使用に伴う課題の整理、また前から議論されておりますけれども、新たな電力料金制度の創設というふうな大きく三つの課題がありますので、これらを順次整理していく必要があります。このうち最上川からの水利権につきましては、今年度から県において市内の河川７カ所に自己水位計、これを設置いたしまして、現在流量観測、これを実施しております。この観測結果をもとにして平成18年度に水利権の取得を得たいというふうに目標を定めているところであります。最上川からの取水につきましては、一定の成果並びに課題を確認することができましたので、今年度から18年度までの３カ年においては課題の整理とあわせて、御提言もありましたが、自然流水の活用による増量対策、これを実施してまいります。今年度の試験通水においては、泉田川土地改良区の全面的な御協力をいただいて、改良区の管理の小似良川ダム、これの活用に向けた検証を実施したところであります。１月の22日から２月７日までの17日間の期間でありましたが、有効貯水量の半分を使用する計画の中でダムの貯水量の変化、また冬期間の管理用道路の状況並びに流水に伴う影響調査等について検証を行ったものであります。検証結果でありますけれども、現在整理中でありますが、水需要の多い指首野川に対して毎秒約0.3トンの消流雪用水、これを供給することができました。これは、流雪溝にしますと６系統に相当するものであります。利用期間としては短いものでありますが、厳寒期における河川の渇水に対して十分に補水の役割を果たすことを確認いたしまして、大変有効性が得られたというふうに評価しております。今後とも引き続き小似良川ダムの活用に向けて改良区と協議してまいりたいと考えております。

また、御提言ありましたけれども、桝沢ダムであります。これも御承知のとおり新庄市、金山、真室川、鮭川の１市２町１村、これが受益地でありまして、お話ありましたけれども、貯水量約675万トンと小似良川ダムの約20倍の能力を持つ大規模な農業用ダムであります。この活用でありますが、既存施設のダム並びに幹線水路を使用することによって市街地の上流部の河川に自然流下によって放流が可能であるというふうなことから、コストの面あるいは維持管理上特に有効というふうに考えられます。貯水能力が大変大きい桝沢ダムでありますが、この活用については大変魅力的であって、大いに検討する価値はあるというふうにとらえておりますが、最上川からの取水と同様に許可水利権の問題、これはお話がございました。また、施設所有者との多目的使用の問題並びに受益地となっております他の自治体との調整等の課題が生じております。そのため今後は改良区はもちろんでありますが、国県、各関係機関と綿密に協議を進めてよりよい方向性を目指してまいりたいと考えておりますので、今後ともこの点についてはぜひ御指導方よろしくお願い申し上げたいと、このように思います。

ひとまず答弁を終了いたします。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

下山准一議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　この度長期教育プランを完成するわけですけれども、今後は一つ一つの目標達成に向けて努力していきたいというふうに思っております。ただいま教育行政について４点ほどの質問がございました。まず、１つ目ですけれども、教員の資質向上についてですけれども、これについては最近大変残念なことが発生してしまい、御心配をおかけしました。教職員の資質を考えた場合、大きく教員の指導力と、それから教育公務員としての適格性の問題があります。資質の向上にはこの２つをいかに高めるかが大切になってくるわけです。指導力の向上に関しては日々授業の準備を十分にし、授業方法を研究し、また指導力を磨くことが最も大切と考えております。また、教員は新規採用時の研修や５年目の研修、10年目の研修が義務づけられております。その他生徒指導主任や教務主任などの職能別の研修、また各教科の指導法の研修など計画的に行っております。また、新庄市においては市教育研究所でカウンセリングの研修などを全員受けられるよう計画しておるところです。また、教育公務員としての資質を高めるために今年度校内倫理委員会を各学校で立ち上げております。教育公務員としての意識の高揚を図る取り組みを今始めたところです。また、教員も幅広い社会的視野を持つことが求められておることから、民間企業での研修や社会福祉施設などでの研修など、これまでに一部しか行われてこなかった社会体験研修を実施するように求めております。これらの取り組みを通して豊かな人間性と専門性を兼ね備えた教員が育つように今後とも努力してまいりたいと思います。

次、児童生徒の安全な登下校という御質問があったわけですけれども、昨今児童生徒に対する声がけ事案など本県でも何件か発生しております。いずれの場合も被害はございませんでしたけれども、憂慮すべき事態となっております。学校、家庭、地域の連携による安全体制の強化を図るとともに、子供たちが緊急事態のときにすぐ駆け込める、そのような「子供110番の店」とか、またはその店に限らず最寄りの家にすぐ駆け込めれるような、そこに入っていけるような、そういう体制もつくっていきたいというふうに考えております。また、「学校警察連絡制度」を活用しながら防犯体制の強化も図ってまいりたいと思います。また、今後は長期教育プランの計画に基づくわけですけれども、全市内の児童生徒の通学手段を対象とした「安全通学プラン」の策定に向けて検討委員会を17年度に立ち上げたいというふうに計画しております。その中で通学路の再点検やスクールバスなどの交通手段等についても検討を進め、できるだけ早い時期にそれが実施できるように協議していきたいというふうに考えております。

３番目に学力の問題ですけれども、市内の小中

学校で毎年全国標準診断的学力検査を実施しておるわけですけれども、学力の実態を分析して指導に役立てております。この調査によれば、新庄市の教科全体の学力は小中学校とも全国より上回っている傾向が続いております。この５年間の推移を見ましても学力の低下は見られず、むしろ向上しております。その背景には学校のつばさ支援とか個別学習指導員の配置なども功を奏して大変落ちついた学校生活になっており、一人一人を大事にした指導が展開されているというふうに思っております。今後とも教師の方の指導力の向上のための努力はもちろんですけれども、少人数指導のよさを生かしながら、そして指導法の改善を加えながら学力の向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

４番目に施設の修理、修繕の問題ですけれども、小中学校の校舎施設及び校庭の整備の必要のある場合は現場を確認の上、学校長と相談をしながら行っております。すぐできるものについては短期間で処理しております。御指摘の雨漏りの件ですけれども、本年度は雨漏りが一番ひどい萩野中学校体育館の屋根の全面ふきかえ工事を行いました。雨漏りに関しては、他に萩野小学校と八向中学校を確認しておりますが、できるだけ早く修繕をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

斎藤友一農業委員会事務局長　議長、斎藤友一。

下山准一議長　農業委員会事務局長斎藤友一君。

斎藤友一農業委員会事務局長　認定農業者の制度について御質問あったわけですけれども、認定農業者の数字的な、人数的な件につきましては、ただいま市長の方からお話ありました。現在211名ということでございます。15年度末で185名でございましたので、今年度26名が新たに認定農業者に認定されたわけでございます。認定農業者制度につきましては、市長の方からもちょっとありましたけれども、認定の経営指標としまして年間労働時間2,000時間と、それから所得500万ということを経営指標としております。計画の内容ですが、計画の内容につきましては農業経営の規模拡大、農地の集積とか、それから生産方式の合理化、機械導入とか技術の向上とか、そういうことを５年後の目標を計画の中に記載していただくということであります。やはり議員の方からありましたけれども、認定の際の確実性と。これあくまでも５年後の目標ということで計画をつくっていただいておりますので、全員が計画を達成するというところには至っておらない部分もあるわけですけれども、今後はやはり認定農業者の認定後の状況把握といいますか、それを確かなものにしていきたいというふうに考えております。それから、やはり本人の努力はもちろんでありますけれども、関係機関、農林課、また農業委員会、あるいは県の関係機関、あるいは農業経営改善センター等を通じて、そういう連携の中で支援、助言等を強化していきたいというふうに考えておるところであります。

７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。

下山准一議長　渡部平八君。

７　番（渡部平八議員）　今の御答弁、本当に的確な答弁だったなと私なりに聞いておりました。時間ももうちょっとありますので。

さっき教育長の方から子供の110番という話があったのですが、例えば通学路なんか集落と集落が遠くて暗やみとか、そういう場所の場合は110番する場所もないわけ。具体的に申しますと、例えば萩野地区で言うと黒沢から仁田山とか二枚橋とか土内とか、そういう場所は110番してくれる人もいないし、する場所もないわけ。だから、その辺もよく精査して取り組んでもらいたいと。

それから、もう一つは先ほど壇上でも申し上げましたが、父兄の方々が今送り迎えですか、物すごく苦労しております、じいちゃんばあちゃんはじめ。いない方もそういう方にお願いしたり。今日も私も実は頼んできました、友達の方に。そして、幾分の負担はやっても結構ですから、通学手段を一日でも一年でも早く確保してもらうことはできないかという、これは切実な父兄たちの声です。学校関係者な

りＰＴＡなり、そういう方々とお話をやってみたらどうですか。ひとつ。

それから、先生の資質ですが、私は卒業式も来ますが、そのときに「仰げばとうとし我が師の恩」と言われるような先生、言うような子供を育ててもらいたいわけ。よく昔三尺離れて師の影を踏まずという言葉がありましたが、何かそういうのが今なくなって、私は卒業式なんていうときは「君が代」より「蛍の光」なり「仰げば尊し」なりが子供の情操教育には物すごく影響するのでないかなと。私は、中学を卒業してから五十何年になりますが、中学の３年の卒業式で男の、それこそ鬼のような体格をした先生が自分の教えた子供がこの学び舎から旅立つということで大きな涙をぼろぼろこぼした姿が今でも目に浮かんできます。私は、そういう先生でありたい。そういうその姿を見た子供が何十年たっても忘れないような、それが大事なことでないかと。これを皆さんもお読みになった方、議員の方々にも送られてきていた「潮流」という本があります。この中によい先生とは、これが載っております。６点ほどあります。１つは温かいが、甘くないと。厳しいが、冷たくない。親しまれているが、なめられない。生徒の意思を尊重するが、放任ではない。対応は多様だが、不公平でない。学校の方針に沿ってはいるが、形式ではないと。これがよい教師だと。まさしくそのとおりだと私これ見て思いました。これは、この程度でそれでは。

それから、もう一つは修理、修繕。これこの前私の同僚から聞いたのですが、いつも私のところを言って申し訳ありませんが、これやむを得ません。自分のところが一番わかっていますので。学校の窓際の除雪をやったそうです。今年は特に。その際にもうちょっと奥までとかもうちょっと窓際深くとかと、そういう話があったとき、予算の関係でこのぐらいですよと業者さんから言われたそうです。そのために学校では、ちょうどこの議場で言うと、本来は何人の子供に対して何ぼのスペースというような教室を設定しているわけです。それを窓際が危ないということで机をこっち側に寄せて、そして勉強したそうです。廊下も窓際は危ないからこっち側歩きなさいと。その話をうちの孫にそういうことあるのかと聞いたら、「じいちゃん、新庄は金がないもんだ。しょうがねえな」と、本当にこういう言葉が返ってきました。私大人として、議員としてどういうふうに子供に答えたらいいか物すごく迷いました。そして、子供の悲しい気持ちですか。どうです、教育長、そういう話を聞いたとき。窓の雪が危ないからガラスが、実際ガラスが割れたそうです。教室ではなくてトイレの方なんか。そういう状況に、安心とか安全とかよりよい環境とかと言いながら、そしてまたよく市長も優先とか緊急性とか安全とかと言葉が出てくるわけです、皆さんから。そして、また通学路ですか、この前の臨時議会で私申しましたが、早速建設課の方で私どもの方の児童館ですか、児童館と学校の、この間私は雪の回廊という言葉を使ったのですが、１メートルぐらいカットしてくださいました。子供も親も先生たちも物すごく喜んでおりました。それが私は血も涙もある行政ではないかと。本当に先生もさっき言ったとおり我が師の恩と言われるような先生になって。

それから、さっき窓の話をしましたが、卒業式では「蛍の光、窓の雪」という言葉があります。そうしたとき、窓を見たとき雪が入ってガラスが割れるという恐怖心持つわけです、窓の雪を見たとき。本来のこの窓の雪というのはそういう意味でございませんでしょう。油もなくて何にもなくて、それこそ窓の雪のそばに行って明かりで勉強したのだと、蛍の光で勉強したのだと。それが今窓の雪を見ると子供は恐怖心持ってくるわけです。どうですか、教育に携わっている立場からそういうことを見た場合。そういうことはさせるべきでないなと。これは、このぐらいにして、わかったと思いますので。

スクールバスも一挙にやると、小野課長、私２回か３回通学路を指定したところを一回歩いてみたらどうですかと、こう申しましたな。歩いてみましたか、その後。恐らく歩いていないでしょう。そう

いうことは早くやりなさいというのだ。５時に上がってからもできるわけでしょう、そういう場所は。なぜそういうことできないのか。全く私は、ふんまんやる方ない。何をやろうとしているのか。

あと７分ぐらいですので。体育館、これ10カ所ぐらい漏るそうです、萩野小学校の体育館。これも早く、何か話聞くと金もかなりかかるらしいです。大変だなと思って。それでもできることなら今年の夏あたりやってもらえば子供たち助かるし、親たちもみんな安心して、それこそ安心して体操、体育館の中ですか、いろんなことができるのではないかなと。かなり金がかかるって。私もこれはどのぐらいここで言った方がいいかなということを自分も迷っているのです、かなり金かかるということを聞いて。それでも何か知恵を出し合ってやってください。

それから、農業問題ですか、これ税務課長は今年の予算は農業所得として３億7,904万6,000円載っております。今の答弁を聞きますと、認定農家ですか、その分が500万円だと。100人いれば５億よ。なぜ予算にのってこないのかなと思うわけ。恐らく農業所得と兼業の他の所得があったときは多い方がのってくるという、そういうことわかります、内容は。少なくても青色申告なり収支報告やっているわけです、そういう方々は。３町歩以上は収支報告が義務付けられましたので、前に。今はほとんど収支報告が義務付けられました。そうなれば500万円と当初目標したものが10人で5,000万円、所得が。100人になると５億円になる。今年が十何人、今年は当てにならないと思うのですが、なぜここに５億とか10億と出てこないのかなと。

終わります。答弁あったらひとつお願いします。

矢口　孝管理課長　議長、矢口　孝。

下山准一議長　管理課長矢口　孝君。

矢口　孝管理課長　いろいろ御指摘をいただきました。除雪につきましては、経過につきましては厳しく受けとめましてこれから対処していきたいと。

いろんな補修等につきましても、午前中に髙山議員からも御指摘を受けましたけれども、雨漏りに関しましては残念ながら当初予算には盛り込むことはできませんでしたけれども、補正予算も視野に入れながらなるべく早い時期に対処してまいりたいと、そういうふうに思います。

以上です。

小野和夫学校教育課長　議長、小野和夫。

下山准一議長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　教員の資質として６点ほど、温かいが甘くないとか、厳しいが冷たくない、そういった資質、非常に私も勉強になりました。そういった資質を挙げていただいて、さて新庄の教員をどういうふうにというふうな御質問だったと思いますけれども、基本的には子供に寄り添った指導をしていく、そして子供に力を付けるのだという、そういう使命を持って仕事に当たるという、そういうことが一番大事なことではないかなというふうに思っております。そういった点で、先ほど教育長の方から御答弁申し上げましたように精一杯資質向上に向けて取り組んでまいりたいなというふうに思っておるところです。

あと登下校の安全ということで一日も早くバス等での送迎の実現をというふうなことでありましたが、これにつきましても安全通学プラン検討委員会、それから現在通学手段確保対策協議会というものもございます。そういったところと相談をしながら来年度、17年度に早急に立ち上げて検討してまいりたいというふうに思っております。

また、各学校の通学路ですが、私つぶさに歩いて見聞をしているということではありませんけれども、学校訪問等の折、必ず学校の周辺、それから学校に行く道路の用水について見て回っております。先日は、二枚橋の冬期分校が開校して、今度閉校するわけですけれども、そういったことでそういった場所についても拝見をさせていただいているというふうなことで、大体状況は正確でないかもしれませんけれども、把握しているつもりでございます。

以上です。

７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。

下山准一議長　渡部平八君。

７　番（渡部平八議員）　税務課長の答弁ございませんが、やはり税務課としても農業所得ですか、そういう申告するときは、これは農林課あたり、農業委員会あたりとちょっと話し合いをしながら、何も公表することはございませんので、流れとしてはどうなっていくなという、そういうことをある程度把握したらどうですかなと。私の計算だと５億なり６億あるわけです、これは。３億以上超えて。そういう方々であれば。目標達成すれば。200人になれば10億、100人で５億出てくる。今既に10年ぐらいになっておりますので、それぐらい。その他にいろいろ答弁ございましたが、なるべく今私なりの冗談を交えながらお話ししましたが、要望に応えるようにお願いして終わります。

下山准一議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　２時３９分　休憩
午後　２時４７分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

山尾順紀議員の質問

下山准一議長　山尾順紀君。

（１番山尾順紀議員登壇）（拍手）

１　番（山尾順紀議員）　それでは、今回の一般質問をさせていただきます。

今回は、雪対策と長期教育プランということで２点ほど上げておるわけですけれども、両方密接な関係があるというふうなことを前置きして質問させていただきたいと思います。昨日ですけれども、ひとり暮らしの方で市道に面した屋根に雪が今にも落ちそうなぐらいに積もっており、何とかしないと事故が起きてからでは大変なのでは。どうしたらいいのだろうかという一市民より相談をいただきました。市役所に相談したところ、まず家族にということで親戚が来ておろし始めましたが、女性なので、見るに見かねて手伝ってあげたということだそうであります。その後また雪でまた積もりっぱなしの状態なので、心配なのですが、市役所では他人の家に上がってけがでもされては大変だから上がらない方がいいのではというようなことを言われまして、手をこまねいている方がおられました。このひとり暮らしの方はかなりの事情があるようなので、深くは申しませんが、相談された方は事故が起きてからではと心配されております。どうしたらいいのかなというふうな相談も兼ねての一般質問の最初なのですが、まさにこれから超少子高齢社会に向かおうとしているとき、こうした実態が大いに考えられることではないでしょうか。この話にはひとり暮らしであること、隣近所とのコミュニケーション不足があるということ、善意の申し出も事故に遭ってはということでそこまで深入りしないようにというふうにとめられたこと、でも事故が起きたらと心配でならない善良な市民がいること。そこで、今回の質問は雪対策と社会教育の２本立てですが、一見別々のように見えて実は次の点から非常に関係があると思い、質問するものであります。

社会教育は、家庭、学校と並んで３本柱と言われています。地域の生活課題の解決のために各種の講座を開催したり、逆に生活課題を出し合ったり話し合ったりしながら生活、文化、福祉の向上に努めなければなりません。教育基本法はその実践を求めています。そして、その民主的活動の場を設け、地域づくりの拠点を整備していかなければなりません。それが公民館です。公民館は、市町村が設置しなければなりません。しかし、町内公民館などはこの限りではないのですが、住民みずから行動する民主的な起点としてこれまで整備の補助も行われてきましたが、残念ながら打ち切られました。今回の大雪はこれまでと異なり、少子高齢時代にどう対応していくのかが問われる大きな雪として降ってきました。今後予想される生活課題をどこで話し合い、どう解

決していくのか、まさに社会教育の指導力が出番です。今後予想される先のような問題を地域から掘り起こし、住民との横の連携を図りながら安全、安心のための解決策を講じていかなければなりません。私は、社会教育という手法を取り入れてはどうかという視点で質問しているわけであります。結論的にはどこの部署でもよいのですが、安全、安心が得られればということになると思います。

この質問をするころには、春の足音が聞こえるころなのかなと思いながら通告したのですが、何とその間に一月も逆戻りしたような降雪に驚いているところです。90歳になるおじいちゃんがこんな降り方をしたのは記憶にないなどとも言っておりました。あったのかもしれませんが、それも含めて記憶から遠ざかっているのかもしれません。何はともあれここまで来れば一安心だと思います。市民同士顔を見合わせ、口をあければ「今年は参った、参った。もう雪投げっとこねえは。ところで、今年水来たながじゅ。萩野から持ってきたっていうんねが」、そして水が流れてくると「あの水誰か下から来て堰とめていったっけ。また行って外してこねんね。今日も水上がりだ。洪水みてだ。家の前こんげ水上がりだとお客さん来らんねえ」、雪おろしの最後に隣との軒先を「ここどげする」と言うと、「そこ落とすと隣のガラス割っと大変だからここまででいいわ」となり、さらに「あそこの家、朝早く道路さ雪出して市の除雪で寄せてもらっている。みんな自分で金出して運んでもらってんなさ、おれたちの税金で運んでもらってとんでもねえ。区長、言ってけろ」という匿名の手紙などもいただきました。「雪消えてもお互いの言葉は残っからにゃ」などといろんな会話が飛び交いました。しかも、最後に「でも、仕方ねえ。役所金ねえなあど」と言ってこの冬を乗り切りました。実に市民はわがままですが、えらいと思います。こうした会話に雪対策の課題が見えてくるのではないでしょうか。しかし、このような大雪の中でも少ない予算の中で若干の不自由さはあったものの歩道や一般道が生活に支障なく除雪されたことにつきましては、高く評価するものです。ここ数年、年々雪対策そのものは数段よくなっていると私は思います。今回の大雪のもたらした意味は、単に雪対策、除雪ということのみならず、もう始まっている少子高齢社会、危機管理としての雪対策をどう今後打ち立てていくのかを問われる年になったのではないでしょうか。

新庄市の人口は、昭和60年前後をピークに減少し続け、逆に昭和50年から世帯数は増加の一途をたどっています。このことは、地域の拡散化があり、当然市道の認定も増え続けていることになります。新庄市の都市計画を上回るスピードで郊外が市街地化されたことを物語っているのではないでしょうか。当然除雪体制も雪対策も広範囲に及び、それだけのお金がかかるようになっています。今回の質問は、こうした条件の中で市も住民もよくやっていますが、将来に向けてまちづくり全体から雪対策をもう一度見直す時期だと私は思います。無駄な投資を省き、有効な雪対策を立てて、その方向性をはっきりと市民に説明し、また市民の意見に耳を傾け、どこにも負けない雪のふるさと新庄をつくり出さなければなりません。そうした意味でともに考えていかなければならないという思いで質問するものであります。

現状での有効な手段は消雪道路、あるいは無散水消雪道路、機械除雪、消流雪溝、融雪装置と使い分けていますが、市民が手の届く範囲はスコップにスノーダンプ、そして消流雪溝に投げ込み、さらに小型除雪機、割高な融雪装置ですが、あとの方はまだまだ高額で足踏みしている状況だと思います。それぞれ条件が異なるので、それらを有効的に活用しなければなりません。以前軽トラックと除雪機械を地域貸し出し用に購入してはとの質問に３台そろえられました。しかし、貸し出された形跡はなく、専ら市でのみ使用されていました。こうしたことを本気で取り組んでいくことが市民とのパートナーシップの表現力だと思います。パートナーシップ協働のまちづくりが今後提唱されていますが、市民は市役所のパート労働者ではありません。とかく市はこれ

だけやっているのに市民は応えてくれないなどという考えだったら大間違いだと思います。市は税金をいただき、給与もいただいているわけですから、するのが当然で、市民が動かないからといって市民を責めるような思いがあるとしたら根本的に違うのではないでしょうか。お客が来ないのはお客が悪いと言っているお店のようなものであります。既にお客さんは前払いをしているのです。それにどう応えるのかが市の仕事です。これまではどんな仕事をしてもどんなに赤字になっても誰も責任をとらなく、次代送りされてきました。よく公債は将来の人もそこを使うであろうから、次代の人が負担するのは当たり前だという考えがあります。今回のバランスシートにもそうした表現がされています。基本的には私は違うと思っています。なぜならその計画に参画できなかった人たちが借金だけを払わされるのはおかしいと思うからであります。決まったことだから仕方ない。ああ、そうですか、それではということで新庄市より税金の安い方に行って住んだ方がよいという理屈にもなります。事業にはリスクがつきものですが、市民が納得するということが大切で、そこにはやはり説明という責任を果たさなければなりません。本市の将来に必要不可欠なものとして事業の精選を図り、進めなければなりません。同じ仕事をするにもしてやっているなどと思わず、そういう思いであれば市民は本当に離れていってしまいます。

これからもずっと続く雪対策を今年の状況からどんな感想を持っておられるのか。少子高齢社会に向けた雪対策はどうあるべきなのか。昨年新潟中越地震がありました。今回の予算で避難場所の案内板設置が計画されています。こうしたことを意識した点もあると思います。これらを含め、冬期間の危機管理と雪対策についてその具体的な手立てと方策などあれば伺いたいと思います。

次に、長期教育プラン、新しい文化を創造する人づくりで社会教育の充実とありますが、基本計画段階では家庭教育、学校教育、生涯学習となって社会教育が見当たりません。本市の社会教育の充実の視点はどこに置かれているのか伺うものです。

初めに、今回は雪対策と将来の課題解決、地域コミュニケーション機能の充実という点から社会教育的手法が図られないか、その活動の拠点をどう考えているか。誰が先導的役割を果たすのかという視点で質問したいのであります。少子高齢社会における地域社会のあり方がどのようにあるべきなのか。課題として、少子化においては子育て支援のための地域コミュニティー機能の強化、高齢社会においてはやはり地域福祉支援制度の充実が求められています。安心して産み育てられる環境、独居老人となっても安心して暮らせる地域社会ということになると思います。お隣の戸沢村名高で雪でひとり住まいの住宅が倒壊したという記事が載っておりました。他人事ではありません。近い将来市内でも起きないとも限りません。アメリカでは18歳になると子供たちが家を出ていくので、高齢夫婦２人暮らしが多いと言われています。日本も追随するかのように人口が増えずに世帯が増えています。子供が育ち、夫婦２人暮らしが本当に増えています。しかも、予備軍の団塊世代が今後高齢社会に突入していくわけです。完全逆ピラミッド型社会の地域コミュニティーのあり方を構築していく必要があります。生活課題、地域課題にどう取り組んでいくのか、地域の核とは何なのか、誰が先導的に仕掛けていくのか、社会教育をどう駆使していくのかという点で伺うものであります。

雪対策と社会教育と言うより雪対策と地域連携と言った方がよいのかもしれません。この冬、本市においては２月１日に豪雪対策本部の設置がなされました。お隣尾花沢市では１月11日に豪雪対策本部が設置され、その情報は市のホームページ上段にリンクされ、消流雪溝の件や市内除排雪体制の業者の一覧と連絡先、流雪溝の緊急時連絡先として土地改良区、管理センター、建設課、消防署の４者の連名などの情報が提供されておりました。また、市内各地の積雪量が毎日更新、報告されています。ちなみに、３月４日現在尾花沢市内が204センチとなってお

ります。本市の場合は、新庄市のホームページから生涯学習に行き、そこから雪の里情報館のホームページを開いて豪雪対策本部が設置されたことと、防災センターとのリンクによる積雪情報だけが掲載されております。ぜひ比較してご覧いただきたいと思います。３月４日現在、新庄市は153センチでした。防災センターの提供です。相互リンクは、これはこれなりに利用し合うことはよいことだと私も思います。しかし、雪が課題のまちにしては何かが欠けているような気がします。市民生活とどう向き合っているのか。雪の歴史や館の成り立ちもよいのですが、今の生活に現実的に役に立っているのか。私たちが住む、市民にとって不安のない、そうした情報があるのか、市民が何を求めているのかというところの情報交換がなかなか進んでいないような気がします。何のために、誰のためにという意図が市民にはなかなか伝わってこないというのが印象です。

そんな意味で、社会教育における地域コミュニティーを再構築しなければならないのではないかということであります。生涯学習という名のもとにカルチャー教室、サークル活動など、個人の学習環境は整えられ、住民アンケートでも住民満足度の上位に上げられているとおっしゃっておりました。しかし、足元を忘れてはいけないと思います。少子高齢社会に求められるのは地域における互助システム、生活支援の輪と言われるコミュニティー機能の充実が必要とされています。青年団、婦人会といった地域組織が衰退、あるいは弱体する中で新たなシステムの構築が必要だと思います。時代錯誤かもしれませんが、やはり基本に戻って隣組制度の充実や共済的制度の利用で安心して隣組の協力体制がとれる仕組みづくりを行うなど、行政全体を巻き込んだ検討が必要なのではないでしょうか。市民が何を求めているのか。その情報の多くは住民が集い、話し合える場から始まるものだと思います。そこから将来の地域社会のあり方が見えてくるのではないでしょうか。こうした両面から社会教育の充実についてお伺いしたいと思います。

壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　御質問は大きく分けて２点ということでございますが、それぞれ関連を持っての御質問というふうなことであります。特に今回の豪雪に対して感想も含めてこれからの対応策、そしてその対応策の１つとしてやはり社会教育を軸とした地域コミュニティー、これをもう一回再確立すべきではないかというふうな趣旨かなというふうに承ったところであります。この豪雪については、正直言って昨年中、12月は大変雪が少ないので、今年は暖冬、少雪かなというふうなことを考えておりましたが、年明けから御承知のような状況であります。行政報告、その他の報告についても申し上げたところでございますが、対策本部をつくって全力でその対策に終始したところであります。山尾議員からは一部評価していただいた面もありますけれども、市民の声が相当直接的な形で耳に入った具体的なお話までありました。今回は、特に私の家にも相当な電話がありまして、ほとんどが苦情というか要望というか、そういうふうなあれがありました。やはりそれだけ市民にとってはお困りの部分がかなりあったというふうに私も感じております。なかなかすべて全市を含めて対応というのは非常に難しいものがあります。予算面は別としても、例えば具体的に除雪、あるいは排雪する場合に、機械力にしてもこの地域だけのものでは間に合わない。やはり他地域から今回応援部隊を頼んでやらざるを得なかったというふうな現実もございます。そんなことで、相当市民の方々も連日連夜の雪について除排雪に頑張ったこともありますし、ただ問題は頑張りたいと思っても頑張れない方々、あるいは家庭、そういう方もたくさんいるわけで、それに対しての市としての対応はいかがかというふうなこと、これが１つの課題ではないかというふうな指摘だというふうに思います。市として

もこのことについてはやはりいろんな手立てを考えながら、高齢者あるいは生活的にそういうふうな除排雪に対しての力が及ばない方々に対してできるだけ手を差し伸べながらということなのですが、やはりそれもある意味では限度がある、そういう中でこの地域コミュニティー、そして互助システムの確立が当面急がれるというふうなことについては、そういうふうなお話ございましたが、これについては私も全く同感であります。ただ、しからばそういうふうなシステムをどういうふうにして構築していくべきかというふうなことでありますが、一昔、二昔前は確かに青年団活動、あるいは婦人会活動は大変活発であったと、そういうふうなことで非常にこの互助システムについてもある意味では形として方向づけができやすかった時代も確かにあったというふうに思いますが、現在は御承知のような状況でありまして、そこのところは社会教育とどう結び付けていくかというふうなことになります。

長期教育プランについての社会教育部門でしたので、教育長の方から答弁というふうに考えておったところでありますが、教育プランだけではなくてやはり市全体の市政の取り組みの中での社会教育というふうな話でありますので、これは全体的な形で私の方からお話ししなければいけないなというふうに伺っておりました。１つは、豪雪についての感想というふうなことでありますが、感想も率直に申し上げましてこの雪、長年新庄市はずっとこの豪雪地帯というふうなことでその折々、その時代時代で相当苦労しながら対応してきたところでありますが、今回特に感じたのは、先ほど渡部議員の話の中に最終的に児童生徒が市も金ないから仕方ないんだというふうな、そういうふうな言葉があったというようなこと、また山尾議員の市民の声の中にも最後はそういう言葉で締めくくられたというふうなこと、非常にこの点については複雑な思いで聞いているわけでありますが、今回の除雪費にしても決して必要なものを絞ってやっているわけでないのですが、優先していろいろやっているつもりですけれども、やはりそういうふうな市民の方々から見ればまだまだ万全ではないというふうなことになるかというふうに思います。正直言って感想、今回も２月17日に臨時会でもって補正予算をして認めていただきました。今年はこれで終わりかなと、終わってほしいというふうな思いでおったのですが、また金曜日にちょっとお話し申し上げたような事態が起きているということになると、こうやって議員も含めて職員も本当に身を切られるような思いで、わずかの、例えば30万円、50万円付けてみんなにやらせたいなというようなところを削って削って予算を編成したのですが、あっという間に何千万円、何億円というあれを工面しなければいけないというふうなことで、非常にこの雪についての考え方、これをもう一回やはり我々しっかりとした形で構築していかなければいけないというふうに改めて感想を、感想というか、そういうふうな思いをしているところであります。ただ、これればかりは待ったなしであります。もし万一のことがあったら、また生活上の利便性を損なったらこれはえらいことになるわけでありますので、完全にはなかなか難しいのですが、その中でより万全に近いだけの対応、これは特に先ほど申し上げました高齢者も含めたそういうふうな方々に、労力的に非常に厳しい方々に対してどう対応していくかというふうなこと、これが問われているわけであります。昨年第２次の雪対策基本計画をつくりました。その中でもやはりいろいろ方策等々計画をつくっているところでありますが、この中でやはり定住対策、少子高齢化対策等を重点施策というふうにとらえておりますので、今後もこの雪処理については地域コミュニティー、おっしゃるとおりその辺のところにも社会教育を含めた形での確立、これについても相当頑張っていかないといけないなというふうに改めて今回の雪についても考えているところであります。豪雪地帯、これ新庄市だけではなくて他にももっと、これよりももっともっと多い地域もあるわけでありますので、そういうところの先進事例でどういうふうな対応をしているかということも当然勉強するこ

とも必要だというふうに思います。そんなことも含めて、やはりこれから暖冬とか少雪化が進むというふうなことを言われておりますが、いつこういうふうな事態になるかわかりません。また来年もこれだけ、あるいはこれ以上に降るかもわからないということをひとつとらえながらこれからも進めていきたいというふうに思います。

なお、長期教育プランの中で家庭教育、あるいは学校教育、そしてまた社会教育、生涯学習が今変わっているような形でありますが、この点についてはプランに沿った形で教育長の方からも答弁させたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

下山准一議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　長期教育プランの策定についてですけれども、教育の始まりとされている家庭教育から学校教育、生涯学習、生涯スポーツの四つの柱を中心としてまとめたところです。このプランでは、社会教育に関わる部分は生涯学習に取り込まれているものとなっております。社会教育法による社会教育の定義は、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動というふうにされております。社会の変化とともに活動の形態も変わってきている状況にあります。御質問にありますように高齢化社会、そして薄い地域コミュニケーションなど、社会的な変化が出てきておるわけですけれども、そういう変化に対応できる公民館活動を中心として、それを再確認しながら新たな社会教育の充実を図っていくべきというふうに考えております。生涯学習審議会の答申にもありますように、社会教育は生涯学習の推進をサポートする行政側の中心的な役割を担うものとしております。一方で、今日の社会教育は単独の行政領域と考えるよりも生涯学習推進体制全体に位置付けて考えるのが当を得ているという考え方もあるようです。本市の社会教育活動の拠点はどこにあるのかというような質問があったわけですけれども、社会教育は生涯学習社会の中心的な役割を果たすものとされていることから、中央公民館的な性格を有する市民プラザが本市の生涯学習センターと位置づけられ、生涯学習の拠点施設としての役割が期待されております。また、社会教育活動の拠点として考えるべきものとしております。今後におきましても現代の多様な学習ニーズに応えられる生涯学習活動を推進するとともに、さまざまな地域課題や生活課題を抱える市民の学習相談などの社会教育活動を推進する役割を担うために積極的な姿勢を持ってこれからも努力してまいりたいと考えております。

以上です。

１　番（山尾順紀議員）　議長、山尾順紀。

下山准一議長　山尾順紀君。

１　番（山尾順紀議員）　雪対策につきましては、早急に明日明日からなるというようなものではないと思います。やっぱり長期的なプランの中で、しかし市民に説明する。どこで説明するのかというふうになってくると思います。一部の人だけ集めてといってもなかなか伝わらない。地域に出向いて地域の意見を聞くと、そういう作用が市民が納得していく作用だなというふうに私は思っております。

一方で公民館活動というのはもう形骸化しているかもしれません。しかし、町内会というのはまだ存在しているわけなのです。その町内会をどう組織させるか。区長だけではだめなのです。区長の下に公民館長いなくても公民館係であるとか、あるいは地域支援協力員の設置をお願いしたいと。そうしたことのリーダー研修を行う。リーダー研修した人にはやっぱりニンジンをぶら下げなくてはいけない。それには、例えば除雪機械の貸し出し方法、その講習を受ければあなたの町内にはその機械と、あるいは小さなダンプを貸しますよと。それは無料ではないですよと。無料ではないということは、地域の中でお互いに共済的な制度で出し合って、お互い町内会が負担してするのならそこのところをする。してもらった家からは応分の負担をいただくというような、回していくようなことで自らが雪に対する、あ

るいは河川に対する関心を高めていくという、そういうふうな手法をとるべきではないかなというふうに私は思うわけなのです。

一方では、行政としては本当に先ほど渡部議員さんが前から言っていた桝沢ダムとか小似良川ダムの自然流水、市長も魅力的であると言ったと思うのです。これまでの過去の十何年前の計画は、都市計画をするにしても水が通らないという設計になっていたのです。来るところは来るけれども、ここは来ませんよという都市計画だったと思います。これは、将来に向けて10年、20年単位でいいと思いますので、やっぱり汲み上げる、あるいは流す、そうすることで市内は全部同じような流量が流れるよという安心感が除排雪した者に対する市民の協力を得られる。行政の持っているお金という資本と行政の企画力というのはそういうふうにしていくべきだ。そして、住民をそこに巻き込んでいって自らが雪消しに参加していく。しかし、できない部分はやっぱり福祉だと思う。福祉の協力員制度をどう確立していくか。そういうふうに各課が、各部署がどうしたらこの問題を解決できるかというピラミッド的にアンテナを張っていなくてはいけないのではないか。それでないと同じ金を使っても結果的にはばらばら、ばらばらになってしまうというふうに私は思っているのです。

それで、今後考えられるものとしてぜひ検討いただきたいなというものは、市内の中で非常に空き地が出てきています。お金がかかりますが、やっぱり有効な手段としては流雪溝のないところに堆雪場として雪投げ場を確保していく必要があるのではないか。そのために今回福祉事務所に高齢者のための雪対策はどうなっているとお伺いしました、裏のおばあちゃんが入院したので。そうしたら自己負担で、ちょっと今日資料持っていないですが、非常にきめの細かい、まずは市はあなたを応援しませんよと、自分でやることをやってから来てくださいという文言から始まるのです。非常に冷たいなと思いました。ぜひ接遇という点で文書の工夫もしていただきたい。考え方はわかるのです。１つは、前にどこかの会派が視察に行ってきたと思いますが、東京の方で高齢者が生活をするために行政に預けて、亡くなったときはその土地と建物を市に寄附すると、その間は面倒見てもらう、そういうような契約でやっていると。わかる。やっぱりその家の子供が東京に住んでいますよと。除雪は、市でしてください。お願いします。ただでした。おばあちゃんがいなくなったらその土地は東京の人が高い金で分割します、分譲します。そこにつぎ込まれた税金はどうするのですか。回収できないです。応分の負担をもらう、そういう文書を当然福祉事務所が出したのは悪くないのです。ただ、ちょっと冷たかったなという言い方です。そういうふうな手法とか、何らかの方法がないかと。やっぱりアンテナを張っていくという必要が私はあるのではないかなというふうに思います。そして、協力してもらう。そして、できれば共済制度的なもので安心して、地域の人たちがもしけがしたときの保険、これは行政みんなで入るのか、あるいは町内単位で入るのか。これは、ある程度の制度が決まらないとその方々を集めても説明できないと思うので、今度はこういうふうなことで応分の、町内で例えば何万負担すれば市でも何万負担しますよと、それで事故が起きた場合は最低このぐらいの、スポーツ傷害保険的になるかもしれないけれども、そうしますというようなことで市民から協力をもらうというふうな制度があるのかなというふうに思います。

一方的に言って申し訳ないのですが、答弁としては本当に市長が答弁したことはそのとおりだと思うのです。今後将来に向けて、私もそういう意味で言っています。できればこういうふうなお願いしたいということです。ハード的なものとしてはやっぱり堆雪場の確保、あとは無落雪住宅を推進するのかしないのかということの選択がある。推進するとすれば裏金としての補助金が要る。一々補助金と言いますが、そこが無落雪になることによって除排雪の量が減るのだというふうに、別の考え方をすればプラス・マイナス・ゼロではないかというようなこと

もあるかもしれません。あと融雪装置等の設備に対する補助が可能かどうか。これからはせっかく環境リサイクルというので、こういうものを使うと、燃やしたりなんだりすると環境に負荷がかかるので、バイオマス熱の利用も可能かどうか。他でも研究を始めようとしていますが、新庄市としてはバイオマスの熱の利用などは本当に可能なのかどうかというようなことも含めて、エタノールは非常に高いわけです。高いけれども、別の形のペレットなら可能だよと。それも高いけれども、こういう使い方なら熱の効率がよくできるのだよといったようなこともやっぱり一方で考えていかなければならないのではないかなと。あとは、ごみ焼却場をどんどんと減らしているわけですけれども、あそこから熱が出ているわけです。すごい熱が出ているわけです。あれは空に行っています。いずれ焼却場はまた直さなくてはならないと思います。そのときを見越して土地の確保をして簡易焼却場なるものができないだろうか。簡易焼却場でその地域に対して熱効率を図っていくというようなことはできないだろうか。自分なりに簡単に考えているのはそういうようなことです。

あとやはり消流雪溝の再整備、ここにやっぱり管理組合の設置、それから協力員の設置。この協力員という制度、私は前は水回り監視員などを置いてはどうですかというふうなことを言ったのですが、協力員という人がいないとさっき言ったように下から誰が来てあそこをまた外していったっけと、権限のない人が水の流れを変えてしまうというところに地域の中でお互いに背中を向け合ってしまう。それは、制度として市から委嘱された人が協力員ですよと、町内から上げられた人が協力員ですよという、誰かが設定されればお互いにその人たちの協議に持っていけるのではないかなというふうに思います。あとは、小型除雪機などを購入する際の補助は可能なのか。では、それはどこで管理するのか。やっぱり地域公民館、ここで管理するようになると思う。もしそれができないとすれば職員のお宅に預けてお願いしておくというのも私は１つの手だと思っている。職員が地域と関わっていくという１つの手段としてその地域の職員に除雪機械等を管理してもらう。市の職員から管理してもらうというような地域にまざり合っていくということも私は可能ではないかと。もう一方は、そういうところもできないというところには小さな貸し出し除雪機を貸してあげるというような制度とかも研究してみる必要がある。

最後に、これらをどんな制度が乗ったとしても、すべて人のやることですから、最後はやっぱり安心感だと思う。安心感。どんなときでも相談窓口が開かれているというのがすごく大事だというふうに、さっき言ったボランティア協力員制度の確立を図る。保険とか共済制度とかということをどう築くかというのは別物です。そういうことが最後にはやっぱり金銭的な不安がつきまとっています。今回除雪のドーザー等でお願いしたところの除排雪は相当な区画ですけれども、何百坪という方ですと月50万という負担が出ています。私の家でも何十万という形で出ていっているわけですけれども、それはお金が回るのでいたし方ないですけれども、市も何億円と出しているので、それはそういうふうな雪に関すること、だからこそやっぱり知恵を使ってそれはそうならないような仕組みを本当につくると。本当に少子高齢化で生産性のない人たちが増えてくる。お年寄りだけが増えてくる。確実なのです。そのためにここ10年、20年というスパンでいいと思うのですが、本当に確実にしていただけたら、さっき市長が答弁したようなことを確実にしていただければまさしくいいと思います。私が提案してみたものは、要するに職員同士が自分のことだという思いをしてもらいたいということ。それでアンテナを張ってお互い情報交換をして、こうしたら地域がまとまるのではないか、こういう方法だと雪が消せるのではないかということをお互い情報交換で市民に提供する。提供していくのはやはり社会教育的手法をとって巻き込んで、社会教育が４万2,000人を全部を面倒見ることは私は不可能に近いと思う。そこにはやっぱりリーダー養成だと思う。次代のリーダー養成を図る。区長に

声をかければ次代の人を出してくれると思います。そういうシステムを次々次々とつくってもらってはいかがでしょうかというのが私の願いなのですが、市長、教育長、いかがでしょうか。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　何点か具体的な提案がありました。これについては、そのことについての検証あるいは検討というのは、これは今後も続けていく必要のあるものも何点かあるというふうに思います。一番あれなのは、最後に職員が市民の立場でやっていくというふうな、こういう心構え、意識づけが大事だというふうな指摘がありましたので、それについては我が意を得たというか、施政方針にもうたっておりますが、今回内部の意識改革の中に７つ道具ということで７点ほど上げました。特に第１点目は、市民本位に立つというふうな、職員が市民の立場に立って物事を考え、行動するというふうなことをぜひやっていきたいというふうなことを上げておりますので、その辺を踏まえて来年度意識改革していきたいというふうに思います。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

下山准一議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　先ほども申し上げましたけれども、やはり日々変わる社会情勢に対応できる、そういうシステムづくり、公民館等を中心としたそういう新しい体制もつくっていくべきと思います。先ほども申し上げましたように、市民プラザを中心として生涯学習サポートセンター的な役割をしていきますので、その中で長期プランの中にも入れておりますけれども、生涯学習サポートセンターをこれから立ち上げまして、その中で今言ったような新たな対応も考えてまいりたいと思います。

１　番（山尾順紀議員）　議長、山尾順紀。

下山准一議長　山尾順紀君。

１　番（山尾順紀議員）　つけ足しかもしれませんが、実はパートナーシップという中で昨年12月に明倫中学校の児童に対するおどしのようなインターネットの書き込みがありまして、その際環境課より交通指導員の車を午後５時以降、１時間ほど借りさせていただいた。これは、防犯ということで以前に質問しましたので、その対応を環境課の方で貸し出し車両用の書類をきちっとつくっていただいていたので、それでお願いして貸し出ししてもらったわけです。やっぱりそういう地域との連携というのはある程度行政の中でも用意しておかないと、それは条例上貸せませんよとか何々できませんよというハードルだけが高いと市民はどうしても来れない。そのとき早速つくっていただいたので、12月に１週間ほどＰＴＡで学校を回らせていただきました。雪の問題でも何でもやっぱり本当の姿勢を見せていけば、しかしそういう情報は市民は知らなかったです。たまたま私が知っていたので、環境課で貸してくれるから交渉に行ってしてもらいたいというようなことで貸してもらった。そういう情報、せっかく持っている情報をどういうふうに伝えていくかということによって雪に対しても市民１つになって生き生きと雪消しができればいいなという願いで終わりたいと思います。ありがとうございました。

下山准一議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　３時３５分　休憩
午後　３時４５分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

金　利寛議員の質問

下山准一議長　金　利寛君。

（２４番金　利寛議員登壇）（拍手）

２４番（金　利寛議員）　平成17年度３月定例議会一般質問、本日最終となりましたが、新風21の一員として発表させていただきます。

まず初めに、長い間新庄市の市勢発展のために

御尽力をいただいて今年度で御勇退される方々に心より御礼を申し上げますとともに、御苦労さまでしたと申し上げさせていただきます。

さて、平成17年も早いもので２カ月を優に過ぎ、３月ももうすぐ中旬となってしまいました。この１年もあと９カ月半ちょっとと、その時の過ぎ行く早さを実感せざるを得ません。いっそのことぽんと時が過ぎてしまい、財政再建も完了、これからはいよいよ躍動の年になるぞと言える本年であったならばどれぐらいいい年であろうかと思ったりするのでありますが、現実はそうはいきません。いかないどころか大雪に次ぐ大雪、いやが上にも財政に大きな痛手となっている本年の幕あけであります。今までにも増して賢明なかじ取りが要求される１年間であろうと実感しているのは私一人ではないはずであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。まず、「「希望」こそ人生と社会にとって最も大切な宝である」とは精神分析学者のフロムの言葉であります。一年の計元旦にありで、本年がつらくとも充実した１年にするためには希望こそ宝であるとのフロムの言葉を私も信じたい。また、こうも言っています。「希望の光を失った社会はどのように沈んでいくか。また、弱い希望しか持たない人の落ちつくところは太平楽か暴力である」とも。希望の持てる、先の見える大変な中にも行政執行していただきたいとの思いでこの引用をさせていただきました。今新庄市の財政難はなぜなったのか。どれくらいの期間なのか。その後の光をどう見出していくのか。そのための財政建て直しの今は耐えているときだなど、将来の希望を見出していただける行政執行のためには、これでいいのかな、それぞれの部署がという意味で４項目を上げさせていただきました。まだまだ感じているところはいっぱいあるのでありますけれども、時間の都合でこの４つに絞って意見を述べさせていただきます。

まず、第１に消流雪のための最上川用水の件であります。あれだけ大かがりな議論を何年も続けて、農水省、国土交通省との縦割りの行政の難儀さを克服をし、試験通水を実現させ、これで雪国の雪問題すべて解消とまではいかないにしても、かなりの雪問題の対応策にはなったはずであります。しかし、本年より試験通水は実効性はわかったものの中止。先ほど渡部議員の質問でもありましたが、小似良川ダムの、また桝沢ダム、また小泉のため池等、土内上流より取水等々を検討をし、どのようなプランにするのかを考えるとのこと。これからいろんな有利な方策を考えるということだそうでありますが、ちょっと待っていただきたい。今はやりの漫才師の波田陽区ではありませんが、「言うじゃない」であります。最上地域にある自然の恵みの水を冬の間にどう利用するか。その実践の試みをすることの方がまずは先決問題だったのではないか。国の両省庁との大変な交渉での試験通水だったら、持続可能な電力会社との交渉も解決済み、そしてそれぐらいの先の見通しの責任だってあったはずではないかと思うからであります。試験通水をやめて、皮肉なことに最上川用水の試験通水で冬の確保ができなくなった。その途端に何十年ぶりの大雪。試験通水を市民は知らされていない方々が多いと思われますが、その市民だけが大変な思いをしなければならない。雪問題は水問題。試験通水する前にもっともっと、本年になって行った水確保対策は試験通水をやる前にやっていなければならなかった事業ではなかったのかと思うとこれは本末転倒。雪の解消で快適な新庄が希望であったとするならば、順序が逆だったがゆえに実現が先延ばしになってしまっているとすれば、見通しの甘さがそうさせてしまったのではないかと思えてなりません。そのところの御見解をお伺いをします。

また、試験通水の中止の市民への周知の仕方がこれでよかったのかどうか。先ほど山尾議員からもありましたように、周知徹底がどうもなっていないのではないかと思えるのは私一人ではないと思いますが、この点もどうだったのかをお伺いしたいとい

うふうに思います。

次に、各類似施設の休館日増についてでありますが、類似施設の休館日を片方の日数を多くして、光熱費、電気代、人件費の削減につなげるという考え方でしょうけれども、財政難がここまできたのか、やむなしとする気持ちも私の心の中にはあるわけでありますが、ある課長が「休館日も増えたので、余り事業が多くなるとその分経費がかさむ。ほどほどに」と言ったというのであります。この話を聞いたときに私はだから新庄はよくならないまちではないのだろうかと思えてなりませんでした。少ない予算ではあるが、創意工夫して市民参加型の事業、あなたも、市民ですが、主役になれる等々、金はないけれども知恵はあるで行政と市民との距離感を縮めることのチャンスであろうと思えているのでありますが、ほどほどの事業、やればやるだけ経費がかさむとしか考えられないその心の狭さ。これでは部下はやってもやらなくても給料は同じなわけでありますから、やらない方が得だというものであります。こういう体質、空気がまだまだ庁内にあるのではないか。それではお役所仕事のやゆをぬぐい去ることなどできないと思いますが、いかがでありましょうか。こんな体質はまだ庁内にあるのでしょうかどうか。市長の感じているところをお伺いしたいというふうに思います。

次に、市役所の窓口業務の延長と停止についてでありますが、村山市では日曜開庁で市民サービス。これは、山新の方にも載っておったニュースであります。東根市は、フレキシブルタイムを使って職員の給与を上げないで夜の６時半まで時間延長、東根大森工業団地の方々より要望が多いと聞いて喜ばれているそうでありますが、また本日か昨日の新聞だったでしょうけれども、窓口業務をＮＰＯ法人に委託するとまで至っています。尾花沢市は、要望があれば住民課に連絡、その都度対処して市民サービスを行っています。近隣の市は、ことごとくいろいろな部分で頑張っているのであります。工夫しながら新庄市長の行政指針にあった「行政は最大のサービス産業である」を他の市は実践として行っているのであります。当市も１回は試みたのでありますが、利用者が少なかったので、廃止と断定しているようですが、本当は私は違うと思うのであります。徹底した周知と市民ニーズをそこに導入されていたなら展開は違っていたはずであります。今これから転入、転出、入学、卒業で大変な忙しい時期であります。市民サービスの面からどう考えられているのかをお伺いしたいというふうに思います。

次に、各種団体や市民との協働を掲げていますが、その中に本当に市民の民意が反映されているのかどうかが甚だ疑問であります。民意だけでは行政執行はできないことも十分承知しているつもりでありますが、骨子ができてから市民の代表の声を聞きましたとして行政執行する場合が余りにも多いようであります。もう進むべき道がはっきりしているのに、民意はどうかと質問されたときのことを考えてやられているのでありましょうけれども、そういうふうになった委員からは、これでは何のための市民の声を聞いたというそのスタンスだけだという市民の代表の方もいます。実際は、どうなのでありましょうか。民意が反映されていない事業等１つもありませんと反論されるでしょうけれども、草案の段階より民意を入れていただきたいことを要望するとともに、協働されていこうとするためにはそれぞれの分野の代表等ともそれぞれジャンル別に協働でき得るテーブルに着いて掌握できるセクションがあっても当然と思われるのでありますが、そのお考えがおありかどうかをお聞かせください。今期の定例議会になってようやく、ようやくでありますが、新庄市の協働推進のための指針が出たようでありますが、その中の「課題の多様化と行政サービスの限界」の中にも「社会構造が変化をし、社会が求めるニーズに応えることが難しくなってきています」、また市長の施政方針演説の中の６ページの下段のところにも「つまり、これまでのように行政から市民に対して一方的にサービスを提供していくといった関係を超えた」云々とありますように、ある市民の代表が

言っていた市民の代表を審議員に参画させただけの行政執行であったと結論付けているようなものではないですか。私たち市議会議員もその市民の負託をいただいている、いわば市民の代表とも言えるわけでありますが、駅東のこと、遊休地売却のこと、行政評価のことなどその他いっぱいあろうと思いますが、提案も含め、それが５年も経過してからようやく政策に少しだけ反映されているのではないかと思えてなりません。武士の世界では遅参その意を得ずであります。本当にこれから政策決定が満足度調査の結果などを勘案しながら早く手が打てるようになるのでしょうか。私は、甚だ疑問でありますが、その点どういうふうにして早くなろうとされているのかをお伺いしたいというふうに思います。

最後に、少子高齢化社会についての対策であります。生活観や職業観の多様化から一段と少子化傾向が進む中、核家族化の影響もあって育児ノイローゼや児童虐待など、若い世代の育児力の低下が今日的課題となりつつあります。少子化傾向は、高齢化社会の支え手が減少する結果となり、少子化対策は高齢化問題と密接に関わっております。また、高齢化社会は諸外国には類例のない早さで高齢化が進展しています。当新庄市にとっても福祉制度の一層の充実やユニバーサルデザインによるまちづくりや、当面の課題であります子育てするなら新庄、福祉の充実の新庄と言える施策をどう考え、打っていかれるのかを教えていただきたいというふうに思います。

そして最後に、当市は次世代育成支援対策行動計画を策定されているところでありますが、市長は教育の観点から家庭、地域との子育て支援環境の整備を保育の観点から地域に開かれた保育所として機能充実の方針を出されております。その例がパリス保育園の民間立でしょうけれども、具体的にその他にどういうふうに考えられているのかをお伺いしたいというふうに思います。少子化の流れを変えるための行動計画の中で、行政や家庭、地域、企業が一体となった総合的子育て支援策を実施されていかなければならないというふうに思いますが、どのように進められていこうとされているのかをお伺いいたしまして壇上よりの質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　第１点目は、「「希望」こそ人生と社会にとって最も大切な宝である」というふうなフロムの言葉を引用されて、行政としてあるべき姿、とるべき手法についてのお話がございました。そのとおりだというふうに思います。これだけ閉塞感が今満ちあふれているというふうに言われている中で、やはり行政としてこれからいつのときまでにどのような形で地域づくりをしていくかということを示す、あるいはお互いに協調しながらそれを構築していくということは非常に大事であるというふうに認識をしております。やはり市民との協働のことについても触れられました。これは、後ほどお答えしますけれども、一方的に行政から行くだけではなくて、市民の意見を聞いたって自主的に、あるいは実態としてどうなのかというふうな問いもございました。この辺が非常に大きな、大事な点であろうかというふうに思います。

質問の順序に沿って答弁していきますけれども、最初に消流雪の試験通水のことからお話があったわけでありますが、14年、15年の２カ年にわたりまして実施してきました最上川の農業用水からの消流雪用水の試験通水、これについては先ほど渡部議員の方にその検証の結果もお話し申し上げたとおりでございますが、それよりこのため池ダムからの自然流水、これを先にやるべきではないかというふうなお話がございました。ただ、小似良川の試験通水を今回やったわけでありますが、これですべて賄える水量というわけではない。そして、また自然のため池でありますもので、その年その年の貯水量等々についてもいろんな変化があるというふうなことで、これ１本だけでは非常に難しいというふうな判断がございました。そのために最上川から安定的な水を汲

み上げて供給するというふうなことを１つの軸として、そして補水的な形でため池、あるいはダムからその水を確保するというふうな考え方からこのような措置をとったところであります。ただ、先ほど申し上げましたけれども、最上川からの試験通水を２年やった検証の結果やはりまだ課題がありまして、水利権の確保とか、あるいは電力料金の新しい制度の創設とかいろんな課題がございます。今回の最上川の試験通水については、15年度については大体1,000万円程度の事業費だったのですが、できればやはりこれからもそのぐらいをアッパーにして考えて何とかいけないか。それについては電力料金がどのような形で新しい制度を創設できるか、これは今後も東北電力と交渉を続けていかなければいけない大きな課題の１つであります。小似良川、そして桝沢ダムのお話も申し上げましたが、できるだけその辺のところの水資源、これを確保しながら両方で何とか調整をしながらやっていかなければいけないというふうな、水量的にもそのようにとらえているところであります。

それから、施設の運営上のことについてもございました。休日増えたのはやむを得ないが、事業が増えるといろんな経費がかかってあれだなんて言っている職員がいるというふうなお話がございましたが、それは論をまたないわけで、これだけやはり財政が厳しい中で市民とどうやって協調していくかというふうな大前提の中に、やはり行政も汗をかきながら市民と協働でいろんなことをやっていくというふうなこと、これを大前提で考えていこうというふうな、これについては常々申しておりますし、また施政方針でもその方針で17年度はぜひやっていこうというふうな決意を込めたお話をさせていただいております。そういう中で、やはり行政と市民との間に不信感が生まれるということは一番避けなければいけないことであり、逆に信頼感をどうやって増すか、付加させていくかということが大事であり、そのためにはやはり市民の目線に立って市民がお客様というふうなことであれば、お客様本意の対応をしていくというふうなことが大事でありますので、これについてはそういうことがないように今後も取り組んでいくつもりであります。具体的なことについては後ほどお伺いして、その点についての対応をしていきたいと、このように考えます。

それから、窓口業務の時間延長のことであります。御承知のように15年の９月から12月までの４カ月間、試行期間というふうなことで市民課の窓口の毎週火曜日と金曜日、午後６時まで延長を試行したところでございます。これについては31日間でありましたが、稼働日数で延べにして26人ほどの利用がございました。割れば１日で１人足らずといいますか、１人に満たない数字でございました。これは、やはり１つは周知のこともあるというふうに思います。それと隔日で開設したというふうなことも利用者が少ない理由の１つかなというふうに思います。こういうふうなことで、後ほど課長の方からもそのときの総括、あるいは今後の考え方についても答弁させますが、ただひとつ、これは先ほどの質問にも関連しますが、この中で市役所の職員20代、30代大体80名ぐらいおりますけれども、それが９チームに分かれましてリノベーションのいろんなチームをつくりまして協議をやりました。その中でも窓口についてのいろいろ提案がございます。これは、いいことを言ってくれているなというふうなことで、ぜひこれについても前向きに取り組むように指示をしたところであります。やはり市役所の職員もこうやって若い人、今回若い人が中心だったのですが、それ以上の人も同じだというふうに思いますけれども、やはりリノベーション、みずから改善して改革していこうという気持ち、これを十分に持っている、そういうふうなチームをつくって何とか考えていこうというふうな機運が盛り上がっているというふうなことも事実でありますので、ぜひそういうふうな芽を摘まないように、ぜひ生かしていこうというふうなことで取り組んでいきます。また、窓口についても今申し上げたようなことでそのチームの中でいろいろ提案がありますので、この辺のところもひとつ

詰めさせていきたいというふうに思います。

それから、これはもう全部に関連することでありますが、市民との協働の今回指針を出しました。その市民の要望とか、あるいは希望を見出すようなこと、これは１つは市民の考え方、意見がどれだけ反映されているかということが一番大きな視点だというふうに思います。その具体的な例として、いろんな審議委員会とか審査会があります。その中で市民からも今公募しておりますが、公募して入っていただいております。ただ、その方々の中にはある程度原案をつくって、そして追認のような形の審議会のことを言われているのではないかというふうに思いますが、それではやはり実際市民の声を聞いた、市民の要望なり希望なり入れたというふうにはある意味ではならないというふうに思います。原案を示されると市民の方々もそれに対して180度変えるというのはなかなか現実的には難しいというふうなこと、これは私も承知しておりますので、できるだけそういうことではなくて、追認事項ではなくてやはり一から市民の方々が考えていく場というのも当然必要だというふうに思います。そういう意味から、今回の市民協働推進のための指針の策定でありますが、これは公募による委員を中心として策定されたものでありますけれども、今回行政からたたき台を出さずに提案をしないで市民が何回もワークショップ、いわゆる議論をやっていただいて、そしてその他また公聴会等を開催して考えをお聞きして最終案を固めていただいたというふうな指針であります。まさにこの指針は金議員が御心配なさった、いわゆる原案出してそれで追認というふうなことではなくて、全く市民の方々を含めて行政体でつくり上げた指針というふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

また、この指針では、立場の異なるいろんな複数の団体があるわけです。市民、企業、ＮＰＯ、また町内会等々ありますけれども、それぞれの特性とか役割とか能力、これを認識してやはりお互いに補完するところは補完する、それから連携を持つところは連携を持つというふうなことを前提にいろんな共通課題を解決していこうというふうな試みでありますので、ぜひこの協働については推進していきたいというふうに思います。そうすることによって各団体のネットワークもいろいろ広まっていくし、先ほどの山尾議員のお話にもありました、やはり社会教育を軸とした地域コミュニティーの形成等々にもつながっていくのではないかというふうにも考えるところであります。

それから、少子化の問題であります。言うまでもありませんが、合計特殊出生率、これ人口を維持していくには2.08の率が必要だというふうなことでありますが、15年末で前年度から0.02ポイント下がって1.31から1.29まで下がったというふうなことであります。そうなってきますと、当然のことながら自然増が望めないわけでありますので、これは人口減少に向かっていくというふうなことになります。専門家の先生方も含めてですが、少子化の原因といいますか、そういうことをよく言われるのが晩婚化、晩婚化に伴って晩産化になるというふうなこと、それと仕事と育児との両立、やはり就業する女性の方々が非常に多いというふうなことで、これは両立はなかなか難しいというふうなことが１つあります。それと、もう一点は育児から成人に達するまで、例えば大学等々を想定いたしますと相当な育児のための多額の教育費といいますか、そういうものがかかっていく、そういうふうなことが少子化の大きな理由、３点ほどよく専門家が言うわけでありますが、それと同時にもう一つはやはり人生観というか、人生哲学に基づいた個人的な自由な考え方があるわけで、その中で少産化、あるいは子供はいいよというふうなことを考える人も中には増えてきているのではないかというふうな思いがいたします。そういうことやいろんな条件が重なって今1.29という、もう人口減少へまっしぐらというふうな現象になっているのではないかというふうに思います。そういう中で市としての対応、対策というふうなことになりますが、特に保育関係については後ほど所長から話し

させますけれども、ただ保育所とか、あるいはそういうふうな育児に対する手厚い施策、これは必要条件ではあっても十分条件ではないというふうに思います。やはり必要十分条件となると、もっと違う方策を考えていかなければいけないのではないかというふうに思います。そういう点で、我々としても地域としてもこのあれについては全力を尽くして取り組まなければいけませんが、やはり考えてみますと人口が減っていくということは国としての基盤が低下していくというふうなことであります。そうなっていくと多分年金の問題とか国保の問題とか、そういうふうな公共財そのものがどうなるか、そういう議論が出てくるわけでありますので、これは国策レベルで、やっぱり国レベルでも相当突っ込んだ議論をして、それに対する対応策、対策を練っていかないと大変なことになるということも認識しております。これは、金議員もその辺は心配のところではないかというふうに思いますが、当市としては必要条件であることについてできるだけ可能な限り取り組んでいこうというふうに考えます。

それから、次世代育成支援対策、これは対策推進法、これ15年の７月に制定しましたわけでありますけれども、これは従来の少子化対策に加えて国、県、市町村、企業体が一体となって次世代の育成推進体制、これを整備していこうというふうなことでございます。これは、新庄市でも12年に子育て支援計画、これをつくったわけでありますが、その中でいろんな具体的な施策、例えば民間保育所の設立等々も含めて取り組んできたところでありますが、これも先ほど申し上げましたように必要条件であるけれども、十分条件ではないというふうな認識でありますが、これを少しずつでもできるだけ増やしていくというふうなことは当市として取り組んでいかなければならないことではないかというふうに思います。

とりあえず私の方からはひとまず答弁を終わらせていただきます。

矢作勝彦市民課長　議長、矢作勝彦。

下山准一議長　市民課長矢作勝彦君。

矢作勝彦市民課長　窓口業務の中で御質問ありました繁忙期について私の方から御答弁申し上げます。

繁忙期対策でございますが、まず住民異動が集中します３月及び４月中につきましては、窓口の混雑緩和を図る目的で、今まで昼休み職員４名体制でしていましたけれども、２名増員して６名で対応したいというふうに考えております。これは、転勤なさる方が昼休み時間を利用してくる方が特に多いように感じますので、そういうふうな対応をしたいというふうに考えております。

また、住民異動に関連しまして手続が市民課で終わらないという部分が多々あります。したがいまして、市民課だけを開いてもお客様は２回来なければならないというケースが多々出てくると思います。例えば関連して児童手当の申請とか医療費の交付申請とか、そういう部分が福祉事務所と健康課の部分が絡んできますけれども、この繁忙期には市民課の方に福祉事務所と健康課の職員が出向いて長机１つぐらいで対応できないかというふうなことも今検討しております。また、いわゆる平日の混雑を解消するために繁忙期、村山も繁忙期のようでございますけれども、３月、４月に土曜日の窓口の開設を視野に入れまして今後関係課と、先ほど言いましたように市民課で完結しない部分がありますので、やっぱり福祉事務所と特に健康課と協議して何とか実施できる方法を見出せないかというふうに考えているところでございます。いろいろ混雑時には市民に御迷惑もいろいろ、待ち時間もありまして、かけることもあろうかと思いますので、市民課フロアにフロアマネジャー的な者を配置しまして、市民の申請書の記載方法とかどういう内容とかいろいろお聞きして手続がなるべく早く終わるように、そういうことも考えてまいりたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

川田宣彦福祉事務所長　議長、川田宣彦。

下山准一議長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　次世代育成支援対策におけ

る地域における子育てということでいただきました。家庭、地域に開かれた保育所、民間移管ということでありますけれども、その他に具体的なことということなのですけれども、今市長からも申し上げましたように国の行動計画の指針に基づきまして新庄市における次世代育成支援計画を策定したわけなのですけれども、その中においても地域における子育ての支援と、こういう欄を設けまして、その中で今までやってきたこと、今やっていること、それから新たに考えていかなければならないこと、そういうのを網羅しております。その中で、１つはやっぱり今後の保育所、幼稚園の関連をどのように続けていくかということが大切な課題の１つになってきております。これは、もう全国的な傾向になっておりますので、そういうことは取り上げていかなければならないと思います。今新庄市では、３年前に保育所整備計画をつくったのですけれども、その中では最終的には公立４つ、それから民間に２つをお願いしようかという、そういう計画になっておるのですけれども、その後世の中の情勢が変わってまいりました。市も変わってまいりました。そして、市の中では行財政改革大綱の中でそういう保育所なり児童センター・館なりはできる限り民間の方に移管してやっていってもらいなさいと、そういうことをうたわれておりますし、それから幼保一体施設一元化ということが去年、おととしあたりから出てきまして、来年、18年度からは実際にやってもいいですよということになっております。17年度は30カ所でモデル地域をやるということですけれども、その辺まだちょっと場所的には掌握していませんけれども、18年度からやってもいいということになっておりますので。ただ、その一体施設の中でまだちょっとわからない部分もありまして、県なんかにも問い合わせしているのですけれども、ちょっとわかりません。要するに施設、例えば今の現有幼稚園で今の施設設備でそのままやっていけるのか、それからいわゆる指導員体制、保育所、それから幼稚園の場合は教諭になりますけれども、その辺の取り扱いというのですか、どうなるか。それから、保育所の負担金ということで、私立には来るのですけれども、公立は一般財源化になっていますけれども、その辺一緒になった場合どうなるか、その辺は問い合わせしましたところ、そういうことはまだこれからの検討課題に国でもなっておるみたいですけれども、いずれにしましても先ほど申し上げましたようにこれからはやっぱりそういうものの動向を注視しながらそれに向けての勉強というものは進めていかなければならない、こんなふうに思っております。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

下山准一議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　ありがとうございました。時間があと８分ほどしかありませんので。いろんな質問させていただいたのでありますが、総じて要するに今財政が大変だからというその閉塞感をどうやって脱却していただきたいのか、それは知恵が必要でしょうと、そしてそういうふうな部分をいろんな中で出し合って、もう少し希望を持てるような状態になってもらえればありがたいなという思いで話をさせていただいております。その中で、うれしい情報としては、新庄市の「統計で見る新庄市」というデータが平成16年３月に新庄市の企画調整課が出しているホームページの中にあって、新庄市は44市町村の中では出生率がトップなのです。それから、少子化の中も年少人口割合が３位ということで、健闘はしているのではあるのですが、黙っていればもっともっと下がるでしょうと。そこのところを新庄市ならでは、さっきもお話ししましたように子育てするなら新庄、そしてそういうふうな部分の環境、年寄りの福祉は新庄と言わせしめるためのいろんな施策を展開しない限りは、この脅威的な人口減というか少子高齢化の歯どめにならないでしょうという意味で話はしているのでありますので、そこのところをどういうような施策をするのかという点１点と、それから先ほど市長が話、答弁ありましたけれども、若い世代はリノベーションでいろんな発想があるのです。この中にもありますように、例えば組織の見

直しと体制づくり、人づくりにとっては政策的な情報を課内全体でまず共有する体制をとってもらいたい。課長だけ覚えていなくて課の全体が覚えていてもらえるような状態になりたい。トップダウン的な決定を避けて全体で議論できる体制をという、もう本当にいい下からの盛り上がりの発想はあるのですが、それを受けとめるフィルターである裁量権を持っておられる課長さん方がこの部分を採用できるかどうかという問題が問題なのであります。市長が先ほど言われたように、そうした人たちの芽を摘まないように何とか考えますと言うけれども、先ほど例に出させていただいたように市役所はお役所仕事だもんねと言われるような言葉は本来は聞きたくないのであります。ですから、もう少しそこいらの、先ほど山尾議員の質問の中でもその意識づけは誰が責任持って誰がその部分を吸い上げてくださるのかというのが、みんないい議論出したって、それは先ほどの話の例を出させていただくと事業をやればやるほど金かかるのだからやらない方がいいよと言われたら、上司から言われたのだもの、部下はやらなくたって金同じなのだもの、やらない方が得なのは当たり前。金かけないで知恵出して何とか新庄市をよくしたいという思いはそこでそがれるのです。そういうふうな体制を何とかしてもらいたいなという思いでやっているのですが、今後そこいらの検討はありますか。

伊藤　亘助役　議長、伊藤　亘。

下山准一議長　助役伊藤　亘君。

伊藤　亘助役　少子高齢化対策につきましては、やはり福祉だけでなく、これは庁内でも大分議論したのでございますが、やはり先ほどの通学路の問題ですとか学校教育の問題、保険の問題、いろいろまたがっておりますので、やはり全体で取り組んでいく少子高齢化対策という切り口で取り組んでいくためには、政策の目的を少子高齢化の対策をするというような具体的な目的を立てて、それに必要な対策という順序で各課の連携をより一層図っていきたいというふうに考えております。

それで、その中におきまして先ほどから協働という話が非常に出てきております。やはり協働を進める上で全部こちらで計画して、それを全部下におろしていくというのは不可能であるというふうに思います。先ほどから提案もございましたように、市民の最前線に立っている原課の各部隊といいますか、若手、それから課長さん、一連の各部隊が各現場で市民の方と対峙していると。そういう中で得られた情報の中からこういうふうに改善したらいいのではないか、ここはこういうふうに直したらいいのではないかというような情報を上げて、それをどういうふうに改善していくかというのを現場現場で考えて、それを中から政策課題の解決に向けて必要な対策を打ち出していくという業務プロセスを構築していこうという１つの試みが先ほど申し上げましたリノベーションプロジェクトであり、今回の施政方針の中で協働を軸にしていこうというところはやはりそういうところでございます。確かに現場の方が、我々が末端という言い方をした現場の方がおられたのですが、それはそうでなくてそこが行政の中心であって、そういったところから重要な情報を仕入れて市民との対話の中で改善策を見出していって、それを全庁の大きな方針にしていくというプロセスをいかにこれから実行していくかというのが行政改革の中心になるのではないかというふうにとらえておりますので、引き続きそういった方向で進んでいきたいというふうに考えております。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

下山准一議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　そのようにお願いしたいというふうに思いますし、もう一つ窓口業務ですが、先ほど市民課長いいこと言ってくださいましたので、ぜひ実現できるように市長は市は最高の市民のサービス大産業であると言われているわけですから、そういうふうに実現できるようにお願いしたいこと１点と、最後に消流雪、さっき言ったように見通しの甘さがあったのではないか。最初から自然流水で、扇状地なのですから、そういうふうなところも小似

良川ダムだとか桝沢ダムだとかため池だとか１回試行されてやってみて、それから試験通水するべきだったのではないかという、その順序は逆だったのではないかという点についてどうですか。

中部　力建設課長　議長、中部　力。

下山准一議長　建設課長中部　力君。

中部　力建設課長　先ほどの市長答弁にもありましたように泉田川土地改良区が管理しております施設、特に桝沢ダムとかあるわけでございますけれども、これらの施設で新庄の消流雪用水に必要な水を補うだけのボリュームがまずないというふうなことが第一にあったわけでございます。それで、ましてため池ですので、翌年の耕作等、そういったものに支障のあるような使い方はできないわけですので、そういったことが原因となって、さらに安定した水源確保できる最上川の試験を求めたというふうな経過になってございます。

散　　会

下山准一議長　以上で本日の日程を終了いたしました。

明日８日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後　４時３５分　散会

平成１７年３月定例会会議録（第３号）

平成１７年３月８日　火曜日　午前１０時００分開議

議　長　下　山　准　一　　副議長　中　川　正　和

出　席　議　員（２４名）

１番	山　尾　順　紀　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千與三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	髙　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市　　長	髙　橋　榮一郎	助役	伊　藤　　亘
収入役	森　　嘉　昭	総務課長	阿　部　敏　夫
企画調整課長	武　田　一　夫	財政課長	国　分　政　嗣
企画調整課参事	八　鍬　長　一	税務課長	設　楽　忠　良
市民課長	矢　作　勝　彦	環境課長	鈴　木　吉　郎
健康課長	田　中　紀　雄	農林課長	坂　本　孝一郎
商工観光課長	羽　賀　千　尋	建設課長	中　部　　力
都市開発課長	小笠原　謙　一	下水道課長	坂　本　弥　一
会計課長	奥　山　芳　彦	福祉事務所長	川　田　宣　彦
神室荘長	小　野　　正	水道課長	佐　藤　幸　一
教育委員長	伊　藤　輝　昭	教育長	佐　藤　　博
管理課長	矢　口　　孝	学校教育課長	小　野　和　夫

生涯学習課長	矢　口　喜一郎	生涯スポーツ課長	伊　藤　　恵
選挙管理委員会委員長	小　関　俊　也	選挙管理委員会事務局長	小　野　利　彦
監査委員事務局長	渡　部　秋　夫	農業委員会事務局長	斎　藤　友　一

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局　　長	草　刈　國　夫	総務主査	森　　隆　志
主査	沓　沢　豊　子	主査	佐　藤　嘉　信

議　事　日　程　（第３号）

平成１７年３月８日　火曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　一　般　質　問

１番　小　嶋　冨　弥　議員
２番　新　田　道　尋　議員
３番　山　口　吉　靜　議員
４番　石　田　千與三　議員
５番　佐　藤　悦　子　議員
６番　**遠　藤　敏　信**　議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第３号）に同じ

平成１７年３月定例会一般質問通告表（第２日目）

発言順序	質問者氏名	質　　問　　事　　項	答弁者
７	小　嶋　冨　弥	１．次世代育成支援対策推進法について ２．介護保険について ３．交番所について ４．民謡　新庄節の保存について	市　　長
８	新　田　道　尋	１．市政運営について ２．学校安全管理の取組み ３．少子高齢化対策は ４．産業活性化の対応	市　　長 教育委員長
９	山　口　吉　靜	１．新庄市財政再建について ２．中心商店街の活性化対策について ３．市内の雇用状況について	市　　長 関係課長
１０	石　田　千與三	１．流雪溝について ２．環境問題について ３．新庄祭りの観覧席について	市　　長 助　　役 関係課長
１１	佐　藤　悦　子	１．子どもたちの心と身体の健やかな発達を保障するための給食の充実を求めます。 ２．介護保険の改善について ３．広域の負担及びあり方について	市　　長 教育長
１２	**遠　藤　敏　信**	１．生ごみの分別収集について ２．神室山の避難小屋廃止の件で再び	市　　長 関係課長

開　　議

下山准一議長　おはようございます。ただいまの出席議員は24名、欠席通告者はありません。監査委員、荒川修也君が都合により欠席しております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第３号）によって進めます。

日程第１一般質問

下山准一議長　日程第１一般質問。

これより２日目の一般質問を行います。

本日の質問者は６名であります。

小嶋冨弥議員の質問

下山准一議長　それでは、最初に、小嶋冨弥君。

（９番小嶋冨弥議員登壇）（拍手）

９　番（小嶋冨弥議員）　おはようございます。３月定例議会２日目最初の質問をいたします新政倶楽部の小嶋冨弥であります。ひとつよろしくお願い申し上げます。

さて、冬来たりなば春遠からじの言葉があります。昨日の議会においても雪に対してそれぞれの観点、視点から議論がございました。本当に市民各位は19年ぶりの大雪にへきれきいたしました。さて、季節は弥生３月、やがてこの雪も解ければ春になります。陽光まぶしくなる日々が早く来てほしい。また、厳寒の中にある当市の財政も早く明るい日差しが差すようにと、そんな気持ちを込め、通告の順に従いまして発言してまいりたいと思います。

私が通告いたしましたのは４点であります。初めに、これから顕著に進む少子高齢化社会の観点から質問したいと思います。それでは、次世代育成支援対策法についてであります。この件に関しましては、昨日金議員も触れられましたが、私の視点、観点からお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

政府は、平成11年12月に中長期的に進むべき総合的な少子化対策の指針として少子化対策推進基本法を策定し、新エンゼルプラン、平成13年７月の閣議決定の仕事と子育ての両立支援策の方針について等、これらに基づく待機児童ゼロ作戦等により、子育てと仕事の両立支援を中心として子供を産みたい人が産み育て易いようにするための環境整備に力点を置いてさまざまな対策を実施してまいりました。平成14年１月に発表された日本の将来推計人口によれば、従来少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、夫婦の出生力そのものの低下という新しい現象が見られ、現状のままでは少子化が今後一層進行すると予想されるところから、急速な少子化の進行は今後我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであるとのことから、少子化の流れを変えるために政府、地方公共団体、企業等が一体となって従来の取り組みに加えてもう一段の対策を進める必要があり、このような背景のもと、平成15年７月９日参議院の本会議で可決され、次世代育成支援対策法が成立しました。自治体と従業員300人以上を超える企業に対し、平成17年度から10年間の少子化対策の行動計画、地域計画を義務付け、図られたのであります。県及び市町村は、国の定めた行動計画策定指針に即し、地域における子育て支援、親子の健康確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について目標を設定し、目標達成のために講ずる措置の内容を求められておるわけであります。それぞれの自治体も策定作業の大詰めを迎えておるが、これらについて新庄

市の対応、取り組みはどのようになされておるのかお聞きするものであります。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、平成12年に施行された介護保険制度についてお聞きいたします。これらの総則、目的は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護機能訓練並びに看護及び療養上の管理、その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する機能に応じ、自立した日常生活を営むことができるように必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の協働、連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療向上及び福祉の増進を図ることを目的とすることを掲げておるのであります。老後の不安要因である介護を社会全体で支え合い、介護は家庭だけで支えていくことは限界に来ており、社会全体で助け合う仕組みづくりが求められたのです。介護保険制度は、法の附則において施行後５年をめどとして制度全般に関して検討し、必要な見直し等の措置を講ずるものとされております。政府は、この２月８日の閣議で介護保険制度改革関連法案を決定いたしました。国会に提出され、成立なされれば10月からの施設入所者は食事、居住費の自己負担３万円の増となる予定であります。来年４月からの高齢者が寝たきりになったりするのを防ぐための介護予防サービスの導入、介護が必要な状態の認定区分を細かくして家事援助サービスの利用制限を図り、政府はこの介護保険制度改革で2014年度時点要介護認定者を600万人とし、改革を行わない場合に比べて40万人抑制でき、介護給付費も８兆7,000億円とし、２兆円抑制できると見込んでおるのであります。介護保険制度の改革は、非常に身近で関心の大きい問題であります。また、地域の事情に合わせたサービスの提供や保険を運営する市町村の権限強化も図られるとありますが、どのようなことなのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。介護保険料負担者とサービス受給者の範囲拡大の方向性はどうなるのか、地域支援事業、地域包括支援センターはどのような役割なのかお聞きしたいと思います。これらは、果たして政府の持続可能な介護保険制度の構築につながり、給付抑制や予防重視になるのでしょうか。保険料の増とサービスの低下が心配です。これらをあわせてお考えをお聞きするものであります。

次は、交番所についての質問であります。交番所の再配置、特に横町交番が駅前交番に統合なされた後の北部市街地の地域住民からこれらの地域の治安維持、犯罪抑止のため、設置の希望が強くあり、私はこの件について過去再三再四質問いたしました。今回市において新庄市の防犯推進条例の制定を今議会に諮られました。今私たちは食べ物にしてもすべての生活に求められるのは安全、安心な暮らしであるわけです。まさに遅まきながらではありますが、新庄市においても身近な不安を解消するために防犯推進条例の制定を求めてきたものと思われます。特に県警察本部は日本一安全な山形県を目指して2004年度から2006年度の３年計画で緊急治安対策プログラムを発足いたしました。それらについて、去る３月３日から５日の山形新聞に「治安対策、成果と課題、県警プログラムの開始１年」として報道されました。それらによると、昨年１年間の刑法犯の認知件数は前年対比11.1減の１万423件で２年連続減少し、六、七年前の水準になった。刑法犯全体の検挙率は昨年比より3.8ポイント低い36.1%、1995年は73.3%、驚くなかれ10年前の半分以下の実態だそうです。原因としては、増加する広域事件と外国人犯罪に多くの時間と労力が費やされるようになったのが要因と上げておりました。また、プログラムに掲げた日本一安全な山形県を実現するためには、犯罪の発生を抑えると同時に検挙率を高めることが不可欠とあります。また、防犯と交通事故を抑制し、県民生活の安全を守る緊急治安対策プログラム１年目の現状を踏まえ、今後の課題と組織運営について多湖県警本部長に聞いたことが紹介されております。昨年８月本部長就任以来地域との連携を強調しておる

が、どのような方向を模索しているのかとの問いに４点を上げ、その中に交番、駐在所の機能強化、あとは地域住民の意識向上、地域の防犯力の向上、そして犯罪に強いまちづくり、これら４点を施策の柱としてプランを策定したと述べております。犯罪の抑止を図り、地域の力を失わせないようにすることが治安の維持、県の活力、さらに県の発展につながると確信していると言っています。まさに頼もしく、また同感であります。社会情勢は、日々刻々と変化しております。市長の信条、「いい人〜いい街〜いい暮らし」、これらは何といっても安全で安心な市民生活のもとにあると思います。もう一度市長に交番再配置についての御所見を伺いたいと思います。

次に、民謡新庄節の保存についての質問であります。民謡は、心のふるさとと申します。日本各地で庶民の間に歌い継がれてまいりました。また、古くから人々の心の中に育まれた日本民謡は私たちの心に強く打つものがあります。民謡の多くは農村から生まれ、これらの多くはほとんど踊りを伴い、農民の慰安、いやしの意味合いをもっていると言うこともできます。一昨日第21回の新庄節全国大会が文化会館で行われました。私も時間の許す限り聞きに行きました。ジュニア、シニア、一般の部と県内外の出場者の真剣な姿に感動いたしました。歌い手だけでなく、はやし方、参加者の家族、応援の人たちの熱気が伝わってまいりました。今回から新たな主催者のもとでの新庄節の大会と聞き、関係者の御苦労は大変だったと聞いております。新庄節全国大会は、新庄市制35周年事業として当時の民謡ブームに乗っかって行われたと伺っております。その間、平成９年のＮＨＫののど自慢チャンピオン大会、グランドチャンピオンに山形くるみさんという若い女性の方が当市の新庄節を歌ってチャンピオンに輝いたのであります。平成10年にはゲストとして大会に来ておるのであります。今まで延べにしますと何千人の歌い手の方々、何万人の観衆が「あの山高くて新庄が見えぬ、新庄恋しや山憎や」と新庄、新庄とインプットされたと思います。東京駅の新幹線ホームの新庄駅のアナウンス効果にまさるとも劣らない地名の向上の効果と思います。この新庄節の発祥については、笹喜四郎さんが「かつろく風土記」に述べておりますが、３つの説を載せております。１つは、戸沢藩の藩祖政盛公が領内開発のため土木工事を行ったが、そのときの人夫が旧領の角館藩周辺から来ており、それらの人々が思慕と郷愁の交錯したその気持ちを当時の陸中方面に流行していたはやり節の節回しで当地の歌詞を歌い込んだ説と、明治二、三年ごろ新庄藩落城直後、その復興に稼ぎ人として新庄に入り込んだ人たちが他地方のはやり節を自分たちなりに歌い出したのが次第に形態を整えられて新庄節になった節と、その３番目として鮭川の羽根沢節がもと歌でそれが次第に転化し、草刈り歌や労働歌として歌われ、独自の新庄節になったとあります。いずれにせよこの新庄節は新庄市の文化でもあり、宝でもあるわけです。歌は世につれ、世は歌につれということわざもございます。変化しますが、こうした文化を後世に残し、伝えていくことも今この世に生きている私たちの責任でもあると思います。時あたかも本年は新庄まつり250年の記念すべき年でもあります。祖先が残し、伝えてくれた祭り同様にこの民謡新庄節も保存し、しっかり整備していく必要があると思うが、市長はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

終わりに、この３月で定年を迎えられました各課長さんには、この６年間議会において議論させていただき、今議会が最後となります。大変お世話になりました。感謝申し上げます。今後は、大所高所より市政を導いていただきたいと思います。御健勝をお祈り申し上げ、壇上よりの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　小嶋議員の第１点目は、少子化について特に次世代の育成支援対策推進法との絡みについてのお話がございました。少子化については、

きのうも各議員からかなりの問題提起、あるいは議論がありまして、今後の国家的な基盤を揺るがすような大きな流れであるというふうなことは、これは私も議員各位も認識としては同じではないかというふうに思います。そういう中での議論ということになるわけでありますが、この育成対策推進法、これについてはお話ありましたように国でも今まで工ンゼルプラン、あるいは新工ンゼルプラン等々でかなり少子化対策には力を入れてきているわけでありますが、なかなか功を奏していないというふうなのが現状ではないかというふうに思います。そういう中で従来の対策に加えて国、県、市町村、企業体等々が一体となって総合的な次世代の育成推進対策、これを整備していこうと、そして実効性の高い施策の実施を目指していこうというようなのがこの推進法のねらいであります。それを受けて各市町村では行動計画をつくるというふうなことになるわけでありますが、そのつくるに当たっても可能な限り地域における実情の把握に努めるよう指導されております。本市においても昨年就学前の児童のいる世帯、また小学校の児童がいる世帯等々を含めまして二ーズ調査を実施いたしました。その調査結果を分析、あるいは推計作業を行って、その結果を踏まえて計画の素案作成作業に移っております。中身、調査の結果あるいは今作業中の策定作業については、後ほど福祉事務所長の方から答弁させることにいたします。いずれにいたしましてもこの少子化についてはいろんな対策を練っているのですが、きのうもお答えしたようになかなか一地方自治体だけの問題では当然なく、これは国策として相当踏み込んだ形の対策をとらないと将来が非常に危ぶまれるというふうなことについては共通認識を持てるんではないかというふうに思います。

それとも若干絡むと思うんですが、介護保険の見直しが今回提案されたところであります。これもお話にありましたように2000年の４月から介護保険法が施行されました。あれから５年ほどたつわけでありますが、発足当時から見るとやはり周知が非常に行き届いたというふうなことはもちろんあるでしょうが、相当な数の認定者が増えております。これ昨年の統計では380万人ほどというふうに聞いておりますし、またそれに対する給付費、これもやはり相当増えておりまして、昨年度の予算では確か５兆5,000億円というふうにも言われております。そういうふうな要因としてはこれは周知、そしてまたいろんな事業所、施設が需要の誘発をしていると、これはいいことでもありますが、誘発しているというふうなこともあるのかなというふうに思いますが、いずれにしてもこの認定者、そして利用者が増えていることは間違いない。そうすると、給付費が増えるということはそれをどうやって補っていくかということになります。今回の見直しについてもやはりこの制度、せっかくつくった、先ほど小嶋議員がその制度の目的等々についていろいろお話あったわけでありますが、この制度をどうやって維持、持続していくか、この視点での議論が当然なされなければならないし、それが今回の焦点ではないかというふうに思います。特に焦点となるのは、やはりこの利用者の負担の割合がどうあるべきかというふうなこと。今回のあれでは生活コスト、例えば居住費とか食費とかそういう点についてメスを入れたと。給付費外に、保険給付外になったというふうなこと。また、今後も続けられるであろう議論として考えられるのは、保険の徴収対象が今40歳以上ですが、これはもっと引き下げるような形にこの議論も今後進んでいくのではないかというふうにも思います。いずれにいたしましてもこの介護保険制度、これについてはやはり在宅介護と施設入所者の負担の不公平感もこれも若干出ているというようなところでの今回の見直しがあったのかなというふうに思います。ただ、やはり今回の見直しを見てもかなり利用者の負担が多く今提案されているわけでありますので、これについてはやはり低所得者の皆さん方に対して大変な重荷になるというふうなこと、補足的給付というふうなことはありますが、これからやはりこの辺のところをどうするか、低所得者の方々に対しての給付

の負担のあれをどういうふうにしていくかというようなことが大きな争点になるのかなと。今回の国会の議論も見守っていきたいなというふうに思います。これについてもなお詳しいことは所長の方から答弁させることにいたします。

それから、交番所について、小嶋議員からは何回となくこの問題のことについて御質問がございました。同じような答弁に最終的にはなるわけでありますが、県の警察の方では16年からおおむね３年をめどとして緊急治安対策プログラム、これを策定して日本一安全な県づくりを目指しておるところであります。この県全体における16年の刑法犯の発生件数でありますけども、１万1,400件台というふうなことで過去５年間で最も少なくて、そのうち新庄警察署管内での刑法犯の発生件数でありますが、これも140件ほど減少して690件というふうなことであります。検挙数は、80件以上増加して410件というふうなことになっておりますが、これらの治安の回復、これは緊急治安対策プログラムに基づく犯罪抑止効果が効果的に実施されたというふうに思います。ただ、小嶋議員のおっしゃるようにやはり交番というのは犯罪の抑止力になるわけで、前は横町の方に交番があってその役割というのは大きなものがあったというふうに私も認識をしております。それと同時に住民の方々がその交番の明かり、あるいは赤色灯を見ることによって信頼と安心、これを得られるというふうな、こういうふうな効果もあることも事実だというふうに思います。そういう意味から、この交番についてはできればそういうふうなところを数多く持って、そして住民の安心、安全度を高めていきたいという願いでありますが、やはり今の組織のあり方、体制のあり方、財政事情も含めてですが、県警においても相当その辺のところを苦労して交番を統合して駅前にマンモス交番をつくった。この陰には交通アクセスの利便性の高まりとか、あるいは機動力が強化されたとかといろんな要因があります。ただそれだけで住民安心度を増せるかというと、その辺のところは大変疑問なとこありますので、現在現場に配置されております警察官の数など含めまして体制について総合的な検討をなされているというふうなことを伺っておりますので、ぜひこの地域社会、新庄市の安全、また犯罪抑止に大変大きな効果があるということを訴えながらこれからも随時県当局、あるいは公安委員会の方に申し入れをしていきたいと、このように思います。

それから、４点目は新庄節の保存についてであります。お話にありましたように一昨日新庄節の全国大会が開催されました。21回目というふうなことでございますが、中身は大きく変わりまして20回までは市が主催というふうなことでずっとやってまいりました。お話にありましたように、新庄節を全国的に広めるというふうなことと新庄という名前をＰＲするというふうな意味、それから毎年大体150人、200人前後の出場者、そしてそれと一緒に来る関係者の方々を考えますと相当な数が新庄市に訪れてきております。そういうことから交流も非常に深まったということで大きな役割を果たしたというふうなことは、これはそのとおりだというふうに思います。そういうふうな役割を果たしながら20回やってきたとこでありますが、今回から新庄市としての主催ではなくて民謡団体の皆さん方が自主的にこの企画をして、運営をしてやっていくというふうなことでバトンタッチをさせていただきました。これは、大会そのものは市主催ではなくなりましたけれども、新庄節の保存とか、あるいはその民謡のＰＲ、そしてまた交流を深めるということについてはいささかも今までと目的は変わっておりません。ぜひこれからも新庄節を旗印といいますか、名前を売るのには非常にこの民謡というのは幅広い宣伝力を持っておりますので、これについては今後も随時いろんな場面で発表していく、あるいは普及させていくことについては市としても力を入れていきたいというふうに思います。その中で保存会的なものはどうだというふうなお話でございますが、これも民謡団体の皆さん方とも話ししているんですが、ぜひこの保存会的なものを立ち上げて、そして例えば新庄節大会もそ

の方々が今後も永続的に中心になってやっていったら一応説得力があるし、またインパクトもあるんではないかというふうなお話もさせていただいておりますので、なお一層この辺については詰めていきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても新庄節については新庄市主催ではなくなりましたけど、手を離れたということではなくて、可能な限りこれは一緒に協力をしながらやっていくというふうなことには変わりませんので、ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。
川田宣彦福祉事務所長　議長、川田宣彦。
下山准一議長　福祉事務所長川田宣彦君。
川田宣彦福祉事務所長　私の方からはまず最初に次世代育成関係について申し上げます。

前段で市長の方から今回の法律の趣旨、それからそれにのっとった新庄市の策定の着手までの段階を申し上げましたので、その後について申し上げます。いろいろ相当多くの世帯数の二ーズ調査をしました。そして、その後調査の当然のことながらの分析や推計作業を行ってまいりまして、その結果を踏まえて去年の秋から計画の素案作成というようなことで進めてまいったところです。これは、福祉だけじゃなく関係各課における次世代育成施策の担当する部門、そこからも情報の提供を受けながらの作成を進めてまいってきました。この行動計画においては、厚生労働省の策定マ二ュアルに条件付けされております特定事業、14ほどあるんですけども、それについて検討を加えまして、実施する事業については可能な目標を設定することとされておりますので、そういうものも含めながらやってきました。全体においては、福祉部門における施策だけではなくて、いわゆる次世代の育成につながるすべての分野における施策というのが今回の法律の趣旨になっておりますので、そういうものを盛り込んできたところです。策定マ二ュアルを確認しながらの作業を進めてきましたけれども、やっぱり関係各課における施策実施の現状とか、今後の方向性等についても反映させる必要がありますので、前にも申し上げたとおりです。事業内容についての確認など担当者と何回も重ねながらようやく２月に入って素案という形でできてまいりました。これにつきましては、９日に開催予定されます文教厚生常任委員会終了の後に協議会の開催の許可をもらっておりますので、そこでなお文教厚生常任委員の皆様方にとりあえずはまずは説明させていただく、こんな段取りで現在考えてございます。

次に、介護保険関係ですけども、今回も小嶋議員さん御指摘のように大きな改革ということで、項目的にもかなり、７つ、８つぐらい、でっかいタイトルではそんな改革あるんですけども、今御発言ありましたように特に今回注目されているのがいわゆる施設における負担金の見直し、それが１つの焦点になっておりますけども、これについても市長から先ほど答弁ありましたように確かに負担は多くなるものと思っております。ただ、具体的な基準というのは今後省令と政令で示すということですので、現在は１つの示された例によってしかちょっと我々推計できないんですけども、それによりますと多床室、大部屋でいる場合と個人でいる場合の負担の額というものも違ってまいります。当然ですけども、３万円前後ぐらい、そんな増額は考えられる、そんなふうに理解しておりますし、そして４人部屋から個人部屋に行った場合だとその差というのがさらに大きくなりますので、それなりの負担はやっぱり厳しくなるという、そういう方も出てくるのではないかなと思っております。なお、これについては先ほど市長も申し上げましたように所得に応じて補足的な給付がされると、そこまではなっているのですけれども、どのような給付になるかというのは全然今のところは示されておりません。本当に負担は増えることは確実ではないかな、そんなふうに思っております。

それから、もう一つの大きな柱、今回が一番ひょっとしたらこれも大きな話題であったはずなんですけども、被保険者と受給者の範囲の拡大、いわゆる介護保険と障害者福祉における支援費を一緒にし

てはという、そういう案も出てきたんですけれども、これは全国の市町村会、知事会、それから社会保障制度の審議会、そういう専門部会なんかでもかなりの時間をかけてこれは議論したみたいなんですけども、結局決着がつかないということで、この拡大については今回の18年度からの３年間じゃなくて21年度からの次回の見直しまでに結論付けたいと、そんな方向が示されておりますので、受給者の受給範囲というのは18年度からも今までと同じになるものと思っております。

それから、包括支援センターもありました。これは、新しい１つのメニューとして出てきたんですけども、まず包括支援センターなんですけども、これはひとり暮らしの高齢者、それから痴呆が認知症となりましたけれども、そういう方の増加ということで在宅支援の強化がますます必要になってきた、そういうことからで、この相談体制、総合的な窓口の相談機能とか介護予防マネジメント、そういうものをますます強化していかなければならないということで新しく取り入れられたメニューで、そんな形になっております。これによりますと、例えば今までだと在介センターの場合だとケアマネジャーさんが中心にやってきたんですけども、この制度になりますと社会福祉士さん、それから専任のケアマネジャーさん、それから保健師等、いわゆる看護師さんとか保健師さんとかとかなり専門分野のスタッフをそろえなければならないということがあって、いろいろ町村あたりからも「ううん」という感じも出ていますけども、でもこれも18年の４月からということですので、今後いろんな関係者と協議しながらこれも進めていかなければならないと、そのように感じているところでございます。

それからですけども、大きな特徴としては、見直しで介護保険発足前から施設に入っている人の負担金というのは本当は５年間でゼロの、その当時の利用の範囲とするという特例が切れることになっておったんですけども、これについても５年間延長するというのが今回の見直しで案が出てきました。それから、ちょっともう少しお願いします。調査関係もありましたけども、認定調査ですけども、新庄市の場合は初めての調査の場合からずっと市の職員が行ってまいりましたので、今後も初めての調査については、初回の調査はこれからも市で行っていきたいと、そんなふうに考えております。あと恐らく対象件数も少しずつ増えていくと思うんですれども、現在の体制の中で乗り切っていけるということでみんな今ちょっとそれは確認し合っているところでございます。あとは、今回の見直しの中ではさまざま地域密着型のサービスとかとなってきまして、権限もそういう地域密着型の事業所、いわゆる小規模の事業所における運営の仕方については県から市町村にいろんな指導監督権限がおりてくるということになっておりますので、その辺も含めていろいろ勉強しながらその辺もきちっと対応できるように準備を進めていきたいなと思っております。ちょっと抜けた点があるかもしれませんけど、一応このぐらいにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

下山准一議長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥議員）　多岐にわたる質問でしたので、いろいろありがとうございました。

きのう新庄市のホームページの件出ました。私も早速開いてみました。新庄市の人口動態というようなホームページを開きましたら平成14年度は生まれてくる人が414人、亡くなった方が424人で10人が減っているんです。今まではずっと生まれてくる方が多くて死ぬ方が少なくて、そういうバランスだけど、やはり少子高齢化が著しく進んでいるなと。その人口動態見ますと、60年あたりは200人台ぐらいでこれ生まれてくる方が多いんです。その前だと300人台です。それに関してあともう一つおもしろいデータありましたけども、社会移動というようなホームページありました。これは、転入転出ですけども、転入する人が少なくて出ていく人が多いと。そうしますと新庄市の活力はやはりなかなか生まれてこない。定住人口、これはいろんな施策において取り組

んでいっているわけでしょうけども、やはり顕著にこういった数字があらわしています。そうした少子化の中で見ますと、保育所、児童館の入所児童見ますと、保育所見ますとこれ平成10年からかなりこの二ーズがございます。保育所が増えています。私ごとで恐縮ですけど、私の孫も北部保育所にお世話になっています。３歳児未満。行事がありますとやはり行きます。そうすると子供に対する夫婦２人でしょう。そうするとその夫婦のおじいちゃん、おばあちゃんが４人、６人ぐらいが１人の子供に運動会だといって行くんです。そして、たまには迎えなんか行くんですけども、保母さんの仕事は大変です。本当によくやって頑張ってもらっているなと。今までは、正直言ってなかなかその現場は見ることはなかったんですけども、やはり現場に行ってみますと子供たちをよくあのスタッフで面倒見ているなというようなことで、本当に表面的なことしか知りませんけど、見た限りでは保母さんたち、市の行政、そういった福祉のあれは頑張っているなと感謝するところでございます。

次世代の件です。山形県のホームページを開きました。次世代を担う育成支援対策事例というようなことで、市町村独自の施策と。平成16年９月に山形県の健康福祉課、児童家庭課というところにありました。そして、その中で各市町村のいろんな取り組みがございまして、これかなり分かれています。子育てを地域社会全体で支え合う環境づくりのコーナーとか子育てしやすい安全・安心な生活環境づくり、子どもの健やかな成長に資する教育環境づくり、若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり等々ございまして、この項目が105ございます。その中で新庄市が子育て地域社会全体で支える環境づくりとしてわらすこ広場の運営というのがここに載っています。105の中で新庄市がたった１つなんです。その項目の中で、家族が協力し合い、子育てに喜びが感じられる環境づくりというような、こういきますとこれ最上郡が、特に最上町がかなり進んでやっております。この中で11ありますけども、最上郡が４つございまして、金山町が多子、多くの子供を育児支援というようなことで出産祝金、第３子出生時に10万円、第４子出生時に50万円、第５子出生時に100万円を支給と。多子入学祝金、第３子以降小中学校入学時に５万円と。最上町に住民登録している者で出生児の保護者に５万円を支給と。また、最上町に住民登録している者で４月の入学式当日に在籍し、最上町の小中学校に入学する児童の保護者に５万円を支給すると。大蔵村は、誕生祝金、第３子出生時に20万円、第４子出生時に30万円、入学祝金、第３子小学校入学金に10万円を支給するとあります。市長もきのう述べましたけども、これは必要条件であるけど、絶対条件じゃないというようなことを申しました。これは１つの例ですから、これを新庄市の財政と鑑みてやったらいかがかなというようなことは言いませんけれども、この105あるうち新庄市の事業を見ますとたった１つなんです。そういった意味でこれはもう少し、こういったことで今度調査して素案を出すというようなことで期待を申し上げますけども、やはりそういった意味でもう少し取り組みが足りないんではないかなというような気がしてなりません。そういった意味でひとつよろしく取り扱いをお願いしたいと思います。

あと交番所の件なんです。交番所も再三再四なりましたけども、なかなか難しいです。それでも私の知っている関係者に聞きますと、これ山形県内でもかなり交番所の設置は要望が来ていますと。だから、１回言ったからというんじゃなくて、やっぱり何回も同じことでも言う必要あるんだよというようなことを言われましたので、市長もこれから地域のことをやるというようなことでおっしゃっていますので、ひとつおなかのすいたところに、腹減ったのに満腹するようなことはいかないと思いますけども、ひとつそういった地域住民の二ーズをやはり辛抱強く、根強くひとつ運動を展開していただきたいなと思います。

最後に、新庄節保存に関してでございます。新庄節、大変今まで行政が中心となってやっていまし

た。今回から各種団体で運営をというようなことで何回も打ち合わせしてやりましたと言いますけども、その関係者のお話を聞きますと事務的なことを行政の方にお願いしたいと言ったんですけれども、自主的に運営というようなことで気持ちよくやっていただけなかったと。そして、その事務局が新庄市じゃなくて舟形の民謡団体の方が引き受けるというようなことで、例えば申し込みとか案内、舟形町が事務局で何で新庄節に対して舟形が事務局になったんだと。ならざるを得なかったんだ。パートナーシップの行政を目指すんだったらもう少し親切に、いつも市長が協働でやれというようなことをおっしゃっているわけですけども、なかなかその辺が浸透しないと。そういったことで、関係者から聞きますと非常にそういったことが足りなかったというようなことで不満があったようですので、ひとつその点１点と、永続的に発展させて市長も可能な限り応援するというようなことで、保存会にも前向きというはっきりとは返事いただかないけれども、前向きにというようなことでありますけども、その辺の市から離れて団体にいくときの過程などをひとつお話しいただければありがたいと思います。時間はないです。手短にお願いしたいと思います。

羽賀千尋商工観光課長　議長、羽賀千尋。

下山准一議長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　新庄節の件でございます。

それで、昨年20回を迎えまして１つの節目だということで、民謡団体が新庄には４つございます。それから、鮭川民謡会の新庄支部、その５団体といろいろ話し合いをやりまして、ぜひ今度は皆様方といいますか、民謡協会が主催になってやるというようなことでございます。ただ舟形、舟形と言いますけども、県の民謡会の連盟の役員でございます。その方がたまたま舟形ということですので、舟形の方がやったんじゃなくて、県の民謡会の役員の方が一応事務局で今回はやったというようなことでございます。

下山准一議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午前１０時５０分　休憩

午前１１時００分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

新田道尋議員の質問

下山准一議長　新田道尋君。

（１３番新田道尋議員登壇）（拍手）

１３番（新田道尋議員）　一般質問も８人目となりますと大体私が言おうとしていることをみんな言っていただいて、もう質問も答弁もほとんど終わったような感がしているわけですが、私は私なりに視点がちょっと若干違ったところもありますので、その部分だけ、答弁の方では前にされた部分は省いて結構ですから、私用の答弁をお願いしたいと。

３月になりますと、毎年のことでございますが、受験シーズン。きのうも大学の発表がございまして、一喜一憂の姿がテレビ、また今日の新聞にも載っていました。過去私の質問に対する答弁をずっと考えてみますと、ほとんどが合格点をやれないような答弁が返ってきます。今日は、できるだけ合格されるような回答をぜひお願いしたいというふうに思って、ただいまから質問を順を追ってさせていただきたいというふうに思います。

まず、１番目の市政の運営ということでございますが、これもいろいろ前にもお話あったんですが、市長が就任してから間もなく４期を終えようとしております。まだ９カ月もあるんだよというふうなお話もあったんですが、先が見えてきているわけで、今も将来も本市のあるべき姿、方向性がどうも私にははっきり見えてこない、そういうふうにいつも感じておるところであります。政府の方針が今後どのような方向に歩もうとしているのか、その辺をしっかりと読み取り、的確に対応していかなければなら

ないというふうに思うところであります。特に小泉政権が誕生してから地方分権、三位一体の改革が毎日のように言われてきましたが、いまだにその確たる実態が不透明なところがあり、そんな中、国県、地方を問わず財政の危機が押し寄せてきております。国が頼りの地方自治体がこの改革が実施されたときどのように対応すればよいのか。今のところ推測の範囲でしか考えることができませんが、私は地方にとっては大変厳しい運営になってくるというふうに思っているところであります。地方にできることは地方に、一見大変聞こえがよろしいんですが、仕事を押し付けておいてその見返りの補償を十分に回すことができるかどうか、大変危険を感ぜずにはおられません。年ごとに増加する交付税をはじめとするあらゆる国庫支出金、補助金の減額は、そうせざるを得ない財政事情になっているからであり、700兆円を超える国債残高を抱え、当然のこととも思いますが、景気回復、経済の先行きも全く見えないところであります。過去数年かけて対応してきた景気浮揚対策はことごとく失敗で、手の打ちようがないのが現状であろうと私は見ております。市長は、この２つの大きな改革をどうとらえておられるのか。また、今言われている範囲の改革が実行されたとき、市としてどのような施策をもって行政運営されるつもりかをお伺いをいたしたいというふうに思います。

２番目に学校の安全管理の取り組みについてをお伺いいたします。これは、通告しておりますので、伊藤輝昭教育委員長の方から御答弁をお願いしたいというふうに思います。余り答弁の機会が今までないようでございますので、今回ひとつ親心と思って答弁なさっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。多発する少年凶悪犯罪は後を絶たず、増加する一方であり、とどまることを知りません。記憶に新しい直近の事件では、寝屋川市の中央小教師の殺傷事件であります。池田小の事件でも共通していることはその根拠があいまいであるということであり、無差別に人を殺傷するという全く想像外の行為であります。弱者並びに無防備なところでの対策を今後どうすれば防止できるのか。特に教育現場を預かる関係者の皆さんは頭を抱える難問であろうと思っております。登下校校舎内外、自宅、町中、どこにいても子供がねらわれる現状から、すぐにでも実行しなければならないことはＰＴＡと地域住民との連携による協議会等を編成し、地域の子供は地域で育てるの方向を拡大してすべての子供を守っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。最近のテレビでは、学校での不法侵入者取り押さえ訓練が時々放映されておりますが、あれではどうかと思われるところがあります。その他職員室にバット、または竹刀などを置いたり、防犯カメラ、インターホン、ブザーなどいろいろと対策を講じておりますが、家庭での教育を含めて本市教育委員会ではどのような取り組みをなされているかをお伺いいたしたいというふうに思います。

３番目に、先ほど小嶋議員も質問あったんですが、少子高齢化対策ということで、全体的にはさっきも答弁なされておりましたんですが、私の方もちょっとだけ違った面がありますので、これもお答えをいただきたいというふうに思います。昔も今も変わりなく子は宝でありますが、超少子化時代を迎え、その対策は国を挙げて講じていかなければならない最重要課題であります。いろいろな原因があろうと思いますが、私は余りにも自由が先行し過ぎて義務が忘れ去られたことが大きな要因であると感じております。簡単に言えば、勝手気ままな人間が増えたと思うのであります。どんなことが起きても人のせいにして責任を逃れる無責任時代になってしまった感じがあります。ある調査では、結婚しなくとも十分幸せな人生を送れると思うと答えた未婚女性は73％、男性は67％で、若い人ほど非婚者が多く、晩婚化による少子化が一層深刻になりそうな傾向があります。背景には女性の社会進出が進んだことと適齢期にこだわらない、気楽に自由でいたいなどと思っている人が増えたとなっております。こうした現状を踏まえ、あらゆる手段をとっても少子化に歯どめをかけないとまず第一に社会保障制度が崩壊してし

まいます。もう既に年金の減額、医療費の負担増、介護保険制度の見直しなどなど、国策の見込み違いから国民の負担増が始まっております。この現象は、年を追うごとに悪化する様相を呈し、経済の安定も見込めないということから早急な対策を立てなければならないと思うのであります。一方、高齢化も進行し続け、財政を圧迫しておる現実をとらえたときに何としてでも少子化防止を真剣に考えなければならないと思うのであります。現行の子育て支援対策、次世代育成支援対策ではおぼつかないと考えられますので、厳しい財政の中であっても将来のために市独自の少子化抑止策を事業化すべきと思いますが、高齢者福祉と少子化に対する考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

次に、最後に産業の活性化につい御質問申し上げます。財政の安定化を維持するには、何といっても産業が安定していかなきゃならないというふうに思います。最も頼りになるのは地場産業であるわけでありますので、行政としてできる限りの育成と支援が求められます。県においても産業の活性化をうたっており、最上総合支庁の重点目標として具体的に掲げ、来年度は２億8,000万円の地域予算を注ぎ、農畜産物の産地化、ブランド化を目指す多彩なプロジェクトが組まれております。中学生よりの提言、高校生ショップ南風に追い込まれることなく、市民はもとより関係地域、団体と協働体制をとりながら市の再生に向かって事業を展開すべきであると思います。特に中心商店街の活性化に重点を置き、早急に再興の方策をとらないと、税の未納が倍加し、財政難になお一層の拍車をかけることになると思いますが、産業活性化策についていかがなる施策を考えておられるかをお答え願いたいというふうに思います。

以上、壇上からの質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　第１点目は、市政運営についてというふうなことでありますが、基本的な考え方についてはきのうの議論の中でも申し上げておりますけども、特に三位一体あるいは地方分権というふうな国の施策にどう対応していくかというふうな御質問のポイントかというふうに思います。施政方針でこれから取り組もうとする施策についてはいろいろ述べておりますけども、その背景となるのはやはりこれから地方分権は進む、また三位一体の改革も今後も進んでいく、そして形付けられるというふうなことを想定しながら施政方針もつくったところであります。特に４つのアクションプランというふうなことで財政再建計画、行財政改革大綱、それから協働推進の指針、戦略計画の策定による中期展望というふうなことをポイントに上げておるわけでありますが、地方分権ということは地方でできることは地方でやるべきだ、これは当然もっともだというふうに思います。ただ、その中でどうやってそれをできるだけのパワーをつくり得るかというふうなこと、これはマンパワーはもちろんですが、それに伴う財源というものが非常に大きなポイントを占める。三位一体改革の中で補助金、あるいは負担金を減額して税源を移譲するというふうなことを国では言っているわけでありますが、その税源移譲でも税収によっては、これは税収は偏在化があるわけですので、我々のような小さい都市にとっては果たしてそれを賄うだけの財源が確保できるかという大変大きな心配があります。そこのところはどういうふうに今後国の方でこの偏在化をならすというか、そういうふうな考え方をしてくれるかということが１つポイントだというふうに思います。ただ、これを偏在化をならすとすると、今までの交付税と同じように税源の調整機能というふうなことになりますので、そこら辺のところの割合がどういうふうになるか、これはやはり今後も市長会とか地方六団体を通じてやはり国といろいろ議論の場が必要ではないかというふうに思います。地方分権、これは今後も進む方向にいきますし、やはり自分たちの力で考えて自分たちの行

動で自分たちがその結果責任も負うということは、これは本来の地方自治のあり方としてはいいことではないかなというふうに思います。そういうふうなことを含めて、これからの市政運営についてはきのうの答弁あるいは施政方針等々に重ねて申し上げているところであります。国庫補助金、負担金が削減された場合の税源移譲、今年度、来年度の予算については比較的それは影響はなかったというふうなあれですが、これ今後やはりどういうふうな展開、国も財政が非常に厳しいというふうな状況でありますので、特に地方の小さいところについては財源の確保というのは大きな課題になるであろうというふうにとらえております。これは、新庄市だけではありませんが、そんなことでやはり財源の確保の調整機能等々についても相当議論がわき起こる、今後も続けられるであろうというふうに理解をしております。

それから、学校関係については教育委員長を御指名でございますので、教育委員長の方から答弁させることにいたします。

それから、少子化の問題なんですが、これもきのう、そしてまた先ほどの小嶋議員との議論の中にもあったんですが、おっしゃるとおりこれ大変な将来に向けての課題であることは、これは誰しも思うところであります。今でも全国的に見ても６人に１人がもう65歳以上の方、そして2050年には2.８人に１人が65歳以上の方というふうに人口問題研究所の数字をちょっと見たんですが、そのように今後もどんどん、どんどん進んでいく。そうなっていくとどういうことが起きるかと想定、これは新田議員おっしゃるとおりでありますが、いわゆる公共財と言われる、そういうふうな年金制度とか国保の問題とか介護保険の問題とかそういうものが崩壊の危険性があること、これは非常に大きな課題、問題だというふうに思います。少子化の原因をきのう申し上げましたけども、晩産化とか、あるいは就労と子育ての両立の難しさ、また子育てに係る教育費というか、それが莫大だなんていうふうなのが一応大きな原因になっておりますが、いみじくも先ほどお話しいただきました。やはりこの人生観、人生哲学の中で自由を謳歌するというふうな気風もこれも大変多いと統計上あらわれている。果たしてこの方たちが将来高齢者になってそういうふうな公共財の恩恵を受けるときにはどういうふうに考えているのかということがひとつ問題ではないかというふうに思います。どんな方でも年とって、そして老いていくわけでありますので、そのときにやはりそういうふうな福祉の世話になるというふうなことでありますが、やはり自分たちがそういうふうな、例えばお子さんを持たない、あるいはそういうふうな公共財の構築に参加しないで恩恵だけ受けるというのはいかがなもんかというふうな、これも１つの議論として今なされているところであります。この辺のところの整理が非常に難しいのかなというふうに思いますし、やはり少子化が進めば進むほど高齢社会になるわけで、子供がいなくなれば高齢者の率が高くなると、これは当然でありますので、いかにして少子化を防ぐかということなんですが、これもきのうから議論されておりますようになかなか、例えば一地方自治体でいろいろな保育所を充実させるとかいろんな子供の遊び場をあれするとか、子供が生まれたら祝金やるとかと、そういうふうな手当、あるいは施策ありますけども、これ根本的な解決策にはならないというふうに思います。これは、国策としてもっと本当に本腰入れてやっていかないと少子化社会から抜けるということは難しいというふうに思います。2.08が大体人口維持の基準というふうに言われるわけですが、今1.29、これをやはり1.8とか２とかに持っていくためにはどうしたらいいかということになるわけでありますが、この辺のところが正直言って我々としても非常にこれといった、100点満点の答弁はできないというふうなところなんで、これはお互いにやはり模索しながら、どなたかの話にもありましたように子育てなら新庄市と言われるような施策を展開していければ非常にいいんですが、そういうふうな一発回答ができないところが非常に苦しいところであります。いずれにしてもこれは単なる議論に終わるこ

となく、少子化に対して正面からやはり対峙していかなければならない問題であろうかというふうに考えます。

それから、産業の育成というふうなことになるわけでありますが、これも定住人口の議論相当やられるわけでありますが、もちろん住環境の整備とか、そういうものについては当然やる１つの大きなファクターであることは間違いない。でも、申し上げるのはやはり働く場の選択肢、働く場がどれだけあるか。若い人たちが定住するにはやっぱり産業が活発化、活性化していかないとなかなか定住というふうなのは結びつかない。そのために産業の育成、あるいは振興に支援するということは、これは大変大事なことだというふうに基本的には思います。そういうふうな前提の中でやっていかなければいけないというふうに思います。特に新庄市はいろんな産業あるわけですが、例えば基幹産業である農業につきましても産出額ベース、稲作部門が72%強というふうなことで、これは県平均よりも大分上回っている稲作依存度が非常に高い地域であることは御承知のとおりでありますが、そういう中でやはり米価の低迷等々も含めて稲作依存から園芸作物等々の多様な農産物、あるいは畜産、こういうふうな複合経営による周年農業が強く求められております。園芸部門では、いろんな産地の拡大の支援事業、これを各農家が積極的に導入していただいて毎年生産額を伸ばしておりますし、畜産部門でも担い手の育成総合事業の計画が進行しているというふうなことであります。工業でありますが、これはやはり経済の活性化を図るためには先ほど申し上げましたように定住促進の大きな柱になることは間違いないというふうに思っておりますので、特に地場産業も当然でありますが、企業誘致による産業振興、これも大変厳しい状況にあることは間違いないんですが、今回企業誘致の促進法の条例提案申し上げておりますが、それを拡大していこうというふうなことで、何とか企業誘致を今後もぜひ進めていかなければいけないというふうに思います。企業誘致して、それで行政の仕事は終わりかということではもちろんないわけで、その中でやはり進出希望の要望等々もお聞きしながら対応できるものは直ちに対応していくというふうなことになるわけで、やはり恵まれた環境、これは人的な問題、それから資金の問題、それから工業団地の環境の問題とかいろいろあるわけですが、そういうふうなことを含めて今後企業誘致等にも取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

また、地場の企業も頑張っているわけでありますが、これは誘致企業の要望もありますので、その要望に応えられるような実力を付けていかなければいけないというふうなことで、山大の地域共同研究センターが行っている技術相談、あるいは共同研究、また学術の情報交換業務はもとより、このセンターが最上地域の窓口として総合庁舎内に開設した最上サテライトを活用するというふうなこと、また産学連携の促進についても積極的に取り組んでいかなければいけないというふうに思います。また、地元の産業にしても、それから他からの企業にしてもそういうふうなこちらからの誘致、あるいは企業相談等々があるところには、これは積極的に取り組んでいって何とか働く場の選択肢を多くする、これがひいては定住人口の増にも結び付けていけるんではないかというふうに考えますので、これについて今後も支援はしていこうというふうに考えます。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

下山准一議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　せっかくの委員長への御質問だったんですけれども、最初に私の方から昨日もいろいろ話題になりました学校の安全面について説明申し上げたいと思います。

子供たちを危険な状況に置くということは一刻もできませんので、緊急性のあるものについては即対応しなければならないし、また対応しております。なお、御心配おかけしております校舎外の雪についても除雪の準備にかかる時間はありましたけども、これについても短期間に対応しております。今後も学校の安全、安心な状況は万全を期していかなけれ

ばならないと思いますし、いろいろそれに対する準備もありますけども、先ほど申し上げましたように緊急性のあるものについては即対応していきたいと思います。この後は、委員長にお願いしたいと思います。

伊藤輝昭教育委員長　議長、伊藤輝昭。

下山准一議長　教育委員長伊藤輝昭君。

伊藤輝昭教育委員長　２年間教育委員長の席をいただきました時点で初めての答弁ということで、今心臓がばくばくというふうに、課長方、あるいは教育長のように上手にお答えできませんけども、常に私が考えているようなことをお答え申し上げて、足りない部分は小野課長の方からお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

先ほどお話ありましたけども、大阪の池田小学校の事件のときは８人の児童が亡くなられたということで、本当にびっくりするやら恐ろしいやらということで心にとめたところでした。その後、また大阪の寝屋川市で学校への不審者による殺傷事件ということがありまして、これまた池田小学校の教訓を十分生かしてきめ細かな安全対策を練っていたというような報道だったようですけども、そのような積み重ねの中でこのような事件が起きているということは、本当に学校あるいは地域全体でこのことに携わっていてもこのような事故が起きる。防止することは難しいなということを改めて心に刻んだところでありました。さらに、児童への登下校中の声がけ事案、本市でもまた数件あったというふうに教育長から聞いております。一歩間違えばこのことについても大事件、あるいは大事故につながることではないかなということで憂慮しているところであります。

さて、学校への不審者、侵入者についてでありますけども、そのことについての安全対策については、池田小学校の事件以来市内の全小中学校において来校者のためのインターホンを設置したり、あるいは他の出入り口を施錠したりということで心にとめて各学校とも対策を講じているというふうに聞いております。また、玄関に防犯カメラ、モニターなども設置した学校もあります。それから、玄関口にさらに事務室を置いて、そしておいでいただいた方々を接客しているというか、対応しているという学校もあります。さらに、私はこの秋でしたけども、ある学校に事件いろいろ報道されている中でどのような対応をなされているかということで訪問したことがありました。校長先生と不審者対策どうなっているんだというようなことを具体的にいろいろお話を聞いてまいりました。不審者侵入を想定しての避難訓練をまずやっていると。あるいは、校舎巡視をとにかく頻繁に校長あるいは教頭、あるいは授業あいている先生方が回っているんだというようなお話をしてくれておったようです。これからも学校と教育委員会が相談しながらこの辺対策を講じなければならないことがまだまだ、考えられることすべてを考えながら安全対策に努めていかれるようにというふうなことで、教育委員会、会議もありますので、その中でも話し合ってきているところであります。声がけ事案については、学校を離れた地域で発生しているので、地域の方々の協力がぜひ必要であります。ここ３年ほどになりますが、地域の子供は地域で育てる運動を進めてまいっておるところでありますが、なお一層地域の方々と地域コミュニケーションを深めながら、そして対策に当たるというふうな、そういうことが今後まだまだ重要ではないかというふうに思っているところであります。ふだんから子供たちにあいさつを交わしたり声をかけていただくことが一番大事でありますので、この辺はやはり各学校において保護者会等でいろいろとお願いしているというふうなこともお話を聞いております。きのう教育長の答弁の中にもありましたけども、子供110番の店をお願いするというようなことも今後大切なことであるというふうに思いますし、子供たちにこのことを十分周知させていくということ、さらに１人でなく複数の人数で下校するような指導も各学校ではとっているというふうに考えております。また、家庭にあっては日頃の生活の中でふだんから行き先とか、あるいは帰宅時刻等を必ず家族に知らせ

て出かける。不審者に遭遇した場合はすぐ近所の家に逃げ込む、助けを求める、あるいは近くの大人の人に通報するなどという、このようなことを具体的に子供たちに各学校では指導しているというふうに聞いております。今後ともそのようなことを進められるように各学校にお願いしてまいりたいというふうに考えております。

去る12月に学校警察連絡制度というものを立ち上げております。警察と教育委員会、学校の連携の強化をし、さらに関係機関との連携を密にして安全対策がさらに十分なものになるように努めてまいりたいというふうに考えております。家庭には声がけ事案などがあった場合はすぐ学校、警察にお願いしてということで、早く学校や警察に連絡することによってそれを防止することができるのではないかというふうなことまでも、すぐ対応できることは何とかすぐ対応するというような、本当に危機を自分のものとして各学校で受けとめ、あるいは教育委員会で受けとめ、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　答弁漏れ１つありましたので、お話しさせていただきます。

商店街の活性化の考え方、これはきのう柴田議員の御質問の中でもお答えしておりますので、重複は避けたいというふうに思いますが、商店街の活性化、これは商店街というか中心市街地というふうに我々とらえております。この中心商店街は当然まちの中にあるわけなんですが、そこには商店街のみならずいろんな居住空間もあるし、業務空間もある。また、医療、福祉、教育などいろんなあれが混在しております。そういうことから、この商業以外の機能も含めてやはり考えていかなければいけないというふうに思います。商業だけ生き生きして果たして中心市街地が活性化できるかというと、これも非常に難しい問題がありますので、全体、また居住空間がだんだん少なくなって郊外の方にいって、これは商業機能もそうですが、居住もそういうふうになっているというふうなのが現状ではないかというふうに思います。住む人、それからやはり来店してくれる人、そういう人がその中心商店街、中心市街地の場所と時間を共有するわけですので、その中にはいろんな、ハード面できのう申し上げたのは例えば駅前通りの歩道の整備、そして店もそれぞれ個性を持たせた、専門家のアドバイスを得ながら今年度５店が着手するというふうなこと、来年度も５店着手、これは自らの店をどういうふうにして個性的にしてお客さんを引き付けるかというふうなものに手を加えていこうというふうなことです。あとは、やはりホスピタリティーというか、お客さんに対する対応の仕方、これはいろんな個性がありますので、一概にマニュアル的なもんではないと思いますが、やはりしんからお客さんに対応する気持ち、これが一番商店としては大事なのかなというふうに思います。ただ、個店の努力を超えるような今の現象ですので、そういう点では行政としてもやはり全体的な形で商店街、あるいは中心市街地の活性化、計画も持っておりますが、これに取り組んでいかなければいけない、このように考えます。

１３番（新田道尋議員）　議長、新田道尋。

下山准一議長　新田道尋君。

１３番（新田道尋議員）　市政の運営ということでお伺いいたしましたが、市長の施政方針演説の中にもはっきりとうたっておりますので、２ページには「変化を読み取り、予測し、的確に対応していかなければならない」、それから地方分権と三位一体の改革によって予想されることは地方自治に大きな負担がかかるというふうな予測もしております。これは、私の考えと同じでありまして、これのどうするかというような対応策というものは常に頭に浮かべておかないとうろたえるようなことになろうというふうに思いまして、転ばぬ先のつえということで今回の質問を申し上げたというところであります。

全般的にこの商店街の活性化、産業も同じですが、とにかく自立の道を歩まねばならない本市でご

ざいますから、何といっても地域の産業の振興というふうに力点を置いてこれから向かっていかないと、財政難にますます拍車がかかるというのが私の考えでありまして、現在を見てもいろんな財政面で財政課長も苦しんでいることはわかるんですが、やっぱり歳入が不足するということに一番の難点があるわけ、これは誰が見ても同じでありまして、いかにして安定した歳入を確保していき続けるかと。たとえ三位一体の改革があってもこれは必ず自立をしていかなきゃ、万歳するわけにいかないんで。だとすれば、先を見据えた対策というものは今からもうやっておかなきゃならない。私が提案したのはとにかく地場産業だと。郊外の進出商店、企業では税収面でこれは全然違うわけですから、とにかく地元に根を張った産業、企業を育成していく、これが景気を上向くようにしていっていただかないとだんだん税収がじり貧になってくるというふうなことになるはずでございます。現在の納税、未納の分析をすれば、明細は私聞いたわけじゃないんですが、感じるところは一番大きい金額からいけばまちの中心部から未納者が発生していると私はとらえております。そんなことで、もう一度中心商店街というものを市民全体の皆さんが見直して、何とか昔の姿に戻していくのが新庄の今後のあり方というふうに私は考えております。そんな意味で何らかの手を打って、商工会議所等あるわけでございますから、地域の商店街と語らいながらいい方向でまた町中に人が戻るように早く手当てをしていかないと、三位一体を実行されたときに慌てることになるんじゃないかというふうに私は今予想しているところでございますんで、今回の質問をさせていただいたというところでございます。施政方針、来年度だけの問題でなくて将来を踏まえた市のこれからの歩み方ということで誰しもが心得ておくべきというふうに私は思います。

それから、学校問題ですけども、これは原点を何でこういうふうな事件が多発するかというふうに分析をずっとしていくと、私なりにしてですよ、私考えますとこれは原点は教育にあると私は思っているんです。これどうやれば直るか。やっぱり振り出しから戻ってやらなきゃならない。今から、途中からああいった14歳、17歳、未成年者の青年を変えることはもうできないんじゃないかと。１人、２人じゃないんです。そういう傾向が全体的にあると。本市においても学校に殺すなんて脅迫状のインターネットがあったとかという話ありました。これがそういうふうに考えている少年がいるというところに一番問題ある。何でそういうのが増えてきたと。これは何といっても、どこの教育かわかりません。社会教育だか家庭教育だか学校教育かわかりませんが、間違った教えをどこかでやってきたということには変わりないと、私はそういうふうに思っております。どうすれば変えられるか、これは文科省もいろいろと手を打って方針を変えて教育基本法も変えようとしていますが、ゆとり教育は何年かで崩壊、やめたと。やめた方がいいと75％、全国で統計で出ています。これもまた大失敗だったわけです。ねらいは何だったか私もちょっとわからないんです。いろんなこれも絡みがあって、労働基準法の改正から男女共同参画、雇用均等法、いろんな絡みも皆総合的に混じってこういうふうなことになったんだと私は見ています。直すべきとこはまた直していかないと、このままでは解決にはならないというふうに私は見ております。

今できること、こういう財政の中で児童生徒を守っていくというふうな対応をどうすぐやるかと。教育委員長もいろいろ言いましたんですが、防犯カメラとかセンサーを付けるなんていうとちょっと、予算があればいいんですけど、なければできないわけで、一番いいことはやっぱり昔を思い出して昔に返って、さっきも申し上げましたが、地域で、やっぱり全体でこれを見守っていくというふうな方法が一番財政も関係なく今すぐ、明日から、今からでもこれはできるんです、やり方によっては。地域住民の協力、きのう渡部議員の質問にもあったんですが、スクールバスで送り迎え、これは登下校一番安全でいいんですけども、これは財政が許さない。今すぐ

はできないわけですから。とにかく待ったなしでそういうのはどこから飛び出してくるかわからないという危険性をはらんでいるわけですから、そういうような地域の連携、どこに子供が行っても我が子と同じような目で見て見守っていくというのが一番金がかからないでいい地域ができるし、いい子供が私はできると思うんです。私ら小さいときには誰構わず初めて会った人でも悪いことをすれば必ず怒られた。今はそういうことなくなったんです。他人の子供は一切見ない、触れないというふうになってきたでしょう。これをやっぱり昔の姿に戻すこと、これが一番いい教育になるんだと私は思うんです。だから、地域の住民の協力を最大限にいただけるような何か策をこれから講じていくべきだというふうに私は思うんです。そうすればそういうような機器を付ける、または道具をそろえる、そんなことよりもぐっと効果があると。

それから、子供110番に関しては家のないとこには置けないんですが、この地域は一生懸命そういうふうな活動をやっているというふうなことをイメージアップするには、ないところは仕方ないんですが、あるとこはできる限り多くそれを設置すると。これは、大した金額かからないと思うんですが、札１枚ですから。今は、商店街とか常にいる床屋さん、パーマ屋さんとか、そんなとこかもしれないですけど、一般の家庭でもいいんです。いいと思います。ほとんど家にいるというようなところを聞いていっぱい張り出しておくというふうな方法も１つかというふうに思います。起きてから対応するんじゃ遅いんで、他山の石じゃないんですけども、他にあったらここもあるんだというふうな基本的な考えをみんながしていかないと、いつまでたってもこういう事件が全国どこでも起きてくるというふうになってくるんだと思います。

それから、住民の管理、先ほど小嶋議員が交番の問題何回も上げてあそこに置いてくれというふうなことを言っているんですが、これはやっぱり昔はいっぱいあったんです、交番というのは。地域住民を守ってくれ、治安の維持をやってくれたんです。今はほとんどなくなってその役目もなくなったわけですけども、やっぱり１軒１軒どういうふうな人が住んでいて家族構成がどうで、今プライバシーの保護なんて、侵害とかというふうな話、なかなかそれ把握できなくなったんです。今区長さんの話聞いていますと、転入転出も報告なんか市民課からないとかというふうな話もあるんですけども、それじゃ全体を自分の受け持ちの範囲の把握できないんです。誰がそれ見ていくんでしょう。そういうふうな社会状態を続けておれば犯罪の防止なんていうのはなくなるんです。交番もやっぱり元に戻して、いっぱい置いて治安を維持して全体をよく眺めて見られるように、いつどんなことがあっても。そうするとお互いの意思の疎通がありまして悪いことできないんです、お巡りさんと友達になると、ちっちゃいうちから。しょっちゅうお茶飲みとか何とか、私が小さいとき交番のお巡りさんが１軒１軒回って歩いたんです、昔は。今それできないでしょう。もちろんないからできないし、あっても回らないし。その中からやっぱり犯罪というのは往々にして起きてくるというふうに私は見ております。そんなことで、できるところから先にやるというふうな委員長のお答えでございますんで、どうかそんな会議を多く持ちまして、絶対この地域はそういうふうな事故を起こさないと、事件を発生させないというふうな方向でこれから取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上、質問を終わります。

下山准一議長　ただいまから１時まで休憩いたします。

午前１１時５０分　休憩
午後　１時００分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

今田雄三君より午後１時から欠席との届け出がありました。また、星川　豊君より遅れるとの連絡がありました。

山口吉靜議員の質問

下山准一議長　それでは、次に山口吉靜君。

（２番山口吉靜議員登壇）（拍手）

２　番（山口吉靜議員）　皆様、御苦労さまでございます。新政倶楽部会派の山口吉靜でございます。

去る１月の県知事選で新人の元日銀行員齋藤弘氏が４選を目指した現職の髙橋和雄氏を接戦の末に押さえ、初当選を果たしました。47歳の新知事が誕生いたしました。本県では経済の活性化、少子高齢化、教育振興、社会資本の整備といった地域課題が山積、大きな転換点に立たされております。少子高齢化の進展により、年金や保険制度では負担と給付のバランスが崩れつつあり、高負担、低給付の流れに歯どめをかけ、持続可能な社会福祉制度が待望されております。福祉や医療は国の制度に負う部分が多いのは確かであり、地域の実態を踏まえた施策が重要になっております。新庄市も財政再建、人口減少対策、農業の振興策、そして中心商店街の活性化対策を鋭意努力しているところであり、新庄市はかつて経験したことのない難儀な現状にあると認識せざるを得ません。こうした難題山積の中、今回は新庄市財政再建、中心商店街の活性化対策と市内の雇用状況について、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、大きな１点目は新庄市の財政再建について。財政再建の進捗状況の中で、まず計画期間は平成16年度から20年度までの５カ年としておりますが、その進捗状況についてお伺いいたします。

次に、財政再建の目標の１つである歳入試算、歳出試産の進捗状況は目標どおり進展しておりますか。改善額は予定どおりですか、お伺いいたします。

次に、480の事務事業の見直しを緊急的に行いましたが、進捗状況をお伺いいたします。それと補助費などの見直し、各種負担金、補助金などにつきましてもどのような見直しを行ったのかお伺いいたします。

次に、資産残高の抑制はどうかもお伺いいたします。あわせ債務負担行為の抑制のための方針はどのように対応されておりますか、お伺いいたします。それに市税、地方交付税は予定どおりかもあわせてお伺いいたします。

次に、民間委託の推進はどのような進捗状況かもお伺いいたします。

次に、複式簿記制度の導入についてであります。昨年９月定例会に引き続き再度お伺いすることにいたします。単式簿記方式は、収入と支出の面からのみ財務管理するものであり、複式簿記方式は収入と支出のみならず資産と負債と資本、現金収入と現金支出などのさまざまな面から長期にわたって財務管理することができることにあります。単式簿記がなぜ問題かといいますと借金の存在が把握しにくいことであり、歳入と歳出の内訳には借金による収入、借金返済のための支出を当たり前のように盛り込んでおりますが、単年度の収支が均衡しておればそれでよしとなっておりまして、これですと借金残高もいつの間にか膨らんでしまうことになります。複式簿記では、資金調達表、貸借対照表、損益計算書などの財務諸表により、どこから運転資金を調達したのか、常に借金の残高は幾らあるのか、債務処理を長期にどのようにしていかなければならないか一目でわかるわけであります。例えば都庁では2006年度から都庁全部署の会計方式を単式簿記ではなく、民間企業が採用している複式簿記にするという姿勢にも見てとれます。石原知事は、東京から新しい会計基準のモデルを発信することにより、国全体の公務員のコストに対する感覚を身に付けさせようとしております。そうすることで透明性の高い財務の健全化を絶えず図っていけると思います。その点お伺いいたします。

次に、ペイオフ対策についてであります。４月からついにペイオフが全面解禁される。新しく登場した決済用普通預金など、一部の無利息、決済用預

金を除けば４月以降に金融機関が破綻した場合預金は全額保護されなくなってしまうことになります。ペイオフの全面解禁は、本来であれば４年前に実施されていたはずでした。それが現在まで先送りされたのは、はっきり言って日本の金融機関の財務内容が悪過ぎたからであります。不良債権処理が進む一方で企業は順調に回復し、日本経済は拡大基調に入ってきたこと、デフレも間もなく終わりを迎えることになると言われております。少なくても解禁後しばらくは金融機関の破綻が起こることはないと言われております。しかし、近い将来競争から脱落した金融機関が淘汰され、ペイオフの発動で預金がカットされる時代がやってくることが避けられないのもまた確かとなります。どうしても不安を感じる場合は、当面1,000万円を超える資金については全面解禁後も全額保護される決済用預金を利用するという方法もありますが、利息がつかないため、将来的に物価と金利が上がっていくことを考えるといつまでも利用し続けるわけにはいかないと思います。ペイオフ全面解禁は、私たちに自己責任の時代がやってきたことを示していることになりますが、どのように対応されるのかお伺いいたします。

次に、大きな２点目は中心商店街の活性化対策について進捗状況をお伺いいたします。商店街の活性化対策は懸案の緊急課題であり、実現に向けた強力な取り組みが必要であります。商工会議所、地元選出の県議と一体となり、特に市長の強力な政治力の発揮を強く大きく求めたいと思いますが、今後の対応についてお伺いいたします。柴田議員と新田議員と重なる部分もあると思いますが、よろしくお願いいたします。

中心商店街の活性化を図るためには、従来のように個店や単一の商店街の強化はもちろんでありますが、広く地域全体として魅力ある商業集積づくりを行っていく必要があること、また商店街は周辺の住民を主な顧客とすることから、住民の視点に立ち、地域に密着したまちづくりが望まれることになります。そのためにも自治体、商業者、企業、住民など地域が一体となっての取り組みが重要と思います。また、中心商店街活性化対策の１つといたしまして、中心商店街の片側道路を最低でも土日、祭日を駐停車可能にすることにあると思います。活性化対策の取り組みの現状とその成果、潜在する問題点をお伺いいたします。

次に、大きな３点目は市内の雇用状況についてお伺いいたします。国の総合デフレ対策などによりまして雇用状況は一層厳しさを増すことが予想されますが、雇用と失業情勢に対応できる雇用労働、相談体制の強化や離職者や高卒、未就職者など若年者に対する就職支援、また新規に就労できる職場を開発、導入を図るなど、雇用機会の創出を緊急的、かつ機動的な雇用対策を推進する必要があると思います。今年度新卒者の就職状況をあわせてお伺いいたします。

壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　御質問の第１点目は、財政再建についてその進捗状況、あるいは個々におけるいろんな数値等についても御質問がございました。財政再建計画、御承知のように昨年５年間をめどに計画期間５年間というふうなことで立てて、それにのっとりながら今後いろんな事務事業を展開していくというふうなことで、今２年目に入るわけであります。その個別的な方針がいろいろあるわけでありますが、特に歳出面では人件費の削減、また最上広域の分担金の圧縮、事務事業評価による見直し、これも480ほどの事務事業の見直しを行っている、これの効率化を推進していかなければいけない、これの継続も取り組んでいくというふうなことであります。また、歳入では新たな使用料の導入、改定などを行いまして編成いたしました。この今回の御提案申し上げております予算編成については、ほぼ財政再建計画の目標値に沿った編成を心がけたところであります。4

80の事務事業見直しについての進捗状況というふうなこともありましたけども、これは16年度当初予算編成時にゼロベースから行いまして、17年度におきましても15年度から取り入れております評価、事務事業評価をやったわけでありますが、その見直しを継続していくというふうなことであります。内部管理費、例えば１つであります物件費も約7,000万円ほどの圧縮を行ったところであります。また、広域の分担金などの補助費等につきましても見直しをして、特に分担金については御承知のようにふるさと市町村圏基金の活用によって広域分担金の平準化を図っております。

また、市債の残高はというふうな御質問あったわけでありますが、これについても市債の発行、これを抑制いたしまして、15年度末から16年度末見込みでは約10億5,000万円減額いたしました。さらに、17年度末では約11億7,000万円減じる見込みであります。17年度末では総額で190億7,000万円程度になる予定であります。また、債務負担行為の抑制というようなことでございますが、これも15年度に設定いたしました特別養護老人ホーム施設整備費の補助金以降、将来にわたって多額な支出を伴う設定は行っておりません。今後考えられることは神室荘の移転改築があるわけでありますが、その辺のところをどういうふうにして設定していくかというふうなことが１つの課題になろうかというふうに思います。

また、歳入の根幹であります市税及び交付税でありますが、市税については固定資産税では大規模店舗等が新築されまして増額となりますが、やはり景気の低迷がまだいまだに続いているというふうなことで市民税が思ったより伸びない、見込みよりもこれは減額しているというふうなことであります。地方交付税については、政府において17年、18年度は16年度の水準を下回らない総額を確保するということになりましたので、計画よりも若干プラスというふうに見込んでおります。ただ、逆に臨時財政対策債、これは大幅に減額されましたので、これは計画に比べて相当マイナスというふうなことになります。また、民間委託の推進についてもあったわけでありますが、16年度においては東部保育所を廃止いたしまして民間の認可保育所に移管を行ったことなど、これからも民間活力を導入する方向で取り組んでまいります。いずれにいたしましても当分の間厳しい状況であることは間違いありません。国の三位一体の改革の動向等を見据えながら一日も早い財政再建に向けて取り組みを継続していくつもりでありますので、よろしくお願いいたします。

それから、２点目でありますが、複式簿記制度の導入について、これは９月定例会においても御質問いただきました。この趣旨というのは、やはり結果の公表だけではなくて日々の予算執行や、あるいは予算編成から複式簿記を採用する必要があるのではないかというふうなことでありますけども、９月の答弁でも申し上げたとおり、市の予算編成あるいは会計処理、地方自治法及びそれに関連する施行令、施行規則等々の法令によって規定されているとこであります。東京都が取り組んでいるというふうなことのお話がありました。そういうふうに私も承知しておりますが、東京都のみならず各自治体は現時点では、新庄市ももちろんですが、現金主義の単式簿記によって執行された結果をバランスシートに置きかえて公表を行っているところであります。ただ、東京については、従来型の単式簿記の会計処理を行いながら、行政機関特有のさまざまな課題、これを克服するべく複式簿記の導入に取り組んでいる状況であるというふうにお聞きしております。そこには当然のことながら人的負担、あるいは財政的負担も伴うものでありますので、今財政再建計画が推進中というふうなこと、山口議員からも御心配いただいておりますが、その辺のところの調整をどうするかというふうなことは１つあります。

また、行政機関特有の課題というふうに申し上げましたけども、現金主義の単式簿記では存在しないものを発生主義の複式簿記ではどのように処理すべきか。取引１件ずつを仕訳する考え方であるとか、いろいろ整理しなければならないところがあります。

東京都の取り組みがスタートして、そして各地方公共団体でも後に続くところが出てくるかというふうに思いますが、それぞれ考え方が統一していないと他の自治体との比較もできない。やはり１つの団体であっても年度で考え方が変われば推移も見ることができないというふうなことでは、せっかくの複式簿記が無駄になるんではないかというふうな心配もございます。そういうことから、御提言の趣旨は十分に伺いながらこれから少し推移を見守っていきたいなというふうに考えております。９月と答弁も余り変わらないんですが、そんなことで東京都も大分進んできていますので、その辺のところもぜひ勉強しながら見守っていきたいというふうに思います。

それから、間もなくペイオフも解禁になるわけでありますが、これについては収入役の方から答弁することにいたします。

それから、中心商店街の活性化についてであります。これは、柴田議員、新田議員の質問の中にもありましたので、その中でもお答えしているところであります。進捗状況はどうだろうかというふうなことであります。中心市街地の活性化基本計画を13年度に策定いたしまして、それにのっとりながら計画を着手、あるいは完了というふうなものもありますが、今取り組んでいるところであります。河川整備、その市街地の整備改善の中でも拠点施設の空間設備事業と高齢者向けの優良賃貸住宅、これは山口議員も触れられたその周辺の住環境の整備等も必要だというふうなことで、高齢者向けの優良賃貸住宅、これにも取り組んだとこでありますが、これが最終的にだめだったというふうなこともあります。また、中の川の河川整備事業もありますが、これについてもまだ未着手というふうなことであります。その他道路整備、あるいは公園整備等々につきましては事業は完了、もしくは着工中というふうなことになっておりますので、ハード面についてはいろいろ取り組みをしてきたというふうなことが言えるというふうに思います。

ただ、現実的に、お二方の議論にもあったんですが、非常に中心商店街が苦戦をしているというふうな現状、これも否定できないし、今皆さんが一番心配していることであろうかというふうに思います。特に山口議員が御指摘のように、商店街は中心市街地の中にあるというふうなこと、そこにやはり住環境を整備して、住む人、来る人、それが混然一体となって初めて商店街の活性化が図られるというふうなことであります。そして、そのまち独自の文化とか気風とか、そういうのを醸し出しながらいわゆるホスピタリティー、接遇についてもそれぞれが特色を持って接することによって賑わいが醸し出されるというふうなことになるかというふうに思いますが、なかなか現実はそう甘くないというふうなことであろうかと思います。特に今ある商店がそれぞれみんなで共存共栄ができるような構えをして、そういうふうに存続できれば、今のこの経済状況の回復を待てばまた前のような商店街に復活できるというふうになるわけですが、ところがそういうふうなことには今後なるのかなというふうな、なれるのかなというふうな大きな心配がございます。その１つの中に御指摘ありましたように駐車場問題があるわけであります。確かに駐車場が、ユーザーの方々に聞きますとやっぱり車とめるとこがない。大型店が逆になぜ有利かというと、とにかく車をとめる場所が広々ととってあると。そこの差が非常に大きいような感じがいたします。そういう点で商店街の皆さん方も駐車場については大変いろいろ苦心をされておりまして、それぞれ商店街の中にも駐車場敷地確保して用意はしているところは多いんですが、やはりお客さんの心理としてすぐその商店のフロントに車を乗り付けて、そして買い物すると、そういうふうな希望があるようであります。そうなってくると、各個店ともなかなかそういう余裕がないというふうなことでありまして、そうするとしからばどうするかというふうなことになるわけでありますが、１つは道路の片側通行という御提案もございました。これも前にもそういうふうな話がありまして、警察、公安委員会等にもお願いをしたり、あるいは要望を出し

たときもあったんですが、結論からいくとそれはだめだというふうな、条件的にいろいろ言われましたけども、結論的には道路上のパーキングメーターはだめだというふうなことでそれも実現はできなかったわけであります。そういうふうな面で中心商店街、中心市街地の活性化については非常に難しい問題がございますが、今でも例えば100円商店街とか青空市とかチャレンジショップの南風とか、そういうふうな商店街の皆さん方が一生懸命何かに向けて取り組む姿勢、これが非常に盛り上がってきております。それが１つはやはり大きな支えになってくるんではないかなというふうに思います。そんな意味から、先ほど申し上げましたように店構えについても専門家の東大の堀教授のアドバイスをいただきながら、店構えについてもお客さんが入り易い、感じのいい構えにするというようなことで今取り組んでいるお店も５店ほど本年度ありますので、そういう点でひとつ期待もするし、また行政としても支援していかなければいけないというふうに考えております。

それから、雇用状況でありますが、ハローワーク新庄が発表した本年１月末の管内の有効求人倍率であります。これは0.62倍で昨年の１月を0.13ポイント上回っております。昨年の夏以降徐々にではありますが、当地域においても雇用情勢は緩やかながら改善の方向が見られると思っております。しかしながら、県全体から見ればまだまだ水準的には低い地域でありまして、今回御提案申し上げております立地企業の助成制度拡充とか、また企業立地に向けたアンケート調査の実施、また首都圏での企業懇談会の開催など、いろいろ誘致活動についても力を入れております。企業訪問をいたしまして、ぜひ求人をしてほしいと、そういうふうな依頼もしております。また、ハローワークと連携した就職面接会の開催とか雇用対策にも努力していかなければいけないというふうに考えております。

また、高校生の就職状況についてもあったわけでありますが、１月末現在で77％の内定というふうになっております。これは、304人希望者がおりまして県内外含めまして235人が内定というふうなことでございまして、これは昨年同期と比べると、わずかでありますが、0.07ポイントほど上昇しております。また、これに対する取り組みについては、昨年の11月に企業の方々、17社ほどでございましたけども、高校生の就職相談会、これを開催いたしまして、一名でも多くの雇用をお願いしたいということで開催いたしました。また、先日は高校２年生を対象に早くから就職の意識付けといいますか、そういうのを目的に模擬面接会を開催いたしました。高校２年生130名、それから企業さんも27社ほどの協力をいただきまして、生徒は本番さながらの貴重な体験になったというふうに伺っております。いずれにいたしましても、若者の支援につきましては本年４月から、かねてから県に対して要望しておりましたけども、若者支援センター、これが新庄市に設置される見込みとなりました。来年度、17年度は月２回の設置にとどまりますけども、若者への職業の適性診断、また模擬面接訓練、産業カウンセラーによる相談業務など専門の指導員による指導が受けられまして、就職率の向上に期待できるというふうに考えております。利用状況がどんどん多くなれば今後常設も要望していきたいというふうに考えます。

以上、ひとまず終わります。

森　嘉昭収入役　議長、森　嘉昭。

下山准一議長　収入役森　嘉昭君。

森　嘉昭収入役　私の方からペイオフ対策についてでありますけれども、平成８年の６月の預金保険法の改正によりまして、改正から凍結と２度の延期をたどりまして、いよいよこの17年４月１日から実施されることになりました。公金預金につきましても金融審議会において預金保険の対象とすることが決定されております。定期性預金の一部解禁とはいえ、平成14年度からのペイオフ対策が自治体に求められてきました。このため、新庄市では平成14年の６月に新庄市公金対策委員会を設置しまして、新庄市資金管理及び運用基準を策定いたしまして、その基本方針に基づいて資金の管理及び金融機関の経営状況

の健全性を確認する作業を続けてまいりました。これまでのところ、市が預金しております金融機関につきましては、基本項目であります自己資本比率を見る限り、いずれも国内基準の４％を大きく上回っております。このような状況の中で市が自己責任において預金を保全していくためには、預金先の金融機関の経営状況をこれまで以上にチェックし、あわせて金融界の動向にも注意しながら健全性を保っているかどうかを確認していくことが重要であると考えております。そういうことから、決済用預金につきましても万一の破綻の際には全額保護される預金でありますので、対象となる金融機関、預金の形態等を考慮しながら、その導入時期について金融機関ごとに慎重に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

２　番（山口吉靜議員）　議長、山口吉靜。

下山准一議長　山口吉靜君。

２　番（山口吉靜議員）　市長から詳細に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

順番がちょっと前後しますけども、まず今あれしていましたペイオフ対策につきましては公金をしっかり管理していただくようお願いいたします。

次に、中心商店街の活性化対策につきましては客待ちの販売から時折出前商店街に転換してみるのも一策と思います。また、集落にはお年寄りが多く、容易に買い物にも出かけられないのであります。そこで、地区公民館などを活用しながら各商店の方々の御協力をいただいて定期的に行き、そして日用品などを販売することも対策の１つと思いますが、まずは中心商店街に片側道路を駐停車を可能にすることが先決ではないかと思います。私もこの前警察に行って課長に会ってきましたけども、「あ、ううん」と言ったきり返事もらえないんですけども、要するに道路は車を流すためにあると警察では言っているんです。今新庄市の中心商店街の場合片側駐停車可能にしても十分車を流せるというふうに判断しておりますので、もう少し市長に頑張っていただいて可能にしていただければ中心商店街に車がとまって商いも活発になるのではないかなと思うわけであります。

次に、雇用状況につきましては１人でも２人でも多く就職できるように市長に力強く望みたいと思います。

次に、複式簿記についてであります。複式簿記は、人類の最も偉大な発明であると言われております。この財産計算と損益計算を同時に行うという複式簿記の技術は、人類が大昔に発明したものであります。今なおこの技術なしには経済の円滑な流通はあり得ないと言われ、この複式簿記のシステムを人類の最も偉大な発明であると称賛されているくらいであります。確かに先ほど市長が答弁されましたように、昨年９月の財政課長答弁も法にのっとって会計処理を行っているので、複式簿記は考えていないということでありました。また、市長答弁でも地方自治法によって明示されており、すべての地方公共団体はそれにのっとって単式簿記による財務会計処理を行っていますというお話でありました。また、予算決算の附属資料として債務負担行為、地方債残高、財産による調書などを提示していますと、財務管理処理以外では貸借対照表も公表していますということですが、バランスシートにつきましては過去に２回私も一般質問をさせていただきまして、前財政課長にですね、13年度、14年度と作成、公表されましたが、15年度のバランスシートは本定例会の初日、第１日の３月４日に公表されました。債務負担行為など１年間のまとめは、バランスシートが公表されないと不透明であります。少なくても15年度のバランスシートは16年度の６月の定例会に公表されるようお願いしたいなと思います。したがって、16年度のバランスシートは本年６月定例会に公表されるようにお願いしたいなと思っております。先ほど壇上で申し上げましたように、単式簿記がなぜ問題かといいますと借金の存在が把握しにくいことであり、歳入と歳出の内訳には借金による収入、借金返済のための支出が当たり前のように盛り込んであったわけです。それで、単年度の収支が均衡していれ

ばそれでいいということになっておりまして、これですと借金残高もいつの間にか膨らんでしまって、単式簿記でやっていますと、景気のいいときはそうじゃないんでしょうけど、気がついたときには赤字団体突入寸前となり、新庄市でも480の事務事業の見直し、そして緊急的に人件費の削減、経費の削減、各種負担金、補助金の見直し、削減を行いました。したがって、市長の政治信条であり念願である新庄市の限りない発展と市民の幸せを願い、一貫して「いい人〜いい街〜いい暮らし」に向けていくにはやはり早急に複式簿記方式を考えるべきと思いますが、前向きに検討される意思がありますか、市長にお伺いいたします。

羽賀千尋商工観光課長　議長、羽賀千尋。

下山准一議長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　先ほど商店街の活性化のために道路を駐車場という話ありましたけれども、その中で私も何回か警察の方に伺っています。それで、やはりハードルが高いのは道路交通安全の確保上非常に問題があると。ということは、交差点から交差点まで近いということと、あそこにはバスの停留所、そういうようなものもございまして、現状では非常に難しいという話でございます。交通の方に山口議員も言ったというのは私も伺ってございます。それで、現在の南本町のアーケードが大変老朽化しています。それで、建て替えの計画を持ってございます。そのときに現在の歩道を少しいじめて駐車できるようにできるのか、その辺も今いろいろ商店街の方々と協議してまいってございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

国分政嗣財政課長　議長、国分政嗣。

下山准一議長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　いろんな経済活動、公のあれも同じですけども、公の会計、それから企業会計、当市で企業会計方式の財務処理、会計処理を一律的に行うというふうなことにつきましてはちょっと時間が必要かなというふうに感じております。先ほど市長から詳しくお答え申し上げました方向に沿いまして、事務方といたしましても十分な関心を持って引き続き勉強してまいりたいというふうに考えております。

それから、バランスシート等の６月の公表というのが御要望でございますけども、９月が決算の議会でございますので、それに基づいて財務諸表といいますか、バランスシートもつくらざるを得ませんので、６月の時点では公表することはできないというふうに言わざるを得ないと思います。

以上です。

２　番（山口吉靜議員）　議長、山口吉靜。

下山准一議長　山口吉靜君。

２　番（山口吉靜議員）　９月あれだと、そうすると何月になるんですか、公表は、バランスシートは。

国分政嗣財政課長　議長、国分政嗣。

下山准一議長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　９月の決算の公表が事務執行上の規則で定められております。９月定例会が終わってからということに、12月の間までに……

（「12月には公表されるわけですか」と呼ぶ者あり）

国分政嗣財政課長　12月の前には公表できると思います。

２　番（山口吉靜議員）　議長、山口吉靜。

下山准一議長　山口吉靜君。

２　番（山口吉靜議員）　速やかに早く公表していただきたいということをお願いし、また商工観光課長には何とか駐停車可能になるように交渉していただきたいということをお願いいたしまして、では終わります。

下山准一議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　１時４５分　休憩

午後　１時５５分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

なお、斎藤　敏君よりこれより欠席するとの届け出がありました。

石田千與三議員の質問

下山准一議長　次に、石田千與三君。

（１９番石田千與三議員登壇）（拍手）

１９番（石田千與三議員）　３月定例会の一般質問２日目の４番手、もう終わりの方に近づいてきますと少し眠気も出てくるのかなと思いますが、少しの間だけおつき合い願いたいと思います。

何人かの議員もこの壇上で申しておりました。これまで長年市の行政でプロとして活躍された課長職の方々、今期限りで退職という方々がおられます。大変御苦労さまでございました。いろいろとお世話になりました。議員としての活動のわからないままこの壇上でいろんな質問をさせてもらって大変困らせたこともあったかと思うんですが、それはそれなりに市勢発展のためにやっているんだということで御容赦願いたいと思います。また、今期の冬の雪については非常に職員についても難儀をされました。管理職も含めた専門外の職員までが旗振りまがいの仕事をしながら市民の安心、安全確保のためにいろいろと各道路の除排雪に御苦労されたということについては、車を運転しながら横目であいさつをしながら通っていたんですけども、本当に御苦労さまでした。おかげで明るい兆しが見えて雪もどんどん消えておりますので、もう一安心かなと思っております。

それでは、通告に従って３つ質問を用意しておりますので、述べさせてもらいます。まず、流雪溝についてということで、前からこの壇上からも、また議席からもいろいろと質問を重ねてまいりました。ついこの間は、最上川の農業用水の施設を使った用水を試験通水として市内に流していろいろと検証された。その結果いろんなことがわかったので、今後に期待をするというふうなことでございました。また、今冬については１月22日から２月７日までの間試験通水としてこれまた小以良川のダムの水を放水されて、それでその結果いろいろと検証を重ねているということでございます。私どもとしては、できるだけ除排雪がスムーズにいくように流雪溝の設備があるところにはできるだけ早くその水を流して供用を開始してもらいたいということと、現在使われている流雪溝にも十分な水の手当てをお願いしたいということで……

（何事か呼ぶ者あり）

１９番（石田千與三議員）　座席の方、少し静かにお願いします。いろいろと水源の確保については当局も難儀をされておるかと思うんですが、今回の小以良川の水を活用することについていろいろと検証の結果、18年度、19年度と本格的に流雪溝に流せるのではないかという希望を前の議員の質問からも伺いました。一部ダブっているところもあるかと思いますので、はしょりましてその辺のことをもう一度確認のためにお聞かせ願いたいと思います。

私が気にしているのは、指首野川水系の水についてですが、ゼンリンのこういうふうな地図がございますが、最近のこの地図を見ますと指首野川が２本になっているんです。上流で指首野川と書いてありまして、ちょうど小以良川のダムから流れてくるところに指首野川とあります。その途中田んぼがございまして、以下萩野のこれは大以良川の水が流れている下の方が指首野川というふうに書いてございます。正確な位置とか、そういうものではないと思うんですけども、指首野川が途中で消えているというこの現象についてどういうことになっているのかなと。市民の不思議もありますので、お調べいただきたいと思います。

１級河川の大以良川、同じく小以良川、これについてはいろいろと歴史的な背景があると思いますが、昭和40年３月29日付で最上川水系の鮭川支川の升形川の支川として河川指定を受けたんだと。同時に大以良川も１級河川として指定されているんだと。そんなこともありまして、昭和26年の５万分の１の地図を見ますと指首野川の水の流れがずっと読み取

れるわけです。それがいろいろと圃場整備、あるいはいろんな泉田川の改良とか、そんなことも含めて、あるいは48年の洪水の放水路として指首野川の水が一部泉田川の方に放水されたということも聞いております。そんなこともあってその指首野川の水に対しては農業水利事業を行う際に、補償という言葉があるのかどうかわかりません。その辺がもしあるとすればそういうものが請求できるのかどうか、この辺も検討をお願いしたいと思います。農業として使用する水の他に慣行的に使用してきた用水があったと思われます。その水についてはどういうふうにお考えなのか。その辺は、県の方の管轄になると思われますが、その辺もお調べ願えればありがたいと思います。壇上からは、今の水についてはこれぐらいにします。

あと環境問題についてということで、実は先ごろこの場で明倫中の生徒が議会を開催しました。そのときもいろいろと提言がありました。新庄市の中心街の活性化、あるいはいろんな意味で新庄市はこれから他のところに売り出すにはどうすればいいかと。子供たちのあの若さとこれから世に出ていくエネルギーをこの場でぶつけてくれました。その後文化会館でプレゼンテーションという行事がございまして、同じく明倫中の生徒がそこでいろいろと提言されました。その中に修学旅行の際に確か京都かどこかにおいでになったと思うんですが、そのときに非常にまちがきれいだったと。新庄のまちと比べると全く雲泥の差というか、違いがわかったと。何で新庄はこんなに汚れているのかということで心を痛めておりました。そこで、彼らが提案するということで提言された言葉の中には、市内のまちの中、通行人の多いところにごみ箱を置いてもらえないかと。単純な発想でございます。ごみ箱にごみを捨てることによってまちがきれいになるんではないかと、こういうことでございます。文化会館で彼らがしゃべっているところに私も参りまして、環境課の職員も２人ほどおいでになっておりますが、新庄市としてはその答弁というか意見として、ごみの持ち帰りをやっているので、それを皆さんに啓蒙しているので、ごみ箱は置かない方針なのだと、そういうふうなことを申しておりました。

ところが、私はずっと駅前を私の庭と思っておりますから、庭においでになる、新庄においでになるお客さんに不快な思いをしてほしくないということからあの辺のごみなどを拾ってまいりますが、最近目につくのがガムのかみ捨て、たばこの吸い殻のポイ捨て、ジュース缶のポイ捨て、いろんなそういったものが道路に散乱しております。後で現物もご覧いただきたいと思うんですけども、写真を撮ってまいりました。こういうふうにアビエスの前のこれはトイレなんですけども、冬の間は閉鎖になっていますけども、そこのところの人の目につかない場所、ご覧のようにこんなにごみが散乱しております。都市開発課の担当の職員の方に電話をして寄せてもらいました。こういうのが、この上の写真３枚です。ほとんど毎日のように誰かがごみを捨てていく、たばこの吸い殻を捨てていくというふうな現状でございます。駅前はもちろんです。この下の写真は何かというと、実は市役所のすぐわきの三光舎の前を流れている、三光舎今なくなったんですけども、あの中の川です。市内を流れる水のきれいな川という親水空間を生み出すということ。まちづくりの会社もここを親水空間として利用したいと、まちの活性化に利用したいと言っております川がこのように汚れております。これもポイ捨てとか、そういうものが原因しているのではないかと思われます。こんなことで子供たちの新庄をよくしたいという夢、希望、そういったものをかなえるためにも私も駅前までたばこを吸ってきた人たちが吸いがらをどこに捨てたらいいかなということで迷っております。私は、フィルムのケースを持っているときはどうぞこれに捨ててくださいと。この前韓国からの観光客と思われる20人ぐらいの若いグループがバス停でいろいろしゃべっておりました。日本語でないので、中国かなと思って、「チョンオー」というような感じで話していたんですけども、韓国だということで、そうし

たら彼らはもう平気でたばこを捨てたんです。吸いがらを捨てます。私は、「捨てないで拾ってください」と言ったらちんぷんかんぷんで何を言っているんだみたいな顔をしておりました。フィルムケースを出してどうぞこれに入れてくださいと言って渡したところ、それに入れて御丁寧に私に返してよこしました。はい、どうぞと。「いや、これは持ち帰るんです。持ち帰りです」と言っても通じませんでした。ポケットに入れて、また使ってくださいと言ったら何とかわかってもらえました。そんなこともあります。何か駅前にたばこの吸い殻か小さいごみでも捨てる場所があればそこに捨てるのではないかなと思います。まちもきれいになるのではないか。まちの要所要所にも、まちの活性化という提案もございます。その中にもそういうのが生かされるのではないかなと思います。

次の新庄まつりの観覧席について。250年祭のお祭りということで目玉商品的にいろんな行事が用意されているようですけども、私は別の角度から、前にも申しておりました駅前のいわゆる歩道部分といいますか、一般のお客さんが毎年お祭りの前日から、２日ぐらい前からブルーシートなどをガムテープで張って陣取り合戦をします。席取りです。そこを何とか市の方で升席のようにあらかじめブルーシートを全部敷いておいて、その中で升席のように区割りをしまして、そこを、私は有料がいいのではないかと提案したんですけども、商工観光課長は250年だからこの際市民に有料ということでなくて無料で、アビエスの中も無料でしたいなんておっしゃっていますけども、私は有料でいいのではないかなと思っていますが、升席を用意してそこを整理券か何か発行しまして、そこで見ていただくと。よそからおいでのお客さんも見られると思います。それと同時に安全、安心のために通路もきちんと確保していただきたい。駅の乗降客がいつも汽車に乗り遅れるような形であの混雑の中で困っております。ですから、そこを整理するためにも今までやってこられたその通路ももう少しきちんと手を加えまして、遮へいされたものをはがすようにして、通路からみんながお祭りを見るんじゃなくて、通路に入った人は祭りの見物はできないんだよということぐらいにしてきちんと対応できないのかなということでございます。壇上からはこの３つでございます。

最初の水のところで、今指首野川の上流のところ、萩野地内です。こういうふうに水が流れている箇所があるんですけども、どこがどういうふうになっているかということが私もちょっと地形から読み取れませんので、写真だけは一応撮ってまいりました。参考のため、後でご覧いただければありがたいと思います。ちなみに、これが私どもの北町地内を流れる指首野川上流、御用堰の水です。どんどん流れています。おかげさまでいい水の量でした。ところが、最近このようにカモちゃんたちがたくさん増えました。何百羽となくいます。これが川藻を食べて今梅花藻が絶滅寸前になっておりますので、これも何とかしなきゃいけないなと考えております。

水について、それから明倫中学の生徒の提案されたごみ問題、それとお祭りの升席、そのこともあわせて質問させてもらいました。御清聴ありがとうございます。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　第１点目は、流雪溝について。今までもこのことについては何人かの議員から御質問ありましたんで、できるだけ重複を避けるようにというふうなことでございますが、特に最上川から試験通水しましたことについてはきのうも申し上げましたので、これ省略したいと思います。ただ、その検証の結果、課題が３つあるというふうに申し上げましたけども、その点について一応お話し申し上げておきたいというふうに思います。

２年間の試験通水の結果、やはりこれについてはこれから水利権を取得するにはどうしたらいいかということが１つあります。それから、農業用施設、これ多目的使用するわけでありますので、その辺の

課題の整理をどうするかというふうなこと、それから一番やはり我々としても頭を悩ませているのが電力料金であります。今回の試験通水の場合は、これは臨時電力を使用しておりますので、非常に安く使うことはできましたが、これは本格使用になりますと相当な金額になりますので、ぜひ電力料金の新制度、これを創設してほしいというふうに東北電力に申し入れしておりますが、この新制度について早く確認できるようにと、この課題が大きく３点ほどございます。それらを整理するために今後も取り組んでいきたいというふうに思います。それを踏まえて、今年度御承知のように小以良川ダムから泉田川土地改良区の全面的な御協力をいただいて、水をいただいて、そして検証を実施したところであります。お話にもありましたけども、１月22日から２月７日までの17日間というふうなことで、有効貯水量の半分を使用する計画の中でダムの貯水量の変化、あるいは冬期間の管理用道路の状況について検証を行ったところであります。その結果については、今整理中でありますけども、慣行及び許可水利施設の多い指首野川に対して毎秒約0.3トンの消流雪用水を供給することができました。その通水期間としては短いんですが、厳寒期における河川の渇水に対して十分に補水の役割を果たすことができることを確認しております。それで、なお小以良川ダムより放流された用水については小以良川、それから石動川、大以良川を経由して指首野川へと導水されるというふうなことでございます。現在の小以良川と大以良川は、県営圃場整備事業と同時期に整備を行ったものでありまして、洪水調整を目的とした放水路として泉田川へ放流されておりますが、通常時は流水を市街地に供給するため、この度河川管理者である総合支庁から改修工事を行っていただきました。

また、旧の水路に関する件でありますけども、市内には昔からの慣行水利、また許可水利の井堰がありますけども、夏場の利用についてはかんがい用あるいは生活用水として、また冬場の利用としては主に流雪溝の水源及び流雪溝的な機能を持った水路というふうなことで、大変貴重な存在になっております。代表的な井堰としては升川１号堰、金沢堰、松本堰などがございますが、今後もこの維持管理に努めてまいりたいというふうに思います。

また、流雪溝布設の整備に関する件についてもちょっと触れられましたけども、これについては15年度に策定いたしました第２次の総合雪対策基本計画では、16年度から26年度までの短期計画、それから27年度から39年度までを長期計画というふうに定めまして現在取り組んでおります。当面の活動内容といたしましては、最上川の水利権の取得、並びに自然流水の増量対策、これを最優先していきたいというふうなことで、これによって水源の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。流雪溝整備についても、これも長い年月と多額の事業費がかかるわけでありますが、現時点で全体計画の約48%完了しておりますけども、これからも年次計画にのっとりまして整備を展開していきたいというふうに思います。なお、この流雪溝を整備すると同時に水源の確保というのは当然両方相まってやっていかないとその有効利用ができないわけですので、これについては十分配慮しながらやっていくというふうなことと、もう一点は例えば流雪溝利用組合等組織をつくっていただいて、それの充実を図りながら地区の利用者とのパートナーシップ、管理をどうするかというふうなこと、これについても相当しっかりした取り組みをしていくことが１つの克雪対策の大きな効果が得られるんではないかというふうに考えておりますので、その辺地区の利用者の皆さん方とも随時情報交換なり意見交換をしながら確立していきたいなというふうに考えております。

それから、ごみのことであります。きれいなまちに住むというふうなこと、そしてまた訪れた方々がきれいなまちだというふうに思っていただけると、これはもう最高のまちのＰＲになること、これは間違いなくおっしゃるとおりだというふうに思います。明倫中学校のプレゼンテーションのことについても触れられましたが、京都行って京都のまちが大変き

れいだったというふうなこと、それに引きかえというふうなお話だったというふうに思いますが、そういうふうに子供たちがそういうふうな印象を持つというふうなことは、新庄市としてもその辺のところのまちの整理整とん、清潔さについてはまだまだ遅れているというふうに言わざるを得ないのかなというふうに思います。そういう中でいろいろな個人、団体、町内会の方々、特に石田議員も毎日のようにまちの中でいろんなごみを拾っているという話も伺っておりますし、その他にもいろんな方々が朝早くごみを拾いながら歩いていらっしゃる、あるいはそういう団体もいらっしゃるというふうなこと、また高校生もそういうボランティアグループで駅周辺の清掃に取り組んでいるというふうなことも聞いております。片一方では、先ほどの写真じゃありませんが、あれだけ汚くする人がいるかと思うと、そうやって毎日のように拾ってきれいにしようとするような気持ちの方がいるというふうなことで、この辺のところがどういうふうに理解したらいいかわからないんですが、ただ現実は現実としてとらえなきゃならない。やはりそういうふうな散らかす人、ポイ捨てをする人もいるという現実、これはどういうふうに対応していったらいいかというふうなことになろうかと思います。単に時々気がついたとき拾っていくだけではなかなかまちをきれいにするというふうなこと、すべてきれいにするということはちょっと難しいのかなというふうに思います。

そこで、１つの提案がまちにごみ箱等、あるいは灰皿等を置いたらどうだというふうなお話がございました。これも１つの案でありますし、特に公園なんかでそういうふうなことをやったら、そこにちゃんとした分別をしながらごみを捨ててくれるというふうな方々ばかりだとよろしいんですが、過去公園とかそういうまちにごみ箱を設置した経過、これは石田さんも御承知のとおりでありますが、設置した経過がございますけども、そのごみ箱の中に今度いろんな生ごみが入ったり瓶、缶が入ったり紙切れが入ったりしていかにもごみ集積所のような、かえって汚らしさを生じた。これは、公園でも同じでありますが、そんな現実もございました。そういうことで市としてはできればごみを持ち帰る運動、これを広めてごみを出さない、ごみをそこに置かないというふうなことで何とか啓蒙できないかというふうなことで取り組んでいるところでありますが、やはりあのような写真を見るとそういうのも効果がまだ出ていないなというふうに感じたところであります。

条例というふうなこともあるわけでありますが、罰則規定を設けて、これは悪質な不法投棄等々については上位法でこれは取り締まることはできるんですが、単なるこういうふうなポイ捨て等々につきまして果たして条例でペナルティーを科して改善できるものかどうか、その辺のところをもう少しこれは考えていかなければいけないんではないかなというふうに思います。できればやはりみんながマナーを守って、そしてきれいなまちにしていくというふうなことができるだけ可能な限り多くなればやはり町全体もきれいになる、これは理想でありまして、現状は現状としてとらえておりますので、これについてはまちをきれいにしようとする気持ちは皆さんほとんどの方があるわけでありますので、この方策についてはこれからもいろいろ考えてみたいなと、このように思います。

それから、新庄まつりの観覧席、駅前の広場のところに観覧席を、仕切ったらどうかというふうなことであります。今年は、250周年記念というふうなことで、例年ともに駅前の広場というのはあれだけの混雑を来す大変なお客さんが、前は通路の仕切りもなかったときは本当に相当の混雑で、むしろ危険なんじゃないかと心配したこともありましたが、今通路と分けておりまして通路を確保したというふうなことですが、しかし依然として大変な混雑があることはおっしゃるとおりだというふうに思います。特に250年というふうなことで今市でも相当宣伝に力入れておりますので、相当なお客さんも見込んでおりますし、また来ていただきたいというふうな前提で物事を考えていかなければいけないわけで、そ

れで担当課とか商工会議所を中心として駅のお客さんの整理の状況、これを検討するようにというふうな話もしているんですが、やはりあそこの駅前広場に関して言えばあそこは公共の交通施設であるというふうなことから、本来流動性を持たせなければいけないわけで、それを確保して交通の流れをとめるようなことなく、自然に、円滑にしなければならないというふうな使命というか、そういうものがあるわけですので、無料であれ有料であれ観覧席を設置するということはかえって混雑が増すんではないかという議論がなされました。そういう意味で、ああいうふうなオープンな空間に対して入場規制的なものを加えて、それで制約をかけるというふうなことについては、かえっていたずらに混乱を招くんではないかというふうなことから、あそこの広場については現在のところ観覧席等を設ける考えはございませんが、ただ通路の確保につきましては、特に交番側に抜ける通路についてはちょっと仕切りまして、大体動線を確保しておりますけど、問題はアビエス側に抜ける通路の確保、これは山車のあそこを横切りますんで、そこら辺のところをどうするかというのが非常に難しい課題にとらえております。特に仕切りのためのフェンスについても一度は何かあそこをはがしたり、あるいは何か余り押されてとれたりした経過もございます。その辺の安全の確保、これも固定力を強めるとか、そういうことでやっていかなければいけないわけですが、その他やはり広場のタイルにガムテープの取り残しとか、あるいはガムなんかもよくあるわけで、なかなか取りにくくて後始末困ったりしているんですが、そういうところも含めてこれからも万全を期していかなければいけないというふうに思いますが、ただやはり広場の中の観覧席の仕切り設置というのは、果たして適当かどうかということを考えますとむしろ混雑を招く、混乱を招くというふうなことで、特別その辺は考えない。あとは通路の面を誘導をどうするかということに力点を置いていった方がよろしいんではないかなというふうに今考えているところであります。

ひとまず終わります。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

下山准一議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　小泉さんが人もいろいろ、何とかもいろいろというふうに言われますが、確かに人によって考えが違うということが言えると思います。市側の考えとしては、通路の方の遮へいと安心、安全については考えるが、座席、つまり升席のようなことについては、あそこは道路として確保されている場所であるからそれにはなじまないんじゃないかというふうなお話ですけども、よそのお祭りをする自治体、大抵有名な、有名なと言ったらおかしいんですけども、目抜き通りを、道路を使っております。その道路を使って歩道あるいは車道の一部にやぐらを組むとか、あるいはその道路を遮へいするとかいろいろお祭りの行列とか、そういったものと一般の観客が交流しないように、混雑を避けるためにも安心、安全の面からもある程度距離を置くようにロープを張るとかパイプで遮へいをするとか、いろんな工夫をしてお祭り客との混雑を避けているように私は何回かいろんなところで見ているんですけども、フリーにしちまって、今の新庄駅ですと、新庄駅っておかしいんですけども、新庄まつりの駅前ですと全くのフリーです。ですから、あの前を通る山車のいわゆる若連、あるいは交通整理をする人たち、大変です。前に前にと出てきますから、観客が前に出てくるんです。そうするとそれを後ろに押してやるということは非常に難しいんです。ですから、出てこれないようなきちんと枠組みがされておれば、観覧者もそれなりの心得があると思いますので、私はそこを申し上げているんですけども、どうも理解がいま一つかなと感じております。そのところをもう少しお聞きしたいなと思います。

あとせっかく通告に私関係課長と助役というふうに記名しておりますので、今の水利の問題、河川法と絡んで、かつては専門の立場でございましたので、前もって助役に私話ししておりますので、一言慣行水利なんかも含めてお話しいただければありが

たいと思いますが。

伊藤　亘助役　議長、伊藤　亘。

下山准一議長　助役伊藤　亘君。

伊藤　亘助役　ちょっと水利の問題ということで漠然としておるんですが、試験通水というのをもう一度御説明をさせていただきたいと思います。これは、最上川についても小以良川についても全部同じなんでございますが、普通水をとる場合はきちっと水利権をとって水をとらないととれないというのが基本であります。というのは、水をとるためにダムをつくればそのダムをつくるのに何十億、何百億かかっていますので、そのお金をかけた水でありますから、そう簡単にはとれませんし、上流で水が余っているというふうに見えたとしても下流でその水を使う方がいれば上流の水はとることはできないということでございますので、それで長年水はあってもなかなか思うように使えなかったというのがあったと思います。ただ、今回特に最上川につきましてはそういった水利権の問題をやるときに、いわゆる河川管理者と、それから土地改良区とそれから市役所、県というのが一緒になって一回実験でやってみましょうということで、そういった水利権の取得なしにどれぐらいの水がとれるのか、水をとっても下流に影響がないのか、その汲み上げるときにどれぐらいのお金がかかるのかと、環境の問題がないのかというのを確認するために試験通水という形で２年間やりまして、それでその結果ほぼ最上川につきましては約３トンの水利権については特に大きなお金を必要とせずに、ほぼ取得する方向でいきましょうということになったところでございます。

ただ、やはり汲み上げる電気代をいかに少なくするかということを考えなければいけませんので、できるだけ自然に流れている水をたくさん使えば別に３トンというのはどんどん減っていきますので、電気代が減っていくということで、今年は上流の方に目を向けたわけでございます。小以良川も小以良川ダムの水につきましても試験通水という形ですので、水利権はとっているわけではございません。きちっと管理者と我々が一緒になって試験通水という形でやった結果、まだ結果は整理中でございますが、ある一定量の水は確保できるのではないか。ただ、いろいろ整理してみないとやはりどういう課題が出てくるかというのはわかりませんので、そこも整理すると。きのう出てまいりました桝沢ダムの関係につきましても、そういうふうにいろいろ整理していって、まずやって、今までは水利権とらないとできなかった。それを何とか水利権とらずにまずやってみて、問題があるかないかということを確認して、きちっと将来にわたって３トンの水利をいかに安く確保するかという、まさに今過程でございますので、ぜひその総合的にそれを見ていただいて将来にわたってきちっと３トンの水が安く確保できるという道を一番いい形を探っていきたいと思いますので、そこら辺はぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

下山准一議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　いろいろと詳しく、さすが専門家という御答弁かと思いますが、この水の問題についてはまだまだいろいろと解決しなけりゃならないことがたくさんあると思いますので、この場ではなかなか論議尽くせないと思います。

実は、先ほど市長答弁の中でごみの関係で条例とまでいかないというふうなお話ありました。既に条例については最上町で平成４年の12月21日に条例を制定されたということで、前にもいろいろ話題になりました。当議会でも話題になりました。でも、条例まではやらなくてもいいんじゃないかという大方の皆さんの理解のもと現在に至っているわけですけども、先ほど申し上げたように、小さい子供たち、生徒諸君も嘆いている現状を見て、写真もご覧だと思います。環境課長にもお話をしたところ、こういう条例については既に職員の方が最上町から頂戴しているということで、私もこれコピーを頂戴したわけですけども、何も罰則を評価するわけじゃないんですけども、こういうことをやることによって効果

はいかがでしたと聞いてみました。そうしたらありましたと。現在は、町民の意識がまるで変わりましたと。どこに行ってもごみは持ち帰り、そしてまちの中もそういうポイ捨てはなくなりましたというような話をけさ最上町の議長から聞いてきたばっかりです。ですから、こういうふうな条例条例と言っていろんな締め付けをするということがいいのかどうか、余り好ましくはないというふうなことだと思うんですけども、こういうことでもしない限り何かができない。何もやれない。今日の朝駅のホームに入ってみますと、今までごみ箱の置かれていないところに燃えるごみ、燃えないごみ、分別された箱が用意されておりました。改札、出札のすぐわきです。今までなかったところに。つまりそれをやることによって、私の前を通ったお客さんがポケットから、ポケットに入ったごみをどこかから持ち帰ったのか、そのごみをそこに捨てておりました。ですから、そういう捨てるとこがあるとおのずと捨てる気にもなるのか。先ほどそれがいっぱいたまって非常に見苦しい状態になったんだというのは、回収を怠っているからではないでしょうか。回収を速やかにすれば汚れないはずです。ですから、そういうふうなことも１つのローテーションの中に入れておきますとごみの回収をスムーズにやればたまらないわけです。１日に幾らもたまらない。実は、ここにちょっと議長にお断りして、けさ５時ごろの駅前のごみはこれぐらいです。たばこの吸い殻がたくさん入っています。いろんなものが入っています。これが約20分ぐらいの間に駅前に落ちていたやつ拾ったやつです。この程度のものがたくさん散乱しているんです。それは、つまりどこかに吸いがらを入れるものがあるとすれば、たばこの吸い殻を捨てる場所はここなんだぞというところが理解できるのかなという感じもします。ちり紙のはなをかんだやつ。一番困るのはガムのかみ捨て。今は、寒いのですぐ取れます。夏になると取れなくなるんです。ですから、ぜひ天気がよくなったとき散歩のついでにあそこの場所を散策してみてください。ガムの跡が醜い老人の皮膚のようにべたべた、べたべたすごいです。職員の方に聞いてみて、この跡を取る方法はないのかと言ったら、薬剤の処理もあるんだけども、なるべくそれはしたくないというようなこともおっしゃっていました。機械でやってなかなか取れなかったと。今ちょっと私不適当な発言したのかな。醜い老人などと言っていましたが、その箇所は削減してください。失礼しました。つまりひどい様子があそこの場所を通りますと取れない状態残っております。そんなことも含めてガムなんかも今の高校生に限らずクチャクチャかんだやつをぽいぽいと捨てていきますので、それもひとつポイ捨て、俗に言うポイ捨て条例などと言っていますけども、そんなことも考えられるのかなという感じもしますので、ひとつその辺も含めて御答弁いただければありがたいと思います。

それから、升席、２分ぐらいでひとつお願いします。何とかいい考えがないのかなということで。したくないという気持ちはわかるんですけども、やることの効果もお考えいただきたいなと思います。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

下山准一議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　まずもってごみ拾いにボランティアとして活動していただいている方々いっぱいいらっしゃいます。個人の方、また団体、そして町内会、子供会の方々、本当にお礼を申し上げたいというふうに思っています。

今年４月から先ほど石田議員さんが示しましたボランティア袋でもって御協力してくだされている団体がこれまで１月の末までに約98団体で、ボランティア袋の方も3,700枚ほど出ております。こういった方々でもって新庄のまちをきれいにしていただいているというふうなことで、本当に心から感謝申し上げているところでございます。先ほど市長の方の答弁にもありますとおり、ごみ箱を設置した場合、これまでも設置したことがあるんですけども、その中に例えばたばこの吸い殻とかちょっとしたはなかみとか、そういったものじゃなくて生活系のごみが多くなってきたというふうなこともございます。そ

こにはいろんなごみが混在いたしまして、ただ回収が遅いとかなんとかという問題じゃなくて、モラルの、そこにごみを拾って出す方と、ごみをわざわざ持ってきてそこに入れる方といらっしゃいます。そして、また通勤の途中に家のごみを持ってそこに捨てていく方もいらっしゃいます。そういった実態もありますので、そういったことから持ち帰りというふうな形で運動を展開してきているというような状況でございます。これからもいろいろと衛連の皆さんとか、それから商店街の皆さん、そういった方々とも御相談しながら清掃パトロールというものをやっていきたいと。その中で当然ごみ拾いも含めてですけども、協力していただいて新庄市のまちをきれいにしていきたいというふうに思っております。

また、ポイ捨て条例というふうなこともあるわけですけども、確かに最上町さんの方で平成５年の４月１日から施行しております。先ほど石田議員さんの方からあったんですけど、議長さんから今日聞いたと、きれいになったと。私ども担当者の方から聞いておりますのは、罰則規定はあるんですけど、適用したことはないと。不平不満が出てくると。それでもって滞在者も当然それらの中に含まれるわけですけども、ちょっと最上町の議長さんと担当者との間のずれがちょっとあるんではないかというふうに思っております。上位法といいますか、清掃法があるんですけども、不法投棄については罰則規定もございます。今ではその不法投棄の……済みません、２分ですから、はい。というふうなことで、今後ともまちをきれいにするために商店街、それから衛連の皆さんとともに一緒にやっていきたいというふうに思いますんで、ひとつよろしくお願いします。

羽賀千尋商工観光課長　議長、羽賀千尋。

下山准一議長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　初めにお断り申し上げますけれども、したくなくてしないんではございません。実は、何でできないかということは市長が申し上げたとおりでございます。それで、やっぱり一番は事故。事故は、やっぱり未然に防ぐということが第１番目でございます。その中で交番側については広いスペースありますので、あそこは歩道を確保してございます。その中でやっぱり一番混雑するのは、駅に向かって右側のあじさい茶屋から前の山形交通、そこの部分でございます。そういう中で今年は特に250年ということで、市の職員の動員も多目にかけますし、またガードマンを多く張り付けて事故のないようにしたいと思います。ただ、なかなか市の職員とか会議所の職員があそこでいろいろ交通とか雑踏整理してもなかなか言うことを聞かない方がかなりいらっしゃいます。そういうようなことで、ぜひあの辺の一番込み合うところは制服を着ているガードマン、あそこで対応していきたいと思います。とにかくまず事故は未然に防ぐというようなことを第一に考えてやっていきたいと思います。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

下山准一議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　事故を未然に防ぐのを第一と考えるということ、その言葉を頂戴して終わります。ありがとうございます。

下山准一議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　２時４４分　休憩
午後　２時５４分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

なお、小嶋冨弥君よりこれより欠席するとの届け出がありました。

佐藤悦子議員の質問

下山准一議長　次に、佐藤悦子君。

（３番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

３　番（佐藤悦子議員）　日本共産党を代表いたしまして質問を行います。

初めに、前の議員の皆さんから少子化対策につ

いて、これは大変な問題だというお話がさまざまあったんですが、私が考えるにその少子化対策のかなめは男女ともの労働時間の抜本的な短縮、これが一番だと思います。また、もう一つは子育ての費用を下げて社会全体として子供を育てる体制づくり、これが大事だと思います。例えばフランスだったと思いますか、子供が生まれると、あるいは妊娠中からかもしれませんが、子供ができた時点で月６万円とかの支給がされたりしております。そういうことがある中で出生率が増えてきているというふうに聞いております。

また、社会保障の財源確保の面で市長からも大変心配しているという話がありましたが、これは言わせていただけば労働時間の短縮で失業をなくしていくこと、こうすることで社会保険料が確実に入ってまいります。また、高齢者や女性が働き易い職場づくりで元気な人は皆仕事をしてもらうと。そうすることで社会保険料は間違いなく入ってまいります。税金も入ります。そして、高所得者や大企業にヨーロッパ並みの社会保険料や税金の負担をしていただく、これで十分にお金が出てまいります。また、国のお金の使い方として公共事業中心を改めまして社会保障中心の財政運営にヨーロッパのように切りかえていく、こうすることで将来皆さんが心配している社会保障については十分賄えます。ということを先に申し上げまして、次に本題に入らせていただきます。

まず、子供たちの心と体の健やかな発達を保証するための給食の充実を求めて質問いたします。まず、１つは子供のアレルギーや生活習慣病の低年令化、低体温などの原因の１つとして輸入食品、加工食品の増があるのではないでしょうか。子供の味覚をただすために保育所から味覚の教育を進め、日本の食文化を正しく伝えることが重要ではないでしょうか。小児肥満の急増にアメリカが悩んでいます。高コレステロール児の割合が日本が既にそのアメリカと並ぶようになってきました。小児肥満の割合は８年前と比較して日本は今倍増しております。小児肥満の７割は成人肥満に移行します。そのとき、これだけ聞くと暗くなるわけですが、米や魚などの和食中心のパターンが多ければ肥満が治る確立が高いそうです。そういう意味でも１番の質問となりました。

②として、保育所、学校の食材費のうちで地元産及び日本産の占める金額と割合はどうなっているでしょうか。すべて日本産及び地元産の日を設定して和食の拡大をすべきではないでしょうか。

３つ目として、給食は直営でこそ教育としての給食を進めることができるのではないでしょうか。保育士や教師と調理員が一体となって教育活動を行うことで野菜嫌いが克服される実践ができます。民間委託では、民間企業の営利の場に子供を委ねることになり、子供の健康は守れません。千葉県の木更津市では民間委託より直営、これは正規採用職員とパート職員の組み合わせです。直営の方が経費がかからないといって直営に戻すことになったと聞いております。

４つ目に未実施の中学校給食の早期実現についてです。中学校の完全給食の実施は72％です。人生最大の発育期である中学期に完全給食の実施は急務です。愛情弁当をとおっしゃる方がいますが、弁当箱１つに栄養の行き届いた食事はつくれません。弁当内容を調べたアンケートがありますが、野菜なしが38％、野菜１種類が38％、おかずの大半は揚げ物が多くなっています。ある会社の菓子パンは、８年たった今も腐らないままビニールに入っているとのことです。こんなに保存できるパンを食べている子供がいます。ぞっとするのではないでしょうか。学校給食の栄養基準では、カルシウム、ビタミンとも１日の摂取量の半分以上と規定されています。義務教育の機会均等のためにも速やかに中学校給食を実施すべきではないでしょうか。

５つ目に米飯と牛乳の補助金の復活についてです。日本の主食である米を守るためにも、日本の酪農を守るためにも米飯給食の補助と牛乳代の補助を復活させるよう国に対して強く求めていってほしい

と思います。

６つ目に統一献立、一括購入ではなく、各校に栄養士の配置を進めるべきではないでしょうかということです。学校給食法では、子供が食という体験を通じて生きる力の原点を学ぶ場とされています。栄養士の各学校への配置は、子供に食の自立と管理能力を高めていくものです。各学校行事に合わせた献立、子供の声に耳を傾けながら教師、調理員と一体となって教育としての学校給食を進めるためにも重要なことではないでしょうか。

大きな２つ目の質問に入ります。介護保険の改善についてです。ケアマネージャーさんのお話を伺いますと、国民年金だけで暮らしておられるなど、低い年金の方は介護保険料を取られた上に利用料も取るのかといって利用を控えるケースが少なくないそうです。私の知っている方でも、うつ病もあって体が動かなくなる方がいましたが、週２回訪問介護を受けています。「せめてもう一回多く来てもらえればいいなげんとも、お金私出さんねなよ」とあきらめています。介護保険料と利用料の市独自の減免制度が必要ではないでしょうか。来年度見直される介護保険法で誰もが費用を心配しないで安心して介護が受けられるようになるのでしょうか。介護保険の国庫負担を増やすよう強く働きかけることが必要ではないでしょうか。

介護保険見直し法案が国会に提出されました。政府は、制度を持続可能にするという口実でサービスの利用抑制やホテルコストとして施設の居住費や食費を全額自己負担とする改悪が盛り込まれています。法案の柱の１つは、特養ホーム、老人保健施設などの介護施設の居住費と食費について保険から給付するのをやめ、原則すべて利用者負担にします。施設入居者の場合、個室だけでなく相部屋の居住費が取られるようになります。10月から実施です。居住費、食費徴収による総額は年間で3,000億円。単純計算で１人当たり年間40万円もの負担増となります。厚生労働省試算のモデルケースで特別養護老人ホームの相部屋の場合、現在５万6,000円の利用料が見直し後には８万7,000円になるとのことです。これは、通所サービス、デイサービス、デイケア、ショートステイも対象になるとのことです。デイサービスでは、昼食の調理費が390円介護保険の給付になっていますが、全額自己負担となれば20日間の利用ですと月約8,000円の負担増となります。しかも、改悪後の食費負担を幾らにするかは施設によって差が出てくるので、１日1,000円程度の食費負担になるところも出てきかねません。介護現場の実態を見れば施設に入所したからといって自宅の家賃がなくなったり安くなったりするわけではありません。自宅を持ちながら介護施設に入所している方がほとんどです。家族の立場に立っても、家族が施設に入所したからといって水光熱費などの基本料金が値下げにはなりません。食事の調理費が家族の人数が減っても単純に比例して下がるわけではありません。ホテルコストの徴収は、結局は国民に負担増を押し付けるための口実にすぎないのです。低所得者に負担上限額を設けるとしていますが、それでも現状よりも毎月１万円以上の大きな負担増となります。介護施設の利用料のあり方の問題は、一律１割負担となっていることです。介護保険になってから低所得者が負担増となったかわりに高額所得者は大幅な負担軽減となりました。弱者を排除するシステムだという批判もあります。弱者を排除しないためには介護施設の利用料を所得に応じた応能負担に改めることこそ必要ではないでしょうか。

法案のもう一つの柱は、予防重視型への転換です。やることは軽度者向けの在宅サービスのリストラです。切り捨ての対象となるのは家事代行型の訪問介護です。在宅の高齢者をヘルパーが訪ねて行う調理、掃除、洗濯などです。厚労省はこれが利用者の状態を悪化させている、改善につながらないと決め付け、原則行わないという廃止法案を盛り込みました。例外的に行う場合でも必要性について厳格に見直した上で期間や提供方法などを限定するとして家事代行型サービスの厳しい利用制限を求めています。その一方で、軽度の人を対象に導入するのが新

予防給付です。提供される新サービスは筋力トレーニングや栄養改善、歯磨き指導などの口腔機能向上です。新予防給付の対象者は、介護の必要度が一番低い要支援と要介護１と認定された高齢者です。この中から筋トレなどのサービス効果が高いと見込まれる人を市の認定審査会で調査、選別して新予防給付の利用対象者として認定します。新予防給付と認定された人の利用限度額や個別のサービス単価を引き下げるとされています。予防効果によって利用者数を押さえ込むこととあわせて最大で10％の給付削減を厚労省は見込んでいます。幾ら新予防給付といっても高齢者の健康づくりに結実するだけの財政的裏付けもありません。新しく始める地域支援事業もこれまでの老人保健事業などの３事業を再編したものであり、予算規模もそれらの合計とほとんど変わらない約2,000億円です。それどころか全額公費負担だった事業を介護保険に移行させるため、国庫負担だけはちゃっかりと半分にするありさまです。また、高齢者が新予防給付を受けるべきか、従来の介護給付を受けるべきか、どちらが本人の状態改善につながるかの判断１つとっても高齢者の健康状態や生活の様子、希望を審査する行政の側がしっかりとつかんでいないとできません。それなのにこれまでは市町村が行ってきた健康診査などを介護保険の枠内で高齢者が民間事業者などと契約して自己責任で行うようにするわけですから、行政の取り組みは現状よりも後退しかねません。どうすれば高齢者の介護予防、健康づくりになるのか。それは、高齢者の福祉を全体として充実させることです。バリアフリーの環境整備、高齢者に対する公共料金の助成、地域活動、世代間交流の活発化です。高齢者福祉を全体として充実させる、税金の使い方を社会保障中心に切りかえることではないでしょうか。

保険料の大幅値上げは避けられないのかという点について。政府は、このままでは保険料は10年後に約２倍になるとおどしを行っています。保険料が今でも高いのは、そもそも介護保険が始まったときにそれまで介護に使う費用のうち50％を国が負担していたのに介護保険になって25％にまで引き下げた、これが最大の原因です。また、原則として５段階、または６段階となっているため、低所得者ほど負担が重いと逆進性が強いことも介護保険料の負担感が重い原因となっています。保険料を値上げしたり給付を改悪したりしなくても国庫負担を５％引き上げて30％にすること、財源は3,000億円程度でできます。また、保険料を所得に比例した定率制などにきめ細かく負担する仕組みに改めることも必要です。所得の多い人に相応に負担してもらうことになれば中低所得層の負担を抑えることができます。東京の武蔵野市も保険料を10段階に改めれば62％に当たる人の保険料が引き下げられると試算を行っています。2000年に3.2兆円だった介護保険給付費が04年には5.5兆円にまで増大していますが、このサービスの利用が広がっているという事実は公的サービスに対する需要がそれだけ大きいということを示しているにすぎません。４年半前と比べて老老介護など公的な介護制度の充実を求める国民の深刻な事態がなくなったわけではありません。低所得者がサービス利用から排除されていること、保険料が高いこと、特養ホームの待機者が全国で34万人にも上っていること、介護現場で働く人の矛盾が深刻になっていることなど、介護保険の生み出した矛盾を克服できるように介護保険の改善を国に求めていくべきではないでしょうか。

大きな３つ目の質問は、広域の負担及びあり方についてです。広域議会の議案は、各市町村議会で審議し、決定してから広域議会にかけるようにすべきではないでしょうか。広域行政の金額が約40億円と大きくなっています。広域議会でどんなことが問題になっているのか。各市町村住民が把握して慎重に判断していかなければならないと思うからです。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　最初に、少子化の問題についてもお話あったわけでありますが、その中で少子化の原因というか、そういうものについてのとらえ方は同じような考え方をしているかなというふうに伺いました。その中で少子化に対する対応策、解決策といいますか、そのお話もございましたが、なかなかそのとおりいくかどうかということについては非常に疑問な点がありますけども、やはり課題として我々もとらえているということには間違いないというふうに思います。特に労働時間を短縮することによって失業者をなくするというふうな、これ一種のワークシェアリングと言ってもいいんでしょうか、そういうふうなことも考え方として述べられましたが、少子化についてはこれはこの場で一時議論するよりもっともっとやっぱり根の深い問題ではないかなというふうに思います。

子供たちの心身の健やかな発達を願うこと、これについては共通であります。これは、誰しもそうであろうかというふうに思います。その中で、特に食のことを取り上げられたわけでありますが、給食のことであります。これは、佐藤議員のかねてからの持論の部分もありますが、後ほど教育委員会並びに保育所の方から具体的なことについては答弁いたしますけども、特に気になるのは民間企業の営利の場に子供を委ねることになると子供の健康が守れないと、こういうふうに断定されているわけでありますが、なぜこの民間企業にそういうのを委ねると健康は守れないのか、その辺のところがよくわからないというふうなこと。それから、もう一点、弁当について。弁当には、何ていう表現だったかちょっと忘れたんですが、要するに愛情弁当では子供の健康を守れるようなものをつくれないと、こういうふうな断定があったわけでありますが、それは中にはそういうことあるかもわかりませんが、お母さんたちは一生懸命子供たちの健康とかそういうものを考えて、そしてやって弁当をつくるわけですので、その中には相当立派な弁当もたくさんあるというふうに思います。そういうふうに信ずるべきだというふうに思います。ですから、弁当についてもそういうふうな断定というのはいかがなもんかというふうに思いますので、その辺がちょっと気になっております。

それから、介護保険の見直し、これはいろいろ佐藤議員の話があったわけでありますが，なるほどなというふうなうなずけるところもありましたし、果たしてそういうふうにうまくいくのかなというふうな疑問な点もありました。確かに2000年の介護保険スタートのときにお話にありましたように給付費も３兆2,000億円だったのがもう既に５兆5,000億円というふうなことになっている。それから、認定者も380万人ほどになっているというふうなことでありますので、今後も恐らく増えていく可能性が高いんではないか。そうすることによってやはりこの給付費も増えていくというふうな、これをどういうふうに賄うかと。簡単に国庫補助というか、国からの財政支出をすれば済むというふうなお話でありますけども、国そのものも今財政が非常に厳しい中で果たしてそういうあれが簡単にできるかというふうなのがいろんな悩みだというふうに思います。見直しの中にも新予防給付の創設ございました。これは軽度な、380万人の認定者の中の約半分ぐらいが要支援とか、あるいは介護度１、そういうふうな認定者がほとんど半分ぐらい占めているというふうなことで、これでこの辺のところの見直しにメスを入れたというふうに思います。

また、これも先ほど申し上げているんですが、居住費とか食費とか、そういうふうな生活コストが介護保険給付外になったというふうな見直し案が出ているわけでありますが、確かにこうなりますと非常にこの負担が多くなる。果たしてこの辺のところは大丈夫なのか。補足的給付とは言っているものの、まだこれがはっきりした形にあらわれていませんので、この辺のところは我々にとっても大変心配な部分であります。そんなことで今後も国会の議論なされるわけでありますが、その辺の推移ももちろん見守らなければいけませんけども、そういう点でやはり負担の軽減策についてはどういうふうにしたら一

番財政の支出の関係、そして利用者の負担、この辺の調整バランスがいいかということも含めまして、これからもぜひ機会をとらえて要請なりなんなりについては、これは決してやぶさかではありませんので、これは継続していかなければいけない介護保険制度でございますので、途中でやはり破綻するようなものであってはならないわけですので、よりよい方向でいけるようにこれからも取り組んでいきたいなというふうに思います。

それから、広域の議案については各市町村議会で決定してから広域議会で決定すべきというふうな御提言でございます。御存じのとおり、この広域市町村圏事務組合、これは地方自治法に基づく特別地方公共団体であります。地方公共団体の組合である複合的一部組合というふうなことを考えても、広域も１つの地方公共団体であります。そういうふうなことから、広域議会も議決という権能を有しているというふうなことでございますので、御提案の市町村議会で審議決定して広域議会で審議決定すると、いわば二重審議になるわけでありますので、これについては現行のような形でよろしいんではないかというふうに考えます。

また、広域の規約の改廃については、これは構成市町村の協議によるというふうになっておりますので、広域議会ではなくて構成市町村個々の議決、これを要するものであります。ただ、これは１つの形でありますが、いずれの共同事務も圏域住民の生活に当然深く関わっておりますので、広域と構成市町村との緻密な連携、これはより一層図っていかなければいけないというふうに思います。そして、いろんな物事を進めていくこと、これは当然であります。重要案件については、過去にも全員協議会でいろいろ議論をしていただきましたし、また施政方針でも具体的に削減額を申し上げましたが、広域自体、そしてまた市町村の厳しい行財政状況を考慮して事業の見直し、あるいは分担金の削減については今までも自助努力してきておりますが、これからも引き続きこれはしていかなければいけないというふうに思います。現在本市議会においても特別委員会が設置されておりまして、そのあり方、あるいは負担のことについても鋭意議論をされているというふうなことでございますので、この検討も当然反映させながらこれから圏域住民の安全、安心な生活のために広域の役割を果たしていきたいと、このように考えます。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

下山准一議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　学校給食についての御質問ですけども、学校給食は食材の発注から支払いまですべて各学校でやっております。もちろん学校給食に地元産をということはずっと奨励してきておるわけですけども、具体的には市の方で地産地消検討委員会を開催しまして、どんな野菜がどの時期にとれるかを示した旬の食材の生産表を作成しながら、それを参考にして献立の作成を行っております。また、給食用の米は100％最上産ですし、牛乳につきましても全量県内産を使用しております。なお、学校では17年度、来年度からですけども、学校給食地産地消推進委員会を立ち上げまして、来年度は沼田小学校と泉田小学校を地産地消モデル校として委嘱し、先導的な取り組みを行うことにしております。

次に、学校給食の運営方法についてですけども、現在小学校は自校方式の完全給食となっております。市の定員管理計画では、正職員の退職補充は計画されておりませんが、日々雇用で対応することとしております。また、長期教育プランの中で最近の食を取り巻く社会環境の変化に応じて学校給食のあり方を根本的に見直すという時期に来ているのかなというふうに考えまして、17年度に学校給食検討委員会を立ち上げまして、給食提供体制の問題や地産地消の問題、食に関する指導の充実などについて検討することにしております。中学校の給食についてもお話ありましたけども、その中で検討していくことにしております。学校給食の運営方式についても時間をかけて今後十分に検討していかなければならないというふうに考えておったところです。

３番目に米飯と牛乳の補助金の復活をという御指摘ですけども、昭和51年度より米の消費拡大を図るとともに米飯給食の定着、拡充に資するために国の方から補助が行われておったわけですけども、その目的が達せられたという判断から平成12年度から廃止されております。牛乳につきましても今年度学校給食用牛乳消費拡大促進事業に係る補助金の一部が17年度から廃止される旨の通知がありました。これらを給食費の値上げにつなげないように学校給食費全体の中で考えていくようにしていきたいというふうに考えております。

４番目に各学校ごとの献立、または栄養士の配置のことの御指摘があったわけですけども、市では現在栄養士がいない学校も同じようにおいしい給食が食べられるように統一の献立を作成しまして給食を提供しておるわけです。その中ですべて一律ではなく、各学校の実情に応じて、または各学校の特色を生かした給食となるように配慮しておるところです。また、市全体で一括購入ではなく、各学校ごとに契約業者に発注し、納品しております。

最後に、学校栄養士の配置についてですけども、先ほども申し上げましたように現在３名が３校に配置されております。これは、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によって定めた数でありますので、このことについては御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

川田宣彦福祉事務所長　議長、川田宣彦。

下山准一議長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　それでは、私の方から最初に御質問出ました保育所の味覚、それ関係について申し上げます。ただいまの教育長が申し上げた部分とひょっとしたら重複する場合もあるかもしれませんけども、よろしくお願いいたします。

まず最初に、保育所と学校給食のやり方なんですけども、根本的に違うということを御理解いただきたいと思います。違っても構わないんだという制度になっておりますので、そういうところを御理解いただきたいと思います。御指摘ありましたように人の食習慣というのはおおむね幼児期に形成されると言われております。したがいまして、その子供のころの食事というのは一生の食習慣に関わってくるものであるということから非常に大切で、保育所の場合ですと３歳ころから学校に入るまでは食事のリズムの基礎をつくる時期であると言われておりますので、そのような形で子供たちに接してございます。公立保育所、それから民間の保育所ありますけども、いずれも民間の場合も含めまして市の栄養士が栄養摂取量の計算を出して、これは公立の場合ですけど、公立の場合は市の栄養士がきちっとした栄養の摂取量を出して、それに基づいて各保育所の現場で調理師さんが調理しているという非常に望ましい状態で実施されております。

さらに、食事をとるときですけども、保育士と一緒にお子様も食べていただく、当然ですけども、そういう形をとっておりますので、そういうときにいわゆる指摘ございました食育の大切さ、そういうものを話しながら、楽しみながら楽しい食事を心がけています。これは、もう前からこのようにやっているところでございます。また、父兄参観日とか祖父母参観日なんかあるんですけども、そういう機会を通しましてその家庭の方にも食育の大切さとか規則正しい食事のリズム、それから愛情、そういうものが信頼感を培うんだという、こういうことを伝えまして、特に３回の食事のうち２回というのはしょせんは家庭でとる。やっぱり家庭でとる機会の方が多いわけですので、そういうときにぜひそういうお話をしながら御飯食べてくださいと、そのようなお願い、指導をしております。今後とも栄養士を中心にしまして安全な給食の提供に努めて新庄市の未来の子供の育成に努めてまいりたい、このように思っているところでございます。

さらに、地産地消絡みでの御質問ございました。我々の保育所、それから民間保育所、ともに地産地消ということには配慮して、旬のものを使った献立には大変気を配っているところでございます。野菜

の指摘ありました。野菜につきましては、地元産とか日本産の食材の割合を８割ぐらいにできないかと設定はしているんですけども、やっぱり需要と供給のバランスがあります。また、季節、時期などによってなかなか平均した供給には至っていない。なかなか現実は難しいというのも実情になってございます。それから、先ほど言いました学校給食とは違うんですけども、学校給食は教育長からありました。直接学校が管理しておりますけども、米と牛乳の消費割合についても教育長の方からお話がありましたんで、これは避けます。いずれにいたしましても給食についてはそのようにやっています。

それから、一番肝心な直営かということの問題ございましたけども、それから市長の方から民間と公立のやり方について市長からの発言がありましたんで、それは私もそのように思っておりますけども、保育所における給食というのは結局保育所ですので、民間立も含めてです。市役所に配属されている栄養士が当然市のものはそれを使いますし、民間の場合は民間の給食を受けている栄養士さんがきちっとした献立をつくるわけなんです。それを一応新庄市の栄養士の方が先ほど申し上げましたようにカロリーの摂取量とか、そういうものを確認して、そしてそれをもとに現場でつくっていただく、そんなことになっておりますので、特別な民間による弊害というのはないものと思っております。

そんなところだったでしょうか。いずれにいたしましても給食というのは大事なものですので、これからも子供の発育の本当の基礎になるような食事というものを提供してまいる予定でございます。

以上です。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　どうもありがとうございます。

では、１の２、地産地消の拡大についてですけれども、地産地消に取り組んでいらっしゃるそのお気持ちと行動というのは私は大いに評価しておきたいと思います。これは、同時に地元農業の振興策ともなってほしいものでもあります。そういう意味で、例えば冬でも市内のハウスでほとんど農薬を使わずに緑黄色野菜が新庄市でも栽培されているということです。また、白菜やキャベツ、大根、ニンジン、ジャガイモ、ネギなども越冬野菜として農家が保存しています。その甘さ、やわらかさは地元産ならではではないかと思います。それらを給食用に栽培して保存してもらうことは可能なことだと私は思います。また、たくさんとれる夏のナスなどというような季節の野菜は、さまざまな料理方法を研究すれば毎日近くあっても飽きずに食べることができるはずです。具体的な地産地消拡大の方法をぜひとっていただきたいということで、これは農林課なども頑張っていただきたいことなんですが、３つ提案したいと思います。地元の生産者団体と相談して野菜の生産計画と献立を調整する、年間栽培計画に基づいて月の献立を作成し、月ごとに生産者団体に品目や量を連絡する、農家は朝８時半までに各学校に搬入して、支払いは各学校から生産者団体経由で各農家に払う、こういう方法ができるということです。２つ目は、給食費が父母の従来の負担よりかかる場合があるときは農林振興費として市が補助することも考えてもいいのではないかと思います。３つ目は、生産者が供給する給食用食材については市場価格より高く、小売価格より安く設定する。以上、この３点についてどうでしょうか。こういうやり方をやっているのが新潟県高柳町です。2002年度町内産野菜や果物が38.2%、県産利用率は54.9%と打ち出しております。そういうふうな取り組みやることで地元でとれたものをどれぐらい使っているかということをはっきり出すことができると思いますが、そういうことは考えないか、いかがでしょうか。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

下山准一議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　何点か今御提案ありましたけども、ちょっと書きとめられなかったところもありますけども、ただ先ほどありましたように学校給食地産地

消検討委員会を立ち上げております。これは、教育委員会だけじゃなくて農林課とも一緒になってやっておりますので、今おっしゃられたようなことも含めて今後検討してまいりたいと思います。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　先ほど市長の方から民間委託の問題についてよくわからないということだったんで、こちらで再度言わせていただきます。

民間委託では、まず仕事になれない調理員が多くて事故続出が指摘されております。民間委託した千葉県船橋市では、去年４月から６月まで２カ月間で異物混入というのが46校で49件、調理員のけがや事故が73件ありました。教育委員会の発表です。東京都杉並区の場合には民間委託の給食では異物混入が多く、66.7％で発生。直営給食の場合は0.316％ですから、全く比較にならないほど民間委託では異物混入が多発しています。民間委託が直営に比べて事故が多いのは、会社から派遣されてくる調理員の経験や熟練の違いです。直営の場合は、栄養士がいれば個々の調理員に安全の確認や安全管理の指導を直接行うことができます。また、経験を積み上げてきた調理員が若い調理員に作業しながら調理技術の伝達だけにとどまらない、料理をつくる上で最も基礎になる安全管理や確認の方法も伝受して、より高度な安全管理がなされた給食をつくることができるのです。民間委託では栄養士が現場に入って調理の指導ができない上、調理員が低賃金、不安定雇用のため、10年たっても定着できません。絶えず入れ替わります。仕事になれない調理員では、異物混入や事故が起こるのは当然ではないでしょうか。給食の安全性と豊かさを求める上でも民間委託は問題があるのではないでしょうか。この点いかがでしょうか。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　全国的にそういうふうに調べるとそういうふうな事故が起こったと、これはそうかなというふうに受けとめます。ただ、ネガティブなことだけ取り上げておっしゃっていますが、民間でもやはり相当な技術研修、それから施設の管理について相当な力を入れてやっているとこもたくさんあるというふうに思います。民間に委託することによってよりよい点も絶対あるはずです。その辺のところもお調べいただければあれだと、すべて否定するというふうなことにはならないと思います。やはり佐藤議員は常日頃から民間の立場、市民の立場でいろんなことをお話しいただいているわけですので、やはり民間の方々が喜んで仕事できるような場を多く提供するということも、これは行政として考えていかなければならないことだというふうに思います。そういうふうな否定的な、あるいは事故があったとしてもそれはやはり指導によって改善していくというふうに、最初から直営の調理員は優秀、民間の方は劣悪というふうなことの断定というのはいかがなもんかというふうに思います。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　私は基本的に調理員の身分が低賃金で不安定雇用だということが、どんなに優秀な方であっても定着していくことができない。そういう問題がこういうふうな事故など、異物混入などが起きるということを言っているんです。それは、公の給食をつくる責任として、子供に本当に安全、安心なものを食べさせるという責任を考えたときにそういうことがないようにする必要があるんではないかということで言っております。また、民間委託の場合は食の安全という問題もあります。安全性からも問題があります。例えば千葉県の市川市の教育委員会でビデオを制作したんですが、ここに直営と民間委託の実態が図らずも出ております。民間の現場では消毒は塩素とスプレーでやっております。直営では消毒は大きな平がまに湯を沸かして行っています。民間委託で行う消毒の薬品、塩素は、普通水道水にも0.1ppmの使用が認められていますが、濃度が濃い場合には人間の染色体に影響があるとされており、使用に関しては毒性が懸念されている物質

です。水中の有機物と反応してトリハロメタンを発生することも知られております。がんや生活習慣病に影響する活性酸素の発生も心配されています。O―157の事件のときに医師から消毒は子供の腸内の殺菌力を弱めるから、薬品の消毒より熱湯でという話がありました。腸の働きを活発にするビフィズス菌を増やすためにも、薬品消毒を強化することになってしまう民間委託は問題ではないでしょうか。

もう一つは食材の問題です。直営だったら調理員の技術と経験によって手づくりできる調理が、民間委託では定着できないために技術が調理員になかなか伝わっていかないために輸入冷凍加工食品が多く使われます。学校給食の民間委託を受ける株式会社166社を構成する日本給食サービス協会の方針は、いかに手のかからない献立にするかということで、手のかかる献立は避けるように、それから加工食品の活用をしよう、強化磁器食器などは避けるようになどとしております。労働力の簡素化のためです。民間委託の現場では、地場の泥付き野菜、低農薬のふぞろいの野菜が敬遠されています。

（何事か呼ぶ者あり）

３　番（佐藤悦子議員）　これから民間委託を絶対しないでいただきたいという、そういう立場で言っております。そういう意味で地場のものを使えば少し泥がついていて扱いにくいかもしれないんですが、ビタミンなどが豊富だったり、あるいは農薬も少なかったりして子供の発達のためにとっても大事なものなんです。そういう意味で民間委託するような検討は絶対しないでいただきたい。直営を守ってやっていただきたいということで申し上げました。

次に、介護保険の改善について言わせていただきます。介護保険の訪問介護の利用料について、国の特別対策打ち切りによる負担増についてお聞きします。介護保険の導入前は、８割が訪問介護利用のときに無料でしたが、一気に１割になるということで、前から訪問介護を受けていた低所得者を対象に特別対策として利用料の軽減を設けました。これが少しずつ上がってきて、今度３月31日で軽減対策が打ち切られて４月１日から10％負担になると言われています。この負担になる人数が何人なのか教えていただきたいと思います。市としては、据え置き軽減に取り組むべきではないかということでお願いします。

川田宣彦福祉事務所長　議長、川田宣彦。

下山准一議長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　ただいまの件です。そのように確かになります。それで、今までずっと対象になってきた方は16年度で12件でございます。

あと利用料の軽減対策ということですけども、これについては今までどおり我々としても制度の範囲内でのことはやってきましたし、これからもやってまいりたいと、このように考えております。

下山准一議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　３時４３分　休憩
午後　３時５２分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

遠藤敏信議員の質問

下山准一議長　遠藤敏信君。

（１１番遠藤敏信議員登壇）（拍手）

１１番（遠藤敏信議員）　緑政会の遠藤敏信でございます。３月定例議会一般質問の最後となりました。お疲れのこととは思いますけれども、どうかよろしくおつき合いをお願いいたします。

きのう、今日の一般質問の際にも今年度をもって退職される方々に対する惜別の言葉がありましたけれども、少々時期的にはまだ早いのですが、私もまた長い役所勤めを退職という形で卒業される皆さん方のこれまでの労をねぎらうとともに、これからまだまだ長いであろう実りある人生の門出を祈るものであります。願わくば退かれた後も新庄に愛着を

持って住み続けていただき、大所高所に立っていいまちづくりのための力になっていただきたいというふうなことをお願いしたいと思います。

さて、通告に従い、２つの項目について御質問いたします。まず、第１点です。生ごみの分別収集についてであります。平成15年度広域の高炉ごみ焼却場が稼働してからは、高温で燃やすためにダイオキシンが発生しないということからビニール類も燃やせるごみという扱いになりました。当然のこと、いわゆる燃やせるごみは増え、紙、布類、生ごみ、ビニールなどがごちゃ混ぜになって可燃ごみの袋に捨てられ、燃やされています。一昨年新しく導入された焼却窯はストーカ方式といい、絶えず燃やし続ける焼却法だから、生ごみでさえ次のものを燃やす熱源になるなどということを言われる方もおります。しかし、生ごみの多くは水分であります。いかに高温のための焼却可能とはいえ、生ごみを焼却処分するのは不合理ではないかと思いますが、まずこのことについてどうお考えかお答えください。

さて、平成17年度の主要事業の中で環境課と農林課がリンクする形でバイオマス活用生ごみ収集事業と同じくバイオマス活用堆肥製造事業を掲げております。事業概要が載った資料では、例えば環境課の概要によりますと16、17年度の２カ年において実証に取り組むと。市内全域から排出される生ごみを分別収集し、堆肥化処理することでごみ焼却量を減量し、焼却施設の延命、処分費の減額を図り、地球温暖化の防止を図るものであるというふうなことが載っておりますし、農林課の概要によりますと５項目あって、やっぱり循環型農業の確立を目指す実証事業であること、それから民間企業による市内家庭系生ごみの全量堆肥化を目標とする。切りかえし方式により、年間120トンの堆肥の製造を実証する。地産地消の推進のためにまゆの郷の会や一般農家による作物の栽培を行う。それをもって農業振興はもとより特色ある地域づくりや環境保全対策の契機とするものであるというふうなことをうたってあります。増え続けるごみ問題の対策については、どこの自治体も頭を抱えているところではあります。先ほど石田議員がごみのポイ捨ての件もありましたけれども、一番いいのは個々人がごみを多く出さない暮らしを営むことこそが大事なんですけれども、生きていく上でごみはいかんともしがたく出てくるものであります。そんな状況の中、厄介物の生ごみを資源化して再び利用を図ろうとすることは、１つにはごみの減量化に直結することでもあり、また資源としての有益的利用は理にかなったことであると考えます。ついこの間までミニプラントを稼働して行っていた当市の環境保全型農業推進モデル事業でも同様の趣旨で、方式は違っていたわけですけれども、行っていたわけです。しかも、モデル事業とはいえ５年もやっていると。その蓄積成果があったとしたならばそれを生かして今回はきちんと市民に対して循環が目に見える形で示さなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。資源の循環、そして食の循環というふうなものまで目に見える形を示さなければならないのではないでしょうか。新庄市の場合、環境保全都市をうたっている手前、今やそういう段階にあるのではないかという思いがいたしますが、いかがでしょうか。これは、農林課の事業概要の一環として掲げられておりますけれども、栽培実証をさまざまなステージで実行、試行してみることが大事なのではないかと考えます。まずは、成分分析を行うとともに、例えばまゆの郷への出品会員、近隣の利用希望の農家の方々、あるいは家庭菜園づくりに汗しようと手ぐすねを引く方々、なるべく多くの方々にモニターになってもらい、データを集めることが大切かと思います。いかがでしょうか。

結果として作物をつくる際にこれは使った方がいいのだということになり、それによってできたものの価値をごみを提供した市民はもとより多くの市民に理解してもらえるような、２歩３歩に歩みを運ばなければならないのではないかと思っているところであります。

話が前後しますけれども、現在生ごみ収集で協力をしてもらっている家庭が370戸ということであ

ります。市内約１万3,000戸の家に占める割合としては、まだまだ少ないのではないかと思います。先日日新学区の婦人会の方々の集まりがありましたが、その際生ごみの分別収集に加わりたいが、個人でもできますかとおっしゃられた方がいました。完全な処理システムの構築には工夫や時間がかかると思いますが、16年、17年を経てどう進もうとしているのか、そのプロセスを伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、神室山の避難小屋についてであります。この件につきましては、昨年の６月定例会において部分的補修による延命維持の考えはないかということで質問をいたしました。避難小屋は、昭和42年に新庄市、最上町、金山町が共同で建てたもので、老朽化していてこのまま利用するに際しては不備があり、場合によっては危険であるとの指摘でした。そして、全面改修をした場合5,000万円ほどの費用が見込まれ、市の持ち出しは1,000万円近くになるとの答弁をいただきました。財政事情を考慮するまでもなく、全面改良などというふうなことは一切望むべくものではなかったのですが、回答はそういうふうなものでした。その後閉鎖するということを伺い、12月の定例会でそのことについて問うたのでしたけれども、いかんせん質問が無駄に流れてしまいまして、肝心の答えをいただくことができなかったために改めて要点を再質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。避難小屋の現状は老朽化して修理が必要だと。しかし、補修には金がかかると。このままでは危ないと。全面改築には大きな金がかかるということで、結局廃止、閉鎖ということに行き着いたんだと思いますが、ではそれをそのまま放置するのか、解体はしないのかということについてお伺いをしたいと思います。

国定公園内の避難小屋が閉鎖され、しかも放置されているという例は今のところないということであります。小屋が建った翌年、つまり昭和43年、栗駒国定公園の延長エリアとして神室山系は国定公園に指定を受けました。小屋の建設は前年です。１年の差、この順序が後先というふうなことがさまざまな流れの中で何か意味があるのかと。国の金を引き出すというふうなことはできないのかお尋ねいたします。

また、自然公園法というものがあって、その中で国等の責務というふうなものが３条の１、２にあります。要点を述べますと、「優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるようにそれぞれの立場において努めなければならない」これが第３条というふうなものです。その２、「国及び地方公共団体は自然公園における生態系の多様性の確保、その他の生物の多様性の確保を旨として自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする」というふうなことでありますけれども、山頂の非常に風光明美なところにいわゆる使われなくなった山小屋が粗大ごみとして放置されることは、景観を保つ上で果たして損なうことにはならないかというふうなことであります。私は、さまざまな問題、要因で閉鎖はやむを得ないにしてみても、後処理が全くなくそのまま放置するのだとすればこれは大きな問題だと思います。このまま朽ちるのを待つのか、財政状況が好転したら撤去するのか、そのお考え、それからもし撤去するとすればどれくらい先を見ているのかを伺います。加えて蛇足ですけれども、裸地化を防ぐためにテントサイトを設けることは考えられないのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問をこれで終わります。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　第１点目は、ごみ問題についての御質問でございました。大変大きな課題であります。今御承知のように新しい焼却場ができて稼働しているわけでありますが、その中で日量で大体平均すると70トンぐらいでしょうか、焼却場に運ばれております。御質問としては、生ごみを燃やすことはいいのかというふうな、間違いではないかというふうな問いでございますが、この焼却場で燃やす70トンの

ごみの中に約25％から30％近くが生ごみというふうなことになります。その他大体40％ぐらいが紙類、非常に紙類が多いんですが、そんなふうな一応数値としてはつかんでおります。ごみの減量については、これはいろんな方策を考えながら取り組んでいるところでありますが、しかしこれは人間生活する以上はごみが生ずるというふうなこと、これはやむを得ないのかなというふうに思います。ただ、それをどう少なく発生させるか、その後の処分をどうするかというふうなのは特に行政に課せられた１つの大きな課題であろうかというふうに思います。日本全体で今産業廃棄物が４億トン年間排出されるというふうなことで、また一般廃棄物、一般については約5,000万トンというふうなことを言われておるわけでありますが、これも少しずつ、微減でありますけれども、減っている。これは、多くの方々がやはりごみの減量について取り組んでいる成果かなというふうな思いもしますけども、でも日量70トンのごみが運ばれるというふうなことでは、これは現場もご覧になっているでしょうけども、相当な量であります。そういう中で、生ごみ焼却、これはおかしいんじゃないかというふうなことであります。昔を振り返ってみますと、生ごみ、これは家畜の飼料等々で大分使われましたし、肥料等にも使われたとこでありますが、今やはりすべてのあれが機械化され、また化学肥料等々が使われるというふうなことで生ごみがそういうふうな使われ方、また処理の仕方ができなくなってしなくなったというのが我々昔と今を考えてみますと焼却場に運ぶ量が増えてきているというふうに思います。できれば生ごみは焼却しない、ということはおっしゃるとおり半分以上が水分、水を燃やしているというふうなことでございますので、できれば焼却しない方がよろしいかというふうに思いますが、ただ現実的に焼却の道をとらざるを得ないというふうなことであります。

徳島県だったでしょうか、ある町で宣言しまして、ごみゼロ宣言をいたした町があるようであります。2020年にはごみゼロ宣言というふうなことをちょっと見たことあるんですが、やはりその１つの手法として、今うちの方でもいろいろ分別をやっておりますが、35の分別を行うというふうなこと、それをもってごみをなくするというふうなことを宣言して取り組んでいる町もあるようです。これは、もちろん我々だけではなくて他の自治体でもごみ問題については相当な労力と、それから事業費といいますか、そういうふうな金がかかって大変なところです。いろいろ、余談でありますが、市長会等でいろいろ首都圏あたりの首長さんと話しすると、金に糸目付けないから何とかごみ引き受けてくれないかねと、冗談も含めてなんですが、そういうふうな話もされます。ということは、例えば10平方キロの中に人口が５万人とか10万人とかといる、そういうふうな首都圏の衛星都市にとってごみの処理というのはこれ大変な問題であります。焼却場がまちのど真ん中にあるようなところもたくさんあるわけで、そういうことを考えますと我々としても今後永遠にごみの問題というのは続くというふうに思いますので、これについてはやはり今もやっておりますが、減量化を図りながら今後も取り組んでいかなければいけないというふうに思います。その１つとして、御指摘ありましたけども、11年から循環型農業モデル事業として取り組んだところであります。市の施設の中で約378から400世帯の方々に協力をいただきました。これは、生ごみとしてできるだけ水を切っていただいて、そして分別もきちっとやってもらうというふうな形で協力をしていただいております。これからはバイオマスセンターと連携をしながらバイオマスを活用しながらこの堆肥化の実証を行っているところであります。収集区域、日新学区の懇談会の中にそういうふうなお話があったというふうなことでございますが、この地域の拡大についても今うちの方でいろいろ検討しております。もう一年同規模で大体400世帯ぐらいでもう一回やってみようと。そして、18年度以降については市内の２分の１ぐらいの区域にこれ拡大していこうと。そして、その後は全区域、全市内にこれを拡大していこうというふうな今考え

方をしております。これにはやはり市民の皆さん方の深い理解を、やはり分別するというふうなことについてはかなりの手間暇もかかるわけでありますので、それと意識がそうでないとなかなか実行できませんので、その範囲の拡大をする前にやはり相当意識を高揚していただくための手立てもしていかないと、やはりまさに全市民が参加していただいて循環型社会の構築というふうなこと、これに取り組んでいかなければいけないというふうに思います。安全、安心な食糧の生産の中にもそういうふうな生ごみをもととした堆肥を使っていくと、これ実証の件についてもお話し申し上げますが、そういう点では十分に御理解いただけますように衛生組合長さんの皆さん方とともに市民の方々にいろいろ懇談会等を開催しながらやっていかなければいけないというふうに考えております。

それから、生ごみの堆肥の栽培実証についても話あったところであります。この栽培の実証を多岐にわたって行って、結果を出すことというふうなことでございますが、そういう御提言ありました。玉川大学のバイオマスセンターの協力を得て、生ごみあるいは木材チップ、家畜のふんなどの地域資源、これの有効利用、それからまた微生物菌によっての堆肥製造技術、これを活用して、ただいま申し上げましたように市内全域の生ごみの堆肥化による環境に優しい循環型農業の確立を目指していきたいというふうなのが今考えている計画でありますが、18年度からは民間事業者が事業主体になって堆肥の製造、販売の本格稼働に移行していくべく、16、17年度で実証期間として推進したところであります。本年度でありますが、これまで80トンの堆肥、これを製造いたしまして３月末までにはさらに30トン、合計で110トンの堆肥の製造を見込んでおります。これまで実施した製造堆肥３回の成分分析の結果では、土壌改良効果の高い特性を有する良質の堆肥が製造されております。昨年８月に１回目が30トン完成、その中から20トンを13戸の農家に試供いたしました。ニラ、白菜、キャベツ、大根等々の秋の作物で実証試験を行ったところでありますが、この試験の結果、作物の成育を阻害した事例は全くないというふうな報告を受けております。そして、成育も順調であると、そして品質もよかったというふうなことを農家の方々から聞いておりまして、大変喜んでいるところであります。また、産直まゆの郷、この会員の皆さん方の試験で栽培されたキャベツとか白菜とか大根など、これをコーナーを特設して展示販売したところ、一般の野菜よりも先に完売したというふうなお話も伺っておりまして、この実証試験の結果については大変いい結果が出ているというふうに思います。なお、今後も県、ＪＡ、そしてまゆの郷などと連携して可能な限り詳細な実証実験をやっていく計画をしております。

このような形で堆肥製造の実証実験を行っているとこでありますが、生ごみを原料として製造した堆肥、これまで塩類濃度とか異物もやっぱりどうしても混入するなど問題視する風潮があって、利用者から敬遠される傾向があったことも事実でありますけども、各種の研究の結果、通常の堆肥に比べても決して遜色はなくて、むしろすぐれた有機質の肥料として定着しつつあるというふうにとらえております。ただ、生ごみを主原料とした堆肥生産、県内でも長井市でやっているレインボープラン、あるいは立川町など一部の自治体のみが生産しているわけで、農家からこれを普遍的に利用してもらうにはやはり農家の皆さん方に実際に使っていただいてその効果をじかに感じてもらって、そして評価してもらうことが一番であろうかというふうに思います。農家の口コミでその評価が広がっていくことが理想でありますので、これについては施用試験と検証を十二分に行って、市が目指しております安全、安心の農作物生産、あるいは地産地消の推進、農産物のブランド化、また環境に優しい農業生産などに結び付くように今後も一層事業推進を図っていきたいというふうに考えております。

それから、続いて神室山の避難小屋の廃止の件でございますが、前回もこの点を取り上げられたん

ですが、時間切れのような形で最後うまく議論ができなかったので、再びというふうなことでございます。繰り返すことになるかと思いますけども、この避難小屋の使用禁止につきましては県あるいは関係自治体、そして我々と協議した結果、措置は17年の登山シーズン、５月１日からとして、それまでは告知期間とすることにしたところであります。神室山に登る登山口には、秋田県側も含めて最上町、金山町の各自治体が使用禁止の看板を新たに設置することになっておりまして、使用禁止に伴う避難小屋の閉鎖措置も行う予定となっております。なお、避難小屋の管理でありますが、これは登山道、縦走路等の刈り払いの受託者にお願いしておりましたが、今後の管理につきましても最上町、金山町とともに費用負担をしながら同じ方に継続的に管理を委託して危険場所の応急的な対処や告知看板等の確認をしていただく予定であります。

御質問第１点は、廃止した上で放置すること、だんだん老朽化も進むわけでありますが、そういうものは自然公園法に違反しないかというふうなことがありました。今後ともこの避難小屋については定期的な管理と監視を続けて、機材置き場として活用を図っていく考えでありますので、環境面での著しい悪影響を与えるというふうなことにはならないというふうなことで、同法に違反するというふうにはとらえておりません。これは、県とも確認済みであります。

また、テントサイトにつきましては、山頂付近には貴重な植生の問題もあり、また平地がほとんどないというふうなことから、適当なところもなかなか見当たらないというふうなのが現状であり、これは遠藤議員の方が詳しいと思いますが、集団で泊まれるようなキャンプサイトとしての平場はかなりやはり下山しないとないようでありますので、下山した場所で適地を検索していただくしかないのかなというふうに思います。また、縦走の場合は中間地点である火打岳の通称キャンプ場と呼ばれるとこがありますので、そこへの誘導を検討しているところであります。

以上、ひとまず答弁終わります。

１１番（遠藤敏信議員）　議長、遠藤敏信。

下山准一議長　遠藤敏信君。

１１番（遠藤敏信議員）　答弁ありがとうございます。

つまるところ生ごみの堆肥化というふうなことの成功の決め手は市民の理解と実践、行政がそれにどう、先ほども市長言われましたけれども、意識の高揚を図り、誘導していくかというふうなことが成功の鍵かと思います。

ところで、先日新庄市議会の中で設けている最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員会で17年度の広域予算の新庄市の分担金が著しく減ったと。その減った分は焼却搬入ごみの減量化に伴っている要因があるというふうなことを伺いました。これについて、もう少し詳しい話とどのように分析しているのかというふうなことを伺いたいと思います。

あと神室山のことにつきましては、これパソコンで先日ちょっと調べてみましたら商工観光課の小野さんの個人名が出ていて、非常に苦渋の決断というふうなことで廃止に至る経過が載っておりました。非常にへりくだった内容でつづられていて、私もちょっと痛いなというふうなことを感じたんですけれども、やはりなくなることに寂しさを覚えている人たちがさまざまいるなというふうなことを知ると同時に、基本的になきゃないでいいなと思いつつ、やっぱりごみとして要らなくなったものを放置していくのはどうかなというふうなことを強く思いました。

まず、広域に対する分担金で新庄市が減った分、これはごみの減量化に起因するとこが多いというふうなことの説明を受けたいと思います。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

下山准一議長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　広域分担金のごみの部分でありますが、これは平成16年分、この分担金が減額になりました。これは、もちろん処理量が減ったということでございますけども、これは前年同期と比較いた

しますと燃やせるごみが8.6%、燃やせないごみは60%ぐらい減っております。また、粗大ごみについても35%ほどの減量であります。一方、瓶とか缶とかペットボトルとか、そういうふうな資源物でありますが、これは約20%ぐらいの増というふうなことになりました。その結果、エコプラザの分担金については、これは全体経費が大きくなりましたので、約3,000万の増というふうなことでございますが、リサイクルプラザの分担金については約2,000万ほどの減額というふうにとらえております。この減量の要因でありますけども、これは御承知のように平成15年11月から実施した取り残しによる分別徹底の指導と、それから平成16年４月から実施したごみ袋への記名の徹底によって排出者に自分が出すごみに責任を持っていただくことにしたこと、また他町村からの持ち込みごみや事業系ごみのステーションへの排出、それらを排除できたことが大きく功を奏したものというふうに思われます。さらに、資源ごみが伸びたということは資源市場の好況というふうな状況、これもありまして、それを活用しての空き缶とか空き瓶とか、あるいは金属性の粗大物の資源業者による処理がありました。また、食品トレーリサイクルの推進というふうなこと、いろいろ細かな対応の積み重ねが有効であったのかなというふうに評価しております。今後もちろんそういうふうな分別、また資源ごみの回収等々にも市民の協力を仰ぎながらなお一層努めていきたいというふうに思います。特に舟形の埋立地でありますが、これも当初予定していたよりも現時点で恐らく２年か３年延命できるんではないかというふうに思います。なお一層そういうふうなことで資源化、分別を図っていくことによってあそこの埋立地ももっと延命の可能性もありますので、そんなところも今後も取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

羽賀千尋商工観光課長　議長、羽賀千尋。

下山准一議長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　避難小屋の件でございます。先ほどの質問の中で避難小屋を建築した年と、その後国定公園になっているわけですから、順序が逆じゃないかという質問があったわけです。その中で昭和42年に避難小屋建築していますから、約40年くらい前でございます。その中でいろいろ私たちが聞いているのは、当時国定公園にはなっていなかったわけです。それで、栗駒はなっていますけども、ぜひ神室山系も国定公園にしたいと、しようというようなことでいろいろ盛り上がって、避難小屋もつくっていろいろ要望して国定公園に指定していただいたというようなことで最初避難小屋つくったというふうに聞き及んでございます。

それから、国とか県の補助はないかという話もさっきあったわけですけども、私ども新庄市の負担約1,000万円と言っているのは、およそ新築した場合6,000万円ぐらいかかるであろうと。その中で国、県、あと地元が３分の１ということで、３分の１は2,000万円でございますけれども、そのうち今まで新庄市が50%、あと金山が30%の最上町が20%の費用負担でございます。それに照らし合わせますと新庄市が1,000万円ほど負担しなければいけないんじゃないかというようなことでございます。それで、確かにアウトドア志向の方がたくさん増えていまして、閉鎖といいますか、使用禁止するというのは大変我々も心を痛めているわけでございます。その中で１月14日にも最上の山岳会関係の方、当時集まっていただいたのは最上山岳会、あと神室山系の自然を守る会、自然に親しむ会、あと私の方で管理委託している方も入れて今後どうやったらいいかというようなことをいろいろ議論させてもらいました。その中で大変ありがたい話もあったわけでございます。というのは、やはり山岳会の方々がいろいろ利用もしていますので、ぜひ山岳会といいますか、関係者から寄附を募ったらどうかと。そういうようなことで関係団体が協議しまして、何とかそういうような方向で我々も頑張るからというようなことも申し受けてございます。そういうような中で今後とも山岳会とかいろんな、新庄市ばっかりでございませんので、関係団体の協議を進めてまいりたいと思います。ただ、

やはりすぐ新築というのは、先ほど市長が申し上げたとおりですので、非常に難しいんではなかろうかというふうには考えてございます。

下山准一議長　以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散　　会

下山准一議長　明日９日から16日まで本会議を休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、９日から16日まで本会議を休会とし、17日午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後　４時３０分　散会

平成１７年３月定例会会議録（第４号）

平成１７年３月１７日　木曜日　午前１０時００分開議

議　長　下　山　准　一　　副議長　中　川　正　和

出　席　議　員（２３名）

１番	山　尾　順　紀　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	５番	斎　藤　　敏　議員
６番	斎　藤　義　昭　議員	７番	渡　部　平　八　議員
８番	清　水　清　秋　議員	９番	小　嶋　冨　弥　議員
１０番	小　野　周　一　議員	１１番	遠　藤　敏　信　議員
１２番	佐　藤　　隆　議員	１３番	新　田　道　尋　議員
１４番	沼　澤　恵　一　議員	１５番	中　川　正　和　議員
１６番	森　　儀　一　議員	１７番	柴　田　忠　志　議員
１８番	下　山　准　一　議員	１９番	石　田　千與三　議員
２０番	平　向　岩　雄　議員	２１番	亀　井　信　夫　議員
２２番	今　田　雄　三　議員	２３番	髙　山　和　男　議員
２４番	金　　利　寛　議員		

欠　席　議　員（１名）

４番	星　川　　豊　議員

出席要求による出席者職氏名

市長	髙　橋　榮一郎	助役	伊　藤　　亘
収入役	森　　嘉　昭	総務課長	阿　部　敏　夫
企画調整課長	武　田　一　夫	財政課長	国　分　政　嗣
企画調整課参事	八　鍬　長　一	税務課長	設　楽　忠　良
市民課長	矢　作　勝　彦	環境課長	鈴　木　吉　郎
健康課長	田　中　紀　雄	農林課長	坂　本　孝一郎
商工観光課長	羽　賀　千　尋	建設課長	中　部　　力
都市開発課長	小笠原　謙　一	下水道課長	坂　本　弥　一
会計課長	奥　山　芳　彦	福祉事務所長	川　田　宣　彦
神室荘長	小　野　　正	水道課長	佐　藤　幸　一
教育委員長	伊　藤　輝　昭	教育長	佐　藤　　博

管理課長	矢　口　　孝	学校教育課長	小　野　和　夫
生涯学習課長	矢　口　喜一郎	生涯スポーツ課長	伊　藤　　恵
選挙管理委員会委員長	小　関　俊　也	選挙管理委員会事務局長	小　野　利　彦
監査委員	荒　川　修　也	監査委員事務局長	渡　部　秋　夫
農業委員会事務局長	斎　藤　友　一		

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局　　長	草　刈　國　夫	総務主査	森　　隆　志
主査	沓　沢　豊　子	主査	佐　藤　嘉　信

議　事　日　程　（第４号）

平成１７年３月１７日　木曜日　午前１０時００分開議

（予算特別委員長報告）

日程第　１　議案第２３号平成１７年度新庄市一般会計予算
日程第　２　議案第２４号平成１７年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
日程第　３　議案第２５号平成１７年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
日程第　４　議案第２６号平成１７年度新庄市老人保健事業特別会計予算
日程第　５　議案第２７号平成１７年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
日程第　６　議案第２８号平成１７年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
日程第　７　議案第２９号平成１７年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
日程第　８　議案第３０号平成１７年度新庄市介護保険事業特別会計予算
日程第　９　議案第３１号平成１７年度新庄市水道事業会計予算

（総務常任委員長報告）

日程第１０　議案第６号新庄市特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第１１　議案第７号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１２　請願第２号公共サービスの低下をもたらす「市場化テスト」（官民競争入札）に関する請願書
日程第１３　請願第３号住民の生活と地方経済を悪化させる公務員賃金の「地域給」導入に関する請願書
日程第１４　請願第５号定率減税の廃止・縮小を中止することを求める請願

（文教厚生常任委員長報告）

日程第１５　議案第８号新庄市防犯推進条例の設定について

日程第１６　議案第９号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１７　議案第１０号新庄市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１８　議案第１１号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の設定について

日程第１９　議案第１２号指定管理者の指定について

日程第２０　請願第１号介護保険の改善を求める意見書提出を求める請願

日程第２１　請願第７号社会保障制度の抜本改革を求める請願

（産業建設常任委員長報告）

日程第２２　議案第１３号新庄市農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２３　議案第１４号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２４　請願第４号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める請願

日程第２５　請願第６号地域経済の活性化等を求める請願

日程第２６　閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程（第４号）のほか

日程第２７　議案第３２号平成１６年度新庄市一般会計補正予算（第７号）

日程第２８　議案第３３号平成１６年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）

日程第２９　議会案第３号定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書の提出について

日程第３０　議会案第４号地域経済の活性化を求める意見書の提出について

開　　議

下山准一議長　おはようございます。ただいまの出席議員は23名、欠席通告者は星川　豊君の１名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第４号）によって進めます。

予算特別委員長報告

下山准一議長　日程第１議案第23号平成17年度新庄市一般会計予算から日程第９議案第31号平成17年度新庄市水道事業会計予算までの９件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長遠藤敏信君。

（遠藤敏信予算特別委員長登壇）

遠藤敏信予算特別委員長　おはようございます。

これより予算特別委員長の報告を行います。予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、簡単に報告をいたします。

予算特別委員会に付託されました案件は、議案第23号平成17年度新庄市一般会計予算から議案第31号平成17年度新庄市水道事業会計予算までの新年度予算計９件であります。この審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

審査につきましては、３月11日、14日、15日の３日間当議場において会議を開き、慎重に審査を行ったところであります。

まず初めに、議案第23号平成17年度新庄市一般会計予算は、特に各委員より数多くの質疑があり、活発な議論が交わされました。討論の折、佐藤悦子委員より反対の討論があり、また平向岩雄委員より賛成討論がありました。採決の結果、議案第23号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号平成17年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第27号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第30号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計予算並びに議案第31号平成17年度新庄市水道事業会計予算の計５件は、それぞれ質疑を行いましたが、討論はなく、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計予算及び議案第29号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算の２件は特に質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号平成17年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算は、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単でございますが、予算特別委員長の報告を終わります。

下山准一議長　お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第23号平成17年度新庄市一般会計予算及び議案第28号平成17年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算の２件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

下山准一議長　起立多数であります。

よって、議案第23号及び議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号平成17年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第26号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計予算、議案第27号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第29号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算、議案第30号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第31号平成17年度新庄市水道事業会計予算の計７件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第30号、議案第31号の議案計７件は委員長の報告のとおり可決されました。

総務常任委員長報告

下山准一議長　日程第10議案第６号新庄市特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第14請願第５号定率減税の廃止・縮小を中止することを求める請願までの議案２件及び請願３件の計５件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長石田千與三君。

（石田千與三総務常任委員長登壇）

石田千與三総務常任委員長　おはようございます。私から総務常任委員会委員長報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案２件、請願３件であり、審査のため３月９日午前10時より議員協議会室において委員７名全員、それに説明のため総務課より関係職員出席のもとに審査を行いました。

初めに、議案第６号新庄市特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてであります。総務課より、現在出張するときの日当については、平成15年４月から本市の財政状況に鑑み、県外出張の場合は従来の２分の１を支給し、県内の出張の場合には支給しないこととし、当時は市町村合併の協議を進めていた関係もあり、この措置の期限は平成17年３月31日までと説明をしてきたが、今回この措置を当分の間、少なくとも財政再建計画期間中は、継続する必要があると判断をし、こうした経過も踏まえ、条例については日当の額を改正前に戻した上で附則において当分の間特例措置を継続する内容の条例案を提出するもので、現在支給している額を引き続き支給するということですとの説明がありました。

委員より、３項に当分の間とあるが、何年か。明言できない理由は何かとの質問に、総務課より、当分の間とは財政再建計画中ということですとの説明がありました。

委員より、財政再建中とか５年間とか明言すべきではとの意見に、総務課よりは、年数についてはあくまでも財政再建中は実施をしなければならないという方向で考えておりますとの説明がありました。

委員より、議員の報酬も１年ごとに見直しているわけだから、職員も財政再建中とわかっていてもいつまでかなと不安だと思う。当分の間というのは余りにも漠然としていないかとの意見がありました。総務課より、当然そのことについて組合からも指摘があり、組合との話では平成16、17、18年度が一番厳しく、職員の賃金や議員の皆さんの報酬の削減を３年をめどに計画しているわけですので、できればこの３年をめどにやっていきたい。ただ、財政状況がわからないので、財政再建計画を５年と定めているので、最高５年くらいは考える必要があるので明言を避け、できれば２年できちんと整理し、条例を削除していきたいと思いますとの説明がありました。

委員より、苦しい決断ということがわかりまし

た。特別職にはこのような状況になった責任があり、受けとめなくてはならないわけですが、余り長い間職員の給料あるいは管理職手当など削るのはいかがなものか。短い期間で再建するという幹部職員の意気込みを期待したい。そういう苦しい事情の中での当分の間ということでしたらわかりましたとの意見がありました。

総務課より、日当は宿泊費の20％が基準になっており、2,200円、3,000円は妥当な金額。それが1,100円、1,500円になるというのはあってはならないことですので、当分の間をできるだけ短期間で終わるように、できれば２年で回復できるように努力していきたい。事務引き継ぎをしていくとの説明がありました。

委員より、半分にした場合年間どのくらいになるのかとの質問がありました。総務課より、試算では約400万円から450万円程度が１年間で減になりますとの説明がありました。

委員より、今まで条例でしてきて今度附則でというとそのとらえ方はとの質問に、総務課より、附則も条例であり、附則をとる場合「当分の間」を削除する場合はできれば２年後にまた提案いたしますとの説明がありました。

採決の結果、議案第６号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第７号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。総務課より、一般職の職員の給与等の削減を含めた人件費の削減は、事務事業の縮小、廃止に対して市民の理解を得るために大変重要と考えており、一般職の職員の給与などの削減も避けて通れないものである。平成17年度も今年度同様に期末手当を0.3カ月削減するとともに、期末勤勉手当の加算割合を50％削減する。議案第７号は、このうち期末手当を0.3カ月削減する内容となっています。なお、期末勤勉手当の加算割合の50％削減については規則の改正で行うものです。これらの削減額を給料月額に置きかえた場合平均では4.1％で、課長職の場合は管理職手当を含めると削減率は10.4％となります。議員の皆さんも削減になっているわけで、これも含めてこの措置により減額となる経費は8,289万円であり、中身については平成16年度と同じでありますので、引き続き平成17年度も職員の給料0.3カ月分を削減するものですとの説明がありました。

委員より、職員給与の削減に対して原則的に反対。市民より職員の意欲がないとの声がある。16年度の退職者15名、給与減額１億3,000万円で、職員を採用しないとなると人件費２億円の歳出が減になる。どこに使われているのか。17年度の減額となる経費8,289万円、職員分減額しなくともよいのでは。それでもしなければならない理由は何かとの質問がありました。総務課より、人件費削減２億3,000万円は財政再建計画５年間のパターンの数字に合わせ、あらゆる市民サービス事業に振り分けたということで御理解いただきたいとの説明がありました。

委員より、退職者分を採用しないわけだから、その割には２億円近い金がハード事業に反映しない。災害、豪雪に対して余裕のない予算は理解できるが、新庄市の財政再建にだけ目がいって市民サイドに目がいっていないのはまずい。市役所職員の給与の減額された8,300万円の消費を計算した場合、あるとないとでは大きな差が出てくる。そういう部分を含めた上での提案なのかどうかとの意見。また、委員より、改正の理由もあるし、財政再建の前提があるわけで、その中で人件費を抑え、５年の再建計画を３年でやれないかという代表者会議でも言っている。我々もそれだけ身を削ると言っている。予算を市民に使えるようにしてもらわないと市民は納得しない。市民から民間と比べ公務員の給料は高いと言われている。だから、もっと強くいろいろな形で進め、短期間でやってもらいたいとの意見がありました。

総務課より、そういうことも踏まえてまず市の財政再建が一年でも短縮するよう職員も頑張っております。市民の皆さんにも痛みがあるわけですので、0.3カ月はやむを得ないということで条例案を出しておりますとの説明がありました。

委員よりは、職員の給与は下がるが、新庄市再建のために我慢していただきたい。また、全職員の給与の減額は４市あるとの説明だったが、その年度年度の退職者を見据えて財政再建計画をしているので、どうしようもない。期間圧縮する努力をとの意見がありました。

採決の結果、議案第７号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願の審査に先立ち、協議会を開催し、請願書の説明を受けた後、審査に入りました。請願第２号公共サービスの低下をもたらす「市場化テスト」（官民競争入札）に関する請願書についてであります。

委員より、請願者の説明資料に「民間開放では介護報酬の不正請求などで都道府県から指定取り消し処分を受けた業者が昨年度は制度導入の2000年度に比べ10倍以上も増え」とあるが、国の方針は民間でできることは民間でということであり、国も県も市も同じ。不正があったら公的な審査を設けるべき。今の流れは民でやれることは民で、国も県も市も同じとの意見や、市も指定管理者制度導入で民間委託は進んでいる。民間でやると不正があるとはおかしい。公務員がやっても不正はある。請願に、「今政府は公共事業の無駄な部分を削減せず、住民へのサービスの低下をもたらす市場化テストに反対」というのは論理に合っていないような気がする。民間導入は必要との意見がありました。

また、委員より、民活を行政サイドで活用、採用していく方向で地域活力が出て発展すると思う。官民競争入札は必要との意見。テストだから市場化テストしないというのはおかしいとの意見。

意見より、20世紀は構造改革、地方分権推進法ができて大きく世の中が変わろうとしている。同一労働同一賃金と公務員の中で論ずるのは何か違うのではないかとの意見がありました。

採決の結果、全員一致で請願２号は不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第３号住民の生活と地方経済を悪化させる公務員賃金の「地域給」導入に関する請願書についてであります。

委員より、地域給についてはこれがないために物価を上げているのではと感じている。請願には反対との意見。官と民の給料の格差があり過ぎるからその是正をするための流れだと思う。導入賛成、請願に反対との意見。公務員の同一賃金制はおかしい。民間が工場を東北に持ってくるのは賃金が安いからで、民間の是正を踏まえ、地域給は今までやってきたことを明確にするということ。公務員を一方的に守る考えに反対。地域差があってしかるべきとの意見。公務員には寒冷地手当があるし、地域によって公務員賃金が標準賃金になっていない。同じ働く仲間は、同じ賃金が原則との意見。国は、現実的に地域の給与と公務員の給与に差があると言って将来的に地域給導入の時期が来る。中央主導で一方的にされるのは悔しいが、地域の中で考えれば整合性が必要。積極的ではなく、やむを得ない措置との意見がありました。

採決の結果、全員一致で請願３号は不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第５号定率減税の廃止・縮小を中止することを求める請願についてであります。

委員より、今増税、増税という中で経済状況は悪化している。定率減税が廃止になると20％定率減税やっているので、かなり大きな影響が出てくる。消費税の納税義務者についても3,000万円から1,000万円に下げられ、新庄市に住居を構えるかなり多くの方々が対象になるということを含めると、一気に定率減税を廃止するのはいかがなものか。現時点での定率減税の廃止、縮小には反対したいとの意見がありました。

委員より、廃止になった場合の新庄市における影響額はどうなるのかとの意見がありましたが、採決の結果、全員一致で請願５号は採択すべきものと決しました。

以上で総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告といたします。よ

ろしくお願い申し上げます。

下山准一議長　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　まず、議案の７号について、一般職の職員の皆さんの給料の減額ということを可決という話でしたけれども、退職者の方々の不補充ということで２億3,000万円ほど削減になるわけなんですが、この仕事分考えますとそのまま職員を採用しないということは、それだけ現在働いておられる一般職の職員の皆さんに仕事が振り分けられることになるわけで、それだけ仕事が重くなっていくというか、責任が重くなって過密になっていくだろうということは目に見えるわけなんです。そういうふうに働いていただく皆さんに対して、私は頑張ってもらう意味で削減するべきではないと思うわけなんです。ということなど話し合わなかったのか。

それから、もう一つは、一般会計の歳入などでもなぜ市民税が減ったかという理由にも、課長さんの方から、例えば公務員の寒冷地手当を人勧に基づいて削減した、これも税収が入らない大きな原因になったというふうに一番に上げられているように市職員の皆さんの給料が減らされることは、ひいては市財政の個人市民税が入らなくなることが間違いなくなるわけです。それは、経済波及効果という形で他の中小業者の皆さんの仕事の営業にも関わってくる、地域経済全体に関わってくる大きな問題だと思うんです。その点について話し合われたようにも感じましたけれども、その２つどうだったのかお尋ねします。

それから、請願第２号公共サービスの低下をもたらす「市場化テスト」に関して、これを全員一致で不採択ということでしたけれども、このところに私も説明員の１人で協議会になったときに説明に参加させていただいて話を伺ったりして聞いたときに、例えばハローワークで一時民間にお願いしたところがあるそうですけども、そうしたら、実は予算の削減を目指してやっていたようですが、見た目は。目的は、そういうところから出ているようなんですが、実際はお金はかかるわ仕事１つつかせるための経費は上がってしまうわということで、実はかえってお金がかかる結果になっているという話もあったというふうに協議会の場で聞いたりしていますが、その点について吟味されたのか。これは、予算削減という形で公共サービスを市場化テストして民間になるべく入るように安くさせるんだというような話なんですが、実はそういったことから見ますと予算削減が目的というよりは公的な仕事を企業に新しい利益追求の場として提供することが目的なんではないかというふうに私は見ているわけでありまして、そうなったときに利益の上がるものはみんな喜んでやってくれるかもしれませんが、利益が上がらない場合は新庄市の介護保険のある事業者の撤退に見られるように即撤退して、今まで間違いなくずっと利用できるなと思ったお年寄りの方々が右往左往させられる。大変な動けない体の中で心配だけが膨らんでいくような、そういう場面を私も見聞きしておりますが、そういうことはこれから考えられるんじゃないかと思うんですが、そういったことについてどうなのかお願いします。

それから、請願第３号の公務員賃金の「地域給」導入に反対という、そういう請願に対して全会一致で不採択ということなんですが、請願の中に同一労働同一賃金の原則ということが書いてあります。国家公務員の場合全国を歩くわけなんですが、同じ仕事をしている職員が東京の方にいると賃金が120％近くだったか、ちょっと正確な数字忘れましたが、115％だったような気がしますが、それぐらいもらえて、一方山形県の新庄あたりに来ると95％しかもらえない。同じ仕事を同じ時間やって、ましてこちらの方は雪ですから、そのためのいろんなものが必要なのにそれが削られているわけです。物価高いのもあったりするわけです。特にわかりませんけども、そういうのもあるわけで、そんなことが本当に許されるのかなということはどうだったか。何か話し合

われていないように感じたんです。

それから、この影響なんですが、地域給ということになると東北は95％とかと聞いたような気がしますが、この関係で市職員の給料についても地方交付税措置されている分の計算がその金額で交付税措置されてくるのではないのか。そうなったら市財政にとってもますます厳しいものになってきて、今でも財政厳しいということで市職員の皆さんに普通の公務員よりもさらに削ってお願いしているわけなんですが、それをさらに５％削ることになるのか。その点についてお願いします。

石田千與三総務常任委員長　議長、石田千與三。

下山准一議長　総務常任委員長、石田千與三君。

石田千與三総務常任委員長　佐藤悦子議員の質問について、余りにも長い質問でございましたので、今頭の中で整理をしているんですけども、まず初めの職員の関係で、議案７号の件だと思いますが、それについてはいろいろと委員から質問があったということを委員長報告の中に入れまして報告しているはずですので、そのことをまず御理解いただきたいと思います。

あとの請願について。地域給は当然あってしかるべきではないかというふうなことへの請願なんですけども、そのことでいろいろ委員からも質問がありました。説明に参った請願者の方から自分が転勤をした際の例も出されて説明をされておりました。給料の割には他の市から比べると物価が高かったとかという内容の説明もありました。そのことを受けて委員からは、そういうことも含めて今の給与というのがあるんだが、その後その地域によっては格差が出てくる。いろんな物価の面も、それから生活の面でも地方によっては大きな違いが出てくると、そういうことも考えながらその地域給というのはあるのではないかというふうなことがありまして、ただいま報告したとおりでございまして、その他については常任委員会の中では話はされておりません。

以上です。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　私は、議案７号については、これは今でも御苦労なさっている一般職の職員の皆さんに対して、さらに来年はベテランの最高に働く皆さんが14人も退職していく中でその仕事が全部今いらっしゃる方々に来るということを考えたときに、せめて給与は下げないで頑張っていただくということでやるべきだし、またそれがこのまま下げたら地域経済に与える影響は非常に大きいということも考えて、どうも私は納得いかないというふうに、委員長のとおり可決とは認められないように思います。

それから、請願２号については、先ほど言ったハローワークの実際の実験で民間にしたときに、かえって民間の方がお金がかかり、仕事もちゃんと提供できなかった。さらに、ハローワークの話は説明員の中で出ておりましたが、先の企業、求人をしている方の企業を現在のハローワークの場合はちゃんとした企業なのか、ちゃんと働かせてくれる企業なのかということが吟味された上で、もしそうでなかったらチェックされて求職者を守ることもやっているそうですが、民間委託になった場合はそういうことができにくくなるだろうというふうに言われて……

（「質問余り長くてわかんないぞ、
質問。答えがわかんない」と
呼ぶ者あり）

３　番（佐藤悦子議員）　ということで、私はハローワークの話を聞いても納得いかないなというふうに思いました。また、さらに説明員の話の中で税金、国税徴収、ここについて民間に任せていくということも考えているというのが資料にありました。ここを考えても税金という非常に個人的な個人情報、こういうものを民間に任せるということでは問題だなと思います。それに民間となった場合、お金を集める人たちが競争させられているわけです。そうしますと、お金を集め易い、税金をちょっと言えば払ってくれると見えるようなところからは大いに税金を

取り立て、ちょっと集めにくいなというところからは取らないで、余り手を触れないでまず置いておくかみたいになってしまうわけです、実際の営業考えても。そういうことになっていいのかと。これは、全く公共的なサービスなわけです。それが営業成績から見たときに利益から考えたら取り易く、そこからは大いに税金を取る、こういうふうになったら大変なことになるなと私は感じているわけですが、そういう点からも請願２号については……

下山准一議長　今質疑でありますので、持論の展開は別の場でお願いいたします。もっと明確に質問の内容をお話ししていただかないと、委員長の方で答弁できませんので、よろしくお願いいたします。

３　番（佐藤悦子議員）　請願２号についてもう一度やり直していただきたい。話し合い足りないと思います。その点についてどうかということです。

請願３号についても話し合いが足りないなと私は感じております。説明員の中で話がありました。東北全体でこの地域給導入の場合、900億円近いお金が地方交付税も含めて東北に来なくなる、それでいいのかと私は思いましたが、その点についての話し合いがない。それから、新庄市の職員で考えれば、今でも少なくなっている給料がさらに５％以上削られるということがこれが出てくることなるわけですが、それを考えたときの大変さ、経済に与える影響、これ考えたときにやっぱりもう一回話し合っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

石田千與三総務常任委員長　議長、石田千與三。

下山准一議長　総務常任委員長、石田千與三君。

石田千與三総務常任委員長　先ほど委員長報告で申し上げたことそのままでございまして、今の佐藤議員が質問されている内容については御自分の意見というふうに頂戴します。

私の方で整理させてもらいました。つまり職員の給与については下げるべきでない、地方の経済にも影響するんだということだと思います。それについては、十分に委員間でも話が出されております。ただ、先ほど申し上げたように委員長の報告の中できちんとお話、説明をいたしたつもりでありますが、つまり職員の方にもこの５年間というものは辛抱していただきたい、そういうことの１つのあらわれだということで御理解をいただきたいと思います。

それから、地域給の請願の説明については、佐藤議員も同席されておりましたので、内容については十分御承知かと思うんですが、委員の中からその後いろいろと話がありました。それを今委員長の報告の中で申し上げたとおりでございまして、その他のことについては佐藤議員がおっしゃられるようなことについて特別話はされておりません。報告どおりと受け取っていただきたいと思います。

以上です。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　今委員長の方から職員の給与を下げることを５年間辛抱してもらいたい、御理解をというお話でした。まず、それは仕方ないとしても、地域給が導入されたら今の状態がさらに悪くなるわけです。５年間どころじゃないわけですから。その点について考えたら、まず５年だけ辛抱してもらいたいという、そういう善意で言ったとしても、地域給についてこれからずっとそれを我慢していただくことになってしまう。そこまでやるべきなのだろうか、そういう姿勢でいいのだろうかと思うんですが、どうでしょうか。もう一回話し合っていただきたい。

石田千與三総務常任委員長　議長、石田千與三。

下山准一議長　総務常任委員長、石田千與三君。

石田千與三総務常任委員長　十分に委員会の中で論議した結果でございます。もう一度やり直せというような話と思いますが、それは考えておりません。

それから、先ほど私答弁漏れがあったと思います。つまり公務員でやっていた仕事を民間でもしやるとなれば不正が起きるのではないかと、ハローワークの仕事を民間でやったら実際に窓口に訪れる人に対して不正行為があるのではないかというような意味の質問があったと思いますが、もしそれがある

とすれば、盛んに佐藤議員がいろんなところで民間の力をかりて、ＮＰＯの人たちの力をかりていろいろとこれからやっていかなければならないではないかというような発言が議会でもされているんですけども、それとは矛盾されないのでしょうか。ちょっと不思議に思いました。

以上です。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第６号新庄市特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第７号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第７号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

下山准一議長　起立多数であります。よって、議案第７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第２号公共サービスの低下をもたらす「市場化テスト」（官民競争入札）に関する請願書については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

請願第２号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

下山准一議長　起立多数であります。よって、請願第２号は委員長の報告のとおり不採択と決しました。

次に、請願第３号住民の生活と地方経済を悪化させる公務員賃金の「地域給」導入に関する請願書については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議ありますので、起立採決いたします。

請願第３号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

下山准一議長　起立多数であります。よって、請願第３号は委員長の報告のとおり不採択と決しました。

次に、請願第５号定率減税の廃止・縮小を中止することを求める請願については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、請願第５号は委員長の報告のとおり採択されました。

文教厚生常任委員長報告

下山准一議長　日程第15議案第８号新庄市防犯推進条例の設定についてから日程第21請願第７号社会保障制度の抜本改革を求める請願までの議案５件、請願２件の計７件を一括議題といたします。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長金　利寛君。

（金　利寛文教厚生常任委員長登壇）

金　利寛文教厚生常任委員長　おはようございます。私から文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案５件、請願２件であります。審査のため、３月９日午後１時30分より議員協議会室において委員８人の出席のもと、説明のため環境課、生涯学習課、生涯スポーツ課、市民課、福祉事務所より関係職員の出席をいただいて審査を行いました。

初めに、議案第８号新庄市防犯推進条例の設定についてであります。環境課より説明をいただいた後に審査に入りました。環境課より、新しく条例を設定するもので、防犯に対する市及び市民並びに事業者などの責務を明らかにし、自分たちのまちは自分たちで守るという連帯意識のもと、市民の自主的な防犯活動を推進しながら防犯意識の啓発、高揚を図っていきたい。そのためにも関係機関と緊密な連携を保ちながら安全で住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的としている。この条例の制定により、これまで防犯協会などが独自で行っていた防犯活動が情報の共有化を図られることにより、統一性のあるものとなり、市としましてもこれまで以上に積極的に関わっていくことができるようになるという説明がありました。

委員から、空きビルの防犯対策ができるようになるのかという質問があり、環境課から、第５条の事業者などの責務の中で、「事業活動において生活の安全確保に努める」とあり、それにより建物などの適正管理を行っていただく考えであるということでありました。

委員から、市民に対して警察への協力を義務付ける条例なので、反対であるという意見がありましたが、環境課からは目的を達成するための施策が効果的に行われるよう市民が協力するということで、啓発活動や環境整備などの施策に対して自主的、自発的に協力してもらう内容ですという説明がありました。

また、委員から、今の時代の防犯活動は警察の協力体制が必要だという意見もありました。

採決をした結果、議案第８号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第９号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、環境課より委員協議会での協議経過も含めて説明を受けた後に審査に入りました。環境課より協議経過の説明があり、12月の16日及び１月の21日の委員協議会で火葬場の状況、使用料の収入状況、維持管理の実績、火葬の経費、そして県内13市と最上管内の火葬場使用料の一覧表等々、13市の状況調査表などの資料により協議を行ったこと。議案の説明では、これまでは市民の火葬場の使用料は汚物と小動物を除いて無料だったが、一部負担をお願いしたい。火葬費用の３分の１の費用の負担をお願いしたいということで13歳以上は１万円、13歳未満は7,000円、３歳未満と胎児の死胎、手足の肢体は5,000円に改めて負担の適正化を図るために改正する。また、周知期間を設け、平成17年の７月１日から施行するということでありました。

委員から、使用料はいつどこに納めるのかという質問があり、環境課から市民課で埋葬許可、火葬場使用許可を出しているので、市民課に手続に来たときに納付書によって納めていただくという説明でありました。また、詳細については公報等で周知していくということでありました。

委員から、改正する県内13市で新庄市が一番高くなる。収入が減っている状況の中でサービスが悪くなるのはいかがなものかという意見がありました。

その他にも質問がありましたが、採決の結果、議案第９号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号新庄市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について生涯学習課から説明を受けた後に審査に入りました。生涯学習課から、平成16年５月28日に上位法である文化財保護法の一部を改正する法律が公布され、条番号に変更が生じたために条文の整備を図るために改正する。文化財保護法の一部を改正する法律の内容は、文化的景観、民俗技術、登録制度の拡充に関する条文を加えるものですが、改正に伴う省令が示されていないことや公示されていないことから今回は条番号のみの改正で、17年度中に詳細が示されるので、そのときに条文の改正を行うということでありました。

委員からさしたる質疑等もなく、議案第10号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の設定についてと議案第12号指定管理者の指定についての２議案について関連していますので、一括審査を行いました。生涯スポーツ課から説明を受けた後に審査に入りました。生涯スポーツ課から、新庄市屋内ゲートボール場の効率的管理を行うため指定管理者制度を採用すること、公募によらないで新庄市ゲートボール協会を指定管理者とする理由について、１つは平成５年の開設以来12年間にわたり委託をし、その間適切な運営管理をしてきていること、２つ目は施設使用料は光熱水費、燃料費などの維持管理費に充てられており、委託料の支払いがないこと、３つ目は市民との協働、パートナーシップの観点から市民全体を代表する形での市民組織であることの３点が上げられる。指定管理者の審査については、教育長を委員長とする選定委員会において事業計画書、経営状況書類、管理実績などの書類を審査し、適切であると承認されましたので、公募によらないで指定管理者に指定するということでありました。条例については、開館時間は午前８時半から午後９時30分、休館日は12月の29日から１月の３日、利用料金は条例で定められた別表の額の範囲内であらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。利用料金は指定管理者の収入とする。指定管理者が行う業務の範囲は開館時間の変更並びに休館日の変更、それから利用の許可、利用制限及び取り消し、設備及び備品の維持管理ということでありました。

総括質疑での疑問点の説明がありました。１点目は、その他のスポーツレクリエーションの使用についてはフットサル、それからグラウンドゴルフ、ペタンクなどは施設に損傷を与える可能性があるので、使用は難しいこと。２点目、幼児の使用料については体育館でも受益者負担ということでいただいているので、同じ考えであること。また、３点目、今後夜間や午後の使用により費用の持ち出しがあるかという点は、利用時間である午前８時半から午後９時30分の時間内であれば指定管理者の責任で対処をしてもらう。４点目、施設管理経費は施設利用料収入によって賄うという説明がありました。

委員より、ゲートボール協会に任せるのはいいが、協会員を優遇し、他の人に使わせないというようなことにならないかということに対しては、生涯スポーツ課から、そのようなことはあってはならないが、厳しく指導していくということでありました。

委員より、指定管理者の業務の範囲に開館時間や休館日の変更、利用許可や利用制限等があるが、すべて教育委員会の承認がなければできないとなっているが、それでは指定管理者が独自に管理運営ができないのではないかということに対して、生涯スポーツ課からは、最低でも休館日と開館時間は教育委員会で把握しておかなければならないので、その変更については教育委員会の承認が必要だが、その他の業務については指定管理者の判断でできるという説明でありました。

委員から、ゲートボール協会はこの条例の内容について納得しているのかという質問に対して、生涯スポーツ課からは納得してもらっているということでありました。

また、委員から、今後赤字になった場合にはどうするのかという質問に対して生涯スポーツ課からは、その時点で値上げも含め指定管理者と教育委員会で協議をして対処していくということでありました。

また、委員から、常任委員会の審査に当たり、指定管理者とする団体の事業計画や実績などの資料が提出されるべきではないかという指摘もありました。

以上の審査の後に採決をした結果、議案第11号及び議案第12号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請願第１号介護保険の改善を求める意見書提出を求める請願ですが、福祉事務所から請願事項の１から10について新聞等で知り得た改革案の概要に基づいて説明をいただき、その後審査に入りました。請願事項の２の「住民税非課税者の利用料を３％にすること」について、福祉事務所から、現在の利用料は10％の負担となっているが、相当数いる住民税非課税者の利用料を３％にすれば、給付費が同じなので、７％はどこかにしわ寄せが行く。公費を増やすか、または被保険者の保険料を高くするしかないという説明がありました。

それに対して委員から、請願の趣旨は国の負担を増やせという内容だという意見がありましたが、別の委員からは現実的には国も財政難なのだから、保険料が高くなる可能性が高いという意見がありました。

委員から、請願事項の８番で「国の予算を増やして介護基盤の整備を進めていくこと」とあるが、国では特別養護老人ホームなどの施設はつくらせない方針なのかという質問があり、福祉事務所からは、改革案の柱の一つに介護予防があり、それは要介護にならないように、また介護度が重くならないような施策を進め、施設に入る人を減らしたいという考えだ。そこから考えれば施設をつくりたくないという方向にあるように思うという説明がありました。

委員から、請願事項の10番で「サービスの提供を介護福祉士のみの仕事と限定せず」とあるが、介護福祉士のみに限定されるのかという質問があり、福祉事務所からは、改革案では将来的には介護福祉士を基本とすることになっているが、限定するとは言っていないということでありました。

それに対して委員から、介護福祉士の資格がないと介護の仕事ができないと国では言っているのではないか。現在働きながら苦労してヘルパーの資格を取って訪問介護の仕事をしている人が介護福祉士の資格を取るのは難しいという意見がありました。

また、委員から、介護福祉士の人数は足りている。これから資格を取るのは難しいという説明がありました。

委員から、請願の中で「介護を支えるヘルパーやケアマネジャーなどは仕事に見合った報酬や安全が保障されていない」と書かれているが、実態はわからないので、この場で判断ができないという意見がありました。

委員から、願意が不明な部分があることから請願者に確認する必要があるので、継続審査にすべきという意見がありました。

その他意見などがありましたが、継続審査という意見があったことから請願第１号について継続審査についての採決をしたところ、賛成多数で継続審査とすることに決しました。

最後に、請願第７号社会保障制度の抜本改革を求める請願について、市民課より年金制度について説明を受けた後に審査に入りました。市民課より各種年金の一元化問題についての国の流れ、国民年金の未加入者及び未納者対策の実態の説明がありました。

年金の一元化について、各委員から意見がありました。ある政党の主張は、厚生年金や共済年金等は雇用主負担が50％あるが、一元化することにより雇用主負担をなくし、本人及び国庫負担によって賄う。その財源は、消費税を増税するということなので、非常に問題のある請願という意見。一元化したいというのは理想であって、最初国民年金に近付け

るということだったが、納付率が下がっているという問題等があり、今の段階では無理なように思うという意見。理想として一元化はいいが、一つ一つの見直しを図らなければならないので、早急に進めることは求められないという意見。年金の一元化問題にもいろいろある。請願者の意図する内容がわからないという意見がありました。

委員から、社会保障制度全般の一体的見直しというのも何を意味するのかよくわからない。請願者への確認が必要という意見がありました。

総じて社会保障制度全般と幅が広過ぎるので、意図する内容に焦点が定まらないので、継続審査という意見が多いため、継続審査について採決を行った結果、請願第７号は全会一致で継続審査とすることに決しました。

以上、文教厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

下山准一議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午前１１時０３分　休憩

午前１１時１７分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

ここで議長よりお願いをいたします。質疑につきましては討論と思われるような持論の展開と混同しないようによろしくお願いをいたします。

それでは、先ほどの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第８号新庄市防犯推進条例の設定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第８号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

下山准一議長　起立多数であります。よって、議案第８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第９号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第９号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

下山准一議長　起立多数であります。よって、議案第９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号新庄市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の設定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号指定管理者の指定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第１号介護保険の改善を求める意見書提出を求める請願については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

よって、請願第１号は委員長の報告のとおり継続審査と決しました。

次に、請願第７号社会保障制度の抜本改革を求める請願については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、請願第７号は委員長の報告のとおり継続審査と決しました。

産業建設常任委員長報告

下山准一議長　日程第22議案第13号新庄市農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第25請願第６号地域経済の活性化等を求める請願までの議案２件及び請願２件の計４件を一括議題といたします。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長山口吉靜君。

（山口吉靜産業建設常任委員長登壇）

山口吉靜産業建設常任委員長　皆様、御苦労さまでございます。私から産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は議案第13号新庄市農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案第14号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、次、請願第４号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める請願、そして請願第６号地域経済の活性化等を求める請願の４件です。３月10日午前10時より市役所３階議員協議会室において委員８名全員、また説明のため商工観光課及び農林課より関係職員の出席をいただきまして審査を実施いたしました。

まず、議案第13号新庄市農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農林課より、毎年400から500万円ある一般会計から集落排水事業特別会計への繰出金を圧縮し、財政負担を軽減するため使用料の改定を行うもので、率は6.45％と極力低く抑え、標準的世帯で月額税込210円の負担増となること、新しい使用料は７月からの適用で、17年度については約90万円の増収が見込まれるとの説明がありました。

委員より、繰出金を少なくするための手法について質疑があり、管理組合を通じて加入の呼びかけ、普及活動、使用料の納入など連携をとりながら利用率を上げるため努力しているとの説明がありました。

他の委員より、今後再度の料金値上げはあるのかとの質疑に対し、極力値上げはせず、利用率の向上により対応できるように努力したいとの回答がありました。

また、他の委員より、郡内他町村との比較でも当市の料金はそれほど高くはない。今般の改定もいたし方ないとは思うが、より一層利用率向上のための努力が必要だとの意見がありました。さらに、下水道と比較して料金を同じようにする意図であるのかとの委員の質疑に対しては、参考にはしているが、全く違う料金体系であり、一般会計からの繰出金を極力圧縮するため、あくまでも受益者負担の原則により負担増をお願いするものとの説明がありました。

そして、採決の結果、全員一致で議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決したところであります。

次に、議案第14号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。商工観光課より説明がありました。新庄、最上地方は働く場が少ないため、定住促進につながらない現状があると。また、市民アンケートでも雇用の場の確保が一番の要望事項に上げられているとのことです。企業立地用地取得助成措置が今月末をもって期限切れとなるため、これを５年間延長し、同時に助成の面積要件を１万平方メートルから3,000平方メートルに緩和して企業立地を促進するという内容であります。

審査では、委員より、中核工業団地の残り19区画の用地に実際に企業立地があった場合、その助成費用を捻出できるかとの質疑があり、もしそうなれば財政課と協議して積極的に対応していくとの回答がありました。

また、他の委員からは、助成を受けた企業が短期間で撤退した場合、補助金を返還させるような規定はあるのかとの質疑があり、条例に補助金返還の規定が定められており、操業開始から５年間以内の操業停止、廃止がこれに該当すること、また過去に該当例はないとの説明がありました。

また、他の委員から、この改正により市内の企業にどのようなメリットがあるかとの質疑があり、それに対して従来は１万平方メートルが助成の要件だったため、初期投資が大きく、市内の地場企業には立地しにくかったと思われるが、面積要件緩和により新たに工業団地への立地を検討している市内の企業があるとのことでした。

その他にはさしたる質疑はなく、採決の結果、全員一致で議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決したところであります。

続きまして、請願第４号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める請願であります。農林課より、ＢＳＥ検査体制についての説明を受けた後、審査に入りました。

審査では、委員より、国内で初めてＢＳＥによる死者が出たというのはイギリスとフランスに滞在中に食べた牛肉が原因で、アメリカ産とは直接関係はないという意見がありました。

他の委員からは、何が危険で何が危険でないかは専門家の結論が出るのを待つより他ないという意見がありました。

また、他の委員からは、いつまでもアメリカ産の牛肉が入ってこないとなれば子牛の価格が高騰する。高い子牛が成牛に育ったときに高く売れる保証はなく、日本の畜産農家の間に不安が広がっているとし、国内と同水準の検査体制でなければアメリカからの輸入禁止を継続すべきという請願の趣旨に疑問を投げかける意見が出されました。

他の委員からは、イギリスやフランスなどの欧州各国では、輸入牛だけでなく自国産牛についても全頭検査ではなく一定月での区切りを設けての検査が実施されていることに触れ、安全であるにこしたことはないが、全頭検査でなければだめだというのは過剰な反応ではないかという慎重な意見がありました。

そして、採決の結果、請願第４号は全員一致で継続審査とすべきものと決したところであります。

最後に、請願第６号地域経済の活性化等を求める請願であります。

委員より、この経済情勢の中、公務員賃金だけが一方的に引き下げられようとしていると受け取れる内容に反対の立場の意見がありました。

さらに、他の委員からも公務員給与が下がれば地域経済に悪影響が出るというのは十分わかるが、現実を見ればもはや下げざるを得ない状況であり、公務員にも我慢してもらうより他ないのではないかという意見がありました。

一方、他の委員からは、今の政府のやり方では地方の経済は厳しくなるばかりであり、この請願に賛成するとの意見が出されました。

また、労働基本権が制約されている公務員賃金

の見直しについては慎重にという請願趣旨に賛成する意見も出されました。

そして、採決の結果、賛成多数により請願第６号は採択すべきものと決したところであります。

以上で当委員に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告といたします。よろしくお願いいたします。

下山准一議長　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

８　番（清水清秋議員）　議長、清水清秋。

下山准一議長　清水清秋君。

８　番（清水清秋議員）　休憩願いたいと思いますが、休憩。

下山准一議長　ただいま清水清秋君より休憩の動議が提出されました。ただいまの動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

下山准一議長　清水清秋君の動議には所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　それでは、暫時休憩いたします。

午前１１時３４分　休憩

午前１１時４９分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

先ほどの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

８　番（清水清秋議員）　議長、清水清秋。

下山准一議長　清水清秋君。

８　番（清水清秋議員）　この地域経済の活性化を求める請願についてなんですが、この中で地域給等には触れられたのか、そのようなことを話し合われたのかお聞かせいただきたいと思います。

山口吉靜産業建設常任委員長　議長、山口吉靜君。

下山准一議長　産業建設常任委員長山口吉靜君。

山口吉靜産業建設常任委員長　地域給は論議されておりません。

８　番（清水清秋議員）　議長、清水清秋。

下山准一議長　清水清秋君。

８　番（清水清秋議員）　この請願の記の２番目、「労働基本権を制約されている公務員賃金の見直しについて慎重に行うこと」と、こう記されているわけで、その辺の解釈、その辺の内容について話し合われたと思いますが、地域給には一切触れていなかったということはこれで間違いないですか。

山口吉靜産業建設常任委員長　議長、山口吉靜君。

下山准一議長　産業建設常任委員長山口吉靜君。

山口吉靜産業建設常任委員長　間違いございません。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　請願の第４号についてですが、先ほど委員長の話の中で、審議の中で子牛を高く買った農家が安く肉がなるからというふうに何かおっしゃっていた内容がありましたが、詳しくその点について審議の経過もう一度教えていただきたいと思います。

山口吉靜産業建設常任委員長　議長、山口吉靜君。

下山准一議長　産業建設常任委員長山口吉靜君。

山口吉靜産業建設常任委員長　他の委員から、いつまでもアメリカ産牛肉が入ってこないとなれば子牛の価格が高騰する。高い子牛が成牛に育ったときに高く売れる保証はなく、日本の畜産農家の間に不安が広がっているとし、国内と同水準の検査体制でなければアメリカからの輸入禁止を継続すべきという請願の趣旨に疑問を投げかける意見が出されましたということを申し上げたものです。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　今のお話を伺うと、畜産農家が米国産の牛肉がどんどん入ってもらった方がいいような、畜産農家にとっていいのではないかと

いうお話がされていたように思うのですが、しかしそれはちょっと私がお聞きしている範囲ではどうかなと思います。そこの辺、なぜどうかというと、この全頭検査をやって米国産の牛肉が入らないようにしてからは、かえって国産牛肉を食べる方が増えまして、畜産農家にとっては仕事し易い状況になっているというお話を聞いているんですが、その点についてはどうお話しになったのかお願いします。

山口吉靜産業建設常任委員長　議長、山口吉靜君。

下山准一議長　産業建設常任委員長山口吉靜君。

山口吉靜産業建設常任委員長　佐藤議員が申されることまでは議論はなされませんでした。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　そういう意味では農家の皆さんの現状について、消費者の気持ち考えて牛肉が非常に安心して食べられるようになったという消費者の気持ちも反映して、畜産農家としてはよりやり易くなってきている、肉も高く売れてきているということで、やや安定ぎみというか安定してきているということで意欲もわいてくる。そう**いう状況になってきたというの**は、やっぱりこの全頭検査があったせいだなというふうに思**うわけなんです**。そういう意味では、消費者の安心の気持ちと、それから畜産農家として**の気持ちと、そういったところ**をよく聞いていただきたいなという点がありますが、その点についてこれからぜひ継続だということなんで、やって**いただきたい。**できれば本当は一日も早く採択して、消費者と農家の立場に立った市議会になっていただきたいなと思うんですが、その点。

それから、もう一つは委員長のお話の中でこの度病気になった方というのはイギリスで滞在中にハンバーガーなどを食べた経緯があって、そこでそういうＢＳＥ関係のようなものを食べた結果だとあって、アメリカの肉ではないというふうに、イギリスとアメリカは全然つながっていないという**ふうに見ておら**れるようですが、私の聞いているところでは、アメリカの効率を目指す農業の中で、本当は牛は草ぐらいしか食べないというふうに言われていたんですが、より早く肉にする、よりたくさん乳量をとるということで共食いさせ**ているような、**簡単に言えば。たんぱく源ということで牛の肉とか、そういうイギリスで問題になったようなものをアメリカで食べさせている。農耕飼料の中に入れて。こういうことをイギリスからも輸入していると伺っていますし、そういうことに対してこの問題になったときに日本はどうだったんだろうかとなって、やっぱり全頭検査しなきゃいけないし、飼料についても吟味しなきゃいけないというふうになったし、分離しなきゃいけないという話も出たし、世界一安全な肉になるように頑張ったと思うんです。**そういった審議**の内容について、継続ではなくて一日も早く採択の方向目指して審議していただきたい。どうですか。

山口吉靜産業建設常任委員長　議長、山口吉靜君。

下山准一議長　産業建設常任委員長山口吉靜君。

山口吉靜産業建設常任委員長　そういうこと含めまして継続審査とすべきものと決したところであります。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたし**ます。**

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第13号新庄市農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決**することに御異**議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼

ぶ者あり）

下山准一議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第13号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

下山准一議長　起立多数であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第４号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める請願については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、請願第４号は委員長の報告のとおり継続審査と決しました。

次に、請願第６号地域経済の活性化等を求める請願については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、請願第６号は委員長の報告のとおり採択されました。

ただいまから１時まで休憩いたします。

午前１１時５９分　休憩

午後　１時００分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

なお、斎藤義昭議員より少し遅れるとの連絡がありました。

日程第２６閉会中の継続調査申し出について

下山准一議長　日程第26、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会の活動について、各委員長より別紙のとおり閉会中の継続調査の申し出がありましたので、申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

日　程　の　追　加

下山准一議長　ここで追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長清水清秋君。

（清水清秋議会運営委員長登壇）

清水清秋議会運営委員長　それでは、私より議会運営委員長の報告を行います。

本日午後零時40分より議員協議会室において委員７名出席のもと、執行部より助役、関係課長及び議会事務局職員の出席を求め、本日の本会議における追加案件についての協議をいたしたところであります。

議案第32号平成16年度新庄市一般会計補正予算（第７号）、議案第33号平成16年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）、議会案第３号定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書の提出について、議会案第４号地域経済の活性化を求める意見書の提出についての議案２件、議会案２件の計４件を本日の本会議に追加することにいたしましたので、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、報告を終わりま

す。
下山准一議長　お諮りいたします。
　ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、議案第32号平成16年度新庄市一般会計補正予算（第７号）、議案第33号平成16年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）、議会案第３号定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書の提出について、議会案第４号地域経済の活性化を求める意見書の提出についての議案２件、議会案２件の計４件を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第32号、議案第33号、議会案第３号、議会案第４号の計４件を本日の日程に追加することに決しました。
　ここで追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午後　１時０４分　休憩
午後　１時０５分　開議

下山准一議長　休憩を解いて再開いたします。

議案２件一括上程

下山准一議長　それでは、追加日程に入ります。
　日程第27議案第32号平成16年度新庄市一般会計補正予算（第７号）及び日程第28議案第33号平成16年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）を一括議題といたします。
　提出者の説明を求めます。
　市長髙橋榮一郎君。
（髙橋榮一郎市長登壇）
髙橋榮一郎市長　議案第32号一般会計補正予算（第７号）について御説明申し上げます。
　歳入歳出それぞれ２億369万2,000円を追加いたしまして、予算総額を150億2,483万6,000円とするものであります。
　今回の追加補正の内容といたしまして、初めに道路などに関わる除排雪経費の補正であります。去る２月臨時議会におきまして増額補正を決定していただきましたが、御承知のようにその後の連日にわたる降雪によりまして累積積雪量及び最大積雪深ともに平成12年度に匹敵する豪雪となりました。このため豪雪対策本部を設置いたしまして、全庁体制で市民生活の安全確保に全力を挙げて取り組んできたところでありますが、経費も多額になっており、今後の河川敷の雪捨て場の排雪処理並びに田んぼからの雪戻しの経費などを含めまして追加補正するものでありますが、市道の他、小中学校などを含めて除排雪経費の追加が合計で１億5,369万2,000円になります。２点目として、今後の財政健全化のために公債費負担適正化計画に基づく減債基金への積み立て5,000万円を行うものであります。この結果、減債基金の残高は17年度に取り崩す予定の１億9,000万円、これを差し引いて１億円となります。
　次に、財源でございますが、国庫補助金4,250万円は今冬の豪雪によりまして、多額の除排雪経費に対し、国土交通省に財政支援措置を強く要望してまいりましたが、過日臨時特例措置として幹線市町村道除雪費の補助金として内示がありました。また、特別交付税でも県及び総務省等に配慮を要望してまいりましたところ、12月交付分と合わせて６億6,802万円の交付決定があり、見込んでいた額より8,800万円ほど増額となりましたので、補正財源として8,802万円を計上するものであります。その他地方消費税交付金の確定による増額や収入が見込まれます市民税法人分、固定資産税などを増額計上いたしました。
　最後に、繰越明許費でございますが、市道上山屋萩野線道路崩壊の災害復旧事業につきましては、下流の農業用ため池の施設管理者より融雪時期でのセメント工事を避けてもらいたいというふうな申し

出がありましたので、雪解けが終わってからの事業施行とするものであります。

続きまして、議案第33号公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）について御説明申し上げます。繰越明許費の承認でありますが、今冬の記録的な豪雪によりまして東天町地区の汚水管の布設工事において工事箇所の道路交通を確保するために工期が予定を超える見込みのため、17年度に繰り越しして施工するものであります。

以上で説明終わりますが、よろしく御審議をいただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

下山准一議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第32号及び議案第33号は、会議規則第37条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第32号及び議案第33号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

下山准一議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　除排雪費が大幅に膨らんだということと、それから国庫補助金及び地方交付税を確保したということで市長からお話がありました。私としては、除排雪に市の担当課皆さん、あと他の職員、本当に頑張っていただいたなという思いと、あとこのお金について市長を先頭に国の方に言っていただいた結果、こういうお金が確保されたということは大変ありがたいことだなと思っています。

きのうちょっと資料がありまして、13市というか、この度の豪雪での地方交付税などの国の配分というのがありまして、特に新庄市が尾花沢市などと比べてもかなり地方交付税の配分が多くあったということで、これは市長さんのおかげだなと思ったわけなんですが、その点など、そこら辺どういうことでこういうふうになったかということで詳しく教えていただければありがたいなと思います。

国分政嗣財政課長　議長、国分政嗣。

下山准一議長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　まず、これは市長が県内の会長をしております雪寒対策協議会として先頭に立って国土交通省、それから総務省の方に強力な行動をしていただきました。特別交付税につきましては、交付税総額の６％ということで、特に災害、それから普通交付税の算定時、７月から８月にかけて、それ以降の特別な財政事情を勘案するという制度でございまして、やはり今冬の豪雪に対する県及び国の特段の御配慮に地元としても感謝をしているところでございます。その辺の詳しい行動内容につきましては市長の方からよろしくお願いしたいと思います。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

１　番（山尾順紀議員）　議長、山尾順紀。

下山准一議長　山尾順紀君。

１　番（山尾順紀議員）　単純な質問で申し訳ないんですけども、今回本当に大変だったんですが、トータル除排雪経費、総額で幾らになったか。

国分政嗣財政課長　議長、国分政嗣。

下山准一議長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　今のところ建設課のまだ雪戻し等がございますので、この予算を編成した時点で予算上の特に道路関係、委託料と借上料だけについて申し上げますと３億8,400万円という額に上ります。その他いろいろ修繕料、あるいは光熱水費等々含めますと現時点では４億4,000万円になります。これは、平成12年度の決算の６億円に次ぐ、ここ十二、三年では２番目の経費になってございます。

８　番（清水清秋議員）　議長、清水清秋。

下山准一議長　清水清秋君。

８　番（清水清秋議員）　私からも質問なんですが、今年の豪雪に対して全庁挙げての対策本部、本当に御苦労さまでございます。本当に私も市民一人として、あれだけの豪雪に対して職員が夜遅くまで除排雪車の誘導とかされている姿を見て本当に感謝するしかないなと思っておったわけでございます。そう

したことで、今年の道路の排雪、いつもの年より本当に、私のあれなんですが、きれいに特に歩道なんかされていたなという感じでおります。そういうことで、これからはそう雪も降らないかと思いますが、万全な体制をお願いしたいと思います。

その中で１つだけお聞きしたいのは、生活道路の除排雪に対して今後今年同様に計画される方向であるのか、その辺ちょっとまた何らかの変動があるのか、その辺をちょっと確認したいと思います。お願いいたします。

中部　力建設課長　議長、中部　力。

下山准一議長　建設課長中部　力君。

中部　力建設課長　私どもの除雪につきましては、今年度の事業計画の中で延長としまして42.8キロ、申請件数が320件ほどございます。この対象につきまして除雪を行ってきたとこでございます。今後の除雪の取り扱いというようなことでございますけれども、全体の事業費、平年ベースでいきますと約20％ほどが生活道路に関わる事業費になるようでございます。やはり特に生活道路につきましても雪捨て場の確保を前提条件としまして除雪を行っておりますけれども、やはり宅地化とか、そういった件もありまして、なかなか雪捨て場を確保できない地区も出てきております。そういったことを含めまして、来年度の事業の取り組みにつきまして内容の検討も含めて対応していきたいというふうなことを考えております。昨年度生活道路に対します関係者からのアンケートといいますか、そういったことも行っておりまして、それらの調査、分析今やっておりますけれども、それを踏まえまして来年度対応を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

８　番（清水清秋議員）　議長、清水清秋。

下山准一議長　清水清秋君。

８　番（清水清秋議員）　本当に大変なことはわかっております。生活道路も我々住民から申し上げますとやっぱり除排雪の整備を確保していただきたい。市道並みにできればやっていただきたいなという感じでおるわけでございます。１軒、２軒しかないような道路もやはりそこで長年住んできた形、姿があるわけで、できればそういうところも市道等と同じようなとらえ方でひとつ考えていただいて、要望して終わります。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

２１番（亀井信夫議員）　議長、亀井信夫。

下山准一議長　亀井信夫君。

２１番（亀井信夫議員）　本当に大変だったと思うんですが、御苦労さまでございます。私きのう、おとといとずっと市道を車で見たんですが、まだ隅切りの除雪というのがなっていないとこいっぱいあるんです。非常に危ないんです。見えないんです。特に新庄農協の倉庫ある山屋のあそこら辺は道路の真ん中に出ていかなければ見えないような状態、相手の車なんですが。これらの対応というのはこれからしていくんですか。

中部　力建設課長　議長、中部　力。

下山准一議長　建設課長中部　力君。

中部　力建設課長　道路の除雪につきましては、排雪等に重点を置いてこれまで行ってまいりました。ある程度天候といいますか、気温も高くなってきておりますし、落ちついてきているというようなことで、先週から計画的に今お話ありました交差点部分の雪を残している部分とか、あと民地をお借りして雪を置かせてもらっている部分とか、そういったとこの雪戻しを含めまして先週から計画的に進めているとこでございます。引き続きそういった部分について今週からかけまして、年度内で処理できるかちょっとわかりませんけども、それらを含めて対応を今やっているところでございます。

２１番（亀井信夫議員）　議長、亀井信夫。

下山准一議長　亀井信夫君。

２１番（亀井信夫議員）　ひとつよろしくお願いします。もう一点ですけど、今年は特に豪雪というふうな関係で田んぼに相当除雪の雪が入っております。農作業にこれ影響しないのかなというようなことで心配をしているんですが、これらも含めて調査して、

ある程度これはしようがないところもあると思うんですけれども、大量に市道の雪が田んぼなり畑に行っているところの対応も考えるべきじゃないかなというようなこと思ったもんですから、恐らく今年は前年度から考えてみますと１週間から10日ぐらい農作業が遅れるだろうというふうなことを言われておりますけど、やっぱりそういう排雪した農地に対しての対応も考えていく必要があるんじゃないかなというようなことを思ったんで、それあわせてひとつお願いしたいと思います。

中部　力建設課長　議長、中部　力。

下山准一議長　建設課長中部　力君。

中部　力建設課長　先ほど申しましたように例年そういった民地とか、そういう御協力をいただいて除雪作業を行っているわけですので、やはり今後のこともございますから、毎年今の時期になりますと雪戻しを行っているところでございます。特に今年度は今お話ありましたように豪雪でありますし、そういった雪の影響で農作業に影響の出ないような対応を十分やっていきたいというふうに考えておるところでございます。

下山准一議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第32号平成16年度新庄市一般会計補正予算（第７号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成16年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第２９議会案第３号定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書の提出について

下山准一議長　日程第29議会案第３号定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

石田千與三君。

（１９番石田千與三議員登壇）

１９番（石田千與三議員）　御苦労さまです。議会案第３号について私の方から御説明申し上げます。

定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成17年３月17日、新庄市議会議長下山准一殿。提出者は、総務常任委員長、石田千與三の他、常任委員の皆様、山尾順紀、星川　豊、清水清秋、小野周一、中川正和、髙山和男の皆様です。

別紙を読み上げます。別紙、定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書。

政府は、第162通常国会において、所得税及び住民税の定率減税の縮小・廃止を決定しようとしています。

現在、わが国の経済情勢は景気回復の基調にあると言われていますが、その回復度合いは産業間、

地域間において大きな格差があるのが実態です。

また、医療費自己負担割合の引き上げや、税制における諸控除の縮小・廃止により、家計負担は年々増大しています。

定率減税が縮小・廃止になれば、所得税、住民税の納税者は皆増税となり、特に、今払っている税金に対する増税額の割合が一番多くなるのは、子育て中の世帯や働き盛りの中堅層です。これらの層を中心に更なる負担増を強いることにより、消費が減退し、景気を腰折れさせることになります。

国民や企業の間には、定率減税の廃止に疑問や不安が広がっています。各報道機関が１月に実施した世論調査では、定率減税の縮小・廃止に対する否定的な意見が軒並み過半数に達しています。

複数の民間研究機関が、経済に与える影響から、現在は定率減税の縮小・廃止を行なうべきではないと警鐘を鳴らしています。

また、政府において税制と社会保障の一体的な改革に向けた議論が行なわれている最中であり、深刻な財政構造の改善、国と地方の税財源配分の見直しは喫緊の課題ですが、現段階で税制のみを一方的に改定することによって、将来整合性を欠く懸念にも十分留意すべきです。

このまま、定率減税の廃止が行なわれれば、消費の冷え込みを招来し、景気回復にも重大な支障をきたします。

よって、定率減税廃止の検討を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、総務大臣宛、財務大臣宛。

以上です。よろしくお願いします。

下山准一議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第３号は、会議規則第37条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第３号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第３号定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第３号は原案のとおり可決されました。

日程第３０議会案第４号地域経済の活性化を求める意見書の提出について

下山准一議長　日程第30議会案第４号地域経済の活性化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山口吉靜君。

（２番山口吉靜議員登壇）

２　番（山口吉靜議員）　議会案第４号地域経済の活性化を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成17年３月17日、新庄市議会議長下山准一殿。提出者、新庄市議会議員山口吉靜、賛成者、新庄市議会議員、今田雄三、同じく斎藤義昭、同じく小嶋冨弥、同じく佐藤　隆、同じく新田道尋、同じく森　儀一、同じく平向岩雄。

地域経済の活性化を求める意見書。

地域経済は、依然として疲弊し、地域間格差がますます拡大しようとしています。いま必要なのは雇用の維持・創出、失業者支援の抜本強化などの政策を進め、地域経済を活性化することです。

しかし政府は、財政再建を最優先した歳出削減を目指して、財政負担の地方への転嫁、企業や国民に負担増となる社会保障制度の見直しを行い、地方における公務員賃金も一方的に引き下げようとしています。こうした政策は、地域格差を一層拡大するものに他なりません。

仮に地域における公務員賃金の一方的な引き下げが行われるなら、地域の民間企業や団体組織で働く労働者に悪影響を与え、地域経済を疲弊させることが必至です。勤労者家計の消費低迷により、地域経済はさらなる停滞と格差の拡大を被ることになりかねません。

政府におかれましては、こうした事情をご理解いただき、以下の事項の実現に尽力されるよう強く要請するものです。

１、雇用の安定と格差解消のための積極的施策を講じ、地域経済の活性化を図ること。

２、労働基本権を制約されている、公務員の賃金見直しについては慎重に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、内閣総理大臣宛。

以上です。

下山准一議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第４号は、会議規則第37条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第４号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第４号地域経済の活性化を求める意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第４号は原案のとおり可決されました。

閉　　会

下山准一議長　ここで市長よりごあいさつがございます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　長期間にわたりました３月定例議会、本当に御苦労さまでございました。改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。

考えてみますと16年度スタートするときには大変厳しい予算編成を経て事務事業の執行やってきた

わけでありますが、おかげさまで皆さん方からいろいろ御指導なり御支援をいただきまして何とか、まだ少し、半月ほどありますけども、今年度乗り切ることができるというふうに思っております。これも皆さん方からの御支援と御指導のおかげ、そしてまた今回課長職が９名、そして主幹職が３名を含めて14名の退職職員がおりますが、この課長をはじめとする職員の皆さん方が大変頑張って今回乗り切ることができたというふうに改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

ただ、今年度はこのようにして乗り切ることはできそうでありますが、まだまだ厳しい状況には変わりはございません。今回予算についていろいろ御審議をいただきました。来年度の事務事業の執行の根幹をなす予算審議、すべて認めていただきましたけども、この執行に当たってはより効率的な、効果的な執行を心がけてこれからまだまだ厳しい状況が予想されますので、今年度以上に頑張っていきたいと、このように思いますので、なお一層の皆さん方からの御指導なり御支援をお願いするものであります。

それから、後ほどごあいさつ申し上げますが、助役も４年間の任期満了ということで、今月の30日退職になりました。事務方の責任者として私も大変信頼するに足るいろんな仕事をしていただきました。改めてこれも皆さん方のいろんな点での御指導なり御支援があったればこそというふうに思います。これについても改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。４年という、短いと言えば短い、長いと言えば長いその期間でありますが、皆様方御承知のとおり助役も大変勉強していただいて、地域事情の把握、そしてまた人間関係等にもかなり深く入り込んでいろんな点で地域のために頑張ってくれたなと改めて評価をさせていただいているところであります。これから本省の方に帰るわけでありますが、なお一層のこれからも健勝で活躍して、そしてまたいつまでもこの新庄市のことを忘れないでいろんな点でまた気にかけていただいて、何かと便宜をはからっていただければ大変ありがたいなというふうに思っているところでございます。どうぞひとつ議員の皆さん方からもぜひそういう点では今までの４年間の頑張りに対してひとつ評価をしていただければ大変ありがたいと、このように思います。

３月議会本当に慎重に審議いただきましてありがとうございました。その中でいただいたことについては、これからも職員一同肝に銘じて来年度取り組んでいくこと、これをお誓い申し上げまして、一言御礼も兼ねたごあいさつにさせていただきたい、このように思います。大変ありがとうございました。

（拍手）

下山准一議長　ただいまの市長のごあいさつにもありましたとおり、この３月30日付をもって退任されます助役、伊藤　亘君よりごあいさつをお願い申し上げます。

（伊藤　亘助役登壇）

伊藤　亘助役　お許しを得まして、一言御礼のごあいさつをさせていただきたいと思います。

平成12年度の４年前の３月議会で皆様の同意を得て、４月１日より４年間任に当たらせていただきました。この間振り返りますと、市政の転換点ということで大変厳しい状況の中にありました。ただ、そういった中にありましても皆様方の叱咤激励、そして時には厳しい助言いただきながら何とか最後の議会を終えることができました。改めまして感謝申し上げたいというふうに思います。ありがとうございました。

家族ともどもこの新庄市で、雪とまつりのふるさと新庄で４年間過ごさせていただきまして、多くの思い出をつくることもできました。今後も新庄市政、限りない発展をお祈りいたしますとともに、今後の私の職務におきましても非力ではございますが、ぜひ皆様のお力になれるよう頑張ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。どうも４年間ありがとうございました。（拍手）

下山准一議長　それでは、私から議会を代表いたしまして一言感謝の言葉を申し上げます。

助役におかれましては、平成13年４月より国土交通省の要職を離れまして当新庄市においでいただ

予算特別委員会記録（第１号）

平成１７年３月４日　金曜日　午後３時４０分開議

委員長　遠　藤　敏　信　　副委員長　新　田　道　尋

出　席　委　員（２４名）

１番	山　尾　順　紀　委員	２番	山　口　吉　靜　委員
３番	佐　藤　悦　子　委員	４番	星　川　　豊　委員
５番	斎　藤　　敏　委員	６番	斎　藤　義　昭　委員
７番	渡　部　平　八　委員	８番	清　水　清　秋　委員
９番	小　嶋　冨　弥　委員	１０番	小　野　周　一　委員
１１番	遠　藤　敏　信　委員	１２番	佐　藤　　隆　委員
１３番	新　田　道　尋　委員	１４番	沼　澤　恵　一　委員
１５番	中　川　正　和　委員	１６番	森　　儀　一　委員
１７番	柴　田　忠　志　委員	１８番	下　山　准　一　委員
１９番	石　田　千與三　委員	２０番	平　向　岩　雄　委員
２１番	亀　井　信　夫　委員	２２番	今　田　雄　三　委員
２３番	髙　山　和　男　委員	２４番	金　　利　寛　委員

欠　席　委　員（０名）

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局　　長	草　刈　國　夫	総務主査	森　　隆　志
主査	沓　沢　豊　子	主査	佐　藤　嘉　信

本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

開　　議

斎藤　敏臨時委員長　皆さん、お疲れのところ、もうちょっと時間かしてください。それでは、ただいまから予算特別委員長の互選を行います。

委員会条例第10条第２項の規定により、委員長が互選されるまで、私が臨時に委員長の職務を行います。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は24名であります。

これより予算特別委員会を開きます。

委員長の互選

斎藤　敏臨時委員長　委員会条例第９条第２項の規定により、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選方法につきましては、会議規則第119条第５項の規定により、指名推選によることとし、臨時委員長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

斎藤　敏臨時委員長　御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に遠藤敏信委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました遠藤敏信委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

斎藤　敏臨時委員長　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました遠藤敏信委員が委員長に当選されました。

それでは、委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。（拍手）

（臨時委員長退席、委員長着席）

遠藤敏信委員長　ただいま予算特別委員長に当選いたしました遠藤敏信であります。よろしくお願いいたします。

副委員長の互選

遠藤敏信委員長　これより委員会条例第９条第２項の規定により、副委員長の互選を行います。着席させていただきます。

それでは、お諮りいたします。

副委員長の互選方法につきましては、会議規則第119条第５項の規定により、指名推選とすることとし、委員長において指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に新田道尋委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました新田道尋委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました新田道尋委員が副委員長に当選されました。

散　　会

遠藤敏信委員長　つきましては、３月11日金曜日午前10時より予算特別委員会をこの議場において開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。（拍手）

午後　3時４４分　散会

予算特別委員会記録（第２号）

平成１７年３月１１日　金曜日　午前１０時００分開議

委員長　遠　藤　敏　信　　副委員長　新　田　道　尋

出　席　委　員（２３名）

１番	山　尾　順　紀　委員	２番	山　口　吉　靜　委員
３番	佐　藤　悦　子　委員	４番	星　川　　豊　委員
５番	斎　藤　　敏　委員	６番	斎　藤　義　昭　委員
７番	渡　部　平　八　委員	８番	清　水　清　秋　委員
９番	小　嶋　冨　弥　委員	１０番	小　野　周　一　委員
１１番	遠　藤　敏　信　委員	１２番	佐　藤　　隆　委員
１３番	新　田　道　尋　委員	１４番	沼　澤　恵　一　委員
１５番	中　川　正　和　委員	１６番	森　　儀　一　委員
１７番	柴　田　忠　志　委員	１８番	下　山　准　一　委員
１９番	石　田　千與三　委員	２０番	平　向　岩　雄　委員
２１番	亀　井　信　夫　委員	２２番	今　田　雄　三　委員
２３番	髙　山　和　男　委員		

欠　席　委　員（１名）

２４番　金　　利　寛　委員

出席要求による出席者職氏名

市　　長	髙　橋　榮一郎	助役	伊　藤　　亘
収入役	森　　嘉　昭	総務課長	阿　部　敏　夫
企画調整課長	武　田　一　夫	財政課長	国　分　政　嗣
企画調整課参事	八　鍬　長　一	税務課長	設　楽　忠　良
市民課長	矢　作　勝　彦	環境課長	鈴　木　吉　郎
健康課長	田　中　紀　雄	農林課長	坂　本　孝一郎
商工観光課長	羽　賀　千　尋	建設課長	中　部　　力
都市開発課長	小笠原　謙　一	下水道課長	坂　本　弥　一
会計課長	奥　山　芳　彦	福祉事務所長	川　田　宣　彦
神室荘長	小　野　　正	水道課長	佐　藤　幸　一
教育委員長	伊　藤　輝　昭	教育長	佐　藤　　博

管理課長	矢口　孝	学校教育課長	小野和夫
生涯学習課長	矢口喜一郎	生涯スポーツ課長	伊藤　恵
選挙管理委員会委員長	小関俊也	選挙管理委員会事務局長	小野利彦
監査委員	荒川修也	監査委員事務局長	渡部秋夫
農業委員会事務局長	斎藤友一		

事務局出席者職氏名

局長	草刈國夫	総務主査	森　隆志
主査	沓沢豊子	主査	佐藤嘉信

本日の会議に付した事件

議案第２３号平成１７年度新庄市一般会計予算

開　　議

遠藤敏信委員長　おはようございます。ただいまの出席委員は22名です。欠席通告者は金　利寛委員の１名です。なお、亀井信夫委員より少し遅れるとの連絡がございました。

それでは、これより予算特別委員会を開きます。

当予算特別委員会に付託されました案件は、議案第23号平成17年度新庄市一般会計予算から議案第31号平成17年度新庄市水道事業会計予算までの新年度予算計９件であります。

質疑につきましては、一般会計は歳入と歳出を分けて行います。また、特別会計及び水道事業会計は、歳入歳出を一括して質疑を行います。

次に、委員長よりお願いをいたします。質疑は、必ずページ数と款項目及び説明欄の具体的な事業名をあらかじめ発言してからお願いをいたします。なお、質疑は簡明にお願いいたします。また、質疑は答弁を含め１人30分以内と申し合わせをしておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第２３号平成１７年度新庄市一般会計予算

遠藤敏信委員長　それでは、これより審査に入ります。

議案第23号平成17年度新庄市一般会計予算を議題といたします。これより質疑に入ります。まず初めに、歳入について質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　最初に、11ページの１の１目個人市民税が約3,000万円の前年に比べて減になっていますが、この理由と、また最近の流れ及び今後の見通しをどのように把握しておられるか、お願いしたいと思います。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　個人市民税の減額の理由と今後の見通しということでございますが、16年度におきましては人事院の勧告で月例級、それから一時金の改定はございませんでしたが、寒冷地手当の引き下げというふうな改定になってございますし、国税庁の民間給与実態統計調査の結果によりますと、民間給与については15年度の給与で１人当たり444万円というようなことで0.9％の減というふうになってございます。さらには、雇用情勢の厳しい状況や条件に伴いまして失業者の数も増加してございますし、倒産等による失業者も出ているというような状況でございますので、公共事業も大幅な減少がされていますし、企業のリストラ等厳しい経済情勢にありますので、17年度の状況としましては、個人市民税の状況としましては、大体16年度の10月末の96％で歳入見積もりをしてございます。今後の見通しというようなことでございますが、景気が緩やかに回復しているというふうに言われているものの、当市におきましては業種によって若干の景気が回復されている企業もございますが、全業種にわたった景気の回復というようなものはまだまだ見られていない状況にございますので、個人市民税については今後も厳しい状況にあるのではないかというふうに予測してございます。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　小泉内閣のもとで行われた庶民増税というのがあるというふうに伺っておりますが、その影響などはどのようにお考えでしょうか。また、今後は定率減税の廃止が予算化されておりますが、その影響はどう予想されておられるのか、お願いします。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。
遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。
設楽忠良税務課長　増税の影響というようなことについては、具体的にどういうようなものか御指摘していただかないと、ちょっと私も答弁できません。

それから、定率減税の緩和というようなことにつきましては、新庄市で定率減税が現在15％というようなことで、市税に与える減税の額が約１億2,000万円ほどでございますので、18年度においては減税の緩和を半分にするというような状況になってございますので、17年度については減税緩和の影響はないわけですが、18年度から減税の緩和ということで２分の１の定率減税になるわけですので、約6,000万円ぐらいの市民税の増になるというふうに予測してございます。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　どのような税かというのは、さまざま行われたわけですが、例えば配偶者特別控除の廃止が今年の１月から始まったと聞いておりますし、消費税の免税点の引き下げ、あと年金課税の強化など主なものが行われたと思いますが、それについてどうあるのか、見ているのか、お願いします。
設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。
遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。
設楽忠良税務課長　今おっしゃられました増税といいますか、佐藤委員は増税というふうにおっしゃられていますが、そういった税の改正につきましては新庄市の市民税に与える影響というのは額としてそんなに大きくない額でございますので、市税の収納というふうな面ではそう大きな影響はないものというふうに理解してございます。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　市税としてはそんなに大きな金額ではないというお答えでしたけれども、これから今までもそうですけど、例えば平均的な市民個々人で見ますと、夫が税込みで月36万円、例えば年収515万円、妻年収64万円、ここに国立大学生の子供がいたり、もう一人子供がいたりという、そういう平均的な政府の方でサラリーマン世帯というモデルというふうに挙げているんですが、その中で見ますと、今までの小泉内閣の行った負担増で10万5,000円今まで負担が増えたということです。また、今度の予算が決まれば負担増がありますので、定率減税の廃止が所得税の方で始まるようなんですが、そうなりますと合計で18万円近くになると負担が増えると言われております。さらに、定率減税が全廃されて、今政府などで言われております消費税率が10％ということが２年後からなるような話になってきておりますが、そうなりますと、さらに18万円の増負担となって、合わせると36万円の給料１カ月分が全くなくなる状況になると聞いております。さらに、そに子供がいて保育所の保育料というのが子供がいる場合つきますが、所得税額と連動するので保育料も上がると考えられますが、これは福祉事務所長の方がよくわかると思いますので、その保育料の値上げに関しては、今の割合、今の保育料の負担でですけども、所得税額が上がることなどによって保育料も上がるのではないかということどうか、お願いします。

それから、高齢者の場合はどうかといいますと、住民税非課税だった方が同じ年収であっても100万人の方が今度課税されるようになると聞いております。そうすると、課税になると国保税も増税になると聞いておりますが、これは健康課の課長さんの方でどう見ておられるのか。また、介護保険料もこうなると上がると言われておりますので、これは福祉事務所長さんにこの増税がやられたらどうなんのか、教えていただきたいと思います。また、医療費の負担額が変わるとも伺っております……負担限度額が変わる、上がる。これは、収入は変わらないわけなんですが、あと課税強化によって高額医療負担限度額といいますか、そこが変わって、同じ収入でありながら医療費が今度負担が上がると聞いております。

この市民税に関わって今ずっとお話を伺っております。

それから、市営住宅の家賃が上がる場合がある。これは、高齢者なんですが、これは都市開発課長さんの方に市営住宅の家賃に関わってどうか。

遠藤敏信委員長　先ほど質問の際にはページ数、款項目をあらかじめ申し述べてからというふうなことを。

３　番(佐藤悦子委員)　最初の一番初めの質問で、個人市民税の減額の理由をそこの款項目に関わってお聞きしたわけですが、市民税を取る立場の課長さんから言わせれば、そんなに庶民負担の課税強化は影響はないととらえているという、これが今後の見通しを伺いましたが、実際これはこれから市民税の課税あるいは所得税の課税が加わってくることは、他のさまざまな負担、市民の負担に連動してくるものであると思います。それは、強いて言えば消費が減ってくることにもなるわけで、これからの市の景気、いろんなものの売り上げにも関わってきて今度税金が入らなくなると、こういう流れにもなってくると思われますが、物が売れなくなって。そういう意味でさまざまな市民の負担増がどうなっていくのか、課税強化によって。それを今ここで明らかにして検証する必要があると思うので私は伺っております。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　ただいまその税金関係の定額減税の控除廃止に絡んで、保育料あるいは介護保険料への影響ということですけども、理屈からいけば控除が廃止になれば課税標準額が増えてきます。課税標準額が増えてきて、税金が仮に市民税所得割、それから所得税、そういうのが出てくれば当然その影響として段階的に保育料、介護保険料ともに次の１つ上の段階に上がっていくということは考えられます。

以上です。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤敏信委員長　健康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　国保税に関してお答えいたします。

先ほど税率改正に伴う控除額等のお話がございました。国保税に関しましては、課税標準額からそれぞれの税制改正に伴う控除の差し引きはございませんので、影響はございません。ただ、国保税だけでなくて私どもの方で取り扱っております福祉医療等につきましては、所得税の課税ありなしというような判定基準がございますので、そこら辺のところは影響してくるのかなと思って見てございます。

以上です。

小笠原謙一都市開発課長　委員長、小笠原謙一。

遠藤敏信委員長　都市開発課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市開発課長　福祉事務所長、また健康課長が申されましたように、さまざまな要因がございます。家賃、市営住宅の使用料につきましても、さまざまな要因の中でこれは決定されることでありますので、それらが判明次第に家賃の額そのものを定めていかなければというふうに考えております。

以上です。

３　番 (佐藤悦子委員)　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番 (佐藤悦子委員)　今の小泉内閣が行っておりますさまざまな課税強化の影響が市民の収入は余り増えないとしても、同じだとしてもさまざまな税金や負担金が上がることにつながってくるということは、これはこれからその上がってくるということは物が買えなくなる、売れなくなる、市民の物が売れなくなるということは収入がまた上がらなくなって税が下がってくるというか、そういう悪魔のサイクルといいますか、悪いサイクルになって市に影響がくるような気がします。そういう意味では、私は市税そのものにはそんなに影響がないというふうに見るだけではなくて、市全体の市民の生活から考えてどうなっていくかという深い分析というか、市税を上げる、これはやっぱり景気がよくなければいけない、物がみんな買える状態でなければいけない、

そういったものとして見ていく必要があるのではないかなというところです。

それから、この課税強化の中で２つの場合といいますか、心配されているものがあります。例えば高齢女性で離婚した場合、離婚した女性の方は非課税限度額が35万円、年金もわずかしかない場合、こういった方本当は寡婦であったり、夫が亡くなった場合とか、そういう場合には非課税限度額が125万円とかと聞いておりますが、それが離婚した高齢女性の場合は35万円、年金もわずかしかない場合が多いわけなんですが、こういった方の救済策が必要ではないかなと考えるんですが、その点どう考えたらいいのかということで考えておられるのか、お聞きします。

それから、もう一つは住民税についてフリーター課税の強化が実施されると聞いていますが、その点についてどうでしょうか。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　弱者に対する救済というふうな質問でございますが、地方税法に沿った形で税の執行をやっていきたいというふうに考えていますので、救済措置は税とはまた別の問題であるというふうに認識してございます。

それから、フリーター等については、ちょっと今資料を持ち合わせていませんので、その辺、その件については後で調べてお答えしたいというふうに思います。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　フリーターについては、後の話でもまたなると思いますが、納め過ぎにならぬように丁寧に教えてあげる必要があるということで、後でまた詳しくお話しするときにあればさせていただきます。

次にですけども、予算内示資料というのを前にいただきまして、この２ページの14に国庫支出金、これは何を聞きたいかというと、三位一体改革についてです。国庫支出金がマイナス約１億2,000万円です。それから、三位一体改革につながる税源移譲と言われる所得譲与税がこれは予算書の15ページの２款３の１、これがプラスの7,000万円、それから地方交付税、これは予算書の16ページの10款の１の１、それから臨時財政対策債、これは予算書の30ページの21款１の６、この２つを合わせたときにマイナス4,000万円です。これは、全部調べてみると前年比で約9,000万円の減となっています。三位一体改革はこういうことなのかなと私は思ったんですけど、それでよろしいのか、お願いします。

国分政嗣財政課長　委員長、国分政嗣。

遠藤敏信委員長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　数字的なことは、御指摘のとおりでございます。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　三位一体改革を強力に推進する立場のような今までこの議会の多くの皆さんやあるいは市長も言ってきたような気がしますが、しかし人口が少ない自治体の場合、新庄市のような自治体の場合は、税源移譲という所得譲与税は国庫補助負担金の削減に見合うだけ来ないという実態があるのではないでしょうか。また、市財政にとって一番大事なことは、このアンバランスによる財政不足が生じないように、地方交付税制度がきちんと維持されるかどうか、ここが一番大事なことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

国分政嗣財政課長　委員長、国分政嗣。

遠藤敏信委員長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　三位一体の改革が16年度から第１期、18年度までということで３カ年ということで実施されておりますけども、ただいま御指摘ございました補助金の廃止削減と税源移譲につきましては、本市におきましては16、17年度の国庫補助金の削減額が約１億5,000万円というふうに算出しております。それに対応する税源、所得譲与税という形の交付は１億4,800万円、これは２カ年足してのことです

か。昨年7,000万円、今年7,800万円、その差が約9,000万ということでございまして、本市におきましては影響は非常になくはないんですが、少なかったというふうに認識をしております。

それと、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた、臨財債は地方交付税の振りかわりという性格がございますので、そういう比較をされると思いますが、それも見方でございますが、それにつきましても18年度までは政府において地方との協議の結果、地方財政に支障を来さないように一般財源を確保するということで、交付税につきましては16、17、18年度は一定の確保をするということで、今年は16年度並みの額というふうに政府の方で決定をしたわけでございます。しかし、地方交付税は歳入と歳出の交付税制度の中での歳入不足部分を補てんするということで、全体的に見れば税収が回復傾向にあるというふうなことで、臨時財政対策債の発行は大きく減らされたわけです。その影響がございまして、本市におきましても２つを足した場合に16年度当初と比べた場合、4,100万円ほどの減額になっております。それも確かでございます。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　税源移譲の対象となる国庫補助負担金というのは、義務教育、国民健康保険、公立保育所、生活保護、児童扶養手当などに関係すると聞いております。今後10年単位で見て増えていくことが予想されるのがこの国庫補助負担金の該当する部分ではないでしょうか。一方、財源である税収については、当市は所得減で増えていかないという危険が高いのではないでしょうか。地方交付税の財源保障の機能が減らされたらやっていけなくなるのではないでしょうか。今財政課長から18年度までは何とかすると言われているというふうに伺いましたが、つまりその後についてはどんどん減らしていくよという、覚悟しろよという、そういう言い方、考え方が政府にあるのではないか。だとしたら、これは政府に対して厳しくですけど、地方交付税を縮小するな、財源機能、調整機能を持たせろと、それから景気回復に力を入れて税収増を図れと、そういうことと、国庫補助負担制度を後退させてはならない、この３つについて政府に言っていく必要があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

国分政嗣財政課長　委員長、国分政嗣。

遠藤敏信委員長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　19年度以降、地方６団体では第２期の改革というふうなことで、本格的な補助負担金の削減、併せて税源移譲、補助負担金の削減というのは、今年政府の方から出てきました義務教育費ですとか生活保護費というのは、地方では想定してない、それは違いますよと言っております。最もして欲しいと言っている補助負担金は建設の際の補助、学校ですとかそういった場合の補助については廃止して一般財源にしてくださいと、こう言っております。それから、税源移譲については所得税から完全に市民税というふうな形で移譲してくださいと言っています。ただし、地方交付税につきましては、やはり交付税会計は非常に50兆円近くの特別会計の負債になっているというふうなことでございまして、地方においても地方交付税についての今後のあり方というものは、仕事に併せて交付は当然要求をしてまいりますけども、国、地方を併せた歳出のスリム化というのはやっぱり避けては通れないんではないかというふうに考えておりますけども、６団体は政府との協議の場を持ちましたので、それを強力に地方の立場は主張すると、政府は政府でそれを尊重するというふうなスタンスが今回の三位一体の改革の決着したところだと思います。

遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。

１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。

遠藤敏信委員長　沼澤恵一君。

１４番（沼澤恵一委員）　おはようございます。それでは、歳入についてお聞きいたしたいと思います。

ページ数12ページ、１款市税、１項の固定資産税についてお伺いします。まず、１番目として都市計画税と、併せまして今回4,600万円増額を見込んだ

この理由についてであります。想像されますに、宅地開発とかあるいは建物の新築または増改築、これらに伴うと思いますが、今年度の予算書比較では課税標準額約30億円増を見込んでいる理由であります。

２番目に、課税標準額の個人と法人別の額、またその割合について億単位で結構ですんで、いろいろな電算のソフトも関係があると思いますが、わかる範囲でお知らせいただきたいと思います。

３番目に、課税標準額のもとになる評価額というのがあります。これは、何十％単位だと思いますが、多いのか、また評価額と実際取引されている実勢価格、これは難しいとは思いますが、その比較でさらにどのぐらい多く見ているのか、見たらよいのか、この辺わかればお願いしたいと思います。

それから、４番目に課税標準額はどのように決めているのか、これは土地についてで結構です。

それから、次に５番目として収入率、固定資産税の場合は96.7％とありますけれども、市民税の場合は個人の場合は98.3％、法人は99％、軽自動車税関係は97％と、こういうふうに定めていますが、今回は固定資産税の96.7、関連して都市計画税も96.7となっておりますので、これはどのようにして決められているのか、お願いいたします。

６番目として、固定資産税率1.4％になっています。これは、県内44市町村で見た場合多い方なのか、または少ない方なのか、また1.4％というのは税法上に絡めた場合、確かな話ですけども、確か2.1％が上限だというふうな話を聞いたときありますが、これに対しての上限てあるのかないのか、これもちょっとお願いしたいと思います。

次に、14ページ、７項、同じく都市計画税ですが、これについて課税標準額の個人、法人別についてどのような額になっているか、わかればお知らせください。

次が18ページ、13款使用料、１項使用料、５目の土木使用料です。２の都市計画使用料の中にあります公園使用料60万円、どのような場合使用料をいただくのか、その内容についてお知らせください。

それから、次に３の住宅使用料の中の公営住宅駐車場使用料425万円、これの駐車台数あるいは１台当たり月額の使用料とかわかればお願いします。

次に、20ページ、13款使用料、３項の証紙収入であります。一般廃棄物処理手数料、三角の1,168万8,000円になっております。なぜこの減額見通しとしたのか、この件について１つと、次に可燃ごみ袋、それから不燃ごみ袋、これのそれぞれの収入見込額、これもわかればお願いします。

それから、３番目に可燃ごみ袋、今特大と、それから小さなものもありますけども、大が１袋40円です。これは、昔からあったわけですけども、一昨年からある事情によって特大袋を販売して、そのときに１袋50円と、こうなっていますが、その経緯についてお願いいたしたいと思います。

それから、次に26ページ、16款財産収入、２項財産売払収入ですが、今年度計上は１億円計上しております。よく見ますと、今年度の売り残りの１億円を来年度の収入と、こういうふうに見られますが、これ本当に売れてこの１億円獲得できるのかどうか、ちょっと私も心配に思いますが、その辺の見通し伺いたいと思います。

最後にページ27、18款の繰入金、２項基金繰入金の中のまつり振興基金、今回3,919万円繰り入れいたすわけですが、この基金の残高、幾ら残るのか、これを参考のためにお聞きいたしたいと思います。

以上です。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　固定資産税についてお答えします。

固定資産税の増の理由というふうなことでございますが、16年中に新築されました家屋がございまして、木造で177棟、非木造で63棟、計240棟が新築されております。増築につきましては木造で60棟、非木造で２棟、合わせて62棟が増築されてございます。取り壊して滅失の部分もございますが、そういったことを差し引きした上で固定資産税の増額を見

込んでございます。

それから、課税標準額の個人、法人の内訳というふうなことでございますが、課税標準額につきましてはここに記載のとおり、土地が約532億円、家屋が839億円、償却資産255億円で1,626億円が全体であるわけですが、全体では個人分が843億円で52％ぐらいです。法人については783億円で約48％になってございます。内訳、土地については、個人が約353億円で66％、法人が179億円で34％、それから家屋につきましては個人が480億円で57％、法人が359億円で約43％です。償却資産につきましては、個人が10億円で約４％、法人については245億円で約96％になってございます。都市計画税につきましては、全体で841億円の課税標準額がございますが、土地392億円、家屋449億円でございます。法人、個人の内訳については、土地については307億円で約78％、法人については85億円で約22％になってございます。家屋につきましては、都市計画税については今の電算のシステムではちょっと把握が不可能な状況になってございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、評価額をどういうふうに見ているのかと、それと実勢価格等ということでございますが、まず逆に４番目の方の課税標準額の出し方について先に答弁したいと思います。土地については、まず３年ごとの評価替えがございまして、新庄市においては163地点の不動産鑑定を実施してございます。その不動産鑑定価格の70％を評価額としてございます。これが一般的に言われている路線価格でございます。原則的には、特別な事情がない限りは評価額イコール課税標準額でございますが、例えば急激な価格の上昇があったというふうな場合には、評価替えによって税負担が急激に増加しないようになだらかに３カ年で課税標準額を上昇させる、そういった負担軽減措置を講じるようにしてございます。

また、住宅用地については、先ほど評価額イコール課税標準額というふうに原則的にということで申し上げましたが、住宅用地につきましては、地方税法の規定に基づきまして、200平米以下の面積については６分の１、それから200平米以上の面積については評価額の３分の１が課税標準額になります。評価額は、今申したように原則３年間同じ額になるわけですが、先ほど申しましたように課税標準額イコール評価額になるわけですが、先ほど課税標準額の出し方を御説明申し上げたように、特別な事情がある状況の中では課税標準額と評価額が異なってまいります。特別な、特別なというよりも著しく土地が下落したというような状況の中においては、その地域について不動産鑑定を入れて評価額を評価替えの年度以外においても不動産鑑定を入れて、時点修正を行って評価額を出している状況にございます。なお、実勢価格は評価額の幾ら増なのかということについては、厳密に言えば把握してございません。ただ、先ほど申しましたように、不動産鑑定が実勢価格というふうにとらえた場合、実勢価格の70％が評価額というふうなことで御理解をいただきたいというふうに思います。

収納率の御質問もありましたが、収納率の設定につきましては過去３年程度の決算の収納率の状況を参考にしながら、歳入欠陥にならないように確実に税を徴収できる収納率ということで設定してございます。

それから、税率の1.4％ということの質問もございましたが、固定資産税の税率1.4％につきましては標準税率でございます。ですから、新庄市においては標準税率で課税をしてございます。

それから、税率の上限ということでございますが、ちょっとそれについては資料を持ち合わせていませんので、後で調べましてお知らせしたいというふうに思います。

答弁漏れもあるかと思いますが、よろしくお願いします。

小笠原謙一都市開発課長　委員長、小笠原謙一。

遠藤敏信委員長　都市開発課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市開発課長　まず初めに、公園使用料の内容でございますが、春まつり並びに雪まつり時

の出店する露店の使用料、それから電力柱並びに電話ボックス等の占用料というふうなことでございます。

もう一つの市営住宅駐車場の使用料でございますが、市内市営住宅５団地ございますが、北新町、小桧室、玉の木、野際、松本団地、その中にございます308区画の駐車場の使用料であります。１カ月当たり1,150円、年間にいたしますと１万3,800円となります。よって、１万3,800円掛ける308区画で425万円というふうになるというふうなことでございます。

以上です。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　証紙収入の減額についてでありますけども、市民の皆さんの御協力によりましてごみの分別が図られてきております。それでもってごみの減量化がなされてきているというふうなことが理由でございます。

もう一点がこの内訳というふうなことになりますけども、可燃、特大から大、小を含めまして6,000万円を見込んでいます。それから、不燃の大小合わせまして408万円、残りの84万円が粗大というふうなことでございます。

それから、可燃の特大と大と、50円と40円とした理由というふうなことになるかと思いますけども、最上管内で足並みをそろえるというふうなことでございまして、ごみ袋の安い方にごみが流れてしまうというふうなこともございますので、一応最上管内で足並みをそろえていこうというふうなことでやってきております。それで、また特大の50円につきましても、不燃の大も同じサイズでございます。もって今のところ50円というふうな形で、これも最上管内足並みをそろえるというふうな中でやってきております。

以上でございます。

国分政嗣財政課長　委員長、国分政嗣。

遠藤敏信委員長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　土地建物売払収入１億円の件につきまして、土地４カ所を今計上いたしております。３カ所につきましては、売却できる条件がようやく整いましたので、17年度円滑に公募あるいは公共用地もございますので、１カ所除いては円滑に売却できるものというふうに考えております。１カ所につきましては、これは大きい面積で仁間でございますが、これにつきましては今排水の放流先につきまして、地元あるいは土地改良区さんと協議をさせていただいておりまして、これも一定の手立てが必要かどうか、それが出てまいりますが、それらの条件整備を早急に行って17年度中に売却をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　まつり振興基金の残高でございます。今回3,900万円ほど取り崩しいたしますと、残り約7,700万円程度でございます。

以上です。

１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。

遠藤敏信委員長　沼澤恵一君。

１４番(沼澤恵一委員)　ありがとうございました。

時間もあれですんで、後ろの方から、可燃ごみについてです。40円、50円、これ安い高いいろいろあると思いますけれども、最上管内のいろいろなのを参考にして50円というのは決めたというふうに伺ったんですけども、実際40円と50円を比較した場合、中に入る量、これはまず倍近く特大の方、50円の方に入るんです。10円差で家庭の皆さん出すときには、どうしてもやっぱり単価考えますと、当然特大の方にいっぱい詰め込んで出されます。特にひどい方は、衛生組合長さん方の会議でも出ているんですが、生ごみらしきものをどっさり入れて手でたがえない、一輪車でごみステーションに持ってくると。当然ごみステーションに重くて入れられないわけですんで、前に置いてしまう。としますと、やがてカラスがやってきてつつかれると、散乱すると、その後片付け

が大変だと、いろいろな問題が出ているようです。たがける範囲で入れられればいいんですけども、どうしても詰め込まれてしまいますと、袋が大きいものですから、特に奥さん方はたがえて持ち出せないぐらいまでということがひとつ問題じゃないのかなと、こういうふうに言っている方もいっぱいいらっしゃいます。

ですから、やはりこれはモラルの問題と思いますけれども、そうしないという何らかのやはりこれ住民に対する啓蒙が必要な気がいたします。そうしないと、やっぱり気をつけている方は特大袋には重い生ごみ等は入れないで、大の方に入れて従来どおり出しているという、こういう方が多いんですけれども、その辺ひとつお考え願えないのかなと、こういうふうに感じております。もともと特大袋出たのは、これは衛生組合等のいろいろな議論の中で住民の意見を汲み上げて、庭木のやっぱり枝関係の始末、これが要するに野焼きができなくなった時点で非常に大きな問題になったはずなんです。シール張りにして有料化するか何だかんだでいろんなことあったんですけども、最終的に出たのが今の特大袋なんです。これを勘違いされて、入れるものは何でもばんばん入れて、しかも倍も入るから、たった10円差でというふうな、このことがやはり不公平感が出ているような気がするんです。ですんで、40円と50円の価格は別にしましても、この使い方についてやはりもう少し研究する必要があるんじゃないのかなと、こういうふうに思ったわけですので質問をさせていただいたわけであります。

それから、時間もあれですんで、課税標準額のことをお聞きしました。かなり難しいような気がいたします。ただ、私たち素人で見た場合は過去５年ぐらいの各家庭で納付書と一緒にこの評価額とそれから標準額が送付されますね。その比較しますと、やはり評価額がほとんど下がっている傾向が多いんですね。これは、当然路線価も下がっているし、いろいろな鑑定の方法からもそうなっているんでしょうけども、ところが標準額というのは横ばいでほとんど上がっております。そのパーセントは比較しますと、毎年２％ぐらいです。それは、場所によって多少違うと思いますけども、５年で10％、１割、このぐらいの上がっているところが全部とは申しませんが、市内の数十％はあるかと思います。今後も標準額の上がりがまた５年後の10％となった場合はもう毎年上がっていくというようなのではちょっと市民としても困るわけですので、いろいろな難しい計算があると思いますけども、この辺も注意して市民に納得できるような評価額というものにひとつお願いしたいなということで終わりたいと思います。

ありがとうございます。

遠藤敏信委員長　ただいまから10分間休憩いたします。

午前１１時０２分　休憩
午前１１時１２分　開議

遠藤敏信委員長　それでは、休憩を解いて再開いたします。

まず、先ほどの発言の際、訂正の申し出がありますので、これを許します。

国分政嗣財政課長　委員長、国分政嗣。

遠藤敏信委員長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　先ほどの佐藤悦子委員の御質問に対する答えの中で、国庫補助負担金の削減額と所得譲与税の交付額の差につきまして所得譲与税交付金の方が9,000万少ないというふうに申し上げましたが、１けた違っておりまして、900万の誤りでございますので、訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

遠藤敏信委員長　他に質問ありませんか。

８　番（清水清秋委員）　委員長、清水清秋。

遠藤敏信委員長　清水清秋君。

８　番（清水清秋委員）　おはようございます。私の方から２点ほどお聞きしたいと思います。

まず初めに、11ページの市税に関して、個人所得分の農業所得に関してでございますが、今年度課

税標準額３億7,904万6,000円、これは昨年度と比較してみたんですけども、２億3,000万円ぐらい見込みが昨年度よりは増になっていると。この要因なんですが、農業生産額が増えたというような状況であれば、これは農業振興が相当図られたなという感じでおります。その辺の課税評価が変わったというようなことも聞いておりませんので、その辺の具体的な内容をお聞かせいただきたいと思います。

次に、24ページなんですが、15款２項４目農林水産業費補助金、来年度の予算、これには載っていない。中山間地等支払交付金、これは私なりに聞いたところによりますと、17年度も同じような形で中山間地支払いが行われるというようなことを聞いております。17年度から５年間新制度というような形で聞いておるわけなんですが、この辺の17年度交付金が盛り込まれていない、その状況、内容というか、何で今年はそういうふうな形で当初の予算に見込めなかったのか、お聞かせいただきたいと思います。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　市税の個人市民税の農業所得についての御質問でございますが、農業所得については前年度並みで想定してございます。15年度並みで想定してございます。ただ先ほども申し上げましたように、16年の10月末の調定額をベースにして、農業所得の場合は100というようなことで見てございますので、それで試算しますと、農業所得については16年度当初予算よりは4.5％ほどの所得が増になってございます。したがいまして、控除額を差し引いた課税標準額においては、16年度当初予算比では5.4％の伸びになっているというような状況でございます。

以上です。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　中山間地直接支払いの件で御質問ありました。12年度から16年度まで５年間実施されてきたわけでありますが、存続かどうかということで、国の方でも議論されまして、存続という結果になりました。予算要求時では存続という線がありましたが、その内容について、また市で行われている直接支払制度が県の特認で行われているということであります。そういった特認の内容あるいは県の対応、それから集落の保全の対応によって、これまでの交付額が２割削減から場合によっては２割増加されるというような内容になってございます。それから、いろんな基準もございまして、その動向を内容を見てから対応したいということで今回は見送ったところでございます。

８　番（清水清秋委員）　委員長、清水清秋。

遠藤敏信委員長　清水清秋君。

８　番（清水清秋委員）　15年度並み、16年度の課税標準額が１億5,153万円、16年度の見込みの予算ではそう出ている。17年度が３億7,000万ということで、それが見込みがこのようになった背景はどうなのかと聞いている。15年度並みというようなことだけれども、16年度の予算の見込みがこういうふうな状況で、17年はこれだけの倍増の見込みを立てたということについての内容をお聞かせいただきたいという質問なんでございます。中山間地の方は、そういうふうな県の方のまだ方針ができていないというような状況でございますが、この辺のきちっとした具体的な県の方針が出てくるのはいつごろなのか、わかればお聞かせいただきたいと。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　先ほど申しましたように、農業所得については前年並みで所得を見てございますので、その前年度の所得といいますかの算出に当たっては、10月の調定ベースで100というようなことで積算してございますので、16年度においては当初予算よりは10月末の調定で多くなっているというふうな状況にございますので、10月の末の農業所得における税額の調定額、それをもとにして積算してございますので、こういった1,950万円ほど課税標準額で伸びた結果、5.4％増、前年度の当初予算と比較して5.

4%増になっているという状況でございます。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　17年度以降もこれまでと同様の基本的な方針でやっていく方向であるということを聞いてございますので、６月あるいはその以降になるかもしれませんけども、そういった補正の対応でまいりたいなというふうに考えてございます。

８　番（清水清秋委員）　委員長、清水清秋。

遠藤敏信委員長　清水清秋君。

８　番（清水清秋委員）　農業所得は昨年度の10月の調定額で見込んだということで、内容的にはわかった、数字的にはわかったわけなんですが、この３億7,900万何がしの見込んだ内容等わかればお聞かせいただきたい。例えば農業分野でどういうものが農業振興を図られてきたのか、その辺の内容をわかればお聞かせいただきたい。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　具体的な当初予算を算定するに当たっては、具体的な個々のどういった収入による算出というような形はとってございません。先ほど申しましたように、前年並みというふうに想定しまして、16年10月の調定ベースで所得を積算してございます。

８　番（清水清秋委員）　委員長、清水清秋。

遠藤敏信委員長　清水清秋君。

８　番（清水清秋委員）　内容的には図られていない。これなんか監査等でもいろいろやはり監査されて、内容等も把握されておる中でのこの見込みをつくったかと思います。内容等わからなければこれ以上聞いても出てこないわけでございます。中山間等の支払い、これ各集落というか団体等が去年同様に取り組む状況であるというようなことも聞いております。そういうようなことで、ぜひこの辺のきちっとした県の対応ができ次第、集落で取り組んでいる団体等に少しでも早くやはり情報を入れていただいて取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

遠藤敏信委員長　渡部平八君。

７　番（渡部平八委員）　２ページの入湯税についてちょっとお聞きします。

この入湯税については、ずっと何年間予算計上して決算を受けて、およそ決算ベースで七百四、五十万でたどっているわけです。今議会でもそのうちに予算800万6,000円を75万6,000円を減額補正しました。17年度の予算を見ますと656万4,000円、かなり下がっているわけです。新庄市の場合は、ほとんど日帰りのお客さんが対象になっているケースが余計なようです。山屋温泉は泊まることできませんし、新庄温泉も何百人とか。場合によっては、何か大きなイベントがあれば増えるんですが、ほとんどないよと。そういうことにつきまして、100万円以上の減額となれば入湯客で１万2,000人ぐらいですか、減ると見込んでいるのは。そういう見込んだ何か原因というか根拠というか、１万2,000人ぐらい減るように見込んで予算立てたんですが、その辺の見通しというのはどういうことでこういうふうになったのか。

さらにまた17年度は650万4,000円見込んで、恐らくそのまま入ってくると期待するんですが、ついでございますので、今まで未収金どういうふうになっておったのか。それを払わなくて、17年度にそれをすぐ新しく払うということは、会社の経営上常識的には考えられないわけです、前のものを払わなくて後のものを払うということは。そしてまた、そういう背景を受けて、税務課としては９月議会でも私も申しましたが、他の議員も申し上げました。早く納入させるべきだよと、その後どういう会社側とお話し合いをして、今どういう状況になっているのか、併せて御答弁をひとつお願いします。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　入湯税につきましては、平成11年度までは1,000万円前後の決算で推移してきました。12年度で入湯客が15%ほど減になって868万円に

落ち込んでございます。13年度は867万3,000円、それから14年度890万4,000円というようなことで横ばいで推移してきましたが、平成15年度においては834万円と減少に転じています。16年度の予想としましては728万円というふうに決算見込みで見てございます。さらに減少するという見込みでございますので、17年度の当初予算の見込みとしましては、16年度の決算見込みの客数で日帰り客については８％減、それから宿泊客は50％減の推計というようなことで見積もりをしたところでございます。

それから、入湯税のこれまでの未納額についての対応ということの御質問でございますが、これまでも再三にわたりまして入湯税の納付依頼をしてまいりました。入湯税の申告は毎月していただきましたが、いまだいろいろな事情が会社の方であると思いますが、納付に至ってございません。残念な結果となっております。ただ会社の方で経営基盤といいますか、組織体制を整備するというふうな話も聞こえてまいっておりますので、これまでも再三にわたって納付依頼をしてきましたが、９月決算でも御説明いたしましたが、入湯税は入湯客が負担して、入湯客にかわって市に納付するという特別徴収制度であるということについては御理解をしていただいておりますので、今後とも粘り強く納付依頼をして納付につながるように努力していきたいというふうに考えてございます。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

遠藤敏信委員長　渡部平八君。

７　番（渡部平八委員）　１万2,000人というとかなり低いというか、今までは大体３年ぐらいはずっと同じぐらいで来ているわけ、９万6,000人から10万人ぐらいというふうなのが。17年度は１万が減ると予想したその要因というものは何ですか、その10％余が落ちるということは。何か根拠あってこうした数字載せたんでないかなと私は見ているわけ。少しその数字が大き過ぎるんでないかと。新庄温泉なんか見ると何かいろいろあった時は、宿泊客が6,770人とか、こういうふうになったときもあるわけ、特殊なときは、大会とか花咲かフェアとかで。今回は何にもそういうこともなくて１万2,000人も減るという要因というものはどういうことで分析してるのかと。その辺もわからないと、ただ予算計上だけしたって少し数字が大きいんでないかなと私なりに見ているわけ。今までのずっとグラフ見ると今回がたっと下がったというはどういう要因ですか。

それから、もう一つは税務課長かなり私見ていると難儀しておるようです、税金納めてもらうためには。今税務課長言ったとおり、これ私たちの金。入湯、入った人の75円という金なわけ。たまたまその会社は納税徴収義務者ということで、私どもの金を預かっているにすぎないわけ。それを１カ月集計して、そして翌月に払うと、税務上は。こういうふうになっているようです、私この文書見たときに。それで、今までも一生懸命やってきたわけだ。それこそかなり難儀したと思うよ、税務課長は。そろそろもう少しこれも罰則というのがあって、納税義務者の罰則というのは、３年以下の懲役もしくは50万以下の罰金もしくは過料の措置、こういうものあるわけだ、入湯税に関して。入湯税の脱税に関する罪というは。もし今ここで私読んでいるのが、ああ、おまえ間違っているんだってあれば指摘してください。間違ったこと言って私議事録に載れば大変でございますので、このとおりあるかないか。あるとすれば、こういうこともありますよと私は伝えるべきだと思います、納税義務者に対して。そして、前にもよく不納欠損という言葉出てきました、何億とか単位で。そのときに９月にも私は不納欠損なんてなるような恐れはありませんかとお聞きしたときには、そのようにならないように一生懸命頑張りますと答えもらっているわけ。前のも納めなかったやつを十何年度のを納めるなんてこと考えられるのかというんだ、常識的に。もう少しこういうこともありますよということを目くじら立てて言う必要もございませんし、どうですか、課長さん、その点について。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　17年度の入湯税の見込みにつきましては、見込みを立てる時点においては入湯税が伸び悩んでいるといいますか、前年、15年度と比較して相当の落ち込みでございましたので、渡部委員さんが減額してないじゃないかというふうな御指摘でございますが、見積もった段階では相当の落ち込みでございました。確かに揚水機といいますか、汲み上げる機械が壊れて一時休業したというようなそういった事情もございましたが、入湯客が相当落ち込んでございましたので確実に見込める額で積算したところでございます。

それから、収納の件、滞納についての対応でございますが、確かにそういった強行的な滞納処分の方法もあると思います。ただ市民温泉的な性格を有しているというふうに解釈してございますので、まずそういった強行な滞納処分をとる前に粘り強く納付依頼をしていきたいというふうに考えてございます。先ほども答弁申しましたように、経営基盤を整備されるということで、そういった話も聞いておりますので、そういった組織体制がきちっとした形の中で入湯税の御理解を賜って、納付していただくことを今期待しているところでございます。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

遠藤敏信委員長　渡部平八君。

７　番(渡部平八委員）　税務課長、市民温泉的な、そういう要因が大きいから、なればこそ市民が納めてくるわけ。それは、私は逆でないかと思うんだけど、市民が必要だということで市も出資して今までやってきたわけだ。みんな喜んできたわけ、何十万という人が。だからなればこそ、市民温泉的なことであれば税金はもっと早く納めるべきだ、それをどういう理由があろうとも私は認められないというんだ、いかなる理由があろうとも。まず入湯客からいただいた金はまず納めると、その後でどういうふうに使い道で不満があれば、それについて市に対して要望を出すとか、市に別の方の支援策仰ぐとか、私は本末転倒でないかと思っているんです、この件については、全く。仏の顔も三度という言葉ございますが、税務課長難儀した、今まで。すごく難儀したのは私わかります、それ。誰が納めんだというと、私はいうと納税義務者は永井利見さん、正論からいけば納税義務者、そこがちょっと外から見ると何かなと思われるところが。それ以上は申しません。やるとこはやって、もらうものはもらって、市の方で支援策やるのなら支援策やれと、私はなくしてはだめだと思うんです、あの温泉は、少なくとも10万という人が利用しているんですから。しかも、体のこういう不自由な人たちが、私も腰痛いときなんか行きます。健康なときは行きません。まず、納入すべきものは納入してもらって、これはこれで終わります。

今は歳入でございますので、これから歳出って入るんですけど、歳出に入ったとき私お聞きしたいことを今ここで予告、前もって言っておきますが、17年度予算についてはどこにどういうふうなこの入湯税を充当しているか。これ担当の課長たちはわかると思います。例えば消防ポンプなんか環境課ですか、観光宣伝は商工課、どこにどのぐらい充当されているか。私達は予算見てもわからないわけです、これについては。と申しますのは、過去12年から14年度については観光宣伝費が280万円、163万円とか、あるいは本合海地区のポンプ車とか山屋キャンプ場とか最上エコポリス負担とか、いろいろ出ております、充当した内容というのは。17年度はどういうものに今の予算で収入として予定している656万4,000円の目的税の税金の財源を各担当の部署ではどういうふうに配分されてどの金額が充当されているか、これは最初のところでお聞きします。

以上です。

遠藤敏信委員長　他に歳入についての質疑ありませんか。

６　番（斎藤義昭委員）　委員長、斎藤義昭。

遠藤敏信委員長　斎藤義昭君。

６　番（斎藤義昭委員）　15ページの地方譲与税、３目の、所得譲与税についてお聞きするわけなんですが、今年は大幅というよりは倍以上の予算になっ

ておりますが、これは譲与税の改正によって税率が緩和されたためにこの税が大きくふくらんだということなんですか、これひとつお聞きしたいと思います。

それから、22ページの国庫支出金、これについては国庫支出金が１億2,000万円ほど大幅に減額されて、県の支出金が5,000万円ほど増えているということなんですが、さっき佐藤悦子委員に答弁なさったのはこのことだったのかなと思いますが、これは地方への財源の移譲によってこのようなバランスになったのか、これひとつ聞きたいと思います。

それから、28ページ、20款諸収入、１目市預金利子５万3,000円なんですが、これは住宅敷金運用利子収入となっておるようですが、今４月１日からペイオフになって1,000万円以上できなくなっているわけなんですが、この対策として新庄市では決済型預金に回しているのがあるのかどうか、それをひとつ確認したいと思います。

以上、３点。

国分政嗣財政課長　委員長、国分政嗣。

遠藤敏信委員長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　まず、所得譲与税につきましてでございますが、これは補助金の廃止削減に対応する税源の移譲ということが趣旨でございまして、本来であればきちっとした形で先ほど申し上げましたように、国の所得税から地方の住民税に地方の税率を上げるとかする形を要求しておりますが、当面そういうことは暫定措置として所得譲与税という形で税源移譲するというふうに18年まで予定をされているようでありまして、国の予算額が１兆1,000億円ほど、これを都道府県と市町村で配分するんですが、およそ人口割で配分するという昨年、今年の配分方法でございます。おおよそ本市においては２カ年で１億4,800万円、昨年は7,000万円、今年は7,800万円、人口割にいたしますと、人口１人当たり約1,600円ほどでございました、昨年は。そのような形で配分されております。

それから、国庫補助金につきましては、16、17年とそれぞれ削減をされたわけでございますが、本市で試算しております額につきましては、平成16年度では8,000万円ほど、17年度では7,700万円ほど削減されるということで、それぞれ細い補助金の名称がございますけども、文部科学省関係で260万円ほど、厚生労働省関係で7,000万円ほど、国土交通省関係で5,500万円ほどの平成17年度の削減額を見込んでおります。

最後、諸収入の市預金利子、住宅敷金運用利子収入については、会計課長お願いします。

奥山芳彦会計課長　委員長、奥山芳彦。

遠藤敏信委員長　会計課長奥山芳彦君。

奥山芳彦会計課長　住宅敷金の利子収入に絡んで、ペイオフ対策ということに質問をお受けしました。ペイオフ対策につきましては過日の一般質問、山口吉靜委員の一般質問に収入役の方からも答弁してございますが、４月１日から全面解禁というふうなことで有利子の普通預金等もすべてペイオフ対象になりますよというふうなことになりますので、この間の答弁の際にも全額保護される決済用預金の導入については、各金融機関ごとに慎重に対処していきたいというふうに答弁申し上げております。ただ制度融資、これは所管が商工観光課なんですが、１年間制度融資資金を貸し付けている制度がございます。従来それが無利子の定期とか、そういう形でやっていますと、もし万一その対象金融機関が破綻した場合に1,000万円までしか保護されないというふうなことになりますので、その制度融資資金の預託については今関係する金融機関と商工観光課の方で調整を図って、４月１日から即座に導入できるような対応をとってございます。

なお、あと歳計金、毎日日々の決済部分で決済用資金として現在普通預金で管理しております。これは、水道の方も含めてになりますが、その普通預金も今まで全額保護対象が４月からはペイオフの対象になりますよというふうなことなもんですから、その扱いについても金融機関と協議を進めて、早い時期に決済用預金の導入を図っていかなければとい

うふうに考えてございます。

山口委員の質問の際に現在の低利状況というふうな話もございました。決済用預金が大体年間平均すると毎日一般会計と特別会計だけで10億から13億ぐらい、少ないときには１億円台、多いときには二十数億円という毎日動く歳計現金になりますが、それが今の低利というふうなことで年間１万3,000円程度の利息しか普通預金利はつかない状況でございます。そういう状況の中で今後公金を管理する立場からすれば、有利性の利子というふうな問題も当然ございますが、破綻した場合に保護されないというのが市の行政の特に会計事務の中で混乱を来す大きな要因になりますので、全額保護される預金の導入というふうなことを真剣に考えてまいりたいと思います。

６　番（斎藤義昭委員）　委員長、斎藤義昭。

遠藤敏信委員長　斎藤義昭君。

６　番（斎藤義昭委員）　決済用預金の方は、何億か何十億かってまだ確定したあれは出ていないんですね。ただ、それ出てくれば今無利子になりますから、その辺がどうなるのかなと利子の縮小になるわけで、その辺がどうなるのかなと聞きたかったわけで、こういう方針だけ出してきちっとした額が出ていないということですので、これで終わります。

遠藤敏信委員長　他に質疑ございませんか。

５　番（斎藤　敏委員）　委員長、斎藤　敏。

遠藤敏信委員長　斎藤　敏君。

５　番（斎藤　敏委員）　５ページの総務費の３に戸籍住民基本台帳8,439万1,000円とあって、19ページの３には住民基本台帳手数料1,130万円とありますけども、これは閲覧用だと思うんですけども、これはどのぐらいの件数なのか。平成16年度より多く見積もったのか、それとも少なく見積もっているのか、まずこれをお聞きします。

矢作勝彦市民課長　委員長、矢作勝彦。

遠藤敏信委員長　市民課長矢作勝彦君。

矢作勝彦市民課長　19ページの方でお答えしますけども、住民基本台帳手数料1,130万円ということで、この中には住民票の抄本とか謄本も含まれておりまして、当然今御質問の閲覧手数料も含まれております。閲覧件数は、正確な数字はちょっと手元にありませんが、年間七、八件の方がおいでになって、閲覧をしていきます。金額にして五、六十万円ぐらいになろうかというふうに考えております。

以上です。

５　番（斎藤　敏委員）　委員長、斎藤　敏。

遠藤敏信委員長　斎藤　敏君。

５　番（斎藤　敏委員）　実は、これは教育委員会にも関係あるんだけども、都会では住民基本台帳は誰でもこれ見られるわけです。だからこれを悪用して、あそこのうちは昼は女子中学生が１人だということで、女子中学生に対する性の暴行が多発しておるんです。多くの自治体が頭を悩ましているわけですけども、政府でも早急に法の改正をしなくちゃならないということを言っていますし、石原知事なんかはもう閲覧はやめてしまえとまで言っているんですけども、これは他山の石と思わないで、新庄でも起きてからではこれは遅いわけですから、何か考えておることがあるかないか、それをちょっとお聞きしたいんです。

矢作勝彦市民課長　委員長、矢作勝彦。

遠藤敏信委員長　市民課長矢作勝彦君。

矢作勝彦市民課長　今の御質問の内容的なものは、新庄ではおきていませんけども、やはり法律的には一定の場合は閲覧することができるというふうになっておりまして、この一定の場合というのは閲覧者の氏名、住所、請求する住民の範囲、それから請求の理由、そういうものを出させておりますけども、その理由のいかんによっては閲覧を拒否することができるというふうになっております。だから今の御質問のように女子高校生のそういうふうな趣旨でという請求理由では当然返ってこないと思いますけども、今後厳しくなりまして、この他にもやはり身分証明書、閲覧する側の身分証明書、運転免許証とかその他のものでもう少し閲覧する人の本人確認を徹底するというふうに今考えているとこです。ただ、

法がそうなっておりますので、大変見せないということもできませんので、そういうふうな閲覧する方の資格を徹底的にといいますか、そういう部類、条件に合っているかということを審査していきたいというふうに思います。

なお、将来的には今うちの方でもやはり山形県下でもいろいろ問題上がっておりまして、やはり閲覧はこういう時代ですから、ちょっと公開の原則に反しますけども、閲覧をしないようにできないかということで、山形県でもうちの方でもそういう会議あるごとに働きかけといいますか、閲覧を禁止してほしいというふうに、そういうふうな働きを今しているところでございます。

以上です。

遠藤敏信委員長　他に御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　ただいまから１時まで休憩いたします。

午後　０時００分　休憩

午後　１時００分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。

なお、中川正和委員より１時から欠席との届け出がありました。

１　番（山尾順紀委員）　委員長、山尾順紀。

遠藤敏信委員長　山尾順紀君。

１　番（山尾順紀委員）　12ページ、固定資産税、先ほどの4,199万6,000円増えたというふうなお話をいただきました。内訳については、新築240棟、増築62棟というようなことを聞いて、それに基づいてしたと言われましたけど、流れというんですか、今傾向、固定資産税の流れ、傾向をどのようにつかんでいらっしゃるか、また今後どのようになっていくのかというようなことについてお伺いします。

それから、29ページ、その他の雑入3,429万6,000円の主なもの、どんなものがあるのかをお聞きしたいと思います。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　固定資産税の流れといいますか見通しということでございますが、固定資産においては午前中の質問で4,199万6,000円増額になっている理由について、新増築があったからというようなことでお答えを申し上げたところでございます。新増築の家屋の評価につきましては、地区ごとに固定資産税担当職員が主担当と副担当ということで最低２人ペアで評価に回っているところでございます。各担当ごとの各地区で評価した一覧がございますが、これを見る限りは全市的に新増築が行われている状況にあります。やや郊外の方に多く新増築があります。ただ市街地においてもマンションとか、そういった建物があったものを取り壊して、マンション等の新築の例も見られますし、市街地に全然そういった固定資産税の増につながる要因がないかというとそうでもございませんが、総じて言えば郊外にやや比重が大きく固定資産税の増の要因が郊外にあるという状況にございます。

国分政嗣財政課長　委員長、国分政嗣。

遠藤敏信委員長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　諸収入、雑入のその他の雑入の内訳、内容ということでございますが、主には団体等からの事業に伴っての補助あるいはいろんな音楽会等の入場観覧料、あるいは市史などの出版物の頒布代金などがあります。

以上です。

１　番（山尾順紀委員）　委員長、山尾順紀。

遠藤敏信委員長　山尾順紀君。

１　番（山尾順紀委員）　質問の仕方がちょっと適切でなかったのかなと、固定資産税の件なんですけど、事務的に進めてこういうような増等があった、新築があったということで課税をするというのが税務の仕事としては何ら問題を指摘しているわけではないんですけども、大きな今節目のような気がしているわけです、私個人としては。一般質問でも申し上げたわけですが、新庄市の都市計画を推進する上

で新たな社会資本を投入して税金を上げるという手法をとるのか、今の社会資本の中で税金の仕組みをなるべく徴収が上がるようにしていくのかと大きな分かれ目に今来ているのかなという観点なんです。都市計画を上回るスピードで郊外化していって、確かに新築、増築になって固定資産税は入るのかもしれませんが、それに追いついて社会資本も伸ばしていかなくちゃいけないというふうになってしまうと、税金を収入した、収入があった、それを今度どういう使い道するかとなったときに収入以上のものの支出ということはやっぱりアンバランスだと私は思うんです。そうした意味で、これまでの流れ、今後の流れというような意味合いを質問したのは、単に税務課ということだけじゃなくて、この流れをどう読んでやっぱりこのまちづくりのバランスを図る必要があるのではないかという意味なので、質問適正でなかったことをおわびしますが、その辺を今後の計画の中にとらえて声高らかに言っていかないと、これまではそれが都市計画として進めた範囲なんだということに限定していくのか、あるいはそれ以外にもいいのだと言ったような、雪の問題でどんどん、どんどん道路が増えて除雪にもいっぱい金かかっていくというのと同じで、その選択が非常に難しいところに来ているんじゃないかなということで、その読みというか、それを的確にしていただきたいというつもりで質問したということです。雑収入は団体活動、入場観覧料、出版物というようなことわかりました。

終わります。

遠藤敏信委員長　他に歳入について質疑ありませんか。

９　番（小嶋冨弥委員）　委員長、小嶋冨弥。

遠藤敏信委員長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥委員）　私は、11ページの市税、個人の２節の滞納、次法人の滞納、これは12ページ、同じく市税の固定資産税の滞納と、昨年度から見ますと増えています。この辺の内容、どのぐらいの人がなっているかと市税の固定資産税は固定化している人が多いんではないかというような気がしますけども、その辺の内容と、あともう一点、13ページのたばこ税、これ昨年度から若干増えていますけども、この辺の見込み、今分煙とかいろんなたばこの問題があって消費が私は伸びないと思うんですけども、この辺若干昨年度より多くなっているというような見込み、どういう根拠がなされたか、お聞きしたいと思います。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　市民税の個人分、それから法人分、固定資産税等の滞納繰り越し分の税収の件でございますが、確かに滞納繰り越し部分については前年度、16年度と比較して増の見込みで計上してございます。滞納繰り越し分について徴収努力をして頑張っているわけですが、16年度においてはそれなりの滞納繰り越し分についての納入をしていただきました。補正ではまだ出ておりませんが、固定資産税においては対予算より2,300万円ぐらいの増の収納がございました。というようなことで頑張っていますが、現年分からの滞納額も年々こういった景気の状況の中で増えてきておりますので、滞納繰り越しの額が増えているという状況の中で、職員、納税室を中心にして徴収努力を頑張っているわけでございます。

ちなみに、滞納者が固定しているんじゃないかということでございますが、御指摘のとおり滞納者は毎年同じような滞納者がほとんどでございます。でもこういった景気の状況の中で、破産、倒産による滞納者も新たに出てきているというような状況の中で繰越額が多くなっていますので、それに対応していろんな滞納処分をしながら、徴収努力をしているわけで、何とか市民の税でございますので、前年度よりも幾らかでも多く収納したいというようなことで増の見込みで17年度予算を計上している状況です。

ちなみに、３月９日時点で100万円以上の未納者ですが、88人おります。そういうようなことで、大

口の滞納者を中心にして徴収努力に努めているところでございます。なお、少額の滞納者についても催告等を繰り返しながら、訪問徴収で頑張っていますので、少額の滞納者だからおろそかにするというような対応は決してしておりません。でも大口滞納者に力点を置きながら、徴収努力をしている状況でございます。

それから、たばこ消費税でございますが、16年度のたばこ税につきまして決算見込みでは今回も470万円３月補正で追加していまして、その470万円追加した額も含めて今現在は決算見込みして徴収可能な額となっております。したがいまして、17年度の見込みにつきましても16年度決算見込みの３％減というようなことで予算計上をしているところでございます。

以上です。

９　番（小嶋冨弥委員）　委員長、小嶋冨弥。

遠藤敏信委員長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥委員）　100万円以上の未納の方が88人というようなことでございますけど、この大口の固定資産税の未納の状況がもしわかれば件数なり金額を教えていただきたいと思います。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　大口の滞納者の件数と金額ということですが、88人の100万円以上で、件数まではちょっと調べていなかったんですが、額としましては16年度の滞納額も含めて固定資産税で２億7,460万円となっています。

９　番（小嶋冨弥委員）　委員長、小嶋冨弥。

遠藤敏信委員長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥委員）　去年このような質問の中で、大口とされるところは企業が４名、個人が２名で１億9,000万円だったとここに記録してありますけども、それ以上に増えているというようなことで、こういったものがやはり市の財政に及ぼす影響もかなりあるんじゃないかな、それなりに苦労しておやりになっているというようなことわかりました。せめてこの辺はなるべく税は義務ですので、この辺をやはり大変でしょうけども、収入漏れないようにひとつお願いしたいということと、たばこは増えているんですね、やっぱり。吸う方が増えているから税金もらえると、どの辺に伸びるといったらあるんでしょうか、ひとつわかる範囲内で教えてください。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　固定資産税の件でございますが、大口の滞納者６名、６件で約１億8,900万円ぐらいあったわけですが、500万以上の方です。それについては、２件について現年分も含めてですが、600万円と1,500万円の２件については納付していただきました。あと４件で滞繰分というふうなことで、現年分を除いてまだ１億6,800万円ぐらいだと思いますが、未納の状況でございます。

それから、たばこ税でございますが、伸びている要因という御質問でございますが、どこまでもたばこ税につきましては、たばこを消費されたやつを申告によって税額も納付されてきているという状況でございますので、伸びている要因というようなことについては、ちょっと税務課としても把握できない状況にあります。

以上です。

遠藤敏信委員長　他に歳入について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　他に質疑がありませんので、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、一般会計の歳出についての質疑に入ります。歳出について質疑ありませんか。

２３番（髙山和男委員）　委員長、髙山和男。

遠藤敏信委員長　髙山和男君。

２３番（髙山和男委員）　私の方から、じゃ３点について御質問申し上げます。よろしくお願いします。

まず、70ページの６款農林水産業費でございます。５目の農地費の中で、新庄農業水利事業農家負担軽減対策助成金ということで6,632万1,000円ほど

あります。これは、最上川の用水の事業の補助だというふうに思うんですが、これ違うのかどうか。そうだとすればいつまでこれは続くのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、２点目が82ページ、８款土木費の３目、道路新設改良費の中の福田工業団地線の整備事業の500万円、この500万円について事業の中のどういう事業をされるのか、かなりこれについては福田工業団地線については望まれてから土砂崩れありまして、相当長引いているわけです。それで、橋梁等も完成してかなりできているわけなんですが、新庄側の方だけまだできていないということでございますので、この進捗も含めましてお願いしたいと。

それから、94ページ、10款の教育費でございます。これは、一般質問でもちょっと申し上げましたけども、学校管理費の中の修繕料281万9,000円ほどありますけども、この修繕費について内容をお知らせ願いたいというふうに思います。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　70ページの新庄農業水利事業農家負担軽減対策助成金でありますが、これは平成５年に議決されました債務負担行為に基づいて歳出を行っているところであります。予算書の117ページに債務負担行為の内容が書かれてございます。上から２段目がその項目でありますが、既に平成５年から16年度まで支払いがなされまして、これから平成29年度まで残りの金額、総額で29億9,000万ほどの限度額の範囲内で助成を行っていくという内容でございます。この助成金は、県営かんがい排水事業の地元負担の全額と、それから圃場整備事業実施地域にあっては米１俵を超える分相当額、それから圃場整備しない地域の管理運営費につきましては、米１斗を超える分の相当額、それから県営基幹水利事業管理運営に係る経費の10％相当額の総額から成っている助成金でございます。

以上です。

中部　力建設課長　委員長、中部　力。

遠藤敏信委員長　建設課長中部　力君。

中部　力建設課長　道路新設改良の中の福田工業団地線の事業についてでございます。これにつきましては、昨年の３月に地すべりが発生しまして、16年度、それに伴います調査等を行ってきたところでございます。昨年度の調査解析等を行いまして、地すべりの機構といいますか、原因等の究明を行いまして、その対策についての方法について選定を行ってきたところでございます。17年度につきましては、この調査結果に基づきまして、対策工法の決定並びに詳細設計を行いまして、18年度より地すべり工事に着手するというふうな計画で今進めているところでございます。最終的には、18、19年度２カ年度で地すべり対策工事を行いまして、22年度の完成を予定しているところでございます。

以上でございます。

矢口　孝管理課長　委員長、矢口　孝。

遠藤敏信委員長　管理課長矢口　孝君。

矢口　孝管理課長　小学校費の管理の修繕料の件でございますが、281万9,000円でございます。幾つかに分かれておりますが、まず学校の備品、印刷機とか体育用具とか、それらの修繕について38万5,000円、それから幾つかございますが、沼田小の屋外の避雷器、雷よけでございますが、それにつきましては沼田小、北辰小、あるいは北辰小のコンデンサーの修繕等、計画修繕が15万、19万、20万、65万、それから防災設備関係が20万、それから緊急というようなことでそれを予想してございますが、それらの確保、緊急修繕に75万という金額で計281万9,000円ということで計上させていただきます。

２３番（高山和男委員）　委員長、髙山和男。

遠藤敏信委員長　髙山和男君。

２３番（高山和男委員）　事業内容はわかりましたけれども、まだ農林水産業費についてなんですが、かなりの平成５年度、確か私もこの時期に加わったと思いますけども、年ごとに見ますと大きな額なわけです。農業用の水利ということで、除雪というか消流雪、これの方にも今振り向けられないかという

努力されておるわけなんです。助成金が当初で6,600万円、第１次産業、農業に対しての助成なわけです。逆に第１次産業で農業の所得、市に対して税金、これ見ますと、先ほどの収入の方で1,200万円ぐらいの額なわけです。そうすると、約６倍近いやつを農業振興のために毎年出しているということになるわけです。そういう面では、これは議決されていることで、これを早目に返すというか、今財政を見ますとしていかなきゃいけないんでしょうけども、非常に大きな額であるし、そういう面ではぜひ雪対策の方に振り向けるように、一般市民も授受できる、恩恵にあずかれるような格好に配慮していくべきじゃないかというふうに思います。平成29年ですか、大変な支払いが続くわけですから、ぜひそういうふうにお願いしたいというふうに思います。この農業施設についてはわかりました。

それから、２点目の地すべり、これ本当の完成の時期は、当初の完成の時期はいつだったんでしょうか。もう相当延びているんですね。私もこれにも発言させていただいた経緯があるんですが、本当に大蔵周辺、向こうから来る、舟形から来る方、本当に工業団地が１つの入り口しかないということで、南入り口をぜひつくってほしいというお話で進んだわけなんですが、本当に地すべり工事をもうとっくにできていなきゃいけない。また、あと橋もできて、大蔵は全部完成できているんです。その先を今度は大蔵村では、大蔵本村の方に進捗しようということで、進めようということで今動いている矢先でありますし、本来の完成時期はいつだったのか、もっとこの時期を早めることができないのか、供用時期を早めることができないのか、お尋ねしたいというふうに思います。

それから、修繕料についてはわかりましたけれども、一般質問の確か渡部委員さんの方からもお話あったと思いますが、雨漏りの件、こういう修繕を今回は含んでいないのかということです。よく追加補正で雨漏り補修というのは今まで過去にずっと来ているんですが、長期スパンでこういう学校の塗装とかそういったもの計画しておられるのかどうか。一般質問でちょっと申し上げましたけれども、やっぱり３年前に建てた、あるいは４年前に建てた、塗装しなきゃいけない、Ａという学校がそうだと、Ｂという学校はその前だから今年しなきゃいけないとか、そういうぐあいに長期スパンでの計画というのはないのかどうか、それをお尋ねしたいというふうに思います。

中部　力建設課長　委員長、中部　力。

遠藤敏信委員長　建設課長中部　力君。

中部　力建設課長　先の完成工期がいつだったかというような御質問と思いますけれども、当初平成８年度から16年度の工期で事業着手した経過がございます。昨年度大規模な地すべり等が発生したことによりまして、昨年、16年度、17年度におきましてこういった調査解析を行いまして、18、19年度２カ年でその対策工事を行うと、併せて道路の改良工事を行いまして、現在の予定では平成22年度を予定してございますけれども、設計の内容、また対策工法の内容につきまして、工期を１年でも短縮するような形でできるだけ早目に開通させていきたいというふうなことで今考えているところでございます。

矢口　孝管理課長　委員長、矢口　孝。

遠藤敏信委員長　管理課長矢口　孝君。

矢口　孝管理課長　雨漏り等の修繕につきましては、髙山委員あるいは渡部委員からいろいろ御指摘をいただきました。いろいろ修繕をしなくちゃいけないところはございます。特に御指摘の雨漏りにつきましては、最小限度やっていかなくちゃいけないということで考えてはおりますが、なかなか当初予算に、今回も当初予算に盛り込めなくて、大変管理課長としては心苦しく思っております。これ先に申し上げましたけども、今年度につきましても萩野中学校についてはいろいろと財源等、財政と相談しながら、９月補正で予算措置をさせていただいたところであります。したがいまして、現在懸案事項であります萩野小学校、そして八向中学校の体育館の屋根の修繕につきましても補正等でできればなるべく早い時

期に対応させていただきたいと、そういうふうに思っています。本来は、委員おっしゃるとおり、計画的な工事あるいは修繕でするべきところでありますが、ここ数年なかなかそういうふうに計画どおりに実施できないということであります。したがいまして、児童生徒の安全、安心を心がけながら、緊急な修繕には即座に対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。

２３番（高山和男委員）　委員長、髙山和男。

遠藤敏信委員長　髙山和男君。

２３番（高山和男委員）　まず、学校の方、ぜひ財政が厳しいというのはわかるんですが、学校へ行ってみてよくわかるんです。子供さん方、バケツや何かを置いてそのわきを通ってよけて歩かなきゃいけないというこの心境、この点心に残るというんでしょうか、新庄市財政苦しいからという、確かにありますけれども、ぜひ学校、子供については予算上で、当初の予算で設定していただきたいし、今回無理としましてもそういうような考え方やってもらえんでしょうか。子供たちもみんなわかっています、新庄市財政がきついんだぞということはわかっています。だけど、心に残る、心の傷というんですか、貧困さというんですか、これぜひ改善していただきたいというふうに思うんです。長期スパンでぜひ一度つくってみてください。この学校は何年に塗装したんだから、今度はこのスパンでやらなきゃいけないという、そういうやつをスケジュールをつくってください、長期での。これをひとつお願いしておきたいというふうに思います。本当に先生方も大変苦労されておられます。

それから、２点目の地すべりで延びてきているということでございます。16年度までだったということ、だけど今回の補正見ますと、ほんのと言ったら失礼ですけども、大きな工事でもないわけです。そういう意味で、また18年、19年にかけやっていくという、本当にせっかくできたやつを財源を投入しながら生かしてきていないと、その分だけマイナスとなっているわけです。大蔵の方もそういう面ではあそこは本合海と大坪間、あそこまでは完全にできていますから、あそこから向こうを今度は大蔵本村の方に引っ張ろうということで今動き実際にしています。ぜひこれについても早期に完成できるようにひとつお願い申し上げたいというふうに思います。

終わります。

遠藤敏信委員長　他に歳出について質疑ありませんか。

１６番（森　儀一委員）　委員長、森　儀一。

遠藤敏信委員長　森　儀一君。

１６番（森　儀一委員）　70ページの款６農林水産業費、項１の農業費、目５の農地費でございますけども、先ほど高山委員さんから質問ございました農地改良費、新庄農業用水事業の農家負担軽減対策費お聞きしようかなと思っておりましたが、これほどの額を私たち農家、そして受益者にはこの財政難、本当にありがたく思っておるところでお礼を申し上げたいと思います。

次に、71ページの担い手育成基盤整備事業、野中684万3,000円、小泉、柏木山とありますが、この事業はいつまでなのか、そして補助率は幾らになるのか、これをお聞きしたいと思います。土地改良区の果たす役割は本当に大きいと思いますし、多面的な機能でございますけども、最上川の水が使えるようになったということなどかけがえのない貴重な財産だと思います。先の一般質問の中でも議論になっておりました環境問題など、何よりも私たちが主としている農業の機能がもたらす効果が二酸化炭素削減の最大の対策と思われます。そこで、考えは地球規模で、そして実行はまた足元からということで、土地改良区の工区の中に除じん機が備えつけられているとお聞きしましたが、１基は私たちの方でございますので、わかりますけども、その他に何基ぐらいつけられているのか、お聞きしたいと思います。そして、その除じん機から取り出されるごみの量はどのぐらいか、そして処理に関わる経費、それから経費はどこから出ているのか、わかりましたらお聞きしたいと思います。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。
遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。
坂本孝一郎農林課長　担い手育成基盤整備事業、野中地区、小泉地区、柏木山地区、３カ所で圃場整備事業ですが、実施されております。野中地区、小泉地区は平成８年度から、それから柏木山地区については平成14年度から実施されておりまして、野中地区、小泉地区は17年度で完了予定の見込みであります。それから、柏木山地区については18年度までという予定になってございます。小泉地区、野中地区は最終年度ということで、土地基盤に関しては暗渠排水が主体です。これは、補助率、地元負担比率が10％です。それから、生活環境ものと言われるやつが道路整備とか、それから野中地区においてはイバラトミヨの集生地の保護とかそういったことが実施されます。それが約20％でございます。負担率です。それから、柏木山地区については生活環境ものがございませんで、土地基盤関係のみの事業でありまして、17年度は暗渠排水対策が主体になります。そういったことで、負担率は10％あるいは20％の負担になります。

それから、除じん機の話が出ましたが、ちょっと除じん機については把握してございませんので、勉強して把握したいというふうに思います。
１６番（森　儀一委員）　委員長、森　儀一。
遠藤敏信委員長　森　儀一君。
１６番（森　儀一委員）　除じん機の方ちょっとお聞きしたかったんですけども、今年全国土地改良大会が山形県内で行われると聞いておりますが、恐らく山形市が中心となると思いますが、聞くところによりますと、県内４ブロックに分かれて観光も兼ねた視察が盛り込まれていると聞いていますが、当然新庄・最上ブロックも入っていると思います。市の活性化や全国に情報発信する絶好の機会と思われますが、観光面、視察面でどのような場所や施設などを見ていただくのか、お聞かせください。そしてまた、いつごろ行われるのか、そしてまた何名ぐらいが当地に入る予定なのか、そして宿泊地などもわかればお聞かせください。
坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。
遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。
坂本孝一郎農林課長　昨年は、新潟で実施されました。今年はメイン会場は山形市で行われます。全国から3,000人の規模で集会が行われるということで、初日は大会、２日目、３日目が県内の優良事例の研修という日程のようでございます。研修地区については、各ブロック、４ブロックで現地研修が実施される人数は参加者の７割から８割ぐらいというふうに聞いています。したがいまして、2,400人が研修に行きますとすると、１ブロック当たり500人、600人ぐらい見込まれますので、相当地域の活性化にはなるんじゃないかなというふうに考えています。今のところその研修内容、コースについて関連する市町村、土地改良区などで県と詰めてございますが、県内の優良事例、優良地域を含めて、あるいは県内の観光も含めて全国から集まった地域に山形県のそういった優良な地域、観光の地域をアピールしたいということで最終的に今詰めてございます。

以上です。
１６番（森　儀一委員）　委員長、森　儀一。
遠藤敏信委員長　森　儀一君。
１６番（森　儀一委員）　私たちが視察にでかけると、お泊まりはどちらですかとか、私たちの市に泊まってくださいとか、あるいはまた泊まっていけないなら昼食だけでも私たちの市内でお願いしますなどと言われますけども、そういう市の職員がおります。これからも大なり小なりイベントがあると思いますが、市のイメージが上がることは真に望ましいことでございますので、今後も市のアンテナを高く上げて、そして活性化に励まされるようお願いを申し上げたいと思います。

次に、83ページの款８土木費、項３河川費の目２の河川維持費でございますけども、97万円でございますけども、河川愛護から河川の清掃や蛍の繁殖や伐採した浮遊木で子供たちのキノコなんか栽培など実施している角沢地区の皆さんが内川の堤防の雑

草の下刈りや清掃を行って心待ちにしていたところに、昨年の10月26日、内川右岸の500メートルに７年物の桜の苗木が50本ほど緑の基金、記念植樹として関係者の皆さんの御協力で植樹されました。県内の各地で桜回廊の植樹の話題が多く聞かれますが、残念ながら我が新庄市では余り聞いたことがありません。何もないふるさと、まつりと雪のイメージから一歩進んだふるさとづくりを提唱すべきかと考えますが、遅ればせなりに県内各地、地区と同様に最上川桜回廊を県内の観光ルートに我がふるさとでも進み、交流人口の拡大を望みたいと思います。角沢地区の人たちもいつの日か桜回廊での桜狩りや蛍観賞など、清流での芋煮会などを心待ちにしていると聞いております。また、これらの真剣に取り組んでいる河川愛護や環境づくりに後押ししていただきたいと言っておりますが、市の方ではどんな考えを持っているか、お聞きしたいと思います。

遠藤敏信委員長　委員長よりお願いいたします。

発言は、委員長より指名されてからお願いいたします。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　河川の中で桜回廊の話が出ましたので、その件について私の方から答弁いたします。

現在最上川流域、いろんな方々から寄附なり新聞社の方で美しい山形ということで、最上川に植樹しようというようなことでかなりの本数が新庄地区でも植えてございます。それで、新庄・最上地区にも桜の名所が数多くありますので、今回桜回廊というようなことで写真集、各地域の桜を取り入れたことで今後またさらに一層桜を売っていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

１６番（森　儀一委員）　委員長、森　儀一。

遠藤敏信委員長　森　儀一君。

１６番（森　儀一委員）　わかりました。

次に、92ページの款10教育費、項１の教育総務費、自動車購入費500万円でございますけども、角沢小学校統合によるスクールバスの購入費とお聞きいたしましたが、地区民の要望などによりますと、できれば中学校の生徒も乗せていただきたいと要望されているということを聞きましたが、平成18年度統合時期には小中学校を合わせて51名となると聞いていますが、市では何人乗りのバスを予定しているのか、お聞きいたします。

小野和夫学校教育課長　委員長、小野和夫。

遠藤敏信委員長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　大人の定員は29名だったと思います。子供の場合は、それに1.5を掛けた数というふうになるようであります。これは、中学校の生徒の乗車につきましては、中学生は６キロ以上離れているというふうなことが１つ条件に入ってきております。そういったことで、その条件を見ながら、バスのあきぐあいを見ながら対応をさせていただきたいというふうに思っております。

１６番（森　儀一委員）　委員長、森　儀一。

遠藤敏信委員長　森　儀一君。

１６番（森　儀一委員）　中学生も乗ることはできないにしても、36名の生徒が平成18年度に小学生おりますが、そのようなバスで間に合うのかどうか。

小野和夫学校教育課長　委員長、小野和夫。

遠藤敏信委員長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　確かに大人の定員で考えていくとそういうことになるわけですが、子供の定員で考えた場合、多少窮屈になっていくということが予想されます。これは、平成18年度、19年度、２年間そういう状態が継続するかなというふうに、若干のオーバーなんですが、大人の定数から見ればオーバーなんですが、そういうふうな状態が続くかなというふうに思います。それで、運行の方法として、朝１回で全員を乗せるということでなくて、ピストンで対応するということも選択肢の１つとして今考えているところであります。そうすると、中学生の問題についても対応ができてくるのかなというふうなことも考えております。

１６番（森　儀一委員）　委員長、森　儀一。

遠藤敏信委員長　森　儀一君。

１６番（森　儀一委員）　安全で安心して通学できるバスをお願いしたいと、このように思います。

次に、97ページの款10教育費、項３中学校費の目２教育振興費の対策事業費でございますけども、第５次山形県教育振興計画、そして第３次新庄市振興計画や新庄市長期教育プラン基本構想に基づく新庄もみの木教育プラン21にうたっている、スポーツ振興については幼いころからスポーツに慣れ親しんだものが一生その人に残るものでございます。生涯スポーツの大切さは、心身を鍛え、健全な心を育む最も大事なことです。中学校のときにこそ最も大事なスポーツの芽を育てて、生涯スポーツの花を育てることが世の安全、安心にもつながるものと考えます。

そこで、萩野中学校の部活動の柔道部についてですけども、私は最上地区の柔道連盟の方に顔を出しているので、このような質問をいたしますけども、かつて部員数が１人ということで休部という形になっておりましたが、部員数が増えれば部の復活も約束されていると聞いておりますが、今回は９名もの入部希望生がいて部の活動をするのに十分な人数と言われています。親たちも子供たちがクラブ活動として柔道をしたいという希望をしていることに関しては、万策を講じても柔道部を復活させていただきたいと言っています。学校の方にお願いをいたしたところ、生徒の減少で現在の部活動も維持困難。旧道場は、平成15年に床下が腐食して土台を取りかえ、コンクリートをして多目的教室としてしまったので道場として再利用することはできない。常時の顧問の配置が無理だなどの理由で現段階では柔道部復活は無理との回答だと聞いています。現在子供たちは、柔道のスポ少に入団していますが、９人中８名までが私のように肥満で走ることが極端に苦手で、バスケットのスポ少に入っても１カ月ぐらいで退部し、足手まといになると心配して退部した経緯があると聞いております。柔道のスポ少に入団してからは、体重の増加が極端に押さえられて、他の運動では消極的だった子供たちが柔道だけはまじめに取り組んで、しかも柔道の楽しさを知り、輝いた顔で楽しんでいると聞いています。スポ少の先生も親たちも中学校での柔道部をぜひ復活させていただきたいと言っております。また、私たち親ができることならどんなことでも協力したいと言っております。また、せっかく情熱を注ぐことのできる柔道にめぐり会えたのに受け皿がなくて、子供たちに我慢を強いるのは大人の一つの罪なようにも思いますということも言っております。子供たちがやる気を失ってしまう前に何とかしてあげたいと思うんですが、これについていかがでしょうか。

小野和夫学校教育課長　委員長、小野和夫。

遠藤敏信委員長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　中学校での部活動の設置につきましては、学校長の責任で行っているところです。基本的には、そういった熱意のある子供たちの熱意に応えていくというのが基本的な方向だろうなというふうに思っています。ただ部活を新設する場合、いろんな問題が出てまいります。１つは、入部者の問題です。いるかどうかという数がどれくらいかということ、それから指導者、つける指導者がいるかどうか、これは特に柔道部ですので、危険、けががつきまとうというふうなことです。指導者は必ずつかなきゃいけないというふうなことになります。あと活動場所の問題、それから活動するために必要な備品の問題というふうなことでさまざま問題が出てまいります。今回の場合、今お話の中にありましたように、入部者も結構新しい今度の１年生を中心にいるというふうなことがあります。あと指導者については、聞くところによりますと、スポ少で指導している方がいらっしゃるというふうなことで、中学校の教員はつかなきゃいけないわけですが、そういった外部の指導者についても期待ができるというふうなことをお聞きしております。

あと活動の場所が問題になっていますが、これについてもある程度の工夫をしていかないといけないのかなというふうに思っております。このことに

つきまして、学校の意見も二、三度お聞きしております。将来の設置を考えているというふうなことでありました。できればこういった熱意のある子供たちがいるわけですので、できるだけ早い時期に部活が開設されて、活動ができるように私どもとしても助言をしてまいりたいなというふうに思っています。

１６番（森　儀一委員）　委員長、森　儀一。

遠藤敏信委員長　森　儀一君。

１６番（森　儀一委員）　スポーツマンの市長はどのような考え。

髙橋榮一郎市長　委員長、髙橋榮一郎。

遠藤敏信委員長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　部の設置については、今課長の方が申し上げたそういうふうな考え方で、また前提でつくるんですが、スポーツ全体のことについてかと思いますけども、やはり子供たちが将来何かを目指した場合にスポーツを通じていろんなものを学び、いろんなものを鍛えていくというのは大変いいことだなというふうに常々思っております。ですから、そういう意味でできるだけそういうふうな志のある子供たちに対しては、その場を与える環境をつくってやるというふうなこと、これは重要なことではないかなというふうに考えております。

１６番（森　儀一委員）　委員長、森　儀一。

遠藤敏信委員長　森　儀一君。

１６番(森　儀一委員）　聞くところによりますと、中学校３年間のクラブをした子供たちは内申書がよいとか聞いておりますけども、私は内申書の方はちょっとわかりませんが、他の運動がかなわないこの子供たちにとって無情と言っても過言ではないと思います。何とか一緒に入学した子供たち同様に権利を持たせたいなと思うところでございます。何よりもまず子供たちが自分が歩んできた道、そして母校に栄光の足跡を残したいといっておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

次に、106ページ、款10教育費、項４社会教育費、目の12社会体育費の中のプロ野球イースタンリーグ戦開催事業委託料330万円、先ほどの明倫中学校３年生の模擬議会の中でも東北楽天ゴールデンイーグルスの質問が出、２軍とはいえども新庄での開催に子供たちの夢も大きく膨れ上がったのではないか、このように思います。そこで、野球場は今のままですぐにプロの方々も使用できるのか、そういうこと１つ、それからまた入場口付近に私一般質問でも申しましたが、体の不自由な人のために障害用の駐車場などの設置は考えていないか。それから17年度は１試合と聞いておりますが、これから先は試合回数を増やす運動などをしていかないのか、お聞きしたいと思います。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　委員長、伊藤　恵。

遠藤敏信委員長　生涯スポーツ課長伊藤　恵君。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　３点についてでございますが、このままプロ野球等の使用は可能かという件ですが、具体的にはまだ部門の方の現場というか野球場を見ていただいておりませんので、恐らく大改造とかそういうことのない範囲内で使えるものと担当者は今のところ考えております。

それから、障害者用の駐車場というんですか、スペースということですけども、１年ほど前でしたか、そういう駐車場をつくりなさいというような御指摘がありまして、早速入り口すぐ近くに１つではございますけども、乗りおりできる駐車スペースをつくってございます。ただ、今後たくさんの方がおいでになるという情報等が入る時は、またその時点で相談というか、対策を講じていきたいと思います。

それから、今回については１回のみなんですけども、その他にも米沢で１回、新庄１回、それから鶴岡１回で３月上旬の情報では県内では３市で１回ずつということです。将来については、楽天さんの方の担当者なりあるいはそっちの都合等を聞かないと何とも言えませんけども、要請、要望があれば、できるできないいろいろ予算面もございますんで、相談を承ってまいりたいと思います。

以上です。

１６番（森　儀一委員）　委員長、森　儀一。

遠藤敏信委員長　森　儀一君。

１６番（森　儀一委員）　地域にねざすプロ野球の効果は絶大なものがあると思いますので、これを契機に新庄市にスポーツの振興や地域の活性化を考えていただきたいと、このように思います。

終わります。

遠藤敏信委員長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　２時０７分　休憩

午後　２時１６分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。

他に歳出についての質疑ありませんか。

２　番（山口吉靜委員）　委員長、山口吉靜。

遠藤敏信委員長　山口吉靜君。

２　番（山口吉靜委員）　38ページの総務費、11目市民生活対策費の19節、負担金補助及び交付金の町内街路灯電気料補助金375万についてですけども、何カ所あって補助金は全額あるいは何割とか、そしてまた支払い方法などをお伺いいたします。

次に、44ページ、統計調査費の説明欄の一番下から２番目の国勢調査費1,774万5,000円、これはどのような方法で調査されるのか、お伺いいたします。

それから、79ページの商工費、説明欄の上から２番目の観光基盤整備事業費172万8,000円、この整備の内訳をお伺いいたします。

それからもう一点、99ページ、社会教育費の説明欄の下から３番目の地区公民館運営事業費1,011万2,000円の内容についてお伺いいたします。

以上です。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　町内街路灯の補助金でございますけども、補助率は30％というふうな形になっております。補助対象基数が約3,700でございます。町内、それから商店街も含めてですけども、街路灯の申請を補助金申請をしていただきまして、年度末になりますけども、予算の範囲の中の30％の中で支給しているというような状況でございます。

以上でございます。

（何事か呼ぶ者あり）

鈴木吉郎環境課長　支払い方法は、町内会の方に申請をしていただいて、そしてそれに基づいて町内会の会計の方に通帳がございますので、振り込みというふうな形しております。

以上でございます。

武田一夫企画調整課長　委員長、武田一夫。

遠藤敏信委員長　企画調整課長武田一夫君。

武田一夫企画調整課長　国勢調査の件でございますけれども、５年に１回実施される悉皆調査で全世帯が対象になります。新庄の場合には、267の調査区がございまして、調査員を任命して、調査員は前回の調査ですと230名ぐらいの調査員なんですけれども、その方々をお願いしまして調査表を配って、それを回収するというような形で調査を実施いたします。

矢口喜一郎生涯学習課長　委員長、矢口喜一郎。

遠藤敏信委員長　生涯学習課長矢口喜一郎君。

矢口喜一郎生涯学習課長　地区公民館の予算計上の内容について御説明申し上げます。

地区公民館につきましては、御案内のとおり新庄市では萩野地区公民館と八向地区公民館の２つの公民館がございます。そこには、それぞれ１名ずつの非常勤の嘱託の館長を配置しておりまして、さらに１名ずつの日々雇用職員を配置しております。それぞれの館がしたがいまして２名の体制で維持管理、それから事業の推進に当たっております。そこで、この説明欄に、したがいまして御説明申し上げますと、人夫費用につきましては主に除雪等の人夫賃金でございます。費用弁償につきましては、これは嘱託館長の市外までの出張旅費というふうなことで、ガソリン代の実額の費用弁償というふうなことになります。以下それぞれの施設を管理運営するに当たって必要な経費計上しております。

それから、施設管理業務委託料208万1,000円がございます。これは萩野地区公民館、これも御案内のとおり萩野支店と同居しておりますので、そこに

かかるさまざまな経費、これを面積割合等で案分しておりまして、それについての部分が主でございます。失礼しました。御訂正申し上げます。施設管理業務委託料につきましては、それぞれの施設の日曜、それから祝日、あるいは土曜日、それから夜間の業務の委託にかかる経費が主でございます。それで、先ほど申し上げました案分等の負担につきましては、そのさらに３つ下の萩野地区公民館施設管理費負担金216万8,000円の部分でございます。それから、それぞれの公民館で公民館を利用している方々、それから地区の住民の方々、それから小中学生等を交えての公民館まつりというものをそれぞれの館で開催しておりまして、それらに対する負担金として６万円を計上させていただいております。

以上でございます。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　ページ79の観光基盤整備事業の人夫賃金の内訳でございます。これは、神室山系の登山口の刈り払いでございます。それで、あそこは萩野口の登山口から一杯森とか八森、杢蔵、三角山、ここは国定公園になっていませんので、ここは市の単独で行います。あとそれ以外は国定公園に入っていますので、これ約82万円くらいなんですけども、これは県から全額補助が出てくるものでございまして、登山道路の刈り払いというようなことでございます。

以上です。

武田一夫企画調整課長　委員長、武田一夫。

遠藤敏信委員長　企画調整課長武田一夫君。

武田一夫企画調整課長　国勢調査費1,774万5,000円につきましては、25ページに歳入のページございますけれども、県支出金の委託金で全額県の方から来る予定になっております。

遠藤敏信委員長　歳出について他に質疑ありませんか。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

遠藤敏信委員長　渡部平八君。

７　番（渡部平八委員）　実は、私明日なり最終日やろうと思っておったんです。ということは、午前中歳入に関して入湯税の歳出にどういうとこに盛って、そしてどのぐらいの金を充てて、その目的の成果をどういうふうな目的を成果を求めて予算計上したかということでお聞きするというようなことで前もって言った覚えがあるんで、午前中言って今すぐやると私大変だと思ったんです、正直。だから今日遠慮して時間与えねばだめだなと、でもみんなないと言ったから、これで閉められると大変だなと思って、ちょっと課長さんたち、残酷だと思っていますが、まず最初午前中言った内容について、恐らく環境課とか商工課とか、あと主に考えられるのが商工観光課か、まずあればひとつ。

国分政嗣財政課長　委員長、国分政嗣。

遠藤敏信委員長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　歳入の際の御質問について再度質問なしで歳出で答えるというようなことはよろしいのかと思いますけども、入湯税の使途につきましては法律で厳然と定められておるわけでございまして、環境衛生施設あるいは鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、消防活動に必要な施設の整備あるいは観光の振興に要する費用に充てるということで活用するということになっております。本市では、課税をした時点からこの法律の規定に基づきまして、入湯客に入湯税を課して徴税をさせていただいているというふうなことでございまして、主に消防施設等の整備、それから観光の振興ということで充当しております。入湯税の財源の性格上、私から答えさせていただきたいと思いますが、消防施設等の整備ということでは９款１項３目の消防施設費総額1,367万3,000円、この財源として地方債が580万、一般財源787万3,000円というふうな内訳になってございますが、これらの消防施設整備事業費の修繕料あるいは消防施設整備事業費補助金等に一般財源として充当することにいたしております。

あるいは観光の面におきましては、７款１項３目、77ページがございますが、これらの観光費の本

年度２億2,228万4,000円の財源内訳として国県支出金131万7,000円、その他が基金等ですが4,207万3,000円、一般財源として１億7,889万4,000円という内訳の中で観光振興対策事業ということでここにございますように、例えば広告料でありますとか、次のページの山形観光キャンペーン推進協議会負担金あるいは最上地域観光協議会負担金あるいは新庄観光協会事業費補助金等に充当をするものでございます。目的税ではございますが、一般的に特定財源、一般財源という言い方をいたしますけども、国県の補助金あるいは市債のように特定財源として充てる財源ではなくて、目的税でありますけども、一般財源的に充てるというふうなことで、この事業にこれだけ充当しましたというのは、やはり最終的に税の額もございますので、決算で確定をするということになろうかと思います。御質問の趣旨に合うかどうかわかりませんが、そのようなことで編成をしているというふうにお答えを申し上げます。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

遠藤敏信委員長　渡部平八君。

７　番（渡部平八委員）　財政課長から使い道、過去も同じような午前中言ったように使っているんだよな、これ。新庄温泉と奥羽金沢温泉からうんといいときは1,000万円以上確かあったわけ、入湯税というのは両方で。今大体750万円から七百七、八十万円となっているんですが、その中で観光宣伝費とか広告料とか、こういう事業に使ったことによって、あそこに対してどのぐらい成果が出たかということを私は最終的な問題だと思うんだ。というのは、この入湯税というものは、本来は温泉基盤地というか、これ前にも９月で申しましたが、温泉街とか温泉地とか、そういうもの一体とした観光ということでＰＲやっているわけ、どこでも東根でも天童でも。たまたまここの場合だと２カ所しかないわけ。それで、入湯税を徴収して払う人は何を求めるんだと、求めるものは観光宣伝とか観光協議会の負担金とか、エコロジーの負担とか、そういうものでは私はないと思うんです、入湯税納めている人は。できる限り自分の入るところを入りやすく、衛生面なりお湯だってもし余り少なくなったときは、ちょっときれいにするとか、よく出るような機械設備を更新するとか、そういうことを入る人は求めている。キャンプ場整備とか消防ポンプ、これ買って悪いということはございません。これいいようになっておりますので。

そして、この観光資源に対しては平成２年、これで自治省から何とかとあって、通達で前から観光振興で使っていいと、こうはあったんですが、具体的には平成２年の自治省の市町村税課長というとこから通知、そして観光宣伝事業もできると、それを受けて今これやっているんじゃないかなと思っているんです。この前は、今もできるが、鉱泉源の保護とかいろいろなことうたっているわけです。ところが、そこで問題なのは鉱泉源の保護とかパイプの掃除とか、受水槽とか送電ポンプとか、いっぱいある。加温装置とか、制御装置とか、こういうことをやるについては、主として共同でやるところと、こうなっているわけ。９月の議会のときにそういう文書になっているけれども、国なり県なり今の総務省ですか、本当にこれはできないのかと、源泉の保護とここでうたっているような鉱泉とか、いろいろなこういうものをできないのかと、聞いてみたらいかがですかと私ここで言ったんですが、その後県なり国なりやはり共同で利用していないとこれはまかりならんと、その辺その後どうなりましたか。

国分政嗣財政課長　委員長、国分政嗣。

遠藤敏信委員長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　使途の個別、具体的な内容ということで、鉱泉源のことについて県、国に確認をしたかということですが、これにつきましては通知がございまして、昭和52年の自治省の市町村税課長の通知がありまして、共同利用を目的として整備する事業の一連の施設ということがございますので、これについて確認をする問い合わせはやってございません。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

遠藤敏信委員長　渡部平八君。

７　番（渡部平八委員）　改めて財政課長より、農林課長、環境課長、何か県の方からありませんでしたか、その後。これは共同的でなくてもできるんだと、そういう解釈ございませんでしたか。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤敏信委員長　健康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　お答えします。

今の質問の件ですが、県の市町村税課の方から入湯税の使途についての通知がありました。通知があったというか、こちらから連絡したというか、そういうような県の方との話し合いはしてございます。その中で広義に解釈するというんですか、その中で今渡部委員がおっしゃられたような環境施設あるいは観光施設等にも使うことができるというふうなものでの市町村の逐条についてもらってございます。

以上です。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

遠藤敏信委員長　渡部平八君。

７　番（渡部平八委員）　財政課長、何にも私言っていなければ今のような答弁でいいけど。９月のときこれは主として共同ということをがんじがらめにしないとできないんだと、新庄温泉も山屋温泉も共同でないから。それならこういうものを使っていいというものに使えないとなれば、入湯税は我々から取ることできないんではないかと、使えないとなれば。だからこれはちょっとおかしいから、自治体の裁量とか県とか国に聞いたらいかがですかと。課長の答えは、平成２年、これにこういうことあるから聞きませんでしたと、こういう答弁なわけ。何のためここで私が発言しているということ。来ているということを私はわかってんだ、県の方から。わかっていて言っているんだ。

（何事か呼ぶ者あり）

７　番（渡部平八委員）　黙って聞け。だからそういう市の体質を改善しないとだめだといっているんだ。前にこれちょっと蛇足ですが、今の奥羽金沢温泉で新しくお湯を掘ると言ったの。二千何百万円予算つけるとなったわけ。そんときに、あの当時1,200万円も入湯税を払ったから、２年もすれば二千何百万円金出したって返ってくると、こういう論調もあったわけ。それは、入湯税という性格からいっておかしいよと指摘して予算措置しなかったことあるんだ。そういう経過も。だから、今新庄温泉でも奥羽金沢温泉でも、例えばこの前も雷様落ちてポンプがパアになったわけです。当然これに使えるわけ。源泉の保護とかポンプ、いろいろと使えると書いているから、ところが今までは主として共同という、これがあって使えなかったわけ。今度は県の方からそういう解釈でもいいんだと聞いたから、改めて新庄温泉なり奥羽金沢温泉なりと語って、この入湯税の目的に沿って使うような事業をそういう会社から話し合いが来たときは私は応じるべきだと、そういう話、これ使い道に沿ったような話が出たとき、だって共同でなくてもいいと。共同だったら入湯税取るなということ。これは、私の言わんとすることは大体わかったと思いますので、あと細かいことは後で課長さんたちで助役もそこの新庄市からいって役員というような立場でございますので、詳しいことはその後で話ししたいと思います。

それから、今度時間もありませんが、委員長に先ほどの休憩時間に施政方針についてお聞きすることできますかと、こういうことを私聞きました。その後で事務局の方から、それは予算に沿ったようなものなら結構ですよと、さっき聞きましたので。できるだけページ数を申し上げます。

まず最初に、33ページに職員研修というような項目があって予算措置されています。その職員研修の中に施政方針の３ページの一番下から３行目あたりから職員一人一人が評価検証能力の向上や意識改革を図りながら云々とこう書いているわけ。この評価能力の向上と意識改革というものは今までも一生懸命やってきたわけ。さらなる改革というものはどういうものか。

それから、これは予算書私見つけかねました。施政方針の４ページでこれも下から４行目から始まって、市民本位の質の高い行政サービスとずっと書

いてきて、新たな視点に立って構造面から改革していく必要がありますと、その新たな視点というものは今までと比べどこが新たなのか。

それから、これも予算書で尋ね見えなかったんですが、５ページの３行目から財政の健全化以外の事項については実施方法成果指標が不十分の状況にあるから、その反省を踏まえていくと、不十分の状況というのは何だったか、今まで。そして、これからはそれをどういうふうに改善していくのか。

それから、もう一つは予算書の88ページに雪総合対策事業費という項目あったんですが、この中で流雪溝、これは流雪溝整備という項目がありませんでしたが、今回はやらないんでないかなと、こういうふうに私なりに判断しました。この水上がり箇所というものは幾らやってもその水系なり、そういう人たちが責任持ってやらないと、何ぼやってもイタチごっこじゃないかと、その点どういうふうにこれから取り組んでいくのか。

それから、もう一つは施政方針の11ページの上から区切りの次、駅東の開発、これも予算書ではなかったんですが、駅東の開発では直接雇用が見込まれますと、ということは駅の開発というのは前にホテルとか何とか話聞いたんですが、具体的にどういう内容で直接雇用が見込まれるって、これは直接雇用というのはどのぐらい見込まれているのか、まず最初その辺ちょっとはしょったんですが、お願いします。

武田一夫企画調整課長　委員長、武田一夫。

遠藤敏信委員長　企画調整課長武田一夫君。

武田一夫企画調整課長　施政方針の中で、３ページの評価検証能力の向上、意識改革、あるいは４ページにあります新たな視点に立って行財政全般を見つめ直すというようなことと関連するわけでありますけれども、市長の施政方針の中、あるいは政策経営課をつくるというふうな考え方の中にやっぱり自治体は経営するというような視点を強く持とうというようなことが出ておりまして、そういうふうな指示の中で３ページの上の方にもありますように計画を立て、実行、評価、そして改善、ＰＤＣＡというマネジメントサイクル、経営サイクルを確立するためにそれをやる能力の向上、あるいは職員の意識、それの改革を図っていくんだというふうな内容になっています。もともとこういうふうな視点というのは、ニュージーランドとかイギリスとかでニューパブリックマネジメントという考え方で行財政を抜本的に改革すると、それに成功するというような事例、その中から国等も新たな行政マネジメントを実現するんだというふうなことで、いろいろな改革を取り組んでおりますけれども、そういうふうな例に倣いながら、新庄市でも今まで過去さまざまやってきたところであります、その途上にあるというか。そのＮＰＭ、ニューパブリックマネジメントの基本コンセプトについては、成果志向、それから競争原理、そして顧客志向で権限移譲というような４つのコンセプトがございまして、その中で成果志向の中で行政評価等々を入れたというふうなことがございます。市長の意識改革の中にも市民本位というふうなことがございまして、そこが顧客志向というふうな考え方が入っておりますし、フラット化という組織をフラット化するというようなことも権限移譲というふうな部分の考え方を入れていくと、すべてこういうふうな考え方の中に基づいてやっていくというふうなことが新たな視点というふうなことでございます。

以上でございます。

中部　力建設課長　委員長、中部　力。

遠藤敏信委員長　建設課長中部　力君。

中部　力建設課長　水上がりにつきましての対処というふうな改善対策というようなことについての御質問でございますけれども、委員お話のように、確かに水上がりにつきましては流雪溝の利用による結果といいますか、原因が非常に大きいわけでございます。ただ部分的にはやはり構造的なもの枡とか、あとそれから横断部分とか、そういった構造的なものもやはり改善していく必要がある部分もございますので、そういったものの改善をやりながら、なおかつその利用についてのマナーといいますか、そう

いったものを管理組合等を通じて住民の利用される方に伝えて有効な活用を行っていただきたいというふうなことの考えでございます。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　施政方針の11ページの駅東の雇用の関係でございます。これにつきましては、現在工事着工しておりますけれども、ビジネスホテルでございます。それで、今年の秋ぐらいに完成予定で、確か８階か９階建てでございます。その中で、客室、収容人員が約144名くらいのホテルでございます。そういうようなことで、フロント係とか清掃あるいは朝食等ございますので、数十人の雇用が見込めるんじゃないかということでございます。

以上です。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

遠藤敏信委員長　渡部平八君。

７　番（渡部平八委員）　今企画課長からいろいろ御答弁もらったんですが、これは読めばそれは書いているんだ。最後も競争心を持つとか、競争心を持たせるにはどうするのかと私は聞いているんだ。例えば競争心持たせて一生懸命頑張るわけ。今能率主義とか成果主義とか言われているとき、能率、成果上げたものをどういうふうに救っていくのかと、この前確か長井市だったか、成果主義ということで、これから新庄の職員の行革通信なんか見ると課長いれば主幹なんか要らないのじゃないかと、このごろとみに一般職員から我々議員に対しても上司に対する批判が強くなっております。だからその辺をどういうふうに取り組んでいくのかと。それから、評価能力、自己評価だけでいいのかと、自分がテスト出して、自分が答弁を書いて自分が採点するということがこれいかがなものかと、果たして本当にできるのかと、そういうことを具体的にどういうふうにするのか、そこら辺がわからない。ただ文書は大体ずっと同じような文書だというのだ。

それから、もう一つ懸念されるのはホテル、144名だと、泊まり客が。そうすると、既存のホテルとも競合してくるわけ、その辺。よく私言うんですが、大型店できるとざるの豆や小豆と同じでお客さんがだっと流れていくと。他から豆入ってくればいいけども、入らねばがっとなれば今地元の人たちが一生懸命頑張ってホテルなり何なりやっていたものが向こうに行く可能性が十分考えられるわけ。その辺もこれから取り組むときはよく考えてやらないと、商店街と同じ。向こうにできれば商店街が寂しくなると、ホテルができれば既存のホテルが寂しくなると。同じ。だから喜んでばかりいてはだめなんだということ。委員長、時間まだ２分ありますけど、やめます。

武田一夫企画調整課長　委員長、武田一夫。

遠藤敏信委員長　企画調整課長武田一夫君。

武田一夫企画調整課長　施政方針の件でございますけれども、施政方針は市長の平成17年度に当たっての基本的な考え方、方向性というようなものを示すものでございますので、我々がその考え方、方向性に基づいて事細かにそこに基づいていろいろ実施していくというようなことになるかと思います。渡部委員がおっしゃるようなことについては、戦略計画というふうなものを立てようとしております。これは、簡単に言えば計画とそれから業績、事業成果と予算がリンクしたものというような形の中で計画を立てたいと思っていますので、今振興計画の後期の５カ年計画を策定中でございますので、その辺の手順を明らかにしながら、内容について議会の方にも説明申し上げたいというふうに考えております。

遠藤敏信委員長　他に歳出について質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　では、40ページの２の２税に関して、電算処理業務委託2,235万円、それから同じようなものだかなと思いますが、同じような電算処理で40ページの２の１、住民基本台帳で電算処理業務委託料234万5,000円というのがあります。これについてなんですが、委託ということで、特に税

金をどう取るかという資料について、本人の個人の情報の一番大事な部分を委託ということで民間にお願いすることにずっとなってきたんでないかとは思いますが、しかしこの度仙台で民間が給与の税を取るに当たっての電算処理をやって、それが丸投げ、丸投げのひ孫請けのような形で丸投げされて、結局直の委託でないところで仕事がされるような状況がなったらしくて、その先で情報が流出したということをこの前国会で取り上げられております。そういう意味では、税という一番本人の収入や家族などをさまざまな個人情報の最高のものが流出して使われるような、そういうようなことがあってはならないなと思うわけなんですが、そういう意味では直営でやるべきではないかなと思いますし、どこに委託するのか、現在考えているところを教えていただきたいし、その先下請、下請の孫請なんか何回も委託を変えていくような、そういうようなことはないのか、個人情報漏れの危険はないのか。非常に危険な内容があると思うんですが、その点についてお願いします。

それから、63ページの４の１、し尿処理費等、同じし尿処理費の事業費補正分というのが載っております。これは、広域の負担になるわけなんですが、広域のことについてこういう御意見を聞いたところです。本当は24時間稼働できるのではないか、し尿処理の機械、施設が。しかし、昼だけの８時間だけの運営になっているために、特に秋、雪降る前にし尿処理汲み取り来てもらいたいということで多くの市民の皆さん思うわけなんですけど、制限されてやっぱり５時までとかしか入れられないとか、昼間しか入れられないので、秋などは特に待たせられるという話を聞いたりしておりますが、秋、冬、雪を前にした秋、市民などできれいにすかっとして冬を迎えたいという方がおられるように思うんですが、そういう人たちのために24時間稼働できるんであれば、秋は特に稼働して冬少し休むような形でもいいだろうし、節約、使えるものは使う、そして節約図るところは図る、そういったことはどうかということでお聞きしたいと思います。

それから、64ページの４の２、リサイクルプラザもがみとその事業費補正分というのが載っております。リサイクルの今費用が高くなって受けてくれるので、そのお金がこの間広域の議会の報告などを読ませていただいて感心しましたけど、売れて利益になった分をリサイクルプラザの運営費に充てることができているということで経営が少し補てんされているというお話でした。一方、事業関係で汚れた缶や瓶、ペットボトルが飲んで終わってすぐ投げ入れるわけですけど、そういうのがごみになるのではないかと聞いたように思うんです。きれいでないとリサイクルされないと聞いております。そうなると、事業関係、特に事業者の皆さんが資源物になるようにちょっと手を加えればメリットになるような、ごみではなくて資源化になるような、そういうリサイクルにできるだけなるような、そういう手立ては考えないか、お聞きします。

それから、82ページの８の３、沖中関屋線7,000万円ということで、市道をつくるというお話で、先ほど平八委員の方からもあったビジネスホテルなどの開発行為の隣に市道をつくる、7,000万円でというお話でしたけども、その用地費は幾らぐらいなのか、お願いします。

それから、92ページの10の３、教育関係で日々雇用職員賃金362万円がありますが、ここで７つの学校に柴田委員の方からお話ありました事務補助の皆さんが日々雇用で７人ほど雇用されていた問題と、ここの362万円というのと７人の方が今回は来年の予算から切られるとお聞きしておりますが、そことの関係があるのかないのか、７人の皆さんの待遇をどう考えておられるのか、お願いします。

それから、92ページ、10の３、同じく教育ですが、学校教育指導費に関係して、長期教育プランの中で学力テストの偏差値を55に上げるという、非常に具体的な数字を上げての目標が示されておりましたが、この学力テストの費用がここには一切予算載っていないんですが、どこからその費用を捻出する

のか、お聞きします。

遠藤敏信委員長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　３時０３分　休憩
午後　３時１５分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いてこれより再開いたします。

星川　豊委員よりこれより欠席との届け出がありました。

武田一夫企画調整課長　委員長、武田一夫。

遠藤敏信委員長　企画調整課長武田一夫君。

武田一夫企画調整課長　電算処理の業務委託と個人情報保護の関係について、私の方から答弁申し上げます。

現在新庄市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例というのが生きておりまして、その中でも業務委託にする場合の措置ということで、受託者についても個人情報を守るようにというふうな条文がございます。さらに、12月の定例会で議決をしていただきました個人情報保護条例、４月１日から施行されるわけでありますけれども、ここの第８条で委託または協定に伴う措置ということで、個人情報を取り扱う事務を委託するときには、受託者は適正な取り扱いを確保するための措置と漏えいや不当の使用についての禁止というふうなものを定めております。なお、それに違反した場合につきましては、38条、39条で刑罰を含む罰則規定がございまして、職員と同じように受託者についても厳しい罰則規定が適用されるというふうなことで、電算処理を業務委託したからそういうふうな危険性があるというようなことは言えないかと思っております。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　それでは、初めにし尿関係の方でございますけども、最上クリーンセンターが平成８年に完成いたしまして、その後今日に至っているわけですけども、最上クリーンセンターで処理できる能力なんですけども、今現在では１日に79キロリットル、し尿につきましては１日に53キロリットル、そして浄化槽汚泥については日に26キロリットルというふうなことで、合わせて79キロリットルというふうな形の中で１日の処理能力を持っております。

質問の内容につきましては、冬期間に入る前にそれらの24時間でも稼働してでもやった方がいいんじゃないかというようなことでございますけども、今現在機械は24時間動いております。動いておりますけども、新庄市で今計画収集というふうなことで当たっております。例えば計画収集に回るときですけども、そこの家庭によっては量が少ないからまだいいというような家庭もいらっしゃいます。そのときに全部持っていっていただければ計画的になるわけですけども、そういった家庭もございますので、冬期間になる前に特に各家庭の方から早く汲んでいただきたいというふうな問い合わせが来るというふうな形になろうかと思います。ですから、計画収集の時期にきちんとした形の中で少なくとも持っていっていただくということに心がけていただければ大丈夫かと思います。

それから、リサイクルプラザの方の汚れた缶というふうな、空き缶等というふうなことで、資源になるというふうなこと、全部ごみになるのではないかというふうなことでございますけども、必ずしもそうではございません。汚れた缶でも単価がその分安くなりますけども、資源にはなります。ただし、缶にマヨネーズとかケチャップとか、そういったものがついていた場合は埋め立てになってしまうというような形になります。特に佐藤悦子委員がおっしゃられます事業系の分別について、今後大きな市の方にとっても課題ではないかというふうに思っているところでございます。ですから、今後これらの事業系ごみの出し方、排出の仕方、そして当然分別等もございますので、そういったところについてこれからは新庄ばかりでなく、最上管内の担当課長会議というものがございますので、そういったことも含

めて情報交換なり、そしていい方向に向けてやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

小野和夫学校教育課長　委員長、小野和夫。

遠藤敏信委員長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　92ページの学校教育指導事業費の中の日々雇用職員賃金362万1,000円についてですけども、これは学校教育課の中で教育相談員２名配置というふうなことで、その賃金が247万7,280円と、あと国の事業でスクーリングサポートネットワーク事業という不登校対策の事業を行っております。その指導員にかかる賃金が114万3,360円、合わせて362万1,000円というふうなことであります。

それから、学力診断テストについてどこにあるのかというふうなことなわけですけども、これは95ページの２教育振興費の中の小学校教育振興事業費であります。この中に消耗品、３段目に消耗品、その１つ置いて下に手数料というものがございますが、その消耗品費247万円のうち学力診断テスト、これは小学校では２、４、６年生で算数についてのみ実施、それから知能検査は２、４、６年生で行うと、こういうふうなことで、小学校関係はそういうふうなことで、そのテストの検査用紙代として48万8,000円がこの消耗品費の中に入ってございます。それから、それを採点処理しなければいけませんので、その処理費用として手数料の中でこれが40万円そっくりそこに入るというふうなことでございます。中学校につきましても、同じ中学校教育振興事業費の中に同じような形で入っております。なお、中学校につきましては２年生で５教科の学力診断テストを行うと、知能検査は同じように行うと、こういうふうなことでございます。

以上です。

中部　力建設課長　委員長、中部　力。

遠藤敏信委員長　建設課長中部　力君。

中部　力建設課長　82ページ、３目の道路新設改良費の中の沖中関屋線整備事業費に関わります用地費は幾らかというふうな御質問でございます。これに関わる道路用地費としまして、公有財産購入費としまして4,230万円を見積もっております。

以上でございます。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　まず、個人情報保護条例が12月にできたわけで、その中で電算に関わって受託者も禁止というふうに確かに載っていたわけですが、仙台で起きたのはその受託者、市から受託された人がさらに丸投げのような形で、悪く言えば下に下請、さらに下請、下請という形で、実際にやっている人たちは非常に低賃金で、パート労働で、すぐこの仕事がなければあと失業になってしまうような、そういう不安定な身分でやっているんだろうなと思われるやり方でやっているように見えました。そういう中で、その受託されたところは責任あるんでしょうけど、最後の実際にやっている人たちは受託された企業じゃないわけで、ひょっとすると個人請負かもしれないんですけど、そういう人たちがその仕事を離れてやめるということあるわけで、それが実際仙台であったわけなんです。そして、それが流されていた。そういった場合に条例として適用になるのか、本当は会社が責任を負うわけですから、会社に責任をとってもらわねばならないわけなんですが、その会社は全く投げてしまっているわけですから、どうなのかなと思うんですが、その点もう一度お聞きしたいと思います。

それから、鈴木環境課長さんの方から計画収集に協力していただければそういうことはないんじゃないかということなのですが、そういう方もあるとは思いますが、冬になるとどうしても収集しにくいわけですから、この雪を見れば本当に掘ってしてもらうのはとても困難だろうというふうに思うので、いいわ、いいわとならざるを得ないわけです。そうなる前に、秋のうちにすかっとさせたいという家が私は計画収集以外にあるというふうに思うんです。そこについて、せっかく24時間機械が動いているわけですから、受け付けて、秋は特にいっぱい働いて

いただいて冬に少し休むようなことがあってもいいんじゃないかと思うんですが、そういう場合、そういった形で節約にならないのか、もう一回お聞きしたいと思います。

それから、小野課長さんの方から日々雇用賃金は全く違うものであって、つまり学校に今小中学校におられる事務職員については全く予算にないわけです。お聞きしたところ、例えば職員会議とか、あるいはもちろん授業もあるだろうし、本当に事務補助以外職員室にいなくなるという場面がよくあるということをお聞きしました。そしてまた、大規模校に私もちょっとだけ勤めたことがありましたが、そのときの印刷業務というのはすごい量でありまして、小さな学校だったら１つの機械で大抵あいていてやれるんですけど、１人ぐらいやっぱり事務の補助の方がおられて、全部整理して、順々、順々に学校全部で配布するものを印刷してくださるので、ようやくスムーズに事務処理が行われていたような気がします。それが担任の先生が責任持って、あるいは学年の先生が責任を持ってとなったら授業を休んでこなくちゃいけないわけで、それ考えたときに学校の、特に大規模校の場合は事務補助がやはり学校の先生方を支え、学校全体を小さな力で支えておられるというふうに思うわけで、私はここでなくしてもらっては困るなと改めてお聞きして思っているところです。その点もう一度考え直す気はないか、お願いします。

それから、学力テストについて、予算、父母から全く予算をいただいてやっているのかと私勘違いしておりまして、少し市で出しているということをお聞きしました。学力テストの標準、偏差値についてちょっとお聞きしたいんですけど、偏差値55というふうに目標を立てていますが、偏差値というのはあくまでも絶対ではなくて比べて50になるような、平均50になるようなテストがつくられていて、50になるのがテストのつくり方、そういうふうになるように、50になるようにテスト、偏差値というのはあるわけで、つまり55を目指すというのは標準の平均よりかなり上にいなければならないという物すごい激しい競争を学校に求めることになると思うんです。私たち子供のことを考えたときに、読み書き計算、これをしっかりと身につけてほしいとみんな父母は思っています。市民の願いもみんなそれだと思います。そうしたときに、そういう平均的なものになるはずのテストをして55になるんだと、平均より上なんだではなくて、すべての子供に計算、漢字書き取り、あるいは読める、そういうことを確実にこのテストで100点みんなにとらせると、それにはどうするのかという、そういう姿勢こそ私は学校に、あるいは学級の担任に必要なんでないかなと思うんです。それが本当の市民の望むとこでないかと思うんです。今もしも落ちこぼれたり遅れていたりしたら、少しでも、もし10点とかしかとれない子がいたとしたら、50点あるいは70点目指してくれといって、そこになったときによく頑張ったなというふうに言い合えるような関係がつくれるような気がするんです。絶対的にその子の力を引き上げるのが教育であり、あるいは読み書き算の力をつけてもらいたい、学力をつけてもらいたいという親たち共通の願いであって、人よりも全国平均よりも上であってほしいという、そういう偏差値で比べられるようなことが学校とかに求められたときに、学校というか、担任はどう考えるかというと、低い点数の子供は休ませるかなと考えたり、本当はその時間にもその子を引き上げる方法を考えなきゃいけないわけです。しかし、残念ながら学力テストの時間については、そういう子が残念ながら、ああ、あの子はとれないだろうなと思いながら、わからないだろうなと思いながら受けさせなきゃならない、その担任のつらさといいますか、そういうことは私は先生たちに、あるいは子供たちに合わせてはならない。最後の３学期であれば、あるいは１学期でもいいんですけど、少しでもその子が引き上がっていった、学校に来ていろんな点数が少しはとれるようになったという、そういう実感を持たせるような教育こそ先生と子供の信頼関係をつくっていく、渡部平八委員がいい先生だと本当に卒

業のときに思う、そういうふうなことでないかなと私は思うんです。そういう意味で、偏差値で55というやり方はやめていただきたいです。それは、削っていただきたいと思います。

それから、道路、市道について、4,230万円の用地費ということですが、用地の面積は1,214平方メートルで3.3平方メートルで割ると37坪ぐらいかなと思うんですけど、それで4,230万円というのはかなり高いような気がしませんでしょうか。また、そしてこの事業そのものについて考えるんですが、私は開発事業だと思います。そして誰に利益を与えるかというと、ここに開発業者が周辺の土地を開発しようとしている業者の皆さんの名前がその地図で見て載っております。建設業者だったり、また建設業者にお金を貸している銀行だったりしております。そして、東京の方の有限会社も近くに土地として持っております。地元の皆さんの一つ一つの切実な要望ではなくて、こういった開発業者の利益のために7,000万円も私は今使うときではないと思うんです。それよりもさまざまな市民サービス、今までやってきたものを削らない努力の方がはるかに私は市民にとって大事なことではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

武田一夫企画調整課長　委員長、武田一夫。

遠藤敏信委員長　企画調整課長武田一夫君。

武田一夫企画調整課長　先ほど電算処理業務を委託しないで直営でやれば個人情報が漏れるリスクというのは少なくなるというふうなお考えのようでございますけれども、電算処理業務を委託しない場合、実際直営でそれがやれるかというと、現状ではソフト開発とかさまざまございますので、やれない状況にあります。やっぱり委託を前提とした考え方でやっていかないとならないのかなと。そういった場合には、やっぱりそういうふうな漏えいのリスクというふうなものは、直営であっても委託であってもリスクは同じだと思いますけれども、それを防ぐために個人情報保護条例というようなものを議会で議決していただいて、それを適正に管理してやっていくということが重要かなというふうに考えております。特に内部から漏れるという事例がたくさん出ていますので、条例が施行されましたら、職員研修等を密にやって、個人情報が漏れないような対策というようなものを講じてまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

佐藤　博教育長　委員長、佐藤　博。

遠藤敏信委員長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　先ほど学力のことでいろいろありましたけど、それだけちょっと私の方から申し上げます。

まず、数字目標を掲げて子供たちに頑張らせるというのは、今必要なことではないでしょうか。今いろんな条件整備して、大人がみんな充足させて子供たちがひ弱になってしまう、そういうこともあるんじゃないでしょうか。やはり数値目標を掲げて頑張らせると、そしてそれを親と教師が励ましながら、その子供を高めていく、そして社会に出てきちっと本当にやっていけるような、そんな子供づくりが今必要なのではないんでしょうか。そのための数値目標です。それを差別のためのそんなものには絶対したくないというふうに私は思っております。

それから、職員会議等でいろいろ学校が空になるんじゃないかと、危ないんじゃないかと、これはもちろんあります。それについては、各学校で当然今いる要員を確認して、そういう危険にならないような配慮はするはずです。例えば職員会議でいなくなったら、職員会議は職員室でやるべきです。そんなふうに子供が安全に帰った後そんなふうにするというようなことで、今いる要員で十分に努力していくということになろうかと思います。また、授業についても足りないということであれば、やはり国、県、そちらの方に加配等で我々も今いろいろ要求活動をしているわけですので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

遠藤敏信委員長　30分を超えましたので、佐藤委員の質疑についてはこれで打ち切ります。

他に歳出について質疑ありませんか。

２０番（平向岩雄委員）　委員長、平向岩雄委員。

遠藤敏信委員長　平向岩雄君。

２０番（平向岩雄委員）　月曜日も歳出についてあるわけですが、今日かなり終わしておかないとちょっとうまくないんじゃないかというふうなことで質問させていただきます。

まず、47ページでございますが、３款３目身体障害者福祉費の中で福祉タクシー利用助成金141万8,000円ございます。この利用者の見込みが何人ぐらいなのか、そしてまたタクシーだけでなくて、これまで昨年までバスなどもあったわけでございますが、利用者の数から言ってというふうなことで昨年から休止したという経過があるわけですが、それらの復活の考えについてお伺いいたします。

それから、68ページでございますが、６款１項の農業費、堆肥製造業務委託料157万5,000円、さらに成分検査業務委託料31万5,000円、それから堆肥の製造技術確立実証事業の委託料98万3,000円と、こういうふうなことでございますが、まず１つは成分の検査業務の委託はどこになされるのか、それから技術が確立していない中で堆肥の製造業務を委託しているやにとられるわけなんですが、この辺の整合性の問題について御説明をいただきたいと思います。

同じく69ページの農林水産業費の中で、エコロジーガーデンの施設管理業務委託料249万7,000円でございますが、御案内のとおり一般質問で申し上げたんですが、このエコロジーガーデン構想は長期のスパンにわたって実施するというふうなことで、経費がかかるんだけれども、そこから活用によるところの歳入がないと、こういうふうなことで時勢に合わないことをやっているんじゃないかというふうなことを言いたいわけなんですが、長いスパンというふうなことを繰り上げて、なるべく歳入の道を切り開いていくというふうな、そういう考えをお伺いしたいと、こういうふうなことでございます。

まず、とりあえずこの３点につきましてお伺いいたします。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　それでは、お答え申し上げます。

まず、福祉タクシー関係なんですけども、その前に福祉タクシーの運営事業の中でバスというのは福祉では使っておりませんでしたので御了承ください。バスを使ったのは、高齢者通院バスということで、高齢者分でしたので、よろしくお願いいたします。

それから、福祉タクシーなんですけども、これ去年までは障害者１級から４級までが身体障害者、それから知的障害者の場合は療育手帳Ａ及びＢを保有している方、所持している方、この方々を対象に社会参加と生活圏の拡大ということで利用していただいておったんですけども、今年は額が少なくなった理由は、こういう状況もございまして、１級と２級とそれから知的障害者の場合はＡにしてもらったということで、３級、４級と知的障害、療育手帳Ｂ保有の方は、ちょっと残念ながら17年度では見ることができなかったと、そんな結果になって、そういう内容になっておりますので、数字的にもこのぐらい減ってしまったと、そういうことでございます。これについては、意外にもらいに来る人はいるんですけども、利用率が思ったより少ないということで、その前にいろんな２年ほど前からの見直しの中で、これまでは600円というタクシーの基本料金的な額の線ということをさせていただいたんでしたけども、これも昨年度からそれもちょっと見直しさせてもらって、それの基本料金部分的な額の半分の300円、そういう利用の額にもなっていますので、どちらかというと余り意味がないというようにとられた方もおられるのか、そんな考えもなってくるのかなとは分析はしているんですけども、そんな形でやらせてもらったということでございますんで、御了承いただきたいな思います。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　バイオマス堆肥製造事業についてお答えいたします。

この中に委託料が３つほどございます。まず、堆肥製造業務委託料につきましては、そこの切り返し方式で生産しているわけですけども、その切り返しからいろんな管理、堆肥できるまでの一連の流れを委託してございます。昨年度は株式会社Ｋ・Ｔ・Ｔに委託してございました。今年度もその会社に一連の作業管理について委託したいというふうに考えてございます。

それから、成分検査の件でありますが、年３回サンプルを２点ずつとりまして、計６サンプル、６検体委託してございます。委託先は、山形理化学研究センターでございます。春、それから秋、冬というふうに年３回であります。

それから、堆肥製造技術確立実証事業委託料でございますが、これはバイオマスセンターのＡＳ菌という有効微生物群を購入しまして、その指導も含めて実証をいたしたいということであります。技術確立されていないのにおかしいんではないかということでありますが、技術の確立を目指して実証していきたいということで、目的というふうなとらえ方で解釈お願いしたいと思います。

それから、エコロジーガーデンの施設管理業務委託につきまして、歳入に結びつけるような方法ということでございますが、既に一般質問でもお答えしましたように、まゆの郷、それからバイオマスセンターやってございますが、まゆの郷につきましては開業から３年目を迎えまして、当初の１年で4,400万円ほどの実績がございましたけども、３年目の今年はその倍近くいくのではないかなということで、7,000万から8,000万台にかけてその販売額が期待されております。かなり努力してございまして、相当市民から親しまれると、地産地消、それからグリーンツーリズムの拠点となって、市民に親しまれるそういった賑わいと交流の場になってございます。これからは食の機能とか体験交流、そういったものを目指して、そういったものが機能導入できるようにスピードアップを目指して、独創的な考えで今後とも頑張っていきたいというふうに考えございます。

２０番（平向岩雄委員）　委員長、平向岩雄委員。

遠藤敏信委員長　平向岩雄君。

２０番（平向岩雄委員）　高齢者通院バス関係につきまして、福祉バスと勘違いいたしたわけでございますが、高齢者の通院バスにつきましては、これは暫時の間休むと、こういうふうなことでございましたけれども、高齢者からタクシーという料金は非常に高いので、バスにしてもらうと大変ありがたいというふうな要望があるわけですが、この高齢者の通院バスにつきまして再考する考えがあるかどうか、もう一回お聞きしたいと思います。

それから、堆肥の製造関係等々につきましては、おおよそ300万円ほどの金を使われるわけでございますが、いろいろ試験的に使ってもらっているというふうな先ほどの答弁でもあったんでございますけれども、これ中部牧場でもやった経過がありまして、その製品が本当に換金できるというふうな段階には何年かかってもいっていないわけなんですが、これほどの業務委託をやっておって、いつごろからこの製品を金にかえる、販売をする計画であるのかというふうなこと、これをお伺いしたいと思います。

それからエコロジーガーデン計画ですが、これまゆの郷情報館等々についてはわかるわけですけれども、まゆの郷以外についての施設、建物が非常に多いわけでございまして、こういうふうなものも管理委託料の中に入っているんではないかと、こういう私考えたもんですから、大変これは金のかけっ放しで困ったものだなというふうな考えでいるもんですから、まゆの郷以外についての管理はいかようになされているか、これをお伺いしたいと思います。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　申し上げます。

おっしゃられますとおり、高齢者の通院バスについては平成14、15年度と運営いたしまして、16年度から廃止させていただきました。この廃止した経

過につきましては、思ったほどの利用がなかった、そういうこともありますし、あとは他の理由、いろいろ全体の新庄市の状況の中でということで去年からまた廃止させていただきました。２年間しかやりませんでしたけども、将来のことでございますけども、いろいろな事業、他の課、我々んとこも含めましていっぱいあるわけですけども、私たちとしては非常にこういう限られた財源的な可能性の中で、やっぱりより多くの人が使うものとか、そういうふうなものに見直し要因にあるような中でも少しでもそっちの方に振り向けていかなければならないんではないかなと、そんな形でいつ、廃止はこのままか、あるいは将来的な復興はあるのかというお話ですけども、それはまたそういう状況になったときに議論しながら、皆さんでいい方向を見出していかなければならないんではないかな、そんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　堆肥の製造の実用化、いつごろになって換金化はいつごろ図られるのかという質問でございますが、まず今回のバイオマス関連の３事業がございますが、これは国の総合バイオマス戦略の一環として今年からバイオマスタウン構想、未利用資源の利活用、それからいろんな廃棄物の有効活用を目指してそういった構想をつくりなさい、全国の500カ所を目指してその構想づくりが進んでいるわけですけども、この２月まで全国で５カ所その構想づくりの指定を受けました。新庄は今月で申請しますので、全国のトップクラス、トップランナーといいますか、そういった構想づくりということで全国的にも先進的な方向でやってございます。その構想に基づきまして、農水省のいろんな補助金が７つの交付金化にされました。その中の１つとしてバイオマスの環づくり交付金がございますが、その交付金事業を受けて今回のバイオマス関連の３事業が実施されるということで、一連の動きとしてそういった堆肥づくり事業も組み込まれているということであります。

一般質問の中でもありますけども、平成16、17年度に実証事業をしまして、18年度からは市内全域の生ごみを堆肥化したいと、その方向で今計画を進めてございます。その生ごみの堆肥化については、市が事業主体じゃなくて民間が事業主体としてやれないだろうかという方向で動いています。市が事業主体の間は、生産された堆肥は実用試験的に堆肥の効用とか、それからいろんな実証を行い、本格稼働したときにスムーズに農家に使っていただけるような、そういった下地づくりをやっていく目的で堆肥を使いたいということでございますので、実用化は18年度以降、その段階では市民の皆さん、全国あるいは県内の農家あるいは園芸のそういった土壌改良資材、肥料として使えるような方向でやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、エコロジーガーデン関係でありますが、まゆの郷以外の管理についてでありますが、この管理委託料は日々雇用職員分の管理者を雇い入れまして、その方から管理をしていただくと、いろんな草刈りとか枝の木の手入れ、それから施設の清掃とか一般的な修繕管理、そういったものを含めた形で管理をしていただく委託料、それから警備保障に対する警備委託、それから電気料とかそういったものの電気保安協会とかそういった施設の管理運営に関する委託、そういったものの内容にございます。施設全体についての管理を行うために249万7,000円が計上されているということでございます。

２０番（平向岩雄委員）　委員長、平向岩雄委員。

遠藤敏信委員長　平向岩雄君。

２０番(平向岩雄委員）　堆肥関係につきましては、18年度以降というふうなことで、なるべく早く実用化に向けて努力をいただきたいというふうなことをお願い申し上げておきます。

それから、エコロジーガーデン関係ですが、これはなるべく長いスパンでじゃなくて、金の入ってくることを考慮にした１つの事業の展開というふうなものを急いでもらいたいというふうなことをお願

い申し上げておきたいと思います。

それから、96ページの10款でございますが、教育費、中学校費の修繕料でございます。228万9,000円の内容についてまずお伺いしたいと思います。

矢口　孝管理課長　委員長、矢口　孝。

遠藤敏信委員長　管理課長矢口　孝君。

矢口　孝管理課長　中学校の管理費の修繕料の件でございますが228万9,000円、これは先ほど小学校の場合もちょっと申し上げましたが、各学校の備品の修理費が17万5,000円、それから明倫中学校の非常階段、これが151万4,000円、それから各校の防災設備が10万、それから緊急修繕ということで50万を計上しております。

以上です。

２０番（平向岩雄委員）　委員長、平向岩雄委員。

遠藤敏信委員長　平向岩雄君。

２０番（平向岩雄委員）　私今お伺いしたのは中学校です。中学校の緊急修繕料50万と、こういうふうなことでございますが、私申し上げたいのは、萩野中学校の入り口の問題なんです。相当長い期間にわたって昇降口、生徒の入る入り口でございますが、危険だというふうなことで壁が落ちてくるというふうなことで、網を張って当座をしのいでいるというその環境問題についてなんです。どう受けとめているんですか。

矢口　孝管理課長　委員長、矢口　孝。

遠藤敏信委員長　管理課長矢口　孝君。

矢口　孝管理課長　昇降口の件につきましては、降雪前にできればよかったということなんですが、凍ってしまうと修繕の際に非常に悪影響が出て後々困るというようなことで、まず生徒の安全を考えまして、ネットを張って限られたところだけ出入りをするということで、寒さといいますか、気温を考えていい時期に早急にそれはしたいというふうに予定しております。

２０番（平向岩雄委員）　委員長、平向岩雄委員。

遠藤敏信委員長　平向岩雄君。

２０番（平向岩雄委員）　中学校のみならず学校関係、先ほど髙山委員も申し上げておりましたし、それから森委員も柔道関係につきまして場所の問題で質問なされているわけでございますが、特に萩野中学校につきましては火災のときの仮設的な建物でございまして、柔道の特活室の床も抜けると、こういうふうな環境で、もちろんこれは昨年の場合は部員がいなかったというふうなこともありますけれども、そのようないろいろな環境のもとにやりたいことをやれないんだというふうな問題もございます。これは、財政難だというふうなことは重々承知しておりますけれども、やはり昇降口の前にあのようなことを非常に長い間、やる気になれば今暖房機幾らでもあるわけでございますから、冬期間の凍られるのを恐れてというふうなことは単なる理屈じゃないかと私は思うんです。これは、ああいう玄関先は特に他の学校の先生方も来ますし、それとまた父兄の人方も始終出入りしているわけでございますから、玄関ぐらいは早急に修理すべきだと思うんです。これは、やっぱり雪消えて全然冷え込まなくなってからやると、こういう考えですか。

矢口　孝管理課長　委員長、矢口　孝。

遠藤敏信委員長　管理課長矢口　孝君。

矢口　孝管理課長　業者と相談してそういうやり方をするということにいたしましたが、こういう暖かくなってきましたので早急に修理をしたいと、そういうふうに考えています。

遠藤敏信委員長　暫時休憩いたします。

午後　４時０２分　休憩

午後　４時０３分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。

散　　会

遠藤敏信委員長　本日の質疑はこれまでといたしま

す。３月14日午前10時より予算特別委員会を再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午後　４時０３分　散会

予算特別委員会記録（第３号）

平成１７年３月１４日　月曜日　午前１０時００分開議

委員長　遠　藤　敏　信　　副委員長　新　田　道　尋

出　席　委　員（２４名）

１番	山　尾　順　紀　委員	２番	山　口　吉　靜　委員
３番	佐　藤　悦　子　委員	４番	星　川　　豊　委員
５番	斎　藤　　敏　委員	６番	斎　藤　義　昭　委員
７番	渡　部　平　八　委員	８番	清　水　清　秋　委員
９番	小　嶋　冨　弥　委員	１０番	小　野　周　一　委員
１１番	遠　藤　敏　信　委員	１２番	佐　藤　　隆　委員
１３番	新　田　道　尋　委員	１４番	沼　澤　恵　一　委員
１５番	中　川　正　和　委員	１６番	森　　儀　一　委員
１７番	柴　田　忠　志　委員	１８番	下　山　准　一　委員
１９番	石　田　千與三　委員	２０番	平　向　岩　雄　委員
２１番	亀　井　信　夫　委員	２２番	今　田　雄　三　委員
２３番	髙　山　和　男　委員	２４番	金　　利　寛　委員

欠　席　委　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市　　長	髙　橋　榮一郎	助役	伊　藤　　亘
収入役	森　　嘉　昭	総務課長	阿　部　敏　夫
企画調整課長	武　田　一　夫	財政課長	国　分　政　嗣
企画調整課参事	八　鍬　長　一	税務課長	設　楽　忠　良
市民課長	矢　作　勝　彦	環境課長	鈴　木　吉　郎
健康課長	田　中　紀　雄	農林課長	坂　本　孝一郎
商工観光課長	羽　賀　千　尋	建設課長	中　部　　力
都市開発課長	小笠原　謙　一	下水道課長	坂　本　弥　一
会計課長	奥　山　芳　彦	福祉事務所長	川　田　宣　彦
神室荘長	小　野　　正	水道課長	佐　藤　幸　一
教育委員長	伊　藤　輝　昭	教育長	佐　藤　　博
管理課長	矢　口　　孝	学校教育課長	小　野　和　夫

生涯学習課長	矢　口　喜一郎	生涯スポーツ課長	伊　藤　　恵
選挙管理委員会委員長	小　関　俊　也	選挙管理委員会事務局長	小　野　利　彦
監査委員	荒　川　修　也	監査委員事務局長	渡　部　秋　夫
農業委員会事務局長	斎　藤　友　一		

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局　　長	草　刈　國　夫	総務主査	森　　隆　志
主査	沓　沢　豊　子	主査	佐　藤　嘉　信

本日の会議に付した事件

議案第２３号平成１７年度新庄市一般会計予算

開　　議

遠藤敏信委員長　おはようございます。ただいまの出席委員は24名、全員そろっております。

それでは、これより３月11日に引き続き予算特別委員会を開きます。

議案第２３号平成１７年度新庄市一般会計予算

遠藤敏信委員長　議案第23号平成17年度新庄市一般会計予算の歳出について審査いたします。質疑ありませんか。

１０番（小野周一委員）　委員長、小野周一。

遠藤敏信委員長　小野周一君。

１０番（小野周一委員）　おはようございます。それでは、ページ数69ページ、６款の農林水産業費の畜産業費について伺いたいと思います。

近年県の強い支援体制により、新庄市においても園芸の産地拡大がなされているわけですが、新庄市では農業振興施策の中で畜産をどのように位置付け、支援をしようとしているか、伺いたいと思います。

次に、清水委員が会長をしています新庄市の和牛改良組合に対し、平成16年度子牛の保留対策費として謝金10万円、牛受精卵移植推進事業補助金40万円が予算に計上されていたわけですが、平成17年度予算には謝金20万円、牛受精卵移植事業に関しては計上がなされていなかったわけですが、執行部としてはこの事業に関して当初の目的が達成されたから予算に計上しなかったと我々は理解してよいか、その点をお聞きしたいと思います。

次に、今年の９月16日から４日間、置賜家畜市場において牛のオリンピックとも言える第５回東日本和牛能力共進会が開催されるわけでございますが、新庄市ではどのような支援対策を考えているか、その点もお聞きしたいと思います。

次に、ページ数87ページの８款土木費の除排雪費について伺いたいと思います。今年は本当に豪雪のため、今回本会議の最終日に除排雪費の補正予算を再提出するということで本当に今年は大変な冬であったわけでございますが、平成17年度も雪国新庄から逃れられない現状なわけでありますので、平成16年度を振り返り平成17年度は気象的にどのような除排雪体系を描いているか、伺いたいと思います。今年２月１日に豪雪対策本部を設置するぐらい大雪であったわけでありますので、恐らく各方面からいろいろな相談や苦情が多数来ていると思います。それらの点を踏まえましてお答え願いたいと思います。まして特に会社数が42社も張りつけされている新庄中核工業団地内の物流関係の被害、苦情がなかったのか、商工観光課長にお聞きしたいと思います。

以上です。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　畜産振興に関しての御質問が３点ほどございました。１点目の畜産の市の農業振興における位置付けでございますが、平成15年度畜産の産出額９億1,000万円ほどございました。10年ほど前まで十数億円の産出額があったわけですけども、いろいろ諸情勢によりましてだんだん暫減傾向にあったということでございますが、ここ一、二年につきましては底落ちまして、今度は伸びる傾向になってきているというふうにとらえてございます。市全体から見ますと、第２位の農業の生産作目といいますか、そういった構成する畜産の分野でございますので、米の補完、複合的な位置付けとしては最も重要な位置付けとしてらえてございます。そういったとらえ方の中で将来の生産振興基地、特に乳用牛につきましては多頭飼育が行われているわけでありま

すので、来年度から始まる担い手育成総合整備事業などを契機としまして、地域全体では300頭ほどの増頭が見込まれますので、さらに一層の乳牛につきましては多頭飼育と生産基地としての役割を果たしていきたいというふうに考えています。

それから、肉用牛につきましては、市場価格の動向から見てもわかりますように非常に優秀な牛が生産されていると。特にこの地域で育成されました安秀165、それから北景茂、そういった優秀な牛を基盤としまして、これからもより質の高い畜産の振興に努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、16年度の予算の中で謝金が10万円、これは優良牛の認定保留奨励費でございまして、これが17年度では20万円に増えてございます。そういったことで、優良な子牛を他地域に流出するのではなくて、この地域で優秀な子牛は保留していくというような農家の強い希望もありまして、基金を積み立てながら自助努力もしてございますので、それらを支援していくという意味で10万から20万にということで増額してございます。

それから、牛受精卵移植推進事業費補助金につきましては、10年以上前から支援していたということでかなり体制も整備されましたし、あるいは県の技術的な改良も一定程度の成果をおさめてきているということで、所期の目的を達成したのではないかということで、17年度からは自助努力でやってもらうということで割愛させていただきました。

それから、東日本の和牛能力共進会につきましては、お尋ねにありましたように今年の９月、川西町で開催されるわけであります。これにつきましては、全国の最も優秀な牛のそういった共進の場になりますので、県内からも優秀な牛ということで、この地域からはさっき申し上げました安秀165と北景茂、これらの出品が団体、それから農協、県、市町村挙げて出品して、それらの優秀性をアピールするという方向で連携しながら動いてございます。

以上でございます。

中部　力建設課長　委員長、中部　力。

遠藤敏信委員長　建設課長中部　力君。

中部　力建設課長　平成16年度、今年度の除雪を顧みまして17年度の対応をどう考えるかというふうな御質問だと思いますけども、これにつきましては委員お話のように今冬は過去20年来の大雪に見回れまして、特に２月の初めからの積雪といいますか、１日の降雪量60センチというふうなまれにないドカ雪に見回れたわけでございます。建設課としましては、毎年除雪の計画を立てまして、生活道路であります幹線道路を含めます市道の交通の確保を行っているところでございます。特に今年度につきましてはそういった状況を踏まえまして、とかく幹線道路、それからバス路線、あと学校等公共施設へのアクセス道路を確保するために努力してまいったところでございます。今年度の状況を見ますと、やはり積雪のパターンとしましては、平成12年度に近いような降雪状況といいますか、積雪深から見ますとそういうふうな推移をしているようでございます。

それらを踏まえまして、特に市道につきましては圧雪からのザクといいますか、急な気温変化によります道路の状況の変化、これに対応する必要があるというふうなことと、あとそれから工区的に現在61工区に分けまして、それぞれ１工区約１時間というふうな時間の設定で３時から７時半までの時間内に除雪を終わすような計画で進めております。ただやはり先ほど申しましたようなドカ雪とかそういうふうになりますと、どうしても時間的に延びてまいりまして、今冬の場合ですと最大でやはり1.5倍以上に時間がかかっているというふうな結果も出ております。そういったことから、降雪の状況を見ながら、路肩の排雪、それから幅出し、そういった面での作業を拡充していく必要があるというふうに考えております。来年度に向けてのお話でございますけれども、これにつきましては今冬を教訓としまして、通勤時間等時間の確保を図るために、工区、それから業者等も含めまして、内容の見直しを行って来年度計画どおり時間確保できるような体制を組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

また、福田工業団地のお話でございましたけれども、一部除雪等を行いまして幅出し等を行っておるわけでございますが、やはり一時期路面の状況といいますか、気温の変化によりまして対応が遅れたことによりまして、一部御迷惑かけたような状況もございました。今後はこういうふうなことのないように、十分先ほど申し上げましたように工区、それから機械等の配備の内容につきまして、来年度に向けて検討して対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　除雪の件で工業団地に苦情がなかったかという話でございます。それで、私ども工業団地は横根山工業団地と中核工業団地２つ持っているわけでございます。それで、今年は１メーター四、五十というのはどうってことないんですけども、今年はやはりドカ雪ということで大変苦労されてございます。その中で、御指摘のとおり工業団地の苦情多数ございました。ということは、一番の内容、私どもも何回かパトロール行っていますけども、特に中核工業団地の場合はだんだん道路が狭くなって対面交通ができない、あるいはザクで非常に時間がかかり過ぎると、それで企業の命は納期でございます。それで、新庄では完成品つくっているところはそうございませんので、ある程度の部品、パーツをつくって仙台とか福島、そこに送って、そこで今度いろいろ完成品につくり直して送るわけですけども、逆にそういうじゃ新庄から荷物が届かないと全体的に支障が出ると、そういうようなことで大変苦慮しているということは伺ってございます。そういう中で、私どもも企業誘致をする際には除雪は万全ですと、それから労働力は豊富にありますというようなことで誘致してございます。そういう中で、口コミで新庄の除雪はだめだとか、そうなれば企業誘致も大変な影響を及ぼしますので、今後とも今建設課長が申し上げたとおり、支障のないようにこれからは万全を期していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

１０番（小野周一委員）　委員長、小野周一。

遠藤敏信委員長　小野周一君。

１０番（小野周一委員）　農林課長のちょっと発言聞いていると、勘違いをしているわけです。東日本の共進会は、これは子牛じゃなくて成牛の共進会ということで、その辺ちょっとあれしてください。

前向きな意見をいただきまして、ありがとうございます。それでは、畜産に関してですけども、恐らく行政、農業団体、そして畜産農家の３団体が協力されまして、最上家畜市場の平均の子牛の価格というものが全国で107箇所ぐらいあるんですけども、その中で平成15年が全国で第７位、そして昨年、平成16年が第４位と大変高い価格で取引されているわけなんですけども、そういう中で畜産農家の場合は他の業者と同じでやっぱり高齢化が進みまして、本当に大変な畜産経営になっているわけなんです。そういう中で、昨年、15年度、20頭以上の優良子牛を保留して、この新庄地区の畜産の維持拡大に努めているわけなんですけども、そういう点を踏まえまして、我々農家も行政におんぶするだけじゃなくて、みんな生産者が基金を出し合ってその運営を何とかしようとして頑張っているわけでございますので、何とかその点を酌んでいただきまして、なお一層の御支援というものをお願いするものであります。

次に、雪対策でありますけども、今建設課長さん、商工観光の課長さんから言われたとおり、本当に前向きな答弁なんですけども、やはり新庄、このとおりの雪国なわけでございますので、市民一人一人が平等にやっぱりその恩恵を受けることが基本ではございますけども、やはり雪国に企業を誘致する場合、雪を何とかしてほしいという声が多分にあったと思うわけです。そういうわけで、課長さんの答弁にありますとおり、今年の福田山の工業団地、あの中を見ますと本当にひどい状態なんです。それで、私のおぼえている関係の経営者からも苦情というか

相談受けまして、言ってみますと、通勤はできない、朝は出勤は遅れる、そして物流関係には支障を来すと本当に困った状態なわけであります。せっかくあそこに誘致したわけでございますので、アフターケアの一環として、優先とまでいかなくても重点路線としてあの一角というものを来年度からは考えて、最優先とした除雪体系に取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。

１７番（柴田忠志委員）　委員長、柴田忠志。

遠藤敏信委員長　柴田忠志君。

１７番（柴田忠志委員）　ちょっと簡単な内容になるかもしれませんが、二、三お聞きします。

42ページ、第２款総務費、３目新庄市長選挙費に関わりまして、先般の一般質問において市長は明言を避けられたわけでありますが、一応選挙費と項目が載っておる以上、その取り組み方をお聞きします。その中の時間外勤務手当に該当いたしまして、新庄市長選挙の場合は今時間延長になっているわけですが、短縮にすればその辺の費用などもある程度節約できるのではないかなと感じます。それと、以前に一般質問でこれもとらえられておりました電子投票に関してどのような進み方をお考えになっているか、この２点お聞きしたいと思います。

ページ51、３款民生費、７目老人福祉施設費において養護老人ホーム神室荘運営事業費に関わりまして、民間の方にお任せするという内容が以前示されておりましたが、その後その経過、また今いろいろ職員の方々は老朽化の中で、老人の元気な方もおるわけでありますが、日々一生懸命取り組まれております中で環境改善などをいち早く整えていかなければならない内容があるのではないかと感じておりますが、その辺今回課長、主幹とお二方が退職なさいますので、引き継ぎ等はどなたが配置になるかはわかりませんが、万全を期して取り組み方の進み方などはどのようになされておるのか、お尋ねいたします。

もう一点、ページ84、土木費、２目街路事業費でございますが、沼田角沢線、関屋小檜室線整備事業、これらは結構いろいろな要因も抱えておることは承知しておりますが、今年度においての進捗状況等をお知らせいただければありがたいと思います。なかなか公共事業が厳しい中ではございますが、どのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

よろしくお願いします。

小野利彦選挙管理委員会事務局長　委員長、小野利彦。

遠藤敏信委員長　選挙管理委員会事務局長小野利彦君。

小野利彦選挙管理委員会事務局長　それでは、お答えいたします。

市長選挙における時間外手当に絡んででしたが、投票時間の短縮について考えていないかというふうなことでございました。投票時間につきましては、投票の機会をできるだけ多くするというふうなことで午後８時まで延長されたところでございます。その効果につきましては、その選挙、選挙で投票率が変わるものでなかなかはっきりしたことはわかりませんけども、確かに投票を見ますと投票する方がいらっしゃることもまた事実でございます。投票時間の短縮についての考えですが、法律の方で定まっていることでありますし、新庄の場合はそれを短縮するような特段の理由というふうなことも考えられませんので、今のところは短縮する考えはございません。

時間外手当の圧縮については、さまざま選挙ごとに担当の方で人員の張りつけ等について検討しておるところでございます。市長選挙においても、できるだけ少ない人数で行っていきたい、これからも検討していくところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、電子投票のことでございますけども、先般岐阜県の可児市での市議選無効の判断が出てございましたけども、電子投票の機械を使っての投票集計でございますけども、なかなかトラブルがない

選挙というのはまだ数が少なくて、新聞にもありましたけれども、11カ所ほどで電子投票を行っておりますけども、何らかのトラブルが出ているというふうなことで、もう少しシステムの安定化について模様を見ながらというふうなことになろうかと思います。前にもお答えしてございますけども、費用的にはやはり今の新庄の規模ですと機械の費用だけが上積みになるというふうな形で、人件費の削減にはほとんどといいますか、３割から４割程度ぐらいしかならないということで、機械の費用がそのまま上積みになるというふうなことになっている試算でございますので、電子投票についてももう少し模様を見ながら検討していくということですので、よろしくお願いいたします。

小野　正神室荘長　委員長、小野　正。

遠藤敏信委員長　神室荘長小野　正君。

小野　正神室荘長　51ページの神室荘の民間委託についてですけども、質問ありましたけども、平成13年度に養護老人ホーム神室荘の法人化推進について市としての考え方をまとめて進めたわけですけども、残念ながら実現はしておりません。そして、社会福祉法人による法人化ということで、この事務については福祉事務所の方に所管事務を移管しております。概要は、このようになっていますけども、今質問の中で老朽化もしているし、環境改善図っていかなければならないんじゃないかということですけども、現在の神室荘の施設は建設後33年ぐらいたっておりますので、かなり老朽化しておりまして、それらの施設もその都度修理をしながら使っておるという状況です。

それから、新寿会の方に法人化についての話は進めてあるんですけども、その後において養護老人ホームの将来についての動きがありまして、これについては３つの形で変わっていくんじゃないかということで今論議されております。１つが外部介護サービス利用型措置施設にかわる、それから介護サービス内包型契約施設、それから３つ目が２つの部門をあわせ持つ施設というふうに変わるんじゃないかということで今国会に提案中です。決まれば18年４月から施行されるという予定になっていますけども、まだ法案が決まったわけでないので、今すぐ取り組むものではないと思います。養護老人ホームについての見直しも法律改正を受けてどの施設形態にするかはこれから決めていきたいと思います。

私の方からは以上です。

小笠原謙一都市開発課長　委員長、小笠原謙一。

遠藤敏信委員長　都市開発課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市開発課長　街路の進捗状況というふうなことでございまして、まず初めに沼田角沢線でありますが、現在まではおおよそ約60％の進捗状況と、今年度のこの6,000万円の事業費でございますが、森林管理所の移転及び土地の買収、さらには民間の方の車庫の移転、そして底地の買収というふうな形になります。来年度につきましては、まだ１戸分の方の家屋が残っておりますので、それらを見極めながら、来年度は今の工事が可能な部分について進捗を図ってまいりたい、そのように思っております。ちなみに、工期的には事業年度は平成19年度というふうに予定しております。

また、関屋小檜室線でございますが、橋そのものを今年度まずもって完成の運びとしていきたい。ただし、神明町の入り口の部分についての用地交渉がまだ未決となっておりますので、それらの部分を除いた区域の工事を図ってまいりたいというふうに思っております。これにつきましては、進捗状況が約70％というふうになっております。これについてのこの事業についての事業認可期間、同じように平成19年度というふうに見込んでいるところでございます。いずれにいたしましても２路線とも重要な路線というふうに認識しておりますので、これについては今後とも精一杯の努力を図ってまいりたい、そのように思います。

１７番（柴田忠志委員）　委員長、柴田忠志。

遠藤敏信委員長　柴田忠志君。

１７番（柴田忠志委員）　それぞれどうもありがとうございます。

総務費の選挙費でございますが、時間外手当に関しては市の職員が関わっておるわけでありますが、何名ぐらいその都度関わっておられますか。それと、時間短縮と法令で決まってはおりますが、それぞれの市町村の場合ですと短縮は可能なはずなんです。それらを勘案で予算的な措置を講じられてはいかがかなと考えたもんですから、質問させてもらいました。

それと、事前投票が結構、年々選挙の度に増えているんじゃないんですか。だからあえて時間の短縮を図られてもいいかなと思ったもんで、その点だけちょっとお聞きさせてもらいます。

あと神室荘に関してはわかりました。これからいろいろな動きがあると今説明受けましたので、より改善に向けた方向をお示しいただければよろしいかと思います。

あと都市計画街路事業費でございますが、ここに関わっている営林署の件はどのような説明で今来ておるのか、お知らせいただければありがたいと思います。この２点。

小野利彦選挙管理委員会事務局長　委員長、小野利彦。

遠藤敏信委員長　選挙管理委員会事務局長小野利彦君。

小野利彦選挙管理委員会事務局長　それでは、選挙事務の人数でございますけども、選挙前の事務とかさまざまございますけども、投票日の事務につきましては大体200名前後でございます。今回市長選にお願いしたところは180名お願いしているところでございます。

それから、前は不在者投票と言いましたけれども、16年度の参議院選挙から期日前投票となりました。期日前投票の投票にいらっしゃる方ということでございますけども、参議院選挙の場合と山形県知事選挙の場合を比較してみますと、山形県選挙で相当増えるかなと思ったんですが、ほぼ同じ数ということでございまして、当日投票所にいらっしゃる方、それから期日前投票所にいらっしゃる方がそんなにどうするものでもないのかなというふうなこと、これからもう少しやってみないとわかりませんけども、不在者投票から期日前投票に関しては手続が簡単になったということで増えてございますけども、期日前投票になってからはほとんど変動はないと、山形知事選挙の場合、若干７名程度少なくなったようなことでございますので、そこら辺も今後の模様を見てみないとちょっと判断下せないなというふうなところでございます。

一応そういうことでございます。

小笠原謙一都市開発課長　委員長、小笠原謙一。

遠藤敏信委員長　都市開発課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市開発課長　森林管理所につきましては、平成15年度より交渉を進めてまいりました。16年度にあって森林管理所との話し合いが最後まで詰まりまして、そして17年度に移転の予定であります。内容につきましては、切り取り改造というふうなことでございますが、森林管理所としてはあの建物そのものはやっぱり撤去したいというふうな意向のようであります。そして、我々としてはそれの使途については森林管理所さんの方での考えでありますから、それについてはその考え方に委ねるより他ございませんが、この契約につきましては今年度の17年度の補助金申請等を行った後に森林管理所との契約を締結し、７月あたりからそれらについての工事を発注する予定というふうに伺っております。

以上であります。

遠藤敏信委員長　他に歳出についての質疑ありませんか。

１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。

遠藤敏信委員長　沼澤恵一君。

１４番（沼澤恵一委員）　それでは、私の方から項目別、ページ数に沿って質問をさせていただきます。

まず最初に、37ページ、２款の総務費、１項の総務管理費、10目の交通安全対策費についてであります。交通指導員報酬430万円ほど今年度計上しております。これは、昨年度と同じ額です。しかし、15年度から見てみますと、15年度は1,025万ですので、

半分以下に減額されております。去年の予算委員会でもいろいろ議論されて、それから１年経過いたしました。質問ですけども、まず１点は指導員対策について、今の現状と、それからこの１年について改善した点があれば簡単にお話しいただきたいと思います。

それから、２点目は指導時間、これは朝の１時間程度と思います。これについての報酬額について教えていただきたいと思います。去年お聞きした記憶ですけども、15年度の比較で指導員報酬は１割ないし２割程度と思いましたが、ちょっとここでは計算が合いませんので、お願いしたいと思います。

また、３点目が報酬についての他市との比較、これわかれば教えてください。

とりあえずお願いします。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　予算の15年度との比較で1,000万ほど15年度あったというふうなことでございますけども、この比較につきましては16年度より交通安全専門指導員というのが３名の方がいらっしゃいますけども、この方々が16年度より日々雇用というふうな形で変わって賃金の方に移っております。でもってこれまで15年度まではこれらの方々の報酬というふうなことで交通指導員の報酬と一緒に報酬の項目の中に入っていたもんですから、その分が今回16年度から賃金と報酬で分かれたというふうなことで今のような現状になっているというふうなことでございます。

それから、交通指導員の現状につきましては、今現在定数は25名でございます。現在が16名で立□されております。平均年齢も65歳というふうなことで高齢化してきております。その立□する空白地が特に大変私も地元でありますけども、日新学区は平成10年からちょっと留守になっているというふうなことで、私どもも学校とか関係者、それから警察、安全協会さんなどに一応推薦依頼というふうなことでやってきておりますけども、なかなか指導時間が７時半から８時半までというふうなことで、通勤時間帯も重なるというふうなことでいろいろとその辺も苦慮しているところでございます。こういってはなんですが、ぜひ沼澤委員さんの方からも日新学区でございますので、ぜひ適任者がいれば教えていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、指導時間の報酬というふうなことでございますけども、15年度までは１時間当たり1,300円でございます。16年度より1,100円というふうなことで、交通指導員の皆さんともお話ししながら内情を知っていただいて、そして了解の上で確認したところでございます。１年間の大体の指導日数になりますけども、約230時間ほどになっております。

それから、他市町村との関係でございますけども、ほとんど比較しても同じぐらいというふうなところで、13市比較しても同じぐらいというふうなところでございます。

以上でございます。

１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。

遠藤敏信委員長　沼澤恵一君。

１４番(沼澤恵一委員）　ありがとうございました。去年は17名だったと思います。今年は16名、去年度は、１名がいまだ現在回復していない。ここはお話によると日新学区のようです。大変私の地元でありまして、気にはしておりますし、いろんな方々から何で学校の先生がいつまで交通指導をしていなくちゃなんないかということも伺っております。なかなか大変なようです。実際元日新学区でいらっしゃった指導員からもお話聞きましたが、やはりどうしても夏場はいいんですけども、冬は除雪をしながら、１時間といいますけども、子供の通るところの一部ですけども、除雪をして、それからようやく指導に入ると、その除雪が約30分ぐらいやっぱり早目に来てやっていました。この辺は、もう全然夏と違うし、非常に大変だということでした。やはり年齢も高齢化していますんできついと、ボランティア的な考えではとてもできなかったというような話も聞いてお

ります。この辺もあわせまして、なり手がいないことはわかっていますけれども何とか、私も地元については頑張ります。ひとつ市の方でも何とか早目に補充していただけるようにお願いいたしたいと思います。じゃ、この件はこれで結構です。

次に進めます。50ページの３款民生費、１項の社会福祉費、６目の老人福祉費、この中で説明項目の下の方にありますが、高齢者実態把握委託料150万、これはどこにどのような仕事を委託しているのか、まずこの１点です。

それから、２点目は先ほども除雪関係のお話ありましたけれども、ここにあります高齢者世帯等除雪サービス事業委託料75万3,000円、今年に入って先ほどのお話のとおり、非常に大雪で苦労いたしたわけであります。これについての依頼件数、雪おろしに関してで結構です。わかれば教えてください。できればこの冬やはり大雪でしたんで、予算組むときは当然これは16年度の予算の話です。失礼しました。16年の今年の話ですけども、予想よりもかなり多かったんじゃないのかな、そういうふうに思われます。この辺どうかということであります。

それから、去年12月号のお知らせ版、これに雪おろし、雪払いを支援しますと、こういうふうに載りました。この雪おろし料金負担は作業員１人当たり１日で1,170円、このように載っております。この作業員というのは一体どこに頼んでいるのか、市の委託先です。

とりあえずお願いします。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　おはようございます。じゃ、３点について御質問いただきましたので、御説明申し上げます。

まず最初の高齢者実態把握業務の委託の150万円ですけども、これは市内にございます３つの在宅介護支援センター、あじさい、第二あじさい、それから新庄薬師園の３つの在宅介護支援センターの方にお願いいたしまして、必要項目あるんですけども、それについての実態について相談、調査を依頼しているということです。これは、県からの補助対象事業ということになってございまして、そんな中で規定に基づいて調査をさせていただいて、お願いしているということでございます。

それから、高齢者の除雪関係でしたけども、まず最初に大変今年は何年ぶりかの大雪になりまして、降り方もちょっと今まで経験したことのないような降り方だったんです。12月はそうでもなかったんですけど、１月に入ってから急にそういう制度についての注文というんですか、問い合わせがございました。１月、２月、３月に入りまして、ようやく形としての終了、落ちついてきたということですけども、結果から見ますと今年は高齢者世帯では件数として延べで57件の屋根の雪おろしが実施されました。規程により雪おろしの場合は年２回までということになっていますけども、そういう方もいらっしゃいますが、延べで２月現在です。申し訳ありません。３月まで集計全部はしておりませんので、２月末までで延べで57件と、こんな形になっておりまして、それから高齢者住宅のそういう方々の玄関前の雪払いにつきましては、これも２月末まででございますけども、延べ25件ということでやっております。

それから、その除雪に係る委託先ですけども、高齢者世帯等除雪の場合はシルバー人材センターの方に委託してございます。いろいろこちらの方からシルバーと調整いたしまして注文あったときは、シルバーのその担当の方で状況等を見てもらいながら、そこの方といつごろ行きますからというような、そんな話し合いをしながら、安心感を与えながら、もう少しで行きますからと、そんなことをやりながらやらせていただいているところです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。

遠藤敏信委員長　沼澤恵一君。

１４番（沼澤恵一委員）　お知らせ版、これ先ほど申しました12月版です。よく見ますと、対象となる場合を載せております。65歳以上のひとり暮らし、

老人のみの世帯あるいは障害者世帯、それから低所得者、それから親族や近所の協力が得られず自力でできない人、対象条件がかなりこれ広いわけです。そんな中でちょっとまた二、三お聞きします。

福祉事務所の方に多分申し込みされると思いますが、対象者が申し込まれた場合にあなたはこれに該当しますか、あるいはしませんかというこの判定、これはどのようにされているかということ１点、２点目は申し込みに期限があるのかどうかです。それから３点目ですが、今年は大変大雪で雪おろしは57件、雪払いが25件と、ちょっと私から見ますと件数が少ないような気がしますが、これに対して苦情とか不満等を聞かれたことがありますか、お願いします。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　お答え申し上げます。

まず、最初の雪おろし世帯の対象の判定基準ということですけども、今委員さんの御質問の中でおっしゃっていただきましたように、65歳以上のひとり世帯あるいは65歳以上の夫婦世帯であればどなたでも対象になるということではございませんで、春、新年度に福祉サービスのお知らせということで各戸配布という形でお知らせしてありますし、またおっしゃられましたように年末にも雪おろしに関するチラシを配布させていただいておりますけども、要するにまず自力でできないということ、それから親戚や近隣の協力も受けられないということです。その協力ということなんですけども、当然近隣の協力となった場合は労働的な協力ということになりますけども、親戚などの身内の協力となった場合は金銭的な協力も含まれますので、財政的な支援、金銭的な協力も含まれますので、やっぱり誰も例えばこの近くにいないんですけども、遠くには例えば自分の身内、息子さんなりがいますけども、そういう方々から例えば雪おろし、年に１回あるいは２回ぐらいに必要な経費、その程度は支援していただけるのかいただけないのか、そういうところも基準にいたしまして、最終的に判断をさせていただいたところです。

それから、雪おろしに対する申し込みについての期限というのは特別設けておりません。先ほど申し上げましたように、御本人あるいは民生委員さんなんかを通じて申し込みおいでなるんですけども、その時点で先に申し上げましたような状況をお聞きして対象なるようであればシルバー人材センターの方に紹介し、それから遅れましたけども、そういうふうにして残念ながら対象にならなかった場合は、そういう業者さんを紹介しますよというような形で、例えばシルバーにお願いすれば大体同じような直接頼むよりは安い料金でやっていただける、そんなこともありますので、そういう対象にならなかったやつについてはそんな紹介もさせていただいております。

それから、不満とかそういうことなんですけども、やっぱり一番不満というんでしょうか、疑問と申すんでしょうか、今おっしゃられました判定、何でおれがなんないんだべと、やっぱりそういうことに対しての問い合わせ、そういうことがあります。これは、今始まったことじゃなくてずっと前からあったんですけども、非常にこれで解釈で揺れるというんですか、そんなこともあったもんですから、先ほど申し上げましたように協力の意味というもの申し上げましたような形で統一させてもらってやらせていただいているということでございます。

よろしくお願いいたします。

１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。

遠藤敏信委員長　沼澤恵一君。

１４番（沼澤恵一委員）　この雪おろし支援の来年度の予算案が75万3,000円、ところが本年度が164万5,000円、去年の実績ですが、それは114万、こういうふうにあるんですけども、今年から見ると半分以下も来年度の予算が削られておるようです。どういうわけか15年度から見た今年の予算は160万台で大雪を予想したかわかりませんが、まず40％もアップしていると。来年もどうなるかわからない、今年のような状態続けば半分ではとてもじゃないがというふ

うに思うんですが、この辺はどのように解釈されたんでしょうか。
川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。
遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。
川田宣彦福祉事務所長　申し上げます。

高齢者世帯の雪おろしのサービス事業そのものは、県の介護予防地域支え合い事業って補助事業として16年度までは実施してまいりました。ところが、17年度についてはこの事業そのものが補助から外されまして、一般財源化になったということが１つございます。そんな中で、当然一般財源化ということは単独事業という取り扱いにせざるを得なくなりまして、単独事業の取り扱いということではずっと市全部挙げて課題になってきたわけなんですけども、そんな中でこの事業は単独事業となってもやっていかなければならないだろうということをまず判断しました。それから、ただやり方の内容が今までででいいのかということもあったもんですから、こういう状況下に置かれている現状ですので、１つはやり方とか単価というのは今のところは何も変わりないんですけども、今まで１割負担ということで16年度まではシルバー人材センターにかかった費用の１割分は自己負担としていただいたんですけども、それを17年度以降はまず２割にしていただかなければならないだろうということが１つあります。

それから、雪払いが大変なこれも重要な仕事になっているんですけども、17年度は屋根の雪おろしのみに限定して何とかこの制度を維持していきたい、そんな感じで金額的にはおっしゃったようになったということでございますんで、よろしくお願いいたします。
１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。
遠藤敏信委員長　沼澤恵一君。
１４番（沼澤恵一委員）　よろしくお願いいたしたいと思います。何せやはり雪国ですんで、いろいろ事情ある方の救援というふうになりますんで、予算等、足りなければ補正も含めましてよろしくお願いいたします。

次に進みます。77、78ページの７款商工費、１項商工費、３目の観光費、新庄まつり運営事業負担金1,100万円、この中身ですが、ずばり申し上げます。山車町内若連、あるいは囃子若連に対しての補助金額、これはどのぐらい盛り込んでいるのか。

それと、第２点目は新庄まつり250年祭実行委員会負担金2,516万円ありますが、これは17年度の主要事業の概要にあります中から２点お聞きします。まず１点は、記録保存版の販売の価格です。６月発行予定のガイドブックの単価、それから７月販売予定の人形の図録の単価、これいかほどに想定しているかということです。２点目は、記念パレードの1,460万円ほど計上していますが、これも先ほどと関連しまして、山車若連、囃子若連、これらに対しての補助金を見込んでいるかどうか、見込んでいるとすればその額幾らでしょうか、お願いします。
遠藤敏信委員長　ただいまから10分間休憩いたします。

午前１１時０１分　休憩
午前１１時１１分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。
羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。
遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。
羽賀千尋商工観光課長　新庄まつりについて３点の御質問でございます。

初めに、まつり委員会の負担金1,100万円でございます。これは、通常行っていますまつりの負担金でございまして、山車を出している町内には29万円、囃子の町内は５万円、これは例年と同じでございます。

それから、250年祭の負担金でございます。この中で町内に幾らかということだと思いますけれども、１日今回延長するというようなことで大変若連の方頑張ってございます。それで、山車のレベルアップあるいは飾りものも多くしたり、あとは１日延びるということは山車の人形の借りる期間も多くなりま

す。あとは子供たちあるいは大人の方々いろいろ会社休んだり、あと食事の問題等もございますので、そういうものも加味しまして町内に50万円負担というようなことで調整してございます。

それから、図録と保存版のガイドブックを幾らで販売するんだということでございます。それで、山車人形の図録につきましては、７月下旬から９月下旬まで山車の人形展、歴史センターで２カ月ほど開く予定でございますので、その前には頒布したいと、あとガイドマップも新庄まつりがすべてわかるようなということで、本番前までには完成したいということで現在作業を進めてございます。その中で、図録については現在実行委員会といろいろ協議してございますけども、一部3,000円ぐらいを予定してございます。

それから、ガイドブックの保存版でございますけれども、これについては一部300円ぐらいでということで現在実行委員会の方と調整中でございます。

以上です。

１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。

遠藤敏信委員長　沼澤恵一君。

１４番（沼澤恵一委員）　わかりました、ありがとうございました。時間もないんで、最後にちょっと一言だけ申し上げたいと思います。

ページ85、８款土木費、４項の都市計画費、４目の公園費、これに関連します。この中の公園管理事業費、これあります。それと、もう一つが最上中央公園屋内多目的施設管理業務費とあります。多分これは「すぽーてぃあ」の管理費だと思います。お聞きしたいのは、公園内の照明関係です。この件について光熱水費、金額かなり計上されていますが、実際公園の中、特に今年は大雪でした。ある区長さんから言われましたけれども、こんな大雪の中で雪の壁もかなり積もっているわけです。中の照明なんて見えないのに、冬期間この照明必要ですかと、何でつけているんだべなというふうな話でした。よく聞いてみますと、町内の街灯費も去年削られて、私たちも町内会費苦しいんだよと、しかし防犯も絡むんで街灯の数も減らせないのに公園だけがどういうわけか雪に埋もれた照明がこうこうとついていると、もったいないなという話なんです。

それと関連して、大きいのは最上中央公園、これもよく見れば冬でも見えます。雪の少ない時期はいいんですけども、今年みたいな大雪の場合、かなりの数が現在もついております。しかも隣の道路、それから東口の大駐車場、それの照明と点灯するやつ、要するに電気がつく時間が公園の方が三、四十分早いんです。まだ明るいうちにぽっとついてしまって、あと道路とか駐車場はほどよくなってからつくと、こういうふうな現象があるようです。これらを踏まえて私の言いたいことがわかると思いますが、一言何か感じることありましたらお願いします。

小笠原謙一都市開発課長　委員長、小笠原謙一。

遠藤敏信委員長　都市開発課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市開発課長　委員の方からさまざまな内容について御指摘をいただきました。もとより防犯体制というふうなことも踏まえての考え方というふうになるわけでございますが、大きいところについては感知器をつけまして、夕暮れ時に点灯するというふうなことで現在やっているところなんですが、ただ、今言われるような内容につきましては、今後ひとつ果たして夜間について照明をつけないというふうなことが妥当性があるか否かというふうなことも含めて、もう少し検討をさせていただければというふうに思います。

以上です。

遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。

２４番（金　利寛委員）　委員長、金　利寛。

遠藤敏信委員長　金　利寛君。

２４番（金　利寛委員）　まず最初に、126ページです。平成17年度一般会計の歳入歳出の構成比率の調書ですが、構成比の歳出の方を見ますと、民生費が結構多いようで24%、土木費が若干ずっと少なくなってきているんでしょうけど11.3%、そして今まで教育費は10%ぐらいの構成比になっていたのですが、今年度は8.6%、財政の歳入不足が否めない今の現状

の中で、歳出のこの構成比等を検討するのにかなり心労されたのかなというふうには思うのですが、ここらのところのどういうふうなところに力点を置いてこういうふうな構成比、今年度ならではのいろんな苦心したところをまず１点お伺いしたいというふうに思います。

続きまして54ページ、３款民生費の児童福祉費の１目総務費の中の54ページの中にわらすこ広場の管理運営事業費915万8,000円あります。わらすこ広場は５年前、結構肝入りで県内唯一室内のということでかなり新聞等にも賑わいましたが、その後使用率がよくていろんな部分で好評を博しているわけでありますが、来年度、17年度の予算編成の中にはこれを閉鎖するという話まで出たと、財政大変でしょうから。だけども、今回は存続すると。駐車場、駐車料金をおととしは無料にして開放しているがゆえに利用率がすごいいい条件にあった。去年は要するに少し何時間かは金はかかるという半分ぐらいの負担、今年は金を全部、要するに金かけると、要するに駐車料金かけた。あのわらすこ広場の話になったときには、時間に制約されないでいつでもいかなるときでも来て、本当に商業ベースじゃなくて子供らにという、そういうふうな目的があっていい施設だということで評価があったわけであります。時間１時間すれば幾ら、２時間すれば幾ら、こういうふうな状況になるとすれば、お母さん方も頭ん中に時間いればいるほど使用料金高くなるわけですから、そういうふうな内容を気にしながら、子供らを本当にそこで遊ばせていいのかどうなのか。こういうふうなところに財政難のひずみが来ているのではないかなというふうに思いますので、この点どういうふうに考えられているかをお伺いをします。

続きまして、２目児童母子措置費、昨年度の比較で6,567万6,000円もこの大変な中で上がっております。その中で、児童母子措置事業費の中で母子自立支援員の報酬168万4,000円ありますが、どういうふうな仕事をされておるのか、そしてその効果はどうだったのであろうか。そして、55ページになりまして、母子生活支援施設入所措置費180万5,000円がありますが、この動向、その次の母子家庭等医療給付事業費1,404万1,000円ありますが、これも年々上がっているのではないかというふうに思われますが、その動向をお願いしたいというふうに思います。

次世代の育成支援対策の行動計画の中に驚くべき事実があります。新庄市の平成14年度のデータでありますが、結婚したカップルが214組、そして離婚した数、それが100組なんです。要するに半分弱が平成14年ですよ、離婚しているんです。そうすると母子家庭になる。母子家庭になるということは、その分だけ今のこういうふうな先ほど言いました款項目の中で、母子の措置費だとか、その支援員だとか、医療費だとかという部分がかなり高騰するわけです。これは、教育委員会の方も結構あると思いますが、これはそれぞれの目的の多様化、それから価値観の多様化等々でだめだったらすぐ離婚と、こういうふうな状態になるのかもしれませんが、当新庄市もこういうふうな事実があるわけです。これは、ゆゆしき問題じゃないかなと。

例えばの話で今みたいな３つまでの子供に対する情操教育だとか、子を持つ親のノイローゼにならないためのいろんな施策だとか、子供を持つことがもう今メジャーじゃなくてマイナーになって、子供を持たないで云々、前回一般質問の中で市長も言っておりましたけれども、子供を担う責任を負わないで、年とったときに法的なあれにするというのは、それはやっぱりお門違いだというその価値観の教え方をある程度考えないと、ますますこれが助長するのではないかと懸念されます。この点どういうふうに考えて施策をとられようとするのか。逆にこういうようなところが予算の中で膨大に膨らんでくるわけです。半分以上離婚ですから、そうすると母子家庭になる。母子自立支援事業の中にもまた手が入る。医療もなる。こうなってくるんで、ここらずっと連鎖されるんじゃないかなというふうに思いますので、ここらの見解をお伺いしたい。

続きまして、63ページの衛生費でありますが、

１目清掃総務費、この中の清掃総務事業費、これは２億8,026万9,000円、この中では大きなやつはし尿処理、そしてし尿処理の事業費補正等々がかなりのウエートを占めているようであります。そして、２目塵芥処理の中にも塵芥処理事業費が何と６億5,650万8,000円になっています。かなりのウエート、ごみ戦争と言われるゆえんでありますが、これは例年度から見ると少々塵芥処理、ごみの方については約１億996万1,000円昨年度より増えておりますが、これはいろんな施設の部分だと思いますが、この点なぜ増えたのかもお伺いしておきますし、この部分に対する少なくなる方法等の検討は考えられているのかどうなのか。

それから、ごみ収集運搬業務委託料6,416万円ありますが、この動向とその後に次のページの64ページにごみの減量対策事業費ということで1,875万9,000円のっているわけです。この費用対効果、ごみ減量対策に対して金を投与するんだったらいろいろごみ収集の委託料等もそれに反映されなきゃおかしいはずであります。ここらの検討は加えられているのかどうなのかをお伺いします。

最後に観光費、78ページでありますが、この観光費、先ほどもいろいろ沼澤委員の方からもまつりに対するいろんな部分の予算措置がなされておりますが、全体的には観光費は5,302万5,000円の昨年度比の観光費の減であります。250年祭等々のいろんな予算措置をしたとしても5,000万の減であります。市長がよく言っている、要するに新庄に定住人口等はすぐはできないでしょうと、じゃ交流人口等でやっぱり新庄に対するいろん部分で交流人口を多くして、そして金を落としていただかなきゃだめだなというこの施策に反すると思います。これは、5,000万ですから、その中のやっぱり観光振興対策事業費の中で250年祭には投資していますが、この減った理由、何を減らしたのか、交流人口は今まで以上に図られるおつもりはあるのかどうなのかをこのところをお伺いをいたします。

国分政嗣財政課長　委員長、国分政嗣。

遠藤敏信委員長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　歳出の目的別の予算額の延びと構成比というその要因という御質問と思います。特に民生費につきましては、対前年度比予算額につきましては１億1,900万円の増、単純な伸び率としては3.8％伸びております。この要因といたしましては、委員も既に御承知のとおりでございますが、特には乳幼児の医療給付費あるいは児童手当の支給費が非常に大きく伸びております。あわせて心身障害の方の医療の給付費も伸びております。

それから、教育費につきましてでございますが、教育費につきましても若干ではございますが、伸びております。前年度対比860万、0.7％の伸びということになりました。その要因につきましては、社会教育部門もあるわけでございますが、角沢小関係でスクールバスの購入、あるいは小学校の教師用の指導書の購入、それからサイクルスポーツセンターの改修事業費などの増減の結果、対前年度比は増と、860万の増になっているということでございます。増になっておりますのが衛生費、対前年度で予算で比較しますと衛生費、それから土木と今申し上げました民生費と教育費が増になっております。

以上でございます。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　それでは、わらすこ広場関係についてお答えを申し上げます。

わらすこ広場については、金委員さんおっしゃられましたとおりの経過でもってずっとやってきていただきました。それで、平成16年度からこれまで250円の駐車料金をお客さんにかわって市の方で負担しておったんですけども、それを見直しさせていただきまして、北本町の商店街と話ししました結果、200円で３時間ということで自己負担ということがまず16年度に大きく変わった内容になっております。そういう経過かどうかわかりませんけども、やっぱり利用については当初のああいう爆発的な関心、人気、そういうものは少しずつ冷めてきた、そういう

こともあると思いますけども、利用については前年当月でずっいきますと、大体20％ぐらいは減っているんじゃないかな、そんなふうに思っていますし、利用する方の駐車場の台数というのは、もう半分ぐらいの台数になっているというのが現実でございます。ただ何かの方法で近くまでおいでになって、一緒に遊んでいただいているんではないかなと、そんなふうに見ております。これは、この広場、施設なんですけども、子育て支援のための中心的な施設になっておると思います、御承知の面から考えますと。そんな形で、今後ともぜひやっていかなければならない施設じゃないかなと、そんなふうに我々担当としては考えているところでございます。

それから、母子生活支援施設、それから次世代関係に絡めまして、生活の実態というお話ありました。母子生活支援施設ですので、当然これは母子家庭が一般のアパートなり、一般に生活できないときに措置入所しまして、そこで自立に向けて生活してもらう、訓練を受けながら生活してもらうという施設で、やっぱりこれも新庄から今のところ１件とか２件ぐらいを想定した予算措置となっておりますし、それから次世代育成の資料として提出いたしました離婚についてもそのとおりでございます。児童扶養手当も大変年々増えてきておりますけども、今１月の直近の数字では児童扶養手当受給者が300人をとうとう超えてしまったんですけども、そのなかのやっぱり90％が離婚あるいは未婚の母子世帯、そんな形になっておりますので、今の現状、市長が申し上げましたようなというんですか、世の中の世情を反映している結果にはなっているなと、そんなふうには考えているところでございます。

以上でございます。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　まず最初に、ごみ減量に対してですけども、平成15年度と16年度を比較いたしましてですけども、一般質問の中でもありましたとおり答弁いたしておりますけども、可燃については8.6％減量になっております。それから、不燃につきましては60％、粗大ごみにつきましては35.3％の減量というふうなことで、これが17年度の広域の負担金、分担金に反映されております。

塵芥処理費等でもって１億円ほど分担金が伸びているんではないかというふうなことでございますけども、エコプラザもがみにつきまして17年度から元金の償還が始まります。それから、それと同時に２年間の保証期間が終了いたしまして、修繕に要する経費がかかってくるというふうなことの全体的な費用がエコプラザにおいては多くなってきております。それでもって昨年度と比較いたしまして、エコプラザの分担金でございますけども、約3,000万円ほど昨年度よりも多くなっております。ただし、リサイクルプラザにつきましては2,000万円ほど少なくなっております。ただし、エコプラザの事業費補正分というのは交付税分がありますけども、これが昨年度よりも１億円ほど多くなっているというふうなことでございます。

これからの動向というふうなことになりますけども、今後生ごみの今バイオマスというふうなことで農林課さんと一緒になってやっておりますけども、平成18年度から生ごみの収集を18年度には市内の２分の１、そして19年度には全地域にやっていきたいと、生ごみの分別収集をやっていきたいというような形の中で今後とも進めていきたいというふうに思っているところでございます。

あとごみ減量化対策との関わりになりますけども、リサイクルにこにこ運動というのがございまして、御承知かと思いますけども、これらについて今後とも子供会やそういった町内会、そういったところについて今後とも進めていくというふうなことでございます。16年の実績になりますけども、これは１月から12月までというふうなことでやっております。実施団体としては153団体で、実施回数として延べで534回行っておりますけども、それらの団体に対しての奨励していくと、紙類、布類、金属、瓶といったそういったものでございますので、今後ともこ

れらを引き続き奨励していきたいと。奨励することによって減量につながると、資源化になっていくというふうな形になりますので、引き続きやっていきたいというふうなことでございます。

以上でございます。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤敏信委員長　健康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　お答えします。

55ページの母子家庭と医療給付事業費でございますが、その動向というようなことでございました。この医療給付費につきましては、制度に基づきまして給付をしているというような状況でございます。また、年度ごとの件数及び支給額を申し上げますが、平成14年度につきましては約4,500件、支給額が約1,000万円でございます。それから、平成15年度につきましては5,000件、支給額が1,300万、平成16年度がまだ終わってございませんが、件数にしまして4,900件、支給額につきまして1,389万というようなことでございます。17年度につきましても、平成16年度並みの4,900件というような見込みでございます。委員おっしゃられるように、支給額につきましても毎年増えているような状況でございます。

以上です。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　観光費が減っているんじゃないかということで、大変御心配していただきましてありがとうございます。

それで、今年は御存じのとおり新庄まつり250年、それで１日延長で４日間ということと、現在ＮＨＫの大河ドラマ「義経」でございます。特に新庄、最上地方は義経伝説が多くございまして、現在総合支庁あるいは宮城県と連携しながら、交流人口の拡大に努めているわけでございます。その中で、御指摘の77ページ、観光費が5,300万円ほど対前年度比削減になっておりますけれども、これは78ページに最上広域交流センター費１億7,000万円ほどございます。これが昨年は２億5,200万円、この負担金の減が8,000万円ほどございます。それで、広域の負担金が減ったというのは前話ししたと思いますけども、広域のふるさと市町村圏基金、これが6,600万円借金いたしまして、平準化を図るというようなことでやってございますので、広域交流センター「ゆめりあ」の建て替えの分、それが一般会計で少なくなったということでございます。逆に観光費は2,000万円ほど伸びておりますので、御理解いただきたいと思います。

２４番（金　利寛委員）　委員長、金　利寛。

遠藤敏信委員長　金　利寛君。

２４番（金　利寛委員）　要するに構成比ですが、大変な中でいろいろ歳入を一生懸命増を図って、歳出の人件費等々はかなり減っているということは事実なわけでありますが、事業精査はやっぱり費用対効果もある程度考えていただかないとまずいという点があると思うので、ですから先ほどいろんな例として聞かせていただきましたけれども、環境課のいろんな大きな部分があっても大分いろんなエコプラザが減った、よって分担金が減った、それはさっき言ったように一千八百何万ぐらいのお金をかけて減量に取り組んだその成果かなというふうに思いますが、じゃもう一点突っ込んでそこのところをシミュレーション、要するにそういうふうな町内会等々に対していろんな部分の費用負担して民意でごみ収集してもらった、粗大ごみをやってもらった、それを全部いろんなごみ収集から来てもらってということで、町内会のいろんなボランティア等々もあって、いろんな部分のその事業費が1,800幾らだと思います。それで、さっき言ったようにリサイクルプラザ35％等々減った、こうだと、これはかなりの減った実績だと思うのです。広域の分担金も少なくて済んだと思う。これは、どれぐらい費用対効果があったのかという状態をずっと年々こういうふうな状態、例えばの話でもっと今みたいにごみ減量化対策に対するその資金を要するにもっともっと多く投入するとすれば、他のいろんな部分の分担金等々も少なくなっていくと、どれぐらいすればどうなのかという部

分をシミュレーションとしてやった状態の中で事業精査されているのかどうなのか、一点。

それから、観光費、要するに「ゆめりあ」のいろんな分が少なくなったおかげでということで、単独のいろんな云々では5,000万円ぐらい増えているよという部分ですが、これもずっと統計とってこの250年祭、例えばの話で交流人口どれぐらいもくろみたいなという状態から山をつくって、そこから進むべきだと私は思うのです。ただ漠然として、こうやってやったから、はい、どうぞ、何人ぐらい来た、前年対比よりこのぐらい増えましたという部分でなくて、このぐらい増やしたいよ、だけどこのぐらいだったという部分が突っ込むと、その部分に対するいろんな連鎖で新庄市に来ていただいて、飲んだり食ったり泊まってもらったりする部分が地域の活性化にずっとつながるんではないかなというふうに思うんで、そこらもう一歩突っ込んだ施策があるのかどうなのかということです。

時間がないんで、この点２点ともう一点、離婚率やっぱりゆゆしき問題なのです。これは、やっぱりある程度離婚すれば母子家庭になったときのいろんな措置費が結構予算に反映してくるという事実です。これは、価値観の相違だとかこうだとかといえばそれまでの話ですが、ここらに対する施策がもしこういうふうな状態にやれば即予算に反映しますから、ですからここの部分がどうなのかなという部分が今このままの現状ではいいとは思われていないと思うのですけども、いたし方ないと思われているのか、ここのところどうやったら少し手を打てるのかという観点があれば教えてください。３点。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　リサイクルプラザにつきましては、16年の９月から行って、結果がこの分担金への反映というふうなことで、今後とも１年間ずっとこれからも続けていくと。それから、空き缶とか金属類をリサイクルプラザの方に持ち込まない方向で今現在も進めておりますけども、これをより再資源利用というふうな形の中でさらに進めていきたいというふうに考えております。ですから、なるだけリサイクルプラザの延命につながるというふうな形の中で今後ともやっていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　新庄まつり、おっしゃられているのは経済効果というようなことだと思います。それで、新庄まつりの250年につきましては１日延長、それも土曜日でございます。また、先ほど申し上げましたとおり、義経ブームにも乗ってございますので、私どもで今試算しているのが約20％アップ、これを目標にしてございます。それから、じゃ新庄まつりでどのぐらい関連の消費額があるのかということも市内消費あるいは観光客消費、そういうようなことで細かく計算してございます。それで、消費額は恐らく10億から12億ぐらいだろうというふうに試算してございます。

以上です。

遠藤敏信委員長　歳出について他に質疑ございませんか。

６　番（斎藤義昭委員）　委員長、斎藤義昭。

遠藤敏信委員長　斎藤義昭君。

６　番（斎藤義昭委員）　私は余り時間とりませんので、ちょうど12時までいいかなと思って私手挙げました。

それで、さっき柴田委員の方からも時間外選挙に関して出たんですが、市長選挙と土地改良区、それから農業委員の選挙あるわけです。こういうふうに予算に盛られておりますが、この選挙がもし定員になりまして、農業委員とか土地改良区とか市長が定員になりまして無競争になった場合、現在の予算が不用額で出てくると思うんです。これが全部不用額にならないで、これいずれ無競争の確定するまでは準備金というもの相当使いますから、その不用額になる全額じゃなくて、その無競争になるまでの準

備金が何％ぐらい考えているのか。多分これは、今までの記憶だと全部不用額で出てきているような感じがするんです。だからこれがその内容がどうなるのか、それ１点聞いておきたいと思います。

それから、４款衛生費、１項保健衛生費なんですが、予防接種業務委託料の中の結核予防対策事業費なんですが、これ私たち小学生のころは小学校の２年か３年のころに一斉的に予防接種やったわけです。陰性、陽性の判断によってツベルクリンをやったと、こういう経緯でずっと来ているわけです。昭和20年代の後半にペニシリン抗生物質が出て、それで結核菌というものはほとんどなくなったと、そして日本から結核というものは撲滅したんだという宣言が出たかどうかわかりませんけれども、国内全般としてはもう撲滅したような感じで来たわけです。ところが、最近抗生物質もきかないような菌が出たなんてたまに新聞で見ますけど、今の結核に対する予防体制はどういうふうな順序で行っているのか。例えば私たちのように一斉に何歳のころ予防対策としてツベルクリンのああいうような方法でやっているのか、その内容を聞きたいと思います。

それから、同じく４款衛生費の保健衛生費、環境衛生費なんですが、地下水観測業務委託料15万これは地下水が過去10年間でいいですから、10年間と現在を比較した場合地下水の変動がどうあるのか、それを確認したいと思います。

以上で終わりますが、この点をお聞きしたいと思います。

小野利彦選挙管理委員会事務局長　委員長、小野利彦。

遠藤敏信委員長　選挙管理委員会事務局長小野利彦君。

小野利彦選挙管理委員会事務局長　それでは、新庄土地改良区総代選挙と農業委員会委員選挙についてのお尋ねでございました。おおむね３分の１程度の費用が選挙がなくてもかかるものというふうに思っております。あと土地改良区の総代選挙につきましては、費用については全額土地改良区の負担ということになってございますので、42ページの予算書のその他の財源ということで載っておりますので、そのようにお考えいただきたいと思います。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤敏信委員長　健康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　お答えします。

60ページの結核予防対策事業の件に関しての御質問でありました。斎藤委員おっしゃられるように、結核の罹患者というんですか、毎年減ってきているというような状況でございますし、新庄市におきましてこれは毎年出るということではございませんが、年に平均しまして１人あるいは２人の罹患者が出ているというような状況でございます。また、平成17年度、今年度から結核予防法が改正になりまして、今までですと子供さんに対してツ反をしましてＢＣＧというようなことでありましたが、これにつきましてはツ反は不用ということで、直ちにＢＣＧというようなことになってございます。また、レントゲンの方につきましても、今までですと19歳以上の方全員に対しまして、学校あるいは職場、それから職場でなくて自営の方につきましては市の方のレントゲン検査がございましたが、これにつきましても今年度より、今までですと19歳以上ということでしたが、今年度より65歳以上の方がレントゲンを受けるというような形で予防法が変わってございます。

以上です。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　環境衛生費の中で、地下水の観測についてでございますけども、市内３カ所でもってやってございます。福宮、それから泉田、それから堀端の３カ所でございます。国、県の委託を受けて行っておりますけども、ここ数年ですけども、地下水の低下とかそういうようなの見られません。そしてまた、汚染も見られないというふうなことのデータが出ておりますので、以上でございます。

６　番（斎藤義昭委員）　委員長、斎藤義昭。

遠藤敏信委員長　斎藤義昭君。

６　番（斎藤義昭委員）　選挙の件で聞いたんですが、市長選挙も含めてお聞きしたんですが、予算に対する無競争になった場合の不用額がどうなってくるのか、それもお聞きしたわけです。

それから、地下水について数年前は私もそう変わらないと思います。その前、10年ぐらい前わかりませんか、その前の比較して、今までの最近の地下水の変化は。

小野利彦選挙管理委員会事務局長　委員長、小野利彦。

遠藤敏信委員長　選挙管理委員会事務局長小野利彦君。

小野利彦選挙管理委員会事務局長　それでは、お答えいたします。

市長選挙につきましては、考え方としましては投票事務に係る分の経費が必要なくなるということでございまして、投票管理者とか時間外勤務者、その部分が必要ございませんけども、開票事務も当然必要なくなるわけでございます。予算の中での説明の欄で言いますれば、投票管理者等、それから時間外勤務者、勤務手当、そこら辺が必要ございません。ただ、期日前投票ができましたので、投票管理者等若干この部分で申しますと、60万円ぐらいは選挙がなくても必要額になってまいります。

以上です。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　地下水関係の10年前との比較について、私の資料に今ないもんですから、環境課の方に10年前の資料あるかと思いますんで、その辺を後ほど斎藤委員の方にお知らせしたいというふうに思います。

６　番（斎藤義昭委員）　委員長、斎藤義昭。

遠藤敏信委員長　斎藤義昭君。

６　番（斎藤義昭委員）　60万円という選挙、無競争になった場合60万ぐらいって出てきたんですが、準備金としてそのぐらいでできますか。ポスター代だってあるんでしょう、選挙やらなくても。ポスターとかってああいう公営でやるポスターのあれあるんでしょう、補助金とか。60万って相当かかると思うんです、無競争なんて準備金として。その辺もう少し、わかる範囲で確認したい。

小野利彦選挙管理委員会事務局長　委員長、小野利彦。

遠藤敏信委員長　選挙管理委員会事務局長小野利彦君。

小野利彦選挙管理委員会事務局長　今勘違いしまして、市長選挙の部分につきましてもただいま申しましたような投票管理者等の報酬部分と、それから時間外の部分、義務従事者の部分が必要なくなるわけです。その他の経費はすべて必要でございます。先ほど申しました60万円というのは……

（何事か呼ぶ者あり）

小野利彦選挙管理委員会事務局長　900万円程度必要なくなりますので、市長選挙につきましては1,100万円程度の経費がかかるものというふうに思っております。

６　番（斎藤義昭委員）　委員長、斎藤義昭。

遠藤敏信委員長　斎藤義昭君。

６　番（斎藤義昭委員）　終わります。

遠藤敏信委員長　ただいまから１時まで休憩をいたします。

午前１１時５９分　休憩

午後　１時００分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。

平成17年度一般会計予算の歳出について他に質疑ありませんか。

５　番（斎藤　敏委員）　委員長、斎藤　敏。

遠藤敏信委員長　斎藤　敏君。

５　番（斎藤　敏委員）　58ページ、３の民生費、民生費についてはさっき金委員が詳しくお伺いしたので、１点だけ聞きます。

民生費のうちの３の生活保護費のうちの20番の扶助費の生活扶助費7,461万3,000円と相当ウエート

を占めているんですけども、去年と比較してこれは多いのか少ないのか。というのは、こういうことをお聞きするのは、現在40年間年金をかけて、それで６万6,000円しかもらわないんです。ところが、生活保護は10万円もらっているんです。ちょっと矛盾があると思うんですけども、これは政府でやっていることだからしようがないけども、そうしますと低所得者層の方々は生活保護もらった方がいいわということです。そういうふうな人が随分増えてくるんじゃないかと思うんです。年金だけで生活している人はたくさんおります。施設なんかほとんどそうなんですけども、新聞なんか見ると先月で生保をもらっている人は100万人を超えたと、こういうふうに書いてあるんです。当市なんかはどうなっているのか、これからやっぱり当市でもだんだん増えてくるんじゃないかと、このように考えるんです。そうすると、ますます金がかかるということなんですけども、これについてちょっとお伺いしたいんです。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　生活保護の扶助費のうちの生活扶助費の前年度の対比ということで最初におっしゃられました。去年から見ますと、600万円ほどの生活扶助のこの部分だけは減額しておりまして、他のところの住宅扶助以下は前年並みの予算措置ということで計上させていただいておりますけども、ひとつ最後の方でおっしゃられました現状ということと関わりが出てくることかと思いますけども、現状から申し上げますと、大体100、これは生活保護ですので、一定の数字では明示できません。必ず多くなったり少なくなったりということで、新しく生活扶助の目的そのものが自立を最終的に目指すという、そういう制度になっておりますので、やっぱりいろいろの就職あっせんとか何かして、自立して生活扶助を解除になる人もいらっしゃいますし、新たに生保に入ってくる、そういう方もいらっしゃいますので、一定ではございませんので、大体の数字としては115件前後で超えたり切ったりということで、人数的には150人前後というのがこれまでのずっと推移で来ております。総体的な増減で見ますと、微増という形で若干増えているのかなと、そんな感じがします。それが大体数字的に申し上げますと、そんな状況になります。

次に、生活扶助の総予算のことなんですけども、御存じのように今国でいろいろな見直しをかけておりますけども、生活保護費に関わる基本的な扶助費、それについての見直しというのも何年か前からかけております。御存じのように、去年ですと高齢者加算を廃止するとか何かと、そういう見直しありましたし、新年度に向けましてもいろいろな母子加算を廃止するとか何かと、そういう廃止が出てきておりますので、そういうところからの推計というようなことでの600万円ほどの減ということになっております。なお、今日たまたまなんですけども、生活保護基準の説明会ということで、県の方に今日担当者３人行っているんです。そこで、かなり詳しい部分がわかるのではないかなと思いますけども、特に先ほど申し上げましたように、いろんな扶助費の計算の仕方の見直しということになっておりますんで、その辺が原因するんではないかなと、そんなふうに御理解いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

５　番（斎藤　敏委員）　委員長、斎藤　敏。

遠藤敏信委員長　斎藤　敏君。

５　番（斎藤　敏委員）　将来ですけども、10月から施設の部屋代が１万円で食費が４万8,000円、５万8,000円、今までよりも３万円ぐらいずつ負担が多くなるわけです。一人部屋なんかは10万円以上だということになりますと、ますます生活が困窮してきて生活保護もらった方いいわというような人がたくさん出てくると予想されるんですけども、そういう点についてどういうふうな将来考えがあるのか、ちょっとお聞きしたい。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　そういうふうな世の中にな

ったらということですけども、そもそも生活保護の手順ということなんですけども、前にも説明させていただいたかなと思いますが、個々によってケースケースによって全部違ってきますので、やっぱり生活が苦しい、年金で例えばこれぐらいしかないんだとなって、生活苦しいので生活保護となった場合は、やっぱり相談は受けますけども、あとその人の資産、それから親族なり支援の状況、それといろいろ必要な調査等をさせていただきまして、最終的に生活保護、この人が年金の収入はこのぐらいあるが、他のは全然ない、したがってこの人の生活の基準はこのぐらいが国で定められている基準なので、収入を差し引いた残りの分は足りない分は支給しますよと、そういうのが生活保護への手順になっておりますので、そういうふうに個々のケースで相談と申しますか、話し合いながらの生活保護の支給、保護措置ということになってまいりますので、よろしくお願いいたします。

遠藤敏信委員長　他に歳出について質疑ありませんか。

４　番（星川　豊委員）　委員長、星川　豊。

遠藤敏信委員長　星川　豊君。

４　番（星川　豊委員）　73ページ、６款農林水産費の１項農業費、７目の右側の細部にわたり説明がありますけれども、その中の果樹園芸振興事業費に関連してくるかと思いますんですが、皆さん御承知のとおり、今年は異常な豪雪に見回れておるところなんでございますけれども、他の地域、果樹園芸の先進地についてはもう１月の異常降雪からいろんな実態調査とかそういうようなことで、県の方の会議の中でも出ておったんですけれども、それから継続して調査して、今年の冬の場合は異常降雪なんです。北の方に最初降って、本当は今のシーズンですと、南の方に降るのが普通なんですけども、もう最初から先進地の方に降ったというようなことで、その実態調査が非常に進んでいるというふうな状況の中にあるというふうに私は考えておるんです。

これは、なぜ今こんなことを申し上げますかというと、一昨年の秋、庄内地方の塩害のときに各団体から寄附金とかそういったものをいろいろ頂戴したときにおかしいなというふうに思ったのは、その集めた金に県の方でプラスアルファして、80万ほどですけども、災害がひどいということで、酒田市だけに支払われたといういきさつがあるんです。それなぜかなというふうに考えたら、やはり早くから運動していろいろな実態調査も進んでおったというようなことからかなというふうに私考えているんで、そんなところから考えますと、これは遅れては大変だなというようなことで、これはまたそのお答えについては担当者だけの問題じゃなくて、この問題は国、県の方にも関わってくると思いますんで、担当者はもとより市長の方からもちょっとお答えいただければと考えております。というのは、最近の状況、この豪雪の状況と、この降雪が雪解けを待たずに結果とその支援対策、こういったものについてもしお答えしていただければというふうに考えております。

私あと他にもあるんですけども、今回はこれ１本に絞って。よろしくお願いします。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　豪雪対策につきましては、豪雪対策本部が行ういろんな調査に従いまして、定期的にＪＡあるいはいろんな団体と作物ごとの団体もございます。例えば果樹とか園芸、花とか、そういった団体ありますけども、そういった団体を通じて被害の状況の把握、それから今後のいろんな対応について、今までやってきましたし、これからやっていかなければならないということを考えています。これまでは雪対策の中で、特にパイプハウスの倒壊防止、それから果樹の枝折れについて特に周知を行いながら、管理を万全にしてくださいということで呼びかけてまいりました。一部パイプハウスの倒壊などもありました。ですけども、そういった農家の懸命の努力によりまして、被害は最小限に食いとめられてございます。ただ、これから予想されるいろんな豪雪に関する被害、県の方でも心配というか、

これからのことについて事細かに対策を技術的にも公表して呼びかけているようであります。それに従いまして、管理を万全にしていかなければならないということも考えてございます。今週の17日に営農指導推進協議会の幹事会を開催しまして、今までの雪対策の総括、それから今後の融雪支援、それからネズミとかウサギなどの植生に対する被害、そういったものに対しての防止を行うために連絡を密にして対応を講じていくと。具体的には、対策班を設置しまして、事細かに連携をとってやっていきたいというふうに考えております。

髙橋榮一郎市長　委員長、髙橋榮一郎。

遠藤敏信委員長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　御承知のように、豪雪になりまして、農業被害だけではなくて、いろんなところに被害、これは市民の感情的なものもありますけども、そういうものに対して県はもちろんですが、国の方でどういう理解をしてくれるかというふうなことが大変肝要ではないかというふうに思います。そういうことで、国、県といろいろ協議をしながら、国に対していろんな被害あるいは精神的なものも含めていろいろ訴えてまいっております。これからやはり具体的な被害が生じた場合は、それはやはり直接でも国の方に訴えながら理解を求めると、なかなか雪国のこと、机上の中ではあれなんですが、やはり写真とかあるいは現場を踏査するとか、そういうことを含めてやっていただかないと、なかなか被害の状況というのはわからない部分ありますので、これはこちらの方の働きかけあるいは要望の仕方、こういうものが大変大事ではないかなというふうに思いますので、なお一層今後とも取り組みを続けていきたいというふうに思います。

４　番（星川　豊委員）　委員長、星川　豊。

遠藤敏信委員長　星川　豊君。

４　番（星川　豊委員）　私の意図するところ、市長が的確にお答えいただきまして、御親切にお答えいただきまして、私の心配するところが少し薄れましたけれども、そういうようなことで今後とも引き続きよろしくお願いということになります。お願いを重ねてひとつよろしくお願いします。

　終わります。

遠藤敏信委員長　他に歳出についてありませんか。

１２番（佐藤　隆委員）　委員長、佐藤　隆。

遠藤敏信委員長　佐藤　隆君。

１２番（佐藤　隆委員）　３点質問させていただきます。

　１点目は民生費、２点目は商工費、３点目は小学校の給食です。１点目、ページ54、３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費であります。金さんからわらすこ広場管理運営事業の915万8,000円、そして施設賃借料の820万3,000円について質問ありましたけど、私はちょっと別の角度から質問させていただきます。先般山口委員が一般質問において、中心商店街の活性化について質問いたしました。事あるごとにこの中心市街地の活性化については、いろんな委員さんから質問がされてありますけれども、私も心配をする一人であります。特に気になることは、北本町の新庄ショッピングビル、元ダイエービルと駅前にありますニチイビルの建物を何とか利活用しなければならないということです。わらすこ広場の開設については、金さんから詳しくありましたから割愛しますが、1,740万円もの予算化は一体いつまで続くのか。先ほど課長の答弁では、利用者が20％ずつ減ってきているけれども、今後とも施設は運営していくということですが、私から言わせば支援事業は期限を決めて行うべきじゃないかなというふうに思うので、これについてお願いします。また、あのビルの固定資産税が払われていないというふうに聞くんですが、本当かどうか。本当であるならばどのぐらい滞納しているのかどうか、それについて１点目をお尋ねいたします。

　２点目は、76ページ、７款商工費、１項商工費、２目商工振興費、これは山形県信用保証協会経営安定関連資金の保証制度、保証料の補給です。526万6,000円。去年は平成16年度の当初予算は260万3,000円でしたが、この度の議会の１日目に補正として23

9万3,000円つけられておりました。合わせて499万6,000円であります。補正の理由は、景気の回復の傾向があるため、当初準備いたしました金額で足りなくなったので補正したとの説明でありました。また、加えて金の使い道についても財政課長から説明ありまして、設備投資が盛んに行われたと重ねての説明でありました。そういうことでありましたので、17年度の予算を見たら27万増額の先ほど言った526万6,000円の予算でありましたんで、ああ、景気回復は本物かなと思いまして、商工会議所に行って尋ねました。景気が戻ったというふうに市では見ているけれども、大体どういうふうな業種が景気が戻ったのか。そしてまた、どういうふうな設備をなされているのかというふうなことを聞いたら、佐藤さん、こんなことないってということでした。経営安定資金の大半は、企業の運転資金に使われているんだよというような答えです。となると、市の景気動向の調査と商工会議所の調査した内容と違うわけです。それは、どちらが間違っているのか。財政課長が言った言葉ですから、財政課長から答弁をいただくわけですが、投資されている業種並びに実態はどうなっているのかということをお尋ねいたします。

あと３番目、96ページ、10款教育費、２項小学校、３目小学校保健費、小学校の給食管理運営費についての質問です。これも先日の一般質問で給食の問題に対して教育長は、米と牛乳は100％地元産を使っているよと、そして野菜については収穫によっていろいろ変動があるから、パーセンテージですぐあらわすといっても無理だというふうな答弁をいただきました。しかし、これを聞いて私は、「あれ？」と、この前新聞で見たのと違うなと思ったんです。この新聞は、山新の「談話室」というところですから、記事ではありません。この内容は、県内の学校の給食で使われている県産の農作物の割合は、平均すると15.4％だということです。そして、バレイショと人参とタマネギについては使用率ゼロ％と書いてありました。重量野菜と言われるこの野菜は、県外産で賄われているということなんです。そして、これが学校給食の地産地消の実態であるとはっきり報じてあったんです。新庄市は例外であるというならばそれまでなのですが、この「談話室」の記事はどうなのか、また先日学校教育課長が申したあの内容と違っているのか、これをまず１回目の質問といたします。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　わらすこ広場について御質問いただきました。最終的にはあそこの借用は期限を決めておくべきではないかということですけども、先ほど現況を申し上げまして、利用が少なくなってきているということを申し上げました。金委員の質問に対してでした。今年度も３月末推計で４万3,000人ぐらいはなるんではないかなと推計しております。その４万3,000が多いか少ないか、当初は12カ月で平成10年度は６万5,000人ぐらいおりましたんで、４万3,000の推計となるとかなりと言えばかなりの数字になるんではないかなという気がします。

ただ、あそこができた理由というのがいろんなアンケートの中で一番遊びたい、欲しいものということでしたということはもう御存じのとおりです。そして、今回もお二方の議員さんから一般質問で次世代育成支援計画についていただきました。その中で、14項目の国で定められている特定の事業についてということで説明申し上げたんですけども、その中にちょうど集いの広場事業こういうものをこれから市町村でやっていきなさいよと、そういうことになっているんです。ちょうど集いの広場事業そのものが今我々がやらせていただいているわらすこ広場的なそういう非常に似通った事業になるんではないかなと、そんなふうにとらえている。もう少し詳しく勉強しなければなりませんけど、大体そんなところです。

そういうふうに理解しておりますので、いずれにしても集いの広場というものはやっていかなければならないので、何とか現状のままこのわらすこ広場というものを、今だったら我々は代替事業として

施設としてやり方としてとらえていけるのでいいななんて、そんな理解もしておったんですけども、確かに少なくなっている、それから一定のビルに対する820万円ぐらいの金がかかる、それからいろんな維持管理費も合わせると920万円近くの経費かかるんですけども、先ほども申し上げましたように、やっぱり子育て支援というのが大きな話題になっている中で、１つの子育て支援していくための核になり得るところではないかなと、そんな理解しておりますので、今後とも続けさせていただきたいなとは思っていますけども、なおそういう問題が大きくなってきましたら、それはそのときでまた改めて考え直すというんですか、皆さんから意見などをもらいながらもらわなければならないなと、そんなふうな進め方になるんではないかなと思います。

以上です。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　固定資産税の滞納額という御質問でございますが、駅前については平成12年度から滞納になってございます。それから、北本町につきましては平成10年度から滞納になっておりまして、両方を合わせると16年度分まで、３月９日現在ですが、まだ納入されてございません。合わせて

の未納額でございます。

小野和夫学校教育課長　委員長、小野和夫。

遠藤敏信委員長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　それでは、給食についての御質問の部分お答えしたいと思います。

先日佐藤悦子委員の方から給食について質問があったわけですが、その際教育長の方から県内産の野菜の使用率について、全体について正確な把握が難しいということ、それから給食用の米は100％最上産だと、それから牛乳につきましても山形県内産を100％使用していますという、そういう御答弁を申し上げました。ただ野菜につきましては、品目を限って調べてございます。14品目につきましてデータをとっております。今御指摘のバレイショ、人参、タマネギにつきましては、この14品目の中に入ってございます。その使用の割合につきましては、バレイショは3.1％、これが地元県内産ということになります。それから、人参が1.2％でございます。それから、タマネギが0.9％というふうなことで、大変この部分につきましては県外産の使用が非常に多い品目になっております。なお、この14種の平均の県内産の使用率というふうになりますと、県の方が今御指摘の15.4％ということでありますけども、最上の方は17.1％が県内産を使用していると、こういうふうになってございます。

以上です。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　76ページの金融対策事業の中の保証協会関係の融資の件でございます。御質問は、補正の提案でも申し上げたんですけれども、設備投資が多くなっているというようなことで、本当に景気回復がなっているのか、またはどういうとらえ方をしているのかということだと思います。それで、融資の種類もたくさんございまして、大体2,000万円以下の貸し付けは運転資金が返済が７年、あと設備資金も７年でございます。あと大口のやつは運転資金が７年の設備資金が15年というような制度がございます。その中で平成16年の実績でございますけれども、設備資金が30件ございました。それで、構成比が約20％でございます。それから、運転資金、これが120件で率で77％、あと設備と運転、これも両方借りている方が６件、約４％、こういうようなことでございます。ただ、設備資金の中でも1,000万円を超える設備のものから、あと商店街とか食堂とかで設備投資します何百万円単位、こういうものもございます。そんなことで、一概に製造業が回復しているんじゃなかろうかという話もございますけども、やはり業種によっていろいろあるかと思います。ただ、若干その設備投資は前から比べればやや増えているというようなことを私の方ではとらえてございます。

以上です。

１２番（佐藤　隆委員）　委員長、佐藤　隆。

遠藤敏信委員長　佐藤　隆君。

１２番（佐藤　隆委員）　１番目の北本町と駅前の件です。このビルの開発業者は共栄建設というふうに聞いておりますけれども、この会社は今存続していないというふうにも聞いていますが、どうなんでしょう。確実なことを教えてください。しかし、子会社で天童にある千恵企画という会社は存続しておるそうです。そしてまた、千恵企画の子会社が本町の開発した本町開発という会社になっているそうです。これも存続しております。それぞれの会社の役割と責任を教えてください。

そして、簡単に言えば賃借料なんですけども、家賃820万、一月にすれば大体68万円の家賃、それをどこに振り込んでいるのか、この千恵企画なのか、本町開発なのか、そして共栄建設というのはどういうふうな今存在にあるのか、それを教えてください。

そして、市はこの毎月68万だか１回で820万だかわかりませんけれども、家賃支払うときにどこに振り込んでいるんですか、振り込み場所。そしてもう一方、固定資産税の請求書はどこの会社に出しているのか。管理運営費はよしとしても、家賃の補助はいただくけれども、私どもは固定資産税を払う金がないから払えない、これは物の筋道が違うんじゃないかなと思うんです。また、他にも非常に困っている人がいるんです。地権者です。地権者は３者おります。この３者は、また後で言うとしても、共栄建設が倒産した後に、倒産だかわかりません。まず、共栄建設が払わなくなってから、払わないんだ、倒産してからでいいんだな。そうなってから地代を一回ももらっていないというんです。そして、金額は定かでないんですけれども、話を聞いていると、これ一千五、六百万ぐらい年間払わなくちゃならないなと思いますが、これ違っておったらごめんなさいということです。でもその数字に大体近いと思います。しかし、幸いなことに敷金がありますので、それを取り崩しながら地代としていますけれども、この敷金も来年になるとゼロになるそうです。そうなった場合に、その先が全然目安がないというんです。こんな状況下にある、まちの真ん中にある２つのビルをこのまま市はわらすこ広場でごまかしながらやっていけんのかどうかということを市長からちょっとお尋ねしたいんです。

しかし、この建物はしあわせ銀行が貸し付けの担保管理下にあるはずです。置かれているわけです。現在しあわせ銀行と殖産銀行が合併でいろいろ検討している段階ですから、この問題を解決するためには絶好のチャンスじゃないかなとも思うんです。市が金一銭も使わないでこの問題を解決しない限り、中心市街地の活性化なんていうのはやっぱりないというふうに言っても過言ではないんじゃないかなと私は思っています。大体５年ぐらいをめどに、市長、策を講じていただきたいと。今すぐと言ったってできないでしょうから、５年ぐらい。もし例えば養老施設等の設備に使用するとか、建物の所有に関して任意売買をするとか、差し押さえによって競売するとか、関係者と相談の上速急に解決を図らなくちゃ、この固定資産税はますます増えていくわけです。投げておけないわけです。市長の英断をお願いするわけですけども、意見お聞かせください。

あと２番目、今羽賀課長からいろいろ説明聞きましたけれども、今、日本の景気は踊り場にあるというふうによく言われております。踊り場というのは、景気上昇中の一服ですから、そういうの本当かなというふうにいろいろ感じます。というのは、２月14日の速報値では設備投資が鈍り始めて前回よりもマイナスになったということでございました。よって、鈍り始めて３期連続のマイナスだというふうになっています。アメリカでは、２期連続マイナスであれば景気後退というんだそうです。日本は、３期連続の後退ですから、当然景気は後退というべきじゃないのかなというふうに思いますけれども、いい話する人はするんです。日本の企業も今までは３期連続して２けたの設備投資が伸びておったんですけれども、３月７日の発表では１けた台に落ちたと

言われているんです。要するに景気が勢いがとまった、落ちたという報道なんです。ですから、財政課長のこの前の説明に対して、これちょっと間違った、誤解した見方じゃないかなというふうに思ったものですから、質問したわけです。

ちなみに、個人税の滞納者が５年間見てみますと、16人が154人になって、154人が169人になって、169件が236件になって、そして311件になっているというので、景気がよくなっているなんて見られないんです、私から言えば。また、法人税の滞納も最初は１件目だったんですけど、次の年は１件目から７件目、７件目が13件目、13件目が18件目、18件が24件目というふうにウナギ登りに両方とも上がっているわけです。それで景気がよくなったなんて見方あんのかなと、もう一度これ質問します。

３番目、給食ですけども、驚いたことにこのニュースというか「談話室」の中に書いてあった言葉ですけれども、山形市で行われているあの有名な大鍋の芋の子汁、里芋、実はあれは県内産の使用はゼロ％だそうです。一個も使われていないということです。当然献立にある芋の子汁も、これは関東圏の皮をむいた芋を使用しているというふうに書いていました。山形の名物料理が他県の食材で調理されて味が左右されるということは、どうも私は納得いかないんですけど、これは私だけでしょうか。里芋に限っては、金が高いから使われないということでした。また、この「談話室」の中では、学校給食の食材納入にはいろいろ制約があって、簡単に地産地消というわけにはいかない事情があるんだよと書いていました。どういうふうな事情があるのか、私どもわかりませんから、ちょっと教えてください。

もう一つですけど、これも新聞報道ですが、全国の小中学校生徒の給食の残した残食を１年間で金額にすると１兆2,000億円になると書いてありました。当市の共産党である佐藤悦子さんは、事あるごとに中学校を給食にするべきだと訴えておりますが、ただやみくもに実態もわかんないで把握せずに給食だ、給食だ、つくれ、つくれとばかり言ったって、これは話違うんじゃないか。給食は、全部食って給食の価値なんです。つくることによって給食が反映されたということではないんです。ですから、またこの給食をつくったとしても現実に今の昼休みの時間で残食のないように先生が指導することは可能なんですか。そんなできもしないようなことにうやむやと言っていないで、できないものはできないとはっきり言ってください。私は、やっぱり自分の子供を一番知っているお母さんが３年間、自分の子供の昼飯を栄養度を考えてつくってやるべきだなと思います。葉っぱを出せ、野菜を出せと言っていますけども、今の子供は食べません、昼休みの時間学校でなんか。そんな食わないものをつくれ、つくれ、新庄の野菜は栄養あるから、毒が入っていないからなんて言ったって、食わないものいくらつくったって意味がないから、とにかくつくったものを全部食えるような状況をつくってから給食というものを考えるべきだと思いますけども、担当課長はどういうふうに思いますか、お願いいたします。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　融資制度に関連しまして、全国的な傾向の動向をいろいろ詳しくおっしゃられたわけです。それで、私申し上げたのは職種によってやや上向きの業種もあるんだろうと、あと全国的には大規模な何億とか、そういう設備投資というのは現在手控えになってございます。そういうような中で、新庄市の場合も製造業で何千万という機械を設備投資しているところは、今はそう多くはございません。その中で多いのは、中小といいますか、商店とかそういう規模、100万単位、そういう設備投資はやや上向きかげんになっているというようなことでございます。その中で人材についても、雇用の面についても、ある程度景気がよくてもすぐまた落ちると悪いというようなことで、なかなか人を採用しないで人材派遣会社から対応しているというようなこともございます。その中で、新庄市全体がよいということは私は思ってございません。ただそういう

一部元気な景気回復している部分も新庄にはたくさんといいますか、出ておるというようなことでございます。
小野和夫学校教育課長　委員長、小野和夫。
遠藤敏信委員長　学校教育課長小野和夫君。
小野和夫学校教育課長　お答えいたします。
　最初に、里芋のことを御指摘いただきました。山形の大芋煮会が県内産ゼロ％だというふうなことなわけですけども、学校給食で私たちが里芋を利用しているわけですが、県内産の里芋につきましては、14.4％学校給食で活用しております。特に新庄市は、地元に泉田産の大変おいしい里芋がありますので、そういったものも地産地消の給食の中で何とかもっともっと活用できないかなというふうにして考えていきたいなというふうに思っているところであります。
　あとなかなか食材に地場産品を使っていくという中で、問題点もあるのでないかと、どういう問題点があるかというふうな御質問だったと思いますけども、やっぱり私たちずっと地産地消の給食ということで、献立検討委員会なども開きながらやっている中で話題になっていることは、やっぱり１つは単価の問題がございます。単価が高いと他から流れてくる安いものにやっぱり負けてしまうと。給食費が限られた１食255円というふうな中でのやりとりなもんですから、どうしてもそういうふうなことがひとつネックになってくるということがあるようです。あと量の問題がございます。全部の学校で使えるような量が調達できるかというふうな問題、それから野菜などは先ほども御発言の中でありましたけども、端境期がありますので、そういったことでどうしても県外産というふうにならざるを得ないという、そういう問題もあるというふうに認識しております。
　あと次に、給食の残滓についてですけども、時間の中で食べ切れない、あるいは好みの問題で、あるいはアレルギーの問題で食べれないというふうなことがあるわけです、確かに。そういう中で、やはり例えば本合海小学校では給食の残滓を何とか減らそうという取り組みをずっと３年間続けてきました。３年前と今と比べると、その残滓の量が極端に減ってきているということがございます。指導によってそれが10分の１になったというふうなことであります。ですから、私たちもそういう成果をもう少し他の学校にも伝えていかなきゃいけないなというふうに思っているところです。ただ指導によってすべてにじゃそういうふうになるかというと、やっぱり難しい点もあろうかというふうに思います。家庭との連携の中でやっぱりやっていかなきゃいけないというふうなことだと思います。
　また、中学校給食につきましては、これまで小学校給食の充実が図られればそれで給食の目的は達したというふうなとらえ方をしておったわけなんですが、ずっとここ最近常に文科省から出てくるものの中には、やはり若い人を中心として食生活の偏り、栄養のバランスの偏り、そういうふうなことが指摘されて、そしてそれが心や体の健康問題に発展していますというふうなことで指摘があります。さらに、新庄市の場合、先ほども離婚家庭が多いなんていうことも御指摘あったわけですけども、非常にそういう社会的な要因の中でなかなか十分なお弁当といいますか、そういったものをつくってもらえない生徒たちも出てきているというふうなことがございます。いろんなことを考えながら、やはり中学校の給食については来年度立ち上げる給食検討委員会の中で検討させていただきたいなというふうに思っているところです。
設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。
遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。
設楽忠良税務課長　先ほどの固定資産税の滞納額の答弁で不適切な発言したので、訂正させていただきたいと思います。
　年度についてはよろしいですが、総額の税額については削除をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
遠藤敏信委員長　暫時休憩いたします。

午後　１時４７分　休憩
午後　１時４７分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。

発言の取り消しについて

遠藤敏信委員長　ただいま税務課長の方から発言の取り消しが求められました。訂正ではないので、ここで皆さんにお諮りします。発言の取り消しを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　異議なしと認めます。

よって、先ほどの税務課長の発言を取り消します。

他に御質疑ございませんか。

９　番（小嶋冨弥委員）　委員長、小嶋冨弥。

遠藤敏信委員長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥委員）　じゃ、私から何点かお聞きしたいと思います。

40ページ、総務費、８節の報償費の納税組合報奨金、昨年より減額になっています。その理由と何団体、どのぐらいの方が対象になっているかというようなことをお聞きしたいと思います。

次、51ページの民生費の１項社会福祉費の老人ホーム神室荘運営事業に対して、現状と待機者の有無をお聞きしたいと思います。

次、55ページの民生費の児童福祉費の保育所費、これの減額の内容をひとつ御説明お願いしたいと思います。

次、90ページの消防費、非常備消防費の防災対策推進事業の工事請負費425万3,000円の内訳をお聞きしたいと思います。

次、78ページの商工費の新庄まつり250年実行委員会負担金の2,516万円のこの広報費の内訳をひとつ教えていただきたいと思います。

次、101ページの教育費、市民文化会館の使用料及び賃借料の中で減免対象がどのぐらいあるかというようなことをお聞きしたいと思います。

以上、まずお願いします。

小野　正神室荘長　委員長、小野　正。

遠藤敏信委員長　神室荘長小野　正君。

小野　正神室荘長　51ページの神室荘の入所者の現状と待機者の数ということで質問ありましたけども、現在99名が入所しておりまして、待機者は６名程度です。以上です。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　消防費の工事請負費でございますけども、この工事請負費425万3,000円につきましては、避難所の標識の整備事業でございます。２カ年にわたって行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　それでは、お答え申し上げます。

保育所費の減ですけども、１つは昨年度は職員を43人ほどということで計上しておったんですけども、逆ですね。職員が去年から比べて少なく配置したということが１つ、それから運営費の方で若干の消耗品なりの物件費等の見直しがありました。その分でほとんどが職員費の置きかえによる減でございます。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　新庄まつりの250年の広報費の内訳ということでございます。17年度の主要事業の概要の５ページに書いておりますけれども、主には６月、７月に県内、寒河江では都市緑化フェア、村山のバラ公園、そのお祭りに新庄のまつり囃子を持っていっていろいろＰＲしたいと。あとは新聞広告、それのＰＲと、あと旅行雑誌がいろいろござい

ます。その旅行雑誌を使ったＰＲ活動に努めていきたいというふうに考えてございます。
設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。
遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。
設楽忠良税務課長　納税組合の報奨金でございますが、平成16年度におきましては137納税組合に対しまして、組合長手当4,000円、それから運営事務費１世帯当たり160円、それから納期内納付率90％以上と95％以上に分けておりますが、90％以上につきましては組合員１名につき360円、それから納付書、期限内納付でございますが、１通につき50円、それから納期内納付率が95％以上につきましては、組合員１名につき560円、それから納付書、期限内納付１通につき80円ということで報奨金を交付してまいりましたが、17年度につきましてはこの報奨金につきまして20％減ということで交付の予算を計上しました。将来的には納税組合の報奨金につきましては、廃止の方向で検討していかなければならないというふうに考えてございます。
矢口喜一郎生涯学習課長　委員長、矢口喜一郎。
遠藤敏信委員長　生涯学習課長矢口喜一郎君。
矢口喜一郎生涯学習課長　御質問の内容は、文化会館の使用料の減免でしたでしょうか。歳入ということですね、そうしますと。
（何事か呼ぶ者あり）
矢口喜一郎生涯学習課長　文化会館の使用料の減免ですか。文化会館の使用料の減免につきましては、基準がございます。平成９年につくられたものでございますが、本市の関係機関が主催して行う全市的な事業ということでは全額減免対象、それから本市の関係機関が主催して行う文化振興を主たる目的とする事業で使用する場合は50％、それから国、県及び最上広域市町村圏事務組合が主催して、直接市民を対象として行う文化振興を主たる目的とする事業等で使用するときは30％の減免、それから学校につきましては、市内に所在する学校教育法の規定に基づく幼稚園、小学校、中学校、養護学校、高等学校等が文化事業で使用するときで教育委員会が特に必要があると認めたときは50％から30％、それから市内の保育所及び児童センター等が行う文化事業で使用するときで教育委員会が必要と認めたときは50％、このような内容になってございます。
９　番（小嶋冨弥委員）　委員長、小嶋冨弥。
遠藤敏信委員長　小嶋冨弥君。
９　番（小嶋冨弥委員）　福祉事務所長、お聞きします。
　これは人件費、確かに３名減で人件費は減っていますけども、私も次世代支援対策で質問させていただきました。その中で、新庄市のホームページの中から保育所、児童館、センターの入所児童数というようなデータを見ますと、少子化の割にはニーズがかなり保育所だんだん増えています、保育所に入る率。裏を返せば民間の方がかなり減って苦しいんじゃないかというようなことも考えられますけども、次世代で支援しましょうという中で職員３人を減らすということは、児童が増えて先生方が減るということは、逆にサービスの低下といいますか、非常に私も現場見ていますと大変御苦労なさっているんです。そういった意味で、逆に次世代支援の後退にはつながらないんですか。私は、それでやっていければいいんですけども、そういうことないとはっきり言っていただければ、新庄に住んで子供を育てたいという人が増えて大変いいことなんだけども、その内容がマイナスになっては困るわけですので、その辺の方向付けをしっかりひとつ御説明願いたいと思います。
遠藤敏信委員長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　１時５８分　休憩
午後　２時０８分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。
川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。
遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。
川田宣彦福祉事務所長　お答え申し上げます。

職員関係ですけども、実は昨年保育士さんが１人自己都合で退職されております。それから、保育所の現場から福祉事務所の児童支援室の方に１人派遣、置換になっております。それから、御存じのように東部保育所が16年から民間になったんですけども、そのとき16年度の予算に調理師さん分１人を東部分を計上しておったと、そういう経緯があったみたいでそういうふうになりました。あとは保育への影響ですけども、すべて入った子供の年齢構成と児童の数に応じて基準どおりの配置、加配を臨時職員でもって賄っておりますので、よろしく、その辺はきちっと満たしておりますので、よろしくお願いいたします。

９　番（小嶋冨弥委員）　委員長、小嶋冨弥。

遠藤敏信委員長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥委員）　保育所、児童館のやっぱりニーズが広がっていますので、次世代育成ということからも万全の方法をして、市長みたいに子供育てるなら新庄だなというような厳しい行政の中でも知恵を絞りながら、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

あと納税組合報奨金は、昨年より20％減らして、将来はなくするというような今課長の話ですけども、この納税組合つくった原点はつくった当時はかなりその目的あって功を奏したと思うんです。時代とともに納税というのは、取られるという観点からも、納めるというようなことの趣旨で納税組合つくって、萩野方式とかいろいろ聞いてきますところによってかなり目的を果たしたというようなことですけども、特に税の公平感から申しますと、給与所得、サラリーマンは法の網をかぶってかなりもう満遍なく取られるわけでして、納税、納めるという観点からもそういった言葉、適切な言葉かわかりませんけども、馬に人参を、えさをつけて走らせるというようなもう時代は終わったと、そしてこの納税組合の組合員の中からも、お聞きしますと決してその組合員がそれによって納めるって、そして例えば納付率であの人がもらえる、もらえないみたいな部分も内部にはお話聞くと、そういった現状もあるみたいですので、そういったことでなくするというようなはっきり断言いたしましたので、時期はどの辺かわかりませんけども、やはり将来に向かってなくするという考えでよろしいですか。今課長言ったみたいになくするんだよと、時期はどのぐらいかかるかわかりませんけども、将来はなくするというようなことで、これはなくなるというような行革の中でも、なぜかと申しますと、ずっと今までの議論を聞きますと、学校問題で雨漏りとか除雪とか玄関が言ってもなかなか予算がつけられないというような、今市全体の行政の中で230万円でもこういったものは税の原点からいって廃止して、やはりそういったものを将来的な子供に対し回すというようなことも私は大事だと思うんです。二百何万ですけども、これだって税全体から見て必要なところに回すと、特にこれから将来百年の大計を考えれば、子供の教育が大事なことは誰でもわかるわけです。それをやっぱりおっかなくて勉強できないような環境では、ちょっといかがなものかと誰でも心配するわけですので、やはりこういうことはスクラップ・アンド・ビルドというような一番先にやるべき姿ではないかなと常々思っていますので、そういった意味でこの辺はやっぱり精査してやってもらいたいなと思います。

次、250年のお祭りに関して、ＰＲお聞きしました。バラ祭り、最北村山地方に誘客するというようなことだと思います。地元近いところ、昨年は仙台方面がかなり誘客の客層としてあるというようなことで、かなり仙台あたりに力を入れてキャラバンした御苦労をなさって、デスティネ―ションキャンペーンでもかなり全国から集まったところで山車を持っていって好評だったというようなことで、これも250年祭に向けたＰＲだなと思っておるところでして、そして誘客も課長の言葉によりますと、20％ぐらいをアップを図ると、大体去年は40万人ぐらいですから、やはり48万から50万ぐらいが見込まれて、経済波及も15億から20億の経済効果あると、私もそのとおりだと思います。

そうすると、そういったことで非常に先般も明倫中学校の２年生の総合学習の中で、新庄のことでお祭りというようなことで、それなりにやはりインターネットを使って新庄まつりをもっとＰＲして250年祭を盛り上げたいと、またはＴシャツをオリジナルをつくってそうやってやりたいというようなことで、非常に生徒たちも新庄まつりにかける意気込みは大人以上にまさるとも劣らないような250年というふうな節目を期待しているようなわけで、ぜひ私も成功させていただきたいなと思いますけども、この事業内容ちょっと見ますと、いろいろ実行委員の中で作成したことで大変いいんです。ただ終わったものの検証の項目があるのかなと。例えば事業をやって、終わってやれやれというようなことでなく、例えばここに「スポレク山形」というようなことでこういうような冊子で終わった成果はまとめて検証して、そういったものをやっぱり記録に残しておくというような事業がここにちょっと盛り込まれていないんではないかな。都市緑化フェアでもこうやって公式記録とか、記録あるかわかりませんけども、そういったものやはりきちっとしたこういうような成果表的なものを残しておく必要が大事ではないかなと思うんですけども、こういった点は予算の中に盛られていないような気がしますけども、この辺の取り組み的なことはどうお考えになっているんですか、ひとつその辺のことをお考えをお聞きしたいと思います。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　250年の記録誌的なものだと思います。その中でさっきちょっと舌足らずの面あったんですけども、250年の実行委員会の負担金ではないんですけども、観光振興の中に地域伝統芸術等保存事業の業務委託料400万円計上させてもらっています。これは、我々もいろいろアンテナをいっぱい張りまして、何とかそういう地域伝統を守るための補助事業がないかということでいろいろ探しまして、これは財団法人の地域創造というところが８割補助でございます。それで、この内容については250年、永遠と続いた地域の伝統ある新庄まつりですので、今までいろんな経過、経緯あるいは山車とか神輿渡御、あと囃子、鹿子踊り関係、これを後世に伝えるため、ずっと映像として保存したいと、そういうようなことで大体45分番組のＤＶＤとＶＨＳのビデオはこれつくる予定でございます。あとは今日の朝テレビでも言っていましたけども、米沢でも観光ＰＲ用の今ＤＶＤをつくっていると、そんなことで私どもも今までの取り組みと、250年を入れたそういう映像は保存していきたいと思っています。

また、小嶋委員おっしゃっている記念誌なんですけれども、その250年の実行委員会の中で記録費というのをとってございます。それで、今考えているのは、そういう何十ページもある記念誌じゃなくて、大体８ページぐらいの記念誌といいますか、それはさっきおっしゃった村山とか仙台とかいろいろ遠征に行ったやつとか、あと１カ月前に商人まつりも計画しております。そういうようなものを全部取り入れて、約８ページぐらいのものをつくりたいと、これは全戸に配布したいというふうに考えてございます。そういうような中で、いろいろやっておりますけども、そういう何十ページの記念誌というのは今のところ実行委員会の中でも考えていないということでございます。

９　番（小嶋冨弥委員）　委員長、小嶋冨弥。

遠藤敏信委員長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥委員）　記録に残して、後世にやはりきちっとして検証して伝えておくということも１つの役目の中ではないかなと思いますので、記録に残るようなひとつ冊子なり検討してやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

次、文化会館の減免措置に関して、文化振興に関することは減免というようなことで、実は第21回新庄節全国大会が行われまして、これを見ますと教育委員会が共催です。聞くところによりますと、このときは減免措置を文化振興というふうに減免措置をとられたわけです。わかります。それはいいんで

すけども、今まで市が主催でやったのが今度文化団体でやるとなって今年から始めたと、これからも市長の考えでは大いに協力してやるべき、進めるべきというんですけども、今年のこれに対する教育委員会では、協力というか体制はどういうふうに考えていますか、ひとつお願いしたいと思います。
矢口喜一郎生涯学習課長　委員長、矢口喜一郎。
遠藤敏信委員長　生涯学習課長矢口喜一郎君。
矢口喜一郎生涯学習課長　先般市民文化会館を会場にして行われました新庄節全国大会につきましては、御案内のとおり昨年までは新庄市の事業として、関係者の関係団体等の協力を得ながら実施されてきたところでございます。これまで、昨年までで20回というふうな回数を重ねてきておるというふうなこともございますし、その新庄節の全国大会の開催そのものについては大変な意義があるものというふうに承知しております。それで、今年度から行政主導ではなくて、民間による実行委員会が主催して行うというふうな形になったところでありますが、新庄節全国大会の意義については、これは決して変わるものではないというふうに考えております。したがって、新庄市といたしましても、この会場としております文化会館の使用について何らかの支援等を行うことが大切ではないかというふうなことで、教育委員会が共催というふうな形で会場使用料についての50%減免というふうなことの協力をさせていただいたところであります。今後についても同様のことで支援していきたいというふうに考えております。
９　番（小嶋冨弥委員）　委員長、小嶋冨弥。
遠藤敏信委員長　小嶋冨弥君。
９　番（小嶋冨弥委員）　この新庄節、21回も続いておる伝統的なひとつ事業行事でありますので、これは新庄の文化にとっても大変有意義なことですので、ぜひ積極的に関わりを持って共催なり、できる限り支援をするようにひとつ私からもお願いしたいと思います。
　もう一点、市長の17年度の施政方針の中で、国の重要無形文化財に向けた取り組みというようなことで、新庄まつりを要するに国の重要無形文化財にぜひというような取り組み方針を打ち出したわけですので、その事業に当たるということは、102ページの教育費の６目の文化財保護費のこの中でそういったものを取り組むお考えでしょうか。どの課が中心となって、この文化財取り組みに向けた事業推進をするのでしょうか、この点１点だけお聞かせください。
矢口喜一郎生涯学習課長　委員長、矢口喜一郎。
遠藤敏信委員長　生涯学習課長矢口喜一郎君。
矢口喜一郎生涯学習課長　新庄まつりの国指定の文化財に向けての取り組みにつきましては、ただいま小嶋委員がおっしゃいましたとおり、文化財保護費の方に今年度の調査等の費用について予算計上をさせていただいております。したがいまして、文化財につきましては歴史センターが担当してございますので、歴史センターを中心にその指定に向けての取り組みを17年度実施いたします。
　以上でございます。
遠藤敏信委員長　他に歳出について質疑ありませんか。
１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。
遠藤敏信委員長　新田道尋君。
１３番（新田道尋委員）　17年度の予算編成に関しては、大変また御苦労なされたというふうに推察はしておりますけども、私ども議会の政策提言ということで昨年度提出させていただきまして、まず第１にやはり市民のその直結するような削減はやめてほしいと、できるだけやらないように、またその裏にはやはり身辺整理といいますか、足元からこれは財政改革をしていくべきだというふうな大きな提言の内容であったはずであります。質問させていただきます。そんなことで、２款１項７の企画費、これが36ページ、この項目の中で最上地方町村会負担金、これ私の記憶ですと今回で３回目かなと、同じ項目の質問は繰り返ししなければならないということになりますけども、これと同じように町村議長会の方の負担金というのはもう出てこなくなったと、同じよ

うに同時に私はそのとき町村会も負担金も納めるべきでないというふうな主張を重ねてまいりました。しかしながら、今までその負担金を出さなきゃならないというような原因、理由が私の頭ん中にはまだ入っていないということから、再度しつこいようですけども、この必要性、この成果というものをお伺いしたい。来年度の予算を編成するに当たり、財政課長を中心にして、いろんなヒアリングも数多くあったというふうに思います。この114万6,000円を予算に計上するに当たり、課長査定、課長間の話ではどういうことでこれを認めるということをまず第一にお伺いいたします。

八鍬長一企画調整課参事　委員長、八鍬長一。

遠藤敏信委員長　企画調整課参事八鍬長一君。

八鍬長一企画調整課参事　お答えします。

確か９月の決算のときに同じ質問があったかと思っているんですが、最上地方町村会の規約の中に第２条がございます。「本会は、最上地方市町村をもって組織する。ただし、新庄市は特別会員とする」というふうに第２条で定めています。どういうことをやっているのかといいますと、協議体でありますので、最上広域の規約等に定まっていないもの、その他で定まっていないもので最上地方全体の市町村で検討協議した方がいいような課題について進めております。最近では、町村会を窓口として進められた協議事項としては、皆様御存じのように山形大学エリアキャンパス・もがみ構想、これについても８市町村が１つになって考えていきましょうということで進めてきたものであります。歴史的なものをちょっと振り返ってみますと、最上地方町村会は大正10年の10月にその当時の１町18村で設立されております。折しもその当時は大正10年の２月に全国町村会が設立になっていますので、その当時の町村数は１万2,000ぐらいです、全国で。市は90ちょっとしかありませんでしたので、全国の町村がまとまって地域課題をいろいろ検討していきましょう、そういう動きの中で全国町村会、それから最上地方町村会が設立になったというふうに推測されます。

分担金の本年度の額ですが、114万6,000円ということで、町村会であってもいろいろ事業の精査を行って、スリム化していただきたいという市町村の要請もありまして、平成14年度では新庄市の分担金ですが、368万円ほどの分担金でありますから、この３年間で約３分の１にしていただきましたし、新庄市が特別会員であるという意味は系統町村会、町村がいろいろ上部団体に払います系統町村会費は新庄市は負担しませんよと、その他の新庄、最上の歴史、風土、生活、経済を一緒にしている課題についてはお互いに協議していきましょうということになっております。結論的に申し上げますと、市長も申し上げましたが、少ない予算の中で、この団体の加入については、新庄市としては必要性があるというふうに考えております。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。

１３番（新田道尋委員）　今参事の方から答弁あったんですけども、大正時代からあった１つの組織だというふうなことでありますが、当時は広域市町村というのは組織されていなかった、そういうふうな会議が必要とすれば、広域の方で理事会があるんですから、その中で協議していってもいいというふうに私は思うんです。何も町村会という名のもとに、組織が全国的にも何にもないわけだから、そこへ市だけが入っていって、特別会員となって会議を重ねていくというふうなことをしなくてもあると私は思うんです。今その成果が何だかと聞いたらば、山形大学キャンパス構想だと、これが出るまで何年じゃかかったんですか。ずっと入っていたんでしょう、負担金を納めて。それまでの成果があったんですか、聞きますが。

八鍬長一企画調整課参事　委員長、八鍬長一。

遠藤敏信委員長　企画調整課参事八鍬長一君。

八鍬長一企画調整課参事　事業の成果については余り触れなかったんで、失礼しました。新庄市が特別会員になっているという意味は、会員としての扱いは同じですよと、ただし系統町村会費については新

庄市には負担は求めない、そういう意味での特別会員というふうに理解しております。じゃ、８市町村長が顔をそろえる最上広域の理事会の中でいろんな地域課題は話せばいいのではないかということですが、そうにはならないと思います。最上広域は、あくまでも広域の規約で定めた９事業ないしは10事業について、規約に基づいて、条例に基づいて、そして検討していくということですから、それ以外にこういう協議の場があって、地域課題についていろいろ検討していくということは必要であるというふうに思っておりますし、大事業でありました山形新幹線の新庄延伸についても最終的には「ゆめりあ」の施設のように、広域の事業にはなりましたけども、その前にはこの地域からどういう働きかけをして、どう運動していくかというようなことについては、確か町村会でもいろいろ議論になって始まったというふうに聞いております。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。

１３番（新田道尋委員）　そういうふうな町村会の特別規約、規約とさっきから参事言いますけども、規約があるからやらなきゃならないというんだったらば、規約を改正すればいいじゃないですか。ただ必要性です。今町村会は町村会の規約があって、それから広域は広域の規約のもとに理事会会議等があるんだと、その中では話はできないようなことを言っていますけど、そんなことないと思うんです。会名を変更しなければ他のことは一切話してだめだなんて規約があるんですか、じゃ。そんなことはあり得ない。だったらば、もし仮に新庄市が広域のオブザーバーとして入っていないと、広域じゃなくて町村会に入っていないと、じゃキャンパス構想というのは生まれてこなかったんですか。どう思いますか。

八鍬長一企画調整課参事　委員長、八鍬長一。

遠藤敏信委員長　企画調整課参事八鍬長一君。

八鍬長一企画調整課参事　ちょっと議論が町村会と広域の課題になっていますが、まず広域の問題について話しますと、最上広域は結成してから35年、余りにもいろいろ幅を広げ過ぎてきたんではないか、もっと事業を絞っていくべきではないかと、そういう議論がなされているということは御承知だと思うんです。あくまでも広域というのは、市町村の合意による規約に基づいた事業をやっていく、それ以外に必要なことは、それぞれの例えば開発協議会とかそういう重要事業の審議する場がありますので、町村会の中では地域全体の課題でこれから問題となるようなものについても協議といいますか、そういう場を設けていきましょうということです。

翻ってみますと、この新庄、最上１万8,000平方キロ、その中に現在９万2,000人の人々が生活しているわけですけども、そのうち４万2,000人の新庄を抜きにして新庄、最上の課題、それから社会生活、経済のことは語れないというふうに思うんです。そういう意味で、新庄が合併はならなかったんですけども、この地域全体のリーダーシップを果たしていくということは今後も必要だというふうに思っていますし、扱いが特別会員だからこうだということにはならないというふうに思いますし、あくまでも系統町村会費については新庄市では負担しない、そういう観点から特別会員になっているんだというふうに御理解いただきたいと思います。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。

１３番（新田道尋委員）　１つだけやっていると時間なくなるので、まずやめますけども、そんなに必要であればそれこそ規約改正して新たに市町村会というのをつくったらどうですか。それだったら文句言いませんよ。そして、成果が生まれてくるんだったらば。140万円おしいと言っているんじゃないです。

次に移ります。関連ですから、それでは78ページ、７款１項の最上広域交流センター費１億7,143万9,000円、これで私が聞いているのは維持管理費、建設費も８割負担というふうにずっと聞いています。今言った町村会に入っていてその協議の中で、何でセンターに８割新庄だけ払わなきゃならないんですか。そういう会だったら、もっといらない。何にも

ならないんじゃないですか。何で８割やらなきゃならないんですか。広域交流センターです。これは、８市町村の事業だと私は思っています。中に聞くと、２割だけおまえたち新庄市に応援したんだと、こういうふうに広域に行くと言うんです。そのいきさつというのは私はわかりませんけども、８市町村が一丸となって事業を展開していくというときに、何で新庄だけこういうものにしょわなきゃならなかったんですか。

八鍬長一企画調整課参事　委員長、八鍬長一。

遠藤敏信委員長　企画調整課参事八鍬長一君。

八鍬長一企画調整課参事　古い話からちょっとさかのぼらなければならないんで、きっとあれだと思うんですが、御存じのように平成４年の７月に山形新幹線が福島から山形まで延伸で開業しました。その後新庄延伸の住民運動ということで新庄市長を先頭にしていろんな運動をしたわけです。平成９年の２月に県とＪＲの協議が調いまして、新庄延伸が決定されました。さあ、新幹線が新庄に来る、観光対策をどうしていこう、そして駅前の整備をどうしていこう、駅東をどうしていこう、駅をどうつくろうということで今まで検討してきたやつを短時間の中にしなければならなかったわけです。それにさかのぼって、平成５年の３月に最上広域の議会でその当時のドーム構想をもとにした拠点施設の計画が策定されました。そのときに、用地費、建設費が８対２ということで検討されています。その後平成10年から12年にかけまして、いろんな条例等の改正がございまして、その段階では確か全員協議会もしたと思ったんですが、いろいろ負担の問題についてもお話があったというふうに思います。

なぜ８対２かということでありますが、その当時の平成５年の３月に決定した用地費と建設費については８対２ですよということがその後の維持管理費の８対２というとこまで延長したのかなというふうに私は個人的に推測しております。本来は、他の方もそうですが、駅舎の存在するところ、駅舎ではありませんけども、駅舎の負担については当該市町村が全額負担ということが原則になっていますので、その辺からも新庄100％で本当にいいのかということで、新庄100ではなくて最上全体の県からの支援もある交流施設ということで、新庄100ということじゃなくて８対２というふうに落ちついたのではないかなというふうに聞いております。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。

１３番（新田道尋委員）　寝てる子を覚ますようで余り芳しくないんですけども、これは生涯この建物あるうちにこういうふうに新庄がずっと永久的に８割負担していく、薄半端な金じゃないもんですから、やっぱり財政改革の中で過去はどうであろうと今後どうするかというときに、新庄独自の方法ではやれないわけですから、広域があるんで、申し入れはできるとは思うんですけども。この１億7,100万円、この負担金だけで終わっているわけでないんですから、こっち合計見ますと２億4,000万円というふうな数字が載っています。２億4,000万年間かかっているわけです。この内容を見ますと、どうも理解できない支出があるんです。ですから、分析私なりにしてみると理解できない。それで、大体大ざっぱに見てもあそこから得る収入の部となると、テナントの３点とアベージュ、あとは上の会議室というふうなことなんですが、あとは全部無料、出る金がこういうふうに膨大な金額を投じているんで、入ってくるのが。ただ、拠点施設でやはり８市町村の住民があそこへ集まっていろんなイベントをやって、わいわいがやがや飲み食いやって、それだけでいいのかな、それにこれだけの金を使っていいのかなというの私疑問に思うんです。８対２のやつはやむを得ないとしても、今後の維持管理の方法として何か手を打たないと足引っ張るような建物になってくる。完全にそうです。他の状況、広域の負担金の割合を見ても、消防費が新庄市の分５億2,217万円、その次に高いわけです。これは、消防はやむを得ないとして。だからこれから出る、広域交流センターから１億7,100万円払ってどんな成果が将来得られるか、今も得られる

かとなってくると、無駄がないかあるかということを検討していかなきゃならないんじゃないですか。何か名案ありますか。これ立てたことがあるんですか。ただ毎年こういうふうに膨大な金額を出費して、歳出していくというふうなことで抵抗を感じる人いないですか。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　「ゆめりあ」建設してから丸５年を迎えたわけでございます。その中で、毎年毎年見直しを行ってまいっております。それで、当初の維持管理から比べたら、大体4,000万円近く削減してございます。それから、今回の維持管理費の予算計上させてもらっていますけれども、建物の償還金が約２億円ほどでございます。それで、維持管理費が約8,000万円くらいかかるわけですけれども、そのうち歳入、いわゆる入ってくるものが約2,500万円ぐらいでございます。そのうちの８割ですので、新庄市の維持管理費分が約4,200万円でございます。その中で、大変いろいろ金額的にはかかっておるわけでございますけども、現在あれほどの賑わいを創出しているわけでございます。その中で今いろいろ議論しているのは、もっとやっぱり歳入を増やす方法がないかと、交流広場をもっともっと民間に貸し出していろいろ歳入も上げられないかと、あと案内入ってすぐに情報案内センター、あそこの活用についてもいろいろ今議論がされてございます。そういうような中で、ぜひ一番立地場所にはいいところでございますので、とにかく削減あるいは歳入をもっともっと上げる議論を今盛んに行っているわけでございます。

以上です。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。

１３番（新田道尋委員）　総じてそういうふうないろんな建物を建てると、維持管理費を度外視してやるとなると、これは皆失敗するわけです。最初からその辺を計算づくめでやっていかないと、だんだん、だんだん管理費だけが突出して、その成果が出てこないというふうなことがたくさんそちこちから出てくるわけです。振り返ってみると、そういうのがいっぱいあるでしょう。一々申し上げませんが、ですからあることによってこの事業化をしていかなきゃならんと逆になってくるんです。そのものがなければやることがない、支出すべき金も使うことないんですから、あることによって維持管理費、毎年拠出しなきゃならないというふうな、逆のマイナス面の現象がいっぱい出てくる、それが集まったときにこういうふうに財政の危機に陥ると、私はそういうふうに見ているんです。それで、その建物の管理に関しては全部外に出た業務委託ということで、維持管理費、一番市民が使うのは、土、日、祭日、職員がいない、勤めていないときに多く使われるために業務委託の費用がかさんでいく、どこを見てもそうじゃないですか。それをどうやってクリアしていくか、今後の財政の計画の中でしっかりとやっぱり額を寄せ合って、再検討をして歳出を削減していくというふうなのが財政改革じゃないかなと私は思っているところであります。

この予算の中にもそういうところがたくさんあるんですけども、一々申し上げてもどうしようもないんで、多岐にわたりますんで、同じようなことをしょっちゅう言うんですけども、どうしようもない。３款の民生費１項のこれは46ページ、ここに真ん中辺に新庄最上シルバー人材センター、ちょっとお伺いします。運営費補助金881万7,000円、これありますけど、これは国県の補助があると思うんですけど、明細出ていませんので、ちょっと教えてください。あるとすれば幾ら。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　お答え申し上げます。

シルバー人材センターへの運営費補助881万7,000円ですけども、これには県の分とそれから新庄市の分が合わさったような数字です。去年もお答え申し上げましたけども、実は８市町村でお互いに協定

に基づいて負担しております。それから、県も一定の額を負担しております。そして、県と８市町村分と同じ額が国の方から来る、こういうような仕組みになっておるんですけども、実はこれは見直しありまして、県の方が17年度については16年度分の10％削減いたしますよと、そういうふうな補助金の見直しがありました。したがって、県は去年比で10％減の90％に落ちております。市町村もこれに倣いまして、おのおの負担しておった分の10％を削減させていただき、シルバー人材の方への補助制度になりました。したがいまして、国から来る分も国の分としては10％減になるということになりますが、その辺はシルバーの方と話ししまして、何とかやっていくということでしたので、御了承いただきたいと思います。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。

１３番（新田道尋委員）　金額は教えていただかないんで、後で聞くとして、私が申し上げたいのは何でもかんでもシルバーじゃないんじゃないかなという気があるんです。委託管理業務というとほとんどシルバー、じゃシルバー人材センターが一番安いんだかどうかとなってくると、私はそう思っていません。他よりもぐっと高い、時間給にしても高いというふうに見ています。その辺は十分にひとつもう一回見直ししていただきたい。

最後に、68ページ、６款１項の産直の施設管理事業費39万2,000円とあります。あそこは市でもちょっと金額は忘れたんですけど、2,000万以上かけて整備して、まゆの郷ということで今事業をやっていると、それはいいんですけども、スタートはいいんですけど、今何でまたこれ管理事業費として出さなきゃならないんだかなと、このやり方がどうも私納得いかないんです。スタートまでやってくれたんなら、その後はそこへ入っている、使っている人が管理費というのは出さなくちゃなというふうには思いませんか。私はそう思うんです。いつまでもやっぱり補助、補助ということでは売り上げも4,000万から8,000万近くになったと課長から報告あったんですが、大変いいことだなと思うんですけど、何もかにも最後まで支えていかなければひとり立ちできないような子供扱いでいいのかなと、一人前に将来なっていけるかなというふうな危惧をするんです。

同じように、次のページの70ページに中部牧場管理運営費というのがありますけども、これは全額と申しませんが、無料で貸していると課長から聞きました。委託管理が無料ということで、全然取らないで管理をしてもらっているからただなんだといってもこういうふうに出てくるんじゃないですか。ただで貸して、事業費として管理料が出てくると、ソルガム作っている真ん中の小屋はわかるんですけど、冬期は使っていないわけで、でも冬季の除雪が入ってくるわけで、へい獣冷蔵庫もあるからこれはやむを得ないと言えばやむを得ないんですけども、その辺の考え方。要するに私言ってんのは、出す方を押さえなきゃなんないでしょう、みんなで一生懸命。利用者は、これだけの応分の負担というのをやっぱり考えてやっていかないとなんないんじゃないかなと思うんです、何でもただじゃ。いつまでも子供で、大人にこれ成長しないんです、市民はこういうふうな行政の手法でやっていると、私はそう思います。ここまではやってくれるんだ、ここからはおまえたちは立ち上がれよというような指導をしていかねばならないと私は思うんです。思いませんか。これは、どこに使っているかと課長がこっち向いて言いたいような顔してっけども、大体はわかっていますから、そこは答弁要らないです。

時間来ました。終わります。

遠藤敏信委員長　他に歳出について御質疑ありませんか。

１９番（石田千與三委員）　委員長、石田千與三。

遠藤敏信委員長　石田千與三君。

１９番（石田千與三委員）　私の方から５点ほどお聞きしたいと思います。

55ページの児童手当の支給事業費、民生費です。それと、58ページの生活保護費の中の教育扶助費、6

2ページの斎場費、85ページの公園管理事業費、88から９にかけての消防費についてお尋ねします。

初めに、55ページと58ページ、これ関連すると思うんですけども、よく中身についてはっきり理解しておりませんので、生活が苦しいということで前にどなたか給食費の話をされたような記憶があるんですけども、児童生徒を持っている母親あるいは父親が生活費がままならないということで、いろいろと福祉事務所の方に窓口に相談をして、そこでいろいろと手当を頂戴していると、その中から子供の給食費が支払われているようなんですけども、実際に学校には納められていない、納まっていないというようなケースもあるんだと聞きました。その納められない家庭の親はどうしているのかというと、子供をまるでウグイスにあずけたホトトギスのように、自分はどっかに銀行から自分のカードでおろした費用を持って、学校には直接お金が入らないように何かやっているみたいだと、そういうことが実際あるとすればどういうふうな指導があるのか、福祉事務所も関連するかと思うんですけども。

実は先般、そういう家庭の娘の親から相談受けまして窓口に相談に行ったら、法律で手続をされたものについては、その方の名義の口座に振り込んで、その後についてはその振り込まれた請求者が管理するということなので、支給する側の市役所の窓口としては、これ以上私たちは踏み込んでお話ができませんということでした。私としては、親が、娘のことが、つまり娘が自分の子供のために入ってくるお金を生活費もしくは遊興費に使っているようだと。家にも寄りつかない、そんなことがあって困っているんだということだったもんですから、そういう場合にはどうすればいいのかなというような感じもあったもんですから、この児童手当と教育扶助費についてちょっと御説明いただきたいと思います。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　ただいま児童手当とそっちの方の教育扶助のことでお話ありましたけども、児童手当は一定の所得に達してさえいなければほとんどの方がもらえる手当となっておりまして、平成16年度からは小学校３年生の方まで拡大された手当でございます。したがって、例に出されたこととは話が合わないようなちょっと感じなんですけど、児童手当というのはそういう手当でございますんで、あと教育扶助は必要に応じて、義務教育に必要なものを中心に扶助すると、これは生活保護の規定にのっとって扶助するあれになっております。あと親と娘さんの関係とかさまざまおっしゃられましたけども、児童手当の中ではそういうことというのは起きないんじゃないかと思いますので、児童手当そのものはほとんどの方が対象になっている手当でございますので。

以上です。

１９番（石田千與三委員）　委員長、石田千與三。

遠藤敏信委員長　石田千與三君。

１９番（石田千與三委員）　私の不勉強で今の福祉事務所長からの答弁では違うんだということでしたので、あそこの窓口に行って請求して頂戴する、つまり給食費等に充当されるお金はどういう項目になるんでしょうか。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　お答えします。

福祉として手当さまざまありますけども、あそこで窓口で我々手当しているのが先ほどおっしゃられた児童手当、それから児童扶養手当、それから特別障害扶養手当、児童に関してはこういう手当を支給しておりますし、その他にも障害者の方とかそういう方にしております。手当としてはそんな感じで、ですから先ほど申し上げました児童手当は予算にもかなりありますけども、そういうような形でしておりますので、給食に使うとか何かでなくて、親の方に小学校３年生が修了するまでに手当としてお上げしますよと国の方でやっている額ですので、その額からはどういうふうにお使いになろうと、それは特別問題はないんではないかなと思います。第１子、

２子は5,000円、それから第３子以降が１万円と、こんなふうになっております。月額です。
１９番（石田千與三委員）　委員長、石田千與三。
遠藤敏信委員長　石田千與三君。
１９番（石田千與三委員）　私の認識違いで申し訳ありません。
今福祉事務所の窓口で支払われるお金で、例えばＰＴＡの方に納める給食費とかいうふうなものがあるとすれば、学校の方に納める給食費があるとすればどの項目でしょうかとお聞きしたんですけども、いろんな扶養手当というふうなものがあるようだと、生活扶助とかあるんだということですが、58ページの教育扶助費、これについてはどうなんでしょうか。
川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。
遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。
川田宣彦福祉事務所長　教育に関わる扶助ですので、生活保護の受給世帯になったうちでそういうふうに教育に必要なお子様がいらっしゃる場合は、それについてはこちらの方から一定の基準に従って、計算に基づいて教育扶助として支給されているところでございます。
遠藤敏信委員長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　３時００分　休憩
午後　３時１０分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。
１９番（石田千與三委員）　委員長、石田千與三。
遠藤敏信委員長　石田千與三君。
１９番（石田千與三委員）　今の福祉事務所長からの答弁の中で、つまり支給されているお金の使い道については、それは自分たちの指導の範疇にはないと、これは支給受けた人が自由と言ったらおかしいんですけど、使えるお金なんだということでした。学校に実際にこのお金の中から給食費とかいろんな必要なお金を納めなきゃいけないということになるかと思うんですが、なかなか給食費まで回らない。生活費に使ってしまうというか、そういう方もおられると聞いております。そういうとき、最終的に給食費なんか納めなければ困るんじゃないかなと思うんですけども、それは一体どうなのかなと。これは、今すぐ答弁をいただかなくてもいいですから、後で教えてください。
62ページ、斎場費、これの管理運営費が2,052万2,000円、その中には施設管理業務委託料が1,279万4,000円、除排雪の業務委託料が45万7,000円、人夫賃６万円、この人夫賃というのはどういうことなのか。あとこの施設管理については、今まで施設振興公社が委託を受けたんだということで、前にも一般質問等で私は除草関係あるいは清掃の関係で質問いたした覚えがございます。大抵のこういうふうな施設であれば、一括で委託を受けた業者あるいは公社が例えば除草については施設敷地内の除草をするというのが、これは誰が考えても常識的な考えではないのかなと思うんですが、費用が少ないので、予算が少ないので、場所を限って、区切って委託をしているんだということのお話を担当者からお聞きしました。果たしてそれでいいのかな。これから指定管理者制度なんかにも移行するというのに、あるいは最終的に人が悲しみの中で打ちひしがれているような状況の中であの斎場訪れて、せっかくさくらが丘斎苑と斎場名付けたのに、「桜の花を見る目的であの場所を建ててはいない。花見をする場所ではありません」なんていう答弁も返ってくるような、そういうふうな心のない職員がおられたということはちょっと残念だったんですが、せっかくあの場所に桜を植えたということは、花を見てほしいという気持ちがあるわけです。ですから、そんなことも含めて「マムシがいます」なんていうふうな表示がないような、除草をしっかりすればマムシなんか出てこないと思いますので、そういうところもお考えいただければなと思います。お答えいただきます。
それから、公園の管理事業費、除排雪の借上料が224万、ページ85です。それと、いろいろとお聞きしたいことがあるんですけども、時間がなくなりま

すので、88ページから９ページにかけての消防費、非常備消防費について、いろいろ消防委員会、うちの会派の亀井さんが会長というんでしょうか、委員長というんでしょうか、いろいろ御検討されているようですけども、最近私の町内、北町消防団という組織をしておりますけども、そこも含めて消防団のなり手がいないという非常に困った状況になってきております。もう人がいなくて困ったんだと、じゃ隣のまちで火事があったとき出ていくというときにどうするか。じゃ、おれたちは自分の町内だけでやって、費用なんかもなかなかもらえないので少し上げてほしいなんていう話も来ているんですけども、そういうことが今まちの中で起きているんだということの認識があるかどうか、そしてそれについてはどういうふうにお考えになっているか。常備消防については、広域の方で質問させてもらいますので、自警団の消防団、町内の消防団についてのこれからの対策、全町内を対象とした防災費あるいは防火費のような感じの消防費というか、そういうふうなものを頂戴できないのか、前にそういう話が出たときに税外負担はまかりならんというお話があってできなかったということですが、一番先に駆けつけていく町内の消防団というのは、常備消防はもちろんですが、その前に場所をよく知っている、精通しているまちの消防団が活躍する場がたくさんございますので、そこへの手立てをどうお考えかということです。その辺からお願いします。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　最初に、まず斎場の関係でございますけども、人夫賃金につきましてはこれは雪おろしの人夫賃金でございます。

それから、施設管理業務委託料というふうなことで1,279万4,000円ほど計上させていただいております。このうち公社の方にいく委託料としては約1,000万ほどでございます。1,000万弱というふうなことでございます。この1,000万弱の中にほとんどが人件費であるというふうなことでございます。その他に、警備とか火葬炉の保守点検、それから施設清掃ってあるんですけども、施設清掃のこの施設清掃につきましては、窓とか高窓、それからタイル、そういったものの床清掃、フロア、これら年に３回やっておりますけども、そういったもののあれです。あとは自動ドアの保守点検など、そういったものも全部含めましての1,279万4,000円でございます。

あとは消防関係、消防団、確かに石田委員の言われるとおり非常に苦慮していると、消防団員のなり手がいないというふうなことで、今現在消防委員会の方で組織体制等について今検討している最中でございます。今度新しく消防力の、昔は消防力の基準というふうなことであったんですけども、今度消防力の整備指針というものが国から示されまして、今度今までの消防団と違って災害時対応だけの消防団員とか、それから火災時だけの消防団員とか、そういったものも検討されているというふうなことで、それぞれの各市町村でもってもそれらの消防団員の扱い方、取り組み方、そういったものも今後示され、ある程度一定の方向が示されましたんで、これをまた消防委員会の中で示させていただきまして、その中でそういった消防団のあり方全体の組織体制等について検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

１９番（石田千與三委員）　委員長、石田千與三。

遠藤敏信委員長　石田千與三君。

１９番（石田千與三委員）　85ページの公園管理事業費、その中には除排雪車借上料24万というのがありました。今この公園というのは、中央公園を指すのでしょうか。各町内に緑地帯あるいは公園と称するところがたくさんございます。今回のような豪雪のときに、その場所に除排雪をした雪を積んでおくということがあったんですが、公園の敷地内には雪を捨てないでくださいというようなことでロープを張って、立て札のような札をかけたところがあったと。これは、中道の公園だというふうに聞いておりました。実際に見てこようと思って行きましたとこ

ろ、もう既にそのときは雪の中に埋もれておるということだったんですが、そういうのはこの除排雪の車の借上料とか、除排雪の費用の中には含まれないのか、そういう場合、今冬のような場合の雪を一時積み置くような場所に公園は使えないのか、その辺も含めてちょっとお聞きしたいと思います。
小笠原謙一都市開発課長　委員長、小笠原謙一。
遠藤敏信委員長　都市開発課長小笠原謙一君。
小笠原謙一都市開発課長　まず初めに、公園内に対しての除雪の雪をやるべからずというような看板の話の方から申し上げたいと思います。

ご覧のように、かなりの雪でございました。市の除雪車等々が除雪をする際には、かなり気を使って除雪をし、それら障害物に影響のないようにというふうにやっているわけですが、今回はとてもそのような配慮はできませんでした。公園の周りにはフェンスもありますし、またアジサイ等々を植えてあります。恐らく雪が消えた段階では、すべてが倒壊しているあるいは折れているというふうな状態になっているかと我々は想像いたしております。

ただ民間人が公園の中に雪を入れてはならないというふうなことは、すなわち機械を持って公園の空き地に入れた方が何件かございました。それについては、直接我々話に伺いまして、どうしても投げるところはないというふうなことになっても、他の方々は頑張って排雪までやっているというふうな話をして理解をいただき、次からそのようなことなくなりましたが、スノーダンプ程度で公園の中に入れるなどというふうなことは、これに対してまではやるなというふうには我々もこれは言えないなというふうに思っております。いずれにいたしましても、やはり確かに今言われる中道の公園の中にも、正直のところ機械をもってブルドーザーの跡をしっかりつけて公園の中に入れた方がございましたので、そういうふうなことがあってならずというふうなことで今回注意を促したところであります。

今回のこれらここに計上いたしております除排雪の車の借上料24万でありますが、やはりこれは中央公園じゃございません。下の方に中央公園の計上しておりますお金が2,441万4,000円がありますので、これについては各所の公園の中にございます、例えば車で入っていって除排雪をしなければならないような、そういうふうなものに対して車を借り上げるというふうな内容であります。

あとは、もう一つは除排雪の業務委託料、これについては上段にありますが、これは駅東の広域の部分あるいはアビエスの部分というふうになっているところであります。

以上です。
１９番（石田千與三委員）　委員長、石田千與三。
遠藤敏信委員長　石田千與三君。
１９番（石田千與三委員）　89ページでしたか、避難所の表示のための工事請負費というような、先ほど小嶋委員でしたか、質問されておりました。これは、避難所の表示の工事だというようなお話をされておったようですけども、避難場所の表示とか標識の設置をしてほしいというようなことをお願いしておりましたので、それの答えかなと思って喜んでおりますが、避難場所と設置箇所についてちょっと教えていただきたいと思います。
鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。
遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。
鈴木吉郎環境課長　避難場所と避難地でダブっている場所もございます。それで、全体的には89カ所予定しております。それで、今年度につきましては２カ年にわたってやる予定しておりますけども、今年度については45カ所でやっていきたいというふうな計画でございます。
１９番（石田千與三委員）　委員長、石田千與三。
遠藤敏信委員長　石田千與三君。
１９番（石田千與三委員）　先ほど斎場費の関係でお聞きしたんですけども、そのときに施設管理業務委託料の中で1,279万4,000円の内訳として約1,000万が振興公社の方に人件費としていくんだと。あとは清掃、施設の清掃、窓ふきとか床磨きとか、年３回ぐらいやっているんだというようなことでした。

あとは自動ドアの保守点検、機械の本体、業務をされる機械の備品、故障した場合の、そういうふうな部品というものについてはあらかじめ予備のものがあるかと思うんですけども、いざというときに間に合わなくなったといったらこれは大変なことなんで、十分にその辺の手当もお願いしたいと思います。

それで、もう一回だけお聞きします。除草について、管理者としてあの施設全体を管理するというお気持ちがあるかないか。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　火葬場の敷地内の管理については、全部管理していかなければならないというのは、それはそういう気持ちではございません。いつも常に火葬場敷地内の全体を管理していくというふうなことでございますので、これからもそうでございます。敷地内を管理していくというふうなことでございます。

１９番（石田千與三委員）　委員長、石田千與三。

遠藤敏信委員長　石田千與三君。

１９番（石田千與三委員）　委託をうけた業者がつまり管理を委託するための契約書といいましょうか、そういう申し合わせというのか、そういうときの内容に盛り込まれていないから、その部分については除草していなかったんだというふうなことはないように、ぜひ今後とも全体の管理をするんだということで、どなたが委託を受けるかわかりませんが、その辺もよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

遠藤敏信委員長　他に歳出について御質疑ありませんか。

１５番（中川正和委員）　委員長、中川正和。

遠藤敏信委員長　中川正和君。

１５番（中川正和委員）　私も二、三点お聞きしておきたいと思います。

歳入歳出を含めて、今年度予算の中で0.1％の減にとどめたというような点につきましては、各執行部の方々がいかに努力をして0.1％に歳入の部分も頑張って獲得したかというような点については、大変私も評価するものであります。ただし、歳出の部分については、退職人件経費で約１億3,000万円の減があります。公債費についても8,200万円ほどの減がありまして、私の目の着いたところだけでも約２億1,200万円ほどの減ずる部分があったというものに対しまして、そういう部分を含めて歳出の面について、多少私は難があったんではないかなというようなことを感じておるものであります。そういう点を含めまして、私は市長の方針でもある市民に迷惑のかけない、市民生活事業の部分については、なるだけ迷惑をかけないようにというような点、そういう点を踏まえまして、消流雪対策事業、定住対策事業と農業政策事業のこの３点について質問していきたいというふうに思います。

まず、７ページの部分に流雪溝整備事業というので530万円載っておりますが、予算の部分では88ページの土木費、２目の雪総合対策事業費の中の工事請負費539万円、これの内容をまず教えていただきたい。それと相反して、消流雪の対策事業の部分での消流雪側溝の布設が見当たらないんでありますが、それに関わりまして、この消流雪対策につきましては、過去３年間試験通水をしておるわけでありますが、どなたかも質問しておりましたが、２年間は最上川の水を、そして今年度は大以良川、小以良川の水を利用した通水事業というようなことでやってきておるわけでありますが、この雪対策事業の中で消流雪事業というものについて一般質問の中でも出たわけでありますが、今度は予算でありますんで、年度ごとの計画、そして完成年度はどこに置いておるのか、そして総額の事業費を幾ら見ているのか、こういうところについてまずお伺いをしたいと思います。

定住対策については、時間の関係上あれば質問したいと思ったんですが、定住については土地開発公社の面でかなり私も言いましたので、市長は企業誘致も定住の大事な要因だというようなことがありますんで、それに関わって時間があればお伺いした

いと思います。

次に、その農業政策について、これは非常に今農業面については大変な状況にあるというのはすべての方々が農家の方々でなくとも感じておるところでありまして、71ページの担い手育成基盤整備事業から農業経営の確立対策事業費395万円、72ページ、これに関わって非常に今農業基盤がぐらついておるというようなことは農林課でも十分わかっておることと思います。15年度から見ても16年度の減反による奨励金のカット、減反における収入減は農業収入に大きな影響を与えているというようなことは十分御承知のことと思いますが、行政においては減反による収入は米に並ぶかそれ以上の収入になるとして推進してきたということは、これは間違いのない事実であったということであります。そういう点におきまして、大豆あるいはそば、これを減反作物としてその収入を図ってきたわけでありますが、昨年度以降市の奨励金はすべてカットになっておりますし、それから大豆で10アールあたり最高の部分で４万円、そばについても連檐対策を含めて２万円というようなことで、それのみの奨励金になっておるというようなことであります。今では加工米の作付の方が得になるよというようなことを言う人が出てきております。そういう中で、市としては今年度28％前後の減反の収入の確保についてどのような考えを持っているか。いろいろな方々がハウス園芸とかあるいは果樹、これによって所得の部分を確保していくんだというような説明があったわけですが、果たしてその減反地の収入減の確保にどれほどの所得が見込めるかというような点について内容を把握しておるならばお聞きしたいと。また、ハウス園芸や果物の部分で減反地の何％を処理できるかというような点をお伺いをしたいというふうに思うわけであります。まず、この２点について御答弁をお願いしたいと。

中部　力建設課長　委員長、中部　力。

遠藤敏信委員長　建設課長中部　力君。

中部　力建設課長　初めに、消流雪用水事業に関わります概要といいますか、計画につきましての御質問でありますけれども、これにつきましては平成14、15年度、２カ年間におきまして最上川に水源を求めまして試験通水を行ってきたところでございます。この結果を以前いろいろ議会の中でもお話し申し上げたとおり、課題はあるにしても技術的な通水が可能であるというふうな判断から、今後引き続き課題の整理とあわせまして、将来の進めるに当たりましての維持管理費の軽減を図るため、既存の井堰等を含めた利用可能量の増量対策を進めていく必要があるというふうなことから、課題の整理とあわせて計画しているところでございます。

その１つとしまして、先ほど御質問にもありました、平成17年度予定をしております升川１号堰の導水路の整備事業がございます。これは、現在泉田川のちょうど四ツ屋の部分になりますけれども、泉田川より集水暗渠で導水している農業用の施設でございまして、現在400の水路になってございます。これを600の水路に改修しまして、市内への水の冬期間の増量を図るというふうなことでございます。この水につきましては、高壇から荒小屋、太田、それから中道、茶屋町、しいては北町まで利用している水でございまして、この増量対策によりまして、現在の冬期の利用が0.２トンでございますけれども、これを0.５トンまで増量を図るというふうな計画で予定しているところでございます。

それから、全体の事業の年度といいますか、計画についての御質問でございますけれども、完成年度につきましては先に昨年度策定いたしました第２次の総合雪対策基本計画にも記載してありますとおり、平成16年度を初年度としまして、平成26年までの11年間を短期計画と位置付けております。また、その後長期としまして、平成27年から39年までの13年間を長期計画と位置付けまして、それぞれ事業を進めていく計画をしております。現在48％の流雪溝の整備終わっておりますけれども、短期の中で16年度から３カ年におきまして増量対策を進めてまいります。先ほどもお話ありました小以良川ダムを含めまして、小泉堤とかあと転坂堤、これらの活用を検

討いたしまして、増量の対策を行っていくと、あわせて先ほど申しました升川堰の他に門堰等現在利用されている集水暗渠等まだございますので、これらについての増量対策もあわせて行っていくと。具体的に流雪溝の整備につきましては、平成18年度から一部既設の既存部分の改善も含めまして整備をあわせて行ってまいります。あと新たに短期計画の中で進めてまいりますのは、23年からこれはまるっきり新規地区となるわけでございますけれども、これらについて整備を進めていきたいと。当然整備に当たりましては、国のいろんな制度を活用しまして、事業を進めていきたいというふうな予定でございます。

それから、あわせまして事業の進める内容としましては、１つは市が施行してまいります事業と、あと県で実施していただく事業と２つございまして、これらをあわせて同時に整備を進めていくというふうな計画をしているところでございます。

以上でございます。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　米の生産調整と新庄市の農業の振興策をどうするのかという農業振興政策を絡めた非常に政策的な御質問をいただきました。16年度から国の生産調整の仕組みががらっと変わりまして、総合的な米政策に変わってございます。配分も転作の配分から作付できる面積の配分へということである程度仕組みが変わりまして、一番基本となるのは米をはじめ農産物には市場原理がすべて働くというような方針に統一されました。そういった市場原理に基づいて、今後の農業振興、産地間競争も含めてですけども、そういった方向にはっきりと政策が打ち出されています。今後17年度から方向が定められます食料・農業・農村基本計画の中でもそういった方向性が明確に打ち出されてございます。

担い手の育成確保、規制緩和の問題も含めて、あと要は食料の自給率の問題、大転換期に差しかかってございます。その中で生産調整でありますが、市の一番の大きな、作物的には転作の柱になっているのが大豆、そば、飼料作物、それと園芸作物でございます。実績で見ますと、大豆が約100ヘクタール、それからそばは300ヘクタール、飼料作物が300ヘクタール、野菜が100ヘクタールほどとなってございます。飼料作物は、畜産の飼料基盤となって、そちらの方に以前から大きなウエートを占めておりまして、間接的にはそちらの方の畜産の振興に結びついていると。園芸も最近伸びていまして、そういった方向で農家の所得向上が果たされているということでございます。

問題は、大豆、それからそばでございます。土地利用的な作物の目玉としてこの２作物が振興されておるわけでございますけども、新庄、最上の気候にちょっと合わないというような、大豆の場合はそういった難点もございますが、やっぱり自給率を高めていくという観点では国の中心的な作物になっている、あるいはいろんな政策がそこに集中されていると、基本計画では総合的な所得政策の目玉にもなっていますし、これからの地域振興を考える上では大豆はやっぱりある程度振興していかなければならないというふうに考えてございます。そばは、やっぱり転作には非常に結びつく作物でありますけども、所得の面では難点があるのではないかということで、そばからやはり所得の上がる園芸作物あるいは今後展開される畜産の飼料基盤の拡大、そういった方向に結びつけていければというふうに考えてございます。

園芸作物については、土地利用的な野菜、例えばジャガイモとかタマネギとか、そういったもの、大規模に生産できる野菜を、根菜類ですけども、そういったものが生産できないだろうかということも課題かというふうに思います。ハウス園芸では、どのくらいじゃ対応できるのかという御質問がありましたけども、水田農業ビジョンで我々が考えている園芸８品目、その中では将来の目標を18年度では100ヘクタールほどまで伸ばしていきたいと、これは山菜のタラの芽とかそれからウルイとかそういったものも含めてですけども、そういうふうなビジョンで

やっているところであります。一般質問の中でもお答えしていますように、一気に構造的に改革していくのは大変難しい面もございますけども、着実にそういった方向に向けて努力していきたいというふうに考えてございます。

１５番（中川正和委員）　委員長、中川正和。

遠藤敏信委員長　中川正和君。

１５番（中川正和委員）　農林課長から今話が出たんで、そっちの方から先行いますが、園芸作物の所得の内容を把握しているのかというふうな質問をしておったわけなんですが、そういう追跡調査やって、果たして減反地の何％処理できるかというのは、これは担い手農家、専業農家、認定農家等はできると思うんです。しかしながら、政策の中に集落営農組織を育成するというのがあります。そういう集落営農を育成していく方々は、要するに小規模農家が集まって集落営農を組織するわけですから、到底園芸作物は無理なわけです、勤めている方が大半ですから。だからそういう点を含めまして、減反地の高度利用というものを私は言っているわけでありまして、減反地の園芸作物、ハウス等で100ヘクタールが目標だというのがあったわけですが、じゃ現在何ヘクタールになっているんですか。そういう点と、そば、大豆について、そばが300ヘクタール、これ２万円しか出ないんです。大豆についても100ヘクタール４万円ですが、これは連作障害があるんで３年ごとに更新をしなきゃいけない。こういうような状況の中で、今まで農林課あるいは農業委員会が示した認定農家、担い手農家の新庄市の所得の500万円を確保できるのかどうかというような点も含めて御答弁を願いたいと思います。

それから、消流雪事業、非常に長い時間、最終完成年度が39年、いや、これは私は見れないと思います、自分では。こういうような事業を果たして市民の方々がどういうふうに理解するんだろうかなという点があります。３年間試験通水をしてどの水を選ぶかもやはり５年以内ぐらいには決定しなきゃいけないだろうというように思うわけです。そういう中で、水は確保できましたが、水路が48％だと、要するに流す水路がないというような状況にあったときに県と市と合同で行う部分もあるというようなことですが、平成の39年度までかかるというようなことについては、私はちょっと市民の方々が聞きましたらがっかりする思います。毎年毎年悩まされる事業ですから、これは。新庄市内の方々、市内の本当の旧市内の方々の除雪体系を見ますと、非常に私どもにも苦情が来ます。苦情というよりも悲鳴を上げているんです。だから私はこの事業の内容を今お聞きしましたけども、これ以上言っても今の時点では明快な解決策が出てこないと思います。ですから、これについては長い時間をかけて私これから質問していきますけども、今日は時間がないんで、農業政策の部分で農林課長、先ほどの部分、ひとつお願いします。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　ハウス園芸100ヘクタールという根拠と、今どのくらいあるんだという御質問からお答えしたいと思います。

まず、園芸のハウス、大体1,000棟近く活用されていると。800から1,000ぐらいのハウスが活用されている。それを計算しますと、大体30ヘクタールぐらいございます。それにタラの芽とウルイとそういった山菜類の露地面積を現在は大体40から50ヘクタールぐらいあると、それをハウスの促成栽培で換算するとかなり面積は小さくなりますけども、そういったいろんな形が栽培管理の形は変わりますけども、それらを合計しますと現在は大体70ヘクタールから80ヘクタールぐらいある。それを面積換算しますと、将来的には18年度あたりには100ヘクタールほどに匹敵するような形で振興を図りたいなということで、関係機関と水田農業ビジョンを合意のもとでつくられてございます。

それから、担い手集落営農についても触れられましたけども、これからは担い手認定農家の育成は一番主流になります。そういったことで、いろいろ

な農地の集積あるいは作物についても所得の上がるそういった作物の誘導といいますか、そういったものを連携をとりながら進めていきたいということであります。

また、集落営農につきましては、今水田農業の集落座談会盛んにやっていますけども、説明する中でそういったニュアンスの集落もやりたいという集落、ぜひ取り組んでみたい、将来はそういった方向にいかないとこれからはやっていけないんだという自覚を持って話し合われている集落も出てきています。それをモデルにしまして、そういった広がりがなされていけば１つの方向性が見えてくるんではないかなということで誘導して、そういった仕組みづくりに心がけてまいりたいと。１つの目標としては500万円というラインがありますけども、それは１つのラインであって、柔軟的に運営しながら、農家が自立して将来やっていける形態をつくり上げていきたいというふうに考えています。

１５番（中川正和委員）　委員長、中川正和。

遠藤敏信委員長　中川正和君。

１５番（中川正和委員）　一番大事な所得の内容の把握を多分していないと思います。昨年度は米の価格もとうとう予想したとおりになりまして、平向委員の方から話がありまして、１万五千何がしというようなのありましたけれども、農家手取りになりますと、１俵１万2,000円台なんです、もう。所得方法からいきますと、手取り方法で、それで計画外なんかでははえぬきで１万3,000円前後で去年は取引されたわけなんですが、はなの舞とかその他の米についてはもう１万1,000円台なんです。ですから、山間地を除いた平野部でははえぬきが主流になるとは思いますけれども、山間地についてはもう１万1,000円台の米が流通されているんです。そういう米を見ますと、果たして市で試算した15町歩ぐらいの部分でされている認定農家の所得500万、そういう部分について果たして到達できるのかなというようなところが懸念をされるわけなんです。そういう部分も踏まえて、現実的に15町歩を経営しても５町歩ほど減反をしなきゃなんないと、その減反の状況については、先ほど述べたとおりです。そして、約10町歩ほど米の収入で得ても、その米の収入の総額が10町歩をつくっても、10俵あたりとっても1,200万しかならないと、昨年度と比べると500万ほど少なくなるわけです。そういう状況も踏まえた上で、今後の市の部分では指導体系を整えていくというのが市の農林課の仕事だと私は考えております。実施していくのは農業団体と農業者だと、この責任においてやっていかなきゃいけないというのが今後の新しい基本計画の中で定められたことでありますんで、そういう部分を十分踏まえた上で、そしてそういう園芸作物を振興するに当たってきちんとした所得まで踏み込んだ計画を立てて実行させていただきたいというふうなことをお願いして質問を終わります。

散　　会

遠藤敏信委員長　本日の質疑はこれまでといたします。明日３月15日午前10時より予算特別委員会を再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午後　３時５８分　散会

予算特別委員会記録（第４号）

平成１７年３月１５日　火曜日　午前１０時００分開議

委員長　遠　藤　敏　信　　副委員長　新　田　道　尋

出　席　委　員（２４名）

１番	山　尾　順　紀　委員	２番	山　口　吉　靜　委員
３番	佐　藤　悦　子　委員	４番	星　川　　豊　委員
５番	斎　藤　　敏　委員	６番	斎　藤　義　昭　委員
７番	渡　部　平　八　委員	８番	清　水　清　秋　委員
９番	小　嶋　冨　弥　委員	１０番	小　野　周　一　委員
１１番	遠　藤　敏　信　委員	１２番	佐　藤　　隆　委員
１３番	新　田　道　尋　委員	１４番	沼　澤　恵　一　委員
１５番	中　川　正　和　委員	１６番	森　　儀　一　委員
１７番	柴　田　忠　志　委員	１８番	下　山　准　一　委員
１９番	石　田　千與三　委員	２０番	平　向　岩　雄　委員
２１番	亀　井　信　夫　委員	２２番	今　田　雄　三　委員
２３番	髙　山　和　男　委員	２４番	金　　利　寛　委員

欠　席　委　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市　　長	髙　橋　榮一郎	助役	伊　藤　　亘
収入役	森　　嘉　昭	総務課長	阿　部　敏　夫
企画調整課長	武　田　一　夫	財政課長	国　分　政　嗣
企画調整課参事	八　鍬　長　一	税務課長	設　楽　忠　良
市民課長	矢　作　勝　彦	環境課長	鈴　木　吉　郎
健康課長	田　中　紀　雄	農林課長	坂　本　孝一郎
商工観光課長	羽　賀　千　尋	建設課長	中　部　　力
都市開発課長	小笠原　謙　一	下水道課長	坂　本　弥　一
会計課長	奥　山　芳　彦	福祉事務所長	川　田　宣　彦
神室荘長	小　野　　正	水道課長	佐　藤　幸　一
教育委員長	伊　藤　輝　昭	教育長	佐　藤　　博
管理課長	矢　口　　孝	学校教育課長	小　野　和　夫

生涯学習課長	矢　口　喜一郎	生涯スポーツ課長	伊　藤　　恵
選挙管理委員会委員長	小　関　俊　也	選挙管理委員会事務局長	小　野　利　彦
監査委員	荒　川　修　也	監査委員事務局長	渡　部　秋　夫
農業委員会事務局長	斎　藤　友　一		

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局　　長	草　刈　國　夫	総務主査	森　　隆　志
主査	沓　沢　豊　子	主査	佐　藤　嘉　信

本日の会議に付した事件

議案第２３号平成１７年度新庄市一般会計予算
議案第２４号平成１７年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
議案第２５号平成１７年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
議案第２６号平成１７年度新庄市老人保健事業特別会計予算
議案第２７号平成１７年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
議案第２８号平成１７年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
議案第２９号平成１７年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
議案第３０号平成１７年度新庄市介護保険事業特別会計予算
議案第３１号平成１７年度新庄市水道事業会計予算

開　　議

遠藤敏信委員長　おはようございます。ただいまの出席委員は24名、欠席通告者はありません。

それでは、これよりきのうに引き続き予算特別委員会を開きます。

議案第２３号平成１７年度新庄市一般会計予算

遠藤敏信委員長　議案第23号平成17年度新庄市一般会計予算の歳出について質疑ありませんか。

１　番（山尾順紀委員）　委員長、山尾順紀。

遠藤敏信委員長　山尾順紀君。

１　番（山尾順紀委員）　それでは、早速質問させていただきます。

36ページ、２款１項７目、コミュニティー助成事業補助金600万円ありますけど、どんな内容なのか教えていただきたいと思います。

69ページ、６款１項３目のバイオマス利活用実証事業、エタノールの国の動向というよりも世界の動向、国の動向、企業の動向などどのような形で進んでいるのか教えていただきたい。

76ページ、７款１項２目、中心市街地アクショングループ事業補助金でＴＣＭに補助金出しているわけですけども、散策マップ、中の川、升形川の見どころとありますが、どんな見どころがあるか教えていただきたいと思います。

ページ77、７款１項３目、観光振興対策、250年祭、きのうの答弁で誘客数20％アップ、売り上げ10億から12億というようなことでありますが、その後の実証方法、いわゆる今年度のお祭りは若干影響して、平日だということで確か38万から９万人ぐらいの見込みだと思いますが、本当にそういうふうな人数がこの地域に入れるのか。どういう方々を観光客と呼び、どういう方々を誘客していくのかと。ただ人が出ているから波及効果があるのかといったようなことのやっぱり実証しながら、していかなければならないのではないかという意味で、その辺今後に向けてどうしていくかと。

それから、ページ85、８款４項４目の多目的施設の管理事業費2,441万4,000円、これは県から委託事業として受けているわけですけども、歳入項目がないので、歳入のときに、県に恐らくお金が入っていっている。そのお金で新庄に委託が来ているということで、新庄に歳入項目がちょっと見当たらなかったので、どんな利用でどういう、テニスコートとサッカーとゲートボールしかできない、基本的になっていますけども、その利用割合とか実際の利用人数に対する今後の対応をちょっと教えていただきたい。歳入でわからなかったので、お聞きしたいと思います。

それから、ページ90、９款１項２目の避難所標識、きのうも質問ありましたが、どのような標識をイメージされておるのか。言葉で結構ですので、こんなイメージの標識だというようなことを教えていただければ。

最後に、ページ107、10款４項12目の社会体育費の中にありますサイクルスポーツセンターの工事費、体協よりも多い補助金が出ていくわけですけど、工事だから仕方ないと思いますけども、サイクルスポーツセンターを使う本市の競技人口どのぐらいなのか教えていただきたいと。

武田一夫企画調整課長　委員長、武田一夫。

遠藤敏信委員長　企画調整課長武田一夫君。

武田一夫企画調整課長　コミュニティー助成事業補助金についての御質問にお答えいたします。

この事業につきましては、財団法人自治総合センターの事業でありまして、自治宝くじを活用した町内会、いわゆる自治会の活動を支援するための事

業であります。自治会のソフトを円滑にするためのハードに対しての補助ということで、全額補助される事業であります。

この事業について、市報等々で各町内会等々に希望を募ったところ、今回５町内ほど申請がございまして、３月の補正予算でこの件については減額補正をしております。希望した町内がすべて該当になるということはないというようなことで、16年度については３町内が追加の要望をしたところでありますけれども、１町内だけ認められたというようなことがありまして、今回５町内申し込みがあったんですけれども、上の３町内だけの予算化ということで600万円ほどの補助金の予算を見積もったところでございますけれども、今内定が来ていまして、５町内すべて認められたということで、後で補正等々で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　69ページのバイオマス利活用実証事業の中で、エタノール関係の最近の状況という御質問がありました。

バイオエタノール燃料のことを指しているというふうに推察いたしまして、そちらについての状況を説明したいと思います。海外では、既に御案内のように、アメリカあるいはブラジルでは早くからいわゆる植物からとりましたエタノールを使って車を走らせるということは普遍的に行われておりまして、50％から100％混ぜられているのが通常の状態であるというふうに聞いております。

日本では、新庄の取り組みなどを契機としまして、今のところはＥ３構想と、Ｅ３が法律化されて、それを混ぜていいよということで車の燃料として認められています。将来的には10％まで混ぜて、それを燃料にするというＥ10構想が示されました。

この背景には、先に、２月16日に発効したいわゆる京都議定書の空中の二酸化炭素を６％削減するという国際的な約束事、それに関してのノルマがあるわけでありまして、化石燃料に頼っていては削減は無理だということで、やっぱり化石燃料に頼らないバイオマスを含めた自然エネルギーを活用したエネルギー構造の変革が求められているという、その中にありまして、このバイオエタノールもその手法の１つであると位置づけられております。今のところは二重課税、いわゆる53円80銭が二重にかかるという難点がありますけども、現行の法律でも未納税移出方式でやればできますよという法律的な手法もございます。

そういったことでは、企業がそのＥ３燃料に目標を定めまして、今年の１月から石油業界の関連団体のＰＥＣというところが全国６カ所、秋田、千葉、名古屋、福岡はじめ６カ所でモデル的にＥ３燃料で車を走らせる実験が開始されております。これは、規模もかなり大きいということで、実際アルコールを混合して支障がないのか、車の走行に支障がないのかということを自ら実践しようという動きも出ております。

もちろん政府でもそういった将来構想を見越しまして、経済産業省あるいは農林省、環境庁がそういった方向で動き出しておりまして、先のテレビあるいはラジオでの報道もありましたように、京都議定書の発効を前後にして、大きくその取り組みが全国的な政策として動き出している現況にあります。

以上です。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　最初に、中心商店街の活性化の中の中の川の件でございます。

このアクショングループは、大きく分けまして、五つの事業がございます。約800万円ほどの事業でございます。その中で、補助金が10分の９ですので、市の持ち出しが10分の１で80万円というようなことでございます。

それで、中の川、升形川の散策マップ作成事業の中身ということでございますけれども、昨年から中の川、升形川ウオーキンググループをつくりまし

て、いろいろ現地踏査してございます。その中で、特に升形川につきましては、鉄砲町ですか、親水空間、あと前の保健所とか、ああいういろんな散策できる空間がございます。あと中の川も機関区の方とか、いろいろ散策できるような場所ございますので、河川管理者と協議しながら、そういう散策マップ、散歩できたり、いろんなちょっとした水遊びができるようなマップをつくりたいということでございます。

それから、250年の関係でございますけども、きのうですか、観光客の20％アップを目標にというようなことで答弁いたしました。その内容につきましては、今回４日間ということで１日延長します。その中で、27日の記念パレードが土曜日でございます。そのために今現在いろいろ旅行エージェント、あるいは今回もまた全国からの民謡の会、全国から250人来まして、250年祭にちなんだ250人踊りとか、いろいろ計画してございます。

あとは、こっちに来ますと大体郡内の温泉に泊まる方が多数ございます。その中で、瀬見温泉とか、肘折温泉とか、いろいろタイアップしまして、旅館組合の方にもいろいろＰＲ、誘客をいろいろお願いしてございます。

また、特に最近近県、いわゆる宮城県の方が非常に多くなってございます。これは、どういう検証をしているかといいますと、東口の駐車場、あそこで駐車場の私の方で管理といいますか、動員していただいてやっているわけでございますけれども、その中でそういう宮城県ナンバーというのはかなり多くなっているというようなことでございます。

そういうような中で、あと私の方で東京で江戸家老、そういう方たちもいろいろ委嘱していまして、応援団つくってもらってございます。そういうような中で、今年はいろんなところから誘客というようなことをお願いしてございます。そういうことで、20％を努力目標にしているというようなことでございます。

それから、消費額、どういう経済効果だということでございますけれども、確かに新庄まつり40万人と言われていますけども、ほとんどが市内、あと最上郡内の方が多うございます。そんな中で、私の方で今試算しているのが観光客の消費、日帰りがおおよそ幾ら、１泊が幾ら、あとは帰省客、新庄まつりで帰ってこられる方もかなり多うございますので、そういうところを加味しまして、10億から12億ぐらいの効果があるんではないかというふうに試算してございます。

以上です。

小笠原謙一都市開発課長　委員長、小笠原謙一。

遠藤敏信委員長　都市開発課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市開発課長　歳入につきましては、25ページの土木委託金の方に最上中央公園管理業務委託金として2,441万4,000円が計上されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

中央公園についての来館等々を含めた御質問の内容でございましたが、「すぽーてぃあ」に関しましての利用者であります。有料、無料含めまして２万7,960人、約２万8,000人であります。また、「すぽーてぃあ」公園内、中央公園となりますが、これにつきましては散歩、ジョギング、ラングラウフ、またグラウンドゴルフ等々の方々が利用されまして、これが３万4,000人、約３万5,000人であります。合計いたしますと、年間で６万2,600名ほどの利用者がございます。

ちなみに、「すぽーてぃあ」の使用料が２月末で大体360万円、３月いっぱいでありますと約400万ぐらいの利用料金というふうになっております。これは、今御質問のように、県の方にそれは支払うと、払うというんですか、我々管理委託をいただいていますから、そちらの方は県の方にいくというふうになります。

いずれにいたしましても2,400万のうちの維持管理費等々につきましては、広大な土地でもありますし、光熱水料から始まって「すぽーてぃあ」の維持管理、そして高木の剪定等々、それらについての内容がこの中に含まれているというふうなことでご

ざいます。

以上です。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　避難所の標識のイメージでございますけども、約３メートルのポールに60センチの90センチ角の板を設置し、その板の中に例えば新庄小学校、災害避難所、新庄市指定というような形の中でイメージしておるところでございます。

以上でございます。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　委員長、伊藤　恵。

遠藤敏信委員長　生涯スポーツ課長伊藤　恵君。

伊藤　恵生涯スポーツ課長　サイクルスポーツセンターの当市における利用者数ということでございますが、過去４年間のデータとしては、12年度が3,073名、13が2,847、14が2,136、15年度が2,426で、４年間の平均が2,600人ちょっとという状況でございます。

それで、中身については高校生から大学、一般、それからプロの方、日本競輪選手会というプロの方、それから県内大会、東北大会、全国大会、そして最後に市の総体という分類でおります。

ただ、当市何％というデータの扱い方は出してございませんので、あくまでも推測で、これ私個人の推測ですので、ちょっと当てにならないんでしょうけども、せいぜい２割か３割、2,600の２割か３割で、最近、前はそうでもなかったんですが、産業高校の部員数が減っているなんていうことも聞きますので、ちょっと当市の使用者数は少し下降ぎみなのかなというふうに考えております。

以上です。

１　番（山尾順紀委員）　委員長、山尾順紀。

遠藤敏信委員長　山尾順紀君。

１　番(山尾順紀委員)　最後の方からいきますと、私が聞いたのは本市における競技人口ということで、使った人数じゃなくて、新庄市でサイクルスポーツをする、要するに自転車競技をする人口は何人なのかなという質問だったんです。もし後でわかれば教えてください。２割ぐらいって400人、それは回数はわけで、競技人口何人かということだったので、できればお願いしたいなと。

それから、バイオマス事業の、先ほど丁寧な説明ありがとうございました。やはり化石燃料だけではだめだという、由来をといていきますと、何か過去にバイオエネルギーを使うというようなことが1960年代か何かに始まったらしいんですが、エタノールをつくるエネルギー以上に周りのエネルギーがかかってしまうと。人的であるとか、生産性ということで。それで、非常に率が悪いということでやめたというような時期があって、その後湾岸戦争等においてアメリカ等で代替エネルギーを検討しなくちゃいけないというような、やっぱり戦略性があったようです。

そこで、ブラジルのトウモロコシとサトウキビが、アメリカはトウモロコシで、ブラジルがサトウキビというようなことで、砂糖で売った方がいいか、エタノールで売った方がいいかというぐらいの、かなりのやっぱり栽培面積を持っているということがブラジルで成功している理由らしいんですけども、確かに今後の私も動向を調べてみましたら、世界的にヨーロッパの方では完全にバイオエネルギーエンジン対応のディーゼルだと。ガソリンが高いので、ディーゼルだと。それは、バイオディーゼルでやっていくんだというスタイルがあるらしいんですけど、供給源、どこが今度それを供給していくのかといったときに、やはり今本当に始まったばかりなのかなと思いましたら、かなり企業の方もアサヒビールでは沖縄に研究所をつくって、もう既に立ち上げているというような状況があったりして、悪いことをやっているんじゃないと思うんです。

相当急がないと、結果的には企業に巻き込まれて、これまで実証をやろうとした、何をした、かにしたって作物１年に１回だけですので、２回、３回とれる地域と違いますので、１回しかとれない地域の中で本当に戦略的にあっていくのかと。企業が乗り出したときに、ここらの農家が巻き込まれてしま

う。それが原料として出すのはいいんですけども、ただ原料だけ出していくというのが、やっぱりプラントを呼び込むのかといったようなさわり口ということもこういう企業等に当たってみる必要があるんじゃないかと。どうしても指導者、大友先生という指導者がいるから、その人にやっぱり頼っきりでいいのかと。市で向かっているわけなので、やはりこれに対する新庄が本当に減反作物としてそれをやっていくことができるのかと。いうのは、やっぱり戦略性を相当持たないと、スピードアップしていかないと、せっかくかけたけども、大きな波で、さっき言った秋田とかなんとかはもう既に始まっているわけですから、その辺を、確かに国では戦略的には考えていると思うんで、その戦略性をもう一歩先にしていかないと、待ってましたではもうついていけませんとなるとちょっと心配だなという意味で、周りの動向と相当向かっていかなくちゃいけないという意味でお願いしておきたいと。

散策マップ、非常にウオーキングで今歩く健康というようなことで、そういう健康コースとしてするのはいいんですけども、地元の人が楽しむものもあると思う。そういうイメージなのか、あるいは人が来たときにみんなでここを歩くといいんだよと、新庄にはこういうのがあるんだよというようなこととしての整備なのか、その辺も的をある程度絞っていかないと、例えば私ら視察へ行ったりすると、紹介してくれる女性の方とかが人の家の裏とか平気でぱぱぱぱっ通っていくんです。何にもないんですけど、そこに落ちつきがあったり、何があったりということで、あ、まちの全体を見せるというのはそういうことなのかなというようなことも学んできたりしているわけですけども、ウオーキングで健康づくりだということにするのか、地図を出すわけだから、地図としてそれ見たときに、あ、これマップなんだ、例えばそのマップがここを歩くと新庄市が全部わかりますよみたいなものがあったら連れていけるとか、その辺のもうちょっと監修を市でできれば私らにもその監修のどんな内容なのか、できてからばっかり文句言われることがあると思いますので、こんなイメージだなんていうのは最初に提示していただければありがたいなと思います。

それから、観光客の誘致でやっぱり心配なのは、新庄、最上全体での誘客数というのが確か瀬見温泉あたりだけでも2,000人ならないはずなんです。宿泊数の一番大きいところで二百幾つ、小さいところが20人ぐらいということで、最上の瀬見温泉だけでの１泊の宿泊者数というのは、やっぱり1,000人前後なわけです。あと今度肘折、羽根沢混ぜても、そうすると市内の旅館等泊まっても、全部合わせても確か4,000人弱ぐらいしか泊まれていないわけです。こういうところへせっかく来た人たちがやっぱり4,000人程度、連泊すれば別ですけども、増やしても倍にしても１万人だと。じゃ、どうやったらこの人たちを受け入れていくかというキャパを広くするかというふうに考えないと、せっかくのお祭りに合わせた、40万人は来たと。結果的には、家庭に来た人たちだけですと、親類、親戚だけだというのでは、やっぱりちょっと寂しいんじゃないかなと。

ひとつそういう意味で、今高齢少子化の中で家でホームステイさせてもいいなという方もいるかもしれない。そういう方にホームステイの仕方、あるいは民宿、民泊のとり方、設備の仕方、民宿、民泊するときにはやっぱり消防法とか、旅館営業法とか絡んでくると思うんです。しかし、これは一般の方々はなかなかわからないと思うんです、その辺。こういうふうにして食品衛生管理法を勉強して取らなくちゃいけないんですよと、台所はこういうふうな、もし水周りの改造するならこうします、そうすると初めてお金が取れるわけなんです。ホームステイは、お金取れないんです。お金が取られるから、人が来るんです。ただのところは行かないんです、不思議と。迷惑かけちゃう。最近の傾向では、親戚に行ってもみんなホテルへ泊まるんです。いっぱいつくったはずなのに、ただだから迷惑かけるんです。そういう心理状態が最近働いて、お金を取るから泊まるんです。

そうすることで今余ってきている、少子化なんかで来ているところで、私のところだったらできるかもしれないという、そういうつながりがもしできたら、そういうこともやはり受け入れ態勢のための準備として情報提供をやっていくと。ここの人口は１万しかない。全部合わせても4,000人か、そこらしか泊まれないと。やっぱりこれを増やしていくには、民間で持っているパワーを生かすしかないんじゃないかなと思うんで、その辺いかがかなと思います。

それから、避難所ですけども、ひとつ新庄の場合、雪という問題が私はあると思います。災害は、夏しか来ないわけじゃないんで、雪のときの災害対策をどうするかということが私はあるんじゃないかなと思います。市民に確かにここが避難所ですよと教えておくことは大事だと思うんですけども、一番避難所を知らないのはそのとき訪れている、新庄に来ている人たち、あるいは外国人、字が読めないから。

たまたま先週、３日、４日前ですか、韓国の方が蔵王で遭難したと。韓国人用の確かに蔵王の絵地図は渡していたんだそうですが、結局コースには日本語しか書いていなかったということで迷ってしまったと。今まで事故がなかったのが不思議なぐらいだったと言われても、これから今まさしく韓国に県の駐在を置こうとしているときに、そのついでに例えば立石寺、向こうで言えば今度は新庄まつりがその時期あるからどうだというエージェントが連れてくる可能性もあると思うんです。そういうようなときに事故とかなんとか起きたときには、そういう人にも対応していかなくちゃいけない時代になっているのかなという意味で標識に日本語だけなのか。まだこれからつくるので、やっぱりこのまちは韓国語も中国語も表示している、英語も表示している、ちっちゃくでも表示しているということが、たまたままちを訪れた、来た人たちに文化性を伝える大きな標識だと私は思うんです。

そういう意味で、やっぱり英語とか中国語、韓国語でちっちゃくても載せておくことによって、ここ避難所ですよということで新庄市の文化性というものが外国人に対して非常にサービス精神があるなというふうになるんではないかなという意味で、冬の対応、それから外国人に対する対応などを考えていただけないかなということであります。答弁もらうとゼロになるかもしれません。

実は、あと最後の公園の多目的施設の管理事業ですが、私が聞きたかったのは、これは別になるんですけども、400万の収入があるわけです。この400万のほとんどが小中高生、99％と言っていいほど多目的施設内のサッカーとソフトテニス、公式テニスもあります。テニスと。そのうちの、この間受付の方、委託されている方に聞きましたら、黒板を見たら、まず８割がテニスです。取り合いです、テニスで。その人が言っていた、これだけテニス人口があるとは知らなかったと。管理者に言っているわけなんです。すごい奪い合いです。あの施設だけで400万です。使用料、電気料が高いということもあるんですけども、そういう利用度の高いってある程度重点主義にいかなくちゃならないんじゃないかなというふうに私は思うわけです。

先ほど競技人口をお聞きしたわけですけども、例えば、今本当に神室産業の自転車部、何人しかいないんだそうです。それ新庄市だけが負っていかなくちゃならない。この実情は、やはり県に猛アタックしなくちゃならないんじゃないかと思います。それは、過去のいきさつはあったかもしれませんけども、新庄市としてやっぱり重点的にしていくと。そこには700万かけますよ、800万かけますよ、しかしこっちの方は小中高生が400万払っているわけです。そういう実態を知っていかないと、やっぱり不公平感が出てくるんではないか、不満が出てくるんではないかということです。

全部言っちゃった、お願いだらけになったかもしれませんが、時間がないので、これを終わりますが、どうせ予算使うんならそういう形でしていただければありがたい。

終わります。

遠藤敏信委員長　他に歳出について質疑ありませんか。

８　番（清水清秋委員）　委員長、清水清秋。

遠藤敏信委員長　清水清秋君。

８　番（清水清秋委員）　私の方から歳出について質問させていただきます。

まず、今日の17年度の施政方針についてなんですが、これについては我々は期待するしかないわけでありますが、その中で特に今回のこの施政方針の中で私が一番取り上げたいのは経営型の行政運営システムの構築、ようやく行政も経営型戦略、経営戦略を考えてきたなという感じでおります。これは、経営ということは利益も考えられるわけでございます。そしてまた、経済性。そういう考えのもとに、この経営型の行政運営をつくっていくという、非常に市長の先進的というか、進歩的な考え方にこれから期待する一人であります。

そうしたことで、今回のこの施政方針で残念なのが基本構想の中で、３次振興計画の中で５万人構想とうたわれてやってきた中で、長期展望も考え、今後立てていくということでございます。しかしながら、この５万人構想が合併も解散。そういう中で、何を一番考えなきゃならんと。交流人口、これは金委員さんも触れられておりましたが、そういったことを考えると、やっぱり観光。これは、観光が交流人口をいかに持ってくるかと。観光がやっぱり考えられるんじゃないかと私は思う。そうしたことがこの施政方針の中にはどこにも出てこない。この辺市長どういうふうに考えあるのかお聞きしたいと思います。

施政方針はそうなんですが、次に17年度の主要事業の中でバイオマス、１ページ目です。収集事業330万ですか、そして２ページ目のバイオマス堆肥製造事業390万。１ページ目のバイオマス活用生ごみ収集事業、これは何年前からか環境保全型農業推進モデル事業、こういうふうな事業でやってきているわけです、この内容。15年度だけ見ますと1,167万2,727円、そういうふうな予算も付けてやってきたわけであります。それにまたこういうふうな事業を考えたというようなことを考えますと、今までのやってきたことの一貫性がどこにあるのかなということが疑問でならないわけであります。その辺の市の考え方どういうふうに受けとめてこれら事業をやるようにしたのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、17年度の最上広域市町村圏事務組合市町村分担金一覧表という、こういうふうな資料を我々もらいました。この中でですが、広域の分担金については新田先生もかなり内容について突っ込んでいたわけでありますが、私からは広域の交流センター費、そして消防費分担金について質問したいと思います。

広域交流センター、あそこにはいろんな分野で利用したり、させているわけでございますが、特に情報センター、観光案内センターですか、その辺についてお聞かせいただきたい。あそこの情報センター、観光案内をやっているわけなんですが、私がちょっと聞いたところでは情報発信だと、そういうふうな内容で仕事をしているというようなことでございます。これは、東北情報センターというところに委託しているかと思いますが、そういうふうな内容だけで観光面に対して果たして充実した対応ができるのかどうか。商工観光課長も確か誰かさんの質問に対して、今後この観光案内所を何らかの形で考えたいと。その何らかのというか、そういうふうな考えたいということをちょっと内容的に詳しくお聞かせいただきたいと思います。

消防費分担金の方でございますが、これかなりの分担金あるわけなんですが、この中で、広域の方でも議論されてもらえばいいんですが、分署の統合、こういうふうな考え方はお持ちでないか。例えばやはりこれからの消防整備というか、自動車なんか特に高規格の自動車を装備しなきゃならない。購入する場合、かなりの額を投入しなきゃならないわけで、そうしたことを考えますと、この消防費をいかに効率よく、また消防活動、それから広域の活動を安心、安全のためにも効率よく動いてもらうためには、そ

れから高規格の自動車とか、そういうのを装備したものを購入しなきゃならんのは、これは目に見えているわけなんで、そうしたことを考えますと、その装備した高規格自動車に分乗する消防署員、そういうものを確保、そういうようなことを考えると、機能よく活動するためには分署統合しか私はないと思います。消防職員を増やすわけにもいかない。その辺の考えがあるかないかお聞かせいただきたいと思います

まず、その辺から。

武田一夫企画調整課長　委員長、武田一夫。

遠藤敏信委員長　企画調整課長武田一夫君。

武田一夫企画調整課長　１点目の施政方針について私の方からお答え申し上げます。

清水委員がおっしゃいますように、今回経営型の行政運営システムをつくるというようなことで目的達成型の方向で考えていこうと。企業の場合には、経営という場合には利益を上げるというようなことが目的になりますけれども、行政の目的というのは非常に多目的であって、いろいろな目的があります。それをその目的を達成するためのシステムを経営していこうというような考え方でございまして、今回の施政方針の構成につきましても、これまではどんな事務事業を中心に17年度展開していくかというようなことを中心に構成しましたけれども、今回につきましては17年度どういうふうな考え方で行政運営をしていくかというふうなことを中心に施政方針が構成されております。

そういうふうな関係上、観光という言葉が１つもないというふうな御指摘でございますけれども、その観光の考え方を全くなくしているということではなくて、基本構想は平成22年度までの構想でありまして、賑わいと交流のまちづくりというふうな柱については今後も22年度までそのまま継続してやっていくと。いわゆるそれを達成するために、どういうふうな手段があるかというようなことを戦略計画の中で考えていこうというようなことでございます。

なお、観光という17年度の事業につきましては、新庄まつりの250年祭、あるいは産業振興というような観点の中でうたわれておりますので、その部分について17年度については実施していこうというふうなことで、決して観光を軽視して観光という部分を書かなかったということではなくて、先ほど申し上げましたように、構成をちょっと変えたために観光という言葉が入らなかったというふうなことで御理解をいただければと。決して軽視しているというようなことではございません。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　バイオマス関係で生ごみの収集、それから堆肥づくりについての質問がございました。

平成11年度から５年間にわたりまして、環境保全型農業推進モデル事業ということで密閉型のプラントを使いまして、御指摘のようにやってまいりました。今回２年間切り返し方式でやっていると、１年間やりまして、17年度も実証していくということでありますけども、５年間やってきて、また同じ**方式でやっているん**ではないかという御指摘なんですが、前の５年間のモデル事業は**どういう課題が**、どういう問題が、そして対市民的にはどういった意識を持ってど**のような対応が可能**なのかという、いわゆる地域限定の中でのいろいろな課題どり、あるいは市民の意識を高揚していく、市民意識の変革というような１つの大命題がございました。長かったのではないかという御指摘もございますけども、そういうスパンの中でいろいろ我々としては検証させていただいたということでございます。

その５年間の取り組みを生かしまして、より発展させる方向で大量処理方式として可能ではないかということで、いわゆる切り返し方式、バイオマス菌を使った有用微生物群でありますけれども、その菌を使って、規模的には今のところ400戸ぐらいの同じ規模なんでありますけども、これをスケールアップして市内全域に拡大する方式を前提としてやってございます。

そういった意味では、前はいろいろと実証どり、あるいはどういった段階的に増やせるのかと、どういった手法があるのかということでいろいろ事業を推進してきましたけども、今後今年を含めて２年間については、いかに拡大して全域の生ごみを処理できるのかと、その仕組みづくり、技術的な交渉も含めてそういった２年間の実証事業をやっているし、今後もやらせていただきたいということでこの事業を提唱しているわけでございます。よろしくお願いします。

八鍬長一企画調整課参事　委員長、八鍬長一。

遠藤敏信委員長　企画調整課参事八鍬長一君。

八鍬長一企画調整課参事　消防の将来のあり方について、広域の中ではどういう検討をしているかということでありますけども、理事会や専門部会の中で話をされていることについて私の方から申し上げたいというふうに思います。

17年度予算につきましては、一般分担金で、新庄市の分担金でなくて、８市町村の全体の一般分担金で約5,000万円の削減を行っております。これは、主に人件費等を中心とした効率化による分であります。

消防の将来の問題でありますけども、大きく言って三つの課題があるというふうに思っています。１点目は、消防吏員、消防職員の団塊の世代の解消をどうスムーズにやっていくかということです。二つ目は、消防の近代化、防災訓練等でもご覧になったと思うんですが、はしご車、それから消防の化学車が未配置、それから無線の不感地帯もございます。この1,800平方キロに住む圏域住民の安全、安心を守っていくためには、そういう近代化もやっていかなければならないということであります。三つ目の課題が、広域消防がスタートしてから35年たって、いろんな社会状況や道路事情が変わりましたが、本部、本署、分署、支署の体制は８署体制といいますか、本部は別にして８署体制は変わっていません。８市町村に１つずつ消防署があるという現状は変わっていません。一方では、救急業務に対する住民の要請が非常に高まっております。救急車は、鮭川と舟形には配置なっていませんけども、そういう問題もございます。そういう中で、どういう将来の配置をしていくべきなのかということがこれからの検討課題になっております。

１点目の団塊の世代の問題でありますが、今50歳以上の職員が全体137人おります消防吏員のうちの65％が50歳以上の年齢になっていますので、現場力を落とさないためにもそれらのスムーズな団塊の世代の解消をしていかなければならないというふうに思っております。

二つ目の消防の近代化については、はしご車の問題もありますけども、全体的な計画を立てた上で順次整備していく必要があるというふうに思っていますし、それから無線の不感地帯の解消、主に最上町でありますけども、そのことと本部、本署、支署、分署の連携という、そういう体制をつくっていくときには、その辺が問題になるんではないかというふうに思っております。専門部会や、そういう中で話しなっているのは、もうそろそろ行政界といいますか、おらがまち、おらが村はなくさないというしがらみだけではだめではないかということも実際話はなっていますが、その８署体制をどうスリム化していくかということについては、今後理論的なことだけではなくて、いろんな絡みが出てくるんではないかというふうに思っております。

以上、現状だけ報告しておきます。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

遠藤敏信委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　「ゆめりあ」の中にあります情報案内センターについてお答え申し上げます。

16年度の実績はまだ出てございませんけれども、15年度の実績で情報案内センター、そこに訪れた方が平日で約100名でございます。土日、祝祭日、約200名。それで、ほとんどの方が観光ルート、あるいは温泉、宿泊先のお尋ねが多いというふうに伺ってございます。それで、ただあそこについては、じゃ来た方に案内するだけでいいのかと。そういうよう

なことで、着地型ではこれからはうまくないんじゃないかと。せっかく１等地といいますか、一番地の利のいいところにあるわけですので、これからはあそこを逆に情報発信、あるいは誘客を積極的に行っていくようなことをしなければいけないんじゃないかということで、いろいろ「ゆめりあ」と話を行ってございます。

その中で、昨年からその東北情報センターに委託している方１名を減にしております。そして、スリム化しながら「ゆめりあ」の職員、あと総合支庁の応援を得ましてボランティアのガイド協議会、この方たちが張りついていまして、いろいろガイドをやってございます。そういうような中で、今後はぜひ発進、あるいは誘客であそこを変えていこうと。そういうようなことで、布石としまして、昨年新庄観光協会があそこに入ってございます。これからも最上郡でも観光協会がございますので、ぜひ１つの組織としてこれからますますあそこの機能強化、発進、誘客に努めていきたいというようなことで現在「ゆめりあ」の方と協議してございます。

以上です。

８　番（清水清秋委員）　委員長、清水清秋。

遠藤敏信委員長　清水清秋君。

８　番（清水清秋委員）　もう少しお聞きしたいことがあるんで、今企画調整課長の方から実は観光面に関して、やはりいろんな県の方でも観光事業に今年度から特に力を入れている。国でも観光立国、そういうような形で大々的に動いているわけでございます。そうしたことを踏まえると、やはり当新庄にも大いにそういうふうな観光に対しての威力というか、意気込みを見せていただきたいと思います。

農林課長、この生ごみ、やはりもう５年間やってきたわけです。そしてまた、２年間やる、今度手法を変えた、そういうことでは何のための５年間だったか全然経過が出ていないということと同じなんです。そういうやり方は、市民だって納得しないんです。何らかの形が残ったならばわかるんですが、今まであいうふうな熱とか通してやってきた、乾燥してやってきたものを今度は重機で、ショベルで攪拌してやる、どうもその一貫性がないんです。もう少しきちっと計画を立ててやっていただきたい。そうしないと、やはりこういう予算を我々審議しているわけですから、５年間もモデル事業なんていうのは普通考えられないんです。そしてまた、こういうふうなことをやる。私から見たらおかしいと言うしかない。もっときちっと計画を立てて進めていただきたいと思います。

情報案内センターの動きわかりました。

それと、あそこに最上郡の物産館があるわけで、やはり観光というのは物産とか、そういうものを一体化をしていかないと本来の観光事業が進まないというか、強い観光事業は進まないと私は思っております。そうしたことで、あそこにもやはり最上郡の観光協会あるわけでございます。県にも最上観光振興協議会ですか、そういうふうなものも立ち上げてあるわけですから、その辺と連携をとってこれから進めていただきたいと思います。

まだ時間、都市開発も聞きたいんですが、都市開発の、85ページ、８款４項４目、花と緑のまちづくり市民会議花緑協働事業負担金75万円、これは新たな事業かなと感じて私はおるんですが、その辺の内容をお聞かせいただきたい。

その前に、94ページ、これは髙山委員さん、また平向委員さんも質問されていました10款の３項１目学校管理費、これは修繕に対してなんですが、中学校の。これは、かなりやっぱり修繕をやらなけりゃならない学校が増えているとは私も実感しております。

しかしながら、これは管理課長ともお話ししたことがありますんで、管理課長は非常に頭をひねってどうしようもならない、予算がつかない、幾ら相談してもつかない、そういう中で平向委員の質問にも答弁されておったわけでございますが、これは私も八向中学校のＰＴＡ、父兄からいろいろな相談を受けております。雨漏りがひどい、そんな中で授業も影響を及ぼすと。あるいは滑って転んで、どの程

度なったかちょっとわかりませんが、そういうようなことまで起きているんです。

市長、これら修繕費というのは、やっぱり緊急を要するものが多いわけで、これは市長の裁量です。「いい人～いい街～いい暮らし」、いい人つくるのはどこなんですか。その辺市長の裁量できちっと今日このごろの、それから学校、あるいは地域のＰＴＡ、相談しているわけじゃないんです。ひとつその辺の裁量をきちっと今回の予算、あるいは６月の補正、そういうものできちっと判断をして対応していただきたいと思いますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思う。

髙橋榮一郎市長　委員長、髙橋榮一郎。

遠藤敏信委員長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　補修とか、あるいは修繕とか、いろいろ御注文いただいて、すべて満足というわけには応えてはいないんですが、修繕には２種類あるというふうに思います。１つは、グレードアップするということと、あともう一つは、やはり危険度、あるいは緊急度、そういうものを加味した形の修繕をしなきゃならない。当然後者の方については、これは優先しなきゃならないと思いますので、ぜひその実情を聞いて、それに対して速やかに対応していきたいと、**このように思**います。

小笠原謙一都市**開発課長　委員**長、小笠原謙一。

遠藤**敏信委員長　都**市開発課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市開発課長　花と緑のまちづくり市民会議花緑協働事業負担金75万でございますが、これにつきましては継続事業であります。御承知のとおり団体数、加盟団体数が88団体ございまして、これにつきましては花いっぱい運動の事業、また啓蒙啓発、さらには祭り開催等々を県とともに協働で行うという考え方でございます。

以上です。

８　番（清水**清秋委員**）　**委員長、清**水清秋。

遠藤敏信委員長　**清水清秋君。**

８　番（清水清秋委員）　市長、**その内容をまだ把握し**ていないような答弁なんですが、これは学校関係者、あるいは地域のＰＴＡのお話じゃもう管理課並びに教育委員会、そういうところへ相談来ているということをお聞きしているんです。それが市長の耳に入っていないということはどうなんだろう。そういうことじゃなくて、やはりそういうふうな状況をきちっと把握していただいて、緊急にやるべきか、やらないべきか、そのぐらいの判断は市長裁量でやらな**いと、先ほど言った管理**課長、幾ら予算獲得に頑張っても全然動かない。予算書も当然**そうなんです。**そういうことじゃ、うまくないんじゃないかということ**なんです。授業も体育館**を使えない、雨漏り。そういうことで、教育ひとつできるんですか。

財政課長、いろんな形で予算編成、いろんな分野でやられるわけなんですが、前にも収入でも質問したんですが、きちっと分析されていないような予算書作成みたいな感じでならないんです。税務課長の農業所得に関しても15年度並みの収入規模で考えたとか、16年度の10月末、そんなもんじゃないです、予算の立て方というのは。幾ら見込みでもそれらがきちっとした農業関係、あるいはこういうふうな都市開発の都市公園関係とかいろんな分析した結果でこうなる、私は歳出予算を、あるいは収入立てているんだと思っているんです。そうじゃないんですか、財政課長。

国分政嗣財政課長　委員長、国分政嗣。

遠藤敏信委員長　財政課長国分政嗣君。

国分政嗣財政課長　歳入及び歳出の内容につきましては、それぞれの要求に基づく担当と詳細に詰めまして、予算を配分したりしているつもりでございますけども、分析というふうなことで不十分とお感じになられるというふうなことが仮にあるとすれば、やはりもう少しそれは互いの情報をどういうふうに交換して同じ意識に立つかというふうなことが前提だと思いますので、それはこれからいろんな予算編成のみにとどまらず、やはりやっていかなければならな**いことだなという**ふうに感じております。

遠藤敏信委員長　10分間休憩いたします。

午前１１時０２分　休憩
午前１１時１２分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。
　他に歳出についての質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　他に質疑がありませんので、歳出についての**質疑を終結いた**します。
　これより討論に入ります。
　討論の通告がありましたので、発言を許します。反対討論として佐藤悦子君。
（３番佐藤悦子委員登壇）
３　番（佐藤悦子委員）　日本共産党を代表いたしまして、17年度の一般会計予算に反対討論を行います。
　まず、財政の取り組みで大変評価すべきものがあったと私も考えております。**特に広域分担金**の削減です。広報によれば、新庄市分を15年度から16年度にかけて１億3,300万円縮減とのこと。さらに、今回17年度予算で9,289万円縮減するという取り組みです。大きな理由として、ふるさと創生資金の活用を図ったこと。また、ごみの分別の徹底によって負担分を減らしたことは、今後の広域行政のあり方を血税の使い方の問題として認識するものとなりま**した。地球温暖化防止、**環境保全のために燃やさない、埋めない、そのために事業系の資源化にも大いに力を入れ、郡内の資源化に取り組む先頭に立つ自治体になるよう努力を今後続けていただきたいとお願いいたします。
　さて、収入について国の施策による影響が非常に大きいところであります。例えば個人市民税がマイナス3,000万円になっております。課長さんのお話では、人事院勧告による寒冷地手当の引き下げ、民間給与の0.9％の減、倒産、公共事業の大幅減、リストラなどによる失業の増加によるとのことです。景気も税収も今後下がるのではないかとのことでした。
　小泉内閣のもとで行われた庶民いじめの負担増によって、税収が影響を受けております。さらに、小泉内閣は2005年度と2006年度にかけて恒久減税として始めたはずの定率減税の廃止、そして07年度から消費税率を10％以上に上げようとしています。これらは、働き盛りの年代も、年金暮らしの高齢者も負担が大幅に増える庶民増税です。その一方で、定率減税と一緒に始めたはずの高額所得者の減税、これは最高税率65％を50％に引き下げた、これはそのまま続ける。大企業の法人税を42％から32％に下げた、それもそのままだというのです。庶民増税をやめて、こうしたお金のあるところからもとのように、まともに税金をいただくように改めることが先ではないでしょうか。
　また、三位一体改革の結果、平成16年度、17年度の影響は、国庫補助負担金はマイナス約1.57億円、税源移譲はプラス1.48億円、地方交付税と臨時財政対策債合わせてマイナス約0.4億円です。今後廃止、縮減が予定される国庫補助負担金は、義務教育、国保、公立保育所、生活保護、児童扶養手当など実際考えれば増え続けるだろうと予想されるものがほとんどです。
　一方、税収は所得減収で増えていかないことが予想されます。地方交付税の財源保障機能が減らされたらやっていけなくなります。市民の暮らしを守る立場から、庶民増税反対、補助金の削減中止、地方交付税の財源保障機能を守ることなどを市長として政府に強力に言っていただきたいと思います。
　支出の面で反対の理由を三つ上げたいと思います。１つは、住民生活を直接守ることにつながる施策を優先すべきではないかということです。火葬場利用料値上げ約400万円、農業集落排水利用料、これは後でもまた質問いたしますが、値上げが約61万円かなと思っておりますが、こうしたことは市として抑えるべきではないでしょうか。
　また、大規模校に配置されてきた事務補助職員の打ち切りは大きな問題です。学校で殺傷事件まで起きて、子供が不安にさらされているときです。子供たちから事務補助職員を奪うことは、行政として私は無責任ではないかと思います。また、先生方が

子供と関わる時間を保障するためにも、印刷やさまざまな学校事務をこなしてくださる、こうした方はなくしてはならないはずです。削られた予算は約680万円でした。

その他、障害者に対して福祉タクシー利用助成が大幅に減らされ、おむつ支給も減らされ、人工透析患者通院交通費助成も減らされ、高齢者に対しては通院タクシー利用助成が減らされ、おむつ支給が減らされ、在宅高齢者生活支援ホームヘルプサービスも減らされ、介護保険では、国の施策ではありますが、低所得者介護サービス利用軽減が減らされ、これらの後退を食いとめるために約1,800万円何とか捻出すればできることだったんではないかなと私は見ております。

二つ目に、緊急性から見て当面凍結すべきものがまだあったのではないかということです。広域農道整備事業約1,000万円予算がついていますが、農業振興につながらないものです。県では、べにばなの丘という農道整備事業を緊急性がないということでぷっつりと打ち切りました。宮城県では、国直轄事業の県負担金を当初予算に掲げないとのことです。県直轄の広域農道事業でも市としては緊急性がないということで予算化しないことはできるのではないかと思います。

また、沼田角沢線街路事業として6,000万円、関屋小檜室線約2,000万円、新たに市道沖中関屋線として7,000万円が新たにつくられております。新たな市道がつくられて利益を得ると考えられるのは、東京の会社と市内建設会社１社、銀行１社ではないでしょうか。土地を買うだけにとどめておくこともできたのではないでしょうか。

ソフト事業でも学校でのコンピュータ借上料、小学校では810万円、中学校では776万円も緊急性という点から見て、凍結しておいて学校修繕費などに当初予算に付ける方が私は先ではないかと思うのです。

三つ目に、ソフト事業でも問題と思われるところがあると感じております。長期教育振興計画での学力検査偏差値55を目標にするというのは問題だと思います。教育長は、子供たちに目標を持たせて競争させることが大切だとおっしゃいました。この学力検査は、全国の偏差値が50になるようにつくられていると聞いております。

問題は、子供たちに返されません。答え合わせもできません。学力テストそのものが学力をはかるにふさわしいものか問題とも言われております。全国通過率30％というのもあります。多くの子供ができない問題が学力テストにふさわしいのでしょうか。学力テストのための練習を多く特に積めばよい成績をおさめることはできると思います。そうした競い合いは、塾で十分できます。しかし、学校は学び合うところだと思います。数字にあらわれない伝え合うコミュニケーション能力も大切な学力ではないでしょうか。

55という偏差値の数字を目標に掲げることは、先生と子供を限りなく数字の競争、差別、選別に追いやる結果になるのではないかと心配です。偏差値を高める力を持ったと言われる優秀な先生と言われた人が、自分も浮かれてしまったのか、合格した大学名で教え子を呼んでいたことがありました。事情があって大学に行かなかった人もそこにいました。行政の偏差値に追い立てられた先生も私は犠牲者だと思います。

自分を差別した先生を尊敬することはできないと語っている人がいました。すべて国民は、ひとしくその能力に応じて教育を受ける権利、機会を与えられなければならない。教育上差別されてはならないという教育長の願いとは反対の結果になることが懸念されます。

また、税の電算処理業務委託料、住民基本台帳の電算処理を民間委託とのことですが、仙台市で2003年、574人分のデータが流出しています。契約では、再委託してはならないとなっていたのに、４回も再委託が繰り返されていました。公務員の守秘義務と同じ義務を契約で結ばせるとのことですが、実態は簡単ではありません。民間委託は、見直しが必要で

す。

住民基本台帳を自衛隊などに閲覧させているということをお聞きしましたが、こういうことはやめていただきたいと思います。

防犯についてですが、不況対策を強化し、自分を生かせる職場と確実な収入が得られれば犯罪はぐっと減ることは間違いありません。学校、警察相互連絡制度を発足したようにお聞きしましたが、これは校長が問題行動と判断すれば警察にその子供の情報を提供できるというものです。子供を守るということが出発のはずですが、これでは教育をあきらめ、警察に安易に委ねるという危険があります。

子供も大人も人間です。失敗はあります。特に子供は、成長過程でいっぱい失敗するものです。それを親の立場として見たら、ある程度許してくれる社会であってほしい。子供が失敗も含めて周りの大人に心を開いて相談したとき、直接警察につながって相談者が捕まるかもしれないとなると、子供は正直に相談できなくなります。安全、防犯という視点だけだと、子供は窮屈で生きにくい社会になります。地域の人たちが子供に気軽に声をかける、地域の温かい結びつきをつくることによって、犯罪を起こしにくい雰囲気が生まれるのではないでしょうか。

以上、反対討論を終わります。

遠藤敏信委員長　賛成討論として平向岩雄君。

（２０番平向岩雄委員登壇）

２０番（平向岩雄委員）　議案第23号平成17年度新庄市一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

三位一体の財政改革や公債費などの影響を受け、前年度に引き続き財政事情の厳しい状況下にあっての予算編成は、大変御苦労なされたのではないかと推察しております。このように厳しい財政事情の中で、住民のすべてが満足する予算を編成することは不可能であることは、どなたも理解するところであると思います。

一般会計予算の総額につきましては135億6,900万円で、前年対比では1,900万円、率にしまして0.1％の減額にとどめ、歳入では国庫支出金が減額される見通しにあって、基金繰入金や前年度の３分の１弱ではありますが、財産売払収入で補わなければならないという内容は決して本意ではありませんが、財源が乏しい現時点におきましては必要な措置かと思わざるを得ません。

また、地方譲与税の増額見込みもさることながら、投資的事業の必要最小限度の圧縮により市債発行の抑制に努めましたことは、財政再建計画の取り組みに対する意識はもちろんのこと、自立への道に向けての布石とも理解を深めているところであります。

一方、歳出につきましては厳しい財政運営の中で、特に総務費の削減にも関わらず、民生費をはじめ衛生費、教育費などの対前年比増額、福祉関係では６歳までの乳幼児医療費の無料化や小学校３年生までの児童手当の支給の拡大などの少子高齢化社会に対応する姿勢がうかがえる予算内容と理解するものであります。

以上の理由をもちまして、私は本予算案に賛成するものであります。

終わりに、生き残りをかけた地域間競争が一層激化する中、市民生活の向上はもとより、市勢発展のための施策につきまして、さらなる努力を重ね、真に活力のあるまち、田園都市新庄の実現を望みまして、本案賛成の討論といたします。ありがとうございました。

遠藤敏信委員長　以上、討論の通告者は２名であります。

他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　他に討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第23号平成17年度新庄市一般会計予算は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

遠藤敏信委員長　起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第２４号平成１７年度新庄市
国民健康保険事業特別会計予算

遠藤敏信委員長　議案第24号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきま**しては、歳入と**歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　135ページ**の１の１目について４点ぐらいお聞**きしますが、まず平成16年度の収納率はどのようになっていて、その理由はどうかということ。

それから、二つ目は、一般会計でも質問したように思いますが、高齢者の課税強化が行われている、所得税などで進んでいるように思いますが、それの影響はどう考えておられるのかということ。

三つ目は、**17年度は国民健康保**険税の値上げをしなくてよくなったわけですが、その理由は**どういうものか。**

それから、**四つ目として資格証明書**の発行の状況などについて、できればやめる方向でやっていただきたいと思いますが、どうかという点でお願いします。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤敏信委員長　健康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　お答えします。

まず最初に、16年度の収納率のお話がございました。それで、その理由というようなことだったんですが、その理由というのがどういうものを指すのかちょっとわかりませんので、後ほどその理由というのを教えていただきたいと思います。

収納率の状況ですが、これは平成17年の２月末の状況でございます。現年度で見ますと、今現在**96.84％にな**ってございます。ちなみに、15年度の同期では96.37％**というふうなこ**とで、現年度だけを見ますと、昨年度と比べまして、若干収納率**がよくなっている**状況でございます。また、予算額に対しましても今現在この予算額をオーバーしているというようなことでございます。

それから、２点目の高齢者の課税に関しまして国保への影響というようなことでございますが、これにつきましても一般会計の中で御質問ございました。そのときもお答えしているわけですが、国民健康保険税の課税につきましては、あくまでも控除というのは基礎控除だけになりますので、国保に係る影響はないというふうなことで判断してございます。

それから、３点目の17年度の国保税の値上げは最初予定していたわけですが、それはなぜないのかというようなことでございますが、これにつきましても平成15年度に14.13％、それから16年度、今年度ですが、6.36％というような形で改定をしていただきました。当初の計画では、15年度14.13％、それから16年度につきましては約10％、それから３年目の17年度につきましては約６％というふうな形でお話ししてきていたわけですが、幸いなことに思ったより医療費が伸びなかったというようなことと、それから15年度、16年度改正したわけですが、それに際しまして私どもの方でも地域に出向きまして、その説明等もやっておりますし、お知らせ版等、それから全戸配布等でもそのＰＲをやっている効果かなというような形で見てございます。

それから、４点目の資格証の質問でございました。資格証につきましては、全国的に見て収納率が非常に国保の場合、悪くなってきているというようなことで、その収納率を何とか上げましょうという形で国の方で強化してきたものでございます。ちなみに、17年の２月１日現在の新庄市の資格証の発行ですが、29件になってございます。13市ございますが、市によってはゼロというようなところもござい

ますが、全体的に見まして、新庄市が決して多い状況ではないと見ております。ただ、資格証が多い、少ないの問題ではなくて、あくまでも国保税の収納向上のための措置というふうな形で考えてございます。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　最後の方の資格証明書についてなんですけども、これが資格証明書というのは、つまりは10割負担ということでありますので、これを持っていきますと全く全額払わねばならないということで、お金がない人は医者に行けないことはわかるわけなので、医者にかかれなくなるということで、国民健康保険というのはみんなに医者にかかりやすくするためという社会保障制度になっていると思うんです。そういう意味から、医者にかかれなく**なる、人権の問題でもあ**ると思います。そういう意味で、そういうのは発行しないでや**っている自治体**が市でもあるわけですし、まちでも山辺町が発行しない**と。社会保障制度だし、**人権問題の上からも資格証明書は発行しない、こう言っているところがあるわけで、新庄市もそういう立場であるべきではないかなと思うんですが、その点どうなのか。

また、収納向上のためというふうにおっしゃっておりますが、本当に収納向上になったかどうかお聞きしたいと思います。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤敏信委員長　健康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　お答えします。

当然今佐藤悦子委員がおっしゃられたように、資格証になりますと、窓口の方で10割払っていただくような形になります。ただ、その領収書をもらってきて健康課の方で申請されますと、普通の方と同じように７割は返還するというような形でございます。

それから、収納率の向上に資格証が役立っているかというようなことでございます**が、新庄市の場合**ですが、その資格証を発行するように強化した時点からですが**、過年度を見ま**すと、以前ですと10％の前半というんですか、10％、11％**というような形で**ございましたが、資格証を発行するようになってから初年度につきましては確か二十四、五％いっていたと思います。それから、ここに来て今でも10％の後半、15から19％の中で推移してございます。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　返還していただくという、そういうことであれば何かほっとするものがありますが、でもいざ病気になっている方、今の資格証明書の関係ですけども、病気になっている方が国保税も納められないほどやっぱり貧困な状態になっている方が10割負担だという、全額お金を出さなきゃならないとなれば、やっぱり医者そのものにかかりづらくなるという問題があるという点で、私は発行を抑える努力をお願いしたいと思います。

それから、141ページの２の１で、これについてまず**３点お聞きしま**すが、ＢＣＧの変化で受けられなくなる人や無料が有料**になる人が出ると聞いて**おりますが、それについてどうか。

それから、国保法の44条には医療費の一部負担金の減免というのがありますが、それについて新庄市では受けられるのかお願いします。

それから、在宅酸素療法患者への医療費の助成についてどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

141ページの２の１、医療給付についてお聞きしております。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤敏信委員長　健康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　お答えします。

まず最初に、３点質問いただきましたが、その前に資格証についても再度質問がございました。資格証につきましては、当然お医者さんにかかりまして、10割負担というのは大変大きい金額になるもんですから、私どもの方でも資格証を発行した方にも

大変というようなことはわかっていますので、何人かは私どもの方に相談に来ております。当然そういう方につきましては、納付依頼、あるいは計画的な納付をお願いした中で、窓口で10割支払わなくていい、３カ月間の短期の交付証ですが、それに基づいてお医者さんにかかってもらっておりますし、その際は当然国保税というのは相互扶助があるわけですので、そういうお話もした中で御理解をいただいているというような状況でございます。

また、ＢＣＧのお話がございました。これにつきましても結核予防法変わりまして、今までですとツ反、それからＢＣＧというような形になっておりましたが、今は子供さんにつきましてツ反は必要ないというような形でやってございます。その中で、今までですと確か３歳まで済ませばよろしいというようなことですが、今度制度が変わりまして、６カ月未満の中でＢＣＧを受けなさいというようなことで来ております。当然急な国からの通知でございましたが、医師会の協力をいただきまして、17年度４月からそれに基づいてＢＣＧを接種するようなりましたし、その該当する方にも連絡しているところでございます。

それから、国保の44条の一部負担金につきましては、これも前に佐藤悦子委員の方から質問をいただいておりましたが、その際も答弁しております。制度としてございます。私どもの方でも受け付け、その申請用紙は用意しております。ただ、山形県内の中では今までそれに該当した方がないというようなことで聞いております。

それから、最後の在宅酸素の関係でございますが、これも確か前質問を受けておりますが、今現在私の知り得る限りでは、県内では1,000名ぐらいの方がその患者さんがいらっしゃるというような形で聞いております。また、当然医療費も高額になるというようなことでございますが、ちなみにこの方たちにつきましては福祉医療の中の重度心身障害者医療というのがございまして、その中で適用しているところでございます。ただ、重度心身医療に該当する方につきましては障害１級、２級の方というようなことでございますので、中には漏れる方も出てくるのかなというようなことと、それから新庄市の在宅酸素の関係で、お医者さんにかかっている方というんですか、これはっきりした数字ではございませんが、私どもの方のレセプトの中では老人の方が15名、それから一般の方が３名というふうな形で把握してございます。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　今の医療給付に関わって在宅酸素なんですが、重度身障の手帳の１級、２級の方は県の方で適用して助成しておりますが、東根市では３、４級の少し軽度の方たち、この漏れた方々に月3,000円程度の助成を市独自でやっているということを伺っております。例えばじん肺とかで、私もこの間相談受けてじん肺というのは大変だなと思ったんですが、肺活量なんか10分の１になる、今のところ現在何とかやっていますが、これがどんどん悪くなれば在宅酸素、３、４級に該当するような方になるのかなと見たわけなんですが、そういう方は仕事に付けないわけで、そういうことを考えたときに東根市のような助成が必要と思うんですが、こういうことを考えていく必要があると思うんですけど、人数もそんなにいっぱいでもないし、市独自でこういった方々に応援する必要があると思うんですが、市長のお考えなどないかお聞きします。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤敏信委員長　健康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　お答えします。

今委員がおっしゃられましたように、東根市の方では3,000円の助成をやってございます。これにつきましては、先日ありました13市の課長会議の中でもその話題が出ました。その中で見ますと、今現在単独で助成しているのは東根市だけのようでございます。また、県の方のお話ですと、当然この事業につきましては県、市２分の１ずつの負担でやってい

るわけですが、当然そ**の中でまかなえる**のでないかというようなことと、また全国的に見ましても所得**制限を撤廃して**いるのは山形県だけというようなことで、全国的に見てもこの制**度は山形県におい**ては身障者の方に十分配慮されているものと考えてございます。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　今の医療給付の款項目と関係があるんですけども、障害者の公費負担の医療の見直しが2005年の10月から予定されていると聞いていますが、その内容について把握しておられるかお聞きします。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤敏信委員長　健康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　詳しくは把握してご**ざいませんが、介護保険**との絡みで見直しをやるというようなことは聞いておりますが、**実際具体的に**どういうふうになるのかというようなことは私どもの方**にもまだ来ておりません**。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　今現在私なりに把握しているところでは**三つありまして**、精神障害者の通院医療、これ公費負担で軽減されているものが**あるんですが、そ**れが負担が上がる。それから、二つ目は障害者の更生医療、それから三つ目が育成医療……

（何事か呼ぶ者あり）

３　番（佐藤悦子委員）　医療費の給付についてお聞きしております。

これに定率負担の導入ということを聞いております。これは、医療費の負**担ということと**本人負担が上がるということなどに関わってくる問題な**んで、05年の10月か**らというと今度の予算に入ってくるわけです。現行では、障害者の更生医療や育成医療は住民税非課税の人が無料なんですが、これが医療費が、負担が無料から月2,500円から5,000円の負担に上がると言われています。食費なども負担が求められると聞いております。これがこの三つの方々が定率負担導入がされると聞いておりま**す。そういう意味では、**障害者の弱い方々にこうした公費負担の医療があるのを負担を増やしていくやり方についてどうお考えなるか見解を伺います。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤敏信委員長　健康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　今お話にありました障害者医療、更生医療につきましては、健康課の管轄でございませんので、福祉事務所の方からお答え願います。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　障害を持っている方々へのいわゆる負担金、それから医療費関係の見直しという**ことでありまし**た。確かに見直しのお話は出ております。

それから、佐藤委員さんがおっしゃったような内容、大**変詳しい内容を御**存じでしたけども、私たちまだそこまで詳しくしておりません。つきましては、３月の25日なんですけども、障害福祉担当課長会議、それが招集されておりまして、17年度**の今おっしゃられたよ**うなことに関するもの当然含まれると思いますけども、詳しい**内容がそこで初**めてようやく示されてくるのではないかなと思っております。私いな**くなりますけども、担**当者を含めてできるだけ多くの職員に行くように指示しておるところですので、その辺をまず帰ってきていろいろ勉強しながら今後の運営、事務執行に当たっていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。

９　番（小嶋冨弥委員）　委員長、小嶋冨弥。

遠藤敏信委員長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥委員）　144ページ、６款、人間ドック検査業務委託料と健康づくり推進事業費についてお聞きしたいと思います。

ということは、市の方で健康診断の案内来ましたけども、今年は内容を見ますと変わりまして、１万円持っていくと大体のコース受けられたんですけども、今年はかなり値上げなりまして、腹部超音波検査**がこれ**4,200円、これに関しては平成17年度より全額自己負担、あと50歳**以上の前立腺、これが偶**数日とそのない方が値段が違っていまして、1,200円と**その他の年齢が2**,310円というようなことでございます。あと女性の**方の検診の方も変わって**いますけども、この予算見ますと、これ前年と同じですけども、なぜこういうふうに市民負担といいますか、こういうふうになったいきさつをひとつお聞きしたいと思います。

あとこの健康づくり、昨年の質問の中で課長が言っていますけども、健康日本21ですか、新庄版、一応策定委員会もございまして、その案がまとまりまして云々と言って、その住民の方、団体の方を中心に16年度策定以降に積極的に私どもの方で住民の方と対話し、あるいは行動してまいりたいというようなことでなっていますので、その内容。いきいき、これ配付なりました、これだと思いますけども、その辺具体的にひとつ説明していただきたいと思います。

以上、この点。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤敏信委員長　健康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　お答えします。

まず最初に、人間ドックあるいは健康づくりに関してでございますが、１つ腹部の超音波の質問がございました。これ私は専門ではないわけなんですが、腹部の超音波に関しましては対費用効果から見ますと、そんなにやられないというのが出ているようですので、それを省いたというようなことがございます。

それから、検診につきまして**値上げというか、**少し個人負担が余計になっているというようなことでございま**すが、これに**つきましても今までですと、女性の方につきまして乳がんの検診等**につきまして**は触診、それからマンモグラフィーというのはそれぞれ分かれておりましたが、今回から触診もマンモも併用してやりなさいというようなことですので、それにかかる費用が多くなったというようなことでございます。

また、健康日本21の関係につきましては、小嶋委員おっしゃられますように、新庄市でも16年の３月ですか、できまして、そのできたものを議員の皆様に配付しておりますし、各家庭にも要約版を配ったところでございます。このものにつきましては、10年間という長い年次計画を持っておりますし、５年間の中間での審査というようなこともございます。ただ、いろんな事業をつくってございますが、当然予算もかかるものでありますし、そこら辺は10年間の中でやっていきたいというようなことでございます。

ちなみに、16年度としまして、ウオーキングを中心に私どもにいる保健師を中心に市民の方、約20名ですが、その方たちと一緒にやってきているというような状況でございます。

もし答弁漏れあれば、また再度質問をお願いしたいと思います。

９　番（小嶋冨弥委員）　委員長、小嶋冨弥。

遠藤敏信委員長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥委員）　健康保険の値上げの件につきましてですけども、国保のそのためにも安いと、値上げならないでみんなが受けて、そして予防医学の方にしていただきたいなという希望なんです。

あともう一点、146ページの財産費の国民健康保険基金がかなり減っていますけども、これはどういうことでこういうふうに減ったというようなことをお聞きしたいと思います。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤**敏信委員長　健**康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　お答えします。

基金の関係でございますが、減ったといいますのは前年に比べて減ったというようなこと……

（何事か呼ぶ者あり）

田中紀雄健康課長　そうですか。

その前に、年度末の基金の状況を申し上げますと、平成15年度で約２億9,200万、16年度末では、まだ会計終わっておりませんが、３億強というような形で見てございます。

あとここ前年と比べまして減っているというようなことでございますが、これにつきましては国保会計につきましては医療費の動向が非常に大きいもんで、今回値上げもやっておりませんので、少し少な目というか、見ているというようなことでございます。一応そういうふうなことでございます。

９　番（小嶋冨弥委員）　委員長、小嶋冨弥。

遠藤敏信委員長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥委員）　143ページの出産一時金と145ページのフッ素塗布助成金がこれ減っています。これは、少子高齢化がこういうふうになって減るというような予算措置ですか、その辺詳しくひとつ教えてください。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤敏信委員長　健康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　出産一時金の関係でございますが、前年から比べまして、10件ほど減というふうな形で見てございます。ちなみに、前年、16年度84件というようなことで見ておりましたが、17年度につきましては74件というような形で見てございます。委員おっしゃられますように、やはり毎年該当者が少なくなってきているというのが見られます。

それから、フッ素塗布につきましては、一応これにつきましても前年の実績から見た中での予算でございますが、今までは集団でなくて、単独といいますか、私どもの方で助成金を出しまして、それを持ってお医者さんに行ってフッ素塗布をやってもらっていたわけですが、今年度からこれも歯科医師会の協力を得まして、集団で実施するというようなことをしましたので、当然その人数も減ってくるのかなというような形で見てございます。

以上です。

遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第24号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまから１時まで休憩いたします。

午前１１時５８分　休憩

午後　１時００分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。

発言の訂正について

遠藤敏信委員長　審議に先立ちまして、発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。

田中紀雄健康課長　委員長、田中紀雄。

遠藤敏信委員長　健康課長田中紀雄君。

田中紀雄健康課長　発言の訂正をお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の質疑の中で、佐藤悦子委員の収納率に関する質問に対しまして現年

分「96.84％」、前年同期で「96.37％」と答弁いたしましたが、現年分「88.18％」、前年同期分「89.55％」に訂正をお願いします。大変申し訳ありませんでした。

議案第２５号平成１７年度新庄市
交通災害共済事業特別会計予算

遠藤敏信委員長　それでは、議案第25号平成17年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。

１３番（新田道尋委員）　１つだけ質問したいというふうに思います。

歳出の方の印刷製本費39万4,000円、この中には今回来年度分の交通災害共済加入の申込書の封筒代というふうにこの増額分、前年度比べますと８万2,000円が多くなっているわけですけども、封筒代だと思います。それで、今回初めて、前は全部１枚１枚、１軒１軒家族構成か何かがわかるんですけど、今回は封筒に入れて家族が、世帯主はわかるんですけど、あと金額ですか、加入金額。わかるんですけども、あと家族が全然伏されていると、封筒に入れているため。これは、個人情報保護の関係でやったんだと思いますけども、変わった部分はいいんですけど、これ全体に今後市のこういった名前の記された配布物はすべてこういうふうにカバーしてしまうかどうかということをお伺いしたい。

私ども議員の方は、皆さん回っているからわかるとおり、これ執行部の方はわからない人もいるんで、現物持ってまいりまして、こういうふうに窓つきの上に世帯主から住所書かれていて、下の方は金額があるというふうな、こういうふうな封筒です。回ってきているわけで、その辺を、いろんな配布物あるわけで、各課に自分のところではどんなものが市民に配布されているかというものつかめると思うんですが、それにすべて家族の名前が書かれて、世帯主以外で書かれているものが区長の方にそのまま回っているというのがいっぱいあるわけです。それを今後どういうふうなことでやっていくか。個人情報の保護ということで、それをお伺いしたい。

武田一夫企画調整課長　委員長、武田一夫。

遠藤敏信委員長　企画調整課長武田一夫君。

武田一夫企画調整課長　個人情報の保護という観点と区長という観点からの御質問でございますので、私がお答えいたしたいと思います。

今回新庄市個人情報保護条例、国では個人情報保護法が４月１日より全面施行されます。その中で、個人情報については収集目的をきちっと明らかにすると。その収集目的以外に原則としては活用してならないというようなことが規定されております。

今回の交通災害共済の件でありますけれども、新庄市の区長規則で区長は非常勤特別職の職員というふうに規定されております。その職員の業務が、職務が４項目ございまして、１つは現在世帯数の掌握等に関する事項、二つ目は市行政事務の周知徹底に関する事項、三つ目がまちづくりへの意見、要望に関する事項、四つ目が各種調査に関する事項、その４項目について必要な情報、個人情報が必要であれば個人情報を区長の方に提供するというふうなことになるかと思います。

今回に関して世帯の構成等々を明らかにするというふうなことについては、区長業務には必要な事項でないというようなことで、現在区長の方には世帯の数だけ、数がわかる、世帯数の掌握がわかる情報だけを提供して、世帯の構成等々についてはお知らせをしないようにしております。

なお、区長は非常勤の特別職の職員でございますので、そういうふうな情報を他に意図的に漏らしたというようなことがあった場合には、市の職員と同様に罰則規定で罰則されるというようなことで、

非常にその情報の管理が区長の方にすべて出した場合には、住民基本台帳が215の区長すべての情報を集めれば住民基本台帳そのものがわかるというふうな形になってはいけないというふうなことで、そういうふうな措置をとらせていただいております。

以上でございます。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。

１３番（新田道尋委員）　これは、申込書であって、渡すときは封なって、のりづけになってわからないんですが、回収するとき、どうなんです。意味ないんじゃないですか。これ１枚申込書だけと、あと金額だけが区長の方に回ってくるんです。私のところでは、隣組にこれが隣組長が回して回収して区長に届け出るんですけども、これが家族構成見られるのは、最低で２人は見られるわけでしょう。返りの封筒が、返信の本当の申し込みの封筒がなければ、これは**何にもなんないんじゃな**いですか。どうです。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　回収する際は、袋の中に金額を入れたまま、新田委員さんも持っていらっしゃいますけども、総合金額はこの空欄のとこへ出てきます。それでもって回収をする場合は、この金額とあわせて、そしてこの封筒の中に入れたまんま回収していただくというような形にしております。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。

１３番（新田道尋委員）　情報が漏れないように**のりづけして返**せという注意書きがあるんですか、私見たことないんですけど。**これ徹底している**んですか。そうでなけりゃ何にも意味がないというふうに私は思うんですけども。行きも返りも大事じゃないですか。情報漏れないように完全にするには、これ半端で何にもならない無駄な金を使っているということを私は言いたいんです、８万2,000円。違いますか。

鈴木吉**郎環境課長　委員長、鈴**木吉郎。

遠藤敏信委員**長　環境課長鈴**木吉郎君。

鈴木**吉郎環境課長　無駄な金**ではないというふうに思っております。個人情報の保護というふうな観点から、決してこの封筒が無駄金ではないというふうに思っております。回収する際もここに現金を入れていただきまして、そのまま、封筒のまま持ってきていただいて、うちの方でそれを全体的に確認するというふうな作業を行っておりますので。確かに新田委員さんの言われるような、区長さん方から集めづらいとか、そういった声もございます。それから、**また個人情報保護の**ためには、やっぱりこれはした方がいいという意見の区長さん**たちもいらっし**ゃいます。今そういった個人情報の保護、そして集金しやすいよ**うな形の中でどう**したらいいかというふうなことで、今後ともそれらを模索しながらやっていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。

１３番（新田道尋委員）　情報を漏らさないようにというような方法でやったと言うんだけども、理解ができない。だって、その申込書の一番右端に区長が預かり書ということで判こ押して了承しましたというのを割いてこうあるでしょう。切って本人宛にやらなきゃなんないんでしょう。必ずあけなきゃなんないわけです。もし封にしてきても、一々みんなあけてチェックしなきゃなんないんです。そして、区長の印鑑を押して返すというふうになっているんじゃな**いですか、申込書用紙は**。それで大丈夫、守られるんですか。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　確かに預かり書という切り取るところの欄がございます。あるんですけども、それらを含めた形で一緒に持ってきていただくような形もとっておりますので。

以上でございます。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。
１３番（新田道尋委員）　やるんだったら徹底しなければ何にもならないということを私言いたいんです。そうじゃないですか。わざわざ金をかけて、区長に余計な手間をかけて、今までと違って。これは、保護法からいってそうしなきゃならないとなったなら、これやらなきゃなんないけど、もう少し完全なことをやらなければ私は無駄だというんです。やっているこれそのものを否定しているんでないんです。完全なものにしなきゃならない。

今回は、たまたまその災害共済の申し込みで出たけども、今度いろんな部分がさっき言ったとおりあるわけですから、それをどうやるかが非常に大事だと思うんです、経費も手間もかかるし。環境課の問題だけでないんです。市全体のいろんなさっき言ったとおりありますんで、調査も来るし、申込書も来るし、それ全部家族の名前載ったというのはいっぱい来るわけです。それを全部しなきゃならないとすれば、相当やっぱり慎重にこの行為を、方法を検討して今後いかなきゃならないんじゃないかと私は言いたいんです。どうですか、それ。完全なものにしていくつもりあるんですか。
鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。
遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。
鈴木吉郎環境課長　その辺についても改良しながら、区長さんたちが集めやすい方法、そしてなおかつ個人情報が守られる方法を模索していきたいというふうに思っていますんで。

以上でございます。
１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。
遠藤敏信委員長　新田道尋君。
１３番（新田道尋委員）　区長手当も引き下げましたね。それで、大変方々から苦情が来ています。何でわずかな手当を下げなきゃならないかというふうなことは言っています。事情がわかってて言うんですけど、やっぱり上がる方がいいんで、下げられる方が誰でもおもしろくない。

そんなこともある中で、余りおもしろく思っていない区長がほとんどだと思うんで、仕事の量も効率いいように変えていくというふうな考えを持ってその区長との今後のお使いをお願いしていかなきゃならないんじゃないかと思うんだ。この１つの開けたり締めたりの、だって相当これ市だって手間かかるし、区長はもっとかかるんです。少ない戸数のとこはいいけども、100以上あるなんていうのは、これは大変な作業です。そして、手当を引き下げてやってもらうと。理解得てやったということは大したもんだなと思うんですけども、そういうことも相手のことも考えてやらないと、効率いいような方法に変えていかないとだめだと思うんです、すべて。
鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。
遠藤敏信委員長　環境課長鈴木吉郎君。
鈴木吉郎環境課長　恐らく新田委員については、交通災害共済だけでなくて、これから市でいろいろとそういった関係、例えば健康診断書とか、いろいろあるわけですけども、そういったことも含めての形かと思うんです。やっぱりそれぞれ区長さんへお願いしていろいろと配布してもらっている関係上、よりよい方向で、効率よい方向で、ただし個人情報は守られるというような１つの要件を満たしながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。
遠藤敏信委員長　他に質疑ございませんか。
１　番（山尾順紀委員）　委員長、山尾順紀。
遠藤敏信委員長　山尾順紀君。
１　番（山尾順紀委員）　今のことに関連してですが、立場上私も区長という立場でおるわけですけども、個人情報という形で袋に入ってきて大変ありがたいなというふうに私は思っています。

それから、集まったお金と袋を袋に全部入れていきました、袋にお金を入れて。私一切あけません。そのまま環境課へ持っていきました。１つも間違いなく領収書をいただきました。翌日領収書を配らせていただきました。その辺は、区長会議のときに袋を持ってこういうふうな取り扱いでしてほしいと、そんなことを事前説明すればよろしいかと思います

ので、よろしくお願いします。
遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第25号平成17年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第２６号平成１７年度新庄市
老人保健事業特別会計予算

遠藤敏信委員長　議案第26号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計予算を議題といたします。
本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第26号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第２７号平成１７年度新庄市
公共下水道事業特別会計予算

遠藤敏信委員長　議案第27号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。
本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
２４番（金　利寛委員）　委員長、金　利寛。
遠藤敏信委員長　金　利寛君。
２４番（金　利寛委員）　167ページで建設費ですが、下水道の建設費２億1,937万円が計上されておりますが、これは駅東の方の例のいろいろ質疑あったところの下水道の整備の建設費だと思われますが、この進捗状況と、それからいろいろ質疑になったホテルはこの下水道に入るかどうか。それから、まだ下水道の予定なっていないところの今後の見通し等、今度下水道課長もこれで御勇退ということなので、引き継ぎ等も含めて、今までの思いも含めて話をお伺いできればというふうに思います。
坂本弥一下水道課長　委員長、坂本弥一。
遠藤敏信委員長　下水道課長坂本弥一君。

坂本弥一下水道課長　お答えいたします。

本当に下水道事業に関しては、皆様方大変御指導、御協力いただきまして、大変ありがたく思っております。大変お礼申し上げます。

建設費の件でございますけども、昨年の暮れに皆様方に臨時会を開いていただきまして、東天町地区は４工区ほど工事発注したわけですけども、そのうち３工区は予定どおり今月22日をもって完成となります。御承知のとおり、このとおり大雪で少々難儀な仕事であって、ちょっと遅れたところもありますけども、あと舗装工事を残すのみとなっております。４工区の内１工区については、道路が狭くて、この大雪でちょっといろいろ地権者、住民の方々と協議した結果、工事ができないような状況になりましたんで、もう一工区については繰り越し工事とさせていただくよう最終日に御提案申し上げる次第ですけども、あとの工区については順調に推移しております。

それから、ホテルを予定されているところの下水道工事は入っているかということですけども、ホテルの方に行く工事については入っていません。16年度工事には入っておりません。

それから、今後のことなんですけども、その東天町地区については、できるだけあの地区、工事が皆供用開始できるように頑張りたいと思って、17年度予算については汚水管の実施設計、大体委託費で560万円ほど予算化させていただいております。住民要望の強い地域でもありますので、ぜひ幹線道路のみならず、これから枝線とかの整備を図っていきたいと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

２４番（金　利寛委員）　委員長、金　利寛。

遠藤敏信委員長　金　利寛君。

２４番（金　利寛委員）　下水道課長とこうやってやりとりするのもこれで最後かなというと、いろいろ思いがあるわけでありますが、今先ほどの駅東のホテルが建設予定になっておりますが、そのホテルに対して下水道をいろんな部分で駅東の方の需要が多いからということで、前回の定例会でいろいろ話し合いになって可決になった点だと思うんです。ですから、そのホテルが建設するまでの間に、今回、今話お伺いしますと、ホテルのところの予定はなっておりませんと断言されているようでありますが、このホテルの建設と相まって、そのホテルが例えば建てられるという状況になった場合には、下水道が完備することを条件に入る状態になるのかどうなのか。ならないとすれば合併浄化槽等をやって、また何年間はという状態の論議がそこにまた戻される経緯があるわけですので、そこいらのところをやっぱりそういうふうにして駅東の方をやったんだったら、ホテルが一番そういうふうな部分で大きいウエート占めているんでしょうから、そこいらのところ、どうなのかなということをお伺いしたいのです。

坂本弥一下水道課長　委員長、坂本弥一。

遠藤敏信委員長　下水道課長坂本弥一君。

坂本弥一下水道課長　説明不足がありました。ホテルに関しての管路、汚水管の布設については、開発者が施工することになっておりますので、開発者が自ら工事をやりまして、その後新庄市に寄附するというか、そういう感じでありますので、それは完全に接続なります。

２４番（金　利寛委員）　委員長、金　利寛。

遠藤敏信委員長　金　利寛君。

２４番（金　利寛委員）　じゃ、開発者がそういうふうに工事をやって下水道の方にということの確約はとれているのでしょうか、もう一点再度お伺いすることと、それから今そういうふうにして下水道の進捗率がどのぐらいになっているのかで、まだ予定なっていないところのこれからのビジョンを坂本下水道課長のうちにその線をある程度ビジョン、まだなっていないところと、合併浄化槽等もいろいろな問題点があったわけでありますが、そういうふうな部分のビジョンはどういうふうに、今のところわかる範囲でどうなっているのかというやつをお伺いしたい。

坂本弥一下水道課長　委員長、坂本弥一。

遠藤敏信委員長　下水道課長坂本弥一君。
坂本弥一下水道課長　開発者側との確約はしております。間違いなくやるように確約しております。

それから、今後の整備計画についてというお尋ねでございますけども、昨年ですか、新たに拡大地域の円満寺周辺とか、西町とか、そういう関係で拡大について御了解いただいたんですけども、何しろこういう財政再建計画の、20年までの財政計画の中でいかに効率よく整備していくかというのは、非常に我々の関係課は協議しながら悩んでいるところです。

当面の整備状況を申し上げますと、方針を申し上げますと、とりあえず17年度は国道47号線松本地区一帯の工事を進めたいと。これは、松本地区は本当にああいう密集地域で、非常に遅れて、区長さんあたりから、余談ですけども、東京にいる孫が水洗化ないので、帰ってこないなんて、そういう苦情も受けたこともあるんで、ぜひこれは念願ですので、やりたいということで、国土交通省と協議した結果、国土交通省は３年でやかしなさいと言われたんですけども、新庄市の財政事情を説明して、ようやく５年でやってよろしいという許可を得ましたので、ここら辺を重点的に17年度から、これから５年間ぐらいかけてやっていきたいなということです。

あとそれから、今東山地区、工事ようやく国道13号を推進工法でやりまして、いわゆる雇用促進事業団とかが供用開始になったんですけども、そこら辺もまたこれから重点的に15年度から16年、17年、18年、19年、20年ぐらいかけてやっていきたいなということです。あそこには国や県の機関、住宅団地など多く抱えておりますので、水洗化の効果も大きいというふうに認識しております。

それから、その次といいますと、先ほど申し上げました円満寺とか西町、桧町、玉の木、ここら辺を予定しておりますけども、やはり松本地区と東山地区、それから東天町の一部と、こう考えていきますと、それだけでも15億円ぐらいかかるんじゃないかということを試算しております。

それから、あとそれが完成すれば次、先ほど申し上げました円満寺、西町ということで工事予定ということを考えております。

いずれにせよ用途地域内については、いわゆる都市計画税とか、いただいている関係上、ぜひ早急にやっていきたいなという考えでおります。こういう厳しい財政状況の中で、再建計画の中である程度の予算を確保いただいております。効率よい工事費とか、そういうのを圧縮したり、いろいろ検討して効率よい下水道にやっていきたいなと考えておりますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。
遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　168ページに地方債の借り換え２億1,120万円、これについてですけども、収入と支出、両方にそれぞれこれについて載っております。ここについて借り換えというのは、なかなか国は認めないというふうに今までいろいろ言われているんですけど、この場合はどういう内容なのか。

それから、利払いの節約はあるのか、どのぐらいなのか。なぜそもそも借り換えできるのかというあたりで教えていただければなと思います。
国分政嗣財政課長　委員長、国分政嗣。
遠藤敏信委員長　財政課長国分政嗣君。
国分政嗣財政課長　前段の借り換えができる理由というふうなことでお答えをいたします。

平成17年度の地方財政対策としては、公営企業借換債を拡充するという17年度の特別な措置ということで、資本費の負担が著しく高い一定の公営企業と。対象事業は、上水道と下水道事業、他に工業用水とか、都市高速鉄道事業とかございますが、本市では上水道事業と下水道事業、対象の起債は利率の６％以上の公営企業債ということでございます。昨年、16年度まで従来分と言っておりますけども、は７％以上の公営企業債でございましたので、17年度は６％以上というふうなことで、公共下水道及び農業集落排水事業に６％以上の地方債が残っておりま

すので、借り換えを実施する予定でございます。
坂本弥一下水道課長　委員長、坂本弥一。
遠藤敏信委員長　下水道課長坂本弥一君。
坂本弥一下水道課長　効果額ということですので、お答えします。

地方債計画上の配分枠というのは全国で決められておりまして、大体1,000億円があります。うちの方のすべての借換が済んだ場合の効果は、償還後の利率2.5%と想定しますと、後年度の利子の支払いについては6,200万の軽減となります。平成17年度においては、約500万程度の利子の軽減となっております。

なお、我々ですけども、御承知のとおり財政融資資金及び**郵政公社資金に**ついては従来どおり借換債の対象となっておりません。そういうこ**とから、私どもも市**長会とか、いろんなことで要望、陳情活動を実践している状況にあることを付け加えておきます。

以上です。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　こういった借り換えは、今まで政府はさまざま基本的には貸している先の計画などについて計画ができなくなる、その関係が損するということで絶対に利息払いの節約になることを許さないという、そういう強い姿勢があるんだということはあったと思います。しかし、全国のさまざまな形での運動によって、こういう高利の、高い利息の借金について借り換えを許さざるを得ないというか、許すというか、それはだからそういうことはでき**るんでないかなと思うん**です。そういう意味では、借り換えをもっと認めさせるべきだ**という強い運動**が今後もさらに必要だと思います。

今貯金しても、何十億とあったとしても数十万円とかという利息だというふうに聞いておりますし、それではほとんどゼロに近い貯金利子でありますので、その差はかなり銀行に入っているし、政府もそれでいろいろ利益があるんじゃないかなと思うんですが、そういう意味でも自治体の今厳しい財政難の状況から、やはり借り換えはもっと強力にやらせるべきだと言っていく必要があると思うんですが、市長はいかがでしょうか。
髙橋榮一郎市長　委員長、髙橋榮一郎。
遠藤敏信委員長　市長髙橋榮一郎君。
髙橋榮一郎市長　大変厳しい地方財政、運営しているわけですが、そういうふうなことで国の方にも市長会等々通じて折に触れて要望、要請しておりますので、これについては今後も引き続き取り組んでいくつもりですので、よろしくお願いいたします。
遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。
７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。
遠藤**敏信委員長　渡**部平八君。
７　番（渡部**平八委員**）　**先**ほどの質問にちょっと関連するんですが、これ下水道課長、本**当に間違いはな**いんですか。開発者が自分で下水道を連結するというか、前にある議員がちょっとここで言ったけど、まず最初、開発行為の申請出てくるわけだ。その後で建築確認申請出てくる。そのときに合併槽でやるんだと。そういう中では、なぜ何千万もの金かけて、ただこのホテルのた**めではございま**せんが、そういう話もあったわけです、ここで。

ホテルとしては、この前のとき144人ぐらいですか、宿泊**客。今下水道で**管渠埋設している場所と、それからこれからもう少しど**こまで延長するかわかり**ませんが、開発なさるホテルの土地、その自分の中は自分でやらざるを得ないで、みんなやるわけだ、自分のは自分が持って。公道とか人の土地なんて、もうそこ関係ないんですか。自分でやれるのか、そこは。今まで聞いたことありませんが、そういうことは。本当にできるのですか。

公共下水道という性格から、こっちは私でやりますよなんていうこと、本来の場合はここ市で、行政でやってくださいよというのが筋だと思うんだけど、もしそれが何らかの理由でこのホテルを経営する人がいろいろな理由が出てやらないとなる場合は、今言っていることとちょっと時間的な差が物すごく出てくるわけ。結果的には、できなくなる恐れもあ

るわけ。その辺心配ないんですか、その辺。
坂本弥一下水道課長　委員長、坂本弥一。
遠藤敏信委員長　下水道課長坂本弥一君。
坂本弥一下水道課長　今までもそういう小規模の住宅団地とか民間業者がやっていますけども、そのときもそういう開発業者さんにやっていただいて、後で市が寄附行為というか、受けて管理するということでやってきました。ですから、この度も開発者にはその旨を話しして了承いただいておりますので、大丈夫というか、心配ないと思います。
７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。
遠藤敏信委員長　渡部平八君。
７　番（渡部平八委員）　前にここであの予算を議決したときは、ホテルも建つ**んだと。それから、**民間の会社の事務所ですか、そういうもの建つんだと。従業員も、それから雇用の場も確保なると。それなら下水道だってもというようなことで決定したわけだ。それがホテルで開発するとは言ってっけんども、物すごい疑問を持つわけ。果たしてこっちで金かけてやったものをつないでくれるかという、課長は今約束をしたと言うけども、それは。１年なり、２年で**やってもらわねば、こっ**ちの方ではああいうことでやった方がいいということが、それ**が崩れるわけ。**物すごく心配だ、私としては。
ホテルをこれから建設し、建てるわけだ。そして、ホテルなんていうものは性格上、ふろだってばんばんと使うわけ。厨房も使うわけ。そうしたとき、何だかんだって理由付けてつないでもらわねば物すごく困るわけ。坂本課長はおやめになるので、残った課長さんたちもおられるので、そこら辺坂本課長はこういうことを言ったということを記憶してもらって、ひとつまず早くするように、これは関連ですので。
それから、本家本元のページの172ページの普及対策費138万4,000円あるんですが、これはよく今あっちの言葉でマニフェストとかと言って、数値目標を立ててやるということがよく出てくるんですが、その中で普及率を16年度に比して17年度はどれぐらい目標として１％とか２％とか上げたいのだと、これどういうふうに思っているか。
それから、もう一つ、使用料が２億7,704万6,000円昨年は、16年度あるんですが、今年は、17年度は２億8,984万1,000円と載っているんですが、およそ1,200万ぐらい増なんです。この増というものは、前から供用できる場所の方々の普及対策によって使用料が増えるのか、それとも新たな、例えば今回やっているような場所が新たに増えた場所の方々が利用することによって使用料が増えるのか、その辺どっちだか。
それから、もう一つは公債費ですか、これが全体予算が15億8,000万ぐらいあるんですが、そのうちのおよそ75％ぐらいは公債費で借金へ回っていくんだ、11億何ぼ。そうなってきますと、今は75％ぐらいの公債比率になっているんですが、今後どういう傾向をたどっていくのか。と申しますのは、先ほどこれからはいろいろな４カ所か５カ所上げられましたが、そういうことを実際できるのかどうか。一般会計から17年度で７億ぐらい繰り入れしているわけです。15億何がしの予算規模に一般会計から７億、約半分。他の特別会計も国保とか、老健とか、介護とかといろいろありますが、大体１割弱ですか、水道もあります、他会計補助金と。これは、国の方からも手当て来ますので、市の持ち出しはいささかだ。
そうなってきますと、本当に下水道というものがさっき課長が言ったとおりのようなこと、できるのかどうか。できないとすれば、私が前に言ったとおり、集排とか、市町村型とか。そのときに企画の武田課長は、今テーブルに着いたところですという、こういう返事もらいました。テーブルに着いたなんていうのは遅いんじゃないかと私苦情を申し上げたんですが、そのときのテーブルに着いたという言葉いただいておりますので、その後市町村型とか、集落排水とか、下水道ですか、どういうふうに内部で詰められ、あそこはこういうことでやった方がいいと、あそこはこうこうでやった方がいいと。そのためには、時間も早いとか金もかからないとか、その

辺の流れというのはどういうふうに今までなってきたのか。

まず、今のそこ御答弁お願いします。

坂本弥一下水道課長　委員長、坂本弥一。

遠藤敏信委員長　下水道課長坂本弥一君。

坂本弥一下水道課長　普及対策と使用料の収入という関連だと思いますけども、やっぱりせっかく莫大な費用をつぎ込んで工事やっているのに誰も接続してくれなかったって非常に無駄なことは御承知と思いますので、我々も毎年その水洗化率何%以上確保というような目標を立てて仕事に当たっております。

ちなみに、昨年は下水道課内でメイク・ア・チェンジと、そういう課全体としての意識改革がありまして、**うちの課でもそうい**う成果に上がるような下水道事業やるということでいろいろ協**議いたしまして**、建設コストの削減とか、工事発注の迅速化と、そういうことをし**ました。そのときの**水洗化率の向上目標が、85%堅持ということで目標を掲げてありました。その結果、今年度は２月末現在で85.3%ということで、今年度確保できるということです。

ちなみに、平成13年度あたりからは80%しかなかったんですけども、この４年間でそれぞれ２%、１%という、徐々に上げてきていると。やはり１%上げれば大体280万、四、五十万の収入が入るということを目標にしてやっております。

あと使用料の見込みについての予算化については、１人当たり平均使用水量、例えば0.297立方とか、そういうことを試算しまして、年間の平均水洗化人口、これ11月の予算査定時では１万5,000人ちょっと見たんですけども、今時点で１万5,300人ぐらいあるということになっていますけども、そういう見込みを立てまして、使用水量掛けた水洗化人口ということでこの度の予算を査定しているわけです。それぞれの水洗化の目標ということで、先ほど申し上げました新しく供用開始になる地域を、その辺も含めて勘案して使用料を見込んでおります。

ちなみに、17年度の供用開始予定世帯は、大体東天町地区とか、あと三吉県営住宅付近、それから金沢地区の金寿しの付近、それから消防署とか、あと沼田町の一部、そういうところを供用開始予定しているということです。新しく供用開始の地域を含めて水洗化率の目標、ちなみに17年度は86%を目標に頑張るということで目標を立てております。

あとちょっと補足申し上げますけども、使用料収納状況もやはり非常に予算上関わってきますので、これについてもちょっと御披露しておきたいと思いますけども、１月現在で使用料も現年度分は前年比0.8%伸びております。滞納についても7.9%ほど伸びております。これもやはり５月の出納閉鎖期までまた収納についても頑張って、昨年を上回る収入を上げたいということで職員一同頑張っているところでございます。

それから、今後の公債費の見込みということでございますけども、御承知のとおり今の17年度当初予算でも先ほど渡部委員さん申し上げたように大ざっぱに比較してみますと、総務費は15.3%、建設費が13.9%、公債費は70.8%となっておりますけども、この度は先ほども答弁にあったんですけど、借換債があったために若干公債費が増えているということですけども、やはり依然として予算に占める借金の返済が７割、実際に工事するのが２割にも満たないというような状況になっておる状況でございます。

今後の公債費の推移については、17年度で大体90億円、18年度も91億3,000万ぐらい、19年度は若干下がって88億3,800万、20年には85億と。24年までででも見通し立てているんですけども、18年度がちょっと多くなる、91億3,000万。これは、12年度、13年度行った処理場の増設工事の償還が入ってくるんで、ちょっと増加したということです。その後は、あと減少傾向にあるんですけれども、しかしまた浄化センターの改築工事とかと始まりますと、このようなわけにはいかないなということを推測しておるところでございます。

あと市町村型とか、これからの生活排水をどうしていくかという話だと思いますけども、下水道と農業集落排水とか、合併浄化槽とか、市町村型の合

併浄化槽、そういう組み合わせをもって今後生活排水の整備を図るということの基本方針だと思いますけども、市町村型については一般質問で平向議員さんに環境課さんの方で御説明なさっておるとおりでございますので、私の方からは答弁差し控えたいと思います。

以上です。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

遠藤敏信委員長　渡部平八君。

７　番（渡部平八委員）　今の答弁では、環境課の方から市町村型がそういう答弁あったと言うけれども、私言っているのは市町村型でやったときと農業集落排水でやったときと下水道、いわゆる公共下水でやったときのそういう比較、やってみたらどうですかと言ったときに、武田課長は今テーブルに着いたところですと答弁もらったという内容。それからかなり月日たっているわけ。だから、そういうお互いのどっちがいいと、そしてどっちが早くできると、どっちが負担が少ないと。受益者も、市も、国も、県もどっちが少ないんだと。そういうことを早くやってみてはいかがですかというの。今の答弁では、それ出てこないわけ。こういうことをやりましたけれども、これについてはこういう結果が出ましたと。まだ時間がなくて、それまだ取り組んだけれども、結論は出てないってなれば、それはそれで結構です。ただし、そのときは今はこの段階までいっていますということは言ってもらわねば困るわけ。その点いかがですか。

遠藤敏信委員長　暫時休憩いたします。

午後　１時５５分　休憩

午後　１時５７分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。

武田一夫企画調整課長　委員長、武田一夫。

遠藤敏信委員長　企画調整課長武田一夫君。

武田一夫企画調整課長　下水道、それから農業集落排水、そして市町村設置型、個人の設置型の合併浄化槽等ございますけれども、それらについて関係課といろいろ協議をしてきたと。その中で、市町村設置型という新たな手法が下水道整備と同じような、有利な条件の中で整備ができるというふうな情報を得まして、その市町村設置型を導入できないかというふうなことをそれぞれ検討を始めたと。それがテーブルに着いたというふうな表現で申し上げてきたところです。

ただ、非常に課題が多くございまして、例えばいわゆる下水道の計画の区域にそのまま市町村型の合併浄化槽を設置することができないと。いわゆる市町村型の合併浄化槽を設置すれば、もうそこには二度と下水道がいかないという、そういうふうな選択も当然出てくると。ただ、市町村設置型、全く経費がかからないでできるということじゃなくて、やはり下水道と同じような規模の費用も、イニシャルコスト、ランニング入れてかかりますので、そういうふうな配分、いわゆる用途地域内に今下水道を整備しているわけですけれども、その他の地域を市町村設置型にするのであれば、そういうふうな費用の配分というようなものも検討の課題にあると。農業集落排水をどうするかというふうなこともありますし、それぞれ課に持ち帰っていろいろ協議をして、また調整をするというふうな形で今進めているところでございます。

ただ、市町村設置型と、それから下水道の整備との費用の比較というふうな部分も進めたらどうかというようなお話もありますけれども、この比較、単純に積算できないと。いわゆる大阪市あたりでもかなり苦労して、どっちが費用が安くできるかと。イニシャルコストそのものはわかるんですけれども、これからランニングがどうなるか、あるいは更新の時期にはどういうふうな形になるかという耐用年数の部分ございますので、そういうふうな費用の積算というのは、かなり苦労して出されているというようなこともお聞きしております。そういうようなことで、どこの課でそれを積算するか、あるいは人員体制をどうするか等々もございますので、その辺も

含めながら将来の課題としてそれらを検討してまいりたいと。今々市町村設置型をすぐ導入するというようなことにはなりませんので、将来的な課題の中でそれを解決を図っていきたいというように今各課で調整をしているところでございます。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

遠藤敏信委員長　渡部平八君。

７　番（渡部平八委員）　今の答弁聞くと、武田課長、市町村型というのは新たな方策ということで出てきたと、こう言うけれども、かなり前から出ているわけ、何年も前から。何か去年あたりちょんと出てきたと、そういう答弁聞くと印象持つけれども、もっと前からあったんでしょう、これは。市町村型というのは。これは、清秋さんなんかおれより詳しい、いろいろ資料なんかおれより勉強してて。そういう答弁していると、何か去年あたり出てきた印象持つわ**け、何にも一般市民は。**わからない人は。それではだめなんだと。何年も前から出てい**るんだ、この方**式というのは。

それで、まず、もう一つは言葉じりつかまえて言うわけではありませんが、将来の課題としてなんていう悠長なこと言ってだめだと、将来の課題としてこれからこれを協議していくなんていうことは。今先進地ですか、そういうところでも更新するときどういうふうになるか、耐用年数がどういうふうになるかと。それがこれをやった場合、公共下水がその地域へどんどん、どんどんまちなり、何だか張りついていったときは別の公共下水道に切りかえることができるか、できないかどうか、こういう懸念もあると。そういうことも聞けば、それがわかるわけ。

我々集落排水だって、どんどん、どんどん何かで延びてきて公共下水道へ切りかえるか切りかえないかなんて、そういう時点だって考えられる場面だって想像できるわけだ。そういうことを含めて将来の課題とか、新たな市町村型が出てきたなんていうことでなく、武田課長、もう少し歩き方早くして、どっちいいかということをひとつこれ農林課も下水道もみんなして頭突き合わせて、なるべく早くこうこう、こういうことでいくということを結論出してください。

（何事か呼ぶ者あり）

７　番（渡部平八委員）　いや、今初めて言ったんじゃないです、私は。向こうの席に座っていた時も言った。今田さんと一緒に並んだときもこれを言っているわけ。ここに来てからは、どっち早くやった方がいいのか、前にそういうこと言ったけれどもと言ったら、今テーブルに着きましたと。これ何回言ってもしようがございませんので、また早くみんなして知恵出し合ってひとつ頑張ってください。

終わります。

遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ**れに御異議あり**ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委**員長　御異議な**しと認めます。

これより採決いたします。

議案第27号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後　２時０５分　休憩

午後　２時１５分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。

斎藤　敏委員より、これより欠席との届け出がありました。

議案第２８号平成１７年度新庄市
農業集落排水事業特別会計予算

遠藤敏信委員長　議案第28号平成17年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　188ページ**の２の１でプラス前年比60万8,**000円というのがありますが、これは使用料値上げ分に相当するものなんでしょうか。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　料金改定による増収として計上してございます。

遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。

８　番（清水清秋委員）　委員長、清水清秋。

遠藤敏信委員長　清水清秋君。

８　番（清水清秋委員）　じゃ、私の方から集落排水事業。先ほど公共下水道でいろいろ退職される坂本課**長が四苦八苦しなが**ら答弁したように感じ、私も少しあったんですが、集落排水の方**でお聞きしておき**たいと思います。

187ページなんですが、歳出の農業集落排水事業費、これに関連してなんですが、公共下水道の方の建設事業費**とか、いろいろ**今お聞きしたんですが、一方では公共下水道区域外の下水道整備と**いうか、そういうものは**何ら見えてこない。例えば合併浄化槽の助成措置の廃止、ある**いはこの農業集**落排水事業、建設事業費は一切盛り込まれていない。そ**ういうようなことから見**ますと、公共下水道と区域外の下水道整備がどういう整合性を図りながらやろうとしているのか、その辺からお聞かせいただきたいと思います。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　集落排水事業の候補地につきましては、周辺集落を中心にして当初の計画に基づいて整備を行ってきたわけでありますが、４年ほど前になりますか、県の方で集落排水を設置する場所の基準となりますか、そういったマニュアルを見直した経緯がございます。県の方で公共下水道につないだ場合、それから集落排水単独で実施した場合の事業算定を行いました。その基準となりますのが、公共下水道から２キロ以内についてはそっちに接**続して公共下水道で**処理する方が経済的であると。それから、それ以上に離れている**集落については**、戸数にもよりますが、集落排水で実施するべき地域というふうに**してガイドラインを**設置しました。そのガイドラインに基づいて見直しが県の方でなされたということで、その合致する地域、新庄市では本合海地区だけというふうな結果になってございました。

そういうことで、ちょっといきなり唐突にということで、かなりうちの担当課の方からも県の方でそういう一方的な見直しはうまくないんじゃないかということで再三申し入れとか協議をしましたけども、それは経済性の問題、それから国のそういった全体的な見直しの中で行われていると。それから、県の採択の基準、目安づくりという中でやっているのだということで、それが既定事実のようになっておりまして、新庄市ではその集落排水に合致する地域は本合海地区と、１地区であるというようなとらえ方をなされております。

そういった経緯のもとに今のところ位置づけになっておりますが、それはあくまでも県の採択基準でありまして、それがすべて決定というふうな形ではとらえてございませんけれども、現実的にはそういう取り扱いになっているというのが現状でございます。

８　番（清水清秋委員）　委員長、清水清秋。
遠藤敏信委員長　清水清秋君。
８　番（清水清秋委員）　区域外の住民に関しては、この集落排水事業の対象として県の方では地区で言えば本合海地区と。これは、県の方でどうとらえているかはちょっとわからなかったんですが、何年か前から、何年か前というのは、これは萩野の集落排水事業完了した時点から次の構想はちゃんと立てられたと思います。私もそういうふうな説明を受けております。そうした状況下の中で、いまだにそういうふうな事業のめどがない。前の議会でもいろんな、そ**ういう今先ほど市町村設**置型、これに対してはもう私２年ほど前から質問しております**。そういうよう**なことで資料も提供しております。事業費に関しては、**こういうふうな比較もさ**れているということ聞いております、３課で。それは、ともかくとして、やはり区域外の排水事業の整備、当然図っていかなければならないと考えておるわけでございますが、その辺のきちっとしたというか、どういうふうな計画で今進められているのか。

ただ、県の方ではこういうふうな地域を対象にするというようなことなんですが、我々市民は何らこの整備事業が見えてこないのが今現状であるわけで、いろんな分野で、例えば各集落で住宅を建てるとか、そういうような場合、いろんな影響出ているんです。合併浄化槽も助成事業がない。何の手立ても見えない中で、これから定住構想もあるわけで、住宅を建てたい。前も言わせてもらったんですが、そういうようなことがいつまで続くのか。ここらできちっと計画内容を示していただきたいけども、どうなんでしょうか。
伊藤　亘助役　委員長、伊藤　亘。
遠藤敏信委員長　助役伊藤　亘君。
伊藤　亘助役　先ほどから企画調整課長、農林課長説明ありましたとおり、県の方で農業集落排水の基準、採択基準といいますか、先ほど農林課長から説明がありましたように、公共下水から２キロ以内であれば集落排水として我々が計画していたところが公共下水エリアでやってくださいと、公共下水道でやってくださいという整理がなされました。我々としては、それをまだすんなりと受け入れるわけにいきませんので、そういう意味で検討中というお答えになるんです**が、その見直**しの結果、今まで新庄市は農業集落排水と公共下水の両肺飛行**で来たと、両方**併行に進めてきたというところが本合海地区の集落排水１つ**を残して、あ**とは公共下水でやってくださいというような整理が県の方ではなされております。

それを受けて我々としてはそれをどういうふうに進めていけばいいのか。今までどおり公共下水は公共下水で進めて、農業集落排水は本合海地区が１つ残ったわけですから、それの今までどおり農業集落排水の事業採択の時期を探りまして、農業集落排水に取り組んでいくという方向でいくというのが基本、県の案を受ければそういうことになるわけでございます。

ただ、そうしますと北部の方で農業集落排水から外れた地域は、今まで両肺飛行で来ていたときは併行で進んでいたものが、それが後に果たして回ってしまうことになるのかということになってしまいますので、もう少し早い整備の仕方はないだろうかという、今までの両肺飛行でやっていたという考え方を踏襲すれば、まず本合海については農業集落排水でいくか、それよりもっといい方法があればそれでいくかという方法がありますが、それ以外のところの旧農業集落排水から公共下水にいくべきだと指摘された地区については、公共下水でいきますと下からやっぱりつないでいかなきゃいけませんので、上の方は相当遅くなってしまいますので、そこら辺新しく市町村設置型というのが出てまいりましたので、そういったものに振り替えられるかどうかという検討を始めたところですというのが、正確に言うと、そういうことでございます。

ですから、早い時期にその辺の整理ができた段階でやはり皆様方にその全体像を御説明しなきゃいけないというふうに考えておりますが、非常に作業

量が膨大なものですから、時間がかかっているというのが現状でございます。
８　番（清水清秋委員）　委員長、清水清秋。
遠藤敏信委員長　清水清秋君。
８　番（清水清秋委員）　わからなくもないんですが、やはり行政サイドだけがわかっていても、何ら我々市民サイドにそれなりの説明をもらわないと理解もできない、そういうことだと思います。

市町村設置型浄化槽とか、いろんな模索されたと思います。こういうふうに事業費の比較なんかを私もらっております。ようやく３課でそういうふうな比較検討とか、いろんなテーブルに着いて話し合われたということも聞いております。本当に今回の施政方針にあったスピード化、そういうことからスピード化というのは施政方針の中にも出てきたんじゃないかと。そういうことが我々市民サイドに本当にいかに定住、家を建てて住みたい、そういうふうな希望があっても肝心なそういうふうな生活環境整備が相応に進まないといろんな分野で影響が出てきて、定住構想が本当に絵にかいたもちだというふうになってきているのが現状だと思います。

やはりこの区域外は、特にこういうふうな公共事業で２億何千万ですか、やっているわけでしょう。何で区域外がそれ相応に進めていかれないのかということになりますと、行政の平等性、ある程度その辺も鑑みをしていただかないと、やっぱり地域に置かれている我々、非常に何か市の行政からはみ出して取り残されている感じで仕方ないんです。ぜひこの集落排水事業が得なのか、市町村型が得なのか、合併浄化槽、これを廃止したから余り言わないでおきたいんですが、そういうふうな観点から何が当市にとって事業、どういう事業を施したら最少の経費で最大の利用の効果を出す、そういうことをうたっているわけですから、きちっとその辺を精査して、なるべく一日でも早く我々にそういうふうな説明できる対応をしていただきたい。

あともう一つ、集落排水の使用料に対して未納等そういうものはあるかないか。あるとすればどのぐらいあるかお聞かせいただきたい。
坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。
遠藤敏信委員長　農林課長坂本孝一郎君。
坂本孝一郎農林課長　集排の未納でございますが、３月１日現在で４集落で12人いらっしゃいます。それで、滞納額は現在までで累計で73万5,848円でございます。
８　番（清水清秋委員）　委員長、清水清秋。
遠藤敏信委員長　清水清秋君。
８　番（清水清秋委員）　そういうふうな方向で今未納もあるということでありますが、その点につきましては未納回収の方向に努力をしていただきたい。そういうふうな集落排水事業をやっぱり待ち望んでいるところもあるわけだ。当然地域の同意書もとって市長の方へも提出されている、何年か前。そういうようなこともあったわけであります。そういうふうな要望にぜひ応えていただきたい。

未納の方は、ぜひ努力して収納を図られるようにお願いして終わります。
遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第28号平成17年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第28号については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

遠藤敏信委員長　起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第２９号平成１７年度新庄市
営農飲雑用水事業特別会計予算

遠藤敏信委員長　続いて、議案第29号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第29号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３０号平成１７年度新庄市
介護保険事業特別会計予算

遠藤敏信委員長　議案第30号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　206ページの７の１、一般会計繰入金マイナス244万6,000円、これの繰入金が減った内容などについてわかればお願いします。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　繰入金関係ですけども、市からのいわゆる一般会計からの場合は繰り出しになりますけども、介護保険から見た場合は繰り入れになりますけども、これは給付費の12.5％は市町村で介護保険会計の方に一般会計からやらなければならないというのが原則になって、これは御存じのとおりです。

それで、給付費は積算したわけなんですけども、すべてこれは給付費の積算に基づいて国の補助金、県の補助金、それから支払基金の支払い額決まるんですけども、要するにいろいろ推計した結果、給付費が去年の当初で見た場合よりも12.5％掛けた場合、これだけ少なくなるような給付費見込み、要するに給付費が去年の当初に比べて少なく見積もることができた。そのために12.5％、同じ率なんですけども、これだけ繰り入れは去年の当初に比べて少なくて今のところは済みそうだ、そういうふうな計算になりますので、よろしくお願いいたします。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　さらにあるのかなと思っているところなんです。というのは、一般会計の介護保険に関係するところで、低所得者介護サービス利用軽減についてマイナス77万円だったんです。そこら辺との関係はないのかお尋ねします。
川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。
遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。
川田宣彦福祉事務所長　ただいまのおっしゃられたことは低所得者関係の繰入金ですので、民生費の３－１－９、介護保険費というのがあるんですけども、そちらの方では低所得者に対するいろいろな支援というんですか、援助やっていますけども、一般会計３―１―９の方で介護保険費ということで、ここでは社会法人による利用者負担とか、低所得者介護負担利用者の負担軽減、ここで介護保険の繰出金ということで、ここでは出しているわけなんです。ここが支出科目となって介護保険の方の特別会計で受けているということになりますので、これが繰出金プラス事務費繰出金になっておりますので、ここに事務費繰出金も含まれております。そして、いわゆる給付費に対する負担が12.5％、そのようになるということでございます。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　今のところがちょうど介護保険の低所得者に対する国の方の介護サービスの利用軽減でやっている内容に関わるところでないかなと思うんです。
　これは、一般質問でも質問したところなんですが、課長さんの方からは国の制度のとおり以上のことは考えていないというお話でした。国の方では、今度の３月31日には低所得者のために特別対策として利用料の軽減措置があったのを今度は打ち切って、今まで６％で利用できた方を10％負担に、他の方々と同じにするということだそうです。１日２時間の訪問介護を週５日利用する場合は、今のままだと、６％の負担だとすると約9,800円の負担で済んでいるんですが、これが10％というふうになりますと月１万6,100円となりまして、同じヘルパーなどの支援を受ける立場であっても月6,300円もの負担増となります。
　新庄市では、12人の方とおっしゃっていましたけども、こういった方々が低所得者世帯というふうになっているわけなんですが、こういった方々が本当にこのままで負担に耐えられるか、このまま利用ができるか、不安にさらされていると、本人たちはまだ気づかないかもしれません。しかし、国の制度によればそうなるわけなんですが、その点について所長さんとしてはどうお考えなのか。やはり国のとおり値上げでいいと思っているのかお願いしたいと思います。
川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。
遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。
川田宣彦福祉事務所長　一般質問のときに17年度からのそれらの利用者減免が廃止されるために、ホームヘルプを受けている人12名が通常どおりの10％になるということを申し上げました。
　それで、そういう方が10％になったためにどうなるかということなんですけども、去年までは６％、今は６％になっているわけなんです。当初は零％か３％、次の２年間ぐらいで６％、そして17年度からは10％になりますよというのは、これ５年前の制度発足時からの約束事ということでホームヘルプを受けている場合はなっておりまして、それについてだけは17年度からなるということですけども、そういうことは家族の方、あるいは御本人、あるいはいろいろ御相談になっているケアマネジャーさん、そういう方も御存じの上でずっとケアプランとか、そういうものを立ててきたことだと思いますので、その辺も御理解はいただいていると思いますので、そんな中で今後御家族の方、あるいは御本人、ケアマネジャーさん等含めました介護のサービスの受給、そういうものをぜひお考えになっていっていただきたいなと、こんなふうに思っております。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　軽減措置になっている方の低所得者世帯というのは、具体的にどういう世帯だというふうに把握しておられますか。
川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。
遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。
川田宣彦福祉事務所長　把握というより、これは決まりで、第１段階の保険料、第２段階の保険料で、さらに所得が年収で41万2,000円以下の方ですか、そういう方が主に社会福祉法人による減免の対象ということとは、そのようになっておるところでございますが。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　ということは、世帯全体が、ひとり暮らしになるか、家族いるかわかりませんが、とにかく非常に低い年収であるという世帯だという御認識だと思うんです。そういう方が、年収例えば41万2,000円以下という場合の方ですが、そこに一月、例えば先ほどの例で一月6,300円も増える、同じ利用で。こうなったらということは、年にすると６万、８万ぐらい、７万以上になると思うんですが、そういう負担増に耐えられるとお思いでしょうか。私は、年収41万2,000円というふうに見ておられるほど低い年収で頑張って何とか暮らそうとしている方々に、やはり市として独自の軽減制度をやってもおかしくない、手を差し伸べるべき相手ではないかと思うんですが、その点市長さんなどはどうお考えでしょうか。
川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。
遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。
川田宣彦福祉事務所長　ただいまのお話ですけども、そういう方々が佐藤悦子委員おっしゃいましたように、ひとり家族なのか、御家族と同居されているのか、第１段階、第２段階ということであれば世帯の方々も非課税ということになっているんですけども、非課税なんですけども、所得は何がしか他の方もいらっしゃればあるんではないかなと。それで、先ほど申し上げましたように、５年前からそういうふうになるというような制度自体だったもんですから、申し上げましたように御家族の方も御理解いただいていると思いますし、御本人はどうかわかりませんけど、特に御家族の方、あるいはお世話されているケアマネジャーさんの方、そういう方から話も当然あったものと思いますので、その辺は今後御自分たちに合ったような内容でやっていくと思いますし、どうしてもいろんな他の制度でも市が独自に減免というものはやりませんとこれまでも何回も申し上げてきたとおりですので、もし他の制度でも救える制度がないとすれば、やっぱり生活相談、そういう形の方に持っていかざるを得ないのではないか、そういう形での生活相談をお受けすることになるのではないか、そんなふうに思っております。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　ケアマネジャーさんから伺うと、ケアマネジャーとしてはその方のあるお金の中でしかできないもんですから、それ以上のことというのはなかなか限界があるというか、やはりここは行政のレベルで改善できるところは改善する、こういうことが私は社会保障制度の一環である介護保険の立場をということで考えたときにやる必要があるのではないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいという意見であります。
　次に、205ページの１の１、介護保険料ですが、滞納繰り越しというのがありますが、滞納者数の状況、それからこの方々の介護保険の利用はどうなのか。また、保険料がマイナス3,210万円となっていますが、これはどういうような内容なのかお願いします。
川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。
遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。
川田宣彦福祉事務所長　それでは、最初の部分、介護保険料の滞納者と、いわゆる介護保険の給付ということでよろしいんでしょうか。
３　番（佐藤悦子委員）　はい。

川田宣彦福祉事務所長　その関係を申し上げまして、保険料の方は先ほどから税務課長ともお話ししておったんですけども、いろいろ資料より詳しいのがありますので、税務課長の方からお願いすることにいたします。

まず、介護保険料の滞納ですけども、これにも確かに滞納ございます。

それから、介護保険の保険料の徴収の仕方が、これも御存じのとおりです。特別徴収と普通徴収ということで、特別徴収の場合は天引きということになりますので、まずほぼ100％の収入ということになりますけども、普通徴収の場合は、どっちかというと、やっぱり90％ちょいぐらいの収入ということになります。

それで、中にはやっぱり滞納されている方いらっしゃいます。それで、そういう方に滞納した場合と今度給付の関係になるんですけども、三つの取り扱いというんですか、そんな形になります。要するに１年以上の滞納か、１年６カ月以上の滞納か、それから２年以上の滞納か、これによっていろいろ、ペナルティーと言ってはなんですけども、いろいろな利用者にとっての制約が発生してくるということでございます。１年以上の滞納の場合ですと、まず仮に御本人が介護サービス受けるようになった場合は、やっぱり最初からもう100％になって、後で９割は償還払いという形でなるとか、１年６カ月以上なった場合は、やっぱり当然そういうふうにして償還払いという形になりますけども、償還払いされる費用が差しとめられるとか何かさまざまあります。それから、２年以上滞納になりますと、いざ介護保険利用するときにその滞納した期間によっては何カ月間か何年かが絶対もう一切10割本人負担ですよという部分も出てくるんです。古いやつ、平成12年、13年のころに滞納していたやつは今払うと言ってももう要りませんというのが今の制度になっていますので、そのかわり介護を受けるようになったときはその期間に応じて10割負担してもらいますよ、そういうペナルティーといいますか、そういうこともありますので、いろいろお知らせとかチラシ等配布しながら、滞納についてはしないようにというようなことで御理解いただいておりますけども、実情を申し上げますと、やっぱり制度そのものをよく理解されていない方が多いようでして、私はかからないからいいんです、払いませんと、そういう方が多いみたいです。

それで、非常に珍しい例なんですけども、そういうふうな方がある日突然やっぱり体急に弱くなって受けざるを得なくなった。こうこう、こういうことを説明したら、わかりました、すぐ払いますということで、ただしこの間は10％あれですよ、はい、わかりましたと、そういう方もいますので、結構そういうふうな考え方の方がいらっしゃるんじゃないかと思いますけども、本来の趣旨に反しますので、ぜひやっぱり御理解いただいて、相互扶助ということを理解いただいて納めていただければなと思っているところでございます。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

遠藤敏信委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　介護保険の第１号被保険者保険料につきましては、現年分については平成16年10月末の人員を対象にして積算をしてございます。16年の９月の議会で、補正予算で減額したときも御説明申し上げたと思いますが、６段階ありまして、第１段階から第６段階までございますが、それぞれ保険料率が、額が違いますので、16年度の当初予算と比較して17年度の当初予算におきましては第１段階、第２、第３というふうに保険料率が低い方の人員が多くて、保険料率の高い方々が少なかったということで3,000万円のマイナスになってございます。

ちなみに、特別徴収と普通徴収の人員でございますが、特別徴収が8,709人、普通徴収が1,885人というふうになってございます。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　先ほどの未納と給付の関係で、２年以上の滞納の場合には当分の間は10割にな

るということでしたけども、７割に引き下げられるということです。済みません。ちょっと勘違いしました。そして、そのかわりに高額介護サービス費という制度もあるんですけども、一定のサービス料を超えた場合は、その人の保険料の段階によっては高額介護サービス費ということで還付なってくる場合があるんですけども、そういう制度そのものは適用なくなるということです。１年以上の場合は、とりあえず10割で、後ほど９割は自分の方に返ってくる。１年６カ月以上になると、それと似たようなものプラスその償還払いされる費用が場合によっては差しとめられる、介護保険料に回される、そういう制度があるということで訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　今の介護保険料に関してなんですけど、介護保険料を今現在５段階か６段階か、５段階だと私は受け取っていますけども、その段階ではやはり低所得者の方々に対して厳しいのではないかなというふうに思います。より所得に合ったようなやり方で10段階などにした場合、所得の少ない方々に軽減になるということも伺っておりますが、そういったことはできないのかお尋ねします。

川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。

遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。

川田宣彦福祉事務所長　御存じのように新庄市は今、ほとんど全国同様ですけども、第５段階が非常に大多数の標準となっております、市町村では。ただし、今県内でも四つのまちと市で６段階制度とっております。必ずしも５段階制度とる必要ありません。それから、新しい今議論されて国会の方に提出された介護見直しの法案の中では新しい段階の設定ということで、やっぱりそういうことを考慮しなさい、しなければならないだろうということで、そういうような見直しもされています。

例えば新庄市でですけども、大きい10段階というお話でしたけども、やっぱり所得をどのぐらいの、１、２、３は同じだと思んです。第１段階というのは、生活保護者とか遺族年金の受給者、第２、第３段階はいわゆる本人の住民税の非課税、そういうことは変わらないと思うんですけども、それ以降ということは、要するに所得の多い人ということになるわけですけども、大きいまちというんですか、所得水準の高いまち、そういうところでは非常に高い方を細かくしてやるということは有効ではないかなとは思います。

ただ、新庄市の場合を例にとりますと、後期高齢者は非常に多いんですけども、いわゆる高齢者で所得の多い人というのが数の割には少ない、そういうふうな現象があります。そういう現象がありますから、財政調整交付金というのは国から来るやつ５％分あるんですけども、実績では5.何%かということでかなり高く盛られている状況になっているもんですから、６段階とか、それ以上やった場合の効果というのは余り大きくはならないんではないか、そんなふうには思っておりますけども、５段階に関わらず、６段階以上やってもよいということには間違いありませんが、新庄市ではせいぜいやっても６段階かそのぐらいかなと思っていますけども、それについても今のような御意見をもとにして、18年度に保険料の見直しがありますので、17年度中の作業になっていきますので、いろいろの御意見を聞きながらの作業を進めていかなければならないと思っています。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　所得の多い方がいらっしゃればいただけるようにするというのは私はいいと思いますし、さらに所得少ない方に配慮した段階も考えてもいいのではないかということで、ぜひ御検討をお願いしたいところです。

それから、続いて209ページの２の３に施設介護サービスがマイナス約3,800万円、細かいところはちょっと省きまして、そういう給付になっていますが、

これについて施設の介護サービスの状況といいますか、特養待機者の状況などはどう把握しておられるのかお願いしたいと思います。
川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。
遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。
川田宣彦福祉事務所長　特養の待機者ですけども、これも前にも申し上げたことあるかと思いますけども、新庄市民の中においては、新庄市民は恐らく50人から100人の間の数字ぐらいではないかなと思っております。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　この前、12月議会だったかと思いますが、ある施設では80人という数字も出ているというふうに伺いました。そうしたときに、どうこの施設の待機者を解消するかということで私は考える必要があると思いますが、その点について考えている方策などあったらお願いします。
川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。
遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。
川田宣彦福祉事務所長　待機者解消ということですけども、大変難しい問題ではあると思います。

まず、よく言われているのは、確かに待機者いるんですけども、本当に入所の必要があるのかと、そういう議論も間違いなくあります。全部が、待機者100％が本当に待機かと見た場合に必ずしもという疑問は、これは前からずっと深くある議論だと、そういうことです。

ただ、やっぱり待機ですけども、これからは解消法というのは、一番手っとり早いのは施設を多くして待機している人、間に合うように整備していくのがいいんでしょうけども、それでは恐らく財政がもたないと思いますし、保険者の保険料も恐らく今の３倍、４倍ぐらいにしなければ、今の制度がそのままであればそんな形になると思います。したがいまして、やっぱり待機者解消というよりも、いかに在宅の方で介護できるようにするか、そういう方向をしていかなければならないというのが新しく今やっている見直しの大きなポイントではないかなと、そんなふうに思っております。

したがいまして、いかに在宅でさせるべきかというのは、これも５年間でいろんな方策をやってきたと思うんですけども、やっぱり非常に難しい答えで、一番手っとり早いのが、今言いましたように、施設を欲しい分だけつくるのが一番いいことですけども、非常に非現実的なことだと思いますので、この辺はどうなっていくか。いかに新予防給付とか、そういうふうな形で言っていますけども、要するに待機者を少なくする、要介護状態を少なくしていく、どういうふうな方法をとったらいいか、そういう方向に向かっていかなければならないのではないかなと思います。

それでなくても第３期、18年度からは、また保険料というのは上げざるを得ないと思います。今の国のいわゆる公負担と１号、２号負担の比率が同じ考えであるとすれば、また、どのぐらいなのかわかりませんけど、上げざるを得ないと思いますので、そんな形でそういうことも含めまして、やっぱりいかに介護にならないようにするかと、そういうことをみんなで考えていかなければならないということで、本当の介護保険制度の根本のテーマというものをもう一回みんなで向かっていかなければならないんじゃないかなと、そんなふうに感じています。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　そういう意味では、高齢者の健康づくりをどうするのか、介護にならないようにする、そのための手立てということでは、これは介護保険だけではなくて、社会福祉、高齢者福祉、全体、健康問題についても若いときからそうかもしれませんし、そういうことも含めて国全体でやらねばならない問題だと思います。しかし、それでも施設を必要とする要介護状態になる人出てくるわけですから、これ全国で34万人も待機者がいるということに対して、国としてやはり特別養護老人ホーム、必要な施設は国が金を出してつくらせるべきだと、

国庫補助を増やしてやってほしい、こう言っていただきたいんですが、いかがでしょうか。
川田宣彦福祉事務所長　委員長、川田宣彦。
遠藤敏信委員長　福祉事務所長川田宣彦君。
川田宣彦福祉事務所長　具体的に何のために増やせとかということは、非常に細かいことまではいっていませんけども、そういう今おっしゃられたようなことも含めまして、国に対しては町村会、議長会、市長会、市議長会、知事会、県議長会、いわゆる六団体が介護保険に対してもう少し国の方で支援してくださいという要請というのは毎年のように出しておりますし、さらには具体的にこういう部分というところまで、かなりの細かいところまで国の方に出しておりますので、今後ともそういう流れというのは引き続いていくものと思っております。
遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第30号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
ただいまから10分間休憩いたします。

午後　３時０５分　休憩
午後　３時１５分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。

議案第３１号平成１７年度新庄市
水道事業会計予算

遠藤敏信委員長　議案第31号平成17年度新庄市水道事業会計予算を議題といたします。
本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。
遠藤敏信委員長　新田道尋君。
１３番（新田道尋委員）　それでは、９ページ、支出の部にあります１款資本的支出、１項建設改良費の中の20節の工事請負費２億9,630万円、配水管布設替工事、これで内示資料の中にこの詳細がありますけども、これは石綿セメント管の更新3,465万、それからその裏のページの６ページには老朽管の更新事業１億4,220万というのが中に含まれておりますが、昨年になりますが、老朽管の折損事故ということで、私の記憶では２回あったと思うんです。それで、昨年度よりの５年計画、総事業費、老朽管に関しては４億の中の第２年度目を17年は迎えるわけで、１億4,220万、それがあるんですけども、去年質問すればよかったんですが、そういうふうな事故を受けながら、５年間のその計画を短縮できないかというふうに思っているところでございます。
それで、この件に関しては老朽管の破損はあるというふうな想定はもう既に前々よりされておったわけで、市長の16年度の予算編成のときの答弁にも老朽管、石綿管の布設替は積極的に資金を、内部留保資金14億5,000万ぐらいあったわけですから、それを取り崩してでも早い時期に整備をしたいというふうな答弁もあるわけでございますから、その事故を

受けてこれを短縮すべきだと私は思うんで、今年度発生したために費やした復旧事業費いかほどかお伺いしたい。

それから、これを短く、国との補助金の関係もあるんで、難しいんじゃないかとは思うんですが、できるかできないかお答えをいただきたい。

それから、開発費の中に、17年度主要事業の中にデータベース化すると。これを４年間で総予算額が１億2,000万、17年度は5,000万で開始したいというふうにありますけども、これをデータベース化もう既に終わっているところもあると思うんですが、13市の状況はどうであるか。それから、県内ではどのぐらい進んでいるかをまず最初にお知らせいただきたいというふうに思います。

佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。

遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。

佐藤幸一水道課長　老朽管の布設替工事につきましては、当初17年度以降国の補助事業でもって実施していきたいという考えで実施計画を作成しておりましたんですが、昨年２度にわたる破損事故によりまして、急遽国の方にお願い申し上げて、年度途中でありますけども、補助事業の採択を受けました。それで、補正予算で3,300万の事業費を計上したんですが、その後再度450ミリの老朽管の破損事故ございまして、市長に上京していただいて、その現況を訴えていただいて、さらに6,000万の追加予算をいただいて、16年度で9,300万ですんで、今回５カ年計画で実施していきますという計画をお示ししているんですが、こういう状況でいきますと、今新田委員さんおっしゃるように、工期の短縮が国の厚意によりまして、可能というふうに今のところは私ども判断しております。ただ、どのぐらいの工期短縮かというのは、今後国の予算の状況を見ながら判断していきたいというふうに考えています。

それから、450ミリの復旧の事業費ですけども、今回ほとんど直営部分で復旧工事を、管の復旧工事そのものは業者を使いましたんですが、交通整理、広報、一番金のかかる部分についてはすべて職員の動員で賄いました。そういうことからいって材料費、それから掘削費等が金のかかった部分でございますので、大体１回で250万から300万の復旧事業費がかかってございます。ただ、450ミリ２回でしたけれども、老朽管の落合町地内、それから鉄砲町地内、これは150ミリから250ミリになりますけれども、そういう管の破損事故もございましたんで、かなり当初予定していた復旧費よりもかさんでございます。

それから、データベース化するＧＩＳの取り組みでございますが、県内13市は、ちょっと詳しい数字はつかんでいないんですが、ほとんどの市がもう完了している。それから、郡内でも新庄市の他にもう一カ所ぐらいが取り組んでいないという程度で、ほとんどの自治体はもう完了している内容でございますので、新庄市としても早急に完了させていきたいというように考えております。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。

１３番（新田道尋委員）　答弁をいただきましたんですが、老朽管の更新に関しては、やはりなるたけ一年でも早く完成できるようにこれから対応していただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど申し上げましたんですが、内部留保資金といいますか、積み立て預金が今年がまた予定とはなっていますけども、１億6,000万の剰余金が見込まれますんで、合計が16億2,000万というふうな余剰金が生まれてくるというふうなところから、決して事業的にも短期でこれを終わすことができないというふうにはならないと思うんで、その辺を十分加味しながら、いずれにしてもこの積立金、剰余金は留保金がそういうふうな老朽管の更新等、それから緊急的な事故等のためにというふうなことで説明を受けているわけでございますから、長引かせて本年度のような事故で無駄な費用を使うというようなことにならないように私は急いでやっていただきたいというふうに思います。

それから、データベース化は私も方々でもう既に終わっているというふうなことは聞いてあったん

ですけど、残念ながら私らの常任委員会にもこの説明が一回もなかったのは非常に残念に思っているというふうに思います。これはこれとして、いずれにしても目的がただ作業が遅くなるというふうなことわかるんですけど、そういうふうな説明のもとで理解を得ながらお互いにやっぱり我々もやっていかなきゃならないんじゃないかというところにもう少しこの情報といいますか、その計画等もお知らせいただけばありがたかったなというふうに思います。

次に、予算のどこを見ても、市長の施政方針も何回も見たんですけども、その方向性といいますか、その取り扱いについて全然この予算には見当たらないんで、工事の計画についてどういうふうな考えか、17年度以降どういうふうにこれをやっていくかというようなことをお伺いしたいというふうに思います。

御承知のとおりと思いますが、昨年の12月の17日に私どもの議長宛、またもちろん市長宛に未給水地区からの要望があったわけです。要望書が出ているわけで、皆さんはこれ御存じと思うんですが、まだ給水されてない、普及されていない５地区、中川原、野中、滝の倉、泉ケ丘、冷水沢というふうな５地区から要望が出ています。早く水道を引いていただきたい。ここは、今日ちょっと調べていただいたんですが、世帯数が155世帯、合計で。住民が709人というふうな数字をいただいていますが、去年の12月の定例会のときにこの要望書が渡って、私どもは20日に議長を通していただいているというところで、経過ですけども、その後おとといの13日、これに対して何か回答、市からありましたかと当事者に聞いてみましたところ、全然ないというふうな返事が返ってきました。

それで、ここだけは残っているわけ、今現在ほとんど大きい地区としては取り残された地域になっているわけです。第３次拡張事業も清水、芦沢終わりまして、やれば第４次の場所かなというふうになるんですが、前々からここはいろんなことがありまして、会議録を調べましたところ、15年の３月の予算特別委員会でも議題になりまして、質問がありまして、一部地区からは請願書が出た経過もあったというふうなことも載っていました。

それで、全体的に見れば、中川原地区が水がよかったから今すぐでなくてもいいというような内容も載っていました。それから、野中はどっちでもいいんだというような状況でありましたんですが、御承知のとおり基盤整備事業がありまして、野中地区、来年度の予算にも載っていましたんですが、来年度で最後で終わるわけですが、基盤の整備そのものは去年で全部完了した。ところが、その要望書にも載っていますけども、事業が完了すると、よくあることなんですが、水質、地下水が全部変わったと。地下水の流れが変わったということです。あそこは、現場行ってみますと、上も下も川のそばまで全部、滝の倉までですか、改良されまして、完成はしたんですが、相当やっぱり土量を動かしてあるんです。それで、起きてくるのが地下水問題というふうになります。

私も直接話を聞いたんですが、検査も行ったところ、飲料水として非常に不適当であるというふうなことを言われたと。実際自分たちもそれを見て、また飲んでみて、これではだめだなというふうなことから、この要望書を急いで出したと。話としては、要望書を出す前から何とかお願いしたいというような口頭での交渉があったわけですけども、最後に文書として形でお願いを最終的にしたということでありますけども、これも市長も前の答弁でも未給水地区の解消ということで、市全体の皆水道ということを目標にして達成したいというふうな答弁があります。

それで、やはりいろいろな水道布設に対しては、地域との合意形成というのがなかなかうまく今までいかなかったというところに問題点もありますけども、どこでも生まれてきますけども、この地区では、５地区では実質的に自分たちが会議を持って、全体会議、また地域ごとの会議を持って協力していくから、何とかお願いできないかというふうなことになってきたと私は聞いてあるんです。１戸１栓という

ふうな基本的な協力体制ですけども、それをほとんどの住民が了解をしたというふうに私は聞いています。そのことは、市の方にも通っているとは思うんですけども、残念ながら来年の予算どこひっくり返しても何にもそれらしきものはないということで、今後この未給水地区、残されたところをどういうふうな計画をなされたか。要望書への回答が出ないというのは、どういうふうな理由か。これは、窓口が企画調整ですんで、企画調整と、あとは市長の腹が計画をどういうふうに考えているかということで、お二方より答弁いただきたいというふうに思います。
武田一夫企画調整課長　委員長、武田一夫。
遠藤敏信委員長　企画調整課長武田一夫君。
武田一夫企画調整課長　要望書についての取り扱いというようなことかと思います。

平成16年度現在40件の要望書が出ております。その要望書に対しての対応でございますけれども、そのすべてについて市長の方に理事者供覧というような形の中で見ていただいております。

また、回答につきましては文書あるいは口頭で回答しているというふうに思っております。

以上でございます。
佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。
遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。
佐藤幸一水道課長　この５カ村の問題につきましては、生活環境の改善という観点から、一応企画調整を窓口にして関係課、協議してございます。水道課としましては、生活環境の改善を行うという意思決定がなされれば、一応一般会計の方から負担金をいただいて、そして工事をやるという形になりますので、その辺の条件整備を各課で話し合っていきたい。とりあえず17年度の予算計上については、できなかったということでございます。
髙橋榮一郎市長　委員長、髙橋榮一郎。
遠藤敏信委員長　市長髙橋榮一郎君。
髙橋榮一郎市長　この５カ村のことについては、要望書もいただいておりますし、また前から全市皆水道というふうな、このようにずっと言ってきましたので、ぜひそれは達成していきたいと。未給水地区はなくしたいというのは私の願いでありますので、何とかいろんな条件はございましたが、それをクリアしながら、この地区の給水、水道布設については今後も取り組んでいきたいと、このように思います。

ただ、来年のこの予算に反映できなかったというふうなことについては、今も申し上げたとおり、各課との調整等もございました。いろいろ一般財源化するか、あるいは水道事業としてやるか、その辺のところの調整の問題もありましたので、来年度に予算化できなかったということなんですが、あそこの地区の水道布設については今後も前向きに取り組んでいくつもりでおりますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。
１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。
遠藤敏信委員長　新田道尋君。
１３番（新田道尋委員）　新庄市の水道事業に関しては、非常にスピードが遅いということを言わざるを得ない。大体他を見なくても最上郡、７町村もきのう電話で聞いてみたんです。どのぐらいの普及率かということで聞いてみたんです。一番進んでいるのが舟形の99.6％、２番が戸沢99.2、３番目が金山98％、４番が鮭川で95.44、５番目が最上で93.8、６番が真室川91.87、最後は大蔵が90.83。当市は幾らかといいますと、普及率、総人口からいけば87.2しかいっていないわけです。最後にもらったデータでは、そうなっていますす。計画人口からいけば90.6。それにしても一番普及率が低いわけです、どっちをとっても。

何で片方が老朽管の折損事故があって交換しなきゃならないというけど、まだ全然一回もいっていないという地区がこんなにあるなんていうことは、これ行政の怠慢としか言えないんじゃないかなと思います。そんなに長くかからなければできなかったかなと果たして不思議に思うんです。他のところは、短期間でどんどん、どんどんできているのに、肝心のやっぱり中央がこういうようなことで、今日本中どこへ行っても水道ないなんて考えられないんです。

笑われます。私のところ第２拡でやったんですが、そのときだってもう既に笑われているんですが、これから水道するのかなんて言われている状況なんです。

それで、なぜだからその協議が進んでいないというのか私は疑問なんです。16億円というのがあるんでしょうが、これ何に使って、老朽管の交換だけしか使えないんですか。だとすれば、ほぼ決まったとすれば、これは手が付けられないから、しばらく待つしかないと思うんですが、これ使ったっていいと思うんです。水道事業の中から生まれた留保資金ですから、だめですか。17年度中に方向をきちっと出せるようにできませんか。お願いします。恥ずかしいです、こういうような水道じゃ。できるかできないか、やるかやらないか答弁願います。

佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。

遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。

佐藤幸一水道課長　この５ケ村の水道問題については、さまざまな経過をたどっておることは事実です。新田委員さんもその辺の経緯をよく御存じの上、御指摘あるというふうに思いますけれども、私の聞いている範囲では相当に屈折した状況にあったということは事実です。それで、今回も100％すべての方が賛同してというにはまだ至っていないというような状況もお聞きしております。

それで、水道の普及につき**ましては公営企業**がすべてを負担してやることは非常にまずいといいますか、そ**れは市の施策と**して水道管を普及させるわけですので、一般会計の負担も当然伴**います。ですから**、その辺の今財政の再建計画の中で、果たしてそのような対応が可能かどうかという議論もございますので、内部留保資金が公営企業であってもそれを100％費やすということが可能かどうかということも、私の方では当然全額負担することは不都合であるというように判断しております。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。

１３番（新田道尋委員）　課長に余り聞きたくないんです、そういうふうな答弁返ってくるの大体わかりますんで。

今100％、100％、両方２回言いましたけれども、こんなの100％ならなければ事業しないなんて、そんなこと過去にあったんですか。そして、100％になったんですか。どこですか。

佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。

遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。

佐藤幸一水道課長　私が申し上げたのは、100％公営企業が負担する**ことがいいのか悪いのか**。そういう100％負担して延長したのが芦沢、清水地区、これだけなんです。これは、単純に申し上げますと、水源の既存のものを利用した延長工事ということで、恐らく前の水道課の方が判断したんだと思いますけども、新たな拡張工事ということで認可を必要として給水区域を広げるには、それなりに公営企業の100％の負担でやっていいですよという言い方に**はならないという**ふうに思いますので、そういう給水区域を拡大して留保資金で**すべてやるとい**うことが可能かどうか、その辺の判断も必要かと思います。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

遠藤敏信委員長　新田道尋君。

１３番（新田道尋委員）　とにかくこういうふうな現状をわかったと思うんで、これ黙ってほうっておくわけにいかないと思うんです、誰が聞いても。いつまでも未給水なんていうことは。ですから、早急によく会議を持って、できる方向で検討すべきだと私は思うんですけれども、できませんか。企画調整課長、先頭になってこれやらなきゃならないと思うんですが、いかがですか。いろいろなことがあっても協力すると向こうが言って、お願いすると来ているんだ**から、それ受けて立つの**が、それじゃこれからやろうとするあれが全然違うんじゃない**ですか。**

市長がわざわざ施**政方針で前向きに市民本**位でやると言い、その７カ条だか何か出して、見ますか。言っているんじゃないですか、ここ来年度からそうすると。意識改革の七つ道具の一番先にうたっているでしょう、１番目に。お客様本位に撤すると、市

民を。これやらないんですか。これに該当するのは、２番目の目的意識を持つ、４番目のスピードを心がける、７番には連携意識を持つと、こういうふうに言い切っているんですから、これやってもらわなきゃ困る。どうですか、武田課長。どうします。
武田一夫企画調整課長　委員長、武田一夫。
遠藤敏信委員長　企画調整課長武田一夫君。
武田一夫企画調整課長　先ほどの市長答弁にもありましたように、市長が前向きにというようなことでございますので、それに従って事務を処理してまいりたいというふうに考えております。
遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。
２１番（亀井信夫委員）　委員長、亀井信夫。
遠藤敏信委員長　亀井信夫君。
２１番（亀井信夫委員）　今新田委員の関係で見ておったんですが、普及関係のあれは載っていないのかなと思って見ておったんですが、これは17年度は載っていないというふうなことで、実は私要望を受けた一人なんです。

それで、当時は谷地小屋、泉ケ丘、冷水沢、この地域は非常に水が悪いと、飲めない状態だということで、恐らく平成七、八年ころ要望を受けて、市の方へも要望、その内容を説明した経過があります。したがって、当時は第３期計画の中で実施しようというふうな回答を受けた記憶があります。第３期計画があるかわかりませんけれども、当時新田委員が言ったとおり、中川原地域は水系が泉田川であって、飲料水には不便を来さないというふうなことで、野中、中川原は抜けた要望書であったわけです。それ以降の、今年だか去年かわかりませんけれども、現在の市長さんへ要望書回ったという経過があるわけです。

この中で、考えてみますと、約10年近くの要望なんです、あの地域から。当時滝の倉、冷水沢、泉ケ丘は100％とるよという約束のもとで要望した経過を私は記憶しておるんです。野中、中川原はその後なんで、私はわかりませんけれども、水道工事をやる場合は、やはり普及関係を約束しなければこれからできませんよと当時聞いた記憶があります。それに報いて地域は100％とるよというふうな約束のもとに要望書が提出された経過があるということなんです。

今説明聞きますと、ところが見込みないんです。財政的な問題からさまざま加味してきている話なんです。あの地域の水の状態、調査しましたか。滝の倉、冷水沢、泉ケ丘の飲めないんです、あそこは。中川原は、私はわかりませんけども、その後なんで。ぜひあのとき健康にも関係出てくるんで、水道を普及していただきたいという地域の住民がやってから10年ぐらいなんです。それがまだこういう状態の答弁だったら、地域の方々が行政に対して不信が出てくるでしょう。当時谷地小屋からか下西山から持っていけないのかなというふうなことでいろいろ検討した経過があるはずです。もっと率直に地域の方々にできるかできないかぐらいは即答すべきでしょう、期待しているわけですから。

第３期計画というものがこれありますか。これから考えますかどうか答弁願いたいと思うんだ。
遠藤敏信委員長　暫時休憩いたします。

午後　３時４７分　休憩
午後　３時５５分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。
髙橋榮一郎市長　委員長、髙橋榮一郎。
遠藤敏信委員長　市長髙橋榮一郎君。
髙橋榮一郎市長　このことについては、先ほども御答弁申し上げましたように、全市皆水道というふうな大前提を常に思っております。そういう意味で、いろいろな課題ありますが、先ほど申し上げましたように、前向きにこの課題整理に取り組んで何とか解決したいというふうに思いますので、ひとつよろしく御理解のほどお願い申し上げます。
２１番（亀井信夫委員）　委員長、亀井信夫。
遠藤敏信委員長　亀井信夫君。
２１番（亀井信夫委員）　前向きにという市長の答

弁を信用したいと思います。

実は、私もあそこ見てきたんですが、今農道整備が完備されたんです、もはや。前の状況ですと大変だったと思う、やっぱり。今野中から谷地小屋、そして冷水沢に至る、結局圃場整備による農道整備がされておるわけです。布設するには、もってこいの時期じゃないか、あそこへ布設すれば。そういう状況の中ですから、これ地元の要求を聞**いていただくために市長**、前向きに検討するというふうなことで、前向きという言葉は**どうかなと思う**んだけども、しようがないと思うんで、信用する以外に**ないと思うんで、早急に**、あの地域の状況を見れば本当にかわいそうですから、なるべく早く実現するようにひとつお願いして終わりたいと思います。

遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。

１５番（中川正和委員）　委員長、中川正和。

遠藤敏信委員長　中川正和君。

１５番（中川正和委員）　今水道の普及の件について話題になっていたわけでありますので、私の方も実は平成15年度の３月の予算特別委員会で質問しておるんです。そういう部分からいきますと、課長がかわると答弁も変わるのかなというような、ちょっと不可思議な点があります。

というのは、私もその５カ村の部分で質問しておるわ**けでありますけ**れども、市長答弁は確かに今の言ったことと同じことなんです。や**はり市長の公約的な言葉**だったわけなんですから、全市民に水道を飲ませたいというの**は私の願いであ**るというような答弁してあるんです。ですから、前向き**に対応したいというよう**なことを今回、今出ました。そして、15年度の予算特別委員会でも未給水地域の解消についてということで斎藤課長に答弁をもらっているわけなんですが、１戸１栓というような部分、それから全戸加入が原則であるというような点、事業認可を受けてから１年から２年かかりますよというような答弁をもらっています。

しかしながら、冷水沢とか滝の倉となりますと距離的な問題と、それからその割合に戸数が少ないという費用対効果、生産コスト、この面についても非常に原課で相談したときにはいろいろありました。しかしながら、市長の政策的な公約である全市民に安全な水道水を飲ませてやりたいというような政策からいけば、これは一課長がそういうような採算が合わないとか、合うとか、それは一定の基準だと思うんです。

そういう部分からして、今の課長の答弁に対しても、内部留保の金を取り崩してやるのはいかがなものかというような発言が出ましたけれども、いずれその内部留保の金を取り崩して、すべてをそれにつぎ込めというわけじゃないんです。そして、一般繰り出しをしながら内部留保の金をつぎ込んで、全戸に引けるような幹線水路をまず引くべきだということを私はずっと言ってきました。

そういう中で、先ほどの市長の答弁は確かにそうしか言わざるを得ないんですが、昨年度から１つも進展していないというようなことで、これは課長、取り崩しができないというような話が聞こえてくるんですが、その点についてちょっとお伺いをしておきたいと思います。

佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。

遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。

佐藤幸一水道課長　中川委員の方から課長がかわれば政策が変わるような発言ございましたんですが、なるべく議員さん方にそういう受けとめられるような行政事務の執行はしたくないというふうに常日ごろから心がけてやっているもんですから、そういう至らない部分があったことに対して大変未熟な点だな、深く反省しているところです。

ところで、内部留保資金の性格的なことを申し上げますと、内部留保資金は現**在水道に加入して**いるお客様が支払いになった使用料を節減して公営企業として**内部で留保して**いる、いわゆる現在加入しているお客さんの部分に該当するわけ**です。ですから、**未給水地区というのは認可を得ていない地区なわけですので、その部分にどうやって水道を供給するかというのは新庄市としての判断になるわけです。

ですから、新庄市がじゃ未給水地区をなくするために水道をやりましょうという判断した場合、その場合は水道の公営企業に対して水道工事をやって給水しなさいよというふうになるわけです。そのときに一般会計からその係る費用を負担していただく。そして、その水道、未給水が解消されたときに、その加入者が今度今の現在の加入者と一緒になって内部留保資金を蓄えて、万が一の場合、それに備えるというのが公営企業の一応企業たるゆえんであるというふうに判断しますので、その金をもって未給水解消に当たるのではなくて、その部分は一般会計で補てんしていただくというのが筋かというふうに思います。

１５番（中川正和委員）　委員長、中川正和。

遠藤敏信委員長　中川正和君。

１５番（中川正和委員）　理論的にはわかりました。しかしながら、例えばその金を内部留保しておいて、多分内部留保資金の使途については、やはり災害とか、さまざまな既存のものが壊れた場合とか、そういうものに使用されるものも十分考えられるわけです。それでなくとも老朽管の部分で事故が２件ほど起きておるわけですから。

それにしても、例えばじゃ、これは妥当かどうかはわかりませんけれども、一般財源**でないとしたならば、そ**の内部留保の金を一時一般財源に貸し出しをして、そしてそれ**で行ってもいい**んじゃないかなと、その辺の流用の仕方だってあると思**うんです。それである程**度事業が終われば、余裕の出てきたところで内部留保の部分に返済すればいいんではないかというような、さまざまな、金がなければどういうふうにして捻出しようかというような方法だってあると思うんです。

だから、その辺の感覚でこれはこれ、あれはあれ、そういうふうなやり方でやっていったならば非常に幅の狭い行政運営しかできなくなるというふうに私は思いますし、前にＰＦＩの話をしたときも、必ずしもＰＦＩの枠にとらわれなくても、今規制緩和の時代ですんで、新庄方式のＰＦＩでもいいんではないかというようなことを言った記憶があります。ですから、そういう金の流用の仕方、この部分が検討できないかどうか。課長、いかがですか。

佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。

遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。

佐藤幸一水道課長　それは、大変結構なお話かと思います。私どもも14億の金をそのまま、ペイオフ始まるわけでございますので、しておくというのも芸のない話といいますか、それを一般会計で借りてくださるんであれば、いつでもそのように対応したいというふうに考えます。ぜひお願いします。

１５番（中川正和委員）　委員長、中川正和。

遠藤敏信委員長　中川正和君。

１５番（中川正和委員）　課長からそういう**流用の仕方につ**いては問題ないというような答弁をいただきましたので、市長ぜ**ひこれを十分検討**して、市長の公約である全市民に水道供給できるようにぜひこれは早急に、これさっき言ったように、事業認可得てから一、二年かかるというようなことは、これは前水道課長の答弁に誤りがあるとは私は思いませんので、当然そういう計画をしてから一、二年はかかると思うんです。ですから、そういう部分をもしあれだと**したならば、市長、大変**今いい財源の確保ができたと思いますんで、ぜひその点につい**てはよろしくお**願いしたいと思います。

それから、今財源の確保ができたから、もういいんですけれども、実は先ほど新田委員の方からデータベースの部分に１億2,000万ほどかけていると。そんな金かけるんだったら未給水地区に使った方がいいんではないかというような話も出ているわけなんで、そういう部分も十分に精査した上で金の流用の仕方、そして重要性、水道事業の、投資が終わらないうちは、やはり佐藤委員からも何回も言われているように、その内部留保の金でいろいろ言われているはずです、水道料金を安くしなきゃいけないとか。ですから、そういう部分で投資が終われば、内部留保があれば、それはいいと思うんです。でも、政策的に市長の願望がまだ整っていない中で、内部

留保が幾らあるから水道代を安くしろというのでしたら、私はそういう流用の仕方をして早く未給水地区を解消していただきたいというふうに思います。

それから、老朽管の部分について、５年というものについて、５年間で15億の予算を計上したわけなんですけれども、たまたま土内の給水部分がよくないということで、あそこに５億近い金使ってしまったというようなこともあります。しかしながら、昨年度２回の鋳鉄管の破裂があったというようなことで、５年間を短縮してやってもというような話が今出ていました。今早急にやらなければいけない、あるいは古い年に布設した管がどれほどあって、どれほど危険だかというようなものが今手元にあるならば、どの区域が一番古くて危険性があるというものがあるならば示していただきたいと思います。

遠藤敏信委員長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　４時１０分　休憩

午後　４時１８分　開議

遠藤敏信委員長　休憩を解いて再開いたします。

佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。

遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。

佐藤幸一水道課長　老朽管についての延長どの**くらいかという**ことですが、石綿セメント管につきましては4,800メーターほど、それから鋳鉄管の老朽管については7,600メーターほどございます。

１５番（中川正和委員）　委員長、中川正和。

遠藤敏信委員長　中川正和君。

１５番（中川正和委員）　今石綿管と老朽管の部分で4,8**00、7,600**と出ましたけれども、私が先ほど聞いたのは、その中で古い年**度別で早急にや**らなければいけない部分を私は聞きたかったもんですから、そう**いう質問をしたん**です。それで、布設した年度わかるならば教えていただきたいと思います。

それと、昨年２度の水道管破裂があったわけですが、その事故に関わった復旧費というのは幾らぐらいかかっ**たのか。それによって、**これからの計画というものが生きていくと思うんです。そうい**う部分も含めて**御答弁をいただかないと私の次の質問なっていかないん**で、よろしくお願いした**いと思います。

佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。

遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。

佐藤幸一水道課長　昨年２度の破損しました箇所については、昭和28年に布設した管ということでありますので、昭和28年からずっと布設されてきていますんで、詳しい年次、どの場所が何年というのはちょっと今把握してございません。

それから、これは老朽管破損しましたけども、二、三百万の経費で復旧できるのがほとんどでございますので、そう多くの金を要するということはない。ただ、布設替については**結構額的にも大き**くなります。

１５番（**中川正和委員**）　委員長、中川正和。

遠**藤敏信委員長　中**川正和君。

１５番（中川正和委員）　昭和28年からずっと布設されてきているというようなことで、50年以上たっているわけです。そういう点から見ますと、やはりいつ事故起きても不思議ではないというような状況だと思います。

その年度ごとのメーター数はわからないということですけれども、やはり現実にそういうような事故が起きているわけですから、やはりその布設年度、そして事故が起きた年度の部分を、それを十分**調べまして、そして５年**間の部分を短縮する材料にしていかなきゃいけないんではない**かというふうに**考えますけれども、課長はいかがですか。

佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。

遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。

佐藤幸一水道課長　そのような管理上の面で的確に管理するために予算計上していますＧＩＳの情報処理システムの導入、これが不可欠というふうに思います。

１５番（中川正和委員）　委員長、中川正和。

遠藤敏信委員長　中川正和君。
１５番（中川正和委員）　今までやっていなかったから、そういうふうにデータがとれなかったというようなことだと思いますす。ぜひ早急にこれ調べまして、事故起きたから二、三百万でできるというだけの問題じゃないと思うんです。やはり50年以上もたっている水道管をそのままの形にしておくということ自体が異常だと思います。そういう部分を含めまして、５年間で予算を立てたわけですから、その予算が足りなくなるか、どういうふうになるかは別といたしまして、早急にそういう事故の起きないような対策をとっていただきたいというふうに思います。
　また、水道の普及につきましては、再び市長から答弁をもらう必要はありません。先ほどの答弁で十分でございます。先ほど私が内部留保の金が流用できないかということについては、そういうふうな部分で流用できるから、どうぞ借りてくださいみたいなお言葉があったわけですから、市長も自分の公約達成のためにいろいろな工面をして、ぜひ一年でも早く未給水地区の方々に御期待に沿うよう頑張っていただきたいということを添えて質問を終わります。
遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　15ページの２の（１）には、16年度の予定貸借対照表で現金預金が16億7,000万円というふうになっているということがありました。それから、続いて17ページの２の（１）に17年度の予定貸借対照表があって、現金預金がここにもあって16億2,000万円余りというふうになっております。今年度の主要事業というのを内示資料から全部見させていただいて、この中から国庫負担の国庫補助金を差し引いたのが市の負担だというふうに受け取ったんですが、この数字でよろしいのかちょっとお聞きしますが、この全部の事業をやった場合、合計市の負担は12億円余りというふうに見ておりますが、これでよいのかお願いします。
佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。
遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。
佐藤幸一水道課長　予算書の第３条、収益的収入及び支出については営業収益と営業費用でございますので、ほとんどこれらについては持ち出しございませんが、２ページにあります資本的収入、支出の欄で、第４条に記載していますように、国庫補助金等引いた額の不足する額、これは４億7,633万4,000円でありますが、これらを留保資金で補てんするというふうに記載しております。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　私としては、今年度だけではなくて、計画を立てた総事業費についてお聞きしているところであります。
　石綿セメント管更新事業については総事業費が３億6,500万円、老朽管の更新事業については総事業費が４億円、畑浄水場膜ろ過事業では総事業費が４億9,500万円、管路台帳整備事業については総事業費１億2,000万円、これについて聞いているんですが、国庫補助金を差し引いたその他は市というか、公営企業の水道会計の負担ということで12億円というふうに見たんですが、そういう見方でよろしいのかということです。
佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。
遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。
佐藤幸一水道課長　そのように理解していただいて結構です。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　そうしますと、17年度の予定貸借対照表を見ても、16年度の予定貸借対照表を見ても現金預金が約16億、17年度になって少し減るようでありますが、まず16億円というふうに見られますし、今後の大きな建設関係のいろんな主要事業が数年間行われますが、この金額、総額が、新庄市の水道会計の負担金が12億円。ということは、残金４億円内部留保資金と言われる現金預金があるわ

けなんですが、そのぐらいは残る予定という**ことでとらえてよろしい**かお願いします。
佐藤**幸一水道課長**　委員長、佐藤幸一。
遠藤敏信委員長　**水**道課長佐藤幸一君。
佐藤幸一水道課長　水道会計は、より安全な水をお客さんに供給するためにいろいろな施設を保有しております。浄水場、それから配水池、そういったたぐいの施設があらゆる場所にあります。そういう施設がどういう状況下の中で破損なり、故障なり、電気系統も含めてですけども、あるか今現在つかめない状況もあります、築相当数たっている施設もございますので。それから、一番大きい更新が予定されるのが停電等なった場合の自家発電の装置、それらの更**新の時期が近々来**るというふうに想定されますので、佐藤委員の言われた残る４**億があってもそ**れらで対応し切れない状況も考えられますので、なお一層の節減**に努めて内部留保**を高めていきたいというふうに考えております。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　自家発電などの更新などが一番大きいのではないかというお話でしたけども、例えばそれらは停電になって自家発電しなきゃいけなくなる、更新しなきゃいけなくなるといった場合には、どのぐらいかかるというふうに考えられるわけなんですか。というのは、先ほどの破裂などが起きた場合は１カ所200万か300万円ぐらいでできるというふうにおっしゃっていたわけなんですが、心配なさる特に大きな停電、自家発電、更新、こうい**ったことについてはどう**見ておられるのかお願いします。
佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。
遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。
佐藤幸一水道課長　破損事故の場合ですと、例えば５メーターぐらいの舗装をカットして、その部分を修繕すればいいわけですので、そう金銭的にはかからない。ただ、非常用のバッテリー等につきましては、その施設すべてを同時に更新ということになりますので、数千万から億単位の更新費用がかかるというふうになります。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信**委員長　佐藤悦子**君。
３　番（佐藤悦子**委員）　という**ことで、１億円かかったとしたとしても４億円の現金預金があれ**ば減って３億円ぐ**らいになるかというふうに今のお話など伺うと、内部留保資金がなくなるということはまずないのではないかなというふうに今のところは考えられます。
　そういう意味では、もともと内部留保資金というのは、先ほど課長さんがおっしゃったように、現在加入している方々から使用料をもらって、それから出**てきたお金であるという**御認識でいらっしゃると伺いましたが、そのとおりやれば今の**状況になる前、**去年も言いましたけど、県の方の受水費が下げられる理**由になったのは何かとい**いますと、山形県の水道料金が特に全国１、２番目みたいに高いということで県政に対する批判があって、それらを解消しなければならないという県行政の立場があって、それで各市町村への受水費、見直してくれたという経過があったと思います。
　水道料金が高いという問題については、村山市や新庄市などが特に高いというふうに指摘を受けてきた感があります。そうしますと、県が受水費を下げたねらいというのは、住民負担を下げる、使用料金を少しでも全国１だ、２番目だなんて言われるような状況のないように少しでも安い水道料金を供給するというのが県の受水費を下げたねらいだったんではないかなと思います。そういう意味では、市民がさまざま負担が上がっています。生活が苦しくなっている市民に対して水道料金を少しでも下げる。県が努力したその姿勢を受けて、市民に対して少しでも下げて生活を支えていただきたいと、こういうことにやってもおかしくないんじゃないかなと思うんです。
　例えば約１万3,000世帯ありますが、年１万円下げるということも考えれば１億3,000万ぐらいでで

きるはずだと思います。そんなでなければもう少し少なくてもいいわけですが、少しでも市の市政のあり方として市民生活を支えている。高い水道料金だと御批判いただいて、そうじゃなくて、少しでも市民を支える行政だよという姿勢を示す必要があるというふうに思うんです。いかがでしょうか。
佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。
遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。
佐藤幸一水道課長　予算書の２ページをご覧になっていただければわかると思いますが、先ほど申し上げた第４条で不足する額の内部留保資金４億7,600万、この中には平成41年まで、48億9,500万もの企業債の償還があります。今年度は１億9,400万の償還金額でございますが、これらが２億、３億という、ずっと上がっていくわけですので、昭和30年代にピークを迎えるということからいいますと、先ほど佐藤委員が内部留保資金４億あった場合、残るわけだから、下げられるんじゃないかというお話でありましたんですが、企業債の償還については大変危惧する部分が大きいということで、それらの対応のためにも内部留保資金を高めていきたいという考えでございます。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　今昭和30年代とおっしゃいましたけど、平成30年かなと思いました。
　それで、企業債の償還と関わってなんですが、15年度の決算のときに企業債明細書の中で利率5.5％以上が約5.4億円あったように記憶しております。企業債の償還と考えたときに、その利息が高いのが、5.5％以上もあるようなものがまだ５億円もあるというふうに考えますと、これがまた多分平成30年代の後での償還に響いてくるかわかりませんが、その影響、支払いがこれから増えてくる中の１つではありまして、利息払いを節約することができれば相当企業の会計としても楽になるわけなんですが、その点についてどうお考えなのか。これからなかなかならないといつも答えはいただいておりますが、しかし実際にこの度も６％以上の借り換えを政府はやらせるというふうに言っているわけでありまして、もう一歩進んでやっていただきたいという強力な運動は必要だと思うんですが、いかがでしょうか。
佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。
遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。
佐藤幸一水道課長　予算書２ページに第５条、企業債で、企業債の借り換えをやっております。これは、先ほど下水道会計で答弁申し上げた内容と同じでございます。なお、公営企業公庫の部分だけでございますので、その他の資金運用部の高利率の部分については、いまだ認めていただいていないという状況にございます。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　不勉強で教えていただきたいんですけども、公営企業部のみということでわずかな740万円の借り換えが許されたわけなんですが、この公営企業部のものと政府の他の資金とどういうふうに元金が違うのか教えていただければなお勉強になると思うんですが、どうでしょうか。
佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。
遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。
佐藤幸一水道課長　大変申しわけございませんが、私も勉強不足でその辺の具体的な内容についてはちょっと御勘弁願いたいと。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子委員）　公営企業部のことを考えてみても、多分やはり公的な資金が使われている企業債など借金認めるものになっているんだと思うんです。その利息を政府の方は今までなかなか利息を当てにして運用しているのでということで認めない経過がずっとあったわけなんですが、だからといって政府資金も同じように公的なお金で、それらが認められないという違いは、私としては認めてはいけないのではないかと思います。
　自治体の財政の厳しさの根本は、国の施策から

来ております、収入の**量を見てもわか**りますように。その財政難を解消する、あるいは企業会**計も安定したものにさせ**る、そういったことをやるのは政府の責任でもあるというふうに思います。そういう意味でも政府に対して公営企業だけ認めるのではなくて、企業部だけではなく、政府資金全体について借り換えをさせてくれと。新庄市は、特に5.5%以上が５億4,000万円もあるというふうに言っていただいて、利息払いの節約をやれば相当安定した会計になり、住民の願いがより実現しやすくなると思うんです。そういう点で、言っていくことが私は行政の担当者としては非常に大事な姿勢ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。

遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。

佐藤幸一水道課長　水道会計だけの問題ではなくて、市全体として、また地方自治体すべての問題として、国保でもそうですけども、いろいろな状況下で国に働きかけるということはすべて網羅した形でやっておりますんで、その中に水道も１つあるというふうに理解していただきたい。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

遠藤敏信委員長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子委員）　特に私は、水道の場合は他の会計**には見られない**ゆとりといいますか、内部留保資金があるということが非常に、**特に必要な姿勢で**はないかなと思います。あることがやっぱり繰上償還もできる状態にありますし、そういったことを認めないということは水道の会計としては絶対困るということで、私は特に水道を担当なさる課長さんには力を入れてやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。

遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。

佐藤幸一水道課長　歴代の水道課長も同じ答弁したと思いますが、企業会計を預かる者として適正な企業運営ができるような、いろいろな手立てについては頭を使ってやるべきというふうなことを常に思いながら業務をやっているという状況にありますので、何かの機会ありましたらそのようにさせていただきたい。

遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。

１９番（石田千與三委員）　**委員長、石田千**與三。

遠藤敏信委員長　**石田千與三君**。

１９番（石田千與三委**員**）　**６ページの**修繕費2,099万5,000円、漏水修繕代外とあります。水の漏れるのが非常に問題なんだというようなことを前々からお聞きしておりますけども、これは前に２度も破裂したというふうな、ああいうふうな状況の、いわゆる水の漏水というんでなくて、給水以前の宅内を配管になっている、あるいは道路の下に配管になっているとこ**ろから漏れてい**る水ということでよろしいんでしょうか。

佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。

遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一君。

佐藤幸一水道課長　今配管していますいろいろな管路ございますけども、配水管、給水管。それらについて、漏水が認められるものについて支出しているものでございます。

１９番（石田千與三委員）　委員長、石田千與三。

遠藤敏信委員長　石田千與三君。

１９番（石田千與三委員）　これまでいろいろと漏水の検査とか、前にも質問したとき**に人夫を雇って漏**水箇所を見つけて、それのことに当たっているんだというよう**な話も伺いまし**た。この予算の措置については、どれぐらいの漏水があって計画**されたのか。**

　あとこの間の２回の破損による水の損失、これをお金に計算した場合、何リットルでどれぐらいのあれがあるかということをちなみにちょっと教えていただ**きたい。**

佐藤幸一水道課長　委員長、佐藤幸一。

遠藤敏信委員長　水道課長佐藤幸一**君。**

佐藤幸一水道課長　13ミリ、家庭用のものでしたら１カ所の漏水は五、六万の費用でできますが、やはり大口径になりますと100万を超える修繕費用がか

かります。

それから、大口径、この前の高壇地区のような450ミリ破損した場合、掘削して水をとめられるまでどのぐらいの水が流れ出たかという流量計あるんですが、それらすべてチェックしています。それから、１週間程度管路の白濁、汚濁が続きますので、それを抜いております。そういうものを合計しますと、ちょっと累計した数字今持っていないんで、はっきりわかりません。相当数の水が使われております。

遠藤敏信委員長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第31号平成17年度新庄市水道事業会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

遠藤敏信委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉　　議

遠藤敏信委員長　以上をもちまして予算特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

ここで、一言ごあいさつを申し上げます。３日間にわたる新年度予算の審議、本当に御苦労さまでございました。執行部の皆さんには、市民の負託に応えるために一層気を引き締めて業務運営に取り組んでいただきたいと願うところです。

私ごとですけれども、この度特別委員長として得がたい機会と経験をいただいたことに深く感謝申し上げます。

それでは、平成17年度予算特別委員会をこれをもちまして閉会といたします。改めて御苦労さまでございました。（拍手）

午後　４時４７分　閉議

予算特別委員会委員長　遠藤敏信

平成１７年５月臨時会会議録

平成１７年５月１３日　金曜日　午前１０時００分開会
議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２４名）

１番	山　尾　順　紀　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千與三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	□　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市長	□橋　榮一郎	収入役	森　　嘉　昭
総務課長	八　鍬　長　一	政策経営課長	武　田　一　夫
税務課課税室長	菅　　司	市民課長	国　分　政　嗣
環境課長	鈴　木　吉　郎	健康課長	星　川　　基
農林課長	坂　本　孝一郎	商工観光課長	羽　賀　千　尋
都市整備課長	小笠原　謙　一	下水道課長	中　部　　力
会計課長	矢　口　喜一郎	福祉事務所長	矢　口　　孝
神室荘長	奥　山　　栄	水道課長	□橋　　敦
教育委員長	伊　藤　輝　昭	教育長	佐　藤　　博
教育次長	奥　山　芳　彦	学校教育課長	小　野　和　夫
生涯学習課長	大　江　雅　夫	生涯スポーツ課長	黒　坂　光　悦

選挙管理委員会委員長	小関俊也	選挙管理委員会委員長	田口五郎
監査委員	荒川修也	事務局長	渡部秋夫
農業委員会事務局長	斎藤友一		

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程

平成１７年５月１３日　金曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　会議録署名議員指名
日程第　２　会期決定
日程第　３　市長の行政報告
日程第　４　常任委員の選任
日程第　５　議会運営委員の選任
日程第　６　報告第２号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第　７　報告第３号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての専決処分の承認について
日程第　８　議案第３４号平成１７年度新庄市一般会計補正予算（第１号）

本日の会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員指名
日程第　２　会期決定
日程第　３　市長の行政報告
日程第　４　議長辞職の件
日程第　５　議長の選挙
日程第　６　副議長辞職の件
日程第　７　副議長の選挙
日程第　８　常任委員の選任
日程第　９　議会運営委員の選任
日程第１０　議員定数検討特別委員の選任について
日程第１１　最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員の選任について
日程第１２　最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
日程第１３　報告第２号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第１４　報告第３号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての専決処分の承認について

日程第１５　議案第３４号平成１７年度新庄市一般会計補正予算（第１号）

開　　会

下山准一議長　おはようございます。ただいまの出席議員は24名、税務課長、設楽忠良君より検査入院による欠席願が出ております。かわりに税務課課税室長の管　司君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより平成17年５月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第１会議録署名議員指名

下山准一議長　日程第１会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において星川　豊君、亀井信夫君を指名いたします。

日程第２会　期　決　定

下山准一議長　日程第２会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長清水清秋君。

（清水清秋議会運営委員長登壇）

清水清秋議会運営委員長　おはようございます。私より議会運営委員長の報告を行います。

去る５月６日午前10時より議員協議会室において、委員７名出席のもと、執行部より収入役、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました５月臨時会の運営についての協議をいたしたところであります。

会期につきましては、この度提出されます案件が報告２件、議案１件並びに議会の役職の改選でもありますので、５月13日本日１日限りと決定いたしたところであります。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でございますので、委員会付託を省略し、本会議で審議していただくことといたします。また、議事の日程については、議案等の審議に先立ち常任委員等の選任を行っていただくことといたしましたので、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

下山准一議長　お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日５月13日１日にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長　御異議なしと認めます。よって、会期は本日５月13日１日と決しました。

日程第３市長の行政報告

下山准一議長　日程第３市長の行政報告をお願いいたします。

市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　おはようございます。旧日本たばこ産業株式会社用地の地中埋設物について行政報告をさせていただきます。

去る３月18日でございましたが、この用地から大量の地中埋設物が発見されました。市は、これ

まで現所有者であります土田秀也さんと旧所有者であります日本たばこ産業株式会社と早期解決に向けて鋭意協議を重ねてまいったところであります。

その内容でありますが、これまでに発見された埋設物の撤去、試掘調査の実施、その調査により発見された埋設物の撤去と舗装等の原形の復旧、そして将来にわたってこの瑕疵の担保の補償について、この４点について協議を続けてまいったところであります。協議中ではありましたが、日本たばこ産業株式会社は、本市の求めに応じて先行して発見された埋設物の撤去及び試掘調査、これを実施したところでありますが、調査結果は従前の建物の基礎等の取り残し、あるいは解体時のコンクリートの塊に鉄筋が随所に見受けられるなど、敷地全面にわたる可能性が非常に大きいというふうに判断されたところであります。

このことを受けまして、日本たばこでは敷地全面にわたって埋設物の撤去作業を実施するというふうに決定されまして、４月25日から７月中旬になりますが、その完了を目指して今着手しているところであります。

作業着手に当たっては、事前に関係機関の指導を受け、そしてまた法的に適正な処理、処分が行われるよう手続を経て現在実施しているところであります。

それらの状況に基づきまして、市と日本たばこ産業株式会社とは全面撤去、これを盛り込んだ合意書を締結いたしました。また、市と土田さんとは埋設物を取り残した場合の瑕疵担保補償、これを盛り込んだ覚書を交わしております。

今後は、こういうふうな土地取引に当たっては、今回の反省を踏まえて十分慎重に当たる所存でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

以上、１点行政報告をさせていただきます。

下山准一議長　ここで暫時休憩をいたします。

午前１０時１０分　休憩

午前１０時１６分　開議

中川正和副議長　休憩を解いて再開をいたします。

日　程　の　追　加

中川正和副議長　ここで追加案件が出ていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長清水清秋君。

（清水清秋議会運営委員長登壇）

清水清秋議会運営委員長　では、私より議会運営委員長の報告を行います。

本日午前10時13分より議員協議会室において、委員全員出席のもと委員会を開き、本日の本会議における追加日程について協議をいたしたところであります。

下山准一君より議長の辞職願が出ておりますので、議事日程に追加をお願いいたしたいと思います。なお、この追加日程は日程第３市長の行政報告に続きますので、常任委員の選任以下の日程は順次繰り下げることにいたしますので、御了承のほどお願い申し上げます。

以上、副議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

中川正和副議長　お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議長辞職の件を日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和副議長　御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加することに決しました。

追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午前１０時１８分　休憩

午前１０時１９分　開議

中川正和副議長　休憩を解いて再開をいたします。

日程第４議長辞職の件

中川正和副議長　日程第４議長辞職の件について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、下山准一君の退席を求めます。

（１８番下山准一君退席）

中川正和副議長　それでは、事務局長に議長の辞職願を朗読させます。

田中紀雄事務局長　朗読いたします。

今般、市議会申し合わせにより、議長の職を辞することについて許可されるようお願いいたします。

平成17年５月13日

新庄市議会副議長　中川正和殿

新庄市東谷地田町14番地の９　下山准一

以上でございます。

中川正和副議長　お諮りいたします。

下山准一君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和副議長　御異議なしと認めます。よって、下山准一君の議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前１０時２０分　休憩

午前１０時２２分　開議

中川正和副議長　休憩を解いて再開をいたします。

日　程　の　追　加

中川正和副議長　ここで、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和副議長　御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加することに決しました。

日程第５議長の選挙

中川正和副議長　日程第５議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

中川正和副議長　ただいまの出席議員は24名であります。投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

中川正和副議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（な　　し）

中川正和副議長　配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

中川正和副議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

（局長氏名点呼、投票）

中川正和副議長　投票漏れはございませんか。

（な　　し）

中川正和副議長　投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

中川正和副議長　これより開票を行いますが、会議規則第31条第２項の規定により、立会人に山口吉静君、小野周一君、沼澤恵一君を指名いたします。

よって、３名の方の立ち会いをお願いいたします。

（開　　票）

中川正和副議長　選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票24票

無効投票はありません。

有効投票中、清水清秋君　15票

佐藤　隆君　７票

下山准一君　１票

佐藤悦子君　１票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は６票であります。よって、清水清秋君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました清水清秋君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定によって告知をいたします。

当選されました清水清秋君にごあいさつをお願いいたします。

（８番清水清秋議員登壇）

８　番（清水清秋議員）　ただいま皆様方の投票によりまして議長に選任させていただきました。心よりお礼を申し上げたいと思います。

今本当に行政には難題あるいは課題が多く山積しておる中でございます。そのような中で、議会を代表して議会の総意をできる限り行政サイドへ預けていきたい、そして市政の一番難題である財政再建についても早急に解決策、また一日でも早く市民負託に応えていきたいという覚悟でおりますので、ひとつよろしく議会の皆様の御指導、御協力をお願いいたしまして、一言就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

中川正和副議長　以上で副議長の役目が終わりましたので、議長と交代しますが、当選されました清水清秋君、議長就任おめでとうございます。御協力ありがとうございました。（拍手）

暫時休憩をいたします。

（副議長退席、議長着席）

午前１０時３８分　休憩

午前１０時４４分　開議

清水清秋議長　では、休憩を解いて再開いたします。

日　程　の　追　加

清水清秋議長　ここで追加案件が出ていますので、議会運営副委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長□山和男君。

（□山和男議会運営副委員長登壇）

□山和男議会運営副委員長　御苦労さまです。それでは、私から議会運営委員会の報告を行います。

本日午前10時40分より議員協議会室において、委員全員出席のもと委員会を開き、本日の本会議における追加日程について協議いたしたところであります。

中川正和君より副議長の辞職願が出ておりますので、議事日程に追加をお願いしたいと思います。

なお、この追加日程は議長の選挙の日程第５に続きますので、常任委員の選任以下の日程は順次繰り下げることにいたしますので、御了承のほどお願い申し上げます。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。お願いします。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいまの議会運営副委員長の報告のとおり、副議長辞職の件を日程に追加することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加することに決しました。

追加日程を配付いたしますので、暫時休憩をいたします。

午前１０時４６分　休憩

午前１０時４７分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

日程第６副議長辞職の件

清水清秋議長　日程第６副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中川正和君の退席を求めます。

（１５番中川正和君退席）

清水清秋議長　それでは、事務局長に副議長の辞職願を朗読させます。

田中紀雄事務局長　朗読いたします。

今般、市議会申し合わせにより、副議長の職を辞することについて許可されるようお願いいたします。

平成17年５月13日

新庄市議会議長　清水清秋殿

新庄市大字萩野1667番地　中川正和

以上でございます。

清水清秋議長　お諮りいたします。

中川正和君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、中川正和君の副議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前１０時４９分　休憩

午前１０時５０分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

日　程　の　追　加

清水清秋議長　ここで、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加することに決しました。

日程第７副議長の選挙

清水清秋議長　日程第７副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

清水清秋議長　ただいまの出席議員は24名であります。投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

清水清秋議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（な　　し）

清水清秋議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

清水清秋議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

（局長氏名点呼、投票）

清水清秋議長　投票漏れはございませんか。

（な　　し）

清水清秋議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

清水清秋議長　これより開票を行いますが、会議規則第31条第２項の規定により、立会人に山口吉静君、小野周一君、沼澤恵一君を指名いたします。よって、３名の方の立ち会いをお願いいたします。

（開　　票）

清水清秋議長　選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち有効投票23票

無効投票１票うち白票１票であります。

有効投票中、新田道尋君　　15票

石田千與三君　８票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は６票であります。よって、新田道尋君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました新田道尋君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定によって告知をいたします。

当選されました新田道尋君にごあいさつをお願いいたします。

（１３番新田道尋議員登壇）

１３番（新田道尋議員）　ただいま副議長に推挙いただきまして、大役を仰せ付けられ、身の引き締まる思いであります。議会の活性、いろんな面ありますが、議長を補佐しながら誠心誠意努力しつつ、議会の最大限使命を達成すべく努力をしてまいるつもりでございます。今後とも皆様方の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いします。（拍手）

清水清秋議長　どうもおめでとうございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前１１時０３分　休憩

午前１１時１６分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

日程第８常任委員の選任

清水清秋議長　日程第８常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議長より指名いたします。

総務常任委員に

山尾　順紀君　　山口　吉静君

星川　　豊君　　佐藤　　隆君

中川　正和君　　下山　准一君

石田千與三君　　□山　和男君の８名を指名いたします。

文教厚生常任委員に

佐藤　悦子君　　斎藤　　敏君

渡部　平八君　　遠藤　敏信君

沼澤　恵一君　　森　　儀一君

亀井　信夫君　　金　　利寛君の８名を指名いたします。

産業建設常任委員に

斎藤　義昭君　　清水　清秋君

小嶋　冨弥君　　小野　周一君

新田　道尋君　　柴田　忠志君

平向　岩雄君　　今田　雄三君の８名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

なお、この際お諮りいたします。本市議会では議長の職にある者は常任委員を辞任することを申

し合わせておりますので、小職は常任委員を辞任したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任は許可されました。

それでは、これより各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前１１時１８分　休憩
午前１１時３７分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

それでは、各常任委員会の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。

総務常任委員会　委員長　山尾　順紀君
副委員長　星川　　豊君

文教厚生常任委員会
委員長　金　　利寛君
副委員長　遠藤　敏信君

産業建設常任委員会
委員長　小嶋　冨弥君
副委員長　小野　周一君

以上であります。

ただいまから１時まで休憩いたします。

午前１１時３８分　休憩
午後　１時０９分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

午後から監査委員の荒川修也君より欠席願が出ておりますので、報告いたします。

日程第９議会運営委員の選任

清水清秋議長　日程第９議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議長より指名をいたします。

山尾　順紀君　　小嶋　冨弥君
沼澤　恵一君　　柴田　忠志君
石田千與三君　　金　　利寛君
今田　雄三君

以上の７名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

それでは、これより議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後　１時１１分　休憩
午後　１時２３分　開議

清水清秋議長　再開いたします。

それでは、正副委員長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。

議会運営委員会　委員長　柴田　忠志君
副委員長　今田　雄三君

以上であります。

なお、常任委員及び議会運営委員の任期は、来る５月16日からとなりますので、御了承願います。

日　程　の　追　加

清水清秋議長　ここで追加案件が出ておりますので、議会運営副委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長□山和男君。

（□山和男議会運営副委員長登壇）

□山和男議会運営副委員長　ただいまより議会運営副委員長の報告を行います。

本日午後１時20分より議員協議会室において、委員全員出席のもと委員会を開き、本日の本会議における追加日程について協議をいたしたところであります。

議員定数検討特別委員会委員及び最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員会委員の方々より辞任願が出され、議長において許可されましたので、特別委員会の委員の選任について議事日程に追加をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

以上です。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいまの議会運営副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議員定数検討特別委員会委員及び最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員会委員の選任を日程に追加することに決しました。

追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後　１時２５分　休憩
午後　１時２７分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

日程第１０、１１特別委員の選任

清水清秋議長　日程第10議員定数検討特別委員の選任及び日程第11最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員の選任を行います。

特別委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、議長より指名いたします。

初めに、議員定数検討特別委員会委員に

山口　吉靜君　　佐藤　悦子君
小嶋　冨弥君　　小野　周一君
新田　道尋君　　森　　儀一君
石田千與三君　　今田　雄三君

以上の諸君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議員定数検討特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員会委員に

山尾　順紀君　　星川　　豊君
渡部　平八君　　遠藤　敏信君
佐藤　　隆君　　沼澤　恵一君
柴田　忠志君　　金　　利寛君

以上の諸君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員会委員に選任することに決しました。

それでは、これより両特別委員会の正副委員長の互選をしていただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午後　１時２９分　休憩
午後　１時３９分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

それでは、正副委員長の互選の結果が手元に参っておりますので、報告いたします。

議員定数検討特別委員会

委員長　石田千輿三君
副委員長　今田　雄三君
最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員会
委員長　山尾　順紀君
副委員長　沼澤　恵一君
以上でございます。
暫時休憩いたします。

午後　１時４０分　休憩
午後　１時４３分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

日　程　の　追　加

清水清秋議長　ここで追加案件が出ておりますので、議会運営副委員長の報告を求めます。
議会運営副委員長□山和男君。
（□山和男議会運営副委員長登壇）
□山和男議会運営副委員長　ただいまから議会運営副委員長の報告を行います。
本日午後１時42分より議員協議会室において、委員全員出席のもと委員会を開き、本日の本会議における追加日程について協議をいたしたところであります。最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を議事日程に追加をいたしますので、よろしくお願いいたします。
以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。よろしくお願いします。
清水清秋議長　お諮りいたします。
ただいまの議会運営副委員長の報告のとおり、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決しました。
それでは、追加日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後　１時４５分　休憩
午後　１時４６分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

日程第１２最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

清水清秋議長　日程第12最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。
選挙の方法は単記無記名とし、得票の多い方から１位、２位、３位の順で３名を当選人としたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、１位、２位、３位までの３名を当選人といたします。
議場の閉鎖を命じます。
（議場閉鎖）
清水清秋議長　ただいまの出席議員は24名であります。
それでは、投票用紙を配付いたします。
（投票用紙配付）
清水清秋議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。
（な　　し）
清水清秋議長　配付漏れなしと認めます。
次に、投票箱を改めさせます。
（投票箱点検）
清水清秋議長　投票箱異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名でありますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。
事務局長に点呼を命じます。

（局長氏名点呼、投票）

清水清秋議長　投票漏れありませんか。

（な　　し）

清水清秋議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

清水清秋議長　ただいまから開票を行います。

立会人に山口吉靜君、小野周一君、沼澤恵一君の３名をお願いいたします。

（開　　票）

清水清秋議長　それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票24票

無効投票はございません。

有効投票中、斎藤義昭君　８票

森　儀一君　８票

小野周一君　７票

佐藤悦子君　１票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は２票であります。以上の結果、斎藤義昭君、森　儀一君、小野周一君の３名の諸君が最上広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定により告知をいたします。

なお、議長は組合規約により議員になりますので、御了承お願いいたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後　１時５９分　休憩

午後　２時０９分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

日程第１３報告第２号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

清水清秋議長　日程第13報告第２号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　報告第２号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

「地方税法等の一部を改正する法律」の公布及び「不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴いまして、必要な部分について市税条例の改正を行うため、３月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容でありますが、初めに個人市民税関係でありますけど、１点目といたしまして、家畜市場、卸売市場その他特定の市場において売却した肉用牛に関わる農業所得の免税の適用期間、これが平成21年度まで延長されたことであります。

２点目といたしまして、特定中小会社が発行した株式の譲渡所得に係る課税の軽減の特例期間、これが平成19年３月31日まで延長されたことであります。

次に、固定資産税関係でありますが、１点目は、災害基本対策法による避難の指示等が行われた場合の被災の共用土地に対する固定資産税額の按分に係る申出書の提出期限、これが３年間延長されたことにあります。

２点目といたしまして、阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等への課税標準の特例措置、

これが平成20年度まで延長されたこと等であります。

次に、都市計画税関係でありますが、地方税法において変電または送電施設等に関する固定資産税の課税標準等の特例の改正が行われたことによる条項ずれに伴う改正であります。

ただいま御説明申し上げた件につきましては、地方自治法第179条第１項の規定によりまして、平成17年３月31日に専決処分を行いましたので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　ただいま説明のありました報告第２号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第２号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、報告第２号については、これを承認することに決しました。

日程第１４報告第３号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての専決処分の承認について

清水清秋議長　日程第14報告第３号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　報告第３号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての専決処分の承認について御説明申し上げます。

今回の改正でありますが、東田川郡立川町及び同郡余目町が合併いたしまして、同郡庄内町が平成17年７月１日に設置されまして、同日に山形県市町村職員退職手当組合に加入させる必要が生じたことによるものであります。

改正点の１点目でありますが、組合議員に欠員が生じた際の補欠選挙の時期に関するものであり、廃置分合により新たな地方公共団体等の長が選出されてから組合議員の補欠選挙を行う必要があることによるものであります。

２つ目でありますが、合併による組合の加入地方公共団体等の減少と名称の変更によるものであります。

以上の理由によりまして、地方自治法第179条第１項の規定により４月20日に専決処分をいたしましたので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　ただいま説明のありました報告第３号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第３号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、報告第３号については、これを承認することに決しました。

日程第１５議案第３４号平成１７年度新庄市一般会計補正予算（第１号）

清水清秋議長　日程第15議案第34号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　議案第34号の一般会計の補正予算について御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,020万円を追加いたしまして、135億7,920万円とするものであります。

５ページの歳入歳出事項別明細書をご覧いただきたいのですが、歳出では、10款教育費のうち萩野小学校体育館屋根葺替工事請負費520万円と八向中学校体育館屋根葺替工事請負費500万円であります。どちらの体育館も雨漏りが見られまして、授業にも支障を来すということから、できるだけ早く対応したい、できれば梅雨入り前に終了させたいというふうなことで、緊急的な予算措置をしたところであります。

歳入については、工事請負費の全額を地方債に頼る内容となっております。この地方債は、山形県市町村振興資金の財政健全化対策支援枠、これの活用を考えております。これは通常利率の半分の利率で借り入れすることができまして、当市にとっても非常に有利な条件というふうなことでございますが、どうぞひとつよろしく御審議をいただきまして、御決定くださるようお願い申し上げます。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第34号につきましては、会議規則第37条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第34号につきましては委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

２２番（今田雄三議員）　議長、今田雄三。

清水清秋議長　今田雄三君。

２２番（今田雄三議員）　ただいま前回の時の要望がすぐに実行に移されるということで、大変喜ばしい状態だなというふうに思います。今説明を聞きますと屋根のふきかえということですが、それに加えて付随する箇所の改修というのはありますか。１点だけお聞かせください。

奥山芳彦教育次長　議長、奥山芳彦。

清水清秋議長　教育次長奥山芳彦君。

奥山芳彦教育次長　市長が答弁されましたように、当初予算でちょっと財源の手当てがつかないというふうなことで、緊急度の高いこの２校の体育館の屋根のふきかえというふうなことでございましたが、年が新年度に入りまして、先ほど市長から説明ありましたように、市町村振興資金のいわゆる特別枠といいますか、低利の融資対象になると

いうふうなことで、今回につきましては梅雨入り前に何とか処理したいというふうなことで、この屋根のふきかえ工事のみというふうなことで一応現在のところ考えてございます。

清水清秋議長　他にありませんか。

７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。

清水清秋議長　渡部平八君。

７　番（渡部平八議員）　この度萩野小学校と八向中学校屋根がえをするというようなことで、地元の一人として大変喜んでおります。また、委員会の前矢口課長も何回も来ていただきまして、それを財政あるいは市長にお話しなされた結果だと思っております。この場をかりて、地域の一人としてよかったなという感じを持っております。

今後工事をするに対して私なりの考えをちょっと申し述べたいと思います。とかく公共事業でやる屋根とか、体育館とか、そういうもの風が吹いたりすると飛ぶとか、雨漏りするとかと、同じ年数で見た場合比較的そういう箇所が多いように見受けられます。民間の体育館であれ、アパートであれ、そういうものと比較したとき。なぜ公共の建物が雨漏りも少し早いような気がしますし、風でも飛ぶようなケースが多いようです。

それで、お聞きするんですが、この前あるトタン屋さんに聞きましたところ、一般住宅のトタンの厚さは0.何ミリとか、ああいう大きなものは0.何とかと、そういうのあるそうです。ちなみに、この場合はトタンの厚さというのはどのぐらい見て積算なされたのか、そしてまた同じトタンの工法もさお縁ぶきの屋根と、今は横ぶきの長尺が多うございますが、それどっちのをやるのか。と申しますのは、例えば長尺のさお縁なんかやるときは距離が長くなると仕事する職人さんがガンタとかといって締めるわけです、耳をビチビチと。途中で疲れるわけだ。そうしたことがあって私どもの萩野小学校も締め直しをしました、１回。雨が漏るというので。今回これをやるに際して、くぎの打つ量とか、もしさお縁のトタンだったら締める力ですか、そういうものを新庄市では検査員という方がございますので、完成した後だけの検査でなく工事やっている途中でも検査をやってもらいたい。そして、余り早くまた雨漏りしたなというようなことないように、大したお金かけますので、その辺どういうふうにお考えになっているのかお聞きします。

奥山芳彦教育次長　議長、奥山芳彦。

清水清秋議長　教育次長奥山芳彦君。

奥山芳彦教育次長　ただいまお話ございました設計細部というふうなものについては、ちょっと現在のところ手元に資料もございませんし、今やっているさなかというふうなことになりますので、ただ渡部議員の今のお話ありましたように、設計段階で一応技術職、それから検査員等の協議を十分踏まえた上で対応していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。

清水清秋議長　渡部平八君。

７　番（渡部平八議員）　今の答弁をきくと、前にある首相が何か予算措置して腰だめという言葉使ったときありますな。腰だめだということを。それで、それがきっかけで総理をおやめになったんですが、設計段階で今我々に金額出す限りは、トタンの厚さはどのぐらいだろう、それぐらいはあってしかるべきだと私思うんですが、ただそれこそ腰だめで出したんですか、平米。体育館の平米数が幾らだから、何ぼだって。だから、この厚さによって私は違うといっている。厚さによって。一般住宅は大体0.４ミリだとかという話聞きました。ああいう大きなものになると0.45とか0.5とかという、そういうことわからなくて予算計上するということはいかがなものかなと今答弁聞いて私思ったんですが、その点いかがですか。

清水清秋議長　暫時休憩いたします。

午後　２時２６分　休憩

午後　２時２８分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。
奥山芳彦教育次長　議長、奥山芳彦。
清水清秋議長　教育次長奥山芳彦君。
奥山芳彦教育次長　大変申し訳ございませんでした。
　ただいまちょっと担当の方と確認して今やっている作業の中で確認させていただきましたところ、昨年度萩中での屋根ふきかえ工事を行った基準で考えておりまして、トタン厚については0.35ミリで想定しているというふうなことで、工法についてはかわら棒の既存屋根にかぶせるいわゆるカバーアップ方式というふうなことで現在設計をしている最中というふうなことでございます。
７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。
清水清秋議長　渡部平八君。
７　番（渡部平八議員）　そういう答弁だとどうも胸にすっとおちない。今設計している最中ですと。設計しないでこの予算書を計上した、そういうわけですか。そして、設計確定したときには減額なり増額補正なりまたすると、こういうお考えなんですか。その辺をはっきりしてやってもらわないと、公共事業した屋根は風で飛び易い、雨漏りはし易いと、こういう世間一般の見方をされるわけ。やっぱり設計は微に入り細に入って、そして私はやってもらいたいと。前車の轍を踏まないで。金出すのは市長ですよ。市長は心境いかがですか、今私言っていることを聞いて。市長がこれ裁定したわけでしょう。私は、それこそ吟味に吟味を重ねてこれだけ厳しい財政の中でやってもらいたいと。民間の場合は、じゃおよそどのぐらいでやっているんだと、とかく公共工事の単価は高いと、こういう批判があるわけです。今設計もわからないで五百何十万円出した。予定価格もわからないわけだ。梅雨前に工事を完成したいというわけ。そろそろ梅雨入るわけだ、６月入ると。今５月の13日。これから業者選定して入札して、まだ設計はっきりわからないというわけ。そういう物の進み方というか、考え方、最高責任者の市長だ、これ。市長、いかがですか、そういう自分の部下のやり方。
□橋榮一郎市長　議長、□橋榮一郎。
清水清秋議長　市長□橋榮一郎君。
□橋榮一郎市長　今予算審議していただいてこれが通ったら詳細設計に入る、予算がやはりなくて詳細設計というわけにいきませんので、見積もりをとって、それに伴って技術職が積算する、そして500万円の予算を提案していく、通ったら直ちに詳細設計に入っていくと、そういうふうな段取りというふうに承知しております。
清水清秋議長　他に質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
　これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
清水清秋議長　御異議なしと認めます。
　これより採決いたします。
　議案第34号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

閉　　会

清水清秋議長　以上で５月臨時会の日程をすべて終了いたしましたので、閉会いたします。
　大変御苦労さまでございました。

午後　2時３２分　閉会

新庄市議会議長　　清　水　清　秋

新庄市議会前議長　　下　山　准　一

新庄市議会前副議長　　中　川　正　和

会議録署名議員　　星　川　　豊

〃　　〃　　亀　井　信　夫

平成１７年６月定例会会議録（第１号）

平成１７年６月１０日　金曜日　午前１０時００分開会

議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２４名）

１番	山　尾　順　紀　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千與三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	□　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市長	□橋　榮一郎	収入役	森　　嘉　昭
総務課長	八　鍬　長　一	政策経営課長	武　田　一　夫
税務課課税室長	菅　　司	市民課長	国　分　政　嗣
環境課長	鈴　木　吉　郎	健康課長	星　川　　基
農林課長	坂　本　孝一郎	商工観光課長	羽　賀　千　尋
都市整備課長	小笠原　謙　一	下水道課長	中　部　　力
会計課長	矢　口　喜一郎	福祉事務所長	矢　口　　孝
神室荘長	奥　山　　栄	水道課長	□橋　　敦
教育委員長	伊　藤　輝　昭	教育長	佐　藤　　博
教育次長	奥　山　芳　彦	学校教育課長	小　野　和　夫
生涯学習課長	大　江　雅　夫	生涯スポーツ課長	黒　坂　光　悦

選挙管理委員会委員長	小関俊也	選挙管理委員会事務局長	田口五郎
監査委員	荒川修也	監査委員事務局長	渡部秋夫
農業委員会事務局長	斎藤友一		

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第１号）

平成１７年６月１０日　金曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　会議録署名議員指名
日程第　２　会期決定
日程第　３　市長の行政報告
日程第　４　報告第４号平成１６年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第　５　報告第５号平成１６年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第　６　報告第６号平成１６年度新庄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第　７　諮問第２号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第　８　議案第３５号新庄市監査委員の選任について
日程第　９　議案第３６号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について

（提案説明、総括質疑）

日程第１０　議案第３７号市道路線の認定及び廃止について
日程第１１　議案の常任委員会付託

（一括上程、提案説明）

日程第１２　議案第３８号平成１７年度新庄市一般会計補正予算（第２号）
日程第１３　議案第３９号平成１７年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１４　議案第４０号平成１７年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第１号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第１号）に同じ

開　　会

清水清秋議長　おはようございます。ただいまの出席議員は24名、欠席通告者はありません。

なお、税務課長、設楽忠良君より入院による欠席願が出ております。かわりに税務課課税室長の管　司君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより平成17年６月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第１号）によって進めます。

日程第１会議録署名議員指名

清水清秋議長　日程第１会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において斎藤　敏君、平向岩雄君を指名いたします。

日程第２会　期　決　定

清水清秋議長　日程第２会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長　おはようございます。これより議会運営委員長の報告を行います。

去る６月３日午前10時より議員協議会室において、委員７名出席のもと、執行部より収入役、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました６月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、お手元に配付してあります平成17年６月定例会日程表のとおり、本日から６月20日までの11日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

この度提出されます案件は、報告３件、諮問１件、議案３件、補正予算３件の計10件であります。

案件の取り扱いにつきましては、報告３件及び諮問第２号、議案第35号と議案第36号の人事案件３件は、本日の本会議において審議をお願いいたします。議案37号は本日上程、提案説明後、総括質疑を受け、常任委員会に付託し、審査をしていただきます。議案第38号から議案第40号までの平成17年度補正予算３件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会の付託を省略して、６月20日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問でありますが、今期定例会の質問者は８名でありますので、１日目４名、２日目４名に行っていただきます。質問時間は答弁を含めて１人50分以内といたしますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長　お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から６月20日までの11日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、会

期は６月10日から６月20日までの11日間と決しま　　した。

平成１７年６月定例会日程表

会　期	月　　日	曜	会議別	場　　所	開議時刻	摘　　要
第１日	６月10日	金	本　会　議	議　　場	午前10時	開会。市長の行政報告。報告（３件）の説明。人事案件（３件）の上程、提案説明、採決。議案（１件）の上程、提案説明、総括質疑。議案の常任委員会付託。補正予算（３件）の一括上程、提案説明。
第２日	６月11日	土	休　　会			
第３日	６月12日	日				
第４日	６月13日	月	本　会　議	議　　場	午前10時	一般質問 沼澤恵一、小嶋冨弥、 今田雄三、山尾順紀の各議員
第５日	６月14日	火	本　会　議	議　　場	午前10時	一般質問 佐藤　隆、金　利寛、 石田千與三、佐藤悦子の各議員
第６日	６月15日	水	常任委員会	産業建設（議員協議会室）	午前10時	付託議案、請願の審査
				総　　務（議員協議会室）	午後１時30分	協議会
第７日	６月16日	木	常任委員会	文教厚生（議員協議会室）	午後１時30分	付託請願の審査
第８日	６月17日	金	休　　会			本会議準備のため
第９日	６月18日	土	休　　会			
第10日	６月19日	日				
第11日	６月20日	月	本　会　議	議　　場	午前10時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。 補正予算の質疑、討論、採決。

日程第３市長の行政報告

清水清秋議長　日程第３市長の行政報告をお願いいたします。

市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　おはようございます。６月定例会御参集、誠に御苦労さまでございます。長期にわたりますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告ということで２点御報告申し上げます。第１点目は、新たに策定いたしました新庄市の行財政改革大綱についてであります。新大綱は、平成17年度から19年度まで、これを実施期間とするもので、これまでいろいろいただきました議会からの御意見、また行政改革市民委員会、職員各層の意見をもとにいたしまして、行政改革推進本部での検討を経て、お手元に配付させていただいたとおり５月に策定したところであります。

15年度及び16年度を実施期間とした前大綱においては、財政再建計画、民間委託推進指針及び協働推進のための指針などの計画を策定いたしまして、財政再建計画は既に実施段階に入っておりまして、健全化に現在取り組んでいるところであります。

この度策定いたしました新大綱においては、前大綱の掲げた財政再建などの基本事項、これを継承いたしまして、その追加補強を基本に策定いたしました。今後３年間は具体的な成果、これを示す期間というふうなことで改革の具体化に取り組み、またサービスの圧縮を伴う経費節減、あるいは人員の削減からサービスの向上と効率化の向上が両立する行政経営の考え方で行財政改革を進めていく所存であります。

具体的には、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう「行政運営システムの整備」の取り組み、財政再建計画の着実な実施に向けた「財政再建」の取り組み、市民と協働を進めていく「市民をパートナーとする市政の推進」、これの取り組み、またサービス水準の維持と公平性の確保、これを前提に、市民、民間企業などが持つ能力、資源を行政経営に生かす「公共サービス提供主体の多様化」への取り組み、さらにスリム化、効率化に向けた組織の見直しや定員管理など、「スリムで機能的な組織づくり」の取り組み、最後に職員の改革の意欲を喚起する「新時代を拓く職員づくり」、この取り組みの６項目を柱にした改革改善の具体化であります。

大綱は、改革の基本的な考え方、進める方向性を示したものでありますので、これに掲げました改革項目について、その実施期間内に目指す姿をできる限り具体的に示す実施計画、これを策定いたしまして、進行管理を徹底しながら進めていく所存であります。議員の皆様方から特段の御指導と御協力をお願いを申し上げるものであります。

それから、第２点目でありますが、５月13日でございましたが、株式会社平井精密山形工場からシアン化合物が流出した一連の事故につきまして、市民の皆様方に大変御心配をおかけいたしました。その状況等につきましては、文教厚生・産業建設合同委員協議会あるいは会派代表者会で中間的なものでありましたが、御報告を申し上げておりますけども、事故発覚から約１カ月が経過したわけでありますので、その間の状況等について、そしてまた県、市及び平井精密の対応、今後の方針等につきまして報告をさせていただきます。

御承知のように、５月13日でございましたが、金曜日の夕方に最上総合支庁から連絡を受けまして緊急対策会議、これを開催いたしまして、飲用井戸及び地下水の汚染対策について検討いたしました。13日の夜に往還地区の飲用井戸世帯を戸別訪問いたしまして、飲用については自粛をお願いしたところであります。翌日の朝５時40分から水

道課と連携をとりながら給水車を往還地区公民館前に配備いたしまして、給水活動を行ったところであります。この給水配備につきましては、16日の午前中まで対応しております。また、13日の夜から15日まで県と連携をとりながら、往還地区、泉田駅前地区、旭通り地区などを含めて緊急的に井戸水あるいは堤などの採水を21カ所で実施いたしまして、16日夜には平井精密工場内のシアン回収用井戸以外のすべてからシアンが検出されないというふうな検査結果が出ております。平井精密も自主的に地域住民の不安、これを一日も早く解消させるために、５月20日の夜に謝罪を含めて説明会を開催いたしました。５月24日から往還地区、また泉田駅前地区、旭通り地区、桜通り西地区、泉田３区、５区、野中地区、中川原地区、鮭川村の４地区、その他数件の井戸のシアンについての水質検査を行っております。

５月30日まで500件ほどの井戸水の採水を行って水道法に基づく登録検査機関に水質検査を行ってもらっておりまして、結果は検査機関から直接各家庭に郵送されております。その結果でありますが、すべてのものからシアンは検出されませんでした。また、農業用の地下水、ため池、わき水、また１級河川、鮭川に流入する12の１級河川13カ所、合わせますと36カ所の採水についても平井精密で５月19日から５月31日まで行いまして、こちらの方もすべてのものからシアンが検出されなかったというふうなことでございます。

今後は、県の指導のもと、平井精密では地下水への影響を、これを継続的に監視するため、モニタリング調査による定点監視、これを行っていきます。５月14日には県と市の合同での平井精密への立ち入りを行いました。その後も合同での立ち入り、そしてまた平井精密の方へも改善指導に当たっているところであります。

平井精密では、地域住民に大変御迷惑をおかけしたというふうなことで、井戸水の水質検査などを含めまして、一日も早く地域住民が安心して生活できるように、また会社の信用回復も含めて、地元の方々も大変多く雇用されておりますが、その方々も含めて一生懸命活動しているというふうに聞いております。一日も早く信頼を回復して通常の業務に復帰できるように頑張ってほしいというふうに思います。

県では、水質汚濁防止法の規定に基づきまして、汚水等の処理、地下浸透したシアン含有物の処理対策、社内の安全管理対策等についての改善、これを命じております。市でも公害防止協定を結んでおりましたが、これについても見直しを行いまして、自社による自主検査の毎月の実施、そして検査結果を翌月の15日までの報告、これを必ずするというふうなことといたしました。また、健康相談窓口の設置でありますが、５月17日から最上総合支庁内にあります保健所と、また市の健康課で開設をしておりまして、健康被害や健康相談の直接の問い合わせはまだございませんが、健康相談対応を引き続き行いまして、一日も早く安全、安心と言えるように対応してまいる所存であります。

なお、昨日発行いたしました「広報しんじょう」６月号でございますが、今回の平井精密のシアン化合物の流出事故の対応についても掲載いたしまして、市民の皆様方にも御報告をいたしているところであります。

以上、２点報告させていただきました。

報告３件一括上程

清水清秋議長　日程第４報告第４号平成16年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第５報告第５号平成16年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第６報告第６号平成16年度新庄市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての３件を

一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　報告第４号平成16年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告並びに報告第５号平成16年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

初めに、一般会計についてでありますが、去る３月定例会におきまして、一般会計補正予算（第７号）で、施設管理者からの要望により平成16年度内にその施工が完了しないため、その経費を17年度に繰り越して使用することについて御決定いただいたものであります。繰越額は、市道上山屋萩野線災害復旧事業費として870万150円、事業内容といたしましては工事請負費と若干の事務費となっております。

続きまして、公共下水道事業特別会計についてでありますが、これも去る３月定例会において、公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）において御決定をいただいたものであります。今冬の記録的な豪雪によりまして、東天町地区汚水管布設工事において、工事箇所の道路交通を確保するため長期にわたる工期を要することになったため、17年度に繰り越して施工するものであります。繰越額は、管渠建設事業として2,530万、事業内容といたしましては工事請負費及び事務費であります。

以上につきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき御報告するものであります。

続いて、報告第６号平成16年度新庄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。平成17年３月定例会におきまして、16年度新庄市水道事業会計補正予算（第４号）で御決定をいただきましたが、建設改良費9,724万6,000円のうち平成16年度内に支払い義務の生じなかった6,000万円について、翌年度に繰り越して使用することができると規定されている地方公営企業法第26条第１項の規定により繰り越しいたしましたので、同条第３項の規定に基づき御報告申し上げるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　本件は、地方自治法施行令第146条第２項及び地方公営企業法第26条第３項の規定による報告でありますので、御了承願います。

なお、暑い方は上着を外しても結構でございます。

日程第７諮問第２号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

清水清秋議長　日程第７諮問第２号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　諮問第２号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

この度御提案申し上げますのは、平成17年９月30日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員の後任者１名につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。その推薦に当たり、人権擁護委員法第６条第３項の規定によりまして議会の意見を求めるものであります。

新たに推薦する方は、渡辺庄二さんでございます。参考といたしまして経歴等を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であるというふうに存じますので、よろしく御審議をいただき、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第２号は、会議

規則第37条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、諮問第２号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

諮問第２号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、諮問第２号はこれに同意することに決しました。

日程第８議案第３５号新庄市監査委員の選任について

清水清秋議長　日程第８議案第35号新庄市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、平向岩雄君の退席を求めます。

（２０番平向岩雄議員退席）

清水清秋議長　それでは、提出者の説明を求めます。

市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　議案第35号新庄市監査委員の選任について御説明申し上げます。

提案理由にありますように、議員のうちから選任した監査委員より辞職願が提出されましたので、去る５月12日付で議会議長宛に後任の監査委員につきまして議会の推薦方をお願い申し上げましたところ、平向岩雄議員の御推薦をいただきました。したがいまして、平向議員を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第１項の規定により議会の御同意をお願い申し上げるものであります。

平向議員は、平成７年市会議員に初当選以来連続当選されまして、現在３期目でございます。その間、議会運営委員長、建設常任委員長等の要職を歴任されまして、経験御豊富な方でございます。何とぞよろしく御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第35号は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第35号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第35号新庄市監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第35号はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前１０時３３分　休憩

午前１０時３３分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました平向岩雄君

にごあいさつをお願いいたします。

（２０番平向岩雄議員登壇）

２０番（平向岩雄議員）　この度は新庄市の監査委員に選任をいただきまして、誠にありがとうございます。もとより浅学非才でございまして、微力でございますが、一生懸命務めてまいりたいと思います。しかし、時あたかも新庄市の財政再建というふうな、そういう厳しい時代に監査委員というふうな大役を命じられましたことは、誠に責任の重大さを感じているところでございます。一生懸命やりますので、今後とも皆さん方の御協力よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

日程第９議案第３６号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について

清水清秋議長　日程第９議案第36号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　議案第36号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

新庄市固定資産評価審査委員会委員３名の任期が平成17年６月23日をもって満了となることに伴いまして、委員を選任することにつきまして、地方税法第423条第３項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

選任しようとする方は、佐藤正嗣さん、佐藤隆眞さん、黒坂祐子さんの３名で、いずれの方々も引き続き選任しようとするものであります。御参考までに３名の方の経歴を添付しておりますが、知識、経験とも豊富でございまして、本委員会を適正に運営していくために最も適任というふうに考えております。よろしく御審議をいただきまして、御同意賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第36号は、会議規則第37条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑及び討論を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第36号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第36号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第36号は同意することに決しました。

日程第１０議案第３７号市道路線の認定及び廃止について

清水清秋議長　日程第10議案第37号市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　議案第37号市道路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

本案末尾記載のとおり、道路網の整備を図り、

市民福祉の増進に資するため、市道の路線について認定し、及び廃止する必要がありますので、提案するものであります。その内訳でありますが、新規認定路線が２路線、廃止する路線が１路線となっております。

最初に、元屋敷線でありますが、これにつきましては、鉄道をアンダーで横断する都市計画道路元屋敷金沢線の一部供用開始に伴いまして、県が機能補償として施工した側道を新たに認定するものであります。

次に、金沢二ツ屋線でありますが、既に金沢二ツ屋線として認定されている路線でありますが、元屋敷線の認定によりまして起点の位置が変更となるため、新たな路線として認定し、既存の路線を廃止するものであります。

道路法第８条第２項及び第10条第３項の規定により御提案申し上げますので、よろしく御審議をいただきまして、御決定くださるようお願い申し上げます。

清水清秋議長　これより、ただいま説明のありました議案について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第１１議案の常任委員会付託

清水清秋議長　日程第11議案の常任委員会付託を行います。

議案の付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表のとおりといたします。

平成１７年６月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
産業建設常任委員会 議案（１件）	ｏ議案第３７号市道路線の認定及び廃止について

議案３件一括上程

清水清秋議長　日程第12議案第38号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第２号）から日程第14議案第40号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第１号）までの補正予算３件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　議案第38号から議案第40号までの一般会計、老人保健事業特別会計及び営農飲雑用水事業特別会計の補正予算について御説明申し上げます。

議案第38号一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ7,727万6,000円を追加いたしまして、136億5,647万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正内容について申し上げますが、初めに歳入予算でありますが、県支出金の内示によります変更増や財団法人地域活性化センター助成金などの交付決定による増額補正などであります。

５ページからの歳入でありますが、主なものといたしまして、15款県支出金、２項県補助金の山形県市町村総合交付金につきましては、輝く四季

のくに・シンボル44創造推進事業の交付内示に伴うものであります。山形交響楽団新庄公演事業が特別分に、さらに新庄まつり250周年記念事業のうち、「野川陽山・新庄まつり山車人形のすべて」展が一般分に内示があったことによりまして、100万円の増額であります。農業費補助金の競争力強化生産総合事業費補助金は、新庄もがみ農協萩野支所の集出荷貯蔵施設建設に伴う県の予定内示があったことによる6,628万6,000円の増額であります。

18款まつり振興基金繰入金は、前段の「まつり山車人形のすべて」展の県総合交付金内示分が80万円、さらに20款諸収入にあります財団法人地域活性化センター助成金500万円が同じく新庄まつり250周年記念パレードに内示があったことによる相当額を基金から減額するものであります。

20款諸収入のコミュニティ助成事業助成金は、宝くじ収益金を原資としているもので、今般事業を実施する各町内会等への内示があったことによる290万円の増額であります。また、プロ野球イースタンリーグ戦入場料の減額50万円は、実施球団側からの入場料金設定の要望があり、予算額との差があったことによる減額であります。

次に、歳出予算の内容といたしまして、６ページの２款総務費、７目企画費の290万円は、歳入でありました各町内会等への助成金であります。

３款民生費、８目老人保健医療事業費58万5,000円は、老人保健事業特別会計における社会保険診療報酬支払基金と国への平成16年度の実績に基づく返還金であります。

次に、６款農林水産業費、１目農業委員会費の減額は、担い手総合支援対策事業が農林課所管の事務となったことによる予算の調整であり、７ページ、３目農業振興費に歳出増の予算がございます。予算額が増えておりますが、市負担分を一たん今年度創設されました最上地域担い手センターに負担し、県費を含めた74万2,000円をいただいて事業を行うことになっておりまして、実施事業費は同額というふうになっております。

４目の畜産業費15万円は、９月中旬に本県置賜地区において開催されます第５回東日本和牛能力共進会に本市から２頭の和牛が出展予定でありまして、和牛の輸送費と共進会出展経費の一部を負担するものであります。

８ページ、10款教育費、５目文化会館費は、実施予定の山形交響楽団公演に山形県市町村総合交付金を当初予算では一般分の80万円を予定しておりましたが、今回の内示では特別分の100万円の内示がありました。その差額の20万円を増額いたすところであります。

12目社会体育費のプロ野球イースタンリーグ戦開催事業委託料60万円の減は、当初では全面的に市が実施主体となる予算を見込んでおりましたが、球団側が実施する内容と市が実施する内容に区分されたことによる減額でございます。

続きまして、９ページの議案第39号老人保健事業特別会計の補正でありますが、58万5,000円の追加補正で、補正後総額は34億3,712万4,000円となります。

12ページ、補正の項目といたしましては、16年度の医療給付費及び事務費の精算に伴う国及び支払基金への返還金でございます。財源は全額一般会計繰入金となっております。

次に、13ページ、議案第40号営農飲雑用水事業特別会計補正予算でありますが、539万7,000円を追加いたしまして、補正後総額で3,433万6,000円となります。補正内容といたしましては、16ページ、施設管理費にございます修繕料539万7,000円は、休場市野々地区浄水場の沈澱槽整備費で、沈澱槽下部の漏水と槽内外の腐食が見られまして、緊急を要する改修整備であります。財源は全額一般会計繰入金というふうになっております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をいただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算３件は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第38号、議案第39号、議案第40号の補正予算３件は委員会の付託を省略し、６月20日、最終日の本会議において審議をいたします。

散　　会

清水清秋議長　11日、12日は休会であります。13日午前10時より本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午前１０時４８分　散会

平成１７年６月定例会会議録（第２号）

平成１７年６月１３日　月曜日　午前１０時００分開議

議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２４名）

１番	山　尾　順　紀　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千與三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	□　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市長	□橋　榮一郎	収入役	森　　嘉　昭
総務課長	八　鍬　長　一	政策経営課長	武　田　一　夫
税務課課税室長	菅　　司	市民課長	国　分　政　嗣
環境課長	鈴　木　吉　郎	健康課長	星　川　　基
農林課長	坂　本　孝一郎	商工観光課長	羽　賀　千　尋
都市整備課長	小笠原　謙　一	下水道課長	中　部　　力
会計課長	矢　口　喜一郎	福祉事務所長	矢　口　　孝
神室荘長	奥　山　　栄	水道課長	□橋　　敦
教育委員長	伊　藤　輝　昭	教育長	佐　藤　　博
教育次長	奥　山　芳　彦	学校教育課長	小　野　和　夫
生涯学習課長	大　江　雅　夫	生涯スポーツ課長	黒　坂　光　悦

選挙管理委員会委員長	小関俊也	選挙管理委員会委員長	田口五郎
監査委員	荒川修也	事務局長	渡部秋夫
農業委員会事務局長	斎藤友一		

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第２号）

平成１７年６月１３日　月曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　一般質問

１番　沼澤恵一　議員
２番　小嶋冨弥　議員
３番　今田雄三　議員
４番　山尾順紀　議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第２号）に同じ

平成１７年６月定例会一般質問通告表（第１日目）

発言順序	質問者氏名	質　　問　　事　　項	答弁者
1	沼　澤　恵　一	１．住民票を移動しない未登録者対策について ２．新庄まつり２５０年祭の進捗と、国の重要無形民俗文化財指定について ３．大阪御堂筋パレードに巡行決定している山車の派遣について	市　　長 関係課長
2	小　嶋　冨　弥	１．個人情報保護法について ２．教育問題について ３．防犯について	市　　長 教育長
3	今　田　雄　二	１．財政基盤確立と運営について ２．山形大学エリアキャンパスもがみの今後について	市　　長 関係課長
4	山　尾　順　紀	１．市民認識度調査に見る課題と今後の政策について ２．上下水道整備計画について ３．旧ダイエー・コピアが入っていたヤマコービルの今後の管理はどのようになっているのか伺いたい。	市　　長

開　　議

清水清秋議長　ただいまの出席議員は23名、星川豊君より少し遅れるとの連絡があります。

なお、税務課長、設楽忠良君より入院による欠席願が出ております。かわりに税務課課税室長の管　司君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第２号）によって進めます。

日程第１一般質問

清水清秋議長　日程第１一般質問。

これより一般質問を行います。今期定例会の一般質問通告者は８名であります。質問の順序は、配付してあります一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて１人50分以内といたします。

本日の質問者は４名であります。

沼澤恵一議員の質問

清水清秋議長　それでは、最初に沼澤恵一君。

（１４番沼澤恵一議員登壇）（拍手）

１４番（沼澤恵一議員）　おはようございます。写真撮りがないようですんで、直ちに始めさせていただきたいと思います。

平成17年度初めての定例会にトップバッターとして一般質問させていただきます。

質問に先立ち、一言申し上げます。新体制で発進、４月から新たな希望を持ってスタートいたしました組織見直しによる本市の人事異動は、全職員の半数が対象となりました。前年比15名減による職員体制の布陣です。市民に閉塞感漂う厳しい財政下にありますが、市民サービスの向上と親しみやすい市役所づくりのため、全職員がそれぞれのポジションにおけるポリシーが期待されております。

市長の行政報告にもありましたとおり、行政経営改革の目標達成に向けて、さらにその意欲を喚起し、新時代を開く新庄市職員でありますよう強く望むものです。

それでは、通告に従い３点質問させていただきます。

まず、１番目として、住民票を移動しない未登録者対策について質問いたします。毎年３月末にかけ、仕事の関係や子供たちの就学等により転出、転入が特に多い時期に当たります。こうした中で、転入された方々との出会いが、あるいは交わりが６月、今ごろになってようやく出てまいります。そうしたときに気がつくことの一つとして、住民票についてであります。私たちは、実際に住んでいるところを生活の本拠とし、住所としております。住民票は、実際に生活の本拠としている自治体に置くと、このように定めております。ところが、実際住んでいる自治体に住民票を移転しないまま何年も住み続けている人たちが見受けられます。これは、本市ばかりでなく、ほかの自治体でも悩みの一つと言われていますが、特に本市において人口の伸び悩みに関係しそうで心配になります。人口割出生率は県内44市町村でトップにあると聞いております。死亡率は、平均のようですし、転入者より転出者の多いことだけが伸び悩みの原因のように見えます。実際のところよくわかりませんが、住民票を移転しないため、市民人口のカ

ウントに影響あるのではということを耳にします。

まず、（１）として、本市における総世帯数１万3,000のうち、下宿を含めアパートなどの借家世帯が3,000近くを占め、総世帯数の22％にも及び、県内において山形市、米沢市に次いで３番目に多い借家率と聞いております。

前回平成12年の国勢調査住宅所有データによりますと、下宿を除き借家世帯数が2,632であります。借家には戸建てと集合住宅、アパートがありますが、数からすればアパートのウエートが大きく、本市には400棟前後あると言われております。このアパートにおけるおおむねの未登録者の数あるいは世帯の数などどのようにとらえているのかお聞きいたします。

次に、（２）として、住むところを持ちながら、長い間自治体に登録しないまま未登録住民になってしまうかという点であります。手っ取り早い理由は、未登録でも日常生活に何ら支障がないからと思われます。何人かのアパート入居者に具体的な話を聞きました。どうせ転勤族だし、来年、長くて二、三年でまた別のところに引っ越しになる。学校は関係なくなったし、銀行もカードで問題ないし、健康保険だって使えるし、郵便物はちゃんと届きます。新庄市の役所から言われたこともないし、町内会の区長さんから登録について、特に言われたことはないし、町内会費払えば市報も届く。自分としては転々と住民票を変えたくないこともあり、生活するに何ら問題ないので、そのままにしているということのようです。

さらに最悪なのは、ごく少数でまれな方と思いますが、何らかの事情があってアパートなどの一室に入居し、他人との接触を避けるかのように見えます。この人は一体だれなのか、名前すらわからず、市民課に聞いても当然わかるわけはありません。隣接する住民は何かしらの不安を感じると話します。

ただいま紹介いたしました理由はほんの一部かと思いますし、話された人たちの本音も正直よくわかりません。このような未登録者について、しない、したくない、いろいろと言い分があるようですが、市に対し関連した問い合わせなどあるのかないのか、またこれらの理由についてどのように把握されているのかお聞きいたします。

次に、（３）として、転居した場合、速やかに住居とした自治体に届け出ることにより選挙権や行政サービスを受けることができます。反面、住民税はきちんと納めていただきます。それにより、幾らかでも市税の増収につながればという思いもあります。

昨年３月、長野県知事の住所について、それに伴う住民税はどこに納めるのか大きな波紋を呼び、報道されました。生活本拠があるという長野市と住民票があるという泰阜村が二分した考えをあらわにしました。結末は、判決に基づき、職権で泰阜村から再び長野市に移されたようです。

本市においても、未登録者対策としていろいろな形で努力しているようです。今年３月、環境課からアパート管理者に対し入居者のごみの出し方についての指導依頼書を目にしました。ごみ出しの苦情が多く、住民として登録していない人に対し周知のしようがなく難儀をしている。したがって、登録されるよう指導してほしいとの文面でした。そのほかにも広報でも求めておりますし、会社など事業主に対しても要請されていると思います。こうしたルールがずさんになりますと、住民間の公平について疑問だとする声が心配になります。

４月１日施行された個人情報保護法の観点から難しい面も多々あると思われますが、一人でも多くの方々から住民票を移転し、新庄市民として登録していただくため、どのような対策を考えられるかお聞きいたします。

次に、２番目として、新庄まつり250年祭の進捗と国の無形文化財指定についてお聞きいたします。

まず、その１として、新庄まつり250年祭についてであります。本市における今年最大のイベント

は新庄まつり250年祭記念事業です。６月の半ば近くになり、８月の本番まで残すところあと２カ月と迫っております。市内の店、店に今年の新しいポスターが張られ、250年祭記念、見本市、山車パレード、その本番そのものの意気込みが伝わってまいります。歴史センター資料室には山車ができるまでの行程と、各町内の工夫やその技術を承継した手づくり作品を展示しております。人形には本物の着物を使っているなど、完成に至るまで一つ一つの組み合わせと、その積み上げにより豪華けんらんたる山車ができていく、そのゆえんがわかるような気分にさせてくれます。各町内若連も山車製作の準備段階に入っており、近々町々で山車づくりが始まります。250年祭にふさわしい見ばえの工夫や伝統を重んじた奥ゆかしさにあわせ、各町内独自の表現にも若い衆の力の入った作戦が目に浮かぶようであります。

例年苦しい若連会計も250年祭記念事業特別助成金50万円は、製作から運行までと記念事業１日分多い分を賄い切れる貴重な財源になったと若連関係者は話します。山車見せ場は、昨年からの準備として各町内若連がグレードアップに趣向を凝らし、記念事業に正面から取り組もうとする姿が見えてまいりました。今年から山車に使う造花類は友愛園でつくることができ、障害者も参加した山車製作となります。

さらに来月、１カ月前イベントとして市内の幼稚園、保育所が主体としたミニ山車パレードやチェレンコまつりなど、また歴史センターに山車人形展も計画にあると聞きました。祭り最終日にはけんか囃子の再現や萩野仁田山鹿子踊り、御輿渡御行列のわざ師の競演等が報道されております。これらの祭り関係団体の進捗について、順調とは思いますが、市としてどのようにとらえているのかお聞きいたします。

次に、（２）として、本番が間近に迫った今日、市民の関心についていかが受けとめているかという点であります。大きな期待を寄せる人、天気大丈夫かという人、祭り４日間もかという人、引き手の子供たちが１日多い分だけかわいそうだという人、いろいろな声があるようです。

次に、（３）として、誘客対策についてであります。祭りの情熱についてはわかります。しかし、祭りの評価はイベントそのものの充実と、いかに多くのお客様を呼び、満足していただいたかが求められ、このことが経済性の波及と費用対効果につながると考えます。昨年二つのプレ事業以外、外に向け、どのようなＰＲ作戦をされたのか、いまいち響きが足りないような気がします。本番までわずかの期間ですが、今後の取り組みとそのスケジュールなどあればお聞きいたします。

次に、（４）として、祭り本番時の課題についてお聞きいたします。山車パレードの際、駅前広場を客席との議論もありました。アビエス内の観覧席チケット予約が今月１日よりスタートしております。特に遠方から来られるお客さんの期待に対応できるかなどもろもろあると思われます。

そんな中で一番気になりますことは、雨天の場合、パレードをどうするのか。特に27日の宵祭りが気になります。例年ですと祭り委員会が二、三時間前に天気予報と相談し、判断されると聞いております。しかし、パレードが一たんスタートすれば、大雨になろうと巡行を継続します。３年前、宵祭りで経験いたしました。今年の記念事業もこのパターンになるのか、それとも雨決行であれば事前の準備ができます。その一例を申し上げました。本番について、祭り委員会との話やほかに課題等あればお聞かせください。

次に、その２として、新庄まつりを国の重要無形文化財指定についてお聞きいたします。昨年平成16年３月に青森県八戸市の八戸三社大祭が国の重要無形民俗文化財の指定を受けております。八戸市教育委員会文化課担当者の話によりますと、青森県の指定を受けることなく、県の補助を得ながら一気に国の指定に向かったそうです。三社神社ばらばらの考えをまず一つにまとめること、そ

の条件整備が有形と異なる無形民俗の難しさがあったようです。国指定を受けるには文化庁調査官からいかに注目され、その意欲を引き出させることが、一口に言うとポイントだったと話します。それには、この地の歴史や文化、その承継や保存等を含め教育委員会と民俗学者による調査報告書が重要になったと聞きました。

八戸三社大祭は神社つき祭りとして山車27台を繰り出します。今年で二百八十余年の歴史を持つまつりだが、20年ぐらい前に８月末の秋まつりを観光を重視した結果、東北夏まつりの一番手、８月１日から３日間に変更したとのことです。国指定文化財となればお墨つきまつりとして箔もつき、全国的に響きが違うように感じると話します。八戸山車も本市と似ており、新庄まつりをよく知っている担当の方でしたので、さきに八戸市を紹介いたしました。

さて、昨年９月定例会一般質問に対し、文化財指定を受けるための課題については市長より詳しい説明をいただき、おおむね理解できたつもりです。県発刊山形県の祭り・行事調査報告書を見ましても、５ページにわたり新庄まつり、山車関係を中心に事細かに紹介されております。本市においても、平成６年新庄まつり行列を無形民俗文化財に指定しております。この指定の際、県、国の基準等を織り込み、審査、決定されたと聞いております。この時点で、ある程度の下地ができており、今日までの10年間の記録や行事保存と伝承がきちんと集積されているものと考えた場合、今後進めるに多少課題があるにしても手の届く範囲にあるような気がいたします。今年は区切りもよい250年祭です。この記念事業をステップにし、今日までの努力をさらに加速していただき、一日も早い国の文化財指定を願う者の一人です。

先に紹介しました先進地、八戸市を参考にした場合、本市で進めるに当たり、今後何が必要なのか、これらを含め市長の考えを伺います。

次に、３番目として、大阪御堂筋パレードに巡行決定している山車の派遣についてお聞きいたします。新庄まつりが西へ、山車が初めて県外遠征しましたのが平成３年10月13日開催された大阪御堂筋の大パレードです。当時国際文化都市を目指した大阪市最大のイベントでした。

全国各地からはもちろん、世界各国から大型でユニークな出し物が数多く、国際カーニバルを思わせる様相でした。パレード参加者は世界各国から１万3,000人です。広々とした一方通行８車線、御堂筋のど真ん中３キロの行進です。沿道に埋め尽くした観客125万人の注目を浴びながらけんらん豪華な山車の魅力を浪速のまちで堂々と披露いたしました。くしくも本市代表として派遣された町内は私の地元であります下金沢若連でした。

風流最上川八向城、地元新庄の歴史に残る題名は大阪県人会の人たちも大いに感動したようです。山車は解体し、大型トラック２台に積み込み、大阪へ出発、翌日雨の中、朝早くから組み立て作業となり、疲れた一日です。しかし、夜には大阪県人会の皆様から大歓迎をいただきました。私も参加した一人として元気を取り戻した記憶がよみがえります。

今回10月９日の御堂筋大パレードに参加するのは上金沢町若連の山車です。この若連は過去２回の銀座まつりを経験いたしておりますので、山車の製作や運搬には問題ないと思われます。心配いたしますのは、町内若連が直接交渉できない現地まつり委員会、正式名は財団法人大阪21世紀協会です。この受け入れ態勢やスポンサーとなる企業との条件です。旅費や運搬費が高額となり、赤字では参加できないと若連幹部が話します。

それと現地大阪県人会の皆様への協力要請です。パレードを盛り上げるのも県人会関係者のお力添えが必要かと思います。遠くふるさと山形から来てくれたと歓迎していただけるのも期待のうちの一つです。必要であれば、県などを通し、今からきちんと要請すべきと考えます。

次に、山車町内若連や、囃子若連のほかにもま

つり委員会関係者や応援隊の随行が考えられます。少し早いような気がしますが、このことについても並行に段取りすべきと思いますので、これらのことについて、市としてどのようにとらえておられるのか、お聞きいたします。

最後に、新庄市のホームページを開いたところ、250年祭記念事業を見てのメッセージがありました。つい最近、アメリカのサンディエゴからです。情報は世界中へ発信できるし、いつでも受け取ることができます。このような時代にこそまつりは観光資源の一つと位置づけ、きちんとした定着が必要です。そして、地域振興を担いつつ、さらに発展させ、他の観光との結びつきも研究し、いろいろな工夫や知恵を出し合い、一つ一つの産業として成り立つような究極の思いを抱くものであります。この思いがいつか早い時期に実現できますよう願いつつ、壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、□橋榮一郎。

清水清秋議長　市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　沼澤議員の第１点目の御質問は、住民票を移動しない未登録者対策というふうなことでございました。その実態についても沼澤議員からそれぞれデータを並べながらいろいろお話ありましたので、私の方からは市として現在その対策あるいは把握している状況等についてお話し申し上げたいというふうに思います。

市では、市民課が主体になりますが、居住実態と住民基本台帳、この整合性を確保するというふうなことから、この住民基本台帳法にのっとりまして必要に応じて随時実態調査、これを行っておりますが、お話にもありましたように集合住宅等の居住実態につきましては、これはいずれの市、町も同様というふうに解釈しておりますけれども、把握と確認は非常に難しいというふうなのが実態であります。管理に当たっている不動産会社あるいは大家さん等々にも事情をお聞きしますと、居室は会社名義の契約で、社員が入れかわり居住している場合とか、あるいは連絡が一切ないままに居住者がかわっているというふうなことも多々あるというのが実情のようでございます。

こういうふうな未登録者に対する実態、これを把握するためには、これは悉皆調査といいますか、調査期間を設けて相当踏み込んだ調査をしていかなければ、なかなか実態の把握というのは非常に難しいわけでありますが、本市においてもそういうふうな悉皆調査、実態調査についてなかなか現実的には難しいのが実情であります。したがいまして、集合住宅あるいはアパートの居住実態となりますとなかなかつかみ切れないのが現状であります。

また、未登録者について関連した問い合わせはないかというふうなお尋ねがあったわけでありますが、特にございませんけども、民法では住所、これを生活の本拠たるところというふうに規定しておりますが、住民基本台帳法による生活の本拠というふうなことになると、それぞれ個人の生活に最も関わりの深い私的な生活の場所である、そしてまた生活の中心であるというふうなのが定義づけられております。そして、この場所をもって住民登録をすべきものというふうにされております。このことについては、必ずしも職務上などの活動の拠点となる居所とは一致しないというふうな場合もありますので、住所の認定に際しては客観的な居住事実、これを重視することは当然でありますが、また御本人の主観的な居住意思、そしてまた実情を含めた総合的な判断は必要であろうかというふうにとらえております。具体的には家族と別れて単身赴任している方々、また現場等の関係から短期間に遠隔地において生活している方々、あるいは就学のために寄宿生活にある方々、それぞれ事情が異なりますので、個々の事情、実情、これを反映させた判断が必要というふうなことになります。

また、未登録であるというふうな理由は、今申

し上げたような事情も推測されますが、そのほかにも行政サービスあるいは制度的なものを利用する必要がないと思っていたり、本人の認識の上では短期間の居住予定だったのが、結果的には長引いているというふうな、こういうふうな理由も考えられます。また、住民票等も提出しなくともつける仕事があるというふうな雇用状況、これも現実的に存在するということも影響しているかなというふうに考えられます。

いずれにいたしましても、住民基本台帳法第３条では、市町村における住民基本台帳の整備、完備とともに住民に対して実態に沿った届け出、これを義務づけておりますので、ぜひ対象になる方については届け出を行っていただきたいものであります。

ただ、今まで申し上げたようなことで、なかなか登録をしてくださらない方もたくさんいらっしゃるというふうなことでありますので、今後どういうふうな対応をしていくかというふうなお尋ねがございました。

一方、個人情報保護法も施行されておりますので、最近のそういうふうな情勢からいくと民間からの情報提供というのはなかなか期待できない部分がございます。当面は関係各課において未登録居住者の掘り起こし、それから管理に当たっている会社あるいは大家さんと緊密な連携体制をとれるようにこれを整備していくというふうなこと、そして台帳担当部門における個別調査、これを実施できるように取り組んでいく所存でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、もう間もなくになりますが、250年祭を迎えることになります。この進捗状況等々につきまして多岐にわたるお話がございました。まず、進捗状況というふうなことでありますが、オープニングイベントあるいは本番の記念パレードにつきましては、現在関係団体の方々と協議を行って、これは今のところ順調に進んでいるというふうに言えます。特に未来の新庄まつり、これを背負って立つ子供たち、これを主役としたちびっ子山車まつりについてでありますが、既に12団体から参加希望いただきまして、子供たちにとってもこれは大変思い出に残る事業になるのかなというふうに思います。そして、その思い出を生かしながら、将来の新庄まつりの継承にぜひ携わってもらいたいというふうな期待も込めているところであります。

また、この250年祭の最後を飾る記念パレードでございますが、これは昔のまちの再現、これをテーマにしておりまして、萩野仁田山鹿子踊りの街中での演舞の復活、また神輿渡御行列ダイジェスト、また通常のパレードと趣を変えまして、山車同士がすれ違うときのけんか囃子の復活、これらは250年の歴史の中でもさまざまな社会情勢の変化の中で失われつつあるような、これをぜひ復活して再現していきたいというふうな意味から今計画をして詰めているところであります。各団体と知恵を出し合いながら、今やっている記念パレードでございますので、これも観客の皆さん方にぜひ御期待をいただきたいなというふうに考えているところであります。

また、４日間の開催というふうなこと、今までとプラスワンというふうなことでございますので、県内外、市民はもちろんですが、県内外の皆さん方に果たして浸透しているかというふうな心配もございます。沼澤議員もその辺のＰＲ等々についてはどうなっているかというふうなお話がございました。一つの目安として、アビエスの観覧席券の販売状況でありますけれども、24日は大体満席。27日の記念パレードにつきましても現時点で満席に近い状況であります。ただ、25日の昼席でありますが、これは毎年のことなんですけども、若干まだあいているというふうな状況でございます。

そのほか市民団体から250年についてのいろんな説明、あるいは講演というほどではないんですけども、そういう依頼がありまして、こういうふ

うなことをやる予定だとか、計画だというふうな引き合いが相当あります。その都度出向きまして、詳しく説明を申し上げるというふうなのが実情であります。

そのほかにもＰＲ事業につきましては、市民有志の方々から年末から年始にかけてカウントダウンイベントをやっていただきました。また、カド焼きまつり、御存じのとおり毎年連携をとってやっているわけでありますが、その中でも相当ＰＲイベントをやっていただきましたし、先月の100日前のビデオライブなど、これも自主的にやっていただくというふうなことで、大変頼もしく思っているところであります。

また、今月の５日でございましたが、村山のバラまつり、ここへ出向きまして、囃子の演奏をそのバラまつりの会場でやらせていただいたというふうなこと、また19日の予定でありますが、寒河江の方にもお邪魔して花咲かフェアのステージで、これもＰＲを繰り広げると、そんなことを予定しております。

そのほかにも県内外のエージェントにも積極的にＰＲを重ねまして、ＪＲ東日本、これ「大人の休日」というふうなのが御存じのとおりありますけれども、これに250年祭が、これが商品化されたほか、この旅行誌にも多数取り上げられておりまして、相当なＰＲ効果があるのかなというふうに思います。

それとまたＮＨＫとタイアップした事業、これは今年度新庄を中心として６回ほどＮＨＫとタイアップして放送をしていただきました。つい先日もふるさと歌謡ショーがありますし、また７月の末には商店街の達人というふうなことでＮＨＫで生放送をやっていたということで、相当これもＰＲになるのではないかというふうに期待しております。そのほか市内の中心街、見ていらっしゃると思いますけども、駅東口あるいは各施設にのぼり旗、これを設置しておりまして、これも盛り上げを図っているというふうなことであります。

また、市報においてもこの250年祭の特集が組まれておりますし、今後はテレビのスポット、ガイドブックの発刊、山車人形の図録の発刊と話題を提供していくというふうなこととともに若連の山車づくりの様子等々も数多く取材していただけるものだというふうに思います。やはり一番心配なのは、お話ありましたように雨の場合どうするかと、雨天対策でございます。３年前の豪雨、これも非常に記憶に新しいところでありますが、そういうふうな場合、今各若連とも雨の場合の対策等々いろいろ詰めておりまして、たとえ雨天であっても、何とか記念パレードが実施できるような雨天対策、これを今協議を進めているところであります。ぜひこの祭りを通じて長年の伝統と歴史、これを生かしながら将来へ向けての新庄市の隆盛のためにこれをぜひ成功させていきたいというふうにお話にありましたけれども、考えておりますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

それから、この記念事業の一つというふうなことでございますが、国の重要無形文化財の指定についてもお話ございました。これも先般９月の議会のときにお答えしたとおり、その後の進捗、進め方というふうなことでございますが、これについて若干お話し申し上げたいと思います。

新庄まつり行列につきましては、御承知のとおり平成６年に市の無形民俗文化財に指定されておりますけれども、これは県指定から国指定を目指して整備を進めていくというふうなこと、これは「新庄まつり百年の大計」、これの中でもうたわれておりますし、また圏域住民の方々の強い大きな望みではないかというふうにとらえております。昨年の３月にまとめられました山形県の祭り・行事調査報告書の中でも県内の山車祭りの代表例というふうなことで新庄まつりが取り上げられているように、毎年つくりかえる形の祭りが東北地方で結構多いんですが、その中でも南限の祭りというふうなことで、そういうふうな中で250年を迎え

たというふうなことであります。いずれにしても私たちが胸を張って全国に誇れる祭りであろうというふうに取り組んできたところであります。

ただ、250年という長い歴史を重ねた分、新庄まつりまだまだわからない部分といいますか、もっともっと調査し、あるいは解明しなければならない部分もたくさんあります。国の文化財の指定を目指すためにはそういう点、特に山車の歴史等についてはもちろんでありますが、そのつくり方に関する歩み、あるいは神輿渡御行列の全体像と言ったらいいんでしょうか、そういうもの、それから囃子が成り立つまでのそういうふうな流れ等々につきまして相当詳しい聞き取り、あるいは綿密な調査を行って新庄まつり行事の成り立ちと全体像、これを明確に示すことが大前提というふうなことになります。そのため郷土史の研究者、祭り関係者７名から成る新庄まつり山車行事の民俗調査会、これ先週でありますが、立ち上げまして、この秋を一つのめどに今予備調査にかかったところであります。

また、文化財として後世に伝えていくためには、もう一つの条件として新庄まつり全体に関わる保存会、これが必要になりますので、この組織化についても指定のめど、これを図りながら、にらみながら関係団体と協議を重ねて立ち上げて進めていきたいというふうに考えます。

御質問の中にもありましたが、八戸市のことがございましたけれども、これは昨年の３月に文化財の指定という好事例がございます。先月中旬でございましたが、この指定要件調査、これを行っていろいろな具体的な教示、これをいただいてきたところであります。新庄まつりに関する方々や関係する団体、これは本当に膨大な数に上りますので、今後皆様方の御協力の中で国、県等の指導をいただきながら、圏域住民の総意として早期に指定の対象になるように努力を重ねていきたいと、このように考えます。

それから、最後に御堂筋パレードに山車の派遣を予定しておりますが、それについての御質問がございました。この参加につきましては県の大阪事務所、これを通じまして主催者であります財団法人21世紀協会、これのラブコールを受けまして、本年の３月30日付で参加申込書を提出させていただきました。５月31日に正式決定の連絡を受けたところであります。

なお、昨年の12月ころから県の大阪事務所あるいは21世紀協会と随時連絡をとりながら参加条件あるいは受け入れ態勢等についての確認をとってまいりましたけれども、山車の派遣費用、そしてまた製作場所、そして関係者の宿泊施設に関しましては主催者側から格別の御配慮をいただきまして、大筋で内定したところであります。

また、スポンサーのことについても懸念されておりますが、当然広告の依頼があると思われますが、出場者側、我々にとって条件があれば事前に調整をするというふうなことで可能だというふうなお話でございます。最終的には双方の合意が前提になりますが、特段問題は生じないだろうというふうなお話でございましたので、この点についても詰めていきたいというふうに思います。

また、当然山車が出る場合には引き手の問題がございます。平成３年に御堂筋パレードに参加したところでありますが、そのときもこの地域の経済団体の皆さん方と、それから向こうの皆さん方とのいろいろ協議をしていただいて、大勢大阪の団体の皆さん方に参加していただいた現実がございます。そういうことも含めて、これから詰めていくところでありますが、現時点ではボランティアを現地募集というふうなことになりますので、既に先月の11日でございましたけども、関西の山形県人会に公文書で依頼をしておりまして、このほど大阪事務所から40名ぐらいですと協力できるというふうな回答をいただきました。なお、まだ人員的に不足しておりますので、先ほど申し上げたような形も含めて今後ボランティアの募集をしていきたいというふうに思いますので、ひとつよ

ろしくお願いいたします。

また、若連以外の随行者のこともお話がございました。現時点では、祭り委員会あるいは250年祭の実行委員会の代表、事務局とあわせて大体20名前後というふうに考えておりますし、そうしますと若連、囃子含めてどうでしょうか、70名前後になるのかなというふうに考えておりますけども、この詳細については今後の協議あるいは詰めというふうなことになります。

いずれにいたしましても、この御堂筋のパレード参加は、お話にありましたように14年ぶりというふうなことになります。新庄まつりのすばらしさ、そしてまた新庄人の心意気、これを十分にアピールしてくることはもちろんでありますが、大阪、関西圏にたくさんの新庄人あるいは県人が住んでいらっしゃいますので、ぜひ参加していただいたり、あるいはごらんいただいて、ふるさとの意識を十分に高めてもらえればその意義があるのかなというふうに考えておりますので、今後もひとつそれに向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、とりあえず壇上からは終わります。

１４番（沼澤恵一議員）　議長、沼澤恵一。

清水清秋議長　沼澤恵一君。

１４番（沼澤恵一議員）　住民票については、先ほどいろいろと御説明いただきまして何とかわかったような気もいたしますが、大変難しいということだけは確かなようです。

今回は当市における転入者の話ばかりしましたけれども、実際的にはよその市町村に転出した新庄市民の方々も同じようなパターンがあるのではないかという、このような心配も当然あるわけです。そんな中で正確な数字とかも出てまいりませんが、かなり新庄の中にも先ほど申しましたとおり、アパート関係者で未登録の方がいらっしゃるということは事実ですので、ひとつ今後これらの掘り起こしを含めて努力していただいて、先ほど私も壇上で申し上げましたとおり、いろいろなプラスになることにもつながりますし、あるいは住民の不安とか、あるいは公平とか、この辺のことにもつながってまいると思いますので、先々ひとつよろしくお進め方含めて対応お願いしたいと、こういうふうに思います。

詳しい質問しようかなと思ったんですけれども、ちょっと時間ありませんので、そういうふうなお願いを含めて終わりたいと思います。

ちょっと最後に、国の文化財ですけども、これは先ほど市長から説明ありましたとおり、タイミングよく先週ですか、先月でしたか、八戸の方に行かれていろいろな調査をしてきたということでありますので、いろいろな収穫もあったと思いますので、今後どんどん進めていただいて市民の誇りになるように早い時期に国の文化財指定受けられる、このようなことをひとつお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

清水清秋議長　ただいまから11時まで休憩いたします。

午前１０時５０分　休憩

午前１１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

小嶋冨弥議員の質問

清水清秋議長　次に、小嶋冨弥君。

（９番小嶋冨弥議員登壇）（拍手）

９　番（小嶋冨弥議員）　御苦労さまです。新政倶楽部の小嶋冨弥です。よろしくお願い申し上げます。

たとえの一つに風が吹けば桶屋が儲かるという言葉があります。政府環境省は、地球温暖化対策推進本部を設け、６月１日よりノーネクタイ、上

着なしのクール・ビズ運動を提唱しました。そのような運動の展開により、紳士服専門店や百貨店、スーパーでは、所によって長そでのシャツが昨年の売り上げ2.7倍になった。シャツだけでなく軽量スーツの売れ行きも好調なそうです。

６月11日の日経新聞には、クール・ビズによってシャツ販売２けた増、売り場拡張、追加生産と報じています。まさに関係業界にとっては、さきのことわざのような気がいたします。

さて、私たち新庄市では、平成11年６月４日に環境保全都市宣言をしております。これらを受け、髙橋新庄市長はクール・ビズ運動についてどのような御感想をお持ちか、お聞かせいただければありがたいと存じます。

それでは、通告に従いまして、お聞きいたします。初めに、個人情報保護法についてであります。この４月より個人情報の厳格な取り扱いを義務づける個人情報保護法が全面施行されました。これらについてお聞きするものであります。既に２カ月余り経過いたしました。法律の誕生で、これまで何気なく口にしていた個人情報について意識せざるを得なくなりました。意識の高まりはいいが、過剰反応とも言える動きがあるとの声も聞こえます。申すまでもなく、この個人情報保護法は5,000人を超える個人情報を持つ行政機関、企業、学校、非営利組織、ＮＰＯなどが対象、氏名、住所、電話など個人を特定できる情報の不正取得や目的外使用を禁じ、情報漏えいを防ぐねらいでつくられたのです。４月から民間事業者にも適用され、先行実施の国や地方自治体は完全施行。規定に違反すると主務大臣が是正を勧告。従わない場合は懲役や罰金が科せられるのであります。

個人情報の保護を法律で定める背景には、知らずのうち多くの情報が漏れ、流通している現実があるからでしょう。見知らぬ企業からの勧誘電話やダイレクトメールは気分のいいものではありません。

個人情報の不適切な取り扱いにより個人の権利、利益の侵害を未然に防止するため、国の行政機関、独立法人等が個人の情報の取り扱いに当たって守るべきルールを定めたものであるわけであります。個人情報とは氏名、生年月日などにより個人がだれであるかを識別することのできる情報を指すわけであります。個人の身体、財産などの属性に関する情報も氏名などと一体となれば個人情報に当たるわけであります。行政機関が守るべき個人情報の取り扱いルールは６点、一つは保有の制限、個人情報の保有に当たっては利用目的を明確にしなければなりません。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないとあります。

二つ目は、利用目的の明示。本人から直接書面で個人情報を取得するときは、原則として利用目的を明示しなければいけません。

三つ目は、利用及び提供の制限、すなわち原則として利用目的以外の目的のために保有している個人情報を利用、提供してはならないのです。

四つ目は、正確性の確保、これは利用目的の達成に必要な範囲内で保有している個人情報が過去、または現在の事業と合致するように努めなければなりません。

５点目は、安全確保の措置。当然保有しておる個人情報の漏えいなどの防止のために必要な措置を講じなければいけません。

６番目に、従業者の義務。業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならないと定めておるのであります。

また、してはいけない行為を行った職員は罰則が適用されるわけです。個人の秘密が記録された電子計算処理の個人情報ファイルを正当な理由もなく提供する行為については２年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられるのです。また、業務に関し知り得た個人保有情報を不正な利益を図る目的で提供または盗用する行為については１年以内の懲役、50万円以下の罰金、さらに個人の

秘密が記録された文書、図画または電磁的記録を職権を乱用して専ら職務用以外の用で収集する行為についても１年以下の懲役、50万円以下の罰金が科せられるのであります。

この個人情報の法律の適正な運用を確保する観点から、総務省の役割として毎年度法律の施行状況を取りまとめ、公表し、電子計算機処理される個人情報ファイルについて各行政機関からの事前通知をチェックし、必要があると認めるときは各行政機関に資料の提出と説明を求め、意見を述べるとしております。これが個人情報の適正な取り扱いを担保する仕組みだそうです。

また、担保の仕組み２として、個人情報の取り扱いに関する本人の関与として四つあります。開示請求制度の仕組み、訂正請求制度の仕組み、利用停止請求制度の仕組み、また不開示などの決定に不服がある場合。これが個人情報取り扱いに関する本人の関与であるのです。

行政機関は個人情報を適正に取り扱わなければいけません。市としては市民の数多くのデータを処理し、管理を行っているわけであります。だれでも閲覧可能な住民基本台帳の閲覧制度があります。住所、氏名、生年月日、性別の４情報は閲覧可能なため、自治体でだれでも閲覧できるので、悪用の温床になっているとも言われています。

我々市民の願いは安全、安心な暮らしであります。そこで私がお聞きいたしますのは、個人情報保護法によるセキュリティーガイドライン、職員教育等を含め、これらの管理運用はいかようになされておるのか、お聞きするものであります。また、外部委託業者とのこれらの保護に関わる取り組みはいかようになされておるのか、お伺いいたすものであります。

次は、教育のことについてお聞きいたします。３点でございます。一つは、学区外通学の現況と今後の見通しとあり方についてであります。児童生徒は住所によって通学すべき小中学校が指定されているものと思います。教育委員会の許可を受けて、指定した学校でない学校へ通学することができる、すなわち学区外通学は当市においてどのような現況かをお尋ね、お聞きするものであります。

市では、このたび長期教育プラン「いのち輝く新庄　もみの木教育プラン21」を策定いたしました。策定に当たり、関係者の方々の御努力には敬意と感謝を申し上げるものであります。多種にわたるプランであるわけです。１町内１活動や、地域に密着した体験的な教育の充実等もあります。学区外通学の児童生徒が増えればこのような政策に影響は発しないのか、危惧を抱くものであります。今後の見通しはいかようになるのかもお聞かせお願いいたします。

二つ目は、先に質問いたしました個人情報保護法の施行により、学校等において緊急連絡網や名簿づくりに苦慮しておると聞きますが、市としてはどのような取り計らいをしておるのか、お尋ねいたします。

三つ目の学校基本名簿の男女混合名簿についてお聞きいたします。今年の４月、地元の学校の入学式に出席いたしました。厳粛、かつ緊張感に満ちた立派な式でした。その入学のしおりの新入生の名簿は、以前と違って男性のアイウエオ順、女性のアイウエオ順でなく、男女混合の名簿でありました。後日、地域に学校より入学式を中心とした学校だよりが回覧してまいりました。その中で、なぜ変更したのか説明がありました。文面を見ますと、「男女混合名簿を採用することで、社会人となって職業生活を営む前に男女を超えたその人らしさ、個性に応じた能力を最大限発揮するための意識づけをしっかり図りたいと考えています。そのためには生徒への説明をきっちり行いながら、互いが男女を超えて人間として尊重し合う空間をつくっていき、このことは心の教育を推進しておる本校では当然の考えかといえます。学校生活のすべてにおいて男女の別を取り払うものではなく、場に応じて最も効果的に対応をしていきたいと考

えていますので、御理解と御協力をお願いします」とありました。

少子高齢化社会が猛スピードで進む今日、変革の歯車を回すことは大事なことと思います。政府は1999年、国や自治体の大事な政策は男女で決め、職場でも家庭や地域でも男性と女性が力を合わせ、責任と喜びを分かち合う21世紀の日本が目指す社会を描き出す意味での男女共同参画社会基本法を制定いたしたものと思います。目標にどれほど近づいているか、内閣府は毎年白書をまとめ、検証しています。そこで、このような男女混合名簿の取り組み、進め方はそれぞれの学校長の判断でなされておるのでしょうか。市としては、これらについてどのように指導、方向性を出されておるのか、お尋ねしたいと思います。

発言事項３番目の防犯についてお尋ねいたします。県警察本部は山形県警察緊急事案対策プログラム、県民とともに歩む安心の道として、平成16年の推進状況を公表しております。これらによりますと、山形県警察では、年々厳しさを増す県内の治安情勢に対処するため、平成16年１月、おおむね３年間をめどとして緊急かつ総合的に取り組む施策を盛り込んだ山形県警察緊急安全対策プログラムを策定し、現在県民の皆様からの御支援をいただきながら、県警察を挙げてその実現に向けた取り組みを推進しておるとし、このたびのプログラム策定後、１年間を振り返り、プログラムに基づき実施した各種施策並びにそれぞれの成果及び課題を検証した。

その推進状況の結果を見ますと、平成16年における県内の治安状態は全国的に発生した振り込め詐欺等の新たな手口の犯罪が増加するなど依然厳しい状況にあるものの、刑法犯の認知件数は前年比マイナス11.1％と大きく減少し、プログラムの推進により、治安回復に向けた一定の成果を上げているとしております。さらに、今後もこの検証結果を踏まえ、プログラムに盛り込まれた施策をより確実に推進することにより、日本一安全な山形県の実現に努めるとしております。このことはネットに載っております。

また、平成16年度中の山形県内の少年補導概要によりますと刑法犯少年は減少し、触法少年、万引きや器物破損、住居侵入、車上ねらいが増加、特別法犯少年、毒物、劇物の取り締まり違反、シンナーの吸引、所持や軽犯罪法違反、メリケンサック等の凶器携帯、また不良行為少年、深夜徘回、たばこ、飲酒、不良交友が増加しておると公表しています。

そして、県警察は本年度新たに少年補導員と少年非行防止の日を創設し、集中的な街頭活動を展開することで少年非行の防止に全力を挙げ、不良行為が増加する夏休み前後に県下一斉の日を設定、県として少年の健全育成を図るとされています。

少年課と各警察署は、今後少年補導員による重点的な活動を加え、ブロック少年サポートセンターの開設、少年防止ネットワーク事業の実施、小、中、高における非行防止教室の開催を推進し、前年より増加傾向で推移している少年非行を抑止する方針を示しておるのであります。これらを受け、市としての取り組みはいかように図られるのかお聞きするものであります。

私が通告しました質問は以上でございます。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。御清聴感謝申し上げます。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、□橋榮一郎。

清水清秋議長　市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　御質問いただいた通告のほかにクール・ビズ、これについての感想というふうなことでございます。

先ほども議長からお話ありまして、この議場内でも暑かったら上着をとってもよろしいというふうなお話がございました。

結論から申し上げますと、クール・ビズ大いに賛成であります。先般全国の市長会がありまして、そのときにファクスが入りまして、今回の市長会

についてはノー上着、ノーネクタイで出席してください、あるいは出席してよろしいというふうなファクスが入りました。その背景には、官邸の方から、総理がシャツ姿、要するにノーネクタイで出るんで、市長各位にもそれでよろしいかというふうな問い合わせがあったそうでございます。そういうことで、我々もノーネクタイ、ノー上着で行ったところであります。

総理のあいさつ四、五分あったんですが、半分ぐらいはクール・ビズのことでありまして、いろいろＴＰＯで外国の賓客が来たときはやはりスーツ、ネクタイというふうなこともあれなんですが、できるだけ相手に不快感を与えない、そういうふうな条件の中で軽装で出席しているというふうなお話がございました。

新庄市でも、御承知のとおり平成12年からですが、エコサマー運動、これをやっておりまして、今年も６年目を迎えるところでありますが、６月の21日から９月の23日までノーネクタイ、ノー上着でさせていただくことになっております。これは、もちろん省エネというふうなことでございますが、それと同時に省エネ化をすることによって、地球温暖化に少しでも寄与していこうというふうなこと、そういうふうな意識を皆さんとともに高揚していくことが大事だろうというふうなことでエコサマー運動を取り上げております。実質的には、今年のエコサマー運動でも約70万ぐらいの削減が、経費削減ができるんではないかというふうに試算をしております。

そんなことで、非常に悩むのは、私も今こういうふうな格好をしているんですが、暑いときにこんな格好をしていると、相手に対して暑苦しさというか、そういうものを与えるんではないかと。かといって、余りシャツ姿、軽装で果たして不快感を与えないかと、ちょっとそういうところが悩むところでありますが、皆さんから御理解をいただきながら、そういうふうなことに向けて運動展開していこうというふうに考えておりますので、議員各位にもひとつよろしく御理解のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、御質問の第１点目、個人情報保護法でございますが、小嶋議員の方から大変詳しく保護法についてお話ございました。質問としては、最後に情報管理対策、この管理対策について市はどんな取り組みをしているかというふうなことでお話があったというふうに受けとめております。その点でありますが、情報には紙ベースのものと、それから電子データがあるわけでありまして、その管理対策、これを大別すると物理的な対策と、それから技術的な対策と、それからお話にもありましたように人的な対策というふうなことに分類できるんではないかというふうに考えます。

本市における電算部門における対策としては、物理的にはサーバー室に対する外部からの侵入を防ぐというふうなものが大きな目的、対策になります。そのために窓はすべてふさいでおりまして、出入り口につきましては指紋の認証装置、これを取り付けております。登録した者しか入室できないようになっておりまして、またサーバーラック、これもし地震か何かで倒壊すると大変なことになりますんで、これにもアンカーボルトでこれをがちっとこれを固定をしているというふうなことでございます。

また、データをバックアップしたいろんな記録の媒体があるわけですが、これも耐火金庫、これの中に保管をしているというふうないろんな対策を講じております。これは、物理的な対策というふうになりますが。

また、技術的な対策として、ＩＤとパスワード、これを入力しないと住民記録システムといった業務系の端末機が操作できないようにしております。また、庁内のネットワーク、これを技術的に業務系と情報系に分けておりまして、お互いに通信できない仕組み、これをとっております。一番気になさっているのは人的な対策というふうなことになりますが、これはやはり最終的に職員一人一人

のふだんからのモラルと心得にゆだねられるというふうに思います。

そういう意味から、今年も４月には全職員を対象とした個人情報保護と情報のセキュリティーのポリシーについて研修会を開催いたしまして、条例等の解釈、そしてまた個人情報を取り扱う上で守らなければならないいろいろな事項あるわけでありますが、それを周知したところであります。

教育問題については、教育長の方から答弁させることにいたしまして、３点目、防犯についての御質問がございました。これはきのう、今日に始まったことでありませんけども、テレビ、新聞等で犯罪のニュース、これを見ない日がないと言ってもいいほど大変発生率が高いというふうに言えると思います。しかも、それが非常に凶悪になっている、また年少化しているというふうなことで、この点についてはそれぞれの関係機関、また心ある人が毎日胸を痛め、頭を悩ませていることではないかというふうに思います。

全国で発生した16年の刑法犯の認知件数も約250万件以上というふうなことで、前年より多少減っているようでありますが、逆に殺傷とか、強盗とか、そういうふうな凶悪犯罪が増加傾向にあるというふうなことで、今まで日本というのは世界でも一番安全な国と言われておったわけでありますが、果たしてそういうふうな称号がふさわしいかどうかとなると甚だ疑問になってきておるのも事実であります。新庄市のことを申し上げますと、平成15年、これが犯罪の届け出件数が530件ほどでございますが、16年には385というふうなことで、前年から見ると大変減っております。率にして約３割ぐらい減少しております。そういうふうなことで、これはいろんな防犯協会とか、いろんな団体、青少年の指導センターとか一生懸命頑張って防犯意識の高揚に取り組んでいただいているおかげかなというふうにも思います。しかし、まだまだそれだけの数があるというのは現実でございますので、これについてはこれからもできるだけ犯罪の発生件数を少なくする、抑えるように各関係機関と、警察はもちろんですが、取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

御質問にありましたように、県警では７月22日、これを県下一斉の少年非行の防止の日というふうに定めまして、警察当局、そしてまた行政、ボランティア団体が青少年の健全育成、これを目的として非行防止の啓発活動などを行うことになっております。また、県警ではこれとあわせまして「少年補導協助員制度」、それから「少年警察協力員制度」、これを４月１日に統合して、新たな「少年補導員制度」として非行防止活動に取り組んでいくというふうなことになりました。

御質問いただきました少年非行の防止につきましては、これは新庄市にとっても大変重要な課題というふうにとらえておりまして、この日にあわせまして小中学生、高校生が夏休みに入るこの時期に新庄警察署あるいは広域の青少年指導センター、防犯協会、交番の連絡協議会などのいろんなボランティアの皆さん方とも連携しながらＪＲ駅あるいは広場、ゲームセンター、大型店舗の中から啓発活動の場所を選定して非行防止のために広報を広く行いたいというふうに考えております。

また、３月議会で御可決いただきました新庄市の防犯推進条例、これに基づきまして安全な地域社会の実現に向けて防犯委員の方々から地区の皆さんに声がけをしていただきましてボランティア、市民、行政、関係機関が意見交換ができるような「防犯懇談会」を「全国地域安全運動期間」にあわせまして、地域単位で順次開催していくというふうな予定を組んでおります。

また、今月の１日でございましたけども、非行防止ネットワーク事業、これによって明倫学区での「朝のあいさつ運動」では学校、あるいは地区の皆さん方が中心となりまして教職員、ＰＴＡ、警察署、交通安全母の会、交通指導員の立哨指導等を通じまして、朝の声がけによる非行防止の運動を行っていただきました。

また、安心安全まちづくり推進会議、これ新庄小学区でございますが、「新小っ子見守り隊」の活動など、地域に根ざした活動を行っていただいているところであります。

今後もこういうふうなボランティア団体と関係機関連携とりながら地域のコミュニティー、これを基盤とするネットワーク、これを構築していこうというふうなこと、その中であいさつ運動等々の精神を大事にしながら、今後の新庄市の将来核となる子供たちでありますので、健全育成のために今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　教育について３点ご質問がありました。

まず、第１点目、学区外就学についてでございますけども、新庄市では「新庄市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」で現在の小学校11校、中学校５校の通学区域を定めております。これに基づいて、小学校と中学校の入学時に入学通知書を発行して学校の指定を行っております。また、児童生徒の保護者より当市に転入、または住所変更の届け出があったとき、教育委員会で転入学校の指定を行っております。

学区外就学の現況と今後の見通しという御質問だったわけですけれども、現在学区外就学している児童生徒は小学校で50名、中学校で29名、合計79名ですけども。また、市町村の区域を越えて就学する、いわゆる区域外就学により市内の学校に就学する者は小学生４名、中学生１名、計５名です。逆に市外の学校へ就学する者は小学生５名、中学生８名、計13名でございます。

学区外就学の申請理由は、保護者のさまざまな事情によって異なるわけですけども、最も多いのは共働きでふだん家庭に保護者が不在となるので、放課後に当該児童生徒を保護者の実家に預けるためという理由が一番多いようです。学区外就学を希望される保護者から申請があった場合には、保護者の意向を十分に尊重しながら、許可条件として児童生徒の登下校の交通安全には保護者の責任においてやっていただきたいというふうに指導しております。また、当該年度を越えない範囲内で基本的に許可の決定をしております。ただし、最長で１年の許可としておりますので、新しい学年に進級したときには改めて申請していただくという形をとっております。

以上のような現状でありますけれども、学区外就学については諸事情により保護者の申請があった場合はその理由を確認の上、弾力的に運用しておるところであります。

御質問にもありましたけれども、地域に開かれた学校、そして地域の中で活動する子供たち、これについては強く指導していくわけですけれども、その際子供の置かれている状況、また地域の実態なども十分に配慮しながら指導していきたいというふうに考えてございます。

今後も現在の通学区域に関する規則に基づいて通学区域を定めていきますけれども、これから住宅事情の変化、また道路網の変化等、新たな状況が発生した場合は、その都度規則の改正により対応していきたいというふうにしております。

二つ目ですけれども、児童生徒の個人情報の取り扱いについての御質問がありました。御指摘のように、個人情報の保護法の施行に伴いまして、各学校における名簿作成や緊急連絡網などの取り扱いについては特に慎重な対応が求められておるわけです。現に市内の学校においては、緊急連絡名簿などを作成していないという学校も出てきております。市内16校中４校が今定めておりません。ただし、緊急連絡などで学校としても名簿の必要性を認め、従来どおり作成、活用している学校も多いのも事実でございます。その場合、児童生徒及び保護者に対する十分な必要だという説明をしておるところです。使用目的を明確にしまして、その必要性や取り扱い上の留意点を具体的に伝え

まして、保護者の皆様の御理解をいただいておるところでございます。

また、市内小中学校の校長会においてこの個人情報の保護法の趣旨を説明しながら、名簿等の取り扱いについては周知徹底図るように指示したところでございます。

このようなことからも連絡名簿の配付時や保護者会などにおいて丁寧な説明を行いながら理解をしていただいておるわけですけれども、今までのところ名簿作成に伴う保護者の方々からの苦情や要望は特にございません。

また、名簿だけではなくて各校のホームページ上での個人情報の保護のためにインターネットの利用に関する要綱も定めております。そのようにしながら、問題の未然防止について指導しておるところです。さらに、教師自身も児童生徒の個人情報を持ち出さないように注意しております。

次に、３点目、男女の混合名簿についてでございます。男女共同参画社会形成のために性別に基づく固定的な役割や分担意識を是正していくことは重要な視点でございまして、今後とも学校に限らず社会全体でこれは取り組んでいかなければならないことと認識しております。学校におきましては、あらゆる機会に男女がお互いを尊重する気持ちを育むような指導を行っておるところでございます。

さて、学校に備え付けなければならない公簿としましては指導要録、出席簿、健康診断書などがあります。これらにつきましては、教育委員会として一律に男女混合名簿にする、しないという指導は行っておりません。その理由の一つとしては、男女共同参画社会を実現するという社会の要請はあるわけですけども、これまでも男女が互いに尊重し合うことを基本理念として指導してきておりますので、名簿を混合にする、しないこととは必ずしも直接結び付くとは考えておりません。また、学級の実態によって男女混合名簿にした方が指導上都合がよいという場合もありますし、そうでない場合もあるかと思います。

そこで、教育委員会としては学校に対して一律にこうしてくださいということは申し上げておりません。あくまでも各学校の実態を十分に配慮して、その学校の方針に照らし合わせて、ふさわしいやり方を選択するように指導しておるところでございます。

以上でございます。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥議員）　個人情報保護法についてお聞きします。

市長の御答弁では物理的、技術的、人的対策を行っているというようなお答えでございました。お聞きしますのは、まず個人情報管理者を置いてあるかということをお聞きしたいと思います。

もう一点は、庁内のパソコン等の持ち出しはどうなっているか。恐らく新庄市では個人のパソコンを持って業務に当たっているというふうに見受けられます。本来ですと、行政においてそれを使用させるべきだと思うんですけども、現実的には恐らく個人がそこにフロッピー等を持ってきてやっているのが現状ではないかなと思います。その辺の取り扱いをどういうふうになされておるか。

あと委託業者はどのぐらい、例えばＴＫＣなどがあると思うんですけども、委託業者の数とその委託業者との情報に関する取り決めはどのようになっているかということをお聞きしたいと思います。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　電子情報については、システム管理者というのを設置しておりまして、私がシステム管理者になっております。

それから、パソコンの業務、データの家庭への持ち出しというのは禁止しております。

それから、３点目ですけれども、委託の業者等々でありますけれども、12月議会で議決されました

新庄市個人情報保護条例がございまして、その条例に基づいて新庄市の行政情報の個人情報が保護されているというふうなことでございますけれども、その条例の第８条に委託または協定に伴う措置という条項がございまして、委託は委託する業務、協定というのは指定管理者に向けての措置というふうなことでございます。それをする場合には、委託側、受託側、協定の相手側、それぞれ個人情報を保護する措置を講じなければならないというふうなことが規定されております。

また、受託した方、あるいは指定管理者を受けた方も市の職員と同じように守秘義務がございまして、最後の条例による罰則規定の適用も受けるというふうな状況になっております。ただ、それを個人情報を取り扱うすべての委託業務あるいは指定管理者は今のところ１件しかございませんけれども、それらがすべてこの条例の適用になるということでございますので、件数は何件あるかというのはちょっと把握してございませんけども、すべての委託業務に対してこの条例は適用されるというふうに御理解をいただければというふうに思います。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥議員）　個人のフロッピー持ち出して、例えば忙しいからうちでやって持っていって、たまたま持っていったうちのパソコンがウイルスにかかって漏れたという例がありますので、その辺をやはりきちっとやっていただかないと困るわけですので、その辺をよろしくひとつやっていただきたいなと思います。

あと教育長の方からお答えいただきました。男女混合は、別に教育委員会ではそれなりの指導はやっていないと、それぞれの学校の独自性でやるというようなことでわかりました。一つですね、今学区外のことを聞きましたけども、学校選択制というようなものはどのようにお考えか、１点だけお聞かせいただければありがたいと思います。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　学校選択制について、これも全国的に話題にはなっておりますけれども、現在新庄市としては地域とともに進んでいく学校ということを最重視していきたいというふうに考えておりますので、今の現段階では考えておりません。

清水清秋議長　ただいまから１時まで休憩いたします。

午前１１時４４分　休憩

午後　１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

なお、渡部平八君より少し遅れるとの申し入れがありましたので、連絡しておきます。

今田雄三議員の質問

清水清秋議長　次に、今田雄三君。

（２２番今田雄三議員登壇）（拍手）

２２番（今田雄三議員）　新風21会派の一人として、６月議会一般質問を行います。

この冬は19年ぶりの大雪と言われ、４月まで除雪に追われました。平成12年度の総経費約５億6,000万円に対し、今年は約４億2,000万円になりました。４月を比較しますと3,600万円も今年の方が多かったのです。市民の安心、安全を支えてくれた担当の皆さんに御苦労さんと感謝申し上げます。

春の雪解けも遅れ、桜の開花と新庄の風物詩カド焼きと重なり、大勢の人で賑わいました。カドが不足するほどうれしい悲鳴があったとお聞きいたしました。

また、５月14日、ゆめりあの交流広場で「新庄市認証保育所合同お楽しみ会」が盛会のうちに開

催されました。児童160人と家族が我が子、我が孫に声援を送るなど、会場が熱気を帯びていました。これは新庄市が一定の条件を満たすことで認可外保育所を認証保育所に改称されたことを記念し、お楽しみ会が開催されたものです。呼び方が変わっただけでなく、今年度から認証保育所も消費税非課税の対象になりました。全国に誇れる制度であり、市長の即実行の英断に感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問を行います。初めに、財政基盤確立と運営についてお尋ねします。最初に、４月22日、沼田学区婦人会総会が開かれ、新庄市連合婦人会を脱退することになりました。その理由は、財政基盤の手数料がゼロになり、運営が困難になったことと、婦人会最大の事業である敬老会に対する市の予算が少なくなってきていることにあるようです。会費のみでは婦人会にさえ納める金が捻出できなくなったとのことです。これからは沼田学区独自の運営になりますが、敬老を祝う会や諸行動に参加できなくなる寂しさと、ふた昔の華々しい活動が影を潜めていくことになるのです。

一方、６月５日、中央公園で緑の市民会議を中心に花植えを行いました。市で用意した花、加盟団体独自で購入したものもプラスして終了しました。このほか各町内、商店街、会社等で花いっぱい運動が実施されています。また、環境課に申し込む方法では、一部負担もあり、本数が減ることがあるにせよ、花咲かフェアの精神が着実に定着しているのです。「一過性で終わらせないで」の市民の声に耳を傾けてくれた成果と思います。

二つの例を挙げました。市が示しているように、平成16年度から５年間、平成20年度までを計画期間として、新庄市財政再建計画を策定しました。そして、最終年度、平成20年度までに硬直化した財政状況から脱却し、発展し続ける夢と希望の持てるまちづくりを一日も早く実践できるようにするとあります。補助金をカットしたり、減額したり、施設に制限を加えることにより、市民から多くの意見が寄せられていると思います。金がないで済ますことは簡単ですが、財政再建に伴う市民サービスの現状をどのように理解し、どのような対策を考えていられるのかお聞かせください。

二つ目は、三位一体改革の中で、地方分権は委譲したもののお金が伴わず、平成16年度予算が組めない状況がありました。その後、地方財政の危機として、地方六団体が中央に集まり、財政確立に向け、総決起集会を開催してきました。この力が功を奏し、地方財政に不足を生じた場合は補償することを政府に認めさせました。今年度は昨年を若干上回る金額が交付されると予測されますが、地方交付税の趣旨は変わらないのですから、当然の結果と言えます。地方で幾ら緊縮予算を計上しても、平成16年度の二の舞になっては大変です。この心配から、昨年は議会でも５月と11月２回意見書を提出し、要請してきた成果と考えます。一連の行動が成果に結び付いたとするならば、「今年も地方財政確立に向けて要請行動すべきでは」と市長に通告していました。ところが、既に６月１日、分権改革日本実現全国大会が日本武道館で開かれておりました。市長も出席していましたので、その模様と今後の財政確立に向けた決意をお聞かせください。

三つ目は、今国、地方財政の三位一体改革で焦点になっている義務教育費国庫負担金の削減をめぐり、中教審部会で集中審議が行われています。地方六団体の知事会は、「義務教育費が一般財源化されても教育費の適正な支出を担保できる」として、国庫負担金8,500億円の一般財源化を確定し、地方の裁量を広めるべきと主張しています。事実17年度暫定措置として4,250億円を減額して、税源移譲予定特例交付金に4,250億円を加えて帳じりを合わせ、その額は教職員給与費を基本として配分することになりました。しかし、05年秋に中教審部会の答申を得て、06年度より恒久措置を講ずるとしています。地方の財政力の違いによって義務教育の水準格差が生じ、教育機会均等が保てな

くなる恐れがあります。市長は、地方財政の確立から一般財源化されることにどのような感想をお持ちかお聞かせください。

また、これまで国庫負担金の対象であった教材費や図書費が一般財源化されることにより減額されているのです。市長は、現場の実情をどのように見ておられるのか、感想をお聞かせください。

四つ目は、前回高知のひろめ市場、空き店舗を活用し、まちを活性化させた例を挙げながら、本町通りの大型店空き店舗を多目的に利用できないものかと質問しました。今回も同様と思われますが、わらすこ広場の利用状況を見て自信を深め、高齢者の福祉施設として活用できないものでしょうか。そのことが中心市街地の活性化につながり、人集い、賑わいのまちづくりになると考えます。既に鶴岡市では中心市街地の活性化を目指し、高齢者が活動できる場や、居住できる環境を整備することで「鶴岡元気居住都心」の基本計画をまとめています。このことについては、これまでも多くの議員から提言されていますが、県も新庄市に対し無散水消雪施設や消流雪溝などを整備し、雪に強い居住空間の実現、県立新庄病院の機能強化、新庄駅前で開店した高校生ショップ「南風」の店舗を産直団体や小規模作業所に提供し、製品を販売できるようにしました。また、お出かけ安心街角託児所を毎週月、木曜日に開設、今年度は通年オープンを計画するなど、活性化と利便性に向けた事業計画を示しています。当市でも空き店舗を活用して、寺子屋等が開店しました。

このほかにも市街地活性化のため、地元はもちろん若連有志が新庄まつり250年祭100日前行事と恒例になった新庄100円商店街第５弾や、旧暦の雛まつりにあわせた「新庄まちなか雛めぐり」など、人を集める、賑わいをつくることに努力しているのです。しかし、人出はその日、その時間に終わってしまうのです。

そこで、少子高齢化社会を迎える今、建て替えを余儀なくされている神室荘を本町の大型店空き店舗に置くことにより入居者と世話をしてくれる人の数は予想をはるかに超え、諸行事と相まって相乗効果を生むと予測されますが、市長のお考えをお聞かせください。

五つ目は、最上は一つを合い言葉に合併しようと話し合われました。最初８市町村全員顔を合わせたものの、結果するところ舟形町と、１市１町２自治体のみになりました。合併推進室を中心に二千有余の項目を審査整理し、具体的な合併の進め方を慎重に審議してきました。ところが、舟形町は住民投票を受け、町長選挙を機に舟形町が合併から離脱し、合併は白紙になりました。そのとき、合併について今後も考えられないか質問したところ、あり得ないとのお答えをいただきました。

５月25日、斎藤県知事は新特例法指針を受け、県内市町村の望ましい合併の組み合わせを示す「構想」を年度内に策定する方針を明らかにしています。この構想は、新特例法下で新たに総務省が定める「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」に沿って策定するとお聞きしていますが、市長は当分あり得ないとするこれまでのお気持ちは変わりありませんか、お聞かせください。

２番目に、「山形大学エリアキャンパスもがみ」の今後についてお尋ねします。私は、12月議会において当市に大学を誘致できないか。誘致されれば地域に人を招き、交流で賑わいと活気があるまちとなり、地域経済に貢献すると提言してきました。

時同じくして大学最上キャンパス構想が明らかにされました。山形大学が最上全体をキャンパスにして教育研究活動を展開するとのことでした。そして、５月21日、実現したのです。山形大学エリアキャンパスもがみの開設記念事業として「やってきました大学祭」を大学生200人の参加を得て２日間にわたり市民プラザで開催されました。オープニングセレモニーでは日新小鼓笛隊が商店街をパレード、市民から大きな声援を送られていま

した。多くの家族連れが集まり、連日にぎやかに学生との交流を図りました。開設された今の感想をお聞かせください。

次に、最上地方の活性化と教育文化を今後どのように展開されるのかお聞きします。このたび移動式オープンキャンパスに200人の学生が協力してくれました。この人的交流が示すとおり、若いエネルギーが活気に満ち、地域活性化と経済に与える影響大であることを実感しました。市長もあいさつで、このキャンパスを成功させるために受け入れる地元が目的意識を育てなければならないと話されました。全く同感です。既に示されている構想の山形大学最上地域キャンパスの構想の中で地域貢献、教育、研究の３点を中心に具体的項目を示しています。オープンした現在、当初の構想に補強すべき点や経費等を含む問題点があればお聞かせください。

これをもちまして壇上からの質問終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、□橋榮一郎。

清水清秋議長　市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　今田議員からは多岐にわたる御質問をいただきました。

まず、前半は財政基盤の確立と運営等々についての御質問でございました。市民サービスの現状をどうとらえているか、確かに厳しい状況の中でいろいろな事務事業の見直し、そしてまた補助金等々も縮減せざるを得ないというふうなことで市民の皆様方にも大変御心配やら御迷惑をおかけしている事実もたくさんあるというふうに認識しております。ただ、やはりこの厳しい現実を乗り切るために、その中で市民の皆さん方とともに財政再建計画、行財政の改革等々の計画を確実に履行することによって一日も早く脱却するというふうなつもりで今取り組んでいるところであります。特に平成16年度、17年度の予算編成には単独事業、また単独補助金等の多くの事務事業を見直さざるを得なかったというふうなことで予算も縮小して、また廃止の部門もあったことでございます。それと同時に、市民の方々にもいろんな面での創意工夫あるいは人的な協力等々もお願いすることが大変多くなってきているというふうなことも理解しております。

しかし、三位一体の改革にもございますように、地方交付税改革では、依然として地方の歳出に対する、特に財務省を中心とした国の厳しい見方、まだまだ地方には余力があるんではないかというふうなこの見方をされている時期でありますので、今後も数年間はこの地方財政が大きく揺れ動く時期ではないかというふうに考えますが、しかしながら住民福祉の向上というのは、これ一歩も休むことはできないわけでありますので、このための歳出を見極めながら、今後も市の財政運営を判断してまいりたいというふうに考えるところであります。

国に対する要望というふうなことでは、昨年度の三位一体の改革においても地方六団体、これが結束いたしまして、国と協議を続けて17年度、18年度の地方交付税の総額、これは16年度並みでございますが、これを確保したというふうなこと、また３兆円規模の税源移譲、これを目指したことは地方分権の進展、推進に大きな前進であったというふうにとらえております。

また、今回８年ぶりになりますが、地方行革指針が見直されまして、地方の取り組みが大変重要なポイントになっているというふうなことであります。総務大臣の書簡にもございましたけれども、本市におきましても引き続き６団体が結束して一体となって行動すること、これは非常に重要でありますので、今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

そういう中で、６月１日に行われました地方六団体が主催した分権の大会、これの模様といいますか、そのときの状況等々についてのお尋ねがございました。武道館においてかなり多くの皆さん

方が出席されました。来賓として、総理御本人は来られなかったんですが、副官房長官総理代理、そしてまた麻生総務大臣が出席されました。ちょうど参議院の本会議の前でありましたので、余り時間的に各大臣もそんなにもいらっしゃらなかったんですが、それぞれあいさつをいただいたというふうなことであります。

特にいろんな決議事項７点ほどの決議をやったところでありますが、これ後ほど機会があったらあれですけれども、この中で特に３兆円の規模の税源移譲の実現というふうなことで、これが18年度まで第１期の改革でありますけれども、これを確実に実現すること、現在6,000億円の持ち越し財源といいますか、それについての今協議を進めているところでありますが、それも確実にすることとか、あるいは後ほど出てきますけれども、義務教育費の国庫負担金の問題、それから地方交付税の総額の確保の問題、また地方財政の自立に向けた第２期の改革へこれを着手していくというふうな、それぞれの項目について決議を行ったところであります。

特に前から三位一体の改革の中心と言ってもよろしいんでしょうか、国と地方との協議の場、これがぜひ必要であるというふうなことで、これは前から議論されてきたところでありますが、この協議の場というのは三位一体の改革を推進する上で大変重要であるというふうな観点から、それぞれの議論の中で協議の場を、これ確実に設けていくというふうなこと、これも決議の一つの大きな要素であります。

また、特に麻生総務大臣のあいさつの中で触れられたのは、今後地方分権が進んでいくということは、地方におけるいろんな権限が大きくなる、強くなると同時に地方の責任もそれに伴って大きくなって、強くなっていくというふうなことを強調されておりました。これは当然のことだというふうに思いますが、地方分権を進めていくことによって、地方の自主性、自立性、これがやはりそれぞれ今度格差が出るわけで、これが問われるわけであります。ですから、その点責任を持った行財政運営が地方においてそれぞれの個性を出しながらやっていかなければいけないということになろうかと思います。

それとまた、もう一点、これも市長会の議論の中で出たことでありますが、今まで地方六団体のいろんな協議、またリーダーシップ、これは知事会がほとんどリーダーシップをとってやってきた経過がありますけども、住民と一番直接的に向き合っているのが市長会であり、町村長会であります。そういう点から、市長会がもっともっと議論を重ねて、そして知事会と同様にリーダーシップをとっていくような、そういう強い市長会になっていかなければいけないんではないかというふうなこともいろいろ議論されました。そういう意味から、六団体連携を深めながら、市長会としてのこの役割を今まで以上に大きくやっていくと、取り組んでいくというふうなことも確認したところであります。

いずれにいたしましても、６月１日の全国規模のこの大会においては、相当な熱気がありまして、ただ熱気だけではあれで、どういう成果を得るかというふうなことが大事でありますので、今後も引き続き国に対して物を申しながら取り組んでいくというふうに考えているところであります。

それから、義務教育費の一般財源化についてもお話がございました。これについては、昨年の９月議会でございましたけれども、今田議員の御質問がございましたので、再び所感というふうな形で申し上げたいと思いますが、この六団体、これの決議の中にありますが、この義務教育費の国庫負担金、これ一般財源化する場合には真に地方の自主、自立につながる改革となるよう、そうして具体的な前提条件を付しているところであります。その中に確実な税源移譲、それと地方交付税による確実な財政措置、これが大前提というふうに上げております。やはりこれは税源移譲だけで言う

といろいろ試算が出ておりますが、財源に都道府県間で相当な数字で格差が生ずるというふうなこと、このことがもし教育の格差に結び付くようなことであっては、これはとんでもない話でありますので、このことについてもし不足分が出るような地域であれば、これは交付税で確実にカバーするというふうなこと、これは前提であります。

数字的にも文科省の資料をもとに日本教育新聞社で試算したところで、山形県では現行に比して単に税源移譲というふうなことでは約30％ぐらい減になるというふうな試算も出ているようでございますので、この不足するとすればこれをどうやって確実に補てん、保障するかというふうなことでございます。

いずれにいたしましても、地方が創意と工夫によって教育を今後とり行っていくということは大事なことでありますし、また財源の問題もありますが、これは教育の水準と、それから自立、自主的な教育と、これはやはり両方相反するものではなくて、両方とも目標を達成しなければならない大変大きな命題であろうかというふうに思います。今中教審でいろいろ協議をしておりまして、11月ぐらいにはある程度方向づけが出されるわけでありますが、それも先ほど申し上げたような六団体としては申し入れをしていきたいというふうに思います。

また、先ほどの大会の決議の中にもこの部分でございますが、決議の中に入っておりまして、義務教育費の国庫負担金については地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、地方案に沿った改革とすることというふうにうたっております。これはやはり確実な財源確保というふうなことも指しておりますので、この点についてはぜひ守られるような協議の結果を期待したいというふうに思います。

それから、大型空き店舗を福祉等の施設にする考えというふうなことでございますが、特に特定した名前で、神室荘の移転先というふうなことを考えられないかというふうなことであります。大型空き店舗については、これはやはりそのまちの賑わいからいきますと、あの大型店があくということは大変ダメージが大きいというふうなことで、いろいろコピアの誘致とか、あるいはわらすこ広場の設置とか、いろいろ今まで手を尽くしてきたんですが、コピアも撤退をせざるを得なかったというふうなことで、あそこの跡の利用ということについては議員の皆さん方も含めて我々も大変関心を高めながら取り組んできているところでありますが、御指摘の福祉施設につきましては、今までも何回もお話を申し上げてありますけれども、社会福祉法人へ移していただくということが市の方針というふうにしております。

また、この施設そのものを移転改築するとして、その用地についても特定しておりまして、旧ポリテクセンターのグラウンド部分というふうなこと、これを引き受け先の社会福祉法人とも合意済みというふうなことになっております。この計画については、これまで県とも何回も協議を重ねておりますし、国県補助の関係、その他の理由から現在移転改築の事業着手までに至っておりませんが、事情が整えば計画どおりに直ちに実行したいというふうに考えておりますので、御指摘のところに移すことは現在考えてないというふうなことでございます。

それから、合併の問題についても話がございました。合併が白紙になりまして、お互いに自主、自立の道を歩み出してから早くも１年近くたつわけでありまして、その当時のことも思い出すわけでありますが、そのときにいろいろやりとりの中で、今のところは合併については、その時点で考えていないというふうなことを申し上げたと思います。それいまだに変わっていないかというふうなお尋ねでございます。このことについては、相当長い期間議会でもいろんな合併協議会でも議論を重ねたわけでありますけども、最終的には各町村がそれぞれ自立の道を探るということで、昨年

の７月をもってこの地域ではピリオドを打たれたというふうなことであります。

しかし、新庄市は、やはり今までの歴史もそうでありますが、これからも最上地域の中心都市というふうな役割を担っていくということについては変わりないわけであります。そのためにも、まず第１に財政再建を確実に実践していくということ、そして安定的な行財政システムを確立して強い、そして品格のあるまちづくり、これを進めていかなければいけないというふうに考えております。これは合併協議会が解散した後、まちづくり会議等々でも市民の皆様にもお約束してお話も申し上げたところでございまして、現在財政再建計画を初めとしていろんなメニューにのっとりながら全職員一丸となってその目的達成のために取り組んでいることは御承知のとおりであります。

ただ、御質問ありましたように人口１万人未満の自治体を対象にした新合併特例法の基本方針でございますが、これが総務省告示という形で示されるというふうなことで、新たな合併推進の動きが出てまいりました。最上地域においても対象とされる町村がある。あるというよりも多いわけでありますが、それなりの動きが出てくるものというふうに思います。

ただ、先日新聞に各町村の首長のコメントが載っておりましたが、それぞれの町村長の考え方もあるようでございます。これから、今新庄市としても自分の力で何とか再建していこう、何とか行財政改革をなし遂げて、それで強いまちづくりをしようというふうなことで今取り組んでおります。ただ、今まで市としては合併を拒否したことはありませんが、むしろ今後そういうふうな動きがあるとしても、現在新庄市が財政再建の途中でありますし、それから行財政改革についても一生懸命取り組んでいるさなかでありますので、こちらの方から合併というふうなことを持ち出して話しかけたりすることは今のところ考えてないし、またその節も申し上げましたが、やはり合併についても、当時は新設とかいろんな点で市としても相当譲ったというか、そういうふうな形で進めたんですが、今のところはそういうふうなことまで考えての合併に対する取り組みについてはないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、これからも近い将来新合併特例法がもっともっと活発な動きを見せてくるんではないかなというふうに思いますが、こちらから仕掛けることは現在のところは考えていないということで御理解いただきたいと思います。

それから、山大のエリアキャンパスもがみについての御質問がございました。これについては、オープニングセレモニーに今田議員も御出席なさっていろいろ詳しく御承知のとおりでありますが、去る５月21日でありました。大変好天に恵まれまして、日新小学校の鼓笛パレードを皮切りといたしまして、駅前からプラザまでパレードしたところでありますが、プラザの大ホールもほぼ満席というふうなことで、大変成功であったというふうな感触を持ったところでありました。議員各位にも大勢このセレモニーに出席していただいたところであります。

２日間催したわけでありますが、この中で学生の皆さん方200人ぐらいおいでになって多くの発表あるいは展示がありました。大学が存在しない新庄、最上にとって大変大きな刺激になったというふうにも思いますし、また大学そのものが身近に感じることができた催しではなかったかなというふうに思います。特に子供たちと大学生が非常に交流を深めてくれたというふうなこと、そしてまた各サークルの中でもそれぞれ個々にいろいろ話になりまして、例えば市内でチェレンコクラブというあれがありますが、それと大学のダンスクラブといろいろ協議して一緒にやろうというふうな話までなっていましたし、また茶道クラブとか、そういうふうなクラブの子供たちが大学生と一緒になって今度お茶の会をやろうとか、いろんな細かい交流が話し合われたようでございます。

また、その第一弾と言っていいんでしょうか、今日からプラザのギャラリーで山大の皆さんの作品等の展示会的なもの、これも始まったようでございますし、そういう点では非常に交流が深まる一つの大きな礎になったというふうに理解をしております。

また、明倫中では、山大の江間教授の助言をいただいて、心の教育のカリキュラム、これを作成する予定もあるようであります。今後はこのような交流、これを市全体に広げていくことが大変大事であるというふうに存じます。

また、最上地区内の学校、学生の実習活動、研究活動として活用していただいて児童生徒と学生の交流が活発に行われるように進めていきたいというふうに思います。

また、山大が行っている公開講座ありますが、これを新庄市を会場として行ったり、また広域の研究センターの求めに応じていろいろ研究に対する指導、助言を継続的にしていただくような環境を整えることも大変大事であろうかというふうに思います。

特に感じたのは、オープニングセレモニーも含めて２日間のときに仙道学長がおいでになってパレードにも参加していただいたし、もちろんオープニングセレモニー、そして次の日もその会場でいろいろ学生のカリキュラムあるいはいろんな相談に応じたりというふうなことで学長自らああいうふうに一生懸命やっていただいたということ、これが非常に感激いたしました。ぜひ新庄市あるいは最上としてもこのキャンパス構想をぜひ物にしていきたいというふうに思います。

学長にもお願いしたんですが、新庄にも若い学生がぜひ大勢まちなかを歩いてくれる、そして多くの市民と触れ合っていただけるようなまち、それには市あるいは最上としての受け皿づくり、受け入れ体制、これを万全を期して学生たちが来てみたい、また来たいというふうに思われるような地域づくりにしていかなければいけないというふうに考えて、今取り組んでいるところであります。

２２番（今田雄三議員）　議長、今田雄三。

清水清秋議長　今田雄三君。

２２番（今田雄三議員）　いろいろと回答をいただいてありがとうございます。

最初の方の件なんですが、やはり今まで補助金をもらって、そして行動しておったという歴史が長いものですから、そういう意味合いでは今回市が示している行政改革なり、市長の施政方針なりというものを見ましても、なかなか市民との間の一致点が見えられないのではないかと心配しております。そういう意味で、今回いただきました行政改革大綱についても大変立派に書かれております。これには非の打ちどころはないんですけども、しかし市民に対して、それでは庁舎内で決まったこと、そうすることをいち早く宣伝をするというふうにもなっていますが、その仕方が問題だなというふうに思います。

そういう意味で具体的な例を挙げながら、そして市民が要望する点というものを詳しくのせていただきながらやっていかないと、ただ単に絵にかいたもちというような心配もあります。そういう意味で、行政改革の大綱を新たに示しているわけですから、そういう意味では財政の再建は、今質問したように大変難しい面になっていると。しかし、今回は景気的にも一般市民、公務員以外の一般の業種の方のボーナスがプラスになるとか、そういう状況も聞かれております。

それから、就職の方も昨年よりは大変よいというような状況も聞かれますし、景気も向上しているというふうな状況があります。そういう意味合いでは、三位一体の改革で地方に対してなかなか金が来ないからというようなことのみを発言するのでなくて、やはりそういう景気も見ながら手助けができるところには手助けというようなところだと思います。今までは市としても、行政としても余り口も出して、金も出し過ぎたというのが反省の一つになっているわけですから、そういう意

味では材料は多く投げかけて、そして市民の皆さんから協力をいただくというような姿勢が最も大事だなというふうに思います。

そういう意味で、今経済が、景気が地方にまでまだ来ていないというふうには解釈しますが、マスコミ等でそういうふうな表現をしますと、一気にそれが盛り上がっていくという状況もあります。そういうときもこの財政再建にあるからというようなことでとどまるのではなくて、そういう状況判断しながら、その場、その場でまた考えを直すということもこの中に含まれているのか、もう一度お聞かせください。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　今は、財政再建計画の期間中でございまして、確実にこの財政再建計画を実施していくと、いわゆる確実にこの計画に基づいて実施していくというふうなことは、歳入あっての歳出でございますので、歳入を図りながら歳出そのものを効果、効率的にやっていくというような部分で今やっているところでございますので、今田議員がおっしゃるようなそういうような見直しというのは常に図りながらやっているつもりでございます。

今振興計画の基本計画、５カ年の基本計画も策定しております。そういうような作業の中で市民の意識等々の調査も行っております。そういうようなことを参考にしながら、市民と対話しながら、この限られた財源そのものをどういうふうに使うかというふうな部分について、今後議会の皆様とともども考えていければなというふうに思っております。

２２番（今田雄三議員）　議長、今田雄三。

清水清秋議長　今田雄三君。

２２番（今田雄三議員）　今お話しいただきましたように、時の情勢を見ながら進むという一つの点を加えていかないと大変な状況になるんではないかなというふうに思います。市民をパートナーにするというような状況の中でも大変立派に書かれておりますから、この推進を期待したいというふうに思いますし、我々も同時に参加していきたいというふうに思っています。

ともあれ今市長からこの前の六団体の中の武道館で行われた状況について詳しく話をいただきました。やはり17年度から18年度までの予算というものを、財政というものをある程度六団体が希望する一つの状況になっています。これが安定しないと、今言いました行政改革を、財政改革をいかに地方がやっても６億、７億という突然の財政減が出たりしますと、これ大変な状況になりますから、やはり今言った３年間の財政を担保にすると同時に、やはり地方でもいろいろな面について切磋琢磨していくという状況だろうというふうに思います。そういう意味合いでは、政治的にもなかなか難しい財政の問題でありますが、今市長が決意していただきましたように、今後も続けて地方は地方として要請をしていくという基本的な立場をつくっていかないと大変だなというふうに思いますんで、それを付け加えさせていただきたいと思います。

あと義務教育費についてもある程度の担保はもらっているわけですが、なかなかこれも地方財政が税源の移譲なり、そういう実際に現実的になってきた場合、なかなかそこに頭が回らなくなるという心配はあります。そういう意味で、日本の将来を担う子供たちに夢と希望を抱かせるという面からも、やはり教育の現場を忘れないでやってほしいなというふうに思います。そういう意味で、現場の苦しい状況などが聞かれなかったのですが、教育長あたりあれば、現場の財政が削られることによって、実情があればお聞かせ願いたいと思います。いかがですか。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　いろいろ厳しい財政状況でありますけれども、その中で教育的効果が下がらないよ

うに、例えば教員間の教育研究所などの組織、または校長会などの研究などを通しながら子供たちに教育的サービスだとかが充足されるようにこれからも頑張っていきたいというふうに考えておったところです。

２２番（今田雄三議員）　議長、今田雄三。

清水清秋議長　今田雄三君。

２２番（今田雄三議員）　時間がなくなってきましたので、あとは例年どおりに進めていただきたいと思います。

せっかく山形大学が新庄に来るという大変華やかな場面になったわけです。やはり受け入れ態勢だけはきちんととして、そして１日や２日でなくて継続して来ていただくような方法を何とかしたい。鶴岡にしても、米沢にしてもそういう生徒が常にいますから、そういう交流というのは多いんですけども、我が地方では大学は欲しいけれども、どういうふうにすればいいのかというような状況がないと大変な状況になるんではないかなというふうに思いますんで、皆さんと一緒にまた御相談しながらやっていくという決意などもいただきたいんですけども、時間がないんで、最後に教育長からその点についてお聞きしたいと思います。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　先日オープニングセレモニー大盛況のうちに終えることができました。問題は、これから本当に学生たちが最上に定着し、そして地道に研究活動、交流活動が継続されるように我々受け入れ側の体制の整備がぜひ必要なのかなというふうに思います。例えばいろいろ事業展開する上での予算的な措置、または滞在型で学生たちが新庄市民ということになれば当然宿泊機能、または学生たちの移動手段等々、いろんな条件整備をこれから具体的に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

清水清秋議長　２時まで休憩いたします。

午後　１時５０分　休憩

午後　２時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

山尾順紀議員の質問

清水清秋議長　次に、山尾順紀君。

（１番山尾順紀議員登壇）（拍手）

１　番（山尾順紀議員）　暑くなりました。その中で、４番目ということで、ちょうど時間帯も響きのいい声に変わればいいなと思うのですが、なかなかそうならないかもしれませんので、よろしくお願いしたいなと思います。

今回で一般質問も24回させていただくことになりました。常に適時、適宜意見を述べることが市勢の発展につながるというような考えで、仲間からは余りにもくだらない質問じゃないかというふうなことも何度も指摘を受けましたが、私なりに思ったことを言い続けてきたつもりであります。やはり市役所自体は市民の役に立つところ、これが私の信念であります。そうした意味で、これまでの中でバリアフリーの問題や、それから小型除雪機の導入による除雪問題、あるいは障害者問題、除雪、雪関係、雪対策、そうしたことを言い続けて、また皆さんが行政の府もそれに応えてさまざま進歩してきたなということで、感謝しているところであります。

さて、平成16年11月19日から年末にかけて行われました市民認識度調査、市内2,500名を対象に行われましたが、その報告書をいただきました。調査は地域の振興と安定した市民サービスをより確実なものにするため、新庄市が取り組んでいる各種の施策に対する市民の認識を把握し、今後の市政運営や施策の企画立案、並びに執行上の基礎資

料とするためとあります。第３次振興計画、今後５年間の基礎資料となるものだと思います。

調査項目は「にぎわいと交流のまちづくり」、これまでも何度も言われてきましたが、「安心して暮らせる安全で快適な生活環境づくり」、「飛躍に向けた魅力ある地域産業づくり」、「新しい文化を創造する人づくり」、「環境にやさしい地域づくり」、「計画の推進指針」、「施策全体に対する取り組みについて」、「今後５年間における重点施策」であります。８分野20項目で、結果は重要度が高く、満足度が低いものは雇用開発の推進と労働環境の整備、続いて都市基盤の整備と雪のふるさとづくり、３番目に商工業の振興について、かなりの市民ニーズが高いとし、早急な施策が必要とされております。

また、（８）の今後５年間における重点施策については、高い順として都市基盤の整備と雪のふるさとづくり、福祉の充実、保健医療の充実、雇用開発の推進と労働環境の整備、商工業の振興を挙げています。ここで大変興味深いのは、ニーズ度６位の福祉の充実が今後５年間では２番目にランクされているということであります。しかも、年代では18歳から29歳、30歳から39歳の世代の関心が福祉の充実で一番高く、50歳から59歳は雇用開発が一番、40歳から49歳、そして50代を除いて他の３世代は都市基盤の整備と雪のふるさとづくりとなっています。

施策に対する期待度の内容をもう少し詳しく見ていかなければならないと思いますが、若年層の福祉の充実には驚かされました。やはり児童生徒を抱えながら、何らかの支援が欲しいという意味合いが込められているのかというふうな気がします。

また、50歳から59歳の雇用開発は、退職間際の心理状況あるいはこうした不況によるリストラなどにおいて、今の雇用条件に対する不安を募らせている状況が背景にあるのではないかと思います。さらに、まだ若い、働きたい、２次就職はできないものかなどの理由ではないでしょうか。からといって、雇用開発は一部にとどまらず、市、市民全体の願いでもあるようです。

幸いこれまで民間病院の進出や老健施設などの福祉関係の進出で多くの人が職場を得ていることも承知しております。しかし、この雇用の開発の中で本市に目を向けてみますと、今年は職員採用をやらないというような方針で望んでおります。これでは、市民の夢と希望を取り上げてしまうものではないでしょうか。この財政事情で採用の余裕がないということは、再三聞いております。しかし、新庄を離れ、大学を出たら新庄に帰ろうという気持ちの最初は新庄市役所の採用試験だと思います。かなり狭き門になると思います。採っても１人あるいは２人採れないかもしれない。しかし、そこに100人、200人という若者が市に帰るための位置づけとしていけば家族あるいは地域とのつながりがずっとつながっていくと思う。採用試験そのものがないとすれば新庄市の話題も、家族の中での話題も消えてしまうのではないでしょうか。

雇用開発の手始めは、市役所の職員採用から始めなければならないと思っているのですが、今後のお考えはいかがでしょうか。また、調査の質問（１）のにぎわいと交流のまちづくりの中の項目で、全体として１番である都市基盤の整備と雪のふるさとづくりでは、冬期間の雪処理に関する意見が多く、雪対策関係の充実を求める市民の声が圧倒的で、新たな道路整備より既存の道路改良を求めているということが調査から書かれております。

こうした市民の声が統計的にあらわされることは大変重要なことです。しかも、今回の調査で居住年数や年齢層によって重要度が異なるなど興味深い点もありました。よかれと思ってやっている仕事も、実は市民の思いとは別の方向に向いていたのでは残念な結果となります。そうした意味で、具体的な作業はこれからだと思いますが、一つ一

つ取り出した計画に総合的にどう判断し、意義づけていくのかが問われると思います。

現在は財政事情厳しい中、行財政改革の名のもとに、切り捨て的な運営方式に見えがちです。古い言葉かもしれませんが、総合行政という視点も大切だと思います。すべてに満遍なく目を向けるだけでなく、一つはすべてにつながっているという視点も大切だと私は思います。雇用開発も含め、この調査から今後の取り組みについてどんな考えを持っておられるかお伺いしたいと思います。

次に、上下水道整備計画についてお伺いいたします。このことは、以前にも質問しました。また、去る３月議会で多くの議員の皆様から野中、谷地小屋、冷水沢、泉ケ丘地区等への水道の布設の要望にどう応えるのかが質問が出ました。そうした折に、５月13日に平井精密の電気メッキ処理施設で銀メッキの原材料で有害物質のシアン化銀の溶液約400リットルが地下に浸透する事故の発覚があり、近隣の飲み水である井戸の使用が規制され、大変不便を来していると聞いております。今のところ、水質検査では含有結果が出ず、一応安心と言いたいのですが、住民の不安は尽きないと思います。一説には、シアン化銀は水に溶けにくいという性質を持つらしく、そうなると水質というより土壌汚染となるのか、専門家の調査結果を待つしかありません。

こうした事態も含め、安心、安全な水の供給は早急に実施しなければならない事業だと思います。電気、電話、新聞はいっているのに水道がないでは許されません。今後の取り組みを聞かせていただきたいと思います。

ちなみに、平成15年現在、本市の上水道の普及率は87.2%、県平均が平成14年現在で対行政区域内人口比96.2%、下水道では対行政区域内人口比、本市では41.8%、県平均が60%となっています。また、水洗化率は本市が84.3%で、県平均が77.2%と逆転現象となっています。このことは、下水道未普及地域において水洗化率が高くなっていることを示していると思います。いわゆる新興住宅地の合併浄化槽設置です。これは、将来の下水道運営にも大きな影響を及ぼします。そうしたことから、昨年の11月臨時議会で下水道施設の補正に対し時期的な面、既に一部水洗化普及地域であっても将来のために必要と判断し、賛成しました。その後の東天町付近の下水道工事の進捗率、並びに付近住民の加入率と今後の見通しと取り組み方について伺いたいと思います。

最後に、時代は大きく変わり、自動車と駐車場という関係は消費者を郊外へと誘導してしまいました。北本町の商店街活性化のために誘致した地元町内会で誘致した旧ダイエー、コピアが入っていた山交ビルも今や銀行管理という話も聞いております。また、18年の３月31日で契約内容が切れるなどという話も耳にしました。民間商業ビルですので、行政がとやかく言う問題ではないかもしれませんが、現在わらすこ広場で借用している関係から、現状と今後の契約、その他の利用方法なども含め大変難しい判断かもしれませんが、どのように考えているのか伺い、壇上からの質問を終わりとします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、□橋榮一郎。

清水清秋議長　市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　御質問第１点目、先般行いました市民の認識度調査、これにいろんな数値が出たわけでありますが、それを分析されて、それに対する今後の生かし方、取り組み方等々についてお話がございました。この認識度調査につきましては、今年度の施政方針でも申し上げましたが、第３次の振興計画に基づいて取り組んできたさまざまな施策あるいは事業に対して市民の皆様方どう考えておられるか、また今後はどのような施策を重点的に取り組んでいくべきであるか、どういうふうに考えておられるのかを把握しながら、これを今後の市政に生かしていくと、そして市民の目線の

上に立った運営をしていくための実施でありました。

調査結果については、報告書をお渡ししましたが、市民の皆様に対しましても市報で調査結果の概要をお知らせしたほか、ホームページにも報告書の全容、これを掲載しておりますので、この調査結果については自由に知ることができるようになっております。

この結果についてでありますが、市民の皆様方の認識として重要度が高く、また今後特に重点的に推進すべき施策、満足度は高いものの、今後も重点的に推進すべき施策、また満足度が低下しないように継続して取り組むべき施策、そしてまた今後の取り組み方を検討すべき施策、この四つの方向性に区分することができるというふうに考えております。つまり、この四つの方向性については、これからの市政運営について市民の目線に立った施策の選択、重点化を図る際、「人・もの・金」といった限りある行政資源、これを最適かつ重点的に配分する際の一つの判断基準になり得るものというふうに考えております。

御承知のように、現在３次振興計画後期５カ年の基本計画の策定に取り組んでいるわけでありますが、その一環として職員が参加して取り組んでいる課の行動計画、この作成に当たっても認識度調査等の結果などから、市民ニーズを的確に把握した上で、それぞれの課のミッションあるいはビジョンあるいは重点的な戦略などを明らかにすることにしております。特に御質問の中で雇用の開発の推進というふうなことで御指摘があったわけでありますが、この雇用の場の確保につきましては、全国的な傾向として雇用状況の低迷が続いていたというふうなことでしたが、昨年の夏以降、上昇傾向へ転じておりまして、本地域でも緩やかながら改善が見られるようになっております。まだまだ経済情勢が御承知のとおりでありますので、なかなか拡大に結びつくような企業の展開あるいは状況が好転するというふうなことが積極的にはなかなか難しいところありますけれども、でも一部休業企業を買収しての進出計画とか、あるいは新規の立地計画とか、撤去企業の跡地を買収しての設備をすることによっての増強計画等々が打ち出されておりますので、大いに期待できるんではないかというふうに思います。

特に御指摘ありましたのは、新庄市、今年度新規採用を見送ったところでありますが、やはり新庄の中でも１、２を争う優良企業というふうに思われている中で、採用しないというのはいかがなものかと。これは、先般何月議会でしたか、その中でも御指摘ありまして、私もその点については非常に若者たちの夢を摘むようなことであって、その辺のところ非常に迷うところあるというような答弁も申し上げたところでありますが、今この財政再建計画の中で、やはり市役所もスリムになりながら、そして一日でも早く財政再建を目指していこうというふうなことを前提とした定員の管理計画をやっておりますので、残念ながら今回は見送ったというふうなことであります。ですが、これからは大量退職者が続きます。来年、再来年から相当大量な退職者が続きますので、その辺のところを来年度以降は前倒しとか、そういうことを考えながら、今後適正な採用に向けて考えていかなければいけないというふうに思います。

ただ、全体的な風潮として、今アウトソーシング、うちの方でも指定管理者制度採用したわけでありますが、やはりこうすることによって、官の責任を持ちながら、そして民間の皆さん方にそういうふうな業務に携わっていただくということは、やはりこれ雇用の場の拡大になる。ある経済研究所の研究の結果によりますと、こういうふうな行政のアウトソーシングによる経済効果というのは物すごい何兆円、何十兆円というふうな効果が出るというふうな調査結果があるようでございます。

そういう点で、一つは新庄市の大企業と言ったらいいんでしょうか、優良企業の市役所が門戸を閉ざしたということに対する若者たちの夢、これ

をどうするかというふうなことと、アウトソーシングによって、そして行政としてのスリムながらも、そして民間の活力を喚起するというふうなこの辺の調整、調和、これは当然のことながら考えていかなければいけないというふうに思います。

それから、商工業の振興についてもありましたし、それから都市基盤の整備、今年も豪雪でしたが、雪のふるさとづくりもございました。商店街の活性化を目指しての取り組みとしては、今回駅前通りの歩道整備事業と連携した賑わいの創出の拠点として、空き店舗の活用などに対する支援を行っているというふうなことです。

また、具体的には中心市街地のアクショングループ、これによりまして地域住民と一体となっての市街地の活性化計画をはじめとして南北商店街で繰り広げられている、これもかなりマスコミ等でも取り上げられたんですが、AMPの100円商店街あるいは駅前通りの青空市などとそうした事業が随分活発に行われたところであります。行政としても、この民間の活動を原動力として活発化してきた各種の事業に対して支援あるいは調整といった、こういうふうなものを複合的に取り組みながらやっていかなければいけないというふうに考えます。

また、都市基盤の整備については、重要度指数と満足度指数の関係から算出したニーズ度でありますが、これは雇用関係について２番目になっております。その中でも、やはり雪に対する除排雪のあり方についての件が非常に多かったというふうなことが言えると思います。意見の中には除雪のあり方について評価をしてくださる意見もありましたが、そのほとんどが雪対策の問い合わせといいますか、御意見が多かったようでございます。これについては、随時流雪溝の整備等々も含めて議会とも議論をさせていただいておりますので、この雪対策に対しては常に緊急性と重要性、これは失わずに持ってまちづくりにしていかなければいけないというふうに思います。それぞれの施策については、15年度に第２次の総合雪対策、これを策定しておりますので、その基本計画に基づいて進めてまいりたいというふうに思います。

それから、上下水道の整備についてもお話がございました。特に私も常日ごろから市民皆水道というふうなことで申し上げてきて、何とか実現していきたいというふうなことで取り組んできているところでありますが、先般の予算委員会において、かなり多くの議員の皆様方からいろんな意見なり議論を頂戴したところであります。未給水地区、中川原他４地区でございますが、この取り組みについて、そのときも前向きにやっていきたいというふうなことでお答え申し上げたところでありました。

その後、どうなっているかというふうなことでございますが、これについても住民からも要望書をいただいておりますので、住民合意についてはとれているというふうに考えております。あとは認可の問題、今老朽管の布設替工事とか、そういうものをやっておりますので、それと同時に新設する認可の国との調整、こういうのも多少時間がかかるというふうなこと、それから事業費について、これも前回の予算委員会で相当いろいろ御提言なりなんかいただきまして、事業費の生み出し方についてもいろいろ議論させていただきました。そういうことも含めて、今関係課でこれを調整しております。この５地区につきましては、ぜひできるだけ早く水道を布設いたしまして、そうすることによって市民全員が皆水道というふうなことになりますので、これは前向きな取り組みをしていきたいし、また今しているところでございます。

それから、下水道でございますが、これ昨年の11月の臨時議会で補正の承認をいただいた後、早期の完成を目指しまして整備を進めてまいったところであります。予想外の大雪というふうなことでありましたけども、付近の住民の皆さん方から御協力いただいておりまして、当初から予定しておりました工事延長、これは約790メーターござい

ますが、そのうち繰り越し区間の延長240メーターを除きまして550メーターでございますが、これは完成しております。工事量のベースで見ますと約７割の完成ということになっておりまして、残りの部分につきましても本年７月いっぱいで全線完成、これを目指して現在整備を進めているような状況でございます。

問題は、下水道への接続でありますが、これについては市民の皆さん方の理解、協力を得るために事業説明会等々、いろんな機会をとらえて事業の必要性、また下水道への接続について説明を行って、早期加入の促進、これに現在努めているところであります。

今後の取り組みは工事完了後、供用開始、これの法手続を行いまして、接続、そして受益者負担金等について、さらなる説明を行って、下水道の早期普及、拡大に努めてまいる所存でありますので、よろしくお願いいたします。

それから、山交ビルの問題といいますか、今わらすこ広場を借りて、開設しているわけでありますが、今後の契約等々についてどうなっていくのかというふうなことでございます。

わらすこ広場については、御承知のとおり平成12年10月にオープンして以来、これまで延べ約28万人の方が利用されております。開設した13年度は約７万人以上、現時点では若干ずつ減ってまいりまして、16年度、昨年度は４万2,000人というふうなことの利用者数であります。まだまだやはり４万人以上の子供たちが利用してくださっておりますので、大変大きな役割を果たしているものというふうに考えております。

先ほどの雪のことと絡めるわけではありませんが、冬期間あるいは雨天時にも安心して遊べる場の確保、これを念頭に置きながらずっと検討した結果、ここに開設というふうなことになったわけでありますが、大変広いスペースでもありますし、雰囲気も非常によろしいというふうなことで、またお子さんと一緒にお母さんたちもあそこに来ていただいて、いろいろ子育てに関する情報交換等々も活発に行われているようでありますので、あのわらすこ広場としての役割は非常に大きなものがあるというふうに思いますし、またこの存在については地元の商店街の皆さん方からも強い存続要望もございます。

ただ、契約関係につきましては来年の３月までの契約で４階部分借りておりますが、今の場所もスペース的にも大変広い300坪ほどありますので、申し分ない。また、駐車場についてもすぐわきに立体駐車場がございますので、こういうふうな中で、今後もわらすこ広場ぜひ継続していきたいというふうに考えております。

ただ、契約の問題がございますので、今後引き続き相手方と話し合いを続けて、何とか継続していく方向でやっていきたいというふうに考えているところであります。

１　番（山尾順紀議員）　議長、山尾順紀。

清水清秋議長　山尾順紀君。

１　番（山尾順紀議員）　ありがとうございました。

認識度調査の中で、第３次振興計画の後期の役に立てたいというようなことで、前段においてはこれまでの前期の認識があるかなというようなことで、中身を見ますと大変素直な表現されていると。ただ、ちょっとわからなかったのは満足度４点、やや満足３点、やや不満２点、不満１点というような計算方法だったんですけど、どちらともいえないという項目はアンケートと違うのかな、ないのかなというふうに、普通アンケートだと五つになってどちらともいえないという。４項目ずつの比較でやらざるを得ないという、そういう専門的なものがあったのかなと思っているんですが、もし参考意見としてもし聞かせられるならその辺も教えていただきたいなと思います。

今回の認識度調査の中でお願いした中で、雇用開発を市役所の採用試験にというふうなことに付け加えさせていただいたんですが、やはり市民の声はですね、市の職員になれるかなれないかは非

常にわからないけども、ぜひ挑戦させたいというのが市民の声です。やはりこのことをですね、今はアウトソーシングのことを大量退職時代に入るので、それにあわせて補充するという考えなのかなというふうに思うんですが、ある企業に行ったときに、企業の人の話を聞くと、どんなに苦しくとも１人は採らなくちゃいけないと、やっぱり組織の継続性として、このつらいところもですね、わかってもらわないと困るんだと。いいときになって入ってきてもらっても困るんだというような話もしていたんで、やはりこの一番つらいときにすることというのは大事だなと。職員がやめたから入れるんじゃなくて、さらなる工夫かなんかでその職員をもう一人雇えないだろうかというようなことであります。という意味で市民の願いを伝えておきたいと思います。

それから、今回商工業の中でとか、さまざま私聞きました。最後に総合行政というようなことを申し上げたわけですけども、雪の問題の計画はある、何々の計画はある、計画は何十本とあるわけです。各課はそれに向かって仕事をしていると思います。それがどこかでつながっていないとよくないというふうに思うんです。これ意見を求めるわけではないんですが、総合行政、昔よく言われたが、今は行財政改革という名のもとに、どちらかというとそれぞれが切り捨てられがちに見えてしまう。今後の５年間に対する基本計画の策定のための認識度調査とすれば、やはり総合行政、一つからはすべてがつながっているという観点を見失わないでいただきたいという願いであります。その辺についても御意見をお願いいたします。

それから、上水道をできる限り早く皆水道にしていきたいという決意ですので、やはりその方向で進めていかないとまずいなというふうに思います。先ほど語呂合わせで言ったような感じなんですが、電気、電話、新聞は通っているが、水道は通っていないなんていうようなことではやはりまずいのではないか。水は文化だと、私は何度も言いますが、水は文化であり、安心、安全の源だと思いますので、ぜひ事業費の捻出を図って早急にとりかかっていただきと思います。

それから下水道ですが、先ほど申し上げましたが、水洗化率が逆転しているということにすごく大きな意味合いがあるんじゃないかなと思うんです。実際皆さん市の職員はわかると思うんですね、本管は通ったけどもなかなかつないでくれない。それはなぜか、自分の土地でないとかなんとかとさまざまな理由があってなかなかつないでくれないということがあると思うんですが、しかし営業が大事なのではないでしょうか。やはり手をこまねいているだけではつながらないというふうに思うんです。

東天町の加入率が心配、あそこはもう既に一般の方々が合併浄化槽を持っていらっしゃるわけですね。行くと、もう既になっているのになぜかと、その人たちを納得、説得するだけの材料を持たないとつないでもらえないんじゃないかなと、はっきりと事業説明で損得勘定を教えてあげるべきだと思います。でないと、最後にだまされたと言うと思うんです。ですから、ある程度の期間はいたし方ないんですけども、将来は絶対こういうふうなことよくなるよという営業種目としての損得勘定を住民の人に教えないと、どんなに営業やってもだまされたという結果になってはまずいと思うんです。必ず受益者負担が出てくるわけですので、受益者負担と損得勘定、現在使っているもの、つながないという人にどうつながせて納得させるか、やはりまちの中に流れていく水というものが下水道を通すことによって、市全体がきれいによくなるということで下水道は引かれていると思いますので、その辺をぜひ、どういうふうな取り組みするかですが、その辺の決意をお願いします。

最後に山交ビル、わらすこ広場、13年には７万人、16年は４万人、若干下がっているとはいいながら、これだけの延べ人数が利用しているというようなことで雨天時、冬期間に喜ばれている。た

だし、確かに300坪広いんですね、あそこら辺の工夫がさらにできないかなというふうな思いがあります。子供と別の枠が100坪ぐらい使えないだろうかとか、同じ金額でやっていますので、そこのところをちょっと高齢者が集う何とかと、先ほどの話では神室荘は入れないと、入れない方針だというようなことがありますので、その辺のところからあそこの活用を図れないだろうかというようなことを最後は提案ですけども、先ほどしたことについて答弁あればよろしくお願いします。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　認識度調査の項目、答えの項目を四択になぜしたのか、五択にしなかったのかというような御質問でございますけれども、選択としては四択を選んだということで、白黒をはっきり言っていただくというふうな、参考にした事例が四択というようなこともあったんですけれども、四択にさせていただきました。ただ、四択にして後で苦労した点は、平均が出せなかったというか、ゼロがないものですから、その辺の平均の出し方がちょっと苦労したというふうなことが言えるかなというふうに思っております。

それから、総合行政の件ですけれども、今振興計画の基本計画を立てる段階で今までの基本構想そのものは生かしていくと、基本構想には５本の柱がございますけれども、その５本の柱一つ一つが大きな目的、「にぎわいと交流のまちづくり」というのがどういうふうな賑わいと交流のまちづくりをしたいかというようなことを描きまして、その目的を達成するために各課でそれぞれ行動計画を書いていただくというふうなことで、その中にいろいろな枝葉がぶら下がってくるというふうなことで、最終的には各課の行動そのものが一つの目的が達成されるというふうな姿になるというふうなことを描いておりますので、そういう意味では総合行政を目指しながら、今基本計画の策定をやっているというふうなことが言えるかというふうに考えております。

中部　力下水道課長　議長、中部　力。

清水清秋議長　下水道課長中部　力君。

中部　力下水道課長　東天町地区の整備に関わります加入、普及のお話でございますけれども、この地区につきましては約84戸ほど戸数がございまして、うちくみ取り30戸と単独浄化槽48、合併浄化槽が６戸というふうな内訳になってございます。

現在先ほど市長の答弁にありましたように、工事７月末の完成を目指しまして今鋭意進めているところでございますけども、利用される方々に対します市側の対応といいますか、それにつきましては当然工事にかかる前に事業説明会等を行いまして、下水道に伴います接続、それから普及、これらの内容、概要について説明を申し上げ、御協力いただいた上で工事にかかっているところでございます。

また、供用開始されますと当然接続、加入可能になるわけでございますので、その時点で再度調査等を行いまして、いろいろ現在の接続の意思といいますか、そういったものを確認しながら普及に努めております。

また、それとともに供用開始になりますと受益者負担金等の説明会等を開催しまして、その内容等の説明、さらに接続についての御協力のお願いと、そういうようなことを行って普及啓蒙に努めているところでございます。

また、基本的には条例上で３年の接続とございますけれども、その時点でも再度まだ未接続の方々に対しまして接続についてのお願いといいますか、含めまして訪問依頼行いまして、普及啓蒙を行っているというふうな内容でございます。

先ほどもお話しましたように、東天町地区につきましてはこれから供用開始の法手続を行いまして、具体的に供用開始していくわけですけれども、できるだけ皆様方に内容等を御理解いただきながら普及啓蒙に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝。

矢口　孝福祉事務所長　わらすこ広場の関係ですが、わらすこ広場に関しましては、昨年度４万2,000人、新庄市の人口に匹敵する利用をいただいております。若干利用が下がってきたわけでございますが、大変有意義な事業であるというふうに認識しています。市長が申し上げましたとおり、ぜひあそこの場で現在のところは継続したいと、そういう考えでおります。

議員がおっしゃいました広場の広さについてでありますが、屋内で今350坪あそこはございますが、一つの売りが広さでございます。あともう一つは大型遊具等の利用ということで、大変好評をいただいております。

先ほどの御提案ですが、高齢者ということでございますが、全国各地で世代間交流等を実施しておるところがございます。今ここであそこを例えば仕切るとか、高齢者の方に入っていただくとか、即答はできませんが、今後の課題としてとらえさせていただきます。

以上です。

１　番（山尾順紀議員）　議長、山尾順紀。

清水清秋議長　山尾順紀君。

１　番（山尾順紀議員）　やはり最初の選択のやつは苦労したというので、やはりどちらともいえないというのがあったのかなというふうに思わせていただきました。総合行政をしているということの最後の意味合いは図式ではなくて職員の意識だと思いますので、それをどう位置づけていくかということが大切だというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、下水道の、例えばですけれども、できるのかどうかわかりませんが、何でもパソコンなんかですと今は半年無料キャンペーンとかってあるんですよね。そういう通水期間で、今の期間でしたら３カ月無料通水ですよとかというお客様に対する、そういう東天町地区なんかの人に、そういうような制度を考えてみるとかですね、できるかできないかわかんないですよ。ただ、これも一つの、いずれは企業会計の方に持っていかなくちゃいけない種類のものだと思うんですよね。そうしたときに、やっぱり独自の歩みをしてお客さんを入れていって、下水道を運営していかなくちゃいけないとなると、例えばそういう方法が可能なのかどうかですね、ぜひ調べていただければいいと思います。

終わります。

散　　会

清水清秋議長　以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日14日午前10時より本会議を開きますので、御参集を願います。

御苦労さまでございました。

午後　２時４５分　散会

平成１７年６月定例会会議録（第３号）

平成１７年６月１４日　火曜日　午前１０時００分開議

議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２４名）

１番	山　尾　順　紀　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千　與　三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	□　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市長	□橋　榮一郎	収入役	森　　嘉　昭
総務課長	八　鍬　長　一	政策経営課長	武　田　一　夫
税務課納税室長	伊　藤　元　昭	市民課長	国　分　政　嗣
環境課長	鈴　木　吉　郎	健康課長	星　川　　基
農林課長	坂　本　孝一郎	商工観光課長	羽　賀　千　尋
都市整備課長	小笠原　謙　一	下水道課長	中　部　　力
会計課長	矢　口　喜一郎	福祉事務所長	矢　口　　孝
神室荘長	奥　山　　栄	水道課長	□橋　　敦
教育委員長	伊　藤　輝　昭	教育長	佐　藤　　博
教育次長	奥　山　芳　彦	学校教育課長	小　野　和　夫
生涯学習課長	大　江　雅　夫	生涯スポーツ課長	黒　坂　光　悦

選挙管理委員会委員長	小関俊也	選挙管理委員会委員長	田口五郎
監査委員	荒川修也	事務局長	渡部秋夫
農業委員会事務局長	斎藤友一		

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第３号）

平成１７年６月１４日　火曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　一般質問

１番　佐藤　隆　議員
２番　金　利寛　議員
３番　石田千與三　議員
４番　佐藤悦子　議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第３号）に同じ

平成１７年６月定例会一般質問通告表（第２日目）

発言順序	質問者氏名	質　　問　　事　　項	答弁者
5	佐　藤　　隆	１．外資導入について ２．中心商店街の活性化について	市　　長
6	金　　利　寛	１．あらゆる角度より財政再建の再検討を。 ２．歳入増政策を再度考えられないか。	市　　長 関係課長
7	石　田　十與二	１．公園等の施設管理について ２．横根山工業団地半井精密の事故について	市　　長
8	佐　藤　悦　子	１．「新しい歴史教科書をつくる会」のメンバーが執筆した扶桑社の教科書（歴史と公民）は、問題が多いので、子どもに手渡してはならないのではないか。（教科書選定について） ２．削られた福祉をもとに戻し、さらに充実を ３．有害物質の流出問題について	市　　長 教育長

開　　議

清水清秋議長　おはようございます。ただいまの出席議員は24名、欠席通告者はありません。なお、税務課長、設楽忠良君より入院による欠席願が出ております。かわりに税務課納税室長の伊藤元昭君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第３号）によって進めます。

日程第１一般質問

清水清秋議長　日程第１一般質問。

これより２日目の一般質問を行います。

本日の質問者は４名であります。

佐藤　隆議員の質問

清水清秋議長　それでは、最初に、佐藤　隆君。

（１２番佐藤　隆議員登壇）（拍手）

１２番（佐藤　隆議員）　おはようございます。緑政会の佐藤　隆であります。通告に従いまして順に質問をさせていただきます。

市長の政治信条は、「いい人〜いい街〜いい暮らし」の実現であります。このことは、財政が豊かであれば容易に実現のめどが立つのではないでしょうか。しかし、現実は財政再建計画に基づき、平成20年まで我慢に我慢を重ねながら構造改革を行っていくとのことでありますが、私は時の来るのをじっと待つのではなく、波及効果の高い施設の誘致に市長自らプラン・ドゥー・チェックの基本に基づきプランづくりに取り組んでいただきたいなと思うのであります。歳入が増えない限り、市長が目指す新庄市の実現は絵にかいたもちとなってしまうことでありましょう。住んでよかった新庄市に一歩ずつ近づくために、市長にこれからお願いやら御所見をお伺いいたします。

先日、新聞チラシに「新庄朝日」が入っておりました。最上公園の夜桜のすばらしさについて掲載されておりました。内容は、最上公園の入り口付近は、ぼんぼりや照明に照らされて桜がすばらしい、天下一品だときれいさを褒めたたえております。反面、裏側は真っ暗で怖いぐらいだと、やっぱり市に金がないから照明も付けられないのかなと、落胆とため息が伝わってくるような文章でありました。

最近、市民は大人も子供も、新庄市には金がないので何もできない貧乏な市になってしまったとあちらこちらで話になります。私もそうだと思いますが、しかし10年前を振り返ってみれば、県内４ブロックに分け、その地域ごとに比較した場合、新庄、最上の遅れは誰しもが認めた否めない事実であります。

しかし、ここに来てこの追い上げには、他の地域のうらやむばかりの勢いがあります。それは、□橋市長の手腕はもとより、議会も予算執行に賛成したからだと思っております。しかし、当然そのために使った金の借金は払わなければなりません。そのことを相手に話しますと、うんとため息をつくので、それではあなたは昔のままの新庄でよかったのかと聞きますと、何とか理解を示してくれます。なぜ理解を示すかと私なりに思うと、平成20年という区切りがあるから辛抱してみようという気になるのではないかと思います。

しかし、市民の我慢や辛抱に甘えてばかりおられません。この難局を乗り切るには、財産の処分

や我慢、倹約では限界があります。我々一般社会では、金のないときの常識として、当然我慢も倹約もしますが、何といっても収入を増やすことが先決問題と考えるのであります。しかし、自治体は今まで困ったときの頼みの綱に補助金、そして交付金等々がありましたが、今後そのようなものに相手をするわけにはまいりません。そのような状況下にある今、我がまちの発展は自分で切り開かなければならないと誰しもが思っていることだと思います。

そこで、市長にお尋ねします。財政が潤い、市民が潤う施設の誘致について、市長自ら積極的に外交に取り組んでもらいたい。すなわち外資の導入に力を注いでいただきたいと思うのでありますが、御所見をお伺いいたします。

２番目に、次にですけども、財政また経済に非常に波及効果の高い刑務所の誘致に成功したまちの紹介をしながら、市長の感想をお聞かせいただきたいと思います。２年ほど前になりますが、東京新聞で満杯になった刑務所、半世紀ぶりに新設、整備費191億という見出しで特ダネ情報が掲載されました。それに輪をかけて、後日テレビが後追いをしました。毎週日曜日、昼に放送される「噂の！東京マガジン」という番組です。番組内容は、刑務所が過剰収容状況になり、それを解消するために法務省が刑務所を新設するので、調査費を盛り込み、建設場所を設定し、３年以内に国内に２カ所刑務所を新設するということでありました。番組を見た全国各地の自治体から、予算が決まる前から我がまちのまちおこしという意気込みで、次から次と名乗りを上げる市町村、20、30、40、最後には約60の自治体が立候補したそうであります。その立候補した60の中から２つの自治体にスポットを当てて取材した内容を全国に放送いたしました。またまた大変な関心を集めました。

前段に話したとおりでありますが、全国で一番先に誘致に立候補いたしましたのは、山口県の美祢市であります。このまちは、炭坑のまちで、全盛期の人口は４万人を超えておりましたが、閉山とともにだんだん減少し、今では１万9,000人となりました。一方、取材されましたまちは、北海道の沼田町というところであります。ここも鉱山のまちで、全盛期は１万5,000人と栄えたまちでありましたけれども、今やどちらも過疎のまちとなってしまいました。過疎のまちから脱出するためには刑務所の誘致だと全力を尽くし、活性化のために国に必死の運動を展開したのです。

しかし、刑務所の誘致がまちの活性に大いに役立つといっても、果たしてそれを迎える地元の人間はどのように思っているのかということで、番組は両住民にインタビューをした結果、何と驚くなかれ、歓迎ムードが多くあったのにはびっくりしました。しかし、反対者は黙っておりませんでした。周辺の有権者の６割以上の署名を集め、法務省に提出し、徹底抗戦の様相であります。

ここでなぜ６割以上の住民の反対を押し切ってまで誘致の運動に力を入れなければならないのかということをちょっと話してみます。美祢市は、バブル末期に総事業費65億円を投じて大規模工業団地を造成し、企業誘致に力を尽くしたのでありますが、いまだに１社も根づいた会社がなく、万策尽きた結果、テレビを見た議長さんが企業誘致のために造成した予定地を刑務所予定地に切りかえたということであります。

ところで、反対者に対する説明は、誘致に成功すればまちにそれこそ大きなメリットがあるということでした。人口に寄与する、税金にカウントされる、刑務所職員とその家族に税金を払ってもらえると。受刑者に関わる諸材料費は地元から調達をしなければならないと。受刑者の面会や慰問等による経済波及効果ははかり知れない。皮算用でありますが、年間７億4,000万円の活性化が生まれると説明しております。

一方の取材地は、北海道の沼田町であります。このまちも人口の減少により交付金と助成金が頼みの綱でありますが、人口が4,000人以下に割り込

むと半分に削減されるということになりますので、4,300人のまちは崖っぷちの大ピンチであります。当然誘致運動にも力が入りました。

この誘致合戦は短期決戦でありまして、今年の春に建設地の予定が決定、発表されました。１つは、一番先に手を挙げた山口県の美祢市に決まりました。美祢市の決定は、行動力でかち取ったたまものと思います。間もなく1,000名の収容の総合職業訓練美祢技能訓練所の完成となるでありましょう。２つ目の選定は沼田町ではありませんでした。島根県の旭町というところで、2,000名の受刑者の総合職業訓練あさひ技能訓練所の新設となります。

法務省は、全体でまだ２万人以上の増設を予定しているそうであります。当面はこの２カ所の増設で今後の内容を見ながら検討していくというふうに言っております。この話は、日本列島の南の国の話だけではありません。お隣の横手市も市長を先頭に真剣に取り組んでおります。今回は残念ながら選定に漏れたが、今後の計画には必ずという意気込みで、五十嵐市長自ら先日法務省に改めて陳情書を提出いたしております。どこの自治体も将来の我が町は自分で進む道を探さなければならないと邁進しております。新庄市長の心中はいかにあるか、感想をお聞かせいただきたいと思います。

３番目、中心商店街の活性化について４項目に分けて質問いたします。この質問につきましては、既に２名の方の質問が終わっておりますが、私は３月議会のときに同じ質問をいたしましたが、時間切れのために答弁をいただけず、再質問になりますことを御理解ください。

まず、新庄ショッピングビルを語るときに、共栄建設を語らずに全容が見えてまいりません。新庄ショッピングビルも共栄建設の渡辺一族の同会社でありました。共栄建設の子会社に天童の長崎屋、尾花沢の大丸、そして千恵企画という３社があります。既に長崎屋、大丸は数年前に倒産しております。千恵企画という会社の子会社に新庄ショッピングビルというのがあるんですが、それに間違いないでしょうか。御質問いたします。千恵企画という会社は、また実存しているのでありましょうか。

先日３月18日でありますが、総本山とも言われる共栄建設が債務負担５億8,000万円で倒産いたしました。資産は２億5,000万しかありません。債権者は160件あります。ここで心配されることは、資本金2,000万円の新庄ショッピングビル株式会社の今後の行く末でありますが、両手両足、頭までなくしたショッピングビル、渡辺千鶴子社長を筆頭に取締役、監査役すべてが渡辺の姓を名乗り、この会社の今後の成り行きを心配するのは私の思い過ごしでありましょうか。

かつて創業当時のショッピングビルは、20店舗のテナントを数え、県内有数の商店街の誕生に市民は沸き立ちました。しかし、今になってテナントの入店状況と言えば、具体的にゼロというふうに報告されております。固定資産税も滞納続きであると聞きます。また、うわさでありますが、ビル全体が差し押さえ状況にあるとも聞きます。地代もばかにはなりません。３社に支払われる土地代金は月100万円を超える、年間にしますと1,300万を超します。これも預かり金から支払われていると聞きます。間もなく底をつくはずです。このようないろいろな問題が多い会社と、市が年間820万円の賃貸借契約を結び、幾ら有意義な事業であっても、この事業にまた950万8,000円の予算を計上していますけれども、果たして正常な事業執行と言えるのでありましょうか。高額の税金の滞納、そしてまた市が差し押さえを執行している建物に市が家賃を払い、事業を行うということは、全国の自治体に例があるものでしょうか。非常に疑問に思われます。

何はともあれ、滞納される税金の収納計画についてどのように取り扱われるのか質問いたします。

また、わらすこ広場の事業を今後も継続してい

くという話でありますが、役割がこんなに大きい事業であるならば、もっと大きな観点からあの建物全体を考えて今後いくべきと思いますけども、市長のお考えはいかにありますか。

最後になりますが、簡単に申し上げました新庄ショッピングビルの状況を何とか再生するために、その方法を行政として考えなければならないと思うのであります。私の考えでありますが、東京とは言いませんけど、関東近郊の財政の豊かな区や市に白羽の矢を立てまして、姉妹都市を結び、高齢者の活動拠点となる基地をつくるということはできないものかと考えるのであります。西に鳥海山、南に月山、葉山、その霊峰を仰ぎながら、最上川のせせらぎを耳にし、草花、野菜を栽培し、温水プールで汗を流し、フィットネスクラブで体調を整え、室内ゲートボールを整備し、友達とカラオケに満足し、シニアが運営する趣味のチャレンジショップ、そのような開催をしながら、ビルの再生を考えることは時代に合ったやり方ではないかと思うのでありますが、いかがなものでありましょうか。当然シニア向けの総合住宅も整備しなければなりません。それらのことを３月議会でお話をしたのですが、時間の関係上答弁はいただけませんでしたが、しかし５月７日の山形新聞に鶴岡市の計画を拝見し、同じようなことを考えているなと思いながら、鶴岡と新庄市の違いを見て考えてみました。新庄市の場合は、中央との姉妹都市とそれらを結び、相手に金を出させてこの事業を展開するという手法を考えられないかということであります。年々活気が失われていく中心商店街の活性化にこれまた外資を導入する道しか今の新庄市には見当たらないのではないかと思うのです。これらを実現するためには、しっかりとした計画とどこにも負けない行動力、そして計画どおり進んでいるかというチェックする能力、これにまさる成功の秘訣はないと思いますが、市長の御所見をいただきたいと思います。

以上を申しまして壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

□橋榮一郎市長　議長、□橋榮一郎。

清水清秋議長　市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　佐藤議員の御質問、提言も含めた形、特に新庄市の財政再建、そしてまた町中の賑わいについていろんな指摘を含めてお話をいただきました。特に財政再建するためには自助努力だけではなかなか難しいだろうと、そのためには外資導入というか、いろんな点で財源を生み出すような施設なりなんなり、方策なりを考えて導入すべきではないかというふうなお話がございました。これについては、当然のことながらいろんな情報源を駆使しながら、市にとって、これは市民生活にとっても、あるいは経済生活にとっても、文化的なことについても、いろんな波及効果をもたらすような施設の誘致ということについては、常々心がけているところでありますが、そういう中で具体的な例も挙げられました。特に刑務所の誘致、これに成功した美祢市と島根のお話を伺いました。今いろいろな点で、国の方でもそういう点で困っていること、また反対もありながらこういうふうな施設を展開していかざるを得ないというふうな中で、いち早く手を挙げた自治体が約60ぐらいあるというふうなことでございますので、これについても刑務所というふうなことだけではなくて、いろいろ情報を駆使、アンテナを張りながら、これからもぜひそういうふうな施設の誘致について積極的に取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

現在、現時点で現状でありますが、市街地にとって具体的な例をちょっと挙げますと、活性化対策の１つというふうなことで、若い人たちが大体40人ぐらいの、想定でございますが、それを雇用したいという企業の引き合い、そしてまた中核、横根山工業団地にも進出の予定企業も１社ございます。この辺で雇用の拡大が図れるのかなというふうに考えているところであります。また、工業

団地、撤退された企業あるんですが、その跡地を買収して、そしてまた増設をしながら展開していきたいというふうな、こういうふうな話も出ておりますので、ぜひそういう点ですぐ目の前にある計画、これが物になって雇用拡大につながるように何とか頑張っていきたいというふうに思います。

外資導入、これについては私も積極的に取り組んでいかないと、今後地域間の競争が非常に激しくなっていく、やはりいろいろ変わったこともしながらやっていかないと、なかなか競争力がつかないという現実、これも十分に認識しておりますので、これからもぜひこの情報を積極的にとらえながら取り組んでいきたいというふうに思っております。これからも特に財政が非常に厳しくなる中で、それぞれの自治体、特に地方分権が進んでいくことによって、それぞれの自治体の自主自立、これの取り組みというのが非常に大事になってくるわけで、その中で勝ち組、負け組がはっきり出てくる可能性が高いわけであります。今まではどちらかというと交付税あるいは補助金頼みで、全国の自治体というのは大体同じような歩みを進めることができたわけでありますが、これからはそういうふうな補助金の削減あるいは交付税も今後そんなに多くは、今までみたいなわけにはいかない。そんなことで三位一体の改革は進んでいく、地方分権は進んでいくという中では、やはり自助努力のみならず、いろんな外資導入、これは佐藤議員の御提言のとおりだというふうに思います。より積極的に取り組んでいく所存でありますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それから、これも中心市街地の活性化の問題で、かねてから議員の皆さん方からいろいろ御質問も頂戴しているわけでありますが、ショッピングビル、わらすこ広場のことであります。現在このショッピングビルはわらすこ広場とセントラルスポーツさんと２つが稼働しているというふうなことで、その他はあいていると、空き店舗になっているというふうなことで、あの中心商店街の真ん中にある大きな意味を持つこのビルがあいているということは、市民にとっても、やっぱり町中の雰囲気にとっても非常にマイナスイメージがあることも、これも事実だというふうに思います。

守秘義務もありますので、具体的に会社のことについて言及することはできませんが、市として今やっているわらすこ広場、これについてはどのような考え方を持っているかということについて一言申し上げたいと思いますが、昨日もこの質問がございました。このわらすこ広場については非常に大きな役割を果たしてきた、また、これからも果たしてくれるであろうというふうなことから、ぜひ継続したいと、継続していくつもりでいることをお話し申し上げました。ただ、いろんな会社との契約が来年の３月で切れますので、そのときの契約条件とかいろんな状況については今も協議を続けておりますし、また話し合いを続けていく所存であります。

やはりあのビルにつきましては、当然のことながらコピアさんを誘致したりして、そして何とか中心商店街の活性化のためにと思って、いろんな施設の誘致を考えてきたところでありますが、残念ながらコピアさんは撤退されたというふうなことでありますので、このわらすこ広場も今年間４万人以上の方々に利用していただいております。子供たちの有効利用プラス中心市街地の活性化にも大きな役割を現時点で果たしているというふうに思いますので、そこのところはこれからも続けていかなければいけないというふうに思いますが、ただ議員が具体的なお話もございましたけども、会社との契約条件、これをどういうふうにして構築していくか、詰めていくかということが１つ大きな課題になっておりますので、今後これについても積極的に協議に臨みながら、詰めていきたいというふうに思います。

固定資産税のこともありましたけども、これも税務課としては今一生懸命納税をしていただくように詰めておりますが、これも守秘義務というふ

うなことでございますので、一般論でしか申し上げられませんが、やはり収納率を上げるために今後も市としても頑張っていかなければいけないというふうに思います。

それと、１つ具体的な提案がございました。首都圏あたりの自治体と姉妹提携というか、協定を結んで、そこからビルの中に高齢者なりなんなりが利用できるような施設が誘致できないかというふうな御提案がございました。今１階から３階まであいているわけでありますので、きのう神室荘をあそこへ持ってこれないかというようなお話ありまして、ただこれについては今までの計画がありますので、設置の考えはないというふうなことを申し上げましたけども、やはりあいているということ自体が非常にマイナスイメージですので、何らかのものについては市としてもあそこを何とか入れるものは入っていただくというふうなこと、ただ民間の会社との契約ですので、すべて市が主導権を握ってというふうなことにはならないと思いますが、その辺のところもひとつアンテナを張りながらやっていきたいというふうに思います。かつても民間の方からも提案がございました。ちょっとその話も今停滞しておりますが、そういうふうなことで市の方でもそういう姿勢を示すことによって、引き合いも今後も出てくるんではないかなというふうに思いますので、これについても積極的にやっていきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、地域経済の活性化を図るためにはより積極的ないろんな外資、運動をしていくこと、そしてまたこれがひいては健全財政に結びついていくだろうというふうなこと、叱咤激励も含めて御提言をいただいたところであります。我々としても一日も早く財政再建を成し遂げて、市民の皆様方に明るい展望を示すことができるように、５年計画の再建計画でありますが、それを１年でも前倒しできるようにこれからも積極的に取り組んでいく所存でありますので、ひとつよろしく御指導なり御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

１２番（佐藤　隆議員）　議長、佐藤　隆。

清水清秋議長　佐藤　隆君。

１２番（佐藤　隆議員）　市長は自分の公約である「いい人～いい街～いい暮らし」ですか、の実現に邁進するのであるならば、やっぱり外資の導入、その中でも国の施設の誘致が最高だと思います。行う前からできない理由を言わないで、できる方法を考えて行動をとっていただきたいなと思います。行財政改革大綱を見る限りではですね、システムの整備とか、見直し、削減、圧縮、対策の強化、民間の委託、制度の活用等々、どれも大切なことでありましょうけれどもですね、最後まで税収とか歳入に関わる項目がないというのはね、これがなぜなのかなと思います。我慢、辛抱、削減だけでは余りにも夢がありませんし、市民が絶望するのではないかなと感じました。だめでもともと、だめだったらまた別なことを考える、挑戦する、またこの勇気も必要ではないのかなというふうに常々考えるところです。

まず、新庄市の情報力が乏しいということですね。人のやっていることを後追いして、ああ、そういうのもあったのかではちょっとね。前の企画課長さんですけどもね、山に行ってトウモロコシの刈り入れに汗を流している暇があったら、もう少しね、情報のキャッチというものにね、頑張ってもらわないと困るなと思うんですよ。市のためになるものだったら、これは外国のことだって情報を集めなければならない、そういうふうな責任があるんじゃないかなと私は思います。情報なくして計画は立てられません。同じような人がまたやっていますけどもね、課１つ増やして。大丈夫なんですかね。

これはこれとして、刑務所の話題に入ります。なぜ２年前の話を今さら持ち出しかということです。私が東京出張のときに、たまたま新聞に出くわしたんです、偶然に。その新聞に刑務所のニュースが出ておったんです。私は、すぐに地元選出

の議員の秘書に電話をして、法務省に行って内容を調べてくれというふうにお願いしたんです、東京から、その場で。したところがね、数日たって連絡がきました、秘書の方から。それは、マスコミが先行しているので、そういうふうな計画はないというふうな返事だったんです。役立たないですね、これも。私もそういうことだと信用しましてね、それきりになってしまったから今ごろ引っ張り出しているわけですよ。春に決定された土地を見て、何だこれというふうにね、思ったんです。そのときにね、すかさず山形市の友達の議員にね、山形の刑務所はどういうもんなんですかと照会を求めたところ、丁寧に資料を送ってくれました。古いもんですけどね、２年前のもんですけどね、参考になればと思って刑務所の誘致はどういうものかということを皆様方に御披露したいと思います。

山形市の場合です。人口に寄与するという数ですけども、山形刑務所は定員605名だそうです。現在は697名だそうです。92人のオーバーになっております。職員が157名、合わせて854名の人口増だそうです。それに家族と関係者がプラスになるということです。

次に、税収ですけどもね、財政需要額が山形市の場合、市民１人当たり16万円であります。仮に平常数の受刑者数823人を掛けて財政需要額を16万円掛けますと、そうすると１億4,000万円になります。また、財政収入額を見てみますとね、市民１人当たり11万6,000円でありました。受刑者は823人でありますから、11万6,000円を掛けますと9,550万円になります。

次に、交付税です。市民１人当たり43万7,000円であります。受刑者823人を掛けますと3,600万円になります。

その他に刑務所職員の市税が1,600万円だそうです。それに施設の国有地、面積がですね、９万7,223平方メートルです。に対する交付金が130万円来るそうです。

あとですね、次に地元の商店街に対してどれだけの恩恵があるかということです。刑務所に関わる生活物資は地元調達というふうになっているそうです。一例をとって食事を見てみましょう。１日３回の食事を行う場合ですね、この前に総務省の家計調査によりますと、平成13年です。一般市民が１日平均883円です。入院患者が700円です。受刑者は500円です。ですから、受刑者の500円掛ける365日掛ける697人を計算しますと、１億3,000万円になります。これが地元からまず、食事だけでもこれだけのものを買ってくれるということですね。

まだまだたくさんありますけども、時間の関係でそのぐらいにしておきますが、マイナスイメージが非常に大きいんですけどもね、絶対に失敗のすることない企業誘致と思ってね、中部牧場の跡に誘致するということはどうなのかなと、具体的に申しますとね、考えるわけです。そのことについて感想、所見お願いいたします。

もう一つ、ショッピングビルの固定資産税の滞納についてはですね、５年間過ぎると時効になるというふうに私としては認識しています。ショッピングビルの滞納が始まったのが大体平成10年ごろじゃないかと思います。差し押さえ期間中はですね、タイムカウントがストップするというふうに言われていると思うんですけども、これが本当なのかどうか、実態を話せる範囲としか言いようはありませんけども、どのようにお話しできるかわかりませんが、それについてお願いいたします。

そして、わらすこ広場の開催は、平成12年から現在まで28万人で、利用客があったというふうな大変大きな役割を果たしているときのうは聞きました。今後もぜひ続けていきたいというこちらの一方的な考え方なんですけれども、もっと将来を見据えた計画を立ててですね、中心市街地の今後を話し合うということはできないもんなんでしょうか。財政再建、17年から20年まで34億3,300万、これを返せばまた明るい日差しが新庄市にともる

わけです。この間の５年間の間に綿密な計画を立てていただき、この商店街の活性化に力を注いでいただくわけにはいかないかというふうなこともお聞きしたいと思います。

以上です。

□橋榮一郎市長　議長、□橋榮一郎。

清水清秋議長　市長□橋榮一郎君。

□橋榮一郎市長　外資導入で、具体的な刑務所のことでいろんな数字を挙げられて説明をしていただきました。先ほど申し上げましたように、やはり自助努力だけでは限界があると。そういう点では、外資導入というふうな面でいろんな施設を誘致する、これについては今後も積極的に取り組んでいくというふうなことであります。そのために先ほど情報量が少ないんではないかというふうな御指摘もございましたが、今政策経営課というふうなことで、市の行政も経営を考えていかないと今後も競争力がつかないというふうなことを認識しておりますので、これからもぜひアンテナ、情報量、これを十分に駆使しながらいろんな施設なりなんなりの誘致を積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

なお、税務の方については、税務課の方から答弁させます。

伊藤元昭税務課納税室長　議長、伊藤元昭。

清水清秋議長　税務課納税室長伊藤元昭君。

伊藤元昭税務課納税室長　個別的な税に関する情報につきましては、我々徴税吏員にはいわゆる地方税法の第22条で守秘義務っていうのがありまして、いわゆる明らかにすることはできないということになります。したがいまして、一般論としての答弁ということで御了解を賜りたいと思います。

今佐藤議員の方から時効についての御質問がありましたが、基本的にはおっしゃるとおり時効は５年で成立いたします。ただ、差し押さえを行っているとすれば、いわゆる時効の中断ということになりまして、その間はずっと中断しているということになります。

以上でございます。

１２番（佐藤　隆議員）　議長、佐藤　隆。

清水清秋議長　佐藤　隆君。

１２番（佐藤　隆議員）　市長の今の話ですけども、アンテナも大きくすると、情報もいっぱい集めるように努力すると、積極的にやりますということですから、ぜひ５期目に挑戦して当選して実現してください。

以上。

清水清秋議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午前１０時４３分　休憩

午前１０時５４分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

金　利寛議員の質問

清水清秋議長　次に、金　利寛君。

（２４番金　利寛議員登壇）（拍手）

２４番（金　利寛議員）　おはようございます。平成17年６月定例議会、新風21の一員として一般質問をさせていただきます。

つい先日ですが、うれしい報道がありました。それは、花いっぱい、来庁者に花で出迎えということで、新庄市の駐車場に花を飾って、明るい雰囲気で来庁者を出迎えようというハンギングバスケットをつくり挑戦をしたということで、正面の方にもあったようでありますが、ずっとずっとそういうふうな明るい話題であればいいなというふうに思っておりますが、まず通告に従って質問させていただきます。

まず、あらゆる角度より財政再建の再検討をと言わせてもらいましたが、市民生活のあらゆるところまで少なからず財政難の波が押し寄せております。市民、住民は、市は金がないんだとなと、

大変なんだとあきらめにも似た中傷、どうしようもないといった声をあらわにあちこちで耳にします。市は、あらゆる面で、またいろんな点で施策を講じているのでしょうけれども、いま一つ市職員もこの現況に同調する嫌いがあり、志気が上がらない状態にあります。地域づくりは、共同体、なぜ今なのか。また、市の主人公は市民です。住民と行政との間に求められているもの、またまずは行政内部での情報共有化など、努めてあらゆる面、市民に同意とまではいかないにしても、説明責任は行政にはあると思うのであります。そして、こんなときだからこそ知恵を出し合おう、また少ない財源で最大の効果を、そして元気を出せ、嘆いてばかりいてはいい知恵などわかないではないかというスタンスを市職員、議員も含めて、その先導役を務めなければならない責務があると思うのですが、どうでありましょうか。

そんな意味で、今行っている財政再建、もう少しよりベターな施策はないのであろうか。今やっている施策が最高なのであろうかということも含めて質問をさせていただきます。あらゆる面で再検討ということで、いろんな角度があると思うのでありますが、例えば交流人口の増加の観点で観光新庄の面から１地域１観光とか、観光カリスマ成功例より学ぶとか、大型空き店舗活用支援事業とか、中小業活性化創業等、いろいろ支援事業とか、多岐にわたっているのでありますが、今回は２点に絞って水関係のＧＩＳ、管路管理システムと下水道の汚泥再利用システム、ジェイコンビシステムについてお伺いをします。

まず、管路管理システム導入についてでありますが、この件に関しましては、先に、二、三年前でしたか、私は一般質問で取り上げさせていただいたこともあり、ようやくこの平成17年度より主要施策事業に取り上げていただいて、平成17年度は5,000万、18年度も5,000万、19年度は2,000万と実現の運びになったことは大変によかったことであると思っているのでありますが、その中身の問題を今後の要望も含め質問をさせていただきます。

今まで台帳と人の勘だけに頼っていた水道管の管路網の管理、それを誰もが端末を操作することによって正確なデータが把握できることだけでも、また緊急時に対応できるだけでも大変な効果があるシステムなのでありますが、その他汎用性の広さははかり知れないものがあると聞いております。上下水道の管路管理はもちろんのこと、地籍調査、そして道路台帳、農道台帳、そして地下埋設物関係、はたまた老人世帯の把握、そして独居老人の把握と緊急時の対応等など、物すごく便利なＧＩＳシステムなのであります。そうしますと、関係各課だけでも上下水道課、それから健康、福祉、環境、農林課、はたまた住民台帳と地図といった観点からすれば、市民課まで関係が及びます。先に述べましたように、住民と行政との間に求められているもの、行政内部での情報の共有化がもっと浸透されていたとするならば、同じ金額を投入して行う事業でも最大限活用されることは必定なのであります。そんな関係各課との相互情報共有のための話し合いなどはまずなされたのでありましょうか、お伺いをします。もしなされてなかったとすれば速急に話し合われて、同じ財源で最大の効果を出すことも財政再建の重要な点だと思われますので、要望も含め、メリットと活用方法をお伺いしたいというふうに思います。

次に、ジェイコンビシステムを利用したバイオマスエネルギーの循環システム構築の提案についてお伺いをします。これも財政再建の再検討の大きなウエートを占めてくるのではないかと思っております。ジェイコンビシステムとは、概略はこうであります。毎日排出される生活雑排水、また人の汚物など、その下水汚泥をジェイコンビが生成する汚泥燃料、ペレットにして、石炭火力発電所に供給をする。そして、その燃料にする。そして、しかも汚泥有機物の集まりを乾燥させる燃料の原材料は、森林組合等処分にも困っている間伐材を利用して行う。こういう循環システムなので

あります。下水汚泥の処理コスト、今現在は処分コスト、搬送コストといいますけども、その搬送コストが１トン当たり約２万3,000円かかっているようでありますが、これを１万円代まで下げることが可能なのであります。しかも、地球環境にも、また埋め立て処分場の残余問題の延命にもつながるシステムということであります。

概略でわからないところもあるかと思いますが、まず現在の下水汚泥の処理方法と畑の埋め立て地の残余問題など、その方向性をどう考えられているのかを教えていただきたいというふうに思います。また、今後ジェイコンビ、循環型システムを利用してコスト削減が図れると提案されておりますが、どう検討されていかれるかをお伺いしたいというふうに思います。

次に、歳入増政策を再度考えられないだろうかということについて質問をさせていただきます。先に佐藤議員さんも言っておりましたが、財政再建と歳入増は切っても切れない関係にあることは当然至極であります。よって、本年初頭に出された議会よりの政策提言の中にも、市民の目線に立った発想と迅速な行動を徹底させ、効率のよい行財政運営を図ることとあります。その回答には、危機的な財政状況の中でも、住民福祉の維持向上を図るためには行財政の効率化を進める、このことが最も重要な課題であるとは認識しています。そして、その取り組みとしては、１つは財政再建計画の実行をすること、１つに人件費の削減、そしてスリムな行政組織、そして限られた財源、そして市民ニーズに適切に対応して行政評価システムを導入等、また今後には職員の接遇向上、そしてパートナーシップとして市民協働の事業の取り組み、そして市民の代表による意見を行政に反映させるなどを挙げられています。市長の意図を体して行政執行をやられている管理者の方々は、政治家の一員であります。「真実の政治家というのは、民衆を支配するためにいるのではない。民衆に奉仕をして、民衆のために命がけで働く人のことであります。そして、民衆のための政治を実現することこそ大切なのであります」と言われている外国の有名な政治家がおりますが、私も全くそのとおりであると思っております。民衆、市民の願いは、活力ある、そして賑わいのある経済成長が少しでも図れる施策、歳入増の施策を待ち望んでおります。市民の目線に立った発想と迅速な行動で実現すべく具体的な政策、歳入増の政策は、どう図られ、どう実践されようとしていますか。そのことをお知らせいただきたいというふうに思います。

最後に、小檜室２期宅地分譲計画を再度検討し直すことはできないのかという観点で質問をさせていただきます。当新庄市の将来を占う上で、定住化構想は切っても切れない、離せない重要な懸案事項であろうと思われます。市長もこの重要度の認識には痛いぐらい感じられており、事あるごとに質疑の中で社会資本の整備、そして就労問題、道路の問題等々、人口増、定住化は最重要な課題であると認識しておりますといつも発言されております。それならなぜ勇気を持って費用対効果の大きいこの事業に着手できないのか。新庄市のこれからの浮沈がかかっていると言っても過言ではないのであります。それでもなお着手できない理由は財政難だからでありましょうか。だったら言わせてもらいますが、元専売公社の跡地購入価格と売値の価格の差はどうなのでありましょうか。本来民間企業でしたら更迭ものであります。背に腹はかえられない心境だったのでしょうか。

そもそも小檜室２期の計画は、かれこれ10年も前から懸案事項だったのであります。ほとんど全部住宅供給公社にお任せすること８年、引き受けがたい事情に住宅供給公社が相なり、それでは新庄市の開発公社が単独事業として行う決意があって、平成15年５月には小檜室の２期住宅分譲測量設計業務委託を財団法人山形県都市整備協会と締結を行い、平成15年６月から８月までにかけて、現況地形測量、境界立ち会い確認まで行い、そし

て境界立ち会い承認承諾書受領印までいただいて、そして開発するその土地がＪＲ陸羽西線沿いのために、ＪＲ東日本仙台支社までも立ち会い承認の捺印受領までいただき、そして、さあ、やろうと思った矢先、平成16年突如財政再建計画が打ち出されて見通しのつかない延期となってしまったのであります。

新庄市の市民の認識度調査の中でも、都市基盤の整備は、市民の希望する高いニーズのある項目であることは、昨日の話でも確認したとおりであります。雪に強いまちづくりのモデルタウンとして、１区画100坪前後として除雪しておけば排雪までいかなくともいい、また２区画地の配列として宅番を交差させることで、常に宅内、室内に日照を取り込み、できるだけ日の当たる宅地にしたいと頑張った関係者の苦労も水の泡と帰してしまったのであります。もしこの当初の計画で182区画整備されて進んでいたとしたならば、１世帯当たり３人として約546人人口増となり、人口に対する交付税、先ほど佐藤議員のお話ですと40万、１人当たりですよ、そして固定資産税、住民税、その他いろんな課税も含めて約５年間でその投資分についてはほぼ元通りに。その後は、当市にそこに住んでいただいている限り、半永久的なもろもろの諸税が入ってくる計算になり、人口増にも寄与し、その完成までのプロセスまでは当市の建設業の方々、水道事業の方々、建築業の方々、舗装業、内装業等々、はかり知れない経済効果をもたらすことは必定だったのであります。まず、８年間も人任せで手の打てなかったもどかしさもさることながら、当市のこんなにあらゆる分野に経済波及効果をもたらす計画をなぜほごにするのか。目先のことだけで精一杯なのか。当市の未来の子供たちへの財産と考えた場合、やり切れない、やれないということは、もう本当に痛恨のきわみであるというふうに思います。ましてや、負の財産を後世に残してしまうのではないかと憂いてしまう一人であります。これからでも遅くはないと思います。英知を出し合って、後世の新庄に住む市民に対して、弱気で新庄市民３万5,000人のシミュレーションじゃなくて、４万5,000人の構想で活力ある市民の、市長がよく言っている「いい人～いい街～いい暮らし」のためにも、いま一度再検討を願うものでありますが、いかがでありましょうか。

以上、壇上より質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

□橋榮一郎市長　議長、□橋榮一郎。

清水清秋議長　市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　金議員の御質問、特に財政問題に関連して多岐にわたっての御質問あるいは御提言がございました。特に財政再建中にもっともっと歳入増を図れないかと、図るべきだと、先ほど佐藤議員の御質問にもあったわけでありますが、それをもっと積極的に展開していかなければいけないんではないかというふうなお話だったというふうに思います。特に市民の皆さん方にいろいろな事務事業の見直しをさせていただきました。また、補助金等々についても縮減というふうなことで、これについても説明責任があるんではないかというふうなお話がございました。これは当然のことでありまして、皆さん方に説明責任を全うすることによって、少しでも市民の方々から御協力をいただく、またその事業に参加していただくというふうな前提の中で、これからも取り組んでいかなければいけないというふうに思っているところであります。

まず、御質問の通告の第１点目でありますが、管路管理システム、これについてＧＩＳ、これはお話にありましたけども、かつて金議員からこのことについての御質問、御提言がございました。今回予算化させていただいたところでありますが、３年計画でこれを整備していこうというふうなことであります。中身については、お話ありましたので簡単に申し上げますが、これについては導水、送水、配水管の延長369キロ及び個別の水道台帳約

１万3,000件ございますが、この維持管理については創設期から図面あるいは給水台帳の蓄積データをもとにやってきたところであります。その間、時間も経過している、そしてまた道路も拡張したり、あるいは周辺の整備等々が進みまして、いろんな環境が創設当時から見ると変わってきたというふうなことでございますので、その配管図、あるいは図面と現地に非常にずれとか、あるいは欠落している部分が多くなってきたというふうなことがあります。そのために作業するときの障害が起きやすいというふうなことが現実でありました。そのために、この図面あるいは給水台帳、これをデータベース化することによって検索を容易にするというふうなこと、また道路拡張に伴いまして配水管の移設、布設替、あるいは漏水時の断水範囲とか復旧作業、これもやはり効率化してスピーディーにやんなきゃいけないわけでありますが、そういうふうなことをもとにデータの一元化をしていくというふうなのが大きなねらいであります。

また、汎用性についても言及されました。このＧＩＳにつきましては、お話ありましたように、これは都市のビジネスシーンでも活躍していると、あるいは利用されているというふうなことで、その他にも防災計画や都市計画はもとより、医療、福祉、教育などの施設の運用などで有力な手段となるものというふうに認識しております。このシステムは、それぞれ個々の特性ありますので、それに重ね合わせることによっていろんな広範囲な汎用性のある利用が図られるわけでありますので、これだけ３年間かけて膨大な事業費をかけてのシステムの導入でありますので、これからもぜひそういうことを視野に入れながら汎用性を広めていきたいというふうに思います。関係課で話をしているかというふうなことでございますが、その辺のところも協議をして、ぜひこの水道あるいは下水道だけじゃなくて、今申し上げたような形でこれは利用を広げていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、ジェイコンビシステムのお話がございました。いろいろ詳しいお話もございましたが、現在新庄市の下水の発生汚泥量でありますが、１日当たり約4.4トンというふうなことで、年間にすると1,600トンほどになります。今この汚泥につきましては、山形市の産廃業者に委託をいたしまして、中山町の最終処分場で埋め立てをしております。全量埋め立てであります。また、この処理費用でありますが、これお話ありましたように運搬費も含めて１トン当たり２万3,000円ほどで、全体では3,800万円ぐらいかかっております。このジェイコンビシステムを利用しますと、お話ありましたようにコストが非常に安く上がる。また、環境にも非常に優しいシステムだというふうなことで、これについては大きな関心を持っております。

それと同時に、これ県の方でもこの件については相当な課題を抱えておりまして、今最上地区の汚泥については全量埋め立てやっているわけでありますが、この処分場があと３年か４年でなくなる可能性があります。2007年問題というふうなことで、これは非常に我々にとっても、全量埋め立て処分をしている地域にとっては、これがもし処分場がなくなればどういうふうな処理をしたらいいか、非常に大きな課題であります。

そういう中で、このようにしてジェイコンビシステムというふうなことがありますので、これについてはもちろん処理費用、これの削減もございます。今の予定ですと半分以下になりますので、相当この縮減されます。また、資源循環システムというふうなことで、環境にも非常に優しいというふうなことでございますので、今後このシステムについては、市としても関わるところは関わっていきながら構築していかなければいけないというふうに考えているところであります。詳しい中身等々につきましては、金議員からもお話ありましたし、今これについてもいろいろ研究を重ねているところでありますので、やはり2007年問題の処分場がなくなる、満杯になるといった場合に、

本当に近々の課題でありますので、この辺は積極的にやはり取り組んでいかなければいけないというふうに考えているところであります。

それから、財政再建には歳入増を図らなければいけないというふうなことであります。これは当然のことであります。この財政再建計画を立てましたが、どちらかというと御指摘のように自助努力あるいは切り詰め、そういうふうなことが主体にならざるを得なかったというふうなことありますが、その他に、佐藤議員の御提言にもありましたように、歳入増をいかに図っていくかというふうなことが大きな意味合いを持つもんだというふうに思います。外資導入をすることによって税収を上げる、あるいは経済波及効果をもっともっと広げるというふうなことも当然でありますし、今やはり景気が御承知のような状況でありますので、歳入全般についても収入未済、これも随分増えてきております。市報にも紹介しておりますが、その辺のところも何とか確保していかなければいけないというふうなことで、歳入確保の対策委員会等々についても設置いたしまして、今取り組んでいるところであります。

その他にも特に小檜室２期工事について、これは金議員から再三再四ずっと御提言なり御意見を頂戴しているところでありますが、この小檜室については土地開発公社が主体となって何とかやっていこうというふうなことで取り組んだところでありますが、残念ながら財政再建計画の中で事実上延期というふうなことになったところであります。これについては、御指摘のとおりでありまして、私たちとしてもここまで来て延期ということについては、大変ある意味残念なことでありますが、これもできるだけ早く再開していかなければいけないというふうにも考えます。そういう中で、民間活力の導入も含めて検討しているところでありますが、昨年来民間による宅地開発の事業展開についてお話がございまして、これについて今関係課で調整を進めているところであります。当該地の一部、約0.9ヘクタールほどでございますが、ここで民間の方が宅地造成を行いたいというふうなことでございますので、この内容について土地開発公社で設計した図面等々と照会いたしましたところ、宅地面積などで若干異なるところはありますが、大きな街区形成についてはおおむね整合しております。ただ、都市計画法とか農地法などの関わりがございますので、今関係各課と協議、調整を行いながら、ぜひこれ積極的に進めていただけるようにこれからも取り組んでいきたいと、このように考えているところであります。

いずれにいたしましても、財政再建の中で歳入増を図るとき、未収金の確保というだけではなくて、いろんな点で今後も知恵を出しながら市の歳入増に結びつくような施策、そしてまた施設の誘致、また事業展開というふうなことで取り組んでいかなければいけないというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　答弁ありがとうございました。

最後の方からお伺いしますが、政策経営課の方でしょうけれども、先ほど市長の話の中にもありますように、収入未済というか、そういうふうな状態は社会情勢で大変な状況だと、こうは言うけれども、ゆえに要するに歳出の絞りはしているけど、歳入増の計画が余り多くないということは事実でありますと、こういうふうな答弁がありました。誰もが、先ほどの佐藤議員の方もそうですが、我が家に例えた場合に歳入入ってくるものが少なかったんだったらば、例えば残業したり、アルバイトしたりしたってやっぱり歳入増の政策を図ることは当然至極であります。この３年間で歳入増を図る政策は何か、例えばこれとこれはありますよと私は提案をさせていただきました。さっきのジェイコンビシステムにしたって、２万3,000円、

トン当たりやっているものが１万ちょっとぐらいでできるとすれば、そして市の財政負担がないとすれば、それを勇敢に、果敢に挑戦することこそ歳入増が図れるのではないかと、こういうふうな考え方です。

じゃ、歳入増のいろいろ財政再建計画を立てたのでありますが、歳出ばかりじゃなくて、歳入増を図っている施策って何がありますか。今後どういうふうにしたいと思っていますか。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　財政再建計画の中で、歳入の確保の対策委員会を設置したというようなことを市長が答弁しておりましたけれども、その中で今平成16年度の見込みとして６億7,000万円という未収金が一般会計、特別会計ともにございます。それをまず年々未収金の割合が高くなっているというようなことで、その１割でも6,700万円というふうな数字になりますので、その辺の確保に財政再建計画の中では集中して取り組んでいくというようなことになっておりますので、それに取り組んでいきたいというふうなことが１つの答弁でございます。もう一つ、歳入増の政策というふうなことを金議員がおっしゃられましたけれども、その辺につきましては現在第３次の振興計画の基本計画を策定中です。18年度の実施計画まで踏み込んで立てられる予定になっております。何が歳入増の政策であるか等々について、いろいろな御意見等あると思いますので、その辺は市民あるいは議員の皆様方から御意見を頂戴しながら、有効な施策を築き上げていければというふうに考えておるところです。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　政策経営課長としてはですね、財政再建で歳入増というのは、具体策がないのであります。抽象論です。これだけはしていきますよと、こういうふうな状態になりますよというのがないんです。今の今後のそのあれが、市民ニーズが高かったのはそういうふうな、先ほども例に一般質問でもさせていただきましたけれども、新庄市の都市基盤の整備を図っていただきたい。そして、収入増の施策を大いに展開していただきたいというのが市民ニーズの最たるものなのであります。それを政策経営するトップの方が抽象論だけでは、市民は落胆してしまうのです。そこいらのところもう少し具体的に何か出ないのですか。ですから、私前に通告して、こういうふうなところ、歳入増を何とかなるようなことを考えているのですかということで御提示して質問の内容も出したわけですから、何かありませんか。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　先ほども申し上げましたように、それぞれ今振興計画の基本計画で課の行動計画プランを出していただいております。６月の20日までを期限にそれぞれの課がいろいろなアイデアを盛り込んだものを集約しまして、その辺を意思決定の会議等々を開いて市の政策にしたいというふうな作業中でございます。いろいろなプランは、昔であれば企画調整課というところがいろいろプランを出して各課に示して訂正をしていただくというふうな計画策定をするような手順でありましたけれども、今回は各課、原課が一番いろいろな状況を把握しているというようなことで、原課でプランを練っていただいて、それをいろいろな過程の中でふるいにかけて、有効な施策を築き上げていくというような手法をとっております。今は各課の行動計画そのものの集約をしているというような状況でございます。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　今市民が悲鳴を上げている状況下の中で、これから検討していくということは甚だ遅いのではないかなというふうに実感するのは私だけじゃないと思いますよ。例えばの話、

じゃもう一回、話はあっち行ったりこっち行ったりしますが、ＧＩＳ、今回予算を付けてやってくださいました。新庄市は超高齢化社会であります。そうすると、ＧＩＳの汎用性で独居老人だとかひとり暮らしの老人に対する緊急時に対応をすぐできるシステムだって搭載できるのです。政策経営課の責務だと思うんです。それは、市長は早くそういうふうな汎用性を広げたいと思っていますと言うけれども、今度具体的にいきますと一般会計と特別会計とでは違うのであります。今回のこれをやろうとしているのは特別会計でやろうとしているんです。そうすると、各関係課がそれだけの汎用性あるやつを一度は調整しましたか、しませんか、１回会議を持ちましたか。それが、でなかったらば、やったはずなのであります。でなかったらば、5,000万、5,000万、2,000万という本年度から３年間の重要施策事業が出ないわけであります。どこまで話をされてそれを出しましたか。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　金議員からＧＩＳというふうな御提案等をいただいた時点で、ＧＩＳそのものの研究会等々も開いて、いろいろ職員が勉強をしてまいりました。そういうふうなことで、総合的なＧＩＳが可能かどうかというふうな部分も過去には検討した経緯がございます。ただ、それぞれの情報すべてをＧＩＳにくっ付けるというふうな事業につきましては、かなり膨大な費用がかかるというようなことで、それから以後進展を見ていないというふうな状況でございます。ただ、今回の水道事業の方でＧＩＳをするというような部分について、基本的な基図については汎用性というのは幾らでも使えるというようなことでございます。ただ、そこにくっ付ける情報のデータベース化等々にもそれぞれ費用がかかるということで、今余り費用をかけないですぐ基図に付けられるＧＩＳ等々については、下水道の管路だろうというような形の中での検討はしているところでございます。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　具体的にやったかどうか。先ほど私ずっと出しました。環境課も影響するよ、上下水道、福祉だよ、住民課も必要なんだよ、市民課もなんだよと、話し合いしましたか、しませんか。

それで、予算を付けたということは単独でＧＩＳの水道のその測量だけをやったということですよ。そうすると、先ほど私も言いました。財政再建の中だって同じ金を導入するんだったら、その汎用性で広く市民にニーズがあるところ、それを解除できれば市民が喜ぶのではないか。その金を導入して最小限の活用しかしていなかったとすれば、それは政策の失敗じゃないかとまで言いました。先ほど政治家の話も例も出して言いました。やっていないんですよ。例をもっと出しましょうか。新庄でいろんな特許、汎用性のある、それこそある、どぶろく特区、飯豊町。その特区だって政策経営の課長が今度これから考えてやりますよ、やりましたか、やりませんか。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　構造改革特区、地域再生計画につきましては、民間が規制緩和をしてそれに挑戦するというようなことで、私どもはあくまでもそれを受け付ける窓口というようなことになるかと思います。民間にそういうふうな特区を申請すれば、ビジネスチャンスがあるよというようなことをお知らせして、その中で民間でやる気のある企業が出てくれば、窓口として受け付けをして、国の方に申請をするというようなことが特区の大筋の内容でございます。民間の方にビジネスチャンスが広がるんで、それをやらないかというようなことについては、市報にもやりましたし、あるいは商工会議所の中のいろいろな部会にも紹介をして、もうちょっとまでというふうなものもござ

いましたけれども、現在のところ民間の方でそういうふうな考えはないというようなことで、進んでいないというふうな状況になっております。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　ことごとくさようにですね、情報の共有化があって情報がもっともっといいインプットになっているとすれば、市民だっていろいろこうやってまちおこしのために使いたいなという気だって起きるでしょう。市報でやりました、何でやったからといっても、情報上がってこないのですというのは、その情報を共有化するシステムに対して取り込もうとしていない、その姿勢のあらわれでないかなという今例を出したんですよ。ＧＩＳだって、何かかんかでそれぞれの汎用性でやっていないでしょう。そうすると単独でやるでしょう。最上町は、最終処分場にその温熱を利用して今ランを栽培して、雇用を30人でやれるようなシステムをとっております。新庄だって膨大な余熱を全部大気中に投げているだけであります。それは、最大限活用しているとは言えません。財政再建に携わるんでしたら、同じ金を使って最大限市民ニーズにお答えしていきたいというのが、それの矢面に立ってやることこそ、それぞれの先端課の皆さんの責務ではないでしょうか。それ今言うと、この前の話とあれにしたって違いますよ、トーンが。飯豊町はどぶろく特区をとって、今テレビでやっているでしょう。どぶろくを飲みに来ませんかって、それをキャンペーンにして。それはその地域が一生懸命何かやろうとして、そいつに対する行政が手助けしてあげているんですよ、特区をとって。それだって政策経営の最大の責務でしょう。今の話ですと、全然民間から上がってくることを待っているのです。この前はこれからやりますと言ったのとまるきりトーンがトーンダウンしている。要するにやっていない。これではね、新庄市の財源を最大限利用できるなんてことはさらさら言える状態じゃないですよ。市長の意を体している人方がもう少しシビアに、財政難なんですから。対処することこそ必要なのではないかなと提案しておきます。

最後に、小檜室２期でありますが、これは先ほど182区画でいろんな云々でそれをやろうと、５年間で元通りになるよと、投資分は。その後は、固定資産税から、住民税から、もろもろの交付税からということでもうすごい状況になるよ、それまでの間に建設業だって、舗装業だってあらゆる業種の人方が潤うよと、こんなにも波及効果のあるやつをなぜしなかったのでしょうかと、財政難からでしょう。だけど、今度民間の方に何か一部を利用してやると、こういうふうな話ありましたけれども、そうなったら今までのデータ、調査、全部ほごになりませんか。そして、それだとまた値段に対する跳ね上がりがあって、新庄市が抱えている住宅、安価な住みよい、そして住宅供給をしてあげて人口増を図りたいというこの思いと相反することになりませんか。どうでしょうか。

小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。

清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　ご質問にお答え申し上げます。

我々としては、先ほど金議員からも御質問いただきました計画に基づいて民間活力の導入を図っていくというふうなことそのものが基本姿勢であります。申されましたように、180区画、そして546名ですか、また固定資産税等々のそれに対する歳入というふうなものは、これははかり知れないというふうなことも、我々そのものも認識いたしております。いずれにいたしましても、基本的には我々が計画いたしました１つの計画図に基づいて民間の活力を導入していくというふうな考え方であります。いずれにいたしましても、幹線道路あるいは支線道路といいますか、街区道路といいますか、また強いて言うならば流雪溝というふうな問題もございますが、それらの断面についていかなる方法をとるかというふうなことがやはり大き

な１つの我々に課せられた検討事項かというふうに思います。そういうふうな内容を今後関係各課との詰めが大いに必要であろうというふうに考えているところであります。

以上です。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　それではお伺いしますが、モデルタウンとして新庄市の雪害、雪に強いまちづくりとして100坪、２区画の段差をして、日照がいい、当てれるようにと、そしてそれに伴う波及効果は物すごいはかり知れないよと、これこそ最たる歳入増の政策だと思うのでありますが、それは今言われたこととは大分モデル地区としてはもう考えられていないということで、そして今まで調査した分については、虫食い状態になれば、民間活力で言えば、ならそれを購入する人方に対する代価にはね返りますよ。なぜか。都市基盤の整備をして道路網を整備して、下水道を張っておいて、さあ、安価な値段で、新庄市って住みいいところですよと言って供給したいよという夢があったわけですが、モデルタウンです。その夢はついえたわけですね。そして、５年間でいろんな云々というやつができるというはかり知れない波及効果があるということは課長も認識されているのですが、それを断念されたということですか。部分部分で虫食い状態になった場合、そういうふうにできないでしょう、都市基盤の整備は。してから、購入させるんですか。どうですか。

小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。

清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　基本的には虫食い状態の形では、これは優良宅地とは私は言えないというふうに思います。今現在１社が名乗り出ているというふうなこと、市長からも答弁あったわけなんですが、これからは１社だけではなくて、ある程度協会というふうなものにもう少し門戸を広げていきたいというふうな中で、行政がやれるところはどこかというふうなことを検討していきたいというふうに考えているところであります。よって、我々投資いたしました測量設計等々については、無駄のないような形の中で、虫食いにならないような状態の中で面的に今後とも整備していきたい、そのように考えているところであります。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　先ほど政策経営課の課長の方からお話ありましたように、歳入増等で具体的な策はないわけでありますから、今の小檜室のいろんな部分というのは歳入増の最たるもので、それぞれそういうふうに付随するそれぞれの関係業者の方々も潤うでしょうし、ぜひ虫食い状態にならない、こちらの方で計画した状態のとおりのいろんな部分の部分部分の状態になるでしょうけども、そこをお願いしたい、そういうふうに思います。

最後に、ジェイコンビシステムですが、その費用対効果、最たるもの、１トン当たり２万3,000円以下、１万円台まで下げられるというジョイントというかですね、今考えていろいろ提案されているわけでありますが、市に対する行政負担というのはないはずであります。これについての検討というのは今後どうされようと思っていますか。

中部　力下水道課長　議長、中部　力。

清水清秋議長　下水道課長中部　力君。

中部　力下水道課長　ただいま費用についてお話ありましたけれども、これについてもまだ相当検討する余地はあるというふうに認識しております。将来先ほどお話ありましたように、ペレット化したものを火力発電に利用する、燃料に利用するというふうなシステムの一部なわけでございますので、その辺の恒久的な受け入れ状況が果たして確保できるか、そういった問題も含めまして検討する必要があるというふうに考えております。

なお、いずれにしましても、最終処分場の状況というのは非常に厳しい状況になってきておりま

すので、そういったことからも環境に配慮したそういったシステムの検討は進めていかなければならないというふうに考えております。

以上であります。

清水清秋議長　ただいまから１時まで休憩いたします。

午前１１時４５分　休憩
午後　１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

石田千與三議員の質問

清水清秋議長　次に、石田千與三君。

（１９番石田千與三議員登壇）（拍手）

１９番（石田千與三議員）　一般質問２日目の午後１番目ということですが、終わりから２番目となりました。少々蒸し暑い気候になって、上着を脱ぎたい感じがするんですけども、壇上からの質問については上着着用というふうに議長から言われましたので、このまま一般質問させていただきます。

６月の17日と18日の２日間にわたって、山形県の体育指導員の研修大会、新庄市が会場で行われます。新庄、最上地区の体育指導員が当番になっておりまして、両日約300名の体育指導員関係の人が新庄市に集まって、そのうちの100名以上の方が新庄に１泊します。その方々が新庄市で宿泊されて、そしておみやげを買っていかれるだろうと思うんですけども、そういうふうな大会を持つということも何年に１回か、各地が持ち回りでやっておりますので、新庄市においてもかなりの経済の効果が出るのではないかと期待しております。17、18日、18日は午前中すぽーてぃあ、かむてん公園、その辺で実技の研修も行われますので、ぜひひとつ時間のある方はお立ち寄りいただければありがたいと思います。ウオーキングといって歩くスポーツ、それからリングゴルフ、フットサル、今はやりのサッカーの小さい、小型のサッカーといいましょうか、そういった実技研修もございます。ぜひ御期待いただきたいと思います。

それでは、通告に従って、私の方では２つのことを用意しておりますので、よろしくお願いします。

初めに公園等の施設管理について、それから２番目は横根山工業団地の平井精密の事故について、この２つでございます。壇上からは、余りくどくは申しません。簡潔に質問いたしますので、答弁もよろしくお願いしたいと思います。

初めに、公園等の施設管理について、これまで何回かこの壇上からも質問しております。公園は、安心、安全の最たる場所でなければなりません。小さな子供から年寄りまで、公園でひなたぼっこしたり、あるいはしばしの憩いの時間を過ごす場所、そういったところが公園ではないのかなと思います。時あたかも緑豊かなこの季節、とてもいい風の音を聞きながら公園でたたずむ人も少なくございません。そういう場所がちょっとまかり間違った管理をすることによって、危険な箇所になりかねない。つまりどこかのところでもあった例ですが、見通しが悪いためにその中で犯罪行為が行われた、そういったことも惹起しかねないような管理状態になっているのではないかなと。

１つの例を申し上げますと、桧町の公園、先般地区の主立った方々と、警察の方々とか、子供たちが安全に登下校できるようにということで、道路を見回りました。その際に、公園の下草、あるいは植え込み、そういったところの管理が余り行き届かないために見通しが悪い、それから雑草が生い茂っている、そういったこともございまして、安心、安全の保障がちょっと難しいのではないかなというふうな感じがしました。早速同行した担当の職員の方にもお話を申し上げました。その後

いかがなっているのか。剪定とか、除草とか、遊具の点検も含めて、いろいろとお気配りをされてはいると思うんですけども、本当に今の状態でよろしいのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、最上公園の中の心字池、前にかなり予算を投入されて整備をされました。そこに入ってくる取水口のところにごみがかなり引っかかっておったり、あるいは橋の一部、そこがくぼみが生じて水たまりができているということ、その辺もちょっと改善していただかなければならないのかなと思っております。

横根山の工業団地の平井精密という会社が事故を起こしました。これは、起きてはならない事故、起こってはいけないようなことが起きたということで、翌日の新聞、マスコミが大いに記事あるいはニュース等で皆さんにお知らせをしたわけですけども、安全対策というか、指導というか、県レベルで行われているようですけども、市としてはどのような対策を講じておられるのか、付近住民の生命を守る立場からどのような対策を考えておられるのか。また、これを教訓として全戸に安全な飲み水の普及を図るべきと思われますが、未設置地区を含めて上水道の布設についてはいかがお考えなのか、早急に対処すべきかと思われますけども、その辺もお伺いしたいと思います。

水道普及については、もう何人もの議員がこの壇上から質問されておりますが、今回のような事故を契機として、一歩進んで皆さんに給水、配水、その辺のことを新庄市の方からもっともっと強く安心、安全の水を提供できるということをもう一度再確認していただいて、地元の市民にも周知徹底を図っていただきたい、そういうことでございます。

それから、水道庁舎の他に水道タワーといいますか、オアシスタワーというのが萩野地区にございますが、あそこにはすばらしい建物がございまして、２階、３階というのでしょうか、すばらしい展望台のようなところがございますが、ああいうところを利用されて、市民に啓蒙運動の１つにいろんな催し物をするとか、そういったことも図られたらいかがかなというようなことも提案をさせていただいて、壇上からの質問を終わります。よろしくお願いします。（拍手）

□橋榮一郎市長　議長、□橋榮一郎。

清水清秋議長　市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　御質問の第１点目は、公園の施設管理等々についてのお話がございました。具体的なところも含めて御質問あったわけでありますが、お話にありましたように公園というのはやはり安心して暮らせる安全な、そして快適な生活環境において市民にとって憩いの場であるというふうなことは当然であるかというふうに思います。

現在市内に18カ所の都市公園がございます。その中で代表的な公園である最上公園、あるいは東山公園のあじさいの杜、そしてかむてん公園等々、県内外から訪れる方々も大変多くなってきているというふうなことで、特に緑化フェアを契機として、以前より増して緑に対する市民の皆さん方の関心度も非常に高まっているというふうなことから、今後も公園についてはきちっとした管理をしていかなければいけないというふうに考えております。そういう中で、近隣の町内会の皆さん方も大変熱心に公園を管理することに参加していただいております。具体的に申し上げますと、今年も最上公園につきましては御堀端自治会の皆さん方がふるさと歴史センターの裏の広場、あるいは保健センターわきの広場、また広大な公園の面積の清掃等々、トイレも４カ所ほどあるんですが、これらのことについて管理をしていただくようにお願いしたところであります。また、中道公園、そしてまた小檜室公園も同じく地域の皆さん、町内会の皆さん方が管理をしていただくというふうなことで協定を結んでいるというふうなことであります。桧町公園の具体的な例も挙げられたんです

が、そういうふうなことで行政はもちろんでありますけども、こうやって地域の住民の方々が積極的に公園、あるいは公共的な広場の管理に取り組んでいただけるというふうなこと、これは非常にいい方向であるというふうに考えておるところでございますので、これはやはり一体となって今後も公園の整備に取り組んでいきたいなというふうに思います。

その中で、最上公園の心字池のことがございました。取水堰においては、流入水等の汚れがありまして、藻が発生したりすると、そしてそういうことからどうしても水が汚れやすいというふうなことがございました。藻については、この４月からその都度除去している状況でありますが、浄化対策については流入路に集水桝、これを設置いたしまして対策を講じる計画であります。さらに、現在ですが、心字池に、これ県内初の試みなんですけども、水質浄化の効果が高い植物、これは中国名が空芯菜で、日本名が燕菜というふうなことで、これを試験的に栽培して経過を見ていきたいというふうに考えております。この空芯菜については、藤島町もそういうふうな試みをしているようでありますが、県内で今のところ２カ所、この浄化のためにやっているところであります。大変大きな効果があると思って期待しているんですが、しばらくこれを設置しながら模様を見ていきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、石田議員も大変ボランティアで、いろんなところで清掃あるいは管理について御尽力をいただいているところでありますが、今後も常に見回りを行いながら、維持管理に努めていきたいというふうに思います。

また、桧町公園の植え込み、植栽の手入れでございますが、この草刈りについては適時実施して、また公園内においての見通しが悪くなっている高木の枝につきましては、枝払い等をこれを実施していきます。

さらに、遊具の点ですけども、これも老朽化しておりますので、強度の低下、あるいは巻き込み等によって危険度が増しているとすれば、これはもう早目にその対応をしていかなければいけないというふうに考えております。いずれにいたしましても、最近公園における維持管理についてはいろんな方々から情報を頂戴しておりますので、それらの情報、あるいは意見を大切にして、そしてまた町内会とも連携をとりながら適切な管理、運営をしていく所存でありますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

それから、横根山工業団地の平井精密のシアン化合物の流出についてのお尋ねがあったわけであります。これについては、今議会の冒頭においても行政報告をさせていただきました。そのとおりでありますが、今県の方でも専門の土壌汚染対策会社が敷地を10メートルから30メートル四方の区画に分けまして、表層の汚染ぐあいを調べることが始まったところであります。調査は、９月まで行われる予定でありますが、汚染範囲が特定され次第、この汚染対策検討会が設置されておりますので、その中で土壌の浄化方法を決めながら業者が作業に取りかかるというふうな段取りになっております。

市としての対応でありますが、これも行政報告で申し上げたとおりであります。市民の安全、安心、これを守ること、これは市としての使命でありますので、これについてはいち早く対応をしてきたつもりでありますが、今後は今まで結んでおりました公害防止協定、これの見直しを行いまして、自社による自主検査、これを毎月実施していただくというふうなこと、そしてこの実施検査の結果については翌月の15日まで報告を必ずすることというふうなことで、この防止協定の見直しを行ったところであります。その他、長期的には地下水の影響、これを継続的に監視をしていこうというふうなことで、県の指導のもと、平井精密ではモニタリング調査による定点監視等も行っているところであります。また、健康相談については、

保健所と市の健康課で現在も健康相談窓口、これを開設しております。いずれにいたしましても、一日も早く安全、安心宣言、これができるように取り組んでいきたいというふうに思います。

また、それに伴いまして、市民が安心して飲める水の供給、水道の未普及地区を早く解消するというふうなこと、これはいろいろ議員からお話ございまして、私も前向きに取り組んでいくというふうなことをきのう答弁申し上げたところでございますので、これは地元の方々からも合意形成への要請がございます。そういうことも含めて、課題もありますけども、事業費の捻出とか、あるいは認可の問題とか、そういうのありますが、それを一日も早くクリアしながら、市民皆水道、これに向けて取り組んでいく所存でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

以上、ひとまず終わります。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　シアン化銀の漏洩流出ということが市民の耳に入ってやや久しくなりますが、毎日のように県あるいは会社側が安全対策のためにとられている様子が新聞等の記事で目には入ってきておりますが、果たして本当にこれで安心、安全が確保されるのかというところになると、いま一つ不安な面があるわけです。水に溶けないシアン化銀というふうに言われております。溶けにくい。じゃ、現在はどうなっているのかというと、地中の中で恐らく今後何らかの形、バクテリアとかいろんなものが媒介してそれが分解されて地中にしみ込むことになるのかどうか、あるいは拡散されるのかどうか、その辺がまだわかっていないわけです。ただ、わかっているのは、水に溶けにくい、溶けないということだけで今のところは井戸水からは検出がされていないということのみなわけです。ですから、この物質が本当に地下に浸透して、それから今後時間をかけてどのように拡散されるのかということの予想も余りついていない。第一、あの地区の地中の様子すらよくわかっていないのではないか。本当に地中のことも把握されて、皆さんは飲み水の中に溶けないから安心だというふうなことの意味をおわかりになっていらっしゃるのかどうかということもちょっと疑問に思っているわけです。近くのため池の水、あるいは井戸水、あるいは堰、そこの水を調べたところ、検出はされなかったということのみで、今の状態では土の中に入っていることは間違いない。約400リットルのシアン化銀が、溶液が流出してしみ込んだという事実があるわけです。そのことを新聞報道等で拝見すると、土を入れ替えなければいけない。どの程度どうやってやるのかということも私らにはまだそういう情報は入っておりませんが、一番困るのは、井戸水等の利用をされている市民が、もしかしてその水を飲むことによって生命に関わるような危険が生じたらどうなるのかということ。いち早く新庄市では、安全対策の意味で給水車を配置してくれました。給水車は、事故等が起きた場合、あるいは災害等が発生した場合は給水車を水道課の方では用意されて、それで対象の御家庭に水を配るということで、一応その場は安全な水を提供できるという形をとっておられるわけですけれども、それすらどのようなことでどうなるかということも見通しがつかない。ならば、上水道を布設することによって安心な水がいつでも飲めますよというふうなことを強く皆さんに申し入れをするというか、お話をしていただいて、そちらの方から水道の水をとっていただくことも可能なのではないか。どうしても私は井戸水がうまいから井戸水を飲みたいという方に限ってはどうしようもないと思うんですけども、ただ今回のような事故がまた再び起きないとも限らない。そんなことも含めて、水道の布設、今市長はなるべく早くというようなことをおっしゃいました。そういうことも含めて、今地中の中でシアン化銀、その有害物質が、毒性のものが眠って

いる状態で今どういうふうになっているかわかりませんが、少しずつ、少しずつ移動しているかもしれません。そのことを考えると、非常に考えただけでも恐ろしくなるというようなことを言わなきゃいけない。そのためにはどうすればいいか。そういう対策も含めて、上水道の布設あるいは皆さんに、せっかく水道がその場に行っているんですかから、それを利用できるようにというふうな普及、啓蒙、そういった運動、そのことについてどのようにお考えなのかお聞かせ願いたい。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　それでは、私の方からですね、地下浸透したシアン含有液のこれからの対応と、土壌の対応について私の方からちょっと御説明させていただきたいというふうに思います。

６月の２日の日にですね、地下浸透したシアン含有液の処理対策を図るために検討会を設置しております。これは、県のもとで置いて行われております。その中で、去る６月の11日、土曜日の日ですけども、第１回の検討会が行われました。その中でですね、改善計画書が平井精密の方から出されまして、これにつきましては、その改善計画書につきましてはですね、土壌汚染対策法に準拠すると、土壌汚染についての法律がないというふうなこともあって、この土壌汚染対策法の基準をもって準拠してやっていこうというような計画でございます。この土壌汚染対策法につきましては、有害物質を扱っている特定施設を設けている事業所、工場が例えば撤退するとか、それから土地の用途を別の方に変えていくと、例えば工場から公園だとか住宅とか、そういったときにそういったことの対応を図るための法律でございまして、地下浸透した有害物質に対応するというふうなことの法律ではないものですから、この法律については今回は法律が規定には合わないというふうなことで、別に新たな基準ではありませんので、この土壌汚染対策法にのっている基準をもって対応していこうというふうなことでございます。

それでもって、敷地内にどれほどの量のですね、シアン化銀が地下浸透したのかというのを数量的にきちんと再確認すると。例えば今400リッターと言われておりますけど、これまでも。そのうち拡散防止井戸の方から約40リッターほど回収したというふうなこともございます、会社の方で。ですから、その辺をきちんと地下浸透した量を確認するというふうなことでございます。

それから、敷地内の表層調査というふうなことでございますけども、会社の計画ではですね、これまで有害物質を扱っていないところ、例えば駐車場とか事務室とかってあるわけですけども、そういったところは周りのですね、周辺の、駐車場だったら駐車場の周辺の地質の調査をしますけども、駐車場の中はしないような形になっていたんですけども、やっぱり敷地全体をやるというような方向でやっております。

それから、ボーリング調査につきましてもですね、数カ所数を増やしてですね、やっていただくというふうなことでございます。

その他の対応としては、周辺の地下水を定期的に監視していくというふうなことで、この地表の表層調査、ボーリング調査が約３カ月ほどかかると、結果も出るのもそのころというふうなことで、その結果によってですね、これは一応１つの応急対策になるわけですけども、土壌のですね、土壌の応急対策になるわけですけども、その結果をもって再度検討会を開いて、その土壌の処理の方法を検討していくというふうなことでございます。基本的には、あくまでも土壌を入れ替えるというような基本姿勢でございます。

以上でございます。

□橋　敦水道課長　議長、□橋　敦。

清水清秋議長　水道課長□橋　敦君。

□橋　敦水道課長　それでは、私の方から中川原地区他４地区の水道管布設に伴うですね、現在の進捗ということでお話ししたいと思います。

この地区は、中川原地区、それから野中、滝の倉、冷水沢、泉ケ丘の155世帯708人でございます。水の使用量とか将来的な収入の見込みとかいろんなやつがありますもんですから、今収入の面、それから時期いつするかということの課題を整理しながら関係機関との調整を図っていますんで、よろしくお願いしたいと思います。

あとそれから、石田議員さんのお話の中で浄水場にあるオアシスタワーの展望室の有意義な活用ということの御質問ですが、普通の建物でいう５階ほどの高さに現在460平方メートルほどの面積がございます。空き部屋というんですか、資料室がございます。実際に昨年度の見学者の数等をちょっと聞いてみますと、泉田小学校他４校ですか、約100名の児童が見学に訪れていると。それから、去年が初めてだったんですが、老人クラブ、約30名が視察に来ているということで、この見学者に対するですね、要するに説明の仕方は口頭だけで何も訴えるものがないと、目につくようなインパクトがないものですから、見学者を通して、資料室を通しまして、何とか将来的に普及率の向上につながればありがたいなと。ということで、検討していきたいと思っています。

以上です。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　せっかく水道管を布設しても、なかなか水道の水をとっていただけないという地域が、地区があるというふうにも聞いております。今回のいわゆるシアン化銀の漏洩、流出した地域については、水道の布設状況はいかがなっておるんでしょうか。

□橋　敦水道課長　議長、□橋　敦。

清水清秋議長　水道課長□橋　敦君。

□橋　敦水道課長　あの地区については、100％道路、前の公道等に水道管が埋設されています。

以上です。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　災害発生、あるいはそういう事故等が発生した場合には、いち早く生命の安全を守るということから、特に水については給水車をいち早く手配をするということについては、これは皆さんも、市民の方々も期待をしているわけですから、給水車がすぐ配置されたということについては、大変よかったなと思っておりますが、今100％とおっしゃられた水道、上水道については、その地域にはもう既に行っているのだと。今まで中川原地区、あるいは野中、冷水沢、そういったところではまだ来ていないから早く入れてくださいというふうなことの要望が来ているにも関わらず、なかなか引けなかったというのとは違って、その箇所についてはもう上水道の布設はあるんだということをお聞きしましたので、あとはそこから枝管を引いて、御自分のところに引いてもらえればいいわけですから、こういうふうな事故がもし心配であれば、早く引いてもらうようにと。お互いにあるものを利用するわけですから、その啓蒙活動については、あるいは営業面というか、そういうことも含めてぜひひとつ地域の住民、市民の方に普及がうまく行き渡るように、地元の議員の方々も交えてひとつ普及活動に邁進していただきたいと思います。

それから、公園等の関係ですけども、よく私どもが、あるいは市民の方からあそこの箇所はこうですよとか、あそこはこうですよという話があると、その都度職員が出向いて今回の公園については公園管理をされている都市整備課の課長にも何回か現場にお出ましを願って、朝駆けじゃないんですけども、朝早くから来ていただいて、現場を見ていただいたことがありました。特に駅前のアビエス、あの付近に植え込みされていますケヤキとか、ベニカナメとか、そういった葉っぱ、非常に今見事に、ベニカナメなどは真っ赤に色づいて、春の紅葉といいますか、すばらしい眺めでございます。ケヤキも緑の葉っぱをいっぱい広げて、本

当に歓喜の声を上げながら枝葉を伸ばしているんじゃないかなと思っているんですけども、残念ながら管理面となるとこれが人が関わってきますが、なかなか思うようにいかない。その辺でお聞きしますが、ああいった公園施設、特によそからお客様が出入りするような場所については、定期的に見回りなんかもされているかと思うんですけども、どのような管理をされているのか、ちょっと教えていただきたい。

小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。

清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　ただ今石田議員が言われるように、定期的な管理はこれはつぶさに行っております。余りにも枯れ葉等々がひどい場合には、我々職員総出をしながら、あるいはまた施設振興公社の方に手伝いを求めながら、それについての収集といいますか、そういうふうな対応は行っているところであります。

以上です。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　どうして今のような質問をするのかというと、課長も苦笑いをされて今お受けになったようですけども、実は先般アビエスのケヤキが立ち枯れをしまして、それを職員の方々がなれないチェーンソーを使いながら伐採しておりました。私は、冗談交じりに、この木ぐらいだったら私１人でやれるから、私に任せろやというふうなことを言ったんですけども、小笠原課長は、議員にけがでもされたら大変だと、市の責任になるからということで、軽くお断りされたんですけども、市の職員がなれない手つきでチェーンソーを操るのも、これは危険防止の意味からも、これは本当は市の職員がやる仕事ではないのかなというふうに私は思っているんです。そこまで財政が逼迫していて予算が回らないので、仕方なしにやっているんだというふうなことに見受けましたんで、これをいわゆるきちんと管理をする施設振興公社というのがあるわけです。ですから、前にも私は何回か言っています。そういうふうな場所については、頻繁に見回りをする、定期的に月曜日とか、月に１回とか、そういう見回りでなくて、ぐるっと回るだけでいいんですよ。回って、今の状況どうなっているかということを見て、必要に応じてそこに人を配置する。そういうふうなことが今の公社にはないのではないか。何か聞くところによると、職員が公社の職員の方にそういう話をするのも遠慮されているというような話も聞いていますけども、そんなことはないのでしょうか。もしあるとすれば、非常に困った現象かなと思います。ですから、私は、悪い言葉で言うと公社なんか＿＿＿＿＿と、こう言っているんですけども。機能していれば何もそういうことは言わないんですが、そんなことも含めてもう少しそういった管理面でしっかりやっていただかないと困るのではないか。市民から声が出た、議員から何か注文された、何かがあったとか、そういう声がある度に職員が出向いて、なれない手つきで、もしああいう作業でけがでもしたらどうなるんでしょうか。そういうふうなときには保険か何か入っていらっしゃいますか。恐らくそういうことはないのじゃないかなと私は思うんです。ですから、ああいうことは職員が直接やるべきではないのではないかと。ある意味では業者にお任せ、でも業者にお任せすると時間がかかる。すぐやらなければいけない。枯れた枝が落ちてきたら人命にも関わる。そういったところで、恐らくお悩みの末にやられた方法だとは思います。でも、誰かがどこかでこういう発言をしないと市長の耳には届かない。お偉いさんの耳にはそういうことが届かない。それではまずいんです。現場の職員が私がやりますと言ってやっても、これは本当に正しい税金を使ってやっているのかというときにはちょっと疑問が生じます。そういうことも含めて、今後の管理あるいは公社との関係、一言ちょっとお話しいただきたい。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。
清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。
武田一夫政策経営課長　施設振興公社の理事長の職務代理者をしておりますので、その関係で振興公社の件についてお答え申し上げたいと思います。
　振興公社とそれぞれの施設を持っている各課、市長が相手になるわけですけれども、市長と振興公社とで業務委託契約を結んで振興公社の方ではその業務を請け負っているというようなことになります。その業務委託契約に基づいてすべて作業しておりますので、業務委託契約に背いて作業をしないというふうなことはないというふうに思っております。
小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。
清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。
小笠原謙一都市整備課長　ただいま政策経営課長が答弁したとおりの内容をもって、我々現場の方といたしましてもつぶさに今後はそういうふうなことを頻繁にパトロール等々やりながら対応してまいりたいと、このように思います。しかし、いろいろな面で、石田議員も風雨の次の日にはかなり落ち葉が舞い散りましてあちこちに飛ぶと、これじゃまずいんじゃないかというふうなことも、時期を見ながら対応せよというふうなこともございました。我々それに対して対応そのものも考えてはいるんですが、なかなかローテーションが合わずというふうなこともありますけども、今後とも公社の方とは綿密な打ち合わせを行いながら対応していきたいというふうに思います。
　また、先ほどちょっとお話の中でケヤキの伐採の件がございましたが、我々としてはいろんな面で高木の剪定等につきましては慎重に体制をとりながらこれは対応しているつもりであります。先ほどの小檜室の公園につきましても高木の剪定等も行いました。とにかくけがのないように、万難を排してこれからも対応してまいりたいと、そのように思います。
　以上です。
１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。
清水清秋議長　石田千與三君。
１９番（石田千與三議員）　ぜひひとつ安心、安全、これが売り物になるわけです。公園で遊ぶ、喜々として遊ぶ子供たちの声が響くような公園、そして憩いの場所として利用される公園、そういったことも念頭に入れながら、恐らく毎日お仕事にお励みかと思います。最後の答弁の言葉が少しトーンが低くなったのかなという感じがするんですけども、元気のいい小笠原課長のちょっと声が低かったなと思うんですが、ぜひひとつ今後公園管理等については、施設振興公社と連携を密にしていただいて、必ずしもすぐ風が吹いたから葉っぱが散るから見てこいと、こういうんでなくて、常にその辺の気配りをしていただいて、頻繁に行く場所、あるいはそんなに行かなくてもいい場所、さまざまあるかと思いますので、臨機応変ということで、ぜひひとつその辺もお願いできればありがたいなと思います。大勢の市民が期待しております。新庄まつり250年祭ということで、みんな市民が今大いな期待を持っておるところでございますから、ぜひひとつきれいなまちにするためにも、環境課の課長もひとつ、この間はポイ捨てとかごみの関係でもいろいろとご苦心を披露していただきましたので、その辺も連係プレーをしていただいて、よろしくお願いします。
　終わります。
清水清秋議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　１時４５分　休憩
午後　１時５５分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

清水清秋議長　次に、佐藤悦子君。

（３番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

３　番（佐藤悦子議員）　日本共産党を代表して一般質問を申し上げます。

１番として、教科書の採択に関わってお尋ねいたします。子供たちに正しい認識、確かな学力を付ける意味で、教科書の果たす役割はとても大きいものがあります。今学校で働く教職員は多忙を極めています。多くの市民が目にしているように、どの学校も夜遅くまで明かりがともっています。学校だけでは仕事が終わらず、自宅に持ち帰っている教職員がほとんどです。このような忙しさの中で、市販のテストや練習プリントを使用せざるを得なくなりますが、これらの市販プリントや練習プリントのほとんどは、教科書の記述に従って作成されております。ですから、子供たちによりよい教科書を手渡すことはとても重要な意味を持つことになります。また、先日行われました教科書問題学習会に参加されていたおばあさんが、「教科書って大切よね。私なんか戦争末期、神風がいつ吹くのかと待っていましたものね。だまされたと気づいたときは遅かったものね」とつぶやくように発言されました。多くの人は、21世紀に入った今日、そんな教科書がつくられることはないだろうと考えていると思います。しかし、今日に至っても子供たちに誤った認識を植え付けかねない教科書がつくられているのです。それだけに教科書の採択に当たっては、衆知を集め、慎重を期さなくてはなりません。

新しい歴史教科書をつくる会というのがありますが、1997年の１月に設立総会を行っておりますが、その趣意書にもありますけれども、どんなことを目的にするかといいますと、日本の過去の戦争を侵略戦争だとする見方をひっくり返すことを最大の目的につくられた組織なのです。このつくる会のメンバーが執筆した教科書、扶桑社の歴史と公民の教科書は私は問題が多いと思います。内容に関わって、次の４点についてお考えをお聞かせください。

１つは、日本が行った侵略戦争と植民地支配の肯定、美化がこの教科書の核心となっているということです。日本は正しい戦争を行ったと子供たちに教え込むというものです。それは、戦後日本とドイツのやった侵略戦争を断罪し、このような戦争を二度と引き起こさないことが世界政治の共通の原点となり、国連憲章の平和のルールがつくられたこのことに反するものです。日本でも、政府の引き起こした戦争への反省は憲法に明記され、大多数の国民がこの立場を戦後に生きる原点としました。日本の戦争は正しかったと子供たちに教えることは、これらを根本から否定するものです。日本外交の深刻な行き詰まり、中国、韓国に、アジア全体に広がる行き詰まり、その最大の原因が日本の過去の戦争や植民地支配に対する態度にあります。つくる会の教科書では、アジア諸国民との対話と友好への道を閉ざし、緊張をつくり出し、国際的な孤立へ導くものではないでしょうか。

２つ目は、日本の歴史は天皇を中心とする支配者によってつくられており、民衆は大した役割を果たしていないという歴史観となっているということです。これでは主権者としての自覚を育てることはできないのではないでしょうか。多くの教科書に、奈良時代であれば農民の苦しさを訴えた万葉集の貧窮問答歌が載っていたりしております。また、江戸時代の百姓一揆なども載っているわけですが、この教科書にはほとんど載っておりません。

３つ目は、現在の国際的緊張、特にアジア諸国との緊張関係を過大に描き出し、軍事力による解決しか道がないかのような認識が強調されていることです。南北朝鮮の対話や６カ国協議、東南アジア諸国連合の取り組みなど、アジアに再び戦争を起こさないために続けられている努力に全く逆行するものではないでしょうか。この教科書が戦争で受けた国内外の民衆の苦しみ、犠牲者数についてほとんど触れておりません。広島、長崎の原

爆での犠牲者数も書いていません。戦争推進者の立場で書いてあるとしか言えないと思います。

４つ目は、大日本帝国憲法を高く評価し、日本国憲法について極めて低い評価となっていることです。戦後60年、日本が平和国家として歩んできた大きな要因として、日本国憲法第９条があることに一切触れていません。憲法３原則の学習で、基本的人権を学ぶ前に憲法改正という項目をこの教科書が設けています。憲法改正に子供たちを誘導する教科書だと言えます。国民主権の項では、半分が象徴天皇制に充てられています。また、本来国民の権利を侵さないように政府の行動を縛るためにつくられた憲法を国民が守るべき法律とみなしています。そのため、基本的人権の尊重の項では、半分が公共の福祉と国民の義務に充てられています。ここでいう公共とは、結局国家に結び付けられ、国のためなら人権を制限できるという考え方に導かれます。基本的人権の前に国民の義務や人権の制限を学ぶ発想は、大日本帝国憲法の考え方と同じであります。国民主権の説明は、国民一人一人が主権者としての自覚を持つことができないものとなっています。

このような問題の多い教科書は、21世紀を担う子供たちに手渡してはならないと思いますが、御見解をお聞きします。

また、これから教科書採択の事務に入るわけですが、３つの点からお聞きいたしたいと思います。１つは、教科書の採択は子供の教育に最善のものを教育の専門家が選ぶことが基本ではないか。現場の先生方の専門家としての意見を十分に尊重すべきではないかということです。教科書の採択権は、基本的に教員の仕事であると国際的にも認められてきました。ところが、1963年に教科書の採択権を教育委員会に移す改悪が行われました。しかし、これはもともと採択した教科書の数の報告や管理などを指しております。ですから、各地で教育委員会の独断で行うのではなく、教員の意見の反映の仕組みがつくられました。教科書は、学校教育の最も重要な教材です。中学校の教科書は十数科目あり、それぞれ数社の教科書会社があります。どの教科書がいいのか判断＿＿＿＿＿を教育委員に求めるのは無理だと思います。しかも、政府の方針は、当面現在の共同採択制度においても、教科書の採択研究に当たる教員の数が増えるのは望ましい、これは1997年３月28日、規制緩和に関する閣議決定ですが、というものです。教員の意見を尊重した教科書採択を進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

２つ目は、学習指導要領は、歴史を含む社会科全体の教育目標に平和的な国家及び社会の形成者という教育基本法第１条の文言を掲げています。この教科書は、偏狭でゆがんだ愛国心を植え付けることになるのではないでしょうか。つくる会の宣伝文句として、学習指導要領に一番沿っているというものがありました。中学校学習指導要領では、歴史の目標の第１番目に、「歴史的事象に対する関心を高め云々……我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」としています。その最後の我が国の歴史に対する愛情を育成するには、つくる会の教科書が最もいいと彼らは言っています。学習指導要領の目標を是認したとしても、自分の国の侵略戦争を自存自衛の戦争だとか、アジア解放の戦争だとか教えることは、歴史に対する愛情を育むどころか、間違った歴史認識に基づく偏狭でゆがんだ愛国心を植え付けるだけです。しかも、学習指導要領は、歴史を含む社会科全体の教育目標に平和的な国家及び社会の形成者という教育基本法第１条の文言を掲げています。この立場に立つならば、つくる会の教科書がいいとは言えないのではないでしょうか。

３つ目は、つくる会は、文部科学大臣も不適切と認めたルール違反を行ったということです。独占禁止法では、教科書をめぐる販売合戦が加熱しないように教科書の事前の営業、宣伝活動を禁じています。ところが、検定に向けて扶桑社が文部科学省に提出した申請段階の本、白表紙本といい

ますが、これが検定期間中に教員に貸与、閲覧されていたことが判明しました。国会の文教科学委員会で取り上げられ、文部科学省が扶桑社に対して、昨年から今年にかけて指導を３回、厳重注意を１回行ったと説明しました。他の出版社ではこうした例はありません。中山文部科学大臣もルール違反だとしました。内容だけでなく、その販売活動もルール違反となっているつくる会の教科書の行った違反活動は、厳しく追及される必要があるのではないでしょうか。教科書採択事務を進める上でのお考えをお聞かせください。

２番目として、削られた福祉をもとに戻し、さらに充実をしてほしいという質問を行います。１つは、削られた福祉をもとに戻してほしいということです。80歳以上のタクシー券が今年からゼロになり、楽しみにしていたお年寄りたちがとてもがっかりしています。車で連れていってくれる家族のいないお年寄りは足を奪われた状態で、引きこもりを助長しかねません。

障害者のためのタクシー券が１枚の補助金が半分に削られ、１、２級に限定され、重度の方でも15枚だけになりました。お年寄りも障害者もタクシー券をせめて月１回の通院の往復分として24枚ぐらい支給してほしいという声も寄せられております。

紙おむつの支給金額が減らされました。介護度３になっていた方が、脳内出血で寝たきりとなり、紙おむつを使うようになったのですが、何と月３万円も紙おむつ代がかかったそうです。市に申請したところ、紙おむつの支給は上限が月4,000円です。この人の場合、数日分しか補助されません。お金がない人は紙おむつを使えないことになってしまいます。

介護予防のためのいきいきデイサービスなどが昨年まで月４回だったんですが、今年は月２回と半減されました。その結果、認知症、物忘れがひどくなってしまった人が出ています。ヘルパーの方からお聞きしましたが、週１回だと何曜日ということでめり張りがあり、期待して待つことができます。月２回になると気が抜けてしまうようです。先日スタッフが迎えに行ったところ、「忘れてた。行がねはあ」となった方が１カ所で３人もあったそうです。弁当注文の変更などてんやわんやだったそうです。毎週だったときにはこんなことはなかったのにとヘルパーの方が言っていました。何にもすることがないと認知症になりやすいと言われています。ぜひもとに戻して、月４回開催にしていただきたいものです。

２つ目の介護者交流事業に介護者が参加しやすいようにヘルパー派遣にも援助すべきということについては、できるということでしたので、割愛させていただくことにいたします。

３つ目は、生涯の健康の土台となる歯について、特に子供の虫歯予防のための対策の充実をということです。お聞きしたところ、３歳児の虫歯の本数が山形県が全国６から７位、その中でも新庄市は県内44市町村の中で第３位と虫歯が多くなっています。最上郡も多いのだそうですが、隣の大蔵村では対策を充実させてうんと虫歯を減らしたとのことです。いいところはどこなのか、取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

４つ目は、障害児の中高等部生の放課後の見守り、本人の成長、親の就労支援のための事業を新庄市でも一日も早くやっていただきたいということです。障害者のための支援費制度などを利用して、障害を持った児童のための学童保育が行われ、子供たちも親たちも喜んでいるところです。ところが、中学部、高等部の子供になると、放課後預かっても一切の公的支援がありません。中学部、高等部に入っても家に一人でいることが難しい子供が少なくありません。安心して親が働けるように、中高等部の子供の放課後の成長を支える場所づくりの事業に一日も早く市として取り組む考えはないかお聞きします。

３番目に、平井精密の有害物質の流出問題についてです。井戸水の検査の結果、住民の井戸から

は検出されなかったとのことですが、泉田駅前に住んでいらっしゃるある方は、「去年の10月ごろから井戸が濁っていた。これでは飲めないと思って２月ごろ水道に大金をかけて切りかえた。井戸水は実はしばらく孫も飲んでしまった。孫の健康が心配だ。水道に切りかえた人への補償をすべきではないか」とも言っておられました。

そこで、２つお聞きします。１つは、二度と有害物質を流出させないためにどんな管理と対策をとられるのかお聞きします。

２つ目は、住民の健康への不安にどう対策をとられるのかについてです。井戸から水道への切りかえを余儀なくされた人への補償、残った井戸の安全確認を今後どうするのかお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

□橋榮一郎市長　議長、□橋榮一郎。

清水清秋議長　市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　第１点目の教科書の採択のことについて、これは基本的に教育委員会の方から答弁いたしますが、その中において最終的には教育委員会が採択、その前にいろいろ教科書の採択協議会で十分調査、研究した上で教育委員会というふうなことになるわけでありますが、先ほどの質問の中に教育委員はそういうふうな選択するような云々のとれるようなお話もございました。採択については教員がすべきだというふうな、それは１つの考え方としてはあると思いますが、しかし教育委員の皆さん方も一生懸命勉強して、そして研究してそのことに当たるわけでありますので、一からげでそういうふうな＿＿＿＿というのはいかがなものかというふうにも存じます。これについては、教育長の方から答弁することにいたします。

特に福祉関係でいろいろお話があったわけでありますが、タクシー券等々、それからデイサービス、紙おむつ等についてのお話がございました。在宅福祉サービスの多く、これは国の補助対象となるメニューについて、本市の地域性、これを勘案しながら実施してまいったところであります。しかし、国の方の事業補助の廃止、あるいは補助基準も変更がありまして、市のサービスについても見直し、あるいは事業自体の転換を図る必要に迫られてきたことは、これは今まで何回となく御説明申し上げ、また議論をしてきたところであります。国の補助基準の見直しの理由が、１つは地域サービスとして定着したもの、これを一般財源化すること、また介護予防施策、これも重視していこうというふうな点、また介護保険サービスの充実化に予算を重点配分すること等によって行われたものというふうに判断をしております。本市においても、他市町村とのサービスの実施状況、あるいは利用者の利用率等を考慮しながら、事業の実施、また優先性について検討を加えて見直しを図ってきたところであります。

なお、検討、見直しを行ったものの中には、お話ありましたようにいきいきデイサービスがあるわけでありますが、これは市内全域をカバーして、公平性の高い参加を促すべきだというふうなことから、介護予防事業の重要施策との位置付けのもとに拡充を図ってきた事業であると、これも付け加えておきたいと思います。

虫歯のことについてもお話がございました。幼児の歯科衛生指標とされる３歳児の歯科検診でありますが、これは将来ともにやはり虫歯の予防、また虫歯を少なくするということについては、成人になってからも大きな生育にも影響があるというふうなことで、これは相当取り組み方をやっていかないといけないわけであります。この現況でありますが、当市の虫歯の有病者率、これは県あるいは全国の平均を上回って推移してきたところでありますけども、歯科保健対策、これを大分力を入れて進めてきた結果、平成10年度でありますが、60％ありました有病者率、これは平成16年度には41.7％まで減少いたしまして、県平均よりも

下回っているというふうなことになっております。対策の成果があらわれているというふうに言えると思いますが、でもまだまだ全国平均から比較いたしますと、まだ上回っておりますので、今後とも母子保健事業の中で大きな課題であるというふうに認識しておりますので、これからも取り組んでまいる所存であります。

その予防対策でありますが、大蔵村ではおやつ対策とかフッ素対策、これを住民の主体型の活動によって進めて大きな成果を上げたというふうに聞いておりますが、当市でも歯科検診時の歯科衛生士による歯磨き指導をはじめ、おやつや食事などの生活習慣指導に力を入れているところであります。また、フッ素の塗布の助成金、これを交付いたしまして塗布を進めてきましたが、助成金の利用率は約３割程度にとどまっているというふうな状況であります。そういうことから、今年度から２歳児の歯科検診会場で集団によって無料フッ素塗布に移行することにいたしました。集団塗布は、10月から予定しておりますが、７割以上の塗布率の向上を見込んでおりますので、ぜひこれも皆さん方から御理解をいただいて、継続的に塗布を働きかけることによって、虫歯の減少を期待しております。そういう点で、地区の歯科医師会の皆さん方も大変こういうふうな虫歯予防については御理解と御協力をいただいておりまして、もちろんフッ素塗布等も当然でありますが、その他いろんなイベントにも積極的に参加していただいております。虫歯予防で「お祭り歯っぴー」の開催とか、その他の「8020事業」とか、そういうふうなことの中で講演会、あるいはパネルディスカッションなどの開催等をしていただきまして、口腔衛生意識の向上に協力をいただいているところであります。

それから、障害児の放課後を見守っていって、成長及び親の就労支援のための事業というふうなことでございますが、15年度から始まりましたこの支援費制度、居宅生活支援のうちデイサービス事業だけは小学生以下を対象とした支援であるため、中学、高校生には適用しない制度だというふうになっております。デイサービス事業の支援を受けられないこれらの障害児を対象として、国の施策として、前年度末でありますが、障害児のタイムケア事業として情報が流れてきておりますので、県と連絡とりながら情報を収集していたところであります。この度国では、新年度の途中に入ってから17年度のタイムケア事業実施要綱、これを定めまして実施するというふうな通知がありました。この事業の主な協議要件でありますが、17年度についてはモデル事業的に行われるため、県単位では２カ所、２市町村ということになりますが、そういう中で中身的には補助事業単価の区分として年間の利用実施回数が5,000回以上のＡ型から2,000回以上のＤ型まで４段階に設定されております。17年度はあくまでもモデル的事業でありますので、利用実施回数も区分ごとにふさわしい回数をクリアできる市町村の限定２カ所というふうなことでありますので難しいものもありますが、市としても実際に事業実施を想定いたしまして、試算、協議をしておりますが、最小の区分であるＤ型の年間の利用実施回数、これを2,000回以上クリアすることについては現状ではなかなか難しいものがございますが、現在山形市が2,000回以上のＤ型の形で協議されているようであります。今年度は、年度途中でありますので、新たに事業を創設するということは困難と考えますが、今回のモデル的な事業、これが本格的に補助事業として制度化され、またその補助対象に適合するような年間の利用実施回数、これが見込まれるようになれば、来年度以降の事業実施に向けてこれを取り組んでいきたいなというふうに考えているところであります。

それから、シアン化合物の流出事故、これは何人もの議員からお尋ねがありましたし、また行政報告でも報告したとおりであります。特に今後こういうことの起きないようにというふうなことに

ついては、今県の方でも専門の業者、きのうから始まったんですが、土壌の検査をして、それを土壌の浄化をいかにしたら適切にできるかというふうなことで、調査、研究を始めたところであります。市といたしましても、お話し申し上げたとおり、防止協定を見直しいたしまして定期的に毎月検査をしていただく。そしてまた、翌月の15日にはそれを報告をしていただくというふうなことで、協定の見直しを行ったところであります。いずれにいたしましても、今後も健康相談窓口を今やっておりますが、保健所と連携をとりながら一日も早い安全、安心の宣言ができるように対応してまいりたいというふうに思います。

また、健康不安の方のこともお話ありましたが、ぜひ一度窓口で御相談いただいて、そしてまた適切な対応をとっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　ただいま特定の出版会社の教科書について御質問ありましたけれども、まず採択についての考え方を申し上げます。法に従ってですけれども、最上地区は各教科とも同一の教科書を採択しております。採択までの手順もすべて法に示されておりまして、それに従って現在採択事務を進めております。教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、同施行令、「教科書の発行に関する臨時措置法」などによりまして採択事務を行っております。採択の対象となる教科書は、すべて文部科学大臣の検定を通った教科書のみです。御指摘の出版会社の教科書も検定を通っております。したがって、採択の対象になるわけです。ちなみに、１教科に平均５ないし７社ぐらいの教科書が検定を通っております。その中から選定し、採択していきます。

文部科学省の検定時には、それぞれの教科書がおおよそ次の４点について特に厳しく調べ上げます。１つは、全国的な教育水準を図るための教科書であるかどうか。２つ目は、適正な教育内容であるかどうか。３つ目は、学習指導要領に沿っておるかどうか。そして、最後に教育の中立性が確保されているかどうかなどでございます。

アジア諸国と日本との歴史的事実についての考え方、とらえ方はさまざまあろうかと思います。思想的なことについて私の立場で今申し上げることができません。いずれにしましても、子供たちに世界の平和の重要性を説くのは当然かと思います。教科書検定に合格したさまざまな教科書について、これから採択のため研究していきます。

各会社の教科書には記述内容、編集の仕方にそれぞれ特徴がございます。今後県教育委員会の指導、助言を受けながら、先ほど現場の声ということもありましたけども、学校現場の先生方によって組織されている研究会で十分に研究していただきながら、そして最上地区教科書採択協議会で地域の実態、最上の子供たちの実態に合わせてどの教科書が妥当なのか、十分にこれを研究していきながら、採択を進めていくわけです。最終的には、新庄市教育委員会において採択することになります。

さらに、６月17日から７月１日には、教科書の法定展示会を新庄市立図書館で行います。学校現場の教職員のみならず、広く市民の皆様方にも見ていただきながら、御意見をいただきたいと思います。それらを参考にしながら、公正、公平な立場で教科書を採択していきます。御理解のほどよろしくお願いします。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　最後の方からですが、平井精密の有害物質の流出問題についてなんですが、今後会社による自主検査を行ってもらって、毎月15日までに市に報告するようにするという協定の中身に変えたということでした。でも、私としては自主検査に任せてよいのかと疑問を持ってお

ます。流出事故、この度は約１年ほど前に事故が起きているわけですが、その前にも市の排水検査で有害物の流出が発見されて、施設の改善を図ったはずだと思います。それがまたわずかの間に流出していた。しかも、報告をしないで済まそうとしていたのです。一度でも有害物流出を起こしたら、次からは検査費用は会社持ちで、毎月市が委託した第三者機関でいいと思いますが、市の方で検査を中心にして行って、お金は会社に出してもらって、それが市に報告されるように客観的にやっていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　公害防止協定に基づく自主検査のあり方というふうなことだと思います。これまでもですね、やってはいただいておりました。今後毎月１回やっていただいて、それでもって翌月の15日まで報告していただくというようなシステムに今公害防止協定を予定しております。それでもって、その検査体制ですけども、会社の責任のもとに自主検査をやっていただくというふうなことで、１つはやっぱり何といっても企業の責任の中で果たしていただきたいというふうなことで、ぜひともこれらを守っていただくと。もし１カ月でも遅れるとすれば、うちの方で、市の方でもって会社の方に言っていくというふうなことで、何回も提出するよう求めていきたいというふうなことで、これまでよりもさらに監視体制を強めていきたいというふうな考えでございます。

以上です。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　監視体制を強めていただきたいがゆえに、毎月市の方でやらせるのが無理だとしたら、抜き打ちででも別の機関にやってもらうということで、それを了承してもらいながら、あわせて会社が調べたのが正しいのか、やっていく必要あると思いますが、どうでしょうか。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　会社の自主検査の他に、市としても年４回の排水の検査を行っております。６月、８月、11月、２月というふうなことで、これらに基づいたですね、万が一例えばそういった基準以上のものが出るとすれば再調査というふうな形で、再検査というふうな形でこれからも進めていくというふうな考え方でございます。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　次に、削られた福祉をもとに戻してほしいということについてなんですが、いきいきデイサービスは去年より予算が若干増えているんですが、サービスが半分になっております。ちなみに、今年の予算額は111万円ですが、３名ぐらいのスタッフと無料ボランティアの方が約10名以上、これらの献身的な応援で支えられております。100人ほどのお年寄りの生きがいと介護予防に役立つ大変いいものとなっております。予算を一昨年並みに210万円に戻して、確実に月４回実施に戻すことが介護予防につながっていくと思うのですが、いかがでしょうか。

これら先ほど言ったものに付け加えて、寝たきり老人等移送サービス復活も含めた、これも含めてほしいなと思ったわけなんですが、削られた福祉予算復活に必要な予算は、計算してみますと約1,160万円でした。市の予算は、136億円ですから、わずか比べますと0.08％、実感がわかないのでもっと詳しく言いますと、手取り20万円の人で言えばわずか170円です。やりくりできないお金ではないと思うんです。道路予算などの一部を削るとかして予算を増やすことは十分可能ではないかなって思うんです。福祉は削らないと何度も市長は言ってきたわけで、そういう立場からもこの点だけは復活させるという考えないかお聞かせください。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。
矢口　孝福祉事務所長　まず、いきいきデイサービスの件でございますが、議員おっしゃるとおり、16年度は週１回の予定で実施しておりました。これは、半分が市担当、それからもう半分は社会福祉協議会ということで実施しておりました。それが17年度から社会福祉協議会が都合によりそれを取りやめましたので、新庄市だけの事業ということでございます。場所も従来３カ所でございましたけども、今年度から八向地区でも実施いたしまして、全域をカバーするという形で実施をしております。

　いろいろこれに限らず、先ほど福祉の削減というお話いろいろ出ておりましたが、まず内容は義務的経費がかなり増えてきたということであります。これは、国の補助がかなり削減されておりまして、一般財源化になったということがかなり大きゅうございます。２つ、３つ先ほど見てまいりましたが、例えば保育所の延長保育、これは16年度で2,168万円の補助でございましたが、今年度から一般財源化と。それから、養護老人ホームの措置につきましても4,100万円ほど補助ございましたが、これが一般財源化。それから、介護につきましても事務費については２分の１補助と、これが約1,000万円ほど一般財源化。それから、介護保険の繰出金でございますが、15年度から16年度を比較しますと大体3,000万円ぐらい増えています。これで約１億円ぐらい負担が増えているという計算も成り立ちます。したがいまして、なるべく福祉のサービスについては、削減はしたくないというところでございますが、こういう義務的経費がかなり増えている事情もございまして、やむを得ずただいま議員がおっしゃいましたような結果になったということでございます。

　今後の復活ということでございますが、３月議会でこういうふうな予算を通していただきましたので、今年度につきましては復活は極めて難しいと言わざるを得ないと、そういうふうに考えます。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。
清水清秋議長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子議員）　これは、福祉の中で言えばそのとおりだと思います。しかし、市全体の予算から見たら、わずか0.08％ということで、もう一度言えば、20万円の手取りの人で言えば170円ほどということで、何とかやりくりできないものではないと思うんですが、市長の御意見を伺いたいと思います。いい暮らしと言ったときに、福祉を削るということがいい暮らしと言えるのかなと思うんですが、その点来年度に向けて、市長の御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。
清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。
武田一夫政策経営課長　財政サイドからお話しさせていただきますと、一般会計予算の中でも前年度豪雪があったわけですけども、今年度も100％の平常時の除雪の経費を盛っているというふうなことでございますんで、約１億円ぐらいの補正が必要な状況と。そういう意味では、まだまだ今の支出を切り詰めてやるか、交付税が増えることを神頼みするか、そういうふうな厳しい今状況にあるというようなことは間違いないことでございまして、たかだか1,000万というふうな金額であっても、そこだけを今増やすというふうな状況にはならないのかなと。日々いわゆる課題が山積しておりまして、いろいろな支出項目も出てきております。そういうふうなものにも対応する財源というのも見なくちゃならないと、いわゆる柔軟な財政運営をしていかなくちゃならないというふうな部分もございますので、そこの部分だけ増やすというようなことは、ちょっと今は考えられないような状況になっております。
３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。
清水清秋議長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子議員）　教科書の問題について、教育長さんに先ほど答えていただきました。教育長さんのお話の中で、世界平和のためにというお

言葉があって、そのとおりだと私は思います。

実は、先日県議会でつくる会の教科書採択を目指すような内容で、特に拉致問題を取り上げる教科書を採択しろというような決議がされたと聞いております。この問題と関わって、教科書をどう考えるかということなんですが、確かに近隣諸国との間で領土、領海をはじめとしていろんな問題が起きております。先ほどの拉致問題も問題としてあります。その場合、日本が過去の誤りをはっきり清算する態度をとることによって、歴史認識の違いと切り離して、道理と事実に基づいて話し合いを進める条件が開かれ、解決を図ることが初めて可能になるのではないかと思うんです。北朝鮮との問題についても、拉致問題についても、国際世論の理解を得ようと思ったらば、過去の植民地支配の誤りについて日本が誠実な態度をとっていくことが重要だと思います。日本の思うように進まないからといって、力の外交という乱暴な道に落ち込まないように、日本は特に極端な力の外交の歴史を持つ国です。だからこそ、自戒すべきだということを子供たちに伝えねばならないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。他国に対する侵略戦争及び植民地支配という歴史を持つ国として、そのことの反省を後々の世代まで責任を持って引き継ぐことは、日本国民が自分自身の未来のために日本が世界に堂々と胸を張って生きていける条件をつくり出すために、積極的に果たすべき責務ではないでしょうか。日本の未来を担い、アジアの人々と長期にわたって隣人として生活するはずの子供たちの教育に日本がやった戦争は正しかったといった誤った見方が持ち込まれることを許してはならないと思うのですが、教育長のお考えをお聞かせください。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　ただいまおっしゃられましたさまざまな諸事象については、どうとらえるかというのは私的なこととしては今申し上げられないということを先ほど申し上げました。いずれにしましても、教科書採択については法に従ってこれから進めてまいりたいと思います。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　つくる会の教科書の問題ですが、私的な考えは言えないということでしたが、この教科書の最大の問題は日本の戦争は自存自衛のアジア解放のための正しい戦争だったというものだということです。この教科書の内容は、先日赤旗の６月９日付に比較されてありますけども、言葉や話題、論理の流れなど、靖国神社とそっくりです。靖国神社で販売している写真集の編集長は、名越二荒之助氏ですが、彼はつくる会の賛同者で、つくる会で講演もしています。名越氏以外にもつくる会と靖国神社の人脈は共通部分があって、基本的立場を同じくする勢力が教科書づくりに乗り出しております。日本と中国が行った戦争について、この教科書は侵略という言葉を１つも使っていません。排日運動が激しかったから武力で制圧したという侵略者の責任転嫁の論理で貫かれています。また、朝鮮併合についても、日本の生命線、日本の安全保障にとって重要だなどと書いています。韓国の併合時に抵抗を武力で押さえ付けたことや韓国民衆の苦しみなどには触れておりません。自国の都合で植民地支配を正当化しようとしております。太平洋戦争についても大東亜戦争と呼んでいるのはこの本だけです。自存自衛の戦争だった、日本の侵略戦争がアジアで歓迎されたかのように書いております。こんなとんでもない教科書が子供たちに渡されたらどうなるのか、21世紀、世界が平和でいられるのか、本当に心配です。その点についてもう一度考えをお聞かせください。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　検定に合格したさまざまな教科書をこれから、先ほど申し上げましたように、十分

に研究して採択を進めてまいりたいと思います。

清水清秋議長　以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散　　会

清水清秋議長　明日15日から19日まで本会議を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、15日から19日まで本会議を休会とし、20日月曜日午前10時より本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後　２時４５分　散会

平成１７年６月定例会会議録（第４号）

平成１７年６月２０日　月曜日　午前１０時００分開議

議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２４名）

１番	山　尾　順　紀　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千與三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	□　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市長	□橋　榮一郎	収入役	森　嘉　昭
総務課長	八　鍬　長　一	政策経営課長	武　田　一　夫
税務課課税室長	菅　　司	市民課長	国　分　政　嗣
環境課長	鈴　木　吉　郎	健康課長	星　川　　基
農林課長	坂　本　孝一郎	商工観光課長	羽　賀　千　尋
都市整備課長	小笠原　謙　一	下水道課長	中　部　　力
会計課長	矢　口　喜一郎	福祉事務所長	矢　口　　孝
神室荘長	奥　山　　栄	水道課長	□橋　　敦
教育委員長	伊　藤　輝　昭	教育長	佐　藤　　博
教育次長	奥　山　芳　彦	教育課長（学校教育室長兼生涯学習課長）	五十嵐　正　臣
生涯学習課長	大　江　雅　夫	学校給食センター所長	黒　坂　光　悦

選挙管理委員会委員長	小関俊也	選挙管理委員会委員	田口五郎
監査委員	荒川修也	事務局長	渡部秋夫
農業委員会事務局長	斎藤友一		

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第４号）

平成１７年６月２０日　月曜日　午前１０時００分開議

（文教厚生常任委員長報告）

日程第　１　平成１７年請願第１号介護保険の改善を求める意見書提出を求める請願

日程第　２　平成１７年請願第７号社会保障制度の抜本改革を求める請願

（産業建設常任委員長報告）

日程第　３　議案第３７号市道路線の認定及び廃止について

日程第　４　平成１７年請願第４号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める請願

日程第　５　議案第３８号平成１７年度新庄市一般会計補正予算（第２号）

日程第　６　議案第３９号平成１７年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第１号）

日程第　７　議案第４０号平成１７年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第１号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第４号）のほか

日程第　８　議会案第５号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について

日程第　９　議会案第６号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について

日程第１０　議会案第７号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める意見書の提出について

日程第１１　議会案第８号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について

日程第１２　議員派遣の件

開　　議

清水清秋議長　おはようございます。ただいまの出席議員は24名でございます。

なお、税務課長、設楽忠良君より入院による欠席願が出ております。また、さらに学校教育課長、小野和夫君よりも欠席願が出ております。かわりに税務課課税室長の管　司君、また学校教育課管理室長、五十嵐正臣君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

発言の取り消しについて

清水清秋議長　日程に先立ちまして、佐藤悦子議員、石田千與三議員より発言の取り消しの申し出がありましたので、発言を許します。

まず初めに、佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　６月14日の私の一般質問におきまして、教科書選定の質問に際し、一部不穏当な発言がありましたので、取り消し申出書に記載した部分の取り消しをお願いいたします。議長よりよろしくお取り計らいお願いします。

清水清秋議長　ただいま佐藤悦子君から６月14日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により不穏当との理由により発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　発言を許します。

中川正和君。

１５番（中川正和議員）　今の佐藤悦子議員の不穏当な発言という部分がありましたけれども、どの部分が不穏当か、そういうものをわからないままに許可をするというのはいかがなものかというふうに考えますんで、その不穏当な部分を明確にしていただきたい。

清水清秋議長　暫時休憩いたします。

午前１０時０４分　休憩
午前１０時１２分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

ただいまのこの取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

暫時休憩いたします。

午前１０時１３分　休憩
午前１０時２１分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

ただいまの取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

暫時休憩します。

午前１０時２２分　休憩
午前１０時２５分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

市長の言及された点につきまして、議長より調査いたしまして、処理をさせていただきたいと思います。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　言っているのは今違うと思う。要するに、佐藤議員は本当にその反省して

いるわけでないと私は思います。なぜかと言ったら、言われたからしてやったんで、だから市長がそれに対する反論しているわけです。その反論した部分を市長はその佐藤議員が訂正したからといって、許すか許さないかという部分をまず最初に問うべきであって、それでなかったらば自分が言ったことに対するその相手に対して、例えば佐藤議員が言ったことは、要するに教育委員の人方がそういうふうな部分の＿＿＿＿＿＿＿＿ということを暗に言っているわけですよ。それに対して、その答弁の中で、いや、それは違うでしょうという部分で反論しているわけですから、それは著しくやっぱり執行部というか、教育委員を市長がいろいろ選任している人方に対する人権的なおかしさを言っているわけですよ。それを言われたからって、本人が本当に謝ったかどうかわからないで、市長がその部分を、じゃ議長の裁量で市長の意向を聞かないでやるということは片手落ちでしょう、考え方は。要するに、教育委員会の方からこれクレームついたからこれなったのでしょう、そもそもにして。どうなんですか、議長。だから、両方の話が納得されない限りは、議長の裁量権でやるということは片手落ちだと思いますよ。

清水清秋議長　ただいまの市長の発言は、そういうふうな言及された部分について取り消しの申し出の内容だと私は受けとめました。だから、その分は議長の判断によって処理をさせていただくということでございます。

暫時休憩いたします。

午前１０時２７分　休憩
午前１０時３２分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

次に、石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　６月14日の石田の一般質問中、一部文言に不適切な部分がありましたので、削除方をお願いします。

その部分といいますのは、施設振興公社は要らないのではないかと言うべきところを同公社をと言ってしまったという部分でございますので、よろしくお願いします。

清水清秋議長　ただいまの石田千與三君の発言の取り消しの内容でございますが、６月14日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により不穏当との理由により発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありましたが、この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

では、先ほどの市長よりの申し出の内容、先ほどは休憩中だったということで、再度申し上げます。市長より申し出ありました発言につきましては、後ほど調査の上、議長において処理することにいたしますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

文教厚生常任委員長報告

清水清秋議長　では、本日の会議に入ります。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第４号）によって進めます。

日程第１平成17年請願第１号介護保険の改善を求める意見書提出を求める請願及び日程第２平成17年請願第７号社会保障制度の抜本改革を求める請願についてを一括議題といたします。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長金　利寛君。

（金　利寛文教厚生常任委員長登壇）

金　利寛文教厚生常任委員長　おはようございます。私から文教厚生常任委員会の審査の経過と結果に

ついて御報告を申し上げます。

当委員会に付託されております案件は、３月の定例議会で継続審査となった請願２件であります。審査のため、６月の16日午後１時30分より議員協議会室において委員８人の出席のもと、審査を行いました。

初めに、平成17年請願第１号介護保険の改善を求める意見書提出を求める請願でありますが、紹介議員の出席を求め説明を受け、福祉事務所の職員から国の動向や現状の説明を受けた後に審査に入りました。紹介議員から前回継続審査となった論点を中心に説明をしていただきました。論点の１つ目としましては、請願項目が10項目あったわけでありますが、その請願事項の２番目に「住民税非課税者の利用料を３％にすること」について、現在10％の利用料を３％にすると７％の不足が出る。その分は、国、県、市町村の公費負担を増やすか、または保険料を上げなければならなくなるわけでありますが、国、県、市町村の財政難を考えた場合に、どこに負担を求めるのかということに対して、紹介議員の説明は介護保険制度の導入により低所得者の負担が激増した。これは、国が今までの高齢者福祉、高齢者医療に対して行ってきた国庫負担を大幅に引き下げたことが原因であり、この解決策は財源を大もとから見直して、国庫負担をもとに戻すこと。そしてさらに国庫負担を50％に引き上げれば、約８割を占める住民税非課税世帯の保険料と利用料をゼロにすることができ、利用料３％にするためには国庫負担を30％にすればできるという説明でありました。

論点の２つ目でありますが、請願趣旨の中に「介護を支えるヘルパーやケアマネジャーなどは仕事に見合った報酬や安全が保障されていません」とあるが、本当にそうなのか、何を基準にしているのかということに対して、紹介議員の説明は幾つかの例を挙げられ、北海道のヘルパーの例は、利用者宅まで車で往復２時間だが、移動時間の賃金やガソリン代は補償されていない。また、別の登録ヘルパーの場合は、月70時間30分のサービスを行って時給1,050円、移動手当が１回150円とバス代がつき、月収は約８万7,000円、移動や報告書の作成にかかる22時間の賃金は支払われていない。新庄市のあるヘルパーの場合でも時給900円、通勤手当が１キロ当たり37円、事務に対して２時間の支給があり、多い人で月収12万円。ケアマネジャーの場合は厚生労働省の基準は１人当たり利用者が50人としているが、実際は30人弱が限度であり、それに対する報酬は利用者１人当たり、月6,500円ないし8,400円になっているという説明でありました。

３つ目の論点は、請願事項の第10番目の「サービスの提供を介護福祉士のみの仕事と限定せずに、既存のヘルパーも働き続けられるように」ということについて、改革案では介護福祉士を基本とするが限定はしていないということに対して、紹介議員の説明は訪問介護に関わる介護職員の資格を介護福祉士にする方針だという説明でありました。

以上のように、前回の論点を中心に紹介議員から説明をいただきました。

次に、福祉事務所から３月以降国の動きがないこと。介護福祉士を基本とすることについては、ヘルパーの待遇がよくないため定着はしない。介護福祉士という資格を持たせ、待遇をよくして定着させたいという意味もあるということ。利用料を３％にした場合は、不足額が新庄市の場合には約２億2,000万円となり、現在国庫負担が20％で４億5,000万円来ているので、国庫負担を20％から30％にすれば、ほぼ補えるという説明がありました。

審査に入り、利用料を３％にした場合の不足分についての議論がありました。委員から不足分を国庫負担に求めるという説明だが、その財源は国民の税金ではないのか、また保険料や利用料を上げたり、目的税を新設したりしなければならなくなるのではないか、そこをどう考えているのかという質問に対して、紹介議員から国民の負担にな

らない方法をとってもらいたいという説明でした。それに対し、委員から法人税率と所得税の最高税率を上げることで補えるという意見がありました。

次に、ホームヘルパーの待遇についての議論があり、委員から月収が約８万7,000円の例があったが、かなり不利な条件なのではないか、他に標準的なケースがあるのではないかという質問があり、紹介議員からは不利な条件の例であるが、そういう条件で働いている人もいるということの例として挙げましたという説明でありました。

また、委員から８万7,000円というのは、月に70時間30分働いた分であり、１日８時間労働に換算すると９日足らずになる。また、時給1,050円というのは安いとは思われないという意見がありました。

賛成意見として、登録ヘルパーが一生懸命働いたとしても、月収12万円程度しかもらえない。家事援助は必要なものと認めて、報酬を上げてもらいたいという意見ありました。

委員から財源対策について説明がなかった点、ヘルパーの標準的な収入がわからなかった点から、継続審査にしてもいいのではないかという意見がありました。

他にもいろいろ意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で再度継続審査とすべきものと決しました。

続きまして、平成17年請願第７号社会保障制度の抜本改革を求める請願について、請願者及び紹介議員から説明を受けるために、まず委員協議会を開き、請願者及び紹介議員の退席をしていただいた後に、協議会での内容を踏まえての委員会で審査を行いました。

前回継続審査となった論点について、請願者及び紹介議員から説明をもらいました。論点となったところは、請願内容の１の「各種年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行い」とあるが、どのような問題点の整理を望んでいるのか、どのような見直しを求めているのか願意がわからないということでありました。このことについて、請願者からは願意は年金の一元化を求めることではなくて、一元化を含む年金制度は、社会保障制度全般にわたって改正していかなければならない問題であり、今の制度をそのままにして年金制度だけ変えようとしても無理がある。職のあり方や勤務のあり方が変わってきている現状では、年金制度だけではなく、すべての社会保障制度とリンクさせながら改善していかなければならない。また、国では議論をする場は設けたが、一向に進んでいない。早急に議論を進めるべき問題であるということで請願を出したという説明でありました。

委員から連合山形が請願者だから、最終的には連合の案に沿った見直しをしてくれということではないのかという質問があり、請願者からは請願には連合の案は記載はしていない。そういう請願ではないが、連合の案に反しているものではないという説明でありました。

委員から連合の会長か政府の諮問機関である「社会保障のあり方に関する懇談会」のメンバーとなっている。その懇談会の場で議論を進めていかなければならないのではないか、なぜ請願を出さなければならないのかという質問があり、請願者からは諮問機関が国に働きかけても、国が動くということではない。早急に議論を進めてもらいたいということなので、いろんな行動をとっていくということで請願を出したという説明でありました。

委員から請願に「年金の一元化を含む」という文言が入っている。一元化には問題がある。年金問題の解決は一元化ではないと考えるので、一元化の文言を除けばいいという意見がありました。

また、委員から年金や社会保障制度についてもう少し勉強する必要があるのではないかという意見がありました。

その他、質問や意見がありましたが、採決の結果、請願第７号も賛成多数で継続審査とすべきも

のに決しました。

以上で当委員会の審査の経過と結果について報告をいたしました。よろしくお願いを申し上げます。

清水清秋議長　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　文教厚生委員の皆さんの熱意のある御審議に、まずは感謝を申し上げます。

この請願については、３月議会からの継続の案件でございました。前回の請願について、各委員のお話しされている内容等をお聞かせいただいたわけですけれども、今回と同じようなお話がなされているのかなという考えがあります。まず１つについては、公費負担部分、つまり国の負担を、国庫負担を増やしてもらえれば低所得者の部分についても助かるのではないかという場面でございます。そのことについては、当時の説明員であった前の川田所長もそのことを認めておられます。つまり国の方の公費負担、国庫負担が多くなれば、50％あるいは30％、そういうふうな部分で公費負担を多くしてもらえれば、これは低所得者も助かるのではないかと、この請願の内容についても理解できるのではないかという意味を含んでいるかと思います。

また、ある委員については介護福祉士のことに触れられまして、最初5,000人が必要だったのに9,000人取ってしまったと。年々難しくなって、今はなかなか取れないと、そんなこともあって介護福祉士というのは資格を取ることも大変なのだというふうなお話もされております。

また、所得についていろいろと言及されておりますが、この方の結論としては、国は言っていないんですけれども、この請願については賛成をするというふうなこともおっしゃっておられます。

また、ある委員については、ケアマネジャーのことにも触れられております。ケアマネジャーが１人でいろんな方をお世話をしたり、あるいはお仕事をする際の仕事のいわゆる難儀ぶり、この辺は御理解されていると思います。

また、前の請願の審査の折に、当時の所長が国庫負担についても先ほど触れられたと同じように、そういうふうな部分で国庫負担を増やすことによって、低所得者が今よりも楽になるというふうなお話。

今回の継続審査に対する各委員のお話ですが、私は紹介議員として出席いたしました。詳しい内容個々についてはそんなにも精通はしておりません。ただ、言えることは国としてまだきちんとした方針が定まっていない、３月にはしっかりした説明をしますと言っておきながら、県の方からも何にも言ってこないというふうな状況にあるんだということ、そんなことも考えると、この介護保険に関する請願について、継続を何回も重ねて、それで実益があるのかというふうに思ったときに、これはもう一度お考えを改めていただいて、請願を採択していただければありがたいなと、こういうふうに思うんです。

金　利寛文教厚生常任委員長　議長、金　利寛。

清水清秋議長　文教厚生常任委員長金　利寛君。

金　利寛文教厚生常任委員長　ただいま紹介議員の方から国庫負担について、それから介護福祉士について、それからヘルパーの所得についてということは、壇上で私が説明したとおりであります。そして、半々ぐらいの賛成の方々と、反対ではないけれどもこの事項を削除すればというような内容があったわけでありますが、まだ先ほど福祉事務所の方からも話がありましたように、遅々として国の方の状況が進んでいないと、もう少し国の状況の進みぐあいを見てから判断してもいいのではないかという状態で継続審査という状態なった経過があります。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　この度の委員長報告の中にもありました。10項目中この項目、この項目と、具体的に例を示されて審議をされた御様子でしたが、ただ説明員として、請願の紹介議員として出席した部分については、委員会でどのようなお話をされたかということについてはわかっておりません。そのために、内容について後からお示しいただければありがたいと思います。

　繰り返し申し上げることになりますが、こういうふうな請願については、一市民がどうしても今の国の方針としてはおかしい部分があるんだというようなことを申し上げているわけです。実際に働いている人たちも本当に困っているんだと、どうしてもこういうふうな制度を維持していくには、私たちの立場も十分に理解していただいた上に、なおかつ介護支援を受けられる方々についても、もっともっと手厚い制度にしてほしいという願いが込められているわけです。ですから、こういうふうな請願が出た場合には、１項目、２項目、いろいろ審議中、不備な部分がもしあるとすれば、その部分を請願者にお知らせ願って、御指導いただいて、そして請願を通していただくという温情があればありがたいなと思うんですが、その辺いかがでしょう。

金　利寛文教厚生常任委員長　議長、金　利寛。

清水清秋議長　文教厚生常任委員長金　利寛君。

金　利寛文教厚生常任委員長　紹介議員には失礼でありますが、第１回目の審査を行った時点で、３項目にわたっていろんな部分で議論がありましたよという、その問題点、論点を御提示して、そして紹介していただいたという紹介議員の経緯があるわけです。その件に話をしていただいた後、審査した結果でも、例えば先ほど話がありましたように、北海道の例を出されて、２時間ヘルパーの家事援助するのにかかると、その分の旅費は出ないと。それは、最低不利な条件下の説明でしょうと。もっと標準的なこともあるのではないか。また、70時間30分、１日平均８時間労働にすれば９日間と、ずっとあるわけではないと。それも、またその制度が悪いのかもしれませんが、その部分から見れば９日間勤務をして８万7,000円、これも一般のいろんな時間給もらっている方々からすれば高収入であろうと。ただ、別の観点からは、要するにヘルパーはかなり大変な状況でやっていること自体に対するいろいろお客様に対する嫌悪感も感じていることもあるでしょうと、危ないこともあるでしょうという部分であって、体を張って頑張っておられる、その人方の制度改善は当然だという意見もあったわけであります。総じて、１つの論点に対して360度からいろいろ展開するわけでありますから、それを勘案して判断させていただいた結果、継続審査となったのであります。

　以上。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　いろいろと御審議ありがとうございました。

　一言要望も加えて申し上げれば、今国では筋力トレーニングとかいうことを全面に出しまして、そうすることによって介護を受けられる方、老人の方の筋力を増すことによって、いわゆる介護保険も余り使わなくていいんじゃないか、健康になるのではないかと、そんな話も出ております。ところが、その影には非常に危険なところもありまして、70歳、80歳、90歳の御老人が筋力トレーニングを、大変失礼な言い方をすると、これは訂正にならないように慎重に発言しなきゃいけないんですけども、今さら筋力トレーニングをされて、80歳、90歳の人が、それで筋力がアップするのかどうか、それで介護保険料の関係で、それが見直しになるのか甚だ疑問があります。実際私の母、今91歳です。介護、要介護、支援１というふうな点数を頂戴しております。おかげさまでいろいろと往診などもしていただきながら、介護の保険を適用していただいておりますので、大変ありがたく思っております。至って頭の中は正常のように

見えます。私どもの家族との会話も正常です。時にはというよりも、しょっちゅう私などまだ子供という扱いで意見をされております。今日も議会に出てくるとき、余りけんかするなよというようなことを言われました。確かにその言葉については、奥深い意味があるなというふうに思っております。彼女は、しっかりしております。でも、筋力は衰えてきました。そういう人たちを対象にする筋力トレーニングというのは一体いかなるものか。少しはトレーニングということも可能かもしれません。でも、今さら衰えてしまった筋肉をさらに戻して、よりたくましくするというふうなことについては、歩行を容易にするためにも足の筋肉を鍛えるというようなこともあるかと思いますが、そういったことのいわゆる目くらまし的なことで解決できるのかというと、甚だ疑問でありますので、そのことも申し添えて、ひとつ今後継続というふうなことがもしあるとすれば、これは大変なことになるのかなという感じもします。各委員が今国ではどういうふうになっておられるか、あるいは他町村ではどういうふうにしておるかということも資料等をそろえていただいて、よろしく御審議のほどをお願いできればありがたいと思います。ありがとうございました。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

２２番（今田雄三議員）　議長、今田雄三。

清水清秋議長　今田雄三君。

２２番（今田雄三議員）　請願７号の審議の内容について委員長から説明をいただきました。この中で、第１項目でありますが、いろいろ具体的に入っていきますと、今中央でも大変な審議を繰り返しているという状況の中ですから、私らにとっても一部の要望ぐらいしか上げられないというのが全体的な考えであります。

　その中で一元化と、そして社会保障全般というような文言があります。これらについて、論議にこれが差しさわりあるとすれば、字句の訂正も含めてお願いしたかったなというふうにも思っています。そういう意味合いで、中央のいろいろな審議のやりとりの経過なり、そういうものをどのように理解しておったのか、発言されておったのか、最初にお聞きしたいと思います。

清水清秋議長　10分間休憩いたします。

午前１０時５９分　休憩
午前１１時１１分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

　先ほどの石田議員の発言の取り消しの申し出の中で、一部不穏当な言葉がありましたので、後ほど調査の上、議長において処理することにいたしますので、御理解いただきたいと思います。

　では、文教厚生常任委員長金　利寛君。

金　利寛文教厚生常任委員長　議論の中に国の動向等を勘案した状態の中で議論されたのかという内容でありますが、請願の内容が年金の一元化の問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行ってくださいという内容と、そして子育て支援の充実、雇用政策、住宅政策など、連携を十分に図ること、この請願内容２番については前回、３月の委員会でも合意に達している内容なのですが、委員会としてはその各種年金の一元化の問題等々という部分でかなり差しさわりがあったというように認識しています。また、国の動向等というのは、参議院、衆議院の合同会議で年金の一元化に対して財源で対立をし、年金改革の実質協議は開始したけれども、財源で対立をしている等々の内容は、委員は皆さん十分にというか、勉強されてきて、その委員会に臨んでいると判断しております。

　以上です。

２２番（今田雄三議員）　議長、今田雄三。

清水清秋議長　今田雄三君。

２２番（今田雄三議員）　国の動向についても、先ほど私言いましたとおり、負担金を２分の１国が持つよといっても、なかなか実現に至っていないという状況もありますし、一元化含めて１つの問

題をとらえても大変困難な状況に今あるようです。しかし、私たちの日常的な生活、この中で年金に託する人も随分多いわけです。そういう意味での負担と給付というのが今大変心配だという声があります。そういう意味合いから、これらの問題について早急に、とにかく論議をしてほしいという趣旨であったはずですが、そこら辺は酌み取っていただいたのでありましょうか。

金　利寛文教厚生常任委員長　議長、金　利寛。

清水清秋議長　文教厚生常任委員長金　利寛君。

金　利寛文教厚生常任委員長　国の動向を鑑みながら年金の一元化の問題について、かなりいろんな部分で突っ込んだ話し合いになりました。年金の厚生年金と共済年金の場合には雇用者が半分負担するという内容等も含めて、国民年金の場合には３割負担、どっちの方に、その一元化する場合には動くのかという部分でも、今の国の財政事情も鑑みれば、国民年金の方に動くのではないかと。そうした場合に、企業に対するいろんな部分の優遇性をまた図ってしまうのではないかというような内容の話し合い、委員会での内容等も十分に判断した結果、一元化については先ほど国の方でも財源の問題で今難色を示しているという状況下にあって、国の財政事情も鑑みた上で、この部分については反対という意見の方が大方多かった内容なのであります。よって、その他の事項に部分採択という部分もあったのでしょうけれども、他の部分とのいろんな勘案をしながら継続審査となった次第です。

２２番（今田雄三議員）　議長、今田雄三。

清水清秋議長　今田雄三君。

２２番（今田雄三議員）　各厚生常任委員の皆さんにも大変御難儀かけますが、次の継続審議、今回なっているわけですが、今回本来は再度お話をしていただきたいという希望はあるのですけれども、次の段階で資料などをお集めいただいて、そして結審くだされるようにお願いしたいということを要望を申し上げて、終わりたいと思います。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、平成17年請願第１号介護保険の改善を求める意見書提出を求める請願については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、請願第１号は委員長の報告のとおり継続審査と決しました。

次に、平成17年請願第７号社会保障制度の抜本改革を求める請願については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、請願第７号は委員長の報告のとおり継続審査と決しました。

産業建設常任委員長報告

清水清秋議長　日程第３議案第37号市道路線の認定及び廃止について及び日程第４平成17年請願第４号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める請願を一括議題といたします。

本件に関し産業建設常任委員長の報告を求めま

す。

産業建設常任委員長小嶋冨弥君。

（小嶋冨弥産業建設常任委員長登壇）

小嶋冨弥産業建設常任委員長　御苦労さまです。私から産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は議案１件、また３月定例会より継続審査となっております請願１件であります。６月15日午前10時より市役所３階議員協議会室において委員７名全員、また都市整備課、農林課より関係職員の出席をいただき、審査を実施いたしました。

初めに、議案第37号市道路線の認定及び廃止については、去る６月２日に当該路線の現地視察を既に実施したこともあり、委員からはさしたる質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決したところであります。

続いて、継続審査となっております平成17年請願第４号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める請願についてであります。委員からは世界に誇れる日本の検査体制や安全対策を考えたら、国内と同水準の検査体制が実施されない限りアメリカからの輸入禁止を継続すべきという請願の趣旨に賛成の意見が多く出されました。そして、採決の結果、平成17年請願第４号は、全員一致で採択すべきものと決したところであります。

以上で当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　ただいまの委員長の報告に賛成するものです。ＢＳＥ対策の問題では、本当に力を入れて国としてはやってきたわけで、そこを緩めるようなことがあっては大変だと市民の多くの方、考えていると思います。

また、今日の「赤旗」の日刊紙によりますと、ヤコブ病でアメリカで300人が亡くなっているそうです。解剖をして、これがＢＳＥ感染と関係があるのか、解剖をすべきだという声がありますが、解剖できないという、こういう圧力があると聞いております。そういう意味では、市議会としてぜひ採択の方向でお願いしたいと思います。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第37号市道路線の認定及び廃止については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成17年請願第４号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める請願については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、請願第４号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第５議案第３８号平成１７年度新庄市一般会計補正予算（第２号）

清水清秋議長　日程第５議案第38号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第38号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第６議案第３９号平成１７年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第１号）

清水清秋議長　日程第６議案第39号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　12ページで繰入金、一般会計繰入金、それから同じく同じページで返還金、国への返還金がほぼ同じような金額で出し入れされているようですが、この内容はどういうことなのかということ１点と、受診抑制のことが言われておりますが、そういう状態はないのか、市ではどうかお尋ねいたします。

星川　基健康課長　議長、星川　基。

清水清秋議長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　この度の補正の内容かと思いますが、平成16年度老人保健事業に対する社会保険診療報酬支払基金及び国の交付金補助金について精算するものであります。返還の期限が８月というふうに定められておりますので、この６月議会、この度補正計上させていただきました。この基金及び国からの交付金補助金については、前年度実績をもとに一たん推計した金額によって申請を行って、その後給付実績に応じて最終額が確定すると、そういう仕組みになっておりまして、毎年度６月議会において同様の補正をお願いしてきているところであります。内容としてはそういうことでありまして、次に受診抑制という御質問でありますが、老人保健については、御存じのように医療費の増嵩、年々増え続けておりまして、そのために対象年齢の引き上げ等、改正が行われた経過がございますが、この改正によって対象者あるいは医療費自体減ってきております。ただ、老人保健事業全般の大きな課題は、やはり医療費が占める割合がだんだんと増え続けているということにあることは間違いありませんので、今後とも適正化という名のもとに医療費対策は推し進めていかなければならないと思っております。

以上です。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　ただいまの医療費が年々増えているので、適正化を行って対策が必要だというお話でした。それはそのとおりだと思いますが、ある市民の方の例でいきますと、適正化と言われると医者を余りかえたりしないでもらいたいというのが会計の方から見ればそのとおりなのですが、実際市民の立場から見たら、腰が非常に悪くなって、２つほど医者に行ったけれども、残念ながらよくならなくて大変な状態で、悩んだ結果３つ目の医者に行ってみた。そうしたら、いい処置だったのか、比較的短い期間で快復していったということもあったので、そういうことを聞くと、やはり会計としては１カ所ぐらいの医者でとどめておいていただきたいという気持ちはあっても、市民の側からというか、本当に痛みがある場合はあの医者でどうかな、この医者でどうかなって、治るまでやっていただきたいというのが痛みを持った患者の立場に立てばそのとおりだなと思うものですから、そういうこともあるということを知っていただきたいなと思います。

それから、もう一つは、お年寄りの訪問歯科診療が減っているのではないかというお話があったのですが、一時期歓迎されて大いに利用されたということですが、そこら辺、どうして減っているのか、口腔ケアというのが最近大事なんだというのを耳にしているんですが、そういう点からもそこら辺を充実させる必要はないのか、手立てはどう考えておられるのか、あればお願いします。

星川　基健康課長　議長、星川　基。

清水清秋議長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　医療費の適正化に関しては、やはり課題なことは間違いないわけですが、特にその中身をきちんと把握して、不必要な受診をなくすということと、それから医者にかかりにくくしないようにするということ、今両面で何とか適正化というものを進めていこうというふうに考えています。

なお、適正化に関しては、お医者さんにかかるということだけではありませんので、予防面の充実も含めて取り組んでいきます。その１つに、今御指摘ありました歯の問題もあります。歯、それから口腔衛生全般、老人医療の中でもやっぱり特に最近大事なことだと言われております。先日市の歯科医師会といろいろその辺で協議をいたしまして、今後これまで以上の対策というのはどんなことがとれるか、相談していこうと。今までは、訪問歯科診療等やっていますが、新庄市の受診率は結構低い現実があります。やり方は市町村それぞれですが、新庄市のやり方、必ずしも受ける側からすれば受け易いやり方ではないかなというようなこともありますので、その辺も含めて、まだ具体的に相談というのをやっていませんが、この前の打ち合わせでは具体的にどんなことができるか相談していこうというようなことを話した、その段階でございますので、いずれ何か対策、具体的に打ち出せるかなというふうにも思っております。

以上です。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　私も認識が足りなかったかなと思いましたが、歯がないと歯磨きはしなくていいんだと思っておりましたところ、そうじゃないということをこの間教えていただきました。口の中にねばねばのようなものがたまる、これは歯磨き、口の中、口をきれいにしないとそうなるそうですが、それがさまざまな雑菌になるらしくて、誤嚥性肺炎ということを引き起こすことになるというんです。お年寄りの場合は、寝たきりになった場合などの一番の死因が誤嚥性肺炎だということだそうです。そういう意味では、歯がなくてもきれいにする、歯ブラシか、あるいは歯ブラシの先に何かついているものだと思いますが、そういうもので口の中を絶えずきれいにしていくことが誤嚥性肺炎で亡くなったということなどを予防できることではないかということを教えられて、

そういうことも必要なのかって、私自身つい最近まで知らなかったものですから、そういったことを多分知っている方が少ないかもしれないので、広報などをしていくことも必要かなと思いますので、よろしくお願いします。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第39号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第７議案第４０号平成１７年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第１号）

清水清秋議長　日程第７議案第40号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件につきましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第40号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前１１時３４分　休憩

午前１１時４３分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

日　程　の　追　加

清水清秋議長　ここで追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長　皆さん御苦労さまでございます。私から議会運営委員会の報告を行います。

本日午前11時35分より議員協議会室において委員７名出席のもと、議会事務局職員の出席を求め、今期定例会への追加案件についての協議をいたしたところであります。

協議の結果、議会案第５号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について、議会案第６号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について、議会案第７号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める意見書の提出について、議会案第８号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出についての議会案４件と議員派遣の件の計５件は、本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、議会案４件、議員派遣の件の計５件を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第５号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について、議会案第６号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について、議会案第７号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める意見書の提出について、議会案第８号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について及び議員派遣の件の計５件を本日の日程に追加することに決しました。

追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午前１１時４６分　休憩

午前１１時４７分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

議会案２件一括上程

清水清秋議長　追加日程に入ります。

日程第８議会案第５号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について及び日程第９議会案第６号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出についての議会案２件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山尾順紀君。

（１番山尾順紀議員登壇）

１　番（山尾順紀議員）　それでは、議会案第５号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成17年６月20日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、新庄市議会議員、山尾順紀。賛成者、星川　豊、山口吉靜、佐藤隆、中川正和、下山准一、石田千與三、□山和男、総務常任委員会のメンバーであります。

別紙の内容について御説明申し上げます。地方議会制度の充実強化に関する意見書。

平成５年の衆参両院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治に係る地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきています。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然であります。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められています。

一方、本市議会はじめ各議会においても、自らの議会改革等を積極的に行っているところでありますが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題があります。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60

年を経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直しされておらず、議会に係る制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務であります。

21世紀における地方自治制度を考えるとき、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自立性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考えます。

よって、国におかれましては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところでありますが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、地方議会の機能強化及びその活性化のため、下記事項などについて抜本的な制度改革が図られるよう強く求めるものであります。

記。１．議長に議会召集権を付与すること。

２．委員会にも議案提出権を付与すること。

３．議会に付属機関の設置を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、総務大臣宛であります。

よろしく御審議をお願いいたします。

議会案第６号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成17年６月20日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、先ほどと同じ総務常任委員のメンバーであります。

別紙。地方六団体改革案の早期実現に関する意見書。

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年８月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところであります。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、概ね３兆円とし、その約８割を明示したものの、残りの約２割については、平成17年中に検討を行い結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にあります。

よって、政府におかれましては、平成５年の衆参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の早期実現を強く求めるものであります。

記。１．地方六団体の改革案を踏まえた概ね３兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。

２．生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。

３．政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。

４．地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第２期改革案について、政府の方針を早期に明示すること。

５．地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、郵政民営化・経済財政政策担当大臣、以上宛であります。

よろしく御審議お願いいたします。

以上であります。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第５号及び議会案第６号は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第５号、議会案第６号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、議会案第５号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第６号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第６号は原案のとおり可決されました。

議会案２件一括上程

清水清秋議長　日程第10議会案第７号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める意見書の提出について及び日程第11議会案第８号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出についての議会案２件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小嶋冨弥君。

（９番小嶋冨弥議員登壇）

９　番（小嶋冨弥議員）　議会案第７号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成17年６月20日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、新庄市議会議員、小嶋冨弥。賛成者、小野周一、斎藤義昭、新田道尋、柴田忠志、平向岩雄、今田雄三の産業建設常任委員でございます。

全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める意見書。

一昨年末にアメリカでＢＳＥが発生して以来、政府は「日本と同水準の検査」を要求し、輸入を停止したことはきわめて適切な処置でした。しかし、アメリカ政府から輸入再開を求める、強い働きかけのもと、農林水産省と厚生労働省は、20カ月齢以下の全頭検査見直しを食品安全委員会に諮問し、アメリカ政府が示した目視による牛の月齢判断法を基本的に受け入れる方向で合意しようとしています。

日本では、ＢＳＥ発生以来、安全対策を最優先した全頭検査実施を軸に、特定危険部位の除去、肉骨粉の焼却、生産履歴の実施を行ってきました。こうした対策があったからこそ牛肉の安全性に対する国民の信頼を回復することが出来たのです。

私たちは、安全対策を最優先し、ＢＳＥを一掃することを基準にした日本の検査体制こそ世界に誇れるものであり、日本と同水準の検査体制の実

施は当然のことと考えます。

よって、国におかれましては、下記事項について特段の措置を講ぜられるよう、強く要請します。

記。１．全頭検査や特定部位の完全除去など、現行の検査体制を継続すること。

２．日本と同水準の検査体制が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入禁止を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣宛でございます。

次に、議会案第８号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成17年６月20日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、新庄市議会議員、小嶋冨弥。賛成者、小野周一、斎藤義昭、新田道尋、柴田忠志、平向岩雄、今田雄三であります。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書。

道路は、豊かな生活を支える最も基本的な社会資本であり、また、地域が自立し、相互に交流・連携し、グローバル化に対応可能な広域連帯社会の形成を図るために、欠くことのできない重要な基盤施設であります。

しかしながら、地方においては、その整備状況は高規格幹線道路はもとより市町村道にいたるまでいまだ立ち遅れており、産業・経済・文化等地域発展を図る上でその整備が必要不可欠になっております。

山形県新庄最上地方は、豊かな自然や優れた文化に恵まれ、今後もより一層の発展が期待されている地域であります。しかし、積雪寒冷の気候、急峻な地形など、厳しい自然条件下にあることから、四季を通じて安全で災害に強い交通の確保が急務であります。

然るに道路整備に対する予算措置については、マイナスシーリングを実施するなど道路整備が遅れている地域に対し、地域振興や住民福祉の推進を遅延させる対応がされていることは甚だ遺憾であります。

よって、国際競争時代に地方が健全に存在し続け、この国の土台を形成していくために、道路整備は必要不可欠な国策であるとの認識のもとに、次の事項について強く要望します。

記。１．地方の道路整備の必要性及び実情を踏まえ、道路関係予算のシーリングについて早急に見直しを行い、地方の道路整備を促進するため、地方への道路予算の重点配分を講ずること。

２．「社会資本整備重点計画」に基づき道路整備を計画的かつ着実に推進していくために、受益者負担の原則に基づく道路特定財源制度を堅持するとともに、一般財源化することなく必要な道路整備に全額充当すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、郵政民営化・経済財政政策担当大臣宛でございます。

よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

清水清秋議長　ただいまから１時まで休憩いたします。

午後　０時０２分　休憩

午後　１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

お諮りいたします。先ほど説明のありました議会案第７号及び議会案第８号は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第７号、議会案第８号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　議会案の第８号についてお尋ねいたします。

まず、記の１に地方への道路予算の重点配分を講ずることという内容は、具体的にどういうような内容なのかお願いします。

それから、２つ目ですが、前に小泉首相が道路特定財源制度をやめて、一般財源化すると当初言っていたように思うんですが、それはどうなったのかということと、そこら辺についてわかればお願いします。

それから、３つ目、質問ですが、環境問題や国の財政のあり方として果たして道路特定財源制度の堅持でよろしいのかどうか、ここで考えてみる必要があるのではないかと思うのですが、その点についてどう話し合われたのか、お願いします。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥議員）　１点目のご質問についてお答えしたいと思います。

自動車交通への依存度が顕著な当地域にとっては、道路網、特に広域的基幹道路ネットワークを形成する高規格道路や一般道路の整備を図ることは、災害時の対応や地域連携を強化する上でも最も重要かつ急迫な課題であると思っておるところであります。

特定道路財源をめぐっては、小泉純一郎総理は就任当初一般財源化に強い意欲を表明しておりましたけれども、道路関係議員が反発して、道路４公団の民営化をめぐる議論や議論の過程では結論が先送りされた経過がございます。また、政府税制調査会において、その出席者からは道路財源を医療費や年金に持っていって、国民は納得するものかというような意見が多いと聞いております。

以上です。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　先の小嶋議員のおっしゃられた災害対策ということからは、非常に道路が必要なところが多いと思います。あと、市民の方から要望という点では、生活道路なども整備、修理、重点的にお金かけていただきたいのにしてもらえないままになっているという話なども市民の中からは聞かされております。そういう点では、優先すべきはやはり直接市民の皆さんが目の前の日々生活に使っている生活道路を整備するところに国の補助がついてほしいと思いますし、今ある道路の修理にも十分な手当が欲しいというところが一番今市民としては切実なんではないかなと思います。そういう点では、そういうところに本当に道路特定財源がいくのか、調べていればお願いします。

それから、一般財源化することについて、社会保障にいっていいのかという意見が国民の中からあるというお話がありましたけれども、でも実際は例えば黒川　清東海大学教授の方などは、土木重視からシフトしてと、こう述べております。医療費が年間30兆円になるといっても、国の支出はそのうちの４分の１程度である。一方、公共事業を含めた土木建設費は年間70兆円で、ここには30兆円もの国費が投じられている。これは、先進国では異常に高い数字である。高齢化社会を迎えた日本で、今国民が求めるのは安心して住める社会づくりである。それは、医療、福祉の充実であって、決して国土のコンクリート化ではないと、こう言っております。

そういう意味で、日本の道路も含めた公共事業費の金額というのが断トツに多くて、サミット、先進国首脳会議というのがありますが、その国々と比べますと、日本以外の６カ国、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、この公共事業すべて合計したものよりも日本たった１国の公共事業の方が多いという、こういう事実があるということです。アメリカと日本と、国土の面積が相当違いますが、コンクリートなどの使用料が同じだとも言われております。これから

地球温暖化などになるということを言われているときに、残すべきは土であり、田んぼであり、道路はできるだけ少なく抑えながら、土、水、こういった環境を守れる、二酸化炭素を吸収する方向に国土を守っていく必要があるなと私は思っているわけなのですが、環境問題、あと国の財政のあり方として道路特定財源、この大きな金額のお金を、これは道路がまだ余り整備されていなかったころにつくったと言われていますが、今はその当時と比べるとはるかに道路は整備されておりますし、そういう点から今改めて財政難、財政難と言われていますから、医療費や介護や年金など、直接国民の社会保障に使えるように向けていくときではないかと私は考えるものですが、そういったお話はなかったか、お願いします。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥議員）　道路特定財源とは、もともと道路の整備に使われるために確保された予算であると思います。道路特定財源は、道路の整備を緊急かつ計画的に行うために受益者負担、原因者負担の考え方に基づき、道路の整備費を自動車利用者に負担してもらう制度であると思います。受益者負担の考えとは、自動車利用者が負担する道路特定財源が道路整備に充てられ、道路の整備により走行時間の短縮、安全性の向上といった効果が自動車利用者に還元される仕組みだと思います。そういった意味で、この財源は大都会と違いまして、整備の遅れている地方にとっては大事な要素だと思います。

　また、道路整備事業は大きな雇用先でもありますし、道路予算が減少すれば必然的に人員も削減されて、失業者を生み出すというようなことも考えられると思いますので、そういう点からもやはり大事なものだと思います。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　一番最初の質問の生活道路の整備について、国庫補助がないのではないかという質問についてお答えなかったようなんですが、なかったんでないかなと私は思います。そういう意味では、こういうところに本当は補助をつけるようなことがまず第一、道路整備としてこれからは必要ではないかという点、私は考えているところです。

　それから、雇用効果、経済効果についてお話がありましたが、これについては1990年には公共事業の生産波及効果は医療サービス活動よりも大きかったそうです。ところが、1995年には立場が逆転して、医療サービス活動の生産波及効果が公共事業を上回ったと、これは医療経済研究機構というところがまとめた医療と福祉の産業連関分析報告書というものにあります。今後の雇用対策、景気浮揚のための公共支出のあり方を考える意味で、道路でというよりは、医療の充実、介護保険とか年金とか、そういう社会保障充実の方に予算を使い、そこで働く人を安定させていくことがより雇用効果は大きい、経済波及効果は大きいとされています。そういう点、もう一度御検討をお願いしたいと思うのですが、どうでしょうか。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥議員）　ただいまの件は、佐藤議員の意見として承りたいと思います。

　道路特定財源制度は、道路整備に必要な財源が安定的に確保されるという安全性、自動車利用者の誰もが道路整備費を負担するといった公平性、税負担が道路整備によって税負担者に還元され、その使い道と税負担者の関係が明らかというような合理性を有しているわけでありますので、そういった意味からもひとつよろしくお願いする所存であります。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、議会案第７号全頭検査による万全なＢＳＥ対策の継続を求める意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第８号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

議会案第８号については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、議会案第８号は原案のとおり可決されました。

日程第１２議員派遣の件

清水清秋議長　日程第12議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり山形県市議会議長会主催の議員研修会へは全議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議員研修会へは全議員を派遣することに決しました。

閉　　会

清水清秋議長　ここで市長よりごあいさつがございます。

市長□橋榮一郎君。

（□橋榮一郎市長登壇）

□橋榮一郎市長　11日間にわたる議会審議、誠にありがとうございました。３月議会において予算案、事業計画等々お決めいただきまして、まだスタートしたばかりというふうな関係からか、今回御提案申し上げました単行議案も少なかったわけでありますが、すべて御決定いただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。これからまさに本番を迎えて、今後も事務事業の遂行に職員一同今回の議会においてもいろいろ御意見なり、御示唆いただいたことを重く受けとめながら取り組んでまいりたいというふうに思いますので、何とぞひとつよろしくお願い申し上げます。

また、後ほどごあいさつ申し上げますが、森収入役、長い間職員として、そしてまた収入役としても１期４年間頑張っていただきましたが、この６月30日をもって任期満了、御勇退というふうなことになりました。大変皆さん方からいろんな点で支えていただいて、収入役の任期を全うさせていただいたこと、私の方からも厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。本当に長い間、職員時代から含めますと相当な年限でありますが、皆さん方の御厚情に心から重ねて御礼を申し上げたいというふうに思います。

それでは、今議会本当に暑い中でございました

が、大変御苦労さまでございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。（拍手）

清水清秋議長　それでは、収入役森　嘉昭君よりごあいさつがございます。

（森　嘉昭収入役登壇）

森　嘉昭収入役　今月末日の任期満了をもって退職いたしますことから、一言感謝と御礼を申し上げます。

ただいまは、市長さんから過分なお話をいただき、誠に恐縮をしております。昭和36年、市役所農産課にお世話になってから今日まで、職員並びに収入役として43年９カ月の長きにわたり、市政運営の一端を担わせていただきましたが、このように無事に勤め上げることができましたのも、ひとえに議員の皆様方、理事者、同僚の皆様方の御指導と御厚情のたまものと、ここに深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

思い起こせば、入所した年の昭和36年10月１日には奥羽本線に特急つばさが初めて走り、そして翌昭和37年６月には国道13号線の猿羽根峠に隧道が完成した時代です。それがやがて高規格道路の建設や新幹線の新庄延伸という世紀の出来事に立ち会い、そして最後の４年間につきましては身に余る収入役としての職を与えていただき、貴重な経験をさせていただきました。43年間のその１年１年に思い出が多く詰まっております。時には立ち止まったり、回り道もたくさんいたしました。しかし、多くの人に支えられたそれらの思い出こそが私にとりまして何物にもかえがたい大切な財産であります。

これからは、今までの経験を生かしつつも、一市民として微力ながらまちづくりに参画し、そしてまた奉職から解き放たれた者として、時間をじっくり味わいながら、心豊かに過ごしてまいりたいと思っております。

終わりになりますが、国、地方とも行財政改革の中にありまして、本市も例外ではありませんが、市長さんを中心に各課長の皆様が英知を結集されている実態を見ておりますので、明るい見通しの中にあると確信をしております。新庄市並びに新庄市議会のますますの発展と皆様方の御健康と御活躍を心から祈念申し上げまして、御礼の言葉にさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

清水清秋議長　それでは、この度森収入役が退任するに当たり、議会を代表させていただきまして、一言感謝の言葉を申し上げます。

皆さん御承知のとおり、収入役におかれましては平成13年７月より現在の職につかれたわけであります。私が申し上げるまでもなく、そのすぐれた人格、識見につきましては、既に万人が認めるところであり、また四十数年という長い間市の行政に携わってきたその英知を遺憾なく発揮していただいたところであります。

現在の本市の厳しい状況の中にあって、公金を管理する収入役という職務は誠に大役であり、特に財政面に明るい森収入役にとって、その重責を全うするに当たっては、さぞかし大変な思いがあったのではないかと推察するところであります。改めて敬意を表するものであります。

収入役としては１期４年間でありましたが、それまで市職員、また幹部として携わってきた四十数年という長い間、本市行政の発展と市勢進展に尽くされたこの御功績は、言葉に言い尽くせないものがあり、改めて感謝申し上げる次第であります。

最後に、退任なされましても本市発展のため、折に触れ御指導、御協力、御鞭撻のほどをいただきますようお願いをしてやまないものであります。これからもなお一層の健康に御留意され、御多幸、御健勝でありますことを心からお祈りいたしまして、一言感謝の言葉とさせていただきます。本当に御苦労さまでした。ありがとうございました。（拍手）

以上で６月定例会の日程をすべて終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後　１時２１分　閉会

新庄市議会議長　　清　水　清　秋

会議録署名議員　　斎　藤　　敏

〃　　〃　　平　向　岩　雄

平成１７年７月臨時会会議録

平成１７年７月１１日　月曜日　午前１０時００分開会
議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２４名）

１番	山　尾　順　紀　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千與三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	□　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市　　長	□　橋　榮一郎	総　務　課　長	八　鍬　長　一
政策経営課長	武　田　一　夫	教　　育　　長	佐　藤　　博

事　務　局　出　席　者　職　氏　名

局　　長	田　中　紀　雄	総　務　主　査	森　　隆　志
主　　査	沼　澤　順　子	主　　査	佐　藤　嘉　信

議　　事　　日　　程

平成１７年７月１１日　月曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　会議録署名議員指名
日程第　２　会期決定

日程第　３　議会案第９号新庄市農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開　　会

清水清秋議長　おはようございます。ただいまの出席議員は23名でございます。欠席通告者はございません。

それでは、これより平成17年７月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第１会議録署名議員指名

清水清秋議長　日程第１会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において斎藤義昭君、石田千與三君を指名いたします。

日程第２会　期　決　定

清水清秋議長　日程第２会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長　おはようございます。これより議会運営委員長の報告を行います。

去る７月４日午前10時より議員協議会室において、委員７名出席のもと、議会事務局より職員出席の上、本日招集されました７月臨時会の運営について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、この度の提出案件が１件でありますので、本日７月11日１日と決定いたしました。

また、案件の取り扱いにつきましては、臨時会でございますので、委員会の付託を省略し、直ちに本会議で審議していただくことにいたしました。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長　お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日１日とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

日程第３議会案第９号新庄市農業委員会委員の推薦について

清水清秋議長　日程第３議会案第９号新庄市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、遠藤敏信君の退席を求めます。

（１１番遠藤敏信議員退席）

清水清秋議長　提出者の説明を求めます。

柴田忠志君。

（１７番柴田忠志議員登壇）

１７番（柴田忠志議員）　議会案第９号新庄市農業委員会委員の推薦について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成17年７月11日、新庄市議会議長、清水清秋殿。提出者は、私柴田忠志、賛成者は、今田雄三議員、山尾順紀議員、小嶋冨弥議員、沼澤恵一議員、石田千與三議員、金利寛議員、議会運営委員会の皆さんでございます。

新庄市農業委員会委員の推薦について。次の者を新庄市農業委員会委員に推薦する。記、住所、新庄市大字鳥越1311番地。氏名、遠藤敏信、昭和25年６月８日生まれ。提案の理由、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第２号の規定により、委員となるべき学識経験者１人を推薦しようとするものであります。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま説明ありました議会案第９号は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第９号は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。議会案第９号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第９号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議会案第９号新庄市農業委員会委員の推薦については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第９号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前１０時０７分　休憩

午前１０時０８分　開議

（１１番遠藤敏信議員着席）

清水清秋議長　休憩を解いて再開をいたします。

それでは、遠藤敏信君を新庄市農業委員会委員に推薦することに決しましたので、登壇し、ごあいさつをお願いいたします。

（１１番遠藤敏信議員登壇）

１１番（遠藤敏信議員）　おはようございます。

このたび農業委員会委員の改選に伴いまして、議会の推薦をいただきました遠藤でございます。もとより浅学非才の身ではございますけれども、与えられた期間、その任を全うする所存でございます。皆様の御教示をいただきながら頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

清水清秋議長　どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

閉　　会

清水清秋議長　以上で今期臨時会の日程は全部終了いたしましたので、閉会いたします。

本日はどうも御苦労さまでした。

午前１０時０９分　閉会

新庄市議会議長　　清　水　清　秋

会議録署名議員　　斎　藤　義　昭

〃　　〃　　石　田　千與三

平成１７年９月定例会会議録（第１号）

平成１７年９月９日　金曜日　午前１０時００分開会
議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２３名）

２番	山　口　吉　静　議員	３番	佐　藤　悦　子　議員
４番	星　川　　豊　議員	５番	斎　藤　　敏　議員
６番	斎　藤　義　昭　議員	７番	渡　部　平　八　議員
８番	清　水　清　秋　議員	９番	小　嶋　冨　弥　議員
１０番	小　野　周　一　議員	１１番	遠　藤　敏　信　議員
１２番	佐　藤　　隆　議員	１３番	新　田　道　尋　議員
１４番	沼　澤　恵　一　議員	１５番	中　川　正　和　議員
１６番	森　　儀　一　議員	１７番	柴　田　忠　志　議員
１８番	下　山　准　一　議員	１９番	石　田　千　與　三　議員
２０番	平　向　岩　雄　議員	２１番	亀　井　信　夫　議員
２２番	今　田　雄　三　議員	２３番	髙　山　和　男　議員
２４番	金　　利　寛　議員		

欠　席　議　員（０名）

欠　員（１名）

出席要求による出席者職氏名

市　　長	髙　橋　榮一郎	収入役職務代理者 会　計　課　長	矢　口　喜一郎
総　務　課　長	八　鍬　長　一	政策経営課長	武　田　一　夫
税　務　課　長	設　楽　忠　良	市　民　課　長	国　分　政　嗣
環　境　課　長	鈴　木　吉　郎	健　康　課　長	星　川　　基
農　林　課　長	坂　本　孝一郎	商工観光課長	羽　賀　千　尋
都市整備課長	小笠原　謙　一	下　水　道　課　長	中　部　　力
福祉事務所長	矢　口　　孝	神　室　荘　長	奥　山　　栄
水　道　課　長	髙　橋　　敦	教　育　委　員　長	伊　藤　輝　昭
教　育　長	佐　藤　　博	教　育　次　長	奥　山　芳　彦
学校教育課長	小　野　和　夫	生涯学習課長	大　江　雅　夫

生涯スポーツ課長	黒坂光悦	選挙管理委員会委員長	小関俊也
監査委員	荒川修也	監査委員	渡部秋夫
農業委員会事務局長	斎藤友一	事務局長	

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第1号）

平成１７年９月９日　金曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　会議録署名議員指名
日程第　２　会期決定
日程第　３　市長の行政報告
日程第　４　報告第７号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第　５　報告第８号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての専決処分の承認について
日程第　６　報告第９号平成１７年度新庄市一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認について
日程第　７　議案第４１号新庄市情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

日程第　８　議案第４２号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　９　議案第４３号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１０　議案第４４号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１１　議案第４５号字の区域及び名称の変更について
日程第１２　議案第４６号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３　議案第４７号市道路線の認定について
日程第１４　議案第４８号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
日程第１５　議案第４９号山形県自治会館管理組合規約の一部変更について
日程第１６　議案第５０号山形県消防補償等組合規約の一部変更について
日程第１７　議案第５１号平成１６年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１８　議案第５２号平成１６年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１９　議案第５３号平成１６年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２０　議案第５４号平成１６年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２１　議案第５５号平成１６年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２２　議案第５６号平成１６年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２３　議案第５７号平成１６年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２４　議案第５８号平成１６年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２５　議案第５９号平成１６年度新庄市水道事業会計決算の認定について
日程第２６　決算特別委員会の設置
日程第２７　議案の決算特別委員会、各常任委員会付託

（一括上程、提案説明）
日程第２８　議案第６０号平成１７年度新庄市一般会計補正予算（第４号）
日程第２９　議案第６１号平成１７年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３０　議案第６２号平成１７年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３１　議案第６３号平成１７年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３２　議案第６４号平成１７年度新庄市水道事業会計補正予算（第１号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第１号）に同じ

開　　会

清水清秋議長　おはようございます。暑い方は、上着を脱いで結構でございますので、その辺のところお取り計らいいただきたいと思います。ただいまの出席議員は23名、欠席通告者はありません。なお、選挙管理委員会事務局長、田口五郎君が都合により欠席しております。

それでは、これより平成17年９月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第１号）によって進めます。

日程第１会議録署名議員指名

清水清秋議長　日程第１会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において渡部平八君、下山准一君を指名いたします。

日程第２会　期　決　定

清水清秋議長　日程第２会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長　おはようございます。これより議会運営委員長の報告を行います。

去る９月２日午前10時より議員協議会室において、委員６名出席のもと、執行部より関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました９月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、お手元に配付してあります平成17年９月定例会日程表のとおり、本日から９月22日までの14日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

この度提出されます案件は、報告３件、議案10件、決算９件、補正予算５件の計27件であります。

案件の取り扱いにつきましては、報告３件、議案第41号の人事案件につきましては、本日の本会議において審議をお願いいたします。議案第42号から議案第59号までの18件につきましては本日一括上程、提案説明後、平成16年度決算を除いた議案９件について総括質疑を受け、各常任委員会に付託し、審査をしていただきます。平成16年度決算９件につきましては、本日全議員で構成する決算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査をしていただきます。議案第60号から議案第64号までの平成17年度補正予算５件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会の付託を省略して、９月22日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問でありますが、今期定例会の質問者は９名でありますので、１日目５名、２日目４名に行っていただきます。質問時間は答弁を含めて１人50分以内といたしますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長　お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から９月22日までの14日間にいたしたいと思います。これに御異議

ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、会期は９月９日から９月22日までの14日間と決しました。

平成１７年９月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第１日	９月９日	金	本会議	議場	午前10時	開会。市長の行政報告。報告（３件）の説明。人事案件（１件）の上程、提案説明、採決。議案（９件）、決算（９件）の一括上程、提案説明、総括質疑。決算特別委員会の設置。議案の決算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算（５件）の一括上程、提案説明。
			決算特別委員会	議場	本会議終了後	正副委員長の互選
第２日	９月10日	土	休会			
第３日	９月11日	日				
第４日	９月12日	月	本会議	議場	午前10時	一般質問 渡部平八、小嶋冨弥、 森　儀一、中川正和、 平向岩雄の各議員
第５日	９月13日	火	本会議	議場	午前10時	一般質問 佐藤悦子、石田千與三、 金　利寛、星川　豊の各議員
第６日	９月14日	水	常任委員会	文教厚生（議員協議会室）	午前10時	付託議案、請願の審査
				産業建設（第１・第２会議室）	午後１時30分	付託議案の審査
第７日	９月15日	木	常任委員会	総務（議員協議会室）	午後１時30分	付託議案の審査

会　期	月　　日	曜	会議別	場　　所	開議時刻	摘　　要
第８日	９月16日	金	決　　算 特別委員会	議　　場	午前10時	平成１６年度一般会計、特別会計、水道事業会計決算の審査
第９日	９月17日	土	休　　会			
第10日	９月18日	日				
第11日	９月19日	月	休　　会			敬老の日
第12日	９月20日	火	決　　算 特別委員会	議　　場	午前10時	平成１６年度一般会計、特別会計、水道事業会計決算の審査
第13日	９月21日	水	休　　会			本会議準備のため
第14日	９月22日	木	本　会　議	議　　場	午前10時	決算特別委員長報告、採決。各常任委員長報告、質疑、討論、採決。 補正予算（５件）の質疑、討論、採決。

日程第３市長の行政報告

清水清秋議長　日程第３市長の行政報告をお願いいたします。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　おはようございます。９月定例議会御参集、誠に御苦労さまでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告について３点御報告申し上げます。第１点目でありますが、新庄まつり250年祭、皆さん方にも大変いろいろ御協力をいただいたところでありますが、これについて御報告申し上げます。なお、祭りそのものについては、本会議で一般質問を頂戴しておりますので、その中で詳しく申し上げることにいたしまして、その他の記念事業、これの実施状況について御報告申し上げます。初めに、記録の保存事業の公式ガイドブック、これは１万部作成したところでありますが、これと山車の人形図録、これはかしらが140点掲載いたしまして、これも700部作成いたしました。去る７月から市内の各書店で発売いたしまして、祭りの新たな土産品にもなりまして大変好評のようであります。また、中心商店街、これが連携して行った250年祭のオープニングイベントですが、これは本番１カ月前の土日に南北本町を中心にして「ちびっこ山車まつり」あるいは「ストリートライブフェスタ」など、盛りだくさんのメニューで開催いたしました。まさに世直しの祭りにふさわしい大変な賑わいとなりまして、本番に向けて大いに盛り上がったとこであります。さらに、歴史センターではオープニングイベントに合わせまして野川陽山氏の協力を得て「山車人形展」が開催されております。これには、非常に表情豊かなかしら、あるいは製作工程も事細かに展示しておりますし、歌舞伎の名場面の紹介とか、いろんな多彩な展示をしておりまして、祭り人形の素晴らしさを伝えております。これも大変訪れた皆さん方に好評のようであります。なお、この展示につきましては、９月26日、今月の26日まで公開をいたしておるところであります。新庄まつりの記念祭ということは、初めて実施した事業について祭りの意義、これを強く意識いたしまして、まさに市民の元気というか、そういうふうなやる気を引き出して祭りの原動力にすべく、全力を傾注したとこでありますが、250年祭、これを通しまして郷土への誇りとか、あるいは愛情はもちろんでありますけども、新庄人のふるさとへの連帯性、これもやはり郷土出身の方々もちろんでありま

すが、全国各地から多くの方々が訪れていただきました。そういう意味で、連帯感あるいは結束力というものが大いに養われたんではないかというふうに思っております。なお、これからもいろんな点で反省会等々も含めて検証をしながら、これを、250年祭を今後も生かしていくような取り組みをしていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、議員各位にもいろんな場面でいろんな点で参加、御協力いただきましたことを改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。

それから、国の示した集中改革プラン、これの市の対応というふうなことで第２点目御報告申し上げますが、今年の３月29日、総務省が地方の行政改革の取り組みについて、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」、これを示されました。全国自治体に平成17年度、今年度を起点とした21年度までの５年間の取り組み、これを住民にわかり易く明示した計画をつくること、これを集中改革プランというふうなことをいっておりますが、これを今年度中に公表すること、これが通知されたところであります。市においては、御承知のように平成16年度において議会または行革の市民委員会の御意見をいただきまして、本年の５月に19年度までの行財政改革大綱、これを策定しております。事務事業の見直しあるいは定員管理など、市の行財政改革大綱と基本的に一致しておるとこでありますが、市の大綱が19年で、そして集中改革プランが21年度というふうなことで、２年間長いというふうなことになります。そのために大綱と整合を図りながら策定する必要がありますので、このため改革プランについては実施計画での取り組み、また集中改革プランに関わる事項については、平成21年度までの５カ年として策定することにいたしました。なお、このプランの公表につきましては、実施計画を12月までに策定いたします。そして、その後公表する考えでございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それから、もう一点は、生涯スポーツ課担当でございますが、去る祭りの直前、21日でございましたが、楽天と、それからヤクルトのプロ野球のイースタンリーグの公式戦、これが行われました。今回目標としておりました入場者、最低2,000人は確保しようというふうなことで取り組んだところでありますが、皆さんのおかげでそれをはるかに超える3,270人ほどの観客が来場していただきました。対戦相手のヤクルトには、御承知のように新庄出身の高橋敏郎選手、キャッチャーで、これはフルイニング出場いたしまして、ヒットも２本打って活躍してくれたというふうなこと、また金山出身の佐藤賢、これは投手でありますが、彼もたまたまそのとき２軍に落ちておりまして来場いたしまして、１イニング無失点で投げたというふうなことで、この２人のバッテリー姿がありまして、多くの関係者を喜ばせたというふうに思います。また、試合終了後野球教室においては、楽天球団の監督、山下監督はじめ、コーチ、そして選手も10名以上残りまして野球教室、郡内約220名ぐらいの子供たちが参加しましたが、その野球教室において指導していただきました。このように非常に関心が高かったというふうなことで、野球に限らず、やはり青少年育成の中でこういうふうなイベントをやりながら、健全育成に取り組んでいくということも大変大事だというふうに思いますし、また市民の活力、活気を促すというふうなことでは、成功したイベントではなかったかなというふうに思います。

以上、３点御報告申し上げます。

日程第４報告第７号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

清水清秋議長　日程第４報告第７号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長八鍬長一君。

（八鍬長一総務課長登壇）

八鍬長一総務課長　おはようございます。報告第７号新庄市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

この度の報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定により、市議会に報告することになっております平成16年度新庄市土地開発公社の決算でございます。この決算につきましては、去る５月20日に公社監事の監査を受けまして、翌５月23日の土地開発公社第２回の理事会におきまして、出席理事全員の承認をいただいておるところでございます。

それでは、お手元の新庄市土地開発公社決算書の１ページをお開きください。平成16年度新庄市土地開発公社事業報告書について説明申し上げます。１．概況の総括事項でございますが、平成16年度におきましては保有宅地1,754.46平方メートルの処分を行い、契約金額は2,856万6,888円となり、平成17年度への繰り越しは12事業用地、４万4,673.07平方メートルで、金額は9,466万8,701円となっております。明細につきましては、10ページ、11ページに記載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、平成16年度の事業概要でありますが、松本地区宅地分譲用地一区画、323.68平方メートル、宮内地区宅地分譲用地、31.1平方メートル及び往還東地区宅地分譲用地４区画、1,399.68平方メートルを売却しました。

以上、申し上げました事業を実施いたしましたところ、７ページの損益計算書の末尾記載のとおりでございますが、平成16年度は265万5,347円の純利益となっております。

１ページに戻りいただきまして、（２）理事会議決事項、（３）行政官庁の主な許認可事項等を記載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。２ページをお開きください。（４）役員に関する事項は、平成17年４月１日現在の役員の就任状況でございます。３ページをご覧ください。（５）登記に関する事項は、平成16年度に処理いたしました登記事項について記載しております。（６）主たる契約事項の土地の売買契約等には、平成16年度に契約を行いました６件についてその内容を記載しております。

次に、４ページをお開きください。平成16年度新庄市土地開発公社決算報告書の御説明をいたします。（１）収益的収入及び支出、収益的収入の決算額は2,878万3,548円となりました。内容は、土地造成事業収益、預金利子及び雑収益であります。収益的支出の決算額は2,612万8,201円となりました。内容は、土地造成事業原価及び販売費及び一般管理費であります。なお、明細につきましては、13ページの事業外収益の雑収益並びに販売費及び一般管理費をご覧ください。資本的収入及び支出の資本的収入はございません。資本的支出の決算額は１万8,718円となりました。内容は、小檜室２期宅地造成事業に係る嘱託職員の法定福利費でございます。

５ページをご覧ください。平成16年度新庄市土地開発公社資金収支表の御説明をいたします。これは、平成16年４月１日から平成17年３月31日までの受け入れと支払いについての資金収支をそれぞれの項目別に記載してあります。受入資金Ａから支払資金Ｂを差し引いた金額１億5,190万3,492円は、翌期繰越金となります。６ページをお開きください。財産目録につきましては、平成17年３月31日現在で公社の資産と負債の内訳をそれぞれに記載してございます。純財産は２億5,529万2,693円となっております。７ページには損益計算書、８ページには貸借対照表を記載し、ただいま御説明いたしました決算報告書の収益的収入、支出並びに財産目録の内訳を記載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

なお、これまで御説明申し上げました事業内容といたしまして、９ページ以降に決算附属明細表を記載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと存じます。

以上で平成16年度新庄市土地開発公社の決算について御報告とさせていただきます。よろしくお願

いいたします。

清水清秋議長　本件は報告事項でありますので、御了承願います。

日程第５報告第８号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての専決処分の承認について

清水清秋議長　日程第５報告第８号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　報告第８号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての専決処分の承認について御説明申し上げます。

今回の改正でありますが、平成17年10月１日に鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び温海町の合併によりまして、新たに設置される鶴岡市を同日に山形県市町村職員退職手当組合に加入させる必要が生じたことによるものであります。

改正の１つ目は、合併による町村の減少に伴いまして、組合議会議員定数を13人から２人減じて11人とするものであります。２つ目は、合併による加入組合の名称の変更によるものであります。また、同組合議会議員の任期が本年９月30日までとなっておりまして、合併によって設置される市の首長が選挙されてから組合議会議員選挙を実施できるようにするため、現在の組合議員の任期を延長するとともに、議員定数を減ずることによって現議員の失職が生じないようにするものであります。

以上の理由によりまして、地方自治法第179条第１項の規定によりまして７月12日に専決処分をいたしましたので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　ただいま説明のありました報告第８号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第８号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての専決処分の承認についてはこれを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、報告第８号についてはこれを承認することに決しました。

日程第６報告第９号平成１７年度新庄市一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認について

清水清秋議長　日程第６報告第９号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　報告第９号平成17年度一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

専決処分の補正予算書１ページをご覧いただきたいと思いますが、歳入歳出にそれぞれ2,464万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を136億8,112万3,000円とするものであります。

この補正でありますが、去る８月８日に衆議院の解散がありまして、30日公示、９月11日投票の日程で行われております衆議院議員の総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る予算であります。

５ページをご覧いただきたいと思いますが、財源となる歳入予算につきましては、全額県予算を通じた国庫委託金で賄われますので、市の一般財源からの負担はございません。

また、６ページの歳出予算につきましては、投開票事務における職員の時間外勤務手当、またポスター掲示板の設置、選挙公報の作成、配布という内容になっております。

以上の理由によりまして、地方自治法179条第１項の規定により、８月18日に専決処分いたしましたので、御承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　ただいま説明のありました報告第９号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第９号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認についてはこれを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、報告第９号についてはこれを承認することに決しました。

日程第７議案第４１号新庄市情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について

清水清秋議長　日程第７議案第41号新庄市情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（**髙橋榮一郎市長**登壇）

髙橋榮一郎市長　議案第41号新庄市情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について御説明申し上げます。

提案の理由でありますが、議案の末尾に記載しておりますとおり、情報公開・個人情報保護審査会委員の任期が10月２日をもって満了となりますので、大泉友子さん、黒坂弘さん、箱山繁さん、大泉満佐子さんの５名の方々を任命することにつきまして、新庄市情報公開条例第11条３項の規定により、議会の同意をお願いするものであります……済みません、それに阿部彰さんの５名であります。

御同意を申し上げます大泉友子さん、黒坂弘さん、阿部彰さん、大泉満佐子さんの４名の方々は引き続き、また箱山繁さんは今回新たに任命するものでありますが、いずれの方々も識見豊かで、また本制度の適正な運営を図っていく上におきまして最も適任と考えまして御提案申し上げるものであります。

なお、参考といたしまして履歴書を添付しておりますので、何とぞよろしく御審議をいただき、御同意くださりますようお願い申し上げます。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第41号は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第41号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第41号新庄市情報公開・個人情報保護審査会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第41号はこれに同意することに決しました。

議案１８件一括上程

清水清秋議長　日程第８議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第25議案第59号平成16年度新庄市水道事業会計決算の認定についてまでの18件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、市条例に必要な改正を行うため提案するものであります。主な改正の内容でありますが、１点目といたしまして、65歳以上で所得が125万円以下の者に対する非課税措置が廃止されたことであります。なお、これについては経過措置がございまして、均等割については平成18年度が1,000円、19年度が2,000円、20年度からは満額の3,000円となります。また、所得割につきましては、それぞれ18年度が算出税額から３分の２を控除した額、また19年度が３分の１を控除した額、20年度から満額というふうになります。２点目といたしまして、上場前に３年を超えて所有している株式を上場日から１年以内に譲渡した場合の譲渡益に関する２分の１課税の特例が廃止されたことであります。３点目は、指定口座で管理されていた株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合には、指定管理株式を譲渡した場合の損失とみなして所得を算定することが新たに規定されたことなどであります。

議案の43号であります。新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本案は、新庄市の火葬場であります新庄・最上さくらが丘斎苑につきまして、火葬場にふさわしいサービスの向上とその効果的な管理運営に向けて条例の一部を改正し、指定管理者制度を導入しようとするものであります。改正の内容といたしましては、指定管理者による管理の基準、また使用時間と休場日、これを明確にして、指定管理者が行う業務の範囲について加えたものであります。今後、指定管理者選定を公募提案方式で行いまして、12月には指定議案の提案をさせていただいて管理者を決定していきたいというふうに思います。なお、18年の４月１日から指定管理者による管理に移行していくよう努めて進めてまいりたいというふうに考えております。

議案第44号であります。新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて御説明申し上げます。議案末尾の改正の理由に記載しておりますように、新庄市の体育施設のうち新庄市民スキー場のリフト券の区分、これを見直しまして、市民スキー場及び武道館の管理を民間活力の導入、そして行政のスリム化を目的として指定管理者に行わせることができるように改正するものであります。改正の内容といたしましては、１点目はスキー場のリフト券の種類を増やし、これまで以上に利用者の利便性を確保するものであります。２点目は、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲並びに使用期間、使用時間、休業日を明確にしたものであります。

議案第45号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。本案は、県営経営体育成基盤整備事業、野中地区におきまして土地改良事業の施行の結果、従来字の区域と定めていた道路、水路及び土地の区画がすべて排除されまして、新たな区画に基づいた道路、水路及び圃場が設置されたことに伴いまして、これに基づいて新たな境界を設定することにつきまして、地方自治法第260条第１項の規定により御提案申し上げるものであります。

議案第46号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。この度の改正につきましては、議案末尾の改正の理由に記載しておりますように、３点ございます。１点目は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、都市公園内における放置物件対策、これを公園管理者が円滑に行うため、必要な手続について改正するものであります。改正の内容でありますが、保管した工作物等の公示すべき事項、保管した工作物の公示方法、保管した工作物等を売却する場合の価額の評価方法、保管した工作物等を売却する手続を加え、改正するものであります。２点目は、この条例の有料公園施設のうち新庄市民球場の管理をこれも民間活力の導入、行政のスリム化を目的として、指定管理者に行わせることができるように改正するものであります。改正の内容としましては、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲並びに施設の使用期間、使用時間、休場日を明確化したものであります。３点目は、市民球場の屋内施設であります会議室とトレーニング室でありますが、これまでは同じ部屋を使用用途によって使い分けしておりましたけども、この度機器を増設いたしましてトレーニング機能、これを充実させることから改正するものであります。

議案47号市道路線の認定について御説明申し上げます。本案末尾記載のとおり、道路網の整備を図りまして、市民福祉の増進に資するため、市道の路線について認定する必要がありますので提案するものでありますが、その内訳といたしまして、新規認定路線として下金沢町線１路線というふうになっております。下金沢町線でありますが、民間の宅地開発によって整備されまして、市に帰属された路線であるため、新たに認定するものであります。道路法第８条第２項の規定により御提案申し上げます。

議案48号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について御説明申し上げます。今回の改正は、平成17年11月１日に八幡町、松山町及び平田町が同組合に加入していない酒田市との合併によりまして、同組合を退会することによるものであります。改正点の１つ目は、合併による町村の減少に伴い、組合議会議員定数を11人から１人減じて10人とするものであります。２つ目は、同組合の議員選挙区分を示す別表の変更であり、脱退する組合の削除と、その選挙区議員の数を変更するものであります。また、同組合議会議員の任期が平成18年２月28日までとなっており、合併により設置される市の首長が選挙されてから組合議員選挙を実施できるようにするため、議員定数を減じることによって現議員の失職が生じないようにするものであります。以上の理由によりまして、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

議案第49号山形県自治会館管理組合規約の一部変更について御説明申し上げます。今回の改正は、17年の７月１日に立川町と余目町が合併して庄内町

が設置されました。また、10月１日には鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び温海町が合併して鶴岡市となります。また、11月１日には酒田市、八幡町、松山町、平田町が合併して酒田市というふうになるわけでありますが、これによりまして自治会館管理組合の規約の一部を変更する必要が生じたことによるものであります。改正点は、合併によって町村の減少に伴いまして、組合の議会議員定数を10人から１人減じて９人とするものであります。以上の理由によりまして、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

議案第50号山形県消防補償等組合規約の一部変更について御説明申し上げます。改正の理由は、49号で申し上げましたように、市町村合併によること、また水防法の改正によりまして必要な改正を行うため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

議案第51号平成16年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第58号平成16年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算関係８議案につきましては収入役の職務代理者より、また議案第59号平成16年度新庄市水道事業会計決算の認定については水道課長よりそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御認定くださいますようお願い申し上げます。

なお、これら決算につきましては、監査委員から配付されております決算審査意見書、これの提出を受けておりますが、委員から賜りました意見につきましては、今後十分に留意いたしまして、効率的な行財政運営になお一層努力してまいる所存でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上で私からの説明は終わりますが、よろしく御審議をいただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

清水清秋議長　次に、平成16年度一般会計決算及び水道事業会計を除く各特別会計決算の認定についてを収入役職務代理者、会計課長矢口喜一郎君より説明願います。

（矢口喜一郎収入役職務代理者登壇）

矢口喜一郎収入役職務代理者　議案第51号平成16年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてより議案第58号平成16年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの８議案について御説明申し上げます。

決算書の46ページ、平成16年度新庄市会計別歳入歳出決算総覧をお開き願います。一般会計と特別会計の合計は、収入済額261億9,452万7,929円、支出済額257億3,967万5,201円となりました。この８会計の収入済額と支出済額の合計は、それぞれの予算現額の合計に対して99.74％の収入率及び98.01％の執行率となっております。

次に、各会計ごとに御説明申し上げます。４ページに戻っていただきまして、議案第51号一般会計でございますが、４ページの歳入１款から８ページの21款までの収入済額の合計は151億3,287万2,916円となり、予算現額150億4,530万7,000円に対し、100.58％の収入率、調定額155億5,079万8,143円に対し、97.31％の収納率となりました。

収入未済額の合計は４億697万3,295円となり、その内訳は１款市税が３億8,899万1,605円、12款分担金及び負担金が604万7,170円、13款使用料及び手数料が479万9,500円、繰越明許に伴います14款国庫支出金が580万3,000円及び20款諸収入の133万2,020円となっております。

不納欠損額は、１款市税で1,095万1,932円となりました。また、１款市税の調定額に対する収納率は91.78％となっております。

次に、10ページ、歳出の１款から12ページ、14款までの支出済額の合計は148億5,295万176円となり、予算現額に対する執行率は98.72％となりました。翌年度繰越額の870万150円は、平成16年度繰越明許費であります。また、歳出決算による不用額は１億8,365万6,674円となりました。

歳入総額より歳出総額を差し引いた残額は２億7,992万2,740円となりましたが、実質収支額はこの

額から繰越明許費の充当一般財源分の９万7,150円を差し引いた２億7,982万5,590円となり、このうち8,000万円を財政調整基金に積み立てましたので、実質の平成17年度への繰越額は１億9,982万5,590円となります。

次に、議案第52号国民健康保険事業特別会計でありますが、14ページの歳入、１款から10款までの収入済額の合計は36億7,496万215円で、予算現額に対する収入率は99.74％となり、そのうち１款の国民健康保険税の収入済額は14億7,503万8,963円で、調定額に対する収納率は85.36％となっております。

収入未済額は２億3,940万7,505円となり、不納欠損額は1,362万4,915円であります。

16ページの歳出では、１款から10款までの支出済額の合計が35億7,012万9,798円となり、予算現額に対して96.89％の執行率となり、不用額は１億1,450万4,202円となりました。

歳入歳出差し引き残額は１億483万417円で、平成17年度へ繰り越しとなります。

次に、20ページから22ページ、議案第53号交通災害共済事業特別会計でありますが、歳入の１款から５款までの収入済額の合計は、調定額と同額の1,609万7,818円で、予算現額に対する収入率は95.52％となりました。

歳出では、支出済額の合計が1,311万7,197円で、予算現額に対する執行率は77.84％であります。

歳入歳出差し引き残額は298万621円となりましたが、このうち200万円を交通災害共済基金に積み立て、残りの98万621円を平成17年度への繰越金として処理いたしました。

次に、24ページから26ページ、議案第54号老人保健事業特別会計でありますが、歳入の１款から６款までの収入済額の合計は、調定額と同額の35億4,972万9,942円で、予算現額に対して98.61％の収入率となりました。

歳出では、１款から３款までの支出済額の合計が収入済額の合計と同額でありますので、予算執行率も収入率と同じ98.61％となり、差し引き残額はございません。

続いて、28ページから30ページ、議案第55号公共下水道事業特別会計であります。歳入の１款から７款までの収入済額の合計は14億2,361万1,158円となり、予算現額に対する収入率は98.11％、調定額に対する収納率は98.72％となりました。

収入未済額は、受益者負担金が207万1,530円、下水道使用料が358万8,362円、繰越明許に伴います国庫補助金が1,265万円の合計で1,830万9,892円となっております。不納欠損額は17万5,136円であります。

歳出の１款から３款までの支出済額の合計は14億2,100万5,197円で、予算現額に対する執行率は97.93％となりました。翌年度繰越額の2,530万円は、平成16年度繰越明許費であります。歳入歳出差し引き残額は260万5,961円となりましたが、実質収支額はこの額から繰越明許費の充当一般財源分の135万円を差し引いた125万5,961円で、この額が平成17年度への実質の繰り越しとなります。

次に、32ページから34ページ、議案第56号農業集落排水事業特別会計でありますが、歳入の１款から５款までの収入済額の合計は8,484万1,262円で、予算現額に対する収入率は99.40％、調定額に対する収納率は97.12％となりました。

収入未済額は分担金で149万5,194円、使用料で102万1,994円の合計が251万7,188円であります。

歳出では、１款及び２款の支出済額の合計が収入済額と同額でありますので、予算執行率も収入率と同じとなり、差し引き残額はございません。

次に、36ページから38ページ、議案第57号営農飲雑用水事業特別会計でありますが、歳入の１款から５款までの収入済額の合計は2,635万107円で、予算現額に対する収入率は95.09％、調定額に対する収納率は93.96％となり、使用料収入未済額は169万4,624円であります。

歳出は１款のみで、支出済額は収入済額と同額の2,635万107円で95.09％の執行率となり、歳入歳出差し引き残額はございません。

最後に、40ページから42ページ、議案第58号介護保険事業特別会計であります。歳入の１款から９款までの収入済額の合計は22億8,606万4,511円で、予算現額に対し97.17％の収入率、調定額に対する収納率は99.54％となりました。

介護保険料の収入未済額は885万4,750円となり、不納欠損額は159万5,350円であります。

歳出では、１款から６款までの支出済額の合計が22億2,155万1,522円で、予算現額に対する執行率は94.4％となりました。歳入歳出差し引き残額は6,451万2,989円となり、平成17年度への繰り越しとなります。

以上、平成16年度一般会計並びに７特別会計の決算の概要について御説明を申し上げました。なお、附属資料といたしまして46ページには会計別歳入歳出決算総覧、52ページから268ページには各会計の歳入歳出決算事項別明細書、272ページから279ページには各会計の実質収支に関する調書、282ページ以降に財産に関する調書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

これで議案第51号から議案第58号までの平成16年度一般会計並びに各特別会計決算についての説明を終わりますが、十分なる御審議の上、認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午前１０時５７分　休憩
午前１１時０８分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

ただいま説明のありました各決算について監査委員の監査報告をお願いいたします。

監査委員荒川修也君。

（荒川修也監査委員登壇）

荒川修也監査委員　御苦労さまでございます。それでは、平成16年度新庄市各会計歳入歳出決算審査意見書の提出について、地方自治法第233条第２項及び第241条第５項の規定により、審査に付された平成16年度新庄市各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況並びに関係書類について平向委員ともども審査しましたので、別紙のとおり意見書を提出します。

意見書の５ページをお開きください。平成16年度新庄市各会計歳入歳出決算審査意見、第１審査の対象でございますが、１．平成16年度新庄市一般会計歳入歳出決算、２．平成16年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、以下特別会計につきましては６会計、それから９番といたしまして財産に関する調書、10番といたしまして平成16年度新庄市各基金と運用状況についてでございます。

第２審査の方法でございますが、決算の審査は平成16年７月22日をもって新庄市長から審査に付された平成16年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、歳入歳出簿その他関係帳簿、収入支出証書類を照合調査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により、法令その他の規定に沿って処理されているのか、予算の執行が適正であるかに主眼を置いて実施をいたしました。なお、現金、預金の残高確認、証書類の検査については、別に法の規定に基づく例月出納検査において実施したので、省略をいたしました。

第３審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算及び附属書類は、法令等の規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行についても全般的に適正と認められました。また、各基金はそれぞれの設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正と認められました。

決算等の概要及び意見は次のとおりでありますということで、第４決算の概要、以下省略いたしますが、ご覧をいただきたいと思います。

それでは、29ページをお開きいただきたいと思います。第５むすびといたしまして、平成16年度における本市は厳しい財政状況の中で、経常経費の節減、各種料金の値上げ、基金の活用、用地処分などにより所要財源を確保していました。

一般会計でございますが、歳入について市民税

は個人の落ち込みが続く中で、法人税は増となっています。市税総額は、固定資産税の大幅な増により、３カ年連続の前年度割れに終止符が打たれましたが、収入未済額は前年度より増加しており、収入率は平成９年度から低下が続いています。未納対策の努力は認められますが、税負担公平の原則上、市民の信頼を確保するため滞納の整理になお一層の努力を要望します。その他の収入については、地方交付税、市債など大幅に減少をしています。歳出は、行政改革と合わせた事務事業の見直しにより、人件費、維持補修費、普通建設事業費等が減少しています。経費削減に鋭意取り組まれ、一定の成果を見たことについては、その労を評価するものでありますが、翻って市民福祉の向上という観点から見た場合、事業厳選から生ずる市民サービス等への影響程度はいかがであったか、厳しい状況下、市域全般の実情を掌握し、さらなる効果的な取り組みが望まれるところであります。

当年度の「決算状況調べ」を見ますと、財政基盤の判断指標である単年度財政力指数は0.490で、前年度より0.002ポイント高くなりました。人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているか、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は99.2％と前年度より0.2ポイント微減したものの、硬直した財政状況は依然として続いています。公債費の一般財源に占める割合を示す公債比率は22.9％で0.4ポイント、起債制限比率は16.1％で0.3ポイントそれぞれ前年度より高くなり、市債償還が財政運営に及ぼす影響は増大しています。財政運営には殊に厳しいものがあることについて理解できるものであるが、将来にわたる行財政運営に十分意を用いられ、市民福祉の向上に努められるよう要望します。

特別会計につきましてですが、当年度の特別会計決算は７会計で歳入決算額は110億6,165万5,000円、歳出決算額は108億8,672万5,000円で、前年度に比べ歳入では３億8,910万7,000円増加し、歳出では３億7,397万円増加しています。歳入増の主なものは、国民健康保険事業２億363万6,000円（5.9％）、介護保険事業１億6,976万9,000円（8.0％）、公共下水道事業1,882万円（1.3％）、農業集落排水事業557万7,000円（7.0％）等であります。老人保健事業は、1,695万1,000円（0.5％）の減少となっています。歳出では、国民健康保険事業１億7,467万1,000円(5.1％)、介護保険事業１億8,634万7,000円（9.2％）、公共下水道事業1,746万1,000円（1.2％）、農業集落排水事業557万7,000円（7.1％）等が増加し、老人保健事業1,695万1,000円（3.3％）が減少しています。

国民健康保険事業は、単年度収支で黒字決算となりました。前年度に比べ、不納欠損額1,362万5,000円（前年度1,028万6,000円）は、32.5％増となっており、収入率が1.4％低下、収入未済額２億3,940万8,000円（１億7,295万3,000円）が38.4％の増となっています。収入未済額が毎年増加しており、滞納の整理に一層努められるとともに、医療費の適正化対策を積極的に推進し、今後とも健全な財政運営を維持されるよう要望します。

公共下水道事業の運営に当たっては、完成まで多額の事業費が見込まれ、その財源は市債と一般財源からの繰入金に負うところが大きくなっています。快適な生活環境の確立、公衆衛生の向上、河川等公共水域の水質保全等、環境に配慮したまちづくりの一環として重要な事業であり、長期展望に立った財政計画のもとに適切かつ効率的な執行を進めるとともに、今後とも普及向上に一層努められるよう要望します。

介護保険事業は、平成12年度から始まり、サービスの需要は順調に伸び、給付実績はほぼ計画どおり推移しています。要介護（要支援）認定者数、介護サービス受給者数、介護保険給付費それぞれが増加しています。公正な保険料の賦課、徴収並びに適切な介護給付を行い、誰もが安心して老後を過ごせるような円滑な事業運営に一層の努力を要望します。

なお、30ページ以降につきましては、決算審査資料として添付してありますので、ご覧をいただき

たいと思います。

以上で終わります。どうぞよろしくお願いします。

清水清秋議長　次に、平成16年度新庄市水道事業会計決算の認定についてを水道課長髙橋敦君より説明願います。

（髙橋　敦水道課長登壇）

髙橋　敦水道課長　議案第59号平成16年度新庄市水道事業会計決算の認定についてを御説明申し上げます。

最初に、２ページ、３ページをお開き願います。平成16年度新庄市水道事業決算報告書（税込）より御説明申し上げます。（１）、初めに収益的収入及び支出でございます。第１款の水道事業収益の予算額合計は13億2,088万7,000円、決算額合計は13億4,627万6,584円で、予算額に比べまして2,538万9,584円の増でございます。

次に、第１款水道事業費用の予算額合計は12億5,869万5,000円、決算額合計は12億2,087万7,953円で、執行率は97％でございます。

次に、４ページ、５ページをお開き願います。（２）資本的収入及び支出の第１款資本的収入の予算額合計は6,223万1,000円でございます。決算額合計は5,601万1,333円で、予算額に比べまして621万9,667円の減でございます。

また、第１款資本的支出でございますが、予算額合計は４億3,715万6,000円、決算額合計は３億6,930万7,517円で、執行率は84.5％でございます。

資本的収入が資本的支出に不足する額３億1,329万6,184円は、過年度損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、６ページをお開き願います。平成16年度新庄市水道事業損益計算書について御説明申し上げます。１．営業収益10億7,237万5,327円。２．営業費用10億13万3,811円でございます。３．営業外収益２億1,984万7,933円。４．営業外費用１億9,303万247円でした。したがいまして、経常利益は9,905万9,202円となります。５の特別利益はございません。６．特別損失87万3,077円。その結果、当年度純利益は9,818万6,125円となり、前年度繰越利益剰余金を加えますと、当年度未処分利益剰余金は１億7,704万744円となります。

続きまして、７ページをご覧ください。平成16年度新庄市水道事業剰余金計算書でございますけども、利益剰余金として、１．減債積立金の（４）当年度末残高２億7,787万598円。２．建設改良積立金の（４）当年度末残高３億1,567万3,318円。したがいまして、積立金の合計は５億9,354万3,916円となっております。

次に、８ページをお開き願います。資本剰余金でございますが、当水道事業がこれまでに資本として調達いたしました国庫補助金や工事負担金の内訳でございまして、翌年度繰越資本剰余金は57億457万1,108円となっております。

９ページは、平成16年度新庄市水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。平成16年度未処分利益剰余金が１億7,704万744円となっておりますので、（１）の減債積立金へ5,000万円、（２）の建設改良積立金へ6,000万円、残額の6,704万744円を17年度に繰り越すものであります。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。平成16年度新庄市水道事業貸借対照表でございますが、資産の部として、１．固定資産合計は140億2,229万7,275円です。２．流動資産合計は17億5,454万4,493円。３．繰延勘定合計は2,157万7,000円。したがいまして、資産の合計は157億9,841万8,768円となります。

また、11ページの負債の部でございますが、負債合計で5,547万5,503円となります。

次に、資本の部でございます。６．資本金の（１）自己資本金と（２）借入資本金の合計は92億6,778万7,497円となります。７．剰余金の（１）資本剰余金と（２）利益剰余金の合計は64億7,515万5,768円となります。

なお、記載の決算諸表であります損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表については、消費税及

び地方消費税は含まれておりません。

以上が平成16年度新庄市水道事業会計決算諸表についての説明でございます。

次に、平成16年度新庄市水道事業会計決算附属書類でありますが、12ページに水道事業報告書、20ページに水道事業会計収益費用明細書、27ページに固定資産明細書、29ページに企業債明細書を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、平成16年度新庄市水道事業会計決算についての御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　ただいま説明のありました水道事業会計決算について監査委員の監査報告をお願いいたします。

監査委員荒川修也君。

（荒川修也監査委員登壇）

荒川修也監査委員　それでは、平成16年度新庄市水道事業会計決算審査意見書の提出について、地方公営企業法第30条第２項の規定により審査に付された平成16年度新庄市水道事業会計決算について平向委員ともども審査したので、別紙のとおり意見書を提出いたします。

ということで、５ページをお開きいただきたいと思います。平成16年度新庄市水道事業会計決算審査意見。審査の概要でございますが、１．審査の期間、平成17年６月28日から７月31日まで、２．審査の要領でございます。審査に付された新庄市水道事業会計の決算書類（決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表）及び決算附属書類（事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書）は、地方公営企業法及びその他関係法令等に準拠して作成され、かつ財務状況及び経営成績を適正に表示しているかを検証し、あわせて公共性と経済性が確保されているかを審査の主眼として関係職員から説明聴取、例月出納検査の結果を参考にするなどの方法により審査を実施しました。３．審査の結果でございますが、審査に付された決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業関係法令に基づいて作成され、水道事業の経営成績及び財務状況を適正に表示しており、計数も正確であり、適正な決算と認めました。

17ページをお開きいただきたいと思います……失礼しました。決算の状況でございますけども、６ページ以降はご覧をいただきたいと思います。続きまして、17ページをお開きいただきたいと思います。７．むすびといたしまして、当年度は畑地区を除く給水区域について、これまでに開発整備、管理運営してきた萩野及び指野の水源は、水源水における病原生物の発生防止対策として休止し、全面広域水道の受水へと切りかえを行っています。また、以前より期待されていた老朽管更新（補助）事業が新規採択となり、実施の運びとなっています。

経営状況は、収益的収支にあっては、前年度の2.7倍強の利益を計上しています。主な要因は、広域水道の受水単価値下げ及び旧水源休止に伴うこれらの管理費の減少等によるものであります。資本的収支において収入が前年度より増加しているが、これは上水道高料金対策及び企業債利子償還金の一般会計繰入金が増となっているものであります。支出は、第３次拡張事業が前年度完了したことにより、前年度に比較し大幅減となっています。資産総額及び負債、資本の合計額は前年度をわずかに上回っています。未収金においては、過年度分が過去５年間で最も多い額となっています。景気が低迷する厳しい社会情勢ではありますが、水道水使用料金の早期回収は健全財政を維持する上での根幹をなすものであり、また使用者間の公平負担の原則徹底を図る上でも、未収金対策にはなお一層の努力を期待します。財務分析を見ると、良好な状況となっており、流動化比率が他市と比べて非常に高くなっています。流動資産の目的使途に沿った計画的な事業運営に一層の努力を期待します。

当年度の建設改良事業は、前年度完了予定の萩野簡易水道の上水道編入事業における当年度実施の残事業（送水管埋設路線の路面本復旧工事）、当年

度より新規採択となった老朽管更新（補助）事業、さらに前年度より５カ年計画で継続している石綿セメント管更新事業、その他道路改良工事や下水道工事に伴う配水管布設替工事を実施し、配水管更新が応分に進展しています。一方、配水管の老朽化による破断事故が３回発生し、給水、交通等への支障を来し、一時的ではあるが、住民生活の便益が奪われています。また、有収率（年間総配水量に対する年間有収水量の割合）は３年以上ほぼ同率で推移しているが、他市と比較して低く、良好な数値とは言いがたい状況であります。遅滞なく漏水等の対応策を講じてください。

本市における水道事業の運営には、最上広域水道の料金や高料金対策補助金繰出基準改定の動向、また景気低迷による水需要の落ち込みや多額の企業債償還、老朽施設の更新、普及拡大など多くの課題があります。今後においてもさらに効率的な運営に努め、運営基盤の強化を図るとともに、引き続き良質な水の安定した供給を確保されることを望むものであります。

なお、18ページ以降につきましては、決算資料として添付してございますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

清水清秋議長　これよりただいま説明のありました平成16年度決算を除く議案第42号から議案第50号までの９件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　議案第42号の市税条例の一部改正条例についてですが、これは現在65歳以上の高齢者が所得125万円まで住民税が非課税となっておりますが、来年の６月からこの制度を廃止するという内容だと思います。老年者控除の廃止ということが簡単に言われておりますが、これが条例の内容だと思うんです。これと一緒に政府の方では、定率減税の廃止ということもやるというふうになっておりますが、これも老年者控除の廃止された人たちの中に定率減税の廃止による影響も、二重に受ける増税というか、そういうふうになる方が出るというふうに見ておりますが、これらの老年者控除の廃止と定率減税の廃止による影響を受ける人数と、または金額について把握しておられる範囲で教えていただきたいと思います。

それから、議案43号は火葬場、そして44号は市民スキー場と武道館、そして46号は市民球場のこれらの３議案で共通している点は、指定管理者制度の導入ということだと思います。この指定管理者制度についてなんですが、国の三位一体改革の流れの中で公的事務事業を営利企業を含む民間に移管するための１つの制度です。住民サービスの向上を図るとしながら、一方で管理経費の縮減というふうにうたって行政コストの切り下げを強く求めていると思います。その結果、市民の福祉の増進という公の施設の目的にふさわしい住民サービスの向上が困難になったり、業務に従事する労働者の労働条件の切り下げが全国的にも懸念されております。そこでお聞きしますが、これらの指定管理者の対象をどのように考えておられるのか、それから２点目は労働者の労働条件の切り下げなどはないようにできるのか、それから３点目はコスト削減を求めるという立場になってしまうのか、その３つについてお聞きします。

設楽忠良税務課長　議長、設楽忠良。

清水清秋議長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定についての御質問にお答えいたします。

65歳以上の所得125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う影響額は幾らかというような御質問でございますが、平成17年４月１日の住民基本台帳人口の65歳以上の人口が9,729人いらっしゃいますが、この中で均等割の課税対象者は419人というふうに見込んでございます。また、所得割の対象者につきましては、336人が新たに課税対象者となるというふうに見込んでございます。

それに伴う所要額につきましては、経過措置ということで３年間で満額の、いわゆる特例を廃止して課税をするというふうな内容でございますので、初年度の平成18年度につきましては、均等割、419人の分で1,000円が課税されますので、41万9,000円、所得割につきましては課税標準額が平均で40万円というふうに見込んでございます。その３％が課税額になるというふうに見込んでございまして、それを18年度につきましては３分の１の課税になりますので、134万4,000円、合わせて18年度につきましては合計で176万3,000円の課税の見込みでございます。

同様にしまして、平成19年度につきましては均等割が83万8,000円、所得割が268万8,000円、計で352万6,000円、平成20年度につきましては均等割125万7,000円、それから所得割が403万2,000円、計で528万9,000円の課税というふうに見込んでございます。

それから、定率減税に伴う影響額もあるというふうなことでございますが、定率減税における今の老齢者の方々への影響額については、それぞれ現在いわゆる課税になっている方、なっていない方ということで２つに分かれますので、まだ今のところ具体的な影響額を積算してございませんので、御了解をいただきたいと思います。

以上です。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　指定管理者制度に係る全体的な市としての進め方でありますけども、この度は条例改正案を提案している施設について検討しまして、市長が申し上げましたように、12月に指定議案、どういうところに指定管理者として指定するのかということを公募して審査の上、議案として提出する考えであります。

進め方の考えでありますけども、これまでも行財政改革大綱の中でも申し上げていますけども、少子高齢や、それから人口の将来的な減といいますか、それを見極めた場合には、市の行政のあり方そのものも変えていくという、そういう考えであります。その中で行政関連事業は、職員、嘱託職員、臨時職員も含めて職員というふうに申し上げますが、職員で必ずしもすべてしなければならないのだろうか、民間や、それからＮＰＯ、それから物によってはボランティア等でありますけども、新庄市のサービスを支える全体の見直しを職員に加えて民間や新庄に住んでいる人たちがやっていこうということで、それによってサービスの質も落とさないで満足のいく施設の管理運営ができていくんではないかという、そういう考えで進めようとしております。

今回は、現に新庄市の施設振興公社に委託しているものでありますが、今後貸し館を中心としております生涯学習施設や、それから児童センターなどについても民間やＮＰＯ、または場合によっては地元で運営していった方が効率的な運営ができていくんではないかというふうに考えて、そのように進めていきたいというふうに思っております。

労働条件とかということはありますが、それを行政の方から今この段階でどうこうと言わない方がいいのかなというふうに思っております。といいますのは、それぞれの労使の問題もありますし、それから必ずしもすべてそういう条件のもとで一括的に行われるというだけではありませんので、ＮＰＯとか地域で行う場合もありますので、ここではちょっと控えた方がいいのかなというふうに思っております。

それで、全体的には、さっき言ったように、市民全体のサービスが維持向上できて、なおかつ経費がおさまっていけば、それは全体的には市政のプラスになるわけでありますので、そういう考えで進めてまいりたいと思っています。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　ただいま市税条例の一部改正、老年者控除の廃止の内容の対象者と人数と金額についてお答えをいただきました。定率減税については、今のところまだわからないということでし

た。老年者控除の廃止になりますと、来年今まで住民税非課税という方々が住民税課税というふうになりまして、かなりの増税になってまいります。現在所得税が増税になっていると聞いておりますし、今度は来年からは住民税が増税になると、こう聞いております。これだけで済まないのではないかと思うんです。国民健康保険税、それから介護保険料への影響もあるのではないかということをわかる範囲で教えていただきたいと思います。

また、これだけでも済まないと思います。というのは、非課税ということで市営住宅の家賃、これにも影響がしてくると思いますが、これが非課税が住民税課税となった場合、市営住宅の家賃が上がると思われるんですけど、そういう方がいらっしゃらないのかお尋ねします。

それから、３つ目は福祉の面で非課税になるというのが、非課税で受けられる福祉が課税世帯あるいは課税の本人になるということで、高齢者福祉が受けられなくなる制度が幾つかあると思うんです。そういうふうに現在老年者控除の廃止というのが高齢者に増税とさまざまな施策が受けられなくなる、負担が大幅に増える、そういうことにつながっていくと思うんですが、その点把握しておられるところで教えていただければと思います。

それから、指定管理者制度についてのお話が今ありましたが、私としては結論を先に言えば、規則などで盛り込むべきことがあるのではないかなと思うんです、この条例にはない点ですけども。といいますのは、今課長さんがおっしゃった指定管理者の選び方については、公募であるとおっしゃいました。公募ということは、市内だけの今までやってきた方だけに限らず、また市内に限らず、全国的にこういった指定管理を受ける企業の方が手を挙げようとしている、そういうのにさらすことにならないのかなと思うんです。営利企業の参入に道を開くことになるのではないかなと思うんです、民間の市外のですけど。そうすると、市内の雇用状況が大変厳しいもとで、現在公社に委託しているわけですけども、今までやってきた方々の仕事を取り上げることになるし、雇用の一層の市内の悪化をもたらすことになるのではないかなと思うんです。

そういう点から提案なんですが、施設の性格と機能などを踏まえて、公募によらないで市内の団体を指定管理者の候補者として指名すると、そして申請を求めるというふうに考えるべきではないかと思うんです。市内の税金ですから、市内のお金は市内に落とすと、これが経済的にも大事な点だと思いますので、市外に吸い上げられることのないように市内に落とす、これが経済の循環に大事だと思うんで、そういうふうに公募ではなく考えてもいいのではないかなと思うんです。その際、ただ少し考えなきゃいけないのは、癒着などということと言われないように、市長や議員の関係者は親族などの経営する団体の申請などについては認めないと、こういうふうな布石を打っておく必要がありますが、そういう癒着を生まない公正であるべき原則を持ちながら市内に落とすと、こういうふうに考える点がひとつ必要ではないかなと思います。

２点目は、働く方々について一切市行政としては何も言えないというふうにおっしゃっておりましたが、私は働いている方々がやはりここで生きて子供を産んだり、育てていったりしなきゃいけないわけです。そういうことを考えたときに、やはり働く職員に対する仕事に見合う賃金や労働条件を確保するということをうたう必要があるんじゃないかと思うんです。

それから、３点目は今課長さんは経費もおさまればということでおさめる程度に考えておられますが、全国的には縮減縮減というふうに縮めようとする流れも出ておりますので、収支計画を出していただいて、機械的な縮減を求めずに、適正な必要なお金は、やっぱり働く人がこの地域で生きていける、そして結婚も子育てもできる、そういう適正な管理経費というのは必要だと思いますし、そういったことを踏まえて収支計画を出してお金を考えていくというか、縮減すればいいという考えではなくてそう

いった点が必要ではないかと思うんです。

それから、もう一点だけ言わせていただければ、やはり福祉という住民サービスの向上という点で大事だと思いますので、住民の市民参加といいますか、指定管理者に対してこうやってほしい、ああやってほしいというような、例えばプラザなんかも運営委員会ありますけども、あったように思いますが、そのような利用者の声を聞く場をやっぱりそれぞれに持たせる必要があると思うんですが、その４点についていかがでしょうか。

清水清秋議長　ただいまから１時まで休憩いたします。

午後　０時００分　休憩
午後　１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

設楽忠良税務課長　議長、設楽忠良。

清水清秋議長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　65歳以上の者で所得が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う国民健康保険税、それから介護保険への影響額ということでございますが、影響が出る方も出てきます。ただ、影響額については、所得、年金であれば年金の額とか、それから社会保険料の額、それから扶養者の数等で違ってまいりますので、影響額については現段階ではまだ把握してございませんので、御了解をいただきたいというふうに思います。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　指定管理者制度に関連してですけども、公募をする予定にしていますので、今の段階で公募に予断を与えるような答弁は差し控えたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

なお、佐藤議員の発言については、意見として承っておきたいと思います。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　税制改正で介護保険料に関する影響ということですが、地方税法上で18年度から２年間の経過措置というのがあるということで、介護保険におきましても保険料及びそれと連動している利用料について、18年度から２年間の激変緩和措置を講ずることを検討という、これ先ほどの全国の介護保険の担当課長会議の資料でございますが、検討しているということでございます。利用者の負担段階が２段階上昇する方についても、段階の上昇を１段階にとどめることを検討しているということで、決定という通知は来ておりませんが、検討しているという段階でございます。

もう一つ、非課税が課税に変わったことによって受けるサービスが変わってこないかというもう一点でございますが、先ほど昼休みざっと見てまいりましたが、１つ寝たきり老人のおむつ支給事業というのがございます。これは、国の補助と市の負担両方でございますが、市民税非課税、これは所得税非課税の方に限りますけども、そのうちで市民税が非課税の場合は月6,250円の支給ということになっていまして、これが課税になることによって4,000円の支給とサービスの額が若干下がります。さっと見たところでは、ほとんどないのではないかなという気がいたします。ただ、所得税課税ということになりますと、若干変わってまいります。

以上です。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　例えばひとり暮らしの年金250万円の高齢者の場合は所得税、住民税合わせて今年の場合は１万7,600円だそうです。これが来年から12万2,000円ということで、約７倍の増税だという、所得税と住民税合わせてですが、大変な増税になるという試算もあります。あわせて、国保税の場合ですが、ひとり暮らしで年金250万円というこの方については、賦課所得額が20万円上がることになって、所得税の所得割が8.1％というのとかけ合わせてみますと、経過措置が最後の場面になります平成20年

になりますと、今と比べると、所得割、つまり国保税については１万6,200円増額になるということだそうです。また、介護保険料も住民税非課税、今のひとり暮らし年金250万円という方は、現在住民税非課税なんですが、これが４万8,800円の住民税になりますと、介護保険料が２段階ぐらい上がりまして、正確な数字ではありませんが、２万円弱ぐらい増税になるというふうに伺っております。これでいきますと、増税額は経過措置でなくだと思いますが、経過措置を過ぎたときに今と比べると大体14万1,000円の増税、250万円のひとり暮らしの年金の方が今よりも14万円も増税になるというのだそうです。

そして、さらに福祉事務所長さんの方からはおむつ支給の金額が下がるぐらいだというふうにお伺いしましたが、非課税世帯などを対象にしたいろんな補助制度があって、高額療養費の自己負担の限度額というのが非課税世帯は低くなっておりますし、また老人保健法の医療費の一部負担金も非課税世帯であるがゆえに少なく抑えられていたものが、老年者控除の廃止によって収入は増えないのに増税ということで、これまた医療費の負担も上がってくると、こういうふうになってきます。

そういうようなことを考えたときに、これらの増税というのが低所得者や、あるいは高齢者の収入の少ない方々に大きな影響があって、市としては増収になるからいいかもしれませんが、しかし市民の暮らしを考えたときに大変な増税であったり、福祉サービスなどが受けられなかったり、利用料が上がったりと大変なことになってくるというふうに思います。そう考えたときに、増収で市に入るわけですから、その分を本当は市民生活の福祉向上に、従来受けられた福祉が受けられるような措置にしておく必要が、現在収入同じなわけですから、そういったことが市としては必要なんではないかと思うんですが、そこら辺について市長の御意見を伺いたいなと思います。

星川　基健康課長　議長、星川　基。

清水清秋議長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　この度の税制改正に伴って、国保の関係でいきますと、今おっしゃられたように、老人保健の負担区分の関係であるとか高額療養費の自己負担限度額の区分、あるいは入院時の食事療養負担限度額といったところに影響してくるかなとは考えていますが、ただその範囲であるとか程度であるとか、その辺のところまでまだちょっとつぶさに調べておりませんので、また全体的な税制改正に伴っての国保制度の見直し、これはいつも新庄市独自でということではなくて、全体的な国とか県とかそういうところでの検討の結果、いろいろな見直しが行われるべきものは行われますので、その辺の動向も見ながら考えていきたいというふうに今の段階ではそんなふうに思っております。

清水清秋議長　質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　**他に質**疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第２６決算特別委員会の設置

清水清秋議長　日程第26決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第51号から議案第59号までの平成16年度一般会計及び各特別会計決算並びに水道事業会計決算の認定を審査するため、委員会条例第６条第１項の規定により、決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決しました。

決算特別委員会委員の選任

清水清秋議長　これよりただいま設置されました決算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、議長において全議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、全議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

日程第２７議案の決算特別委員会、各常任委員会付託

清水清秋議長　日程第27議案の決算特別委員会、各常任委員会付託を行います。議案の委員会の付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

平成１７年９月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
決算特別委員会議案（９件）	○議案第５１号平成１６年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について ○議案第５２号平成１６年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第５３号平成１６年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第５４号平成１６年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

付託委員会名	件名
	○議案第５５号平成１６年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第５６号平成１６年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第５７号平成１６年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第５８号平成１６年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第５９号平成１６年度新庄市水道事業会計決算の認定について

総務常任委員会議案（３件）	ｏ議案第４２号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について ｏ議案第４８号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について ｏ議案第４９号山形県自治会館管理組合規約の一部変更について
文教厚生常任委員会議案（３件）	ｏ議案第４３号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ｏ議案第４４号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ｏ議案第５０号山形県消防補償等組合規約の一部変更について
産業建設常任委員会議案（３件）	ｏ議案第４５号字の区域及び名称の変更について ｏ議案第４６号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について ｏ議案第４７号市道路線の認定について

議案５件一括上程

清水清秋議長　日程第28議案第60号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第４号）から日程第32議案第64号平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第１号）までの補正予算５件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　議案第60号から議案第64号までの一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

議案第60号一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ8,643万2,000円を追加いたしまして、137億6,755万5,000円とするものであります。

今回の補正内容の主な点についてでありますが、第１点目といたしまして職員の給与費の補正であります。３月31日での早期退職、そして４月１日の人事異動による会計間及び各費目間の移動によるもので、一般会計では1,589万3,000円の減額となります。

第２点目でありますが、施設振興公社の会計処理に税務署の指導がありまして、消費税を５年前にさかのぼって納付しなければならなくなり、その経費として1,359万2,000円の追加があります。歳入では、火葬場管理に相当する最上町の負担分61万1,000円があります。

第３点目は、市議会議員補欠選挙費を1,055万5,000円追加いたします。

第４点目は、上水道事業繰出金1,398万円の追加でありますが、高料金対策事業として当初予算額と今年の基準額の差を調整するもので、今年度の高料金対策事業としての一般会計繰出合計額は２億970万円になります。

第５点目は、今年度からさらに５カ年間期間延長いたします中山間地域の直接支払い交付金、これの1,466万2,000円の追加がございます。

最後に、一般会計の補正財源のうち、6,000万円ほどが一般財源となっております。そのうち前年度繰越金が1,260万円ほど、さらに普通交付税から4,800万円ほど追加いたしております。

続いて、議案第61号国民健康保険事業特別会計は1,712万2,000円を追加いたしまして、38億4,333万7,000円に、議案第62号公共下水道事業特別会計は88万8,000円を追加いたしまして、15億8,006万3,000円に、さらに議案第63号介護保険事業特別会計は6,

808万6,000円を追加いたしまして、24億3,051万6,000円となっております。

私からの説明は以上でありますが、各会計の詳細につきましては、政策経営課長並びに水道課長に説明させますので、よろしく御審議をいただきたいというふうに思います。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

（武田一夫政策経営課長登壇）

武田一夫政策経営課長　それでは、議案第60号一般会計補正予算（第４号）について御説明申し上げます。

１ページお開きください。一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ8,643万2,000円を追加し補正後の総額は137億6,755万5,000円になります。各款、各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、２ページから５ページまでの第１表歳入歳出予算補正を後ほどご覧ください。

次に、６ページの第２表地方債補正ですが、サイクルスポーツセンター改修事業費が確定したことによる限度額の減額であります。

９ページからの歳入でありますが、初めに地方特例交付金及び地方交付税については、７月に算定事務があり、その結果に基づき予算化を図ったところでございます。特例交付金の決定額は１億2,873万8,000円であり、当初予算額との差額426万2,000円を減額いたしました。普通交付税の決定額は40億7,982万9,000円で、前年度対比3.8%の増となりました。当初予算39億2,000万円に比べ、１億5,982万9,000円の増となりましたが、このうち4,800万6,000円を予算化したところであります。分担金及び負担金のうち保育所入所負担金710万7,000円につきましては、入所措置児童数の増によるものであります。使用料及び手数料のうち戸籍手数料52万4,000円につきましては、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が今年度支給されますが、その請求に当たり戸籍謄本等の添付書類が必要になります。約700名ほどの該当者を想定しておりますので、若干の収入増になります。

10ページからの国庫支出金から県支出金までは、それぞれの事業費の変動により増減しております。特徴点といたしましては、国庫負担金のうち保育所運営費負担金284万7,000円の追加はパリス保育園運営費負担金の増、在宅心身障害者福祉対策事業費補助金（知的障害者分）387万1,000円の追加は、すぎのこハウスが従来までは心身障害者通所小規模作業所として事業を展開してまいりましたが、今年度から居宅生活支援のデイサービス支援事業所として事業展開を図ることによる国庫補助金の増額であります。

県支出金では、保育所運営費負担金142万3,000円と在宅心身障害者福祉対策事業費補助金（知的障害者分）193万5,000円は、国庫支出金と同様の理由による増額、山形県市町村総合交付金116万3,000円の増は、７月に交付決定された額との差を増額、11ページの中山間地域等直接支払交付金967万7,000円は、今年度からさらに５カ年間事業が延長することを受けまして増額となっております。国勢調査費221万6,000円の減額でありますが、事業はこれから本格化するわけでありますが、７月の交付決定に基づき減額となります。

次に、財産収入のうち33万円の物品売払収入は、市長車の売り払いによるものです。また、寄附金50万円は株式会社郷野目ストアから児童の福祉向上のために頂戴したものであります。

12ページの雑入、若者園芸実践塾売上代金200万円の減額は、今年度塾生の応募がなかったことにより、塾としての事業を停止しております。したがいまして、売り上げ代金収入がございませんので、減額いたします。ｅ―地域ビジネス助成金305万4,000円の追加は、財団法人地域総合整備財団からの助成金で、新庄コンピュータ専門学校が行います最上の巨木発信事業と自然案内人創造事業に対する助成であります。また、プロ野球イースタンリーグ戦入場料200万円の減額は、当初事業を新庄市が行うことでの予算措置でありましたが、その後事業主体は球団側となり、市の歳入とはならなくなったことによる減額であります。

21款の市債については、第２表の地方債補正で説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、13ページからの歳出に入らせていただきます。各科目の職員給与費については、総額で1,589万3,000円の減額補正でありますが、市長が申し上げましたとおり、早期退職と人事異動による会計間と各科目間の調整であります。このページ、財産管理費の工事請負費167万円につきましては、売却しようとしている西部運動広場から以前ございました建物の基礎部分を取り除くための経費でございます。

また、14ページ、新庄市施設振興公社補助金の1,359万2,000円は、市長も御説明申し上げましたが、施設振興公社の消費税の申告義務について税務署から指導がございましたので、過年度分の1,269万2,000円と今年度の予定納税分90万円の追加補正であります。また、自動車購入費224万3,000円は、配車した各課配置の公用車に対応するため、貸し出し車として整備を行うものであります。

15ページをご覧いただきます。市長選挙費に45万5,000円の追加がございますが、不在者投票事務委託やポスター掲示板設置費等の予算を追加するものであります。また、同時期に予定されます市議会議員補欠選挙費1,055万5,000円の追加補正でございます。

16ページ、統計調査費は県支出金の交付決定等による歳出予算の補正であります。

17ページ、民生費に移りまして、１目社会福祉総務費52万4,000円は、歳入でも御説明いたしましたが、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給事務に係る予算を追加しております。

18ページ、知的障害者福祉費では、これも歳入にございましたすぎのこハウスが通所小規模作業所からデイサービス支援事業所に認定がえになったことに対応する予算の組みかえであります。９目介護保険費の320万8,000円の特別会計への繰り出しでありますが、今年10月からの施設給付費の改正や平成18年度からの給付内容の変更に対応するために電算システムの改修が必要になります。国庫補助はあるものの定額であるため、一般会計負担を要するものであります。

19ページ３目、保育所費の備品購入費50万円は、株式会社郷野目ストアから寄附を頂戴したことに対応するためのものであります。

続いて、21ページ、衛生費、１目保健衛生総務費の12万円の追加は、小児科を要望する医師以外の医師に対する小児科初期救急診療の研修を行う経費であります。８目水道費の1,398万円の追加は、市長も御説明申し上げました上水道高料金対策費の繰り出しであります。

22ページ、容器包装リサイクル事業費の80万円は、株式会社郷野目ストア泉田店の開店に伴う収集経路の増に対応するものであります。

続いて、23ページ、農林水産業費、６目水田農業対策費の中山間地域等直接支払事業費1,466万2,000円の追加につきましては、市長が申し上げましたとおり、昨年度までの５カ年間での事業期間でありましたが、今年度からさらに５年間期間を延長して中山間地域の耕作放棄を防止するために事業を継続していくものであります。財源的には今まで同様、国、県、市が３分の１ずつとなっております。７目果樹園芸振興費の若者園芸実践塾事業費は、今年度の塾生の応募がなかったことから、事業展開が不可能となり、借地を現状復旧し、事業を清算するための補正であります。

24ページ、商工費の２目商業振興対策費にございますｅ―地域ビジネス助成事業費補助金305万4,000円の追加は、歳入にもございました新庄コンピュータ専門学校が実施します最上の巨木発信事業と自然案内人創造事業に対する財団法人地域総合整備財団からの助成金であります。

25ページからの土木費ですが、１目道路橋りょう総務費の160万円の追加でございますが、道路交通センサス調査として10月に全国一斉に平日と休日に２回実施されます交通量調査の費用でございます。２目道路維持費のうち自動車購入費120万円の追加

でありますが、現在ございますダンプトラック３台のうち１台を中古車対応での更新を想定しての増額であります。

27ページの道路の除排雪業務費につきましては、除雪車の格納整備時に指摘されました雪寒整備内容と予算との差が修繕料の379万7,000円であります。また、昨年までは１カ所に設けておりました除雪自動通報装置を北部地区と南部地区の２カ所に増設し、その地域に適合した除雪体制の通報を行おうとするものが備品購入費72万9,000円等であります。

28ページからの10款教育費ですが、２項小学校費及び中学校費ともに年度途中の施設のふぐあいに対応するための修繕料等の追加でございます。

29ページの市民プラザ費の市民活動交流ひろば事業費103万円の追加につきましては、今年10月から市民プラザのコミュニティールームを拠点として行う市内で活動する多種多様な分野の団体や地域コミュニティー組織、ボランティア等の活動がさらに活発になるように、協働による生涯学習のまちづくりを推進するための予算であります。

31ページ、12目社会体育費のサイクルスポーツセンター改修工事補助金130万7,000円の減額につきましては、新庄市体育協会が財団法人車両競技公益資金記念財団の助成を受けて行う同センターの改修工事費の決定に伴い、財団助成の残分３分の１を減額補正するものであります。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、特別会計の説明に入らせていただきます。

33ページの議案第61号国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,712万2,000円を追加し、補正後の総額は38億4,333万7,000円となります。

38ページの歳出にございますとおり、退職者療養給付費等交付金返還金592万2,000円の追加や高額療養費貸付金1,120万円の追加が補正の内容であります。

39ページの議案第62号公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。補正額は、歳入歳出それぞれ88万8,000円を追加し、補正後の総額は15億8,006万3,000円となります。人事異動に伴います職員給与費の増が補正の主な内容であります。

続いて、45ページ、議案第63号介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の補正額は6,808万6,000円の追加で、補正後は24億3,051万6,000円となります。

50ページ、歳出予算でありますが、一般会計での説明でも申し上げました介護保険給付費制度の変更に対応するための電算システムの改修費が369万5,000円であります。なお、これには49ページにございますとおり、国庫補助金56万8,000円が充当されます。前年度の介護給付費国庫負担金返還金を2,947万1,000円追加し、歳入前年度繰越金の残分3,488万4,000円を給付費準備基金に積み立てるものであります。

以上で一般会計及び３特別会計の補正予算案の説明を終わります。よろしく御審議をいただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　水道課長髙橋　敦君。

（髙橋　敦水道課長登壇）

髙橋　敦水道課長　それでは、議案第64号平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお開き願います。第１条、平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによります。

第２条、収益的収入及び支出の補正、収入の第１款水道事業収益の既決予定額13億3,090万3,000円に補正予定額1,398万円を増額し、計13億4,488万3,000円といたします。その内容は、第２項営業外収益の1,398万円の増額で、上水道高料金対策一般会計繰入金でございます。これは、国の繰り出し基準であります資本費の変動によるものでございます。

次に、支出の第１款水道事業費用の既決予定額12億5,796万2,000円に補正予定額303万3,000円を増

額し、計12億6,099万5,000円といたします。その内容は、第１項営業費用の303万3,000円の増額で、４月の人事異動による人件費、それから借上料及び上下水道庁舎空調設備修繕の増額でございます。

第３条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、（１）職員給与費の既決予定額１億2,200万4,000円に補正予定額66万3,000円を減額し、計１億2,134万1,000円といたします。

以上、平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第１号）について御説明申し上げました。御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算５件は、会議規則第37条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号の平成17年度補正予算５件は、委員会の付託を省略し、９月22日最終日の本会議において審議をいたします。

散　　会

清水清秋議長　10日、11日は休会であります。12日午前10時より本会議を再開いたしますので、御参集を願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後　１時３６分　散会

平成１７年９月定例会会議録（第２号）

平成１７年９月１２日　月曜日　午前１０時００分開議

議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２３名）

２番	山　口　吉　静　議員	３番	佐　藤　悦　子　議員
４番	星　川　　豊　議員	５番	斎　藤　　敏　議員
６番	斎　藤　義　昭　議員	７番	渡　部　平　八　議員
８番	清　水　清　秋　議員	９番	小　嶋　冨　弥　議員
１０番	小　野　周　一　議員	１１番	遠　藤　敏　信　議員
１２番	佐　藤　　隆　議員	１３番	新　田　道　尋　議員
１４番	沼　澤　恵　一　議員	１５番	中　川　正　和　議員
１６番	森　　儀　一　議員	１７番	柴　田　忠　志　議員
１８番	下　山　准　一　議員	１９番	石　田　千　與　三　議員
２０番	平　向　岩　雄　議員	２１番	亀　井　信　夫　議員
２２番	今　田　雄　三　議員	２３番	髙　山　和　男　議員
２４番	金　　利　寛　議員		

欠　席　議　員（０名）

欠　員（１名）

出席要求による出席者職氏名

市　　長	髙　橋　榮一郎	収入役職務代理者 会　計　課　長	矢　口　喜一郎
総　務　課　長	八　鍬　長　一	政策経営課長	武　田　一　夫
税　務　課　長	設　楽　忠　良	市　民　課　長	国　分　政　嗣
環　境　課　長	鈴　木　吉　郎	健　康　課　長	星　川　　基
農　林　課　長	坂　本　孝一郎	商工観光課長	羽　賀　千　尋
都市整備課長	小笠原　謙　一	下　水　道　課　長	中　部　　力
福祉事務所長	矢　口　　孝	神　室　荘　長	奥　山　　栄
水　道　課　長	髙　橋　　敦	教育委員長	伊　藤　輝　昭
教　育　長	佐　藤　　博	教　育　次　長	奥　山　芳　彦
学校教育課長	小　野　和　夫	生涯学習課長	大　江　雅　夫
生涯スポーツ	黒　坂　光　悦	選挙管理委員会	小　関　俊　也

課長		委員長	
選挙管理委員会事務局長	田口五郎	監査委員	荒川修也
監査委員		農業委員会	
事務局長	渡部秋夫	事務局長	斎藤友一

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第2号）

平成１７年9月１２日　月曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　議会運営委員の選任について

日程第　２　一般質問

１番　渡部平八　議員

２番　小嶋冨弥　議員

３番　森　儀一　議員

４番　中川正和　議員

５番　平向岩雄　議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第２号）に同じ

平成１７年９月定例会一般質問通告表（第１日目）

発言順序	質問者氏名	質　　問　　事　　項	答弁者
1	渡　部　平　八	１．市政について ２．納税対策について（各使用料も）	市　　長
2	小　嶋　冨　弥	１．アスベスト問題について ２．改正介護保険法について ３．新庄祭りについて	市　　長
3	森　　儀　一	１．角沢小学校統合について ２．地域環境づくりについて ３．パークゴルフ場の開設について	市　　長 関係課長
4	中　川　正　和	１．指定管理者制度と小さな市役所作りについて ２．市民生活に影響ある公共事業の積極的推進 ３．水道事業の完成に向けて	市　　長
5	平　向　岩　雄	１．農業総産出額の減少する状況下、米政策改革にどう対応なされるか ２．水田畑地化振興対策に係る地域水田農業ビジョンについて ３．人口減少の対応策について ４．中山間地農業研究部を産地研究室に改称したことについて	市　　長

開　　議

清水清秋議長　おはようございます。ただいまの出席議員は23名、欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、空席になっておりました総務常任委員会委員長の互選の結果が議長の方に来ておりますので、報告いたします。

総務常任委員長に石田千與三君が就任されました。また、副委員長の星川　豊君より辞任願が提出され、委員会において許可されました。互選の結果、副委員長に山口吉靜君が就任されました。

以上であります。

それでは、本日の会議はお手元に配付しております議事日程（第２号）によって進めます。

日程第１議会運営委員の選任について

清水清秋議長　日程第１議会運営委員の選任について。

議会運営委員に１名の欠員が生じましたので、委員会条例第８条第１項の規定により議長より指名いたします。佐藤　隆君を指名をいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐藤　隆君を議会運営委員に選任することに決しました。

日程第２一般質問

清水清秋議長　日程第２一般質問。

これより一般質問を行います。今期定例会の一般質問者は９名であります。質問の順序は、配付してあります一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて１人50分以内といたします。

本日の質問者は５名であります。

渡部平八議員の質問

清水清秋議長　それでは最初に、渡部平八君。

（７番渡辺平八議員登壇）（拍手）

７　番（渡部平八議員）　おはようございます。９月定例議会における一般質問をただいまから行います。

まず最初に、市長は５選への意思表明をなされましたが、今まで16年間市政を担いましたが、この長い間をどのように総括をなされ、そして今後いろんなことを踏まえ、どう市政施策を考えられておるかをお伺いします。

その中で前からも言われておりましたが、中学校への給食導入は検討会などでお話をなされているようでありますが、私どもの地区の小中４校の中学校給食を考えるアンケートを父兄サイドでとりました結果によりますと、保護者396人中給食を実施した方がよいの方が350人、どちらかというと実施した方がよいが33人、しない方がよいが５人、どちらかというとしない方がよいが７人で、およそ97％が給食を望んでおります。また、生徒の方は489人中した方がよいが305人、どちらかというと実施した方がよいが75人、しない方がよいの人は63人、どちらかといえばしない方がよいが33人となっております。これも給食を75％弱の子供が求めております。

こうした結果を見ると、市としても具体的に中学校への給食導入をするべきではないかと思われます。その方式もいろいろと検討し、自校方式、センター方式、親子方式、民間委託など含め、なるたけ早く結論を出して、親や子供の要望に応えるのが大事なことでございます。このアンケートを見たときに市側としてのお考えをお伺いするものであります。

次に、高齢者や障害者に関わる施策についてでありますが、介護保険制度が発足して６年目になりますが、この保険料は３年、制度は５年で見直しとなっているようですが、この制度が改正され、予防方面にもウエートが置かれるようですが、改正されることで現場での今までに比べ懸念されるものはどういうことが考えられ、今のままの状況では介護状況になった以後施設サービスの入所が待っている人がたくさんおり、入所待ちがおられ、保険料は納入しておりながらそうした介護を受けられないとなると、何のための保険料を長年納めているのかと、そうした方々の不満が募ってくる事態が大きくなります。そうした不安、不平、不満を少しでもなくするためにどう対処なされるかをお尋ねいたします。

次に、２点目の各種の税や使用料の納入についてですが、16年度の決算を見ても未納や未収が載っておりますが、税は国民の義務とされております。各種の納入動向はどうなっておられるでしょうか。

そうした中で、奥羽金沢温泉の入湯税の納入が決算書で見る限り思わしくないようです。ちょうど１年前にこの奥羽金沢温泉のいろんな形での市民の利用面より、市でも何らかの支援をということを申し上げまして、市長も前向きの御答弁をなされましたが、その際に入湯税の性格もあわせて申し上げました。入湯税の納税を強く求めてこれまでも数回来ましたが、その後の納入状況と、市ではどう対処なされてき、現在どうなっておられ、もし納入されていないならその理由はいかがなもので、また過去において目的税にそぐわない支出はあったのか。16年度決算ではどれだけの金額で、入湯者が支払ったいわゆる入湯税はどういうことになっているかが支払った人々は大きな疑問を持ちます。そして、一般市民は延滞したときに課される利子などはこの入湯税の場合はどうであり、今後も未納の状況が続くときに市としての取り組みをお聞きいたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　渡部議員の第１点目の御質問は、今まで16年間弱このような立場に立たさせていただきましたけども、それらを振り返って総括といいますか、どんな思いをしているかというふうなことが第１点、そしてまたこれからどういうふうな形で市政に望むかというふうなのが第２点というふうに受けとめました。総括というのはすべてが終わった時点でするのが本当かと思いますが、ただやはり16年というふうな中でいろんな出来事がありましたので、その点若干触れさせていただきたいというふうに思います。

まず、選挙時に公約をしまして、市民の皆さん方に判断していただいたわけでありますが、その公約も大きく考えてみますと約50点ほど４期の間にございました。その間調べてみますと90％ほど着手、完了したものももちろんございますが、手がけたものが９割ぐらいのことについては着手したとこであります。ただ、そのときそのときの環境、あるいは社会状況の変化等々がありまして、当然仕事についてもローリングするということも重要だというふうに思いますので、その時々の対応もしてきたつもりでありますが、特に公約について例えば最初は海外の姉妹都市の提携とか、あるいはこれはいまだに続いているんですが、大学等の高等教育機関、これの誘致も公約にずっと掲げてまいりましたが、なかなかこれらは実を結ばないというふうなこともございます。また、箱物では美術館の建設、これも公約に掲げさせていただきましたが、これも手をつけることができないというふうなことであります。その他畜産試験場を核とした農業振興センター、これも公

約の中に入れておりましたが、思うように手をつけられないと、このように公約をしたにも関わらずなかなか手をつけられない部分もございますが、90%は完了、そしてまた着手、継続中のものもございますが、そのように総括できるというふうに思います。特に企業誘致の促進は、平成元年以降立地企業36社ほどございまして、その36社の従業員の方々、大体1,250人から1,300人ぐらいの方々が団地で働いていただいているというふうなことになります。

また、御承知のように平成８年度に第３次振興計画、これをスタートさせました。その中で主要なプロジェクト、これも90ほどございますが、その中の完了した事業、これは30ちょっとございます。その他着手した、あるいは継続中のものが86というふうなことで、これも大体９割以上３次振興計画の中で計画したプロジェクトについては着手しているというふうな状況であります。

そういうふうな中で16年間振り返ってみますと、いろんな社会資本の整備も相当部分整ってきたんではないかというふうに思います。御承知のように民間のメディアで毎年発表しております都市の住みよさランキング、今の市が合併して740ほどになりましたが、その中でも特に住環境あるいは快適性については常に全国の上位を占めているというふうな結果が出ております。これは、客観的な数値をもとにのランキングでございますので、これをすべてうのみにしてこれでよしとは思いませんが、そういうふうな評価もあると、評価もいただいているというふうなことは正面から受けとめてもよろしいんではないかなというふうに思います。

こういうふうな市の総合的な振興策についてもこのような状況でございますが、これはその時々の時代の要請あるいは社会環境の変化、そしてまた当然のことながら市民のニーズ、これに応えて議員の皆さん方とご相談申し上げながらその時々の振興策、あるいは公約を積極的に展開してきたところでありまして、市民の福祉の向上にも相当寄与しているというふうに思ってはいるんですが、その反面財政の硬直化、これを招いたことも事実であります。しかし、行財政改革大綱、あるいは財政再建計画等々を策定いたしまして、他に先駆けての対応策、これを講じてまいりました。ここ２年間大変議員の皆さんももちろんでございますが、市民の皆さん方にも我慢していただくこともたくさん出てまいりました。補助金の削減、あるいは事務事業の見直し、あるいは先送り等々で市民の皆さん方にも大変御迷惑といいますか、我慢をしていただいたこともたくさんありますが、そのおがげで５年で再建計画立てているわけでありますが、この２年を乗り切れそうですので、再建のめどがついたというふうに思っております。ただ、決してこれは気を緩めたら一挙にまた厳しいとこに突入するわけでありますので、決して気緩めることなくやはり再建計画の中で今後も取り組んでいかなければいけないというふうに考えているところであります。

そういうふうな意味で、ざっとした概括的な総括はそんな状況かなというふうに思いますが、しからば今後はどうなんだというふうなことが重要なポイントだというふうに思います。御承知のように先般市民の認識度調査をさせていただきました。これは、市民の皆さん方が今までの市政、行政の事務事業の執行のあり方、そしてこれからのどんなものが重要であるか、そういうことも含めて市民の皆さん方の認識を把握するための調査をさせていただいたところであります。その結果については皆さん方にも資料としてお渡し申し上げて、詳しくは申し上げませんが、ただ重要性を認識されているのはやはり少子高齢化時代に向けて住環境の整備、特に雪対策、これについてもっともっと万全を期してほしいというふうな要望がございました。これについては当然雪対策、これは毎年のことでございますので、万全を期すべく努力はしているんですが、なかなかすべてがうまくいかない部分もございます。

その代表的な例として、やはり流雪溝の整備。40年代に無雪都市宣言をしまして散水消雪を主に取り組んだとこでありますが、御承知のとおり散水装

置も大変老朽化してきていると。また、地下水の水位も随分低下しているというふうなことで、これからはできるだけ機械排雪、これに切りかえていこうというふうなことで取り組んでおりますが、その中でやっぱり一番重要なのは流雪溝、除雪した雪をどこで処理するか。やはり流雪溝というのは大きな役割果たすわけでありますが、流雪溝の整備、これも正直言ってお金もかかりますし、相当長期スパンの事業になります。それと、一番重要な水源の問題がございます。水源については昨年、一昨年と最上川の農業用水の水を使いまして試験通水をいたしました。また、今年度は小以良川ダムの水を試験通水をいたしまして、これからの水源の確保をどのように組み合わせたらいいか、これをやっているとこであります。ただ、流雪溝の整備、これも10年、20年と長期にわたりますので、これをもっと前倒しできないかというふうなのが１つ課題になります。これについては、やはり今後考えていかなければならないのは行政がそのときそのときの予算化、あるいは補助制度を活用してやるというふうなことと民間活力、これも導入しながらやっていけないかというふうなことで、そんなことも組み合わせながらできるだけ早い整備を進めていかなければいけないなというふうに思います。

それと、また市民の皆さん方が大変懸念され、そして定住化、これを確保するにはということで雇用の場の創設、創出、これが認識度調査の中では相当高い部門を占めております。従前企業誘致、これには全力を尽くしてやっておるとこでありますが、先ほど申し上げましたように福田の工業団地には43社今立地していただいておりますが、まだまだ宅地がございますので、これについてももっと来ていただくように誘致活動するとこであります。ただ、今までの企業誘致に対する助成制度、これも時限立法でやっておりますけど、これはやはりこれだけでいいのかというのは疑問があります。事業所についてはこの助成制度ございませんので、その辺の事業所を誘致した場合にも何らかの助成制度を加えるというふうなことも検討していかなければなかなか企業、あるいは事業所の誘致が難しいのかなというふうに思いますので、この辺のところも１つは検討課題かなというふうに思います。

それと、やはり中心市街地、中心商店街の活性化というふうなこと、これも大きな課題の１つとして市民の皆さん方の認識にあります。やはりいろんなライフスタイルの変化もあると思いますし、地価の高騰とか、あるいは車社会とかいろんな要因がありまして、どうしても中心市街地から生活拠点も分散して周辺の方に張りついていくというふうなこと、したがって中心市街地、中心商店街の中がどうしても厳しい状況にあるというふうなのが現実だというふうに思います。

そういう意味から、この中心市街地においてももちろん買い物、これは個店、個店の御努力も当然必要でありますが、買い物以外にも魅力のあるような空間をつくっていくというふうなこと、そのためにはいろんな歩道の整備、これは昔語りとかいろんな歩道の整備もしておりますが、駐車場もそれぞれの商店街でいろいろ工面をしておりますが、やはり物理的な問題からなかなか駐車場を広々としたところをとるというのは非常に難しい部分がございます。そういう意味から中心市街地の中にもいろんな事業所、あるいは公共施設も現在もありますけども、そういうふうなものを中心市街地の中に立地していくとか、あるいは事業所、これいろんな事業所あるわけですが、今までどちらかというとそういうとこから抜けていく、徹底していくという部分が多かったんですが、何とかそういうふうな事業所がもっと市街地の中に入り込めるような、立地できるような環境づくりをしていくと。

今中央の方と話をしておりまして、まだはっきり申し上げることできませんが、そういうふうな事業所も何とか物にしていきたいというふうなこと。その中に中心市街地の中にそういうふうな居住空間あるいは事業所あるいは公共の場所を立地することによって、中心商店街もそれと同時に活性化してい

くというふうに思います。これひとつまた大きな課題であります。

また、その次あたりにやはり保健医療の充実、医療体制の充実があります。いろいろ医師会の先生方、また県病の先生方も一生懸命頑張って保健医療の充実に努めていただいておりますが、先般の保医協、保健医療協議会の中でもいろいろ議論になったんですが、やはり夜間あるいは休日の診療所、これの救急診療所が定点化というふうなのが盛んに議論になっております。この定点の診療所がないのが今のとこ最上地域だけというふうなことでありますので、これも今後議論を煮詰めていく必要があるかなというふうに思います。

その他やはり乳児の予防接種、これも何とか無料化をしていくような方向で「いきいき健康づくり新庄21」というふうな計画を立てておりますが、これを何とか着実に実行していかなければいけないというふうに考えております。

それと、もう一つ、やはり大きなのは県病今大規模改修で現在手がけていただいておりますが、最終的には県病の全面改築、これずっと要望してきておりますので、これも旗をおろさないでずっと要請していくと。その中で医師の先生方の充実とか、あるいは機能の強化、高度医療に対応できるような設備、これについては今後最上地域の１つの核として県病が今もしていただいておりますが、より高度な県病の形をとっていくというふうなことで取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

それから、やはり関心が高いのは福祉の問題であります。今高齢者福祉についてはいろんな施設、その他かなり新庄あるいは最上含めて充実してきております。まだまだ足りない点もちろんあるわけでありますが、そういうふうなことからこれから待機者もおりますので、今後も例えば新庄で前から計画しておりました神室荘の民間委託、これもちょっと今足踏みしているとこでありますが、これもできるだけ早く当初の計画どおり進めていかなければいけないというふうに思います。

ただ、一番福祉の中でも高齢者福祉についてはいろんな場面でいろんな手当、いろんな制度で国も挙げてかなり取り組んでいるんですが、今これ一番恐れているのは少子化がこれ以上進むと果たして生産年齢、生産人口が少なくなるというふうなことになりますと国力の脆弱化といいますか、国そのものが非常に基盤が弱くなるんではないかというふうな懸念があるわけであります。そういう意味から少子化に対する対応策、これをどうするかということはこれ一自治体だけではなくて、国挙げてもっと積極的に対応していかないと、人口問題研究所の発表によりますとかなりの人口の減少、これ20年後、30年後あるいは100年後なんていうとあくまでも予測ですが、何百人しかいなくなるなんていうふうな予測も出ております。こんなことで、やっぱり特に新庄、最上のようなところではなかなか社会増というのはこれからは爆発的な期待というのは非常に難しい部分があるというふうに思います。

特殊出生率につきましては新庄市も1.6何ぼで県平均あるいは全国平均よりも高く、そして県内で13市の中では一番高い状況示しておりますけども、人口を維持する出生率は2.07、2.1ぐらいやはりないと、理論的には人口が自然増として維持できないわけでありますので、新庄もその率には届かないというふうなことで、これをどういうふうにして維持していくかというのが大きな課題かなというふうに思います。

そういう意味から保育の問題、やはり子供を育てる環境をどういうふうにしてつくっていくか。これは、保育所も含めた保育環境もあると思いますし、それとやはり今お父さん、お母さん共稼ぎの御夫婦が多いわけですので、そうやって働きながら子供を育てられるというふうな環境づくりをしていくというふうなことも当然もっと考えていかなければいけないというふうに思います。

それと、例えばうちでももみの木祝金というふうなことでやりましたけども、一時的な祝金制度、これも各市町村でやっているところがあります。し

かし、これは果たして一時的な祝金で、じゃ子供を産むかというと果たしてどうなのかなというふうな思いもします。今非常に晩婚化しているというふうなこと、ですからどうしても子供さんたちの産む人数というか、そういうのが低くなる。それと、やはり社会観といいますか、人生観といいますか、そういうものも大きく変わってきているというふうなことで、なかなか出生率が上がらないというふうな現実がございます。でも、このまま放置していったらこれ国としても大変なことになりますので、国、地方挙げてやはり少子化に真剣に取り組んでいかなければいけない。１つの大きな課題だなというふうに思います。

それから、教育問題。給食も含めて教育問題についてもお話がございました。やはりつい先日、12年前に起きました明倫中学校の出来事について最高裁の判断が示されました。あれから12年たつわけでありますが、非常に思い出す度に痛ましい悲しい出来事である。これは私だけではなくて、皆さんも同じだというふうに思いますが、あれ以来命の尊厳を根底に据えた心の教育、これをずっと続けてまいりました。また、教育の環境といいますか、社会環境といいますか、これも年々変化していくわけでありますが、その時々にやはり対応した教育方針をとっていかなければいけないというふうなことで、新庄市の長期教育プラン、これ御承知のとおり昨年策定いたしました。この教育プラン、これを基本として今後も教育行政を進めていくわけでありますが、あくまでもやはりこれはそのときそのときの社会状況、教育環境に順応できるような形で今後も進めていかなければいけないというふうに思います。特に先ほどから申し上げておりますように少子高齢化の時代、そして経済環境、社会環境に対応するために、もう幼児期から老齢期までといったらいいんでしょうか、各世代ごとに見合った学習機会の創出を図ること、これは非常に重要な教育課題であろうかというふうに思います。

先般新庄まつりございました。これについては御承知のとおりでありますが、その中で踊りの方々、450人の踊りパレードあったとき、行政報告でも申し上げましたけども、そのとき静岡から来た踊りの会の会長さんが新庄まつりのすばらしさを賛辞していただいた中で、やはりこうやってまち中の若連、それから農村部の若連、そして特に子供たちが山車を引いて一生懸命頑張っている。大きなかけ声をかけて歩いている。あるいは、後ろで囃子の中にも子供たちがいる。こういうふうなことを見て、やはりこういうふうに大人の人たちの一生懸命やっている背中、姿を見ていると、子供たち非行とか、あるいは余り悪さをする人というのは少ないでしょうね、いないでしょうねというふうなお話がありました。私もそのとおりですというふうに申し上げたんですが、こうやってみるとやはり教育というのは教育現場だけではなくて、当然地域、そして家庭、この三位一体の中でやっていくというのが教育の原点だというふうに思います。特に構えたところではなくて、いろんな場所にいろんなところに教育の材料が転がっているんだなというふうな、その話を聞いて思ったとこでありますが、そういうふうなことを根底にして、地域と家庭とそしてもちろん教育現場と三位一体の中で、これからもたくましい新庄っ子を育てていくように、これは教育委員会を中心として今取り組んでいるところであります。

その中で給食の問題も取り上げられました。お話にありましたように、いろいろアンケートをとられたその結果、署名簿も頂戴しております。やはり給食に対する思い、熱意というのは非常に強いものがあるというふうに感じております。そういう中で先般第１回目の会議を開いたとこでありますが、給食問題を考える検討会、これを設置いたしまして、これはあくまでも中学校の給食ということも視野に入れて、やるとすればどんなふうな方法があるか、どんな形であればやれるかということも含めた中で検討会を設置いたしました。いろいろ１回目で議論があるようでございますが、この検討会のやはり結果も重く受けとめながら、これから教育委員会を中

心として今後の方針、これを掲げていくと、進めていくというふうなことになろうかというふうに思います。

ちょっと雑駁な話でございましたが、少し振り返りながら、また今後の展望も含めてお話を申し上げました。ひとまず壇上から終わらせていただきます。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　申し訳ありません。２点目の入湯税の問題について、ちょっとお答え申し上げます。

税収入についてここ数年の景気低迷の影響等がございまして、あるいは事業もうまくいかなかったというふうなこともありまして、会社も倒産したり、あるいはリストラをせざるを得ないというふうなことで、高額滞納者が若干増加傾向にあることも事実であります。いろいろ法的手段を講じながら滞納者に対しては納税を促しているとこではありますけども、収納率は平成８年度、これをピークにして年々減少しているというふうな状況であります。

県内の各市、13市を調べてみますと県内の13市も大体同様の傾向がある。これ社会全体の状況が影響しているのかなというふうにとらえておりますけども、だからといってこれ黙っているわけにはもちろんいかないわけであります。また、使用料等々につきましても、これも利用の対価として使用者から徴収するわけでありますが、これは公共サービスの財源としての税金と性格が異なるわけでありまして、各おのおのの使用料収入については大体前年度と同じような収納率で推移しております。

御指摘の入湯税のことでありますけども、これの未納額については一昨年度から大口の特別徴収義務者、これが徴収した入湯税を納入しないことが増えております。どの程度かというふうなことでございますが、16年度末で全体の入湯税、これ決算書に出ている金額でありますけども、1,197万円ほどになっております。

その理由はというふうなお尋ねがございましたけども、相手方といろいろ交渉の中での理由についてはやはり入湯税の使途についての不満というか、考え方の相違というか、そういうふうなところが１つ原因としてあるようでございます。使途についてはいろいろ説明して、税の納付をお願いしている状況であります。

この目的税について、過去そぐわない支出、使用があったのかというふうなお話がございましたが、この入湯税につきましては地方税法に定めておりまして、市町村が環境衛生施設あるいは鉱泉源の保護管理施設、また消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備、また観光振興の費用に充てるというふうなことがこの目的税であります。目的税については、これは国庫補助金などと違って使途が特定されない広い目的のための一般財源というふうなことになっておりまして、したがって従来から納入された入湯税につきましては各年度に収入された全額、これをそれら目的のための財源として充当しております。

また、この事業者につきましては、入湯税はお話ありましたように納税義務者である入湯客、お客さんから徴収した預かり金であるというふうなこと、これ再三にわたって説明を申し上げているんです。申し上げながら、速急な納入を催告しているとこでありますが、現在のところは先ほど申し上げましたように納入がされていないというのが現状であります。

延滞金はどうなんだというふうなことなんですが、これはやはり納期限までに納付されない場合には納付遅延に対する制裁として課せられる性格から、納付日までの分については当然のことながら延滞金も納めていただくというふうなことになります。今後もこの課税については粘り強く交渉をして、何とか納付していただくように努めたいというふうに思います。

７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。

清水清秋議長　渡部平八君。

７　番（渡部平八議員）　久しぶりで市長の自分の考えというか声、今日私市長の答弁を聞いておりまして意気を感じました。これからもそういう気持ちで、11月はどうなるかわかりませんが、もし市長の望みどおりなったときは今のような考えですか、自分の生の声を市民にぶつけるというか、ぜひそういうことを期待したいと思います。原稿も見ずに、今日は本当に市長の生の声であったなと私聞いておりました。

それでは、再質問に入りますが、この前市民号でちょっと私も行ってきましたが、そのときに舟形の町のちょうど孫さんを持っている女性の方々と４人とお茶飲み話というかしたときに、合併の話がその方々から出ました。そのときに新庄は給食もない、スクールバスもないと。そういうことが物すごく話題になっておったんですが、一般の方は財政がどういうふうな構造になっているとか、どういう今置かれているとか、そういうことより身近に自分たちが肌に感じる生活に物すごく興味持つわけ。新庄と合併すると給食もない、スクールバスもないと。そういう意味で、私はこれはそろそろ中学校の給食も導入すべきでないかなというふうに強く感じてお話を聞いてきました。

それで、教育長さん、今市長は中学校給食を視野に入れてというような御答弁なんですが、私は給食導入を前提としてするにはどういうことがあるのか。どういうネックがあるのかと、そういうことにウエートを置いてするかしないかという前にこれだけの大勢の方々が求めるわけですから、九十何％も七十何％も。その子供なり父兄に応えるのが私は教育行政、一般市政と、こういうふうに思っております。そういう意味で給食導入を前提にしたこれから具体的な進め方をしていただきたいと、こう思うんですが、この点教育長、いかがなもんでしょうか。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　先ほども市長からもありましたけども、学校給食検討委員会をこの度立ち上げまして、第１回目を実施したわけですけども、ちょっとその経過について御説明しながらお話ししたいと思います。

昨年度完成した長期教育プランに今後の食指導の重要性が強く出てきました。これは、国の食育基本法の前文の中にも今何よりも食指導が重要であるというふうにうたわれております。これらを受けながら検討委員会を立ち上げたわけですけども、その後北部の各学校のＰＴＡの方々から中学校給食の実現をというアンケートの結果をもとにした陳情書もいただいております。それらも十分に参考させていただきながら検討委員会で検討していくわけですけども、今回の検討委員会の視点として３点上げております。

その１点は、食に関する正しい知識と望ましい食生活、食習慣の育成を図るために食指導のあり方について検討する。２つ目は、新庄市の学校給食のあり方について総合的に検討していく。３つ目として中学校給食実施の場合、給食提供方式を含めて検討していくという以上３点その視点として上げております。これから１年余りかけて検討していくわけですけども、来年度は、18年には小学校給食についての検討とか中学校給食の是非についての検討、さらに先進地の視察も行ってまいります。19年の１月にその報告書をまとめてもらって、それを受けながら市としては総合的にそれを判断していくという考え方でおります。

先ほど中学校給食を前提にしてというお話ありましたけども、やはり第１回目の検討委員会の中でもさまざまな議論があります。確かにアンケートの結果はあるわけですけども、今食を通しての家庭とのきずなはやっぱりこれは大きいんじゃないかというような議論もあります。また、やはり家庭では学校給食でやれる栄養価値、科学的にきちっとした給食、食というのはなかなか難しいという現実もあります。もちろん共稼ぎの方々も多いわけですので、それらを含めて中学校給食をどう考えていくべきかということをいろんな議論を交えながら進めていき

たいというふうに考えております。

７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。

清水清秋議長　渡部平八君。

７　番（渡部平八議員）　この手元にアンケート結果ですか、これも実は見させてもらったんですが、子供たちの意見、小学校ですごい意見出てくるもんだなと思って私見させてもらったんです。ほとんどの子供たちが早く給食をしてくださいと、これ望んでおります。検討委員会の方でいろいろこれからお話はなると思うんですが、こういうものをつぶさに見てもらって、地域の方々の声を聞いて、ひとつなるべく早くお願いしたいと思います。

それから、入湯税ですか、使途について不満があると、こういうことを交渉の中であったというんですが、今市長の答弁聞いてますと目的税にそぐわない使い道はしてこないと、時間ですので、これからも根気よくお互いに語って、いい形で本来の新庄市が出資した意思に沿うように進めてもらいたいと思います。

以上です。

清水清秋議長　ただいまから11時まで休憩いたします。

午前１０時５０分　休憩
午前１１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

小嶋冨弥議員の質問

清水清秋議長　次に、小嶋冨弥君。

（９番小嶋冨弥議員登壇）（拍手）

９　番（小嶋冨弥議員）　御苦労さまです。９月定例議会２番目の質問をいたします新政倶楽部の小嶋冨弥であります。きのうの衆議院選挙の開票を見るために遅くまでテレビをご覧になり、お疲れの方もあろうかと存じますが、暫時の間御清聴のほどをよろしくお願い申し上げます。

私が本議会において発言通告いたしましたのは３点であります。順に従ってお尋ねいたしますので、御答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、お尋ねいたしますのはアスベストの問題についてであります。今日アスベストによる健康被害問題が全国に広がり、大きな社会問題になっています。アスベストは静かな時限爆弾とも言われ、申すまでもなく石綿アスベストの細かな繊維が飛散し、これらを吸って20年から30年、あるいは40年の潜伏期間中これに起因し、肺がんや悪性中皮種というがんが発生すると言われています。今年の６月29日、クボタが兵庫県尼崎市の旧神崎工場での周辺住民を含めた健康被害を発表してから大きな不安と恐怖が起き、大変な社会問題になりました。人体に深刻な影響が指摘されているアスベスト、７月10日の朝日新聞によると石綿製品をつくる会社が中心の20社でこれらの従業員277名が死亡、また業種別では金属や運輸、造船でも死者があるのではないかと調査中であると報じています。

私たちの住んでいる地域においてはこれらのメーカーや事業所はありませんが、県の調査では県関係40の施設で石綿使用との調査結果を９月１日に公表いたしました。調査内容は、工事記録や図面をもとに国や業界団体などがアスベストが含まれるとした製品について使用の有無を確認、資料が残っていないのは県工業技術センターで分析した上、それぞれ対策の状況を調べたと山形新聞の当日の夕刊に載りました。それによりますと、私たちの身近なところでは県立新庄病院、高圧滅菌室天井壁面が未処置の施設とあります。各自治体は、飛散調査や大気汚染防止法の規定上の石綿が使用されていないかを調査しています。

長井市においては、市の管理する施設でアスベストの使用が確認されたことを受け、８月31日、アスベスト問題対策本部を設置しております。山形市において市の所有する49施設、健康被害が問題とな

っているアスベストを含有する恐れのある吹きつけロックウール工事が施されていることを受けて、市は８月31日まで３日間にわたり49施設のすべてのロックウール石綿のサンプリングを終え、１カ月後に出る結果を受け、管財課で対応を協議するとのこと。このように多くの市町村において調査をしております。

そこで、私は当市の保育所、学校を含め公共施設での調査、対策はどのように図られているのかお尋ねいたします。本当に利用者、使用者が安全、安心なのでしょうか。

それでは次に、２番目の質問に移りたいと思います。改正介護保険法についてであります。介護保険制度が発足してから５年、この６月22日、改正介護保険法が成立いたしました。制度ができてから初めての大幅な改正で、要介護度の低い方には予防を主としたメニューを取り入れ給付費を抑制、特別老人ホームなどの介護施設の入所者から居住費と食費を原則負担してもらうとの２点に集約されると認識しております。また、将来の給付費増を抑えるために保険給付範囲を絞ることになります。居住費と食費負担は10月から始まり、その他は来年度から実施になるわけです。従来以上に市町村の役割が増大、準備作業は待ったなしとなっていると思います。この改正の裏には、今の現状では介護保険制度がもたないと厚生労働省が踏み切ったからと思います。

介護保険のスタートした2000年度の介護保険の総費用は３兆6,000億円、本年度は６兆8,000億円と見込まれております。膨らんだ最大の要因は要介護者認定の増加で、要介護認定者が218万から408万人に拡大、そのうち特に介護の必要度の低い要介護支援と要介護１が84万人が２倍以上の200万人に増えたのが大きいと言われています。山形県もこのような傾向になっており、2000年度から2004年度の４年間で要介護認定者は４年間で57.8％増、要介護１は２倍以上、要支援は41％増、介護給付費は2000年度実績406億円から2005年度見込みでは76％増の716億円で、全国平均並みの伸びを予想されています。これは、６月24日付けの山形新聞の社説で報じております。６月４日に厚生労働省が公表した2004年度の介護保険財政の結果によると、全国の赤字団体は290で、合計金額は151億円、そのうち県内では５団体、金額は１億200万円となっております。

今回の改正介護保険法のポイントは５点とされています。１つは、要支援、要介護１の軽度者を対象とする新たな予防給付の創設、２つ目は介護保険法施設の居住費と食費の自己負担、３つ目は地域密着型サービスを創設、相談窓口となる地域包括センターを設置すること、４つ目はケアマネジャー資格を更新制とし、研修を義務づけること、５番目に介護サービス事業者に事業者情報の開示を義務づける。このような改正を受け、市でも準備に着手しておることでしょう。大変な作業と思います。民間業者との連携、公平、公正な要介護認定、事業の情報公開開示、安心と信頼を得るためのマンパワー養成などのきめ細やかな事業展開が大事であります。介護情報の周知、啓発活動、また予防プランを作成するための地域包括センターの設置はどのようになさるのか、新予防給付の対象になる地域支援事業とはどのようなものかお聞きするものであります。

次に、３番目の新庄まつりについてお尋ねいたします。江戸時代の宝暦６年に、ルーツとされる戸沢藩の氏神様の天満宮様の祭りが長い歴史の中で少しずつ変貌を遂げながら、今年で250年目の記念として新庄まつり250年祭が盛大に行われましたことは、多くの市民の共感と理解を得たものと私は思います。連綿と受け継がれてきた地域、郷土固有の貴重な文化財産、それをしっかりと後世に伝え、市民の誇りと郷土愛をさらに高め、そして日本の代表的な祭りを目指すとしたこの250年祭は誠に意義あるもので、新庄市の歴史に深く刻むものです。今回の事業展開をなされた関係各位に心から感謝いたします。記念事業における執行予算2,516万円は、人手54万人の賑わいを醸し出し、またこれらに伴う大きな経済効果、そして市民の結束力を生みました。さきの市長の行政報告で触れられましたが、市民の元気、やる気を

引き出し、郷土の誇り、愛情、新庄人のふるさとの連帯性が生まれたとありましたが、まさに私も疑う余地はなく、同感であります。民意の高揚に十分寄与したものと思います。

私は市民の負託を受けた議員の一人として議会においては厳しい指摘や、また意見を述べます。しかし、市民の目線で、今年の250年祭の事業展開においては職員の多くの方がよくやったことを申し添えたいと思います。もちろん関係各課の皆さんは、職務としての仕事以上に多くの職員が懸命にこの祭りの意義を理解し、汗を流したことです。交通整理、駐車場管理、祭り運行の手助け、そして早朝のごみ拾い等々裏方に努め、そして町内の祭りそのものに関わり、活躍した職員が多くいたからであります。御苦労さまでした。こういう姿が市民から見るとパートナーシップの行政の理解を深めてくださるような気がいたします。

250年祭を成功するため昨年からのプレイベント、今年に入りＮＨＫとのタイアップ、歌手、石原詢子さんのふるさと歌謡ショー、ライブ、ＢＳ放送の山田邦子さんの「商店街の達人」等々公共のマスメディアに対しての取り組みも250年祭の強いアピールになったと思います。担当課の粘り強い交渉と努力の結果と聞き及んでおります。また、７月23日の市内の幼稚園、保育所のちびっこ山車まつりも誠にほほ笑ましく、的を射た新庄ならではの企画でありました。山車人形展をはじめ多くの事業が祭り本番に向けて進み、27日の記念パレードはまさに大勢の人手と記念パレードにふさわしい事業となり、新庄の心意気を内外に示し得たものと思います。

しかし、これのみならず、大きな事業においては検証と評価は必要と思います。まだ祭り余韻のさめやらず、今議会において新庄まつり250祭の検証及び評価をお聞きするものであります。また、今後100年後も途絶えることなく、さらにさらなる隆盛を重ね、自他とも認められる日本の代表する祭りを目指す総合的な新庄まつり振興策、百年の大計がありますが、市長は250年祭を契機に、これを生かすべきとのさきの行政報告でお話なされました。今後の祭りのあり方はいかようにあるべきかをお伺いいたしまして、通告いたしました壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　第１点目は、アスベスト問題についてお尋ねがございました。いろいろ小嶋議員も調査された状況、内容についてお話ありましたので、その辺のところは省略させていただきますが、端的に言うとアスベストは飛び散るというふうなことから、これ吸い込むことが問題というふうに言われておりまして、その繊維がやはり空気中に浮遊しているような状況、これが非常に危険だというふうに言われております。そのため、露出した吹きつけアスベスト、これが使用されている場合については劣化することによって繊維が飛散するというふうなことでありますが、板状に固めたスレートボードあるいは天井裏、壁の内部にある吹きつけアスベストからは通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性というのは非常に低いというふうにも言われております。

そこで、市の管理している施設についてどうだというふうなことでありますが、この市の管理施設につきましては当然安全確保、これを徹底して行うために８月８日から８月31日までを調査期間といたしまして、市の管理する147カ所をこれは目視、あるいは設計図書の確認によりまして吹きつけのアスベストの調査を行ったところであります。その結果、萩野中学校におきましてはアスベストの使用が確認されておりますが、この施設は昭和62年にその使用が社会問題となった際に設計図書からアスベストの吹きつけが疑われまして、これのサンプル調査を行いまして、３カ所で確認したとこであります。いずれも屋根裏の鉄骨への吹きつけというふうなことでありましたんで、これ天井張りまして、いわゆる囲い込みの措置を講じているところであります。この

度の調査においても天井に損傷がないこと確認しておりますので、飛散の恐れはない状態であります。

また、市民文化会館機械室の天井、ふるさと歴史センターの機械室の天井、また北新町団地受水槽室の屋根裏、道路維持管理センター１階の天井の一部、これら４施設の４カ所につきましてはその使用が疑われるものもありますが、一般入館者等市民が立ち入る場所でもないことから、そんなに悪影響はないと考えておりますけども、なおサンプルによりまして含有調査、これを実施しております。その調査結果に基づきまして除去あるいは封じ込め等粉じんが飛散しない措置を講じるなど、恒久的な対策を実施したいというふうに考えております。

なお、この調査結果については去る９月５日でございましたが、報道機関の方にその結果については発表したところであります。

それから、２点目は介護保険の改正についてであります。御指摘のとおり改正の法律が６月に成立いたしました。この改正は、発足時に匹敵するほど大幅なものというふうに言われておりまして、高齢化の進展等社会経済情勢がいろいろ変化しているというふうなこと、それにどう対応していくか、どうしたら持続可能な制度になるかというふうなこと、これらを構築することを目的として高齢者の尊厳を保持しながら、高齢者の皆さん方が有する能力に応じて自立した日常生活を営んでほしいというふうなこと、こういうふうな社会を実現するための介護保険の改正というふうなことが目的となっております。

御指摘のように、来月からの施設における居住費、食費の見直しから始まりまして、18年度から本格的な実施ということになりますが、最大の骨子はこれは介護予防を重視した施策へ転換していこうというふうなことでありまして、来年度からのスタートに向けて本市でも高齢者の健康福祉計画に有効に反映させることができるよう現在準備作業を進めているところであります。

この介護予防重視の最大の施策でありますが、現在の予防給付の見直しと地域支援事業、これの創設であります。まず、予防給付については最も軽度な要介護状態にある高齢者の認定見直しが基幹的な改正点というふうなことになりますが、状態の改善が期待できる場合は既存のサービスに状態の悪化防止のためのメニューを加えたサービス等効果的に実施するなどして展開してまいる所存であります。また、地域支援事業でありますけども、これは介護、または支援を要する状態になる恐れのある高齢者、これらを対象とした介護予防事業、これを主とするものでありまして、そのサービスは現在の老人保健事業の基幹部分であります在宅福祉事業とこれを効果的に再編していこうというふうなことで、そして新たに介護保険制度の中に位置づけをして実施してまいります。適切に提供し得るサービスの種類、その量は、今後高齢者の健康福祉計画に盛り込んでいくことになります。これらの予防給付と、あるいは地域支援事業のいずれもが要介護状態の軽減、防止を目的とするものでありますので、この２つの事業のサービス、これを包括的にマネジメントすることが必要でありますので、この重要な役割でありますが、これを担う機関として地域包括支援センター、これの創設がすべての保険者に求められているということでありまして、市では地域包括支援センターの設置に関しては健康福祉計画の推進委員会に諮るなどして、この地域の社会福祉の推進に実績があり、また高齢者福祉の進展に主導的な役割を果たし得るというふうに判断される方に委託するのが最善というふうに考えているところであります。

また、保険者の機能が強化されることになりますので、従来は都道府県で行っていた事業所への監督指導の多くが、これは市町村で行うことになります。このため関係する法人等と協議を重ねまして、あるいは介護保険の関係事業所で構成する地域のケア会議がございますが、その中での情報交換を通しまして、制度改正に円滑に対処できるよう啓発に努めていきます。この10月からの一部改正の施行に合わせて利用者あるいは市民にいろいろ周知啓発をしていかなければいけないわけでありますが、広報等

を利用し、また適当な時期に順次効果的に広報を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、第３点目、新庄まつりについてであります。一部行政報告もさせていただきましたが、小嶋議員もこの250につきましては大変評価をしていただきました。これは、誰がどうしたかというふうなことよりも市全体、市民全体がこの祭りにかける意気込みが非常に大きかったというふうに今回の成功を生んだというふうに言えると思います。そういう中でやはり各関係団体の皆さん方が大変な御苦労をしたわけでありますが、その辺を小嶋議員も御承知のとおりでありますけども、若干御報告をさせていただきますけども、今回の250年祭、これは御承知のとおり大きく分けて２つの柱を立てて準備をしてまいりました。

１つは、史上初めてというふうなこと、４日間の開催日というふうなことであります。例年３日間行っているわけでありますが、これを１日延長してより多くの方々に伝統の祭りを見ていただきたいという試みでありまして、これを実施するために準備段階でいろんな議論があったというようなことでありますが、結果的には４日間をしたというふうなことであります。

２つ目は、この記念パレードのテーマ、これを昔の祭りというふうなことで、これを再現したことであります。萩野仁田山の鹿子踊り、まち中での演舞の復活というふうなことで、あの激しい踊り、これを市内３カ所で舞っていただくなど大変頑張っていただきました。市民の方々もじっくり鹿子踊りを見たのは初めてだなんていう人が結構多くて、これも御苦労おかけしましたが、大変よかったなというふうに思います。

それから、御輿渡御行列も同様でございまして、これもじっくり見た方、余り見たことなかったという方が大変多くて、特に業師の方々の傘回しとか、あるいは挟み箱、こういうふうなものも目の当たりに見て大変喜んだ市民、観光客はもちろんですけども、市民の方々も実際多かったというふうに伺っております。山車につきましても皆さんご覧のとおりでありますが、今年は特にやはり250というふうなことで連盟の皆さん、若連の皆さん大変気合いが入ったんだなというふうに思います。ご覧になったように、どの山車もそれぞれがバージョンアップといいますか、非常にスケールアップしていずれ劣らぬ見事な山車製作、山車をつくっていただいたというふうなことが言えるというふうに思います。多くの方々に大変大きな感動を与えたというふうなことも言えるんではないかというふうに思います。

また、特に27日１日余分にしたんですが、正直言って27日ちょっと心配した経過がございます。ということは、今まで３日間でやっていて27日プラスワンですので、これ果たして相当宣伝はしたつもりですが、果たしてそれが周知されているか、行き渡っているかということが非常に心配がありました。ですので、当日あそこにあれだけの観客が来てくれて、ある意味感動を呼んだんですけど、その中でもあの狭いところで山車がすれ違う様、そしてけんか囃子が再現した、復活したというふうな、このときの囃子若連の大変な意気込み、これがやはり多くの観客のこれもまた感動を呼んだというふうなことです。それと、また感心したのはすれ違うときに結構山車のかじさばきというか、これが非常に難しいとこあるんですが、これも非常に見事なかじさばきをしてうまくすれ違ったりなんかして、その辺すべてが何か上手にいったなという、それだけこういうことにかける意気込みが感じられたことであります。

まち中に囃子がこだまして、迫力ある演奏していただいたというふうなことで、この前の囃子若連の皆さん方にも申し上げたんですが、ぜひけんか囃子という言葉も久しぶりに聞いたというか余り聞いたことなかったんで、この言葉もぜひ何とか残せないかというふうなことで、非常に人々にアピールする１つのフレーズだなというふうに思いますので、この辺のところもこれから各団体集まって反省会今月の22日に行う予定であります。いろんな課題出て

きます。成功してよかったという面とその中でもやはり反省すべき点もあります。あるいは、今後の課題もあります。そういう点からその中でいろいろ協議をいたしまして、今回の250の成功を何とかそのまま引っ張っていければいいなというふうに考えております。

また、この度は新庄の市民の皆さんだけでなくて、多くの応援もいただきました。例えばその１つに、オープニング飾った全日本民謡指導者連盟から全国から踊り手さんが350人、これ行政報告でもいたしましたが、350人、地元入れまして450人のパレードというふうなことで花を添えていただきました。250を記念して250人の踊り手さんに来ていただきたいというふうなことで募集したんですが、これが350人というふうなことになりまして、大変豪華な踊りパレードになったというふうなことであります。また、金山の方から24、25日と山車１台特別参加していただいたというふうなこと、両日のパレードは新庄市の山車21台、そして金山入れて22台というふうな、これも史上初というふうなことになりまして大変華やかなパレードにしていただきました。また、お話にありましたようにメディアの方でも250については大変関心を持っていただいて、いろんな場面でいろんな状況で取り上げていただきました。特にＮＨＫが生放送で、史上初めて24日の祭りの模様が全国に紹介されたというふうなことなんかも特筆すべきことではないかなというふうに思います。

このように多くの方々がいろんな面で一緒になって参加していただいて、一緒になって工面して汗を流してこのような結果になったとこでありますが、また特に報告申し上げたいのは加えてあれだけ50万人以上の方が来るんで、やっぱり終わった後のごみとかそういうものは、これは心配されたんですが、終了後のごみの持ち帰りのマナーといいますか、これも非常によかったというふうなこと、これも御報告申し上げておきたいというふうに思います。

今回そういうふうな意味で大成功というふうに総括したいというふうに思いますが、これの250の一番最後の締めくくりとして10月１日、２日に山形のビックウイングで、これは千門町の山車が出演するというふうなこと、それから10月の９日には大阪の御堂筋パレード、これは上金沢の山車が一台参加するというふうなことで、イベント的にはそれが最後の締めくくりというふうになりますが、これからもぜひ新庄まつりの国指定文化財、これを目指して取り組んでいかなければいけない。また、いくつもりであります。そして、なお一層全国に誇れる祭りとなるように今後とも取り組んでいきたい、このように思いますので、どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番(小嶋冨弥議員）　ありがとうございました。アスベストの問題３点ほどお尋ねしたいと思います。

1987年度に旧文部省が各学校の方に石綿使用で問題となって、いろいろ調査して大変な騒ぎになったわけですので、そのときの実態調査結果、過程はどうだったかと。それらに関してそのときの記録保存はされておるのかということ１点でございます

もう一点は、市で９月５日に管理施設の吹きつけアスベストの調査中間発表をいたしました。これもう少し早く、市民に安全、安心をするためにもっと早い段階でこういったものの発表なり説明ができなかったのかなと。若干市民の方にそういったもの知らしめるのがタイミング的には遅くなかったのかなというようなこと１点。

あと水道管、これ飛散ではないでしょうけども、新庄市では老朽化の水道管の石綿が使用されて、老朽化対策で前年度より５カ年計画で更新を行っております。その中で監査報告でもあって、これを速やかにするようにとなっていますけども、こういったことは直接これは水道管は人体に飛散でないから、影響ないんです。それでもこういうことを抱えておる限りは、これ５カ年計画なんて言わないで、前倒しでやはりこういったものをやるような施策をするべきと思うんですけども、その点についてお伺いい

たします。

小野和夫学校教育課長　議長、小野和夫。

清水清秋議長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　ただいまお尋ねありました昭和62年度に実施しました調査の結果につきましては、先日発表いたしました萩野中のわたり廊下あるいは技術室、体育用具室の屋根裏部分、ここについての結果、これは吹きつけアスベストであるということでカバーリングをしたという記録がございます。また、明倫中学校、日新中学校のボイラー室、ここにつきましてもその当時、62年度の調査でアスベストではなくロックウールというふうなことで、この当時はアスベストではないというふうなことで調査結果が出ていまして、ここへの対応はなかったということであります。ただ、今回はロックウールなどについてもアスベストが含有されているのでないかというふうなことでございますので、現在鋭意調査中でございます。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　アスベスト調査についてお答えいたします。

８月１日の全体課長会議の中でアスベスト調査の方針を打ち出しまして、147カ所の市の施設についてのチェックをしたわけであります。８月前半の段階では、まだ国の方でも方針を示していない段階で、市としては早目に対応したというふうに思っております。ただ、時間については先ほど言いましたように150カ所近い施設のそれぞれの確認がありましたので、８月いっぱいまで中間調査がかかったということでありまして、早目の対応をしてきたつもりでありますので、どうぞよろしく御理解お願いいたします。

髙橋　敦水道課長　議長、髙橋　敦。

清水清秋議長　水道課長髙橋　敦君。

髙橋　敦水道課長　石綿セメント管を通過した時の健康影響ということの話でございますけども、平成４年ごろですけども、水道水の水質基準の改正が行われました。この時点でアスベストの毒性を評価した。ですけども、アスベストは呼吸器からの吸入に比べ経口摂取、要するに口の中を通して経過するやつは毒性が極めて少ないということで、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにはないことから、水質基準の設定は行わないこととしたと。これは、旧厚生省の見解です。

それから、もう一つはＷＨＯ、世界保健機構ですけども、公表している飲料水の水質ガイドラインにおいても飲料水中のアスベストについては健康影響の観点から、ガイドライン値を定める必要はないと結論できると、そういう一応評価がなされました。

私の方では平成15年度から５カ年計画で今石綿管の布設がえ工事を行っているんですけども、16年度末現在で、進捗率は51％です。ですから、今年17年度中には20％ぐらい上げまして約70％、それから18、19年度では一応全面的に廃止すると、そういう傾向で今頑張っている最中でございますけれども、その健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はないという、口の中に入っていくものはこんな微量であるために、そんなに心配はしないということで結論づけていますから、それに沿って計画どおりあと２年をかけて一応完成したいと思います。

以上です。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥議員）　アスベストは、山形市ではロックウールサンプルとってやっているんです。新庄市でも今明倫中と日新ですか、その辺やはりサンプリングをやった結果に基づいて安全対策を早目にひとつできたらお願いしたいと思います。

あと今水道管の件も出ましたけども、今年で70％の進捗率だと。水準の定めはクリアというもののそういった不安と老朽化が新庄市であるわけですので、なるべく早く、19年までじゃなくてやはりもっと早目にひとつそういったものを講じてもらいたいなと思います。

次は、介護保険の方にお聞きしたいと思います。

この改正は、膨張する介護費用を抑制する意図ばかり目立ち、高齢者の実情に合った制度になるのかと心配されております。こんな声があります。介護予防は必要、でも介護されるのは予防の努力を怠ったからだと自己責任にされそう。人間は、誰でも老いれば介護を受ける可能性があります。そうなっても支え合う地域づくりが大切なのに、その議論が二の次になっているんではないか、介護されるのが悪いと思わせるような運用は困るというような声があるわけです。

そこで、運用のかなめとされる地域包括支援センターについてお聞きします。この制度の目玉である介護予防の対象となるお年寄りにサービスを組み合わせたケアプランを立て、お年寄りや家族から虐待や財産管理まで広範囲の生活相談、地域のケアマネジャーの悩みを聞き、サポートすると認識しております。しかし、具体的にはどのような運用方法をおとりになるのか。例えば新庄市では何カ所こういったものが必要なのか。人口割でつくるのか、ひとつそういった点。何カ所の設置かと。

あとこれは直営か委託かとお聞きしたかったんですけども、新庄市では委託する方法というような市長の御答弁ですけども、これらの人材確保、財源はどのように図るのかその辺をお聞きしたいと思います。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　介護保険につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように認定者の増加、あるいは給付費の増加ということが大きな課題でございます。その中で保険を掛けてもサービス受けられないんじゃないかというふうなことは、私はないというふうに思います。保険という性格上不慮のといいますか、いろんな事態に備えて保険金を掛けて、必要なときにサービスを受けるということが考え方でございますので、ただ先ほど申し上げましたように大変給付費がかかるということで、１つは予防という考え方が出てまいりました。これは、予防は介護保険に関わらずいろんな面で大切だと思います。特に保険でいいますと１次予防とか、これは大切な考え方だというふうに思います。その考え方を介護保険にも取り入れるということでございます。

もう一つ、地域包括支援センターでございますが、国の考え方ではおおよそ生活圏域で２万から３万という考え方がございます。おおよそという考え方ですので、来年度から始まることになりますが、どのぐらいの例えばケアプランの作成とかいろいろその辺不透明な部分がございますので、１カ所というふうに考えております。議員がおっしゃいましたように、これは直営でなくて委託をしたいということです。地域包括支援センターの中には３種の職員が必要ということでございますが、これについては今検討中でございますが、何とかできるのではないかという見通しを立てております。

以上です。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥議員）　３種の職種で検討というようなことでございますけども、年を明ければ待ったなしで入るわけですので、これはやはりやっていただかないと困ることですので、速やかにひとつやっていただきたいなと思います。

それでは、新庄まつりについていろいろ答弁ございました。今後のあり方について御質問いたします。これ市長も国の重要無形文化財指定にというようなことを取り組むというようなことおっしゃいました。大変心強く思っています。これは、百年の大計の中にもこれを取り組むというようになっていますし、市長の今年の施政方針の中にもこれは国の重要無形文化財指定取り組みを行っておると言っています。３月の議会でも沼澤議員がこのようなことを進めろというようなことなっていますけども、これに対してそれからどのように進めておるのか、どんな形に進捗しているのかお尋ねしたいと思います。

大江雅夫生涯学習課長　議長、大江雅夫。

清水清秋議長　生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長　それでは、国の重要無形民俗文化財への進捗状況というふうなことだと思います。６月議会のときにもお答えしているんですけれども、６月の10日に新庄まつりに関する郷土史の研究者や祭り関係者の方７名から組織します新庄まつりの山車行事の民俗調査会を立ち上げました。その後今月９月９日に実施したんですけれども、計４回、毎月１回のペースでこの委員会を開催いたしております。

調査内容につきましては、数ある古文書の文献あるんですけれども、その中から新庄まつりに関する資料の抽出作業、これを行っております。あわせまして、現代から明治時代あたりまでさかのぼって聞き取り調査を実施しているところでございます。非常に数が膨大なものですから、とにかく祭りに関する文献の絶対数が必要だというふうなことで、地道な作業なんですけども、現在それを行っているところでございます。これは、今後も月１のペースで継続していきたいというふうに考えております。

なお、国、県の関係機関からの御指導並びに助言等がなければなかなか進まないものですから、そこらもあわせて早急に指定になるような準備段階を現在進めているところです。

以上です。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番(小嶋冨弥議員)　市長の方針もありますし、百年の大計にもそういった無形文化財指定へ向けたというようなことをはっきりしていますので、ひとつ事務方の方でも地道な努力ではあろうかと思いますけども、一日も早く市民がこういったもの、今年の250年祭を契機にかなり自信を持って前向きというか、そういったいい方向にいっていますので、このお祭りを大事にして、さらにレベルアップするにはそういったおおきなものをやはり指定を受けて、さらに新庄の民意を高揚するためにも絶対これ必要だと思いますので、そういった意味でひとつ格段の努力をお願いして終わります。

清水清秋議長　ただいまから１時まで休憩いたします。

午前１１時５０分　休憩
午後　１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

森　儀一議員の質問

清水清秋議長　次に、森　儀一君。

（１６番森　儀一議員登壇）（拍手）

１６番（森　儀一議員）　御苦労さまです。新政倶楽部の一員として一般質問させていただきます。

地震と台風、洪水、このところ災害が世界的に発生しています。台風14号は西日本に大きなつめ跡を残し北上し、進路が心配されましたが、当地を避けるかのように過ぎました。災害列島日本のこと、人ごととは思えず、備えを顧みているところです。また、11号台風も祭りへの影響が危惧されましたが、市民の熱気のせいか無事に記念祭を成功裡に過ごすことができました。新庄まつり250年祭の関係者の皆様は、記念イベントということで例年にも増した御協力に敬意を表し、感謝を申し上げる次第です。

私たちも１年前から同期生や親戚、知人に事あるごとに250年祭を成功させるために呼びかけてまいりました。おかげさまでふるさと新庄でなつかしい友人や知人に会うことができ、旧交を温めることができました。その中でふるさとのありがたさを語るとともに、いつでも帰れるふるさとを着実に、そして堅実に育ててくれと切々と語り合われました。特別なおもてなしをすることもできず、ただ温かい気持ちで迎え入れる新庄人の気立てよさが大事とも話し合われました。これを契機に、賑わいのある生き生きとした新庄の発展を期待し、質問に入らせていただきます。

それでは、通告に従って質問させていただきます。まず最初に、角沢小学校の統合についてでありますが、統合への住民請求、請願に至った理由として次のことが上げられると思います。まず、教育問題の変貌期にあること、次に過小規模の見直し時期にあったこと、市の財政難を住民が考えたこと、耐震上、設備、安全対策等を考慮したことや適正規模の人数との触れ合いを考えた場合のことなど、また住宅造成による地域開発や将来の児童数が望めないこと、複式学級が進み、学力に差が出る心配があること、中学校では日新になることから、早い時期から同校の学校の方がよいことなど、また市の教育懇談会が各地区で開催され、検討した結果などを考慮し、安全で安心して学ぶために財政難の折から市民の血税を投入して将来展望のないままに地域住民の感情や130年の伝統にこだわり続けていたずらに先送りすることは、真に子供たちにとってためにならないことを優先し、改築を希望することをやむなく断腸の思いで断念したものです。

また、これまで角沢小学校のよい点としては、地域のまとまりがよい、住民全体のコミュニケーションの場である、運動会や収穫祭、総合学習へ地域の人が参加できることや地域の子供は地域で育てる、分け隔てなく子供を見守っていくことができる、また通学距離のこともあります。そして、学年に関係なくみんな友達になれる、このようなことを上げられ、以上のことを総合的に考慮した結果、改築委員会、地区委員役員会、父兄会などの総意として日新学区への統合を決意したものです。

統合する場合の意見としては、一部住民の統合への不安や反対などの意識感情を考慮し、スムーズな統合環境をつくること。次に、角沢小学校から日新小学校まで約４キロメートル、子供の足で約１時間以上。清水、芦沢、大谷地からはさらに登下校時間がかかるので、スクールバスの運行を希望します。統合による節減効果を住民の福祉に充てること、学校建築時の費用、維持管理費、人件費などです。例えばスクールバスの運行と無料化はできないものか。随一の公的施設がなくなることに配慮していただきたい。また、跡地に生涯学習センター、伝統や文化の保存施設、コミュニティー広場、また緊急事の避難場所などの住民が集えるものを考えていただけないか。緑地、公園、産直施設、高齢者向けの井戸端会議の場所など当地区の学校統合に関するそれぞれのプロジェクトが意見や要望を提出しているところです。閉校ということで同窓会、地区民がそれぞれの立場で式典を考えているところですが、これらについてもできるだけ住民の思いを反映させたものにするように希望するものです。お盆の時期に帰省された地区の人々は一様に廃校になる母校を惜しみ、記念撮影や学校の思い出探しに訪れ、さまざまな感慨にふけっていました。せめて閉校式の際に角沢小の歴史を残す記念イベントにしてほしい旨の意見がありましたので、これもふるさとを守る私どもに課せられた使命と思いますので、よろしく御配慮をお願いします。

また、受け入れ側の日新学区についてでありますが、教育振興会、日新小学校の関係者の皆様方は非常に御賢察な上、事前に交流会やともに育つことを願ってともに育つと書いた教育を提唱されて、受け入れ準備を考えていただいていますことに感謝を申し上げます。市の考えをお聞かせください。

また、スクールバスの運行については、かつて分校のあった地区、柏木山地区などの折り合いがつかないでいた二ツ屋地区の方から大谷地方面に入るときに利用できないものかなどと要望も聞かれますので、あわせてお考えをお聞かせください。

統合に関する地区民の心情はるる申し上げましたが、全員こぞって賛成とは言い切れないものがありますので、どうぞその辺の心配りにも特段の御配慮をお願いし、また肝心な児童生徒の学力や体力に差がないものか統合時に心配されますので、これにも特段の御配慮をお願いし、スムーズな統合ができることを望み、次の質問に入らせていただきます。

次に、地域環境づくりについて伺います。県内の各地でさくら回廊の植樹の話が多く聞かれますが、

残念ながら我が新庄では余り聞いたことがありません。何もないふるさと、祭りと雪のイメージから一歩進んだふるさとづくりを提唱すべきではないかと考えますが、遅ればせながら県内他地区と同様に最上川さくら回廊、県内の観光ルートに我がふるさとでも進め、交流人口の拡大を望みたいものです。昨年10月に新庄内川右岸の500メートルに45本の桜が緑の募金記念植樹として関係者の皆さんの協力で植樹されました。苗木は７年生のものでした。新庄内川がどこにあるか、また新庄にこんなことがあったのかとは余り知られていないと思いますが、どうでしょう。

角沢地区では、地域の環境づくりをいろいろと模索しています。その１つとしてさくら回廊がありました。地区の人たちが内川、新田川の堤防の雑草の下刈りや清掃や桜に追肥を行って開花を心待ちにしていたところでしたが、植栽１年目ということで、花芽は数輪にとどまりましたが、豪雪に耐え、開花しました。その後もさくら回廊の下刈りや追肥、清掃奉仕活動が自主的に行われ、これまで３回実施してまいりました。河川愛護から河川の清掃や蛍の放流による繁殖や、また伐採した不用木でキノコの栽培と里山づくりを考えて実施しているところです。地区での活動としてできることから、足元からと道路沿いの花の植栽や道路清掃、安全点検など行っているところです。皆様には御存じないかと思いますが、仲間が心を合わせて活動していくことで地域づくりを進めています。

新庄市はごみ問題については先進的な地位にあると自負しているところでありますが、残念なことに心ない一部の人による橋の上から投棄したと見られる束ねた雑誌、それにポリ容器、廃材などが見受けられたことや主要道路から少し入ったところに不法投棄が毎年見られます。このことは事角沢地区だけでなく、山間部や河川周辺に多く見られると思います。角沢地区の河川につきましては、市の処置と思いますが、早速処置をされていましたが、そのいきさつや他地区での処置状況などもどんなものかお尋ねいたします。

自分たちでできることは自主的に看板などを設置して対策をしているところですが、個人で設置する注意換気の看板では規模も小さく、目につきにくく、耐久性もなく苦慮しています。そこで、環境保全のため看板製作など市の対策をお願いできないものかお尋ねいたします。

いつの日かさくら回廊で桜狩りや蛍鑑賞、清流での芋煮会など心はせています。まだまだこれからですが、さくら回廊ももっと拡大をして川の整備、里山の整備をして名所となるように期待しています。新庄市の各地でもそれぞれ同じような取り組みや対策が自主的に行われているものと思われますが、市としてこれらの環境対策やふるさとづくりに対し、どんな考えを持っているかお聞かせください。

次に、健康維持のスポーツ振興の立場から検討をお願いしたいものですが、老若男女が気軽にできる世代交流、健康コミュニティースポーツとして、最近パークゴルフというものが流行しているそうです。用具はクラブ１本、ボール１個、あとはボールを置くティーがあればでき、コースは既存の河川敷やスキー場の緩斜面などを利用して、18ホールで約１ヘクタールほどの広さで１ホール最長100メートル以内、コースは９ホール単位で最長500メートル以内となっているそうです。自然の地形を生かし、いわばミニゴルフを楽しむといったもので、新庄でも四、五十人の仲間がいるそうです。県内他地区では進んでいて、施設を持って大会なども行われているそうです。また、国際的にも開かれていて、日本ではＮＰＯの協会があり、各地で行われつつあるそうです。残念ながら私どもの市では楽しむ場所はまだありませんので、他地区へ出かけてコンペを行っているそうです。ゴルフのように経済的負担も少なく、気軽に誰でもできる運動で、健康づくりにも役立つと仲間が増えているそうです。

そこで、市民スキー場の一部を冬期間以外に利用できないものかお伺いします。大きな設備や施設といったものは特に必要なく、場所のみを限定して

いただき、利用するもので、障害物などは利用者側で処置すれば可能といったものだそうです。場所があればもっと仲間が増え、生涯スポーツとして定着するのではないかと思います。また、冬期間以外のスキー場の有効活用と思いますので、ぜひ御検討をお願いするものでございます。考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　第１点目は、角沢小学校の統合に関してのお話がございました。創立以来131年という新庄でも屈指の伝統のある角沢小学校、校舎の老朽化も進みまして、かねてから関係者の皆さん方、地元の方々から改築の要望が出ておりました。いろんな角度からずっと検討を進めてきたとこでありますが、先ほど森議員の方からいろんな状況の変化、あるいは環境についてお話がございまして、それらを踏まえて最終的に地元の皆さん方苦汁の選択というふうな部分もありますけども、地元の総意というふうなことで統合に踏み切っていただきましたこと、これについては厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。現在統合に向けて鋭意準備を進めているところであります。

その中で特に３点御質問あったわけでありますが、スクールバスの問題、それから跡地の問題、それからぜひ記念に残る閉校式典、これをやりたいというふうなことで、大きく３点の御質問がございました。この統合についての第一条件、これ前提にいろいろと教育委員会とも懇談の中で当然通学路の足の確保というふうなことは大きな課題でありました。その中でスクールバスを運行するというふうなことについては合意をいたしまして、この購入についても国庫補助金の内示が出されまして、準備が整いましたので、間もなく購入手続を行う予定であります。

もう一つは、このスクールバス利用の無料化、無料でできないかというふうなお話でございますが、現在５つの地域でスクールバスを運行しております。この中で市立小中学校児童生徒の通学手段確保対策協議会がありまして、この協議会の中で利用者の負担金を決定して、これ経費の調整を行っているところであります。角沢学区もこの協議会の中に入っていろいろ調整を行っていただくことになりますが、原則利用料金は有料でお願いしたいというふうなことでございますので、この協議会の中でもう一度調整を行っていただきたいと、このように思っているところであります。

また、スクールバス運行の地域の拡大についてでありますけども、これ国庫補助金の運行対象範囲として小学校では学校より４キロメートルの通学距離を有すること、中学校では６キロメートル以上の通学距離を有することというふうになっておりますが、小学生のスクールバスへの乗車人数によっては中学生の乗車も可能な範囲でこれは検討していきたいと、このように考えているところであります。

それから、跡地利用計画でありますが、これ統合すれば角沢学区に公共施設がなくなるということで、地元の皆さん方から地区公民館としての設置ができないか、そしてまた職員もできれば常駐できないかというふうな要望も出されております。小学校の施設及びグラウンドの地域利用については、これは十分対応していく考えでおりますけども、当校の４地区あるわけですが、それぞれ公民館をお持ちの中で学区全体で小学校を利用して積極的な活動がどんな形で展開できるかというふうなこと、これが一番大きな鍵となりますので、学区内で十分話し合いをしていただいて、利用計画今詰めていると思いますが、ぜひこの計画を詰めていただきたいというふうに思います。それに対して市としてもできるだけ地元の要望に応えるように取り組んでいきたいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、閉校式典についてでありますが、現時点で来年の３月19日を予定しております。これは、

市が中心ということになりますけども、地元の関係者の皆さん方の意向、そしてまた積極的な協力、これをぜひお願いしたいというふうに思います。学校側とも今調整しておりますが、やはり130年もの歴史のある学校の閉校というふうなことに、統合というふうなことになりますので、地元の方々はもちろんのこと思い出に残る式典にしていきたいというふうに思いますので、これについてはお互いに調整をしながら協議をして詰めていきたいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

なお、やはり地元としても統合については全員が賛成ということでなくて、ある意味では苦汁の決断のところもある。そして、子供たちが小規模校から急に大規模校へ移るわけですので、それらに対して不安もあると。これは、まことにそのとおりだというふうに思います。そういう意味から、日新小学校ではともに育てる教育について積極的に取り組んで、いろいろ合同授業とか何かもやらせていただいておりますし、受け入れ方についても万全を期して、子供たちにそういうふうな支障のあるような迎え入れ方をしないように私も教育委員会を通じて学校側にも再三申し入れております。ぜひスムーズな統合になりますように我々も全力を尽くしてやるつもりでおりますので、ぜひ地元の皆さん方もこれも本当に１世紀にわたる歴史の中での１つの大きな出来事だというふうに思いますので、子供たちのためにもよりよい方向になるようにひとつお互いに協議、調整をしていきたいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、地域の環境づくりについてでありますが、市内でそれぞれの地域があるわけですが、それぞれ独自のいろんな環境づくりに積極的に取り組んでいただいております。その取り組みに対して行政支援として県の市町村総合交付金というのがございますが、その事業の中でメイクアップロード21推進事業、これ飾花とかそういうものでぜひロード、道を、道路を整備していこうと、飾っていこうというふうな事業の１つでありますし、またきれいな川で住みよいふるさと運動推進事業というふうなのもございます。また、河川の里親制度と言っていいんでしょうか。現在10団体がふるさとの川アダプト事業に参画していただいておりまして、その活動支援として県の補助で事業が進められております。さらに、飾花事業についても市の衛連や、あるいは花と緑のまちづくり推進会議ございますが、これは参加団体が86団体というふうなことで、市内の環境美化あるいは環境づくり等に大きく貢献していただいているというふうな現状でございます。

また、特にこれは県内各地を見ますとさくら回廊事業や、あるいは地域独自の桜の植樹が大変盛んになってきております。お話ありましたように角沢地区にも昨年緑の募金記念植樹として県の緑推進機構並びに森林土木建設業協会の支援によりまして、内川に桜を植栽していただきました。植栽後は市と管理協定を締結して、地元の皆さんに管理をお願いしているとこでありますが、今後それを契機として地域においては堤防の除草作業あるいは道路沿いの飾花、また道路の清掃作業等々、そして子供たちも参加できるような蛍の繁殖等々にも取り組んでいただくというふうなことで、ぜひこれからも積極的に地域づくりの中に活動していただきたいというふうに思います。また、その活動ぶりについては敬意を表しているとこでありますが、これからもぜひ積極的な取り組みをお願い申し上げたいというふうに思います。

他の地区からも桜の植樹については要望をいただいております。例えば太田地区あたりからも要望をいただいておりますが、これは現在県と実施に向けて協議を進めているところであります。この地域の活性化については住民の方々と連携して活動することが、大事というよりも必要不可欠だというふうに思っておりますので、そういうふうなことが活性化、活発化することによって市全体が盛り上がっていくというふうなことになるかと思います。これからもぜひ地域の桜の植樹も含めた活性化については

地域の皆さん方と協働して取り組んでいきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それから環境整備、いろいろまちをきれいにするというふうなことの裏腹に、その次は不法投棄のお話もございました。これについては正直言ってなかなかなくならないというふうなのが現状で、追っかけっこみたいなこと、これはどこの自治体でも１つの大きな課題というふうになっております。市でも警察あるいは総合支庁、そして衛連の皆さん方と連携をとりながら不法投棄の防止の取り組みを進めているとこでありますが、チラシを全戸配布したり、あるいはパトロールを実施したり、街頭でもチラシの配布をしたりというふうにしてモラルに訴えることと、やはり見回りをしながらそれを排除していくと。そういうふうなのを見つけた場合は、できるだけ今後ないような形で取り組んでいくというふうなことをやっているんですが、なかなか現実的には絶無にするということが非常に難しいところがあります。

その他にも看板の設置があるわけでありますけども、これも衛連の協力によって製作しております。不法投棄については地域の区長さん方とか衛連の組合長さん方からその現場見つけたらすぐ連絡してもらってそれなりの対応しているところでありますが、看板の設置、これも特に角沢の皆さん方自前でもつくっていらっしゃると。写真も拝見いたしましたが、大変立派な看板をつくっていただいて、その地域のそういうふうな環境美化のために取り組んでいらっしゃること、これについては本当に敬意を表しているとこであります。これからもこれある意味では追っかけっこになる部分もありますけども、これであきらめることなく、やはり最終的に絶滅をするためのいろんな手立てを考えながら取り組んでいきますので、なお一層地域の皆さん方からも御協力方お願い申し上げたいというふうに思います。

それから、３点目は健康問題に絡めてパークゴルフのことについてのお尋ねがございました。パークゴルフについては、北海道を中心に58年ごろに普及したというふうに聞いておりますが、このパークゴルフは本格的なゴルフ場に比べて面積も１ヘクタールぐらいでできるというふうなことで、小規模で料金も安価、そして用具もそんなに複雑ではないというふうなことで、公園内でできるコミュニティースポーツというふうに言われているわけでありますが、御質問のこのパークゴルフ場としてスキー場を使えないかというふうなことのお話がございました。このスキー場というか、正式には新庄市の体験農園として整備したわけであります。これは、中山間地域総合整備事業の中で体験農園として整備して、冬場の体験農園の休閑期間に冬期限定でスキー場を使っているというふうなこと、主な目的は体験農園というふうなことで位置づけられているものであります。これは、入園者が作物の植えつけから収穫まで農業体験を通して学習、交流を行う場所というふうなことに位置づけされておりまして、昨年度の利用者でございますが、来園者数、これは延べ8,500人ぐらいになっておりまして、市民の園芸づくりの高まりも相当増えてきているというふうなことから、今後もますますこの利用が増えるんではないかというふうに予測しております。また、ぜひ増やしていきたいというふうに思っております。そういう面から、ここについてはなかなかパークゴルフ場として占用的な使用というのはちょっと難しいのかなというふうに思います。市民の皆さん方がそういうふうないろんな今ちょうどレクリエーション祭やっておりまして、かなりレクリエーションの種目も増えています。そして、多くの方々が今回も参加して、その会場の確保というのが非常にいろんな種類あるんですが、苦労しているというふうな話もございますので、これある意味総合的にいろんなレクリエーションの種類がございますので、それを総合的にやはり調整する必要があるかなというふうに現在考えておりますので、そんなところも含めてこれから調整していきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

１６番（森　儀一議員）　議長、森　儀一。
清水清秋議長　森　儀一君。
１６番（森　儀一議員）　どうもありがとうございました。

それでは、角沢小学校統合に当たっての学校建築時の費用とか維持管理費あるいは人件費などはどのぐらい節減されるのか。

それからもう一つ、スクールバスの利用は有料とお聞きしましたが、遠距離から通学する児童の負担が増えるということは不平等なことではないかと、このように思われますが、これは新庄市全体でも考えるべきではないかと思いますが、その辺をお願いします。
佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。
清水清秋議長　教育長佐藤　博君。
佐藤　博教育長　統合に向けてのいろんな費用については後で課長の方からお話ししますけども、市全体としての遠距離通学生の安全という、またスクールバスの費用も含めてですけども、最近通学上の安全ということが非常に大きく取りざたされております。というのは通学途上に声がけ事案が発生したり、または遠距離通学生の自転車も含めてですけども、非常にそういう不安も安全面で取りざたされておるわけです。これについてはやはり市全体として、事角沢地区のみならず全体で考えていかなきゃならないというふうに考えております。

それで、それらも含めてですけども、スクールバスの運行方法なども含めて検討していくということで、安全通学プラン検討委員会を今月末に立ち上げる予定です。その中で今いろんな問題がありますので、それらを総合的に検討していくということで進めておるところでございます。先ほどのスクールバスの無料化等も含めて検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
奥山芳彦教育次長　議長、奥山芳彦。
清水清秋議長　教育次長奥山芳彦君。
奥山芳彦教育次長　先ほど森議員さんが人件費、維持管理費等のお話も１つあったんですが、人件費といいましても角沢小学校の場合の教職員は県費ですので、技労員、調理師という市の人件費というのはその２名でございますが、これさきの打ち合わせ等でもお話ししたんですが、角沢小学校だけをとらえての人件費というふうなことでなくて、小学校、中学校全体の人件費という枠の中でありますので、人件費がどうかというふうなこと、はっきりした数字ちょっと持ち合わせておりませんけども、それから維持管理費についても光熱水費とそれから修繕料等ですので、毎年ばらつきございますが、学校単位に見た場合に二、三百万ぐらいで推移してきたのかなというふうに思います。

それから、先ほどの市長の答弁のとき質問のところで遠隔地のバスのこともございましたんですが、何か二ツ屋地区のことをちょっと申されていましたんですが、角沢小学校廃校に伴いますスクールバスの運行についてはこれから学校側の方とも十分話し合いしていかなきゃならない形になります。このスクールバス購入についても角沢小学校廃校に伴う購入というふうなことでございますので、路線の拡大というふうなことについては今ちょっと即答は申し上げにくい。運行形態全般の調整の中でできるかどうかというふうな話になっていくかと思います。まず、とりあえず。
１６番（森　儀一議員）　議長、森　儀一。
清水清秋議長　森　儀一君。
１６番（森　儀一議員）　スクールバスの運行の地域拡大でございますが、日新学区のことばかり申し上げて大変申し訳ございませんが、例えば二ツ屋踏切、あるいは伝習踏切なども以前より路線が、本当に道路が整備も進んでおりますし、それからまた農業大学校前から角沢までも今道路拡張のため測量に入っているということでございますので、例えば二ツ屋から大谷地、柏木山から行ったバスが芦沢、清水に回ってくるなどというと大変経費の節約、あるいは運行地域も拡大になると思いますが、今すぐでなくてもいいですから、将来これ考えていただきたいなということで要望をしておきたいと、このよう

に思っております。

次に、学校統合に当たって地区では住民の思いを残すということで、記念物の保存対策について今プロジェクトチームが検討していることお聞きいたしますが、記念物はつくろうとしてもすぐにはできないものでございまして、長い歴史の中で培ってきたものと思われます。ですから、これを我々が保存して後世に引き継いでもらうということでございますので、記念物の保存についてはどんな考えをしているか。

奥山芳彦教育次長　議長、奥山芳彦。

清水清秋議長　教育次長奥山芳彦君。

奥山芳彦教育次長　ただいまの点につきましても、９月１日に角沢小学校に閉校記念物プロジェクト委員会と打ち合わせをさせていただきました。その際にいろいろお考えもお聞きしてまいったんですが、まだ具体的に詰まっていないと。それで、私どもの方からも申し上げたんですが、期日もあと半年後というふうなこともございますので、早急に詰めたいと。会議形式だけで詰めていくというやり方でなくて結構なんで、このプロジェクトの方にもお願いしたんですが、夜でも日中でもおいでくださいというふうなことであればいつでも相談に上がりますというふうなことを申し上げてきたことに偽りございませんので、なるべく回数を数多くしてよりよい閉校記念物プロジェクト、さらには閉校記念式典、そういうものに向けて、また閉校した後の跡地の利用についても前にそれも打ち合わせをさせていただいておりますので、それらを全部含めて数多くこれから打ち合わせの機会が必要だろうと私どもも思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

１６番（森　儀一議員）　議長、森　儀一。

清水清秋議長　森　儀一君。

１６番（森　儀一議員）　住民の思いを残す本当に大切なものだと思いますので、地区から相談がございましたらどうかひとつアドバイスをして御配慮願いたいと、このように思います。

それから、跡地利用計画でございますけども、校舎の古い部分は昭和４年で最も新しい部分で昭和55年に建築されたと聞いておりますが、古い部分は特に老朽化が進んでいることから、全面改築を第一に考えて人身事故など生じる前にきちんと取り壊し、あるいは解体しなければいけないと思いますが、転ばぬ前のつえと申しましょうか、地区の方々は閉校と同時に古い校舎は解体していただけるものと思っておりますが、その辺どうですか。

奥山芳彦教育次長　議長、奥山芳彦。

清水清秋議長　教育次長奥山芳彦君。

奥山芳彦教育次長　３月18日が卒業式で、現在閉校記念式典を翌日の19日というふうに考えてございますので、その後の17年度中にすべてやるというのは物理的にも不可能でございます。跡地の方の古い校舎の部分もありますし、それから比較的新しい方の西側の方、体育館も含めてなんですが、いわゆる補助金の残存期間等というふうなこともありまして、すべて解体というふうにちょっと持っていけないという事情もございまして、その辺もさらに詰めまして実際の整備といいますか、残す校舎の方に記念、学校のこれまでの歴史をあらわすものを展示したいという考えもあるようでございますので、そういう活用を図る部分、どうしても不用とせざるを得ない部分というふうなことの線引きもはっきりさせて、18年度に入ってからの実際の作業になろうかと思いますので、その辺のところの来年度に向けての費用がどうかというふうなこともありますので、それも含めて早急に地元の方と突っ込んだ話をやっていかなきゃなんないというふうに考えてございますので、閉校式典もさることながら、跡地利用についても急ぎ回数を重ねて打ち合わせをやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

１６番（森　儀一議員）　議長、森　儀一。

清水清秋議長　森　儀一君。

１６番（森　儀一議員）　何度も申し上げておりますが、角沢地区は道路沿いの花の植栽や生け垣づくりなどで本当に環境に重視したいやしのふるさとづくりに取り組んでおります。古い校舎に例えばコン

パネなど張って、危険ですから、近づかないでくださいなどと書いて何年もほっておくのではないかと地区の人たちは心配しております。安全面や美的感覚も本当に大切でございますが、そんなふうにされますと本当に情けない限りでございますし、せっかく統合して改築することもできず、それから古い校舎も取り壊しもできない。こんな情けないことはない。まるで瀕死状態などと地区の人たちは心配している人もおりますので、やはりやることはきちんとやって、そして安全面、美的感覚にも配慮していただきたい、このように思います。

それから次に、もう少しで１学期も終わろうとしておりますが、統合に向けて精神的な苦痛が生じていないか、また学力低下などに至っていないか、また体力的にはどうなのか。最近の角沢小学校の生徒の指導の中でわかることがあったら教えてください。

小野和夫学校教育課長　議長、小野和夫。

清水清秋議長　学校教育課小野和夫長君。

小野和夫学校教育課長　子供たちの学力あるいは体力に日新小学校の子供たちと差がないかどうか御心配されているというふうなことでありますけども、これはＰＴＡを対象とした統合の話し合いの際にも同じようなことが保護者の方から出されたかと思います。その際、教務主任の方から実際に交流学習を今までやっていた経験の中から、大変角沢小学校の子供たち、学力、体力全く日新小学校の子供たちと遜色はないと、むしろ場面によっては非常に活発な様子が見られたというふうな報告がされております。私どもが学校訪問等でお邪魔をして、子供たちの学習の様子参観させていただいているわけですけども、そういう点から見ても全く心配ないなというふうには思っているところであります。

１６番（森　儀一議員）　議長、森　儀一。

清水清秋議長　森　儀一君。

１６番（森　儀一議員）　ありがとうございました。これもひとえに教育委員会、学校教育課の御指導のたまものだと思われます。涼しくなるに従って学力や体力が増す時期だと思います。教育熱心な角沢小学校の先生方でございますので、心配はないと思いますが、これからも特段の御配慮をお願いしたいと、このように思います。終わります。

清水清秋議長　ただいまから２時まで休憩いたします。

午後　１時５０分　休憩
午後　２時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

中川正和議員の質問

清水清秋議長　次に、中川正和君。

（１５番中川正和議員登壇）（拍手）

１５番（中川正和議員）　御苦労さまでございます。昨日の総選挙の結果は予想外の自民党の圧倒的勝利というようなことで、今日のテレビなんかを見ておりますとその分析の中で、国民は強いリーダーシップを選んだんだというようなことを語られておりました。新庄最上も特例ではありません。以前から強いリーダーシップを求められておりますので、市長におかれましても政策の部分につきましてこれからお伺いするわけでございますけれども、きちっとお示しのことをお願いしたいというふうに前置きをしておきたいと思います。

市長の任期もわずかとなりましたので、今後の事業計画について質問するのはいかがなものかなと思ったのでありますが、市長も次期市長選に立候補しておりますので、あえて今後の市政運営についての考え方を伺うものであります。それでは、通告の順序に従い質問いたします。

まず、第１点目は指定管理者制度の導入と小さな市役所づくりについてであります。これについては昨年９月議会で私の質問で明らかにしていただい

たものでありますが、指定管理者による民間委託が100％可能な施設が報告され、文化会館はじめスポーツ施設など39カ所が示されました。17年度より取り組む答弁をいただいております。また、小さな市役所づくりにおいても職員310人計画などが示され、民でできるものは民でという市長の民間委託に対する信念を伺ったものでありました。これは、財政再建と民間事業の活性化に大きな活力になるものと期待したところであります。しかし、その後指定管理者説明会は１度しか行われておりません。五十数人の民間事業者や個人が説明を受けましたが、その後一切説明会が行われず、民間委託の手続の場所さえ明示されておらずに１年が過ぎました。また、職員310人計画も５年間で四十数名の自然退職、10年間で160名の自然退職が報告されただけで、計画が一向に示されておりません。

私は、指定管理者制度と小さな市役所づくりは大きく関連すると思っておりまして、財政再建にも大きく関連してくると考えておりますが、この考え方についてどう思っているのかをまず伺いたいと思います。

また、指定管理者制度の中で保育所、幼稚園などは法の整備が必要で、すぐにはできないとある課長に言われました。これも不可解な話であります。指定管理者制度が可能な施設として明示しておきながら、法の整備とはいかなることなのでしょうか。また、保育所、幼稚園については民営化を想定しておるようでありますが、１カ所民営化するのに何年かかりましたでしょうか。そのようなことをしているのでは年数がかかり過ぎます。指定管理者制度に移行しておき、大丈夫なことが見えたところで民営化すべきだと私は考えます。新しい施設を建てて民営化するだけが改革とは私は思いません。使える施設はそのままで使って、移行するのも必要だと思いますが、市は老朽化だけを考えて民営化を進めているとしか思えないのであります。これについて市長はどのようにお考えであるかを伺いたいと思います。

それと、民間委託できない法の整備とは何かを説明願います。

また、民間委託を提示しても、民間はもうからない施設には手を出さない可能性が考えられます。そのためにも受け皿として振興公社的なものが必要と思います。今も振興公社に委託している施設が数カ所あります。この振興公社のあり方についても伺いたいと思います。

振興公社が設立されたときから、将来は市から切り離して法人化すべきとの話のもとつくられたとも聞いておりますが、私の考えも市から切り離して法人化して、指定管理者制度の受け皿にすべきだと考えておりますが、市は今後どうしていくのかを伺いたいと思います。

民でできるものは民で、官でしかできないものは官でやって小さな市役所づくりが完成するのではないかと私は考えておりますが、市長の考え方を伺いたいと思います。

次、２点目でありますが、市民生活に影響の大きい公共事業は削減してはいけないとして、今まで何回となく取り上げてまいりました。しかし、市は財政再建優先で、市民生活には振り向きもしなかったと言われても過言でないことがあります。市民生活維持に影響が大きいものは優先度を設けてやってきたと市長は言うかもしれません。しかし、市民生活の視点に立った優先度であったかどうかはいささか疑問であります。

以前生活排水が流れない。冬には水があるのに、側溝に水が流せない。水上がりになって、家の中まで入ってくるからであります。それを取り上げてから６年か７年になろうとしております。そのときは大型事業がメジロ押しで、予算がとれないので、少し待ってほしいというのが理由でありました。待ちました。しかし、今度は財政再建が優先だからできないとして、６年から７年が過ぎたのであります。その地区は、生活排水を側溝に流しております。しかし、夏はそれが流れず、大変な悪臭を放ちます。市役所職員が出動して側溝の掃除をしてくれたことも聞いておりますが、市内の真ん中でそのようなと

ころがあるのは信じがたい話であります。しかし、これは現実であります。冬には雪の除雪に井戸水消雪を行っておりましたが、井戸がかれてしまって水が出ないようになりました。側溝に捨てようにも水を流すことができない側溝であります。このようなところが市内の真ん中に何カ所もあるということは考えがたい話であります。農村部の集落排水事業として生活排水まで処理されておるのでありまして、市内の真ん中でそのようなところこそ優先度が高いのではないでしょうか。この点について、まずお伺いをするものであります。

財政再建優先で、土木建設事業は例年の５分の１に削減されました。今まで公共事業に携わってきた業者や労働者にも大きな影響が出てきております。市役所だけが生き残って市民を殺すような政策になっていいということはない。これは、みんながわかっていることです。例えて言えばです。消流雪事業についても水の確保についてはめどがつきつつあるとしておりますが、その水を流す側溝整備には20年を要すると聞かされ、私は唖然としたのであります。この計画のどこに整合性があるのでしょうか。財政が苦しいこの時期、頭を使い、知恵を働かせてこの難局を乗り切ろうとする考えはないのでしょうか。市内の急を要する区域は５年以内、外周についても10年以内で完成させなければ市民は納得しないと思います。私は、今申し上げたこの計画を提案いたしますが、市長の考え方を伺いたいと思います。

三位一体の改革の中には交付税の減だけが大きく取りざたされておりますが、地方自治の自主運営を基本とした計画であります。何にでも使える交付税制度を廃止して、事業に対する税の負担をしていくというのが三位一体の改革の基本なのであります。ですから、事業の内容によっては国が行う事業、税源の移譲によって行う事業など、まず自主運営計画を立てて、それによって財源の確保の方法を考えていくのがこれからの市の運営の方法のように私には見えております。ですから、どうしても国の支援ができない事業で、市民生活を維持していくのに必要な事業についてはさまざまな財源の確保が求められてくると思います。国の支援が得られなかったとしても、民間資金を利用したＰＦＩ、これも１つの手法だと私は何回も言ってまいりました。１億の返済で10億の事業ができるかもしれない。契約の仕方では、財政が立て直るまで民間資金による事業計画も考えていかなければならないと私は考えておりますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、水道事業の完成に向けて。市長の公約の１つである市民全員に安全な水道水の供給ということがあります。最近地下水の汚染が進み、飲み水に適するという区域が非常に少なくなってきております。唯一清水と言われた土内、萩野地域でも集落排水事業との合同事業で水道が供給されております。特に昨年度は工業排水の処理ミスにより地下水汚染が指摘され、広範囲にわたる汚染調査が行われたことは記憶に新しいところであります。

市当局は、財政再建中はあらゆる公共事業の見直しをして、歳出の削減をして頑張っていることは重々承知の上で言わせていただきます。市民生活が維持できない行政は、財政上の数字が好転しても、もはや自治体としては再建不能としか言いようがありません。日本の首相は、再建のためには国民にも痛みを伴うと言っておりますが、それも年数を限ってこそ我慢ができるのであって、生活の最低条件に踏み入れるものではないと私は考えます。そういう意味も含めて、私は３月の予算委員会で水道の問題を取り上げました。一般会計に大きく支障の来さない資金の調達なども具体的にして、市長の公約の完成に向けて質問した経緯があります。その後課長の退職によりまして、大幅に課長が変わりました。水道課長も髙橋課長になり、就任後３月議会のことについて話し合ったことがあります。私は、市の内情や手続などの期間も考慮して、調査の時間や計画書の作成なども多少の期間が必要だろうと話した記憶があります。野中、中川原地域をはじめ残された５地域に対してのアンケート調査をしている旨の話も地元民から聞いております。要望書も出していると

聞いております。

まず、第１点目でありますが、その計画と進捗状況についてお伺いするものであります。

次に、２点目は水道は企業会計だから、採算性の合わないところについては否定的なことを示していると聞いたことがあります。そうすれば、滝の倉、冷水沢、泉ケ丘については採算がとても合うとは考えられません。しかし、市長は市民全員の供給を公約しております。執行部職員の行政サービスの考え方に欠陥があるとしか言いようがありません。いかなる山の中でも、距離があっても新庄市民であります。市民であるがゆえに市民税も公平に納めているはずであります。行政の恩恵は、公平に受ける権利があると私は思いますが、市長はどのように考えておるのでしょうか。市民生活に支障のない生活を送れるようにするのが行政の最低のサービスではないでしょうか。市長も公約を掲げた以上は実現に向けて真剣に検討し、一日も早い実現を望むものであります。

最後に、公約は今では横文字でマニフェストという言葉で表現されておるようでありますが、これは水道に限らず公約したならば長期プランを除いて任期内に完成することをマニフェストというものだと私は思います。最近総選挙が行われまして、小泉首相が勝利した場合は公約を果たすために首相の任期を延長すると当然のようにコメントした方がおりますが、市長の場合は任期は４年でありまして、解散ということは今まではないわけであります。ですから、公約は任期内に完成してこそ公約だと思います。

先ほど市長もその辺を語られておりましたが、十分検討して公約したものは完成に向けて全力で頑張っていただくことをお願いして壇上の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　中川議員の第１点目の質問については、我々も常々言っております小さな市役所づくり、そして大きな行政サービスを何とかしていこうというふうなことも原点に置きながら指定管理者制度、あるいは民でできることは民間にというふうな視点の中での御質問というふうに理解いたしました。

行財政改革大綱の中においても公共サービス提供、これは行政でやるというふうなことが今までも大前提でありますが、これは大変多様化してきているというふうなことが言えると思います。そういうふうな中でいろんな市民の皆さん方、あるいは公益活動団体、そしてまた民間事業者の持つ能力、そして資源を行政経営に生かしながら正規職員は定員管理計画の中で削減をしながら、逆に行政に携わる人々をふやしていこうというふうな考えの中で進めていこうというふうなことであります。これは、議員も御指摘ありましたようにスリムで効率的な市役所づくり、これを目指して今取り組んでおるとこでありますが、こういうふうなことを広げていくことによって、やはり雇用の拡大、これにもつながっていくというふうに考えております。

公共サービスを提供する主体者、これの多様化については現在３つの方法を考えております。１つ目ですが、これはサービスの提供そのものを民間の皆さんにお任せすると、基本的にもう行政が関与しなくても大丈夫だというふうなこと、これができるもの、これは民営化するというふうな方法であります。

それから、２つ目は行政の指示をもとに業務の実施を委ねた方がいいものについては民間委託というふうな方法がございます。これが２つ目であります。

それから、もう一つ、３つ目のサービス提供主体が考えられるのは、今話題になっております指定管理者制度活用というふうなことになります。これは、施設の管理運営の最終的責任は行政で負うことになりますが、使用の例えば許可とか、そういうふうな市長が行う事務を含めて施設の日常の管理運営、これを民間にお任せすると、そして施設サービスの

水準を維持していく、または向上していくと。要するに管理の効率化を図っていく、これが指定管理者制度。以上、３つの方法でサービスの主体化、行政だけじゃなくて民でできることは民にやっていただくというふうな方向で考えているところであります。

その中で指定管理者制度のお話がございました。まだ、遅れているんじゃないかというふうなこともありましたが、この活用については行政改革の推進本部会議において平成21年度までの活用施設、これを時期を取りまとめました。その内容でありますけども、法的期限があります市民球場、そして武道館、市民スキー場、火葬場の４施設については18年度からの活用を目指して現在の今議会に関連条例の改正案、これ提出しておりますが、これを御可決いただきましたら公募手続をいたします。そして、12月議会には指定議案、これを提出するつもりであります。そういうふうな形で現在進めております。

また、市の施設、例えば福祉施設では児童センター、また児童館、３施設ありますが、これについてはより地域の実情に合った柔軟な管理を行っていくというふうなことで、来年度から平成20年度までの間にこの制度を活用してまいります。さらに、生涯学習施設についてでありますが、これは貸し館機能が主な機能となっている施設については検討を加えまして、18年度中にわくわく新庄、19年度及び20年度の各年度に市民文化会館と雪の里情報館、これのいずれか１つ、１施設ずつ。また、市民プラザについてはこれらの活用状況を検証しながら制度活用をしていこうというふうなことにいたしました。以上申し上げました施設に今年度既にゲートボール場、これは活用しているわけでありますが、これを加えて平成21年度までには11施設について制度活用、または検討をする考えでおりますけども、これはやはり公共施設のサービスの維持向上、これはもう大前提になりますので、これを前提として制度の設計、あるいは指定管理者の受け皿育成、これもやはりしていかなければいけないというふうに考えておりますので、具体的に取り組んでいく所存でございます。

それから、今市の施設振興公社ございます。いろんな施設の管理運営を委託しているわけでありますが、これについてもお話がございました。市が設置している公の施設の効率的な管理運営を行いながら、市民サービスを可能な限り向上させていこうと。また、地域の活性化に何とか寄与できないかというふうなことも目的の１つに考えて運営してきたとこでありますが、本年度においても野球場、武道館はじめ都市公園、斎場など維持管理業務の委託を受けて業務を行っていることは御承知のとおりであります。本来営利を目的としない性質の組織でありますので、施設の維持管理の上で経費節減というか、そういう側面から少なからず効果があったというふうに評価をしております。また、公社職員の雇用という面でも大きな役割を果たしてきているというふうにとらえているとこであります。

一方で、公社の運営の側から見れば限られた委託料でございますので、その中での運営でございますから、非常に厳しい状況にあることも事実であります。指定管理者制度、これも公募するところでありますが、これも公社も委託先の公募によっての委託先によって応募できるというふうなことになりますので、これも指定管理者制度の公募に応じてそして選択、まないたの上に乗っかっていくというふうなことも考えております。当然のことながら指定が受けられない場合は、公社もこれも解体というか、そういうことも考えていかなければならないわけでありますが、やはりただ民間ですべて受託できる施設かどうかということは非常に疑問がある施設もございます。営利を目的としない場合でありますし、また限られた委託料の中でやっていくわけでありますので、その辺のところも十分に加味しながら今後運営していかなければいけないというふうに思います。

将来的には公社も自立したらどうかというふうなことでございますが、今後自立の方向で組織的な面とか、あるいは運営方法の面と見直してこれ進めてまいりたいというふうに思っております。この辺

についてはこれから御指導なりなんなりをよろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、公共事業のことでお話がございました。確かにひところ相当投資的経費御承知のとおり多かったんですが、ここのところまさに投資的経費については右肩下がりというふうなことになってきております。当時やはり市民の皆さん方もいろんな社会資本の整備等々についてはかなりニーズも高かった。そして、国の制度そのものも当時やはりバブルが終わって景気が低迷した。それを底上げするために公共事業に対して国でも相当な投資をやってきたと。そうすることによって、我々も含めた地域でそれを活用していろんな社会資本の整備取り組み易いような制度、そういうものがありました。例えば地域総合整備債、90%ぐらいの起債対応、そして55%ぐらいを交付税に算入というふうなことも含めていろんな制度がありまして、比較的やることができた。そのためにいろんな整備ができたというふうに思います。

新庄市においても一々上げませんけども、やっぱりそういうふうな制度に乗っかりながらいろんな社会資本の整備が、あるいは施設の完成が見られたということも言えるというふうに思います。ただ、今現在そういうふうな制度も非常に国全体として先細りになっている。また、自己財源についても御承知のとおりのような状況で、なかなか公共投資に振り向ける財源が非常に乏しいというふうなことがありました。しかしながら、今までそういうふうなことで投資してきた、あるいは事業プロジェクトを組んできたというふうなのは相当完成しているものがありますので、これからこの前申し上げたんですが、当面の間これをどう活用していくか、どう運用していくか、これをやはり主力にしていくべきだというふうに考えます。国の方でもやはりこれからはそういうふうな、国策としても今までは大型国土整備の大型プロジェクト、これずっと右肩上がりで来たんですが、今後はやはり運用、活用に向けて国の方針もかじとりをしておるようでございますので、やはり市としてもそんな形で公共事業に取り組んでいかなければいけないというふうに思います。ただ、先ほどちょっと例を挙げられましたけども、市民の皆さん方が生活に直接影響のあるそういうものについては、これは優先してやっていかなければいけないというふうに考えます。どんなに苦しくても、やはりそういう面では重点化、優先化して、そしてこれを取り組んでいくというふうなことはこれは大前提でありますので、その点については今後も優先的にやっていく事業、これを選択しながらしていきたいというふうに、いかなければいけないというふうに思います。

投資的経費が例年の５分の１以下、確かに例えば平成12年度あたりは非常に投資的経費多かったんですが、それに比べてもう半減以上でありますので、これ県全体でも大体半分以下というふうなことになっております。市でももちろんそうなんですが、これもぜひ今財政再建もう２年目を迎えまして、何とかめどをつけましたので、これからはぜひ右肩上がりになるように、また公共投資もできる。公共投資イコール市民の生活環境の整備でございますので、これについては積極的にやっていかなければいけないというふうに思います。

そういう中で、しからば非常に財政が厳しい中で、どういうふうな手法でやるのかというふうなお話がございました。いろいろ御提言もあったところでございますが、例えば消流雪事業お話ありましたように、流雪溝の整備、これ相当長期の整備期間が必要であります。そして、多額の事業費が必要であります。大前提は水源の確保ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり水源の確保については最上川の農業用水を利用したり、あるいはダムの水を利用したりしていろいろ今試験通水をして、ある程度のめどをつけるべく、今年も試験通水やりますので、まだはっきり断定はできませんが、そういうのを組み合わせて水源確保というふうなことになります。しかし、流雪溝整備計画持っておりますが、これがやはり長期にわたる事業計画という

ふうなことになりますので、この辺のところ中川議員も御心配だというふうに思います。やはり行政サービスというのは可能な限り公平にやらなければ行けないというふうなことは大前提、これは承知しておりますが、なかなか財源の確保とか事業費をどう捻出するか、あるいは補助採択受けられるかというようないろんな課題がございます。それらをクリアする。そして、また財源の確保というふうな面では先ほどの民でできることは民でというふうなあれではないんですが、例えばＰＦＩとか、そういう手法がございます。そういうふうなこともいろいろ検討しながら、できるだけ可能な限り早目に市民の皆さん方に公平に住民サービスが行き届くようにやっぱり取り組んでいくと。その手法の中にはいろんな方法がありますので、その辺のところも十分に検討しながらやっていきたいと、やっていかなければいけないというふうに考えます。

それと、最後に、上水道の供給計画であります。私も公約の中に市民全員皆水道というふうな、ぜひこれを実現したいというふうなことでずっとうたってまいりました。現在御承知のように中川原、野中地区、滝の倉、冷水沢、泉ケ丘、５地区がまだ未給水地区というふうなことになっております。地域住民の方々からも要望書も頂戴しておりまして、何とか早くやっていきたいというふうなことでいろいろ取り組んでおります。確かに水道事業は企業会計でございますので、その部分だけを考えればなかなか黒字というふうなわけにはいかないというふうに思います。しかし、これが行政サービスの一環でありますので、水道事業全体のバランスの中でやはり調整していくことも必要だというふうに思います。そういう意味から、現在石綿管の更新の事業やっておりますし、また老朽管の更新事業、これもかなり多額の金も、事業費もかかるんですが、こういうふうに現在進行している事業と新規事業実施等につきまして、これは関係機関と調整を図ります。また、国庫補助事業の採択もしていかなければいけませんので、この辺も兼ね合わせてぜひ19年度、これにはもう着手していきます。そのように今あれしておりますので、ひとつよろしく、これは地元の協力も得ないとできないわけでございますので、その辺のところもぜひ御指導なり御協力をお願い申し上げたい、このように思います。

以上、答弁漏れあったかもわかりませんが、ひとまず終わります。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　中川正和君。

１５番（中川正和議員）　１番目の指定管理者制度に関することでありますが、これは21年度までに11施設というようなことありますが、ここに指定管理者制度の説明を受けた一覧表があります。それと11月の全員協議会の資料がここにあります。それを見ますと17年度から移行する施設として野球場、武道館、スキー場、屋内ゲートボール場、18年度から移行する施設、火葬場と、これが入っておりますが、屋内ゲートボール場を除いてすべて施設振興公社で行っておる委託部分だけであります。五十数名の方に指定管理者制度により管理の全面な移行が可能な施設として説明したわけであります。この中で私にも５件ほど問い合わせがあるんです。五十数名の中で５件って１割が私に来ているんです。そういう中で、それ以降１回も説明をしていない。ここに導入計画の中に示されたものは６カ所、それで先ほど21年度まで11カ所、それ以外はやらないんですか。総務課長、ちょっとお聞かせ願います。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　お答えします。

この９月議会に条例の改正をお願いしているのは、現在包括的な施設の維持管理をお願いしている新庄市施設振興公社絡みの施設管理の部分の指定管理者制度の活用ということです。これは、ちょっと横道にそれますけども、自治法の改正によりまして18年９月２日以降は包括的な管理委託はできなくなります。そういう関係で、この３施設について優先的に急いだということです。それ以降についてはさ

っき市長が申し上げました３つの方法で、市が直接関与しなくてもいいものとかも含めまして順次導入を予定していくということで、その中での指定管理者制度として11施設ということです。

それ以降ですが、その後の導入についても当然検討を加えていきますし、そういう方向で現在原課との交渉もしているところであります。県内的に見た場合には、新庄市は指定管理者制度の導入についてはある程度先行している、そういうグループの中にあると思います。新聞報道でもなっていますけども、なかなか雇用の関係等があって踏み切れないというような、そういう市もあるようですし、そういう状況の中ですが、新庄市としましては既定の方針どおり指定管理者制度の導入については全力を挙げていきたいというふうに考えています。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　中川正和君。

１５番（中川正和議員）　それでは、私どもにそういうふうな説明をするのは結構でございます。じゃ、五十数名の説明を受けた方々にどんな説明をするんですか。先ほども私も言いました。私にさえも問い合わせが来ているんです。こういう方々に対する説明の仕方、それから先ほど答弁漏れがあった法の整備、幼稚園、保育所、これに対する法の整備。100％可能な施設としておきながら、法の整備がなければできないというこの理由をお聞かせ願いたい。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　まず、昨年の６月に指定管理者制度に関わる市民団体、それから民間も含めまして１回説明会を行いました。その後役所の方にも16年度で20回ぐらい、それから17年度に入ってからも５回ぐらいいろんな問い合わせとか、それから考え方を聞かせてくださいという、そういう場がありまして、説明をしております。また、団体によっては出前講座の中で指定管理者制度の今後の方向ということで、勉強会をしている団体もあるようでございます。総務課の方には指定管理者制度の相談窓口ということで、そういう看板も設けて対応しているとこであります。

それから、保育所に指定管理者制度を導入するための法の整備ということですが、指定管理者制度導入についての法の整備で妨げになるというようなものは私はないというふうに思っております。前中川議員がお聞きになったのはどういう趣旨かちょっとわかんないんですが、そういうふうに思っています。ただ、新庄市の場合には児童館、児童センターについてはそこの地域に合ったような経営をしていくためには、運営をしていくためには指定管理者制度の方が望ましいというふうに思っていますが、保育所については民営化の方が望ましいのではないかというふうに今現在は考えて検討しております。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　中川正和君。

１５番（中川正和議員）　わかりました。指定管理者制度についてはしゃべっておるとなかなか時間がなくなりましたので、次の公共事業の部分での例えて言えばということで、側溝の整備などについて私が取り上げました末広町の部分がありました。あそこだけではないんですが、あの部分のそういう水の流せない側溝、そういうものの整備について消流雪も含めてですが、これは消流雪側溝に切りかえていけばいいわけでありまして、こういう部分については早急にすべきではないかというふうに私は考えるんですが、この点について見解をお願いしたい。

小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。

清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　ただいまの中川議員御指摘の末広町の流雪溝の部分ではございますが、水源は金沢堰を取水とするものであります。今現在の状況我々見ますところ、やはり勾配等が非常に悪いというふうなこと、また老朽化が進んでいるというふうなこともあって、スムーズではないというふうに判断をいたしております。今回の区長ブロック会議にもその部分については提案されました。我々も検討すべく努力いたしました。しかしながら、今回

さらにやらなければならない箇所もございまして、その箇所につきましては今後１つの考え方の中で来年に向けて何とか整備していきたいもんだというふうな考え方で各課とも調整も図っていきたい、そのように考えています。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　中川正和君。

１５番（中川正和議員）　末広町に限らずそういう側溝の整備、特に若葉町とか、ああいう川に近いところなんかは本当に勾配もとり易いし、やり易いと思うんです。ですから、やはり先ほど私が申し上げたように、市内の真ん中に悪臭を放つような、そんな側溝があってはいけないというふうに私は考えておりますんで、ぜひそういう部分をもう一回見回って、そういうところについては末広町については下流に大きな川があるわけですから、あそこまでの勾配を六、七年前土木建設の方で全部勾配も出しておるんです。もう計画書、設計図ができているんですから、そういうものを検討して一日も早い整備をお願いしたいというふうに考えます。末広町に限らず若葉町、あの辺、それからいつも水上がりになる下田町、この辺の部分、そういう急を要する区域については５年以内にお願いしたいというふうに私申し上げておりましたが、本当にこれについては真剣に取り組んでいただきたい。それから、財源の確保についても必ずしも国の制度にのっとらなくても、先ほど私が申し上げたように民間資金の活用ということも視野に入れてこれから運営していかなきゃいけないというふうに私は考えております。そういう部分につきましても、やはり運営の手法としてはそれは国の金を頼れば一番いいです。しかしながら、先ほど私が申し上げましたように、今後の地方自治体の運営の仕方は自主運営という計画書に基づいて税金の負担がどうかというふうになってくるわけでありますから、その部分も十分に検討した上で自己財源がなかった場合には民間資金の導入も図って、そういうふうにして最低限生活を維持できる公共事業についてはぜひ１年も早くそういうふうにやっていただきたい。これは、強く要望しておきたいと思います。

それから、水道については２年以内の着手、着工を望んでいたわけでありますが、市長の方から答弁で19年度着手の方向ですという答弁をいただきました。市民が要望しまして、これほど盛り上がったときにやらないという手はないと思います。先ほど許認可の問題も出ておりますが、本当に職員が真剣になって許認可なんていうのは、これは市長の公約だけでなく水道は安全性のあるものを供給するわけですから、国がだめだなんてことあり得ないと思います。これは、本当にそういうふうな各地域からの要望書があるわけでありますので、決めたなら１年も早い完成に向けて努力していくことをお願いします。強く要望いたしまして、質問終わりたいと思います。

清水清秋議長　３時まで休憩いたします。

午後　２時５０分　休憩
午後　３時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

平向岩雄議員の質問

清水清秋議長　次に、平向岩雄君。

（２０番平向岩雄議員登壇）（拍手）

２０番（平向岩雄議員）　本日の一般質問５人目でありますが、皆様には長時間にわたり、大変御苦労さまでございます。早速でございますが、通告に基づいて質問させていただきます。

初めに、農政問題であります。申し上げるまでもなく、今日本の農業、そして地域農業が急速に減退の度を増しているということで、農家経済はもちろんのこと地域経済も大変憂慮される時代に直面していると言わざるを得ません。1986年から93年まで

のウルグアイ・ラウンド、すなわち多角的貿易交渉の農業合意とそれに伴う農政改革による自由化が実施された過去10年間の間に農業総産出額が21.2%減少し、農産物価格は17.7%下落、総農家数が9.4%、販売農家戸数が12.7%も減少したと2004年度の「食料・農業・農村白書」が発表しているのであります。加えて過去10年間に稲作農家が15%離農いたしまして、耕作面積でも耕作放棄地と転用で6.5%減少し、稲作や野菜作の大規模経営が過去５年間で農業所得が20%から30%低下し、まさに日本の農家、農業、農村の崩壊が急速に起こっていると言わざるを得ません。

一方、水稲の2004年産米の生産費は山形統計情報センターの発表によりますと、県内前年比1.7%増加の10アール当たり13万4,138円となり、全国米殻取引・価格形成センターの2005年産米の第１回入札結果は平均価格で前年同期比3.7%安の60キログラム１俵当たり１万4,664円で、これまでの最安値スタートという状況であります。

そこで、質問の１番目は農業総産出額の減少する現況下で米政策改革の対応についてでありますが、その１点はこれまでの行政ルートでの米生産目標数量の配分を農業者や農業者団体に移行するということについての対応策についてであります。これまでの生産調整のメリット対策である稲作所得基盤確保対策が経営安定対策への統合や品目横断的な経営安定対策など激変する農政で、これに携わる皆さんは大変な事態になったと思います。大変御苦労さんでございます。米政策改革の課題といたしまして、農水省は既に農家やＪＡが主体に進める需給調整への移行を2006年度に検証いたしまして、2007年産から目指す方針を示していることは御承知のとおりであります。農水省の具体的な方針が決定されていない時点で、この対応策といっても大変難しいことだと理解はしておりますが、基本的な対応策は打ち出すべきと思いますが、どのように対応なされるか考えをお伺いいたします。

２点は、農家の担い手育成による経営安定策で、集落営農育成の対応策についてであります。農業の担い手とは、中期的には食糧自給率目標達成の主体と位置づけ、本市の水田農業ビジョンにも認定農業者は認定された時点で担い手リストに位置づけるとしておりますが、集落等については集落の話し合いの中で追加、削除の更新としております。農水省は、2007年度に創設する品目横断的な経営安定対策の対象となる集落営農の育成を加速するためとして、集落営農育成へ100億円を概算要求に盛るという新聞記事がありました。ＪＡグループでも年3,000万円、３年間の助成、9,000万円になるわけでございますが、そのような助成処置を講ずるということであります。集落営農組織は、農機具の共同利用や集落内営農の一括管理運営などが主たる内容かと理解しておりますが、その担い手としての集落営農組織の基準はいかなるものかを示して推薦すべきと思います。集落営農育成の対応についてどうお考えかお伺いいたします。

２番目に、水田畑地化振興対策に関わる地域水田の農業ビジョンについてでありますが、１点は少量多品目や伝統野菜を地域農業ビジョンの対象作物に入れ、県の畑地化振興対策の対象にすべきということについてであります。米の価格低迷や生産調整の拡大により、米だけに依存しない効率的な農業経営を展開し、米以外の作物生産に積極的に取り組むことで、水田の有効活用とバランスのとれた経営環境を確立する目的で山形県は平成18年までの前期計画で水田4,800ヘクタールの畑地化を推進しており、平成17年度水田畑地化の推進方策では各市町村で策定した地域水田農業ビジョン実現の支援を課題としております。

本市の水田農業ビジョンの作物の作付の具体的目標といたしまして米や大豆、ソバ、飼料作物の他、園芸作物としてはニラ、ネギ、みつばなどがありますが、里芋が入っていない現状であります。近年里芋の生産者はもちろん生産数量も拡大の傾向でありますが、水田農業ビジョンにないために県の支援対象外ではないかと思います。畑地化での野菜と園芸

作物の振興では、少量多品目や伝統野菜など小規模産地を形成し、地産地消を推進するのみで、産地づくり対策交付金にも該当しないという状況ではないかと思います。助成金の内容では、地域に交付される交付金の範囲内で国のガイドラインの範囲において地域で決定し、農業ビジョンに位置づけるとしております。里芋についての対応はいかがなものかお伺いいたします。

２点は、水田畑地化支援事業の作目定着年数の緩和についてであります。御承知のように作物によっては一定の圃場で連作することによって、成育に障害が発生します。いわゆる連作障害でありますが、水田畑地化事業では作目の定着年数が規定されていると聞いております。里芋は、連作障害の発生しない年数は３年ということであり、作物の定着年数が５年であれば２年は連作障害で収量は減退するという現象が起こります。障害防止の方策といたしまして、田畑、林間も含めて期間設定の緩和について県と協議し、改善すべきと考えますが、その対応についてお伺いいたします。

３番目は、人口減少の対応策についてであります。１点は、少子化対策についてですが、御承知のように我が国は人口減少時代に入り、人口減少は既に始まっているということであります。平成17年の１月から６月までの半年間で３万1,000人が減少し、予測より２年早く人口減少時代に入ったと言われております。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2050年の我が国の人口は今の１億2,774万人から2,715万人減少いたしまして、１億59万人になると推計しているのであります。本市の場合日本統計協会の推計では、2000年の４万2,151人から2030年には25.5％減少いたしまして３万1,407人に減少、新庄最上地域の人口は37％減少して６万65人になると推計しているのであります。この減少に対処するために、最上地域の町村では出産奨励に出産祝金による支援などを実施し、人口減少に歯どめをかける対策を講じていると伺いますが、本市としても何らかの対策を講じて人口減少を食いとめるべきではないかと思いますが、対応策について市長の御所見をお伺いいたします。

２点は、空き家対策を含めた定住人口の拡大策についてであります。このことにつきましては、平成16年９月議会でも一般質問を行った経緯がございますが、2007年を境に定年退職する団塊の世代は700万人とも言われております。農水省は、これらの世代を対象に農村部の空き家と遊休農地をセットで貸し出し、長期滞在できる市民農園を整備、田舎暮らしに対する都市住民のニーズに応えながら農山村の過疎化にも歯どめをかけるねらいで、団塊世代の農村定住支援を実施する具体的な方針を固めたそうであります。空き家対策の現況と農村定住支援の受けとめ方について市長の御所見をお伺いいたします。

４番目は、県が中山間地農業研究部を産地研究室に改称したことについてであります。県は、平成17年４月１日から農業研究研修センター中山間地農業研究部を最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室に改称し、これまでの稲作に関する試験は庄内支場に統合いたしました。この研究部の歩みは、大正７年に戸沢村の鞭打野に農事試験場、不毛地利用試験地として創設され、その後幾多の機構改革や事業内容が変更され、昭和30年に新庄伝習農場と豊里伝習農場が合併いたしまして、農業試験場最上分場となり、稲作や畑作の生産技術確立により最上地域の農業生産に貢献してきましたことは御承知のとおりであります。その後平成８年に機構を改め、中山間地農業試験場として本市の角沢に発足、平成９年機構を改め、農業研究研修センター中山間地農業研究部に改称、今回の産地研究室に改称されるまで新庄最上地方の稲作をはじめ畑作、園芸作物の技術振興に大きな役割を果たしてまいったものと理解している一人であります。ところが、農業を取り巻く社会情勢の変化や県民ニーズの多様化、高度化に的確に対応し、試験研究、開発機能の充実強化と県内各地域の複合型農業の推進と産地化支援体制強化を図るという理由で農業関係試験研究機関と農業普及部門の組織を変更しております。この内容は、水

稲に関する栽培、実証圃、展示圃などが新庄最上地域に設置されるのみとなっております。

そこで、１点は開発部門が庄内支場に統合するに当たり、本市などと事前協議があったものか。

その２点でございますが、当地域は稲作の依存度が県内でも最も高く、しかも最上特有の気象条件であるため水稲に関する多くの技術開発が求められていることも事実であり、時代のニーズに合った売れる米づくりに総合力を発揮すべく試験研究を強化することこそ近々の課題であり、この問題についての合理化は時代のニーズに適合しないと思います。中山間地農業研究部の存続と組織強化について県に対して強く要望することについて、市長の考えをお伺いいたしまして、壇上よりの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　平向議員の農業問題の御質問、多岐にわたって御質問をちょうだいいたしました。

第１点目は、2007年度から予定されております米の生産目標の数量の配分方法への対応、これはどういうふうに考えているかというふうなことだというふうに思います。お話にもありましたが、新たな米政策改革の対応というふうなことで、平成14年の12月に決定された改革大綱に基づきまして、16年度から、今年度から新たな米政策改革がスタートしたところであります。新庄市でも水田農業ビジョン、これを策定いたしまして、これを具体的に実践するための産地づくり計画を作成して取り組んでいるとこでありますが、新たな米政策のもとに生産調整の取り組みを基礎として需要に応じた米をつくっていこうと。また、大豆、ソバ等の土地利用型作物、園芸作物等の一層の生産振興、また地域農業の担い手の育成、確保、これを柱にして進めているところでありまして、まさに農政の大きな転換期を迎えているというふうに言っても過言ではないというふうに思います。

その中でも19年度から予定されております生産目標数量の配分方法でございますが、御質問にもありましたように農業者、農業者団体が主体となって需給調整を行うシステムに移行するための調整期間として平成16年度から新しい制度がスタートしているところであります。需給調整の手法については、目標面積の配分から生産目標数量と単収換算した作付目標面積の配分に、また確認方法でありますが、これは転作面積から作付面積に変わっております。その中で農業者団体、つまりＪＡが主体となって米の生産調整を行おうとする平成19年度に向けた国の具体的な推進方針については本年の12月ごろに示されるというふうな情報を得ているとこでありますので、これを円滑に移行できるように早急にＪＡとの協議、あるいは農業者への情報提供などに努めていかなければいけないというふうに考えております。

次に、集落営農、これを育成するための対応というふうなことも御質問いただきました。平成17年、今年の３月に決定されました新たな食料・農業・農村基本計画においても担い手が中心となった農業構造の確立に向けまして、これは意欲あるいは能力のある担い手の育成、確保とこの担い手への施策の集中化、重点化などこれらの支援を行っていくというふうにしております。このことから本市の農業を持続的に発展させていくには、地域農業の担い手として位置づけられる認定農業者の拡充、そしてまた集落営農の形態、これを構築していこうというふうなこと、また効率のよい土地利用集積、これを図っていく必要があるというふうに考えます。その中で集落営農というふうなことになるわけでありますが、これは集落を単位として農業の生産過程における一部または全部についての共同化、統一化に関する集落がもちろん合意のもとでないとできないわけでありますが、その中で実施される営農というふうに位置づけされておりまして、細分化した育成ポイントを申し上げますと農作業、これを受託する。そして、規約もつくっていくと。また、一元的な経理も行っていくというふうなこと。また、中心となる方の所

得目標、これも定めようというふうなこと。そして、農業の生産法人、これも目指していこうというふうなことで、この５つの項目の育成ポイントがあります。現在のところ、本市では組織化された集落はありませんけども、この形態については地域農業を継続的に発展していく有力な方法であるというふうに考えますので、集落営農の実現に向けていろいろ関係団体、ＪＡ等々の関係団体が主体的な取り組みができますように環境づくりを進めていかなければいけないというふうに考えております。

それから、少量多品目や、また伝統野菜、これを農業ビジョンの対象作物に入れるべきではないかというふうなお話がありました。16年度から米政策改革がスタートしておるわけでありまして、新庄市でもビジョンを策定して稲作、これを主体としながらも園芸作物の導入等によって複合経営を充実、強化していこうというふうなこと、これが本市農業の基本的な方向というふうに定めております。大豆とかソバとかの土地利用型作物については、これは生産性と品質の向上を図っていくということ、また大変付加価値の高い花弁、また地産地消に対応できる野菜、また周年農業を確立するための山菜等の組み合わせ、これで可能な限り生産性の高い複合経営を構築していくというものであります。

その中でも園芸作物については市場、あるいは消費者の需要に応じた商品性の高い経営の柱となる作物、これを対象品目としておりまして、その生産拡大を図っていこうというふうなことでございます。具体的には今１億円を超える販売額、これを確保しておりますニラ、あるいは花弁、またこれから需要が伸びると見込まれるネギとかたらの芽、これはもう5,000万ほどの販売実績があるわけでありますが、これらのこと。それから、ウルイ、みつばなどがありまして、まだ作付面積や出荷額が少ないんですが、今後需要が伸びるであろうと期待されるおうとうなどもあるわけで、これには消費者あるいは市場の動向を見極めながら適地適産の新規開発作物の推進を図っていくことにしております。

また、新庄産の里芋について、これは地産地消あるいは地域特産作物として注目されている品目でありますので、大変里芋についても評判がよろしいようで、いかに産地化、ブランド化を図っていくかなど今後これも課題の１つでありますので、農業者、そしてまたＪＡ等でも検討を加えて水田農業推進協議会に提案していきたいというふうに考えます。

また、作物の定着年数の緩和でありますが、現在のところ県営あるいは団体営、県単独の３種類の事業が畑地化支援事業についてありますけども、この対象としてはやはり計画が策定された区域の農地、あるいは認定農業者とか担い手となる組織が主に行う１ヘクタール以上の連担転作田というふうなのが対象になるわけでありまして、受益面積とか、あるいは転作作物の採択基準、そしてまた転作の畑あるいは永久畑等々も含めて団地化要件にはそれぞれの事業によって異なりますけども、御質問はその中でも作物の定着年数というふうなことでございますが、そういうふうな項目はないようで、団地化要件としては転作営農おおむね５年以上継続することが求められているものです。また、同じものを毎年作付するというふうなことも要件には入っておりませんので、ないようであります。

また、現在本市では水田の畑地化事業の実施状況でありますが、これは県営事業の上乗せ型が２件、団体営事業の上乗せ型が２件というふうなことで、計４件になっております。

農業問題については以上でありますが、次は人口減少、これも先ほども申し上げたんですが、平向議員もいろいろ統計研究所の数字を述べられましたが、この人口の減少というのは大変国民生活に大きな影響をもたらすこと、これが特に少子化問題についてはこういうふうなことが将来において経済的影響とか、あるいは社会的影響非常に大きいというふうなことで、非常に深刻になっております。ある意味では国家基盤の維持あるいは存続に関わる大きな問題だというふうに思います。これ国を挙げて、やはり少子化問題に今後真剣に取り組んでいかなけれ

ばならない問題ではないかというふうに考えます。特殊出生率も2.1が人口維持の数字でありますけども、先ほど申し上げましたが、新庄市が1.68と、これ全国平均はもちろんのこと県平均よりも多いんですが、もちろん2.1には届かないというふうな現状で、新庄市も少子化傾向にあるというふうなことは否めないというふうに思います。

この原因についてはそれぞれいろんな要素が考えられると思います。議員の皆さん方もそれぞれの原因、要因についてはお考えお持ちだというふうに思いますが、やはり結婚して子供を産み育てていくことを困難にするような社会状況、経済的状況、また心理的な要因もこれには加わるのかなというふうに思います。そういうふうな要因をどうやって取り除いていくかというふうなことが少子化対策というふうなことになるわけでありますが、そういう中で出産祝金などの手当を講じている自治体もあるというふうなことでございますが、本市でも11年度から15年度まで４年間第３子に対して10万円でございましたが、もみの木祝金の制度をつくりました。また、これもしかしカンフル剤的な制度というわけにはいかないというふうなのが現実でありました。

その中にやはり女性の就労機会が大変多くなっていること、そしてまた就労形態の多様化も進んでいるというふうなこと、それとやはり保育基盤といいますか、保育サービスの拡充を図っていく。やはり朝早く出かけていって、そして夜ある程度の時間まで子供を預けたいというような、そういうふうなお母さんたちが多いわけでありますので、そういうこともやはり障害の１つになっているのかなというふうに思います。そういうことから、うちの方でも保育については延長時間を設けたり、早朝保育をしたりといろいろ取り組んでいるんですが、これからも保育環境、これをもっともっとやっぱり整備していかないとなかなか少子化対策の一環、必ずしもこれで事が足りるとは思いません。いろんな要素がありますので、でも１つの要素かな、要件かなというふうに考えますので、そんなところも含めて取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、前にも一般質問でお話がございました。定住人口の拡大の対策の１つというふうなことに空き家をもっと情報提供して、特に都会の人なんかにも農地つきの農家なんか提供できないかというふうな、前にも御質問がございました。今新庄市の空き家の現状でありますが、これ大別するとアパート等の賃貸用の住宅及び一戸建て住宅ありますけども、空き家の総数が大体1,200戸ぐらいあるそうでございまして、そのうちアパートが550ぐらい、大体半分ぐらいというふうなことを聞いております。やはりアパートの空き家率が非常に高くなって、最近特に高くなっているというふうなことは、これは新築のアパートへの住みかえによりまして、古いアパートの空き部屋が増加したと。これ不動産屋さんの方から聞いた話でありますが、そういうふうにおっしゃっています。やはり旧市街地の土地や、あるいは中古の家屋は敷地も狭いというふうなこと、また土地の価格が高いというふうなことを条件にして、空き家としての物件が非常に多く存在するというふうなことで、アパートは中古が、あるいは古いものが余り人気がないということは逆に言えば新築物件の人気が高いというふうな、そちらに移るというふうなことになるわけでありますが、特に一戸建て住宅の空き家も最近増えてきているというふうなお話がございます。そうなってくると、これも旧中心市街地のこともちょっとあれしたんですが、中心市街地の空き家の問題、要するに住居機能が郊外とか、あるいは周辺に広がっていると、中心市街地の住環境が悪くなっているというふうなことも１つ言えるのかなというふうに思います。そういうことから、空き家、空き地の情報提供は今後行政がどのような関わりを持っていくか、また持つので必要であるかということを今後も検討していかなければいけないというふうに思います。

定住人口の拡大、これはいつも申し上げているんですが、これも大きな大きな市の課題の１つでありますので、こういうふうにして空き家、空き地を

活用した形での情報提供、そしてそれを利用して活用してもらうというふうなことをどのようにしたら効果的かというふうなこと。話を聞きますと、大都市近郷の市町村では週末のみが都市住民の方々が別荘感覚というんでしょうか、そこで農作業しながら定住している。あるいは、農村生活を楽しんでいるというふうなお話も伺っておりますので、地元新庄でもやはりそういうふうな交流というのはそれぞれの団体、あるいは個人の方々も盛んにやっていらっしゃる方々もいらっしゃいます。そういうところあたりがヒントになるのかなというふうにも考えます。

また、農村の定住の支援制度ということは現在ありませんけども、総合支庁の方で農山村の体験交流事業というふうなことで週末農業推進事業、これ16年度から、昨年度から展開されておりまして、これ仙台圏あたりを中心にしていろんな農業オーナー募集して農業体験をしてもらうというふうなこと、それで最上地域に訪れてもらうような事業でありますが、これを都市圏との交流事業というふうなことで、やはり農村の自然の中でリフレッシュしたいというニーズ、これを検証した上で次の段階に進むということも１つの方法かなというふうに思っており、考えられるとこでありますので、取り組んでみたいというふうに思います。

それから最後に、中山間地農業研究部のことでありますが、いろいろ歴史的なこともお話がございました。最上の農業試験研究の中でこれも長い歴史、87年という古い歴史と実績のある昨年まで県農業研究研修センター中山間地試験研究部というふうなものが大きな役割を果たしてきたとこでありますが、これが県の試験研究機関の再編というふうなことで、今年度から総合支庁の産業経済部農業技術普及課内、これの中の１つの組織として産地研究室というふうな位置づけをされました。これについては、やはり地域対応型の試験研究機関を技術部門とそれから普及部門、これを一体化して地域により密着したものにするような県全体の試験研究機関の総合的再編整備だというふうに言っております。ただ、この再編によりまして水稲に関する試験研究機関は全県的に庄内支場に集約されるわけでありまして、各地域での役割は調査決定とか、あるいは実証、展示のための圃場の設置と管理、調査に限定されてしまい、実質的な試験研究はなくなるというふうなことになりました。そういう意味から実質的な研究室も稲作部門が廃止されて、それに伴いまして職員も２名減というふうなことになっております。

今回の再編整備、これは県全体の統合再編でありますが、特に他の地域に比べて当地域は非常に稲作依存度といいますか、稲作部門が比重が非常に大きいわけでありますので、当地域にとっても影響もかなり大きいというふうに考えます。人的にも研究内容も縮小されるわけでありますので、そういうふうな点では非常に課題が多いというふうに感じます。

また、事前に協議とかそういうのあったのかというふうなこともございましたが、これについては事前協議とか、あるいは相談というふうなこともありませんし、地域の声を前もってやはり聞いていただけたらなというふうな残念な面もあることも否めないというふうに思います。他の地域に比べれば気候的にも冷涼といいますか、そしてまた日当たりも寡照というふうなことで、この地域の特性に対応できるように、また経営上も大きなウエートを占める稲作部門の試験研究、技術開発に対応できるような機能、これを今後とも図られるように県に対しても今後も要望、要請を行っていきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

２０番（平向岩雄議員）　議長、平向岩雄。

清水清秋議長　平向岩雄君。

２０番（平向岩雄議員）　農業問題でございますけれども、集落営農の育成というふうなことを私声を大にして言うているわけでございますが、農水省の基本的な方針としてはやはりこれまでの個々の農家を対象にした農業経営では経営の安定がとれないというふうな観点から、集落営農というふうなことにだんだん、だんだん力を入れてくるというふうな見

方をしているわけございます。いろいろな集落営農の組織化、あるいは法人化に対する資金調達等についても国の方ではこれを支援していくというふうなことでございますけれども、この集落営農の育成というのは本当に集落営農のリーダーの育成等々考えてみますと大変な問題であるわけでございます。ただ、これを手放しておきますと本市の農業というものは将来どうなるのかなというふうな心配の念も持たれるもんですから、あえて声を大にしているわけでございますが、現にただ口先だけでなくて、現実的に農家との生産者とのこれまでの取り組みした経過などがあれば、これをお知らせ願えれば大変ありがたいと思います。

坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　集落営農ですけども、以前は集落改善団体とかいろんな形でこれの前段階的な事業とか取り組みがございました。構造改善事業とかいろいろ事業を進める中で、そういう集落営農的な下地がある集落、いろんな生産組織、グループが活動している地域、転作に対して集団で取り組んでいる地域などを中心としまして、こういった方向に持っていけないだろうかという説明会とか、リーダーに関して研修会とか、そういった取り組みを10年から数年前までいろいろ取り組んだ経緯がございますけども、こういった完全な集落営農と言われるような組織形態には至っていません。ただ、移行すると思われるようないろんな要素を持った集落は、市内に相当数存在するんではないかというふうに把握してございます。

２０番（平向岩雄議員）　議長、平向岩雄。

清水清秋議長　平向岩雄君。

２０番（平向岩雄議員）　大変農業問題難しいわけでございますが、再質問はこのぐらいにしますけれども、中山間地の農業研究部を継続することについて市長の答弁では県に対して強く要望していきたいと、こういうふうなことでございますが、ぜひその実現に向けて御努力をお願いしたいというふうなことを申し上げまして終わります。

散　　会

清水清秋議長　以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日13日午前10時より本会議を開きますので、御参集を願います。

御苦労さまでございました。

午後　３時４５分　散会

平成１７年９月定例会会議録（第３号）

平成１７年９月１３日　火曜日　午前１０時００分開議

議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２３名）

２番	山　口　吉　静　議員	３番	佐　藤　悦　子　議員
４番	星　川　　豊　議員	５番	斎　藤　　敏　議員
６番	斎　藤　義　昭　議員	７番	渡　部　平　八　議員
８番	清　水　清　秋　議員	９番	小　嶋　冨　弥　議員
１０番	小　野　周　一　議員	１１番	遠　藤　敏　信　議員
１２番	佐　藤　　隆　議員	１３番	新　田　道　尋　議員
１４番	沼　澤　恵　一　議員	１５番	中　川　正　和　議員
１６番	森　　儀　一　議員	１７番	柴　田　忠　志　議員
１８番	下　山　准　一　議員	１９番	石　田　千　與　三　議員
２０番	平　向　岩　雄　議員	２１番	亀　井　信　夫　議員
２２番	今　田　雄　三　議員	２３番	髙　山　和　男　議員
２４番	金　　利　寛　議員		

欠　席　議　員（０名）

欠　員（１名）

出席要求による出席者職氏名

市長	髙　橋　榮一郎	収入役職務代理者 会計課長	矢　口　喜一郎
総務課長	八　鍬　長　一	政策経営課長	武　田　一　夫
税務課長	設　楽　忠　良	市民課長	国　分　政　嗣
環境課長	鈴　木　吉　郎	健康課長	星　川　　基
農林課長	坂　本　孝一郎	商工観光課長	羽　賀　千　尋
都市整備課長	小笠原　謙　一	下水道課長	中　部　　力
福祉事務所長	矢　口　　孝	神室荘長	奥　山　　栄
水道課長	髙　橋　　敦	教育委員長	伊　藤　輝　昭
教育長	佐　藤　　博	教育次長	奥　山　芳　彦
学校教育課長	小　野　和　夫	生涯学習課長	大　江　雅　夫
生涯スポーツ課長 選挙管理委員会委員長	黒　坂　光　悦	選挙管理委員会委員	小　関　俊　也

事務局長	田口五郎	監査委員	荒川修也
監査委員事務局長	渡部秋夫	農業委員会事務局長	斎藤友一

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第3号）

平成１７年9月１３日　火曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　一般質問

１番　佐藤悦子　議員
２番　石田千與三　議員
３番　金　利寛　議員
４番　星川　豊　議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第３号）に同じ

平成１７年９月定例会一般質問通告表（第２日目）

発言順序	質問者氏名	質　　問　　事　　項	答弁者
1	佐　藤　悦　子	１．アスベスト対策について ２．介護保険法の改悪で、施設利用料等を払えない方を救う対策が必要ではないか ３．身障者や高齢者等の交通手段の確保対策について ４．道路占用料について ５．中学校給食の実現を	市　　長 教育長
2	石　田　千與三	１．市立図書館と学校図書室の運営と連携について ２．新庄祭り２５０年祭の成果等について ３．雪の里情報館について	市　　長 教育長 関係課長
3	金　　利　寛	１．新庄市認証保育所について ２．新庄市第３次振興計画基本構想について	市　　長 関係課長
4	星　川　　豊	１．新庄市内に於ける上水道未完成地域について ２．農業振興地域見直しについて ３．中山間直接支払制度について	市　　長

開　　議

清水清秋議長　おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。欠席通告者はありません。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第３号）によって進めます。

日程第１一般質問

清水清秋議長　日程第１一般質問。

これより２日目の一般質問を行います。

本日の質問者は４名であります。

佐藤悦子議員の質問

清水清秋議長　それでは、最初に、佐藤悦子君。

（３番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

３　番（佐藤悦子議員）　おはようございます。日本共産党を代表いたしまして、一般質問を申し上げます。

まず、１番にアスベストの対策について質問いたします。市の公共施設におけるアスベスト利用の現状と対策について伺います。きのうの小嶋議員の質問には、８月８日から31日の間で、市の施設147カ所の調査を行った。昭和62年当初から萩野中学校の渡り廊下、技術室、体育用具室の天井にアスベストが吹きつけられており、囲い込みをして飛散はしないようにしている。明倫中、日新中のボイラー室にロックウールが使われていて、62年当時はアスベストではないとして対応しなかったが、この度は含有を調査中。市の施設、４施設４カ所にアスベストが使われており、含有調査に基づいて封じ込め、除去をと考えていると答弁したと聞いたように思います。聞き漏らしや聞き違いがあればつけ足していただければと思います。

２番目に、介護保険法の改悪で、施設利用料などを払えない方を救う対策が必要ではないかということについて質問をいたします。10月から施設利用者の利用料が値上げになるようですが、入所者、デイサービス、ショートステイ、それぞれの利用料はどのようになるのでしょうか。低所得者で支払い困難になる方への軽減対策が必要ではないでしょうか。また、来年４月からの変化の内容と市の対策について伺います。

３番目に、身障者や高齢者などの交通手段の確保対策について質問いたします。タクシー券の補助が、障害者の場合では、前は身体障害者手帳４級までタクシー券がもらえました。今年からは３級や４級の人がもらえなくなり、ある弱視の障害を持つ方は３級で、タクシー券がもらえなくなってしまいました。移動に大変不便を来しています。目の前のかごにボールを入れることができないくらい見えないのです。道路を歩くにもサイドラインと本人が思って、それに沿って歩いていたら実はセンターラインだったそうで、危うく交通事故になりそうだったこともあったそうです。

障害のためになかなか仕事につけない低収入の人が多いです。身体障害者の方の中には体も弱く、病気になりがちで、月２回以上病院に通院している人も少なくありません。目や手足が不自由な方の交通手段の確保は、自力で買い物をして自立した生活をしていただくためにも必要です。また、閉じこもりを防ぎ、社会参加をしていただくことにつながり、介護予防としても重要なことだと思います。３、４級の方へのタクシー券の補助、または高齢者へのタクシー券の復活をしてほしいと声が寄せられております。

また、公的機関をめぐるバスの配置を求める声もありました。一番行かねばならないところは県立病院です。また、老人センターは会場が無料なので、社会参加できる人が気軽に集まれるので、利用頻度が２番目に高いということです。３番目に福祉事務所、つまり市役所です。そして、市外で行事があるときに集合場所になるのが駅東口なので、４番目に駅が重要な利用頻度の高い公共施設であるとのことです。こうした公共施設を巡回できるバスがあれば、車に乗れない高齢者や障害者の交通手段の確保につながるのではと思いますが、いかがでしょうか。

４番目に、道路占用料について質問いたします。１つは、市内の中小零細業者の営業を守る立場から、減免制度が必要ではないかということです。２つ目は、占用料申請をうのみにせず、市独自に調査が必要ではないかということです。３つ目は、独自財源でもありますので、営業利益が上がっている大企業からは値上げして徴収を考えてもいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

５番目に、中学校給食の実現を求めて質問いたします。中学校の給食の必要性についてどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　第１点目のアスベスト対策については、昨日小嶋議員の一般質問に答弁したとき、また佐藤議員もただいまお話を伺いまして、概要そのとおりでありますので、これは省略させていただきます。

それから、介護保険の改正についていろいろございました。そもそも介護保険制度、これについては御承知のとおりでありますが、保険料と公費で支えられておるというふうなこと、その中で、やはり高齢者の方々御自身から御負担いただく保険料、これの急激な上昇というのは、やはりこれは抑えていかなければいけない、抑えるべきだというふうに考えます。

また一方、この制度そのものを持続させるためには、どういうふうな給付の効率化あるいは重点化、これを図っていくかというふうなこと、これも１つの大きな課題だというふうに思います。

この度の改正では、施設サービスの利用者に対しまして、居住費と食費を介護保険から外して個人負担にしてもらうというふうなことが決められたわけでありますが、施設サービスというのは御承知のとおりでありますけども、介護老人福祉施設、一般に特老というふうな施設と、介護老人保健施設、そしてまた介護療養型医療施設、この３つを指しているわけでありますが、このようにして、この保険の給付を介護の部分に重点化しているというふうなのが保険制度であります。

御質問で、保険から外された居住費あるいは食費、これを自己負担するということは、低所得者にとって非常に厳しいものがあるというふうなことでありますが、そのため入所施設については、国の制度として「特定入所者介護サービス費」というものが創設されました。所得に応じた負担限度額と施設が設定する居住費及び食費との差を保険から補足的に給付するというふうなことであります。

後ほど福祉事務所長から具体的な変更額の例について御説明申し上げますが、基本的に急激な負担増、これをできるだけ抑えていくというふうなことでございますので、その辺のところをひとつ御理解いただきたいなというふうに思います。

それから、来年４月からまた変化するわけでありますが、大きく変わることは、これもきのう答弁いたしましたけど、予防給付、これの見直しと地域の支援事業、これの創設であります。予防給付、これはまず要介護１の人を改善効果があるかないか判断をして、要支援１、要支援２、その次要介護１になっていますが、これを要支援２と要介護１に分けていくというふうなこと、そして要支援１と２の方

へは予防効果のための新たなメニューによるサービスを提供することになります。

そのサービスのプランをつくったり、総合的な相談あるいは支援を行うため、すべての保険者ごとに、さらには日常生活の圏域ごとに地域包括支援センター、これを設置することが義務づけられました。これはきのうお話ししたとおりでありますが、この予防のためのサービスについては、その報酬算定の仕組みあるいは単価の額がはっきりまだ現在のところしていないというふうな状況であります。そのため、実施可能の事業所もはっきりしておりませんので、どのメニューが利用できるか、現時点ではまだわかっていないというふうなことであります。したがって、この利用者の負担がどうなるのか、これからの経緯、推移というふうなことになります。

介護認定非該当の方を対象とするこの地域支援事業についても、まだ報酬算定の仕組みあるいは単価の額がはっきりしておりませんので、国から間もなく情報がもたらされるというふうに思いますので、これを待って検討していくことになります。

それから、１つ忘れましたけども、この低所得者の負担増に対して、市の減免制度というふうなこともありましたけども、これも先ほど申し上げましたように、原則的に支払い能力に配慮された制度というふうなことになっておりますので、市独自にこの軽減措置を追加するというふうなことは、現時点では考えてはおりません。

それから、交通手段の確保というふうなことで、２点御質問いただいたわけでありますが、タクシー券の補助復活、これについては予算委員会等々でも相当議論をさせていただきました。いろいろ高齢者の通院タクシーの助成事業について、今回３級、４級を見直しまして、１、２級に限定させていただいたというふうなことでありますが、これもいろいろやっぱり高齢者福祉というのは多種多様になってきておりまして、それらの全体的な、全般的な事業を見直すことによって、こういうふうな形にさせていただいたというようなこと、タクシー券、確かに高齢者の方あるいは障害者の方で非常に不自由を感じている方もいらっしゃると思いますが、それを見直すことによって、やはり他の事業の充実も図っていくという前提の中で、総合的な見直しの中でさせていただいたというふうなことで、御理解をいただきたいというふうに思います。

現在、これを復活というふうなことでございますが、必ずしもこれは、もちろん福祉事業でございますので、コンクリートというふうなことではございませんが、現時点では今申し上げたように総合的な福祉事業、それの全体的な見直しとしての１つであるというふうなことで、これは御理解をいただきたいというふうに思います。

また、公的機関をめぐるバスの配置、主に県病に向けてのというふうなお話もございました。これは御承知のとおり、これまでこれは観光と、あるいは日常の生活の中での利用というふうなことを目的にし、市内の循環バスを設置した経緯がございます。正直言って、その実態はごく一部の方が利用されて、そして空車での移動が非常に多かったというふうなことがありました。なかなか投資効果といいますか、利便性の向上という点については、非常に疑問のあった事業でありましたので、それを取りやめたというふうな状況がございます。

そういうことから、これはどうなんでしょうね。新庄ぐらいの人口規模あるいは地形的な面もあると思いますが、なかなかこの巡回バスで皆さん方に利用をしていただいて、利便性を図るというのは非常に難しいというふうに思いますが、これはしかし生活弱者の皆さん方が足で困っているということであれば、このような交通手段の確保ということも当然必要なわけでありますので、この辺についてはこれからも１つの検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。現時点ではなかなか難しいということも申し添えておきたいというふうに思います。

そういうふうな中で、移送については、現在介護支援の事業所で、自宅と施設、それから病院への

介護移送も行っておりますし、ホームヘルプサービスの提供事業所では、タクシー並みの料金で通院介助している事業所もあります。そういうふうに、現状での社会的な資源の活用等々も十分にこれはＰＲして、利用を促進していくことも必要かなというふうに考えているところであります。

それから、道路占用についてであります。看板の設置について減免制度が必要ではないかというふうなことでありますが、道路占用料、これについては御承知のとおりでありますが、道路法の第39条の規定に基づきまして、市が徴収する道路占用料の額及び徴収方法については、これは条例で定まっておりまして、減免についても道路管理規則第19条によって規定されているところであります。

この占用料につきましては、道路法の施行令の改正及び県の改正を受けて施行したものでありまして、国の通達に準拠しているというふうなことであります。この減免制度でありますが、公益性が認められるものが中心でありますけども、広告看板については、表裏２面表示のものについては減免措置が図られているというふうな状況であります。

御質問には中小零細業者における広告看板の占用料の減免制度でありますが、やはりこの占用料というのは、占用物件に対するものでありまして、営業規模等による減免制度、これはやはり適当ではないというふうに判断をしております。

それから、占用料申請の調査でありますが、これは年間の占用料申請のうち約９割が、電柱あるいは共架電線類、埋設管路類でございます。このうち電話、電力にかかわる電柱とかあるいは線類とか埋設管路並びにガス管類につきましては、毎年占用者より、これ数量の新旧対照表の提出がありまして、市において確認した上で条例並びに規則に従いまして、適正に処理しているところであります。また、新規申請あるいは廃止につきましても、現地の確認調査、これを実施しておりますので、適正に処理しているというふうに申し上げたいと思います。

また、御質問のこの営業利益の上がっている企業から値上げ徴収というふうな意味かと思いますが、これは道路法によって全国にわたる事業であり、政令で定めるものに関わるものについては、その基準の範囲を超えてはならないということになっております。したがいまして、現在の占用物件の占用料については、国の通達に準拠した基準額というふうなことでありますので、これを超えることは適当ではないというふうに考えて、法の範囲内で適正に処理していく所存であります。

それから、学校給食については、きのうもお話し申し上げましたが、これは教育長の方から答弁させることといたします。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　それでは、介護保険に関して具体的な変更額の例ということでお話し申し上げます。

改正の１つとして、利用者負担段階が変わっております。従来の第２段階が２つに分けられました。第２段階は利用者個人、そして世帯も市民税非課税ということでありますが、年金収入でいいますと80万円以下の人を新しい第２段階と。それを超えて266万円以下、これを新しい第３段階というふうに位置づけております。現在の第３段階は個人が非課税、世帯課税ということでありますが、これが新しい第４段階となります。この区分変更もこの10月１日からということになります。新しい第４段階のいわゆる年金が266万円を超える方については、軽減の措置がございません。

この段階の方について、いろんなパターンがございますが、１つの例として、特別養護老人ホーム利用しておられる方で、**要介護５について具体的に説明をいたします。現行では多床室、これはベッド数が１部屋に２つ以上でございますが、多床室とした場合には、居住費は負担しておりません。介護サービス費の１割負担ということで月額３万円、それから食費負担が月額２万6,000円、これを合計しまして５万6,000円を負担しております。これが個室利用**

となりますとさらに４万から５万円を上積みして、合計10万円前後を負担するということになっています。

これが10月１日からどうなるかということでございますが、介護サービス費、１割負担で月額２万9,000円、居住費が月額１万円、食費が月額４万2,000円、合計８万1,000円となります。したがいまして、８万1,000円と５万6,000円の差額、２万5,000円が多くなるということであります。なお、居住費と食費は施設との契約によって額が決定されるということであります。限度額は設定してございます。個室の場合には６万円程度の上積みとなって、14万円程度になるのではないかなという見通しでございます。

これと同様に、介護老人保健施設、それから介護療養型医療施設も同じように第４段階で要介護５、多床室の場合は介護老人保健施設は５万9,000円が８万3,000円に、それから介護療養型医療施設は６万3,000円が８万9,000円に上がります。実際の計算は日額、日割り計算によって計算するということになっております。また、ショートステイの利用者にもそのままこの計数が当てはまるということであります。

以上の居住系サービスの利用者負担については、低所得者にとっては大変支払いが困難になる場合があるということでありまして、先ほど市長も申し上げましたが、特定入所者介護サービス費、補足給付と簡単に申し上げますが、補足給付として介護保険から給付するというふうになっております。

これが補足給付によってどのように変わるかということでございますが、例として先ほどと同じ特別養護老人ホーム、要介護５、多床室で申し上げますと、生活保護受給者の方は第１段階でございますが、月額２万5,000円、これは変わりございません。新第２段階の方、これは４万円から３万7,000円と、逆に下がります。新第３段階の方、この方々は４万円から５万5,000円と、１万5,000円のアップということです。ショートステイについても同様でございます。

それから、もう一つ介護保険制度が創設になる前から入所しておられた方については、当時の利用者負担以内の額となるような仕組みがなってございます。

今申し上げましたような補足給付を行ったとしても、なお支払い等困難であるという場合には、もう一つ社会福祉法人による利用者減免措置というのがございます。これは、社会福祉法人の申し出によってなされるものでありますが、現在その額等々については、施設側と検討中でございます。ただ、この減免のための条件がかなり細かいところまで決められておりまして、本人の所得はもちろんのこと、世帯全体の預貯金あるいは資産まで勘案するということになっていまして、相当複雑な手続があるということでございます。

もう一方、居住系以外のデイサービスについては、これも食費が保険外になるということで自己負担になります。

このように、今申し上げましたように、減免等をするに際しても、大変事務的な、かなり多くの事務作業がございます。これも先ほど市長が申し上げましたように、国の基準がまだ定まっていない部分もかなりございます。そのために我々本市ばかりでなく、全国の市町村がいろいろ苦慮しているところでございますけども、我々市側と施設あるいは事業者側と情報交換しながらスムーズな移行に努めたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　中学校給食についての御質問ですけども、これまでも佐藤議員はじめ各議員の方々から御質問ありましたが、その都度小学校給食の充実をもって学校給食のねらいは十分達成されていると。または、家庭における教育力の低下が叫ばれている昨今、食を通しての教育の重要性が指摘されているなどから、当面中学校給食は実施しない旨の答弁をしてきました。

これはきのうも申し上げましたけども、昨年度、10年先を見通した新庄市の長期教育プランを策定したわけでございますが、その基本計画の中に学校給食の充実と望ましい食生活習慣の形成の**項目がありまして、その中で児童生徒の食生活を取り巻く社会環境の変化や食行動の多様化が進む中で、子供たちの朝食を抜きにする欠食、または１人で食べる孤食、または偏った栄養摂取など、食生活の乱れや肥満、痩身などの健康問題も指摘されたところです。そのような現状の中で、学校給食のあり方を改めて検討してみる必要があるというふうに議論されたわけでございます。**

この度学校給食検討委員会を立ち上げまして、中学校給食につきましても、その中で検討していくこととしました。昨日申し上げました北部の各小中学校のＰＴＡによるアンケート結果なども参考にさせていただきたいというふうに考えております。検討委員としては５名の公募委員の他、学校、保護者、学識経験者並びに事務局は市側が携わるわけですけども、そのような組織をしまして、８月５日に第１回の学校給食検討委員会を開催したところです。今年度から２カ年、事実上は１年半ぐらいになりますでしょうか。今年度から２カ年にわたって望ましい食生活の育成を図るために、食指導のあり方、学校給食のあり方、中学校給食も含めて、総合的に検討していただきたいというふうに考えております。検討委員会からの報告を受けまして、教育委員会としての方向性を定めてまいりたいというふうに考えておったところです。

以上です。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　どうもありがとうございます。

では、１番目のアスベストについてですけども、市としていち早く公共施設のアスベスト調査を実施して、これから除去などの対策をという姿勢には深く敬意を表するものです。

さて、小嶋議員からも詳しく指摘がありましたように、飛散したアスベストは吸引によって肺がんや中皮腫という死亡事例などが出ている深刻な健康被害をもたらすものです。これまで1,000万トンも輸入されて、その９割が建設材として使われてきました。今後建物の解体などによって被害拡大が予想され、これから40年間で10万人がアスベストによって死亡するという専門家の指摘もあります。早くから問題が言われてきたのに、国として日本が原則禁止にしたのが昨年の10月で、これから対応を謝れば被害はさらに拡大するおそれがあります。

そこで、市の施設のアスベスト除去工事の実施とともに、今後考えていただきたいことが４点あります。１つは、高齢者施設や子供たちの施設、認証保育所などへの支援、これはどうかと。それから、２つ目は解体工事の対策として、アスベスト対策の報告を義務づけるということと、支援を考えてはどうかと。３つ目は、中小企業における調査や除去工事への支援も考える必要があるのではないか。４点目は、住民のアスベストに関する相談窓口を設置して、健康診断や治療の費用の対策の相談をし、そして調査や除去工事への助成、こういったことも考える必要があるのではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　アスベスト問題についてお答えいたします。

まず初めに、なぜ総務課長が答えるのかということなんでしょうけども、アスベストのことが社会問題化していまして、その市の施設の状況をいち早くつかまなければならないということで、総務課と政策経営課が中心になりまして、準危機管理的な扱いをして、これらの対応をしているということであります。

その後、きのう小嶋議員の質問にも市長からお答えしていますが、市が管理している施設147カ所のうち、アスベストの使用が封じ込められております

けども、確認されているのは萩野中学校と、またサンプル調査中のものが４件ということで報告しております。サンプル調査中のものについては、そのまとめがわかり次第、早い段階で公表していきたいというふうに思っております。

先ほど佐藤議員から日本が原則禁止にしたのは昨年の10月ということですが、日本が原則禁止にしたのは昭和50年です。昨年の10月は全面禁止でありますので、したがいまして、現在サンプル調査中のものは昭和50年以降に建設された施設でありますけども、疑いということでサンプル調査をしているというふうな、そういう状況であります。

市が公表する前に、県の方でまず早い段階で発表されたわけですが、その後保健所の中に対応の窓口が設置されていまして、７月13日に最上保健所の方に窓口が設置されております。きのう現在でそこに相談があったのは３件ということであります。なお、市役所への直接の相談は現在のところはございません。

国の方でも７月の29日にアスベスト問題に関する関係閣僚会議がされていまして、現内閣の緊急な課題になっているわけですが、先の８月の26日にも２回目の会合がされていますが、今**こういうことが検討の段階であります。被害の拡大防止、過去の被害への対応、実態把握の強化、国民の不安への対応ということで、まだ国の段階でも検討とか過去の把握ということで、国全体としての方針が打ち出されている状況にはありませんので、国の対応等も見ながら、先ほど佐藤議員からの御提案のありました対応を図ってまいりたいというふうに思っております。**

なお、住民への健康被害で、今一番問題になっているのが製造業でありますので、新庄市にはアスベストを扱った製造業はございませんので、アスベストがいろんな点で活用された建築物、または製品の影響ということでありますので、いずれの場合にも大量に吸い込むというような、そういう状況下にはないのでないかというふうに思っていますが、先ほどの見解のもとに、国の対応を見ながら慎重に、しかも速やかに対応してまいりたいというふうに思っております。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　国の、もちろんそのとおりだと思いますが、知らないで地震なんかがあったときに、地震あったところの家がつぶれたところの地域では、アスベストの飛散の状態がもうもうとなって、それらを大量に吸い込むのだろうと、地震のときは特に。そういったことも心配されております。ということは、これから古い建物の解体やられたときに、知らないで作業に当たったり通ったりということもありますし、そういう状況をできるだけ知らせて、解体などについて飛散しないような対策をとっていただくとか、そういったことの啓蒙は早目に手を打っておく必要があるのではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　解体工事等の場合には、現段階でも石綿障害予防規則ということがございまして、記録の保存や粉じん発生源の密閉とか、それから作業の方の健康診断とか、そういう措置が講じられていますので、労働安全衛生上のこともありますので、それらのことも含めて今後の国の対応がしっかりとしてくるんではないかというふうに思っております。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　次に、介護保険法の問題についてです。

ただいま課長さんの方からかなりの負担が上がる方が出るということが言われました。そういう意味では、もう負担に耐えられない場合は施設から在宅へ戻らざるを得ないということも出てまいります。家族の介護力の低下の中で、頼る家族がない独居の方、老老世帯と言われる方が増えて、行き場のない高齢者が増加するものとも予想されています。

また、通所サービスも食費を自己負担して利用

を抑制することになりますが、そうなりますと在宅の高齢者の食事の保障を乏しくするだけでなく、外出の機会や入浴の機会も減ることなどがあり、体の清潔や健康にも影響が出ると予想されます。

また、施設側への介護報酬額が食費、居住費を保険給付から対象外とすることに伴って、介護報酬が減額されます。そのために、介護労働者の労働環境がさらに悪化するという重大な問題も出てくる可能性があります。03年に介護報酬が引き下げられてから、利用者の死亡を含む介護事故が頻発しているとも言われています。介護職員の減少や職員が定着しないことによる質の低下による事故が頻発するようになったと、福祉介護オンブズマン大阪が行った04年の大阪府内の介護事故として報告されています。

そこで、市として求められる対応についての提案ですけども、１つは速やかな負担軽減措置の適用です。これらはケアマネジャーなどに任せられているわけですが、実はこの実務への介護報酬は設定されていないという問題があります。ですから、利用者の不安にこたえるために、自治体として適用の実務を自治体の責任で進める必要がある。速やかな負担軽減措置についてですが、いかがでしょうか。

それから、利用者への迅速な制度変更の説明も、これもやはり広報ももちろんいいですが、読まない方も少なくありませんので、そういうことのないように、適用される方はすべて適用できるように徹底していく必要があると思います。

３つ目は、医療負担の軽減策についてです。今回の低所得者対策は食費に限定したものであり、高齢者にとって負担の大きい医療費は対象となっておりません。ですから、医療費負担の軽減策も考えていただきたいなということです。

４つ目は、生活保護申請の検討が必要でないかということです。４月以降に値上がりが予想される介護保険料によって、負担増に耐えられず施設から退去になったりしないように、こういったことも必要ではないでしょうか。

５番目として、良質な介護サービスの確保のために、市として介護事故の実態調査を行い、事故の頻発している施設においては介護職員の夜勤などの勤務体制、労働時間などの指導、監査を行い、安全、衛生などの研修を行うことも必要ではないでしょうか。同じく良質な介護サービスの確保のためですが、介護の質の重要な基盤として、介護労働者の労働条件であるということは言うまでもありません。介護報酬の削減が雇用形態の低下につながり、離職率が上がり、その結果経験が蓄積されず、介護の質が低下しているとも言われています。

そこで、先ほど市として財政支援は考えていないようですが、ぜひ市として財政支援を考えていただくとともに、国に対して介護報酬の引き上げなど、財政支援を必要だということを求めることが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

そして、またもう１つですが、昨年11月、厚労省は介護給付の１％程度の抑制を目安に取り組むことを支持しています。そのために、本来認められている訪問介護の家事援助まで削減するところも出ていると聞いております。市ではどうだったでしょうか。

以上ですが、どうですか。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　介護報酬の引き下げという１つの今議員がおっしゃった2003年ですか、引き下げということがございまして、施設側の経営といいますか、なかなか大変だということは伺っています。

それから、先ほど申し上げました補足給付のということで、負担軽減措置の適用を周知する必要があるのではないかなということでございますが、介護サービスを受けておられる方はケアマネジャーを通してということですので、８月の30日に事業者、施設事業者に集まっていただきまして、ケア会議を開催しております。その折に軽減については周知していただくようにというお願いをしてございます。

先ほどお話ありましたように、介護報酬はないということでございますが、これは協力という形で

既にお願いしてございます。

その他の利用者への説明ということでございますが、これは市報が中心になります。今月１回市報を出しました。その他必要に応じて市報による広報、あるいは必要とあらばパンフレット等による周知をしたいと、そういうふうに考えております。

それから、生活保護関係でございますが、ひとつ４月以降の負担額の増ということが出てきた場合には、現在の制度でもございますが、境界層、いわゆる境界、ボーダーラインということですが、境界層に対する対応の措置という制度がございます。もし何でしたら後ほど福祉事務所にいらした場合に、詳細について御説明をしたい、そういうふうに思います。

それから、介護事故等についての指導監督という件でございますが、現在のところ県からの指導監督を行ってございますが、来年度から制度が変わるということで、これは小嶋議員の御質問にもございましたが、市町村の役割が増大するという意味では、小規模の事業者に対する指導監督、これは市町村がするということになっておりますので、今後来年度以降はきめ細かい指導監督をして、事故の防止に努めたいと、そういうふうに思います。

それから、訪問介護の家事援助の削減というお話でございますが、そういう削減ということは私は聞いてございません。必要なサービスは受けることができるというふうに理解をしております。

以上でございます。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　お金がないために体の弱い介護の必要な方が施設から出ねばならなくなるようなことのないように、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

それから、給食についてですけれども、中学生は人生最大の発育期です。骨密度の定着も一番必要なときだと聞いております。学校給食法の１条の目的と実施に関する文部省の通達では、中学期の給食は小学期より一層地域の食生活の啓蒙に役立つと重要視しています。これについてのお考えはいかがでしょうか。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　きのう申し上げましたように、昨今の食事情の変化、社会環境の変化等を受けまして、中学生の給食ということも十分に視野に入れながら研究して、検討委員会の結果を受けながら判断していきたいというふうに考えております。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番(佐藤悦子議員）　学校給食法の第７条では、国が補助するということを定めて、調理員の人件費は中学校の給食を実施していないところであっても、地方交付税の教育費の算定の基礎になっていると聞いております。調理員の人件費、標準規模児童数720人に調理員４人、１人当たり523万2,000円は地方交付税の算定の基礎になって当市にも入っているのではないですか。お聞きします。

奥山芳彦教育次長　議長、奥山芳彦。

清水清秋議長　教育次長奥山芳彦君。

奥山芳彦教育次長　ただいま佐藤議員おっしゃるとおり、交付税の教育費の算定の単位費用というふうなことで、給食実施の調理員というふうなことございますが、ただ今お話ありました720人、調理員４人という、それから１人当たり523万2,000円というふうな数字を挙げられましたが、これは720人という標準規模の場合は、小学校の場合でございます。小学校が720人で給食従事員の対象人員は４人といっていますが、３名です。１人当たり523万2,000円という金額申し上げられたんですが、いわゆる３名で1,392万3,000円、１人当たりに直しますと464万1,000円というふうなことで、確かに交付税の算定の基礎にはカウントされるというふうなことになってございます。

清水清秋議長　ただいまから11時まで休憩いたします。

午前１０時５０分　休憩
午前１１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

石田千與三議員の質問

清水清秋議長　次に、石田千與三君。

（１９番石田千與三議員登壇）（拍手）

１９番（石田千與三議員）　９月一般質問２日目となりました。通告に従って、簡単に壇上からの質問をさせてもらいます。

私の場合は３つ用意しております。市立図書館と学校図書室の運営と連携について。２番目が、新庄まつり250年祭の成果等について。３番目には、雪の里情報館についてと、この３つでございます。

初めの市立図書館と学校図書室の運営と連携について。これは、前にも申し上げたことがあるんですが、今市立図書館を利用する人が大変多うございます。中には学習のために図書館を利用するという感じで、注意を受けるという人も何かいるような感じというか、そんな話も聞いておりますが、雪の里情報館も図書室、図書館というような感じの置き方で、子供たちが雪の里情報館でも学習をしているのが見受けられます。家で勉強するよりは資料のそろった図書館で勉強をした方がいいということからかもしれません。

市立図書館には季節ごとに多くの来館者があるわけです。特に夏休みとか冬休み、そういうふうな時間帯あるいは祝祭日、そういうときの開館の状況についてなんですが、多くの市民が望んでいることには、時間を延長してもらえないだろうかと。つまり午前９時に開館、定刻は10時開館となっておりますけども、１時間早目に開館をしてもらえないのか。あるいは午後６時閉館を午後７時までにできないのか、そういうふうな願いがあるわけでございます。これには利用する人の中に時間がどうしても、自分の勤めている時間帯に重複するために、仕事が終えてから図書館を利用するというふうな人もおるわけです。仕事をする人だけでなくて、学生も同じかと思います。そういうふうな場合の利用の仕方として時間の延長あるいは早目にお願いできないかと、こういうわけでございます。

それから、図書館には現在職員の他に職員以外の人が働いておるわけですけども、そのスタッフを確保してもらいたい。きっちり増員という形で手当をしてもらいたい。

それから、図書の購入費関係、そういった予算についても緊縮の折、厳しいとみんな理解はしておるんですけども、何とか図書購入費との関係で予算を増額してもらいたい。そんなことで、図書館については要望がありますので、ぜひお聞きいただきたいと思います。

２番目、学校図書室の運営について。子供と本を結ぶ人の存在ということで、役割が非常に重要視されております。人的の配置と予算の増額をと。

それから、市立図書館と学校図書室の連携を図ってもらいたい。学校、行政、地域と家庭の連携と充実、これには先ほど申し上げた人の配置等もしっかりとしていただかないとできないわけです。

４番目、市民の参加と協働の図書館運営をお願いしたい。これには先ほど申し上げた１、２、３の項目で、そのことを行政と市民との協働、つまり協力、そういうことで何とかお願いできないのか、そういうことでございます。市立図書館と学校図書室の運営と連携についてということで、この項を御質問させてもらいます。

新庄まつり250年祭の成果等については、前に小嶋議員が詳しく質問しております。私の方からは別の方の切り口から質問させてもらいます。１日を延長したということで、４日間のお祭り大成功というふうなお話を聞いております。市民も大いに喜んでいるところ、また行政としても大勢のお客さんが、

観光客が新庄においでになって、新庄を大いに宣伝したというふうな成果を上げているのではないかと思いますけども、その成果についてどのように受けとめておられるか。そして、反省する点も多くあったのではないかなと思われます。

私はいつも駅前の観客が見物する場所、つまり交番の前から駅正面に向かっての歩道部分について、何とかあの場所を観覧席として開放されないのか。市民の大勢が３日も前からシートを持ち寄って、ガムテープ等で自分の見る場所を確保するために、いろんな方法で席とりを始めております。それですから、その場所をブルーシート等で一応全面を覆って、区切りをして、その場所を市民に提供する、あるいは観光客に提供する。

前の日でしたが、鶴岡からというお客さんがおりました。その方がガムテープで自分の座る場所を確保するために、自分の持ってきたシート等を張りつけておったんですけども、ガムテープは禁止ですよと。ガムテープは使っていけませんよということを知らないということで、何とか見逃してくださいというような話をしておりましたけども、見逃すということは、私は何もできないので、ぜひ協力してくださいと。後でそのガムテープがはがれなくなって困るのですと。ですから、お願いしますというふうなことでお願いしたんですけども、その方は鶴岡からわざわざ新庄に来て、自分の見る席を確保したいということで、大変ありがたいことではあるんですけども、お願いはしたんですが、なかなか聞いてもらえませんでした。ところが、わきにいた人が自分の持っていたテープを、じゃこれならいいでしょうと。面テープでしたので、それをお使いになって自分の席を確保しておったようでした。

祭り当日、私がその方をずっと視線の奥の方で探したらおられましたので、手を振って「よかったですね」というふうな話をしたところ、大変喜んでおったということで、私も何かほっとしたということを記憶しております。

それと、駅への乗降客が、あの狭い、つまり祭り見物客と通路を遮蔽する場所から、アビエス側のあの場所は何というんでしょうか、駐車場側との間、幾らもスペースがありません。そこを人がやっと通られるような状態で、右往左往するような、そういうふうな現状なんです。ですから、交通の整理をする職員あるいは担当者が大変難儀をしておりました。

実は27日、「駅長の勧める小さな旅」というのがありまして、70名ほどのお客さんが駅構内のレンタルの場所といいましょうか、アビエスに入る駐車場のすぐわきの方ですけども、そこに陣取ってテント席を用意しまして、私たちそれいけどんどん会という連中も加担したんですけども、そこで見物しておったお客が、８時には最上町の保養センターの方に行かなきゃいけないということで、あの場所を通って駅の方に入るんですけども、非常に交通整理といいましょうか、誘導するのに難儀をしました。

ですから、それだけでも大変なわけですから、祭り見物客があそこを出入りするということは非常に大変混雑している中でのことで、危険だなと。あそこで事故でもあればどうなるんだろうと。よそでは将棋倒しで事故があったというような話も聞いておりますし、その辺のことを前からお願いしてお聞きしたんですけども、なかなかきちっとした対応がされておりませんでしたので、その辺も反省の中に入るのかなと思います。

雪の里情報館について。これは前から何度もこの壇上でも質問させてもらいました。２年ほど前の12月議会で、せっかく予算を計上されて、駐車場のスペースを確保するという予算がつけられたときに、１人の議員の「壊すのか」と。「せっかくえらい先生が雪の里情報館のために設計をしたのを壊すのか」というふうな一言で、議会が否決をしてしまったと。非常に残念なことでありますが、その後利用する人もあの場所に駐車場をもう少し増やしてもらえないのかと。現状のままでは本当に大変なのではないかということを来館する人が、ほとんどの方が口をそろえて言います。

大型バスでよそからおいでになる方、文化会館

にとめて、そこから歩いてくる。夏の間は、天気のいいときはいいでしょう。雨が降ったり、あるいは冬の間、雪の中、文化会館からあそこまで歩いてくるというのは非常にこれは大変なことでございます。何とかあの場所に駐車場のスペースをもう少し増やしてもらうということを、もう一度お考えいただきたい。そのことを要望するとともに、この壇上から申し上げて、今回の壇上での質問を終わります。

ありがとうございます。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　石田議員の第１点目は、図書館についてであります。

時間の延長あるいは人員の増による拡大とか、そういうふうなことを中心にお話がありました。御承知のように、昨年度から図書館の業務につきましては、祝祭日を休館、そしてまた火曜日から日曜日までの開館時間、10時から６時までというふうなことで、現在行っているところであります。これについてはいろいろ議論あったんですが、人員の確保あるいは予算のことも含めて、より効果的な、効率的な運営ができないかというふうなことで、いろいろ考えた末、現在このような形になって、利用者の皆さん方にも御理解を頂戴しているところであります。

逆に言うと、幸い数字等々見ますと、利用者にとってもわかりやすい開館時間、10時から６時というふうなことでなってんのかなというふうな思いもしているんですが、そのあかしとして貸し出し冊数、これは16年度に前年対比11％強の増加、また本年度の８月末現在では昨年の同月比で９％強、約10％の増加になっているというふうなことで、市民の皆さん方にもこのような開館の時間あるいは休館のことが相当知っていただいてんのかなというふうに思っております。

ただ、これもやはり一番市民の皆さん方が利用しやすいような時間帯、それと費用の問題もありますけども、その辺のところをうまく調整しながら、今後も時間帯あるいは休館日数等々も考えていかなければいけないというふうに考えております。

ただ、時間を長くするということは、イコールこれはやはり人員の問題、人員の確保というふうな問題がございますので、その辺のところのバランスを考えながら、より利便性を高めていきたいと、このように思います。

また、図書購入費についてもお話があったわけでありますが、今佐藤忠恕基金がございますけど、それを取り崩しながら図書購入費についても予算化をしております。総合学習あるいは調べ学習用の図書の購入を行っているところでありますが、それとプラスして広く市民の皆さん方に不用といいますか、読んだ後の図書、これの寄贈を呼びかけまして充実に努めているというふうな状況であります。御承知のように昨年度は寄贈をしていただいた本の冊数の方が購入冊数より上回っているというふうな状況でありまして、これについては市民の皆さん方に大変感謝申し上げているところであります。

それから、学校図書室との連携を密にしたらどうかというふうなお話ございました。これは当然の御指摘だというふうに思います。これは図書室担当の先生と、また図書館との定期的な会議を持っておりまして、読み聞かせの朗読あるいは地域のボランティア団体、たくさんいらっしゃるわけでありますが、そういうものを含めて学校間の交流を図っているというふうな状況であります。また、移動図書館とかあるいは団体の貸し出しなど、市立図書館への要望などもお聞きして、その実現に努めているところであります。

なお、この連携については、補足は後ほど教育長の方から答弁いたしますが、できるだけやはり学校図書室と市立図書館の連携というのは、今後も深めていくというふうな前提でこれからも取り組んでいきたいと、こんなふうに思います。

それと、やはり一番大事なのは、市民の皆さん方との協働で図書館運営をしていくというふうなことは一番大事かなというふうに思います。幸い市に

はいろんなボランティア団体の皆さん方が活動していただいておりまして、その活動も相当充実した成果を上げていらっしゃるというふうなこと、これについても感謝をしているところであります。

市立図書館での絵本の読み聞かせとか、またお話し会、ハローブック、各種イベントなどでも多くの皆さん方から協力をいただいて図書館の事業を展開しているというふうなのが現状であります。学校へ行っていただいて、そして読み聞かせをやっていただく。また、保育所とか幼稚園、または老人施設等々でもかなり活動の範囲を広げていただいているというふうなこと、これについても感謝をしているところでありますが、これからもぜひ皆さん方と共同して、そしてそういうふうな団体が働きやすい環境づくり、これは図書館の方でも我々の方でも考えていかなければいけないというふうに思いますので、なお一層の御協力方をお願いしたいというふうに思います。

特に、今年度は子育てネットワークバルボンさんとともに、子供の読書推進活動推進ボランティア養成講座、これをやっておりまして、これを通じて人材とかあるいは団体の育成を図っていくというふうなこと。そして、地域ぐるみでやはりこの読書の推進活動、これをなお一層進めていきたいと、このように考えているところでございますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。なかなか読み聞かせ会、これも団体の皆さん、相当時間をやりくりされて、学校等へ足を運ばれてしていただいておるようで、その運営にも相当苦労をなさっているお話も伺いました。私も市役所で１回読み聞かせをしていただきまして、大変いい感じだなと思って聞いておりましたが、なお一層こういうふうな団体の方々が活動できるような、そういうふうな雰囲気づくり、環境づくりをしていきたいというふうに思います。

それから、新庄まつりのことについてもありました。成果等についてはきのうも申し上げたとおり、大方の方々から大成功というふうなお話を伺いました。その中で、別の切り口、別の視点からの御質問というふうなことでございますが、やはり４日間で50万人というふうな大勢の方々が来ていただくということは、相当な混雑があったわけでありますので、それをどううまく誘導する、これは警察も含めて、また職員も関係団体も含めて、これが一番苦労いたしました。と同時に、一番心配するところであり、もし万一事故、花火大会での事故とか、外国でもこの前1,000人ほどの事故があったというふうなことで、万が一こういうことがあっては大変だというふうな、これは一番の心配の種であります。

ただ、具体的なことは後ほどまた反省会で出てきますが、例えば駅の通路のへいを建てたり、前はあれがなかったんで、非常に混雑の度が増した。じゃどうするかということで、現在ああいうふうなへいを建てて誘導しているというふうなことでございます。なかなかやはり何万人という観衆を誘導するということについて、これが最高、ベストだというふうなのが見つからないというのも現状であります。ちょうど今月の22日ですが、各団体の皆さん方が集まっていろんな反省会を持ちます。そのときに、そういうふうな雑踏の整理あるいはごみの問題あるいは運行の問題とか、いろいろ反省材料は出てくると思いますので、その中でいろいろこれを協議して、今後安全に、しかも盛大になるように、これからも取り組んでいくというふうなことになりますので、その辺のところもひとつよろしくお願い申し上げます。

それから、雪の里情報館について、これも何回となく石田議員から質問なり御提言があったところでありますが、駐車場の問題であります。確かに雪の里情報館、私も時々行って館長と話もするんですが、ふだんは駐車場に不自由するというふうなことは余りないんですけども、何かイベントがあったりとか、あるいは団体が来たときは確かに駐車場が不足する。したがって、遠くへとめて、そして歩いてきていただくというふうなことで、非常に御不便を感じるときもあるというふうなお話を伺いました。

団体の場合ですと、バスでそこへ、あそこの現場でおりていただいて、それでバスだけが文化会館なりそこへとめるということで、それほど支障はないんですが、いろんなフォーラムとか何かで、車でそれぞれおいでになるとき、駐車場がすぐいっぱいになるというふうなことで、そのときの対応をどうするかというふうなことになります。そういうところで、いろいろ近所の会社の駐車場とかそういうとこをお借りしたりとかしながら対応しているところでありますけども、やはり現実には足りない日も、足りない場合もあるというふうなことでございます。

これからもこの駐車場のスペースについては、やはり物理的な問題がありますので、無制限に広げるということは非常に難しいんですが、今後も計画的に敷地内の駐車場の確保は、これは当然でありますが、その辺も含めて、また周辺の皆さん方のそのときだけでも御協力をいただくようなことで、できるだけ不便にならないように今後も努めていきたいと、このように思っております。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　学校図書室の運営についての御質問ですけども、子供にとって読書の意義は大変大きなものがございます。そのためにも、学校図書室運営における人的措置は非常に大きな課題があるというふうに認識しております。平成15年度に12学級以上の学校における司書教諭の配置が法的に義務づけられました。市内を考えてみますと、市内16校中５校がその対象になっております。その司書教諭は学級担任や他の校務分掌と兼務ということで、専任ではございませんので、その役割を十分に果たしているとは言えない現状にあります。

各学校では、地域や保護者による図書館ボランティアの方々が朝の読み聞かせや図書の整理などを通して大きな役割を担っているという現状でございます。地域の方々の学校へのそういうふうな積極的な御協力には本当にありがたく思っておるところです。

そのような現状から、山形県市町村教育委員会協議会では、学校図書室の運営や読書活動の一層の充実を図るために、国の方にですけども、司書教諭が兼務ではなくて、専任できるいわゆる定数内での配置を要望しているところですが、現実的には「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」という法律がありまして、その縛りがありまして、司書教諭の定数化はその定めがなく、配置は難しい現状にあります。

ただ、今回文部科学省の平成18年度の概算要求には第８次公立義務教育諸学校教職員の定数改善計画が盛り込まれまして、その中に読書活動推進のための司書教諭の配置を行うための予算が盛り込まれました。ただ、それが実現するかどうかは予断は許さない現状にあるかと思います。

市としてはということでございますけども、人的配置はなかなか難しい現状にあります。市の図書館との連携をこれまで以上に深めながら、そしてまた学校のつばさ支援事業の有効活用も含めて、今後図書室運営の充実を図ってまいりたいと思っております。

これまでも市図書館との連携については、いろいろな子供たちの調べ学習とか、または先ほどもありましたけども、移動図書館などもありまして、これまでも連携をしているわけですけども、これからのことを考えますと、より市図書館との連携が大きなポイントになるのかなというふうにも思っておるところです。

以上でございます。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　予算の配置がままならない、人的配置もままならないという現状については、みんなある意味では理解をしているかとは思います。でも、その中でも実際に利用する子供たちが利用しやすい状況になっているかというと、その予算の配置と人的配置がままにならないという点から、子供たちに影響が来ているわけです。

学校図書室には本はある意味では充実しているというふうなことがいえるかもしれません。年度によっては新しい図書も購入して、図書室に図書を配置して並べて、子供たちが自由に読み、あるいは調べができる状況にはなっているかと思います。ただ、残念ながら今教育長の言葉をかりると、予算の関係あるいは人的配置でいま一つということがあって、新庄市の現状では11小学校あるいは５つの中学校、図書室が本当に活用されているかというと、残念ながらそうにはなっていない。

今、移動図書館というお話がありました。学校図書館、学校図書室が余り司書教諭がいないということから、あるいは先生方が不足をしているということから、子供たちに図書を提供するのに、あるいは調べの応援をするのに先生方が応援できないというふうなことから、市立図書館が移動図書館ということで、図書館の蔵書を車に積んで、萩野とか比較的図書室の整備が遅れているような場所、そういったところに図書を、移動図書館のような感じで運搬しているという話を聞いております。

ただ、その移動図書館についても、実際に図書を選ぶ先生が学校にはいらっしゃらない。司書教諭がいない。そんなことから子供たちが本当に読みたい、調べたいという本については、まだまだ学校への移動図書館も本当に機能しているかというと、そうにはなっていないのではないか。そんなことも現場とあるいはこちらの行政側との中でお話がなされてはいるかと思うんですけども、これも人的配置、つまり予算ということになってくるといま一つだということになろうかと思います。

前にも例を出して申し上げたことがございました。鶴岡の市立朝暘小学校、もう全国でも有名な学校なんですけども、これは言うまでもありません。すばらしい学校で、図書室が２つの教室をつぶして図書室になっているすばらしい図書室、子供たちが自由に来て、図書を自分で選びながらあるいは司書教諭の御指導で、いろんな調べから自分の好きな本、どんどん、どんどん子供たちが来て、本を読んでいる風景が見られました。

教科書以外のそういった図書に親しむことによって子供たちは成長していきます。心の教育ということを今新庄市は少し声が低くなりました。前には盛んに心の教育と言っておりました。最近何かその言葉も、ある事件が終わりを迎えたことによって、声が低くなったような気がします。感受性の強い子供たちが図書から受ける影響力というのは非常に強いものです。精神的な成長が肉体的な成長にもつながっていくと。そういったことから、図書については、図書室についても、図書館についても、もっともっと真剣に考えていただいて充実をしていただかないと、これからの新庄市を背負っていく子供たち、未来の新庄市を背負っていく子供たちですから、そういった意味でもぜひ人的配置と購入あるいは図書に関する予算については、できるだけ新年度に向けてお考えをいただきたい、このように思います。

250年祭の成果と反省ということなんですけども、成果についてはいろいろと出ておりました。先ほど市長が申しておりました、何万人もの観衆の移動は大変だということの言葉があったんですけども、駅の乗降客はそんなに何万人というか、あの時期、時間帯ではそんなに多くないわけです。何百人、何千人になるか、あの辺のいわゆる駅とアビエスとの間、あるいは山車が運行するところのあの間、あのわずかな通路なんですけども、あそこがいま一つ、非常に人の流れが悪い。かなりの交通整理の担当が駅側からあるいは市側から、ボランティアの人とかおりますけども、あそこを、つまり往復、行き帰りというか、駅に向かう人、駅から来る人、あるいはアビエス、ゆめりあの方に向かう人とか、そういった人の流れをあそこの場所でうまくスムーズに流すことができればすばらしいなといつも思っておりますので、そのところをもう一つお聞きしたいと思います。

雪の里情報館の駐車場については、今せっかく設計してもらった雪の結晶の部分の緑の芝生の部分、ほとんど壊れております。というのは、芝生が全滅

状態になっております。何のためのあそこの緑の場所なのかなという、むしろ私は館長に、ここに砂利でも敷いた方がよっぽどいいんじゃないかというようなことを言っているんですけども、あそこはフラットにしてもらって、あの六角形の模様はそのままにしておいて、車が自由にあの上に上がれるような、そういったことをするだけでも違ってくるわけであります。

それから、雪を消すための１つの水を流すプール状のところ、あそこも同じ理屈で、前の予算がついたときと同じようなことになりますけども、同じことを２度も繰り返して言いたくありませんから、そこのところを省きますけども、その辺もお考えいただければなと思っております。

その辺のところをもう一つよろしくお願いします。

羽賀千尋商工観光課長　議長、羽賀千尋。

清水清秋議長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　新庄まつりについて御答弁申し上げます。

石田議員から大変心配していただきました。それで、私たちも一番心配しているのは雑踏警備でございます。それで、今年は特に金山町から１台山車が応援していただきましたし、また全国から民謡指導者連盟の方が花を添えるというような意味で350人、合わせて400人来ていただきました。

それで、その方たちがアビエスの駐車場、あそこで観覧していただいたんですけれども、最後まで見れないということで、あそこから今度は駅に向かうというのは非常に大変なことでございます。そういうようなことで、ＪＲの方とも連携しまして、ＪＲの構内通っていただいたり、または雑踏警備について、我々も警察、特に交通課と地域課の方といろいろシミュレーションしながら協議してまいりました。

それで、幸い大きな今回事故もなく、大成功だということで、大変我々も喜んでいるわけです。また、大変天候にも恵まれましたので、そういう意味では大変警備はうまくいったんではないかというふうに考えてございます。

あと特に今回ガードマン、いわゆる制服のガードマンでないとなかなか言うことも聞かないということもございますので、ガードマンも今年は140名くらいに増やしてございます。

あとは市の職員、石田議員知っているかと思いますけども、黄色のジャケット着ている方が市の職員と会議所の職員でございます。それで、大体100名以上というふうなことで、大変我々も一生懸命頑張っています。

ただ、いずれにしても反省点はなくはございません。あれほどの人手ですので、いろんな反省点もございます。それについては、22日いろんな関係団体からの話を受けまして、来年に向けてやるべきことはやっていくようにしますので、その辺は御了解していただきたいと思います。

あともう一つ、ちょっと石田議員に紹介申し上げますけども、今回私が直接電話いただいたんですけども、80過ぎの老人の方なんですけども、施設に入院しているそうです。それで、息子さん夫婦がぜひ250年というふうなことで、新庄まつりを見せたいということで、新庄まつり見たそうでございます。それを見て体調がもとに戻ったぐらい元気になったということもございました。

あとはうちの方にメールがたくさん参ってございますので、１つメール御紹介したいと思います。「今年の新庄まつり、24日の宵まつり、250年記念パレードの２日間、観覧席で拝見しましたが、宵まつりで感動した以上に記念パレードは何十倍、何百倍も感動して帰ってまいりました。けんか囃子復活、とてもよかったです。これからもずっと記念パレードの形態で宵祭りをなされることを検討されてはいかがでしょうか。観光客倍増間違いないと思います。ちょっと残念だったのが、宿渡の21台そろっての合同演奏がそろえられなかったのがちょっと残念でした。これは私の欲でございます。とにかく250年祭に向け努力された実行委員の方々並びに関係者の方々、

御苦労さまでした。それと、大きな感動をありがとうございました。来年も楽しみにしております」、こういうメールがたくさん参ってございます。

以上です。

大江雅夫生涯学習課長　議長、大江雅夫。

清水清秋議長　生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長　それでは、雪の里情報館の駐車場の件なんですけれども、議員さんおっしゃったとおりスペースが確かに不足しております。現在20台です。雪の里情報館には限らないんですけれども、うちの方の生涯学習施設すべて駐車場、充足するというふうなことはございませんので、何か大きなイベントとかあった場合には、施設間で連絡をとりあって、あいている駐車場を極力使うと。それを事前にイベントの開催主催者の方にはお願い申し上げまして、御利用をいただいているというふうなものが現状でございます。

なお、雪の里情報館、確かにこれまでいろんな経過で駐車場の対応というふうなことで話あったわけでございますけれども、これまでも１つのあそこの庭の部分の雪の結晶も、景観を含めた一画だというふうなスペースだというふうに一応考えておりますので、現在に至っているわけでございます。

なお、その部分をフラットにして、駐車場として活用してはどうかというふうな貴重な御意見ですので、当然時期的な問題と財源もございます。雪の里、まだ開館してからこの11月でまだ丸８年しかたっておりませんので、そういうふうなものを総合的に勘案しながら、整備の方を進めてまいってはどうなのかなというふうなことで、現在考えておるところです。

以上です。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番(石田千與三議員)　ありがとうございます。

今の商工観光課長の紹介されたメール、電話、大変いいお話で私もうれしくなっております。ありがとうございます。メールをよこされた方は多分新庄の出身の方だと思うんですけども、確かに祭りばやしを聞くことによってみんな元気になったり、あるいは病気の人も回復してくるというような話も聞いております。新庄まつりの囃子は本当にふるさとの便りというか、そんなことで、電話口で電話から流れてくる囃子を聞いただけでもありがたいということで、ある人は電話を囃子が通る度に囃子の音が聞こえるようにして、相手方に電話で聞かせているという話も聞いておりますので、それも同じようなことかなと思います。お祭りが人を元気にするということ、大変いいことだと思いますので、ぜひこの成果も含めて、反省の点でもいいお話が聞かれるように皆さんをリードしていただければありがたいと思います。

あとアビエスと駅との間のあの通路については、これだけの人数が配置されておったということなんですが、その部分については、少し手薄だったのかなということもありますので、直接その場所に配置された人あるいはそこにおった人にもお話を聞いていただければありがたいと思います。

それから、雪の里情報館、雪の結晶の部分については、確かにあれは新庄を全国に誇れる建物、場所だということになっておりますから、あれは大事にしないといけないと思いますけども、現在残念ながら芝がだめになっておりまして、課長もおわかりかと思いますけども、あの辺もひとつ善処されながら、市民の要望にこたえてもらえればありがたいなと思っております。

それから、逆になりますが、今度は図書館と図書室の関係ですけども、ぜひ先ほど申し上げたように、多くの市民が望んでおります。１人の職員を出勤時間あるいは勤務時間の交代といいましょうか、前後するようなことで、何とか時間の延長あるいは早朝の開館とか、その辺もクリアできるのではないかなというふうな、こちら側の考えです、これは。でも、いろいろと図書館には図書館のやり方、いろいろとあろうかと思いますが、その辺も少ない予算の中でうまく運用していただければありがたいなと

思っておりますので、よろしくお願いします。

少し早いですが、終わります。よろしくお願いします。

清水清秋議長　ただいまから１時まで休憩いたします。

午前１１時４６分　休憩
午後　１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

金　利寛議員の質問

清水清秋議長　次に、金　利寛君。

（２４番金　利寛議員登壇）（拍手）

２４番（金　利寛議員）　午後のひととき、平成17年度９月定例議会２日目午後ですが、皆さん食事終わって少し眠いと思いますが、拝聴のほどをよろしくお願いしたいというふうに思います。新風21の一員として一般質問をさせていただきます。

第44回衆議院議員選挙が一昨日行われ、悲喜こもごもの様相でありましたが、国も地方も財政難であり、当市にとっては少なからず影響がありますが、住民市民にとって安心、安全で暮らせるかじ取りを大変な中、大胆にお願いしたいものであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。子供を取り巻く環境は、大人社会の生活様相と密接な関係があり、また少子化対策、人口減の歯どめ対策など、子供はこれから日本国全体で育てやすい環境づくりに全力を傾注しなければならないときではないかと思われます。

そんな中、一昨年末に市長の英断で認可外保育所連絡協議会をつくって、保育レベルのアップの共有化目指して頑張っていられた認可外保育所に対して、新庄市認証保育所という認証制度を取り入れていただきました。以来、約１年間経過をしましたが、認証保育所の所長さん方は大変喜んで、市認証保育所に恥じない保育をと頑張っていられるようでありますが、当新庄市としてはどう評価されているのかをお伺いしたいというふうに思います。

また、新庄市認証保育所の認定制度は、実は実にタイムリーでありまして、というのは、実は認可外保育所施設の利用料にかかわる消費税課税が一昨年より制度化され、公立の保育所は非課税であるのに対して、認可外保育所には課税されることになっており、公立と認可外との格差はますます増大され、その消費税は保育所児童の父兄より徴収されるより仕方がなく、ますます大変になることを聞き及びました。

これはおかしいということで、私たちの会派の今田雄三議員が、認可外保育所施設の利用料を非課税とするようにとの要望の意見書を提出するなど、認可外保育所連絡協議会と定期的に懇談をしている数名の議員が一丸となり、消費税の非課税の問題改善に全力を尽くしたところであります。

その願意というか、その目的は親の就労形態の違いによって、認可外保育所施設に入所している子供に対しては課税になり、公立の保育所に入所している子供に対しては非課税という、これは子供側から見れば大変な不合理なことではないかとの思いで、消費税が非課税になるよう意見書の提出をはじめ国会議員にもその趣旨に賛成していただけるようにと陳情したのであります。

国会議員も財務省との真剣なやりとりをしていただいた結果、本年、平成17年の１月の26日、厚生労働省雇用均等児童家庭局というのがあるんだそうですが、その保育部門より、都道府県知事から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育所施設の利用料にかかわる消費税の非課税とするとの閣議決定がされたとの連絡を受けたのであります。これがその関係書類であります。１月26日付の書類であります。その国会議員も大変喜んで、私たちあてに「認可外保育所の利用料に関わる消費税の非課税につきましては、御要望いただいておりまし

たが、今回その前進が図られることとなりました」との報告書を添えて、詳細についての資料をいただいたところであります。

こんな切なる要望を小さな一地方都市新庄市より発信した認可外保育所施設の消費税非課税の実現は、全国的に同じ条件で頑張っていられる認可外保育所の所長の皆さん方々の手助けになれたんだなと大変に喜んでいるところであります。

また、連絡協議会で定期的な懇談会で賛同して集まっていられる議員各位に対しても深く敬意を表したいなというふうに思っております。

市の認証保育所に認定されていたがゆえに、タイムリーに、またスムーズに実現できたとの市長のタイムリーな裁量権にも感謝をしております。

このように一地方都市より国へ発信し、小さなことのようかもしれませんが、実現できたことを市当局は知っていられるでしょうか、どうかをお伺いしたいというふうに思います。

また、今や日本全国全体で人口減少問題で今後の対応に苦慮されており、少子化対策や子育て支援の政策は避けて通れない大きな問題であります。しかし、当市の財政難より諸制度の縮小や廃止など、少しずつ暗い影を落としているのが現状ではないでしょうか。

しかし、先ほどの財務省で１回決めたことは、そんなに簡単に変更することなどはないと言ってしまえば、消費税非課税のこの問題は解決しなかったと思うのであります。おかしいものはおかしいと言うことで変更できたのですから、執行部側の真摯な諸事に向かう姿勢によっては、必ずしも市の税源を動かさなくても喜ばれる市民のための行政執行がまだまだあるはずであります。要は物事のとらまえ方を市民サイドに立って調整してみようという意欲が新たな展開にもつながるような気がしてなりません。

そこで、提言でありますが、認証保育所の皆さん方はＮＨＫの受信料でありますが、公立の場合には減免措置がなされているようでありますが、市の認証保育所にはまだ減免措置はなっておりません。小さなことでありますが、行政の努力によって少しでも経費節減が図られるとすれば、これはこれで大したことなのであります。どうでしょうか。行政の努力によって、ＮＨＫの受信料の減免の努力はどうでありましょうか、やっていただけるのかどうかをお伺いしたいというふうに思います。

また、先日市の認証保育所の連絡協議会と名称を変更しての初めての市長との懇談会の席上で、認証の条件となっている入所児はおおむね10名以上、そのうちゼロ歳児１名という点について、３月末の時点でゼロ歳児１名というのは、実際厳しい面があるという話し合いが持たれたと聞いております。そのとき市長は、条件を緩和する方向で考えていただくという、条例ではないので、要綱の文章を変更するなどをして条件を緩和する方向で考えていったらどうだというありがたい言葉をいただいたということでありました。

決して甘えた考えではないらしいのであります。なぜならば、３月末は転入、転出の時期と重なって、定まらない多忙の時期のために大変であるとのことなのであります。どうでしょうか。市長が言っていただいた条件を緩和をしていただいて、約３分の１、平成17年度現在では274名の方々が認可外の保育所の方々にお世話になっている現状であります。こうした観点から、どうかその点を考えていただけるものなのかどうかをお伺いしたいというふうに思います。

次に、新庄市第３次振興計画基本構想についてお伺いをします。当新庄市は、今は財政再建の真っただ中であり、何をするにも財政との相談であります。そして、大変だからできないと結論づけられていることが余りに多くあるのではないでしょうか。何とかしてこれからの新庄の未来っ子に残す財産のためにも、ここ５年間の基本計画は大変に重要度のあるものと認識しておりますが、ゆえに実効性が強く、余り膨らませないで、何点かの集中構想計画を策定する必要があるのではないかとの観点から、何点か質問をさせていただきます。

パブリックコメント、行政評価法、そしてバランスシート等々の導入しながらの構想策定でありますが、私たちは私たち議員も市民より多くの負託をいただいているパブリックコメントをする一員であります。

まず、基本構想は行政運営の基本事項を定めたものでありますとのサブタイトルがあります。その中に、人口目標の推移であります５万人構想であります。私は人口増の政策こそ政治課題の重要な課題であると常々事あるごとに申し述べてまいりました。まず、この考え方、私の認識と行政側とのずれはあるのでしょうか、どうなのでしょうか、この点をお伺いしたいというふうに思います。

県内で人口が増加している市は天童市、寒河江市、東根市などがありますが、政策または構想にどんな違いがあるのでありましょうか。他市に学んだことはあるのでありましょうか。構想策定は絵の中のもちなのですか。それとも実行力で実現するために、どれだけの心意気がその中に網羅されておりますか、お伺いをしたいというふうに思います。

昨日、中川議員が市民生活に影響ある公共事業の積極的推進をと、またＰＦＩの導入も１つの方法ではないかと何回か一般質問の中でも同じ趣旨の質問をされているのを聞いたことがあります。これも大事なパブリックコメントであります。そんな中に、具体的に検討して、今はこの条件で、財政難もあることでしょうけれども、できないなどと返答したことがありますでしょうか。検討する以前から財政難を理由にできない、あきらめているのではないですか。

私も経済特区、二番せんじでなく、地域再生のためを考えた特区をと提案したことがありますが、いまだに考えていないのか。心がないのか。県内いろいろな市町村でやられているのでありますが、新庄市はないのであります。住民の意見が出たらばということですが、一切行政側からの仕掛けはないのであります。そういうふうな、策定したら何が何でも実践をし、成果を出すというその心意気が言言句々の中には少しも感じられないのが残念でなりません。

先日、つい先日まで大洋村の村長をされていた方でありますが、ぴんぴんころりんの産みの親とも言われておりますが、老人の軽運動の推進、老人自ら進んで、これで国保税の２億円減と。要するに自治体は得する。元気老人のおかげでありますと感謝しておりました。

また、オーナー制、自宅前の道路をあなたがオーナーです、きれいに毎日清掃、掃除をする。そして気分よく、これで１億円。村の清掃車が動いて稼働した場合には１億円かかる算定だそうです。いろんなアイデアで自立の自治体が知恵を出して生きられておりますとおもしろおかしく語っておられました。

後期基本計画の中で、政策で経営する課、だから政策経営課なんでしょうけども、その課で構想をまとめられているのでありますから、目指す目標を数値でともありますが、それぞれの課の心意気を感ずることのできる構想は、それぞれのどこなのかをお伺いしておきたいというふうに思います。

最後に、中心商店街の活性化策でありますが、文明を支えているのは人口であり、人口を支えているのは文明なのでありますと大歴史家の言であります。当新庄市街地、250年の歴史の新庄まつり、いろいろ連絡、報告、そして皆さんの一般質問にもありましたけれども、新庄まつりのあの活気、活性化、また歴史と文化、文明があるこの新庄市をきちっとしたビジョンの活性化策はなかったとすれば、後世の人々への禍根を残してしまいます。「死んだまちから脱出」と題して全国で元気なまちづくりに頑張っている事例がありました。インターネットでもたくさんあります。市当局はそのような真剣な語らいの中から、元気なまちづくりはという、そういうふうな中に、先例の中にもヒントがたくさんあるように思えてなりません。要はその心意気と発想の転換なのではないかと思えてなりません。いかがでありましょうか。

明快な回答をお伺い、期待をいたしまして、壇上よりの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　御質問の第１点目は保育所、特にこの度認証保育所をしてから約１年たつわけでありますが、その間の状況あるいは感想といいますか、そういうのをどういうふうにとらえているかというふうなのを中心にしての第１点目だというふうに思います。

認可外保育所の皆さん方とは今までも定期的にいろいろ懇談を持たせていただいておりました。その中でも、この保育サービスにかける意欲、これは決して認可保育所の皆さん方とまさるとも劣らない情熱を持って当たっているというふうなこと、これは懇談の席でも常々私も感じていたところでありますが、その中でやはりこの認証保育所というふうなお話も出まして、これをすることによってなお一層励みになると、ぜひというふうなお話がございまして、御承知のとおり、議員の皆さん方からも御理解を頂戴して認証保育所というふうな制度、これを発足したところであります。

つい先般も皆さん方と懇談する機会がありましたが、その中で１年ほど経過して、どのような変化といいますか、状況があるかというふうなお話にもなりました。実際例えば公の主催するイベント等あるいは行事等に参加を求められる機会も多くなったというふうなこと、これはやはり周囲にも相当認知度が進んできているというふうなのも１つあるんではないかというふうなお話も伺っております。

そういうふうなことから、認証保育所の皆さん方もこれを受けたことによって、その名に恥じないような保育サービス、これをぜひ続けていきたいというふうな意欲もこのお話の中に十分に感じられるというふうなことでありますので、この制度をやはり創設したということは、非常に市の保育のサービスの全体のレベルアップになったんではないかなというふうにとらえております。

これからもぜひ保育環境の整備、そしてまた保育水準の向上が図られるように、我々もできることはやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、ぜひ皆さん方からいろんなお話を伺いながら、できるものは即やっていくというふうなことで、今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、消費税の非課税のお話がございました。経過については、金議員のお話のとおりであります。これも連絡協議会の方からこういうふうなお話が出まして、国への意見書、それに紹介議員の皆さん方、議会の皆さん方の御理解の中でそういうふうな経過になったところでありますが、お話ありましたようにこの意見書を出して、そしてまた国への働きかけについては、大変国会議員の先生が大変御尽力いただいて、先般お会いしたときも私の方からも御礼を申し上げたところでありますが、結果的には非常にそういう方向に進んできたというふうなこと、やはり同じ保育サービスをしている中で、認可保育所が非課税、それで認可外保育所が課税というのは、これはやはり不公平であろうというふうなことから、ぜひこれも実現したいものだなというふうなことで、これは皆さん方からの御理解の中で進めたところでありますが、そういうふうなことになって、これも大変喜んでおります。

金議員のように、この一地方都市からこういうふうなことを声を上げて、手を挙げて進むことによって、いろんなことができるんではないかというふうなお話がございましたが、やはりこの理にかなったものであれば、これはどんな小さな声でも大きくなっていくというふうなことの１つの実証かなというふうに思います。これだけに限らずいろんなことで、これから市としても金がかかるからできないというふうなことではなくて、金をかけないで何ができるかということ、何をしなければいけないかというふうなこと、これを大前提として取り組みをとい

うふうな御指摘もございましたので、これが１つのいい例としてとらえて、今後も取り組んでいきたいなというふうに思います。

それから、やはりきのうもお話ししたんですが、少子化時代という、これは国力の低下につながっていくというふうな、大変な危機だというふうに思います。これはやはり国策として、国を挙げてこの少子化対策に取り組まなければいけないというふうに、自治体はもちろんですけども、そういうふうなことを申し上げたところでありますが、国においても児童手当の支給対象、現在小学校３年まで、これをもっと引き上げるというふうなことも含めて少子化対策にも今後力を入れていくような動きになっておりますので、ぜひこれは我々もそれに呼応しながら取り組んでいかなければいけない１つの大きな課題だというふうに思います。

国の財政支援の縮減もありまして、これは自治体にとって大変厳しい状況があるわけでありますが、先ほど申し上げましたように金をかけなくとも、金を使わなくともできることもいろいろあるというふうに思いますので、それらを積極的に活用しながら、効果的な取り組みをしていきたいというふうに思います。

蛇足でありますが、この認証保育所制度、これも決して大変失礼ですけども、財政的な支援を申し上げているわけではなくて、こういうふうないい結果になっているというふうなこと、これは改めてやはり我々としてもとらえていかなければいけないなというふうに思います。

そういう中で、また懇談の中でも先ほどお話ありましたＮＨＫの受信料、これの減免等々の話もございましたが、これもぜひ働きかけていって、何とか実現できるように努力していきたいなというふうに思っております。

それと、その中でもいろんな意見がございました。この認証基準の要望、具体的なことは、これも要綱を見直すことによって、よりやりやすい状況が図られるとすれば、これは要綱を見直すこと決してやぶさかでないというふうなお話を申し上げまして、今そういうふうな方向で考えているところであります。

これからもぜひすべてができるかどうかは別としても、やはりいろいろ課題があって、そういうバリアがあった場合は、それをどうやって克服していくかというふうなこと、これはお金の問題だけではなくて、やはり知恵と行動力というふうなことになると思いますので、今後とも積極的に取り組んで、ぜひ保育環境の、これは認可保育所ももちろん含めてでありますが、これをよりよいものにすることによって少子化対策の１つになるというふうに思いますので、今後とも頑張っていきたいなというふうに思います。

それから、振興計画についてのお話がございました。基本構想については、平成８年に議決をいただきまして、22年度までの15年間、これは根幹となるものを決めていただきました。これに基づきまして、今まで10年間いろんなプロジェクト、これを具体化しながら、具現化しながらやってきたとおりであります。

きのうもちょっとそのことについても触れさせていただきましたが、なかなか15年スパンで構想を立てる、これは当然ですが、社会環境の変化といいますか、そういう状況というのは今非常にスピーディーに変わってきます。ですから、15年先、そのときに考えられる状況の中で15年間の構想を立てるわけでありますが、やはり毎年毎年のようにこの状況が変わっていくというふうな中で、これをやはりある程度基本的な考えは変えないとしても、いろいろ実施計画等々も含めて、計画においてはやはりローリングする必要があるというふうに思います。

そういう中で10年間進めてまいりました。あと今後は残された後期５年間の基本計画、これを今立てているわけでありますので、最後の５年間、この３次の振興計画の最後の５年間というふうなことで、ある意味ではこの第３次の締めくくりの期間であります。大変重要な計画であるというふうに位置づけ

ております。５年間というふうなことでありますが、この取り組みの姿勢であります。

その姿勢について申し上げますと、１つはやはり市民協働という視点を重く見なければいけないというふうなことで、審議会の委員の選任方法として、公募という形態を一部取り入れたことであります。審議会の委員は20名でお願いしているわけでありますが、そのうち４名の方を公募で選任いたしました。大いに議論、御意見をいただいているところであります。

また、次に策定の取りまとめ方というふうなことで、課の行動計画をつくるというふうな考え方から職員全員が課内及びそれぞれの室で、あるいは施設の中で話し合って、課のビジョンとか、それから戦略を練りながら今やっているところであります。最終的にはやはり個々の職員が課の目標に向かって一丸となって実施していくわけですので、この辺がポイントかなというふうに思います。

金議員のお話の中にも課の意気込みがどうだというふうなこともございましたが、この辺やはり課の中で行動計画つくって、それ責任持って自分たちで実行していくというふうなことで、十分期待ができるんではないかというふうに思います。

それから、３つ目については、パブリックコメントも含めてバランススコアカード、これを入れていくというふうなことで、これは施策の内容をとらえる方法としては非常に効果的かなというふうに思います。その他にやはり事務事業の評価、これを組み直していかなければいけない。やはりそういうことで、今やっていることをやはり振り返りながら、これでいいのか、常に市民の目線に立ったやり方で間違いないのかと。正しいのかということをチェックしながら組み合わせて使っていくというふうなことであります。このバランススコアカードを使うことによって、１つの施策が非常にいろんな角度、いろんな視線からチェックできますので、そういう点ではより効果的な策かなというふうに考えているところであります。

また、当然行政の１つの大前提として、最少の経費で最大の効果を上げるということがあります。そういうことから、もう一つはコストというふうな視点もあります。いかに節減を図るかというふうなことでありますが、このためにやはりプロセスの視点というふうなことも大事にしていかなければいけないわけで、実施方法とか実施の過程で、過程を踏みながら改善策はどうあるかというふうなことも、これも取り入れていかなければいけないというふうに思います。

それともう一点、これも重要な、それを実施する組織のあり方、そしてまた人材育成、組織、人材の視点があります。これらを４つほど視点がありますが、この中でやはり多面的に評価して、施策の全体の中で位置づけていくというふうなことになります。

事務事業評価というふうなことになりますが、これはやはりこの事業の対象あるいは対象や公共性、これは指定管理者制度のお話の中にも申し上げているんですが、市がすべき度合いということとか、あるいは市がした方がいいのか、民間でしてもらった方がいいのか、はっきり民営化にした方がいいのかって、その辺のところの見極めも重要であろうかというふうに思います。そういうことから、コストとかプロセス、この視点も決して欠かすことができないというふうなことでございますので、そういうことを十分に入れながら策定していくというふうに考えております。

それから、人口の問題もございました。当初５万人というふうな規模の人口を掲げたんですが、やはり相当厳しいというふうなことで、22年には４万3,000人というふうな、下方修正になりますが、そういうふうな目標を掲げております。現時点では御承知のとおり４万1,000くらいで推移しておりますけども、やはり今後の振興計画の柱の中に、やはりこの人口の減少をいかに食いとめるか、いかに人口を増やしていくか、これが１つの大きなポイントになりますので、どうやって増やす、これはいろんなこと

が議会でも議論されておるわけでありますので、この４万3,000というのを何とか確保するためのいろんな手当をやっていかなければいけないというふうに思います。

今県内で増えているのは、東根、天童、寒河江というふうなお話もございました。その増えている要素、要件というのはどういうことがあるかという、これも十分に把握しながら、この人口問題にも対応していかなければいけないなというふうに思います。

ただ、ちなみに中間人口については、新庄市は率でありますが、これもまだ、まだというか、県内で１番というふうなことで、拠点性については、新庄市まだまだあるというふうなこともあります。そういうふうな特色、地域特色、これも十分に生かしながら、これからの振興計画に結びつけていきたいと。

そういう中で、これも中心商店街の活性化のお話もございましたが、これもやはり大変いろいろ難しい課題も抱えております。今までいろんな議論をしてきたんですが、なかなかカンフル剤的な手立てが難しいというふうなことですが、やはり中心市街地が活性化していかないと、このまち全体の活力が生まれないということも現実でございますので、それについても基本計画にきちっと盛り込んでいきたいというふうに思います。やはり市街、旧中心市街地のこの空間の中に、居住性とかあるいは事務所的なものとか、そういうものも含めて商店街とうまくタイアップしていくというふうなことも当然必要だというふうに思いますので、その辺のところもちりばめていきたいなというふうに思っております。

以上、ひとまず終わります。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　多岐にわたりありがとうございました。

認証保育所については、市長の前向きな答弁があったのでありますが、市で認証保育所をしていただいて１年経過しましたけど、よかった点というのはこういうふうに所長さん方は認識されているようであります。新庄市の認証を得たことで、市の中で誇りを持って乳幼児の保育に当たれるようになったこと、また勤務する保育士においても、仕事をする上でより一層の励みとなった。また、保護者においてもこれまで以上に安心感を持って子供さんを通わせてくださるようになったという、大変よかった点が多々あるわけであります。

その中で、先ほど例に出させていただきましたけども、非課税の問題、いろんな議員の方々の協力を得てやったわけでありますが、それと同様にして、いま一度お伺いしたいのでありますが、格差是正の観点から、先ほど話もしましたように、３月末時点で申請するのです。要するに認証制度のいろんな部分。３月末というのは、やっぱり転入転出の時期で、それぞれ４月からは新たな転勤したところでということであって、ゼロ歳児の確保、１人以上というのが大変難儀だというのはもう十分、新年度は４月という時期の云々で大変だということなので、この点市長はもう一度、その要綱を変えながらということなのでありますが、決して甘えて緩和をしていただきたいという意味じゃないと。

時節柄、３月末に提出しなくちゃだめだということ自体は、その時期がそういうふうな時期に重なっているがゆえに大変だということなので、そのところをもう一度確認をしたい点１点と、認証保育所になっているわけですから、ＮＨＫの受信料、やっぱり市の認証施設なんだから、県知事の認可等々も得ているわけですから、そこのところは今度私議員でなくて、やっぱり行政側も強く言っていただいて、これが例えば１つ通るとすれば、また新たなこういうふうな状況下で保育業務に携わっている全国の津津浦々の方々も喜ばれるのではないかというふうに思いますので、この点もう一回、その意気込みを２点確認したいというふうに思います。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　３月末におけるゼロ歳児、

１歳未満児の件でございますが、これは先ほど市長から申し上げましたように、８月８日に協議会の皆様方と市長との懇談会ございまして、私も同席いたしましたが、その中で出された問題でございます。これは３月末に基準を満たさなくても、その後ある機会に満たしていればよろしいではないかなということで、そういうふうな取り扱いをさせていただきます。

あともう一つは、ＮＨＫ受信料の件ですが、これは先ほど来金議員がお話しされておりますとおり、小さな地方都市からの発信という面で、それを見習いまして、前向きの姿勢で頑張っていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　前向きな回答をいただいて大いに満足しておりますし、頑張っていただければありがたいなというふうに思います。

続きまして、第３次の新庄市の振興計画の構想であります。第一義に私聞きたいのは、事あるごとに住宅政策も絡めて、新庄市の人口増政策こそ行政課題の最重要な課題ではないかなと。そのためのいろんな手段は、先ほど中川議員の話も例出させていただきましたけども、ＰＦＩだとかそれぞれの金をもっともっと効果的に使える方法等もあってもしかるべきかなと。その政策課題というのは、私はそういうふうに私は認識しているんですが、この私の認識と新庄市行政の認識とのずれはありますか、どうですか。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　これまでも施政方針の中でもうたっておりますけれども、定住人口の増というふうなものは新庄市の大きな政策課題になっているというようなことは、金議員と同じでございます。

ただ、人口５万人構想というふうな部分を基本構想でうたっておりましたけれども、その実現はかなり難しいというふうな状況の中で、平成14年の３月の同じように議会の議決を得る国土利用計画の人口推定の中では４万3,000人という下方修正が行われていると。それに向けて、平成22年度に４万3,000人というようなことでございますけれども、それに向けた基本計画というふうなことを策定してまいりたいというふうに考えております。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　政策経営課長と認識が一致したことはうれしいことでありますが、それでは例えば先ほど言いましたように寒河江市、東根、天童市は人口増、住宅政策を上手に東根なんかはやられているようであります。そこに学ぶ点、そこに資料を集めたり、それからいろんな部分でどこがうちの、雪だと言ってしまえばそれまで。先ほども同じように、財務省が１回取り決めしたことを１年間で覆すような状態のいろんな部分でこれはおかしいという点で、私らも改革を進めさせていただいて実現しました。

と同じように、新庄は雪のハンディがありますが、市長が言われたように、昼間人口は新庄一番多いんですよ。住みいいんでしょう。それに、人口増をそこにプラスになるときに、４万3,000に下方修正しなくちゃだめだった状態はなぜそうだったのか。４万3,000だってこのままの状態の勢いだと、また４万1,000に下方修正しなくちゃなんないんじゃないかなという懸念があるわけですが、他の３市のようなそこに学ぶべき点等は学んだことがありますかどうですか。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　３市の状況、山形市周辺の市町村、上山市を除けばほとんど人口増になっている。いわゆる山形市という大都市圏を抱えたところで有効な政策を打ったというようなことが３市の増の状況になっているのかなというふうな思いでおりますけれども、新庄市は最上地域の中核都市という

ふうな形の中で、最上地域と運命共同体というような形の中で進めてまいりましたので、吸収する人口そのものが最上周辺地域に限られるというふうなことが、今の結果になっているのかなというふうなことは分析をしております。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　その発想じゃなくて、例えば寒河江だったり東根だったり天童だったり、それぞれ抱える行政問題等々あると思うのです。だけども、現に人口増政策にその裏は、私は実は前回小樽に行ってきました。行政視察です。小樽はいいなあというけれども、抱える問題は多くあります。札幌都市圏にとられて人口の定着率が悪い。どうやったら自分のところに宿泊させて、泊まって、その部分の利益を小樽市にどうやったら収益を上げられることができるかと。裏でしゃかりきになって担当者は考えておりました。

と同じように、この３市の人口増だって、のほんとしていれば人口減になっていることの条件、寒河江なんかはもうちょっと行けば、新庄よりもっとひどい雪の多い間沢だとかいろんなところあるわけです、西川だって。でも、人口増になっているその裏には、それなりの仕掛けが、そしていろんな部分があると思うのです。そこのところ、今の政策経営される課長ですから、今みたいな答弁だとまるっきり誰もその中に意気込みすら感じることができないのです。他の３市から学んだことはあるのですか、ないのですかということを聞いているんです。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　３市の我々と同じ政策を企画している課から、どういうふうにやっているかというふうなことを聞いたことはございません。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　いつも話しをすると平行線になってちょっともどかしさを感ずるのでありますが、特区についてもそうです。何とかして新庄市の経済発展に、地域再生特区、何か探さないかやという思いで私はしゃべっています。何か新庄に人口増政策が政策課題で一番重要だなというから、では何か発想の転換で考えることがないのかやという思いで、私も実践もし、考えて、私も負託をいただいているパブリックコメントの一員であります。一生懸命そういうふうにして考えながら、実践もしながらやっています。それが今まで聞いたことないということは、ただ机上、デスクワークをやっているしかないんでないかなと、こう言われてもおかしくないんでないかなと。

本当に新庄を思って、後世の子供らに禍根を残さないためにも、今この５カ年が大事だと市長が言っているわけですから、その５年間の中で人口増、そういうふうなスタンスですと、やっぱりまた４万1,000人になっちゃうでしょう、５年も過ぎたら。地域環境が、最上エリアだけでものを考えているからですよ。そんなの物事の発想の転換で、今Ｖターン、Ｕターンで新庄にも本当に、新庄に別居を持っていて、新庄はいいところだと帰ってこられている東京の人が、１軒家買って、別荘としてやっている人いますよ。そういうふうな発想をもっとやれば、もっと郡内のエリアばっかり考えないで、全国から選べるような状態、これは政策経営だと思いますよ。どうでしょうか、もう一回お伺いします。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　積極的な定住人口の確保策というふうなことかと思いますけれども、その辺に関しては私どもの方も１つはやっぱり団塊の世代をねらう策というふうなことで、大都市圏のリタイヤする団塊の世代を何とかふるさとに回帰できないかというふうなこと等、あるいは若者の定着策というふうなことの中で、若者が働きやすいと思う場づくり、いわゆる今進めたいというふうに考えておりますのは、家業を継ぐというか、農業であれば農家を継ぐ、あるいは商業であればその商業を継ぐという

ふうな、そういうふうな意欲のわくような農業とか商業の政策が打てないかとか、あるいは高齢者、雪に苦しい高齢者そのものを冬の苦労をさせないで高齢者を逃さない策とか、あるいは今自然増が減になっている、いわゆる生まれる人よりもなくなる方の方が多くなっているという新庄市の現状等もございますので、その辺の少子化の対策とか、そういうような部分も含めて何とか定住人口の確保策をこの基本計画の中でうたっていければなというふうに考えております。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　ぜひ原因、結果ですから、この結果は５年後に４万3,000人にでき得る施策と発想の転換と、大胆な施策を展開していただきたいものだなというふうに思います。

最後に、山新にコラムのところにこういうふうにあります。組織の問題点は縦割りのために他の部署の仕事の領域を犯すことを極端に嫌う。その境界領域にこそ自治体が抱える問題の新たな解決策が転がっている。しかし、行政は前例がないことはやりたがらずに、その結果新しいことはできないというコラムがあります。

ぜひ例えば観光にしたってつくる農業、農林課と観光課、商工観光と絡むでしょう。そういうふうな部分の行政間の課間の話を十分に網羅でき得る構想を政策経営がこの５カ年の中で入れていただかない限り、それぞれの単独課だけでは、新庄市の物事をひとつ突っ込んだって必ず両課に、３課にまたがることがいっぱいあるはずです。観光ひとつにしたって、新庄のいろんな部分を、農作物つくっていろんなことをやる場合に、これを見せる観光、宿泊してもらえる状態、観光課、両方になりますよ。そういうのは、だから同じようなテーブルについたことありますか。またないと言われるでしょう。今後そういうふうな部分を、何かいろいろ突っ込まれるとまだありません、それでは新たな発想がわかないのではないかと懸念されます。ぜひそういうふうな他課にわたるいろんな部分だって、それをどうやるかということを今後考えていただいて、構想の中に網羅してください。

以上。

清水清秋議長　ただいまから２時まで休憩いたします。

午後　１時５０分　休憩
午後　２時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

星川　豊議員の質問

清水清秋議長　次に、星川　豊君。

（４番星川　豊議員登壇）（拍手）

４　番（星川　豊議員）　９月議会一般質問の最終日の最後の質問となりましたが、緑政会の一員として質問させていただきます。

田園都市新庄も新庄まつり250年祭を終え、また本日の一般質問も終えて、秋風にたなびく稲穂の姿を眺めながら、ああ１年が終わったなと、一息つくところでございましたが、報道によりますと15号台風が中国に上陸して、韓国を経由して、日本にまた戻ってくるなんていうふうな報道があり、非常に招かざるお客の出現にびっくりして、今も心配している中での質問となってしまいました。市長におかれましては、健康も回復された折、健康回復のあかしとして明確かつ元気に御答弁いただきますよう最初にお願い申し上げて、質問に入らせていただきます。

まず、１番目ですけれども、新庄市における上水道の未完成地域についてですが、いわゆる中川原他４地区、野中、滝の倉、泉ケ丘、冷水沢地区の未給水地区解消事業の着手、準備状況についてお伺いいたしたいと思いますが、この質問については、先日中川議員の質問と重複しておりますので、ちょっ

と角度を変えてというか、かつて第２次拡張事業があったわけですけども、その関係者として、そのときの地元の対応の問題点などを含めながら進めていきたいというふうに思います。

先に横根山工業団地内で発生したシアン流出問題については、飲料水、農業用水とともに大事に至らず経過していると聞いており、農業関係者として胸をなでおろしているところでございます。しかしながら、地下水は地表から浸透した水がすぐに地下にたまるわけではなく、何年もの間に地層に沿って浸透し、それを汲み上げるわけで、今までに使用していた洗剤、化学肥料などが地下水に多少なりとも混入していると見て間違いないと思います。中川原他４地区も例外ではなく、一般細菌、大腸菌なども心配され、最近では圃場整備等による泥土によって地下水の濁りなども発生し、地区民としては安心な飲料水の確保が切実なものと聞いております。

特に、野中地区には野中みそ、これは担い手育成事業団地化による大豆の販売など、こういったものもいろいろやっておるようでございますが、いわゆる農事ベンチャー企業、農産物の加工所も操業着手しており、早急な水道の整備を待ち望んでいる状態であります。

また、泉ケ丘地区は旧泉ケ丘分校の井戸水を利用し、地区全域が専用ポンプアップ水道で給水を行っているが、その施設も老朽化が進み、再び維持経費の投入が必要になるのではと地区民の心配の種となっております。

平成２年ごろ、私の下西山地区に水道工事が始まりまして、事前説明会にも度々出席いたしましたが、そのときに経験したことをちょっとかいつまんでお話し申し上げたいと思います。

１つは、給水管工事の費用ですが、担当課も御存じのとおり、本管から先は関係者の負担となり、工事費も数十万円も必要であり、その費用を蓄える期間が２年ないし３年必要であると感じました。

２つ目は、各家が同一の工事負担で考えたために、地区全体という広範囲で行ったために、個人工事延長の長い家は落ちこぼれるという事態も生じ、事前に話し合った方が順調に進むと思います。例えば話し合いの中で引き込み管を共同で掘削し、１本の掘削に２本なり３本なり引き込み管を共同して埋設して近くまで引き込めば、掘削及び埋め戻し費用が安くて済むと感じました。

３つ目は、引き込み給水管の埋設箇所と経路なども事前調査し、他人の敷地内通過などの認可等もとっておけば、給水管延長を短くすることができ、経費の節減につながると感じました。

以上、こういうふうなこともちょっと参考になればと思ってお話し申し上げたわけでしたけども、市長のキャッチフレーズである「いい人～いい街～いい暮らし」には水道の設備は欠かせないものであり、本工事の早期着工はもとより、すぐにでも事業着手に向けて各集落との協議を重ね、準備体制を整えていただきたくお尋ねいたします。

次に、２番目の質問になりますが、これは農業振興地域の早期見直しについてですが、これは平成16年度の９月議会で質問して、早くてもう１年も経過いたしてしまいましたが、これも市長が常々言われている「いい人～いい街～いい暮らし」の絶対条件といたしまして、現状を踏まえての将来を見据えた総合土地政策の確立が必要であると考えます。したがって、新庄市役所内部部局振興計画審議会、都市計画審議会、土地開発公社など、その他農業団体、その他の関係団体があれば、含めて早急に協議し、見直さなければ定住化の促進はもとより、景気の向上などおぼつかず、衰退の一途をたどるものと考えられます。

そこで、もう一度確認いたしますが、20年来のこの総合土地政策の見直しを実施され、「いい人～いい街～いい暮らし」のスローガンに見合った土地政策を実行していただけるかお尋ねいたします。

あと、詳細については16年度に同じことを質問しておりますので、省略して、これにとどめておきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、３番目としてですが、これは中山間地域

等の直接支払制度について質問させていただきます。この問題については、当議会はもとより農業委員会系統組織、農業団体系統組織を挙げて継続と強化の運動を実施し、また農業委員会では直接中央政府まで出向いて、継続と強化の要望をした経過もございますが、振り返ると新たな農業基本法である食料・農業・農村基本法が平成11年７月に制定され、この法律の中で第３条の多面的機能の発揮、さらに第35条において中山間地等の振興における諸政策を講じることが明示されました。そして、この政策の一環として、平成12年度より中山間地域等直接支払制度がスタートしたことは既に御存じのところであります。

この制度により、中山間地域、いわゆる条件不利益で耕作されている農家や集落が協定を結び、共同生活により水路、農道の管理を行い、農地の耕作管理や営農を今後も継続し、農業の多面的機能を確保していくことが期待されたわけでありますが、この制度の実施により、全国で1,965市町村、３万3,970の地域において、全耕地面積の17％に当たる66万5,000ヘクタールで協定の締結がなされ、耕作放棄の発生防止、将来に向けた農業生産活動の継続的実施などへの共同活動が展開されたと報告されているところであり、本制度は中山間地域の活性化と耕作放棄など、生産性の低下防止、ひいては多面的機能の発揮や中山間地域の振興に大きな効果があったと私は感じております。

国では制度が一応終了する平成17年度からの取り扱いについて、食料・農業・農村基本計画の見直しの中で、相当のやりとりがなされたようでありますが、これらの実績と制度の持つ意義や重要性が理解され、平成17年度から21年度までの５年間、制度の継続が決定されたところであります。市は平成13年度から４年間、土内や萩野、吉沢など、７地域で本制度を実施してきたところでありますが、その成果はどうだったのかお聞きいたします。

今回から始まる制度は、これまでの制度を基本的に引き継ぐものの、より高度で効果的、継続性のあるものへとの期待も高く、実際より積極的な取り決めが求められていると聞くが、前制度とどこがどのように違うのか。

また、本制度に該当する地域はどのくらいあり、これらの地域への制度の説明など、どのように対応してきたのかをお尋ねいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　御質問の第１点目は、中川原他４地区、未給水地区になっておりますが、そこへの上水道の供給計画についてのお尋ねでございました。

これについては、きのうの一般質問において考え方を申し上げましたので、そのとおりでありますが、また星川議員からは今までの経験を生かして、いろんな経費の縮減あるいは工事の手法等々についても御助言いただきましたので、今後とり進めるに当たりまして、それらを十分に参考にさせていただきながら、平成19年度に着手できるように今準備を進めておりますので、今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

それから、農振地域の見直しについての御質問であります。昨年の９月議会においても、星川議員からこの変化の激しい生活環境の中で、農用地利用計画について、約20年間という長きにわたって見直しが行われていないというふうなこと、そして農振関係の窓口を担っている関係上、現状に合わないこの農地区分もあって、その対応に苦慮する場合があるというふうなお話がございました。その結果、一部見直しも必要ではないかというふうな御指摘もいただいたところであります。

市でも新庄北道路の建設工事をはじめとする国県または市道等の道路網の整備、これも着実に進展している状況の中で、特に都市計画の用途地域に隣接する農振地域における社会環境が、非常に大きく変化しているというふうな状況であります。やはり

そういうふうな社会情勢の変化に対応するためには、市全体の土地利用構想のもとで、総合的な諸計画の見直しが必要であるというふうな考えを申し上げたところであります。

その後、この利用計画をはじめとする市全体の土地利用の進め方については、いろいろ協議をしておるところでありますが、農用地の利用計画については、昨年の９月議会で申し上げましたとおり、市の優良農地、これを守るという姿勢は当然のことでありますけども、いわゆる一たん申し上げましたように、社会状況、社会情勢の変化に対応した公共的な開発あるいはまちづくりの推進等も重要な政策であるというふうに思います。これからも各界各層の御意見など踏まえながら、市全体の土地利用と調和した農用地の利用計画の方針を定めていくつもりであります。この見直し作業ができる環境づくり、作業準備など、平成18年度の着手に向けてこれを検討していきますので、どうぞひとつ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

それから、中山間地域等直接支払制度についてのお話がございました。この中山間地域は自然的あるいは経済的、社会的条件が非常に不利な地域であることから、どうしても担い手が減少していく、また耕作放棄の増加等につながっているというふうに言われております。この制度は、このような現状を踏まえて食料・農業・農村基本法において12年度から５年間の事業として、中山間地域の農業生産活動、これが継続的に行われるよう、この生産条件に関する不利な部分を補正するための支援を講じてきたというふうな、これはお話のとおりであります。

市は地域振興立法８法の指定地域に対しまして、地理的に隣接する農用地として県知事特認の指定を受け、実施に至ったところであります。現行の協定数は、これもお話ありましたが、土内をはじめとして計７組合、91戸であります。対象面積については69万平米、年間の交付金は1,450万円ほどでございました。これで実施してきたところであります。

主な使途については、共同取り組みの活動に関する費用あるいは共同利用機械等の購入に半分ほど使われている報告を受けております。

協定参加者間の意見として伺いますと、これについてはいわゆる転作の団地化、転作作物の共同作業など、集落による話し合いが非常に多くなったというふうなこと、また耕作放棄がなくなりまして、以前に増して景観的な面も含めてよくなったようだというふうなお話を伺っております。

また、休耕田を利用して収益性の高い作物の栽培にも取り組みができたというふうなお話もありました。耕作放棄地の解消以上に中山間地域での耕作の意欲維持、これにも成果があったのかなというふうに理解をしております。

また今度、今年度からの新しい制度のことも触れられたわけでありますが、これの今までの制度と変わったところといえば、やはり交付金単価に格差をつける見直しをした上で、５年間継続しようというふうなことであります。

現行単価、これを維持する場合は集落のマスタープランの作成、また農地あるいは農道、水路等の保全マップをつくることが必須条件というふうなことになりまして、さらに生産性の向上、また担い手の育成、多面的機能の発揮、集落営農活動、農地集積、これの５項目から取り組む活動を選択して協定に盛り込むということは必要になります。逆に現行の条件の維持を進める場合は、これ８割単価の交付というふうになります。

この要件によりまして、７月に新庄市の基本方針を定めて、対象農用地の要件を満たす集落の協定対象者の協定書の提出を求めているところでありまして、現在協定対象として８組合が手続を進めているところであります。

いずれにしても中山間地域、これは当然のことながら、流域の上流部に位置するというふうなことから、農業農村が有する水源の涵養機能あるいは洪水の防止機能など、非常に多面的な機能を有しているというふうなことで、下流地域の方の都市住民も含む多くの生命、財産の豊かな暮らし等が守られる

というふうにもいえるというふうに思います。

今後ともこの制度が耕作放棄の防止あるいは担い手の定着、そして中山間集落の維持のために寄与していくんではないかというふうに大いに期待をしているところでございます。

以上、ひとまず終わります。

４　番（星川　豊議員）　議長、星川　豊。

清水清秋議長　星川　豊君。

４　番（星川　豊議員）　それでは、再質問させていただきますけれども、ほとんど私の場合は前に述べられた方もおりますし、私の質問も16年度９月の再質問になりましたので余りないんですけども、今上水道の件ですけれども、これは市長より重ねての着手表明をいただきましたので、安心しているところでございます。

また、この内容については、この上水道未完成地区についての給水事業については、私も２年半ほど前より担当者といろいろ、前課長も含めましてのいろいろ状況を見守っておったんですけれども、そのとき質問するかなと思うと、財政の状況を見ながら時期がいいんじゃないかなと思うと、既設の管が破裂して費用がそっちに持っていかなくちゃだめだとか、ずっとそうして重ねてきたわけですけども、やはり今がちょうどいろいろな内容をお聞きしたところによると、減債積立金やら建設改良積立金、それから損益勘定留保資金ですか、この３点ですけれども、この内容も非常にいいじゃないかなと。そのうちまた既設の管が破裂したりすると、また今度できなくなってくるなんていうようなことも考えられますので、早期に着手していただきたいと。

担当者からは直接お答えしてもらうものはありませんけれども、今市長がゴーサイン出たわけですから、今先に述べたことを踏まえて、直ちに本着工じゃなくても、先ほど申し上げましたように、準備の体制に非常に時間がかかることでございますので、一日でも早いまず準備のための着工、そういったものも望むものですけども、その辺のことは一言だけで結構です。

髙橋　敦水道課長　議長、髙橋　敦。

清水清秋議長　水道課長髙橋　敦君。

髙橋　敦水道課長　市長がおっしゃったとおり、平成19年度着手ということを目標に、早速地元住民との話を始めながら、早期間違いなく着手できるようにこれから努力していきたいと思います。

よろしくお願いします。

４　番（星川　豊議員）　議長、星川　豊。

清水清秋議長　星川　豊君。

４　番（星川　豊議員）　次に、中山間地域の直接支払制度についてですけども、これも市長が数字も入れて詳しく御答弁いただきましたので、別に質問ということはないですけれども、やはりこれも時期が来ると、いつも取りやめのような、だんだん薄れていくような感触がなくなってくると、そういうふうな傾向がございますので、担当課におかれましては、機会があるごとにひとつこういったものの充実がぜひとも必要なんだということを会議の度に申し上げて、ひとつ関心を常に中央政府の方で持っていただけるような方向に進めていただければそれで結構でございます。

先ほどの農振関係については、市長が答弁されておりますので、また前にもお答えいただいておりますので、要りません。

以上で質問を終わります。

清水清秋議長　以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散　　会

清水清秋議長　明日14日から21日までの本会議を休会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、14日から21日まで本会議を休会とし、22日木曜日午前1

0時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後　２時２４分　散会

平成１７年９月定例会会議録（第４号）

平成１７年９月２２日　木曜日　午前１０時００分開議

議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２３名）

２番	山　口　吉　静　議員	３番	佐　藤　悦　子　議員
４番	星　川　　豊　議員	５番	斎　藤　　敏　議員
６番	斎　藤　義　昭　議員	７番	渡　部　平　八　議員
８番	清　水　清　秋　議員	９番	小　嶋　冨　弥　議員
１０番	小　野　周　一　議員	１１番	遠　藤　敏　信　議員
１２番	佐　藤　　隆　議員	１３番	新　田　道　尋　議員
１４番	沼　澤　恵　一　議員	１５番	中　川　正　和　議員
１６番	森　　儀　一　議員	１７番	柴　田　忠　志　議員
１８番	下　山　准　一　議員	１９番	石　田　千　與　三　議員
２０番	平　向　岩　雄　議員	２１番	亀　井　信　夫　議員
２２番	今　田　雄　三　議員	２３番	髙　山　和　男　議員
２４番	金　　利　寛　議員		

欠　席　議　員（０名）

欠　員（１名）

出席要求による出席者職氏名

市長	髙　橋　榮一郎	収入役職務代理者 会計課長	矢　口　喜一郎
総務課長	八　鍬　長　一	政策経営課長	武　田　一　夫
税務課長	設　楽　忠　良	市民課長	国　分　政　嗣
環境課長	鈴　木　吉　郎	健康課長	星　川　　基
農林課長	坂　本　孝一郎	商工観光課長	羽　賀　千　尋
都市整備課長	小笠原　謙　一	下水道課長	中　部　　力
福祉事務所長	矢　口　　孝	神室荘長	奥　山　　栄
水道課長	髙　橋　　敦	教育委員長	伊　藤　輝　昭
教育長	佐　藤　　博	教育次長	奥　山　芳　彦
学校教育課長	小　野　和　夫	生涯学習課長	大　江　雅　夫
生涯スポーツ課長 選挙管理委員会委員長	黒　坂　光　悦	選挙管理委員会委員長	小　関　俊　也

事務局長	田口五郎	監査委員	荒川修也
監査委員事務局長	渡部秋夫	農業委員会事務局長	斎藤友一

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第４号）

平成１７年９月２２日　木曜日　午前１０時００分開議

（決算特別委員長報告）

日程第　１　議案第５１号平成１６年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第　２　議案第５２号平成１６年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　３　議案第５３号平成１６年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　４　議案第５４号平成１６年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　５　議案第５５号平成１６年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　６　議案第５６号平成１６年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　７　議案第５７号平成１６年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　８　議案第５８号平成１６年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　９　議案第５９号平成１６年度新庄市水道事業会計決算の認定について

（総務常任委員長報告）

日程第１０　議案第４２号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１１　議案第４８号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
日程第１２　議案第４９号山形県自治会館管理組合規約の一部変更について

（文教厚生常任委員長報告）

日程第１３　議案第４３号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４　議案第４４号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１５　議案第５０号山形県消防補償等組合規約の一部変更について
日程第１６　平成１７年請願第１号介護保険の改善を求める意見書提出を求める請願
日程第１７　平成１７年請願第７号社会保障制度の抜本改革を求める請願

（産業建設常任委員長報告）

日程第１８　議案第４５号字の区域及び名称の変更について

日程第１９　議案第４６号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第２０　議案第４７号市道路線の認定について

日程第２１　議案第６０号平成１７年度新庄市一般会計補正予算（第４号）
日程第２２　議案第６１号平成１７年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第２３　議案第６２号平成１７年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第２４　議案第６３号平成１７年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第２５　議案第６４号平成１７年度新庄市水道事業会計補正予算（第１号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第４号）のほか
日程第２６　議会案第１０号介護保険の改善を求める意見書の提出について
日程第２７　議会案第１１号社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出について
日程第２８　最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員長報告
日程第２９　議員派遣の件

開　　議

清水清秋議長　おはようございます。ただいまの出席議員は23名、欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第４号）によって進めます。

決算特別委員長報告

清水清秋議長　日程第１議案第51号平成16年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第９議案第59号平成16年度新庄市水道事業会計決算の認定についてまでの９件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長小野周一君。

（小野周一決算特別委員長登壇）

小野周一決算特別委員長　おはようございます。それでは、私の方から決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。決算特別委員会は、全議員をもって構成されておりますので、簡単に御報告いたします。

決算特別委員会に付託された案件は、議案第51号平成16年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第59号平成16年度新庄市水道事業会計決算の認定についての計９件であります。

審査につきましては、９月16日、20日の両日にわたり行われたことであります。

まず初めに、議案第51号平成16年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員の質疑の後、佐藤悦子委員より認定することに反対の討論、石田千與三委員より認定することに賛成の討論があり、起立採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第52号平成16年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、佐藤悦子委員より反対討論があり、起立採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号平成16年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号平成16年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号平成16年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号平成16年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第57号平成16年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての５件は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第58号平成16年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第59号平成16年度新庄市水道事業会計決算の認定についての２件は、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上、委員会に付託されました平成16年度決算９件はいずれも認定すべきものと決しましたことを御報告いたします。

議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長　お諮りいたします。

決算特別委員会は、全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず、委員長報告のうち賛成多数で認定すべきものとした２件について一括して採決いたします。

議案第51号平成16年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号平成16年度新庄市

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての２件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、議案第51号、議案第52号の２件は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第53号平成16年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号平成16年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号平成16年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号平成16年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号平成16年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成16年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号平成16年度新庄市水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号の７件は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

総務常任委員長報告

清水清秋議長　日程第10議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12議案第49号山形県自治会館管理組合規約の一部変更についてまでの３件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、石田千與三君。

（石田千與三総務常任委員長登壇）

石田千與三総務常任委員長

おはようございます。それでは、私から総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会で当委員会に付託されました案件は、議案３件であります。審査のため９月15日、午後１時30分より議員協議会室において委員７名出席のもと、税務課、総務課より関係職員の出席をいただき審査を行いました。

初めに、議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、税務課より説明をいただいた後に審査に入りました。提案の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、市税条例について必要な改正を行うもので、主な改正点は３点であるとのことでした。１点目は、65歳以上の者で所得が125万円以下の者に対する非課税措置が廃止されたこと、なおこの改正については経過措置があり、均等割については18年度は1,000円、19年度2,000円、20年度からは満額の3,000円の課税となり、また所得割については18年度は算出税額から３分の２を控除した額、19年度は３分の１を控除した額、20年度からは満額の課税となること。２点目は、上場前に３年を超えて所有している株式を上場日から１年以内に譲渡した場合の譲渡益に関する２分の１の課税の特例が廃止されたこと。３点目は、特定口座で管理されていた株式が株式としての価値を失ったことにより損失が生じた場合には、特定管理株式を譲渡した場合の損失とみなして所得を算定する特例が新たに規定されたことであります。それ以外については、条項ずれに伴う改正であることの説明でありました。

また、改正に伴う所要額についての説明があり、平成17年４月１日現在における65歳以上の人口から、この度新たに課税される対象者については、均等割が419人、所得割が336人と推計し、18年度においては合計で176万3,000円、19年度は352万6,000円、20年度は528万9,000円と推計されるとのことでありました。その他にも65歳以上の１人世帯を想定した場合の影響額について説明があり、老年者にとっては

老年者控除もなくなり、125万円以下の非課税もなくなるため、税の負担は出てくるようになるとの説明でありました。

委員より、この経過措置については県税も同じようにあるのかとの質問に対し、税務課より、市民税、県民税は市の方で一緒に賦課をして徴収する、そして市民税と県民税の案分率を出し、県民税に相当する部分を県に納付するという形になっているため、経過措置についても同じになるとの答弁でありました。

他にも特定管理株式に関する内容の質問や、またこの市税条例改正により影響が出てくる国保や介護保険の質問なども出されましたが、採決の結果、議案第42号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでありますが、総務課より説明をいただいた後に審査に入りました。

これは、来る11月１日に酒田市と合併する３町（八幡町、松山町、平田町）との関連で、酒田市がこの市町村退職手当組合に加入していないため、３町が酒田市と合併することにより、組合に加入する団体が減ってくることでの規約の一部変更であり、またこれにより加入団体は50団体から47団体に、その内訳は９市19町３村16組合で、酒田市以外にこの組合に加入していない市は山形市、米沢市、天童市の４市であるとの説明がありました。

委員よりは、組合議員の選挙についての内容確認のための質問などありましたが、その他にはさしたる質疑もなく、採決の結果、議案第48号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、議案第49号山形県自治会館管理組合規約の一部変更についてであります。総務課より説明がありました。これは、７月より11月にかけて庄内地方の一連の合併に伴うもので、この合併により現行の44市町村が35市町村となる、山形県自治会館は全市町村が加入し、管理しているものであり、それが44市町村から35市町村に減ることにより規約の改正を行うもので、その内容は議員の総数を10人から９人に１人減らし、その内訳として町村長を６人から５人にするものであるとの説明でありました。

委員より、この管理組合構成団体が変わることによる規約変更はどうなるのか、また新たに出てくるのかとの質問に対し、総務課より、管理組合規約第２条では、この組合は山形県内の市町村をもって組織するとなっており、個別市町村名を規定していない、本来であれば７月、10月、11月の廃置分合により個別にするところであるが、今回一括で改正するとの答弁でありました。他にも組合議会議員の決め方などについての質問もありましたが、採決の結果、議案第49号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　議案の42号について、市税条例の改正についての全員一致で可決ということでしたけども、この内容というのは、老年者控除の廃止と定率減税の半減というのが現在決定しているそうですが、その影響が法律で既に決まっていますが、それに合わせて市でも条例改正によって住民税もそのように倣っていくという、特に老年者控除の廃止の問題で出していくということで出ております。この影響について、資料も出されたということですが、どのような話し合いがされたのか、資料を見ながら話し合われた内容について詳しくお話しいただければと思います。

石田千與三総務常任委員長　議長、石田千與三。

清水清秋議長　総務常任委員長、石田千與三君。

石田千與三総務常任委員長　報告の中にもありましたが、委員からいろんな質問がございました。その

中で今佐藤悦子議員がおっしゃることについては、詳しくその中身について資料をもとにした内容をというふうなお話かと思いますが、42号について65歳以上の……今まで条例で65歳以上については所得が125万以下の者に対してどうのこうのということがございませんでしたが、今度はそれがなくなったんだということで、廃止になったんだということでその後どうなるのかということだと思います。そのことについて、先ほど申し上げたように、報告のとおりでありますが、少し付け加えさせてもらいますと、委員の中から質問が出たのは、県税、市民税、これをどのようにするのかと、市税と県税となっているが、その後その計算についてはどうなるかということで、これは市の方で市民税、県民税と案分、同時に一緒に賦課をして、それで後に案分をするんだというふうな説明があったということで、その他についてはこの件に関してはさしたる質問はなされておりません。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　年金収入が200万円で１人というか、扶養なしの方の場合は、住民税、17年度ゼロですし、所得税、16年についてもゼロでございます。これが老年者控除を廃止が認められた場合には、住民税は20年度には１万9,400円に上がり、所得税の方は19年は２万4,300円になります。そうしますと、合わせて所得税や住民税がゼロだったこの方は４万3,700円の増税となります。これに国保税がプラスされる増税が１万6,200円つくわけです。合計５万9,900円の増税となります。

　このことや、また年収250万円でひとり暮らしの方、扶養なしの方の場合も見てみますと、住民税17年度はゼロ、所得税は16年は5,600円、合わせて5,600円なんですが、これらが３年後にはどうなるかといいますと11万1,900円で、倍で見ますと20倍もの所得税と住民税ということになります。ここに国民健康保険税がさらに今のままですと１万6,200円加わって、12万2,500円の増税となります。ここに介護保険の改定がまだ見込まれておりませんので、わからないわけなんですが、改定と、それから改定は今のところないというふうに見た場合であっても、本人の住民税非課税か課税か、それから所得がどうかということなどから、介護保険料が決まるわけですが、年３万円ぐらいなのが５万円に２段階上がると、２段階上がるというのがあるわけなんですが……。

清水清秋議長　佐藤悦子君、委員長報告に対して質疑をお願いします。

３　番（佐藤悦子議員）　こういったことについて委員会では話し合い、詳しい、大変な増税になるということを話には出なかったんでしょうか。

石田千與三総務常任委員長　議長、石田千與三。

清水清秋議長　総務常任委員長、石田千與三君。

石田千與三総務常任委員長　総務常任委員長報告の冒頭の方で申し上げておりますが、提案の理由として地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、市税条例について必要な改正を行うもので、主な改正点は云々ということで、税法が変わったんだと、改正するんだということで条例改正になってしまったということの報告でございます。

　ですから、委員会の中では、今佐藤議員がおっしゃられたようなことについての話はなされておりません。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　そういう意味では、市民の暮らしがどうなるかという、増税がどのぐらいになるのかという具体的な把握というか、その認識が私は委員会でなされていなかったんではないかなと思うんです。市民にとって大変な増税になるということを、現在の状況でですけども、これを認める市議会でよいのかということまで私は問われるような重要な増税になる案件について、上の税制が改正されたから、必要な条例改正で税が変わったから仕方ないんだという、ただ認めるだけでは済まない問題でないかなと思うんです。特に条例で住民税が上がることも今度決めることになるわけですから、その

責任を考えたときに話し合わなかったでは済まない、認識が足りなかったでは済まない。私は、大変な問題を含む内容だと思いますので、やり直しを求めたいと思います。いかがでしょうか。

石田千與三総務常任委員長　議長、石田千與三。

清水清秋議長　総務常任委員長、石田千與三君。

石田千與三総務常任委員長　総務常任委員会に付託された案件を総務常任委員会が審査をしたということでございますから、今の質問について新たに会を開いてどうのこうのというようなことはございません。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議ありますので、起立採決いたします。

議案第42号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号山形県自治会館管理組合規約の一部変更については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

文教厚生常任委員長報告

清水清秋議長　日程第13議案第43号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第17平成17年請願第７号社会保障制度の抜本改革を求める請願までの５件を一括議題といたします。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長金　利寛君。

（**金　利寛文教厚生常任委員長**登壇）

金　利寛文教厚生常任委員長　おはようございます。私から文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は議案が３件、継続審査となっている請願が２件であります。審査のため、９月の14日、午前10時より議員協議会室において委員８名の出席のもと、説明のため環境課、生涯スポーツ課、福祉事務所より関係職員の出席をいただいて審査を行いました。

初めに、議案第43号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。環境課より説明をいただいた後に審査に入りました。環境課より火葬場の管理を指定管理

者に行わせることができるよう改正するもので、改正の内容は指定管理者の管理の基準、業務の範囲などを条項に加え、使用時間と休場日、休みの日ですが、を条例で対応させるという内容で、最上町との共同施設でありますから、指定管理者制度の導入については最上町ともう既に協議は済んでいるという説明があり、今後の計画として指定管理者は公募を予定しており、平成18年４月から指定管理者に管理を移行する考えであるという説明を受けました。

審査に入りまして、委員より、公募の対象はどう考えているのかということで、また労働条件の引き下げが考えられるが、公募時に市から提示すべきではないか、また公的福祉とコスト削減をどうとらえているのかという質問があり、環境課からは、公募の対象は個人以外の団体で新庄市と最上町に地域を限定する予定でいる、労働条件については応募する団体から管理運営計画が提出されるので、その計画を今後設置される選定委員会で審査をしていく、公的福祉とコストについては、決算及び予算を勘案して最上町と協議をしてやっていくという説明でありました。

また、委員から管理するのに資格は必要ないのかという質問があり、環境課からは火葬場の管理に特別な資格は必要でないという説明でありました。

また、委員から豪雪など当初の管理計画に入っていない場合には、経費はどのように対応するのかという質問に対して、その都度指定管理者になった団体と協議をしてやっていくということでありました。

また、委員からアウトソーシングは若者の低賃金化を招き、安定した生活を保障せず、少子化の原因になっている、そういう行政を新庄市がやるべきではないという意見がありました。

その他意見等がありましたが、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について生涯スポーツ課から説明を受けた後に審査に入りました。

生涯スポーツ課から市民スキー場のリフト券に時間券を設定したこと、市民スキー場と武道館の管理を指定管理者に行わせることができるように改正したこと、時間券については数年来スキー場利用者からの要望があったこと、また市街地から近く、交通の便がいいことから、潜在的な利用者がいると判断をし、設定をしたということ、指定管理者についてはスリムで効率的な行政運営の実現が図られるという説明がありました。

審査に入り、委員から管理部門を考えれば、直営の方が効率的で経費も節減ができるという意見がありました。それに対し、生涯スポーツ課からは、職員数を考えれば、直営となれば片手間の管理になるという現状説明がありました。

その他質疑がありましたが、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号山形県消防補償等組合規約の一部変更について環境課から説明を受けた後に審査に入りました。

環境課から市町村合併による影響を受ける選挙区の定数を改正するもので、総定数を15名から14名にする、第３選挙区が11町村から３町村になったために、定数を３から１にして、全体のバランスから第４選挙区の定数を１名増やして、さらに水防法の一部改正があったために条項の整理をするための変更であるという説明がありました。

審査に入り、さしたる質疑もなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査となっています平成17年請願第１号介護保険の改善を求める意見書提出を求める請願ですが、福祉事務所より法改正等の現状の説明を受けた後に審査に入りました。

福祉事務所から今年の６月に介護保険法が国会で通過したが、報酬算定や包括支援センターの事業費等詳細については決まっておらず、今後新庄市の介護保険がどうなるのか実情がつかめない状況にあるという説明がありました。

審査に入りまして、これまで２回の審査があったわけでありますが、請願の趣旨である介護保険で低所得者の方が大変な状況下に追いやられようとしていることを改善してもらいたいという趣旨については、委員の方は全員賛成しているが、請願事項の個々については賛成しかねる部分もあるということで継続審査となっていました。

委員から請願の趣旨には賛成しているので、全体では採決とせずに、請願事項ごとに採決してもらいたいという意見があったために、まず部分採択とするかどうかを採決しました。その結果、全員一致で部分採択に賛成ということになりました。続いて、請願事項ごとに採決をした結果、賛成多数で採択すべきものと決した事項は、１番の介護保険の国庫負担を増やして介護保険料と利用料を軽くすること、４番の国の制度として保険料の減免制度を設けること、８番の国の予算を増やして介護基盤の整備を集中して進めること、９番の介護報酬を改善して介護に関わる従事者の待遇とサービスの質を改善すること、10番のサービス提供を介護福祉士のみの仕事と限定せず、既存のヘルパーも働き続けられるようにすることのこの５項目となりました。また、残りの２番、３番、５番、６番、７番は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

最後に、これも継続審査となっておりました平成17年請願第７号社会保障制度の抜本改革を求める請願ですが、請願の趣旨である年金問題を含めて社会保障制度を抜本的にいい方向へ改革していってもらいたいということについては、委員の皆さんは異論がないのでありますが、各種年金の一元化問題を含むという文言があることでいろいろな議論があり、一元化には反対という委員が多数いたために、継続審査となっていました。

委員からこの請願も一元化問題という文言を削除して部分採択としてもらいたいという意見がありましたので、部分採択をするかどうかをまず採決をした結果、全員が部分採択に賛成ということになりました。続きまして、請願内容の１番で一元化問題という文言を削除することの賛否をとったところ、全員一致で削除することに賛成となりました。次に、請願内容の１番について、一元化問題という文言を削除した部分について採決したところ、全員一致で採択すべきものと決しました。次に、請願内容の２番、３番について採決したところ、全員異議なく採択すべきものと決しました。よって、採決の結果をまとめますと、一元化問題という部分は不採択とすべきもの、それを除いた部分は採択すべきものとなりました。

よって、継続審査となっておりました２件の請願は、２件ともに部分採択すべきものと決した次第であります。

以上、文教厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げました。よろしくお願いを申し上げます。

清水清秋議長　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　請願について部分採択をしていただいたということで、これはお礼を申し上げなきゃいけないなと思っておりますが、火葬場についてちょっとお尋ねしたいと思います。

火葬場が指定管理者に今後移行するんだということで条例の改正というふうになったわけですが、その中で10条に「指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする」ということで５つの項があります。その中の３と４のところですが、（３）と（４）、「火葬場の施設並びに設備及び備品の維持管理に関すること」、（４）、これは、「火葬場の環境整備に関すること」、（３）の施設並びに設備、備品の維持管理、これはわかります。次の（４）、火葬場の環境整備に関すること、環境整備という漠然とした文言で、つまり前に質問したことがあったんですが、あそこの火葬場の場所についての環境整備となると、除草とかいわゆる桜の植栽とかいろんな生け垣とかございますが、そういうものがもろもろ含ま

れてのことだと思います。これが特に何々というふうにここには文言が載っておりません。環境整備に関することとなっております。（５）のところで「前４号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること」というふうになっていますから、この他に何かがあるとすると、市長が必要と認めることというふうになるのかなというふうに思いました。このことについて委員会で特に何か話題になったことございましたらお話しいただければありがたいと思います。

金　利寛文教厚生常任委員長　議長、金　利寛。

清水清秋議長　文教厚生常任委員長金　利寛君。

金　利寛文教厚生常任委員長　私の報告もしましたように、委員からは例えば予期せぬ豪雪など当初の管理計画に入っていない場合の経費はどのように対応するのかという質問に対しては、その都度指定管理者となった団体と協議をしながらやっていくという内容で答弁をいただいておりますので、その内容に網羅されるのではないかというふうに考えております。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第43号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第43号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第44号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号山形県消防補償等組合規約の一部変更については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成17年請願第１号介護保険の改善を求める意見書提出を求める請願については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、請願第１号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に、平成17年請願第７号社会保障制度の抜本改革を求める請願については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、請願第７号は委員長の報告のとおり採択されました。

産業建設常任委員長報告

清水清秋議長　日程第18議案第45号字の区域及び名称の変更についてから日程第20議案第47号市道路線の認定についてまでの３件を一括議題といたします。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長小嶋冨弥君。

（小嶋冨弥産業建設常任委員長登壇）

小嶋冨弥産業建設常任委員長　御苦労さまです。私から産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は議案３件です。９月14日、午後１時半より市役所３階第１、第２会議室において委員７名全員と説明のための農林課、都市整備課、生涯スポーツ課の関係職員が出席し、審査を実施いたしました。

まず、議案第45号字の区域及び名称の変更についてでありますが、野中地区の土地改良事業施行の結果、従来字の境界を定めていた道路、水路及び土地の区画がすべて排除され、新たな区画に基づいた道路、水路及び圃場が設置されたことに伴い、行政の合理化及び住民の福利を図るため、新区画に基づいた境界を定めるものであり、変更前の字数は28、変更後は23、また字変更は527筆、地域全体で2,036筆なので、その比率は４分の１が該当し、該当面積は65.9ヘクタールです。野中地区の土地改良事業は、平成８年度から始まり、17年度をもって完了し、字の区域及び名称の変更については、換地処分の公告後効力を発揮することになると農林課より説明がありました。

委員からは、換地処分のための市の持ち出し費用はないかとの質問があり、事業費の中ですべて含まれているので、負担区分の中で間接的に入っていることになるとの説明でした。

その他さしたる質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正点は２点あり、１点目は都市緑地保全等の一部を改正する法律が平成16年12月17日施行されたことに伴い、都市公園内における放置物件対策を公園管理者が円滑に行うため条例改正するものです。

改正の内容は、都市公園内に相手方が確知できない放置自動車を公園管理者が保管、公示、売却、廃却等を行うことができるよう手続の整備を行うものであると都市整備課より説明がありました。

２点目は、都市公園内の有料公園施設、市民球場の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、また市民球場の屋内施設である会議室とトレーニング室は、器具の増設により会議室の使用ができなくなることから改正するものですと生涯スポーツ課より説明がありました。

委員からは、何日くらいで放置とみなすのかとの質問に、期間は難しいが、パトロールにより判断していくとのこと、また都市公園内にそれら放置自動車があるのかとの質問に、ないとの回答でありました。

また、委員からは、指定管理者制度にすることによって雇用の機会の喪失、業務の省力化はどうか、他の委員からは経費の面からはどうか、現在の施設振興公社は指定管理者に手を挙げることができるのか等の質問がなされました。雇用は現在と同じくらいと想定されること、考えられる効果として、行政と民間の協働の実現、雇用機会の創出、利便性の向上、業務のスリム化、省力化等考えられるとのこと、どなたでも指定管理者に手を挙げることができるので、施設振興公社もできる、指定管理者は公募として審査していくとの説明でした。

また、委員から現在使われていない市民プラザのトレーニング器具を球場のトレーニング室に移し利用することは効率的であるとの意見が出されました。

採択の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第47号市道路線の認定についてですが、本案は民間の開発行為によって整備した道路であり、市民福祉の増進のため新たに認定する内容で、去る９月２日に現地視察を既に実施していることもあり、委員からはさしたる質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決したところであります。

以上で当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告いたしました。よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　これは、文教厚生常任委員会にもかけられた指定管理者制度のことに関連するようなことなので、同じようなことになるわけなんですが、議案46号の中の市民球場の指定管理者制度導入についてです。これについて委員長の報告によりますと、雇用についてどうなるかという質問に対して、今と同じになる予定であるといいながら、雇用の機会の拡大になるというふうに、よく意味がわからないような気がするような受け答えがあったように聞いておりますが、雇用が同じということで雇用機会が拡大になるような話を同時にするということは、現在雇用されている方々については、つまり仕事がなくなるわけです。現在公社で働いていらっしゃる方々が仕事がなくなって、そして新たに公募をされて入るかどうかというようなことで、現在公社の職員の方々は聞くところによると社会保険などもついて、賃金は非常に安いようで申し訳ないなと私などは胸が痛むんですが、そういう社会保険などは整備されている、労働条件が比較的よくされているというふうに聞いておりますが、それらが今度指定管理者制度になったときに果たして社会保険がつけられるのか、同じような給与がもらえるのか、もらえるような仕事に今の公社の皆さんがつかせられるのかということが話し合われたのかどうなのか。私は、首切りになっては大変なことだなと思うんです。雇用機会をつくるといいながら、一方で公の仕事で首切りをしていくと、こういうのが私はもしかしたら指定管理者制度の導入ではないかという気がするんですが、そういう懸念がないのか、話し合われていないのかお聞きしたいと思います。

小嶋冨弥産業建設常任委員長　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　産業建設常任委員長小嶋冨弥君。

小嶋冨弥産業建設常任委員長　今回審査したのが改正の理由にもありますように、保全法の一部改正する法律の施行に伴って必要な整備を行う云々で審査に入りましたので、雇用という問題に関しては委員の中からそういった問題はございません。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　続いてというか、同じような今の雇用と関わるところで、今まで公社がやっていたわけなんですが、公社も含めたこういった仕事は公の仕事でありますし、税金でする仕事でありますから、他の市外から業者が入って、これは儲けも利益追求もできることになりますが、利益追求されたりしたんでは、働く人たちの労働条件はさらに切り下げられるということになり、さらに市のお金が市外に行ってしまうと、こういうことになりますので、そういう意味では公募の際には今までやってきた公社も含めながら、市内の団体に限るという、そういった話し合いはなかったのか、どうでしょうか。

小嶋冨弥産業建設常任委員長　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　産業建設常任委員長小嶋冨弥君。

小嶋冨弥産業建設常任委員長　はい、ございません。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　公園の件と言ったらおかしいんですけど、公園についてちょっとお尋ねしたいんですが、先ほど委員会の中で放置されている

もの、車等のあれはないというようなお話ちょっと聞いたように記憶しているんですけども、東側の駐車場、あれは公園の中に入るのか入らないのか、ちょっとお尋ねします。だとすると、もし入るとすれば、あそこに放置されている車はどうなるのか。

小嶋冨弥産業建設常任委員長　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　産業建設常任委員長小嶋冨弥君。

小嶋冨弥産業建設常任委員長　市の指定の公園は18カ所で、質問の中でどのぐらいあるかというようなことで18カ所とききました。今石田議員言いました東側の駐車場は、市のあれには入っていないと思います。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　公園の一部になっていないのか、私は一部だと思っておったんですけども。

小嶋冨弥産業建設常任委員長　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　産業建設常任委員長小嶋冨弥君。

小嶋冨弥産業建設常任委員長　先ほどの答弁を取り消したいと思います。今石田議員の中で小笠原課長の説明の中で、今石田議員言った駐車場の件の説明がありました。その中でやり方としては、放置自動車に限りましてですけども、警察に報告し、警察が陸運局に報告し、そして所有者が確定的な場合には引き取りをするというような説明がありました。それでも、引き取りがわからない場合には、従来の方法でやっていますけども、各関係機関と連絡をとりながら進めていきたいというようなお話はありました。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　公園の一部になっているのかどうかということについて、まず知りたかったものですから、もしなっているとすればあそこに三、四台の車が放置されているということで対象になるのかなというふうに思ったもんですから質問しました。そこの点はどうでしょう。前から公園の一部だというふうに私は理解しておったんですが、なっていない。なっていませんね。

小嶋冨弥産業建設常任委員長　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　産業建設常任委員長小嶋冨弥君。

小嶋冨弥産業建設常任委員長　お話はなされていませんでした。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　質問を変えまして、18カ所という箇所について、じゃ説明……。

（「３回終わっている」と呼ぶ者あり）

１９番（石田千與三議員）　終わった。はい。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、議案第45号字の区域及び名称の変更については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第46号については委員長の報告のとおり決

することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号市道路線の認定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前１１時０１分　休憩

午前１１時１０分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

日程第２１議案第６０号平成１７年度新庄市一般会計補正予算（第４号）

清水清秋議長　日程第21議案第60号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　14ページの総務費の６目財産管理費で新庄市施設振興公社補助金1,359万2,000円が消費税申告分ということで説明がありました。これについて詳しく教えていただきたいなと思います。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　施設振興公社の消費税に関しての件でございますけれども、今年の５月の中旬ぐらいに新庄税務署の方から施設振興公社そのものが課税対象の事業所に該当するのではないかというふうな形で市の方に問い合わせがありまして、施設振興公社の方の事業の概要の説明を行ったところです。そこで市としては、振興公社そのものは公の施設の管理のみを受託する任意の団体であるというふうなことと、それから利益が発生しない、いわゆる年度末に残った剰余金については預金利子も含めて市の方に返還すると、いわゆるゼロにして次の年度を迎えるというふうなことで、利益が発生しない非営利の団体であるというようなことで、これまで課税の事業者というふうな認識はしていないというふうなことを税務署の方に申し上げたところでありますが、税務署の方からは使役の提供を行う、いわゆる業務委託契約を行って使役の提供を行うものについては、任意の団体であっても課税の対象になる事業所だというふうなことで、５年分さかのぼって申告をしろというふうなことで、申告書の提出を求められました。５月の末に税務署の方から申告書の調査の結果、消費税、加算税、それから延滞税を含めて成る金額の消費税を払えというふうなことがありました。さまざまの協議を内部の中でも検討したところでありますけれども、異議の申し立て等々をしても、税務署の方が課税対象事業所というふうなことであれば払うしかないのではないかというふうなことがあります。

ただ、施設振興公社は、先ほど申し上げましたように、剰余金というのが一銭もないというような状況でございますので、公社そのものは新庄市が100％面倒を見ている団体でございますので、そこの分については補助金というふうな形の中で公社の消費税を払えるようにしようと。

補助金にしたという理由は、また委託料でその分を公社の方に出しますと、その委託料にまた消費税がかかると、二重に消費税がかかるというようなことがありまして、補助金というふうな形で整理をさせていただいたというふうなことでございます。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。
清水清秋議長　佐藤悦子君。
３　番（佐藤悦子議員）　今まで消費税を払わねばならないという認識がなかったということなんでしょうか。これについて５年もさかのぼってというその間ですが、消費税についてどうなのだろうかというような疑問というか、問い合わせとか、そういったことは市として考えたりしなかったのかということがどうも疑問であります。一般事業所の場合も大変です。消費税が課税対象者が1,000万円未満の売り上げについても課税対象者だというふうに今度なって、この支払いにお金もなくて、借りることもできないということで滞納しているような事業所が少なくないと聞いております。

今回の場合は、５年間さかのぼって、しかも延滞税までという意味では、市職員こういったものについては研究していらっしゃるはずだし、なぜこのようになったのかという詳しいことについては、これ以上ないのかもしれませんが、その辺について反省とか問題点はなかったのか、お願いしたいと思います。
武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。
清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。
武田一夫政策経営課長　消費税法が施行されましたのが平成２年、公社の設立が平成５年でございます。公社設立当初からここに消費税がかかるというふうなことは考えておりませんでした。理由は、今回業務委託契約の契約の全額に対して消費税がかかるということではなくて、いわゆる物品を購入したりする部分については、当然消費税を支払っております。そこに使役を提供する職員の給与分についても消費税がかかるというふうな見解でございましたので、人件費に消費税がかかるというようなことは全く想定していなかったというようなことでございます。
清水清秋議長　他に質疑ありませんか。
２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。
清水清秋議長　金　利寛君。
２４番（金　利寛議員）　ページ数の24ページ、商工費ですが、商工振興費の中にｅ―地域ビジネス助成事業費補助金ということで、これは自然案内人だということをお伺いしたのでありますが、この内容と、そしてどういうふうに市の振興の方に貢献しているのかという現状等も含めてお伺いをしたいというふうに思います。

もう一点、29ページ、社会教育費の中の市民プラザ費でありますが、まず１つは市民プラザの管理事業費293万4,000円となっていますが、これはなぜ高くなったのか、職員配置のいろんな部分だと思いますが、その確認１点と、次の市民活動交流ひろば事業費103万円となっておりますが、コミュニティールームをつくるのだという話ですが、この概要を教えてください。３点。
羽賀千尋商工観光課長　議長、羽賀千尋。
清水清秋議長　商工観光課長羽下千尋君。
羽賀千尋商工観光課長　24ページのｅ―地域ビジネス助成の事業でございます。これについては、100％補助事業でございます。それで……地域総合整備財団、ふるさと財団というところなんですけども、そこからの100％助成の事業でございます。

それで、その中身につきましては、前にも新聞報道もされていますけれども、主にはガイド養成、いわゆる巨木の案内人、そういうようなことがまず主でございます。それで、情報通信技術を利用するためのハードウエアの購入とかソフトウエア関係、あるいは事業活動のための管理、調査に要する経費が主なものでございます。

それで、詳しく内容を申し上げますと、最上の巨木、これを生かした都市交流間のツーリズムビジネス、あるいは巨木を通じた教育と観光用地域デジタルアーカイブの作成とか巨木の新たなる発掘、こういう事業を手がけます。それらの手がけるところは、学校法人最上広域コア学園、新庄コンピュータ専門学校でございます。

以上でございます。
大江雅夫生涯学習課長　議長、大江雅夫。
清水清秋議長　生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長　市民プラザ費でございますけれども、職員給与293万4,000円でございます。これは、市民プラザの職員が今年度から増えておりますので、それの分の補正の金額でございます。

それから、市民活動交流ひろばというふうなことで、新しい事業の補正でございますけれども、これにつきましては昨年度新庄市協働推進のための指針が策定されております。その中でまちづくりのこれからの担い手でございますけれども、そこに住む地域住民が中心となって、行政は住民自らの創意と努力で達成する力を十分に発揮できるようにする必要があるということが協働の目的と目標の中に明記されてございます。

それとあわせまして、今年３月完成いたしました教育委員会でつくりました長期教育プラン、いわゆる「もみの木教育プラン21」でございますけれども、それも先ほど言いました協働の推進の指針とあわせるような形で市民の自主的な学習活動の支援、それから市民の企画、運営による学習機会の創出、これらを進めることとあわせまして、これに必要な指導者の確保と育成、充実した学習情報の提供を行っていくことが必要というふうなことで、それらを網羅する拠点施設が市民プラザの中に今回つくりたいと、10月をめどにオープンしたいというふうに考えてございます。

プラザの中の調整につきましては、市民活動交流ひろばのフリースペースとワークスペースを考えております。フリースペースにつきましては、現在の市民プラザの南側の市民ホールの一角にさまざまなボランティア、ＮＰＯ等公益活動団体あるわけでございますけれども、そこらの情報の交流の場のフリースペースと、ワークスペースといたしまして現在プラザにコミュニティールームがあるわけでございますけれども、そのコミュニティールームの中にさまざまなパソコン等を導入いたしまして、今言ったような交流ひろばの推進のためのこの度の予算措置として103万円を計上させていただいたところでございます。

以上です。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　それでは、最初に商工振興費、100％補助事業ということでありますが、これはあと、じゃ何年ぐらいそういうふうな状況が続くのか、せっかく新庄新幹線来て５年ちょっと過ぎて云々ですので、巨木ということで、またリピーター等も含めて、やっぱり有益な商工ビジネスの発信基地になる可能性があって、100％補助だったらそれにこしたことないわけでありますが、それの部分を最大限に活用して商工振興を図れる状況をということは、何年ぐらいまだそういうふうな補助事業が出るのかどうなのか、これがもう少し考えられることがないのか、新庄市の観光に対する新庄にそういうふうな部分を利用する状態を補助事業費と使えることができないのかどうなのかも含めてお伺いをしたいと思います。

それから、今の市民プラザのコミュニティールームですが、いろいろワークスペースとフリースペースも含めてという事業費、それから学習活動、協働のためのいろんな指導者の育成に対する育成費もこの中にまず含まれているのかどうなのか。この103万という部分の中に、その理念はわかるのですが、途中でこれ補正しているわけでありますし、年度当初からそういうふうな状態の計画があって、補正になったからそういうふうな状態の事業にやりたかったけれどもということで途中で着手したのかどうなのか。

だとすれば、逆に言えば福祉の方もそうですが、例えば福祉のタクシー券ももう廃止になっているわけです。これは、例えばの話で高齢障害者のあれに対していろんな云々になった場合には、かなりそれに対してたかだか10万円ぐらいの補助金のいろんな云々でなっているわけです。これは、生涯学習の方には直接関係ないと思うんですが、政策経営課かな、には関係あると思うんですが、予算のいろんな部分の補正やる場合の、９月に必ず大きなあれやるわけ

ですが、年度当初予算と違ってそういうような部分も含めてどれが優先順位で、今のコミュニティールームの話の事業も大切な事業だということは十分わかった上での話をしているわけですけれども、タクシー券だとか、もっと簡単な悲惨な例というのがそれぞれ経費削減しているわけですから、独居老人、ひとり暮らしの老人の玄関前の除排雪を削ったんです、今年から。要するに自分でやらなくちゃだめなんです。

そういうようなところと、今のこのコミュニティー、もうちょっと我慢すれば、金かけなくたってやれるかどうかというバランスは、どっちにどういうふうにしてウエートをして、これは必ずこう必要なんだという状態を、年間のいろんな補正はもう９月に入ることは、国からいろんな交付金だって何だって入ることはわかっているんですが、その部分の重要度、どれがどうで優先ということは考えられているのかどうか、政策経営の方で。この次こういうふうな交付金来たらば、９月にまた来るわけですから、そのときにはこういうふうな部分をやろうやとかという部分は、課の間で優先順位があっていろんな云々というやつはやっているのかどうなのかも含めてお伺いをします。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　17年度の当初予算については通年予算ということで、補正予算については緊急かつどうしても欠かせないものについて補正で予算を組むというのが大前提でございます。

今回の市民プラザの予算については、昨年度から市民協働というような形の中で、市が大きな柱として進めてきた事業についての懸案事項でありました。当初にその決着を見ることができなくて、年度内にそれを何とか実現させようというような懸案事項というような形の中で、９月にスタートできるというふうなめどが立って、補正予算で計上したというようなところでございます。

羽賀千尋商工観光課長　議長、羽賀千尋。

清水清秋議長　商工観光課長羽下千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　第１点目のこの助成制度が単年度なのかという質問でございますけれども、この事業は単年度でございます。ただ、コンピュータ専門学校は文部科学省の専修学校教育重点支援プランの対象校になっておりますので、学校そのものは３年計画というような計画を立ててございます。ただ、今回のガイド養成あるいは巨木関係でございますけれども、新庄にはたくさんの案内人がいらっしゃいます。ただ、この事業はその方たちのレベルアップ、またはＩＴ技術を習得しながら、よりよい案内人を養成しようというような事業でございます。そういうような中で、全国から約80件ほど提案ございました中からこのコンピュータ専門学校が１つ選ばれたというようなことでございます。

それで、ただこのふるさと財団にはいろんなメニューがございますので、その辺もこれからいろいろ精査しながら、民間活力を促せるものにつくり上げていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

大江雅夫生涯学習課長　議長、大江雅夫。

清水清秋議長　生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長　103万円の中身でしょうけれども、この中にはここに書いていますとおり、あくまでも最小限に必要な経費だけを計上させていただきました。人的なものとかは何もございません。ただ、必要なものとしてあくまでもパソコンとかコピーとか機械の借り上げ、あわせまして保守点検、さらには当初フリースペースの方にはプラザにこれまでありました備品等を極力調整してつくったんですけれども、この広場を立ち上げるに当たりまして、ワークスペースでどうしても必要な情報提供するような備品等がございますので、そういうものだけを上げております。

なお、人についてはどうなのだというふうな先ほど話があったわけですけれども、これにつきましては市民プラザの職員が最初の段階で当初立ち上がりから携わっている職員がございます。さらに幸い

なことに、市民プラザの方には今年３名の社会教育主事の有資格者が集まっているものですから、それらの経験を生かしてお手伝いをさせていただいた中で、交流ひろばをこれから展開してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　商工振興の方ですが、ふるさと財団ということで年度当初１年限りだということですが、コンピュータ専門学校の方では３年計画を立てているということですが、その他の次の２年間というのは、市の財政持ち出しになるのかならないのか心配ですが、またもう一点は巨木のいろんな部分ですが、そういうふうにしていろんなセクションの中での補助事業というのはあるからして、それを採択してもらえるようにとまた努力をするということですが、いろんな手だてがあると。要望としては、今の１点、２年間はどうなるのかということと、こういうふうな部分駆使していただいて、新庄市に対する商工観光の振興を図ってもらえるような配慮をもう一段と頑張っていただきたいということですが、それに関して要望があったらばです。

今のコミュニティールーム、確かに協働でこれからということで、市民と協働のいろんな部分でということで重要なセクションであるし、いろんな部分で最低限だということは、これはわかるんです。ですから、それは実現していただきたいなというふうに思うのですけども、これはこれなんです。まず、頑張ってもらいたいと思うんですが、先ほどお話ししましたように、年度当初で市が今財政再建の真っただ中でありまして、かなりそれぞれの課から項目で財源を減少させているわけです。満遍なくつつがなくそれぞれの、例えばの話で福祉なんかにすぐ目いくわけでありますが、玄関前の雪払いなんか今後やらなくなっちゃったと、食事サービスも廃止した、それから通院タクシーも廃止した、福祉電話も廃止する、そして今まで敬老会の助成委託金も800円だったのも650円にする。すべてあまねく少しずつ福祉の面については減退しているのは事実なんです。これは確かに仕方ないかな、財政再建なのだからというけど、例えばの話で身体障害者おむつ支給、常時失禁状態にある方に対するいろんな月額だって、これだって1,000円を減額している。そういうふうな人をもつ家庭の大変さは想像にかたい。もっと重要だと思う。コミュニティーも重要。

だけども、こういうふうな方々があまねく福祉を少しずつしていることももしあったらなというような思いは、痛み分けだからして市民もその痛さもわかってもらいたいというんだったかもしれないけども、どこの観点に立って立脚しているのか、コミュニティーも大変かもしれないけど、確かに大変ないい事業ですけど、こういうふうな状況にあったときに、補正か何かでするとかという状態の優先順位とかというのは年間の中で決められているのかどうなのかということを、これ決めていなかったとすれば、今のたかだか10万円ぐらいのあれがあっただけでこういうふうな状態に対してまたもとどおりに回復できるのに、その他の事業補助事業だからしてやった。どっちが優先順位なんだ、どれが今大切なんだという状態の観点はあるや否やということをお伺いします。

羽賀千尋商工観光課長　議長、羽賀千尋。

清水清秋議長　商工観光課長羽下千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　これから先、市の負担があるかということでございますけれども、金額的には市の負担はございません。ただ、民間の方々が大変新庄市をＰＲをしてくれておりますし、特に最近アウトドア志向が多くなりまして、巨木とかトレッキングが多くなってございます。その中で今回のこの事業は座学、いわゆる学校での勉強会、あるいは現地、山に登っていろいろ勉強するわけですので、その辺我々職員もいろいろ勉強したいと思いますので、山に行くときの市のマイクロバスを出すとか、そういう応援、協力体制は惜しみなくやっていきたいというふうに考えてございます。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。
清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。
武田一夫政策経営課長　補正予算につきましては、あくまでも緊急、やむを得ない状況の中で各課の状況をよく把握しながら査定をするというふうなことになっています。そういうようなことで当初予算の中でどうしてもひずみが出てきたりした場合には、補正で対応するというふうな臨時的な措置をやっているというようなことで、年間を通じてここは最初に補正予算で対応しようとかというふうな部分についてはごく限られたもの、先ほどの市民プラザの部分については、当初予算では準備が間に合わなくてどうしても計上できなかった部分について補正で対応するというふうなことが当初予算の懸案事項としてあるものもございますけれども、大方の補正については当初予算でどうしてもひずみが出てきて対応し切れないというふうな部分について、各課からの要求を査定して計上するというふうなことになってございます。
清水清秋議長　他に質疑ありませんか。
１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。
清水清秋議長　石田千與三君。
１９番（石田千與三議員）　３つほどお聞きしたいと思います。21ページの斎場費、斎場管理運営事業費の消耗品費と修繕料について、それから24ページの林業振興費の中の陣峰市民の森維持管理事業費の中に仮設トイレ借上料３万円となっております。それから、公園管理事業費、これは26ページ、公園費の中の公園管理事業費の修繕料50万円、この３つの内容をお聞かせください。
鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。
清水清秋議長　環境課長鈴木吉郎君。
鈴木吉郎環境課長　斎場費の修繕料につきましては、火葬炉の修繕費でございます。その中でもコントロールパネルというようなことで、火の調整するやつあるんですけども、それらを交換するというふうなことでございます。
　以上でございます。
坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。
清水清秋議長　農林課長坂本孝一郎君。
坂本孝一郎農林課長　24ページの仮設トイレ借上料でありますが、今年10月の２日に陣峰市民の森におきまして最上郡内８市町村によるこれまでの植樹祭でありますが、これ郡内持ち回りでやっています。今年新庄が開催地に当たっておりまして、題名としては「森づくりｉｎ陣峰」ということで開催されます。約300名ほどの規模で実施するということで、県からの助成もございます。その中で仮設トイレをその場所に設置するということで予算を計上してございます。
小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。
清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。
小笠原謙一都市整備課長　内容でございますが、各公園の照明灯の電球等が破損した、あるいはカバーが壊れた、またトイレ、水飲み場等の漏水の修繕等であります。
　以上です。
１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。
清水清秋議長　石田千與三君。
１９番（石田千與三議員）　火の調節、すなわちこれバーナーの交換ということのように聞きました。消耗品というのは、これは何なのか。それから、バーナーの交換についてはわかります。ああいうふうな設備のところには、必ず器具とか、そういった損傷が起こり得るわけですから、必ず次のものを蓄えて備えておかなきゃいけない。つまり備品関係については、もし損傷が起きた場合、器具の交換を素早くしないと間に合わないということがあります。そういうことも含めて、そういった常備をされているものについての器具等の交換なんかすぐ素早くできるかどうかということも含めてちょっとお答えいただければありがたいと思います。
　３つしかできないということなので、トイレの漏水という、公園の照明灯の話なんですけども、これは見積もりをとって約50万円と、こういうふうな計算をされたと思うんですけども、そういうことで

よろしいのか。

それから、トイレのレンタル料、決算のところでこの間１万八千何がしという数字が出ていました。これは、何人入ってどれぐらい入ったかということは、これはどうなるかわかりませんが、でも１基を借りることによって大体これぐらいの予算が必要なんだということで要求されたと思うんですけども、現在トイレがあるんですけども、その他に大勢の人がいらっしゃるんで、その対応をしなきゃいけないということで設置されるということだと思います。これはよろしいと思いますけど、斎場の関係で備品の関係も含めて、壊れたときだけ修繕料とか何かを考えられるのか、そういうことも含めて備品の方は大丈夫なのかも含めてお答えいただきたい。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　まず最初に、消耗品でありますけども、これも火葬炉関係で、ウルトラビジョンというふうなことで、炉の火の監視するところ、それからまたフィルター、そういったものを交換、消耗品でございます。

それから、備品については蓄えはございませんけども、保守点検を定期的に行っておりますので、それらに基づいた形で老朽化の激しいやつから交換していくというふうな考え方で来ております。

以上でございます。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　今の備品の関係で、たまたま斎場にお邪魔したときに、職員が自分たちでメンテナンスをされております。これは当然だと思うんですけども、そのとき本当はもっといいものが欲しいんだけどもということで、何とか間に合わせて使っているということがありました。もしそういうふうなことがあって備品が足りないというようなとき、手配がすぐできる体制はなっておられるかどうか。例えばどこそこの斎場とか、あるいはどこそこの会社のメンテナンス関係とか、それの連携はうまくいっているかどうか、その辺をちょっと。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　それぞれの機器部門において契約しておりますので、すぐ対応、急遽なった場合は対応できるような形はしております。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　中川正和君。

１５番（中川正和議員）　23ページの７款若者園芸実践塾についてお伺いをいたします。工事請負費353万5,000円とありますが、これについて前回もちょっとお尋ねしたんですが、若者園芸実践塾については、昨年度までこれ必要性を十分感じておるというような答弁をいただいておりますが、ここに来て実践塾の塾生がいなくなったというようなことで解体をするというようなことでありますが、今までの状況の中でハウス園芸が稲だけに頼らないというような形で奨励をしたわけでありますが、以前には800棟計画とかありましたが、現在ハウス園芸農家の軒数と何棟つくられておるのか。

それで、追跡調査はしていないと前回の答弁でありましたけれども、現実にハウス園芸農家の状態というものは把握はしていないんですね。私の方で調査した限りは、非常に苦労している農家が多いです。それで、排水の問題、それから施設設備費の高額な部分と、それで特に生産されたものが流通に行くまでの間に、認められるまでにかなりの年数がかかっているというようなことも私の調査では出てきております。ですから、施設園芸につきましては採算をとるのに十数年必要だというような現地農家の方々の今までの実績のある方から私は調査をしておるわけであります。そこで、一応解体をして終了するというようなことでありますが、若者園芸実践塾については十分に達成したものと認識を持っているのかどうか。

それから、今のハウスの状態が虫食い状態のように、どなたかが持っていったんだと思います。こ

れは、前回も花卉園芸農家の団体に話をして、しかるべきところに持っていってもらうというような話を聞いたわけでありますが、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　まず、ハウスの棟数、それから園芸農家の動向についてでありますが、10年以上前ですけども、21世紀創造ビジョンという農業振興の全体の計画をつくったときに、10年後を目標に800棟のハウスを設置しましょうという全体の目標を設置しました。それに基づいて、今日までずっとハウスの棟数については追跡調査を実施しております。16年現在で、ちょっとデータを持ってきていないんですけども、860棟ほど、補助事業で導入したものも含めてですけども、そういう状況になっておりまして800棟の目標をクリアしています。

それから、園芸農家全体で把握するのは、ちょっと統計上区分的に厳しいわけでありますが、花農家とか、それからニラ農家とか作目別の農家の状況は把握しております。そういうことで、園芸農家の全体の動向につきましては非常に伸びてきておりまして、16年の販売算出額も約10億円になっているということで、その成果が徐々にあらわれてきているのかなというふうに把握してございます。

それから、若者園芸実践塾の目標を達成したのかどうかということでありますが、この10年間で39名の卒塾生が出ました。事情で２名ほどが就農できなかったという事情はありますけども、いずれも地域の花づくりあるいは野菜づくりの中核的な役割を担って、担い手として育成してございます。若者の活動としてお互いに連携をしながら地域の農業を支えているということで、所期の目的は大いに達成しているというふうに感じてございます。

それから、施設の処分の方法でありますが、前にもお話ししましたように、10年を経過して耐用年数がほとんど切れてございます。また、診断した結果、商品として再利用は可能ですけども、そういった付加価値とか、価格をつけて売るにはちょっと老朽化し過ぎていて価値的にはないという診断を受けております。そういうことで、廃棄物の処理行いますと、相当の価格というか、撤去費がかかりますので、再利用をまず第一に卒塾した若者の方に再利用を必要なものがあれば自分で撤去して再利用できますと、それから次に花農家から相当あそこの施設については利用いただいたり、あるいは協力いただいておりますので、希望があれば再利用に応えますということでいろいろ再利用について協議した結果、ハウス６棟、それから暖房機、換気扇、それからあそこの管理棟がありましたけども、それらを中心に自主的に撤去いただいて再利用をしていただき、今後の花卉振興あるいは野菜振興に生かしていただくということで、撤去していただく方向で今撤去が進んでおります。そういった状況で経費の節減あるいは今後の花卉振興の一助になるように再利用をさせていただくという方向で進めました。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　中川正和君。

１５番（中川正和議員）　この10年間で860棟、800棟計画は達成したとありますが、これは園芸農家のハウスだけでなく、稲作農家のハウスも多分入っていると思うんです、補強的なもので。そういう部分も含めまして、それにしても860棟が補助対象になっているということは大変な数で、達成したことについては私も心からお祝いを申し上げたいというふうに思います。

それから、売上金が10億円に至っていると。売上金はいいんです。私が言うのは、収支状況を把握しておるかということなんです。特に冬の場合のこの辺は、暖房その他燃料費が今高騰しておりますけれども、さまざまなそういう施設費が高騰しておると。その中で本当に10年ぐらいは利益が見込めないというような農家の声があるわけです。

そして、先ほども申し上げましたように、生産されたものが価格が普通の熟練をした農家よりも、やはり市場評価が得られるまでには最低でも五、六

年、バラとかなんとかについてはもう10年かかったという声もあります。それまでには、非常に市場評価の安い価格で出荷せざるを得なかったという話もあるわけでして、そういう部分についての農林課あるいは指導の方でどういう対策をとったのかなということが私は疑問視をされるわけです。非常に農協の方に来て困ったという農家がかなり多かったわけでありますんで、市は800棟計画を達成したから、あとは補助金のばらまきで終わったというような考え方ではいけないんじゃないかというふうに私は考えるわけですが、まずその点について農林課等について収支状況の把握、それから個別指導についてどのようなことをやったかという点をお伺いしたいと思います。

坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　収支につきましては、所得というか、作物ごとにどのくらいの収入があってどのくらいの経費がかかるかということで、営農計画の算定基準というのがございます。それに基づいて事業の導入とか資金の貸し付けとかいろいろ判断しているわけでありますけども、技術的に、あるいはそのときの価格の情勢、あるいはいろんな個人差によりまして判断できない面は多いと思います。ですけども、１つの目安としてそういった指針を使って補助事業の導入あるいは作物の導入のときにはアドバイスとかいろいろ相談に乗ったりして農協と一緒に指導している状況であります。

あとは、収支を把握しているかということについては、個人の個々の経営につきましては、認定農業者とかそういったものについては５年毎の再認定の際のいろんな聞き取りとか追跡調査とか、そういったことで個別にやっているケースもありますけども、2,000戸を越す農家全体的な収支の把握は、ちょっとそこまでは及んでいない状況であります。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　中川正和君。

１５番（中川正和議員）　こういうさまざまなものを経て、今回若者園芸の実践塾については閉鎖をするわけでありますが、860棟ものハウスを達成をしたというようなことで、もし今後塾生制度を続けてくれというような話があった場合のことについて、農林課としてはもうはっきり終了したという感覚なのか、今年度はいなかったから、あそこの部分についても二、三年前から移動したいというような話があったわけですが、そういう部分について今後についての考え方があれば伺いたいと思います。

坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　原課としては、休止というふうにとらえてございます。ですから、いろんな財政状況とか客観的な情勢もございますが、原課としてはそういった財政の回復状況あるいは農業情勢等いろいろ状況を判断しながら再開していきたいと。場所については、しかるべき適地を探しながら検討していきたいと、こういうふうに考えております。

清水清秋議長　ただいまから１時まで休憩いたします。

午後　０時００分　休憩

午後　１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論として佐藤悦子君。

（３番佐藤悦子議員登壇）

３　番（佐藤悦子議員）　私は、今回の一般会計の補正予算に反対します。その理由は、公社の新庄市施設振興公社補助金として1,359万2,000円、これの問題です。消費税の５年分さかのぼっての課税と、それから延滞税というふうに言われております。こ

れについて、私はもう少し、精査という言葉をよく使われますが、精査する必要があるのではないかと思うんです。まず、税務署が平成５年から公社始まっておりますのに、去年まで、平成16年まで全く課税のことも話も説明もなく放置してきた。税金のプロが何もなかったというのはどういうことなのか、私はそういう点でももう少し精査必要だと思います。

それから、県内の市町村の施設振興公社の状況をお聞きしたところ、県内には同じようなのが２つあって、２つだけだということをお聞きしました。もう一つの方は、既に６月に消費税払わねばならないかなということで払っているということをお聞きしました。しかし、もっと全国的にはどうなのかというところも知りたいなと思います。そして、何よりも税務署が今年になってというのがどうも解せない思いがあります。

それから、物品については消費税払っているのに、人件費に消費税がかかるということがどうも私も解せない思いがいたします。課長さんのお話では、利益が発生しない、剰余金が出た分については市に全部返還する、利益追求がないこういった事業所に対して、すべてしかも公の施設の管理のみの仕事をやっているにも関わらず、そこに消費税ということは人件費を削って消費税分を出しておけということになるわけで、それはやっぱり納得いかないなと思います。

金議員の方から無認可保育所の消費税を非課税にしろという運動をやってきて、それが認められるようになったお話がありましたが、この場合と私は同じように考えてしかるべき問題ではないかなという気がするんです。このままこれを認めますと、結局無認可保育所の場合は、消費税を払うとなると父母負担に上乗せして保育料などを上げざるを得なくなるというふうな話がありましたが、1,300万円、これを認めるということは市民負担増を求めていくことになります。本当は、こういった剰余金も出ないような、剰余金を全部市に返還しているこういう事業の場合には、非課税にすべきだという運動が必要だったんではないだろうかと思っております。そういう意味でも、私はこれを認めるわけにいかないんじゃないかと、もう少し精査すべきではないかと思うんです。

火葬場を最上町は、新庄市の公社にお願いしているわけで一緒にやっているわけなんですが、最上町の場合はこの部分については否決したそうです。そういう意味では、新庄市としても一緒にもう少し精査して勉強して、非課税にすべきではないかという私は運動をしてもいいのでないかなと思うんですが、そういうことも含めて、私はこの補正予算には反対を申し上げます。

以上です。

清水清秋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。採決は起立によって行います。

議案第60号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第４号）については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第２２議案第６１号平成１７年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

清水清秋議長　日程第22議案第61号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第２３議案第６２号平成１７年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

清水清秋議長　日程第23議案第62号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第62号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第２４議案第６３号平成１７年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

清水清秋議長　日程第24議案第63号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第２５議案第６４号平成１７年度新庄市水道事業会計補正予算（第１号）

清水清秋議長　日程第25議案第64号平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第１号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後　１時１０分　休憩

午後　１時１６分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

発言の訂正について

清水清秋議長　ここで佐藤悦子議員より発言の訂正がありますので、許可をいたします。

３　番（佐藤悦子議員）　今、反対討論の中で最上町の議会のことについて否決したというふうに私が認識しておりましたが、認識違いのようで、今回は提案を見送ったということだそうですので、そのように訂正させていただきたいと思います。

日　程　の　追　加

清水清秋議長　ここで追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長　それでは、これより議会運営委員長の報告を行います。

本日午後１時13分より議員協議会室において委員７名出席のもと、議会事務局職員の出席を求め、今期定例会への追加案件について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議会案第10号介護保険の改善を求める意見書の提出について、議会案第11号社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出についての議会案２件と、最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員長報告及び議員派遣の件の４件を本日の本会議に追加することに決定いたしましたので、議長よ

りよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、議会案２件、最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員長報告及び議員派遣の件の計４件を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第10号介護保険の改善を求める意見書の提出について、議会案第11号社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出について、最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員長報告及び議員派遣の件の計４件を本日の日程に追加することに決しました。

追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午後　１時１９分　休憩

午後　１時２０分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

議会案２件一括上程

清水清秋議長　追加日程に入ります。日程第26議会案第10号介護保険の改善を求める意見書の提出について及び日程第27議会案第11号社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出についてまでの議会案２件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金　利寛君。

（２４番今　利寛議員登壇）

２４番（金　利寛議員）　議会案第10号、そして議会案第11号を文案を読んで説明にかえます。

10号、介護保険の改善を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成17年９月の22日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、賛成者は文教厚生常任委員のメンバーであります。

介護保険の改善を求める意見書。

高齢化社会を迎え、介護を必要とする人が、いつでもどこでも十分な介護サービスが利用できる介護保険制度を確立することが求められています。

しかしながら、今年６月に成立した改正介護保険法は、施設入所者の居住費・食費が保険給付の対象外となり、軽度要介護者の家事援助サービスが削減され、「新予防給付」も予防効果の根拠や予防の範囲などが疑問です。また、介護を支えるヘルパーやケアマネージャーの身分保障や待遇の改善が必要です。

特に低所得者は保険料や利用料の負担が重く、必要な介護サービスを受けることが困難となっています。

以上の趣旨から、誰もが費用負担の心配なく、安心して介護が受けられるよう、下記事項について実現されるよう強く要望しますということで、先ほど発表させていただきました１、２、３、４、５の内容であります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、総務大臣宛、財務大臣宛、厚生労働大臣宛であります。

続きまして、議会案第11号社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出についてであります。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成17年９月22日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者並びに賛成者は、文教厚生常任委員のメンバーであります。

社会保障制度の抜本改革を求める意見書。

公的年金制度は国民の高齢期の生活を支える重要な社会保障制度であり、年金制度の改革は、今日、国民の最大の関心事となっています。

政府は、公的年金制度改革を行うため、昨年、年金改革関連法案を提出し、参議院において2004年

６月５日に可決、成立しました。

しかしながら、職業によって加入する年金制度が分かれ、負担と給付が異なっていることや、年金制度に対する不信感により、国民年金の未加入・未納が発生するなどの問題も残されています。

そこで、様々な問題を抱えている年金制度の改革には、介護・障害者サービスや医療制度の改革なども含めた社会保障全体の抜本的改革を行うことが必要です。

よって、本議会は、国において、国民が生涯を通じて安心して暮らせる社会保障制度を創設するため、次の事項について早急に実施するよう強く要望します。

１．基礎年金制度の改革をはじめとした社会保障制度全般の一体的見直しを行い、早急に実施すること。

２．とくに、子育て支援の充実、雇用政策、住宅政策などとの連携を十分はかること。

３．国民年金の未加入者及び未納者に対して適正な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、総務大臣宛、財務大臣宛、厚生労働大臣宛であります。

よろしくお願いを申し上げます。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第10号及び議会案第11号までの議会案２件は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第10号、議会案第11号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、議会案第10号介護保険の改善を求める意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第11号社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第２８最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員長報告

清水清秋議長　日程第28最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員長報告を議題といたします。本件に関し、特別委員長の報告を求めます。

副委員長沼澤恵一君。

（沼澤恵一最上広域市町村圏事務組合調査検討特別副委員長登壇）

沼澤恵一最上広域市町村圏事務組合調査検討特別副委員長　御苦労さまです。委員会条例第12条第１項により副委員長である私から最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員会のこれまでの審査の経過

と結果について御報告申し上げます。

平成16年９月定例会で本特別委員会が設置され、現在の大きな社会変化の中で広域の役割はどうあるべきかという課題について８回にわたり検討を重ねてまいりました。７回目までに検討された内容については、８月30日の全員協議会で報告したとおりです。その全員協議会の場で皆様から貴重な御意見を伺いまして、それについて再度委員会で慎重に協議を行いました。その結果を報告します。

議会についての意見は、新庄市選出の議員数を議長分だけは増やしてもいいのではないか、また町村の議員数は減らすべきではない、さらに報酬をなくしてもいいのではないかという意見がございましたが、それらについては広域議会内部で話し合ってもらうことであるため、要望書には記載しないという結論になりました。事務事業や組織については、し尿処理場や「ゆめりあ」、また理事者についての具体的な改善について意見がございましたが、要望書に包括されているという結論になりました。

以上の結果、要望書（案）については、本特別委員会としては全員協議会でお示しした文書のとおりとするという決定をいたしました。

要望書（案）は、組合事務局で検討していただきたいものと、組合議会で検討していただきたいものの２つであります。組合事務局への要望として、理事長宛の要望書を読み上げます。

平成16年９月定例会において新庄市議会に最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員会が設置され、これまで約１年間事務組合の一員として各自治体の厳しい財政状況に対応した広域行政のあり方、また将来における望ましい姿について調査検討を重ねてまいりました。

その結果、新庄市議会といたしましては、貴事務組合運営の活性化を図るためにも、次の事項について対処されますことを切に要望いたします。なお、その結果を報告くださるようお願いいたします。

１．消防組織のあり方について。

支署・分署体制については、将来のあるべき消防体制を検討・確立し、適正な支署・分署配置を実施すること。

人員については、今後大量の退職者が見込まれるため、適正な年齢構成を見据え、かつ組織を効果的に運営できる定員管理計画を作成すること。

２．事務事業の改善について。

肥大化した広域事業を時代に対応した視点で見直し、本来の広域行政のあり方に戻すために更なる事務事業の改善を進めること。

特に以下について改善すること。

・ふるさと市町村圏基金の利子運用事業については、利子の範囲内で行うこと。

・教育委員会の必要性を検討すること。

・指定管理者制度の導入を図ること。

・市町村と連携してごみの分別を徹底し、経費を節減すること。

・し尿処理施設の今後の管理計画を策定すること。

３．人事交流について。

各市町村との人事交流は、職員相互のレベルアップにつながり、また事務組合と組合市町村との行財政運営に対する意識の共有が図られることから更に推進すること。

４．分担金について。

広域事業は個別の自治体ではできない事業や非効率となる事業を共同処理することにより事業化し、圏域住民に対し行政サービスを平等に提供している。共同や平等の原理は当然負担にも及ぶことから、事業毎に平等割等を再検討すること。

平成17年何月何日、最上広域市町村圏事務組合理事長髙橋榮一郎殿、新庄市議会議長清水清秋。

次に、広域議会への要望書として広域議長宛の要望書です。

平成16年９月定例会において新庄市議会に最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員会が設置され、これまで約１年間事務組合の一員として各自治体の厳しい財政状況に対応した広域行政のあり方、また将来における望ましい姿について調査検討を重

ねてまいりました。

その結果、新庄市議会といたしましては、貴組合議会の機能充実を図るためにも、次の事項について委員会等を設置し検討されますことを切に要望いたします。なお、検討結果を報告くださるようお願いいたします。

１．議員定数及び構成について。

圏域住民の民意を反映させるため、組合市町村の人口及び広域事業への負担割合を考慮した議員定数及び市町村割当議員数の見直しを図ること。

２．消防組織のあり方について。

支署・分署体制については、将来のあるべき消防体制を検討・確立し、適正な支署・分署配置を実施すること。

人員については、今後大量の退職者が見込まれるため、適正な年齢構成を見据え、かつ組織を効果的に運営できる定員管理計画を作成すること。

３．事務事業の改善について。

肥大化した広域事業を時代に対応した視点で見直し、本来の広域行政のあり方に戻すために更なる事務事業の改善を進めること。

４．分担金について。

広域事業は個別の自治体ではできない事業や非効率となる事業を共同処理することにより事業化し、圏域住民に対し行政サービスを平等に提供している。共同や平等の原理は当然負担にも及ぶことから、事業毎に平等割等を再検討すること。

平成17年何月何日、最上広域市町村圏事務組合議会議長清水清秋殿、新庄市議会議長清水清秋。

以上で最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員会の審査と結果について報告を終わります。よろしくお願いいたします。

清水清秋議長　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　要望書の理事長宛の要望書の中の事務事業の改善についてということで、指定管理者制度の導入を図ることということについては、この市議会を見ても今回議会に参加しながらもわかったことは、公社であった場合には利益はなくて、利益が出た場合は全部市に返還されるということだったし、指定管理者制度の場合には利益を追求できるということで、利益が生まれた場合には返さなくてよくて、それをもっと増やすようにやれるという、そういう違いがありまして、そういう意味では果たして本当に私たちの大切な税金の使われ方が一部業者の利益のために開放してしまうことにつながるような気がいたします。そういう意味では、広域に対して指定管理者制度の導入を図ることというふうに入れるのには納得できないと私は思うんですが、その点全員協議会でも申し上げたと思いますが、いかがでしょうか。

沼澤恵一最上広域市町村圏事務組合調査検討特別副委員長　議長、沼澤恵一。

清水清秋議長　沼澤恵一君。

沼澤恵一最上広域市町村圏事務組合調査検討特別副委員長　指定管理者制度の云々について委員会等では一切議論になりませんでした。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　私もそんなに深い理解があったわけではありませんが、この度公社の消費税に関するやりとりなどを通じて、やはり公社の方がずっと税金、利益が出た場合には市に返すということですから、本当に全面的に公社に使ったお金が市のために市民のために使われているという気がします。

しかし、指定管理者制度になりますと、利益を追求する業者が入ってよろしいということになるわけですから、その利益が市外に持っていかれる、市民のために使われないままに他に持っていかれる可能性が非常に大きくなっていく。そして、市外でなくてもその業者の方の利益追及に利用されることになる。私は、問題があると思うので、この部分については削除したらいいんじゃないかなと思うんです。

いかがでしょうか。

沼澤恵一最上広域市町村圏事務組合調査検討特別副委員長　議長、沼澤恵一。

清水清秋議長　沼澤恵一君。

沼澤恵一最上広域市町村圏事務組合調査検討特別副委員長　佐藤議員に申し上げます。これはあくまで報告であります。検討委員会で十分に検討した結果でありますんで、削除等はできない、そのように申し上げたいと思います。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

最上広域市町村圏事務組合調査検討特別副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、本件は副委員長の報告のとおり決しました。

これをもちまして、最上広域市町村圏事務組合調査検討特別委員会の審査を終了いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、特別委員会の審査は終了いたしました。

これをもちまして、特別委員会は解散いたします。

日程第２９議員派遣の件

清水清秋議長　日程第29議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり山形県市議会議長会主催の議会報研修会へは議会報編集委員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会報研修会へは議会報編集委員を派遣することに決しました。

閉　　会

清水清秋議長　ここで市長よりごあいさつがございます。

市長髙橋榮一郎君。

（**髙橋榮一郎市長**登壇）

髙橋榮一郎市長　９月定例会、慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。また、特に今議会は決算の認定、これを中心にして御審議をいただいたわけでありますが、予算を認めていただいた中でどのような使い方、どのような使われ方、そしてそれがどんなに市民にとって利をもたらしたかというふうなことを中心にしていろいろ御議論をいただきました。また、御指摘もいただきました。その

結果、すべて御認定をいただきまして誠にありがとうございます。いろいろいただいた御意見を今後とも十分に重く受けとめまして、市政執行のために頑張っていきたいと、このように思います。

それから、もう一点御礼を申し上げたいというふうに思いますが、私の任期もまだもう少しありますけども、定例会としては本日が最後になりました。今まで４年間一々申し上げるつもりはありませんが、振り返ってみますといろいろなことがありました。課題も山積しておりました。その都度議員の皆さん方からいろいろ御議論をいただき、また御意見を頂戴して、そのとき考えられるベストあるいはベターな方法を選んで取り組んできたところであります。

しかし、議員の皆さん方と我々執行部、この議論の中で感じたことは、どんな場合でもすべて目標は１つであるなということであります。少子高齢化社会に対する福祉の向上をどうしたらいいのか、また学校教育あるいは生涯教育、生涯スポーツを通じてどんな人づくりをしたらいいのか、あるいはどんなコミュニティーを広げていったらいいのか、また住環境の整備、これも特に雪の問題が多く議論されたわけでありますが、それらを含めて、また社会資本の整備、これもどういうふうにしていったらいいのか、また産業の振興をするためにはどんな手当てがあるのか、そして市民の皆さん方の暮らし向きをどういうふうにして向上させたらいいのか、その他にもたくさんありますが、いろいろな問題がありました。

正直申し上げまして、迷ったこと、これも多々ございました。御承知のとおり議論あるいは意見、要望というのは種々多様、そしてまたいろいろなことがありました。それを１つに絞り、あるいは２つに絞って方向づけをしていくというふうなこと、非常に迷ったこともございました。そのときの判断の材料、判断の根底をなすものは、やはりそのような課題、問題が生じた場合に、その当事者あるいはそれに深く関わる方々のことを把握する、これは当然でありますが、すべて公共サービスというふうな観点から、じゃこの地域全体のバランス、均等性、そういうものはどうであるか、そして目前のことと、それから将来どうなるんだろうかというふうなことも含めて、これは全職員にも申しているんですが、そういうことも含めて総合的な判断をすると、こういうふうな前提で心がけてまいりました。一生懸命頑張ったつもりですが、まだまだ足りないことも多々あったかというふうに思います。それについては、議員の各位からいろんな点で補佐をしていただいて、何とか４年間やらせていただいたことを改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。

それと同時に、また皆さん方と一緒に仕事をさせていただきたいというふうなことで決意をいたしました。そのためには、まず大前提として市民の皆さん方のお許しを得なければならない、評価をいただかなければならないということでございますので、そのために今全力を尽くして頑張っておりますので、どうぞひとつ今後とも皆さん方からの御指導をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

大変４年間ありがとうございました。これからもひとつよろしくお願い申し上げます。（拍手）

清水清秋議長　以上をもちまして９月定例会の日程をすべて終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後　１時４８分　閉会

新庄市議会議長　　清　水　清　秋

会議録署名議員　　渡　部　平　八

〃　　〃　　下　山　准　一

決算特別委員会記録（第１号）

平成１７年９月９日　金曜日　午後１時３９分開議

委員長　小　野　周　一　　副委員長　沼　澤　恵　一

出　席　委　員（２３名）

２番	山　口　吉　静　委員	３番	佐　藤　悦　子　委員
４番	星　川　　豊　委員	５番	斎　藤　　敏　委員
６番	斎　藤　義　昭　委員	７番	渡　部　平　八　委員
８番	清　水　清　秋　委員	９番	小　嶋　冨　弥　委員
１０番	小　野　周　一　委員	１１番	遠　藤　敏　信　委員
１２番	佐　藤　　隆　委員	１３番	新　田　道　尋　委員
１４番	沼　澤　恵　一　委員	１５番	中　川　正　和　委員
１６番	森　　儀　一　委員	１７番	柴　田　忠　志　委員
１８番	下　山　准　一　委員	１９番	石　田　千與三　委員
２０番	平　向　岩　雄　委員	２１番	亀　井　信　夫　委員
２２番	今　田　雄　三　委員	２３番	□　山　和　男　委員
２４番	金　　利　寛　委員		

欠　席　委　員（０名）

事務局出席者職氏名

局　　長	田中紀雄	総務主査	森　　隆志
主　　査	沼澤順子	主　　査	佐藤嘉信

本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

開　　議

斎藤　敏臨時委員長　これより決算特別委員長の互選を行います。

委員会条例第10条第２項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私斎藤　敏が臨時に委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は23名、欠席通告者はありません。

これより決算特別委員会を開きます。

委員長の互選

斎藤　敏臨時委員長　委員会条例第９条第２項の規定により、委員長の互選を行います。

委員長の互選方法につきましては、会議規則第119条第５項の規定により、指名推選によることとし、臨時委員長において指名をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

斎藤　敏臨時委員長　御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に小野周一委員を指名いたします。

ただいま指名しました小野委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

斎藤　敏臨時委員長　御異議なしと認めます。よって、小野周一委員が委員長に当選されました。

それでは、委員長と交代します。ありがとうございました。（拍手）

（臨時委員長退席、委員長着席）

小野周一委員長　ただいま決算特別委員長に当選いたしました小野周一です。ふなれでございますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

小野周一委員長　これより委員会条例第９条第２項の規定により、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第119条第５項の規定により、指名推選によることとし、委員長において指名をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　それでは、御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に沼澤恵一委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました沼澤委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました沼澤恵一委員が副委員長に当選されました。沼澤委員、よろしくお願いいたします。（拍手）

散　　会

小野周一委員長　それでは、９月16日金曜日午前10時より決算特別委員会をこの議場において開きますので、御参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。（拍手）

午後　１時４３分　散会

決算特別委員会記録（第２号）

平成１７年９月１６日　金曜日　午前１０時００分開議

委員長　小　野　周　一　　副委員長　沼　澤　恵　一

出　席　委　員（２２名）

２番	山　口　吉　静　委員	３番	佐　藤　悦　子　委員
５番	斎　藤　　敏　委員	６番	斎　藤　義　昭　委員
７番	渡　部　平　八　委員	８番	清　水　清　秋　委員
９番	小　嶋　冨　弥　委員	１０番	小　野　周　一　委員
１１番	遠　藤　敏　信　委員	１２番	佐　藤　　隆　委員
１３番	新　田　道　尋　委員	１４番	沼　澤　恵　一　委員
１５番	中　川　正　和　委員	１６番	森　　儀　一　委員
１７番	柴　田　忠　志　委員	１８番	下　山　准　一　委員
１９番	石　田　千與三　委員	２０番	平　向　岩　雄　委員
２１番	亀　井　信　夫　委員	２２番	今　田　雄　三　委員
２３番	□　山　和　男　委員	２４番	金　　利　寛　委員

欠　席　委　員（１名）

４番　星　川　　豊　委員

出席要求による出席者職氏名

市長	□橋　榮一郎	収入役職務代理者 会計課長	矢　口　喜一郎
総務課長	八　鍬　長　一	政策経営課長	武　田　一　夫
税務課長	設　楽　忠　良	市民課長	国　分　政　嗣
環境課長	鈴　木　吉　郎	健康課長	星　川　　基
農林課長	坂　本　孝一郎	商工観光課長	羽　賀　千　尋
都市整備課長	小笠原　謙　一	下水道課長	中　部　　力
福祉事務所長	矢　口　　孝	神室荘長	奥　山　　栄
水道課長	□橋　　敦	教育委員長	伊　藤　輝　昭
教育長	佐　藤　　博	教育次長	奥　山　芳　彦
学校教育課長	小　野　和　夫	生涯学習課長	大　江　雅　夫

生涯スポーツ課長	黒坂光悦	選挙管理委員会委員長	小関俊也
選挙管理委員会事務局長	田口五郎	監査委員	荒川修也
監査委員事務局長	渡部秋夫	農業委員会会長職務代理者	斉藤純一
農業委員会事務局長	斎藤友一		

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

本日の会議に付した事件

議案第５１号平成１６年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

開　　議

小野周一委員長　おはようございます。ただいまの出席委員は22名であります。欠席通告者は星川　豊委員の１名でございます。なお、本日は農業委員会より会長職務代理者の斉藤純一君が出席しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

発言の訂正について

小野周一委員長　なお、委員会開会の前に監査委員より訂正の申し出がありますので、許可をします。
荒川修也監査委員　委員長、荒川修也。
小野周一委員長　監査委員荒川修也君。
荒川修也監査委員　おはようございます。大変申し訳ございませんが、私どもの監査の水道会計の意見書の中で、ちょっとした語句の誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。なお、お手元に配付してございますので、その関係でございます。

17ページの結びのところでございますけども、17ページの７行目から８行目にかけて、「これは上水道高料金対策及び企業債利子償還金の一般会計繰入金が増となったものである」というところを、「これは、出資金（企業債元金償還金一般会計）の増によるものである」ということで、出資金と繰入金というようなことで、この語句を御訂正お願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いします。
小野周一委員長　それでは、これより決算特別委員会を開きます。

決算特別委員会に付託されました案件は、議案第51号平成16年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第59号平成16年度新庄市水道事業会計決算の認定についてまでの９件であります。

これより審査に入ります。

議案第５１号平成１６年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

小野周一委員長　初めに、議案第51号平成16年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

審査の方法につきましては、一般会計は歳入と歳出を分けて質疑を行います。

質疑は、答弁を含め歳入と歳出それぞれ１人30分以内といたします。なお、質問は必ず最初にページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから御質問をお願いいたします。また、会議は１時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。

それでは、質疑に入ります。一般会計の歳入について質疑はありませんか。
２２番（今田雄三委員）　委員長、今田雄三。
小野周一委員長　今田雄三委員。
２２番（今田雄三委員）　収入の４ページから６ページ、７ページ、８ページまでの件についてお尋ねします。

収入未済金、これが全額で４億ほどございます。それから、不納欠損金、これもございます。その中で、不納欠損金の今後の取り扱いはいかになるのか、それから収入未済金については、その内訳なども教えていただければいいんですけども、この中で言いますと、固定資産税、これらについてちょっと多額の金になっているなというふうに思います。これらの今後の推移も含めて現状がどうなっているのか、見通しとして未収金でありますから、これは納税していただく配慮というのはどうなっているのか、全

体的に見て４億の中でこれらの金銭が回収見込みがどうなのか、その点を最初お知らせください。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　まず初めに、収入未済額についてでございますが、その中で特に固定資産税ということでございます。質問の趣旨でございますが、税の徴収に当たっては、税務課の納税室の方で職員懸命に徴収に頑張っております。ただ、皆様御承知のように、景気低迷が長引いているというような状況で、企業のリストラや倒産等がございまして、失業者の数も増大しているというような状況でございます。固定資産税につきましては、調定額では前年度を上回っております。ただ、不況の影響を受けて大口の滞納者が増加している状況にございまして、具体的な例を示しますと、固定資産税が100万円以上の固定資産税の方が、企業も含めてですが、15年度においては18件ございました。それが16年度においては29件というふうに11件も増えているというような、これ100万円以上の額だけですが、そういったことで増えているというようなことで相当収入納税の努力はしてございますが、厳しい状況にございます。特に500万円以上の納税者が５件ございまして、この額の固定資産税だけで２億96万ほどになってございまして、大部分がこの５件で固定資産税の未納額の半分以上を占めているというような状況でございます。そういった状況にあります。引き続き徴収努力はいたします。ただ、16年度においても500万円以上の滞納者の方については２件完納していただいた状況もございますし、今後とも特に未納額、特に固定資産税の未納額についての徴収努力に力を入れて頑張っていきたいというふうに考えてございます。

それから、不納欠損額についてでございますが、不納欠損についても大半が市税でございます。市税で３億8,899万というような額になってございますが、これについては前年度、15年度と比較しますと10万9,676円増えてございます。ほぼ昨年並みの不納欠損額になってございます。不納欠損につきましては、法に基づきまして不能欠損している状況でございます。不納欠損については３つの方法がございまして、執行停止をかけて執行停止後、３年後に不納欠損をする方法、それから不納欠損を即時にできるもの、それから５年間の法の納期限から５年間経過したものを債権の時効というふうな形で債権消滅をする不納欠損の方法というようなことで、この３つの方法がございまして、いろんなケース・バイ・ケースの状況に応じて、法に基づいて不納欠損をしている現状でございます。

以上です。

２２番（今田雄三委員）　委員長、今田雄三。

小野周一委員長　今田雄三委員。

２２番（今田雄三委員）　大変難儀して徴収にかかっていることに対しては敬意を表したいんですが、やはり我が新庄市の財政が大変緊迫している折、４億円の金がそういうふうな未納になっているということになれば、またそれぞれに及ぼす支出の方についても大変影響があるんだなというふうにも思います。今の話の中で、500万円以上が５件あって、そのうち２件が完納していただいているというような状況もあります。あとの３社については、大体前回もお聞きしておりますので、内容はわかるわけですが、やはりその徴収については一層の努力をしていただきたいなというふうに思います。

あともう一点、入湯税についてこの前渡部議員から質問があって、その中の次の日の新聞でしたか、見てみますと1,300万円ほどの滞納になっていると、納められていないというような記事が見えました。そういう意味で見れば、入湯税の一時預かり金がそのまま放置しておいていいのかという点１点と、それからもう一点は新聞の中の記事ですから、定かでないんですけども、使い道が我々としてはこういうものがあるんだと、それに協力していただけるならば納めるということの感じが何回も出ているような感じがします。そういうお約束事は何かあったのかなかったのか、その２点について。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　まず、質問にお答えする前に、最初の答弁で訂正させていただきます。

不納欠損額３億8,899万円というふうに申し上げましたが、これは未済額でございまして、不納欠損額は1,095万1,000円でございますので、訂正をお願いいたします。

それから、今御質問の入湯税の件でございますが、入湯税については新聞で報じられたわけですけれども、ただこの1,300万円というような額については、超えるものと見られるというようなことで正確な額ではございません。税務課の方でも報道関係者に対してこの額はお知らせしてございませんし、超えると見られるというような報道になってございますので、御了解をいただきたいと思います。このまま放置していていいのかということでございますが、いろんな何回も納入の交渉をお願いしてまいりましたし、これからも粘り強く交渉を続けてまいりたいと思います。いろんな手立てを検討してございますが、なかなかいい手立てが今のところ見つからない状況にございまして、とにかく入湯税につきましては預かり金であるというようなことについて御理解をいただいておりますので、何とか納入していただけるように今後ともお願いを粘り強くやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

星川　基健康課長　委員長、星川　基。

小野周一委員長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　未納入湯税の納入ということ自体は税務課の担当なんですが、出資の関係など温泉関係の窓口、健康課になっておりますので、私の方から入湯税の使い方等についての御質問にお答えします。

未納している会社は、これまで入湯税の使い方に不満があるということで納入をストップしております。要するに、直接温泉施設への入湯税の投入がないということへの不満です。確かに新庄市は、直接その施設に対しての入湯税投入ということはありませんが、県内の入湯税の状況を見ましても、あらかた観光振興事業であるとか、消防施設とか、環境衛生施設、そういった市全体の事業に投入しております。温泉施設そのものへの投入というのは15年度の数字ですが、全体の５％程度です。そういったことで、新庄市としては、市としてはこれまでの使途に問題はないというふうに考えていますし、そのことはこれまで何回も御説明しておりますが、まだ御理解いただけないという状況です。これまでこの件に関して、市長からもこの場で議会の場で協力できることは協力するということを何回か表明しておりますが、その姿勢に変わりはなく、今後も会社の経営に関しては出資者という立場で、会社の株主という立場で関心は十分持っていなければならない立場ですし、入湯税を納めていただくということと今後の会社の運営にどんな協力ができるかというのを考えるのは別個の問題だということでいろいろ話し合い等を進めているところです。

２２番（今田雄三委員）　委員長、今田雄三。

小野周一委員長　今田雄三委員。

２２番（今田雄三委員）　ただいまの答えはもっともなんですが、もっともなことを現在まで放置しているということ自体が大体おかしいのであって、そういう意味合いではこういうものに使っていただかなければ払わないというふうになってくれば、今お話ししましたとおり、不納欠損金であれ、収入未済金であれ、これらのものに対してもそういうへ理屈が成り立つというふうに理解します。そういう意味では、公正に、厳正にやると言いつつ今日まで延びているわけですから、そういう意味では何かやっぱりあなたのとこでは入湯税は使わせるよというような約束があったのかなかったのか、そこら辺がちょっと気にさわりますんで、もう一度お答えください。

星川　基健康課長　委員長、星川　基。

小野周一委員長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　ずっと前から温泉施設へのいろいろな面での協力要請というのが市にございましたが、それらの要請を受けてこちらでそれに対応はし

てきていなかったということであります。今回といいますか、いろいろ３年ほど前から報道などもされて問題になっていますが、こういうことをするから納めよとかという話は、そういった約束等は一切しておりません。

２２番（今田雄三委員）　委員長、今田雄三。

小野周一委員長　今田雄三委員。

２２番(今田雄三委員）　約束がなかったとすれば、厳正に措置していただきたいと。例えば今お話ししました不納欠損金については、法に基づいて３つの条件があるというような条件が示されました。こういう条件なども使いつつやっぱりやっていかないと、納める人の身になってみれば、それがこの理由が成り立つとすれば皆さんがそういうふうになるというふうに思います。それほど大きな問題だなということでとらえていただいて、何とかもう一歩、法的根拠も含めながら、やる気があるのかないのか、お知らせください。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　先ほど申し上げました３つの件というのは、不納欠損をする場合の方法が先ほど申した３つの方法があるということでございます。徴収に対する対応についてはまた別の対応でございます。それについては、いろんな不動産、動産等の差し押さえとか、そういった法的な滞納処分方法がございます。一般論としては先ほど申しましたように、不動産、動産の差し押さえ等の法的な滞納処分がございますが、それについてはなかなかタイムリーな差し押さえが今のところできていないというような状況でございます。今後についても、入湯税につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、預かり金であるというふうな理解を得ておりますので、早急な納入のお願いを粘り強くやっていきたいと思いますので、よろしく御理解をお願いしたいというふうに思います。

２２番（今田雄三委員）　委員長、今田雄三。

小野周一委員長　今田雄三委員。

２２番（今田雄三委員）　なんともわからない答えだと思いますが、普通我々も前郵便局におったんですけども、お客さんから預かってきた金を一時金ポケットに入れて次の日出しますと、これ首なんです。そういう厳正な措置があるにも関わらず、市の場合は一たん預かっているんだよ、私はと言ってもそれを出さないんですから、出さないとこれ刑事事件になるんではないかなというふうに思うんです。そこら辺の考えを持ったことはあるのかないのか。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　そういったことについても検討はしてございます。ただ、そこまで強硬手段といいますか、そこまで強行に出るということが市民の方々への対応として市として妥当なのかどうか、その辺今現在検討しているところでございます。

２２番（今田雄三委員）　委員長、今田雄三。

小野周一委員長　今田雄三委員。

２２番（今田雄三委員）　検討はすでに終わっている状況ではないかなというふうに思うんです。この前、前回聞いたときは700万円ぐらいということであったんですが、これが倍になってきているということですから、この16年度の決算が出るころはそれ倍になっているというような状況で、ほったらかしておいてもいいというものにはならないと思うわけです。いろいろな影響もあるということは知っていますけども、やはりそこら辺を厳正にしていかないと、そうすると一般的な未収金がますます増えてくるという状況に関連するのではないかと危惧するわけです。そういう意味で、今回はその刑事事件にするかしないかは別にしても、やっぱり厳正な措置をとっ

ておかないと大変だなというふうに思いますので、御要望を申し上げながら、なお一層の御奮闘をお願いしたいというふうに思います。

終わります。

小野周一委員長　他に質疑ありませんか。

６　番（斎藤義昭委員）　委員長、斎藤義昭。

小野周一委員長　斎藤義昭委員。

６　番（斎藤義昭委員）　52ページの歳入、１款１項について、今今田委員さんの方からもお話がありましたけれども、これは市税の調定額と予算現額が４億円以上違っておりますけれども、項目によってこういうものが見られるわけですよね。今お聞きしましたけれども、大きく調定額と予算現額の差があるということは先ほど答弁の中にもちょっとあったようですが、収入未済額の問題も絡んでいるということだと思うのですが、その点ひとつ、もう一度確認したいと思います。

それから、１款６項の入湯税について、今今田委員の方からもるる御質問なされましたけれども、私もちょっと触れてみたいと思います。この問題については、一般質問、予算、決算、いろいろな点で何回も話し合ってきておるわけでありますけれども、1,300万の未納ということは、当然税でございますので、これは関係者で努力してもらわなければならないと思うわけであります。これもう少し掘り下げて、1,300万という問題もう少し掘り下げてみますと、新庄市も今株の数字はわすれましたけれども、５万円の株券30株じゃなかったかなと記憶しています。それで、当時株買うときの審議に私も入りましたけれども、新庄市民の憩いの場として保養施設のイメージでもって株買ったわけです。ただ、一般の企業から買ったわけじゃなくて、そういうイメージを持って、考えを持って株というものを取得した。1,300万のものは別としても、新庄市としてこの問題を一株主としてどういうふうにこれを解決していくのか。それから、今の経営内容が破産宣告とかいろいろな問題がありますけれども、そういった状況の寸前になっているのかどうか、株主として当然把握しておるわけでありますので、どういうふうに関わっているのか、今後どういうふうに関係していくのか。

と申しますのは、先ほど申し上げましたように、竹下内閣の時代に八百余人の村も500万のところも全部１億円の創生資金が支給されたわけです。当時温泉のないところは全部ほとんどその金をつぎ込んでこういう施設をつくったんです。最上郡でも全国的に。最も１億の金貨買ったところもあるんですけれども、そういうものを新庄市では県立病院もしかり、余り負担しないでやってきた。この経営内容、これを解決しないとどうにもならないと思うんです。もし破産宣告になるようなら、当然株主が変えなければやっぱり当然解決しないと思います。新庄市も一株主でございますので、その辺をどう解決していこうとしているのか。それを解決しないとなかなか1,300万の問題じゃなくて、ずっと引きずっていくと思います。その辺の考えをひとつ市長からお聞きしたいと思います。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　最初市税の予算額と調定額の差で予算額より調定額が多くなっているということでございますが、これは斎藤委員御指摘のように、収入未済額を考慮して予算を計上しているということでございます。一定の収納率を見込んで予算計上しているということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

□橋榮一郎市長　委員長、□橋榮一郎。

小野周一委員長　市長□橋榮一郎君。

□橋榮一郎市長　温泉の問題については、過去も一般質問等々でいろいろ議論をしたわけでありますが、御承知のとおりこの温泉が設立当時、この地域、新庄、最上地域でも初めてのああいうふうなクワハウス的な施設というふうなことで大変脚光も浴びたし、また市民からの期待も非常に大きかった、これも事実だというふうに思います。そのときに、市もではそういうことに参加しようというふうなことで議会の皆さん方の御理解を得て、300万円の出資をして、

それで会社の方に市としても力を入れる、そういう経過がございます。その中で今問題になっております入湯税については、入湯税は目的税というふうなことでありますので、我々も予算を執行するときにその範囲内で入湯税の使い道、これも多岐にわたって、観光振興とか、あるいは施設の整備とか、施設というか、その周辺の環境整備とか、いろいろ多岐にわたっておりまして、その使途については逸脱したものはありませんが、ただ、今温泉の会社の方からも使途についてちょっと疑義があるというふうな話がありまして、私も社長と話しをした経過あるんですが、ぜひこの入湯税、おっしゃるとおり特別徴収者でありますので、入湯税預かり金であります。それをまず納めていただくと、そして市としてやはりこれだけの施設、これ市民、かつては10万人以上の方々が利用されて、そして今も現在も８万から９万ぐらいの方々が利用され、市民の福祉の向上、福利厚生に大変大きな役割を果たしているというふうなことから、市としてもどういうふうな協力、支援ができるか、これはやはり先ほど課長が申し上げたとおり、別の形で考えますというふうなことでいろいろ交渉しておりますが、現時点ではちょっと温泉側とそういうふうな考え方の行き違いがございまして、いまだに納入されていないというふうなことであります。これについては、ぜひ市としての考え方を理解していただいて、納入というか、預かり金をこちらの方に納めていただく、そして市が温泉に対してどういう考え方をするかというふうなことでありますが、温泉として今後の、今厳しい状況にありますけど、再建計画、これをぜひ立ててください。立てていただいて、それを我々と一緒になって検討して、そして市としてできることはやっていこうと、そういうふうなスタンスで今交渉させていただいているというふうな状況であります。今は最上郡ほとんどがこういうふうな施設を持っておりますので、非常に誘客についてもひところよりは苦心をしている、苦労をしている、そして施設の老朽化もございますので、そんな点で苦心をしているんですが、やはり市民の憩いの場、市民の福利厚生の１つの拠点でありますので、何とか応援できるものは応援していこうというふうなことで今取り組んでいるところでございます。

６　番（斎藤義昭委員）　委員長、斎藤義昭。

小野周一委員長　斎藤義昭委員。

６　番（斎藤義昭委員）　市長から答弁いただいたわけでありますけれども、この未納問題はあくまでも未納問題、それからこれから別の角度からの問題としても、ただ私が言いたいところは、税としての未納問題はこれは大きな問題ですけれども、市として一株主でありますので、未納した側の人、責任もあろうと思うんです、株主として一部は。そういうものもしんしゃくして、真剣にこの問題を根本から解決しないというと、納めてもらったからしゃんしゃんということじゃなくて、あの施設は皆さんおっしゃっているように、新庄市でよりどころなんです。あそこなくなってみなさい。開店休業みたいな形になったらがっかりすると思いますよ、新庄市民は。その辺を踏まえて、根本から解決してもらいたい。以上です。

　それからもう一つ、それはその問題で終わります。それから、63ページ、13款１項、市民スキー場の使用料についてお尋ねするわけでありますけれども、私は昨年の冬に５回か６回行ってみました、どういう状況になっているのかなと思って。なるほどやっぱり休日除いてはああというぐらいのスキー客しかおりませんでしたけれども、650万円の使用料として上がってきているから、ある程度人数いるんだなとは感じておりますけれども、この中で休日の人数、１日平均、それから平日の１日平均、これがわかればお聞きしたいと思います。

黒坂光悦生涯スポーツ課長　委員長、黒坂光悦。

小野周一委員長　生涯スポーツ課長黒坂光悦君。

黒坂光悦生涯スポーツ課長　いつも御提言いただいてどうもありがとうございます。ただいまちょっと休日と平日の差というのを出してございませんので、後ほど資料を提出させていただきたいというふうに

思います。

よろしくお願いします。

６　番（斎藤義昭委員）　委員長、斎藤義昭。

小野周一委員長　斎藤義昭委員。

６　番（斎藤義昭委員）　昨年行ってみた状態の中では、平日はまず従業員の人数だけじゃないかなというような状態もちょっと見られましたし、休日はある程度お客がやっぱりその天候によっておりました。その辺の状況を把握して、これからの対応出てくると思うんです、平日と休日の人数によって。それをぜひ調査して、後でお知らせいただきたいと思います。

まず、以上で終わります。

小野周一委員長　他に質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　決算書の52ページ１の１の１の個人市民税についてお尋ねします。

先の議案の中で老年者控除の廃止と関わる税改正の条例が出ましたが、ここで老年者控除の廃止と、それからあわせて定率減税が縮減されると今後予定されておりますが、その何人の方がこれから市民税の増税になるのか、把握しておられたらお願いします。

それから、その増税額があわせてどのぐらいになるというふうに見ておられるのか、お願いしたいと思います。

小野周一委員長　佐藤委員、先ほども言いましたけども、本委員会は平成16年度の決算についての質疑でありますので、質疑の際はそのことを踏まえまして、質問の趣旨を明確にして発言してください。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　個人市民税がここで補正予算も出まして、当初予算額よりも大幅でもないですけども、まず減っているわけです。この原因などについてはどのように考えておられるのか、お願いします。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　先ほど今田委員の方にも御答弁申し上げましたが、長引く景気低迷の影響から、リストラとかそういうのがございまして、失業者も増加している現況でございます。よって、個人市民税につきましては調定額そのものが減少しているという状況にございます。そういったことで税額が当初見込んだよりも落ちているという状況でございますし、また多重債務等による自己破産者が増えているというような現況にございまして、納税者そのものの担税力が低下しているというふうに分析してございます。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　市民生活が大変厳しい状況になっているというお話だったと思います。そういう意味では、今後そういう生活が厳しくなっている方に対して、本当は救うような手立てが必要なわけですが、逆にこの次から大増税というふうに言われるような増税が検討されているし、実際老年者控除の廃止とそれから定率減税の縮減が今始まることが決まっております。そういう意味では、これがどのようなことになっていくのかと考えますと、今後予算組むときにも多分ますます増税になれば調定額が全体的に上がるわけですから、そうしますとまた払えない人が増えていくことに拍車をかけるような気もしますし、そういう点からあわせて今後どうなるかということはやはり大事だと思うんです。

そこで、老年者控除の廃止の影響は、私なりに成果の、成果じゃなかった。課長さんから総務常任委員会に出されたのから老年者控除の対象、課税対象が新たに出てくる、所得割対象が336人というのと、あと成果の12ページの１の（３）に所得割納税義務者の数が書いてありまして、１万3,629人というふうに出ております。これらの合わせた人数１万3,965人に今度は定率減税の縮減というのが課せられてく

るのかどうか、その点お聞かせいただければと思います。

小野周一委員長　佐藤悦子委員に言います。

再三に言いますけども、ただいまの質問は本決算の質疑と違うと認めますので、この件に関してはお答えは必要なしと判断しますので、よろしくお願いしたいと思います。あくまでも決算についてお願いします。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　今市民がこのように景気低迷の影響を受けて失業になったり、また借金が増えて税金が払えなくなっている方々が増えておられるというふうに、簡単に言えばこんなふうに税務課長さんが答えられていると思います。ここで今後の私は、決算というのは今後のあり方、予算の組み方に対してどう考えていくかというときに、提案をここで考えていかねばならないんじゃないかなと思うわけです。そこで、実際はこれからの予定されている増税がどうなるのかということを把握した上で、その上で市として増税ということは増収にもつながって、市としては来年度の予算組むに当たって増収になっていくわけなんですが、その増収部分を特に国保税とか介護とか、福祉とか、そういったところで今税務課長さんがおっしゃったような失業者だとか借金だとかで苦しんでおられる方に少しでも福祉が受け易いように対策を講じていくような必要があるのではないかということが私はこの決算からも言えるのではないかと思うんです。

そういう意味から、現状を教えていただきたいということで、現状というか、予想される増税について教えていただきたいということで思ってお聞きしているわけなんです。委員長の方から決算で税務課長に答えさせる必要ないというふうに言っておられますので、私なりに資料から計算をしてみました。そうしましたら、年金200万円で扶養なし、扶養者がいない方の場合は今年払う予定である住民税と所得税はゼロですが、これが19年度になってくると４万3,700円所得税、住民税で払わねばならなくなってきます。そしてまた、年金250万円の方の扶養なしの方の場合は……

（何事か呼ぶ者あり）

３　番（佐藤悦子委員）　私の発言なので、不規則発言は委員長、ちょっとやめさせていただきたいんです、済みませんが。

年金250万円の扶養なしの方の場合は、去年の所得に対して払った取得税というのが5,600円、それから今年度払う予定の住民税がゼロということで、5,600円の税金が19年度になりますと11万1,900円です。約20倍にもなります。そういう意味では、大変な増税になっていくわけです。そこに私は今後決算の払えない方々の現状を見たときに、何か救う手立てといいますか、これから増収になる新庄市の税金ありますから、これからの予算組むのに当たってそういう福祉対策も考えていく必要あるのではないかということをお聞きしたかったんです。

小野周一委員長　佐藤悦子委員、これはあくまでも16年度の決算についての審議でありますので、その趣旨に沿った質問をお願いしたいと思います。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　言わせていただければ、決算というのはチェックということもあります、正確に行われているかという。それがまず第一だと思います。その上で、さらに次の予算にどう反映させていくのか、どう考えていくのか、そういう点で私は決算委員会というのはとらえておりますが、間違いなんでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

小野周一委員長　暫時休憩します。

午前１０時４８分　休憩

午前１１時１０分　開議

小野周一委員長　休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子委員に言いますけども、先ほど各委員

から新庄市議会としての申し合わせ事項があるそうですので、それらの申し合わせ事項を尊重されまして、質問のほどをよろしくお願いしたいと思います。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

小野周一委員長　渡部平八委員。

７　番(渡部平八委員）　決算委員会は、議員の方々を含めて執行部もみんなで、例えば議員の方々は自分の支持者というか、そういう方々の声を反映させてもらいたいということで、いろいろ執行部サイドともお話を今までもしてきたし、してきているわけ、個人的にも。また、会派の中でも大きな問題では、それなりにまとめて議会提案ということで執行部に求めて、そして予算計上をやって、その予算を提案されたものを議会が２日なり３日なりかかってそれをゴーサイン出しているわけ。その中で、私は反対ですとか、これはだめですとかやめなさいと、これはいろいろ意見出るわけです。ただ、いずれにしても……

（「議事進行で」と呼ぶ者あり）

７　番（渡部平八委員）　議事進行。そういう意味から考えて、この決算については、例えば収入については100万の予算を置いたけれども、90万しかなかったと。なら10万というのはどういうことで収入ができなかったと、そういう面において私はウエートを置いて発言なされるのが妥当ではないかと思います、そういう面から考えて。それから、ちょっと付け加えると、例えば100万が90万しかなかったと、こうこう、こういう理由で10万は未済が出たと、それならそれを反省をしながら、17年度で18年度にどういう手立てを講じているのかと、私はその範囲の中で決算委員会というものをやってもらいたいと思います。それぐらいだったら私は許容範囲だと思います、その中だったら。それがとんでもないところ、土俵から出ていって場外で相撲取るようなことは差し控えるべきでないかと。

以上です。

小野周一委員長　ただいまの渡部平八委員の発言は議事進行に関する発言とみなします。

次に質疑の方おりませんか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　他に質疑なしと認めます。

よって、歳入についての質疑を終結したいと思います。

次に、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

２３番（□山和男委員）　委員長、□山和男。

小野周一委員長　□山和男委員。

２３番（□山和男委員）　３点について質問申し上げます。

まず１点目は、ページの121ページ、３款民生費、２項の児童福祉費、１目児童福祉総務費でございます。ここに計上されているわらすこ広場借上料820万2,600円とありますけれども、16年度の主要施策の成果によりますと、34ページですが、年間利用者で４万2,068人ということで、非常にすばらしい利用率だというふうに思います。また、平成12年の10月に開館で、累計で27万2,000人以上というすばらしい利用者でありますけども、子育て支援としてすばらしいヒット作だというふうに思いますし、本当に当局にこれについては感謝を申し上げたいというふうに思います。このところでございますが、この820万借上料がありますが、固定資産税の施設の未納がありながら借上料だけ払うというのはどうなのかということをまず１点お伺いしたいというふうに思います。どなたか議員が前に言っていますけども、入るを量りて出ずるを制すという言葉忘れてはいませんかということです。企業感覚を持っていただきたいということを申し上げたいというふうに思います。これ１点目の質問です。

２点目です。137ページ、６款農林水産業費、１項の農業費の３目農業振興費でございます。この中の産地直売施設管理事業費379万円とあります。この中で、16年度の予算を見ますと、71ページの産直管理事業というこれに該当するのかなというふうに思いますが、歳入歳出について項目も含めましてちょ

っと不明なんでどうなのかということです。また、これは使用料は取っておられないのかどうか、この辺もお聞きしたいと。

３点目です。139ページ、６款、同じく農林水産業費の１項農業費の４目畜産業費でありますが、16年度予算書、ページの73ページにあります中部牧場管理運営業務事業費ということで180万円の内容になっています。この事業内容をお知らせ願いたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。

小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　わらすこ広場の件でございますが、820万何がしかの金額でございますが、これは現在フロアの借上料ということで支払いをしております。いろんな契約の関係で、来年度から変わるということでございますので、継続したい、６月の議会でわらすこ広場を継続したいということで申し上げましたが、形態が若干借上料から契約するとすれば賃貸借契約というのに変わらざるを得ないということになろうかと思います。したがいまして、今後新年度の予算編成までに税務課等と協議をしながら進めてまいりたいと、そういうふうに思います。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　１点目の産地直売施設管理事業費に関して、137ページでありますが、この使用料をいただいていないのかということでありますが、あそこの産直を開場していますエコロジーガーデン内の管理運営の条例がございます。その条例では、使用料を徴収することができるのは交流研修室のみでございます。それ以外は使用の許可ということで、使用料を取らないということの位置付けをなされていますので、使用料の徴収はいたしてございません。ただ、83ページに記載していますように、電気、水道については実費の使用料について負担を願っております。それから、それ以外の必要な経費、例えば除雪とかいろんな周辺管理の必要経費については運営する団体の協議会、産地直売所運営協議会というのがございますけども、そこの団体で必要な経費は払ってというか、賄っていただいているということでございます。

それから、御質問２点目の139ページの中部牧場関係でありますが、これについても利用団体協議会、旧中部牧場に関する利用団体協議会というのがございまして、そこについて管理委託を行っているというのが現状でありまして、使用契約、そういった契約行為はいたしておりません。したがって、使用料はいただいてございません。ただ、これも同じように水道、電気に関する負担金の実費徴収ということで、利用者からは利用というか、自主的に利用をいただいている団体からはいただいてございます。

以上です。

２３番（□山和男委員）　委員長、□山和男。

小野周一委員長　□山和男委員。

２３番（□山和男委員）　フロア借上料として支出しているんだということでございますけども、来年度より形態を変えていきたいということでございます。私が言っているのは、これは歳入とえらく関係あるわけです。820万て大変な金額でございます、大変に厳しい財政の中で。こういう中で、お借りしているやつは払うけれども、実際に国民、市民、企業として支払わなきゃいけない固定資産税等は入っているのかどうかということをお聞きしたかったんです。これは、収入の部に入るからといえばそれまでございます。ただ、収入の部ではこういう細部にわたって、この予算書に対しての細部にわたって収入の項目がないんです。決算書であくまでも見るしかないということで、そういうことでお聞きをしているわけです。だからどういうふうな形で形態を変えて契約されるのか、その辺の収入も含めてお答え願いたいというふうに思います。

それから２点目、産直につきましてです。それで、これも市民の方、特に勤労者の方なんか、農家の方なんかじゃない方は非常に喜んでおりまして、本当にいい施設だというふうに思いますけども、大

変な盛況なんですよね。これもそういう面では主要施策の方に出ていますけども、あの中である程度の収入もあったんで、そういう賃貸料というか、それも支払ってもいいよという考える方もおられるんで、そういう方も。ただ、そういう条例というか、規則でもらっていないということなんで、規則をそれでは変える検討をされないかどうか。例えば駅の物産館等はどうなんでしょうか。あれはいただいているわけですね。これは、ちょっと課が違うでしょうけど、担当課が違うでしょうけど、それ以外に少しは実際使っている方がそういう考え方の方もおられるわけですから、そういう今厳しい中で出を制することも必要でしょうけれども、歳入を考える必要があるんじゃないかというふうに思います。規則でもらえないということじゃなくて、それじゃ規則を変えればいいじゃないですか、支払いたいという方もいるんですから。

それから、同じく中部牧場でございます。畜産費のことでございますが、あそこには畜舎は２棟ございますよね。１棟は協議会というか、そういう団体の方にお貸ししているそうなんですが、もう一棟はどうも個人に貸しているようでございますけども、この辺の賃貸料はどうなのか。また、あわせましてここには除雪費というのがございます。除雪費は、貸しておいて除雪費まで市で払わなきゃいけないのかどうか、この辺の考え方含めまして御答弁を願いたいというふうに思います。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　産地直売所の使用料につきましては、条例規則に基づいてということで御説明いたしましたが、開設以来３年を経過しまして、順調に推移してきているということ思われます。それから、いろいろ他の施設とのバラス、いろいろ御意見いただいております。条例、規則の改正も含めながら、それに相応した使用料の徴収についても今後検討していきたいというふうに考えます。

それから、中部牧場の畜舎２棟、１棟は酪農関係、もう一棟は和牛関係で利用してございます。管理委託の中で施設も含めてという文言がございますので、その施設の管理委託を有効に管理をするという位置付けで利用しているわけですけども、乳牛については約100頭近い頭数、それから和牛については50頭ほどの頭数があそこの中で使用されているわけです。いずれも畜産農家から預託を受けまして、そこの管理している農家が皆さんのために預託を受けて管理しているというのが原則運営のやり方でありますので、そういう畜産農家の振興のために役立てるためにその仕組みがなされているというふうにとらえてございます。

なお、使用料につきましては、さっき水道と言いましたけども、水道は入っていませんので、電気の負担金はいただいています。それから、除雪費の話もございましたが、自主的に除雪して市の負担を軽減しているという役割もございますけども、そこら辺の役割についてももう一度団体と協議しながら検討してまいりたいというふうに考えます。

小野周一委員長　暫時休憩します。

午前１１時２９分　休憩
午前１１時３０分　開議

小野周一委員長　休憩を解いて再開いたします。

再度暫時休憩いたします。

午前１１時３１分　休憩
午前１１時３１分　開議

小野周一委員長　休憩を解いて再開いたします。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　□山委員のわらすこ広場の件に関しての質問ですが、ちょっと趣旨がよく理解できませんので、答弁のしようがございません。なお、具体的な個人の質問にはお答えはできないというふうに思っております。

以上です。

２３番（□山和男委員）　委員長、□山和男。

小野周一委員長　□山和男委員。

２３番（□山和男委員）　具体的に個人と申しますけど、私は名前を挙げているわけじゃないです。この歳入歳出に大変重要な課題だというふうに思います。権利というか、法で決まっていることを履行していないものになぜ支払う理由があるんですか。固定資産税は支払わない、だけど借地料だけ市で払う、こんな不合理なことありますか。そう私は言いたいんです。個人的なことを言っているわけじゃないです。皆他のことにもこれは影響しますよ、そういう意味では。そういうことだからあれです。市の財政というのを本当もう少し考えていただきたいです。相殺という言葉あるでしょう。なぜそういうことができないのかと申し上げたいんです。聞いておられますか。相殺という言葉もございますでしょう。こういうことができないのかどうかということを私はお伺いしたいんです。

お願いします。

矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。

小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　先ほども申し上げましたように、ダイエーとの関係がございまして、ダイエーがお借りしているのが確か来年の３月までというふうに理解しております。その４階部分を使わせていただいているというふうなことでございます。先ほどの□山委員の御質問でございますが、税関係との相殺というお話ございましたが、税のプライバシーに関してはいろいろございますので、今後委員がおっしゃったようなことができるかできないかということについて、税務課等と市の関係各課で協議してまいりたいということでございます。

２３番（□山和男委員）　委員長、□山和男。

小野周一委員長　□山和男委員。

２３番（□山和男委員）　それできないかどうか、税務課と相談してという、今後というふうに言われます。今までのそれでは未納の分はペケですか。こういうことも考えられるわけですよね。やはりこれ縦割りというか、そういう弊害もあるんじゃないかなというふうに思います。もう少し連携を密にしていただきたいというふうに思いますし、これは義務ですよね、完全なる固定資産の納税というのは。今後できるかできないかということじゃなくて、ぜひやってください。できるからとかということじゃないです。でなかったらただで使わせていただくという方法もあるでしょう。もう一度聞きたい。できるかできないかじゃないです。やっていただかなきゃ困ります。これが１つ。

もう一つ、産直施設、物産館の方、使用料もらっていますよね。これと同じように、やはり実際に使っておられる方も本当に喜んでおられますし、ある程度の利益も上がっていると、そういうので納めたいというんですから、ぜひ条例改正を今後ということじゃなくて、今後とはいつ、どこで、誰が、何を、５Ｗ１Ｈを使った中で、いつからというものをぜひ出していただければありがたいというふうに思います。

それから、３つ目の中部牧場でございます。畜産振興のためという本当に畜産も今大変な時期でございますけども、これも先ほどのものと同じです。税務課が一生懸命収納率向上にやっているんだけども、これ大口というか、これもそういう意味では余り多くはないのかな、あれから見れば、わらすこから見れば。そういうところもぜひメスを入れていただきたいというふうに思います。入りをやはり考えていただきたいと行政の方にはお願いしておきたい、入りを。個人の起業家であれば入りを一生懸命考えます。儲けるということは、行政としてはできないということでしょうけども、行政が儲けるんじゃなくて、行政が儲けるということは市民がもうかるということなんです。市民の生活がもうかるということなんです。そういう意味で、入りをもっと考えていただきたい。入ってこないから、お金がないから、これはだめなんだ、これはできないんだ、この事業はだめなんだということじゃなくて、入りも考えて

やっていただきたい。それももう少し抜本的な考え方も必要だと思います。金委員がいつも言っています特区の問題だってそうですね。新たな考えでチャレンジしていただきたいというふうに思います。

私はこれで終わります。いいです。

小野周一委員長　他に質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番(佐藤悦子委員）　委員長の進め方について、先ほど私の質問に対しては、中川委員などから予算に反映させるのはやめようと、こういうことを決めたから、ここは予算に反映させる質問はできないんだと、こういうことを言わせて認めて、そして委員長は予算に反映させるような質問になってもらっては困ると、こういうふうに言って私に質問、あとやめるように促したように思うんです。しかし、お聞きしておりますと、□山委員の発言でも私は大変立派だと思うんです。今後こうできるんじゃないかと、つまり予算に反映させるべきじゃないかという、こういう質問になっているわけです。私は、それが決算だと思うんです。ただ使い方、やり方、正しく今まで決めてきたことに沿ってやっているかどうか、これを点検するだけではなくて、今後改善すべきではないか、次の予算にはこうすべきではないかと、こういうふうに私は質問している□山委員の質問のやり方は大変立派だと思うんです。それが当たり前だと思うんです。それを中川委員などがおっしゃった、予算に反映させるのはやめようと、こうなってくると、□山委員の発言はだめだということになるんじゃないですか。そういう意味では、私は無理があると思うんです。やはり決算はただ、今までのやり方に合っているか合っていないかだけじゃなくて、今後こうして考えることができるんじゃないかという、こういう提案は大いにやって結構だと思うんです。そういうのを私は認めるべきだと委員長に対して言いたいんですが、どうですか。

小野周一委員長　佐藤悦子委員に再度言います。

今回は歳出についての決算でありますので、それらの趣旨に沿った発言をお願いしたいと思います。

他にありませんか。歳出についての質疑ありませんか。

１６番（森　儀一委員）　委員長、森　儀一。

小野周一委員長　森　儀一委員。

１６番（森　儀一委員）　じゃ、私の方から。

それでは、131ページの４款衛生費の２項清掃費でございまして、目１の清掃総務事業費２億8,425万4,112円でございますが、不法投棄が非常に目に見えておるようでございますし、また市民からの通報などで処理されていると思いますが、市のお金を使って処理された部分というのは幾らぐらいになっているか。また、一般質問で私が申しましたが、新田川清水橋の下に大量の不法投棄が見られたということは、市でいち早く処理してくださいましたが、このときの様子やこのときにかかった費用などはどのようになっているのか、これもお聞きしたいと思いますし、またその後どのような措置をしたか、やはり不法投棄また何回も繰り返されると片付けるのにお金がかかるというところでございますので、これひとつお聞きしたいと思います。

次に、173ページの10款教育費でございます。２目の教育振興費で中学校教育振興対策事業費、これを927万1,223円になっておりますが、新庄市の長期教育プランのもみの木教育プランの中でスポーツ振興について掲げてありますが、３月の予算特別委員会でも私お聞きしましたが、萩野中学校の柔道部の復活ということでお願いをした経過がございますが、いち早く７月に正式に柔道部が校長先生から認可されまして、問題になっていた顧問の先生ということでございますが、大江教頭先生が忙しい中引き受けてくださって、今練習にも励んでいるということでございますし、また中体連の柔道の部や最上地区の柔道選手権大会などにも男女ともに出場して、今実力を身につけているということでございます。この中で、教育関係の方々あるいは教育長の耳に入っているか、御存じですかということをお聞きしたいと思いますので、ひとつお願いします。

まず、これだけお願いします。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

小野周一委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　まず最初に、市で不法投棄の処分した金額というふうなことでございますけども、133ページの塵芥処理事業の中で手数料というのがございます。それが２万5,029円というふうなことで、主にタイヤ等でございます。最上町の大場組の方で処理しております。それから、この度角沢地区で事例があったんですけども、角沢地区の不法投棄の状況というふうなことになるかと思います。６月上旬に不法投棄がございました。新田川に不法投棄があるというふうなことで、地区の住民の方から連絡を受け、すぐ現地調査をいたしました。森委員の言われるとおり、いろいろと廃材等、それから雑誌等が全部捨てられておりました。その後すぐ現地調査をいたしまして、すぐ人を特定することができましたので、その方と連絡をとりまして、すぐ処分するよう求めたところでございます。本人もそれを理解をしていただきまして、すぐ撤去いたしたところでございます。それでもってもうこのようなことは二度としないというふうなことも含めて謝罪をしていただきまして、その旨を区長さん、衛生組合長さんの方に御連絡をして了解をとったところでございます。

今後のそういった不法投棄、ここばかりでなく、各あるわけですけども、今後の対応といたしましても不法投棄の立て看板等の設置等もございますけども、これも立て看板の設置も一長一短がございます。そういうこともございますので、これから衛生組合長さん、それから区長さんと、それから地元の皆さんと協議しながら、そういった看板、上り旗などを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

小野和夫学校教育課長　委員長、小野和夫。

小野周一委員長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　萩野中学校の柔道部の件につきましてありましたので、お答えいたしたいと思います。

直接決算書にはあらわれておりませんけども、昨年来そういった萩野中学校に柔道部を復活させていただきたいというふうな要望をいただきまして、取り組んできたところであります。この間柔道場を空き教室を利用して整備をいたしましたし、顧問というふうな指導体制もつくっていただきながら、おかげさまで今年度の地区中体連の方に男女とも出場がかなったというふうなことでありまして、大変よかったなというふうに思っているところであります。今後ともどういう形で支援できるか、いろいろまたさらに話し合いを続けていきたいなというふうに思っています。

１６番（森　儀一委員）　委員長、森　儀一。

小野周一委員長　森　儀一委員。

１６番（森　儀一委員）　不法投棄の方でございますけども、やはり地区の衛生組合の皆さん方と相談して、そして看板を設置しなければいけないとこだったら看板などを設置していただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。萩野中学校の柔道部の顧問なさっている大江教頭先生は、山形九中時代で何回も全国大会に出場させた名監督でございますので、子供たちも今全国を目指して頑張っていると聞いておりますので、教育振興、もみの木教育プランの計画から実行に移すチャンスだと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に、189ページの災害復旧費でございますけど、２項公共土木施設災害復旧費でございますけども、目２の河川災害復旧費でございますけども、右岸、左岸の請負費が出ております。これ新庄内川の右岸、左岸だと思いますが、私が言っている桜回廊の上流の方だと思いますが、工事主体は県だと思いますが、この金額はどのように使われたのか、また工事するに当たり状況が悪くて農地を借り受けたということもございますが、この借り受けた農地は工事主体の県が支払っているのか、それとも請負した業者が支払っているのか、補償料といいますか、そういう借

り受け料といいますか、補償料といいますか、そういうところをお願いしたいと思います。

小笠原謙一都市整備課長　委員長、小笠原謙一。

小野周一委員長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　ただいま森委員の方から御質問ございました件につきましては、県工事でございます。確かに市の方でも新庄内川の方を工事してございますが、これは後ほど御説明申し上げたいと思います。

ただいまの借上料につきましては、県の方でそれらの借地というふうなものを確保しておりまして、それらに即応したお金そのものは地権者の方に支払われているというふうな状況であります。工法的には、県の方の部分について確認ちょっととれていないんで、大変申し訳ございませんが、新庄市が事業主体となった災害の復旧内容でございますが、かごマットと称しまして、河床の洗掘の防止であります。それらが主な部分でございまして、あとは堤防等の路面の補修も含めて十分な断面を確保したというふうな内容でございます。恐らく県の方も路床の洗掘防止ではなかったのかなというふうにちょっと記憶してございますが、なお後ほど調査をさせていただきまして、明確な御回答を申し上げたい、このように思います。

以上です。

１６番（森　儀一委員）　委員長、森　儀一。

小野周一委員長　森　儀一委員。

１６番（森　儀一委員）　なかなか環境保全型のブロックを使用されておりまして、非常に環境によく、また水生動物なども繁殖するような工法で行っていられると思いますので、これからもあのような工法を続けていただきたいなと、このように思います。

終わります。

小野周一委員長　ただいまより１時まで休憩といたします。

午前１１時５４分　休憩

午後　１時００分　開議

小野周一委員長　それでは、休憩を解いて再開いたします。

歳出について質疑のある委員の方おりませんか。

１９番（石田千與三委員）　委員長、石田千與三。

小野周一委員長　石田千與三委員。

１９番（石田千與三委員）　131ページのこれは公衆便所管理というのがあるんですが、環境衛生費の公衆便所管理運営事業費210万9,496円、それから斎場費の中の斎場管理運営事業費、施設管理業務委託料1,281万5,872円、それから133ページ、バイオマス関係でこれは塵芥処理費の中の最後の方、バイオマス活用生ごみ収集事業費の修繕料、そしてバイオマス堆肥製造原料生ごみ収集委託料というところ、そして137ページのこれもバイオマス関係ですが、バイオマス堆肥製造事業というところで農業振興、これは農業振興費の中のバイオマス堆肥製造事業273万9,000円、それから149ページの目は観光費の中のレンタルトイレ借上料１万8,375円、観光基盤整備事業費の中に入っています、観光トイレ。それから、153ページ、北本町南本町線街路樹雪囲い業務委託料というのがあります。これは、道路維持費の中に入っております。このことについてお尋ねします。

まず、131ページの公衆便所の管理についてなんですけども、これがその次に申し上げた、例えば今のレンタルトイレがあります。そのレンタルトイレ１万八千何がしかありますけども、トイレの借上料と公衆便所の管理業務委託料と関連しているのかどうか、していなければどういうふうになっているかということ、それから斎場の管理運営事業費の中の施設管理業務委託料1,281万8,872円、前に私一般質問等で質問した覚えがございますが、純然たる斎場の火葬業務の他の周辺の管理業務についての除草とかそういったもの、もろもろのものが含まれてのことかと思うんですけども、そういうときの管理の契約の結び方、この額でどんな形でやられたのか。

133ページのバイオマス活用の生ごみと137ページ、堆肥製造のこれは関連があるのかないのか。そ

れから、バイオマスについて、成果として今かなりいろいろと新庄市はエタノールの燃料等もつくって、車のガソリンに混入しながら燃料もそこから生産するんだというふうなお話が出ております。みんな注目しております。そんなことでそのこともどういうふうに使われているか。堆肥については、生産された製品はどのような形で現金化、あるいは売られているのか。

それから、南本町北本町の街路樹の雪囲いというのは、恐らく生け垣のような感じのところかなと思うんですが、ああいうふうなところの管理についてはその町内がやっているというふうに私認識しておったもんですから、そのことについてお聞かせ願います。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

小野周一委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　最初に、公衆トイレでございますけども、公衆トイレとレンタルトイレについては関係はございません。公衆トイレにつきましては、新庄市内の中に７カ所ございます。曙町が２つ、それから南本町、北本町、大手町、堀端、それから二ツ屋の南新庄駅というふうなことで７カ所になっております。それらの委託等も含めた形の経費でございます。水道料金も含めまして、光熱水費も含めましての金額でございます。

それから、斎場につきましては、施設管理につきまして公社の方と契約を結んで、委託契約を結んでやっておりますけども、そのうちの金額につきましては、公社との金額につきましては、このうち994万624円でございます。そのうちほとんど98％ほど人件費というふうなことでございます。約40万円ほどが需用費というようなことで、その中で賄ってもらっていると、委託して管理をしていただいているというふうなことでございます。施設外で敷地内の清掃についても年３回というふうな形の中で維持管理をしていただくというふうな形の中でやってきております。

それから、バイオマスですけども、バイオマスの活用の生ごみの収集事業というふうなことで、当然農林課さんと現在連携し合って、生ごみの堆肥というふうなことで実証を行っているところでございます。それでもってこのごみ収集の委託につきましては、今現在370世帯プラス小学校11校、それから保育所、児童館含めて５つ、それから市役所、神室荘などでございまして、それらを週２回それぞれ１号区域、２号区域と分けて、それぞれ週２回にわたって収集しております。年間でもって約120トンから130トンの生ごみを肥料の原料としてやっているというふうなことでございます。

以上でございます、私の方からは。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　137ページのバイオマス堆肥製造事業についてお答えします。

今環境課長がお答えしましたように、家庭から370戸の市民から出た生ごみを中部牧場の敷地にございます生ごみ処理の製造をやっている場所に運びまして、今16年度に実証試験を実施いたしました。生ごみ120トン、それからチップ120トン、牛ふん50トンほど、合計で280トンほど１年間で投入しまして、できた堆肥が113トンほどでございました。この堆肥は、販売、それからそういったことはしていません。したがって、現金化、収入はございません。これは、全量を施用試験、それからエタノールの原料となるソルガムの栽培、それから昨年まで実施しておりました若者園芸実践塾あるいは体験農園などの施用実証試験に使用してございます。堆肥の供給量113トンのうち農家から実証していただいた秋作物、それから春作物の施用実証は24戸ほどで約70トンほど、その他ソルガムの栽培等に使用してございまして、そこから絞った絞り汁からエタノールを製造して、御存じのようにいろいろ実証のプロジェクトをやっているということであります。

羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。

小野周一委員長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　149ページのレンタルトイ

レの借上料の１万8,000円でございますけども、私の方でこれを見ているのは最上川本合海地区、あそこにこいこい灯籠まつりとかいろいろ夏は人が集まりますので、暫定的に、臨時的に仮設トイレを設置するというようなことでレンタルトイレ借上料１万8,000円というのはこういう中身でございます。

以上です。

小笠原謙一都市整備課長　委員長、小笠原謙一。

小野周一委員長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　北本町南本町街路樹雪囲い業務委託というふうになっている内容でございますが、これは街路樹と言われるように低木のツツジであります。刈り込み等々につきましては、地元の商店街の方々にお願いしている、雪囲い等につきましては我々の方でやっていると、これにつきましてはシルバー人材センターの方に雪囲いをお願いしていると、取り外しにつきましては我々の方でこれについては手伝っているというふうな状況でございます。

１９番（石田千與三委員）　委員長、石田千與三。

小野周一委員長　石田千與三委員。

１９番（石田千與三委員）　今の樹木の件についてですけども、管理、つまり植栽のそのものの刈り込みとか、そういった除草とかの管理はまちの人がやって、雪囲いをしたり外したりするのはこちら側だということですね。

堆肥の件なんですけども、いろいろと成果を上げておられるんだという話は聞いているんですけども、実際にどういうふうな効果が上がっているかということまでは実証されているとは思うんですけども、どういうふうに受け止めておられますか。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　データ的に作物の成育量、あるいは成育ステージ、そういったデータどりについては私どもは実施しませんでしたけども、その成育の専門的な立場から客観的に評価を加えていただこうということで、今年は県の試験場の方に具体的にいいますと、そこの前の中山間地農業試験研究部ですけども、そちらの方にお願いしていますので、客観的なデータどりが期待できるんではないかなというふうに考えています。

それから、昨年実施しました農家からの成育については、成育的には非常に良好でございました。それから、そういったできた農産物をまゆの郷に出荷したり、実際市民から食べていただいて評価もいただいています。そういうことでは、非常に成育も良好でありましたし、それから食味も非常にいいと。コーナーを設けまして販売したところ、非常に販売が早くてたちまち売り切れるということでした。ただ、今年のコーナーを設けてということについてはちょっと段取りが遅れていますけども、そういった市民からの食味試験も踏まえて具体的な数字としてあらわしたいなと思いますけども、なかなかそういった対象とする比較するデータがもう非常に難しいということで、専門的な数字の把握にはちょっと至っていないというのが現状であります。

１９番（石田千與三委員）　委員長、石田千與三。

小野周一委員長　石田千與三委員。

１９番（石田千與三委員）　実証済みで成果も上がっているというふうなことで大変結構だと思います。ならばこれをお金に変える方法で何かできないのかなというような考えがちょっとよぎるもんですから、その辺のことまでは今後計画されていないのかなとちょっと思ったもんですから。

あともう一つ、今まちをきれいにするという運動のもとで、他の課でお隣の方で都市整備課の方で花いっぱいのような感じの市民を巻き込んだ運動をしておりますが、そういうふうな人たちにその堆肥を、いわゆる花を育てるための肥料というようなことで提供するというふうなことがもしあれば結構だなと思うんですけども、そういうふうなお考えは持っておられませんか。両課ではそういう話はされておりませんか。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　実際やっています。例えば市役所の花壇に入れたり、それから都市整備課の方の公園の緑化、あるいは学校の花壇、その他市民の要望あったところ、例えば子供会とか、そういった地域で役立てたいという要望があればそちらの方には優先して、できる限り供給するようにしています。

小野周一委員長　他に歳出についての質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　117ページの３の１の６の老人福祉費で、予算のときから削減されたりするのは困るんじゃないかなということで取り上げてきた問題についてどうだったかということでお聞きしたいと思います。

高齢者除雪サービス事業委託料、これが削減かというふうに聞いていたものなんですが、それから高齢者のおむつ支給について、それから食事サービス、これは予算というか決算にお金はあるんですが、成果にはなかったんです。それはどうしてなのかということを思ったとこです。

それから、高齢者のタクシーの事業について、それから鍼灸マッサージ、これも金額はついているんですが、成果にはなかったんでした。この理由など。

それから、介護者激励金がこれもお金はついていますが、成果にはなかったんです。ここら辺のことについて、どういうふうに削減したことになっているようですが、効果というかどうだったか、意見など、利用者の意見とか市民の意見などはどうだったかお聞きしていればと思います。

それから、消えたものとして高齢者のバス券というのが消えたというふうに予算のときにも言ったような気がしますが、これについての市民から聞こえている声があればお願いしたいと思います。

それから、115ページの３の１の３に身体障害者福祉費で福祉タクシー利用助成というのがありますが、これも削るというふうに言われていたようですが、利用者の声はどうだったでしょうか。

それから、成果で見付けたんですが、成果37ページの生活福祉の５というのがあります。ここで災害見舞金があります。これは、今年度の予算において削るというふうに聞いていたわけなんですが、その結果はどうだったのか、お聞きします。

矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。

小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　かなり件数がございますので、寝たきり老人のおむつ支給事業については、人数119人が御利用になっておりまして、支給額392万5,936円という結果でございます。あと食事サービスでございますが、これにつきましては平成15年度まで週２回ということでありましたが、16年度については週１回ということで、利用人数が39人の835食という結果が出ております。あと高齢者のタクシーにつきましては、利用人数が884名で179万1,600円という結果でございます。

それから、鍼灸マッサージ事業でございますが、これにつきましては15年度末で廃止ということでございます。

それから、介護激励金でございますが、これは前にありましたけれども、介護者激励金支給事業というのが廃止されまして、16年度で廃止されたということでございまして、家族介護者交流激励支給事業というふうな形で16年度は実施してございます。

それから、バス券についてはちょっと手元資料ございませんので、後ほど御説明いたします。

あと災害の関係でございますが、16年度において６件ございます。５件が火災、それから１件が床上浸水に対する見舞金ということでございます。とりあえずもし答弁漏れございましたら、再質問でお答えします。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　こうした廃止とか削減とかになってしまって、利用者とか市民の方からの前まではこうだったのにというような意見といいます

か、それが非常に大事だと思うんですが、どのような声が担当者などに寄せられているか、把握しておられればお願いしたいと思います。

矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。

小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　私が４月に参りましてから、タクシー券について照会といいますか、実際いらして支給できないんだよというようなことで職員が対応したという件数がかなりございました。あといろんな団体の総会等に出席いたしまして、補助金が少なくなったということで、会の運営のために補助金の額を削減しないでほしいというふうなお話が二、三件ございました。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　特にタクシー券について支給できないのかということで、今までいただいていた方などについては特にそれを当てにして生活していらっしゃる方々にとっては、これが減らされたとかなくなったということになったときに生活のめどが見えなくなってしまったというか、非常にがっかりなさったんだろうなということが伝わってまいります。また、補助金が少なくなって、自主的な運営に、それも当てにして多分運営費を組んでいたのができなくなったということで、これもまた市民の大変な困っている状況が伝わってくるような気がします。そこで、私なりに考えるのですが、確かに市としては財政難で今本当に経常収支比率も非常に厳しいということでこういう状況になっていますが、今後来年から特に増税というか、増収というか、これが幾らになるかはまだ把握しておられないようですけど、十分には、こういったものを市民のこういう小さな生活を支えてきた市の補助、福祉というか、こういうものに私は充てて、少しでも助けていく姿勢をつくれないのかなと考えるところでありますが、その点について意見があればお願いします。

矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。

小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　増収の件については、まだはっきりしていないわけでございまして、ただ福祉を担当する者としてはなるたけ福祉の後退にならないように現状維持あるいは向上に努めていきたいと、そういうふうに思います。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　多分福祉の担当者としては、この枠でと言われたときになかなか介護保険がやっぱり自然増がありますし、高齢者が増えているということで、何が何でも上から人数に応じてしなきゃいけない法律的なもんについてはやらねばならないもんですから、市の独自のものが狭められているのが今の現状だなと思います。そういう意味では、やっぱり財政担当といいますか、税務課とか、そこら辺で増収についてはやっぱり早目に見ながら、高齢者の老年者控除だけでも来年だけでも176万ぐらい増収になるわけですし、定率減税はさらに大きく入るのではないかと思われますし、そういったことを加味して私は考えていただきたいと思いますが、市長の御見解などはいかがでしょうか。

武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。

小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　財政サイドというふうな御質問でございますので、私の方からお答えを申し上げたいと思います。

非常に右肩上がりの成長期のときには、出るをもって入るを制するということで、歳出をまず考えて、その中に歳入を当てはめていくというような考え方が非常にできた時代もあったんですけれども、現在はどうしても入るものをもって出るものを制すると、入る枠の中で出るものを考えていかなくてはいけないというふうな状況になっていますし、その状況そのものが今後打開できるのかどうかというのは非常に低成長の成熟の時代に入ったというようなことで難しい状況かなというふうに考えておるところです。そういうふうな中で、サービスの水準、そ

れをどういうふうに考えていくかというようなことを総合的に検討しながら、今後の行政運営に努めていかなくてはならないというふうに思っています。今後財政の安定というのが一番求められている時代でございますので、そういうふうな面できちっと財政運営をしながら、それで何ができるかというふうなことを考えていくというふうなことになるかと思います。

また、今まで官と民と二元論というか、公共でするものは官あるいは民間でするものという２つにきちっと分かれていたわけですけれども、今の時代は２つではどうしてもカバーし切れない部分が出ていると。公共の部分に民の方々が入ってきて、新しいそういう公共空間を埋めようと。ＮＰＯとかＮＧＯとかボランティアとか、そういうような方々の力も当然おかりしなくてはならないというような時代に入っていますので、その辺を考え合わせながら、行政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　成果の84ページに公債費が載っております。ここで、公債費の合計が202億というふうになっておりますが、この中で５％以上の高金利のものは幾らになっているのでしょうか。

武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。

小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　ちょっと約ですけれども、計算それぞれ言ってよろしいですか。5.5％以下５％まで３億3,000万ほど、６％以下が１億2,000万ほど、6.5％以下が4,000万ほど、７％以下が１億ほど、７％以上のものが1,000万ほどの合計になるかと思います。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　今利子が非常に貯金をしていてもほとんどないような利子の状況の中で、５％といっても高過ぎる利子で、中には７％もあるということで、そういう意味ではこの高金利のものについて借り換えをすれば、もしも借り換えをすれば、できればですがどのぐらい節約に本当はなるのかなという現在の、これ計算するとわかると思うんですけど、５％以上の借り換えというように、今の金利で、そうしますとどのぐらい節約になるとお見通しできるのか、お願いします。

武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。

小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　できるものについては計算したことがございますけれども、現状ではできないというようなことで計算はしてございません。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　確かに今まで政府資金については、借り換えは許されないというふうに政府の方で言っているので、これを当てにしてやっている事業もあるのでというような理由だったと思いますが、絶対に借り換えはさせられないと何度も言われたように思います。しかし、特に新庄市は、理由としては今まで新庄市が公債費が非常に大きくなってしまったために、経常収支比率が99％という最悪の事態に今なっておりますが、その原因を考えれば公債費をつくるいろんな公共事業の建設事業などが中心だったと思いますが、それを政府は認めてきたと、後で地方交付税とか補助金で見てあげるよと言いながら、この借金を政府が認めてきた経緯があると思うんです。そうすると、これを借金のこの膨らんだ理由、この経常収支比率が非常に厳しくなっている理由は、政府が認めたことも背景にあるわけです。そう考えますと、政府もやはり新庄市の財政難を認めてきたところがありますから、責任は政府にもあると思うんです。そう考えて、私は政府としてもこの新庄市の財政難を、新庄市は特に厳しいので、借り換えを許して助けていただきたいと、助けるべきではないかというふうに強く言ってもいいのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。

小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　制度を変えるというようなことでございますので、かなり厳しい状況にはございますけれども、そういうふうに主張していくことは必要かなというふうには感じております。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　これは、予算などにもこちらの事情によって借り換えをできるというふうにいつも載っているわけでありまして、そういう立場からも本当は借り換えできるはずなわけでありますから、強く迫っていただきたいというふうに思います。というのは、16年度の予算のときには、延べ９億8,000万円ぐらい一般会計であると、５％以上のものが、こういうふうに言われておりました。そうしますと、５％ということは、まず年5,000万円でしょうか。一般会計だけでも5,000万円ぐらい借り換えしてもらうことで節約になるかもしれない、他の下水道や農業集落排水も入れればもしかすると１億円ぐらい節約になるかもしれない、私はそういうことで政府に対して強く言っていってやっていくべきだと思うんです。前にできない、できないと言いながらやった経緯もあったと思うんですが、いかがでしょうか。

武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。

小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　16年度はございませんでしたが、17年度については公営企業債、下水道と農集の部分の借換債という部分は予算のときに説明を申し上げましたけども、やっているというふうな状況でございます。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　そういう意味では、政府資金だから、予定があるからだめだというふうに頑強に言ってきた政府ではありますけれども、こちらのやっぱり姿勢、運動によって認めざるを得ないというか、認めるというか、そういうことがやっぱりあるんだなということを改めて考えさせられるわけです。そういう意味で、一般会計においても強く運動して、新庄市の財政を少しでもよくなるように努力をしていただきたいと思います。

□橋榮一郎市長　委員長、□橋榮一郎。

小野周一委員長　市長□橋榮一郎君。

□橋榮一郎市長　新庄市の財政をよくするために、お話はこれはもっともであります。ただ、新庄市だけが苦しいということではなくて、例えば経常収支比率も新庄市は99というふうな数字が出ておりますが、これは100を超えている自治体もたくさんとは言いませんけども、かなりあります。そういう意味で、地方自治体としてのやはり物を申すということが大事だというふうに思います。ただ、政府資金は御承知のとおり、国民から預かっているお金を流用して、国民にこれだけの利子を払うという約束の上で使っているわけですので、その辺が崩れてくると、今度国の一般会計がまたそれを投入するというふうなことになりますので、なかなか壁は厚いんですが、我々地方自治体としてはそのような借り換えをできるように今後も周知をしていきたいというふうに思います。

小野周一委員長　他に質疑ありませんか。

１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長　沼澤恵一委員。

１４番（沼澤恵一委員）　まず最初に、私の方から２款の総務費関係について質問いたします。

91ページ、秘書事務事業費の中に修繕費39万7,000円、これは何の修繕費だったんでしょうか。

次、93ページ、総務一般管理事業費の非常勤職員公務災害補償事務負担金14万9,000円ですけども、この事務とは一体どのような内容なんでしょうか。

次に、その下の方にあります職員厚生事業費、ここに謝金、これは報償費だと思いますけれども、これはどこに何のための報償費だったんでしょうか。

それから次、95ページ、財産管理事業費、登記業務委託料、これは恐らく市の不動産関係の取得に係るものと思いますが、この57万7,000円の内容をお

願いいたします。

それから、その下の方にありますごみ収集運搬業務委託料619万5,000円、これは想定はつきますけれども、どこのごみの収集の件でしょう。

それから、さらにその下の方に電話交換業務委託料、今は交換制度をとっていますけれども、これは各課直通方式、こういうふうにした場合の比較検討とか、そういうものを過去にしたときがあるかどうか、この辺についてお聞きします。

とりあえずここまでお聞きします。

八鍬長一総務課長　委員長、八鍬長一。

小野周一委員長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　１点目の修繕費でございますが、市長車並びに助役車の修繕費でございます。

それから、職員厚生事業の謝金でございますが、これは市でお願いしております産業医に対する謝金でございます。

それから、順番が逆になりましたが、非常勤職員公務災害補償事務負担金ということで、市で雇用しております嘱託、臨時職員等の公務災害が発生した場合の補償事務ということで、山形県消防補償等組合の方にこの事務を委託して公務災害の認定をお願いしておりますので、その事務費でございます。

武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。

小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　登記業務委託料についてでございますけれども、小泉梅ケ崎線道路改良分の登記の委託料でございます。それから、ごみの収集運搬業務委託料でございますけれども、市役所、事業所系のごみというようなことでございますので、それの委託料というようなことになります。

それから、電話交換業務委託料等直接入れた場合の比較というようなことでございますけれども、これはやってございません。ただ、交換手が３名いたのを２名に減らしたというふうなことがございます。ただ、外線が20本以上入ってございますので、その辺がどうかというような部分はちょっと今のところは把握していないというようなところでございます。

以上でございます。

１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長　沼澤恵一委員。

１４番（沼澤恵一委員）　最後の方の電話交換なんですけれども、３名を２名に減らして頑張っていただいているというような内容ですけれども、これ毎年このように現在のままでしたら500万円台かかるということになりますね。今国の方の出先なり、あるいは県の出先等も含めまして、県の場合は本庁も含めましてですけれども、かなり各課あるいは各部の直通方式というのは多くとられております。民間の会社も少し大きいところはやはり交換をやめて所管課あるいは部とか、あるいはセンターとか、そういうところに直通方式、このようなのがほとんど採用されていると思います。ぜひこれ交換手さんの失業的な問題というのが出るかもしれませんが、長い目で見た場合は、やはり直通方式というのは決して無駄でないと思います。当初確かに設備投資的なものは多分かかると思いますけれども、どうかこの辺今後について検討していただきたいなということをちょっと要望も含めてお願いしておきます。

続きまして、同じ総務費の中でまた質問させていただきます。97ページ、市民認識度調査業務委託料、これは先般報告書はいただきました。細部までいろいろなデータを取り寄せ、細かく調査いたしておりますが、これの598万5,000円、どこに委託されたのか、その委託の場合の要するに随契にされたのか、あるいは競争にかけたかどうか、この辺お聞きいたします。

それから、同じページのその下の方にあります路線バス、地方バス路線運行維持補助金877万1,000円、これはバス会社に対しての補助金と思いますけれども、主にどの路線が多く補助対象になっているのかどうか、この辺簡単で結構です。わかる範囲でお願いいたします。

それから、さらに同じ総務費ですけども、ページ飛びまして101ページ、その中ほどに恩給及び退職

年金費ということで、恩給192万4,000円、この恩給ですけども、これはどんな方に支払われている恩給なんでしょうか、お聞きします。

それから、103ページ、上の方から３段目、行政事務連絡業務委託料、この連絡業務、この内容です。金額が1,028万円、それからその下の中ほどに賦課徴収費の中に手数料995万9,000円、これはどのような手数料内容でしょうか。

とりあえずここまでお聞きします。

小野周一委員長　ただいまより２時まで休憩いたします。

午後　１時５０分　休憩
午後　２時００分　開議

小野周一委員長　休憩を解いて再開いたします。

武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。

小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　市民認識度調査業務委託料の件でございますけれども、この事業については国の緊急雇用の事業を活用した100％補助というか、国で費用が出る事業でございます。条件として、この事業を行うことによって雇用を図ると、そのための人を新たに雇用してこの事業を図るという、そういうふうな前提がございます。そういうようなことで、この管内の指名参加の願いを出している業者を調べたところ、この業務をやれるところが１社しかないというようなことになりました。そういうことで、その１社と随契をしたというようなことでございます。そこは株式会社東北情報センターでございます。

それから、地方バス路線運行維持補助金についてでございますけれども、赤字路線に補てんをするというようなことでございます。新庄を発着するバスの路線についての補助というようなことになります。赤字路線は７路線ございまして、その中で一番大きく補助金を出しているのが新庄土内線でありまして、この877万1,000円のうち517万5,000円を補助しているところでございます。

以上でございます。

八鍬長一総務課長　委員長、八鍬長一。

小野周一委員長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　私からは、２点の質問でありますが、まず１点目は恩給法の該当者ですが、２名おります。現在は共済年金でありますけども、旧恩給法というのは昭和37年12月１日以前に退職された方であります。その当時の新庄市消防本部の職員だった方１人、それから遺族が１人ということで２名の支給になっております。

それから、行政事務連絡調整事業費でありますが、一番大きいのが215と町内あります区長さん方に対する行政事務連絡業務委託料ということで、区長連絡協議会の委託料でございます。また、その他はシルバー人材センターに対する市報等の逓送の委託料、それから借上料ではまちづくり会議における会場借上料等になっております。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　103ページの賦課徴収費の手数料でございますが、今現在18年度の評価替えに向けて準備を行っているところでございますが、その評価替えに向けた土地の不動産鑑定を16年度220ポイントほど実施してございます。その土地鑑定の手数料が大部分を占めまして、937万2,880円が土地鑑定手数料でございます。その他に税の口座振替の手数料がございます。これについては50万8,834円、その他軽自動車で徴収歩いてございますので、そういった車検の代行手数料等、細かい手数料がその他ございます。大きいのは土地の鑑定手数料が一番大きな手数料でございまして、これは16年度で大きく出てきますが、17年度以降については土地の下落修正の時点修正を行う部分程度にしか17年度以降は計上されない見込みでございます。評価替えというようなことで16年度が大きく手数料が計上されてございます。

以上です。

１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長　沼澤恵一委員。

１４番(沼澤恵一委員)　ありがとうございました。

ただいまありました102ページの方の行政事務連絡業務委託料なんですけれども、この中に区長さん手当215名いらっしゃるんですけども、これはここの中に入っているということでしょうか、または別にあるということでしょうか。入っているということですね。これいろいろな区長と市長の語る会の中で、ある区長さんは強烈な言葉を使いながら、安いと、こう言っているようなお話も私も同席させていただいて聞いております。この予算執行して支払ったんでしょうけれども、他の区長さんはかなり下げた中でお願いしているわけなんですけども、そのような苦情とか、あるいはもっと上げてもらいたいとか、そういうふうなことがあったでしょうか、どうでしょうか。

八鍬長一総務課長　委員長、八鍬長一。

小野周一委員長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　現在の手当は、１町内当たり１万円の基本額に１戸当たり600円で掛けた金額で、区長協議会では区長の方にお願いしております。その金額でお願いしております。今年の５月11日の区長協議会の総会において、区長手当の増額をお願いしたいというそういう要望がその中で話し合われまして、６月に入ってから市長の方にそういう要請行動がありました。市長の方からは、今新庄市は財政再建期間中ということで、いろんな市民のサービス面においても我慢をしてもらっている状況なので、しばらくの間区長さん方も大変でしょうが、よろしくお願いしたいということで、そういうお話を市長の方からしてもらって、後藤会長についてはその旨で理解してもらっているのかなというふうに思っております。いつまでもこの金額でお願いするということは言っていませんので、しばらくの間我慢をお願いしたいということで申し上げていますので、その他強い意見というものは私としては聞いておりません。現在前期分の区長手当を本日も支払いしておりますけども、各区長さん方に直接お渡ししていますけども、正面切ってこの手当についての不満を強く申し上げている区長さん方はございませんでした。

１４番 (沼澤恵一委員)　委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長　沼澤恵一委員。

１４番 (沼澤恵一委員)　６款の方に、農林水産の方に入りたいと思います。

139ページの畜産振興事業費、下から４番目、最上広域市町村圏事務組合分担金ということで、へい獣保冷庫管理費80万8,000円、ちょっとこのへい獣保冷庫という聞き慣れない言葉というか、これは一体何なんでしょうかということと、この分担金払うときに維持管理というか、それは広域の方でやっているんでしょうけども、これはどのような基準でこの額が実施され、実行されているのか、この辺のちょっと根拠わかれば教えていただきたいと思います。

とりあえず。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　まず、使われ方について私の方から説明します。

へい獣、いわゆる死亡した家畜、ここで取り扱っているのは豚と牛であります。そのうち２歳未満の牛につきまして、そこで死んだ家畜、最上郡内の家畜を一時的にそこで預かります。その後の一時的に預かった牛、豚もそうです。豚は年齢に関係なくあそこで引き受けますけども、そこで保管したやつを処理場に持っていく中間的な処理であります。最終処分は、現在青森県の方に持っていって油にするとか、それから焼くとか、そういった最終処分をしています。当然利用する方は負担金をいただいて、広域の方で運営していますが、結果的にかかった電気料とか、それから人件費とか、そういったものかかった費用を各町村に人口割で25％、それから処理量で75％割……失礼しました。人口割じゃなくて家畜頭数割、そういった率で必要な経費を各町村に割り当てるということであります。

１４番 (沼澤恵一委員)　委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長　沼澤恵一委員。

１４番（沼澤恵一委員）　そうしますと、このへい獣保冷庫というのは、これは24時間365日冷房をかけて、常に受け入れ態勢を整えていると。多分中部牧場にある、敷地の中にある建物だと思いますけども、そうでしょうか、そのようになっていますか。

（何事か呼ぶ者あり）

１４番（沼澤恵一委員）　じゃ、人口割じゃなくて家畜頭数割というふうなことで理解できました。わかりました。

じゃ、次の方に進めてまいります。８款土木費の方に入ります。151ページ、時間ありませんので、あちこち簡単にします。委託料関係なんですけども、１項１目の土木総務費の中にあります法定外公共物譲与申請業務委託料、これの560万7,000円、それとその下の方にあります道路台帳補正業務委託料360万1,000円、この委託先とか、これは中身についてはおおむね想定つきますが、もしあれでしたら担当課長の方から簡単に御説明ください。

小笠原謙一都市整備課長　委員長、小笠原謙一。

小野周一委員長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　法定外公共物譲与申請業務委託料560万7,000円でございますが、御存じのとおり平成13年よりスタートいたしました。16年度が最終年でございまして、新庄市全体223キロ平方メートルのうち164キロ平方メートルを実施したところであります。560万7,000円のこの中に業務委託した１つの図面でありますが、これが600枚というふうになってございます。

それから、委託先でございますが、資料として用意してございますが、ちょっと探すのに時間がかかります。申し訳ございません。

それから、道路台帳でございますが、昨年新設いたしました道路あるいは改良した道路等々につきまして、加えて道路照明灯なども入れまして、新しい測定地図を策定するものでございます。これにつきましての委託先は、国際興業だったというふうに記憶してございます。

以上であります。

１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長　沼澤恵一委員。

１４番（沼澤恵一委員）　またちょっと委託料の関係お聞きしたいと思います。

153ページ、ここにも道路維持事業費の中に道路照明灯台帳整備委託料249万7,000円、それから、その下の方に梅ケ崎吉沢、この路線の中の事業費の中に公共事業土木積算システム借上料、これ借上料については次のページの１ページ、２ページをおきまして157ページにも同じく公共工事の土木積算、これが２つあります。これの中身、積算システムの借上料についての中身、これについてとりあえずお伺いします。

小笠原謙一都市整備課長　委員長、小笠原謙一。

小野周一委員長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　道路台帳とは別に道路照明灯の台帳整備というふうなものも毎年道路照明灯等が加えられますので、それらの整備をやっているものでございます。それについては、今現在228基ございまして、それにつきましての内容、そして設置年月日等々も含めた中でこれらの台帳を整備していくというふうなものでございます。

それから、公共事業土木積算システムの借上料でございますが、設計書を作成するに当たりまして、必要な単価、そして歩掛かり等々の内容が入力されているものでございまして、県下統一されたそれらの内容が含まれているというふうなものでございます。一般道路の方から１台、さらに街路事業の方から１台、このようなシステムの中で今工事を積算する必要な機械というふうになってございます。

以上であります。

１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長　沼澤恵一委員。

１４番（沼澤恵一委員）　今の借上料ですんで、これはあくまでシステム自体の例えばソフトを１回借りればなかなか今はコピーはできないそうですけども、そういうふうなもの、要するにソフトだと、こういうことでしょうか。

小笠原謙一都市整備課長　委員長、小笠原謙一。
小野周一委員長　都市整備課長小笠原謙一君。
小笠原謙一都市整備課長　まさにそのとおり、ソフトでございます。それについては、毎年単価等々にも変更がございますので、これについて１年間更新というふうな形の中でのシステムであります。
１４番（沼澤恵一委員）　委員長、沼澤恵一。
小野周一委員長　沼澤恵一委員。
１４番（沼澤恵一委員）　時間もあれですんで、これで終了します。ありがとうございました。
小野周一委員長　他に質疑ありませんか。
８　番（清水清秋委員）　委員長、清水清秋。
小野周一委員長　清水清秋委員。
８　番（清水清秋委員）　３点ほど質問させていただきます。成果表でお願いしたいと思います。

５ページの４番の行財政改革の中で、（３）のいきいきとした機能的な組織づくり、そして人づくりというような事務事業に対して説明されておりますが、これによりますと、今まで６課あった中で３課に体制をつくり上げたということで、１年間事務事業をやってきた中で、３課になった現場の監督としては大変な重責だったんじゃないかなと私なりに敬意を表したいと思います。教育委員会の方では次長もおられるわけで、さほどではないかなと思うんですが、そうした中でスリム化を図ったということで、財政運営にはそれなりの運営面に対しては結果が出てきたわけなんですが、要するにスリム化図った中で内容なんです。これらの各担当課の、担当課というか、都市整備課の課長、そしてまた政策経営課の課長にお聞きしたいんですが、それらの現場でいろいろ事務事業をやってきたことが１年間の経過、結果、どのようにいろんな業務、事務事業に対して進展が図られたのか、またどう受け止められたのか、ひとつその辺をお聞きしたいと思います。

７ページ、これも成果表なんですが、政策経営課の中で２番目、企画政策室の２番目、広域事務事業の調整に関すること、これ今我々議会でも特別委員会等で広域事業に関していろいろ検討されています。先ほど協議会で、委員会でまとめられた点を報告されたわけであります。その中で、この成果表の中ではいろんな面、いろんな面と申しますか、経費削減について事務改善対策要請したというようなことで、政策経営課長からもかなりの削減があったということは数字的にも述べられたもんで把握しておりますが、これらの中で事務事業の中で広域消防に関してはどういうふうな内容で改善策を要請されたのか、されなかったのか、その辺を確認しておきたいと思います。

３番目です。58ページの商工費、その中で最上地域観光協議会関連事業125万9,000円、これは巨木事業、これ最上一帯を網羅した巨木に対して誘客を図られたと、駅長の絶大なるお勧めもあったということなんですが、これらの誘客が当市に対してはどのようなお客が来て、どのぐらいのお客が来てどういうふうな形で見て回られたのか、その辺もお聞きしたいと思います。私思うには、最上地域観光協議会、この事業、これからやはり最上を網羅した観光事業においては、やはり１市１町１村だけの観光ルートでは手狭な感じがするわけであります。そうした中で、今後もですけども、最上地域観光協議会というのを今後どう考えておられるのか、その辺も含めてお願いしたい。
武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。
小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。
武田一夫政策経営課長　それでは、行政のスリム化の内容というようなことでございますけれども、清水委員は１年間とおっしゃっていましたけど、４月から９月までのまだ６カ月弱しかなっていない、一めぐりまだしていない状況でございますので、どうかと、これからが何か本番のような感じにとらえていますから、１年間経過してどうだったかということをいろいろ考えていければなというふうに思っています。今のところは暗中模索の中で一生懸命やっているというふうなことにとどめておきたいというふうに思います。

消防の方は後で。

小笠原謙一都市整備課長　委員長、小笠原謙一。
小野周一委員長　都市整備課長小笠原謙一君。
小笠原謙一都市整備課長　都市開発と建設課が一緒になりまして、都市整備課として今年度からスタートしたわけであります。都市整備課にありましては４室ございまして、さまざまな窓口業務が大変混雑いたしております。しかしながら、統合されたことによって数というふうなものが増えたわけでありますから、それらについての対応というふうなものはやはり即座にできていくと、留守にしていても他の者が対応できると、すなわち各室の中でフラット化ができているんではないかというふうに今のところ考えております。

また、多くの共同作業につきましては、全職員二十余名が出たとすれば、そういうふうな形の中で外の維持管理等々の作業についてもすこぶる効率よく直営でそれも賄っていけるというふうな、一極集中した１つの事業が展開されているというふうな今の状況であります。また、今後は雪に備えまして、それらへの新しい体制づくりをもう一回見直しながら、考えていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。
羽賀千尋商工観光課長　委員長、羽賀千尋。
小野周一委員長　商工観光課長羽賀千尋君。
羽賀千尋商工観光課長　58ページの最上地域の観光協議会の関連事業でございます。これは、事務局が最上総合支庁でございまして、ここの会員は、行政の他にエージェント、賛同してくれます旅行会社あるいはいろんな民間団体が加入してございます。その中で、主には今清水委員がおっしゃいました、新庄最上が一番売り込みが何だというようなことでいろんな巨木がございます。その中で、じゃ８市町村そういう巨木ございますので、そういう巨木を最上地域一丸となって売り込もうということで、一番大きな事業がこの巨木でございます。

それで、16年度は運行日が16回、それで約150名の参加がございます。それで、その他にこの事業の中では宿泊推進事業とか観光イベント事業、昨年は特に陸羽東西線のＳＬの運行、これにも最上郡が一緒になって取り組んだわけでございます。ただ、委員おっしゃるとおり、これからは広域観光でございます。それで新庄は新庄、最上郡は最上郡ということではなかなか弱いんでありまして、山形県全下１つになってやっているとか、あと特に今年は大河ドラマが「義経」というようなこともございまして、宮城県の方とタイアップして、いろいろ義経のコースをたどる旅とか、いろんなものを仕掛けやってございます。いずれにしても来られる方は地域はどうであれ、やっぱり広域連携というのは一番大事ですので、これからも広域連携を図った観光開発に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。
武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。
小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。
武田一夫政策経営課長　広域の見直し改善対策等、事務改善対策についてでございますけれども、この主要施策に書いてある部分については16年度に行ったことで、それは成果としては17年度の予算の編成の考え方というか、それで結果としては示されているところでございます。16年度におきましては、新庄市とそれから最上の７町村の総務課長の連名の中で要請を行ったというようなことでございまして、その８市町村のトータルの考え方というようなことでございまして、新庄市の考え方が優先的に示されているというような内容にはなってございませんけれども、消防に関しては要請内容として組織体制の見直しを行うとともに、市町村の行政界にとらわれず、救急業務に重点を置き統合を進めるべきである、あわせて適正な定員管理計画を早急に策定し、実施すべきであるというような内容の要請になっております。

その中で、17年度の予算編成に当たって、広域の方での考え方になるわけでございますけれども、いろいろな手当の削減等の事務的な節減を行うとともに、組織体制の改革のまず第一段階として「ゆめ

りあ」等ごみ処理施設等へ５名を出向したと。それから、定員管理計画を策定して、消防組織体制の見直し、効率化の推進、消防本部本署の改革や分署、支署の統合などを今後検討していくというような内容になってございます。

８　番（清水清秋委員）　委員長、清水清秋。

小野周一委員長　清水清秋委員。

８　番（清水清秋委員）　行政の改革、スリム化、これは事務事業まだ始まっていなかった、ただ体制を整えたというだけだったわけで、私の質問が事務事業に入った内容での質問は、これは取り消させていただいて結構でございます。失礼いたしました。

広域に関した改善策、やはり今政策経営課長からそういうような広域消防に関してもそういうふうな検討がなされたということであります。今後ともやはり全体的に改善施策を重く受け止めて、やっぱり財源をいかに減額するかという点も含めて、そしてまたより広域全体を考えた事務事業の効率を図られていってもらいたいと思います。

観光事業協議会に関しては、課長の今おっしゃったとこを進めてもらえればなという感じでおります。ということは、やはり１つの施設、「ゆめりあ」なんかやっぱりあそこは最上一帯の施設であるわけで、あの中でなんか最上の地域の観光事業、そういうものも展開されればなおよいんじゃないかというような感じでおります。そうしたことで、あらゆる最上一帯の観光、目玉になるものをいかにルートをつなげて、今後観光、誘客に対して検討をしていただきたいことを要望して私から終わります。

小野周一委員長　他に質疑ありませんか。

２　番（山口吉靜委員）　委員長、山口吉靜。

小野周一委員長　山口吉靜委員。

２　番（山口吉靜委員）　189ページ、備考欄の下の方の市債元金26億437万1,296円、それからその次の市債利子５億3,846万506円、その下の一時借入金利子９万3,698円、この市債元金と市債利子のこの明細はちょっとどこに入っているんだかわからないんで、ちょっとお聞きしたいのと、それから一時借入金利子９万3,698円、これの金額を幾ら借りて利率は幾らだったのか、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。

小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　公債費の償還金利子という内容でございますけれども、主要施策の成果に関する説明書の84ページに公債費の状況がございます。それをご覧いただければというふうに思います。

それから、一時借入金の利子についてでございますけれども、予算とは別個にある時期に歳出が支払金が集中した場合には、銀行から一時お金を借り入れて、金が集まったときにそれをお返しするというのが一時借入金でございますけれども、昨年度は総額では６億円ほどの一時借り入れをしております。非常に１年間ということじゃなくて、短期間の借り入れというようなことでございますので、その利子がここにある９万3,698円という内容でございます。

２　番（山口吉靜委員）　委員長、山口吉靜。

小野周一委員長　山口吉靜委員。

２　番（山口吉靜委員）　成果表の84ページですと、金額はどうなんだ。合うのかな。これでいいわけだね。わかりました。

あと一時借入金利子、これは入札で借りているんですか、それとも入札しないで利率は幾ら、どのぐらいあったんですか。

1.42とかありますよね。結局入札すれば例えば1.2で借りられるとかというとかなり利息も安くなりますよね。だからその辺で入札して借りているのかどうなのかということをちょっとお聞きしたいわけです。

武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。

小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　一時借入金については、入札してはおりません。１つの銀行から短期間にお借りをすると。利率ちょっと今手元に資料がないんで、恐らく１％ぐらいの利率だというふうに思っています。

２　番（山口吉靜委員）　委員長、山口吉靜。
小野周一委員長　山口吉靜委員。
２　番（山口吉靜委員）　いや、そうじゃなくて、入札にしなければ1.42とか何か。入札すれば安くなって、1.2とか。例えば３億借りて１年間になると、利息だけで70万ぐらいの軽減になるわけです。だから金額多くて、例えば長期の場合だったら入札した方が利息がかなり軽減されるということなんです。そういうことでありますので、だから今後、１年間で何億借りる場合は入札してもらった方が利息がかなり軽減されるので、入札した方がいいんではないかということなんです。いかがでしょう。
武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。
小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。
武田一夫政策経営課長　確かに広く銀行から入札をして借りれば安いというようなことございますので、けれども、ペイオフというようなこともございまして、その辺の兼ね合いというか、預けているお金と借りるお金をなるべく同じような額にしてリスクを少なくするというふうなこともございまして、一番多く預けているところからお借りをするというふうな、そういうふうな形で入札というようなことは行っていないというようなことでございます。
小野周一委員長　他に質疑の方ありませんか。
６　番（斎藤義昭委員）　委員長、斎藤義昭。
小野周一委員長　斎藤義昭委員。
６　番（斎藤義昭委員）　先ほどの歳入について、スキー場の件でお聞きしたわけでありますけれども、昨年私は五、六回行ってみましたが、余りにも平日と時間的なものもあって利用者がいないなと私感じてきたんですが、先ほど黒坂課長の方からデータを見ますと……
小野周一委員長　済みません。ページ数と予算項目。
６　番（斎藤義昭委員）　10款教育費、４項、187ページの13目でお願いします。

先ほど黒坂課長の方からデータ聞いたんですが、平日に195人いるということでした。土曜日で240人、日曜日は280人と、私このデータを見て、ああ、こんなにいたのかと感じました。大分利用者がいるんですなと思ったところですが、それと別にこの予算の面から見ますと、650万ほどの歳入について支出が2,100万ほどになっていて、1,500万ぐらいの持ち出しとなっているわけです。今この財政の状況の中で、1,500万の持ち出しなんていうものはこれは大変だなと私は思っているわけです。この辺を改革していかないというと、まだ財政問題としては大変じゃないかなと思うわけですが、1,500万の持ち出しについて、1,500万の予算確保ということは大変なもんです。福祉事業関係なんか一覧表を見てみますと、タクシー代とか、高齢者への食事とか、そういうものを全部カットしているわけです。50％から廃止。そういうものを10万、20万とカットしても1,500万なんて膨大な金になるんです、それ確保するには。そういう面からいってもこれはこのスキー場問題は改革して、もう少し予算、今1,500万のものを1,000万なり700万なり800万なりに詰めるべきじゃないかなと私思っているんです。

それで、一応2,000万の支出について人件費がどのぐらいかかっているか、あと機械の運用管理にどのぐらいかかっているか、あと大きな問題では除雪費にどのぐらいかかっているかわかると思うんです。その辺を後でもう少し、議会の方へ振興公社問題も前から私言っているんですが、データがさっぱり出てこない。前の予算は全部項目ごとに労働費、就労者が２人とか全部予算で出ていたんですが、今は一括して出ているだけでしょう。だからその辺のデータがさっぱり入ってこないから、もう少し議員の方にもその辺の振興公社関係の内容を議員の皆さんに何かの形で知らせる必要があると思うんです。

今1,500万についてもやはり相当のただ、今就労者は20名ぐらいということなんですが、その辺もやはり人員を減らすとか、何か考えていかないというと大変だと思うんです。だから今公社の郵政公社だって今黒字なんですが、どんどん赤字んとこを売却しているんでしょう、簡保事業のあれだって。大企業だってみんな本気です。赤字んとこ全部切ってい

ます。だからこれ切れと言わないんだけども、やっぱり自治体でサービスしてもって幾らでもっていう時代じゃないんだ、今は。だからその辺をきちっともう少し改革して、1,500万なんて持ち出すんじゃなくて、もっと減らすような努力すべきじゃないかと私思うんです。だから課長の方も最も財政の方なんですが、この辺をきちっとしてもう少し考えてもらいたい。

それから、体育施設管理運営費、同じ187ページなんですが、これに載っている管理運営費は何カ所、どこのことですか。

黒坂光悦生涯スポーツ課長　委員長、黒坂光悦。

小野周一委員長　生涯スポーツ課長黒坂光悦君。

黒坂光悦生涯スポーツ課長　市民スキー場、ゲートボール場、あとサイクルスポーツセンターは体協の施設ですが、10カ所でございます。

６　番（斎藤義昭委員）　委員長、斎藤義昭。

小野周一委員長　斎藤義昭委員。

６　番（斎藤義昭委員）　10カ所ですか。それで、振興公社については私内容がよくわからないもんだから、15年から16年にかけて振興公社の職員の給与と申しますか、給料といいますか、資料をもらいました。普通は13万6,000円ぐらいなんです。市民球場も都市公園、「すぽーてぃあ」、武道館、火葬場は別なんですが、大体13万6,000円ぐらい。それで、火葬場は高くなっているんですが、これを見ますと、火葬場は15人からに対して主任が0.9％ぐらい財政改革に協力されております。それから、もう一人の方も火葬業務関係に対しては大体0.9％、0.8から0.9％ぐらい、１割弱ぐらい給料に対して切り込んで財政改革に協力されている。その他は全部そのままなんです。だから私は決して13万6,000円高いというんじゃなくて、恐らく４人の平均家族の生活費としては半分にも満たないと思います。それはわかります。ただ、それとは別に今財政改革として全員が協力しているとき、１カ所だけ聖域みたいな形で全然協力体制とらせないというのはいかがなものかと、私こういうふうに思うわけです。例えば前に沼澤委員の方から交通指導員の問題も質問ありましたが、1,300円の１時間の給与から200円カットして、1.6％、１割６分ぐらい減らされているんですが、やはりああいう大変な立場にある人も全部協力しているわけです。だから例えば0.5でも0.8でもみんなで同じように、やっぱり行革に協力する必要があるんじゃないかと、私こう思っているんです。その辺の考えを政策経営課長、どういうふうに思っているか。

武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。

小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　施設振興公社につきましては、コストの面で非常に効率的な面でいいと、あるいは業務執行の部分でもいろいろな施設を１つの公社がそれぞれ関わり合いながら、少人数でいろいろな業務をやっているという業務執行の面でも非常に効果が上がっているというふうに事務局を持っている政策経営課では考えているところです。施設振興公社そのものの15年度から16年度にかけてですけれども、委託料そのものについては18％強の減額というような形の中で公社の職員に頑張っていただいているというふうな状況です。その辺のそれを預かっている、私どもがそういうふうに言っているわけでございますけれども、この度指定管理者の制度が条例を通ると施設振興公社の関わりの４施設が指定管理者制度が導入されるというようなことになりますと、施設振興公社の４分の３の業務がその部分に当たるということで、その制度が導入されたことは、もう施設振興公社そのものの仕事がなくなると、来年の７月１日からその業務がなくなるというふうな状況であります。そのまま施設振興公社として手をこまねいて待っているというわけにいかないんで、施設振興公社を設立したという市の道義的な責任もございますから、公募されればそれに応募したいというふうに思っているところです。その応募する中で、施設振興公社のあり方、今までのあり方というか、その施設振興公社の真価というものが問われるのではないかというふうに私どもは思っているところです。今の課の考え方としましては、今一番やっ

ぱり施設の管理の面では効率、効果的な形の中で行われているのではないかというふうな分析はしているところです。

６　番（斎藤義昭委員）　委員長、斎藤義昭。

小野周一委員長　斎藤義昭委員。

６　番（斎藤義昭委員）　私も間もなく指定管理者制度に移行されるようなわけで、質問もどうかなと思ったんですが、やっぱり指定管理者制度に移行してもこういうものは基本としてたたき台になると思うんです、例えば。だからその辺を踏まえて一応発言しておかなければならないなと思っているんですが、私は先ほど申し上げましたように、13万や14万は一家の家庭も家計費の半分です。それはわかります。ただ、市役所、今庁舎の全体財政改革に取り組んでいる際、やはり公平感を持たせるために何らかの形で財政改革に協力させるべきじゃないかなという発言しているんですが、今課長がおっしゃるように、これは指定管理者制度に間もなく移行して、その中の公募で決まるわけだから、改正されるのでこれより高くなるか安くなるかもそれはわかりませんけれども、こういう内容に変わるということですから、私もわかっておりますけれども、そういう面も踏まえてさっきのスキー場も申し上げましたけれども、何らかの形でこれを切り込んでいかないと、まだ財政改革今大変だと思うんです。県だって今日あたりの新聞に人件費の20％カット、60億、300億のうち60億を減らすというような、５年間で。そういうしわ寄せが必ず来るんです、市民にも。それらを踏まえて、管理者制度になるについてもやっぱり十分検討して、その辺を対応してもらいたい。

以上です。

小野周一委員長　ただいまから休憩といたしますが、その前に平成16年度の一般会計の決算についての質疑を何人ぐらい予定しているんでしょうか。20日と今日。

（何事か呼ぶ者あり）

小野周一委員長　10分間休憩いたします。

午後　２時５７分　休憩

午後　３時０７分　開議

小野周一委員長　それでは、休憩を解いて再開いたします。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

小野周一委員長　渡部平八委員。

７　番（渡部平八委員）　なんか今日挙手をしている方がおらないということで、私が最後だと思っております。委員長が何回も問いかけに対してありませんでしたので、そういう意味で30分ありますので、頑張る。

私は、成果表、これに基づいて少し御質問申し上げたいと思います。まず最初に、成果表の７ページで新庄市の重要事業の調整について、県への要望件数、計30件を各部や教育委員会に出しておって期待しておられるんですが、その主なものはどういうものであって、主なもので結構です、30もありますので。それを出したことによって、県よりの御回答といいますか、反応というか、そういうものは16年度においてはどういうことであったのか、それからもう一つ、22ページの戸籍届け出取り扱い事件数とあるんですが、その中で結婚なされた方が490人、それに比して離婚が驚くことに141件、およそ30％が離婚なされております。こういう中で、例えば離婚の年代構成、何か今マスコミなんかで言われる退職離婚とか熟年離婚とかと、こうよくおもしろおかしく言われているんですが、新庄市の場合はどういう動向をたどっているのか。

それから、34ページの児童手当支給事業、これ私数字間違ったんでないかなと、自分なりに見たのが数字は１億9,236万5,000円です。これを支給年齢、ずっとかさ上げして支給やってきたんですが、これをやったことによって少子化対策というものは具体的にどのようにあらわれてきたのか。

それから、41ページのフッ素の塗布助成が１歳６カ月から２歳にやったんですが、このフッ素、ちょっと私の思いですが、初めて私この議席与えても

らってここに座ったときに、最初の一般質問がフッ素塗布のことでした。それからやっと実現したんですが、この発行数が385人で利用者が130人、およそ33.7%の方しか利用しておりません。その利用者の少ない要因というのはどういう分析をなされ、また33.7%がフッ素塗布したことによってその効果、これをどういうふうに把握なされているのか。

もう一つは、82ページの先ほど斎藤委員からも体育施設関係についていろいろ御質問あったんですが、この体育施設費、この成果表を見ると相撲場なんかゼロです。それから、野球場、こういうものも見ると82ページに載っているんですが、体育館が使用料が437万8,900円、武道館が82万9,290円、野球場が231万3,590円、それいろいろ出ております。陸上競技場が21万2,130円、市民プールが89万500円、そして市民スキー場が１万1,604人使用なされて656万1,590円、この数字を見る限りは私は市民スキー場というものは投資効果、建設費、いろいろな面にですが、物すごい収入を上げているんでないかなと、こういうように思います。これは体育施設だけです。それでお聞きしたいのは文化施設ですか、市民プラザとか文化会館とか歴史資料館とか雪の情報館、図書館、文化会館なんか何十億かけたわけです。市民プラザも十何億も。そして、経済感覚、企業感覚という面から見ればどういうふうになっているのか、収入というものは。恐らく文化会館は6,000万か7,000万かかっていたわけです。収入料というものはいかほどその中で占めているのか。私は、教育施設とか文化とかスポーツ施設というものはそろばんだけで割り切れないという、そういう面があると思うんです。文化会館の維持管理が幾らで収入はどれぐらい上がっているのか。市民プラザしかり、その辺各担当課長がわかれば御説明をお願いしたいと思います。

まず最初はこれだけで。

武田一夫政策経営課長　委員長、武田一夫。

小野周一委員長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　新庄市重要事業の調整という部分でございますけれども、最上開発協議会を経由して、国県に要望するというような内容でございます。これは、最上８市町村のすべての要望事項が30件というふうなことでございます。その中で、特に新庄市に関わる主なものというようなことを申し上げますと、まず高速道路の整備あるいはそれに関わるアクセス道路を早急に整備してほしいという部分、それから在来線、鉄道の部分になりますけれども、在来線の利便性を高めてほしいというような、これは最上管内共通の要望でございますけれども、特に新庄市としては県立病院の改築というような部分とか、あるいは前の県立の新庄工業高校の跡地についての有効活用というようなこと等々含めて開発協議会を経由して県に要望したところでございます。

国分政嗣市民課長　委員長、国分政嗣。

小野周一委員長　市民課長国分政嗣君。

国分政嗣市民課長　戸籍の届け出の取り扱いの中での離婚141件ということでございますが、戸籍の届け出は届け出される方の本籍地あるいは住所地ということでされますけれども、ただいまお尋ねの年齢構成というふうに着目した統計といいますか、それはとっておりません。若年離婚が多いのかなという勝手な感じはいたします。

以上でございます。

矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。

小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　児童手当に関してお答えします。

金額につきましては、決算にございますとおり１億9,236万5,000円ということでございまして、６分の４が国、あとは市というふうになっております。受給された方は延べで３万3,930人ということでございます。第１子、第２子は5,000円ずつと、それから第３子以降につきましては１万円の児童手当を支給してございます。１つは16度におきまして、支給の拡大ということで、就学前から小学校３年生までの支給が拡大になったということが１つございます。具体的な効果というお話がございましたが、なかな

か数字での把握ということはしてございません。前に市長がお答えいたしましたが、合計特殊出生率について1.68と、13市中で一番高いというような数字が出ておりますが、この児童手当の支給によって具体的なということは把握してございません。ただ、報道等によりますと、先進国中でフランスやドイツが出生率が高いという原因の１つには、手厚い手当と保育サービスの充実ということが書いてございましたので、これにつきましては少子化対策あるいは子供の養育については効果があるのではないかなというふうに感じております。

以上です。

星川　基健康課長　委員長、星川　基。

小野周一委員長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　母子保健事業のうちのフッ素塗布助成の件ですが、385人に対して発行して、３分の１程度しか受けていないこと、いろいろ利用率の向上に取り組んでいるところですが、平成15年度は25%でした。若干ながら上がってはいますが、県全体の平均は50%ほどになっていますから、そこと比べればまだまだ低い状況にあります。3,000円のうちの1,000円を助成するというものでありますが、その理由はというお尋ねですが、対象者に助成券を発行して、あとは個々に自分で歯医者さんに行って塗布してもらうというやり方で、それぞれのお父さん、お母さん方の意識の問題もあるなということで、啓蒙に努めているところではあります。その結果、徐々には上がってきております。ただ、今年度から個々の塗布という形だと、やっぱりなかなか率が上がらないということで、今年度から集団で今日はフッ素塗布しますから来てくださいというやり方でやることにしております。その数字はまだ出ておりませんが、かなり向上すると思っています。

なお、このフッ素塗布による効果、フッ素塗布でストレートにどういう数字というのなかなか示せるものないんですが、１人平均の虫歯の数で言いますと、２歳児の歯科検診では平成15年度が１人当たり0.4本だったのが0.3本、３歳児検診では１人当たり2.9本だったのが2.1本と、フッ素塗布も含めた形の取り組みが少しずつではあれ効果は上がっているのではないかというふうに思っているところです。

大江雅夫生涯学習課長　委員長、大江雅夫。

小野周一委員長　生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長　生涯学習施設の関係なんですけれども、最初数字的なことを申しますと、平成16年度の図書館を除きます、うちの方あと７施設貸し出しする施設あるんですけれども、それの使用料並びに入館料なんですけれども、合計金額が2,782万2,615円というふうな使用料になってございます。合わせまして、利用者並びに入館者と申しましょうか、これが約40万7,000人の方が16年度に生涯学習施設の方においでいただいたというふうな数字がございます。なお、うちの方の生涯学習施設については、使用料に見合う対価と申しましょうか、特に施設運営するに当たりまして、光熱水費がかなりかかると、それらを見合わせた上の使用料との対比というふうなことで、昨年度の市民プラザ、２つの地区公民館、それから図書館、文化会館、歴史センター、雪の里情報館、わくわく新庄、これらの光熱水費の合計額が2,865万2,588円というふうな数字が出ておりますので、使用料と合わせまして約100万弱ぐらいの差で対応しているというふうな状況になってございます。なお、使用料につきましては、当然この金額には減免された金額は入っておりませんので、減免した金額を足せばかなりの効果性を発揮した上での館の運営には対応しているのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

小野周一委員長　渡部平八委員。

７　番（渡部平八委員）　最後の御答弁あったんですが、使用料があれだけの大きな施設、合計して2,780万七千何がしだと、これに対してそこにおられる働いている方々の人件費とか維持管理費は、それはどのぐらいになっているんですかと。それから、事業費、償還費、文化会館なんか音響とか照明なんか

もだめになって何千万もかかるという話聞いているんですが、そういう面もあわせてそういう施設を比較していかないと私はだめだと思うのです。維持管理費どのぐらいかかっているんですか、生涯学習課の使用料が二千七百八十何万に対して総額の維持管理費というのは恐らく億超えるんじゃないですか、全部合わせると。

大江雅夫生涯学習課長　委員長、大江雅夫。

小野周一委員長　生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長　決算書の174ページの方に載っておるんですけども、社会教育費として総額ここに載っておりますとおり４億7,411万1,000円、これが社会教育費全額の人件費から維持管理並びに事業を総括した金額になっております。それらに合わせました今の使用料の金額でございます。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

小野周一委員長　渡部平八委員。

７　番（渡部平八委員）　先ほど私申しましたが、この教育、文化、スポーツ、こういうものに年間の維持管理費が４億7,411万かかっていると、この中に事業費の償還とか、そういうものが入っていないわけです。ただ私はかかっていて収入がないからだめだというんじゃ、そういうわけじゃありません。図書館なんか収入ゼロでしょう、あれだけ人を張り付けて金をかけて本を購入して。だからこういう施設については、企業感覚とか経済感覚だけでは割り切れないものがあるんじゃないかと、こういうことを私は申しておるんです。ただ企業感覚とか経済感覚だったら、４億何もかけて2,780万しか収入ないもんなら皆やめろというような論法も成り立つわけです、金だけ考えれば。

それから、この中にはそういう施設である性格上、減免対象者がかなりおると。スキー場もおるんでしょう、減免対象者というのはかなり、学校の関係とか。それを入れれば利用者はもっと増えるわけです。だからただ一方からだけ収支だけ見て、私は見ることはいかがなものかなと常々思っております。

それから、児童手当の件、数字的には把握していないというような御答弁なんですが、これは何も新庄市独自の１億何千万でなくて、国なり県なりで恐らくトンネル的な性格のものが数字は多いんでないかと。それにしても、新庄市の施策として予算計上して、その事業を展開した限りは、これをやったことによって少子化に対する歯どめはどのぐらいきいたかということ。例えば今まで２人しか子供を産んでいなかった方が３人になったとか、平均して2.2人になったとか、そういう効果がなければ何のための児童手当の支給であるのか、その辺背景をもう少し分析する必要あると思うんですが、いかがなもんでしょうか。

それから、フッ素ですか、これも25％から33.3％、少しずつ上がってきているということなんですが、これもこれからも啓蒙を進めるというその啓蒙のやり方として、具体的に先ほど御答弁なさったように、例えば2.何ぼのものが2.1になったとか、学校なり父兄なり子供なりに対して、あらゆる機会を通して、これをやることによって虫歯がこうこうこう減ったというようなことを具体的に説明をしないと、受ける方は、私は聞いてわかったけれども、一般的な保護者なり子供はわからないわけ。そういう対応も年に１回なり２回なり、何らかの機会をつかまえて、だからフッ素塗布をやりなさいと、私最初ここで取れ上げたときは、フッ素の塗布によって副作用の面も心配されるので、今のところは考えていませんと、こういう答弁でした、そんときは、二十何年前。今いろいろなことで統計的に効果があるということでおやりになったわけなんですが、もう少し具体的に啓蒙のやり方、せっかくこれだけよかれと思ってやったことですので、頑張ってください。

あと７分ありますので、もうちょっとお願いします。11ページの交通指導員の中で、16年度では17名の方がおられたと、そして小学生の登校時間帯に指導をなされているということですが、年々指導員というものをおやりになってくれる人が物すごい少なくなってきているわけです。私どもの萩野小学校も10年ちょっと超えたかな、一生懸命頑張ってこら

れた方が年も年だと、健康的なことでこの度おやめになったんですが、その後継者を探すのに物すごい苦労しております。いまだおりません。学校の校長先生や教頭先生が物すごく早く来て、私のところで学校入り口で立っております。なぜ交通指導員をやってくれる人がいないのか、なぜいないのか、金銭的なことなのか、その辺をどういうふうに分析なされているのか、それをまず最初。

鈴木吉郎環境課長　委員長、鈴木吉郎。

小野周一委員長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　交通指導員につきましては、定数というふうなことで25名になっております。そして、今16年度においては17名というふうなことで、16年度においても途中でやめられた方もいらっしゃいます。今現在先ほど渡部委員の方からも地元の方で交通指導員をおやめになったというふうなことで、日新学区についてもようやく今年の７月から１人やっていただけるような形になりました。それでもって各学区ともそれぞれの機関においていろいろと御協力を要請しているわけですけども、この勤務時間が７時半から８時半までというふうなことで、どうしても通勤時間帯と同じになるというふうなこともございまして、特に働いている方については非常に困難であると。それで、大変申し訳ないんですけども、退職なされた方で60歳ちょっとぐらいの方で当たってはいるんです。私どもも区長さんやそれから地域の方々にそれぞれ随分当たってはいるんですけども、なかなか成り手がいないというふうなことでございます。

それで、金銭的なこともあるのかというふうなことがあるわけですけども、1,300円から1,100円というふうな形で１時間当たり200円落ちておりますけども、それらについても交通指導員の皆さんの了解のもとにお話しして、1,100円でもやっていただくというような形の中でやってきております。これからも各学区、小学校単位になりますけども、小学校単位でもってそれぞれの機関、交通安全協会とかあるわけですので、それらの機関やそれから地区の方々、そしてときによっては議員の皆様にもお願いするような形になるかもしれませんけども、今後ともひとつよろしくお願いしたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

小野周一委員長　渡部平八委員。

７　番（渡部平八委員）　あと３分ですので、私も短時間に御質問を申しますので、答弁も私の求めたものに簡単で結構です。

55ページのおうとうという作物が出ております。果樹園芸振興ですか。これは、最上にも果樹園芸ということで、鳴り物入りで大々的に補助金も出してやったわけなんですが、この収穫量、現在どのぐらいになっておって、そしてそれを販売額というのはどのぐらいになって、そのことによって農家の所得、それを取り入れた農家の所得というものはどういう状況になられているのか、簡単で結構ですので、課長。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　簡単に申し上げます。

果樹全体の統計上の販売額は、2,000万から3,000万ということで言われています。一番大きいのがリンゴでありまして、これは５戸いらっしゃいます。あと最近伸びてきているのがおうとうでありまして、全体では15人ほどいらっしゃいます。また、植えてから、大苗で植えて３年目でようやく結果する時代になっていまして、おうとうの販売額は約500万と言われています。したがいまして、これから全部で植えている面積が２ヘクタールほどありますので、通常の販売単価ですと、2,000万ぐらいの収入を見込めますので、今後二、三年ぐらいしたらそういう成果が出てくるんじゃないかというふうに考えています。

７　番（渡部平八委員）　委員長、渡部平八。

小野周一委員長　渡部平八委員。

７　番（渡部平八委員）　おうとうについては機会をつかまえて、あらゆる技術指導、これは最上郡は

日照も少ない、雨も降る、霧も深い、他の産地と競争するには物すごいハンディがあるわけ。だから農林課あたりも普及所あたりと手結びあって、そういう方が大変な金かけてやったわけなんですので、後で農家経済の足を引っ張らないようにみんなで頑張って、ああ、よかったなというような結果が出るようにお願いします。

以上です。

小野周一委員長　再度皆様方にお諮りします。

20日も決算特別委員会があるわけでございますけども、平成16年度の一般会計の歳出について質疑を予定している方おりますでしょうか。おりませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　それでは、他に質疑がありませんので、以上で議案第51号平成16年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。初めに、認定することに反対討論として佐藤悦子委員。

（３番佐藤悦子委員登壇）

３　番（佐藤悦子委員）　16年度一般会計決算に反対討論を行います。

予算のときにも反対しました理由が大体同じなんですが、その１として市民負担増の問題です。保育料、児童センター、児童館の使用料、成人病検診の個人負担、駅前広場駐車料金、下水道使用料の値上げなど、今市民の暮らしが大変厳しくなっているときに、市民に負担増を課している問題があります。

２番目に、市民生活を守る制度の削減や廃止の問題です。障害者タクシー利用助成事業補助金、高齢者通院タクシー利用助成事業の削減、高齢者のバス券の廃止、高齢者除雪サービス事業、高齢者おむつ支給の削減、介護者激励金は廃止、鍼灸マッサージ助成の廃止、食事サービスは週２回から１回に半減、神室荘の運営費の３名の年金のない方への支給金の削減、災害見舞金の見直し、防犯灯、電気料金の補助削減などで、削られたのは予算のときで約1,200万円でした。これらは、やりくりで本当は捻出し、市民の暮らしを守る意味から削減したりしないで、廃止したりしないで何とかやりくりできたのではないかなと思います。

３番目は、保育所の民間委託、そして保育所の給食の業者委託も問題だと思います。

４番目として、不要不急のものの精査がもっとあってもよかったのではないかということです。コンピュータ教育振興事業費約1,900万円、沼田角沢線整備事業費約6,000万円、梅ケ崎吉沢線整備事業費約4,000万円などはもっと精査できたのではないかと考えます。

また、５番目に自衛隊の自衛官の募集事務の問題があります。交付金が３万3,000円あります。これらは、国からやらねばならないというふうに言われているとしても、新庄市としては平和都市宣言をやっておりますし、憲法９条では戦争はしない、そして軍隊は持たないというふうに書いております。また、現在イラクに自衛隊が派遣されているわけですが、大変危険な状態で、何万人ものイラク人が亡くなっております。今、日本の自衛隊がそれをイラク人を殺したアメリカ兵と同じようなものが来ていることになっているというふうに言われ、イラクの人たちからは日々、日本の自衛隊に対してジャパンアーミーということで、日本は自衛隊と考えていますが、向こうでは軍隊と考えておりまして、憎しみが日本にも向けられつつあるということで、そういう意味ではそういったところには私たちの市民の若者、子供たちを率先して募集して送るようなことになってはならないと思うんです。

また、６番目に消費税の問題です。交付金として収入が４億9,000万円とありますけども、これだけ見ればよかったような気もしますが、しかし市民の暮らしを見ますと、暮らし、営業破壊の税金だと思います。免税点の引き下げによって、自営業者も新たな消費税の課税者になったということで、この間

も大変だと、どうやって払ったらいいかなということで苦しんでおられる声も聞かされました。消費税をこの間146兆円ぐらい国民から取ったそうですが、その間に社会福祉というか、社会保障の関係は次々と悪くなっておりまして、何がその税金に使われたのか、よくよく見ますと、企業、大企業などの減税に同じ金額がほぼこの間使われているということがこの間わかりました。そういう意味では、消費税は実は福祉のためではなくて、大儲けを今している大企業に減税をやるために使われているような状態であります。そういう意味では、消費税は問題であり、認めるわけにいかない、まして増税などは認めるわけにはいかないと思います。

この間私どもは財政立て直しの提案ということで、５％以上の高金利の借金の借り換えを求めてまいりました。16年度末で一般会計では５％以上で７億円ぐらいあるとのことでした。下水道農業集落排水にもあるわけなんですが、ここにもあったのが政府のこの間の政府資金借り換えは認めないという態度が少しずつ緩和しているというか、変わってきておりまして、17年度、６％以上の高金利のものを借り換えさせております。そういう意味では、さらなる運動が必要だと思います。

それから、入札制度の改善も私どもの提案の１つでありましたが、16年度の平均落札率はお聞きしたところ、92.97％とのことでした。この公共事業費、建設事業費そのものが少なくなっている中で、建設業者の皆さんには本当に御苦労をおかけしていることになるとは思いますが、しかしやはり税金でありますので、さらなる入札制度の改善でやって努力していただきたいと思います。

これからの提案ですけれども、来年度税制改正による増収が始まるわけです。老年者控除廃止では、約400人ぐらいが増税になるとお聞きしました。来年は176万円くらい、これだけで増収になります。また、定率減税の廃止でお聞きしたところ、約１万5,400人が私どもも含めて増税になるということで、これはどのぐらい市に増収になるかは未計算ではありますが、これが市民から見れば増税になり、国保税の負担増にもつながってまいります。そこで、市の増収となっていく来年度に向けては、介護や国保の減免や福祉充実に使うように私は要望を申し上げまして、反対討論を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

小野周一委員長　次に、認定することに賛成討論として石田千與三委員。

（１９番石田千與三委員登壇）

１９番（石田千與三委員）　議案第51号平成16年度一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

国の三位一体の改革や財政再建により厳しい財政運営にありまして、執行部におかれましては大変御苦労の結果がうかがわれます。歳入につきましては、地方交付税が１億7,890万円減少する中、自主財源につきましても平成14年度対比では減少傾向にあり、大変な時代の中で人件費、物件費等々の決算においては前年対比３億2,181万円を減らす一方で、市民に直接関係のあるものにつきましては極力歳出を減らさず、ある程度市民本位の予算執行と理解されます。

よって、平成16年度一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、認定することに賛成いたしまして、討論とします。

小野周一委員長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　他に討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は起立によって行います。

議案第51号平成16年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小野周一委員長　起立多数であります。よって、議案第51号は認定すべきものと決しました。

散　　会

小野周一委員長　以上をもちまして本日の審査を終了いたします。次の決算特別委員会は９月20日火曜日午前10時より再開いたしますので、御参集をお願いいたします。

　それでは、本日はこれで散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午後　３時５０分　散会

決算特別委員会記録（第３号）

平成１７年９月２０日　火曜日　午前１０時００分開議

委員長　小　野　周　一　　副委員長　沼　澤　恵　一

出　席　委　員（２３名）

２番	山　口　吉　静　委員	３番	佐　藤　悦　子　委員
４番	星　川　　豊　委員	５番	斎　藤　　敏　委員
６番	斎　藤　義　昭　委員	７番	渡　部　平　八　委員
８番	清　水　清　秋　委員	９番	小　嶋　冨　弥　委員
１０番	小　野　周　一　委員	１１番	遠　藤　敏　信　委員
１２番	佐　藤　　隆　委員	１３番	新　田　道　尋　委員
１４番	沼　澤　恵　一　委員	１５番	中　川　正　和　委員
１６番	森　　儀　一　委員	１７番	柴　田　忠　志　委員
１８番	下　山　准　一　委員	１９番	石　田　千　與　三　委員
２０番	平　向　岩　雄　委員	２１番	亀　井　信　夫　委員
２２番	今　田　雄　三　委員	２３番	□　山　和　男　委員
２４番	金　　利　寛　委員		

欠　席　委　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市長	□橋　榮一郎	収入役職務代理者 会計課長	矢　口　喜一郎
総務課長	八　鍬　長　一	政策経営課長	武　田　一　夫
税務課長	設　楽　忠　良	市民課長	国　分　政　嗣
環境課長	鈴　木　吉　郎	健康課長	星　川　　基
農林課長	坂　本　孝一郎	商工観光課長	羽　賀　千　尋
都市整備課長	小笠原　謙　一	下水道課長	中　部　　力
福祉事務所長	矢　口　　孝	神室荘長	奥　山　　栄
水道課長	□橋　　敦	教育委員長	伊　藤　輝　昭
教育長	佐　藤　　博	教育次長	奥　山　芳　彦
学校教育課長	小　野　和　夫	生涯学習課長	大　江　雅　夫
生涯スポーツ課長	黒　坂　光　悦	選挙管理委員会委員長	小　関　俊　也

選挙管理委員会事務局長	田口五郎	監査委員	荒川修也
監査委員	渡部秋夫	農業委員会会長職務代理者	斉藤純一
事務局長			
農業委員会事務局長	斎藤友一		

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

本日の会議に付した事件

議案第５２号平成１６年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第５３号平成１６年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第５４号平成１６年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第５５号平成１６年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第５６号平成１６年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第５７号平成１６年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第５８号平成１６年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第５９号平成１６年度新庄市水道事業会計決算の認定について

開　　議

小野周一委員長　おはようございます。ただいまの出席委員は23名でございます。欠席通告者はありません。なお、本日は農業委員会より会長職務代理者の斉藤純一君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより16日に引き続き決算特別委員会を開きます。

発言の取り消しについて

小野周一委員長　審査に入る前に税務課長より発言取り消しの申し出がありましたので、発言を許します。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　発言の取り消しをお願いしたいと思います。

９月16日の今田委員の入湯税に関する質問に対しまして、個人情報に関わることなどについて答弁を行ってしまいましたので、その個人情報に関する部分についての発言の取り消しをお願いいたします。委員長よりよろしくお取り計らいをお願いいたします。

小野周一委員長　お諮りいたします。ただいま税務課長から９月16日の会議における発言について取り消したいという趣旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。よって、発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

議案第５２号平成１６年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

小野周一委員長　それでは、議案第52号平成16年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　まず、成果の86ページに歳出の医療費が伸びている様子が金額が出ております。その中で、薬剤費の比率はどのぐらいでしょうか。

星川　基健康課長　委員長、星川　基。

小野周一委員長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　統計上、薬剤費全体という数字はちょっと把握していないんですが、平成16年度の新庄市の国保の一般退職の療養給付費等の内訳では、調剤費として15.6％という薬剤費に相当する数字は出ております。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　前にも述べたことがあるんですが、医療給付費をどう抑えるかということでの１つとして、日本の医療に占める薬剤費が外国と比べると高いのではないかと言われております。欧米では、新薬と同じ成分効能で値段が安いジェネリック医薬品というのが普及されて、それらがちょっと古い数字で済みませんが、97年度では欧米では約半分がそういうジェネリック医薬品、新薬でない、そういうので占めていると言われております。日本では、99年当時でそれらは約１割の普及率だったそうです。薬剤費を引き上げているのが多くが新薬だ

と言われております。安全性、有効性について十分な検討とあわせまして、新薬でないジェネリック医薬品の普及を図ることも医療費の抑制ではないかというふうに前に言ったことがあるんですけども、そういったことなどは今回少し検討なさったりしたかどうか、お聞きしたいと思います。

星川　基健康課長　委員長、星川　基。

小野周一委員長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　ジェネリック医薬品についてはコマーシャルなどで見ている程度で、特に市として具体的な検討とかはありませんが、ただ佐藤委員おっしゃるように、欧米等ではかなり普及して、医療費の抑制につながっているという話は聞いておりますので、その辺期待してはおります。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　お医者さんとの連携などが先生方との学習会やいろんな話し合いが十分に必要だと思うんですけども、そういった話をぜひ出していただきながら、できるだけ新庄市の医療費抑制につながるように、欧米のようにならないだろうかというような形で検討を進めていただきたい。期待しているだけでなくて、ぜひ話を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

星川　基健康課長　委員長、星川　基。

小野周一委員長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　医師会等々の話で、その普及を推進ということですが、これまで考えたことなかったもんですから、その辺ちょっと改めて医薬品についての勉強などもしながら検討してみたいと思います。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　よろしくお願いします。

次に、決算の208ページに、保健衛生普及費30代１日人間ドック業務委託料というのがありますが、健康づくりがやっぱり予防ということで、検診率が高まっていることが早期発見ということで医療費を抑えることになると誰しも考えると思いますが、このときのどのぐらいの検診率になっているでしょうか。

星川　基健康課長　委員長、星川　基。

小野周一委員長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　保健衛生普及事業費の中の30歳代の１日人間ドックでありますが、平成16年度においては、対象1,000人に対して115人の受検、受診率でいいますと、11％ちょっとということで、この対象は国保加入者に限られているわけですが、11％というのはやっぱり数字的には低いと言わざるを得ないものですから、現在は８月中に２回実施しているんですが、検診センターの都合などもあって、ちょっと他の事業所でなかなか実施できないような時期に国保の30代人間ドックを実施しているという状況ですが、時期的なところなども含め、また８月中２回というその月の問題など、時期の問題になりますが、そういったことを含めて向上を図りたいというふうには考えております。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　よろしくお願いします。

また、健康づくり、今のに関わってなんですが、健康づくりが医療費抑制に効果があると思いますので、こういった健康づくり推進事業の結果、やってみて健康づくり推進事業ってあるわけですが、この結果、例えば喫煙率がどう変わったかみたいなことはいかがでしょうか。喫煙率というのは結構健康づくりについては重要なものの１つとよく言われておりますので、そういったことがわかっておられればお願いいたします。

星川　基健康課長　委員長、星川　基。

小野周一委員長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　喫煙率の推移ということでありますが、推移まで把握しておりません。ただ、16年度の検診受診者だけなんですが、市民全体数字は持っておりませんので、検診受診者については男性36％、女性６％というような喫煙率になっております。

かなり減っているだろうなという感覚はあるんですが、15年度や14年度の数字ちょっと持ち合わせていませんでしたので、推移についてはちょっとお答えできません。

よろしくお願いします。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　啓蒙を図りながら、医療費抑制のための健康づくりということで、結果、効果などを見ながら効果を上げていただきたいなと思いますので、そういったところをぜひ把握していただきたいと思います。

次に、決算の201ページに収入未済額合計２億3,941万円、これは１万円以下四捨五入ですが、これが前年と比べて38.4％増えています。調定額で13.7％の増税となっていましたが、結果としては収入未済額が38.4％増えて収納率が2.58％下がりました。その原因とどのように考えておられるか、そして対策、今後はどのように考えていらっしゃるのか、お願いしたいと思います。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　国保税の徴収率につきましては、今佐藤委員の方からお話あったように、ここ数年年々低下をしてございます。これは、新庄市だけじゃなくて、最上郡内、13市もそうですが、ここ５年ぐらいは年々徴収率は下がっております。新庄市におきまして、38％も今年度未納額が増えたというようなことでございますが、当市におきましては平成15年度に14.1％、それから平成16年度で6.4％の税率改正を行っております。その改定による増額がもろに収納率に影響しているというふうに考えてございます。とりわけ担税力の低い年金受給者の高齢者とか自営業者の未納が増えている状況でございます。

ちなみに、収入済額を見ますと、前年比では収入済額は１億3,850万ほど前年度より増えておりますし、14年度と比較しますと３億1,350万も収入済額が増えているというふうな状況でございまして、収入額が落ちているということじゃなくて、調定額が先ほど申しましたように、税率改正で相当の額、調定額が増えていますので、そういったことで徴収率が下がっている状況にあります。先ほど申しましたように、この傾向につきましては、当市だけじゃなく、郡内、県内、全国的には把握してございませんが、ここ５年ぐらいは年々徴収率の低下の傾向にあります。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　審査意見書の40ページを見ますと、国保税の未納件数が15年度は540件にぐんと増え、さらに16年度は911件と倍近くに増えています。加入世帯8,149世帯中11％もの世帯が未納となっています。そこで、審査意見書を書かれておられる監査委員にお聞きしたいと思います。収入未済額が増えたのは、滞納整理や医療費の適正化対策が足りないからとお考えでしょうか。収入未済額増加の原因について、先ほどは課長さんの方からありましたけども、監査委員としてはどうお考えでしょうか。審査意見書の方には私が言ったぐらいしか書かれていないように思うんですが、監査委員のお考えをお聞きします。

荒川修也監査委員　委員長、荒川修也。

小野周一委員長　監査委員荒川修也君。

荒川修也監査委員　やはり収納率が落ちているというようなことが大きな原因ではないかなというふうに思っております。先ほど担当課長の方からるる申し上げましたが、そういったことも１つの原因ではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　どうもありがとうございます。

続きまして、成果の88ページですが、資格証明書の発行が平成16年度は47世帯、短期保険証の交付

は217世帯に上っており、合わせ264世帯に正規の保険証が未交付ということが出ております。対象は、長期未納というふうに書いてありますが、どのような基準で短期や資格証を発行すると判断されるのでしょうか。

星川　基健康課長　委員長、星川　基。

小野周一委員長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　資格証明書及び短期被保険者証の交付ということについては、国民健康保険法で定められているものに市としての基準をさらにかぶせて適用しているところです。資格証明書については、納期限から１年以上経過しても納付がない、要するに１年以上滞納した場合、そういう場合で特別の事情があると認められない場合となっております。特別の事情というのは、災害に遭ったとか、盗難に遭ったとか、世帯主が病気になったとか、そういうことでごく限られた事情となっております。また、今申し上げました資格証明書の交付対象者のうち、除外するというようなものも市として定めておりまして、完納ではないにしても一定程度納付あったものとか、そういった方には事情を勘案して、資格まではいかないで短期証の発行にするとか、そういったことにしております。なお、短期の被保険者証217世帯に対して交付しておりますが、短期については３カ月間の有効期間の被保険者証でありまして、３カ月ごとに更新しなければならない、その際にいろいろな形で税務課とも一緒になって国保税の納入相談等に応じて、納付の特例とともに安心してお医者さんにかかれるような、そんな方向を目指しているところです。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　どうもありがとうございます。

今のことについてなんですが、倒産やリストラ、失業によって国保加入世帯の生活が苦しくなっております。そういう中で、払いたいとは思っていても払えない世帯が急増しており、市町村が独自に実施する国保税の申請減免を求める声が強まっているように思うのですが、どうでしょうか。税務課長さんに相談に来るような方とかいらっしゃらなかったでしょうか。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　減免についてでございますが、主要施策の成果に関する説明書の15ページに記載してございます。この15ページの記載につきましては、７割軽減と５割軽減というようなことで記載しておりますが、この他に２割軽減もございます。２割軽減につきましては、16年度で、医療分の方ですが、541世帯で163万9,000円ほどの軽減をしてございます。それから、介護分につきましては、16年度で300世帯の117万7,000円の軽減をしているという状況にありますので、それなりに法令、条例等に該当する方につきましては税の軽減を実施している状況であります。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　説明していただきました。ありがとうございます。ただいまのは法定減免についての説明だと思います。滞納世帯がこれだけおられるわけなんですが、この滞納世帯を未然に防ぐためには、申請減免の条例を拡充して生活実態に即した国保税の免除や軽減措置に改善する必要があると思うのですが、どうでしょうか。申請減免について少し言わせていただければ、法定減免に当てはまらないけれども、生活に困っている世帯や収入が著しく減った世帯などが対象になっております。地方税法の第717条では、「地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において水利地益税等の減免を必要とすると認める者、貧因に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該水利地益税等を減免することができる」というふうに書いておりまして、当該水利地益税などの中に国保

税が含まれるとされています。新庄市の場合も申請減免ということで必要だと思うんですが、そういった条例拡充のことが必要でないだろうかと私は思うんですが、お考えをお聞かせください。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　新庄市独自の減免につきましては、新庄市国民健康保険条例の17条で減免の規定がございます。この減免規定に基づいて、16年度におきましては申請が13件で減免該当者が12名で減免額42万5,100円を減免してございます。その減免というか、その申請の理由でございますが、火災が８件、それから服役中が４件の12件の方々を減免してございます。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　ただいま申請減免のお話がありまして大変ありがたいことだと思います。しかし、申請した人の中で該当にならなかったというのがあるようなんですが、どういうことで申請なさったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　16年度におきましては１件だけ該当にならなかったわけですが、その方についての理由というふうなことでございますが、それはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　新庄市も今税務課長さんが言ってくださったとおり、申請減免がありますけども、火災や服役などの場合が該当しますけども、その他で例えば失業とか疾病、貧困により公私の扶助を受けているなども対象にすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。安心して医療を受けるためにもそういった対象を広げるようなこともして、申請減免を拡充して、この１件の方の理由なども多分そこに該当するんでないかと私は想像いたします。かつて相談を受けたときに申請減免してみたけれども、火災や服役でないからだめですというふうに却下された市民の方が何人かおられます。そういう方々のことを考えたときに、住民の命と権利を守るという立場から、申請減免を拡充していく必要があるのではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　今の減免のことにつきましては、先ほど申しましたように、条例で規定されているわけでございますので、その辺国保の担当課であります健康課の方と協議をさせていただきたいと思います。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　ぜひ、滞納したくてわざわざ滞納するような人はいないと思いますし、税金が上がった、収入がなくなった、減ったということでやむなく払えなくなっている方が実際にこの世にたくさん出ておられるわけですから、今こそやはりこういった申請によって減免もできるよということを少し拡充していく必要があるのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、決算の198ページの８の２の１一般会計繰入金の中で法定外の市独自の繰入金ということになりますが、それは幾らでしょうか。

星川　基健康課長　委員長、星川　基。

小野周一委員長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　決算書には５項目にわたっての２億2,700万円ほどの一般会計からの繰り入れいただいているわけですが、これはすべてルール上の繰り入れといいますか、新庄市独自で制度を設けて一般会計から国保に繰り入れているというものはありません。いろいろ一般財源化なり、地方交付税措置なり財源措置がとられておりまして、一般会計の歳入や歳出の方にその数字ありますけども、実際に市

として出しているものというのは、ルールに基づいたものではありますけども、保険基盤安定繰入金のうちの保険税軽減分4,560万その他ありますが、独自のルールではありませんので、佐藤委員の質問からすればないということになります。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　今全国的には、国保会計が全国では、15年度の決算ですけども、赤字になっているところが73％にもなっていると言われております。そして、それを穴埋めするために法定外、つまり自治体独自で一般会計から繰り入れた額が3,821億円にもなると言われております。それだけ国保会計が厳しくなっていることのあらわれであると思います。ここで考えるのは、全国の市町村は７割が一般会計の繰り入れによって国保税の増税を極力抑える努力を行っている自治体が少なくないと思うんですが、それについて御意見はあるでしょうか。

星川　基健康課長　委員長、星川　基。

小野周一委員長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　確かに国保税の状況は、先ほど何回か質問ありましたように、かなり負担の限界に近づいてきているなというのは、実際に徴収に当たっています税務課の職員等の話でもそんな感じは受けています。ただ、この国民健康保険事業というものは、被保険者という特定の者に対して行われる事業でありますので、原則的には被保険者が納める保険税、そして国庫負担等でそれを財源にして運営することとされているわけです。主要施策の成果にも国保加入者は新庄市民の４割ですという数字載っておりますけども、あとの６割の人というのは、他の医療保険に加入して保険料を払って、さらに税金を払ってと、一般会計からの繰り入れというのはその税金、他の医療保険に入っている方の税金もあわせて国保に使わせてもらうということになるわけですから、やはりそう原則踏み外して一般会計からの繰り入れで例えば赤字補てんをする、あるいは国保税の引き上げを抑えるということは、極めて慎重にしなければならないだろうなというふうに思っています。そういうことで、確かにおっしゃるとおり、全国の市町村、危機に瀕していることは間違いありませんが、それは市長会等で強く要望活動を行っております。その一員として新庄市も頑張るということになるかと思います。

小野周一委員長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。認定することに反対討論として佐藤悦子委員。

（３番佐藤悦子委員登壇）

３　番（佐藤悦子委員）　国民健康保険会計決算に反対討論を行います。

その理由は、一番は国民健康保険税の２年連続の値上げによる増税という問題があります。所得割も上がりましたし、また応益割という低所得者に負担の重い増税であります。税負担能力のない人への重税は、国保税を払えない人を増やすことになると再三私は言ってきたわけですが、そのとおりに決算でなってしまったなと思っております。国民皆保険、社会保障制度という趣旨に反することになっているんではないかと思います。

２番目に、国庫負担を増やすように強い運動を引き続き行っていただきたいという要望を申し上げます。特に高齢者医療に対する国庫負担を直ちに引き上げるよう強く求めていっていただきたいと思います。老人医療に対する国庫負担は、1983年には44.9％でしたが、2001年度には31.9％にまで削減されました。これをもとの水準に引き上がれば、国保会計などからの拠出金は抑えられるし、高齢者の患者負担を削減することも可能になります。これが国保会計を安定させる最大の道だと思います。

３番目に、県独自の支出金を求めていく運動もやっていただきたいと思います。県独自の支出金は、山形県はゼロです。北海道では、平成13年度栗山町

に277万4,000円を入れていることを私どもは常任委員会の視察で見せていただきました。山形県にも重要施策として進めるよう求めていただきたいと思います。

４番目に、一般財源を使って国保会計を安定させることは、住民の命と健康を守るという自治体の最重要の仕事だと思います。先ほど言った北海道の栗山町は、平成４年から財政安定のためにということで、3,700万円の補助を毎年行ってきたそうです。平成15年度の国民健康保険の財政状況によりますと、質問でも言いましたが、各市町村が運営する国保の平成15年度の収支は全体で1,074億円の赤字で、赤字市町村は73%にも及んでいます。国保の赤字を穴埋めするために、法定外で市町村独自で一般会計から繰り入れた額は3,821億円の見込みにもなっています。５年間で25%も増えています。全国の市町村で７割が一般会計の繰り入れによって国保税の増税を極力抑えて努力を行っている自治体が少なくないということだと思うのです。

５番目に、滞納を減らす手立てとして、申請による減免措置、特に収入が少ない、ない、などのために払えない方の申請減免措置を設ける必要がやはり今回も強くあったと感じさせられております。

６番目に、保険証の取り上げ47世帯についてですが、資格証の発行というふうに言われておりますが、実際は保険証の取り上げです。これは、医療を受ける権利を取り上げものだと思います。憲法25条１項に、できる限り最高の健康を享受する権利を保障するとあります。保険証の取り上げは、その憲法に反するものではないかと思います。

以上で反対討論終わります。どうもありがとうございました。

小野周一委員長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　他に討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は起立によって行います。

議案第52号平成16年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小野周一委員長　起立多数であります。よって、議案第52号は認定すべきものと決しました。

議案第５３号平成１６年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

小野周一委員長　次に、議案第53号平成16年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　別に討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第53号平成16年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第53号は認定すべきものと決しました。

議案第５４号平成１６年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

小野周一委員長　次に、議案第54号平成16年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　別に討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第54号平成16年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第54号は認定すべきものと決しました。

議案第５５号平成１６年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

小野周一委員長　次に、議案第55号平成16年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件については、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第55号平成16年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第55号は認定すべきものと決しました。

議案第５６号平成１６年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

小野周一委員長　次に、議案第56号平成16年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第56号平成16年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第56号は認定すべきものと決しました。

議案第５７号平成１６年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

小野周一委員長　次に、議案第57号平成16年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第57号平成16年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第57号は認定すべきものと決しました。

議案第５８号平成１６年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

小野周一委員長　次に、議案第58号平成16年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　審査意見書の40ページですが、ここに保険料未納件数16年度207件とあります。普通徴収者数というのが2,074人とのことですから、約１割が未納となっております。その理由はどのようなものと把握されたでしょうか。

設楽忠良税務課長　委員長、設楽忠良。

小野周一委員長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　介護保険の未納者数についてでございますが、この未納につきましては一般会計の税でも御説明申し上げましたが、やはり長引く景気低迷の影響でリストラとか企業倒産による失業者などが増えてございまして、そういった不況の影響が国保税とそれから介護保険料にまで影響しているというふうに考えてございます。滞納者について、税務課の方の納税室中心に徴収に伺っているわけです

が、一般市税を滞納している方と、それから介護保険料を滞納している方もダブっているということで、どちらに重点的に充当するかというようなことも関係もございますが、そういったような状況でやはり長引く景気の低迷が介護保険料まで影響しているというふうに考えてございます。
小野周一委員長　ただいまより10分間休憩いたします。

午前１０時５０分　休憩
午前１１時００分　開議

小野周一委員長　それでは、休憩を解いて再開いたします。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
小野周一委員長　佐藤悦子委員。
３　番（佐藤悦子委員）　今、税務課長からお伺いしたところ、簡単に言えば生活が厳しいお年寄りの方々が介護保険料を払えないでおられる、その苦しさが伝わってくるような気がしました。若いときに一生懸命働いて税金を払ってきたにもかかわらず、高齢になって年金出るか出ないかというわずかな年金からまた介護保険料払えと言われる、この高齢者に対しての冷たい冷酷な政治といいますか、私はそんなものをここから感じさせられております。高齢者から見れば、まさに自分たち高齢者がいじめられているような政治というふうに受け取られても仕方ない状況でないかなと思うんです。そういう意味では、これでおどしになってしまって、これ払わないと結局いざ介護が必要になったときに介護を受けられないということになってしまうよというようなおどしになってしまうことになるわけなんですが、その点どうなんでしょうか。
矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。
小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。
矢口　孝福祉事務所長　今おどしというような言葉が出ましたが、我々職員は決してそのような対処はしてございません。確かに保険料を滞納するとそれだけ１割が３割負担とか、そういうふうなペナルティーがございます。いざ介護のサービスを受けるという段になりまして、いろいろ御説明をうちの方でいたします。その際は、きちっと御理解をいただきまして、保険料をきちっと納めていただいております。今すぐ介護の必要がないという方については、なかなか納めていただけないという方もございますが、いざそのサービスを受けるという段になりますと、全部の方に御理解をいただいて、保険料を納めていただいておるというのが実情でございます。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
小野周一委員長　佐藤悦子委員。
３　番（佐藤悦子委員）　職員の方の大変さというのもまたあるなというふうに伺い、わかりました。本当に大変な努力をなさっているんだなということを感じさせられました。それで、お年寄りの皆さんに対しては、やっぱり生活が厳しいから払えないという方もおられる。今の話では、課長さんの話では払えるんだけど、やっぱり理解できないことから払えない方がいらっしゃるような話だったんですけど、それ以上に生活が苦しくて本当に払えないという方もこれからは出てくるような気もします。介護が必要なんだけど、保険料を払えないし、まして利用料も払えないという方がこれから出てくるのではないかと私は予想するわけです。そういう意味では、そういった方々が出ないように保険料、高齢者に対する介護保険料と利用料の減免措置などが市独自で必要ではないかなと思うんですが、そういったことは考えておられないのか、お願いします。
矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。
小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。
矢口　孝福祉事務所長　条例に保険料の減免基準というのがございますので、それに従って、もし基準に該当になれば減免をするということでございます。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
小野周一委員長　佐藤悦子委員。
３　番（佐藤悦子委員）　これからのことだと思いますけども、先ほどの国民健康保険税の減免の規定

でもあったように、同じような減免の規定になっていると思います。多分災害と服役とか、そういったことが減免になるけど、それ以外の貧困、簡単に言えば貧困、こうしたことによる減免というのはないように思いますので、そこはこれからまだ出ておられないかもしれませんが、これから考えられることですので、そういったことを今後考えていただきたいというふうに要望を申し上げたいと思います。

それから、成果の96ページの施設サービス受給者数が407人と載っておりますが、特別養護老人ホームの待機者数について伺います。

矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。

小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　特別養護老人ホームの待機者の数ということでございますが、本市には２カ所特養がございますが、待機者は69名と110名でございます。この数につきましては、ダブルカウントも当然ございます。今すぐ入所する必要がないけれども、早目に申し込んでおくという方もいらっしゃるというふうに施設側からのお話も聞いてございます。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　この早目に申し込んでいる方というのは、余裕のある方だとは思います。しかし、そういう方だけではないとも思うんですが、いかがでしょうか。把握しておられるでしょうか。

矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。

小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　入所に関しましては、法人との契約事項となっております。私どもがここということではございません。あくまでもサービスを受ける側と法人との契約ということになっております。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　高齢者が人数も増えているわけですし、一生懸命健康に気を付けて亡くなる直前まで元気でいたいというのは誰でも考えていることであります。しかし、短いか長いか、それぞれ個人の違いがありますが、誰かのお世話にならざるを得ない介護の状態に短いか長いだけの違いであって誰でもがお世話にならなきゃいけない立場だと思います。そういう意味で、施設を希望している方が保険料を払っていながら、介護保険料を取られていながら、施設希望しても利用できないという今の状況というのはやっぱり大きな矛盾があると思います。家族の介護力も落ちていることが施設希望者増えていることでもあると思いますし、それはやっぱり社会的ないろんな要因があってそうなっているわけですから、そういう意味では施設をやはり必要な人が入れるようにつくらせていただきたいし、つくるように国が補助を出すべきだと思いますし、そういうことをやっぱり市としては言っていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。国の方では、あとつくらない、つくらせないというふうに言っているように聞いていますが、そうではなくて、やはり新庄市民の側から必要な人たちがいっぱいいるんで、やっぱりあと50人分とか100人分とか必要だからつくらせるように補助をお願いしたい、予算拡充をお願いしたいというようなことが必要だと思うんですが、どうでしょうか。

矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。

小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　先ほど数を申し上げましたが、大分待機をされている方がおいでになるということでございます。このことは、施設の必要性ということを物語っているのではないかなという気がいたします。最上郡の新庄、最上の施設の整備状況でございますが、県内で整備率が1.92、これは高齢者の方の人口に対する割合ということでございますが、平均が1.29でございますが、新庄、最上については2.95と県内でも最も高い整備率を示しております。これは、全国的に見ましても、山形県が全国で４番目でございます。高い方。その中で、最上郡が一番高いという数字がございます。整備率の低いとこから国の考えでは整備をしていくという考えでございま

すので、全国的にも高い、しかも高い山形県でも高いということになりますと、なかなか補助制度、補助制度来年から変わりますが、難しい点があるのではないかなという気がいたします。国の方でも施設から在宅へという考え方がございます。しかしながら、特別養護老人ホームの必要性については、十分理解しているつもりでございます。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　全国的にということでは、ここの新庄市以上に、最上郡以上に全国的に特別養護老人ホームが足りなくて困っている人たちが非常に多いということのあらわれだと思いますし、そういう意味では市長会とか担当者会議とか、さまざまな機会をとらえて特別養護老人ホームの整備を国として最重要かわかりませんけど、重要な公共事業としてやっていただきたいと、こういう予算配分をやっていただきたいというふうに、いろんな運動をしていただくようによろしくお願いを要望いたします。

それから、最後の質問になりますが、成果96ページに介護保険給付費実績の合計が出ていますが、計画と比べて実績は94.22％とのことが載っております。これらは、来年度の介護保険料を決める際の基準になる大切な数字でもあると思うんですが、来年度の介護保険料の見通しはどうあるのか、まだなかったらなかったでいいんですけど、お願いします。

矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。

小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　来年度の見通しということでございますが、平成12年度から介護保険制度が始まりまして、来年度から第３期に入ります。３年ごと、１期、２期、３期ということでございますが、今策定委員会を開催しております。一番大切なことは、来年度から給付、サービスの費用でございますが、どのぐらいになるかということが一番大切なことでございます。その給付費の見積もりを今しているところでございます。それによって保険料が決定されるということでございます。前にもお話しいたしましたが、税制改正等がございます。国から示されるはずの報酬の額とか、まだ示されていない部分がかなり多いということで、現在見積もりの作業中でございますが、なかなかつかみ切れないということがございます。これは、全国どこでも同じでございますが、なるべく早く情報を収集して、給付費の見積もりを出して、適正な保険料の設定ということにしたいと思います。

以上です。

小野周一委員長　他に質疑ありませんか。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

小野周一委員長　新田道尋委員。

１３番（新田道尋委員）　介護保険全般にわたって款項目ございません。見当たらないんで指定できませんので、お許し願いたいというふうに思います。

これ介護だけのみならず、老人保健も健康保険も全部これ共通してかかってくるんですが、一般会計の繰り入れ、介護に関しては２億8,624万7,000円と、こういうふうに監査の意見書の中にあります。書いてありますが、今までいろいろと審議された中でもその給付費の問題が重くかかってくるわけで、なるだけならば持ち出しがないようなことであれば一番いいわけであって、今後介護を見通す今計画のこともお話あったんですが、給付費が上がれば自動的に持ち出しも繰り入れも多くなるというふうなことになるはずです。どういうふうにこれ変わっていくかわからんですが、国県の負担金、これも多くなったからそのパーセント割合負担額を増額していくというふうには必ずしもならないんじゃないかというふうに思います。国も900兆を超える国債があって、県も同様でございます。余裕はどこもないわけで、最終的には自治体がこれ負担せざるを得ないというふうになると私は予想しております。それで、前にも申し上げたことがあるんですが、丈夫で長生きということが最もいいわけで、昨日も敬老の日でいろいろそちこちでお祝いの行事あったんですが、なるだけ重い病気にかからない、介護を受けないような

体をつくっているのがこれ最も重要だというふうに私は思っています。

この成果書の中にも96ページあるんですが、相当な人数、これは12年が始まってからずっと統計をとってみれば、必ずその数字がアップになっているわけです。受ける方ももちろん給付費も上がってきているわけです。これは、見ても見なくてもそういうふうになってくるはずです。それで、老人がどんどん増えてくる、片や少子化で保険料を支払うものが減っていくというふうな現象もこれからずっと何十年、何百年続くかわからないような今状況です。歯どめがかからないというふうなことになっています。

それで、私が今申し上げたいのは、介護だけに関して言えば、介護を受けない要支援ぐらいでとめて、要介護の方に移さない方法をとるべきだというふうに思います。この決算の中にも、もちろん予算の中にもその方法をどうやってやるかというようなものは全然見えてこない。同じく国保の方も老健の方もその方法、手当、どうすればその数字を低く抑えていくことができるかというのが全然見えてこない。項目は別にしても、その中でこの部分でやっているんだというところがあれば一番いいんですけど、そういうことをやっているのかと、対応をやっているのかと。

この間、つい二、三日前のテレビちょっと耳にしたんですが、認知証介護の切り札がグループホームと、こういうふうになっています。2000年には251カ所あったグループホームが今年の８月で7,106というふうに急激に増えてきたと、それだけ介護を受ける、介護といいますか、認知証が増えた。必ずしもイコールじゃないんですけど、どんどん、どんどん増えてくる傾向はあるわけです。これでもまだ施設が足らないということは明らかであって、10年後には認知証患者が250万人になるというふうな推測を立てて、統計上、国そのものがやっているようでございます。そういうような状況から、何としても医療を全部含めて、福祉にも全部影響してくるわけで、ここを抑えないと大変なことになるんだと。ですから、アンケートをとれば今回の選挙の中でも何が一番大事か、何を一番先にすべきか、郵政民営化ではないというような回答があるわけで、第一にはやっぱり年金、医療、福祉の問題だと、それを取り上げてもう少し国民にわかり易い政策を立てて政治に生かしていってもらいたいというのが国民の願いであったはずなんです。そういうような大きい問題の中で、私ども自治体、新庄市にとって負担を少なく抑えるというのが最も重要なこれからの政策だというふうに私は思います。そこで、長くなりましたが、そういうふうなお考え、またこの決算の中で介護に関して方法をとられたかどうか。

それからもう一つ、介護の中の予防介護というふうなことがあるわけで、これ所長もおわかりと思うんですが、この予防介護という言葉がないうち、この間も茨城の大洋村、今合併になってなくなったそうですけども、ここで16年間村長をやった石津政雄という大学院の客員教授が予防介護を徹底してやったということで、予防介護の先駆け者というふうになっています。その話を聞いたわけじゃないんですが、先を見据えた対応をやってきたと、私はその分では大変尊敬しているんですけども、その予防介護というふうなことの内容をとらえているかどうか、その辺もお伺いしたいというふうに思います。

矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。

小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　大きな問題でございまして、今新田委員おっしゃったそのとおりでございます。介護給付費が年々確かに増加しております。本市の場合にとりましても、昨年度比で110.3%、10%増加ということでございます。これが平成12年度、創設当初でございますが、そこから比較いたしますと166.3%というかなりの介護給付費が増加をしております。介護保険に係るいろんな費用を100といたしますと、半分が保険料、半分が国、県、市町村で負担するという仕組みでございまして、国が50のうち25、県と市が12.5%ずつ負担すると、したがいまして給

付費が増加すれば一般会計からの持ち出しも増えるという仕組みになってございます。これも当然年々増えてございます。このままでいきますと、国のお話ですが、約６兆円が将来的には11兆円になるというふうなことで、新しく打ち出してきたのが新予防給付、それから地域密着型サービスと、これを充実させまして、なるべく要介護にならないように、あるいは現在要介護になっておられる方が重症化しないようにという、そういう考え方でございます。

現在もいろんな形で、例えば老健、健康課が担当でございますが、健康課と福祉で連携していろんな講座を開いて、転ばないようにとか、いろんな手立てはしてございます。来年度から新しい予防給付ということになりますと、大きくは運動機能の向上、それから栄養改善、口腔機能の向上、それから閉じこもり予防支援等々に力を入れまして、先ほど申し上げたような状態にならないようにということで打ち出されております。したがいまして、本市についてもそのようなその方向でいきたいということでございます。それにつきましては、今福祉、健康、その他の関係課で何回か来年度についての対応について現在検討中でございます。

もう一つは、地域包括支援センターと、新しく来年度から設立を予定してございますが、そこできちっとしたケアマネジメントをして、なるべく先ほど申し上げたような状態にならないようにしたいということで今検討中でございます。

以上です。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

小野周一委員長　新田道尋委員。

１３番（新田道尋委員）　今これからやろうとしているというふうに私は聞き取ったんですけども、総合的に医療福祉関係を網羅しながら、予防、防止というふうな方向を見出しながら、やはりやっていかなきゃならないと。明らかに我々にも市民にもわかるように、来年度の予算にはこの部分の予算でこういうことをするんだと私ははっきり打ち出した方がいいというふうに思うんです、包括しないで。見えないんです。やろうとする、やっているというところが見えてこない。所長も今お話の中で、将来の不安というものを十分察知しているようですから、これ以上申し上げませんけども、とにかく億単位で今までは12年からずっと見ると億単位、私ども新庄市にとっては大変な歳出、こういうふうに増えていくということはあり得ない。そのためにこれは削れない部分で、何とか勘弁してくれというわけにはいかない。健康保険、老人保健全部何をさておいてもこの分は確保しなきゃならないというような大事な部分でございますから、もう少し慎重、真剣に予防策というものを取り入れて、逆に言えば今まで予算化されていないものを大きくもっと予算を、多くかかるんですから、私は極端ですけども、半分かけてもいいと思うんです、予防のために。そうすればどういうふうな現象が起きるか。医療も下がるし、国保の方も私は予想ですけども、素人ですが、下がるというふうに私は考えられます。その辺を新庄市としてはしっかりと、他がやっているからやるということでなくて、新庄独自、新庄から発進というふうな考えを持って今後対応すべきだというふうに私は思います。その点に対してどんな考え、今健康課でもいいし、どうですか。ちょっと外れますが、健康課長、考えあったら総合的に３つがみんな結びついているわけですから、考えあったらば所長でもまとめていいです。

矢口　孝福祉事務所長　委員長、矢口　孝。

小野周一委員長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　今委員がおっしゃったとおりでございまして、今までも福祉事務所と健康課というのは保健師が健康課へおりますので、うちの方にも１人おりますが、連携しながらやってきました。今まで以上に両課を中心に連携をとりながら、対処していくことが必要だというふうに考えています。予防の施策については十分配慮するつもりでございます。

以上です。

１３番（新田道尋委員）　委員長、新田道尋。

小野周一委員長　新田道尋委員。
１３番（新田道尋委員）　この３つの部門、特別会計の中で相当の金額を投入しているわけです。３つ合わせると大変な金額です。国県の負担金補助あってもそういうふうに膨大な予算を投入しているということは歴然としているわけですから、やはり新庄市のこれからの財政再建に向かって懸命にやっていくわけですから、カットできない部分であるということを念頭に置きながら、対応していただきたいというふうに思います。
以上です。
小野周一委員長　他に質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
小野周一委員長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
小野周一委員長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
小野周一委員長　御異議なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第58号平成16年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
小野周一委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第58号は認定すべきものと決しました。

議案第５９号平成１６年度新庄市
水道事業会計決算の認定について

小野周一委員長　次に、議案第59号平成16年度新庄市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。
本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
小野周一委員長　佐藤悦子委員。
３　番（佐藤悦子委員）　審査意見書に当年度の純利益が9,818万6,125円で、前年度の2.7倍強と書いてありますが、私は約2.8倍の利益になっていると思います。審査意見書にはその利益が大幅に増えた理由は２つあって、１つは県へ払わねばならない受水費が引き下げられたことと、２つ目には管理費の減少があったということで大幅な利益が上がったということです。その一方で、審査意見書の中で未収金が過去５年間で最高になったというふうに述べておりますが、この原因など、対策などどのように考えておられるのか、お願いします。
□橋　敦水道課長　委員長、□橋　敦。
小野周一委員長　水道課長□橋　敦君。
□橋　敦水道課長　審査意見書の結び、昨年度の2.7倍が訂正で2.8という話ですが、これはここに書かれたとおり、16年度から県水の料金が下がりました。その部分と、それから足りない水量を浄水場でつくって、水をつくっているわけですから、この電気料、薬品代が下がったと、それから15年度と16年度の給水量の差だと思います。この３点が下がった要因だと思います。
それから、未収金ですが、未収金は３月分に突出している2,636万2,983円が未収金です。この内容ですけども、企業会計は一般会計と違い、出納整理期間がなく、決算の年度末が３月31日のため月末まで支払いのなかった料金、16年度の未収金を含めた金額が現年度分の未収金残高として残っていますから、このようなちょっと大きい金になっているということです。今現在調べてみますと、平成16年度の未収金として残っているのは、７月末までの数字なんですか、680万程度です。ですからかなりのパーセントで一応未収金の回収を行ったと、そういうこと

です。
　以上です。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
小野周一委員長　佐藤悦子委員。
３　番（佐藤悦子委員）　大変勉強になりました。企業会計で３月31日までで締めなければならないので、そこで未収金というのが大きくなっているけども、その後の回収で大幅に回収になってんだという話を伺って、少しほっとしたところです。
　さて、決算の10ページを見ますと、現金預金というのがあります。ここには約17億円というふうに載っております。17年度の最初の今年度の予算を立てる段階で大体どのぐらいに16年度は現金預金になるだろうかという資料があったんですが、それは16億7,000万円だったんで、結局決算はやってみたら予定よりも4,000万円現金預金が増えております。そういう意味では、現金預金が過去最高となっています。これは、先ほど課長さんがおっしゃった理由によるもので、最大の理由は県に支払う受水費が下がったことだと思うんです。この県の受水費を下げるときにどんな話になったかということを振り返ってみますと、山形県は水がきれいでおいしいのに、とにかく全国一水道料金が高いということを言われて、山形県の中でも新庄市が最も高い部類になっているということで、他から来た、越してこられた市民の方が新庄市は本当に水が高くて困ったなというのをよく聞かされまして、そういうことから県としても水道料金を下げる手立てを打たねばならない、こういうふうに県知事が認識なさって、そして県の受水費を下げる努力を県がやってくれたと思うんです。それがあって、新庄市では現在過去最高の17億円もの現金預金になっております。そういう意味では、水道料金引き下げを１回検討したことがありますが、やはり改めて検討する必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
□橋　敦水道課長　委員長、□橋　敦。
小野周一委員長　水道課長□橋　敦君。
□橋　敦水道課長　決算書の10ページの流動資産の現金預金17億1,273万1,218円が今まで過去になく最高の数字だから、これを利用した水道料金の値下げの可能性があるんじゃないかと、そういうことですね。
　（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）
□橋　敦水道課長　最初に、ちょっと佐藤委員も御存じだと思うんですけども、17億円の内容についてちょっとお話ししたいと思います。17億円の要するに骨組みというのは、１つは減債積立金、要するに起債がちょっと危険になってきたとき起債にやる分ということで、今現在９ページの剰余金の案に書かれているんですが、5,000万をプラスしますと３億2,700万、約です。それから、建設改良積立金とございます。これも法的なやつということで、これも6,000万を案として計上しまして、トータルで３億7,500万ほどになっています。合わせますと、約７億ぐらいですか、この金が要するに法的に積んでいる金と、そういうことになります。ですから、現金が17億あっても実際に使える金というのは、差し引きますと約10億、そのぐらいの金額になるということです。この10億の中身というのは、損益勘定留保資金といいまして、要するに水道には３条予算、要するに営業費用、それから資本費の４条予算てあります。この４条予算の中の資本的ですから、建設する工事費を足りない分を会計処理上補てんすると、そういう財源の１つとしてうたわれています。ですから、水道料金の値下げと、要するにこの17億円のこれは全く関係ないことと私は思われます。
　以上です。
３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。
小野周一委員長　佐藤悦子委員。
３　番（佐藤悦子委員）　水道料金と全く関係ないというお言葉ですけれども、このお金というものはもともと何かなと考えますと、やはり税金であり、そして足りない分は借金ですし、あと市民からのいただいている水道料金、これらがこの会計になって、お金、現金が出てきているわけです。１年間の水道料金として集めるお金よりもはるかに多くのお金を

簡単に言えば積み立てていると、お金を持っていると、こんな大きなお金を私は、本当は何のために使わねばならないかと考えれば、市民のために使わねばならないと思うんです。市民の声としては、新庄市は大変水がきれいで大変いいところなんだけれども、水道料金が高いというのが市民のずっと続いている声だと思うんです。そういう意味では、市民のためにどう使うかと考えたときに、まず高い水道料金を下げて、もともと水道料金を払ってきたお金が余って出てきたわけですから、少し引き下げて、市民の生活をほっとさせるというふうに使うのは、私は行政の姿勢として本当にありがたいというか、当然のことではないかなと思うんです。そういう考え方に立って考えていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

□橋　敦水道課長　委員長、□橋　敦。

小野周一委員長　水道課長□橋　敦君。

□橋　敦水道課長　先ほど話しましたように、その目的から言いまして、信頼できる水道を目指してということで、要するに今のある施設を何があってもすぐに壊れない、あったらすぐに修理できると、そのような信頼できる水道、要するに今工事をやっています石綿管布設替、老朽管布設替、それに浄水場の耐用年数等を迎えていますいろんな器具関係、この器具の方に一応充てて、間違いない水道をつくっていくと、そのように考えています。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　市民の声としては、高い水道料金を下げてもらいたいという声がやっぱりあるということを受けとめながら、払い易い水道料金にしなきゃいけないということも考え方としてあるということをまず要望としておきたいと思います。

それから、決算の６ページの３の５に加入金というのがありますが、加入金ではなくて営業収益に入るのかな、どちらかはちょっとわからなくてお聞きするんですけど、水道を開栓する、あるいは水道をとめるとかというときに1,000円のお金を取られているように思うんですが、これはどこに入っているのでしょうか。

□橋　敦水道課長　委員長、□橋　敦。

小野周一委員長　水道課長□橋　敦君。

□橋　敦水道課長　参考資料の附属書類です。20ページをご覧ください。収入の営業収益、３目の４節です。手数料です。453万1,170円、督促・開閉栓手数料外とありますよね。これに入っています。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　営業収益に入っているという話でしたけども、これを取っていないところもあるのではないかとお聞きしたんですが、市民の方から言われたことなんですが、使わないんだけど、閉じていてその家を使わないでいるので使わないでいるんですけど、やっぱり時々行って掃除をしたりしなきゃいけないと、そうなったときに閉じている水道をわざわざ1,000円出してあけてもらわねばならないという、そしてまた閉めてもらわねばならないということで、こういう場合日常的には使っていなくて、たまたまちょっと点検ぐらいの感じで掃除しなきゃいけないときに、こういうお金を払わねばならないのだろうかと、ないところも聞いているがと、こう言われたんですが、そのことについてはいかがお考えか、あるいは市民の声などあったらお願いします。

□橋　敦水道課長　委員長、□橋　敦。

小野周一委員長　水道課長□橋　敦君。

□橋　敦水道課長　今の開閉栓の手数料は、新庄市だけかも、私ちょっと調べていないのでわからないんですけども、企業会計の独立採算性でいきますもんですから、これには簡単に言えば人代、それから車代、ガソリン代というふうにかかるわけです。その分の経費ということで一応1,000円をお願いしているところです。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　市民の中に実際これから

使うんであれば、使うお金の中で営業収益になる水道料をがっちり払うわけですから、高い水道料を払うわけですから、せめてちょっとあけ閉めして掃除する程度のことだったりする1,000円とか、あるいは実際に今度新しく入る人が1,000円払わねばならない、あるいはやめるときにまた1,000円払わなきゃならないというような、それは本当は水道を利用したそのお金でもらっているわけですから、私としてはこれだけ収益も上がっているわけですし、せめてあけ閉めの栓代ぐらいはこの営業収益から出ていますから、お金はもう相当、このぐらいはなくなるくらい、なくしても別に市民サービスが少し向上して水道ありがたいなと、1,000円取られたんじゃなくて、ああ、今度飲めるんだな、うれしいなと、そういうふうに真っすぐ喜べると、そんなふうに気軽に入れるように、利用できるように、そこを他の市も見ながら、決算これ大幅な黒字でありますから、そこを市民に還元するような改善は考えられないのかなと思うんですが、どうでしょうか。

□橋　敦水道課長　委員長、□橋　敦。

小野周一委員長　水道課長□橋　敦君。

□橋　敦水道課長　大変いい意見で、今後とも各市の状況を見ながら、一応参考にしながら、ただ給水条例等でうたっていますんで、そのような条例の改正等も出てきます。ですから、一応参考意見として聞かせてもらいます。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　もう一つお聞きしますが、決算の30ページに企業債明細書、というのがあります。ここに利率の5.5％以上のものが計算間違いでないかなと思いますが、大体５億円です。去年度のときには、１年前は５億4,000万円でした。これが4,000万円ぐらい減っただけなんだなと１年で思っているんですけど、これ借り換えがもしもできれば５％ぐらい節約になるということは、何千万円もまず元本を今払っているくらい毎年節約になるなと思います。そういう意味では、借り換えすることになれば大幅な節約になり、またこれも市民に還元できるような黒字になってまいります。そうですから、借り換えをやっぱりここで強く、ここでも強くお願いしていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

□橋　敦水道課長　委員長、□橋　敦。

小野周一委員長　水道課長□橋　敦君。

□橋　敦水道課長　29から30ページの間の企業債の明細書の一応高利子の分の借り換えができないかと、そういうことですね。

（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

□橋　敦水道課長　実際今年度で借り換えする予定のものが１つございます。平成２年度公営企業金融公庫からお借りしました960万、これが6.7％の利率をこれを借り換えとして予定しています。この１本しか今んところできないという状況です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　１つでもきるということは他のところも本当はやれるはずだということで、これからも強く借り換えをさせていただきたいという運動をやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

□橋　敦水道課長　委員長、□橋　敦。

小野周一委員長　水道課長□橋　敦君。

□橋　敦水道課長　簡単に言えば、ここに種類として載っています大蔵省資金運用部、それから公営企業金融公庫との契約事項ということになりますよね。それですから、この度は平成２年度のこの部分だけを借り換えしたと、要するに許せばの借り換えできると、そういうことですから、相手方の意思にも関わってくるわけです。

以上です。

３　番（佐藤悦子委員）　委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長　佐藤悦子委員。

３　番（佐藤悦子委員）　相手方はできないというふうにいろいろ言っていることはわかります。そし

て、多分公営企業の方の融資についても前はできないと言っていたんだと思うんです。それがこちらの自治体側からの強い運動によって少しずつ、じゃこれ許すかとかとなってきたと思うんです。そういう意味では、相手がだめだ、許さないからといって言わないという立場ではなくて、言っていくということで、市民の利益を守るという、立場で頑張っていただきたいと思うんです。

□橋　敦水道課長　委員長、□橋　敦。

小野周一委員長　水道課長□橋　敦君。

□橋　敦水道課長　わかりました。

小野周一委員長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第59号平成16年度新庄市水道事業会計決算の認定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第59号は認定すべきものと決しました。

閉　　議

小野周一委員長　以上をもちまして本決算特別委員会に付託されましたすべての案件についての審査を終了いたします。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

ここで一言委員長よりごあいさつを申し上げます。各委員の活発な質疑のもと、平成16年度決算、議案第51号から議案第59号までの９件の審査につきましては、委員の皆様方の心あたたまるご協力に感謝申し上げましてお礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

午前１１時５３分　閉議

決算特別委員会委員長　小野周一

平成１７年１１月臨時会会議録

平成１７年１１月２４日　木曜日　午前１０時００分開会

議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２２名）

１番	奥　山　省　三　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
６番	斎　藤　義　昭　議員	７番	渡　部　平　八　議員
８番	清　水　清　秋　議員	９番	小　嶋　冨　弥　議員
１０番	小　野　周　一　議員	１１番	遠　藤　敏　信　議員
１２番	佐　藤　　隆　議員	１３番	新　田　道　尋　議員
１４番	沼　澤　恵　一　議員	１５番	中　川　正　和　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千　與　三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	髙　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（２名）

５番	斎　藤　　敏　議員	１６番	森　　儀　一　議員

出席要求による出席者職氏名

市長	髙橋榮一郎	総務課長	八鍬長一
政策経営課長	武田一夫	税務課長	設楽忠良
市民課長	国分政嗣	環境課長	鈴木吉郎
健康課長	星川基	農林課長	坂本孝一郎
商工観光課長	羽賀千尋	都市整備課長	小笠原謙一
下水道課長	中部力	会計課長	矢口喜一郎
福祉事務所長	矢口孝	神室荘長	奥山栄
水道課長	髙橋敦	教育委員長	伊藤輝昭
教育長	佐藤博	教育次長	奥山芳彦
学校教育課長	小野和夫	生涯学習課長	大江雅夫
生涯スポーツ課長	黒坂光悦	選挙管理委員会委員長	小関俊也
選挙管理委員会事務局長	田口五郎	監査委員	荒川修也
監査委員		農業委員会	

事　務　局　長　　渡　部　秋　夫　　事　務　局　長　　斎　藤　友　一

事務局出席者職氏名

局　　長	田　中　紀　雄	総　務　主　査	森　　隆　志
主　　査	沼　澤　順　子	主　　査	佐　藤　嘉　信

議　　事　　日　　程

平成１７年１１月２４日　木曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　新議員の紹介及びあいさつ
日程第　２　新議員の議席の指定
日程第　３　会議録署名議員指名
日程第　４　会期決定
日程第　５　新議員の常任委員の選任
日程第　６　議案第６５号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　７　議案第６６号新庄市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　８　議案第６７号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開　　会

清水清秋議長　おはようございます。ただいまの出席議員は22名であります。欠席通告者は斎藤　敏君、森　儀一君の２名でございます。

それでは、これより平成17年11月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第１新議員の紹介及びあいさつ

清水清秋議長　日程第１新議員の紹介及びあいさつを行います。

この度市議会議員の補欠選挙におきまして当選されました奥山省三君を御紹介いたします。

それでは、奥山省三君、登壇し、ごあいさつをお願いいたします。

（奥山省三議員登壇）（拍手）

議　員（奥山省三議員）　おはようございます。

ただいま紹介いただきました奥山省三でございます。市民の安心して暮らせるまちづくりと、それから市政の発展のために全力を尽くしたい所存でございますので、皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、終わらせていただきます。どうかよろしくお願いします。（拍手）

日程第２新議員の議席の指定

清水清秋議長　日程第２新議員の議席の指定を行います。

奥山省三君の議席は、会議規則第４条第２項の規定によりまして、議長において議席番号１番に指定いたします。

日程第３会議録署名議員指名

清水清秋議長　日程第３会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において小嶋冨弥君、柴田忠志君を指名いたします。

日程第４会　期　決　定

清水清秋議長　日程第４会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長　おはようございます。ただいまより議会運営委員長の報告を行います。

去る11月17日午前10時より議員協議会室において、委員７名出席のもと、執行部より関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました11月臨時会の運営についての協議をいたしたところであります。

会期につきましては、この度提出されます案件は議案３件でありますので、11月24日、本日１日限りと決定いたしたところであります。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でござ

いますので、委員会付託を省略し、本会議で審議していただくことといたしましたので、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長　お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日11月24日１日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、会期は本日11月24日、１日と決しました。

日程第５新議員の常任委員の選任

清水清秋議長　日程第５新議員の常任委員の選任を行います。

新議員の常任委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、奥山省三君を総務常任委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、奥山省三君を総務常任委員に選任することに決しました。

議案３件一括上程

清水清秋議長　日程第６議案第65号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第８議案第67号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの３件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（**髙橋榮一郎市長**登壇）

髙橋榮一郎市長　おはようございます。臨時会の御出席、誠に御苦労さまでございます。ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の第65号から67号までの３件の議案につきまして御説明申し上げます。この３件につきましては、国家公務員の給与改定に鑑みまして、本市職員の給与改定に関連する議案でございますので、一括して御説明申し上げます。

議案の第65号でありますが、新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第66号新庄市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一般職の職員の平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置を特別職の職員及び教育長に支給する期末手当に適用させないため、必要な改正を行うものであります。

今年度の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告につきましては、給料の0.3%一律引き下げ、配偶者に関する扶養手当の引き下げ及び勤勉手当の0.05月引き上げとなっております。また、山形県職員の給与改定に関する人事委員会の勧告につきましては、給料及び扶養手当の改定については、国家公務員と同様でありますが、勤勉手当については据え置きとなり、異なった勧告となされました。

市におきましては、財政再建計画に基づきまして、平成15年度より人件費の独自削減を行っております。主な内容につきましては、期末手当の削減であり、平成16年度には支給月数を0.3カ月削減するなどによりまして、１億1,160万5,000円の職員人件費の削減効果を生み出しております。

議案の67号新庄市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、これは財政再建計画に基づく職員人件費の独自削減、

これを優先させまして、３月末までの給与について改正を行うものであります。その内容といたしましては、行政職給料表を改正いたしまして、給料を一律0.3%引き下げるとともに、12月の期末手当を支給する際に、年間給与における官民の均衡を図るため、本年４月の給与及び６月に支給した期末手当及び勤勉手当に関係調整計数等を乗じて算出した額、これを減額調整して支給いたします。また、配偶者に関する扶養手当、これを１万3,500円から１万3,000円に引き下げますが、財政再建計画、これを優先させまして、期末手当を1.45月から1.503月といたします。

以上の改正によりまして、職員人件費の平均4.6%削減、これを継続いたしまして、本年度当初の削減額であります２億2,215万1,000円、これを確保いたします。

よろしく御審議をいただきまして、御決定くださいますようお願い申し上げます。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第65号、議案第66号、議案第67号につきましては、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第65号、議案第66号、議案第67号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番(佐藤悦子議員）　市長の説明によりますと、国の国家公務員の方の人事院勧告で給与を0.1%引き下げ、それから配偶者の扶養手当の引き下げということと、勤勉手当の国の引き上げ、この人勧に沿ったやり方であったということと、もう一つは市の財政再建のための独自の削減ということも言っておられましたが、今回の内容は私なりにこれだけで見ますと、給与表が下がるということと、それから配偶者の扶養手当が500円下がるということで、職員にとっては大変厳しい内容でないかなと思うんです。

これは人事院勧告だと言いますが、私としては今の財政難からも来るのかもしれませんが、国の財政難及び市の財政難の原因は何なのかということを、私は顧みてみる必要があるんじゃないかなと思うんです。職員の給与を引き下げるということは、職員に責任を負わせるということになるわけですが、私は財政難の原因は職員の給与にあるわけではない。職員に財政難の責任があるというふうに私は見るとおかしいと思います。

そういう意味で、職員の給与引き下げになるようなことについては、財政難の責任を負わせるような形になって、おかしいのではないかと、考え方として。私は国の財政難及び市の財政難の原因は働く職員が起こしたものではないと、こう見ておりますが、その点についてどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　まず、人事院勧告でありますが、一定の労働に関するいろんな権利を制限されている地方公務員でありますから、第三者機関であるそういう勧告制度を尊重してやっていくべきものというふうに思っております。そういう意味では、勧告を尊重しながら、なおかつ昨年度から取り組んでおります新庄市としての財政再建計画、これを優先した上でこの度の給与改定を行うということであります。

職員にだけというお話もございますが、これまで何回も議論してきておりますが、こういう内外の厳しい情勢を乗り切っていくためには、職員、そして議員の皆様、それから特別職、あわせて再建計画の線に沿って、今は乗り切っていかなければならないということで、そういう合意のもとに市職員についても平均4.6%の独自削減を実施しているところでありますので、そういう全体的な

観点から御理解をいただきたいと思います。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　これを見たときに特別職ということで見ますと、特別職の場合にはこの12月手当が100分の145が100分の150.3ということで、上がる形になっていると思うんですが、それは本当に上がる、特別職だけは上がることになるのか。特別職と、それから教育長ですね。そのことについてもう一度お願いします。

それから、財政難の考え方についてですけども、確かに国の財政難というのは、市の財政難も共通しておりますけども、それは何から来たかというと、決して働く職員の人件費から来ているものではないと。これは決算などでも、その人件費の動きなどを見てきても、それが財政難を引き起こした大事な問題ではない。国についてもそうです。公務員の賃金下げろとか、人数下げろとか、小さな政府とか、そういうふうなことを盛んに政府は言っているようですけども、それは本当の財政難の原因を見せないというか、言わせないためのものでないかなと思うんです。

国と財政難の原因というのは、一番大きいのはアメリカと一緒になって、アメリカから言われて公共事業を1990年代から毎年50兆円やると、こういうようなことを約束してきた、これが一番の原因です。そういう問題を続けることと、それから大企業だけが税金をまけてもらってきた、そういったことで税金が入らなくなってきた、こういったことが非常に大きな財政難の原因であったと。そこについて大きくメスを入れるべきであって、働く職員を減らしたり、人件費を減らしたりというのは、私は間違っていると思うんです。

そういう意味で、市においても働く職員の給与を減らすということで、一方で仕事が増えているというふうに財政再建計画のいろんな話の中に仕事が増えていると書いてありますし、そういう中で人件費を減らすということは、職員のやっぱり健康や生活を脅かすものになると、私はそう思うんです。それでは本当に市民のために落ちついた、ゆとりを持った対応ができない、笑顔が出せない、それは当然じゃないかなと思うんです。

そういう意味で、人件費を削るというやり方ではなくて、特別職については……特別職というのは議員や三役、教育長、こういったところに私は限定して考えますが、高額と思えるような特別職の給与については削減するべきだと思いますが、それ以外の職員について、給与削減にするというのは、私は市民サービスを低下させることになる、そういうことになるんでないかなと思うんです。むしろ残業手当をちゃんと出すべきだし、給与も下げないでゆとりを持って暮らせるように、余裕を持って仕事できるようにしてやるべきだし、これは市役所の職員の給与を減らすということは、購買力も、物も買う力も落ちる、地域にとって。そういうことにもつながるんでないか。地域経済に対する影響も大きいんではないかと思うんですが、どうでしょうか。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　まず、最初に特別職との関係でありますが、条例の組み立て方はこういう仕組みになっております。先ほど市長が説明申し上げましたとおり、他の特別職、教育長の給与に関する条例については、一般職の条例の準用ということになっていますので、そういう条例の組み立て方になっております。したがいまして、提案理由にもありますように、一般職の給与の改定はこの内容で行いますが、特別職については影響させませんよという今回の改定であります。

なぜ適用させないのかということですが、特別職の12月の期末手当は1.7月でございます。1.7月。一般職の期末手当は1.6月であります。そこから財政再建ということで、議会提案によりまして20%、報酬月額に直しますと８％のカットになっております。市長につきましては77%、給料の月額に直

しますと30％のカットということにしているわけです。

一方、職員については、1.6月の期末手当と0.7月の勤勉手当が支給されているんですが、財政再建期間中は0.3月、６月で0.15、12月で0.15を削減いたしますということで、その他の例えば管理職手当の削減などもありますが、平均で4.6％のカットになっているわけであります。まず、その点を御理解いただきたいと思います。

この度の人事院勧告につきましては、国の人勧では0.05月の勤勉手当の増額改定をしていますが、再建期間中ということを鑑みまして、新庄市としては0.05月の勤勉手当の改定はしないということであります。給料表の改定については、0.3％の給料表で下がっていきますから、財政再建をしていくために職員並びに特別職の人件費の削減をして、向こう３年間頑張っていきましょうということで昨年確認をしたわけでありますから、職員の下がった分については、4.6％は継続して削減していきましょう、そのためにそれ以上のカットになるわけであります。給料表の改定をそのまました場合には。それに見合う分については、12月の期末手当、これを0.053月、これを増やして……増やしてといいますか、カットを抑えて4.6％の削減を継続していくという考え方になっています。

なお、扶養手当につきましては、これは制度の改正でありますから、500円ということでありますが、68人が影響しますが、全体的なそういう制度の改定ということで理解していただきたいというふうに思います。

それから、財政難の原因についていろいろおっしゃいましたが、見解の相違もございますが、私ども地方公共団体は毎日休むことなくサービスを提供していかなければなりません。それが市民生活の安全、安心を守っていくことだと思います。そういう点では、そのためにも持続してサービスを継続していくためには、職員人件費も含めまして、全体で考えていかなければならないということで、減らすことが目的ではありませんので、しばらくの間は我慢して、お互いに市民サービスを継続させるために頑張っていきましょう、そういう点から出発しているということを御理解いただきたいと思います。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　そうしますと、市職員については、まずは同じになるようにした、今までの計画と同じになるような給料をもらえるように考えたと。それから、ただ１つ、扶養手当は制度上ということで、制度が下がっているので、これにあわせてマイナス500円で、68人がマイナス500円ということになるということだと理解いたしました。

もう少し突っ込んでというか、特別職についてなんですが、このままで見た場合に、特別職については増やす、財政再建ということでそれぞれ特別職の給与引き下げを削減してきたわけですが、この条例が通っていきますと、特別職は増えるということに、12月手当が増えるということになるのではないかということで、もう一度お聞きしたいと思います。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　65号、66号については、職員の調整する部分を適用させないという条例でありますので、増えません。同じです。議員提案なされたとおりでありますから、同じであります。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号新庄市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議がありますので、起立採決いたします。議案第67号については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

閉　　会

清水清秋議長　以上で11月臨時会の日程をすべて終了いたしましたので、これで閉会いたします。御苦労さまでした。

午前１０時２７分　閉会

新庄市議会議長　　清　水　清　秋

会議録署名議員　　小　嶋　冨　弥

〃　　〃　　柴　田　忠　志

平成１７年１２月定例会会議録（第１号）

平成１７年１２月９日　金曜日　午前１０時００分開会
議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２４名）

１番	奥　山　省　三　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千　與　三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	髙　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市長	髙橋　榮一郎	総務課長	八鍬　長一
政策経営課長	武田　一夫	税務課長	設楽　忠良
市民課長	国分　政嗣	環境課長	鈴木　吉郎
健康課長	星川　　基	農林課長	坂本　孝一郎
商工観光課長	羽賀　千尋	都市整備課長	小笠原　謙一
下水道課長	中部　　力	会計課長	矢口　喜一郎
福祉事務所長	矢口　　孝	神室荘長	奥山　　栄
水道課長	髙橋　　敦	教育委員長	伊藤　輝昭
教育長	佐藤　　博	教育次長	奥山　芳彦
学校教育課長	小野　和夫	生涯学習課長	大江　雅夫
生涯スポーツ課長	黒坂　光悦	選挙管理委員会委員長	小関　俊也

選挙管理委員会 事務局長	田口五郎	監査委員	荒川修也
監査委員 事務局長	渡部秋夫	農業委員会 事務局長	斎藤友一

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第1号）

平成１７年１２月９日　金曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　市長の就任あいさつ
日程第　２　会議録署名議員指名
日程第　３　会期決定
日程第　４　市長の行政報告
日程第　５　議案第７１号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の設定について
日程第　６　議案第７２号指定管理者の指定について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

日程第　７　議案第６８号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定について
日程第　８　議案第６９号新庄市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定について
日程第　９　議案第７０号指定管理者の指定について
日程第１０　議案第７３号指定管理者の指定について
日程第１１　議案第７４号新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１２　議案第７５号指定管理者の指定について
日程第１３　議案第７６号字の区域及び名称の変更について
日程第１４　議案、請願の各常任委員会付託

（一括上程、提案説明）

日程第１５　議案第７７号平成１７年度新庄市一般会計補正予算（第５号）
日程第１６　議案第７８号平成１７年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第１７　議案第７９号平成１７年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１８　議案第８０号平成１７年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）
日程第１９　議案第８１号平成１７年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第２０　議案第８２号平成１７年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
日程第２１　議案第８３号平成１７年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第２２　議案第８４号平成１７年度新庄市水道事業会計補正予算（第２号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第１号）に同じ

開　　会

清水清秋議長　おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。欠席通告者はありません。

それでは、これより平成17年12月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第１号）によって進めます。

日程第１市長の就任あいさつ

清水清秋議長　日程第１市長の就任のあいさつをお願いします。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　おはようございます。12月定例会に御参集、誠に御苦労さまでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、冒頭において、この就任のごあいさつをさせていただくことになりました。誠に私にとって光栄であり、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

この度多くの市民の方々、そして議員の皆様方から大変御支援をいただきまして、引き続き市政を担わせていただくことになりました。この間、皆さん方から多くの方々からいただいた力強い励まし、御協力については、改めて心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

多くの期待を感じるわけでありますが、それにこたえるために、今まで以上に大胆、そしてまたかつ繊細に、そしてリーダーシップを発揮しながら、すべての市民が将来ともに安全、そして安心して暮らせるようなまちづくり、これを目指していく所存であります。私の政治信条であります「いい人～いい街～いい暮らし」、この実現を図るべく、皆さん方からいろんな点で御指導やら御協力をいただきながら、今後とも邁進していく所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

また、言うまでもありませんが、少子高齢化の進行もありますし、また今回国調の発表がございましたが、新庄市においても５年前から見ると1,435人の人口減というふうな数字が発表されました。また、経済の低成長、これもなかなか、首都圏においては相当明るい兆しが見えているというふうな話がございますが、我々地方にとってはまだまだそれが実感としてわかないと、このような状況の中で、国、県、地方とも地方分権あるいは三位一体の改革等々を通じて、いろんな形で揺れ動いているというふうな状況にあろうかというふうに思います。そういうふうな中で、どのような時代環境においてもしなやかに対応できる地域社会のシステム、これをつくり上げていきたいというふうに感じております。そして、時代に誇りを持って託すことができるたくましいふるさとづくり、これに邁進していきたいというふうに考えておりますので、どうぞひとつよろしく御指導のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

これらのことを実現に向けて、今回私の選挙公約の中で８つの柱、これを掲げました。そして、その優先施策と具体的な課題解決策あるいは事業の推進方向を市民の皆様方にお示しをしたところであります。これらの具現化に当たりましては、今ももちろん進行中でありますが、市の行財政の構造改革、これを一段ともう加速をさせまして、議員の皆さん方はもちろんでありますが、市民の方々とも十分に話し合う視点、そしてまた参加をしていただいて、市民と行政の協働によって、一

つ一つ着実に実現してまいる所存であります。このことについては、課長会議においても提起した施策、これを効率的、効果的かつ意欲的に展開するように指示をしたところでありまして、また１月にはそれぞれの課長からこの実現に向けた取り組みのヒアリング等々も行いながら、一日も早くいろんな課題を解決、そしてまた実現に向けて頑張る所存でございます。

ただ、これを実現するためには、いつも申し上げておりますが、やはりこの市の執行部、私を含めた執行部と議会の皆さん方とは常に両輪というふうなことでございますので、議員の皆さん方から御理解と御協力を得ないとなかなか先へ進めないというのが現状であります。是は是、非は非とただしながら、しっかりと議論をさせていただいて、この新庄市の明るい展望を一日も早く見出すようにこれからもひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

いろいろな形で皆さん方から御支援をいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げるとともに、これからの４年間、私も誠心誠意全力を振るって、この地域の発展のために頑張ることをお誓い申し上げて、一言就任に当たってのごあいさつにさせていただきたいと、このように思います。誠にありがとうございました。

よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　それでは、議会を代表いたしまして、私から一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

ただいま就任されました髙橋榮一郎市長に一言お祝いの言葉を申し上げます。髙橋市長、５期目の当選を果たされましたこと、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げるところでございます。

ただいま市長から力強い就任のあいさつあったわけでございます。その中には８つの柱という公約の内容にも、あいさつの中にあったわけでございますが、ただいま御承知のとおり、社会は本格的な地方分権時代に入っておる中であります。昨今はその地方分権に置かれる三位一体改革の中で、各次々と報道されているように、いろんな形で三位一体の内容がどんどんと法律化されて今報道されてきております。そういう中で、我が新庄市を見ますと、非常に財政再建問題をはじめとした諸課題が山積しているところでありますので、そのような状況であればこそ、ただいまの市長の力強い発言のあいさつの中にあったことを、特に我々のリーダー、指揮者としてのリーダーシップを発揮していただいて、そしてまた行政手腕をいかに発揮するか、それが今後の新庄市の未来を左右することは言うまでもないかと思います。

我々も議会としての機能を十分発揮しながら、ともに新庄市の明るい郷土を築き上げるために頑張っていきたいと改めて今感じているところであります。

髙橋市長におかれましては、この新庄市を市民誰もが愛せる、そしてまた名実ともに最上の中心都市として築き上げ、また誇れるまちを築き上げられることを御要望申し上げ、一言お祝いの言葉といたします。

誠におめでとうございました。

日程第２会議録署名議員指名

清水清秋議長　日程第２会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において小野周一君、森　儀一君を指名いたします。

日程第３会　期　決　定

清水清秋議長　日程第３会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長　おはようございます。これより議会運営委員長の報告を行います。

去る12月２日午前10時より議員協議会室において、委員６名出席のもと、執行部より関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました12月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、お手元に配付してあります平成17年12月定例会日程表のとおり、本日から12月19日までの11日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

この度提出されます案件は、議案９件、補正予算８件の計17件であります。

案件の取り扱いにつきましては、議案第72号が地方自治法117条の規定により、議員の除斥に該当いたしますので、他の案件と分けて扱うことになります。また、議案第71号も関連がありますので、議案第72号と同様の取り扱いといたします。議案第68号から議案第70号までと、議案第73号から議案第76号までの議案７件につきましては、本日一括上程し、提案説明後、総括質疑を受け、常任委員会に付託し、審査をしていただきます。議案第77号から議案第84号までの平成17年度補正予算８件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会の付託を省略して、12月19日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問でありますが、今期定例会の質問者は10名でありますので、１日目５名、２日目５名に行っていただきます。質問時間は答弁を含めて１人50分以内といたしますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長　お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月19日までの11日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、会期は12月９日から12月19日までの11日間と決しました。

平成１７年１２月定例会日程表

会　期	月　　日	曜	会　議　別	場　　所	開議時刻	摘　　要
第１日	12月９日	金	本　会　議	議　　場	午前10時	開会。市長の行政報告。議案（２件）の上程、提案説明、質疑。議案（７件）の一括上程、提案説明、総括質疑。議案、請願の常任委員会付託。補正予算（８件）の一括上程、提案説明。

会　期	月　　日	曜	会　議　別	場　　所	開議時刻	摘　　要
第２日	12月10日	土	休　　会			

第３日	12月11日	日				
第４日	12月12日	月	本　会　議	議　　場	午前10時	一般質問 小野周一、髙山和男、 小嶋冨弥、柴田忠志、 石田千與三の各議員
第５日	12月13日	火	本　会　議	議　　場	午前10時	一般質問 沼澤恵一、今田雄三、 金　利寛、遠藤敏信、 佐藤悦子の各議員
第６日	12月14日	水	常任委員会	産業建設（議員協議会室）	午前10時	付託議案の審査
				文教厚生（議員協議会室）	午後１時30分	付託議案、請願の審査
第７日	12月15日	木	常任委員会	総　　務（議員協議会室）	午後１時30分	付託議案の審査
第８日	12月16日	金	休　　会			本会議準備のため
第９日	12月17日	土	休　　会			
第10日	12月18日	日				
第11日	12月19日	月	本　会　議	議　　場	午前10時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算の質疑、討論、採決。

日程第４市長の行政報告

清水清秋議長　日程第４市長の行政報告をお願いいたします。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　今定例会における行政報告は２点御報告申し上げます。

第１点目でありますが、北新町団地の受水槽室、この天井の吹きつけアスベスト、これの処理について御報告申し上げます。

本市の公共施設におけるアスベスト使用の状況については、昭和62年に確認、そして措置をいたしました萩野中学校に加えまして、今年度の調査で北新町団地、これに受水槽室があるわけでありますが、その天井にアスベスト使用の可能性があったため、山形県工業技術センターに分析調査、これを依頼しておったところであります。その結果でありますが、11月８日付でアスベストが認められるというふうな試験の成績書が出されました。その試験結果を受けまして、庁内において吹きつけアスベスト対策検討チーム、これを設置いたしまして、この措置に伴う協議を行ったところであります。

また、一方最上総合支庁の方にも報告を行いまして、この問題の担当部署である環境課と、処理に伴う法手続等の協議を行いまして、11月14日、対策検討チームの検討会におきまして、市民生活の安全第一というふうなことから、このアスベストを完全除去することで一致いたしまして、緊急にその措置を講ずることにいたしました。

除去の方法でありますが、既存の屋根全部を撤去する葺き替えとして早急に対応することにいた

しました。この結果を受けまして、11月16日付で業者への見積もり依頼、これを行いまして、22日に業者決定、そして24日に契約を締結いたしまして、着手したところであります。また、法的な手続など、今後必要な届け出等を行いまして、アスベストの吹きつけ材の完全除去、これについては12月末の工程で現在進めているところであります。なお、屋根の葺き替えの完了は１月20日、これを予定しているところであります。

２点目でありますが、最上中央公園の指定管理者の決定について御報告申し上げます。平成15年の９月２日に地方自治法の改正がありました。それまで公共団体あるいは公共団体が２分の１以上出資する法人に限定されておりました公共施設の管理については、地方公共団体の指定を受けた指定管理者が管理を代行することができるようになりました。

この自治法の改正を受けまして、県では17年６月24日、これは山形県の公報の1653号でありますが、これにおいて最上中央公園他西蔵王公園あるいは悠創の丘等々、８つの公園について指定管理者の募集を行ったところであります。御承知のようにこの中央公園につきましては、第19回の全国都市緑化フェアが平成14年に行われたところでありまして、その後毎年県と新庄市が管理委託契約を締結して、本市がこの公園の管理を行ってきたところであります。

御承知のとおりこの公園については、まちづくりの拠点として計画整備された公園であり、そのため市民と連携しながら市全体のまちづくりを進めていくと。そして、地域の活性化を図っていくための重要な公園というふうにとらえております。市民の緑化に対する意識の高揚と知識の普及を図りながら、市民が主体となって住民参加による花と緑の豊かな潤いのあるまちづくりの基盤というふうな位置づけでありますので、引き続き管理を行うため、今年の７月12日に指定管理者へ応募する旨、これを山形県の県知事あてに報告をいたしたところであります。

その後、この募集要綱に基づきまして、管理者への指定申請を行いました。県においては、この応募の取りまとめを行いまして審査委員会を開催いたしまして、業務の遂行能力、また管理運営に関する基本理念、また施設の運営管理、自主事業計画、危機管理、これの５項目について審査を行って、指定管理者の候補者を決定して、県議会の９月定例会の議決を経て、10月の28日でございましたが、正式に本市が指定管理者として指定されたところであります。この募集につきましては、本市を含めまして３団体の応募がございました。この応募者の中で、最高得点となりました本市が最も適当な候補者というふうに認められたというふうなことでありまして、この指定の期間については、18年の４月１日から21年の３月31日までというふうになっております。

以上２点、御報告を申し上げます。

日程第５議案第７１号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の設定について

清水清秋議長　日程第５議案第71号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の設定についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

（**高橋榮一郎市長**登壇）

高橋榮一郎市長　議案第71号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の設定について御説明申し上げます。

本案は本市で設置している児童センター及び児童館におきまして、施設の効果的あるいは効率的な管理運営に向けまして、現行の条例の全部を改正いたしまして、指定管理者制度、これを導入し

ようとするものであります。

主な改正の内容といたしまして、利用時間、休館日及び指定管理者による管理の基準、これを明確にして、指定管理者が行う業務の範囲を加えたものであります。

よろしく御審議をいただいて、御決定くださるようお願い申し上げます。

清水清秋議長　それでは、これよりただいま説明のありました議案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　私は指定管理者の指定については、地元の人たちにお願いする立場であるという方向についてはいいというふうに支持、賛成です。しかし、次の点が確実に子供たちの保育なり、子供たち、市民に対するサービスなりが低下してはならないし、より充実した内容になってほしいという立場から質問させていただきたいと思います。

そこで、この地元の指定管理者に管理させるに当たって、節約なるのが１館当たり700万ぐらい節約なるという話を聞いておりますが、その理由というのが、一番が保育士の賃金がそのぐらい節約なるというのが、一番大きい節約の理由のようです。その保育士の賃金についてですが、嘱託職員並みの賃金ということを聞いておりますが、せめて保育士の労働条件を、短大卒保育士の初任給の年収並みに保証をすべきではないかなと。それだけの立場で、そこまで考えてやる必要があるんではないかなと思うんですが、その点どう考えておられるのか。

それから、障害児などの特別保育が必要な子供の入所が升形に今まであったと聞いております。そういう意味では、これからもそういう子供が出てくることが考えられるわけで、そのときに指定管理者だけに責任を負わせてしまいますと、障害児を断ることにもなってしまいかねない。あるいは他の子に手がいかなくならざるを得ない、そういうことがありますので、そういう場合は保育士を増やせるように市で責任を持つということも考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは長時間保育など、親の要望があるとお聞きしております。それは本当にそうだろうと思います。そういった必要な経費が出てきた場合については、市がやはり市の子供として、運営費について親の要望を受けながら加算するなど、市が責任を持つ必要がある。そうしないと、保育士と親たちなりの問題になってしまって、管理者としては大変だと思うんです。そういう意味では、市が責任を持つということをやっぱりそういった面、今明らかにしておく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　３点の御質問でございました。

経費の節減あるいは人件費についてでございますが、指定管理者制度導入の目的は、民間の能力を活用するということが大きな目的でございますが、それと同時に経費の節減ということも大事な目的でございます。今お尋ねの人件費につきましては、11月17日に文教厚生委員協議会を開催した際に、その点に関しまして議員から御意見がございました。その点に関しましては、保育、集団指導と申しておりますが、保育の安定性、それから構成員の身分の安定性等を勘案しまして配慮するというお答えをしておりましたので、そのようにしたいというふうに思います。

それから、２番目の障害児関係でございますが、現在も障害の持っておられる子供さんに対しましては、加配をしておりますので、そういう方向でいきたいと考えております。

それから、長時間保育、延長といいますか、そういう考え方も管理委員会の方でございますので、具体的には時間あるいは構成員のローテーション

等を含めまして、詳細についてはこれから話し合いをしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　また追い打ちをかけるようでありますけども、保育士の賃金のあり方について、嘱託職員並みの賃金ということになって、具体的にどのぐらい……じゃない、今回考慮するということですので、それでは嘱託職員並みの給料よりもよくなるように考えていきたいというお答えだったんで、大変ありがたいことだったと思っております。

なお、職員もこれから車ももちろん持っていなければ、自由自在に通勤とか仕事、これからできないわけですし、またひとり暮らしすることも考えれば部屋も借りなきゃいけない、そのお金も自分で出せるようにしなきゃいけないし、その後結婚もし、子育てもしというふうになったときに、いつまでもやはり低い賃金のままでいたときに、この仕事で子供を育てられないなというふうになって、別の職場に行かざる……あるいはもしかしたらアルバイトしなきゃいけないというようなことになっても困るわけですし、本当にその地域で子供たちのために全身全力で頑張って、頑張り続けてもらえるような職員にするためには、やはり賃金の安定といいますか、子供も持って、子供も育てられるぐらいの、今の保母さんたちがやっておられるような、そういう体系を人間としてやっていけるような保証をこれから経費節減だけでなくて、やはり地域で子育てしていけるような賃金体系を考えながら、運営費を考慮していただきたいという要望を申し上げて終わりたいと思います。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　中川正和君。

１５番（中川正和議員）　この児童センターの設置及び管理に関する条例の設定でございますけれども、今佐藤悦子議員からお話がありました嘱託職員並みの給与の維持をするというようなことでありますけれども、こういうものについては、役所が介入すること、これは市が介入するというよりも、今度市から民間に移るわけですから、民間の給与状況、それから同じ保育園、児童館、そういう人たちの保育士の給与体系状況、こういうものを踏まえて算出するのが当たり前であって、市の給与状況にあわせるというのは、私はいかがなものかというふうに考えるわけです。

それと、児童センターが今度民間に移るわけでございますんで、確かに時間、それから延長保育、そういうものについてのお話もあったと聞いております。そういうものについても、やはり今度民間に移るわけですから、残業制度とかそういうもので対応していただいて、やはり市役所から離れた者に対して市役所の給料を参考にするというのは、私はいかがなものかと思いますんで、行政の方ではそういうことまでタッチするのかどうか、その点を聞いておきたいと思います。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　給与のお話出ましたけども、これはあくまで主体は管理委員会にございます。管理委員会の自主性ということでございますので、しかしながら、予算というものがございます。管理委員会の意向に沿った形で予算も勘案しながら給与等を決めていくということになろうかと思います。

先ほど申し上げましたように、民間の活力と同時に経費の節減という大きな目的がございますので、市職員の給与と同じということにはならないかというふうに思います。

以上です。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　中川正和君。

１５番（中川正和議員）　わかりました。

それで、やはり行政の方で給与体系というのは

非常に管理委員会では定めにくいと思います。そうでありますから、同業種、その児童館とか保育園、そういうものに対する同業種の給与体系の参考意見を持っていってあげるとか、民間のそういう状況はどうなっているのかという点を参考に、管理委員会に提示をして、その中で決めていただくのが私は妥当だと思うんです。

それから、その地域に根差した管理ということでありまして、それによって保育業務が支障があるんではないか、落ちるんではないかというような話も議論されたと聞いておりますが、やっぱり市役所の職員がやっておれば業務が、保育業務に対するそれが必ずしも最高の位置であるのかどうか。

それから、民間の保育士が携わったときには、落ちるんだという、そういう話の内容について、役所の方ではどういう考え方を持って説明をしたのかちょっとお聞きしたいと。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　給与のお話からまいりますけども、先の全員協議会で民間の保育所の給与等も参考にさせていただくというふうに私は申し上げましたので、そういう方向でまいりたいと、そういうふうに思います。

それから、本来は集団指導、あえて保育と言いますが、保育に関しまして、確かに現在の保育のレベルを維持できるのかという問題については、各館ともそういう心配がございました。７回あるいは８回、いろいろ話し合いを続けていく中で、構成員につきましては、きちっとした資格を持っておられる方を採用し、さらに研修等についても参加できるような形でやるというお話をしていく中で、管理委員会、地元の方々もそれなら大丈夫ではないかなというふうな感触を得たと。私としては感触を得たというふうに考えております。

以上です。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　中川正和君。

１５番（中川正和議員）　大体その話し合いの内容に、私の聞いた部分と大体似てきておるようだというふうな答弁だったと思います。ですから、やはり役所ですると間違いなくて、民間ですると間違いが起こる、こういうような概念を捨てないと、民間のそういう指定管理者制度が育たないと思うんですよ。

それで、民間から雇った保育士についても、市役所が雇った保育士についても、保育士は保育士のちゃんとした資格を持っているわけですから、そういう部分をやはり地元の子供さんを預ける親御さんに、十分やっぱりそういう面を民間でも、私が聞いておるには逆に民間の方がサービスいいと聞いております。そういう部分をやっぱり、役所の方から私どもよりいいですよなんて言いにくいと思います。ですから、そういう部分を心配のないように、私どもも目を配りまして十分な対応をさせていただくというようなことを、ぜひ心配のしないような保護者の方々に説明をしていくのが指定管理者制度の育成につながると私は思うんです。そういう点を踏まえて、これからの部分をよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

清水清秋議長　他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程第６議案第７２号指定管理者の指定について

清水清秋議長　日程第６議案第72号指定管理者の指定についてを上程いたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、渡部平八君の退席を願います。

暫時休憩いたします。

午前１０時３８分　休憩
午前１０時３８分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（**髙橋榮一郎市長**登壇）

髙橋榮一郎市長　議案第72号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

提案の理由につきましては、議案末尾に記載しておるとおりでありまして、新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

この指定につきましては、児童センターの事業に対し、地元意識が高まり、地域の子供は地域で育てるという意識の高揚が期待できること。また、地域に密着した施設の管理運営が可能となり、利用者の声をこれまで以上に運営に反映することが期待できることなどを考慮いたしまして、地元で組織した団体とし、萩野児童センター管理委員会、これを指定管理者として指定することにつきまして提案するものであります。

また、指定の期間でありますが、これは18年の４月１日から20年の３月31日までの２年間というふうにするものでございます。

御審議をいただきまして御決定くださるようお願い申し上げます。

清水清秋議長　それでは、これよりただいま説明のありました議案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　ただいま渡部議員が退席されましたけども、つまりはこの団体の委員長というのは渡部議員の親族の方ということなんでしょうか。だから退席ということになったんでしょうか。そのことについてちょっとお聞きしたいんですけど。

清水清秋議長　そのとおりでございます。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　そうであれば、地元の方にお願いするというのには反対ではないんですけれども、前に私指定管理者制度について、この議場でもどういう団体なり、個人、団体なりに指定するかというときに、議員及び市長などの本人及び親族、関係者の指定になりますと、癒着といいますか、そういうような問題などもなりかねないのではないかということで、それはできるだけ避けるようなことも必要なんでないかというふうに私は質問したわけなんです。

そこで、当時課長さんがそれも一応参考意見として伺っておくというふうに言ってくださったように思うんですが、その点についてはどのように検討なさったのか、総務課長にもお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　私に何をお聞きしたいんでしょうか。総務課長としてお答えするということは。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　指定管理者の制度を導入するときの話についてなんですけども、そのときにどういう団体を指定管理者にするかというときに、市長や議員などの親族や本人、それらの関係者が指定管理者になった場合、これは委託というか、このお金は税金なわけでありまして、それを受ける側になる人たちがこれを決める、提案する市長だったり、決定する権限を持つ議員だったり、その関係者となりますと、どうしても利益といいますか、そちらに引っ張ったり引っ張られたりする癒着といいますか、そういったことも心配されるということを私は前に質問したことがあります。

そういう意味で、団体ということであれば、議員の親族の方に、委員長ならないように考えていく必要もあったのではないだろうかと思うんです。個人の利益ではないかもしれませんけれども、どうしても親族になったということで、責任がそこの方になってきますから、そういう決定機関である議員の親族というのが指定管理者になるというのは、まずいような気がすると私は思うんです。これまでも議員が公共工事などを請け負う立場になってはならないというようなこともあったように思いますし、そういったこととも非常に近い問題があるんではないかなって思うんです。

それは、私は福祉事務所長の立場で答える問題ではなくて、やはり指定管理者を指定するという時に、一番要になるのが総務課長でありますし、そういった癒着などということがあってはならないという立場で、どういう歯どめをかけていくつもりなのか、そういう心配は今までなかったのか、考えたのかということでお聞きしたいんです。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　指定管理者、私の方の管轄で申し上げますが、法律上といいますか、長あるいは議員本人、または親族が経営する会社等も指定管理者として指定することができますかということがございまして、それは構わないという、法的にはございます。

今回の萩野児童センターの管理委員会につきましても、これにつきましては地元のＰＴＡ、それから民生児童委員、それから区長、母親クラブ等、地元の方々が団体をつくって管理委員会を運営していくと、そういうふうな形で、今いろんな関係の方がいらっしゃいますが、その中でたまたまＰＴＡの会長である渡部正七氏が委員長として選ばれたという経緯にございます。例えば升形の方なんかは母親クラブの会長さんがなっているわけでありまして、指定管理者制度の管理委員会の長という立場と、市との利害関係といいますか、そういうふうには当たらないというふうに考えております。

以上です。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

６　番（斎藤義昭議員）　議長、斎藤義昭。

清水清秋議長　斎藤義昭君。

６　番（斎藤義昭議員）　この指定管理者制度については、市の財政事情から考えて、いろいろこういう方向で進んでいるわけなんですが、私もこの児童館の指定管理者制度については、所長の方から計画の段階で聞きました。まだ結果として聞いておりません。後で資料でもとってもらいたいと思います。この指定管理者制度、いい方向に進んでいるわけですが、この計画の段階で、私も所長の方に地元でありますし、できる範囲で協力しなければ当然できないことでありますし、するつもりでおります。この指定管理者制度をつくる段階で、この指定管理者制度をつくるそのものだけで進んだのか。

それから、今の児童館の状況を見ますといろいろあるわけですね、定員とか入館者とか。そういうもの、全体のものを考えて指定管理者を進めたのかどうか。ただ今の段階で、さっき申したように、まず指定管理者をつくりましょうというような内容で進めたのか、その辺ひとつ。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　全体といたしましては、行革の中で小さな市役所づくりという関係でございますが、民間でできることは民間にお任せするという立場から進めてまいったところでありますが、児童館、児童センターにつきましては、指定管理者制度の一般的な考え方は、公募というのが一般的な考え方であります。例えば法人とか株式会社とか、そのような方にお任せするという点もございますが、児童館、児童センターにつきましては、そこに通っておられる子供さん方が、その狭い地域の子供さんだという現実がございます。したが

いまして、公に公募するよりは、地元の方々で本当に自分たちの子供は自分たちで育てるという考え方から運営していただいた方がより効果があるという考え方で、今回も公募によらず、地元の方々で管理委員会をつくっていただいてやっていただきましょうという私どもの考えで進んできたわけでございます。

６　番（斎藤義昭議員）　議長、斎藤義昭。

清水清秋議長　斎藤義昭君。

６　番（斎藤義昭議員）　私の発言はちょっと先走った質問になったと思いますけれども、ただ今の児童館の内容を見ますと、この間も私聞き違いかどうかわかりませんけれども、50名に対して26名といいましたか、入館者が。で、ちょうど当初が50名の定員にして、来年から学校へ入るという段階でもう50人超えておったんですよ。だから、今の段階で50名の定員に対して26名といっても、そのレベル、クラス、年代も相当下がっていると思うんですよね。来年からじゃなくて２年間入館する、３年間入館する、下がってなおさら26名だと思うんですよ。

それにあわせて、今のこれからの萩野の児童館というものを、内容を、そういうものをチェックしながら、それに対応して、例えば50人の入館者に、20人になったら当然３人の者が、先生が２人でいいわけで、そういうものも具体的に今後出てくると思うんですよ。その辺は別に具体的なものを話はなくて、今回まずつくりましょうという段階だったのかと、そう聞いたわけです。大体内容がわかりましたので、終わります。

清水清秋議長　ありませんか、他に。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　この72号と、後から出てくる75号も関連するんですけども、そのことがありまして、実は前の議会運営委員会にこの件が説明されておりました。そこで、私も少し疑義がございまして、質問したところでございましたが、その後福祉事務所長の方からＱ＆Ａという１つの質問と回答ということで、自治体における問題点というようなことで、コピーを頂戴しました。

その中では、いわゆる兼業禁止の規定、そういうものには当たらないと。自治体の長や議員本人、または親族が経営する会社とか、そういったものにも指定管理者として指定することができるんだという項がございました。それによって、これについては問題がないんだというふうなことをお答えいただいたというふうに記憶しておりますが、その下の方に、しかしながら、指定管理者の選定は公の施設の設置の目的を効果的に達成する観点に立ち、公正になされなければならないことは当然であり、条例によって適切な選定の手続が定められるべきものです。

なお、各地方団体の判断により、条例で長や議員本人、または親族が経営する会社は指定管理者になることができないとすることも可能ですというふうな説明もあるわけです。その辺については、どういうふうなお考えをなされたのか、お聞きしたいと思います。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　先ほどの長や議員本人、または親族が経営する会社も指定管理者として指定することができるか。答えはできるということについては、おわかりいただけたと思いますが、その次の公の施設の設置目的及び効果的に達成する観点に立ち、条例によって適切な選定の手続が定められると。選定の手続については、私は平成16年の12月の新庄市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例で、その手続については、きちっと規定されたものというふうに考えます。

それから、最後の条例で指定管理者になることができないこととすることも可能ですということでありますが、いわゆる上位法の方で差し支えないという回答でございますので、このとおりでよかろうかなというふうに考えます。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　議会において議員が関係する項にわたって、このような質疑をなされる場合には議員が退席しなきゃいけないということで、今渡部議員が退席をしているわけですが、そういうことも含めて、今佐藤議員が質問したことも関連するわけですが、いわゆる公正にこういったことがなされなければならないということは当然でありますけども、それがもしかしてそういうふうなことにならないような状態になったときに、市として指定管理者を指定するというふうなことについて一般市民からも疑義がなされるのかなというふうな、いわゆるそういったことの起こらない方法をとらなければいけないのかなというふうな考えがあるもんですから、質問しているわけです。

　その１つとしては、経営管理委員長として指定管理者の、これは萩野児童センター管理委員会の委員長として、たまたまＰＴＡ会長であった渡部正七さんが選ばれたんだということです。この方については、その児童館についてのいわゆる運営については、余り実権がないんだというふうなお話を聞いておったんですけども、例えば今後そこの職員の採用とか、あるいは何か人事権、そういったものについてもいろんなことが生ずるとすれば、その方々について、例えば村の人たち、就職のあっせんとかあるいは依頼とか、そういうものがあったときに、そういう方々についての権限というのはどういうふうになるのか、その辺もちょっとお聞きしたい。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　まず御理解いただきたいのは、いわゆる利益を目的とするような会社とか、そういう団体ではなくて、地元の皆さんが地域の子供は地域で育てようという熱意のもとに管理委員会を組織して、地域コミュニティーといいますか、そういう中で子供たちを健やかに育てていこうという、そういう熱意を持っております。実際選定委員会の中でもそういうお話もお聞きしております。

　まず、そのことと、あとそれから利益を目的とした団体ではないということでありまして、あくまでもそこの地域に根差して個人がそれを経営する、そういう団体ではないということでひとつ御理解をいただきたいと思いますし、法的な問題については、先ほど福祉事務所長が言われたように、法的にひっかかるものはないというふうに思っております。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　地元の方々の熱意あるいは善意あるいはボランティア、その辺のことについては私は十分に理解しているつもりですが、ただ今のような時代に仕事がないというようなときに、働き口が見つからないというような人たちが資格を持っていながら仕事につけないというようなときに、そういった地区の場所で地元で働けるんだというふうなことがあれば、何らかの形でその職場といいましょうか、そういうところに就職をしたいというふうな希望が出てくると思われます。

　そういうときの、つまりそういうふうな指定を受けた人たちについては、職員の採用とか、それについては全然実権がないんだよとか、そういうことにはならないんだよというふうなことがあるとすれば、それはいいと思いますけども、そういうことも将来あるんだよというようなことがあるとすれば、つまり職員を採用するとかあるいは誰かにお手伝いを頼まなきゃいけないと、そういうことがあるとすれば、そちらの責任者あるいは館長とか、そういう方々がその任に当たらなければならないのかなというふうな考えがありますので、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　職員の採用等につきましては、管理委員会が全体として公平な立場で決定するというふうに思います。

清水清秋議長　他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ここで渡部平八君の復席を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午前１１時０１分　休憩

午前１１時０２分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

ただいまより10分間休憩いたします。

午前１１時０２分　休憩

午前１１時１２分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

議案７件一括上程

清水清秋議長　日程第７議案第68号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定についてから日程第13議案第76号字の区域及び名称の変更についてまでの７件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　議案第68号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定について御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、人事行政の運営等の状況、これを公表する制度が創設されました。これを実施することについて必要な事項を定めるものであります。

続いて、議案第69号新庄市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定について御説明申し上げます。地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴いまして、これまで長期継続契約を締結することができるとされていた電気、ガス、水の供給、電気通信役務の提供及び不動産の貸借等の他に、翌年度以降にわたり、物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約等についても、条例で定めることにより、長期継続契約が可能となったため、新たに条例を設定するものであります。主な内容といたしまして、電子計算機あるいは複写機等の賃貸借契約並びにそれらに付随する保守点検業務委託と、施設管理のうちの警備業務、さらには一般廃棄物の収集運搬業務委託について長期契約ができるようにするものであります。

議案第70号指定管理者の指定について御説明申し上げます。提案の理由につきましては、議案末尾に記載しておりますとおり、新庄市の火葬場であります新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。指定管理者の指定につきましては、火葬場にふさわしいサービスの向上とその効果的な管理運営が図られるものと判断し、株式会社ヌマザワを指定管理者として指定することにつきまして提案するものであります。また、指定期間は18年４月１日から20年３月31日までの２年間とするものであります。

議案第73号指定管理者の指定について御説明申し上げます。提案の理由につきましては、議案末尾に記載しておりますとおりでありますが、新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の指定につきましては、児童館の事業に対し、地元意識が高まり、地域の子供は地域で育てるという意識の高揚が期待できることなどを考慮いたしまして、地元で組織した団体とし、升形児童館管理委員会を指定管理者として指定することにつきまして提案するものであります。また、指定の期間は18年４月１日から20年３月31日までの２年間とするものであります。

議案第74号新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。新庄市立角沢小学校は、校舎の老朽化が進み、全面改築ということで進めてきたところでありますが、児童の減少をはじめ社会状況の大きな変化もありまして、角沢小学校学区の４地区と、同校ＰＴＡを対象に意見交換会を開催してまいりました。児童に適正規模の学校で学ばせたいという御意見によって、早い時期での統合を望むという保護者並びに地域の総意としての意思決定をいただきました。このことについては、昨年の９月議会と10月の全員協議会で御報告申し上げておりますが、教育委員会としても個を大切としながらも、適正規模の集団の中で切磋琢磨して、社会性、向上心が育つ教育環境で児童を学ばせたいというふうなことで、準備を進めてまいったところであります。角沢小学校を廃止いたしまして、平成18年４月１日から角沢、大谷地、清水、芦沢地区の在住の児童を日新小学校において教育するため改正するものであります。

議案第75号指定管理者の指定について御説明申し上げます。提案の理由につきましては、議案末尾に記載しておりますとおり、新庄市民球場、新庄市武道館及び新庄市民スキー場の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。指定管理者の指定につきましては、施設の利用調整から維持管理に至るまで、一連の管理運営業務を適切に図られるものと判断いたしまして、新庄市施設振興公社を指定管理者として指定することにつきまして提案するものであります。また、指定期間は18年４月１日から20年３月31日までの２年間とするものであります。

議案第76号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。本案は県営経営体育成基盤整備事業小泉地区におきまして土地改良事業の施行の結果、従来字の区域と定めていた道路、水路及び土地の区画がすべて排除され、新たな区画に基づいた道路、水路及び圃場が設置されたことに伴い、これに基づいて新たな境界を設定することにつきまして、地方自治法第260条第１項の規定により御提案申し上げるものであります。

以上、よろしく御審議をいただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

清水清秋議長　それでは、これよりただいま説明のありました議案７件について総括質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　議案第70号の火葬場を株式会社ヌマザワに指定管理者の指定を行うことについてお聞きしたいと思います。

利用者の意見を運営に反映させるにはどうするかという手だてをお考えになっているか。定期的な市民による運営協議会などが設置される必要があると思うんですが、その点どう考えておられるのかお聞きします。

それから、２つ目は火葬場の利用料値上げにならないような歯どめはどのようになっているのかお尋ねします。火葬そのもの以外の利用料金などで利用料が実質値上げなどはないのか。例えば利用者の飲食物の持ち込みを断るようなことはしないかお聞きします。

３つ目は、葬儀をこの会社では行っているわけなんですが、葬儀もあわせてしなければならないような状況をつくり出される可能性はないのかお聞きします。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　火葬場についての指定管理となる団体というふうなことで、株式会社ヌマザワというふうな提案でございます。それでもって、ヌマザワさんは専門の葬儀屋さんというふうなことでございますけども、利用者の平等な利用の確保がなされるかどうかという点で、特に同業者もおりますので、それらについて、視点でもっていろいろと話し合った、ヒアリングした経過がございますけども、とにかくヌマザワ色は絶対出していかないというふうな形の中でやってきております。また、それから市民、利用者と、余り利用していただきたくない施設ですけども、利用される方、親族の方々について、これからもアンケート調査等も含めてやっていくというふうなこともやっております。

　また、利用料金の値上げについては、最上町さんもございます。新庄市では今年の７月から有料というふうな形でやってきておりますけども、今現在のところ最上町さんも当然私どもの方も、新庄市も値上げというふうに、利用料金の、使用料の値上げというふうには考えておりませんので、その辺は指定管理者となる団体、ヌマザワさんの方にそういった旨もお話はしております。

　以上でございます。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　もう一度再質問というか、同じことをちょっと言わせていただきますが、定期的な市民による運営協議会なども設置する必要があると思うんですが、その点どうかということと、もう一つは火葬そのもの以外の利用料金などで、利用料が実質これも有料とか、この有料とか、そんな形で取られるようなことはないのか。飲食物の持ち込みは今は無料でできると思うんですが、そういったものが断られるようなことはないのか。

　あと、葬儀をあわせてしなければならないような状況をつくり出される可能性はないのか、そういったことについて話し合われたのか、話し合った内容などをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　これまでヒアリングといいますか、プレゼンテーションを行ったわけですけども、それらの審査過程等については、公表しないというふうな形にしておりますので、この場では申し上げることはできません。

　ただし、そういった先ほども申し上げましたけども、株式会社ヌマザワは葬儀屋さんでございますけども、必ずヌマザワでなければだめだというようなことは絶対あり得ないと。でないと、平等性が保たれないというふうなことになりますので、そういったことは絶対ないというふうに思っておりますし、これからもそういうふうな形はならないというふうにしていきたいというふうに思いますんで、ひとつ。

　あと、それから運営協議会ですか、市民で。環境課の方も定期的に火葬場を訪問したりしながらやっていきますので、運営協議会等については、設置する予定はございません。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第１４議案、請願の各常任委員会付託

清水清秋議長　日程第14議案、請願の各常任委員会付託を行います。議案、請願の委員会の付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託をいたします。

平成１７年１２月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
総務常任委員会 議案（２件）	ｏ議案第６８号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定について ｏ議案第６９号新庄市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定について
文教厚生常任委員会 議案（６件） 請願（１件）	ｏ議案第７０号指定管理者の指定について ｏ議案第７１号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の設定について ｏ議案第７２号指定管理者の指定について ｏ議案第７３号指定管理者の指定について ｏ議案第７４号新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会名	件名
	o議案第７５号指定管理者の指定について o請願第８号最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての請願
産業建設常任委員会議案（1件）	o議案第７６号字の区域及び名称の変更について

議案８件一括上程

清水清秋議長　日程第15議案第77号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第５号）から日程第22議案第84号平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第２号）までの補正予算８件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　議案第77号から議案第84号までの一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

議案第77号一般会計補正予算は、歳入歳出にそれぞれ１億5,166万4,000円を追加いたしまして、139億1,921万9,000円とするものであります。

今回の補正内容の主な点について申し上げますと、第１点目は職員給与費の補正であります。11月24日の臨時会において御可決いただきました給与条例の改正に伴い、所要額を見直すもので、一般会計では1,865万2,000円の減額となります。

第２点目は除排雪に要する経費を追加しております。朝の通勤通学路線確保のための業務委託料、これを9,400万、路線の排雪時におけるダンプ等の借上料、これを2,500万追加いたしております。

第３点目は、最上広域市町村圏事務組合分担金の見直しであります。平成16年度分は2,141万4,000円の返還がありまして、歳入予算の増、平成17年度分は178万を歳出予算から減額いたしております。

第４点目は、18年４月から業務がスタートいたします地域包括支援センターの設置準備費用として、在宅老人福祉費及び高齢者介護支援費に477万8,000円を追加いたしております。

第５点目は、角沢小学校が日新小学校に統合することによる費用並びにさんさんプランにかかわる教室改造費として230万円を小学校管理費に追加いたしております。また、18年度更新の中学校教師用指導書購入のための債務負担行為600万円の設定がございます。

最後に、一般会計の補正財源のうち１億4,600万円ほどが一般財源となっております。そのうち市税が2,000万ほど、広域分担金の精算返還金が2,000万、さらに普通交付税から7,300万ほど追加をいたしております。

続いて、議案第78号国民健康保険事業特別会計は、9,479万9,000円を減額いたしまして37億4,853万8,000円に、また議案第79号交通災害共済事業特別会計は、494万円を追加いたしまして1,488万8,000円に、議案第80号老人保健事業特別会計は、２億4,136万4,000円を追加いたしまして36億7,848万8,000円に、議案第81号公共下水道事業特別会計は、226万9,000円を減額いたしまして15億7,779万4,000円に、議案第82号農業集落排水事業特別会計は、1,716万7,000円を減額いたしまして8,991万4,000円に、さらに議案第83号介護保険事業特別会計は、2,310万7,000円を減額いたしまして24億740万9,000円となっております。

私からの説明は以上でありますが、各会計の詳

細につきましては、政策経営課長並びに水道課長に説明させますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　それでは、私の方から補正予算書に基づいて説明を申し上げます。

議案第77号新庄市一般会計補正予算（第５号）について御説明申し上げます。１ページをお開きください。一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ１億5,166万4,000円を追加し、補正後の総額は139億1,921万9,000円になります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、２ページから５ページまでの第１表歳入歳出予算補正を後ほどご覧ください。

次に、６ページの第２表債務負担行為補正でありますが、平成18年度において中学校教師用指導書が改訂されます。指導書の納入や支払いは18年度予算での対応となりますが、今年度中において購入先と売買契約を締結する必要性から、債務負担行為を設定するものであります。

第３表地方債補正ですが、地方債活用事業の事業費が確定したことによる限度額の減額と減税補てんと臨時財政対策につきましては、許可予定通知に基づく変更であります。

10ページからの歳入でありますが、初めに１款市民税、個人現年分ですが、今年度賦課決定額から平成18年度へ繰り越される特別徴収額等を考慮し、予算現計額との差のうち1,000万円を追加するものであります。固定資産税現年分につきましても、予算現計額との差のうち996万9,000円の追加、国有資産等所在市交付金及び納付金につきましては、18万9,000円の減額となっております。

10款普通交付税は7,279万9,000円の追加で、補正後予算額が46億2,080万5,000円となります。

11ページ、14款国庫支出金のうち、国民健康保険基盤安定制度負担金1,802万4,000円の追加ですが、15款県支出金に同額の減額がございますとおり、県予算を通じての予算計上としておりましたが、国からの交付ということで歳入科目を組み替えております。また、次世代育成支援対策交付金223万4,000円の追加は、12ページの県支出金、延長保育事業費補助金及び児童厚生施設等事業費補助金が交付金化されたことによる歳入科目の組み替えでございます。金額が半分以下に減額されておりますが、その差額については普通交付税の基準財政需要額での対応となっております。11ページに戻りまして、バイオマスの環づくり交付金560万円も県支出金から国庫支出金への歳入科目の組み替えでございます。

15款県支出金のうち、介護予防・地域支え合い事業費補助金41万3,000円は、市長も説明申し上げました平成18年４月から事業が開始となります地域包括支援センターの開設準備経費のうち、主任ケアマネジャーや社会福祉士等の研修等の経費に対する県補助金でございます。重度心身障害（児）者医療給付事業費補助金553万3,000円は、いわゆるマル身医療費の増加が見込まれることによる追加であります。12ページ、県委託金の個人県民税徴収取扱費交付金は実績に基づく交付額との差116万1,000円を追加しております。

17款寄附金でありますが、児童福祉向上寄附金13万円のうち、１万円は新庄最上民謡民舞カラオケ愛好会様から、２万円はリボンの会様から、10万円は高楯自動車様から、知的障害者福祉向上寄附金は、12万1,000円は駅前商店会様から頂戴したものでございます。また、中学校費寄附金の10万円は土田医院様から頂戴したものでございます。

次に、18款繰入金のうち、老人保健特別会計繰入金1,871万8,000円は、昨年度の老人医療給付費国庫負担金の精算に伴う一般会計繰り入れでございます。13ページ、まつり振興基金繰入金65万4,000円の追加でございますが、平成18年度用新庄まつりポスターの製作を今年度中に行い、観光客増員を図るため、４月早々に活用できるように対応するため等のものでございます。

20款諸収入、コミュニティー助成事業助成金210万円は、東本町に追加交付決定があったことによるものでございます。予防接種個人徴収金183万6,000円の減額は、歳出にもございますが、日本脳炎の接種を見合わせたことによる減額でございます。

21款の市債につきましては、第２表の地方債補正で説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、15ページからの歳出に入らせていただきます。各科目の職員給与費につきましては、総額で1,865万2,000円の減額補正でありますが、市長が申し上げましたとおり、人勧による給与条例の改正による調整と特別職の11月までの不在期間に相当する分の減額であります。このページ、財産管理費にもございますとおり、各費目に燃料費予算の追加がございますが、これは単価契約の改定によるものでございます。また、公有財産購入費27万5,000円は、大手町駐車場の一部に国の土地があることが判明し、買い取るためのものであります。

19ページ、３款民生費、１目社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計繰出金353万円は、財政安定化支援事業分等による追加でございます。

６目老人福祉費の55万2,000円は、歳入でも御説明いたしました包括支援センター職員の事前研修等経費の追加でございます。

20ページ、８目老人保健事業特別会計繰出金1,546万3,000円は、老人保健医療費の増加が見込まれ、一般会計負担分を繰り出すものでございます。

９目介護保険事業特別会計繰出金の422万6,000円は、前述の地域包括支援センターの開設のための準備経費相当の繰り出しでございます。

２項２目児童母子措置費は補正額ゼロですが、国庫支出金９万4,000円の増と県支出金が９万4,000円の減という財源補正のために結果として空白の内容になっております。

３目保育所費の備品購入費13万円は、寄附をいただいた分の活用でございます。

21ページ、３項生活保護費の国返還金1,098万6,000円は、平成16年度国庫負担金の精算に伴う返還金でございます。

４款衛生費、予防接種業務委託料の709万3,000円の減額は、日本脳炎予防接種を後遺症の問題があったため、接種を行わなかったことによる減額でございます。

24ページ、６款農林水産業費、６目水田農業対策費の園芸作物産地化推進事業費補助金262万7,000円は、園芸作物作付面積の増による追加でございます。

７目果樹園芸振興費には、若者園芸実践塾ハウスの解体撤去工事費109万7,000円の減額がございます。また、安全安心農作物生産支援事業費補助金31万6,000円は、キュウリの出荷前残留農薬分析の支援事業でございます。

７款商工費の３目観光費には、歳入でも説明いたしました新庄まつりポスターの製作業務委託料が58万3,000円ございます。また、250年祭実行委員会負担金の22万9,000円の減額は、事業の精算に伴います減額でございます。

25ページからの土木費ですが、３目道路新設改良費は梅ケ崎吉沢線の節の内容を組み替えております。26ページ、街路事業費の沼田角沢線整備事業費も節の組み替えでございます。

27ページ、６項雪対策費には除排雪業務委託料は9,400万円と、除排雪車借上料は2,500万円の追加がございます。いずれも年間所要額と予算措置額との差を追加してございます。人夫賃金の105万9,000円はオペレーター等賃金の追加でございます。

28ページ、消防費、２目非常備消防費の工事請負費36万8,000円の減額は、避難所標識設置工事費の減額でございます。

10款教育費ですが、つまずきのある児童生徒支援事業費に29万円の賃金の追加がございますが、これは個別学習指導員１名を追加し、巡回型学習

指導を補うためのものでございます。

29ページ、２項小学校費、１目学校管理費には角沢小学校の日新小学校への統合やさんさんプランによる費用として修繕料、備品購入費、負担金の追加がございます。また、工事請負費27万5,000円は、沼田小学校泉ケ丘分校処分のため、不要となる遊具や立木の撤去費を予算残額に追加する内容となっております。

30ページ、中学校費、１目学校管理費の消耗品費10万円は寄附をいただいた分の活用でございます。

32ページ、社会教育費、12目社会体育費にございますプロ野球イースタンリーグ戦開催事業委託料246万4,000円の減額は、実行委員会において入場券売り上げが見込みよりも大幅に増えたこと、また入場券販売手数料を球団から及び少年野球教室開催事業に県から収入があったことによる減額でございます。

以上で一般会計を終わりにいたしまして、特別会計の説明に入らせていただきます。

33ページの議案第78号新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。補正額は歳入歳出それぞれ9,479万9,000円を減額し、補正後の総額は37億4,853万8,000円となります。38ページ、歳入にございますとおり、国民健康保険税減収の見込みと40ページ歳出の老人保健医療費拠出金の減額が補正の大きな要因となってございます。

43ページの議案第79号新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。補正額は歳入歳出それぞれ494万円を追加し、補正後の総額は1,488万8,000円となります。46ページにございますとおり、交通災害共済見舞金を494万円追加するものでございます。

47ページの議案第80号新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。補正額は歳入歳出それぞれ２億4,136万4,000円を追加し、補正後の総額は36億7,848万8,000円となります。52ページ、歳出にございます医療給付費２億1,550万円の追加が主な要因でございます。また、一般会計の繰出金が1,871万8,000円ございますが、これは平成16年度の医療給付費国庫負担金の精算分でございます。

58ページの議案第81号新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。補正額は歳入歳出それぞれ226万9,000円を減額し、補正後の総額は15億7,779万4,000円となります。57ページ、歳出にございますとおり、消費税納付金645万5,000円の減額や処理場や管渠の修繕が補正内容となってございます。

続いて59ページ、議案第82号新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の補正額は1,716万7,000円の減額で、補正後は8,991万4,000円となります。63ページにございますとおり、高資本費対策借換債を見込んでおりましたが、借り換えすることができなかったため、減額するものでございます。

最後に、65ページ、議案第83号新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の補正額は2,310万7,000円の追加で、補正後は24億740万9,000円となります。69ページ、歳出でありますが、１款総務費には一般会計の説明でも申し上げました地域包括支援センターの設置準備経費422万6,000円を追加してございます。また、71ページ、５項特定入所者介護サービス等費は今年10月からの制度改正に対応する予算の組み替えでございます。

以上で一般会計及び６特別会計の補正予算案の説明を終わります。

よろしく御審議をいただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長　水道課長髙橋　敦君。

（髙橋　敦水道課長登壇）

髙橋　敦水道課長　それでは、議案第84号平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

それでは、補正予算書の１ページをお開き願い

ます。第１条、平成17年度新庄市水道事業会計の補正予算（第２号）は次に定めるところによります。

第２条、収益的収入及び支出の補正については、収入の第１款水道事業収益の既決予定額13億4,488万3,000円に補正予定額262万5,000円を増額し、計13億4,750万8,000円といたします。その内容ですけども、第２項営業外収益の第５目加入金262万5,000円の増額で、集合住宅などの加入者の増加によるものであります。

次に、支出の第１款水道事業費用の既決予定額12億6,099万5,000円に補正予定額192万6,000円を増額し、計12億6,292万1,000円といたします。その内容ですけども、第１項営業費用192万6,000円の増額で、第１目原水及び浄水費の日々雇用職員賃金の37万円、浄水場水位計等の機器の修繕にかかわります修繕費450万の増額と、第２目配水及び給水費の委託料100万円、路面復旧費200万円の減額です。４目業務及び総係費の燃料費60万5,000円及び手数料17万円の増額と、給与改定に伴う人件費の21万9,000円及び賃金50万円の減額であります。

第３条、資本的支出の補正につきましては、第１款資本的支出の既決予定額５億6,863万5,000円に補正予定額2,000万円を増額し、計５億8,863万5,000円といたします。その内容ですけども、第１項建設改良費の第１目給配水設備工事費、新庄北道路関連に伴う委託料700万円と、県道駅前通り改良工事、現在やっていますけども、この工事請負費1,300万円の増額であります。

次に、補正予算書の２ページをお開き願います。第４条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でありますけども、（１）、職員給与費の既決予定額１億2,134万1,000円に補正予定額21万9,000円を減額し、計１億2,112万2,000円といたします。

以上、平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第２号）について御説明申し上げました。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算８件は、会議規則第37条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号の平成17年度補正予算８件は、委員会の付託を省略し、12月19日最終日の本会議において審議をいたします。

散　　会

清水清秋議長　以上で本日の日程は終了いたしました。

10日、11日は休会であります。12月12日午前10時より本会議を開きますので、御参集を願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午前１１時５３分　散会

平成１７年１２月定例会会議録（第２号）

平成１７年１２月１２日　月曜日　午前１０時００分開議

議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２４名）

１番	奥　山　省　三　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千　與　三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	髙　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市長	髙橋榮一郎	総務課長	八鍬長一
政策経営課長	武田一夫	税務課長	設楽忠良
市民課長	国分政嗣	環境課長	鈴木吉郎
健康課長	星川基	農林課長	坂本孝一郎
商工観光課長	羽賀千尋	都市整備課長	小笠原謙一
下水道課長	中部力	会計課長	矢口喜一郎
福祉事務所長	矢口孝	神室荘長	奥山栄
水道課長	髙橋敦	教育委員長	伊藤輝昭
教育長	佐藤博	教育次長	奥山芳彦
学校教育課長	小野和夫	生涯学習課長	大江雅夫
生涯スポーツ課長	黒坂光悦	選挙管理委員会委員長	小関俊也

選挙管理委員会事務局長	田口五郎	監査委員	荒川修也
監査委員事務局長	渡部秋夫	農業委員会事務局長	斎藤友一

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第2号）

平成１７年１２月１２日　月曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　一般質問

１番　小野周一　議員
２番　髙山和男　議員
３番　小嶋冨弥　議員
４番　柴田忠志　議員
５番　石田千與三　議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第２号）に同じ

平成１７年１２月定例会一般質問通告表（第１日目）

発言順序	質問者氏名	質　　問　　事　　項	答弁者
1	小　野　周　一	１．高橋市政５期目の決意について ２．危機管理について	市　　長
2	**高　山　和　男**	１．市長５期目のスタートに当り、当面の重点改善解決策は如何か ２．生活排水処理施設等の未設置地区解消に向けた取り組みと、今後計画は如何か	市　　長 関係課長
3	小　嶋　冨　弥	１．平成１８年度の予算編成と施政方針について ２．住民基本台帳について ３．市の「お客様アンケート」について	市　　長
4	柴　田　忠　志	１．にぎわいと交流のまちづくりについて ２．新しい文化を創造する人づくりについて	市　　長
5	石　田　千與三	１．市長５期目の市政について ２．流雪溝等について（生活雑排水の雨水排水溝も含めて）	市　　長 関係課長

開　　議

清水清秋議長　おはようございます。ただいまの出席議員は24名、欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第２号）によって進めます。

日程第１一般質問

清水清秋議長　日程第１一般質問。

これより一般質問を行います。今期定例会の一般質問者は10名であります。質問の順序は、配付してあります一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて１人50分以内といたします。

本日の質問者は５名であります。

小野周一議員の質問

清水清秋議長　それでは、最初に、小野周一君。

（１０番小野周一議員登壇）（拍手）

１０番（小野周一議員）　おはようございます。12月定例会一般質問をします緑政会の小野でございます。

質問に入る前に髙橋市長、５期目の当選おめでとうございます。今回の市長選挙は、政策的に明確な対立軸のない選挙であると報道されてきましたが、まさに風の吹かない選挙でありました。しかし、再度市民から信任されたわけでありますので、さらなる市勢発展のかじ取りを期待するものであります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

髙橋市長は、「いい人～いい街～いい暮らし」を政治信条とし、４期16年間市勢発展、市民生活の向上に尽力され、今回の市長選に際しては今までの総仕上げをしたいと退路を断って立候補し、再選されたわけでありますが、４期16年間とはひと味違うであろう５期目の強い決意のほどをお聞きしたいと思います。

今後の重点課題として雇用対策、雪対策、少子高齢化対策、そしてまち中の活性化対策を掲げ、そのうち最優先施策として雇用対策と雪対策を示されておりますが、この議場において具体的にお聞きするものであります。

選挙公報に、市長は協働、改革でたくましいふるさとを実現するために８項目の公約を掲げておりますが、私も農家出身の議員でありますので、公約の１つである新庄市の基幹産業である農業について質問をさせていただきます。

命の源農業として２項目ほど掲げておりますが、最近の農業をめぐる情勢は農政の大転換とマスコミ等で報じられるように、我が国の農業、ましてや新庄の農業を根底から覆す重大な局面を迎えようとしております。その大きな流れの根底にあるものは、農業政策の国際化であります。ＷＴＯ農業交渉の焦点にもなっている国境措置、すなわち関税化の問題は、その妥結の程度によっては我が国の農業、特に重要品目である米などに壊滅的な影響を与えるほどの決定的な問題を抱えており、日本の農業はもちろん、新庄の農業をつぶさないためにも国民が一緒に考える時期に来ていると思います。

また、ことし３月に決定されました食料・農業・農村基本計画の見直しの中で具体的な中身が明らかにされつつあります。それは、担い手農家の育

成を目指す経営所得安定対策であります。これは、将来育成すべき農家を担い手と言われている認定農業者を限定するものであり、その経営規模を４ヘクタールと規定していることであります。全国で稲作中心の認定農業者は約５万人いるそうですが、規模要件を満たさない農家への支援はしないということであり、また一定の要件を満たし、集落全体で取り組む集落営農を実現できる経営を対象にした政策でありますが、これまで進めてきました我が国の農政はすべての農家を一応平等に支援の対象としてきた政策からの転換であり、この政策についていけない集落や農家は極端に言えば農業をやめなさいという内容の政策であると思います。

この政策の中身は、2007年度から導入される農家収入について一定程度保障する品目横断的経営安定対策や米政策改革推進対策、また農地水環境保全対策の３本柱により国でいう強い農業の実現を目指し、10年後には現在の農家の１割強の農家と全国３万ほどの集落営農や農業法人に全農地の七、八割を集積させる構想を示しているわけであります。一体このようなとてつもない計画は、誰が遂行するのでしょうか。国では、農家はもちろんのことですが、とりわけ生産者団体の役割を強調しております。

新庄市においても、これまで米の生産調整をはじめとし、農政の推進は行政と農業団体が一体となって推進してきた経緯や実績があります。特に土地改良区関係においては、平成５年の議会議決により平成29年度までに約78億5,000万円を限度とし、債務負担行為が認められ、毎年一般財源から支出されているわけでありますので、現在の大変な厳しい農家経営の負担軽減になっていることは大変ありがたいことであります。

市長が掲げる命の源農業の中で、第１項目に掲げている集落営農の推進、地域の農業に合った多様な担い手を育成、強化、支援については、行政と農業団体がさらなる連携をとり合って推進していくことがこれら政策の成否につながることと思います。今までに行政と一部農業団体との間に距離や温度差があったのではないかと思われることもあったやに聞いておりますが、今後の農業の将来を大きく左右する重要な政策を目の前にして、行政と農業団体の間に距離や温度差があっては絶対ならないと思います。今後これらの重要な政策を推進していくために、農業関係団体とどのように連携をし、これらの政策を推進していくのでしょうか。

また、昨年、今年と２年続けて米価が下落し、米に対する依存度の高い本市農業の農家所得を直撃し、購買力の低下により市内の商店にも影響を来していると聞いております。私は、農畜連携を強めるなどして、農畜産物の振興により新庄市の基幹産業である農業所得の拡大が急務であると思いますが、市長が掲げた２点目の地産地消、米プラスこだわりの農畜産物により農業所得の拡大についてどのように強く推進するのかあわせてお聞きするものであります。

次、危機管理について御質問します。最近常識では考えられない多くのマンションやホテルの耐震強度の偽装問題が発覚し、国民の間に地震に対する関心が高まっているわけでございますが、昨年死者51人、負傷者4,795人、住宅の被害約12万9,000世帯に及んだ新潟県中越地震から１年が過ぎた今なお9,100人以上の被災者が仮設住宅で暮らしているそうです。中越地震から今年の11月９日までに全国で震度５以上の人的被害や物的被害を伴った地震が14回も起きているそうですが、我々の住む新庄市でも新庄盆地断層帯がある以上、いつ大きな被害を伴う地震が発生してもふしぎではありません。

今年から環境課消防交通室に防災計画担当職員を配置し、防災計画の見直しや防災対策を検討しているそうですが、昨年山形県の危機管理室が中越地震を踏まえ、災害時の重要課題として10項目を提示し、新庄市でも情報伝達体制など３項目を

災害時の最重要課題として上げられましたが、中越地震から１年が過ぎた現在、重要課題10項目について新庄市はどのような対策を講じられてきたか具体的に伺いたいと思います。

先日新庄市が指定している避難所を見て回り感じたことは、市の公共施設をはじめとし、各地区の公民館を小学校別に指定しているわけですが、災害時に地区住民が避難されても２次被害の心配はないのでしょうか。安全とされ、指定された各地区の避難所を平成15年度現在の資料に基づいて山形県土木部が作成した土砂災害危険箇所図に照らし合わせると一目瞭然であります。指定されている避難所の周辺で災害が発生する危険性のある区域が８カ所もあり、２次災害が大変心配であるわけです。せっかく防災計画担当職員を配置したわけでありますので、地域のことは地区住民が一番知りつくしているわけでありますので、机上での指定ではなく、地区住民と相談をし、耐震構造等を診断して再検討してみてはどうでしょうか。

また、今年度市内の高校など５つの施設と協定を結び、避難所をふやしたそうですが、市の公共施設、各地区の公民館のみならず地域性、道路事情等を勘案した場合民間企業との協定も早急に検討すべきであると思いますが、あわせてお聞きします。

最後に、最上広域消防の体制について質問します。現在新庄市全域を管轄している中央消防署と合わせ、８署体制により消防業務を行っているわけでございますが、私は市民の生命、財産を守り、安心を約束するのが行政としての責務であると思っているわけですが、行政としての現在の消防力体制で果たして新庄市民に対して本当に大丈夫であると言い切れるのでしょうか。

１つは、火災出動の例をとりましても、消防力の基準では消防隊１隊５名編成で出動するとなっております。しかし、現在の広域消防の場合、１隊３名編成の最低の要員で消火活動をしてきているわけで、今までにこの消防活動の初動態勢に最も大切である情報収集活動のいわゆる逃げ遅れの有無、隣接建物への延焼危険防御、そして何といっても消防隊員の活動に危険等の障害を生じたことは今までになかったのでしょうか。

このように消防隊の編成が最低の要員にも関わらず、聖域なき行財政改革は広域消防の組織においても実施されているわけでございます。消防職員の削減は、平成16年、平成17年に身分移行、出向の形でゆめりあ、エコプラザ、クリーンセンターに今までに勤務していた民間の職員にかわり派遣されていると聞きましたが、市長が常に言われている官から民への業務の移管を進めるということを考えれば、まさに逆行しているのではないでしょうか。

私は、財政難だから、市民の生命、財産、そして安心を守るために職務としている消防職員の削減を初めからありきではなく、私は最初に一般行政職員を対象とする適正な定員管理計画を実施すべきと思いますが、どうでしょうか。

しかし、何といってもこれらの問題の解決策として、平成10年、新庄最上の消防体制はどうあるべきかと第三者委託をし、結論が出ました消防署の統廃合こそが一番の解決策と思うわけでございますが、答申を受けてから７年の歳月が過ぎております。その間にどのような検討を重ねてきてこられたか、あわせて市長の考えを伺いまして壇上からの質問を終わります。御清聴どうもありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　御質問の第１点目は、今回皆さん方のおかげでまた市政の執行を担う立場に立たせていただきましたが、それについて今までとひと味違う決意のほどというふうなお話がございました。

考えてみますと、私は市政を担わせていただいたのは平成元年の12月でございました。そのとき

は日経の株価平均も３万8,000円台というふうに市場最高の高値で推移をしておりまして、非常に景気も高成長というふうな中にあったわけでありますが、あれから16年たちまして、平成15年には株価も7,600円台というふうなことで、これもちろん景気の低迷あるいは金融不安等々で下落率も80％ぐらいというふうに言われた激動の十五、六年と言ってもいいのかなというふうに思います。

そういう中にありまして、やはり市民ニーズ、あるいは将来のこの地域の地域づくりをどうあるべきかということ、これは議会の皆さん方といろいろ議論をさせていただきながら、そのとき折々の政策判断、そしてまたタイミング等々図りながらいろんな生活の環境の整備、あるいは高速交通網に代表されるような社会資本の整備等々をやってまいりまして、客観的な見方では住みよいまちランキングも東北では８位、県内では２位というふうな評価をいただけるようなまちになったというふうに思います。ただ、その中にあって、やはり相当な事業費を投下、投資しているわけでありますので、これからのしばらくは常に申し上げているんですが、平成16年に財政計画を立てまして、市民の皆さん方にもある程度我慢をしていただく。そういう時期を迎えていることも事実であります。しかし、まだまだ体力を回復できる時期にそういうふうなビッグプロジェクト、これをやって、そしてこの地域の社会資本の整備に取り組んだというふうなこと、この結果が今の新庄市があるというふうに思います。しばらく我慢の時期が続きますが、それを今後も一日も早く財政についても立て直しをやりながら、これから明るい展望を示していくというのが私はじめこれは議会の皆さん方、そして市民の皆さん方と当然のことながら協議、いろいろお話をさせていただきながらやるあれですが、１つの使命だというふうに思っております。

その方策として、私も今回協働、あるいは改革というふうなことを全面的に押し出しまして、そして市民の皆さん方とともに民でできるものは民で、官で責任を持ってやんなきゃなんないことはこれは官でやるのは当然でありますが、その辺のところをすみ分けしながらやっていこうというふうなことで、今回市民の方々に御理解をいただいたというふうに考えているところであります。

そういう中で、具体的には私も８つの柱というふうなことを掲げて主張させていただいたとこでありますが、特に今取り上げられましたけども、やはり少子高齢化時代においてこれからどういうふうにこの地域を持っていくかという非常に大きな課題があるわけでありますが、雇用対策、雪対策、少子高齢化、そしてまたまち中の活性化というふうな８つの中でも重点事項として４つほど上げております。これも、しかし独立したもんではなくて、すべてリンクした形でやっていくと、やっていかなければいけない、解決していかなければならない大きな課題であります。そういう中で、すべてこれは協働と、そして無駄を省いていくというか、効率的な事務事業の執行等々含めてこれもやはり改革路線というふうなことも当然歩んでいかなければいけないというふうに考えているところであります。

今回の一般質問も各議員からそれぞれの項目においていろいろ御質問をいただいております。それらにいろいろお答えしながら皆さん方と協議をさせていただいて、よりよい方向に行くようにこれからもぜひぜひ頑張らせていただきたいと、このように考えているところであります。

小野議員からは雇用対策、あるいは雪対策のことも含めて、特に農業問題についての御質問がございました。雇用対策、これも非常に大きな課題の１つであります。平成13、14年度あたりは有効求人倍率、これもこの管内でありますが、大体0.5を切っておりまして、非常に厳しい状況にありました。ただ、今年に入りまして９月には1.09、また10月には1.12というふうなことで、１倍を超える有効求人倍率、こういうふうなことがありました。これ山形県内に８つの地区がございますが、

山形、米沢、それに次いで３位の有効求人倍率1.12というふうな数字が見られました。これも一過性でなければいいなと思って聞いておるんですが、これにはやはり新庄地区、新庄管内の企業の皆さん方もそれぞれ一生懸命努力をなさって、企業の拡大、あるいは雇用の場の創出にかなり努力をされた結果がこういうふうに数字にあらわれているなというふうに思います。しからば、行政でじゃどういうふうな手立てをとるんだというふうなことになるわけでありますが、特に官から民へ、要するに協働の精神でいこうというふうなことでございますんで、今議会にも提案しておりますように指定管理者制度も含め、あるいは民間委託、民営化等々も含めてできるだけ民間の方々でできるものは民間でやっていただくというふうな方策でやっていきたいというふうに思います。

それは、定員管理についても、やはり小さな市役所で大きなサービスというスリム化にもこれはリンクするわけでありますが、そのような形でやっていく。

それと、やはりまち中再生。御承知のとおりいつもこの議会でも議論されるんでありますが、中心市街地が非常に元気がないというふうなことを指摘されて、何とか手を打ったらどうだと。これは、議会のみならず商店街を中心とした市街地の皆さん方からもいつも指摘されているんでありますが、正直言ってなかなかカンフル的な政策が持ちにくいというふうな中にありまして、やはりまち中の賑わいを取り戻すにはそこには訪れるような要素、それとやっぱり住んで、居住空間を確保する。また、それと同時にそこで仕事をする場所、事業所等々も含めたそういうものをできるだけ多くするというふうなことが大事ではないかというふうに思います。そういう中で働く場所、事業所、これを２次産業、３次産業が中心になりますが、このまちの中、中心市街地の中にそういうふうな事業所等を誘致できるような、また来やすいような制度創設、これ今検討しておりまして、その中にやはり優遇措置もできたらやっていきたいというふうなことで考えております。

また、特に若い人たちを中心に考えたいんですが、このまち中に御承知のように空き店舗が非常に多いというふうなこと。今までも空き店舗対策、これはずっとやってまいりましたが、その中でももっと具体的に夢未来支援制度というふうな仮称で私も言ってきたんですが、何かそういうふうな起業、起こす業でありますけど、こういうものをやりたいというような、そういう積極的な方々がいたら、そういう方々がそういう業を起こしやすいような、特に空き店舗対策も絡めてそういう支援制度、これも今考えて検討をしております。

そんなことで、雇用対策についてもなんですが、やはりこれも定住にも絡んでまいります。やはり今回５年ごとの国勢調査で発表になりましたけども、新庄市で1,435人、５年前と比べて減じました。もちろんこれは、自然減もあります。出生率が今死亡率を下回っておりますので、自然減もありますが、やはり社会増減が前は社会増、新庄市が中心となっていろんな企業、あるいは事務所が、公共のいろんな調査機関とかと入ったんですが、それがだんだん、だんだんなくなってきた。そういう面で社会増が期待できない。そういう中で1,435人が減というふうなことになりました。そういうことから、やはり定住化を図っていくために、まず働く場を常に申し上げているようにこれを何とかもっともっと創出していきたい。これは、民間の企業の皆さん方にも頑張っていただかなければならないわけでありますが、官としてもできる限りのことはやっていきたいというふうに思います。

その中の１つに働く場、それとやはり住環境の整備があります。これもいろいろ議論されておりますが、やはり今もう雪が12月の半ばにこんなに降ってしまいましたけども、今年も雪対策については我々行政はもちろんですが、市民の方々も相当エネルギーをとられる。相当な労力も、またお金も投下しなきゃいけないというふうなことで、

非常に問題が多いわけでありますが、市でも当然雪対策を御承知のとおりやっておりまして、事業費的にも御承知のように今年の冬は４億7,000万ほどかかりました。また、平成12年度は特に大雪だったんで、６億5,000万ほどというふうな多額の除排雪費、これを計上しておりますが、まだまだなかなか全市満足いくようなわけにはいかないというふうなことであります。今も市道で210キロぐらい除雪をやっておりますし、また私道、これも49キロぐらいの今除雪をやっておりまして、けして県内を比べても、特に私道の除雪については県内でも多いし、また一番ぐらいではないかというふうに思います。ただ、やはりきめの細かい視点でもって見ますと、まだまだ除排雪については足りないところもある。これは、やはりそう認識せざるを得ないというふうに思います。

そういう中で、では市としてやっていかなければならないものはどういうことかというふうなことになるわけでありますが、ハード面の整備、特に流雪溝の整備。これは、今までも95キロほどの計画の中で44キロほど今まで整備は進んでまいりましたが、なかなか多額の事業費と長期にわたる事業期間がかかるわけで、これについてはまだまだ45％ぐらいでしょうか。100％いくまでにも相当時間かかるというふうな状況であります。15年、16年とちょっと流雪溝整備も休んだ時期がございますが、18年度、来年度からはまた事業区間の精査をしながら、やっぱり緊急度の高いもの、これは溢水事業中心になると思いますが、またぜひ着手していきたいと、いくつもりで今計画を練っておるところであります。

ただ、問題は水源の確保であります。御承知のように昨年は堤の試験通水をやりました。また、一昨年は最上川の用水、これをやったとこであります。ただ、ある程度この水でもっていけるというふうな本質的なものは確認はできましたが、その中でまだやはり水利権の問題、あるいは電力料金の問題等々いろいろ課題はございますので、これをできるだけ早く詰めて、流雪溝整備も当然でありますが、そういうふうな水源の確保、これをきちっとしたものにしていかないと安心して除排雪対策をとれないんではないかというふうなことを思っておりますので、これについてもぜひこれから重要事業として掲げながら取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、特に農業問題についてお話がございました。経営所得安定対策等大綱につきましては３月に閣議決定されまして、新たな食料・農業・農村基本計画、これの重要施策の１つとして10月に策定されました。これについては小野議員の方で大変詳しく質問の中でもお話がありましたので、繰り返すことはございませんが、その中で御指摘ありましたように、この施策については戦後の農政を根本からやはり見直すような施策であるというふうに思います。これまでやはり全農家を対象として品目ごとの価格に対して講じてきた施策、これを担い手に対象を絞り、そしてまた経営全体に着目した対策に転換するというふうなことで、やはり稲作主体、今でも70％稲作依存というふうな農業経営でありますので、そういうふうなところから見ると本市にとってますます厳しい状況に置かれるんではないかというふうに認識をいたしております。

農家数においても、５年前と比べますと５年前は2,000戸とちょっと、2,005ぐらいあったんですが、現在は1,600強というふうなことで、５年間で約18％強の減少と、これは急激だと言わざるを得ないと思いますが、なっておりますし、また農業従事者の高齢化、また後継者不足、あるいは遊休農地の発生が顕在化するというふうなことを予想した場合にやはり本市の農業としてはいろいろ課題が出てくること、これも認識をしております。そういう中で、やはり認定農業者を中心とした担い手の確保、あるいは集落のリーダーの育成、また集落営農の推進、これはもちろん急務となっております。

こういうふうな地域の農政に関わる根幹的な問題については、これも御指摘ありましたようにいろんな農業団体、ＪＡあるいは農業委員会あるいは土地改良区等々といったそういうふうな団体との連携を密にすべきではないかというふうなお話ございました。その中に距離感とか温度差があるんではないかというふうな話もあるというふうな御指摘もございましたが、もし仮にそういうことあったとしても、やはり大局に立ってそういうふうな距離感とか温度差というのは生じることのないようにして、各団体とむしろ緊密な連携をとりながら、これからの農業行政に取り組んでいかなければいけないというふうに考えているところであります。

また、経営基盤の確立に関する基本構想、または担い手育成に対する基本構想についても今年から来年にかけて実施いたしますので、これについては経営所得安定対策と十分にリンクしていかなければいけない。また、させていきたいというふうに考えております。特に基本構想の見直しでありますが、この策定会議、これを今月にも立ち上げまして、その中でいろんな認定農業者の育成の確保、あるいは集落営農の推進等については関係機関、団体、また農家の代表の皆さん方と十分協議をいたしまして、座談会とか、あるいはこれアンケートも必要だというふうに思いますし、それぞれ訪問させていただいて、いろんな生の声を伺うとか、そういうふうな手法も必要だというふうに思います。そういうふうなことをやりながら、農業経営、これを一緒に検討して策定に生かしていきたいというふうに考えております。

また、２点目の地産地消についてでありますが、これやはり地域で生産されたものはできるだけ地域で消費してもらうというふうなことになるわけでありますが、特に地域で食するものについては、消費するものについては可能な限り地域で生産できないかと、生産していこうというふうなこと、これを基本にして安全で安心な顔の見える農産物、これを直売所も今ありますし、また地元の市場、あるいは学校給食などを通じまして市民に供給できるいろんなシステムづくりに努めていかなければいけないというふうに思います。

また、こだわり農産物でありますが、現在販売額、これ１億円超すトルコぎきょうの花弁あるいはニラあるいはたらの芽、ネギ、ウルイ等と今まで実績のある品目については、これはブランドの確立をやはり不動のものにしていくべくこれからも努力をしていかなければいけないというふうに考えます。その他にも里芋なんかも大変一部では非常に評価が高いものもありますし、枝豆あるいはみつば、また果物についてはサクランボも、今どんどんサクランボの農家の方々も一生懸命して、それを商品化して頑張っておりますし、そういうふうなこだわり農産物についても今後力を入れながら、ぜひブランド化の確立に努めていきたい、このように考えているところであります。

それから、危機管理についても話ございました。今年から職員を１名増員いたしまして、防災対策、これを行っているところでありますが、今年度のこれまでの成果でありますけども、これは職員の動員計画、これを見直しまして、第１次警戒班の配備、これを２課を増やして初動体制、これを充実いたしました。また、御指摘ありましたように市内の高等学校、養護学校合わせて５校と学校の施設使用に関する協定書を取り交わしました。これは、９月でございましたが、そしてまたその協定の中で災害のときには避難場所として使用できることというふうになりました。避難場所の標識については、市の施設を中心として41カ所設置いたしました。これは、いろいろこの議会でも御指摘、あるいは協議をさせてもらったとおりでありますが、今回は41でありますけども、これから残りについては来年度も標識の設置については取り組んでいく予定であります。

また、県では県内の放送事業者と協定を結びながら、災害時に活用するというふうなことをして

おりまして、今年度防災者の担当会議行いまして、緊急防災放送を依頼する様式が作成されました。これによって、避難勧告や避難指示の市民への伝達方法の１つとして職員、あるいは消防団員への緊急連絡にもテレビとか、あるいはラジオが活用できる体制が整ったというふうなことであります。

情報伝達体制、これは県内の市町村が一番目に重要課題として上げたものでありまして、これがやっぱり一番の緊急事においてどういうふうな情報伝達体制がとれるか、あるいはやらなきゃいけないかというふうなことを一番のこれは課題であります。新潟県小千谷市、中越地震で被害を受けたとこでありますが、そこの佐藤助役の講演会がありましたときにもこの情報伝達体制について一番の重要性、これも指摘されたところであります。その方策としていろいろ携帯電話のメール機能を活用するとか、そういうふうなことも提案されたんですが、これからもぜひ多くの情報収集できるような初動体制、これをぜひ構築していかなければいけないというふうに考えておるところであります。

また、消防体制についてもお話がございました。昭和46年に新庄市の消防本部、母体でございましたが、広域消防に移行いたしました。そのときに35名の新署員を募集いたしまして、それが今団塊の世代というふうなことで、非常に大きくその年代の方々が膨らんでいるというふうなことがございます。そういう中で、それと同時にやはり総合的な事務事業の見直しをかけまして、そして今御指摘ありましたように身分移行、あるいは出向というふうな手法をとって今やっております。

消防力の低下があるんではないかというふうな御懸念もありますが、これは十分に消防本部と検討しながら、特に管理部門についての身分移行、そういうふうなところの消防の職員の減少が生ずるわけでありますが、これも今非常に一過性のものでありまして、やはり消防力の低下というふうなことについては、これは当然避けなければいけない。市民の生命、財産の安全を確保するためのものでありますから、調査委員会にも調査の結果が出まして、今専門部会で一生懸命統廃合、各分署、支署の統廃合も含めて今懸命に検討しておりますので、ぜひこれについては消防力の低下を来さないような形での事務事業の見直し**について取り組ん**でおりますので、いましばらくお時間をかしていただければ**大変ありがたい**というふうに思います。

大変時間とりまして恐縮です。

１０番（小野周一議員）　議長、小野周一。

清水清秋議長　小野周一君。

１０番（小野周一議員）　２点ほど再質問させていただきます。

最重点項目の雪対策の側溝については、平成18年より実施するという考えであるという答弁でございましたので、それにまして16年の３月に作成されました第２次新庄市総合雪対策基本計画によりますと、16年から短期計画として整備がなされると計画がなっているわけなんです。やっぱりこのように去年策定したに関わらず、14年、15年と整備がなされていないわけでございますので、絵にかいたもちにならないように側溝整備というものを継続的にお願いするものであります。

あと、もう一つは、畜産のことなんですけども、今年の２月１日現在で新庄市において畜産農家が135戸で、約1,740頭ほどの家畜がいるわけなんです。そういう中で、今年度も農業公社の主体で昭和地区に４戸の農家が牛舎の増築を図り、三百何頭の乳牛の増頭が図られるわけなんですが、それから出るふん尿の処理、それが産業廃棄物にならないように今新庄で行っているバイオマスによる堆肥製造とリンクした形でよい堆肥をつくって、そして農家に還元して新庄市の農産物に付加価値をつけてもらいたいということをあわせてお聞きして、私の質問終わらせていただきたいと思います。

坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　堆肥の活用につきましては、今年度いっぱいぐらいで全体の堆肥をどういうふうに活用していくのかというような組織をつくりまして、堆肥活用の策定会議的なものを立ち上げまして、市内全域で発生というか附存しております堆肥約１万5,000トンほどございますので、それらの有効的な活用、あとはいろんなもみ殻とか、稲わらとか、附存する資源の活用も含めて関係機関と一緒になって有効的な活用について今後策定しながら進めてまいりたいと。特に担い手で新たに300頭ほどの増頭が図られますので、これらの堆肥の有効活用もあわせて今後検討してまいりたいというふうに考えています。

清水清秋議長　ただいまから11時まで休憩いたします。

午前１０時５１分　休憩
午前１１時０１分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

髙山和男議員の質問

清水清秋議長　次に、髙山和男君。

（２３番髙山和男議員登壇）（拍手）

２３番（髙山和男議員）　おはようございます。12月議会、２人目の質問をさせていただきます新風21の髙山でございます。

質問に入る前に、前質問者からもございましたけれども、今回激戦の上に５期目の当選を見事果たされました髙橋市長に心から改めてお祝いを申し上げます。おめでとうございます。大変な選挙戦でしたが、市民は「いい人～いい街～いい暮らし」をキャッチフレーズ、信条として、また市長の政治姿勢と激変する政治経済情勢の中、多くの課題、特に市財政の改善や国の構造改革、三位一体改革による市町村合併、多くの補助金等の削減を含む地方分権の推進の中で、市民はこの激変の次代を託すのに経験豊富な髙橋市長との思いと、そして今改善途中である市財政の健全化を現職の手で早期になし遂げろとの意思の表示をされたものと思います。反面、今後の施策に生かさなければならない点は、市民は現状の閉鎖感からの脱出と市政の施策に変化を求めているとの認識も忘れてはならないことではないでしょうか。

市長の就任のごあいさつにもありましたが、市長独自の政策を全面に打ち出して、強いリーダーシップを発揮され、市勢発展のためこの厳しい状況を乗り越え、市長の信条である真に「いい人～いい街～いい暮らし」の実現に向けて御尽力を願いたいと思います。

また、同時に行われました市議会議員補欠選挙におかれまして、見事当選されました奥山議員に当選のお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

それでは、通告の順に従いまして質問に入ります。よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

質問第１点でございます。市長５期目のスタートに当たり、その決意と当面の重点課題と解決策はいかがか質問いたします。市は、第３次振興計画の後期計画を策定中でございますけれども、財政再建中の現在、特に重点施行で事業を進めていかなければならないのではないかと思うところでありますし、市長の所信にもそのようなお話がございました。

また、市長のマニフェストといいますか、選挙資料の中にも行政改革で生み出された財源を集中させ、市民生活に密着した事業の展開でたくましいふるさと、故郷づくりを進める主張で、特に４点の項目を上げておられました。これらの課題の解決策、改善についてお尋ねいたします。質問内容が前者の小野議員とダブる点は省略していただき、簡潔な御答弁をいただきたく思います。

まず、第１点目の雪対策についてでございます。この問題については全く前者とダブっておりますけれども、私なりの考え方質問させていただきたいというふうに思います。

この雪対策については、幾度も取り上げまして、その対策方を質問させていただいてきておるところでございますが、今年も一昨日からもう早くも五、六十センチも積もって、今も降り続いております。雪対策事業は、雪国に住む者、雪国の自治体では欠かすことのできない重要な事業であり、また雪に強いまちづくりは定住促進の重要な柱でもあると思います。平成５年度、国営新庄農業水利事業の助成計画の提起以来、私は一貫して市財政に大きな負担となるこの補助事業は一人農業従事者のみの水利用ではなくて、農業以外の一般市民、住民のために雪対策に利用できないかと提案も提起もしてまいりました。その結果ではないと思いますが、2002年、３年と２カ年間、最上川の水利用による試験通水を始められ、緒についた感がしましたが、流雪溝整備の問題や水上がりの問題、ただいまお話がございました電力料の負担の問題等々進展がテスト以降足踏み状態にあります。この２年間、それではその結果を踏まえてどうされていたのか。総延長44キロにも及ぶ流雪溝整備が進んでおり、本格実施のめどはいつごろか。そして、市中心部以外の各地域、特に公共交通等の恩恵を受けない地域の雪対策と市中心部の流雪溝管理組合等の住民組織体制の確立も不可欠であり、定住の重要な課題であります。市長の御所見をお聞かせ願います。

今年２月の山形新聞社説に「雪国に欠かせない流雪溝」のタイトルで、雪対策について掲載がありました。その一部を紹介させていただきたいと思います。「長期的な視点で雪国を見た場合、インフラ、基盤整備の上で決定的に欠けているものがある。それが流雪溝だ。身近な暮らしの中で各家庭ごとに雪処理のできる流雪溝。なぜ雪国の長い歴史の中で、今に至るも本格的に整備されてこなかったのかふしぎである。世界の古代文明の発祥地には、大抵上下水道が整備されている遺跡が残る。清楚で快適な生活を営む上では最も重要な設備だろう。同じように雪国を考えた場合、その特色をなし、暮らしに大きな影響を与える雪との闘いに威力を発揮する流雪溝の完備は雪国ならではの文明であり、大事業のはずであります。言葉を変えれば、流雪溝の整備は上下水道と肩を並べるほどの重要な生活基盤であり、雪国の100年、1,000年の都市づくり、地域づくりを実現するため、また子孫に残せる財産として長期的な展望を持った整備が必要であり、万全を配した実戦力が望まれる」との記事でございました。全く同感であります。市長の市民生活に密着した事業の中で、この子孫や次世代に残せる財産として、雪対策事業はどのように取り組まれ、進めていかれるのか。先ほどの前者の質問にもありましたけれども、重ねて施策等お聞きしたいと思います。

次に、２点目の雇用対策、開発についてであります。これも一部ダブっておりますけれども、依然として職場を求める方が相当多く、ぜひ市長の雇用開発を早期に、強力に推し進めていただきたくお願いいたします。

昨年と比してみますと、現在職についているものの定職ではなく、アルバイトや一定期間の雇用、派遣会社に籍を置き、しのいでいる方が多く、私なんかも随分質問を受けて、相談を受けておりますけども、悩んでおるところでございます。

県の2001年10月から04年まで取り組んだ雇用創出２万人プランの実績が、少し古いデータですが、発表されております。この雇用創出プランは、御存じのように景気低迷による雇用環境の悪化を受け、国の特別交付金に県単独で10億円を積み上げて、県事業と市町村に財源を配分して実施したもので、そのデータを見ますと雇用創出は２万人の目標を上回り、２万6,600人を超す内容となっております。分野別、雇用実績別では、１番は産業の振興、育成が6,307人、２番目は環境保全、美化関

連に4,647人、３番目に保健、医療、福祉関係の向上が3,272人、４番目に生活、文化、教育の向上に2,438人、その他が737人となっております。このうち緊急地域雇用創出特別基金を活用した部分は、全体の３分の１近い8,200人ぐらいとなったとの発表でございます。主に森林の下草刈り、不法投棄監視、学校の授業補助員、保育士補助員等で短期の緊急雇用にすぎず、その期間がたてばもとのもくあみというんでしょうか、無職になってしまうと。抜本的な改善とはなっていないのが現況のようでございます。市の雇用状況はいかがか。また、市長の主張する重点施行、雇用開発の内容と解決策はいかがかお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、３点目の農工商業の振興策についてであります。この質問については、１点目の雪対策や雇用対策、開発とリンクする質問となりますが、いかに市地域の既存の企業、地場産業の振興を進めるか。地域産業の付加価値をつけ、そのことにより雇用の場を確保できるかではないでしょうか。高度成長時代と違い、企業であれば他の地から誘致も来たんでしょうけれども、現状は難しい状況であります。そういう中で地域特有の振興策、他に類のない振興策の創出、これがこの推進が重要であるというふうに思います。振興策について、御所見をいただきたいと思います。

次、４点目です。少子高齢化社会における福祉サービスの向上を実現させ、たくましいふるさとづくりを進めることについてでございます。今市人口の減少、自然減、社会減とも続く中、定住できる環境づくり、子供を産み、育てやすい環境づくりは最優先事業と位置づけて取り組まねばならないと思います。市ではどんな施策を持ち、たくましいふるさとづくりを推進されようとしておられるのかをお尋ねいたします。

最後に、通告の大きな２点目の質問でございます。生活排水処理施設等の未処理地区解消に向けた取り組みと今後の計画についてであります。県内の生活排水処理施設の普及率は、2004年度末で76.2％となり、03年度から見ると2.9ポイント上昇したとの速報値で、下水道、農業、漁業集落排水など合併処理浄化槽を合わせた値で、県が02年９月に策定した施設整備基本構想で05年度末の目標としていた75％を前倒しして達成したとの報道であります。

普及率を順位的に見ますと、これは現在の庄内町が、合併しましたけども、この前の順位でありますけれども、１位が三川町の99.9％、次いで２位、３位が中山町と羽黒町の99.5％と続き、我が新庄市は県内44市町村で残念ながら37番目という普及率になっております。では、市別で見ますとどうでしょう。１位が天童市の95.1％、次いで２位が山形市の90.3％、３位が上山市の81.3％となっております。市の中で、新庄市は13市中、残念ながら12位の58.6％という順位であります。県の市の中では下から２位と、下から２番目という結果であります。ちなみに、昨年の水洗化率では最上地域が69.7％であるというデータでございます。

こういう結果でございますけども、なぜこんなに遅れているのかということでございます。地域や地形的なハンディーがあり遅れているのか、あるいは財政力の力の差なのかわかりませんけども、地理的に見ても県内４ブロック中最上地域は最下位の56.1％の普及率であり、「環境にやさしいまち新庄」、環境保全都市を宣言している当市としては、環境に優しいまちづくりの観点、また文化生活のバロメーターと言われる生活排水処理施設の改善が急務と考えますが、いかがですか。

また、平成６年に最上圏域下水道整備促進協議会を設立され、設立の趣旨に快適で潤いある自然と調和した豊かな生活環境を創出する下水道の整備は住民のひとしく希求するところであり、21世紀初頭の高齢化社会を前にした今、社会資本整備の最重要課題であるというふうにうたってあります。合併浄化槽、農業集落排水も含め、地域の要望も多い中で、これら合併浄化槽設備への補助金

制度の見直しを含め、今議会でも最重要課題と位置づけている生活排水処理施設の現況と未設置区域解消に向けた取り組み計画はいかがかお尋ねいたします。また、未設置地区名等わかりましたらお知らせ願いたいと思います。

大変厳しい市財政運営の中でありますが、市長の申しておられます財源を集中させる。いわゆるめり張りをつけて、市民生活に密着した事業展開を推進され、たくましいふるさとづくりのリーダーシップを期待申し上げ、壇上からの質問とさせていただきます。質問が多岐にわたっておりますので、簡潔なる御答弁をお願いいたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　髙山議員の御質問の第１点目は、これから重点的に解決していかなければいけない、あるいは取り組んでいかなければいけない施策についてのお話がございました。

特に雪問題、雇用問題もございましたが、これは先ほど小野議員の御質問の中にもありまして、そちらの方でお答えしておりますので、ある意味では省略させていただきますが、特に雪問題については中心部以外の方々の雪対策、そしてまた住民組織体制についての言及がございました。

先ほどお話し申し上げましたとおり、特に18年度からやはり流雪溝整備可能な限りこれは着手していくというふうなこと申し上げましたが、特に水上がり、溢水対策、これも相当やっていかないとそれぞれの中で住民の方からいろんな苦情といいますか、そういうふうな電話等々ございまして、その対策をしておりますが、根本的な解決も含めていろんな事業精査をしていくというふうなことでございます。

なお、住民の組織体制づくり、流雪溝の。これ管理組合今現在16ほど組織をしていただいておりまして、22日にもその組合の方々も集まっていただいていろいろ協議会、懇談会をさせていただくというふうな運びになっております。正直言って、22日に予定しておりましたが、まさかこんなに今の時期に雪が降るというふうな想定をしておりませんでしたので、22日にしたんですが、ちょっとこういうふうな状況だともう少し早くやっておかなければいけなかったかなというふうな反省も含めております。

いずれにいたしましても、冬期間における除排雪対策、特に流雪溝の整備については新聞の社説も引用されましたが、やはり社会資本の整備として、インフラ整備として、これは上下水道整備とともに欠かすことのできない事業の１つというふうに認識しておりますが、先ほど申し上げましたようにかなりの多額の事業費、そしてまた長期にわたる事業期間がかかるわけでございますので、それらを精査しながら何とかステップアップできるような方策、例えば民間の方々にも参入していただけるような方策がないかというふうなことで、今一生懸命検討をしておりますので、可能な限り早目の手を打っていきたいというふうに考えておりますので、なお一層よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、雇用対策についても先ほどお話し申し上げたとおりであります。確かに緊急雇用創出プラン、これは県の方から主体でやっていただいた経過がございますが、あくまでもこれやはり一過性の雇用創出、言うまでもなく。でありましたので、その中でその期間は多くの方々に働いていただきましたが、終わればその分もとのもくあみというふうな表現がいいかどうかは別としても、そのような形になりました。安定的な常時雇用、これを目指すのは当然であります。そういう点から、やはり民間のいろんな参入、あるいは携わることができるだけ多くできるように、今まで官でやってきたもの、公共サービスすべて官でやっていたんですが、これを民間でできるものは民間でやろうというふうな、そういうスタンスでこれか

らも取り組んでいきますので、その中での雇用。そして、先ほど申し上げましたように中心市街地の中にもいろんな事業所、２次産業、３次産業の事業所が進出しやすいような応援制度をつくっていくというふうなこと。それと同時に、もちろん福田工業団地を中心とした企業誘致。現在福田工業団地と横根山で51社、2,200人ほど働いていただいておりますが、これも５年前と比べるとやはり雇用人数も減っております。これは、もちろんＩＴ化等々で人的な資源が前よりは必要でないというふうな企業もございますから、一概に言えないんですが、そういうふうなことで、やはりリストラもあったのかなというふうに思います。そういうふうなことも踏まえて、今後も企業誘致も今時限立法で優遇措置もございますので、その間何とか成果が上がるように、これからも取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

農工商業の振興策、これについても今申し上げたように雇用創出と密接な関係があるわけでありまして、既存の企業さん、あるいは地場産業の皆さん方にも随分頑張っていただいて、今有効求人倍率先ほど申し上げましたように1.12というふうな、久しぶりに１をオーバーしているような状況にありまして、非常にある意味では明るい見通しが立っているとこでありますが、それをなお一層確固たるものにするために振興策について取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

具体的に皆さん方にお話ししておりますように、例えば来年度から着手しようとしておりますバイオマス堆肥の製造事業等々もございます。これ先駆的な産業というふうなことで期待されているわけでありますが、これも１つの産業の振興にもつながる例であるというふうに考えております。もちろん地球環境にも優しいものでありますし、生ごみの収集というふうな今までモデル事業でもやってきたんですが、なかなか市民の御理解、御協力をいただけるということ難しい課題がございます。今までのモデル事業でも1,000戸を目標にしたんですが、最終的に400戸足らずというふうな御協力のあり方でございました。これからは全戸を目指していくわけでありますので、その中には相当もちろん行政としてそれなりのＰＲ、あるいはいろんな御理解いただくような話し合い、当然精力的にやっていくわけでありますが、これもかなり困難を伴うというふうに思いますけども、やはりこれは協力できる方、あるいは御希望の方でどうぞというふうなことになりますと、やはりそういうふうな協力の割合といいますかが大変低い数字で推移すると。これも実証済みでございますので、これからは全戸を目標というふうなことを掲げながら、それに可能な限り100％に近づけるような形でやっていこうというふうに今考えておりますので、これは議員の皆様方にもぜひ市民の趣旨の周知等々について御協力をいただければ大変ありがたいというふうに思います。これも１つの例であります。産業振興、これも１つの産業になるかなというふうに思っております。

それから、福祉サービスの向上というふうなこともございました。市のみならず、これから人口減少時代に全国的に入るわけでありますが、そういう中でやはり人口の構成を見ましても、昭和30年代ですと14歳までの人口が三十何％あったんですけども、今これが13％ぐらいになりました。その分高齢者人口が当時５％ぐらいのが今やはり二十何％というふうなことで、中間の労働人口はそんなに変わんないんですが、少子化と高齢化、これが如実にあらわれているような状況であります。これらの今の低年齢層の人口減がそのまんまいきますと、当然労働力とか、そういうものが少なくなる。やはり地域力が低下するというふうな懸念がございます。

そういうふうな中で、どういうふうに取り組んでいくかというふうなことでございますので、一口になかなか申し上げることはできないんですが、少子高齢化社会におけるサービスの向上というふうなこと、サービスを向上するというこ

とは、それなりにサービスを担っている層が少なくなればなるほどその負担が多くなるというふうな現象になるわけでございますので、そこの辺のところのバランスのとり方、これが非常に難しい。これは、一地方自治体だけの問題ではもちろんないわけでありまして、これは全国的な形での国策としてもこれ十分に考えていかなければいけないというふうに思います。こういうふうな社会が進めば進むほど民生費がどんどん、どんどん増加していくというふうな状況になるし、また担税能力もだんだん少なくなっていくというふうな、そこら辺のところをどういうふうに機能していくか、調整していくかというふうな非常に大きな問題でございますが、これはやはりほっておくわけにもちろんいかないわけで、市としてできることは、地方自治体としてできること、これは三位一体の改革等も含めてこれからは真剣に取り組んでいかなければいけない大きな課題であるというふうに認識をいたしております。

それから、生活関連の環境の整備の中で、生活排水の処理施設、これについての御質問がございました。数字的なことは髙山議員からいろいろお話がございましたので、繰り返すこともあれなんですが、県のまとめによりますと県内の生活排水施設の普及率、これはお話にありましたように76.2％というふうなことで、14年度にこの基本構想策定したとこでありますが、その構想の中では今年度末の目標が75％でありましたので、１年前倒しで達成したというふうなことであります。これは、県全体の話でありまして、ただ本市の場合は御指摘ありましたように現在58.6％というふうな低い状況にあるわけであります。

理由は何だろうというふうなお話がございました。考えられることは、１つは地域、地勢といいますか、そういうふうなことで、公共下水道の整備手法で見れば御承知のように市には３本の川が流れている。それによって分断されているというふうなこと、これ１つ物理的な面である意味言えるのかなというふうに思います。それと、やはり着手した、手がけたのが他市から見れば遅かったというふうなことも言えます。供用開始が平成元年でございましたので、その点については遅かったのかなというふうなことが言えるわけであります。

ただ、市の基本構想に掲げております17年度末の目標普及率でありますが、これについては53.6％というふうなことで目標数値掲げておったんですが、現状では58.6％というふうなことでございますので、目標数値よりは５％ほど上回っております。これは、合併浄化槽、あるいは農集も含めての数字でありますが、そのように皆さん方の御努力もあったというふうなことも言えるというふうに思います。

これからこの基本構想の中で、次の目標年度でありますが、５年後、平成22年度の普及率は、これは３つの手法を合わせて66.5％というふうなことでございますので、これからの５年間で現状から８％ほど普及率向上を目標としているわけであります。

数字的なことを申し上げますと、本市の場合で公共下水道の普及率、これを１％上げるために要するに経費でありますが、これ概算で約２億5,000万ほどが想定されます。これに農集、あるいは合併浄化槽への取り組み、さらには処理場の改築等々も、これも考えていかなければいけないわけでありますので、この基本構想に掲げた目標を達成するだけでも、最低でも50億を超える事業費が必要というふうなことになります。そのため、これまで経費節減を前提とした効率的な整備手法、あるいは普及率の向上を前提として効果的な整備地域、これを優先させるというふうなことで、いろいろ検討重ねているところでありますが、この財政再建期間の方向性としてはいまだ未整備地域が残っている認可区域、これを集中的に取り組むことで基本構想に掲げております平成22年度の目標達成、目標の普及率、これをぜひ達成していき

たいというふうに考えております。その後については27年度の目標普及率、これは78％というふうな数値を掲げております。これは、認可外区域となっている計画区域、あるいは県の生活排水処理施設の整備基本構想の見直しによって、農集施設から公共下水道へ組み入れられた地域、さらには合併浄化槽による地域も含めた市内全域の整備計画、これを全面的に再検討してまいりたいと、このように考えております。

この生活排水処理施設、余り長期な整備期間というとやはり市民の方々もそこまで待っていられない、もっと早くできないかというふうな声もたくさんあることも承知しております。そういう意味から市内全域の整備期間の短縮、これが最優先課題というふうにも考えておりますので、市町村型の合併浄化槽等、あるいは他の民間の方々の手法を視野に入れながらいろんな見直しをして、そして１年でも早く他の地域と肩を並べられるようにやっていきたいと、このように思います。

ただ、御承知のように平成20年度まで財政再建計画期間というふうなことでございますので、これは生活排水処理施設整備に限らず課題の解決に向けてはどの分野でも大変厳しい状況にありますけども、１歩でも２歩でも前へ進めるように、これは職員一丸となって頑張っていきたいと、このように考えておりますので、ひとつよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

２３番（髙山和男議員）　議長、髙山和男。

清水清秋議長　髙山和男君。

２３番（髙山和男議員）　今市長から将来に向かっての計画というか、そういったものお話しされたわけなんでございますけども、そこで項目的に大分ダブっておりましたもんですから、かいつまんで、ではしたいと思います。

まず、雪対策についてでございます。これ本当に永遠のテーマというんでしょうか、課題になってくるんじゃないかなと思います。雪国では欠かすことのできない対策だと思うんです。そういう中で、これ市長の答弁では可能な限り早急にやっていきたいんだ、ひっくるめて言いますと。そんなことで、管理組合というのはつくって16組合ですか、つくってやっておられるというんですが、これもわかりました。

ただ、こういう中で私２点目に質問しました市内地、中心部含めて、また市街地というんですか、地域。こういった雪対策も、今雪対策で大分市民の方も感謝をしているわけでございますけども、弱者対策等はどうされるんでしょうか。この辺もちょっとお聞きしたいと思うんです。というのも、機械力でやるもんですから、特にこれは市道ばっかりじゃないんです。県道も国道もそうなんですが、機械力でずっと幅寄せをしていって、道路の両側にやっていく。老人、子供、高齢者しかいないところを入り口をふさいでしまうんです。そういう問題というか、課題があるんです。前に提案したんですが、手のひらマークで、ここに御老人、家族がおりますよということで、手のひらマークの看板みたいの立てたらだめなんかという提案もしたことあるんですが、それでは弱者しかいないよと犯罪というか、そういったものにつながるということで却下された覚えがあるんですが、こういう弱者に対する雪対策というのも重要なんじゃないかな。雪が大変で、老夫婦しかいないもんだから、もうここから出ていってしまうよというのも随分いるんです。それで、私が住んでいる地域でもひとり暮らしが大分増えてきているんです。高齢者家族が今増えてきている。そういう雪対策も本当に行政の温かい心遣いというんですか、そういった面もちょっと考えありましたらお聞きしたいと思います。せっかく年寄りが朝早くからやって、入る分だけ入り口を確保するんだけども、あっという間に山にしていってしまうという。これがまたかたいという。こういった面をちょっと小さな問題ですけども、この辺もお聞きしたいというふうに思います。

その他の雪対策については、まず小野議員の答

弁にもありましたんで、よろしくお願いしたいと思います。

それから、雇用対策です。民にできるものは民でというお話、確かにそのとおりだと思います。そういう中、経済特区等はあちこちでやっていますよね。お酒の特区とかという申請して、今一生懸命民で活躍している方もおるんですが、新庄市内にはそういうのはないのかどうか。ちょっとあったら御参考までにお聞きしたいと思います。

それから、雇用の中では工業団地関係はそういう面では50社から51社ですか、私の調べたとこでは。51社になっていました。ただ、その中では人員規模が全然違ってきているんです。こういう対策のために、市民の今既存の市の企業をどういうふうに活力というんですか、援助をしていけるかというその辺が重要だと思うんです。また、起こす業、起業、起こす業の方。こちらの方も、本当そういう意味では今バイオマスの話もちょっと出されましたけども、その辺も含めまして新たなそういう動きがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

それから、下水道。これにつきまして、下水道、合併も含めましてなんですが、本当に大きな課題だと思います。今市長からお聞きしますと、１％アップするのに２億5,000万ほどの原資が要るということでございますから、大変な課題ですけども、ぜひこれも長い目で、雪対策と同時にやっていかなきゃいけないと、また重点課題としてやっていかなきゃいけない特に問題じゃないかなというふうに思います。平成22年ですか、78％の目標ということでございます。最上郡見ても、本当に町村によっては別ですけども、いいところかなりあるんです。舟形さんみたいなとこもありますし、ぜひこの辺お願いしたいと。本当に「環境にやさしいまち新庄」、看板掲げていますから、やっていただきたいと思います。

そういうつなぐという、工事目標掲げてつなぐってもつなげないというところもあると思うんですが、地域によってはぜひやってほしいと、全部加入するよというとこもありますんで、その辺の、またそういうお話等、協議会等は持っておられるようですから、その辺のお話等ありましたらお聞きしたいというふうに思います。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　雪対策の中で弱者対策ということでございますので、私からお話をさせていただきます。

高齢者、あるいは障害を持っておられる方の雪対策については、大変御本人たちも苦労しておられるということでございます。この前の冬、前回の冬につきましては、屋根の雪おろし、それから玄関前の除雪ということで、該当になる方についてはサービスをしたところでございますが、今年度につきましては玄関前の除雪について当初で予算措置ができなかったということもございます。社会福祉協議会とお話をさせていただきまして、玄関前除雪については社会福祉協議会で対処をすると。若干要件等異なりますが、今年についてはその方向でさせていただきたいと、そういうふうに思います。

先ほど議員から手のひらマークというふうなこともございましたが、現在都市整備課と話を煮詰めております。ほぼ案といいますか、近々実行するつもりでございますが、高齢者、あるいは障害を持っておられる方の家屋について、例えばマップに落とすと。これは、プライバシーに関係しておりますので、私どもとオペレーターといいますか、除雪の業者ときちっと話し合いいたしまして、プライバシーは守るということと御本人からの承諾等も得まして、近々実施したいなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

武田一夫政策経営課長　議長、武田一夫。

清水清秋議長　政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長　特区の質問についてでござ

いますけれども、私の方からお答え申し上げます。

１月に特区の申請の時期がございます。そこで市民の方からどぶろく特区とＩＴの育成特区、それを申請したいというふうなお話があって、その方々とかなり細部を詰めたんですけども、どぶろくについてはかなり条件が厳しくて、断念せざるを得ないような状況でございました。ＩＴ人材育成特区については、今それを申請するということで作業を進めてございます。そのものがすぐに雇用につながるというようなことではありませんけれども、ＩＴ人材を育成するというような観点から結びつくのかなというふうなことで、事務局サイドとしては支援をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

羽賀千尋商工観光課長　議長、羽賀千尋。

清水清秋議長　商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長　雇用対策の件でございます。先ほども髙山議員おっしゃられるとおり、工業団地、中核と横根山２つ持っておりますけれども、以前と違って工業団地に大きい面積を求めて何百人雇用するというのはなかなか今は難しい状況でございます。そういう中で、物づくりは特に今海外進出が盛んでございます。中国の次はインドじゃないかという話も出ていまして、大変製造業が苦戦している状況でございます。

その中で、じゃどういう雇用対策を考えていくのかということでございます。先ほど市長の答弁の中にも、まち中にもぜひ誘致を進めたいと。それで、業種的にはＩＴ産業とか、今大変情報産業が急成長していますので、そういうものを何とか呼び込めないかと。

あと、もう一点、議員おっしゃられました起業、いわゆる起こす業の方でございます。これについても今現在も総合支庁の企業振興公社が柱となって、我々と一生懸命起こす業の方の発掘に努めているわけでございます。それで、総合支庁の方でも起こす業についてはいろんな支援策をつくっておりますので、何とかここにターゲットを絞ってまちの中誘致しながら、ぜひ商店街、いわゆる中心商店街の賑わいを取り戻せるような雇用対策を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

中部　力下水道課長　議長、中部　力。

清水清秋議長　下水道課長中部　力君。

中部　力下水道課長　御質問で、生活排水全般についての御質問だったわけでございますけれども、その中で下水道というふうなこともありましたので、一応下水道におきます今後の取り組みといいますか、それを含めまして今現在先ほど市長の答弁にもありましたように、事業認可区域内の中で都市計画用途地域内でまだ未整備の地区を重点に今整備を行っているところでございます。具体的には今現在国道47号の松本周辺、それから谷地田、東山地内、それから東天町などこれらについて重点的に整備を行っているとこでございますけれども、今現在で残事業的に見ましてもやはりまだ15億ほどの費用がかかるというふうな試算をしております。現在ベースでいきますと、単純にいって３年から４年というふうな試算になるわけでございますけれども、一日も早く期間を短縮しまして事業を図れるように、さらに整備に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

２３番（髙山和男議員）　議長、髙山和男。

清水清秋議長　髙山和男君。

２３番（髙山和男議員）　市長申されています重点施行、これでぜひやっていただきたいと思います。雪もそうですし、そういう面では雇用もそうです。それから、排水、こういったものも含めまして、本当に百年の大計をつくっていく源だというふうに思いますんで、ぜひ市長も体調も大分回復されましたから、まず元気にリーダーシップとってやっていただきたいというふうに思います。終わります。

清水清秋議長　１時まで休憩いたします。

午前１１時５１分　休憩
午後　１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

小嶋冨弥議員の質問

清水清秋議長　次に、小嶋冨弥君。
（９番小嶋冨弥議員登壇）（拍手）
９　番（小嶋冨弥議員）　御苦労さまです。本議会３番目の質問をいたします新政倶楽部の小嶋冨弥であります。あと本年も残り少なくなりました。振りかえれば、今年の夏は新庄まつり250年で盛り上がりました。しかし、意外に早い冬将軍の訪れにいささか戸惑いを感じます。

さて、前もって通告いたしました３点についてお聞きいたしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、平成18年度の予算編成と施政方針についてお聞きいたすものであります。財政再建計画、17年度から21年度の財政見通しが11月に示されました。それらによりますれば、平成18年度以降の計画は平成17年度の決算見込みの値が全体計画の考えの基礎になっているので、昨年の計画数値が若干変動しよるが、平成20年度までの財政再建計画でのもろもろの対策は変わらないと。一方では、国が示す地方財政計画及び三位一体の改革にも大きく左右されるので、今後とも財政の健全化維持に努めていくとありますが、財務省と総務省の２兆円の交付税の攻防次第だとも受けとめられるものであります。そのような中でありましても、今年も新しい年を数日で迎え、すぐに新たな年度を迎えるわけであります。

財政の状況を見ますと、市の予算は平成11年度をピークに減少しております。本年度の一般会計当初予算も前年比の0.1％減の135億6,900万円でスタートしたわけであります。来年度にわたっても歳入の主要自主財源の市税の増は、今日の景気では期待はできないものと思います。限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、財政再建、活力のあるまちにしていくべきと考えます。

９月30日現在の市債残高は、一般会計で192億8,000万円、特別会計を合わせますと340億、市民１人当たり一般会計では47万1,000円、特別会計との合計は83万円の借金を背負っていることになります。18年度は、財政の弾力性を示す経常収支比率は99.4％とされ、政策経費はなきに等しいと言わざるを得ません。

市民ニーズは多岐にわたります。昨年市で行った満18歳以上の新庄市に住所を有する男女2,500名を対象とした平成16年度の新庄市市民意識調査の結果があります。皆がどう考えておるか、またこれからどのような施策や事業を重点的に取り組んでいく必要があると考えておられるか、把握するために実施したわけであります。多くの市民は、地域の振興と安定した市民サービスの確実たるものを望んでおります。それらがなければ、定住人口の増は望めないのではないでしょうか。

県は、去る８日に10月１日の国勢調査の概数速報を公表いたしました。人口は、前年比、県全体で２万803人減、県４地域のうち最上地域がマイナス4.89％、3,234人の減と最も高い結果になっております。新庄市もマイナス1,435人で、辛うじて４万人をキープ。４万716人でありました。世帯数は、県内13市のうち、減少したのは尾花沢市と新庄市のみです。尾花沢市はマイナス７世帯、新庄市はマイナス80世帯。私の目につくところの山形市は3,528世帯、天童市は1,066世帯、東根市は910世帯の伸びとなっております。これらは何を語るのでしょうか。

すべての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを望んでいます。18年度の予算編成と施政方針についてお聞かせください。

次の質問に移ります。さきの市長選挙は、８年

ぶりの選挙の結果、髙橋市長は市民の任を得まして、５期目の当選をなされました。心から敬意を申し上げます。議会初日の就任のあいさつの中に、大胆に繊細、リーダーシップを発揮し、たくましいふるさとをつくるとの言葉がありました。決意のほどを感じた次第であります。

そこで、市長選挙において選挙公報で公約した協働、改革でたくましいふるさとづくりを上げました。これらに対しての質問は、午前の議員の２人の方からもありました。私は、これらを実現するために上げた事項をどう政策にリンクして進められるのか。

また、公約と申せば今はマニフェストの時代です。数値目標明示が政治家の責任がより一層明確化させるために利点があり、それ自体は極めて有意義なものだと思いますが、実現に向けた数値目標はいかがお考えかお聞かせください。

次に、２番目の住民基本台帳についての質問であります。個人の住民票を世帯ごとにまとめた住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所が公開されております。個人情報の保護と管理意識が高まる中、住民基本台帳の閲覧制度を利用したダイレクトメールの発送や犯罪の発生が問題となっています。

今年の３月、名古屋市で起きた女子小中学生をねらった強制わいせつ犯罪において事件を起こし、逮捕された男は、音楽教室のためと偽って、区役所で住民基本台帳を閲覧。母子家庭を選んで探し、犯行に及んだことが判明されております。閲覧申請に際しては、閲覧を虚偽の使用のため利用され、そのような犯罪に使われることから、総務省は使用目的確認を求めておるが、現場の市町村ではその危機意識が共有されていない実態が浮き彫りになったと11月24日の読売新聞県内版に報じられました。

それらによりますと、総務省は今年の３月と６月、閲覧申請者に対し、１つは法人登記などの事業者の概要がわかる資料、２としては事業者が定めておる個人情報の取り扱い指針、プライバシーポリシー、３として実際に送付する調査用紙や案内などのこれらの３点を提出させ、使用目的や事実関係の確認の徹底を図ることを通知いたしました。目的以外に使用しないなどの誓約書提出や身分書の提示は全市町村で求められております。その中で、県内市町村でこの３点すべての提出を申請者に求めておるのは19市町村、一部求めておる町村は４町、３点とも求めていないのは12市町村とあり、その中に当新庄市も入っておりました。３点の提出を求めておる酒田市では、総務省の通知が来る以前に市の個人情報保護法が制定された時点で確認を徹底しておるとの記事があります。

そこでであります。住民基本台帳におけるところの新庄市の実態と現状認識はいかがかお聞きしたいと思います。

発言事項の３番目、市のお客様アンケートについてお聞きいたします。市では、昨年に引き続き、市民本位意識をしっかり持つことが市民と行政のパートナーシップを築く基本と考え、毎日の仕事の中でお客様への応対を行政改革の大事な取り組みとして、今年の７月11日から８月10日までの１カ月間、市役所さわやか運動を行い、お客様アンケートを行いました。17年度の市長の施政方針の中の終わりとして、私は市長就任以来今日まで、行政は最大のサービス産業であるをキーワードに、職員に対しては行政のプロであるとし、機会あるごとに市民の目線で市民の立場に立った事務事業の遂行を呼びかけてきたところであり、職員においてもさわやか運動、マイチェンジなどそれぞれ自主、自発的な目標を設定するなど鋭意**努力してきているところで**すとうたっております。それらに沿った意識改革を高める**実施だと理解**いたします。

アンケートの結果が９月に新聞、市の広報に出ました。採点の結果は昨年77点から82点にアップとあるが、接遇の基本となる職員のあいさつに対する評価が２年連続して他の設問より低い点数で

評価されたわけであります。言葉遣いや身だしなみ、説明など向上したことは、これらの運動を行うことで職員の自覚の向上に寄与したものと思います。

市役所は、市民にとってもっともっと役に立つところであらねばなりません。アンケートの中から市民の声を受けとめて、親しみある明るい元気な市役所づくりのための職員の意識向上の取り組みはいかが取り組まれるのかお聞きいたしまして、私が通告いたしました壇上での３点の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　御質問の第１点目は、18年度の予算編成、施政方針等々についてどういうふうにリンクしていくのか、どういうふうな形で持っていくのかというふうなお話がございました。

予算編成そのものはこれから始めるわけですので、詳しくお話しするのはこれは３月議会というふうなことになりますが、現在財政再建計画の中でどのようにして限られた財源の中で事務事業を遂行していくかというふうなこと、これは大変重要かつ難しい課題であることは間違いないというふうに思います。

今年の11月に各課長に対して18年度予算編成方針を示しましたが、この中でやはり18年度地財計画、地方財政の見通しについては先ほど三位一体の改革の中で補助負担金の削減の内容は示されました。これについては３兆円の、今まで２兆4,000億、これを6,000億ほど削減の内容は示されて、３兆円というふうな、税源移譲が３兆円、そして削減の内容については４兆円というふうなことになったわけでありますが、その中身についてはまだ内容が明らかにされておりませんので、特にちょっと触れられましたが、財務省が言っている交付税の特例加算分、これ２兆円ほどあるんですが、これの決着がまだついていないというふうなことで、このことについて、もしこの加算分が解消となると財政再建計画よりさらに厳しい状況が予想されるというふうな状況であります。

本市に限らず地方自治体が抱えるいろんな課題、これは数多くあるわけでありますが、このようにして地方財政が揺れ動く環境の中で、これも単年度ではなくて、これから数年やはり続いていくんではないかというふうに予測されます。それを的確に判断して、適切な事業計画、あるいは予算措置をしていかなければならないわけであります。

特に18年度当初の予算につきましては、一般財源を108億程度というふうに見込んでおりまして、これは17年度当初と比較しますと２億5,000万ほどの減となります。規模にしても130億程度になるんではないかというふうに思って考えておりますので、17年度当初135億でしたので、約５億ちょっとぐらいは少なくなるんではないかと。現時点の見通しではそういうふうに考えております。そのために、やはり非常に厳しい事業の選択をしていかなければいけないというふうに思います。これは、今後各課長にも政策綱領を示しまして、これからそれぞれの担当課の中でそれを精査して、そして聞き取りを行って予算編成あるいは施政方針に結びつけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、選挙公約でも私市民の方々に特に協働、改革というふうなことを申し上げて、そしてその中でたくましい郷土をつくっていきたいというふうなことを申し上げてまいりました。これをどのように政策にリンクしていくのかというふうなお話でございました。具体的には８つの柱を上げまして、その中で政治信条は「いい人～いい街～いい暮らし」、これを根底に置きながら８つの柱からなる政策綱領をお示ししたところであります。

この具体的なことについては、これも当然いろんなことをやっていくためには予算の裏づけというふうなことが大前提にあるわけでありますので、

今後先ほど申し上げたような考え方のもとに予算を編成いたしまして、そして来年度の事務事業の遂行に全力を尽くすというふうに考えているところであります。

マニフェストについてもおっしゃるように、これはやはり数値目標というのを示すというふうなこと、これは市民にとっても大変大事なことかなというふうに思いますので、可能な限り数値目標を掲げながらこれからの事務事業の遂行に取り組んでいく予定でございます。数値目標、これもやはり予算と絡ませながら、重点的に選択をしていくというふうなことになりますので、これからその事業というか、予算編成に着手していきたいというふうに考えております。

それから、住民基本台帳のこともございました。この閲覧制度につきましては、実務上の取り扱いについて、本年６月に総務省から新たな対応に関わる通知がございました。その内容、これはいろいろ触れられましたが、閲覧申請は事前に書面で提出するよう求める。また、この事由を明確にするとともに、使用目的を特定すること。また、申請を受けた市町村は申請内容については厳格に審査すること。また、この理由の適正のいかんを審査するための資料として申請者の法人等の事業概要、活動概要が記載されている書類、あるいは閲覧して取得した情報の管理についての対応が記載されている書類、また取得した情報を使用して郵送する案内パンフレットや取り扱い商品などがわかる書類、また調査に使用する場合は調査内容のわかる書類等添付すること等々の措置をするように通知がございました。これらは当然のことながら各事項の履行を条件として対応するものでありますので、この取り扱い方については県の市町村課からも国の通知に基づいて対応するよう指導がございますので、新庄市におきましても本年６月のこの通知を受けて以来、国が示しております取り扱い方にのっとり対応しているものであります。また、実際に閲覧に来庁した方については、住所、氏名、これを記載した書類の提出を求めておりますし、運転免許証など公的機関が発行した身分証明なるものを本人確認を行った上で閲覧に応じております。

社会情勢、あるいは個人情報に対する意識の変化を踏まえて、国においては個人情報の取り扱い業社の不特定多数に関わる閲覧について規制する方向で住基台帳の法改正の検討に入っていることから、ここのところ数カ月来放送局あるいは新聞社等の報道機関から、こういった国の動向についての取材電話が多々ございます。先般新聞紙上、本市がこの台帳の閲覧について国の取り扱いに準じない対応となっている旨がございましたが、今の閲覧制度はこのような状況にあることから、取材の趣旨についての理解に食い違いがあったのかなというふうにも考えられます。今後はこういうふうな電話による取材等々においても、常に的確に対応できるよう担当部門において意思統一を図っていくように指示をしておりますので、今後そういうことのないようにしていきたいというふうに思います。

それから、３点目、お客様アンケートについてお話がございました。市は、市民本位の意識をしっかりと持つことが市民と行政のパートナーシップを築く基本と考えまして、昨年度に続きまして７月11日から８月10日までの１カ月間、お客様の立場で応対して親しみある市役所づくり、これを目的にさわやか運動を実施してまいりました。その期間中にお客様アンケートとして来庁者に応対した職員があいさつあるいは身だしなみ、言葉遣い、説明のわかりやすさ、応対の態度、用件が済むまでの時間の６項目の内容についてアンケートをお願いして、採点をいただいたものであります。

その結果でありますが、お話にもありましたけども、全体で平均3.86というふうなことで、昨年度でございましたが、今年度は4.12でございました。また、６項目の中で採点が低かったあいさつについても、昨年度は3.83から今年は3.97と昨年

度からの取り組みの一定の成果が出てきたところであります。もちろん言うまでもなくあいさつというのは接遇の基本でありますし、今後もお客さんを迎える姿勢、これを忘れずに、もちろん運動期間中に限らず今年度は後期目標をお客様、また職員間で明るく元気なあいさつをすること、電話に出るときは課名、氏名を名乗ること、この２点を設定して現在取り組んでいるところであります。また、さわやか運動の趣旨でありますが、これは来年度も継続して、アンケートにつきましても市民の皆さん方から御協力が得られやすいように変更も加えながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

やはり行政は、市役所は、最大のサービス産業だというふうなこともずっと申し上げておりますが、特にサービス業というのはＩＴ産業等々も代表されるように、日々変貌して新しいサービスを生み出していく産業界と異なりまして、市民が日常必要とするサービス、これを世に送り出すある意味では地味なサービス業というふうなことも言えるのかなというふうに思います。そういう意味からコストダウンを図りながら、より付加価値の高いサービスを提供していくこと、これが非常に重要だというふうに認識しておりますので、今後もそういう意味で職員間意思統一しながら取り組んでいきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥議員）　大変厳しい国の財政とあわせまして、予算的には５億減ぐらいの予算編成を行うというようなことを聞きました。財政再建とあわせて国との関係も当然あると思います。その中で18年度施行するために、今不在となっております助役、収入役はどのような配置をして、今後運営いたすのか、その点をお聞きしたいと思います。

また、今後いろいろ施政方針する中でスケジュールがあると思います。大変厳しい施策の中で市民サービスを行ったり、市民のいろいろなニーズに応えるために、それぞれ私は各常任委員会にその所属する課とのすり合わせ、そういったものの提示をしてよりよい、市長は議会と執行部は両輪のごとくというようなこともおっしゃっていますので、予算の当たる前にそれぞれの常任委員会にそれぞれの所属する課の意見のすり合わせ等は私は大事だと思うんですけども、この辺のことについてお聞かせ願いたいと思います。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　三役人事のことにもお話ありましたが、現時点で明確にお答えすることは控えますけども、一般的にやはり言われていますようにこれからは助役については当然これだけの規模の市でありますので、それは当然必要だというふうに私も認識しておりますが、収入役についてはこれからの趨勢からいっても一考を要すというふうに私も認識いたしております。

それから、議会と執行部と両輪であるから、もっと共通理解を得るように各常任委員会とのすり合わせといいますか、協議をすべきだと。これは、おっしゃるとおりというふうに思います。できるだけ重要案件については常任委員会あるいは全員協議会等々も含めて皆さん方とやはりいろんな協議をさせていただいて、その中の御意見等々も十分参考にさせていただきながらこれからの事務事業の遂行に結びつけていきたい、このように思います。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥議員）　わかりました。

基本台帳の閲覧の件ですけども、新聞には書かれていますけども、新聞の内容とは違うと、問い合わせの中の行き違いがこういうふうに新聞の報道になったというようなふうに私はとりましたけども、その辺は実態いかがなんでしょうか。

あと、もう一点、閲覧の新庄市の現状ですか、状況はどうなっていますか。業者はどんなような業者が入って、何件ぐらい今までそういったものの要求があったかということをわかればお聞かせ願いたいと思います。

国分政嗣市民課長　議長、国分政嗣。

清水清秋議長　市民課長国分政嗣君。

国分政嗣市民課長　２点御質問あったと思いますが、１点目につきましては中央紙県内版の記事の内容と本市の現状の取り扱いが端的に申し上げますと違うということでございます。

市長から申し上げましたように、この６月に国、県を通じて通知がございましたとおり、３点の必要書類、当該閲覧者の会社の概要、登記簿謄本等、あるいはその会社の個人情報保護に対する姿勢を文書にしたもの、プライバシーポリシー、３点目は個人情報を活用してどんなものを送るのかと、ダイレクトメールの場合はそれを具体的に示していただくと。さらにはプライバシーを守るという誓約書をおつけいただく等の措置を今年は特に厳重にやっております。したがいまして、新聞の記事の取材の視点、それからこちらの回答の視点、それが残念ながらかみ合わなかったのではないかというふうに思っております。

記事が出ました当日、記者の方に申し入れをいたしまして、その実態について記者とお話をいたしました。私どもの説明もやはり十分ではなかったのではないかというふうなこともございました。ただし、新聞社の方でも取材された方と記事にされた方が違うというふうにも感じましたので、その辺さらに追跡の取材もございましたので、今後第２弾の記事を書く際には新庄市の取り扱いについてはさきの記事とはイコールではないというふうなことをフォローしていただきたいというふうにお願いをしまして、配慮するという御返事をいただいたところであります。大変御心配をおかけをして、記事の見出しが非常にショッキングでございましたんで、御心配をおかけして申し訳ございませんでした。

２点目、具体的な本市における閲覧の状況でございますが、平成16年度におきましては20件の閲覧申請がございまして、それに対応してございます。主な閲覧者について申し上げますと、市内の学校法人、幼稚園の経営者、あるいは全国的に申し上げますと通信教育の講座等の勧誘のための会社、全国的な展開をされている会社でございます。あるいは、郵政省から委託を受けました社団法人、世論調査のための法人等でございます。全国的な調査の例に漏れず、やはり営業目的を主としたダイレクトメールの目的の閲覧が60％ぐらいございます。本年11月現在におきましては11件ございます。先ほど申し上げましたように、教育関係図書の案内をするダイレクトメールのための閲覧というのが多いわけでございます。これらにつきましても、先ほど申し上げましたような個人情報保護の手立てをとっているわけでございますが、今後とも法律、あるいは昨今の法律の運用の趣旨にのっとりまして、厳格な対応を続けてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥議員）　わかりました。お客様アンケートの件につきましては、来年度もやるというようなお話をいただきました。これを受けまして、もっともっとレベルアップ図るために職員の研修というのはどういうふうな今やっておりますし、またこれらを踏まえてどういう形で進めになるのかお聞かせ願いたいと思います。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　さわやか運動のアンケート結果に関連してでありますけども、こういう情勢の中で小さな市役所で大きなサービスを提供する。そのためには改革と協働ということは市長が申し上げていますけど、市民との信頼関係が一番大事だ

というふうに思います。そういう意味で、広い意味では市役所のイメージアップをどう図っていくかという中で、市民との信頼関係を築いていくということが大切だというふうに考えております。

昨年の７月ですけども、さわやか運動を実施するに当たって接遇ハンドブック、これ10ページなんですけども、これは職員の一般的な応対のマニュアルについて記載したものでありますけど、これを全職員に配付しておるところです。せんだって行革アクションプロジェクトということで、主査クラスが中心となった職員提案がありましたけども、その中でもより一層市役所のイメージアップをしていくためには改めるところは改めて、市民の目線に立って仕事をしていくためにより高めていかなければならないんではないかという提案も受けておりますんで、接遇ハンドブックについても、例えばプライバシーの問題とかについてはこの段階ではまだ触れていませんので、そういう部分についても加えるとかというふうにして考えていきたいと思っておりますし、それから研修についても年度間で相当数の研修をやっておりますので、事あるごとにそういう機会をつくってまいりたいというふうに思っております。

御指摘のように、あいさつについて100点満点に直しますと79点ということで、80点に達しなかったということでの新聞記事になったわけですが、中では市民の方はこのように、悪いところも言ってくれていますが、記述式のアンケートではこんな言葉も入っています。「久しぶりで市役所に来ましたが、全体的にやわらかくなって、職員の親切な対応にびっくりしました」、もっとたくさんあるんですが、１点だけ読ませていただきました。それから、悪いやつでは「さわやか運動の期間だけ気をつけてもだめです。いつもこのようにするのが当たり前ですよ」、そういう市民の意見を踏まえながら、今後の対応していきたいと思っています。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥議員）　私もその資料手元にあります。今よかった、悪かった見ますと、よかったの方が大分多いです。今言いましたけども、管理職の対応が好感を持てるようになったと思うと、本庁の出先及び一般職員に対する職員教育が非常に大切と考えられます。また、以前と比較して対応に気配りが見受けられ、職員の自覚のあらわれかと思うというような、いいものもかなりございます。悪かったの中で、今課長が言いました運動期間だけではだめだというようなことを私もそのとおりだと思います。その中で、仕事をしないで、たばこのみばかりする人が多いというようなのもあります。もちろん課長も持っているわけですので、御承知だと思うんですけども、今分煙でなくて、それぞれ今世の中の流れが禁煙の時代です。例えば学校等では敷地内においてはもう全面的に禁煙というようなことになっていますけども、新庄市の場合は分煙やっていますけども、そういった意味でこれらの考えはさわやか運動を通じてどの**ようなお考えかお**聞かせ願いたいと思います。

清水清秋議長　小嶋議員さん、これは通告の内容に従ってのですか。

９　番（小嶋冨弥議員）　**さわやか運動の中の**喫煙はどういうふうにとらえるかというような質問なんです。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　喫煙に対しては、健康増進法の施行以来、大変喫煙者にとっては心狭い時代になっているのかなというふうに思います。また一方、市のたばこ消費税が３億2,000万ほどという中で、現在職員の喫煙者も３割ぐらいです。30％ぐらい、大体議員の皆さんもそうだというふうに思いますが、そういう状況の中で将来的には今の分煙からもう一歩前に踏み出す時期がというふうな、そういう検討もしていますけども、そういういろんな複雑な要素を含みながらも決断しなければならな

いので、慎重に考えているとこでありますが、いずれ今やっている分煙のもう一歩先と言いますと庁舎内禁煙ということになっていくわけでありますので、私ども職員といいますか、その部分だけで決められないこともありますので、慎重に検討しているという状況です。

９　番（小嶋冨弥議員）　議長、小嶋冨弥。

清水清秋議長　小嶋冨弥君。

９　番（小嶋冨弥議員）　これは、私個人でもなくて、市民のアンケートの結果を見て、市民はそういうふうな姿を、市民は市役所の方々を見ているという観点から私は申し上げました。

また、いろいろ悪いとこでなくて、いいことも大変あるわけですので、人を指導するには長所伸展法といって、よいところをたくさん認めて褒めてあげますと、ますますそういったものがやる気と申しますか、そういう認識が高まるというようなことがあると思いますので、部下ですか、職員の方々のよいところをやはりしっかり認めて褒めてあげて、そして明るく市民から親しまれる市役所づくりをお願いしたいと思います。終わります。

清水清秋議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　１時４４分　休憩

午後　１時５３分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

柴田忠志議員の質問

清水清秋議長　次に、柴田忠志君。

（１７番柴田忠志議員登壇）（拍手）

１７番（柴田忠志議員）　午後の２番目となりますと多少お疲れが出てくると思いますが、よろしくおつき合いください。新政倶楽部の一員として一般質問させていただきます。

各議員の今回の質問は、市長の５期目に対する決意などが多く、さしずめ今議会は市長の御機嫌な定例会となりました。御当選おめでとうございます。自今生涯という言葉があります。人生どこで区切っても、そこが出発点になるということを意味いたします。今日という日を精一杯生きよと励ます言葉でもあり、未来を見詰め、日々初心に返ることの大切さを教えております。市長におかれましては、せいぜい体をいたわり、仕事に精進されますことを切念いたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。第３次新庄市振興計画後期５カ年計画に基づき、にぎわいと交流のまちづくり、都市基盤の整備についてお伺いいたします。

新庄市は、コンパクトなまちづくりを目指しておる中で、2005年国勢調査概数速報によれば新庄市は総人口４万716人で天童市、東根市、寒河江市より下回り、今まさに冬を迎え、雪の心配を多く抱える中で、他所に引っ越しなどさせない、定住を促進するためにも安心、安全な宅地を進めていただきたいのです。

これまで多くの議員より質問されております小檜室地区であります。上西山に抜けるアンダー道路も完成の見込みであり、民間の会社の造成地はなかなか売れ行きが好調のようですが、残りの場所は白地であり、ここに大型店の進出ともなれば、市中心部に大変な影響が出るものと考えられます。また、市内の円満寺地区もいまだ白地であり、都市整備については数々の難問があると思いますが、都市基盤整備について、方向の見通しについて伺うものであります。

安心して暮らせる生活環境づくりについて、都市整備課の課の行動計画書によればミッションは５点の行動方針で、ビジョンは４点の行動方針、重点戦略は７点の行動方針でありますが、平成18年度は特に絞るのは何かを示していただきたいのであります。

また、高速交通基盤の整備促進の上で、安全で

円滑な交通ネットワークの構築については、先ごろ泉田道路の計画検討について全家庭に配布されたと思いますが、そのアンケートの検討の送付先は国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所調査第２課宛でありますが、新庄市にとっても大切な広域幹線道路であるためにこのアンケートの回収率は高速交通基盤の整備促進の大きな鍵となると思いますが、市長としてどのようにとらえられておるのでしょうか。

次、バイオマスの今後の展望についてであります。果樹の剪定枝などの木質バイオマスを利用した発電事業所の計画を進めてきた山形グリーンパワーは、11月30日、2007年２月から売電を柱とする事業を始めると発表した。国内では初の本格稼働となるガス化発電システムを採用し、発電効果を高めるものと12月１日、山形新聞に掲載されました。真室川町の製材所も木質チップを活用した発電計画をされております。加熱する過程で発生するタールを薬品原料として、焼却灰を農業用肥料として売却する。さらに、地域の花卉栽培などへの熱利用も計画しているが、新庄市のバイオマスは生ごみと木質チップの未利用バイオマスから堆肥を製造する実証を行い、本格実施に向け環境を整備する役割分担のようであるが、さらにガソリンにエタノールを３％混合したＥ３燃料による走行実証など行う予定とあるが、これらを含め、今後の展望は夢のある話になるのだろうか。市長として、どのように手立てを考えておられるのでしょうか。

次、新しい文化を創造する人づくりについて。県知事が斎藤知事にかわり、従来の山形さんさんプランはどのようになるのでしょうか。その折、県教育委員会は11月18日、第３回全国少人数教育研究会を米沢市内で開催されました。新庄市内の小学校における成果はどのようになっておるのか。また、中学校１学年は少人数学級か、重点教科での担任制のいずれかを校長の判断で選択できる制度を導入しておられるが、市内の中学校の場合はどのように把握されておられますか。また、少人数学級での成果についてもお尋ねいたします。

エリアキャンパスもがみは、昨年山形大学との連携により発足いたしました。これに先取りし、戸沢村や金山町ではいろいろと計画を実行し、十分な成果が見られますが、新庄市内に山形大学生徒たちが集い、研修の場を創出すれば、新しい文化を創造する人づくりにも役立つものと考えられます。さらに、エリアキャンパスもがみの活用と展開について、地域の活性化にもつながりを見られるような具体的なプロジェクトを創出なされるのかお尋ねいたします。

最後に、平成16年度より平成20年まで市職員は退職者が48名となりますが、将来において若干名の職員採用を図られるべきと考えますが、市長はどのような考え方なのかお示しいただきたいのであります。

壇上より終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　御質問の第１点目、にぎわいと交流のまちづくりについて、特に都市基盤の整備についてお話がございました。

整備基準でありますが、やはり定住人口の推移、これが事業採択の最も大きな重要な１つだろうというふうに考えます。第３次振興計画の中で、将来の定住人口、これを**４万3,000人という**ふうに想定しておりますが、当市は御承知のように非常に昼**間人口の比率**が高い。現在も113％以上というふうなことで、これ**は県内でもトップであり**ます。また、家族構成の変化に伴いまして、人口の割合には持ち家志向が非常に多いというふうなことで今まで推移してきたとこでありますが、先ほど小嶋議員のお話にもありましたように戸数が今回の国調で80戸減ったというふうなこと。今まで人口の減はありましたけど、戸数が減ったのは最近で

は初めてなんで、私も非常に気にしております。これについては、ぜひ担当課の方で分析するように指示をしておりました。どういうのが、いろんな要因考えられるわけでありますが、やはり特に顕著な要因としてはどんなことが考えられるか。減ったのは、市では新庄と、それから尾花沢の７戸というふうなことでございますので、非常に目立っております。その辺のところを１回検証しておかなければいけないなというふうに思います。

それはそれとして、またいろいろ小檜室地区あるいは円満寺地区の話がございました。これは、都市計画区域の用途地域に隣接する白地地域。この中**でも今申し上げた**ところ、そしてまた松本地区も非常に市街化が進んでいると**ころであります**。小檜室あるいは松本につきましては、社会資本の整備も同**時に進められてお**りますし、民間による宅地開発の候補としては非常に有力な地域であるということも言えると思います。特に小檜室につきましては、これは議会でも何回となくいろいろと議論があるとこでありますが、既に第１期の区画整理事業によりまして教育施設あるいは生活関連施設、医療施設の生活基盤が整備されておりまして、非常に良好な住環境が形成されている地区であるというふうに思います。また、隣接する白地部分、これ９ヘクタールございますが、その中で今年度民間活力によって宅地開発、これは１ヘクタール、21戸というふうに伺っておりますが、行われまして、これも非常に良好な売れ行きで９割ぐらい契約が済んでいるというふうに伺っております。

また、円満寺地区につきましては、これは民間の開発事業者が長年にわたりまして小規模な宅地造成が数多く実施されておりまして、現在のように住宅、そして工場、商業施**設及び大型店舗、これが**混在しております。住工商、これはやはり余り混在するとい**うことではな**くて、これはやはり整理していく、解消していくには**これを分離した形で地域区**域、この用途指定を行いまして、有効な土地利用を図る必要があるというふうに考えます。市街化区域、そしてまた市街化の調整区域、この地域区分によって無秩序な市街化、これをやはり防止していかなければいけない。計画的な市街化を図るためには、将来の新庄市のあるべき市街地形成につきまして、都市計画のやはり見直しも避けて通ることはできないことではないかというふうに考えます。将来のまちづくりのためにも用途地域のあり方及び都市計画道路、これの見直しを行いながら、民間活力の導入も含めて良好な市街地の形成に努めていくというふうなこと、これはやはり速急に実施し**ていく必要があろ**うかというふうに思います。

また、白地地区であります。特に小檜室の２期、また円満寺地区**もそうですが、これ**はやはり利便性が非常に高いとこでありますので、これについてはやはり乱開発を未然に防ぐためには用途指定を行うというふうなこと。今後は単発的な民間活力の導入ではなくて、全体の開発を誘導するような施策が必要であろうかというふうに思います。それには行政が取り扱う事業、これを十分に選択して、財政計画の推移を見ながら開発公社、あるいは民間の方々との具体性のある協議を行いながら、定住に向けた取り組みを行っていきたいというふうに思います。

また、後期５カ年基本計画で計画している中で、18年度の重点目標はどんなんだというふうなお話がございました。その目標としては、雪に強いまちづくり、あるいは市民協働による公園管理及び消流雪溝の利用管理、高速交通網の整備促進、また治山治水による災害防止としてありますが、特に雪に強いまちづくり、これを最重点課題として取り組んでまいります。そのうち消流雪溝の整備、また用水の確保、また組合、先ほども申し上げましたが、16ほど今組合設置しておりますが、そういったものとの連携、そしてまたいわゆる福祉世帯といいますか、そういう方々への除雪サービス、これも可能な限りやはり実施していかなければい

けないというふうに考えております。

また、高速交通基盤についての整備促進についてもお話がございました。従来は御承知のように国交省で路線の決定を行いまして、それに基づいて実施設計、工事着手を行ってまいりましたけども、やはり住民参加による道路計画の検討というふうなこと、これが最近非常に国交省の方でも力を入れておりまして、地元説明会を開催し、あるいは住民の意見を聞きながら検討委員会に諮るというふうなことでございます。道路の必要性あるいは起点、終点、そしてまた車線の設計、側道の検討を行うパブリックインボルブメント方式等を経て、最終的には国土交通省が決定して設計に入っていくんですが、そのように今までと違って非常に手続が住民サイドにシフトしているというふうなことが特徴的かなというふうに思います。

具体的には、当地域では泉田道路がその方法によりまして、12月１日には市民プラザ、また12月８日には萩野公民館でそれぞれ開催されたところであります。今後は住民説明会の意見集約、あるいはアンケート調査の結果の取りまとめを行いまして、委員会の審議を経て決定されますが、この高速交通網の整備については地元の経済はもちろんでありますけども、交流人口の増加等々も含めてやはり当地域にもたらす経済効果も相当いい影響があるというふうに思いますし、最上地域発展のためにもぜひ必要だというふうに思いますので、市としては国交省はじめ関係機関に今までもそうやってまいりましたが、早期実現に向けて強くこれは要望していこうとい**うふうに考えております**。

それから、バ**イオマスにつ**いてもお話がございました。本市でも御承知のようにバ**イオマス支援、これを有**効活用しながら環境保全とか、あるいは農業の振興に結びつける取り組みを行ってきたとこであります。これらの実証の成果につきましては、「バイオマスタウン新庄構想」として集大成しておりまして、全国で６番目でしたけども、国の公表を得ております。

構想の柱でありますが、これは生ごみと木質**系の廃棄物であるチ**ップから良質な堆肥を製造していこうと、そして環境に配**慮した付加価値の高い農業を振興する**というふうなこと、それとソルガムから**エタノールを製造**いたしまして、ガソリンと混合した環境に優しい自動車燃料、これを普及させるというふうなことであります。

御質問の中にありましたけども、最上管内でも木質系のバイオマスの利活用が非常に活発になってきているというふうなことが言えると思います。ガス化発電あるいは大規模施設の暖房、あるいは具体的なそういう導入計画も現実となるまでに至っておりますので、他の地域の事例も踏まえながらその可能性を研究していきたいというふうに思います。

本市ではどんなふうにというようなことでありますが、その構想の第１点目は堆肥の製造であります。これは、モデル事業でもやってきましたけども、これは生ごみはごみではなくて、貴重な資源だというふうな認識に立ってこの事業をやっていこうというふうなことであります。先ほども申し上げたんですが、市内全域の生活系生ごみ、これを堆肥化する計画を立てております。現在のところ、18年度から設計とか、あるいは環境のアセス調査、これを行いまして、19年度には製造プラントも建設していこうと。そして、19年度後半から稼働を計画しております。現在生ごみ収集、これモデルでやったんですが、370戸ほど協力していただいておりますが、先般この方々に堆肥配付行いました。案内をさせていただいて。そしたら、100戸以上の方々訪れまして、生ごみが良質な堆肥に生まれ変わることはすばらしいというふうな意見もたくさんいただきました。また、農家への堆肥の施用試験、これも行いまして、大変よい評価や結果を得ているところから、ぜひＪＡ等と連携しながら農家への普及を目指してまいりたいというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたように全戸に協力をしていただくというふうなこ

とは、いろいろな相当粘り強く市民の方々にその効用なり、あるいは協力要請をしていかないとなかなか難しい課題がたくさんありますが、これについては市としては粘り強く市民の方々に理解をしていただいて、生ごみは資源だと、環境に優しい事業だということを理解していただいて、協力をお願いしていく所存でございますので、皆さん方からもぜひよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、２点目はエタノールの製造と活用であります。地球温暖化防止の観点から、世界中が植物由来の自動車燃料普及、これの取り組みを強めております。我が国の対応でありますが、混合燃料の材料である工業用アルコール販売、これを平成18年の４月から自由化する法律決定がされております。混合燃料の普及については20年度から一般販売、これを開始いたしまして、22年度では国内で50万キロリットルの普及を明言しているというふうなことであります。

本市では御承知のとおりでありますが、これまで玉川大学の学術研究所、バイオマスセンターの御指導をいただきながら、ソルガム、あるいは規格外農作物からのエタノールの製造試験を行ってまいりました。蒸留方式ではなくて、施設経費を軽減できて、燃料を使わず、環境に配慮したバイオリアクター方式というふうなことによって製造を目指しております。その方法の有効性については良好な感触を得ておりますが、来年度は地元へのプラント誘致、これを目指すための混合燃料普及の動向、本市における望ましい製造方法等を調査する計画であります。

一方、全国に先駆けて取り組んでいるＥ３の普及でありますが、これまで県の公用車、総合支庁の公用車と新庄市の公用車11台による走行実証を行ってまいりました。２年間やったとこでありますが、走行に何ら支障がないというふうなことも確認しておりまして、本年の９月からモニターによる一般車、一般市民の方々の車５台、これを走行開始しております。モニターの車は毎月300リットル余りのＥ３燃料使用しておりまして、使用時もガソリンと何ら変わりないというふうな報告をいただいております。来年度は、さらにこのモニターをあと５台ふやしていこうというふうに考えております。何とか環境に配慮した自動車燃料の拡大に向けて取り組んでいく方針であります。

今申し上げましたように環境保全、あるいは農業振興に貢献するバイオマス資源の利活用は、バイオマスタウン構想に基づきまして民間、そして産業界、そして官の、それと学、民産学官の協働を図りながら、確実にこれを推進してまいりたいというふうに思います。

それから、新しい文化を創造する人づくり、少人数学級、あるいは山大のエリアキャンパスもがみ等々につきましては教育長の方から御答弁をさせます。

最後に、職員の採用についての御提言というか御意見がございました。この採用については、昨年度策定いたしました再建計画の確実な推進を図るため、ここ２年間採用試験の実施を見送ってきたところであります。この間、退職による職員数の減は20人になりましたが、課の統合などによって組織の見直しを行い、限られた人員の中でそれぞれ能力をフルに発揮してもらっているというふうなこと。一番やはり懸念される市民の皆さんへのサービスの低下を招かないようにこれは対応してまいりましたが、今後大量退職時期に入りますので、これに耐え得るような組織の質と市民サービスの向上の面から、多くの方々から採用についての御意見もいただいております。

今後の職員の採用につきましては、地方分権あるいは三位一体の改革の中で税源移譲額、またいろんな決算、予算等々的確に把握しながら、また今後の退職予定者数、そしてまた民間に移行する民営化あるいは民間委託、そしてまた指定管理者制度によって民間の参入がどれだけ得られるか等々十分に考えながら、大きなサービスを行う小

さな市役所づくり、これを目指していきたいと思います。財政的な面だけで職員の採用動向を決めるということではなくて、やはり市民のニーズ、あるいはサービスに応え得るような組織づくり、これをやはり大前提に考えていきたいと、いかなければいけないというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　最初に、少人数学級についての御質問ですけども、山形県が全国に先駆けて、平成14年度よりさんさんプランに基づく少人数学級編制がスタートされたわけでございます。今年度より小学校に加えて中学校１年生までその対象を広げて実施されております。重点教科副担任との選択制となった中学１年生でしたけども、新庄市の該当校は少人数学級を選択しております。その理由は、授業も学級が基盤であるという考え方からそのような選択しておるわけです。この結果、本市では小学校３校と中学校１校において少人数学級が導入されまして、多人数学級の解消によりまして一人一人の児童生徒に対してそれぞれの人間関係を含めた生活面の指導や個に応じた指導の工夫などさまざまな取り組みが展開されてきました。

現在までの成果としましては、標準学力検査の結果の向上、これはもちろんですけども、不登校数や欠席者数の減少などにも影響しております。これらは人数が少なくなった分、先生方がきめ細かな指導が行き届けるという大きな成果であるというふうに認識しております。また、人数が少ないという物理的な面からも、ノート点検や成績処理に要する時間が短縮されまして、その分個別指導や子供たちとの関わる時間を確保できるということで、現場の声も非常に好評であるというふうに思います。

さらに、中学校１年生については小学校から中学校へという大きな環境の変化があるわけですけども、その中での子供たちのストレス、また大人数の中での人間関係に起因する精神的なストレスも考えられるわけですので、そういう意味でこの小中間のギャップをなるべく少なくしたい、緩やかにしたいという考え方から中学校１年生に導入されたということは非常に効果があったのかなというふうに思っております。

このように今後も少人数の利点を最大限に生かしながら、個に応じた指導の工夫などを通しながら、学校教育の充実に努めていかなければならないというふうに考えておったところです。

次に、山大のエリアキャンパスもがみについてですけども、山大のエリアキャンパスもがみは今年度からスタートしたわけですけども、大学の事業としては最上８市町村を対象に地域貢献、教育、研究の３つの事業を行うものであるというふうにされております。これらの事業は、山形大学の主催事業と最上８市町村が企画した独自事業からなっておるわけです。これまでの他町村の取り組み例としては、先ほどもありましたけども、戸沢村の教職員の全体研修会や大蔵村の自然塾などへの山大教授の招聘が上げられたわけでございます。

本市としましては、これは大学の方の主催事業になったわけですけども、今年度大学の主催事業としての皮切りになりました５月に２日間にわたってのオープンキャンパスが開催されたわけです。この２日間の参加者数は2,600人に上りまして、市民の関心の高さが示されました。その中には学生による市民向けのさまざまな研究発表や海外からの留学生による料理教室なども開かれまして、多くの市民の方々に参加していただきました。

また、市独自の取り組みとしましては、山大の教授と学生による山形大学地域教育文化学部の絵画版画作品展や児童生徒を対象にしたもみの木スクールでのおもしろ実験室などの社会教育事業においても、非常に専門性の高い大学教授を招聘しながらこれまで以上の質の高い体験学習を展開したところでございます。さらに、市内の中学校においても山大教授を授業改善アドバイザーとして

招いて研究会を開催するなど、積極的にこれも取り組んでおったところです。この授業改善アドバイザーは、明倫中学校を対象にして行いました。新庄市の表現サークル、遊びサークルですけども、「チャレンコ」も非常にこれもだんだん伝統的になってきたわけですけども、チャレンコと山大の表現サークル「スタイル」が交流しながら、ぜひ２月のチャレンコの公演のときに山大生にも参加していただきたいというふうに今呼びかけておるところです。

このようにして大学の専門性を生かした取り組みは、けしてイベント的というか、単発に終わるんじゃなくて、これからも継続的に、そして常時大学生が新庄市でいろんな活動をするということを目指しておるわけです。特に来年度ですけども、山形大学の学生を教育実習生として受け入れたいというふうに考えております。本市の学校教育の活性化を図るためにもぜひ山大生を教育実習生として迎えたいわけですけども、これはこれまで山大生の教育実習はすべて山形市で行われております。このように地方で行うということは初めてのことになるのかなというふうに思いますけども、ぜひ実現させたいというふうに考えております。その他に、これは学生の単位取得にも関わる事業ですけども、フィールドワーク事業も計画されております。これは、大学生は年間を通していろんなこれから事業の内容も計画されるわけですけども、新庄市においていろいろ本市の地元の講師のもとで授業を展開するという内容です。全くキャンパスを新庄市に移すというようなことになるわけですけども、非常に魅力的な計画だなというふうに思って、これも進めておるわけです。その中に例えば市民と学生の懇談会の場を設定しまして、学生の提言も受け入れるということで、まちの活性化のために学生の柔軟な発想をも取**り入れたいという**ふうに考えておったところです。

このようにして大学の高い専門性とともに、学生の若いエネルギーを本市に積極的に取り入れながら活性化を目指していきたいと**いうふうに考えて**おったところです。

以上でございます。

１７番（柴田忠志議員）　議長、柴田忠志。

清水清秋議長　柴田忠志君。

１７番（柴田忠志議員）　いろいろと御丁寧にありがとうございました。２点ほどお聞きします。

一番最初の都市基盤整備についてでありますが、白地の地区、小檜室地区、円満寺地区、一応年度の目途はあるのかないのか。

それから、下西山アンダーの部分は水はけが余り良好でないため、そのようにお聞きしていますが、地下水も障害になると思いますが、今後どのように処理されるのか、計画があるのかお尋ねするものであります。

少人数学級の取り組みの中で、今市内の小学校で環境教育エネルギー財団より３年間の研究費を使用し、先生方は東京で研究発表をされたり、生徒たちはコンピュータ、発表ボード等授業にも大変役立っておるのですが、また別の小学校では17年度よりエネルギー財団の研究費を３年間使用することになっておるのですが、財政的に大変な折、他の学校にも積極的に対応されるような通達はなされているのかお尋ねいたします。

小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。

清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　ただいまの円満寺地区並びに小檜室地区の白地に対する今後の対応、またそれらに対する年次というふうなこととお聞きいたしました。ただいま市長が答弁申し上げましたように、乱開発を未然に防止するにはやはり都市計画の用途を指定しない限り、これは無理かと思います。よって、それらの用途地域をいかなる時期にどのような方法で決定するのかというふうなことになるわけでございますが、我々の考え方といたしましては調査そのものに白地の改正ばかりではなくて、街路、道路等々含めた１つの考え方を持ち合わせております。それには１年という調

査期間が必要だと考えております。我々の考え方なんですが、順調にいけば18年度あたりに調査をして、そして19年度に色染めをかけていきたいというふうに考えているところでございますが、それについては財政再建計画の真っただ中でもありますので、再度調整を図ってまいりたい、そのように考えておりますが、いずれにいたしましても急がなければならない１つの事業かというふうにはとらえているところではあります。

それから、議員言われる太福田上西山線のアンダーの湧水処理というふうなことかと思います。当該道路につきましては、18年の12月に供用開始と聞いております。それら湧水の処理につきましては、側道に井戸枠を設置いたしまして、それらから横引きをいたしましてこれからの流雪溝計画、例えば第２期についてどのような形でどういうふうに流水の確保をしていくか、また分水するのかというふうなことを検討してまいりたい。いずれにいたしましても、来年の12月に供用開始するわけですから、来年の工事がもう１年残っております。その中で井戸枠の設置をしながらそれらの設備をやっていきたいというふうに県の方と現在協議を行いまして、その方向で進めていくというふうな考え方であります。

以上です。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　先ほど環境教育、それからエネルギー教育のモデル校として積極的に手を挙げた学校の紹介をしていただいたわけですけども、これは北辰小学校と山屋小学校ということで、先ほど通達というふうなこともありましたけども、通達という形ではなくて、この内容については校長会等で紹介をしながら、中央の情報を的確にキャッチしながら積極的に手を挙げていく姿勢をお話ししたところです。これからもそういうところを期待しているということでお話ししたところですけども、過日このモデル校としての研究発表もしましたけども、本当に学校の教員だけでない他の方々、専門的な方々も入りまして、すばらしい授業も展開したところです。本当にこれは高く評価できるのかなというふうに思ったところです。

１７番（柴田忠志議員）　議長、柴田忠志。

清水清秋議長　柴田忠志君。

１７番（柴田忠志議員）　ただいま教育長よりお話ありましたように、このようなエネルギー環境財団ですか、これは学校だけでなく広くいろいろ図られているはずであります。市長、今財政的に大変な折ですから、こういうところの研究費などお使いになってみる考えはございませんか。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　先ほど申し上げましたように、やはり国、県、または今いろんな中央の事業団のそういうモデル的な研究を募集しているというようなことあります。我々としても積極的にそういう情報を先ほど申し上げましたようにキャッチしながらそれを利用というか、それでもってさらに研究を深めていく、いろいろ教育活動を展開していくという形を進めていきたいというふうに考えております。

１７番（柴田忠志議員）　議長、柴田忠志。

清水清秋議長　柴田忠志君。

１７番（柴田忠志議員）　職員採用の件なんですけど、いろいろ執行部の方にも御計画あるかと思いますが、将来にわたって今１人、２人というふうな人数を補充しておく必要があるのではないかと考えますが、どう進められますか。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　全体的な考え方は先ほど申し上げたとおりでありますが、やはり市民サービスの低下を招かないような組織づくり、これ１点と、それと年齢の偏在化といいますか、将来にわたってそういうのを避けていかなきゃいけない。そういうふうな視点から今後計画を練っていきたいとい

うふうに思います。

清水清秋議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　２時３９分　休憩

午後　２時４９分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

石田千與三議員の質問

清水清秋議長　次に、石田千與三君。

（１９番石田千與三議員登壇）（拍手）

１９番（石田千與三議員）　本日最後の一般質問者となりました。緑政会の一人として質問させてもらいます。

まずは市長、５期目の当選おめでとうございます。朝から何回も皆さんからおめでとう、おめでとうと言われて、少し面映ゆい気持ちになられたのかなというような感じもするんですけども、とにかく落ちつくところに落ちついたのかなというふうな感じがしておりますので、本当におめでとうございます。

私の用意している質問については、市長５期目の市政についてと、それから流雪溝等についてということでございます。

初めに、５期目の当選された市長に待ち構えている問題、非常に厳しいものがあるかと思いますが、今回の選挙に関してはマニフェスト選挙と言われるぐらい公約を重んじて、そして新庄市でも初めてと言われるような若者が主催するマニフェストによる討論会というふうな形で市長候補者２人による討論がなされました。会場は満員ということで、これだけの関心を持たれたということは非常に一市民としてもうれしいことだというふうに感じておりました。

公約を実行するに当たってこれまでの総括、そして今度は市長としてどのようなかじ取りをされるか。これは、もう既に前の議員が質問して答弁をされておりますので、その辺ははしょって御発言をいただければありがたいと思います。

よく市役所は、市民の役に立つところというふうに文字を分析して言う人がおられますが、確かに市民の役に立つところでなければならないわけです。そこに働く職員、そういう人たちの資質についても今は問われていると。市民が非常に関心を持って職員を眺めております。職員の仕事ぶり、そしてどのような考えで職員が働いているのか。そんなことで、職員の資質向上についてはどのようにお考えになっているのかということがまず１つです。

ところで、「市役所」の「所」、ここに働く人たちの中の采配を振るって人事を実行されておるわけですけども、そのときの今度は「役」の部分、「役所」の「役」です。そのところでいろいろと適材適所というか、いろいろお考えになって職員の配置をされるわけでしょうが、そのことについて、やはりこれについても市民は日頃から担当の部署について、その職員がどのようなお働きをされているかというようなことも目を皿のようにしてというか、見ておられるわけですが、そういったところで本当に適材適所と言えるような人事がなされておるのかどうかということ。よくあの職員はあそこの部署には、本当は別のところがいいのじゃないかというふうな人の話も聞き及んでおりますので、その辺もお尋ねしたいと思います。

今回の一番大きなポイントとなります。今回相手方の候補が9,800票以上というすばらしい得票数で肉迫されたと。これは、私個人の予想からすれば大変大きな数字だったなと思っております。個人的に分析すると、候補者が頑張って3,000票、そうして応援者が他の4,500、**残りの票はどうな**のかというと、これは長い間の髙橋市政に対するいわゆる批判票ではないのかなと。ですから、その票の中身を十分に市長は受けとめられて、それで

今後４年間というかじ取りをされるわけですけども、そのことをお尋ねしたいと思います。

次は流雪溝。これにはいろんな見方、考え方があると思うんですけども、前の議員がいろいろと質問されておりますので、答弁されていない部分について質問をしてまいりたいと思います。

流雪溝については新庄市もいろいろと計画をされて、あとは水の手配をするばかりというふうなところまで来ていると。住民は、水の来るのを一日も早く待ち望んでおります。先ほど小檜室地区の話も出ておりました。新しく開発される地区について、これまで流れてきておった水があるためにその住む場所を選んだ人、つまり生活圏を昔の人と同じように水辺に求めた人。その人たちがある日突然その地区の開発が始まって、住宅が新しく建ったために水が流れてこなくなった。その人たちは非常に困っていると、そんなこともあります。ですから、生活の雑排水、生活の排水、そういった排水溝、土側溝とか、U字溝とかあろうと思いますが、そういうふうなところの維持管理について、これはいかがなされているか。

あと、前に私がこの壇上で質問したことがございました。生活の雑排水等の流れる土側溝あるいはU字溝等の維持管理については、市民が自分たちが受益者ということで、その維持管理をしなければならないんだというふうなお話がなされました。ところが、自分の住んでいる家の周りだけならいざ知らず、上下流の土側溝、土手、そういったところまで及んだときには個人ではなかなかできない。そんなことから、そういうふうなところについては窓口を、当時４課、建設、それから環境課、下水道、もう一つ何課でしたっけ。とにかく４課の窓口を環境課に置くんだということで、当時職員の一人がその任に当たっておられましたが、現在はどうなっておるのか。そういうふうな日常の困り事、水に関すること、そういった困り事の場合に窓口になるのはどこなのか、どういうふうに対処されるのか、そのことをまず伺いたいと思います。

流雪溝の問題、生活の雑排水、そして雨水排水、これも関係してまいります。道路のわきの側溝が雨水排水用の側溝であるから、これは流雪溝でないんだと。だから、流雪溝としての機能あるいは維持管理、これは私どもではありません、このような返事をされると市民は非常に困るんだと。そんなことから質問をいたしました。

とりあえず壇上からの質問をこれで終わります。

（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　第１点目につきましては、５期目に向けての市政の執行のあり方、これは今までの総括も含めてそれを問いたいというふうなお話でございました。

これについては午前中、小野議員、髙山議員の方にもこういうふうな質問がございまして、私も申し上げたつもりでございますので、繰り返すことはございませんが、やはり16年間を考えますと当初は確かにまだバブル期というふうなことで、行け行け、どんどんの時期でもあったかというふうに思います。それから十数年、議員も御承知のとおり経済の低成長化等々も含めて非常に厳しい状況の中に突入したことも事実であります。しかし、住民のニーズ、あるいは社会資本の整備、ややもすれば新庄、最上遅れているというふうなこと、そういうふうなことを言われている中で何とか整備促進を図っていきたいというふうな、これは私だけではなくて、議員も、それから市民の皆さん方も共通の願いではなかったかというふうに思います。財政的な厳しさ、将来の負担、これも十分に承知しておりますが、やはり政策の決定あるいは振興については、ひとつタイミングというふうなものもあるというふうに思います。そういう中でいろいろ皆さん方と協議をしながら政治判断をさせていただいて、いろんなインフラの整備、

あるいは生活環境の整備、これを努めてきたとこであります。まだ回復する体力、これも今財政再建計画をやっておりますが、そういうふうな体力のあるうちにやはりこういうふうないろんなストック、社会資本のストックをしてきたということについては、これは後世代の方々が評価されるわけでありますが、現時点では可能な限りのあれでやってこれたんではないかなというふうに思います。しかし、今後いつも申し上げているんですが、市民の方々にもある程度今我慢をしていただく時期に入っておりまして、その点については非常に心苦しい面もございますが、これも将来に向けての１つのステップの時期というふうなことで、官民一体となって協働と改革の中でこれから乗り切っていかなければいけないというふうに考えているところであります。

そんなふうにして、確かに御指摘のようにこれからの市政における課題は大変いろいろな難問が山積していることも承知しております。ただ、一つ一つやはりその時点で誠意を持って、また真剣に取り組んで皆さん方とのいろんな協議を経ながら解決をしていくというふうなことが当面私に課せられた使命だというふうに思っておりますので、それについては全力を挙げて私も頑張っていきたいというふうに思いますので、これからもひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、職員の資質の向上、そしてまた適材適所に配置しているかというふうなお話もございました。資質の向上、これは常に私のみならず職員自身も考えているところでありまして、どうやって自分の資質を磨いていくかというふうなこと、これは常に職員もそういうふうに言って、私は信じております。具体的には研修事業とか、そういうのをそれぞれ積極的にやっておるところでありますが、特に顕著に思うのは昨年から、昨年もそうでしたけども、今年もアクションプロジェクトの提案制度といいますか、これは若い職員を中心として７チームに分かれまして、それぞれのテーマで十分に深く検討して、つい先日私と全課長の前で提案をしてもらいました。昨年度もそういうふうなことがありまして、すぐできるものはすぐやろうというふうなことで、その成果を見たものもたくさんあります。また、今回、今年度もそういうふうにして提案されたものについてもできるもの、できないもの、時間がかかるもの、これを十分に精査して、そしてやっていこうというふうな構えでやっております。

そういう面で、職員も今の厳しい地方財政、地方行政をどういうふうにして乗り切っていくかというふうなことについては、十分に我が身のこととしてとらえているというふうに私は感じておりまして、それぞれが資質の向上にも取り組んでいるというふうに思います。こちらの方であるいはおぜん立てをして、研修はこうあるべきだ、研修事業はこういうふうにしてこういうふうな予定でというふうなことも必要でありますが、日々これは職員にとっては研修だというふうに思います。日々やはり市民と常に接すること、そしてさわやか運動ではありませんが、市民の厳しい目線の中で毎日仕事しているわけでありますので、日々がこれ研修課程だというふうに私も申し上げております。そういう面では皆さん方の期待を今後も裏切らないように、課長はもちろんでありますが、職員の方も今言ったようなことで芽生えておりますので、それで行革通信を発行したりとか、それぞれ積極的にやっておりますので、ひとつそういう点で見ていただきたいなというふうに思います。

ただ、400人近くの職員がいるわけでありますので、やはり市民から見て、確かに先ほどのさわやか運動の話にもありましたが、市民から評価される部分もあります。また、評価されない部分もあります。どちらかというと顕著になるのが評価されない部分、10人のうち１人でもそういう評価されない部分が出てくると、市役所全体の評価につながっていくというふうな、こういうふうな傾向

がございますので、これについてはやはりできるだけ100％に近い職員がみんな同じような共通認識を持って、自分たちが、この市役所というのは何のためにあるのか、自分たちは何のために、誰のために働いているのかということを常に考えておくようにというふうな話もさせていただいております。

そういうことから、やはり職員が全員そういうふうに考えていったときに、市役所も小さな市役所でありながら大きなサービスができる、１つの大きな塊になってくれるというふうに思いますので、これは研修というのはこれでよしということはありませんので、これからも十分に続けながらやっていきたいというふうに思います。

また、適材適所というふうなことでございますが、これは非常に難しい問題であります。どういうふうなのを適材適所というか、私も簡単に人事異動を発表するに適材適所で配置をしたと言うんですが、じゃ誰が見て誰からの評価で適材適所かというのは、これは非常に難しいところがございます。

それと、職員はやはり市民から見ると、職員というのは市役所全体のことがわかっているはずだと、市役所全体のことも把握しているんだというふうな前提で見られる傾向がございます。そういう中で、やはり１つのことだけ精通している職員、これも専門職の場合はある意味そういうこともありますが、全体的にはやはりある程度市役所の仕事というものは職員が精通をする。そのためにはそれぞれを経験させなければいけない。それぞれの部署を経験させなければいけない。そういうふうな中で、最終的には適材適所を探していくというふうなことになります。

私もできるだけ適材適所、その中の１つの要件として職員がその場で喜々として働ける、喜んで働ける、喜んで自分の仕事以上にこれを広げることができる。これがやはり適材適所かなというふうには思っておりますが、そこに至るまでやはりいろんなことを経験させて、いろんなことを把握して、そしてその結果適材適所というふうなことではないかなというふうに思っておりますので、なおやはりそういう点については十分に配慮をしながらこれからも人事の配置には取り組んでいきたいなというふうに思いますが、正直言って非常にいつも人事の時期に来ますと頭痛めるんですが、職員の希望もありますし、そして先ほどおっしゃったように市民から見たあそこがふさわしくないんじゃないかなというふうなこともし言われたとしても、じゃどういうふうに組み合わせをしていくかというか難しい中で、できるだけそういう指摘にならないように、要は市民のために働ける部署に、職員が喜んで働ける部署にできるだけ多くの職員がついてくれる。これが１つのねらいだというふうに思いますので、なお一層考えながらやっていきたいなというふうに思います。

それから、選挙戦のこともお話ございました。一生懸命皆さん方から応援をしていただいて、結果はこのようになりました。多くの票が相手候補に行ったということは、これは批判票かもしれません。あるいは、政策的にノーというふうに言われたのかもしれませんが、それはそれとしてやはり私も皆さん方と一緒になってやってきて、今必要な政策をやってきたというふうなことでございますんで、それについては信念を持ってやってまいりました。これからも、今後もその信念持ってやっていきます。もし政策的に、いろんな考え方ですから、これは違うこともたくさんあるかというふうに思います。その場合は多いに議論をさせていただいて、そして最終的には方向づけをしていくというふうな手法をとっていくというふうなことでございます。この数とか、そういうふうなことについてはそれはそれとして、現実として受けとめながら、今信じたものをこれからも貫いていきたいというふうに思いますので、これもひとつよろしくお願いいたします。

それから、流雪溝のこともございました。流雪

溝というのは御承知のとおりでありますが、家屋が連檐する市街地の道路に面して設置していくというふうなことで、機械による除雪処理できなかったころ路面上の雪、これを沿道の方々の協力によって人力作業で投入していくというふうなこと、これを速やかに流下させるというのが流雪溝の定義というふうにいっております。もちろん雪の処理だけではなくて、路面排水等々の機能も当然あわせ持ったことであります。生活雑排水の流れ、雨水排水溝と流雪溝、これも定義づけは違いますが、またあるいは構造的にも能力的にも異なることから、この生活雑排水の流れる側溝については流雪溝としての位置づけはしていないというふうなことであります。

また、維持管理についても、これは流雪溝については道路の附帯施設でありますので、基本的には道路管理者である市あるいは県で行っておりますが、利用者となります沿道の方々におきましても町内のいろんな一斉清掃とかやって協力してもらっておりますが、その折に土砂上げ等々でも大変御協力いただきながら、官民一体となって維持管理をしているというふうな状況にあります。

そういう中で、この管理面で窓口のこと、関連４課の窓口を設置したというふうなことでございますが、関連６課で当時平成12年に窓口をつくりました。企画、環境、農林、建設、都市開発、下水道の当時６課でございましたが、そんなふうにして12年つくりまして、設置は道路側溝等の流水については利用者並びに関係者等の使用形態、あるいは管理面においていろんな農業水利権とか、あるいは宅地開発の場合、あるいは河川改修などから下水道あるいは都市下水路等でいろいろな個々の要件とか課題が出てまいります。そして、生活排水、また流雪、融雪水利としての利用も複雑に絡んでまいりますので、これをどういうふうにして整理していくかというふうなことでこの窓口を設置したとこであります。

これがどう機能しているかというふうなことになりますが、この関係課の中で協議をするのは一般的にはいろんな協議案件、これはよく寄せられますので、その都度それに対してのいろんな協議をして、何とか解決するための検討会をしております。この窓口機能だけではなかなか解決できないものもたくさんありますので、ここを通じてまたいろんな関係機関、上部機関との調整もございますので、これについては今後もこの効果をできるだけ生かすようにしていかなければいけないなというふうに思います。なかなかその時点だけではなくて、やはり事業が進捗している中でのいろんな課題あるいは要望等もございますので、その進捗をにらみながらの調整案件も出てまいりますが、雪の問題はずっと先ほどからも出ておりますように、この地域にとっても、そして私の公約の中にも重要案件というふうにしてうたっておりますので、市民の方々の御不満あるいは要望等についてはできるだけきめ細かく対応できるように、窓口の機能が充実できるようにこれからもさせていきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　御答弁ありがとうございます。

これまでですと、市長はいろいろと担当課の職員の用意された原稿をお持ちになって、それを見ながら御答弁されておったというふうに記憶しておりますが、今日は初めから原稿なし、自信たっぷりの御答弁。５期目の市長は違うかなというような感じを受けたとこでございますが、ところで最後の方の流雪溝関係について。

市内至るところ水路が張りめぐらされているのが新庄市の特徴なんですけども、かつての城下町の名残がその辺に出てくるのかなと思うんですが、北の方から来ると太田、荒小屋の方から流れてくる、市内に流れてくる側溝の土側溝といいましょうか、道路側溝といいましょうか、そういうふう

なところの流れ。あるいは、石川町を通って河原町から堀端の方に流れる水路、宮内の方にまで行きます。そのところでどこかで水があふれる。溢水になった。そのときの手当てはどうするのか。この間建設課の職員のところに電話でお尋ねをしたところ、水門を管理する人がいるんだと。水門を管理する人が、例えば宮内であれば宮内地区の水門を管理している人がその箇所の水門をあけることによって、水をどこかに逃がしてやることによって水上がりを防止するんだというふうな話がありました。その人が留守のときはどうするんですか。その人が留守のときはかわりの人がいますと。かわりの人が留守のときはどうするんですか、意地悪そうな質問ですが、そのときは市としては何か対応の仕方は考えておられますか。やっと最後に、いざというときは市の方で対応しますという言葉が出ました。ですから、前にも申したときに窓口を１つにしていただいて、そこですぐ対応できるんだという体制をとってもらえれば、誰かがそこに通報する、あるいは相談に来た。そのときにすぐその箇所を頭の中に描いて、その相談を受けた人は素早く対応できる、対処できるというふうな体制をとっていただきたい。そういうことから、その電話での質問をしたわけです。つまり水上がって大抵夜中、人が寝静まったころなんかに水上がりがあるわけです。そういうときに一般の住民はどうすることもできません。ましてや、水門を管理する人がいなければどうすることもできない。とすると、頼るところは市役所以外ないんです。そのときに大変でしょうけども、担当の人が眠い中を起きて何とかしてくれるということになるかと思うんですけども、そういうふうな体制について今一つわからない部分があるもんですから、現在どういうふうになっておられるか。前は環境課が窓口というふうに私理解しておったんですけども、今は企画の方が窓口になっておられるということですけども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　先ほど市長の答弁の中にもありましたんですけども、平成12年に市役所庁舎内に流水利用に関する庁内検討会というふうなことで、主にこれまで宅地開発等によってその水路の管理者がいなくなったというふうなことで、その水路の管理についてどうあるべきかというふうなことでのそれらの調整を図っていくというふうなことで、この６課が中心となって、そして環境課がその調整役というふうなことでなって、庶務を担当するというふうなことで設置された検討会でございます。

　これまでもいろいろと、その中には生活排水路、それから雪の問題等も含めまして行ってきております。それで、12年からこれまでやってきておりますけども、案件としては18件ほど事案として出ております。そのうち解決、処理できたというのが８件ございまして、先ほども市長答弁にありましたけども、事業の進捗状況とか、それから土地の境界問題等も含めて、どうも非常に困難であるといった件数も４件から５件というふうなことでございます。これらについては継続しながら今現在検討し、事業等も含めてその周辺の事業と、例えば流雪溝整備と一緒にやった方がいいんじゃないかというような事例もございますので、そういったことも含めて今現在残っている案件について継続して検討しているといったところでございます。

　以上でございます。

小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。

清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　ただいま石田議員の方から北部からの水源等々についてのお話がされました。

　北部からいけば御存じのとおり桂堰から始まって、今年改修いたしました升川堰、または門堰、そして最後に申されましたあれは沼田頭首工から

の御用水と。すべからくこれが全部本来農業用水でございました。農業用水の利活用を今は流雪溝に変わっているというふうなのが現実であります。そうしますと、地域の方々そのものは従来来ていた水路そのものが水が来なくなった、あるいは流れが変わった、いろいろなことがあるかと思います。しかしながら、農業用水という観点に立った場合には、もう既にそこが農地ではないというふうなことであるとするならば、そこに水が行かなくなるというふうなことも、これは考えられる要素であります。しかしながら、それでは地域の方々が納得はしないでしょうということで、我々流雪溝を管理する者にとってそれらの導水路の整備とかを行っているというふうなところであります。要するに地域の方々がすべからくその点だけを見詰めますといろんな論議がされますが、やはり上流というふうな１つの考え方も持って対応していただければ、もっともっと理解度が深まるのかなというふうなためにも我々流雪溝組合を設立いたしまして、それらについての話し合いというふうなもの、理解をしてもらうというふうなことがもっともっと大事なのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、それらの整備につきましては増量対策、あるいは溢水対策等々も踏まえまして、我々可能な限りの対策を今後講じますが、地域の方々の理解というふうなもの、そしてまた御協力というふうなものが一番必要な点ではなかろうかと、以上そういうふうに思っているところでございます。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　水の件については詳しく御説明いただきましたし、また他の方からの情報もありますので、これは理解できます。

職員の研修等については何回か質問させてもらっていますが、適材適所なんていう口幅ったいことを申したんですが、ぜひ若者が、若者なんて言って失礼なんですけども、若手の職員が市長にも提言をしたんだというふうな新聞記事等も読ませてもらいましたし、いろいろ行革等について新聞等発行しているという姿を見ると、これからの新庄市を背負って立つ職員については、これは立派な職員が大勢いらっしゃるなというふうに考えておりますが、中にはどうしても自分の持ち場で自分の力を発揮できないでもんもんとしている職員もおられるように見受けられますので、上司の方あるいは中間管理職とか、そういった方々といろいろディスカッション、ミーティングなされると思うんですが、そういうときにでも情報収集されまして、ぜひひとつ市長が申されたように楽しく仕事ができるような雰囲気づくり、それをまずやっていただきたいと思うんです。

私は、かつて公務員でした。楽しくない仕事をするなというふうに私は言ってきました。自分で楽しくするような仕事を探せというふうなことも言ってきました。ですから、楽しくするすべはあるはずですので、自分の置かれている立場をうまく活用しながら、市民のためにも楽しく仕事をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

散　　会

清水清秋議長　以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日13日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後　３時２６分　散会

平成１７年１２月定例会会議録（第３号）

平成１７年１２月１３日　火曜日　午前１０時００分開議

議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２４名）

１番	奥　山　省　三　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千　與　三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	髙　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市長	髙橋　榮一郎	総務課長	八鍬　長一
政策経営課長	武田　一夫	税務課長	設楽　忠良
市民課長	国分　政嗣	環境課長	鈴木　吉郎
健康課長	星川　　基	農林課長	坂本　孝一郎
商工観光課長	羽賀　千尋	都市整備課長	小笠原　謙一
下水道課長	中部　　力	会計課長	矢口　喜一郎
福祉事務所長	矢口　　孝	神室荘長	奥山　　栄
水道課長	髙橋　　敦	教育委員長	伊藤　輝昭
教育長	佐藤　　博	教育次長	奥山　芳彦
学校教育課長	小野　和夫	生涯学習課長	大江　雅夫
生涯スポーツ課長	黒坂　光悦	選挙管理委員会委員長	小関　俊也

選挙管理委員会事務局長	田口五郎	監査委員	荒川修也
監査委員事務局長	渡部秋夫	農業委員会事務局長	斎藤友一

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第3号）

平成１７年１２月１３日　火曜日　午前１０時００分開議

日程第　１　一般質問

１番　沼澤恵一　議員
２番　今田雄三　議員
３番　金　利寛　議員
４番　遠藤敏信　議員
５番　佐藤悦子　議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第３号）に同じ

平成１７年１２月定例会一般質問通告表（第２日目）

発言順序	質問者氏名	質　　問　　事　　項	答弁者
1	沼　澤　恵　一	１．雪対策に伴う、消流雪用水分配・住民組織体制・福祉除雪の拡充等について ２．国交省方針である公営住宅の社会的弱者入居条件大幅緩和にたいし本市の対応について ３．知的障害者が脱、入所施設とするグループホームの支援について	市　　長 関係課長
2	今　田　雄　三	１．市長選挙で掲げた項目について ２．財政確保について ３．健康づくりにプールの活用は ４．旧県立工業高校の跡地利用は	市　　長
3	金　　利　寛	１．協働と行政について ２．入湯税について	市　　長 関係課長
4	遠　藤　敏　信	１．バイオマス活用の生ゴミ堆肥化事業の進捗状況について ２．雪の里情報館の活用について ３．市長として５期目に臨むにあたって	市　　長 関係課長
5	佐　藤　悦　子	１．庶民大増税の影響についての見解を伺う ２．改定介護保険の状況と改善策について	市　　長 関係課長

開　　議

清水清秋議長　おはようございます。ただいまの出席議員は24名でございます。欠席通告者はありません。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第３号）によって進めます。

日程第１一般質問

清水清秋議長　日程第１一般質問。

これより２日目の一般質問を行います。

本日の質問者は５名であります。

沼澤恵一議員の質問

清水清秋議長　それでは、最初に沼澤恵一君。

（１４番沼澤恵一議員登壇）（拍手）

１４番（沼澤恵一議員）　おはようございます。定例会２日目、トップバッターとして一般質問させていただきます。政友会の沼澤恵一です。

今日の一般質問、初めての壇上ですので、市長に申し上げます。５期目の当選、改めておめでとうございます。

さて、質問に先立ち、一言申し上げます。２日前、日曜日の朝、この冬初めての除雪がありました。その日の昼過ぎのことです。近所のひとり暮らしのおばあちゃんが、自宅前の小さな路地だが、雪を払ってくれなかった、去年まで払ってくれたのに、市はお金がないから、今年からだめになったのかと深刻な表情で私の家に聞きにまいりました。「そんなことはないです。道は狭くても新庄市道ですから、心配しないでください」と申し上げました。80歳近くのおばあちゃんが市のお金のことについて気を使いながら話されました。その表情から、私たち皆がなお一層気を引き締め、しっかりしなくてはいけないなと強く感じた次第です。

それでは、通告に従い３項目質問いたします。１番目として、雪対策について３点お聞きいたします。雪対策については、きのうの一般質問で、いろいろな角度から５名中４名の議員から質問されております。北部水源についてもお聞きいたしました。ほとんど重複するかと思いますが、通告を変更できませんので、私からは南部水源を中心に、地元に関連した具体的な現状を紹介しながら質問を進めさせていただきます。

まず、１点目として、消流雪用水の分水についてであります。市中心部には泉田川、指首野川、中の川、升形川、新田川と大きく５つの河川流域に分かれているようです。どの流域においても冬期の水の配分については、水が少ない、あるいは水上がりと市民の苦情も多く、全市的に課題が多いと感じております。そんな中の１つであります新田川を水源とし、金沢堰水系に関連した水の配分についてお尋ねいたします。

新田川取水口からその下流域に導水する水路は、金沢堰が幹線であります。下流域の市街地に入るにつれ徐々に分水され、各町内の側溝等に入り、消流雪用水となります。この金沢堰を現地調査しますと何点か気がつくことがあります。その１つとして新田川取水口について、ゲート式水門はハンドル式ですので、問題ありませんが、水門に導水するための取水板があります。春と冬入れたり外したり、特に今の時期水量が多く危険を伴うようです。

２つ目として、梨ノ木にあります養護学校寄宿

舎入り口前の水門です。この水門はハンドル式で、誰でも簡単に操作できるようです。この調整の仕方１つで下流域２方向に対する水の配分が大きく変わります。開けば日の出町、末広町方向へほとんど流れ、閉じれば金沢新町、上、下金沢方向へどんどん水が流れます。

３つ目として、市道梨ノ木線と最近開通した市道鳥越関屋線の交差点にある大型取水升は、導水の仕方にもよりますが、うまく雪混じりの水をのみ込むことができないようです。

４つ目として、国道やＪＲ線路を横断してきた水は各町内を枝分かれし、誰でも自分に都合よく、しかも適当に水を分けたりとめたりできるようです。

以上、大きく気づいた点を申し上げましたが、取水口をきちんとしないと川から水が入りません。また、下流域での水は実際どのように分配されているのか、関係する区長さん方もこの実態をよくわからない方が多いようです。新田川の冬期水温は他の水系より低く、零ないし２度Ｃと言われております。水があっても雪が解けにくく、ちょっとしたことで水上がりの原因になります。また、場所によっては水がさっぱり来ないといった苦情が多いのも事実です。ただいま申し上げました下流域での水の配分について、市はどのように把握しているのかまずお聞きいたします。

次に、２点目として、先にお尋ねいたしました水の分配と深く関係ありますが、消雪用導水路の管理に関わる住民組織体制について伺います。機械揚水で賄えない地域や自然流下水のみで使用している消流雪用水は、河川から直接取水し、その大半が農業用水を流れます。町中水路や道路側溝までの間導水路の役目を果たしているわけですが、この農業用水路は何らかの管理組合を持ち、水利権が存在していると聞いております。慣行水利権との言い方もあるようですが、この扱い方を含めどのように解釈すべきか見解をお聞きいたします。

次に、この農業用水路の管理の問題です。農家組合員は、春に堰上げとして動員し、清掃や修復等を行い、繁忙期を迎えます。このような管理があって初めて導水路としての機能を保つことができるわけですが、近年この組合員農家も減反や離農で数が減っております。冬期間消雪用の大水量が堰を傷め、修復が大変です。

次に、水門の管理であります。金沢堰水系でハンドル式水門は、取水口をはじめ４ないし５カ所あったようです。この水門は、先に申し上げましたとおり誰でも簡単に開閉できます。下流の状態は上流で判断できないようです。開閉仕方１つで水が無駄になったり、水上がりを起こしたり、特に大雪のとき多く発生します。

以上申し上げました水利権や堰、そして水門の管理がばらばらのような気がします。これらを総合的に取りまとめ、全市型の住民組織体制で流雪溝利用組合等を創設することが市民との協働の意味からも市長が言われますまちづくりの一環かと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

次に、３点目として、福祉除雪サービスについてお聞きいたします。私たちの新庄市の人口は４万1,000人を割り込み、このペースですとあと三、四年で３万人台に転落します。少子化とはいえ本市の出生率は県内市町村で第１位です。年少者人口も多い方なのに、高校を卒業すると外に就職し、大学を卒業しても帰ってこない、若者の職場が少ないという雇用問題や、家を建てて住み続けようにも地価が高く、分譲地が少ないなど、考えられる人口減の要因は数多くあります。

多雪地である私たちの悩みは、今元気なうちはよいが、老後を考えたとき、近い将来雪処理ができなくなる時期が必ず参ります。子供たちは遠くに住んでいる、近くでも世帯を別にしている、これらの不安から雪の少ない南のまちへ家族ごと引っ越されてしまうケースが私たちの身辺で多く聞かれます。これは、加速する人口流出の大きな要因の１つと思います。将来の老後を見るに、現在

のあり方がその考え方を左右されがちです。このような観点から整理しますと、高齢者世帯や障害を持つ方は長い冬の雪始末が非常に大変です。

まだ12月の半ばというのに今年は特に雪が早く、毎日雪の戦いが始まっておるようであります。春までの長い冬の日々、福祉を求める人々の不安をなくすることが大切です。今健常でいる若者たちから見た場合、将来の老後に対する安心感を持てることがこの地に住み続けようとする考え方に対して必ずやプラスの意識につながると信じます。市長の公約の１つとして言われました温かい福祉、除雪サービスの拡充とはどのようなことを考えておられるのかお聞きいたします。

次に、２番目として、国土交通省の方針として社会的弱者に対し公営住宅入居条件を大幅に緩和したことにより、本市の対応についてお聞きいたします。公共団体が運営する公営住宅は全国で219万棟あると言われております。民間より低い家賃で、主に低所得者を入居条件とした住宅政策による地方自治体が管理運営する公的賃貸住宅です。最近国交省において公営住宅入居者に対するいろいろな方針を打ち出しております。入居世帯の収入条件、月額20万円を上回る収入超過世帯に退去を促すため、超過額が多ければ１年、少なければ５年の収入に応じて段階的に民間並みに引き上げると、また今回私の質問といたしました社会的弱者に対する公営住宅の入居条件を大幅に緩和することなど、国交省の方針が先月29日、政府が閣議決定されております。

社会的弱者に対する制度改正は、現行の身体障害者重度及び中度で適用１ないし４級に該当する方、また50歳以上の方に限定されていた単身入居基準を社会福祉法人等から継続的に支援を受けることができる知的、精神障害者、全国で250万人いる対象者について、政府は障害があっても普通の生活が送れるように社会全体で支えるノーマライゼーションの促進を掲げており、公営住宅を脱施設の受け皿として活用させる必要があると判断した模様です。また、ホームレスの人にも条件つきで門戸を広げるなど、社会的弱者で低所得者の多くが入居を希望しているのに対し、国交省は自治体がそれぞれのケース別に入居枠を設定したり、今回追加された対象者については、応募時の抽選回数を一般者より増やすことにより単身入居のチャンスを広げ、自立支援に役立てるねらいが強く感じ取れます。

以上申し上げましたような公営住宅の入居条件が大幅に緩和されたことを受け、全国的に各自治体が条件見直しに動き始めたようです。今年度中にも一部の自治体が新制度で入居選考を始めるとの報道もありました。本市において入居待ちも多く、抽選が厳しいという市民の声もありますが、国の方針にどう対処しようとしているのか、現在の取り組みと来年度以降における対応とこの制度による見直しについてお聞かせください。

次に、３番目として、知的障害者が24時間寝泊まりをともにする入所施設から脱却し、生活できるグループホームの支援について伺います。知的障害者と言われます療育手帳所持者は、現在県全体で5,845名、最上郡では486名、うち新庄市では198名となっております。新庄市198名のうち他市の施設に入所しているのは47名の方々です。当最上地域にあります知的障害者入所施設は、戸沢村の清流園、定員80名と最上町の最上ふれあい学園、定員枠８名の２カ所のみです。これらの施設に本市から入所している人は18名で、残りの29名は遠隔地で我慢を余儀なくしております。できれば家族の近くにと望む親兄弟の身内が少なくないと聞いております。

最上の中核である新庄市に小さな入所施設が欲しいと平成13年に民間設立の動きもあり、市長に要望書が出されました。当時の本市議会、厚生常任委員会や障害者福祉計画推進委員会においてこの要望書が紹介されたと聞いております。本市において実施できる計画を掲げて県との協議をされております。さらに、先進地視察として大江町や

羽黒町と、多忙な職員を派遣、同行いただきました。先の要望書、民間設立委員会の一人であった私からこの場をおかりし、改めて理解と熱意に対し敬意をあらわすものであります。

しかしながら、市としての前向きな取り組みにも関わらず、翌年、平成14年末には国の方針が大きく変わります。県も追従し計画期間の終了したこともあり、一転して新規の入所施設は認めないという情勢の変化に遭遇いたします。県は、翌15年になりますと第３次山形県障害者計画を発表、障害者の地域社会への移行の促進をうたい、脱施設を鮮明にし、グループホームを重視した方向転換が現在も続いております。

グループホームには、身体、痴呆、精神障害者用と各種ありますが、知的障害者グループホームとは、入所施設の隔離状態から比較的軽い障害者同士が日中は作業所等に通勤しながら、まちの中で普通の暮らしを目指すことです。県内には40カ所、171人が利用しておりますが、私たちの新庄、最上地域には１つも実現されておりません。援助者つきのアパート共同生活、またはおばさんつきの下宿といったイメージですが、障害の程度によっては食事の用意の他に金銭や健康管理等を見る世話人が必要となります。入居者は４ないし５名が理想とされていますが、この人たちの暮らすホームがなかなか見つかりません。空き民家を探しますが、共同生活するための内装や器具等、改造費は家主さん持ちになりがちです。ホーム入居者は、障害者年金が唯一収入源です。この中から食費を含めた身辺生活費を賄うため家主さんに払える家賃は、１人月１万と少しです。このホームの改造費や入居時に必要な備品購入に対し、国県補助はありません。その多くは家主負担が多いようです。低い家賃とこの負担が民家を開放するにマイナス要因の１つと考えられますので、大家さんに対する家賃補助、あるいは建物所有者に対し固定資産税の減免等の支援を行い、最上地域、そして新庄市がモデルとなる知的障害者グループホームを促進すべきと考えます。

以上をもって壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　**今年の降雪も予想外に早く参りまして、またこんなに降雪量が多いとは想定外だったんですが、先ほど冒頭に沼澤議**員が御紹介されました高齢者の方々の雪に対する思い、これもやはり一つ一つ真剣にお聞きをしながら、それに対する対応を可能な限りやっていかなければいけないなというふうに改めて思ったところであります。これからの冬の雪対策については、こういうケースが今後も頻発すると、そういうふうな皆さん方の御苦労が目に見えるような感じがいたしますが、行政としては、市としてはこの対応について、後ほど質問の中にもありますけども、やはり誠意を持って頑張っていかなければいけないと改めて痛感したところであります。

そういう中でのこの雪対策の課題を現状を説明していただきながら御質問いただきました。特に金沢地区の分水の状況等々、これを御説明いただきまして、市として把握しているのか、またそれについての市としての関わり、あるいは住民との協議、そういうものについてどうなんだろうかというふうな御質問だったというふうに思います。特に具体的に示されたわけでありますが、金沢堰につきましては、これはもうお話にありましたように江戸時代から続くかんがい用水というふうになりまして、冬期間においても防火用水として利用されるというふうなこと、また慣行水利権を有する転坂の金沢水利組合、これが管理する用水路というふうになっているところであります。この冬期間の消流雪用水としては、この組合の御理解と御協力をいただきながら活用しているというふうなことでございますが、その受益として上、下金沢町あるいは末広町の一部というふうなことに

なっている、受益地になっているというふうに理解をいたしております。

分水経路がありまして、先ほど御説明をいただいたんですが、ゲートの操作によっていろんな配分が、あるいは水量の増減があるというふうなことで、これもお聞きしております。ただ、新田川の方からは、これは動力を用いない自然取水というふうなことで、河川の流況にももちろんよるわけでありますが、これは終日にわたって流入しているというふうなことで、利用する町内あるいはブロック単位での水量の調整としておりますので、これは沿線の町内会での連携が大変大事で、また必要であるというふうにも理解しております。これを有効に活用するためには地域でお互いにやはり十分な調整がなされなければならないというふうなことでありますが、これは市としても可能な限りその地域の皆さん方とともに調整を行っていく所存でございますので、この辺のところはひとつ理解と協力、協働の精神でやはりやっていかないと、なかなか少ない水の分水でございますので、うまくいかないんではないかというふうに思いますが、これからもぜひそんな形でやっていきたいというふうに思います。

流量については、なかなか受益地全体で満足するような流水量を得るということは非常に、これは金沢地区に限らずでありますけども、難しいところありますが、今年の秋にはいろいろ取水口の一部を改修するなどして今後とも増量対策を講じてまいる所存であります。他にも市内の自然取水で対応している用水がありますけども、この中でやはり慣行水利権あるいは許可水利権を持つ権利者の承諾を得ないとこれが利用できないというふうなことがございますので、基本的には調整あるいは水利権者とのいろんな御協力をいただくための協議、これについては利用者の方々でやっていただいておりましたけども、これもやはり市としても地域の皆さん方とともにやっていく責務があろうかというふうに考えておりますので、今後はぜひそういうふうな調整の場、これできるだけ速やかにいくように取り組んでいきたいなというふうに思います。

また、自然取水の場合、大半は農業用水路、これを利用して流下させていただいておりますので、農業水利は言うまでもなく公共性あるいは公益性を持っているわけでありますが、これについては一般の市民の方々からも十二分に理解していただいて、将来的には市民協働の形で、農業用水の管理の問題にも触れられましたけども、協働の姿で維持管理に取り組むというふうなこともあり得るんではないかなというふうにも考えているところであります。

消流雪事業、これは言うまでもなく雪に強いまちづくりの１つの大きな手段だというふうなことでありますが、これはやはり市民全体の事業というふうなことで、農家の方々のみならず農業の施設によって恩恵を受ける住民一人一人が維持管理についても共同参画をすると、そういうふうな目標を持ってこれからやるべきだというふうに思います。御提案いただきました全市型の住民組織の確立、これも非常に重要な体制であるかというふうに思いますが、ただ現状の流量がまだまだ不足であるというふうなこと、そしてまた同じ町内の中でもその流量についてはいろいろ多い少ないが生ずる、あるいは流れてこないところもあるというふうなことから、全市におけるこの組織体制の確立についてはやっぱりまだしばらく時間がかかるんではないかなというふうにも思われます。

現在、市内の流雪溝の管理組合、利用組合は、きのうも申し上げましたけども、16地区、これに設置されておりまして、従来は個々の組合とそれぞれ市と話し合いをさせていただいておりましたが、今年度は全組合によって流水の有効的な活用あるいは上下流地区との溢水対策、またやはりいろいろ問題になっておりますように投雪のモラル的なこと、これも非常に言われるわけでありますので、雪に強いまちづくりを目指している先進地

区などのこれもそういう事例もございますので、そういう発表の場にもさせていただきながら、これを研究あるいは協議の場というふうなことで全組合と同時にこれをやっていくと、今回はこの22日に予定しておりますが、それがいい成果が出るように期待もしているところであります。

金沢堰にあっては、まさにモデル的なケースとして流雪溝を利用する上、下金沢町、末広地区の有志の方々、またそれの上流であります市野々地区の方々の自主的な活動で降雪の前には堰上げの作業行っていただいているということも承知しております。今年度も市職員も参加いたしまして共同作業というふうなことで実施させていただきました。これからもやはり市としてもそういうふうな地元のいろんな調整関係には入りまして、そしてスムーズにこういうふうなものが利用できるようにこれからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、福祉除雪の拡充というふうなことでございます。先ほど早速具体的な例を挙げられたわけでありますが、市民にとってこれからの雪に対する対応、対策については一番頭を悩ませる時期がまさに来たわけであります。特に高齢者の方々あるいはお体に不自由を感じている方々、ひとり暮らしの方々と、いわゆるそういう面での弱者といっちゃなんですが、そういう方々は雪に対して毎日そういうふうな思いで過ごされるんではないかなというふうに思います。ひいてはいつも皆さん方からも話ありますように、やはり定住を妨げている１つの大きな要因であるというふうなことも、これもそのとおりだというふうに思います。しからばどのような形でそういうふうなものに対応していくかというふうなことになるわけでありますが、当然幹線道路あるいは私道路にしても今44キロほどやっておりますが、幹線道路が210キロ、私道は44キロというふうなことで、市としても道路関係については相当これは力を入れてやっております。ただ、今申し上げたような家庭の直接的な除排雪体制についてはまだまだ万全と言えないというふうにこれも承知をしております。

そういう中で、そういう方々の雪おろし、あるいは玄関前の雪払いにつきましては、これは毎日というわけにはいかないんですが、それぞれの要件に合ったところについては手を尽くしているところでありますけども、なかなかすべてというには限界があるというふうな状況であります。社会福祉協議会の事業としてもこれを取り組んでいきますし、またそれぞれの団体、例えば昨年あたりは建設業協会の青年部の方々、またシルバー人材センターの方々等もその中で市の方でも紹介してやっていただいたりしておりますし、またボランティアとしても例えば消防団の方々もボランティア活動というふうなことでこの除雪、困っている方々のいろんな排雪に協力をしていただきました。これからもぜひ市としても可能な限りやりますけども、そういうふうな足りない部分にはボランティア団体にも積極的に今度協力を呼びかけて、そして頑張っていただくというふうな方策も今考えております。ただ、これは全市を網羅するにはそこのマンパワーあるいはその除排雪費もまだまだ足りない部分がございますので、人的な面でそれぞれお互いに協力し合う、お互いに助け合うというふうなことが根底にやはり必要かなというふうに思います。そういうふうな環境を市としてできるだけ構築していくというふうなことでこの冬も乗り切っていきたいというふうに思いますので、今後も何かいいアイデアがありましたらどんどん言っていただければというふうに思います。

それから、３点目、公営住宅の入居条件についてであります。この公営住宅の入居条件、11月29日に閣議決定されまして、２日の官報に掲載されました。その内容は、入居するということが適切であると認められた場合には公募によらず入居することを可能にしたというふうなこと、また高収入世帯に退去を促して低収入世帯の入居機会を増やして本来の目的である低収入世帯を拡大すると

いうふうな内容の中で入居条件が大幅に緩和されたという、これは御説明いただいたとおりであります。

現在当市の公営住宅の概要でありますが、これは北新町団地、小檜室団地、野際団地、玉の木、松本団地というふうに５団地ありまして、総戸数が328戸というふうなことになっております。応募状況については、16年度３回実施いたしました。合計10戸の募集に対して48人の応募がありました。また、今年度でありますが、これまでに２回実施いたしまして、10戸の募集に対して64人の応募があったところであります。特にまだ新しい、また比較的設備も整っている、立地条件もいいというふうな小檜室団地には、１戸の募集に14人というふうなことで応募が集中しております。これは、当然民間アパートに比べて家賃が安いというふうなことと、やはり所得が全般的に減収しているというふうなことで住みかえを希望する方も増えているのかなというふうにも思われます。そのため多くの方々が入居待ちしている状況が続いておりまして、入居の希望者には応募の度に県営住宅あるいは雇用促進住宅の情報もお知らせしながら相談に乗っているというふうなことであります。

現在の当市における入居条件の国の決定を受けての緩和策でありますが、16年度からは有識者の方々による選考委員会において、当市独自の判定基準としてこれ６項目設けております。その内容として、現住居の建物の老朽危険状況、世帯構成等住宅困窮度、これを点数評価して抽選回数、これを決めております。また、社会的弱者と言われる方々が応募されたときは救援対策としてその判定表の中で特に優遇措置対象世帯というふうなことで７項目を設けまして、これも抽選回数を増やす対策を講じております。特に優遇措置については福祉事務所との連携を図りながらその手続を行っておるところでありますが、この度の法改正に伴って必要な条例改正及び独自の判定基準の見直しなど、今後国から示されます内容にも十分に検討を加えて今後も選考委員会に諮っていきたいというふうに思います。

それから、知的障害者のグループホームについてお話がございました。これについては、その状況等々は詳しく沼澤議員の方でお話しいただいたところでありますが、現在の支援状況というふうなことになりますと、まだ最上地区にこのグループホームが全然ないというふうなことでありますので、ぜひこれについても何とか設立をしていきたいというふうに考えているところであります。

この障害者の生活状況につきましては、お話のとおりでありますけども、自宅から作業所あるいはデイサービス、あるいは通所授産施設に通って日中活動を行っている方、また施設に入所して日常生活訓練や指導を受けて生活している方と、選択肢があるわけであります。現在最上地域の入所施設、これもお話ありましたけど、戸沢の清流園、ふれあい学園というふうなことで18人この施設に入っておりますが、尾花沢も入れますと23人が入所しているというふうな状況であります。ただ、今申し上げたように新庄市には入所施設がないことから、関係者の方々からもこの建設要望が出されましたけども、お話ありましたようにこれは国の方針でこれを断念せざるを得なかったというふうな状況がございます。

そういうふうな中で、平成15年度の第３次山形県の障害者計画では、19年度まで現在入所施設利用している方々のうち200人を地域生活に移行させる計画が打ち出されました。入所者が施設を出て地域に戻るということは、自宅に戻るということを想定していないで、やはり保護者の高齢化あるいは家族状況の変化を考えますと、在宅ではない生活をする場所、受け皿として地域で障害者同士が世話人の生活支援を受けて共同生活していくグループホームの設置がどうしても必要になるというふうに考えます。これは、2000年に国の制度が改正された時点から就労者であることや、あるいは重度の障害者でないことなどの要件が外され

まして、日中の生活においてもホームヘルプを利用して身体介護あるいは生活介護を受けることができますので、重度の障害者もグループホームで生活できることになりました。また、このホームから作業所あるいはデイサービス、通所授産施設、これを利用することも可能というふうなことでなったわけであります。

設置については、地域の生活援助事業としての施設の認定を受ける必要がありますが、規模の要件としては１つの施設には３人から７人ぐらいがいいだろうというふうなことで、利用者は原則個室、そして世話人が365日対応ができるように確保するというふうなことであります。なかなかこれに対しての設置するに当たっての援助そのものが余り手厚いわけではないので、この辺のところが非常にネックになっているわけでありますが、これを申請するにはやはり適当な物件の選択、あるいは生活必需品あるいは電気製品、それから什器等の準備、これに対しても助成制度が現在のところはないというふうなことであります。また、問題は建物なんですが、これは公的な建物あるいは社会福祉法人等の所有の物件については固定資産税の減免がありますけども、一般の賃貸家屋については一般扱いとなるというふうなことで、なかなかこの新庄、最上地域にまだ現在も一カ所もできていないということはこういうことがネックになっているのかなというふうに思います。ただ、県内の設置状況を見ますともう村山地区には12カ所、置賜地区には17カ所、庄内地区にも11カ所というふうなことで、計40カ所ほど設置しておりますので、これはやはり新庄、最上としても速急な対応が必要だというふうに考えております。

昨年度からこのグループホーム設置に向けまして保護者あるいは作業所、そしてまた施設の関係者と勉強会あるいは先進地区の視察見学など情報交換をやっておりますし、また最上地区全体の取り組みとして相談支援センター最上の主催による研修会、これは先進地区から講師を招いて２回ほど開催しているというふうなことであります。国の方針も施設から地域へ、施設のあり方も入所だけではなくて地域で活用できる体制整備へ変更されておるわけでありますので、この最上地区への設置の必要性はもちろん参加者も含めて新たに認識をしたところであります。19年度末までにはグループホーム設置２から３カ所、これを障害者計画の目標数値に上げたいというふうに考えておりますし、とりあえず１カ所の早期設置を目指して、そして施設の運営のバックアップも可能な限りやりながら、団体あるいはいろんな関係者と連絡協議をして進めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

１４番（沼澤恵一議員）　議長、沼澤恵一。

清水清秋議長　沼澤恵一君。

１４番（沼澤恵一議員）　ほとんど時間ありませんので、一、二点お願いいたします。

先ほども市長の方から説明ありましたけれども、ここで言われます南部地区の方の新田川、これ非常に水温が低く、当然渇水いたします。最上川通水試験でもこの川は対象になりませんでした。この対策として将来通水し、この渇水対策をどう考えているのかなという心配もあったわけです。その点ひとつお聞きしておきたいと思います。

それから、もう一点、かなりちょっと難しいんですけども、水利権ですね、これ慣行水利権というふうな呼び名しているんですけども、実態的によくわからない面が私ら考えます。農家のかん水用の水利権なのか、あるいは冬は住民側で使えるわけですから、これは住民側の水利権というふうに考えていいのか、この辺がちょっとあいまいな点があるような気がするんです。余り難しくなくて結構ですんで、わかり易くこの２点お願いいたします。

小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。

清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　それでは、２点について答弁申し上げます。ただ、冒頭11日の早朝除雪の

際に市道であるにも関わらず除雪が入らなかったというふうな苦情がございました。それにつきましては、我々早急に対応していきたいというふうに思いますので、後々その場所等々教えていただければというふうに思います。

御質問ですが、確かに沼澤議員言われる金沢地区に対しての水というふうなものは現に非常に少なくなっているというのが事実でございます。最上川用水を使用すれば駒場に落として駒場からの取水というふうなものも考えられますが、今現在ではいたし方がないというふうなところで、金沢堰の改修、要するに取水口の改修です。それと、もう一つ、もう沼澤議員については金沢堰等々あの区域については御存じと思いますが、もう一本上堰というふうなものがございます。その上堰と金沢堰を連携するような形とするならばさらに増量対策が図れるんではないかというふうに考えております。ただ、今回金沢堰は直しましたが、まだ上堰の方は手をかけておりません。これからそれについてももう少し手をかけていかなければならないのかなというふうに考えております。しかしながら、上堰にあっても金沢堰にあっても水利権者というふうなものがおられるわけですから、そちらの方々ともう少し協議を詰めていきたいなというふうに考えております。

また、慣行水利権でございますが、これは旧河川法施行令、すなわち明治29年の前に既に使用しているもの、要するに活用しているものを慣行水利権といいます。明治29年以降については、許可水利というふうな名称で言われているところであります。いずれにいたしましても、金沢堰にあっては非常に宅地開発等々が進んでおりまして、なかなか地域の方々にとってそれが沼澤議員言われる地域の方々が主とするものなのか、あるいは農家の方々が主とするものなのかというふうなところについてはやはりはっきりした定義付けはもうなくなっております。そういうことで、あくまでもそれらを使用するに際しては水利権者との話し合いというふうなもの、我々も入りますが、それについては非常に大事なことかなというふうに思います。それら理解と御協力をいただければそれら水の配分等々についても地域の方々が少ない水をいかにうまく活用していくかというふうなものが最大の課題ではないかというふうに思います。しかるに、我々もそれについては一緒になって対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

清水清秋議長　ただいまから11時まで休憩いたします。

午前１０時５１分　休憩
午前１１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

今田雄三議員の質問

清水清秋議長　次に、今田雄三君。

（２２番今田雄三議員登壇）（拍手）

２２番（今田雄三議員）　新風21の一人として、12月議会一般質問を行います。

新庄神室産業高校が文部科学省の目指せスペシャリスト校の指定を受け、農業、工業分野の最先端技術を学べる環境にありました。山形新聞によると第３回全国高校パソコンコンクールでデジタルコンテンツ部門で神室産業高校３年の阿部俊之さんと大場正明さんの作品がグランプリに輝いたと報じていました。全国から177チームの応募のトップに輝いたものです。テーマは「21世紀の大発明、大発見」です。２人の作品は、少年２人が核ミサイルを疑似体験できる映像装置を発明して世界に向けて発射すると世界中の人が戦争の悲惨さを知り、世界規模の反戦運動が起こるという内容です。戦後60年を意識し、ミサイルなどをつくり

出すことができる発明は人を不幸にも幸せにもすることを伝えたかったという。特に審査員の気持ちをしとめたのは、登場人物など２人がデザインして描き、新庄市内の風景を撮影した写真やＢＧＭも盛り込んでおり、写真が効果的に使われ、音楽もストーリーに合っている点が評価されたとのことです。学校はもちろん、私たち市民も大いにたたえ、後継者を育てようではありませんか。いかがでしょうか。

それでは、通告に従いまして質問を行います。初めに、市長選挙で掲げた項目についてお尋ねします。５期目の行政を担う市長に対し、市民の声は身近な課題の早期解決を求めているのです。行政側ができないために財政上の事由を申し上げてきたからです。市長は、５期目の豊富を記者の質問に、５カ年の財政再建計画を進めることにより09年以降は公債費も大幅に減る、その分を市民との協働で市政課題の解決に活用していきたいと述べていました。また、重要課題として雇用対策、雪対策、少子化、高齢対策、まち中の活性化対策などを上げていました。新庄市の真の再生を目指すなら将来のビジョンとそれに見合う投資が必要と思いますが、今の決意をお聞かせください。あわせて次の４項目について具体的にお聞かせください。

１つ目は、人件費抑制の中で現在377人いる職員を10年後に310人にするとありますが、09年に右下がりの財政再建計画を示している当市として５年後に早まることはあるのですか。また、山形県の給与は全国的に低く、県内でも新庄市は低く、全国でも低い方から数えた方が早いと認識しておりました。平均給与は県内各市と比してどのように見ているのかお聞かせください。

２つ目は、市長は一番に着手すべきは雇用対策と雪対策と上げています。雪対策では、道路の確保、交通の安全、除排雪対策等が考えられます。中でも市長が消流雪溝の整備を上げ、来年から延長工事を再開すると強調した反面、すべての工事を終わるのは20年後と説明していることに意気込みが感じられません。市民は20年後をお聞きしているのではありません。明日の雪処理について心配しているのです。問題は水の確保が基本だと思います。水があれば雨水溝も活用できます。雨水溝も工事内容に含まれているのかお聞かせください。そして、どこをどのように、何の工事を何年で行おうとしているのかを市長の新たな決意として説明してこそ市民がいつまでも住み続けたいまちになると思いますが、いかがでしょうか。進捗状況と水の確保について具体的にお聞かせください。

３つ目は、企業誘致制度を創設し、まち活性化を図ると公約していますが、これまでの企業誘致内容と違いはあるのですか。現在２工業団地に48社、2,211人の企業が進出しています。この工業団地で稼働している企業を活用するために条件を緩和しようとしているのですか。企業誘致制度の創設とまち活性化の構想について、具体的に例を挙げてお聞かせください。

４つ目は、学校給食についてはこれまでもこの議場で議論してきました。現在完全給食は小学校で行われております。パン食２回、米飯３回とおかずが出されています。１食255円で賄っているようです。一方、中学校では弁当持参で、学校より牛乳が出されているようです。生徒に弁当を持たせるべきか、給食を実施すべきか賛否の議論を展開してきました。先日テレビで子供の食について報じていました。生徒の食生活の中で弁当を親がつくってくれた生徒が隠して食べ、店の食品が好まれる傾向にあるという。また、給食でも好き嫌いがあり、１日500万トン、300万食を捨てていると聞きました。結果するところ子供の好きなものだけを食べさせている大人の責任が重大で、大人に食の教育が必要とのことです。生徒の健康で思考力を高めるために多くの食品を口にすることが大切なことと言われています。市長の言う学校給食の実施を検討するとは、６月の食育基本法を受

けてのものか、それとも中学校に給食を導入したいと決意されたのかお尋ねします。

大きな２番は、財政確保についてお尋ねします。１つ目は、今年も地方六団体が11月14日、東京ＮＨＫホールで地方分権改革総決起大会を開催しました。国の負担が減り、地方の負担が拡大する厚生労働省が提示した生活保護費などの見直しについて、６団体3,000人の総意で反対決議を採択したのです。国からの委託事務を税源移譲に便乗させ、生活保護費の見直しを図ろうとしたものです。許せるものではありませんでした。今後も地方の負担が拡大されるような見直しが繰り返されると予測されます。また、地方交付税の扱いが決まっていない現状を踏まえ、国に対して地方自治を守るために声を大にして要望すべきと考えますが、市長の新たな決意をお聞かせください。

２つ目は、９月議会において、平成16年度の決算書について質問しました。中でも市民税の収入未済の5,500万円、入湯税の1,000万円についてお尋ねしました。市税の滞納物件は、金額の多いものに本町の大型店舗も関係していることが明らかになりました。同一物件を市との間で借り貸しがあり、新庄市が間借りしている箇所は家賃をきちんと納めているのに、家賃を受け取る側は代理事務で処理していました。財産の持ち主が複雑であることや貸し主の責任関係が明らかでなく、難儀しているとのことでした。今後は法的手段も考慮に入れ、対応するとのことでしたが、平成17年11月現在の収納状況とこれまでの取り組みについてお聞かせください。また、山屋にある温泉施設の入湯税対象の収入未済額1,100万円はどのようになっているのですか。一時預かり金として保管されてきたものですが、温泉施設の改修費等に使用しなければ納税しないと話されているようです。この経過を見て、私は建設した当時この主の約束があったと思うがに対し、市当局は約束はないとはっきり答えてくれました。そして、入湯税は目的税であり、納税を待って支援するとのことになる、温泉管理者にも理解してもらうために説得していくと付け加えておりますが、平成17年11月現在の収納状況とこれまでの取り組みについてお聞かせください。

大きな３番目の健康づくりにプールの活用はについてお尋ねします。健康づくりで国は１次予防に重点を置いた「健康日本21」を平成11年に定め、県も翌年に「健康文化やまがた21」を策定しました。当市でも健康増進法で心身ともに健康でいきいきした人生を送りたいに引き続き、16年６月に「いきいき健康づくり新庄21～いきいき新庄、みんなが主役」を策定しました。市民の幸せは一人一人がまず健康であることから始まり、そのことから働きや学び、そして楽しみの中から生きがいが生まれ、活力がわき出るものと確信していると策定の言葉を記述しております。これらの健康づくり計画は、市民自らが主体性を持って進めることが重要である、健康づくりはすべての市民一人一人に直接関わる課題であり、地域の現状、特性を踏まえて計画づくりを進めているとしています。具体的には、健康についての管理能力を高め、スポーツやレクリエーションなどを通して気軽に楽しく健康づくりに取り組めるよう情報の提供や地域社会の支援体制づくりを進めるとしています。当市でも積極的に取り組む姿勢を示していると思いました。１次予防を基本に市内にあるプールの活用は考えられないものでしょうか、お聞かせください。

最後に、旧県立工業高等学校跡地利用についてお尋ねします。平成15年３月31日、県立新庄工業高等学校は40年の歴史に幕を引き、新庄農業高等学校と統合して平成15年４月より県立新庄神室産業高等学校として再発足しました。その後、空き校舎として３年が過ぎようとしています。いまだに跡地利用の計画がないことから、校舎そのものが危険にさらされています。県の財産であることから、県の構想を見守る以外にありませんが、県より市に対して跡地利用についてお話がありませ

んか。また、市として跡地利用について将来構想があればお聞かせください。

これをもちまして壇上からの質問を終わります。

御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　第１点目は、決意のほどというふうなことでございますが、きのうから申し上げているとおりでありまして、これからいろんな社会環境あるいは地方自治体においても変化が予想されますが、いかなる環境においてもそれに柔軟に対応できるようなシステムづくり、これは当然やっていかなければいけないというふうに思います。いずれにしても市民の皆様方が生涯ともに安心して幸せに暮らせるような、一人でも多くの方々がそういうふうな状況になるように市として頑張っていく、また私もそれが課せられた使命であるというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、各項目にわたって多岐にわたる御質問がございました。特に１点目は行政改革、この中で大きな根幹をなす市職員の定数の適正化計画、これについての御質問がございました。最初に13年度を初年度として17年度、今年度を目標年度としたこの計画、これも最終年次に入っているところでありますが、当初の計画削減目標が10人でございましたが、23人の削減というふうになっております。これまでこの間40人の退職者があったわけでありますが、それに対して17人の採用というふうなことでございます。また、新たに策定する定員管理計画においては、現在377人の実数でありますけども、10年後の平成26年度当初には310人程度というふうなことで人件費の純減を図っていくというふうなこと、その過程では５年後、平成22年になりますが、この時点では数値目標340人以下とすることを指示しておりまして、この数値が最低限の目標というふうなこと、それに対応するにはいつも申し上げているとおり市の業務の民営化、指定管理者など、民間への移行を進めていくと、そして民間の方々に市の公共サービスに参画あるいは参入していただくというふうなことであります。これからは、今まで公共サービスというと官が、あるいは市役所がやってきたことが多いわけでありますが、今後は公共サービスを官、そして市民、地域というふうな形で提供していくというふうな新しい公共サービスのあり方にだんだんこれは全国的にも移行していくんではないかなというふうに考えます。そんなことでこれからもぜひ進めていこうというふうに思います。

また、それに対してきのうも職員のことをちょっと申し上げたんですが、アクションプロジェクトグループがありまして、先般提案をいただきました。その中で協働あるいは窓口のワンストップ化など７項目の改善提案を職員の方からいただきまして、その中には事務事業民間委託というふうなことも職員自らいろいろ研修、勉強して項目の中に入っておりました。そういうことでこれからも民間委託、指定管理者制度の推進等々も含めて相当スピードアップできるんではないかな、あるいはそうしていくような形になるんではないかなというふうに感じたところであります。

それから、平均給与についてもお話がございました。本市の場合、県内他市に比べて職員の平均年齢、これが45歳というふうに高い状況にあります。このため、単純に額のみを見た場合、平均年齢が40歳、42歳という他市と比べますと高いと思われることもあると思いますが、給与等を比較する際に基準とされるラスパイレス指数、これの試算値では、平成16年度では95.9、これは県内13市中10番目であります。また、今年度は95.4というふうなことで９番目となっておりまして、13市平均が96.0でありますので、それよりもやや下というふうな数値であります。また、県内13市の職員の平均年齢を新庄市の平均年齢45歳に合わせて試算した場合でも13市中８番目というふうになって

いるところであります。さらに、市では議員の皆様はじめ特別職、一般職員の独自削減も行っておりますが、これらについてはラスに反映されないことから実質的な給与水準はより低くなっておりますし、また団塊の世代の大量退職、これから迎えるわけでありますが、そういうふうな時期になりますと他市に比べても平均給与の下落も早いものというふうにこれは想定しております。

それから、２点目は雪対策であります。特に流雪溝工事の進捗状況、そして水の確保というふうなことの視点でありました。平成15年度策定いたしました第２次の新庄市総合雪対策基本計画で示しておりますけども、これは昭和45年度に着手いたしましたが、14年度までの流雪溝工事の進捗状況、これ全体計画92キロでありますけども、そのうち44キロ整備いたしておりまして、整備率は47％というふうなことであります。45年というともう35年ほどたっているわけでありますが、その間鋭意整備に努めてきたところでありますが、まだ計画の47％、44キロというふうなこと、多額の事業費と、それから長年かかったこういうふうな事業であります。

20年先のことではなくて明日のことをお話しするようにというふうな御指摘があったわけでありますが、これはごもっともなことでございますが、今申し上げましたようにこの流雪溝整備、これは下水道整備なんかでも同じことが言えると思うんですが、その事業費と、それとやはりこの整備期間が非常に長いというふうなことが１つあります。ただ、市民の方々から見れば何でおれのところは遅いんだというふうなことになるわけでありますので、やはり公平な立場でいかにこれをスピードアップさせるかというふうなこと、これは当然市としても考えていかなければならないわけであります。そういうことから、こういうふうなインフラの整備についても官だけではなくて何とか民の力も参入していただけないか、そういうふうなシステムづくりはできないかというふうなこと、これも今いろいろ勉強、研究をさせております。おっしゃるようにできるだけ早い時期にそういうふうな利便性の供与、与えるのも１つの使命というふうに十分承知しておりますので、今後もそんな形で取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、水源のこともございました。御承知のように14年度、15年度、２カ年にわたって農業水利施設を利用させていただいて試験通水をやったところであります。地域にとっては大変大きな効果があったというふうな反響がございましたが、反面、この水利施設の多目的使用の承諾とか、あるいは水利権の問題、また電力料金の問題と、課題もかなり生じまして、それについては今後も国、県、改良区と最終的な協議を行っているところであります。昨年はまた小以良川ダム、これを活用した試験通水を実施いたしましたが、やはり安定した水量を確保するというところまでなかなかいかない、それで増量対策として今年度は井堰等を改修したところであります。その他溢水対策、水上がりも大変各地で起こりまして、それに対する対応にも相当苦労したところでありますが、その対策として水路の構造を改善するとかなどしながら流雪溝整備と、そしてまた側溝との整合を図っていくというふうなことでございますので、これからも水量については増量対策を実施しながら、また溢水対策とあわせてやっていかなければいけないというふうな状況でございます。

それから、企業誘致制度のことにも触れられました。誘致制度については、今中核工業団地も時限でありますが、そういうふうな優遇制度を設けております。それとの違いというふうなことだというふうに思いますが、まち中に何とか賑わいを取り戻したいというふうなのがねらいであります。このために２次産業あるいは３次産業の立地を中心市街地に特定して、そして制度を新設していきたいというふうなことであります。そうすることによって新たな雇用を生み出せるような産業を立地していただいて、そしてまちの中の賑わいを少

しでも取り戻したいというふうなねらいであります。

御承知のとおり、中心市街地の活力というのはやはりだんだん低下してきているというふうなこと、この中には中心になってきた商店街も大変な苦戦をしているというふうなことで、これをやはりどういうふうにして取り戻すかと、これは議会でも常に議論されていること、また商店街の皆さん方もいろんな場面で何とかどうしていかなければ、どういうふうな方策があるかというふうなことで喫緊の課題というふうなことになっております。これを少しでも賑わい取り戻すためには、やはりまちにどうやって訪れる人を増やすか、これはそれなりの市街地の魅力、これは個店の努力も当然ありますけども、それが１つあります。それと、まちでやはり働く人を増やしていくというふうなこと、これが今回のこの企業誘致制度の１つのねらいでありますが、やはり働く事業所等々を増やすことによってそこに人々が毎日通うというふうなこと、これを何とかできないかというふうなことが１つあります。そしてまた、まちの中で今居住空間がどんどん、どんどん周りの方に広がっていって中心部が居住空間が非常に狭まれているというふうな現実がございますので、これに対して何とか暮らす人を、暮らせるような状況づくりができないかというふうなことが１つあります。そういうふうにしてまち中に事業所を誘致することによって空き店舗あるいは空き地、また空き工場等々の解消を図っていくというふうなことであります。

ただ、２次産業については、中心市街地の立地にはいろんな制約がございます。危険性の問題、あるいは環境を悪化させないような事業所というふうなことで、これはある程度特定されますので、この辺のところが果たしてミスマッチが起きないのか懸念されるところでありますが、それにやっぱり適合した形の２次産業の事業所を誘致したいというふうなことであります。また、３次産業等々についてもＩＴ関係とかそういうふうな形で誘致できればなというふうな、それに対する誘致制度というふうなことになります。

それから、給食のことについてもありました。教育は心の教育を柱にしてずっとやってきましたが、その中で給食のことについても触れております。その中で保育所と、そして小学校給食の改善、そして中学校給食の実施についてと、そういうふうなことを私も打ち出しております。これについては検討委員会今やっておりますので、これを尊重して実現するように指示しておりますが、これの詳細については教育長の方から答弁させます。

それから、財政問題もございました。国庫負担金の削減と税源移譲については、11月30日に政府与党の合意がありまして、当初の目標であった補助負担金の削減が４兆円、そして税源移譲３兆円が実現される見通しというふうになっております。しかしながら、昨年もそうでありましたけども、地方が提案した内容と国が示した内容には隔たりがまだあるというふうなこと、それを政府与党が折衷案的に合意案を提示しているというふうな背景があるわけであります。必ずしもその内容は地方案に沿ったものとは言いがたいところがございますが、今までやはり歴史上こうやって知事会を中心として地方六団体が戦う知事会とふうな形で、今までどちらかというと国に対しておねだりという言葉あれなんですが、何とか予算をもらってくる、補助金を確保してくるというふうな状況だったんですが、対等の立場で地方と、それから国と政府と協議の場を設けて、そしていろいろ提案したり、やったというふうなこと、これは１つ大きな進歩ではないかなというふうに思います。ただ、地方分権に終わりがないわけでありますので、これからもぜひやはり地方六団体として今後も言うべきことは言っていくというふうなことが必要であろうかというふうに思います。市長会でも県の市長会、それに全国市長会を通じて今のように地方にとっての、地方の立場に立ってこれからどん

どんやはり要請なり、あるいは協議をしていくようにこれからも進めていきたいというふうに思います。

それから、税収についてのお話がございました。個別的な税に関する情報については、御承知のとおり地方税法第22条に守秘義務が課せられておりますので、明らかにすることはできないというふうになっておりますので、一般論としてお話しさせていただきますが、御了解いただきます。

大口滞納者２件についての質問でありますが、いずれもいまだに納税には至ってございません。１つの滞納者分は法人の事業不振による滞納で、これは未納額も多額になっておりますので、滞納処分をしながら納税交渉も行っております。今後も納税に結びつくように国税、県税と一体となった一層の徴収努力、これを行っていく所存であります。

もう一つは、特別徴収義務者である事業者が入湯税の納税義務者から徴収した預かり金である税金を納入していただいていないというふうな件であります。この件は、再三にわたって預かり金である旨を説明して速急な納入を催告しておるところであります。相手方もこのあれは預かり金であるというふうなことは理解をしていただいておりますが、滞納の理由として税、これは目的税でありますが、目的税としてのこの税の使途について不満というか、納得できないというふうなことから滞納に及んでいるというふうな状況であります。使途についてはそれぞれ説明をいたしまして、決して不当な使い方をしていないというふうなことを申し上げているところでありますが、この辺のところの理解をまだ得られていないというふうな状況から、現在も納付をしていただいていないというふうなことであります。しかし、これやはりいつまでもというわけにはいきませんので、早急にこれは解決するように今後も私自身も含めてこれから解決できるような方向を目指して取り組んでいきます。

やはりこのことについては、目的税というのは他にも都市計画税もあるわけでありますが、これについて必ずいろんな種類の使い道があるわけで、そういう市としてもそれに応じた使い方をしておりますので、その辺のところの理解の仕方がまだしていただいていないというふうなのが一番大きな原因ですので、まず第一義的にこの点の御理解をいただくようにしていきたいというふうに思います。

それから、健康づくりのことであります。今やはりこれは市のみならず全国的にも２次予防から１次予防に重点を置くというふうなこと、やはり早期発見早期治療と、２次予防より１次予防をすることによって発病を防ぐというふうなこと、そうすることによって医療費の高騰にも影響してくるわけでありますので、そういうふうな形で今運動を展開しております。

新庄市でも「いきいき健康づくり新庄21」の計画に基づいて特に生活習慣病の発病を予防していくというふうないろんな事業をやっております。若干上げますと、行政主導ではウオーキング教室とか、あるいは健康運動教室、また室内でできる運動等々もやっておりますし、また一方市民の方々も自発的と言ったらいいんでしょうか、いろんな趣味もお持ちでございますので、よく見ますと毎朝のラジオ体操、ジョギング、社交ダンス、卓球あるいはグラウンドゴルフ、ジャズ体操、またヨガ、太極拳、スイミング、水中ウオーキング、エアロビクス等々それぞれメニューがたくさんあるわけでありますので、それぞれの趣味に合わせた形で今健康づくりに励んでいる方々がたくさんいらっしゃるようであります。その中には特に水中ウオーキング、これは腰痛とか、あるいは肩凝り等に有効であるというふうなことで、自ら会費を出されて会員制クラブに加入して日常的に運動を行っているというふうなことなど、市民の方々のニーズも興味も非常に多種多様化しているというふうなことであります。今行政として新庄21地

域スポーツクラブというふうなのをやっておりますが、これと連携を図りながらいろんなスポーツを紹介したり、あるいは体験する場、これの提供を図っていく所存であります。

それから最後に、工業高校の跡地利用についてお話がございました。現在工業高校も解体をしまして、そして整地中でありますが、今まで教育行政財産として産業高校が管理していたところ、来年度からは県の教育庁の方に移る予定のようであります。この跡地利用につきましては、市の重要事業の要望の中にも取り入れまして何とか高度利用を図っていただくよう山形県に要望を重ねておりますが、今具体的な利用方法についての例えば協議とか、あるいは指示とか、そういうものはございません。県から見ればやはり新庄市としてこういうものをやりたい、あるいはこういう計画あるというのを待っているというふうな状況だというふうに思います。ですから、やはり市が主導権をとってあそこの利用、マスタープラン等々を策定する必要があろうかというふうに思います。ただ、あそこは大変有効な空間だというふうに私も認識しておりますし、何とか有効利用を将来していきたい、していかなければいけない地域だというふうに思っておりますが、現在財政再建中というふうなことで、具体的なこのハード面の設置等についてはまだ具体的な計画を立てておりませんので、これについてはいろいろ議員の皆さん方からも御提案とか御意見をいただきながら、ぜひあの空間、あの地域を新庄市としても、御承知のとおり非常に貴重な空間だというふうに思いますので、何とかいい方に有効利用していきたいというふうに現時点では考えております。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　学校給食についての御質問ですけども、昨今子供たちの食生活で偏食とか孤食、または朝を抜いてくる子供とか、または肥満傾向、いろいろ心配されることが多いわけでございます。そんな中で昨年度完成した長期教育プランの中に学校給食の充実と望ましい食生活習慣の形成について強調したところでございます。それを受けまして、今年度８月に一般公募者５名を含む13名の委員の方々から成ります学校給食検討委員会を立ち上げたところでございます。その検討課題として、１つは食指導のあり方、もう一つは学校給食のあり方、さらに中学校給食についてなど総合的に検討していただきたいというふうにお願いしたところであります。また、仮に検討委員会で中学校給食実施の方向性が打ち出された場合は、その給食の提供方法や、また実施までのスケジュールなども明らかにしていただきまして報告していただきたいということにしております。これまで２回検討委員会を開いたわけでございますけども、10月中には全小中学校の児童生徒、さらに全保護者、さらに全教職員を対象にアンケート調査を実施しました。その結果を次の検討委員会で資料にしていきたいというふうにしております。

現在は小学校11校で自校方式による完全給食を実施しております。また、中学校の方ではミルク給食をしておるわけですけども、小学校11校では約2,700食、中学校ではミルク給食ですけども、1,400食になっております。したがいまして、中学校も完全給食を行うというふうになった場合1,400食分のいわゆる調理施設が必要になってくるわけでございます。それで、もし実施のためにはそういう施設等も含めた総合的な検討が必要になってこようかと思います。

検討委員会は今年度から２カ年の任期であり、18年度末の報告を受けまして、報告の内容を十分に参考にしながら教育委員会としての方向性を定めてまいりたいというふうに考えておったところです。

以上です。

２２番（今田雄三議員）　議長、今田雄三。

清水清秋議長　今田雄三君。

２２番（今田雄三議員）　最初にちょっと質問した

中身で抜けていますんで、２点だけちょっと確かめたいと思います。

１つは、雨水溝、この内容がちょっと触れておりませんので、その雨水溝の本来の目的、そして消雪に活用する場合のその兼ね合いがどうなっているのかも含めてお知らせいただきたいと。

あと、もう一つは健康づくりの方なんですが、プールの設置ということで具体的に上げているんですけども、そこら辺のお考えがあるのかないのか、最初２点お聞かせください。

小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。

清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　雨水溝そのものは道路側溝というふうな形の中で御理解をしていただければいいのではないかなというふうに思います。先ほど市長の答弁の中にもございましたが、それらについても流雪溝として活用できないかというふうな二面性を持った考え方の取り合わせを現在検討していると、そしてまたそれについて実施をしていきたいというふうな考え方であります。

以上です。

星川　基健康課長　議長、星川　基。

清水清秋議長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　健康づくりのためのプールの設置ということですが、現在市民プール等ございますが、ウオーキング用のプールとかではございませんで、これはあくまで競泳用といいますか、泳ぐためのプールなわけで、今具体的に健康づくりのためにプールを市として設置する、保有するという考えはありません。

２２番（今田雄三議員）　議長、今田雄三。

清水清秋議長　今田雄三君。

２２番（今田雄三議員）　具体的にお聞きしますが、雪の問題で、例えばここの市役所の前なんですけども、こちらの市役所の前の通りになると水が大変うまく流れております。吉田カメラさんから向こうの方が全然流れておりませんし、土砂も詰まっております。そういう具体的な、私の知っている限りの条件はそうあるんですけども、きのうも自動車でちょっとまちの中歩いてみますと、側溝が完備されていないところはがたがた道になって雪がたまっています。自らの各家庭の雪もそこに道路に投げてきていると、大げさに言えば自分の屋敷の雪を除雪機で飛ばして道路に持ってくるというふうな状況があったように思います。そういう意味合いで自動車で皆さんも歩いているんですけども、歩きますとがたがたとなっているわ、側溝が完備されていないということですから、そういうところをやっぱり早目に直していただくといいのではないかなというふうに思います。計画的に20年後とありますが、市内のそういう状況と、それからこれからの新しくできる環境をどうするのかなということで１つ思っています。

もう一つ、水利権の問題なんですが、私の町内の中にもしみずの湯があります。その後ろの方が大幅に開発ということで変形しているわけですが、そのために今まで流れて、そして地域のために役立っておった水が流れなくなってきました。これは水利権を持っている持ち主がそういうふうにするんだから、いいじゃないかというふうに簡単に言われますけども、使う場合は大変難しい条件が付けられるんですけども、事業者がやる場合はいとも簡単に我々の水利権を奪ってしまうと、我々の生活圏を奪われるというふうな状況があります。そこら辺の兼ね合いの見方をどう見たらいいのかお知らせください。

小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。

清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　ただいま御指摘の具体的な場所を示されての御質問でございましたが、言うなればそういう側溝というふうなものは現に非常に多いというふうなことも否めない事実であります。そして、そこには水が入らないというふうなことがあって、ただいま今田議員が言われるような形での雪処理というふうなこともされている方がおられるようであります。その辺あたりは

我々としては機械除雪を徹底してやっていかなければならないのかなというふうに思いますが、あとはいかにしてそういうところに水を入れるかというふうなことが最大の要因ではないかというふうに思います。その辺あたりにつきましては、１つの面的整備の中で全体の計画として今後ともとらえていきたいと、またそういう老朽化した部分については側溝整備と相持ちながら整備していければなというふうに考えているところであります。

もう一点の開発による水利権そのものが変更されているというふうなお話の内容と思われますが、我々開発行為で提出されたものについての水というふうなもの、既存の水路というふうなものがあって、それを宅地開発し、道路を切っていく、言うなれば形状が変わります。そうなった場合にはその水は最終的にどこに落ちるんだと、どういうふうな形で落ちていくんだと、水量はどうかというふうなことそのものを我々としては開発業者に対して質問といいますか、そういう１つの提言をいたして、それらについての結果をいただいております。そういうふうなことで、例えば今言われるような場所というふうなものは、あそこは上の方ですから、桂堰あるいは梅ケ崎の方からの湧水利用というふうになっているわけなんですが、それについての我々としては土砂上げをしたりしてなるべくそういうふうな水そのものが既存の市内の方にも十二分に流れるような対策そのものも講じております。しかしながら、十分に行き渡らないという点もございますので、我々としてはさらに対応してまいりたいというふうに考えます。

２２番（今田雄三議員）　議長、今田雄三。

清水清秋議長　今田雄三君。

２２番（今田雄三議員）　今後もいいのですけども、実際に今でき上がっています。そういう意味の苦情でありますから、その苦情をどういうふうに市民に対して、町内の皆さんに対して説明したらいいかということになりますと私自身も持てる力もちょっとありませんので、そこら辺の状況で今流れてこないその水路をどうすれば復活できるのかということをもう一回お聞かせください。

小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。

清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　具体的に我々も調査に入ります。場所的にひとつ御教示願えればというふうに思います。

以上です。

２２番（今田雄三議員）　議長、今田雄三。

清水清秋議長　今田雄三君。

２２番（今田雄三議員）　終わります。

清水清秋議長　ただいまから１時まで休憩いたします。

午前１１時５０分　休憩
午後　１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

斎藤　敏君より午後欠席の通告がありました。また、沼澤恵一君より少し遅れると連絡ありましたので、報告いたします。

金　利寛議員の質問

清水清秋議長　次に、金　利寛君。

（２４番金　利寛議員登壇）（拍手）

２４番（金　利寛議員）　食後のひととき、眠くなろうかと思いますが、御清聴よろしくお願いしたいというふうに思います。平成17年12月定例議会、新風21の一員として一般質問をさせていただきます。

昨日来、５期目の当選を果たされた髙橋市長に祝意がたくさんありましたけれども、私も心を込めておめでとうございますというふうに申し上げたいというふうに思います。課題山積する中の船出、大変であろうけれども、頑張ってよりよい新

庄市発展のため尽力されることを心より御期待申し上げます。また、この４年間激動ではあろうと思いますが、先頭に立って頑張っていただきたいことを切に希望申し上げます。

さて、アメリカの女性社会運動家のエレノア・ルーズベルトの言葉に「そんなことできるわけがないと言う人間からは何１つ生まれたためしがない」という含蓄のある信念の言葉があります。国も地方も財政的にはどこでも大変な時代だからこそ協働と改革でどうやったらできるのかのプラス思考で大胆なかじ取りをお願いしたいと御期待申し上げます。

さて、通告に従って質問させていただきますが、今回は掲げた質問は２点であります。初めに、協働と行政についてでありますが、今や市民との協働、パートナーシップがなければ各種事業が半分もできない時代様相、時代状況、また社会情勢になってきています。市長の５期目の公約、マニフェストですが、その中にも市民との協働と改革でたくましい郷土をつくりますとありますが、市民パワーを行政執行の中へ取り入れていく上で、旧態依然の発想では必ず官と民の思考過程でのギャップが生じます。そのギャップを埋めることができるのはメイク・ア・チェンジ、新発想、新行動を取り入れることだと思います。行政幹部、課長以上の方々こそまずこのメイク・ア・チェンジによる協働によるまちづくりの先頭に立っていただきたいのであります。新発想、新行動で上がってきた提案事項には胸襟を開いて対処していただきたいのであります。仮にももう昔はこうだったというような考えはお捨てになることではないかというふうに思っております。

市長が５期目に入って早速行革アクションプロジェクトを立ち上げられ、アクションプロジェクトグループによる提案会議をもう既に12月の６日に行われたと聞いております。職員全体でしっかり議論をし、決定できる体制をということが即行動を起こされていることに敬意を表したいというふうに思います。

昨日石田議員の質問にも市長はノー原稿で熱く語られていたところを見て、今後の姿勢をひしひしと感ずることができました。そのアクションプロジェクトチームで会議を持たれ、提案されていた協働の項目、これこそ私が今回質問しようとしたところと一致を見ておりました。内容は、「今年２月に協働推進のための指針が策定されましたが、まだまだ協働に対する職員の意識に差があります。それぞれの課でいろんな協働の形態があるとは思いますが、こんなときはどうすればいいのだろうと悩んだりすることはありませんか。また、協働することで私たち職員は市民から何を求められているのでしょうか。協働チームでは、市民パートナーに事業を進める際のルールづくりを行いたい」というふうにありました。何とすばらしい協働改革の波動を見る思いをしました。この若手職員の意気軒高のルールづくりをぜひとも採用でき得る行政になっていただきたいというふうに思うのです。その中で、こんなときはどうすればいいのだろうと悩むこの点を少し議論をさせていただきたいというふうに思います。

民でできることは民での発想より生まれた指定管理者制度、まず今後どんな施設を考えられているのかをお知らせいただきたいというふうに思います。また、まだプロジェクトチームで合議をされていないところも多々あろうかと思いますので、市長だったり、課長だったりがどんどん言ってしまえば、ああ、やっぱりかとなってしまう場合もあろうかと思いますので、できる範囲内で結構でありますので、どんな施設を考えられているのかをお教え願いたいというふうに思います。また、市民との協働でよりよい効率的で使い勝手のよい施設とするためには、官より民へのトップダウンだけではなくて提案型のボトムアップも必要であろうと思いますが、この考え方はどうでありましょうか、お伺いをします。

例を出させていただきます。昨日も福祉事務所

長の答弁の中に都市整備課と協議を行って生活弱者の玄関先の雪の塊、機械除雪をした後始末でありますが、そのときの困っている老人に対して老人世帯マップをつくって、除排雪するその委託業者にそれを渡して配慮をしていきたいという旨の答弁がありましたが、これこそ他課にまたがる障害を連携して解決していこうというあらわれであろうと感動して聞いておりましたが、これとも似て１つの事象で数課にまたがるケースがたくさんあります。新庄市の図書館、例に出させていただきますが、その図書館は館長、そして副館長を中心に大変御苦労をおかけし、少しずつ制度改善が図られ、ここ数年の実績は目覚ましいものがあります。図書館の入館者数、また貸し出し図書数が近年では倍近くに増えているとか。また、ブックスタートも導入され、民間のボランティアの協働の成果でありましょうけれども、読書活動優秀実践団体並びに文部科学大臣賞表彰受賞の図書館と変身をしているのであります。また、移動図書館も活躍をし、本離れに歯どめをかけ、情操豊かな未来の新庄っ子の育成に多大に貢献をしています。読み聞かせ運動も定着をされ、ネットワークもできて、産み育てるなら新庄と言われるくらいの底辺では頑張っていられるのであります。

大人も子供もともに学び合える共育共生のまち、ともに育つ、ともに生まれる共育共生のまちづくりに大いに貢献をされています。こうなってきますともっともっと図書館を使い勝手のいい図書館に、また交代制で終日利用できる図書館に変身することはできないだろうかと考えるのが当然至極であります。そこに立ちはだかるのが財政問題であります。それなら頑張っているボランティア団体も含めて委託ならどうだろう、また事業協力するならどうだろう、また補助金等々の獲得はできないだろうか等々へ考えが次第に発展をします。いまだの旧思考体制だったならこれ以上無理と即断されるところでしょうけれども、費用対効果、現状の維持費で終日開館、それは年何回ぐらいは休みにはなろうけれども、メリットは本を愛する情操豊かな未来っ子の育成に大いに貢献できます。デメリットは、どれだけの費用がかさむのでしょうかというこの問題は、よりよい制度改善と安価にという生涯学習と総務課が中に介在をしているようでありますが、そして民間ボランティア、市立図書館の管理運営費の減額を市民との共同管理運営体制で補って、生涯学習社会の推進を図りましょうと立ち上がって頑張っていられるボランティアもあるのであります。これこそボトムアップの最たる形ではないかと思われますが、どうでありましょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

さて、もう一つの例を出させていただきますが、新庄市民プールも同様であります。昭和59年竣工以来、数多くの方々が夏の健康増進、また小学校、中学校、幼稚園の夏の行事にと親しまれて20年近くたっています。聞きますとここ数年いろんな事情があって入館者は少しずつ増えているようでありますが、いかんせん全天候ではないため、夏の50メートルプールに至っては７月、８月の２カ月間だけ、補助プールとて６月、７月、８月、９月と中身は３カ月間だけとなって、至るところ20年近くの歳月は傷みが走り、補修、補修の時期だとか。ここにも全天候型で民間で終年使用していただいて、水の中での健康増進、また秋、冬は温水を使っての歩く健康法、これは今田雄三氏も言っておられましたけれども、そういうふうなものも含めて新庄に新しい施設をと夢を抱いている企業もあるのであります。当然ＰＦＩの手法になるであろうと思いますが、こんな方向に門戸を大きく開いていただくスタンスは当市にはありますでしょうか、どうでしょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

２番目の質問になりますが、次の質問に入ります。次は、入湯税について質問をさせていただきます。この質問も今田雄三議員についても話触れられておりましたけれども、再質問になろうかと

思いますが、質問させていただきますが、新庄市と新庄市農協出資の温泉施設の入湯税滞納額が1,100万円を超えた額と平成17年の６月の12日付けの山形新聞に載っていましたが、その後滞納額はまだまだ増えているはずでしょうけれども、どれくらいの額になっているのでありましょうか。また、その後どういう進展になっているのかをお伺いしたいというふうに思います。

入湯税第701条には、入湯税の目的が法として載っております。これによりますと、鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、また鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対して入湯客に入湯税を課するものとするというふうにあります。また、説明のところには入湯税による収入の財源として環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等、観光の振興などの事業を実施する場合、その事業実施の範囲は、市町村のうち入湯税の財源を生ずる鉱泉浴場の区域に限られるものではなく、当該市町村の全区域におけるこれらの事業費の財源に充当し得ることは当然であるというふうにあるのであります。つまりこの入湯税第701条によりますと、入湯税は目的税でありますが、使途については当該市町村の全区域におけるこれらの事業費の財源に充当し得るとあるように、当市はそれに基づいた認識で使途されて、使途というのは使っていると思われるのですが、どうでありましょうか。また、改めて今まで見える形でその目的税、使途を明確にされたことはおありかどうかをお伺いしたいというふうに思います。

前の助役も入湯税は利用者が市に納めた税金を経営者が預かっているだけ、責任は特段に重く、ぜひ支払ってほしいと株主総会等でも発言をしていました。当の温泉施設側も支払いの義務は十分知っている、しかしこれまで１億6,000万円ほど入湯税を納めてきたが、市からの助成は一度もないとの主張の食い違いがあります。公平に聞いていて、入湯税はその温泉に入るお客様が75円を包含された価格での値段で設定されているのでありますから、預かり金であるので、当然支払い義務があるわけで、１億6,000万円のお客様の累計額の預かり金であることには変わりがないと思うのでありますが、この認識に市はどういうふうに思われておるのでしょうか。また、その対応策を今後どういうふうにされるのかをお伺いしたいというふうに思います。ただ、今までどおり目的税がこうだからということで一方的にしてもこの問題は解決しないというふうに思います。どういうふうな解決策を願われているのかも含めてお伺いをし、壇上からの質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　第１点目、エレノア・ルーズベルトの言葉、できるわけないじゃない云々のことを振りながらいろいろ協働についてのお話がございました。行政を執行するに当たっては、やはり今の言葉が一番重要かなというふうに感じて聞いておりました。行政で物事をやる場合に、できない理由、前例がない、条例上できない、規則がこうなっている、要綱に触れる、そういうふうなことが非常に多いわけでありますが、それではこれからの大きく地方分権が進みまして地方自治体も変わっていかなきゃいけない、自らの責任で自らの地域を振興させていくというふうな大前提の中では、たとえそういうふうな規則、ルールがあったとしてもこれは住民のためにならないとなれば、これはやはり見直していくというふうな必要があろうかというふうに思います。前例がない、前例がなければここで前例をつくっていくということもできるわけですので、この点についてはおっしゃるとおりだなというふうに思います。

そういうふうな中で、具体的な形でじゃ今後どうやっていくかと、きのうの一般質問から私も再

三再四申し上げておりますので、余り繰り返すこともないんですが、特にボトムアップというふうな言葉を使われました。ボトムとは思いませんけども、でもやはりいろんな提案とか、あるいは職員はもちろんですが、市民からの提案とかそういうものについてはできるだけ耳を傾けてその場に入っていくというふうなこと、そしてそれを成案としてできるだけいい方向に持ってくる、これは大前提であろうかというふうに思います。特に今男女共同参画社会というふうなことでありますので、男女ともやっぱりそれぞれの立場、それぞれの持ち分でお互いに知恵を出し合いながら、汗を流し合いながらこの社会を築き上げていくというふうな大前提もございますので、これはこれからもどんどん、どんどん進めていくと、やはり女性だから、男性だからということではなくて、ただこれ差別はもちろんできないんですが、やはり区別という部分にはあると思うんです。御婦人方でできること、それからやはり男性でできること、これは当然あるわけですので、そこのところをうまく融合させる、あるいは調整させるというふうなことが１つあるかと思います。そういうふうな社会にやはり持っていかなきゃいけないというふうに思います。

それと、アクションプロジェクトの提案についても大変評価をいただいておりまして、ありがたく思っております。これは、決してこちらの方から職員にこういうふうにしたらどうだというふうなことではなくて、自発的に今回職員がアクションプロジェクトチーム、７つのチームをつくりまして、そしてそれぞれの項目についていろいろ検討を重ねて我々に提案をしてくれたというふうなこと、こういうふうな行動力を非常に評価を私も高めているところであります。内容については、それぞれ７点についてやったんですが、内容もさることながら、そういうふうなことを発想を行動に移したということが非常に高い、これが将来の職員の今後の仕事に対する意気込みとか取り組み方に十分に反映されてくるんではないかなというふうに思います。

特に７つのチームでそれぞれ協働あるいは民間委託、窓口をワンストップ化したらどうなんだろうかというふうなこと、あるいは市役所のイメージが今こういうふうな状況なんで、これをもっとイメージアップするにはどうしたらいいかとか、あるいは施設利用拡大、施設もやはり市民の皆さん方のためにあるわけですんで、その利用を拡大するためにはどうしたらいいかとか、またホームページも出しておりますが、正直言ってまだ新庄市のホームページ余り評判のいいあれではないと、じゃこれをどういうふうにして改善していくか、改革していくかというふうなこととか、あるいは事業所を誘致するにはどういう事業所がいい、これを具体的に検討してくれました。それを今度我々が含めて、もちろんその提案者とこれからもいろいろ細部を詰めていって、できるものはとにかくすぐやろうというふうな構えで私も課長も提案を受けた中でそういうふうな話をしておりますので、ぜひぜひこれはもう有効に、せっかくの芽生えでありますので、有効にこれ育てていかなければいけないなというふうに思っているところであります。

そんなことで、この行財政改革、やはり地方分権が進む中で地域としてどう生きていくか、どう進行性を図っていくかというふうなことになるわけでありますが、それがやはり官から民へといつも言っておりますけども、民間の方々に行政、公共サービスに十分に参入していただく、参画していただく、そしてそういうふうな環境を整えていく、それで今までほとんど官だけが公共サービスを行ってきたわけでありますが、これがこれから、もちろん官でなければできないものもあります。それと、市民と企業と地域と、これが相まって新しい形の公共サービスの提供の仕方、これを今後やっていかなければいけない時代にあろうかというふうに思います。その具体的な方策の１つとし

て指定管理者制度のことも取り上げられました。これについては、御承知のように今年の４月から屋内ゲートボール場、これやりました。そしてまた、来年度から火葬場、市民球場、武道館、スキー場、さらに萩野児童センター、升形児童館についてこれを指定管理者制度活用したいというふうなことでこの議会に御提案申し上げて、皆さん方から御審議をいただくことになっておりますので、ぜひこれを成案としていただいて、そして来年度からスタートさせていただければ大変ありがたいというふうに思います。

この後どういう施設が考えられるかというふうなお話もございました。今後考えられるところではわくわく新庄とか、文化会館とか、雪の里情報館等々にもこれを導入していきたいというふうに考えておりますが、その他にもいろんな施設、可能な限り門戸を広げていって、そしてぜひ民の方々にも参入していただきたいと、このように思っているところであります。

また、この施設の管理運営に限らず市民からいろんな提案があった場合に、どこでそれをまとめてどこでそれを協議するかというふうなところ、まだ市民の方々にわかりにくいところがあるというふうにお話もあるわけでありますが、これについては協働事業の提案制度としてその窓口を市民プラザに設置いたしました市民活動交流広場ぷらっととか、あるいは当然総務課にしても政経課にしてもいつでも窓口は開いておりますので、気軽に来ていただければ大変ありがたいというふうに思いますし、これもちゃんとシステム化できるように、窓口もシステム化して、そして市民の方々におわかりいただけるような形でこれも組織化していきたいというふうに思っております。また、これは新しい事業でありますが、来年度はぜひ市民提案による協働事業、これを公募の形で公募をして、そしてやっていきたいというふうに思っております。予算については、これは若干になるかもわかりませんが、そういうふうなやはり芽生えたものに対しては市としても当然協働事業として取り組んでいく、そういう姿勢でやっていきたいというふうに思って今考えているところであります。

それと、具体的な例を挙げられて御質問がございました。１つは、例えば図書館のことについてもございました。この図書館も利用者のニーズを踏まえてそのときそのときでやはりローリングをしながら、できるだけニーズに応えるような運営の仕方をやっているわけでありますが、この運営と、それから図書の選定についてもいろんなリクエストとかアンケートありますので、その結果を生かすような形で図書の選定もやっているというふうなことであります。

また、いろんな事業あるわけでありますが、これを展開するとき当然市民の方々との協働、これで展開をしていくように今模索をしております。現在図書館の支援団体として大変活動していただいておりますかやのみ会とか、ネットワークバルボンさんとか、あるいはガールスカウトとか、その他の団体もあるんですが、いろいろ読み聞かせとか、いろんなこの事業に大変協力をしていただいておりまして、協働によって事業展開を図っている状況であります。これからは、これらせっかく頑張っていただいている団体の皆さん方ともっともっとやはり連携を密にしていくというふうなこと、それと先ほどお話ありましたようにいろんなそういう方々の提案に対してどう応えていくかと、これも市の行政としても重要なファクターですので、この辺のところも十分に生涯学習課の方に指示いたしまして、その辺可能な限り連携を深め、それで共同事業としてできるように今後も取り組んでいくようにしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

また、市民プールでありますが、これも21年経過して大変老朽化が進んでいる体育施設の１つと言った方がよろしいんでしょうか、そういうふう

な状況でありまして、やはり利用者の安全を図るためにプールの安全衛生基準に適合するためのろ過器とか、あるいはプール槽の補修をはじめとして機材とか器具類の点検整備を行って万全を期して運営をしているところでありますが、お話にもありましたように、もしこれで民間の方々が参入して管理運営をやっていけるようなことがあれば、もちろん整理しなければならない課題がたくさんあります。それをしながらお願いするというふうなことは、これは民間との協働というふうな市の姿勢からいって当然必要だというふうに考えておりますので、その辺のところの検討も重ねていきたいなというふうに思います。

それから、２点目は入湯税についてお話がございました。午前中今田議員にも同じ質問がありまして答弁しておりますが、特に強調されたのは、入湯税というのは納税義務者である入湯客から徴収した預かり金であるというふうなこと、これ事業者が承知かというふうなこともございましたが、これは再三再四にわたってお話を申し上げているし、当然その税の性格上当事者も御理解はいただいております。ただ、問題はこの滞納に、これも午前中申し上げたんですが、入湯税の使途についての不満がありまして、それで納付していただけないというふうな状況であります。

入湯税の使い道といいますか、それについては金議員もいろいろ法第701条を説明いただきました。目的税にはこの入湯税の他に都市計画税等もございますが、これは予算書とか決算書を作成する上でそれらの使途を明確にする規定がなくて、今までそういうふうな区分として公にしたことはないというふうな状況であります。ただ、この使途については毎年県の方に報告をしておりまして、県の方でもそれで了として今までいただいておりますので、使途についてはいろんな幅広い使い方がお話のとおりできるわけでありますので、それの目的を逸脱した使い方はしていないというふうに思っております。当然使途でありますが、鉱泉浴場地域に消防の施設の設置とか、道路改修とか、除排雪等の直接的な経費の投入も当然しておりますが、最近ではそれらの直接的な経費の他にこの地域に限らない市全体としての観光振興の経費にも充当しているというふうなことでございます。

今後の対応というふうなことでございますが、これも先ほど申し上げたとおりでありまして、目的税の使用の仕方について御理解いただけないんで、このことについては十分またお話を申し上げて、そしてこれについての理解を少しでもやっていただくというふうなことと、ただ今後は今までと同じような方策で果たして前進むかというと非常に疑問ですので、より効果的な方策、これを考えて対応していきたい、できれば早い時期にこの問題を解決していかないとやはり市民の皆さん方の温泉に対しての思い、そして市に対しての思い、いろいろ助長することになりますので、その点はできるだけ早い時期にこれを解決するべき努力をしていきたいと、このように思います。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　今までにない前向きな答弁をいただいて、うれしく思っております。

まず最初に、協働と行政についてということで今後指定管理者制度にしむけようと思われているいろんな施設の施設名が発表になりましたけれども、プロジェクトチームが７つのセクションで協働という項目でもいろいろ検討を加えられて、その中には委託だとか、嘱託だとか、いろんなあれで本当に多岐にわたって調査され、提案をされているわけであります。そのいろんな部分で協働でこういうふうにしてなったよというときには、私も先ほども話もしましたけれども、課長さん以下皆さんが旧態依然の新発想、新行動でない限りは、受け入れ側のキャパがそれではという昔体制の旧態依然だと必ずそこに衝突があって、やっぱりかと、そういうふうなプロジェクトチームつくらせていただいたけれども、それは声は届かなかった

という可能性があるので、提案としてですが、１つはその執行する側とプロジェクトでいろんな考えられたそのときとの食い違いが生じた場合にはそこでお互いに合議をしていただいて、そしてよりよいそのプロジェクトで提案された中身も納得する状況の中で施策に展開をしていただきたい、これ１点まず要望であります。

それから、例えば例を２つ出させていただきました。図書館、本当に最近は物すごい勢いで、移動図書館もして、いろんなことでこれはもう教育委員会の方にも大きく影響する未来っ子の、新庄っ子の情操、三つ子の魂百までもと言われるところの最高の重要な時期に読み聞かせだったり、学校まで行っていろんな運動をやっていられるボランティアの人方と、これだけ利用価値が出てくると終日開館していただくことができないか、市は財政難ですから、何％図書館のいろんな図書館費を少なくしなくちゃだめだということは重々わかった上で、それでもなおかつ市民側のニーズはそういうふうな状態にあった方がいいよと考えているわけです。そこにおのずと摩擦というか、どうやったらではやれるのか、費用対効果も含めて、というところが今のこのけんけんがくがくとやられて来年度からやられようとしているそのときにもっと門戸を開いてもらえればなという願いがあるわけです。

ここいらの考え方と、そこのところで調整、例えば司書を必ず置かなくちゃだめなのかどうなのか、委託をして年間これだけの部分でスタッフを８人だったら８人置いて、この中でそれぞれもう本当に市民に負担かけないような状態にしていってやってくださいよ、例えば私はお堀端の自治会に住んでいますが、公園清掃を今回都市整備課から依頼されました。私らもいい勉強になりました。みんなでローテーション組みながら自治会長を中心にしていろんな部分で発見をすることができました。半分ボランティア以上でしょう。でも、そのまちの行政の美化に、それから安全に、それに貢献するその意欲というのは、やってよかったなと感じています。来年もやるつもりです。そういうふうなところの門戸を開いていただくと市民は大いに喜んでやるのではないかと。そうした場合に、費用対効果も含めて減額になったその金をオーバーラップできるような状況をボランティアの人方に対するいろんな、だからやらせよう、そして安価に使おうという意識が行政執行側に働くとそれはだめでしょう。だけど、その目的と市民側が喜べばこうでしょうという部分のその働きかけが上手だったならば、今までの金でそれ以上の仕事量が増えるような気がするのです。このところで今問題になって、来年から執行しようとされているようですが、そういうふうな部分はどういうふうに考えられていますか。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　いろいろ具体的に御提言いただきまして、ありがとうございます。

今さらという感じもいたしますけども、今後市長の方針であります協働と改革をより高めていくためには、協働とは何かという原点に立って物事を進めなければならないというふうに思います。そういう点では、市民との協働を進めていくということは、地域社会を支える力を強化していくということだと思います。２つ目には、それによって住民ニーズの満足といいますか、それが図られますし、そういう活動によって地域が活性化していくということが最終目標ではないかというふうに思います。

いろんな事業とか、それから市民とのすり合わせをする場合でも、過去の前例とかそういうことにとらわれないで進めていくためには、第一に考えなければならないのは、目的、目標の共有をしていくことがまず１番目に大事だと思いますし、それから相互理解、そしてまた対等な関係といいますか、行政にとってだけ都合のいい協働であってはだめだというふうに思いますし、そういう関

係で進めていくことがより重要ではないかというふうに思っております。

先ほど市長が申し上げました18年度には市民提案の事業についてもぜひやっていきたいということでありますので、以上申し上げました観点から新たな考えで協働事業を推進してまいりたいというふうに思います。

あと、先ほど申し上げましたように、職員提案については、行政改革、本部員であります全課長が市長と一緒に出席してその提案とか、それから議論も行っておりますので、すぐできるもの、それからもう少し時間をかけて先ほどの考えに基づいて進めていくものとかに整理しながら前向きに進んでいきたいというふうに思っております。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　総務課長から今までにない発想で提案者側、それからボランティア側も相互理解、お互いにそれぞれ上からというか、行政側から一方的に使うだけじゃなくてという部分の発言がありまして、それは本当にいいことだなというふうに思うのですが、また先ほど言ったこの点まず１つ確認しておきます。プロジェクトチームがいろいろ出してきた提案を採用するしないについてのいろんな提案を、その合議の仕方ですね、合議これからされていって、提案したけれども、却下された場合、納得性がないとまた次の新たな新発想、新行動というのは出てこないと思うのです。やっぱりかなという言葉私出しましたけれども、スタッフ側が旧態依然の考えですとやっぱりそれを受け入れられる、新発想出したとしても受け入れられるキャパがなかったらば壊されるわけですから、そこらのところをなぜこうだったのかという合議をされるかということを提案させていただきましたけども、どうですか。

八鍬長一総務課長　議長、八鍬長一。

清水清秋議長　総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長　12月５日の日に先ほど申し上げました提案会をいたしました。市長から具体的にその７つの提案について指示のあったものもございます。それをさらに専門部員会議、今度の16日に予定しておりますので、その専門部員会議の中で先ほど申し上げましたようにすぐできるもの、それから新年度予算に反映しなければできないもの、それからもう少し時間をかけてといいますか、提案はいいんだけども、その実施に向けてもう少し整理する必要があるのではないかというようなことを16日に再度検討して、行革本部としてもまとめていきたいというふうに思っております。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　ぜひそのようにお願いしたいなというふうに思いますが、図書館の件です。図書館はもう利用頻度数が多くて、本当に頑張っていられるという思いから、よりもっともっと充実をしてもらえればありがたいなという、よりですよ。ベターです。ですから、そういうふうな意味では、来年度はいろんな部分での施策上人数も少なくなる、それでは今まで以上に人が多くなってきて足りないという抱えている現状あると思うのですが、ここのところを今後どういうふうに、例えばの話でボランティアのサークルの人方もいろいろ提案、提言をしていると思うのです。今の総務課長の話をかりれば相互的にお互いに、上下の云々じゃなくて相互的に市民もその目的は何なのか、市民が使い勝手がよくて、市民がその目的は情操豊かな子供らが本当にその図書館を介して育まれる環境づくりでしょうか、そういったのはそこを多く使えばそれだけなるわけですから、そういうふうな部分の観点はいかがでしょうか。

大江雅夫生涯学習課長　議長、大江雅夫。

清水清秋議長　生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長　今図書館の件出たわけでございますけれども、先ほど市長申しましたとおり図書館はかなりの支援団体が複数ございまして、本当に多くの力をいただきながら現在協働という

ふうな形で進めておるところでございます。図書館につきましては、先ほどのアクションプロジェクトの方にも一部委託というふうな方向性が出されまして、早速中身について整理をするようにというふうに市長の方からも指示を得ております。

図書館につきましては、これまでやっぱり本の貸し出しだとか返却、分類並びに登録ですか、それから図書の購入とか除斥、それから図書利用カード発行管理、レファレンス事業等多々あるんですけれども、職員以外の協働でも十分進められるのではないかというふうなことで、現在こちらの方の生涯学習課と図書館の方で協議中でございまして、これから詰めの段階に入りたいなというふうに考えているところでございます。ただ、支援団体のネットワーク化がこれまで図られておりませんので、最終的には１つのネットワーク化に向けて図書館側と同じテーブルに着いていただきまして、図書館運営について提案をいただきながら協議してまいりたいというふうな形で進めてまいりたいというふうに考えております。

御指摘のとおり、最終的には誰からも愛される図書館というふうなことで、市民開放というのが最終的な目標になるのかなというふうに感じておりますので、これまで以上にサークル等の支援団体の方々には御協力をお願いしたいというふうに考えているところです。

以上です。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　図書館についてはよりよい方向性で市民がもっともっと使い勝手がいい図書館によろしくお願いしたいというふうに思います。

市民プールについては、そういうふうな提案者があった場合にはということで、市長は大胆にその人方に門戸も開くということで、了解しました。

入湯税について、時間がありませんけれども、目的税について、まず滞納額が先ほどありませんでした。山形新聞に平成16年と17年と２度にわたって、読売新聞にも載っております。いかんだなという内容でした。そして、17年の６月の12日の時点で1,100万円を超えると。滞納額です。その滞納額は幾らになっていますか、今時点で。

設楽忠良税務課長　議長、設楽忠良。

清水清秋議長　税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長　入湯税の滞納額の件でございますが、新聞報道を６月の時点でなされたわけですが、税務課からの情報提供はしませんでした。滞納額については、個人情報に当たりますので、御答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　いずれにしても1,100万円以上超えているということはもうここ５カ月間ぐらいたっているわけですから、お客様の預かり税を滞納しているということはやっぱり不当行為だろうなというふうに私は思っておりますが、ただ目的税の観点から新庄市も歩み寄るところ、例えばでも大分あそこのかつろくの里、それから特別老人ホーム等のあそこの除排雪なんか早目にやっていただいて、その辺も今回の701条には入っているわけでありますが、もう一歩突っ込んで滞納を解除するためには、じゃ使途をもう少しこういうふうな状態にして明確にするからということで、妥協案と言ったら怒られるでしょうけども、そういうふうな部分が考えられていることはあるのでしょうか、ないのでしょうか。最後にお伺いします。

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

髙橋榮一郎市長　これ妥協というふうなことはちょっと不適切かと思いますが、市としてはやはりあそこの温泉施設については今まで市民の方々数多く利用したというふうなこと、非常に福祉の面でも役立った施設であります。そういう面から、市

としてあそこの施設について助成をするというふうな視点ではとらえていかなければいけないものだというふうに思っております。ただ、妥協案というふうな形でではなくて、助成は助成、それから納入していただくのは納入していただくと、そんなスタンスでこれからも進めていきます。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　終わります。

清水清秋議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　１時５０分　休憩

午後　２時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

遠藤敏信議員の質問

清水清秋議長　次に、遠藤敏信君。

（１１番遠藤敏信議員登壇）（拍手）

１１番（遠藤敏信議員）　緑政会の遠藤敏信でございます。一般質問９人目となりましたけれども、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、市長として５期目の任を負託されましたことに改めてお祝いを申し上げます。あえて難関に挑み、苦労を買って出たわけですから、健康管理に十二分に留意されて、体調を崩すことなく、向こう４年間新庄市民が髙橋市長に託してよかったとの評価を得られるようなかじ取りを切にお願いする次第であります。

通告の順番、３番目を１番に持ってくることをお許しください。今議会において既に６名の方々が市長の５期目に対する抱負を質問なされておりますので、私は繰り返しは避けます。この度の選挙戦で掲げた８項目の公約の実現と、あわせて財政再建も果たさなければならないという大変な４年間になります。うまくいけば大したものだとなりますけれども、そうでない場合には容赦ない批判が注がれることになります。退路はなく、それは当然私たち議員にも責任が及ぶことでありますが、その意味でこれまでの髙橋市政の集大成などという格好いいものではなく、この窮地を乗り越えるためには、市長が今回特に公約の１番目に掲げた協働と改革による力の結集と改革が大事だと思います。先ほど金議員の質問でも同様のことが取り上げられましたが、行政側の都合による協働を求めるという姿勢ではなく、新庄市をよくしたいという意欲ある力をかりることです。その方々の意欲を酌み取って力の結集を仰ぎ求めることだと思います。改めてやるといったらやるということでも結構ですので、短い言葉で向こう４年間の市政執行に向けた決意をお聞かせください。

次に、平成17年度の主要事業の１つである農林課のバイオマス堆肥製造事業及び環境課のバイオマス活用生ごみ収集事業について、両課をまたいだ形で質問しますので、よろしくお願いいたします。この件に関しましては、昨年度もお聞きしたことであります。農林課、環境課それぞれ鋭意努力をされているわけですが、現在の進捗状況をお尋ねいたします。畜ふんと生ごみ、どちらも人間の生存、生活を営む上で多少の差はあれ日常の中で必ず発生するものです。有機的に土に還元できる土地があればさほど問題はなく、一番いいのはできるだけごみを出さない暮らしをするということですけれども、なかなかそうもいきません。そして、それが大量に出るとなるとこれは厄介物となるわけです。これをただ捨てる、無駄に燃やすということでなく、資源循環として活用を図るというのですから、これは大いに事業を進めるに値するという認識に立って発言するものであります。

まず、１点、現在製造されている堆肥は原材料が搬入されてから発酵を繰り返し、いわゆる製品まで３カ月のローテーションで動いていますが、そうしてできた堆肥の成分は分析の結果いかよう

なものであったか伺います。例えば都会の剪定枝チップの場合、そこからできた堆肥は近年重金属が検出されるということなどから毛嫌いされているという話も聞きます。金属や異物の混入などでの問題がなく安心して使えるものなのか、さらにまた堆肥の栽培実証はどうであったかを伺います。きのうのバイオマス関連の質問の中での答弁では、100戸の方々に施用してもらったそうですが、その結果使ってよかった、また使いたいという報告にあるのか否かであります。

平成16度、17年度の実証期間を経て本格的な堆肥製造においては民間企業の活用による市内家庭系生ごみ全量の堆肥化を目標に掲げ、18年度からの実施として計画に盛り込まれておりますが、どのような形態、つまり直営にするのか民間委託か、あるいは公設民営なのか、いかなる形で進めようとしているのかお伺いいたします。

次に、順序が後先になるかもしれませんが、家庭用生ごみを全戸収集するという計画はどうなっているのか。もう既に17年度も後半であります。かつての新聞報道では、新庄市民はバイオマスという言葉に関しては認知度が高いと言われているわけですが、両課をまたぐ本事業の工程を市民に広く伝え、分別の大切さを一層理解していただくよう周知徹底を急ぐ必要はないのかと思います。時期的にはむしろ遅いと思われるわけで、計画の進みぐあいをお尋ねいたします。

さらに、このことについては循環型社会形成を目指す新庄市としては農林課、環境課のみならず全庁的に連絡をとり合って事を進めていくことが必要不可欠と思います。風通しのほどはいかがなのでしょうか。

続いて、３点目、雪の里情報館の活用についてお尋ねいたします。第３次新庄市振興計画後期５カ年計画の基本計画が答申されました。審議会委員の方々の策定に関わる度重なる審議及び市役所各課の知恵の絞り合いの結果として敬意の念を抱くものであります。

しかし、１つその中でひっかかりを持ちました。雪の里情報館についてであります。生涯学習課の行動計画書の中で、施設などの役割分担という項によれば、雪の里情報館のミッション、つまり使命として雪国文化の拠点として雪のふるさとづくりを市民協働の中で推進しながら、これはわかりますが、次です。北部地区のコミュニティーセンターとして日常利用の拡大を図るという行動方針が盛られていることです。このことは審議委員会の提案かと伺いましたところ、そうでないということでしたので、一言言わせていただきます。これは先日の全員協議会の際渡部議員の発言でもあったわけですが、あの建物を新庄市ではどう位置付けているのか、その基本的な姿勢を伺いたいと思います。

雪の里情報館があの場所に建つきっかけになったのは、旧農林省の積雪地方農村経済研究所、つまり俗に言う雪害あるいは雪調があそこに開設されていたからであります。故松岡俊三代議士の雪害地救済運動に始まり、昭和８年に雪国に住む人々の暮らしを豊かにすることを目的に、我が国ただ１つの農林省積雪地方農村経済調査所として設置され、農村工業指導所、やがて食品総合研究所新庄支所、農林省農業総合研究所積雪地方支所として活動が展開されてきました。昭和58年に農業総合研究所積雪地方支所が本所に統合されてからは新庄市に移管され、積雪地方農山村研究資料館として市立図書館の分館としての機能も果たしてきました。そして、旧雪害の建物が区画整理事業の関連によって解体もしくは移転の計画が進められたことでは、今和次郎設計の三角屋根の建物自体に建築学的にも技術史学的にも価値があるとして、新庄市民と雪に関わる広範な全国の方々から保存と活用を求める署名、請願の声が上がったことは記憶に新しいことであります。

そうしたことを受けて、平成９年、旧雪害の建物の一部を保存し、現在の雪の里情報館としての今があるわけですが、思うに建物は立派過ぎる感

があります。保存と活用を求めた方々にしても立派な構造物の新築をただ望んだのではなかったと思うのですが、しかし現に立派な建物があります。日常利用者の増加を図り、ねらうのは、これはとてもいいことです。ただ、その活用について、その設置目的からしてまだまだ手を尽くしていないように思えてならないのです。多くの市民に利用していただくのは大いに構いませんが、地域公民館ということに限定してよいのでありましょうか。雪国文化を語り、全国へ情報を発信可能な蓄積とそれを担ってふさわしい歴史があるはずです。そのことを生かすような工夫をさらに模索できないかお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　最初の質問は、５期目に臨んでの改めての決意というふうなお話がございました。今まできのう、今日といろいろそういうふうな意味の御質問がございまして、その都度お答えしておりますので、今まで申し上げたとおりでございますが、ワンフレーズで申し上げますと、なせばなるというよりもなさねばならぬというふうなことかなというふうに思っております。そんなつもりでこれからも頑張りますので、ひとつよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、バイオマス関係のことについてのお尋ねがございました。堆肥化事業、この進捗状況についてというふうなことで３点ほどあったわけでありますが、１点目は実証事業で製造されている堆肥の成分分析と施用結果というふうなことでありますが、成分においては窒素、カリの含有が１％未満、また電気伝導率が２以下で、不快臭がないというふうな土づくり的堆肥の基準を満たしております。その他の成分においても燐酸とか石灰とかが基準以下でありまして、比較的多量に使用しても作物に障害を起こす可能性が少ないというふうなことで、土を団粒構造に改善していく堆肥であります。実際に各農家において施用実証したわけでありますが、春施用として14農家に46トンの堆肥を頒布いたしまして、全員から成果の御報告をいただきました。この報告を見ますと土づくり的堆肥の効果はこれはあらわれておりまして、総じて生産量が増加した事例は少ないものの、土が団粒構造に改善されて根張りがいいと、根の張りがいいというふうなこととか、あるいは色とか甘みが増すというふうなことで、作物自体の健全性といいますか、そういうものが実証されているようであります。この実証の成果については、農家あるいは職員が作物や土の状態を可視的に見て判断しているものでありますけども、これを数値的に検証する実証圃、これを玉川大学との連携で検討していきたいと今準備しているところであります。

２点目については、これから行おうとする堆肥化事業、これの形態はどうなっているんだというふうなことでございました。当初この事業については民間に移行して実施していただくというふうなことで、民設民営方式、これを念頭に置いて進めてきたところであります。

そういう中でいろいろ検討を進める中で、やはり民間企業の選択あるいは業務の仕様、ランニングコスト等具体的な課題を協議、調整してきたところでありますけども、全世帯の生ごみを市民の理解をいただきながら分別収集して、全量堆肥として資源化する事業、これはいっときも中断を許されない継続性の確保ということが大前提になるわけでありますので、非常に公共性が強い事業というふうに考えられます。そうした場合に、もし民設民営でやった場合最悪のケース、受託企業がもし破綻した場合、その際施設の所有が民間だった場合には資源化事業の中断がこれは予測されるというふうなこと、またごみの収集計画量と実績に乖離があった場合、これの対処方法など多くの問題の発生が懸念されることが検討の中で明らか

になってきたというふうなことがございます。そのため、そのようなリスクを含めて想定されるあらゆるリスク分担を契約の中に定めて、破綻した場合であっても継続支援の確保をある程度可能とする方法はないかというふうなことでＰＦＩ事業についても検討を重ねました。

このＰＦＩ事業を実施する上でのプロセスでありますが、この経費比較においては、国においてそれぞれ事細かにガイドライン、これを設定しておりまして、このガイドラインに沿った検討を行ったところでありますけども、建設事業にして大体３億程度、20年程度の事業期間の総事業費で見ても約９億程度というふうなことで、比較的規模が小さいというふうなことで、公共で実施する場合と比較した場合経費に大きなメリットが生じないというふうなことも予測されました。全国の先行事例を見ますと、やはりＰＦＩ事業導入しているのは事業規模が10億から50億規模が多いようでございます。これはやはりＰＦＩ事業に参画する民間の経費として提案書の作成費用とか、あるいは特定目的の会社を設立しなければならない、また金融機関に払う手数料など事業規模に関係なく発生する費用があるわけでありまして、これらがやはり経費のメリットが小さい小規模事業ではなかなかＰＦＩの導入も難しいんではないかというふうなことも検証の結果明らかになりました。いろいろこういうような方向から検討を行った結果、施設整備は市で行って、運営は積極的な民間活力の導入を図っていくと、指定管理者制度のもとで実施するのがいいんではないかというふうなことで現在最終的な調整を図っているところであります。

また、実施時期でありますが、18年度には用地整備のためのいろんな手続や環境アセス、また建物の設計などを行いまして、19年度には施設の整備を経て、19年の後半になるかと思いますが、そこから堆肥化事業の本格稼働に入りたいというふうなことで計画をしております。

遠藤議員も懸念されております全世帯からの生ごみの分別収集、これは我々も正直言ってこの辺全市民に理解をしていただいて協力をいただく体制づくりというふうなのが一番の大きな課題でありますが、今年度に現在実証事業で協力していただいている幾つかの地域ございますが、これらの座談会等を開催いたしまして、これまでの取り組みの感想あるいは御意見等を反映させた生ごみの資源化に向けたパンフレットを作成して、18年度に全戸収集に向けた地域説明会に入りたいというふうに思います。

いずれにしても、やはり環境に優しい環境保全都市というふうな宣言をしているし、また地球規模でもこの環境問題というのは非常に大きなテーマになっておりますので、ごみも資源の１つであるというふうな共通認識を市民の方々に持っていただくというふうなこと、この作業も相当大きな課題になるかというふうに思います。そうすることによってこれから全市民に対してのそういうふうなことをしていただくというふうになりますと、単なる協力要請ではなかなか難しいんではないかと、ある意味では１つのルールとして全市民が理解をしていただくような方策をとらないとやはり全戸が分別収集に参加していただくというのは難しいのかなというふうな思いもしておりますので、その手法についてはこれからも大いに詰めていって、皆さん方、市民がごみは資源だというふうな共通認識を持てるようなこれからも啓蒙を続けていきたいと、このように思います。

それから、雪の里情報館の活用についてというふうなことで、現在の雪の里情報館の設立当時いろんな議論がありました。結果的にはやはり長年の雪害の歴史、これを皆さん方が十分に評価されて、ぜひこれは残すべきだというふうな結論に至って現在があるわけでありますが、その中で遠藤議員が懸念されるのは、これが本来の目的を達成なかなかしていないんではないかというふうな懸念が質問の中にあったところであります。当然こ

の雪の里情報館の使命、役割としては雪国文化の拠点として雪のふるさとづくりを推進していくというふうな他に、やはり情報発信していくその拠点としての位置付け、そしてまた設立するかしないかのいろいろ議論されているときに各全国からいろんな方々、研究者の方々からのお話もございまして、ぜひ残してほしいという、これはおっしゃるとおりであります。やはりそういうふうな設立当時の熱い思い、それが若干薄れてきているのかなというふうな懸念もございます。その証左として例えば研究者の方々が随時訪れてあそこでいろんな資料を見ながら勉強している、あるいは研究しているというふうな姿がだんだん少なくなってきているんではないかというふうな懸念も私も持っております。そういうふうな中で地域コミュニティーとしての役割も果たしているわけですが、これは相当部分利用されているというふうなことが言えるのかなというふうに思います。

そういう中で、５カ年計画における施設の使命、役割の表現の中で北部地区にある云々というふうな表現があった、北部地区とあえて表現したわけでありますが、これは決して北部地区の方々だけのそういうふうなコミュニティーセンターという意味ではなくて、北部地区にあるというふうなことで表現したところでありますが、でもやはりこれぱっと読むとそういうふうに誤解される面もございますので、この表現については再考するようにというふうに指示をいたしております。広く市民の方々に利用していただくというのが第一前提でございますので、決して北部地区に限ったコミュニティーセンターではないというふうなこと、これはもう一回表現については考えさせていただきたいというふうに思います。

なお、この推進事業を雪の里情報館を中心として雪のセミナーとか、あるいは生活文化、あるいは食文化、また雪国の地域医療等々の講演会等も開催いたしておりまして、多面的な学習機会の創出、これも図っておりますし、また展示棟部分もそれぞれの時期において、特に雪国民俗の特別企画展とか、いろんな市民の方々の創意工夫をあそこに企画展として展示しながら皆さん方に御披露しているというふうなこともございます。これからもぜひ設立当時の本来の目的を全うするように、今後も情報発信の拠点として機能するようにこれからも努めていきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

１１番（遠藤敏信議員）　議長、遠藤敏信。

清水清秋議長　遠藤敏信君。

１１番（遠藤敏信議員）　今市長はごみは資源だと言われましたけれども、ごみはごみなんです。ごみはごみだと。出さないことが一番大事だと。出さないような暮らしをしたいもんだなと。出てしまったものをどうするかと。例えば生ごみ、３割近くも水分であると、その水をガスなり石油なりそういうふうなものを使って燃やすというふうな手法をとっていいのかというふうなことを前に申し上げましたけれども、それをそういうふうなことで無駄に使ってしまうのか、あるいは別の用途を求めて生かすのかというふうなことで、生かす方がベストじゃないかというふうな認識に立って今回環境課、農林課、そういうふうな課をまたいで実施されることに対して大いに進めていただきたいというふうな観点で質問したものでした。

ところで、そういう堆肥化の前提としてまず生ごみが可燃物の中に入らなくなったというふうなことから、広域のごみ焼却というか、ごみ処理に要する経費が減ったというふうなことがありますけれども、いわゆる可燃ごみの減量化で負担金が何ぼ減ったかというふうなことを伺います。

それと、現在の堆肥化の方法は環境保全型農業推進モデル事業としてミニプラント方式で５年間、今から３年前の５年間やっていたわけですけれども、それと比べて現在の切り返し方式というのはコストの面から見るとどうなのか、あるいはできた堆肥のよさというか、そういうふうなものはど

うなのか、それを伺いたいと思います。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　可燃物につきましてのごみ処理量に伴っての広域の分担金の減、どのぐらい減ったかというふうなことだと思いますけども、17年度当初予算とも比較していただければわかるんですけども、全体的にはエコプラザの分担金については3,200万ほど増えております。その要因としては、エコプラザの建設時の償還の元金返済が出てきたという点と、それからこれまで維持管理の面ですけども、メーカーの保証期間が16年度で終了したというふうなことで、修繕料等もかかってきているというふうなことで、特に維持管理の面に係る算定基礎がこれまでと変わってきております。それでもって処理費割合、パーセンテージで申し上げますと、16年度と比べまして約2.175％処理費割合では落ちておるというふうなことでございます。金額的には逆に増えていると、処理費割は減っておりますけども、先ほど申し上げました維持管理のオーバーホール、修繕料部分、もうメーカーの保証期間が過ぎましたんで、それらをプラスアルファいたしますと、全体的に維持管理費の算出基礎が違ってきておりますので、トータル合わせますと増えているというふうなことでございます。ただし、処理量、先ほど申し上げましたけども、パーセンテージで2.175％落ちているというふうなことでございます。

以上でございます。

坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　モデル事業、平成11年度から平成15年度まで５カ年間実施しました。コスト的にどう違うのかということと、それからできた堆肥の違いどうなんだということで御質問ありましたけども、コスト的には大体15年度と16年度を比較しますと半分ほどになっているのかなと、15年度には総事業費で1,100万ほど計上していただきました。それから、これはモデル事業です。実証事業の場合は570万円ほどということで、約半分ぐらいの経費で済んでおります。いろんな要因はございますけども、生ごみの収集量を除きますと大体これも半分ぐらいかなと、それからできた堆肥はモデル事業の場合は大体50トンから70トンぐらいの範囲で製造されています。それから、実証事業の場合は昨年は120トンほど生産してございますので、できた堆肥の量が倍ぐらいということで、コスト的にはそこから推測しますと大体４分の１ぐらいのコストで生産されているというふうに計算できます。

それから、堆肥のどういうふうに違うのかということで、化学的に分析を年３回ほど実施していますけども、一番大きなできた堆肥の違い、これは電気伝導度、ちょっと専門的に言いますけども、ＥＣといいます。いわゆる塩類濃度がどのくらい高いのかという１つの目安ですけども、これが確実に下がってございます。ということは、塩類濃度が少なくて作物を育てる場合支障が少ないと、いわゆる先ほど市長が答弁なさったようにＥＣが大体２以下、想定される堆肥がこの範囲内を目指しなさいという１つの基準がございますので、その範囲内に抑えられてきていると。それから、窒素、それから燐酸、カリ、そういった成分も大体１％以内が好ましいということですけども、それも実証事業でやった場合は確実に落ちてきているということで、理想的な堆肥に近づいたものが製造されているというふうに言えると思います。

以上です。

１１番（遠藤敏信議員）　議長、遠藤敏信。

清水清秋議長　遠藤敏信君。

１１番（遠藤敏信議員）　先ほどの環境課長の答弁というのは、私が求めたものとちょっと違うんです。処理量が2.17％減ったというふうなことを金額に換算すればごみが減って負担が幾ら減ったかと、本当は当然2.17％減らなかった場合に比べてどれほどの違いかというふうなことを言いたかっ

たんです。私は、３月に聞いたとき1,000万減ったと言われるけど、まとめてみると2,000万減ったというのが出ていましたので、金額で伺いたかったんです。それはなぜかというと、先日山形新聞に出ていたけれども、東根などの処理組合でごみ減って負担も減と、東根が2,200万円、村山が1,300万円、天童市が1,500万円というふうなことが出ておりましたので、確認の意味でしました。

あと、その堆肥、これからできたものを先ほど言われましたが、民間に移す、どういうふうな方法になるか定かでないけど、移すわけですけれども、私の知るある産廃処理業者は、いわゆる事業系の食品残渣を受け入れ堆肥化しているものの、ふるいにかけて精製するというふうなことまで手が回らないというふうなことで、そのはけ口というか、処分を余り重視していないと、日々増え続ける堆肥の保管場所を増設しているありさまだというふうなことを伺っています。堆肥化するについては、いわゆる受け入れして製造物つくったはいいけれども、出口の問題を考えないとこれは大変なことになるというふうなことが後々考えられなくもありません。今これに乗り気である業者さんとか、あるいは任せられるようなめどが立っているのかお伺いいたします。そして、それが、その循環でできた堆肥が例えば長井市の場合はレインボープランというふうなことで１つのそれ自体循環のシンボルというふうなことでもてはやされ、シンボル化になっているようなところがあるわけですけれども、そういうふうなことにしたいですが、そこまで市から手を離した場合なり得るのか、それを伺いたいと思います。

あと、もう一つ、今年度新庄市を行政視察で訪れる自治体が24件２月まであるそうです。そのうち実に半分がバイオマス関連のための視察ということでした。ということは、循環型社会を構築することがいかに今日的な課題であって、また関心が強いものであって、また難しいものであるというふうなことを如実に示しているものであります。これについては、新庄市が一応手がけたのが早いというふうなことから先駆け的でありますけれども、この実践を軌道に乗せて実りあるものにするために、それこそ市長の言う協働の力を集めなければならないものと考えます。まず、今の件についてひとつ農林課長。

鈴木吉郎環境課長　議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長　環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長　広域の分担金についてでございますけども、15年度実績処理費、その算定に合わせますと、先ほど申し上げました例えばオーバーホールの修繕料とかそういうのは一切なくしまして15年度実績の処理費に合わせますと、リサイクルプラザ並びにエコプラザ、両方合わせましてですけども、約1,800万ほど減額になっております。

以上でございます。

坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　堆肥の使い方、いわゆる出口の問題でありますが、せっかく生ごみから堆肥をつくったとしても使ってもらえないような堆肥をつくればごみがごみを生むだけだろうということで、これは出口の問題が非常に大きなポイントになるんじゃないかというふうに考えてございます。集める、処理する、それを活用して作物を育てるということがきちっと入り口から出口までスムーズに流れて初めてそういった環境保全あるいは循環型が確立されるということで、この出口の問題についても相当議論いたしました。その中で、やっぱり農業振興を図るためにもいい堆肥をつくって作物振興に結び付けていかなければならないという考えのもとに、この堆肥化の問題、それと同時に現在ある畜産のふん尿、それからいろんな未利用の資源がございますので、それらを総括的にどういうふうにして活用、利用していくのか、いわゆる環境保全型農業の実現のためにどういうふうにしていったらいいのかという組織を今年度中に立ち上げまして、その全体的な堆肥の活用につ

いても策定会議を開催してきちっと出口まで活用できるような仕組みをつくりたいということを考えてございます。そういった全体の中で考えるとともに、そのバイオマス堆肥についても農業振興、循環型にきちっと組み入れられるように万全な体制をとっていきたいというふうに考えています。

１１番（遠藤敏信議員）　議長、遠藤敏信。

清水清秋議長　遠藤敏信君。

１１番（遠藤敏信議員）　よろしくお願いします。

雪の里情報館についてでございますけれども、あの場所に雪国に住む人々の暮らしを豊かにするためというふうなことで雪害研究所を開設されるきっかけをつくった松岡俊三代議士が凶作克復より報恩、恩に報いるですが、報恩更正へという本をあらわしておりました。その中に、いやいや、とんでもないことを書いていたんですけれども、実にいい表現でした。施設を生かすも殺すも人間の精神なのだというふうなことを書いておったんです。施設を生かすも殺すも人間の精神なのだと、優柔不断、酔生夢死に甘んじて、つまり生に酔い、夢に死すに甘んじていては施設はかえって邪魔物であると、ローマの廃虚は古代の栄華を偲ぶよすがであろうが、廃虚そのものは邪魔物であり、古代ローマ人のぜいたく三昧とおのれが子孫に維持しえるだけの能力者なかりしを物語るものでなくて何であろうというふうな、非常に建物だけが立派ではだめだというふうなことを言っているんだと思いますけれども、あそこを大きな工事費を使って建てられたわけであります。

あそこに納められている本は、相撲番付でいうと小結か、蔵書としては小結とか前頭の筆頭あたりに位置するくらいの値らしいですけれども、いずれにしてみてもただあそこは雪国文化いわゆる発祥の地というふうなことを名乗って恥ずかしくない歴史を持つというふうなことですので、外部に情報を発信して、そこにふさわしいとみんなが認めてくれるところなんです。雪の博物館的なものは全国にいっぱいあるんですけれども、雪国に住む人々の暮らしを豊かにするためという目的で設置されたものを引き継ぐところはあそこしかないというふうなことで、それをぜひ生かすような方法を考えていただきたいと思います。

やがてここも指定管理者制度の適用が考えられているわけですけれども、行政から離れてそこに任せればそれでいいというもんじゃなくて、単なる施設管理ではなく活用を考えた人材を置くとか、あるいは育てるというふうなことをぜひぜひ考えていただきたいと思います。

以上をもって私の質問終わります。ありがとうございました。終わります。

清水清秋議長　ただいまから10分間休憩いたします。

午後　２時４８分　休憩

午後　２時５８分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

清水清秋議長　次に、佐藤悦子君。

（３番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

３　番（佐藤悦子議員）　日本共産党を代表いたしまして、一般質問を申し上げます。

最初に、庶民大増税の影響についての見解を伺います。私は、先日市内Ａさんの住宅差し押さえのための裁判所執行官の訪問調査に立ち会うことになりました。そのとき執行官を前にＡさんは、今まで子供のために頑張ってきたのに、これじゃ死んだ方がましだと泣いてしまいました。私も胸が詰まりました。Ａさんは、交通事故による足の障害、解雇、賃金未払い、あげく会社倒産、失業、内職もほとんどなくなり、経済的理由によって４月離婚され、本人は今年金月５万円でひとり暮らしをしています。税金などを払うと、歯も壊れて

病院に行かねばならないんですが、お金がない、食費は月5,000円、１日１食食べるか食べないか、子供がいても契約社員という不安定、低賃金で遠くへ派遣され、Ａさんは住宅ローンが払えなくなったのです。親子でホームレスになるような状態です。どちらかがまともな仕事につければこんな困窮にあることはなかったのです。

全国的に生活保護世帯が100万世帯を突破、就学援助を受ける子供が12.8％で、10年前の２倍以上になっています。貯蓄ゼロの世帯が４世帯に１世帯です。これらの根底に人間らしい雇用の破壊があります。大企業、財界が中高年へのリストラと新規採用の抑制によって正社員を減らし、派遣、パート、業務請負など非正規雇用への置きかえを進め、労働者を不安定雇用と極端な低賃金、無権利状態に置いて苦しめているのです。Ａさんばかりではなく、高齢者のわずかの年金を当てにしてぎりぎりの生活をする働き盛りの年代が少なくありません。

毎月の勤労統計の実質賃金指数で1990年が98.1で、2004年が96.3と、バブルの前よりも今下がっています。働いても収入が下がり続けている庶民に政府与党は民主党と競い合うようにして庶民大増税と社会保障の連続改悪の暴走を始めようとしています。現在明らかになっていることは、市民では18年度から老年者控除の廃止で419人が影響を受け、20年度にはこれらの方が528万9,000円の増税、定率減税の半減によって市民１万5,400人が来年度には約6,000万円の増税となることが予想されています。17年度、今年住民税非課税だった方が課税に、それも大増税になることも明らかになりました。年金収入200万円のひとり暮らしの方は、平成20年度には今より所得税、住民税、国保税、介護保険料の増税で延べ今よりも８万200円の増税となります。また、年金収入250万円、ひとり暮らしの方は今よりも12万2,500円の増税となることが既に決まりました。これらの増税によって、福祉では寝たきり老人おむつ支給額が住民税非課税の場合は月6,250円だったのが、課税になれば4,000円というようにサービスが下がります。医療費の自己負担額も増えることになります。あわせて保育料や市営住宅の料金も上がるものと思われます。

自民党の今年の総選挙の公約によりますと、サラリーマン増税を行うとの政府税調の考え方はとらないと言いながら、18年度において所得税から個人住民税への制度的税源移譲を実現する、19年度をめどに消費税を含む税体系の抜本的改革を実現するとしています。６月の政府税調の論点整理に盛り込まれた増税項目では、定率減税の廃止を18年度にする、そしてさらに今後給与所得控除の縮小、退職金の見直しによる増税、公的年金等控除の縮小、配偶者控除の根本的見直し、扶養控除の見直し、特定扶養控除の廃止、住民税率の10％フラット化、生命保険、損害保険控除の廃止、住民税均等割の引き上げ、事業所得への課税強化など、全部で12兆円もの増税が見込まれています。また、19年度には消費税率が10％となればさらに12兆円の増税が予想されます。

低所得者ほど増税の影響が大きく、４人家族で年収300万円の方は現在8,000円ということで１万円にも満たない税額になっていますが、これがこれらの増税が行われれば25万3,000円の税となり、実に33.1倍の税負担となります。年収500万円、４人家族の方は現在16万円の税となっていますが、これが58万円となり、3.6倍にもなります。一方、年収3,000万円の方は税は1.2倍、年収５億円の方は1.03倍となり、大金持ちはほとんど税が増えません。予想されております増税は、低所得者に非常に厳しいものとなっています。政府自民党の税制の抜本的改革による増税の影響を市ではどのようにとらえられておられるでしょうか。住民の暮らしを守る立場から、収入が同じであれば非課税から課税になった場合も今までどおりの福祉や医療のサービスを受けられるように基準を設定し直す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、改定介護保険の状況と改善策について伺います。小泉内閣は、高齢化の進行によって介護、医療、年金など社会保障の給付費が増大し、そのために国が使うお金や財界、大企業の負担する保険料が増えてはたまらないと言って自助自立を強調し、相次いで社会保障制度の改悪を行っています。介護保険でも高齢者のサービス利用を切り下げ、国民負担を増やすという大改悪を行いました。

我が国がこれから迎える高齢社会の展望とはどのようなものでしょうか。厚生労働省は、2015年に向けて以下の３つの展望を示しています。１つは、高齢者人口の増加です。2015年には戦後ベビーブーム世代が高齢期に、65歳に到達し、その10年後には高齢者人口はピーク、3,500万人になる。我が国最後の急速な高齢期の時期が来る。２つ目として、高齢独居世帯の増加。2015年には高齢者のひとり暮らし世帯は高齢者世帯の３分の１に当たる約570万世帯に増加し、高齢者夫婦のみの世帯も約610万世帯となる。特に都市部において高齢者独居世帯の増加は著しい。３つ目として、痴呆性高齢者の増加。高齢者の増加とともに痴呆性高齢者も現在の150万人から約250万人へと増加する、こう述べて展望を示しています。この将来展望から明らかになることは、家族介護に依存している現状は早急な改革が必要であり、ますます公的介護制度をはじめとした高齢者福祉が重要になってくるということに他なりません。

ところが、政府は別の道をとりました。それが給付の削減、サービスの切り捨てです。具体的には、１、ホテルコストや食費の全額徴収です。10月から食費や介護施設の居住費が介護保険の対象外となり、原則として全額徴収となりました。２として、新予防給付の導入などによる軽度者のサービスの切り捨てです。要介護状態が軽度の高齢者は、筋力トレーニングや口腔ケア、栄養指導など状態の改善可能性を高めるためのサービス利用が中心となるなどの制約を受けることになります。３として、高齢者の保健福祉事業を地域支援事業として介護保険に取り込みます。公費で行ってきた保健福祉事業を介護保険財政に移すことによって国庫負担の割合を削減し、国の責任を後退させることをねらっています。まさに介護の社会化という当初の理念を投げ捨て、自助自立の考え方を徹底した制度へと介護保険を変えていく大改悪です。

介護保険の改悪法は、国会で自民、公明、民主の賛成で強行されましたが、一定の改善もありました。改善点を生かしながら改悪による住民の被害を抑えるために、自治体が実施運用レベルで取り組めることもあります。そこで、次のことをお尋ねします。

１番として、10月からホテルコストや食費の全額徴収が始まりました。利用者の状況をどう把握しておられるかお願いいたします。

２つ目として、軽減措置の対象者が収入要件を年収150万円以下（世帯が１人増えるごとに50万円加算）に拡大したとのことですが、当市はいかがでしょうか。

３番目として、国の低所得者対策の実施状況はどうでしょうか。国の制度を活用してもなおサービスの利用に困難を抱えている方を対象に市独自の施策が必要ではないでしょうか。居住費、食費への独自補助が必要ではないかということをお聞きします。

４として、サービス切り捨てではなくて高齢者福祉の充実こそ給付費抑制の王道ではないでしょうか。例えばバス券、タクシー券の復活やいきいきデイサービスの拡充、保健師による訪問指導などの充実こそ給付費の抑制ではないでしょうか。

５として、全国的に約２割の保険料、介護保険料の値上げが予想されています。高齢者の負担は限界です。値上げを食いとめるために国に負担割合を緊急に30％にするように求めていくことが必要ではないでしょうか。保険料を細分化し、所得の多い人に大きな負担を求め、それ以外の人の負担を抑える。また積立金の活用。それから一般会

計からの繰り入れも含めて値上げを抑える努力を、そして生活保護基準以下の保険料を無料にすることも必要ではないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

髙橋榮一郎市長　議長、髙橋榮一郎。

清水清秋議長　市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　御質問が制度の細かな点にも及んでおりますので、私の方から総括的にお答えをして、制度の改正状況等々につきましては所長の方から説明させることにいたします。

この度の増税については、やはり国の歳入不足、これをどこの分野から求めるかという選択の問題だというふうに思います。政府の考えは薄く広く、これを基本としていろんな控除額等を削減して、今まで非課税であった方々からも相応の負担をしてもらおうというふうなものであります。したがって、所得状況とか課税状況が変わることによってそれを判断材料としている福祉あるいは医療のサービス、これにも影響が出てくるというふうに言えると思います。広い負担を求めるということは、これまで負担していなかった方々にも負担をしていただくというふうなことを意味するというふうに理解をしております。

介護保険法については、先の国会において大幅に改正されたわけでありますが、その中でも税制改正を見込んだ各種の制度というふうになっております。18年度からの介護保険料については、税制改正によりまして所得の段階の変更というふうなことになって急激に上がることが想定されることから、激変の緩和措置、これをすることになっております。利用者の負担あるいは保険料の負担が変わったとしても介護保険のサービス受けられなくなるんじゃないかというふうなことでございますが、これは今までどおり受けられるというふうなことであります。

また、医療給付の面の影響については、高額療養費あるいは入院時の食事療養費の自己負担限度額、これの変更とか、あるいは医療費の一部負担金の負担割合の変更などがあります。これらの負担増が見込まれる被保険者に対する国の措置の情報は現時点ではありませんけども、負担軽減について高齢者、低所得者に十分な配慮を行うように、これは市長会等を通じて働きかけてまいりたいというふうに考えています。

これらの制度の改革は、国会決議というふうなことが前提ですので、これに対して自治体独自の考え方で各種の基準を設定し直すというふうなことになりますと、当然一般財源を必要とすることになりまして、御承知のように現在進行している三位一体の改革によって地方の財源というのはますます削減されるというふうな状況にあって、なかなか独自施策の展開というふうなものについては相当精査していかないと困難であるというふうにこれは判断せざるを得ないのではないかなというふうに考えております。

また、入所系施設サービスにおいて居住費と食費に関しては、国の制度として各種の低所得者向け施策、これが設定されておりまして、これも所長の方から説明させますが、現時点で市独自の助成施策、これは考えておりません。また、給付費の抑制の手法というふうなことで、これは国でも重要な課題というふうにとらえておりまして、この度の法改正では介護予防、これへの取り組みが新たに設定されたところであります。その中心的な役割を担うものが地域の包括支援センターでありまして、これは将来の介護の給付費の抑制のために活躍していただけるものというふうに期待をしております。

また、保険料の値上げを食いとめるためにというふうなことで提言があったわけでありますが、介護給付費に対する国の負担、これは御承知のように20％の負担金と５％程度の調整交付金というふうに定められておりまして、現在三位一体の改革の中で国では施設介護費について負担率を下げ

たいというふうなスタンスで議論しているようでございますが、国の負担を上げるということは保険料を下げることができるわけですので、緊急にというのは無理かと思いますが、機会をとらえてこれは国の負担率を上げていくように働きかけをしていきたいというふうに思っております。

また、高い所得の方から保険料を上げて低い人の保険料下げろというふうなことでありますけども、これもそういうふうな理屈もあるのかなというふうに思いますが、でも実際よく考えてみますとこの介護保険の財源というのは半分を公費が負担しているわけであります。その公費というのは何かというと、これは国民が払っている所得税であり、住民税であり、すべて国民が負担しているわけであります。そういうふうなことで、ここにおいて応能負担、これはもうこの時点で機能しているというふうに言ってもいいと思います。介護保険料において、高所得者だからって例えば２倍にするとか何かというのは、その時点のことを考えると果たしていかがなものかというふうにも考えますんで、今のところそういうふうな料率の設定は考えていないところであります。

また、新庄市においてその高額所得者の数はそんなにたくさんはいらっしゃらないというふうなこと、圧倒的に低所得者の方々が多いんで、それらを軽減するほどの保険料にはならないんではないかなというふうに思います。これまで５段階という設定にしておりましたけども、この度の法改正で第２段階が２つに分かれ、全体で６つ、６段階というふうなことになりました。この段階区分は18年度から適用されますけども、旧第２段階から新第２段階に移る方は料率が0.75から0.5に下がります。また、新６段階につきましては先に述べた理由によって1.5のままにしたいというふうに考えておりますので、所得段階ごとの人数分布が大きく変わらない限りさらにこの細分化していく考えは今のところございません。

また、準備基金につきましては現在3,200万ほどありますが、その活用については慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、一般会計からの繰り入れもしたらどうだというふうなことでございますが、これも介護給付費等の12.5％と定められておりますので、この繰り入れのこともその定められた額でやっていきたいというふうに思います。

また、生活保護受けていらっしゃる方は無料化というふうなお話もございました、低所得者で無料化というふうなことございましたが、生活保護を受けている方々も第１号介護保険料納めていただいておりますので、この辺については御理解をいただきたいというふうに思います。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　それでは、問題が多岐にわたっておりますが、若干時間をいただいて答弁を申し上げます。

最初のホテルコストに関してでございます。10月からホテルコストの導入ということがなされたわけでございます。９月末現在のホテルコストの徴収の対象となった入所系サービスの利用者数を申し上げますと、特別養護老人ホーム249人、老人保健施設140人、療養型医療施設25人、計414人となっております。これは施設のショートステイ、いわゆる短期入所、それからデイサービス等についても適用になったということでございます。この自己負担化によりまして一番影響が大きいのは、常に介護サービスを受ける入所された方々だということでございます。そうしますと、居住費や食費を基準額のままでは払えなくなる方がたくさんいらっしゃるということになります。したがいまして、所得段階に応じて支払うような限度額というものが設定されました。その限度額と基準額との差額を補足的給付として介護保険から支給する仕組みが新たにつくられたわけです。その結果、低所得者の方につきましてはほとんどが原則的に支払える範囲内での費用徴収となったということ

でございます。そのホテルコストを理由に入所系施設から退所したという話は聞いてございません。

補足的給付申し上げましたが、それを受ける場合に所得段階区分によって自己負担限度額、これが変わってまいります。この所得段階区分が現在５段階でございます。第１段階が生活保護受給者と老齢福祉年金の受給者、第２段階が世帯非課税者、市民税の非課税者でございます。第３段階が市民税、本人非課税で世帯が課税、第４段階が市民税本人課税で所得が200万円未満、第５段階がそれ以上の所得のある方というふうになっていたわけでございます。これが10月からいわゆる第２段階が２つに区分されました。つまり所得金額と課税年金収入額を足した金額が80万円以下の人を新第２段階、それ以上の収入のある方を新第３段階としたわけです。したがいまして、旧の第３段階が新しい第４段階、旧の第４段階が新しい第５段階、旧の第５段階が新しい第６段階というふうな区分となったわけです。この区分によりまして補足的給付あるいは高額サービス費などが異なってくるわけです。

具体的な数字もちょっと申し上げますと、ホテルコストにつきましては、食費については基準額が１日当たり1,380円ということになっています。これに対しまして、先ほどの区分での限度額は第１段階が300円、第２段階が390円、第３段階が650円というふうに補足的給付を受ける方は第３段階までというふうになってございまして、例えば１日当たりの基準額が1,380円となっておりますので、第１段階の方が負担する限度額が300円ということでございますので、その差額1,080円が補足的給付ということになります。

居住費についても同様の考え方でございまして、多床室、いわゆるベッド数が２つ以上ある部屋については１日当たりの基準額が320円、それから従来型の個室が1,150円、それからユニット型個室、これは新しい施設がユニット型個室となっておりますが、1,970円というぐあいになっています。それに対しまして自己負担の限度額は、多床室の場合は第１段階がゼロと、負担ございません。従来型個室の場合は、特別養護老人ホームでは第１段階が320円、第２段階が420円、第３段階が820円と。また、同じように老人保健施設あるいは療養型医療施設についてもそれぞれ数字を申し上げます。老人保健施設と療養型医療施設では、第１段階からの各段階490円、第２が490円、第３が1,310円、ユニット型個室となりますと若干高くなりまして820円、820円、1,640円と、このような形になっております。いわゆる居室の種類と所得の段階によって補足的給付の額が異なってくるという仕組みになっております。

次、高額介護サービス費の変更、これもございました。これは介護サービスを受けて、原則１割負担でございますので、一月の１割負担の合計額が上限額を超えた場合に介護保険から保険給付が行われるということであります。これまでですと第１段階が１万5,000円で第２段階が２万4,600円、それからそれ以外が３万7,200円という区別になっておりました。それが10月から先ほど申し上げましたように第２段階を２つに分けたということでございます。新しい第２段階の上限額が１万5,000円、今まで２万4,600円の限度額が１万5,000円というふうにかなり金額的に下がったということでございます。この制度が新しくできたことによりまして介護サービスの支払い額が大きく減少したことから、新第２段階の方についてでございますが、介護サービス費の支払い額が大きく減少したということから、社会福祉法人による利用者負担軽減の対象から外してもよいということにされたということでございます。これにつきましては、軽減措置をしても高額介護サービスの適用をしたとしても本人の負担はほとんど同じだということで、軽減措置は社会福祉法人の一方的な負担になるからだということであります。

それから、本市において特別養護老人ホームに入所している方は若干動きがございますので、約

250名おいでになります。そのうち旧措置入所以外の方、これ平成12年度に介護保険が始まっておりますので、それ以前の方以外の方ということでございますが、約190人、そのうち150人近くが新しい第２段階にある方ということです。したがいまして、高額介護サービスの恩恵を受ける方が多くなったということです。１万5,000円以下ということであります。これまで社会福祉法人については利用者負担減免をしてこなかった施設がございました。その意味では、利用者にとっては改正がよい方向であったというふうに思います。

それから、利用者の負担額についてでございますが、介護度によって多少異なりますけども、10月からの制度改正によりまして第１段階の方は以前と同じであります。それから、第２段階の方は逆にわずかに負担が減少しております。それから、第３段階の方は１万5,000円ほどアップと、上昇と、それから第４段階以上の方はかなり大きく上昇したと、これについても所得の高い方に相応の負担を求める形となったということであります。

以上の説明につきましては、10月１日からの改正によって生じた影響ということでございます。来年度になりますと17年中の所得に対する新たな課税計算がなされるわけでございまして、それに基づいた所得段階区分ということになります。しかしながら、特別養護老人ホームに入所されている方についてはそれぞれが単独世帯ということで住所を移しております。しかも、新しい第２段階の方が大半ということになりますので、ほとんど所得段階は変わらないものというふうに推測しております。それとは逆に老人保健施設あるいは療養型医療施設では利用者は在宅扱いということになりますので、かなり影響は大きくなるのではないかというふうに考えます。

それから、次が改定介護保険の状況と改善策ということでございます。先ほど申し上げましたように、社会福祉法人による利用者負担の軽減措置がございます。９月までが社会福祉法人による利用者負担の減免というもので、本人の所得だけに着目して、該当する人については２分の１を法人が減免しておったということでございます。本市の場合は本人の年金収入額、これが41万2,000円以内を基準としておりました。適用する法人は新寿会、それから市の社会福祉協議会、それから真室川にございますが、福寿荘が適用法人となっておりました。その減免額のうち一部を法人が負担し、残りの２分の１が市から補助金を出したという形になってございました。10月からのホテルコストの徴収に伴いまして、国においてはこの減免制度の適用者の範囲を広げて、社会福祉法人の負担が増えないように減免率２分の１を軽減率４分の１へと半分にいたしました。これは、本人だけの所得を見るというものではなくて、今度は本人の預貯金の残高あるいは活用できる資産の有無、それから扶養が可能の親族がいるかどうかと、その辺も見るということでございます。

国においては本人の収入要件を150万以下といたしましたが、当市の場合には多床室の利用を前提として84万円以下の場合に軽減額の助成をするということにしております。84万円という金額につきましては、第３段階の利用者の負担金が５万5,000円と、それに日用品費が月１万5,000円ぐらいかかるだろうということで月額７万と、これ施設にもいろいろ照会をしながら決めた額でございますが、７万ぐらいだろうということで、７万円掛ける12カ月ということで84万円という額にいたしました。これらの軽減措置あるいは助成、上限額の設定については、社会福祉法人あるいは市町村の判断によって行われるということでございます。最上地域にあります社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームのうちこの利用者負担軽減制度を取り入れない施設は、金山、大蔵村、最上町と、この３つの町村に所在する施設でございます。それ以外はこの制度を取り入れております。

９月中にこの仕組みを設定いたしまして、各施設を通じて軽減対象の申請を受け付けました。こ

れまでその該当者が30人ほどいらっしゃいました。これが数人申請というふうに激減いたしました。この理由については、先ほど申し上げましたように新第２段階の高額介護サービス費の上限額が２万4,600円から１万5,000円に下がったということが大きな原因というふうに考えられます。これによりまして、この利用者負担の減免から軽減への制度改正に着目いたしますと法人も市町村も負担が減りまして、逆に高額介護サービス費の支給が大きく伸びる結果となったということであります。また、ホームヘルプサービスについてもこれまで41万2,000円以下となっているものは同じく84万以下と変更いたしました。これについては、軽減該当者につきましては正確な数字は年度末にならないとわかりませんけども、非課税所得であっても負担可能な方については負担していただくという制度になったということでございます。

次に、介護保険の状況と改善策でございます。入所系サービスのうち、今まで申し上げましたように低所得者に対する方策はいろいろ設定されてございます。まず、平成12年度にこの制度が発足しました介護保険制度以前から入っておられる方、いわゆる旧措置入所者でございます。この方々については、措置以前の前に負担しておった費用徴収額を上回らない利用者負担という特例がございまして、これは改正後も継続して同じ負担額になるということでございます。

補足的給付が適用になる人は、先ほど申し上げましたように第３段階までということでございます。これを利用者で見ますと249人のうち旧措置入所者を含めて240人がこの補足的給付を受けます。249人中240人が補足的給付を受けることになります。これ年間の費用で試算しますと、居住費、それから食費の総額が１億7,200万に対しまして１億400万円が補足的給付という金額になります。これは、大体６割が介護保険から補てんされるという仕組みであります。

ただいま申し上げましたような補足的給付をしてもなお支払いが困難な場合が出てくるという場合がございます。そのような場合には境界層措置というものがございます。これはどういう仕組みかと申し上げますと、生活保護の申請をしていただきます。これは、生活保護にならないように食費や居住費の利用者負担を軽減していくということでございます。ある程度の軽減によって生活保護にはならないと見込まれたときに生活保護申請を却下し、軽減された食費、居住費の利用者負担額に決定するということであります。実際施設と連絡をとりながらこの制度について周知をしたところでありますが、これまで３件の申請がございました。１件については、預貯金がたくさんあるための却下と、それからもう一件についてはこの境界層措置を適用したことによって生活保護にならなかったと、それから最後の１件についてはこれ生活保護の適用にならざるを得なかったという結果であります。

以上申し上げたようないろんな各種の措置がございますので、低所得を理由とした施設の先ほども申し上げましたが、退所の例はないということでございまして、市独自の助成の施策は考えてございません。

それから、法定介護保険の状況と改善策ということでございますが、これは御案内のとおり介護保険給付費は年々伸びております。その大きな原因の１つは、要支援あるいは要介護１と言われる介護度が低い方のサービスの利用が増えているということでございます。したがいまして、国においては新しい予防給付メニューを用意いたしました。その予防給付を実施することによりまして介護度が進むのを遅らせる、あるいは現状を幾らでも維持あるいは改善させるための施策を打ち出しているということでございます。この重要な任務を担うのが18年４月から運営を開始します地域包括支援センターということになります。

若干地域包括支援センターについて申し上げますと、このセンターにおいては従来の要介護１を

要介護１と要支援２に分けます。従来の要支援１と新しい要支援２の方々への介護予防プランの作成をするということであります。また、認定審査において該当にならなかった方、いわゆる虚弱高齢者というふうな言い方もしておりますが、そのような方やそのような状態になる恐れのある高齢者に対する地域支援事業も行うということでございます。ここでつくられる介護予防プランによって実施されるサービスを新予防給付というふうに位置付けております。したがいまして、要支援１、２の方はこれまでの介護給付とは違った内容である維持改善を主とするサービスを受けるようになります。

また、地域支援事業については、これまで一般会計で行っておりました各種の事業がございますが、それを移管してさらに充実していきたいということでございます。これにはいきいきデイサービス事業とか予防効果が高いものも含まれるということでございます。その他重点項目として運動機能訓練、口腔機能向上、閉じこもり予防などが掲げられておりまして、また保健師の活動が重要になります。また、保健師による訪問活動、訪問指導も必要となるわけでございます。地域包括支援センターには保健師の他に社会福祉士と主任ケアマネジャーを配置いたします。この３職種の連携で相談事業や介護予防ケアマネジメントをしていくということでございます。この地域包括支援センターの活動によりまして将来の介護給付費の抑制につながることを期待しているというところでございます。

この財源には介護保険料が使われるわけでございます。事業規模としては介護給付費の２％以内と定められております。一時的には介護保険料が若干上がる要因とはなる可能性がございますが、将来の介護給付費を抑制する目的のものとして御理解をいただきたいということでございます。

介護保険の状況と改善策ということについてでございます。先ほど市長が申し上げましたんですが、これは生活保護の受給者も全員が、40歳以上すべての国民が保険料を負担するということでございます。半分が保険料、半分が公費で負担するということでございまして、保険の性格上みんなが負担していくということでございます。

ちょっと最後足りない面がありましたが、以上です。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　改定介護保険の内容についてはかなり細かくなっておりまして、後でその回答の資料といいますか、それをいただきたいなと思いますが、よろしいでしょうか。

それから、介護保険料と利用料の減免が必要でないかなと思われるんです。先ほど生活保護基準以下の世帯無料にしてほしいということについて全く考えていないという市長のお話でしたけども、でも生活保護の方の場合は生活費は生活保護で見て、保険料についてもまた加算されてきておりますので、つまりは生活費に係って介護保険料をそこから取られている状況ではないんです。そういう意味では、生活保護基準以下の方からは、私は無料あるいはもっと軽減する措置を考える必要があると思うんです。というのは、不納欠損というのが介護保険の決算を見ますと毎年増えております。収入未済というのも増えておりますし、全国では全世帯の貯金がない世帯が４世帯に１世帯であります。年金が平均国民年金で４万何がしと言われておりますから、それで暮らしている方々、それに近い数で暮らしていらっしゃる方々がやはり減免措置が必要ではないかなと思うんです。その点についてぜひもう一度お願いいたします。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　先ほど申し上げましたように、保険料については生活保護受給しておられる方も負担しておられると、それについては他から補てんあるわけですが、それ以下の方についてと

いうことについては、これは生活相談ということでお受けしたいというふうに考えます。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　生活相談といいましても、生活保護になるのも非常に厳しくて、働く世代が１人いれば失業あるいは低賃金であっても生活保護に見ないという非常に厳しいものがありまして、そういう意味では先ほど言ったＡさんみたいな方は大変なわけです。そういう意味で、不納欠損というのの話の中で実際払っている人もいるというふうに何度も答えられましたけども、不納欠損の中で払っているという世帯は多分払っていない世帯のうちのほんのわずかだと思うんです。そういう意味では不納欠損になる前に軽減を考えていただきたいと要望して終わります。

清水清秋議長　以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散　　会

清水清秋議長　明日14日から18日まで本会議を休会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、14日から18日まで本会議を休会とし、19日月曜日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後　３時４８分　散会

平成１７年１２月定例会会議録（第４号）

平成１７年１２月１９日　月曜日　午前１０時００分開議

議　長　清　水　清　秋　　副議長　新　田　道　尋

出　席　議　員（２４名）

１番	奥　山　省　三　議員	２番	山　口　吉　靜　議員
３番	佐　藤　悦　子　議員	４番	星　川　　豊　議員
５番	斎　藤　　敏　議員	６番	斎　藤　義　昭　議員
７番	渡　部　平　八　議員	８番	清　水　清　秋　議員
９番	小　嶋　冨　弥　議員	１０番	小　野　周　一　議員
１１番	遠　藤　敏　信　議員	１２番	佐　藤　　隆　議員
１３番	新　田　道　尋　議員	１４番	沼　澤　恵　一　議員
１５番	中　川　正　和　議員	１６番	森　　儀　一　議員
１７番	柴　田　忠　志　議員	１８番	下　山　准　一　議員
１９番	石　田　千　與　三　議員	２０番	平　向　岩　雄　議員
２１番	亀　井　信　夫　議員	２２番	今　田　雄　三　議員
２３番	髙　山　和　男　議員	２４番	金　　利　寛　議員

欠　席　議　員（０名）

出席要求による出席者職氏名

市長	髙橋　榮一郎	総務課長	八鍬　長一
政策経営課長	武田　一夫	税務課長	設楽　忠良
市民課長	国分　政嗣	環境課長	鈴木　吉郎
健康課長	星川　　基	農林課長	坂本　孝一郎
商工観光課長	羽賀　千尋	都市整備課長	小笠原　謙一
下水道課長	中部　　力	会計課長	矢口　喜一郎
福祉事務所長	矢口　　孝	神室荘長	奥山　　栄
水道課長	髙橋　　敦	教育委員長	伊藤　輝昭
教育長	佐藤　　博	教育次長	奥山　芳彦
学校教育課長	小野　和夫	生涯学習課長	大江　雅夫
生涯スポーツ課長	黒坂　光悦	選挙管理委員会委員長	小関　俊也

選挙管理委員会事務局長	田口五郎	監査委員	荒川修也
監査委員事務局長	渡部秋夫	農業委員会事務局長	斎藤友一

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	森　隆志
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第４号）

平成１７年１２月１９日　月曜日　午前１０時００分開議

（総務常任委員長報告）

日程第　１　議案第６８号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定について

日程第　２　議案第６９号新庄市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定について

（文教厚生常任委員長報告）

日程第　３　議案第７０号指定管理者の指定について

日程第　４　議案第７１号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の設定について

日程第　５　議案第７３号指定管理者の指定について

日程第　６　議案第７４号新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　７　議案第７５号指定管理者の指定について

日程第　８　請願第８号最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての請願

日程第　９　議案第７２号指定管理者の指定について

（産業建設常任委員長報告）

日程第１０　議案第７６号字の区域及び名称の変更について

日程第１１　議案第７７号平成１７年度新庄市一般会計補正予算（第５号）

日程第１２　議案第７８号平成１７年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第１３　議案第７９号平成１７年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１４　議案第８０号平成１７年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）

日程第１５　議案第８１号平成１７年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第１６　議案第８２号平成１７年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１７　議案第８３号平成１７年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第１８　議案第８４号平成１７年度新庄市水道事業会計補正予算（第２号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第４号）のほか
日程第１９　議会案第１２号真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について
日程第２０　議会案第１３号議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について

開　　議

清水清秋議長　おはようございます。ただいまの出席議員は24名でございます。欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第４号）によって進めます。

総務常任委員長報告

清水清秋議長　日程第１議案第68号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定について及び日程第２議案第69号新庄市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定についての２件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長石田千與三君。

（石田千與三総務常任委員長登壇）

石田千與三総務常任委員長

おはようございます。それでは、私から総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本定例会で当委員会に付託されました案件は、議案２件であります。審査のため12月15日、午後１時30分より議員協議会室において委員８名出席のもと、総務課、政策経営課より関係職員の出席をいただき審査を行いました。

初めに、議案第68号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定についてでありますが、総務課より条例の逐条について説明があり、第１条は昨年６月に地方公務員法の改正があり、条例の趣旨にある人事行政の運営等の状況に関する条項ができたことに伴い、必要な事項を定めたものであるとのこと。第２条の報告の時期について、任命権者は前年度における人事行政の運営の状況を12月末までに市長に対し報告することとし、市長は翌１月に市民に対して公表していきたいと考えているとのことでありました。また、第３条については公表する対象は職員であり、項目として８項目掲げているが、現在も給与や職員数については毎年１月に市報で公表しているが、特に４の分限及び懲戒処分や６の研修及び勤務成績の評定などが加わったとの説明でありました。

委員より、第２条の任命権者とは誰になるのかとの質問に対し、総務課より、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会などの長が市長に対し報告することになるとの答弁でありました。

また、委員より、第３条の報告事項の中に勤務成績の評定とあるが、評定する人によっていろいろあるのではないかとの質問に対し、総務課より、勤務成績の評定については、毎年各職員の定期昇給時に所属長が評価を出しているが、その内容の公表であり、各個人の評価については公表しないとの答弁でありました。

また、委員より、地方公務員法の改正によりということだが、なぜ今の時期になったのか。また、この条例設定により職員は厳しくなるのかとの質問に対し、総務課より、平成16年に法改正があったが、新庄市においては公平委員会を県の人事委員会に委託しているため、県の条例が改正されないと市の条例改正ができないためであるとのこと。この度県は、平成17年７月に改正したため、それを受けて市で条例設定ができるようになったとの答弁でありました。また、この条例設定により懲戒処分も公表されるため、職員も公務員意識や規範が高まるのではないかとの答弁でありました。

他にも報告事項についての質疑など若干ありましたが、採決の結果、議案第68号は全員異議なく

可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号新庄市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定についてでありますが、政策経営課より説明をいただいた後に審査に入りました。これまで長期の継続契約ができるものは、電気、ガス、水の供給、役務の提供、不動産の賃貸などであり、それ以外は債務負担行為をしなければならなかったが、地方自治法の改正により政令で定めるもの、つまり翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、それぞれの自治体が条例で定めるものについては長期継続契約が可能になったとのこと。新庄市としては、１つとして電子計算機、複写機、その他商慣習上複数年契約を締結することが適当な物品の賃貸借及び保守点検に関する契約と、それから役務の提供として施設の警備業務及び一般廃棄物の収集運搬業務の委託に関する契約について長期継続契約をすることができるものと定めたとのことであり、これにより経費の節減対策を図っていこうという内容のものであるとの説明でありました。

具体的には、コピー機などは複数年契約をすることにより安くできること。また、電子計算機等も現状では単年度契約であるため、今年度借りたパソコンを次の年度では違うパソコンに変わる可能性があるという非現実的な状況の中で、今５年リースすることを契約の念頭に入れながら単年度契約をしている状況であるが、今回の法改正によりきちんとした形の中でできるという利点があるとのこと。また、警備業務や一般廃棄物の収集業務も初期投資が必要であることから、これらについても現状に沿う形にするため、この条例を定めるとの説明でありました。

委員より、商慣習上複数年契約とは何年ととらえ、そして新庄市が結ぼうとしている長期継続契約は何年とするのか。また、その契約について限度額は設けないのかとの質問に対し、政策経営課より、例えば通常コピー機であれば３年とか、電子計算機であれば５年ということを想定しているが、契約するものによって複数年契約の年数を決めていくことになると思う。また、限度額については条例上は定めず、契約についての規則等により事務手続を行うことになるが、品目ごとの年数については規則の改正等も含め、考えていきたいとの答弁でありました。

また、委員より、一般廃棄物の収集業務や警備業務など例えば５年契約とした場合、新規業者が入れなくなる可能性が出てくるのではないか、そうした場合ずっと随意契約の形になり、競争原理の阻害にはならないのかとの質問に対し、政策経営課より、この条例は長期継続契約ができるという条例であるため、競争原理の阻害になり市にとって不利であるなら、長期継続契約は結ばないという手法もある。ただ、現在の契約のあり方、果たして正常な契約のあり方かということからすれば、この条例により正常な契約のあり方ができることになるとの答弁でありました。

他にも現在契約している物品の状況についての質問などありましたが、採決の結果、議案第69号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、議案第68号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号新庄市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

文教厚生常任委員長報告

清水清秋議長　日程第３議案第70号指定管理者の指定についてから日程第８請願第８号最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての請願までの６件を一括議題といたします。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長金　利寛君。

（金　利寛文教厚生常任委員長登壇）

金　利寛文教厚生常任委員長　おはようございます。私から文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は議案６件、請願１件であります。審査のため12月の14日、午後１時30分より議員協議会室において委員８名全員出席のもと、説明のため環境課、福祉事務所、教育委員会、市民課より関係職員の出席をいただき、審査を行いました。なお、議案第72号、指定管理者の新庄市萩野児童センターについては後ほど報告することとし、それ以外の議案、請願について順次報告をいたします。

まず初めに、議案第70号指定管理者の指定についてであります。環境課より説明をいただいた後に審査に入りました。環境課より、火葬場の管理を行わせる指定管理者を指定するための議案である。総括質疑で、利用料金の値上げや飲食物の持ち込み料についての質問がありましたが、それは条例で定められていますので、指定管理者が独自にはできないという説明がありました。

委員から、最上町では指定管理者についてはどういう取り扱いになっているのかという質問があり、環境課からは最上町では火葬場に関する条例はなく、新庄市の条例に基づいて活用をしている。市で条例が可決されれば、それが最上町議会に報告される、また選定委員に最上町長が推薦する方も入って選定したという説明でありました。

また、委員から、応募者と選定委員の公表についての質問があり、環境課から、個人情報及び事業者情報の保護の観点から、公表しないということでありました。それに対し、指定に至る経過が疑われないためにも公表すべきという意見がありました。

次に、指定の根拠についての質問があり、環境課からは五つの視点で審査をしましたということで、１つ、利用者の平等な利用の確保、そしてサービスの向上が図られるかどうかという点、２つ、施設の効用を最大限に発揮できるかという点、３つ、施設の適切な維持管理と運営が図られるかどうかという点、４つ、管理運営を安定して行う人員、そして資産、その他の経費が確保できる見込みがあるかという点、５つ、個人情報が守られるかというこの５つの視点で審査をしたということでありました。

また、株式会社であれば利益を追求するので、火葬場でヌマザワの商品を売ることはないのか、機器の点検が不十分となることはないのかという質問があり、環境課からは商品の販売については利用者に対しての公平性が保てないので、これは

あり得ない。機器点検は、通常の点検をやっていただいており、大規模な修繕が必要になれば市と協議をするということになっているということでありました。

その他質疑はなく、採決したところ議案第70号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の設定についてでありますが、福祉事務所から説明を受けた後に審査を行いました。福祉事務所からは、児童センター及び児童館を指定管理者に管理を行わせることができるように条例を設定するということで、条項についての説明がありました。

審査に入り、委員から指定管理者が管理することになった場合、今までそこで働いていた人は失職をするのか。また、指定管理者が職員を雇う場合の賃金体系はどうなるのかという質問があり、福祉事務所から、指定管理者制度を想定している施設の日々雇用職員については、現状は１年契約だが、再雇用などの本人の希望に沿うように努力をする。しかし、来年度の児童数や職員配置がまだ決まっていないので、現時点ではわからないということでありました。賃金体系については、保育の安定化という観点から配慮したいという考えだが、経費の節減も求められていることから、民間の幼稚園や保育所の賃金も参考にするということでありました。

その他さしたる質疑はなく、採決の結果、議案第71号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第73号指定管理者の指定についてでありますが、福祉事務所から升形児童館の指定管理者を升形児童館管理委員会に指定する議案で、選定委員会において適当であるという結果となった。組織は、升形児童館母親クラブ会員、そして区長、民生児童委員で構成されている。これまで地元と７回の話し合いを持ち、責任問題や時間延長などの疑問を一つ一つ解消していき、五、六回目ぐらいからは、後半からは母親クラブの会員からやりたいことがいろいろと出てきて、自分たちの地域の児童館を管理したいとなった。一番熱心であった母親クラブの会員が、委員長となったという説明がありました。

審査に入り、委員から２年後の再指定はどうなるのかという質問があり、今回と同様の手続で指定するということでありました。また、管理委員会の委員に報酬は出るのかという質問があり、現在は無報酬だが費用弁償的なものは今後管理委員会と協議をして決めていくということでありました。

委員から、賃金の引き下げにつながることになるので、反対という意見がありました。

その他質疑等はなく、採決の結果、議案第73号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第74号新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、教育次長より、角沢小学校を平成17年度末をもって廃止をし、角沢、大谷池、清水、芦沢地区の児童を日新小学校において平成18年度から教育するということで、設置条例中の第２条第１号の角沢小学校の学校名及び所在地を削除するという条例改正であるという説明がありました。

審査に入り、委員より、学校統合に当たり地域からいろいろな要望が出ていたが、どうなっているのかという質問があり、教育次長より、跡地についてはまだ地元と調整中だが、スクールバスについては準備が整った。また、小規模校から大規模校に移ることで子供たちの教育環境が変わるということについて、日新小学校との交流授業などを開催して、子供たち同志の触れ合いということを２校間で取り入れてやっているため、戸惑いなく統合できるのではないかという説明でありました。

他に、地元の要望に沿うよう進めてもらいたいという要望がありました。他に質疑等はありましたが、採決の結果、議案第74号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第75号指定管理者の指定についてですが、生涯スポーツ課より説明を受けた後に審査に入りました。生涯スポーツ課から、新庄市民球場、新庄市武道館、新庄市民スキー場の３施設を一括して新庄市施設振興公社を指定管理者に指定する議案で、説明会への参加は５団体であり、そのうち２団体の申請があり、選定委員会において施設振興公社が適当であるとなったという説明がありました。

審査に入り、委員より、備品の貸し出しに変更があるのかという質問があり、それは今までどおりだということでありました。

また、審査員を公表しないことによって、逆に申請団体からの不正な接触があるのではないかと心配されるという意見もありました。

他に質疑はなく、採決の結果、議案第75号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、請願第８号最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出についての請願について市民課から現状の説明をいただいた後に審査に入りました。市民課から、請願事項の１の全額国庫負担の最低保障年金制度を創設することについては、平成17年４月１日に衆参両院の合同会議が設置され、その中で最低保障年金制度の発言があったように思われる。両院合同会議では今秋までに改革の方向づけを行って骨格の成案を得ることを目指すとしているが、まだ示されていない。今、国会の場での協議中であるということ。請願事項の２の基礎年金の国庫負担を直ちに２分の１にすることについては、国庫負担割合の引き上げについては平成12年改正の際に法律の附則で明記され、国民年金法等の一部を改正する法律が平成16年６月の11日に交付、10月１日に施行され、その法律の本則上で基礎年金の国庫負担割合が２分の１とされ、平成16年度から引き上げに着手、平成21年度までに引き上げを完了するとしている。平成16年度の国庫負担は、３分の１に57億5,571万6,000円を加えた額、平成17年度以降の国庫負担は３分の１に給付費用の1,000分の11を加えた額となっている。請願では、直ちに２分の１にすることという文章だか、直ちにできないのは財源の問題ではないかと思う。年金制度を審査している両院合同会議でも、各党の財源に対する考えがまとまらないため、このような段階的に２分の１にするという状況になっているという説明がありました。

審査に入り、請願事項の１についての意見は、反対意見として年金とは受給者がある程度負担をする制度だ、それを全額国庫負担となれば年金とはいえない。また、全額国庫負担となれば生活保護と何ら違いがないという意見。今国民年金は、未納等の問題で破綻するのではないかと言われている。そういうときに全額国庫負担となれば、未納者はますます増えるのではないかという意見。全額国庫負担で今以上の年金がもらえるということは、莫大な国の負担になる。財源をどうするのかという意見が出ました。

賛成意見としては、生活保護のようにお願いをしてもらえるような肩身の狭い思いをするのではなく、当然の権利として年金としてもらえるようにすべきという意見。大企業を中心とする利益を上げている企業から、社会保障のための税金をもっと多く課税すれば財源になるという意見。最低保障年金に現在かけている分を上乗せする制度にすれば、未納者が増えるということはないという意見などがありました。

請願事項２については、反対意見としては国では財政の見通しを立てて年金制度が破綻しないように、平成21年度までに段階的に国庫負担割合を２分の１に上げるということにした。それを直ちに２分の１にするということになれば、他の福祉関係や医療関係等にもしわ寄せが行くという意見。

賛成意見としては、国で２分の１にするとは言っているが、ずるずる延ばされているようなので、直ちに上げるようにいってもいいという意見がありました。

その他意見等がありましたが、採決の結果、請

願第８号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、議案第72号を除きまして文教厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

清水清秋議長　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　委員長報告で後ほどと言われた議案については、どういうふうになるんでしょうか。

（「これは、別件での審議になります」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　よろしいですか、別件で審議に入ります。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　別件で審査に入られるということですから、何かしらの疑義があるからかなというようなことで、私の方からこの議案書を頂戴して、全協のときにもちょっとお話ししたんですけども、まだ指定管理者については初めてのケースが多いので、見切り発車的なところが多いのかなという感じがいたします。

先般町田市の先進地視察ということで、総務常任委員会で指定管理者制度について少し学んできたんですけども、全体の指定管理者制度について……

清水清秋議長　発言をちょっと中止します。今の審議は、文教厚生常任委員長の報告に対しての質疑でありますんで、その件に対して質問をお願いいたしたいと思います。

１９番（石田千與三議員）　続けさせてください。

72号、73号、それぞれ御報告を頂戴しました。内容についてはよくわかります。73号については、地元の人たちが母親クラブの熱意で、自分たちでやりたいような方法でやっていきたいという希望があるんだというお話でした。前に72号について地元の方々のお話で……

（何事か呼ぶ者あり）

１９番（石田千與三議員）　ああ、そうですか、じゃ失礼しました。じゃ、撤回します。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第70号指定管理者の指定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第70号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の設定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議がありますので、起立採決い

たします。

議案第71号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号指定管理者の指定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第73号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号新庄市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号指定管理者の指定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第８号最低保障年金制度の創設を求める意見書提出についての請願は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

請願第８号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、請願第８号は委員長の報告のとおり不採択と決しました。

文教厚生常任委員長報告

清水清秋議長　日程第９議案第72号指定管理者の指定についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により渡部平八君は退席を願います。

暫時休憩をいたします。

（７番渡部平八議員退席）

午前１０時３５分　休憩

午前１０時３５分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長金　利寛君。

（金　利寛文教厚生常任委員長登壇）

金　利寛文教厚生常任委員長　それでは、議案第72号指定管理者の指定について報告をいたします。

委員会条例第18条により渡部委員から退席をいただいた後に議事に入りましたが、福祉事務所からの説明をいただいた後に審査に入りました。福祉事務所の説明があり、萩野児童センターの指定管理者を萩野児童センター管理委員会に指定する議案で、選定委員会において適当であるという結果となった。地元と何回も話し合いを持って、不安材料を一つ一つ解消をしてきた。地域では、自分たちの子供は自分たちで育てるという意識が高まっている。管理委員会の組織は、萩野児童センター母親クラブ、そして区長、民生児童委員、萩

野小学校ＰＴＡ役員、地域ボランティアの方々がメンバーで、その中で管理委員会の前の準備委員会の委員長であった萩野小学校ＰＴＡ役員の渡部正七氏が委員の皆さんからの推薦を受けて委員長となった。管理委員会の委員長になる際に、議員の親族がなっても問題がないのかという確認があり、法的には何も問題がないという説明をしたということでありました。

委員から、委員長が議員の親族ということに対して意見があり、選挙時に票につながる可能性があり、若干問題があるという意見。無報酬であり、地域から推薦されてなったのであるから、何らの問題はないという意見等がありました。

また、委員から反対意見として、子供たちに安心して安定したベテランの保育士が雇えないように思うので、反対という意見がありました。

賛成意見としては、今子供を対象とした事件が続いている。行政だけでは子供は守れない、地域と一緒になって対応していかなければならないので、地域が主体となって運営するのはいいことだという意見がありました。

その他意見がありましたが、採決の結果、議案第72号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、議案第72号についての報告を終わりますが、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

清水清秋議長　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　先ほど実は70号で質問をするつもりであったんですが、私の発言のまずさから、このことについては質問できませんでした。

今の改めて萩野児童センターについての件でございます。渡部議員に関しては、私は個人的には一切何のわだかまりも持っていないつもりですが、御本人から何か石田が個人的な感情を持っているのかなと言われるので、大変困惑はしているんですが、質するところはしていかないと将来のために問題を残したりするといけないなということで、あえて質問させていただきます。

なぜ渡部議員が退席するのか、つまり議員の親族が絡んでいるからということに他ならないわけです。ただ、この指定管理者については議員本人、あるいは地方自治体の長とか、そういった方々、親族も問題はないんだというふうな解釈がされております。しかし、将来何らかの形で市民の目から見て不審な点が出たりすると困るので、条例をつくってそういうことにならないようにするというふうなこともできるわけです。先般、町田市に視察に行ってまいりました。町田市では、こちらと違って非常にそういうところについては重視をしておりまして、施設についてはもう数多くございます。その数多くある施設を指定管理者というふうな制度でもってこれから管理するわけですけども、議員とか親族、そういった方々に影響のないようにということで条例をつくって、そのことについては当たらせないというふうなことになっておりました。

当市は始める段階で、まだやってはいないわけですから、そういう段階できちっと対応していかないと、今後問題を残さないのかなという、そういった懸念があるから質問をするわけです。つまり委員長については無報酬で、いわゆる地元の方々からあえて無理を押して、嫌だ嫌だというのを何かなってもらったというようなお話を聞いております。行政側もそういうことで因果を含めたというか、なってもらったということがあるのかもしれませんが、私はその中身についてはわかりません。ただ、私が懸念するのはそういった方が今後も、例えば私の親族、息子、そういった者がそういう場に当たった場合はどうなのかなと。そういうことで、例えば委員長については無報酬であるから中身については、運用管理については実権が余りないというふうなことを言われますが、

職員の採用等についてはどうなるのか。そういうことがあるとすれば、委員長とか、そういった責任者、管理者についてはいろいろと権力が出てくるのかな、そういうことになれば将来職員の採用とか、そういったことについて問題を残さないのか。また、今回は新しく指定管理者を指定することによって、職員を今までの日々雇用の方をやめていただいて新しく採用するというようなお話もきかれました。施設振興公社についても、火葬場では３人の職員がいます。そういう方々についてもまだ不透明である、そういうところも私らはわかっていません。そういうような話も聞いておりませんので、その辺も含めてお話をいただきたいと思います。

金　利寛文教厚生常任委員長　議長、金　利寛。

清水清秋議長　文教厚生常任委員長金　利寛君。

金　利寛文教厚生常任委員長　石田議員の疑念されることは、当委員会でも話し合いにはなりました。

その中で、石田議員も今私の答弁の中で聞いていると思いますが、渡部正七さんについては委員会、準備委員会も含めて管理委員会の中で互選されたという点、それから本人は無報酬であるという点、そして任期は２年であるという点、このようなところを鑑みて、せっかく本来児童センターも含めて３施設あるわけでありますが、何回か最初は反対だったのをいろんな話し合いの中で、ようやくそういうような管理委員会を設けてこれからやっていこうと、緒につこうというさきの、今までの合議というか、話し合いの結果、そういうふうになったという観点からは、何ら問題はないのではないかというふうに思います。

なお、私見ですが、今後これからいろんな施設がそういうふうに多くなってくる場合には、条例等で石田議員が言われるようなことも法的には整備をしていかなきゃできないというふうには思っておりますが、もう一点今の石田議員が言われたような意見の中では、それではたまたま渡部議員の息子さんであるからという、その本人の人格をも剥脱するような問題等にはなりかねないのか、それだけみんなから互選されているということは人柄もいい人である、その芽を摘むことにもなりかねないという部分の話もありました。

以上です。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　個人的に何のわだかまりもない、それから私個人的にどうのこうのというつもりもございませんという前置きしました。

今委員長の方から、個人の尊厳に関わるようなことになりかねないというようなお話、その辺については私は何も考えておりませんし、そんなことは申しておりませんから、まず誤解のなさらないようにお願いしたいと思います。これは、退席された渡部議員についても同じでございます。ただ、私が申し上げたいのは先ほどから言っておりますように、今後こういったことで何か出てきたときに、じゃということでお話をされるということですが、前もってそういった準備委員会等をされるときに、もう少し行政側の配慮があればこういうことにはならなかったのかな。行政側の勉強不足と言ったら大変失礼になりますが、そういうことも地元の方々が当たられるわけですから、地元の方々に対して私も大変失礼なことを申し上げているように聞こえるかもしれません。でも、私にはそういうつもりはございませんから、毛頭ございませんので、その点を誤解なされると困りますので、あえて一言付け加えさせて質問を終わります。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

６　番（斎藤義昭議員）　議長、斎藤義昭。

清水清秋議長　斎藤義昭君。

６　番（斎藤義昭議員）　今回の決定については、私も大変よいと思っておりますが、これ議案として提出されますから、これはそれぞれの考えで意見を述べて審議するのは当然だと思います。

私ちょっと聞きたいのは、この委員の選出につ

いてどういう角度で選出したのか、例えば萩野なら萩野地区委員にお願いして選出したとか、吉沢の地区委員にお願いして選出したとか、何か選出の方法はあったと思うんです。それどういう方法で選出したのか、ひとつ聞きたいと思います。

金　利寛文教厚生常任委員長　議長、金　利寛。

清水清秋議長　文教厚生常任委員長金　利寛君。

金　利寛文教厚生常任委員長　私の文教厚生常任委員会の報告の中で申し上げましたけれども、萩野児童センターについては今まで関係をしてくださった母親クラブ、そして区長、そして民生児童委員並びに萩野小学校のＰＴＡの役員、そして地域のボランティアの方々のメンバーということで、幅広く児童センターに関与されていらっしゃった方々から公募されたというふうに認識しております。

６　番（斎藤義昭議員）　議長、斎藤義昭。

清水清秋議長　斎藤義昭君。

６　番（斎藤義昭議員）　私ちょっと思っているんですが、あそこは昨年まで児童センターの館長いたわけですよね、萩野の斎藤正彦さんという人です。あの人は、もう経験積んで児童センターでずっと勤務していた人なんです。その辺を委員として入れた方がという声が出なかったのかどうか、ちょっと聞きたいと思います。大変経験者で、もう何年も児童館長をした、あのそばでやった人なんですから、できればああいう人も入れてもらえれば運営がやりやすかったのかなという私感じしたもんですから、聞きたいと思います。

金　利寛文教厚生常任委員長　議長、金　利寛。

清水清秋議長　文教厚生常任委員長金　利寛君。

金　利寛文教厚生常任委員長　当委員会では、その件については話になりませんでした。

清水清秋議長　他に質疑はありませんか。

１２番（佐藤　隆議員）　議長、佐藤　隆。

清水清秋議長　佐藤　隆君。

１２番（佐藤　隆議員）　指定管理者が行う業務について５項目出ております。

１項目めは、休館など臨時の開館とか、そういうふうなもので、あと２番目は、幼児の保護者から申し込みを受け集団指導を行うこと、あと使用の許可に関すること、維持管理に関すること、市長から管理の必要性を認められと、そういうことあるんですけども、館長さんは無報酬というような報告が今ありましたけれども、この無報酬の中で集団指導の中で事故があったような場合、まず病院に運ばれるような事故があった場合、これ館長さんは責任ないんですか、新庄市がある程度責任持つというようなことはありますけども、ここにちゃんと線引きがあるんでしょうか。館長さんは全然関係ない、新庄市がすべて責任があるで指定管理者制度がこういうふうに発生したと、これどういうふうに解釈していいのか話になりませんでしたか。

金　利寛文教厚生常任委員長　議長、金　利寛。

清水清秋議長　文教厚生常任委員長金　利寛君。

金　利寛文教厚生常任委員長　委員長については、先ほども申し上げましたけれども、随時いろんな会議等あった場合には、それ相応の部分を今後考えていきたいという状況で、この指定管理者にする段階では無報酬ということでありまして、今佐藤議員が言われたような話し合いの内容はなされませんでした。

清水清秋議長　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第72号指定管理者の指定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第72号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、渡部平八君の復席を求めます。

暫時休憩をいたします。

午前１０時５３分　休憩

午前１０時５４分　開議

（７番渡部平八議員着席）

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

産業建設常任委員長報告

清水清秋議長　日程第10議案第76号字の区域及び名称の変更についてを議題といたします。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長小嶋冨弥君。

（小嶋冨弥産業建設常任委員長登壇）

小嶋冨弥産業建設常任委員長　御苦労さまです。私から産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は議案１件です。12月14日、午前10時より市役所３階議員協議会室において委員７名全員、また農林課より関係職員の出席をいただき審査を実施いたしました。

まず、議案第76号字の区域及び名称の変更について、農林課より次のように説明がありました。小泉地区の基盤整備事業が換地処分も含め終了することになり、従来字の境界を定めていた道路、水路及び土地の区画がすべて排除され、新たな区画に基づいた道路、水路及び圃場が設置されたことに伴い、新区画に基づいた境界を定めるものであり、今回変更の筆数は393筆、地域全体で1,487筆なので、約４分の１が該当し、該当面積は45.4ヘクタールです。小泉地区の基盤整備事業は、総工費27億8,000万余り、10年近い年月をかけ実施し、関連集落は中山、小泉、一本柳など６集落、受益145戸、事業面積206.4ヘクタールで、来年夏ごろまでにすべて完了することになりました。また、１枚の圃場の広さも１ヘクタールになり、担い手育成のための大規模経営ができるように区画が効率的に配置されています。これでほとんどの地域が完了し、残りは柏木山の一地域となっているとの説明でした。

委員からは、総事業27億8,000万円を投じて、市の負担はどうなっているのかの質問があり、土地区画整理は10％、環境整備については20％であるとの説明でした。また、登記料についての質問には換地処分と一体的になされるので、登記料はかからないとの説明でした。

その他さしたる質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で経過と結果について御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論

を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第76号字の区域及び名称の変更については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前１０時５８分　休憩
午前１１時０９分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。

清水清秋議長　渡部平八君。

７　番（渡部平八議員）　補正予算８件にわたって審議なさることになるんですが、その議案に対する審議に際して、当議会では申し合わせ事項に関する内規というものがございます。例えば同一議案に対しては３回以内とか、一般質問の受付は４日前より議運の２日前の午後３時までと。これは、各会派の代表者を通して、さらに議運等で申し合わせをし、それを全員協議会等でみんなで決めた申し合わせ事項でございます。

なぜこういうことを今ここで申し上げていると、皆さん不思議に思っていると思うんですが、もしその申し合わせ事項が、その事項に沿わなくてもよくなったようなケースが、私が見ると疑問を持たれました。そうなってきますと、これから審議されます８件についても、それを守らなくてもよいのではないかと、こういう観点からちょっとお聞きするんですが。と申しますのは、当議会が始まるについて一般質問の受付ですか、これは11月の28日より11月の30日の午後３時。それが課長さんたちに渡されている通告文書と、私ども議員に渡された内容が大きく変わっております。こうなってきますと、私は再提出、再受付となるのではないかと。さらにこの通告の文書の中で45行ありました、当初。これが13行カットされ、およそ３分の１内容が変わっております。こうなると、これは単なる削除とかそういうものでなくて、再提出をなされて再受付になるんではないかと。これは、字句の訂正とか一部訂正なんて今までもありました。それは、そういうことについても受付期間中にみんなやっておったわけです。国民の基本権である請願も、時間が過ぎればできなくなるわけです。

（「議長、緊急動議か」と呼ぶ者あり）

７　番（渡部平八議員）　そういうことで、これから……

（「緊急質疑だがや」と呼ぶ者あり）

７　番（渡部平八議員）　黙っていろ、まだもうちょっと。これから……

（何事か呼ぶ者あり）

７　番（渡部平八議員）　これから申し合わせがなくなったとすれば、私もこれからこの質問について３回に限らずやろうと思うんですが、もしそれがなくなったのか、ならなくなったのか、なぜこういうふうになったのか、その経緯をお聞きします。なくなったとすれば、私は５回も６回もやりますので。

清水清秋議長　暫時休憩をいたします。

午前１１時１３分　休憩
午前１１時１７分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

日程第１１議案第７７号平成１７

年度新庄市一般会計補正予算（第５号）

清水清秋議長　日程第11議案第77号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　30ページの10款教育費の３、学校保健費、小学校給食管理運営事業費の日々雇用職員賃金が載っておりますが、この日々雇用職員賃金というのは、日々雇用の職員というのは全調理師のうち何人になっておられるのか、また今回載せてきた理由などについてお聞きしたいと思います。

小野和夫学校教育課長　議長、小野和夫。

清水清秋議長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　この予算は、当初正職員が１人減になりました。その部分を日々雇用の職員でカバーしなければいけなくなったということでの不足分の予算費です。

２人……ちょっと人数済みません。

３　番（佐藤悦子議員）　はい、わかりました。

議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　正職員が１人減と、３月とか予算の時点で減になるなとわかっておられたのであれば、補正で出てくる必要もないような気がするんですが、途中からわかって出てきたのかということで再度質問します。

それと、もう一つですが、ここに関わって一番最近お知らせ版というか、市の方で出してくださった公報で、どう行政改革、財政再建するかという中に給食のことも載っておりまして、民営化にすることを、民間委託を検討中というふうに載っておられました。市の方向としては、そうだということが載っておったように思います。これについて安心、安全という面から、民営化というのはやっぱり利益追求になるわけですが、利益追求に任せてよいのかという点で疑問があるんです。

耐震構造の偽造問題が全国を賑わせておりまして、民に任せることが今大きな流れになっておりますが、しかし住民にとっては大変な問題だ、命に関わる問題だし、これからの生活設計も立たないような今状態に置かれておられる方がすごく出ているわけです。それで、あそこの問題は検査機関の民営化というか、民間に任せてしまった。本当は、それは公的機関でやるべき問題……

清水清秋議長　質問の内容は、補正予算に関してお願いいたします。

３　番（佐藤悦子議員）　この給食の民間委託という考え方は、安心、安全という立場から考え直すべきでないかなと思うんですが、日々雇用賃金であっても、これはまず市で責任を持ってやっているという面で民間委託とは違うわけで、私はこういう形でもいいですから、本当は市で責任を持ってやることが安心、安全ということで大事なんではないかと思うんです。その点についてどうお考えかということでお聞きします。

小野和夫学校教育課長　議長、小野和夫。

清水清秋議長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　まず、日々雇用職員の予算のことだったわけですけども、予算編成の段階で一減ということが明確になっておりません、人事ですので。したがいまして、当初はこれまでの体制の中での予算編成ということで、そういうふうになっております。

あと、行革の中で民間委託の方向で検討すると、調理業務についてという、そういうことで市報にも出ているというふうな御指摘だったわけですけども、これにつきましても今学校給食検討委員会が行われております。その中で、まず中学校給食

どうするかということもあります。そしてする場合には、施設の問題もいろいろあるもんですから、どういう形でやっていくのが一番いいかという、そこの点についてももし中学校給食するというふうに委員会の中で、途中経過の中でなりましたら検討しますと、こういうふうなことであります。したがいまして、さまざまな選択肢の中から新庄市にとって一番いい方法は何かという視点で検討をしていただくという、そういうふうなことにしているところでございます。

以上です。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　市にとってという市の財政面から考えたらどうかという点と、市にとってというのは、もう一つは市民の安心、安全という立場からどうかということで、私はよく検討していただくことが必要だと思います。

村山市で中学校給食を民間に委託して、弁当を民間から運んでいただく形で始まったと思うんですが、直後から食中毒を起こしてしまったという残念なことがありました。それは、利益追求の面から、どうしても利益追求なんで、安くとか手間が効率的にかからないとか、そういった形でやはりなった結果、なってしまったんだろうと私は考えます。全国的に見ても、食中毒などの原因の少なくない部分が民営というか、そこら辺から出てきていたりしておりまして、むしろ直営や今自校方式ですが、そこが安全守られると思うんです。そういうことを十分に吟味していただきたいということで思いますが、いかがでしょうか。

小野和夫学校教育課長　議長、小野和夫。

清水清秋議長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　さまざまな観点から総合的に検討させていただきたいと思います。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

６　番（斎藤義昭議員）　議長、斎藤義昭。

清水清秋議長　斎藤義昭君。

６　番（斎藤義昭議員）　19ページの国民健康保険事業費に関してなんですが、今国民健康保険の上限は幾らですか、ちょっとわかりませんので、そしてそれに対する所得は、幾ら以上が上限に当たるんですか、この１点だけ確認したいと思います。

清水清秋議長　これは、国保の方に関連しますので、その方で質問いただければと思います。

１７番（柴田忠志議員）　議長、柴田忠志。

清水清秋議長　柴田忠志君。

１７番（柴田忠志議員）　ページ28の教育費、２目事務局費になっております。通学手段確保対策事業費27万、修繕料がその下段にあります。その内容。それから、３目の教育指導費としましてつまずきのある児童生徒支援事業の日々雇用職員は、何月から何日までになされたのかお聞きします。

小野和夫学校教育課長　議長、小野和夫。

清水清秋議長　学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長　まず、通学手段確保対策事業費の修繕料でございますけども、これスクールバスを車庫から出す際に、車庫のシャッターにちょっとぶつけてしまいまして、それでそのシャッター修繕と、それからバスの後部の修繕というふうなことで、予算を置かせていただきました。

それから、つまずきのある児童生徒支援事業費の日々雇用職員賃金でありますが、これにつきましては、これまで４名の個別学習指導員を複数校かけ持ちでやっていただくというふうなことで配置をしておりました。手いっぱいの状況にあったわけですが、新たに指導を必要とする子供さんが出てまいりました。そこに対応を何としてもしなきゃいけないというふうな状況になってきたもんですから、12月からの予定で１名増員をお願いしているところです。しかし、人選をしていますとなかなか講師の先生が確保できないという苦しい状況でありまして、何とか１名は今見つけて、１月の頭から配置をしたいというふうに考えております。そのための予算でございます。

１７番（柴田忠志議員）　議長、柴田忠志。

清水清秋議長　柴田忠志君。

１７番（柴田忠志議員）　先ほどの審議来で、ちょっと無理があるのかなと思いながらお尋ねいたしますが、いろいろ昨今の通学路に対する子供の犯罪被害防止するための対策は、新庄市はいかがですか。

うちの地元の沼田小学校では、それ以来先生方が例えば円満寺地区とか、そういう地区まで一応小学校低学年の生徒さん方を指導しておるようですけど、その辺ちょっと無理があるかもしれませんが、お聞きしたいと思います。

佐藤　博教育長　議長、佐藤　博。

清水清秋議長　教育長佐藤　博君。

佐藤　博教育長　昨今の小学１年生の子供が殺害されたということで、本当に心配されているわけですけども、新庄市としてやはり子供の安全通学について対応していかなきゃならないもの、緊急にしなければならないもの、それから継続的にしなきゃならないものを分けて今行っておるところです。

議員の皆様方にも、本当にいろいろ御心配かけているんじゃないかなというふうに思いますけども、まずこれまでやってきたことということで、今お話ありましたような地域での保護者、または地域の方々と一緒になって子供たちの安全な登下校を見守るという姿勢で、いろいろ組織を今つくっております。新庄小学校区、または日新小学校区、または明倫中学校区、今沼田小学校さんのもありましたけども、これらについては校長会等を通して各学校で、やはり学校だけじゃなかなか難しいところありますので、地域の方々と一緒になって見守っていく、それを早急にやってもらいたいということでお願いして、今進めておるところです。

それから、もう一つは危険箇所、人通りの少ないところとかいろいろあるわけですので、それらを登下校時パトロールしてもらうということで、新庄警察署の方にもお願いしまして、今それもやっておるところです。

それから、これからということになるわけですけども、先ほどもありましたけども、安全通学プラン検討委員会ですか、それをこの９月に立ち上げまして18年度中にそれをまとめてもらうわけですけども、それの１つはスクールバスの配置等、これももちろんそうですけども、今言いましたようにもう少し継続的に子供の安全を考える際の組織化を検討してもらいたいというようなことでも、お願いしておったところです。それから、危険箇所のマップも作成しながら、とにかく子供の安全を第一に考えて、これからも我々も万全を期してまいりたいと思っておるところです。よろしくお願いします。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　中川正和君。

１５番（中川正和議員）　23ページの６款農林水産業費でありますが、６番目にあります水田農業確立対策の中で、今まで農業政策についてはいろいろと申してきましたが、昨今の農業行政については農林課長も十分わかっていることと思いますが、市の単独補助金が一切なくなりました。そして、国からの補助金も来年度で打ち切りというような中で、水田農業の経営について市は米の価格安定ということ一点に絞りまして、価格安定に絞って農業政策をやってきたということには間違いないと思います。そういう点において、価格は皆様御存じのように今下落の一途をたどっておりまして、昨年、今年度と稲経の発動というようなことになっております。そしてまた、そういう部分から米の消費量に対する部分、それから売れる米の部分に対する米の作付限度というものありまして、新庄市はその部分について差がマイナス面でなく減反のプラス部分に多く配分されたというようなことで、私は非常に懸念をしておるわけでありますが、まず第１点目であります。

こういう国の政策について、水田農業の確立に

ついて農林課として本年度の配分についてどういうふうに思っているかをお尋ねいたします。

坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　12月12日、先週でありますが、県の方から新庄市に対して県内全市町村ですけども、米の配分がなされました。新庄市は１万9,400トンほどで、去年に比べますと250トンほど減となりました。いろいろ理由はあるわけでありますが、減じたところもありますし、現状維持のところもございました。

新庄市は、米を主体として農業経営が組み立てられておりますので、米への依存度、それから米の重要度を県全体としてもいろいろ計算方法があるわけでありますが、そこら辺について重点的に配分されているかなというふうに感じますけども、ただ有機米対策とか、それから売れる米づくり対策とか、それから前年度の作況とか、そういったこと、それから経営規模、いわゆる農業構造全体のこととか、そういったいろいろ配分される仕組みがございますので、結果的には200トン余りの減となりましたけども、そこら辺については県についても、配分について考慮はされているというふうに感じています。

それから、これからの米の振興方向でありますが、売れる米づくり、売り切る米づくり、そういったことについて特に重点的に今後も振興してまいりたいというふうに考えております。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　中川正和君。

１５番（中川正和議員）　私の見方が間違っておるとは思いませんけれども、44市町村の中で減反の配分率が新庄市は1.9％でしたか、増えています。これは、44市町村の中で２番目に高い減反の増えたというふうに思っております。そういう中で、今課長が申したように稲作依存度が高い新庄市に対してこういう配分率になるということは、私は納得いかないんです。それが１つです。

あと、新庄市については単独事業を一切やめました。しかしながら、この上にありますがバイオマスの、前からお話しになっておりますが、堆肥化についてはかなりの予算を割いてやっております。これについても、この前お聞きしたんですが、今後堆肥の販売化というものに対して、ある程度採算コストの合ったような民間の部分も話ありましたけれども、本当に研究段階５年やっているわけです、もう。５年も研究やって、まだその迷路が見えてこないというのは、私はこの研究費に対して、生ごみの堆肥化については非常に疑念を持っているわけです。今後の堆肥化についての見通し、何年以内に一般販売化できるのか。結果としては、いい方向に出ていると、でも売れないといけないからということで、今は一切売っていないです。これについて研究費は、毎年何千万と出ているわけですから、そういう部分に対する予算の配分について課長はどういうふうに思っているかをお聞きいたします。

坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　先般の一般質問の中で市長もお答えしていますように、これまでモデル事業あるいは実証事業で生ごみの堆肥化についていろいろ今までやってまいりましたけども、これはあくまでも本格の実施、いわゆる全世帯の生ごみの堆肥化を目指した一連の取り組みであったというふうにしてとらえています。そういった意味で、18年度にいわゆる事業実施前のいろんな諸手続あるいは環境評価、そういったことを実施しまして、19年度事業に着手したいと。総世帯の堆肥化を行った場合、出口として約2,000トンほどの堆肥が生産されますので、それらを活用した農業振興に結び付けて新たな産地づくり、新たな作物づくり、いわゆるこだわりの特産品づくり、そういったことに結び付けてやっていきたいという一連の流れとしてやってきてございます。

１５番（中川正和議員）　議長、中川正和。

清水清秋議長　中川正和君。

１５番（中川正和議員）　そろそろ本題に入りたいと思います。

24ページの園芸作物産地化推進事業費補助金の262万7,000円についてですが、今まで集落営農体系の中で大豆とソバ、これをやってまいりました。現実的に、大豆とソバを集落営農でやった場合には、どれぐらいの収益が上がっているか課長は御存じですか。

それから、18年度以降については集落営農に対する減反補助金のかわりに、何か変わった形であるんではないかというような情報が私のところに入ってきておりますが、それはどういう状況で、どの程度の奨励金補助金であるかをお示しいただきたい。

それから、もう一つですが、そういう園芸作物と直接関係ないんですが、水田農業確立対策の方ですが、昨年度畜産機械について申請があったのに対して補助がおりなかったというような点について、農林課では受付をしたのに補助がおりないというような点について、県との協議の中でどういういきさつがあったか、これについてもお伺いしたいというふうに思います。

坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　大豆とソバの収益の問題でありますが、本地域は特に秋の天候が非常に不安定だということで、秋作物、秋に収穫される大豆あるいはソバについては、その年の気候によって大きく左右されるというような現実がございます。平年でありますと、大豆については180キロ前後、ソバでありますと大体これもまた２俵から３俵ぐらい、１俵当たり45キロですから、３俵ですと135キロぐらいですか、そういった状況になるのかなというふうに考えてございます。

大豆は、おととしは大変値段がよかったんですけども、また去年は値段がよかったんですけども、今年は非常に価格が下がってきているということで、また価格的にも毎年変動がございます。そういった中で、収益については一概に論じられませんけども、大体とれた大豆あるいはソバの50％、あるいは３分の１ぐらいが収益性、所得かなというような感じで我々は試算してございます。

それから、集落営農につきましては、集落営農と、それから交付金の今後の方向についても質問ございましたけども、18年度で今の交付金制度、いわゆる水田転作の交付金制度が終了して、19年度から新たな体制でスタートするというような国からの通達がございます。そこには、経営所得安定対策とか品目横断的な所得保障制度とか、そういったいろんな制度が複雑に絡み合って、今後政策が具体化されるというふうに我々はとらえてございます。また、具体的な交付金が幾らになるかということは国から示されておりませんので、ここでは申し上げることはできません。

それから、最後の畜産の機械についても御質問ありましたけども、地域からの要望は極力県につないで獲得できるようにしてまいりましたし、ただそれに該当するとか該当しないとか、また補助率の問題とかいろいろありますんで、そのケースについてはどのケースを指しているのかちょっと具体的にわかりませんので、そのケースについて後ほど内容についてお聞きしながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。

清水清秋議長　渡部平八君。

７　番（渡部平八議員）　11ページの農林水産業費国庫補助金ということで、いわゆる農業費補助金、バイオマスの環づくり交付金で560万収入のところ入っておるんですが、これをどこにこれから使うのかということで、ずっと農林関係見たんですが、バイオマスの利活用実証事業ということで13万8,000円とか、燃料費とかといろいろ出ておりました。その中で、栽培実証委託料とかソルガムの汁を搾る作業とか、これが大体17万ちょっとぐら

いですか、減額になっているんですが、この560万という収入というものは、今回の支出の方では載っていなくて、これから新たな事業として展開するというふうにとっていいのか。それとも今回の補正予算の中に、どこかにこの560万というのは載っているのか、ひとつその辺をお聞きします。

坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　560万円は当初予算で計上してございまして、それが今回県補助金、いわゆる県を通した形で国からこの補助金が今まで毎年来ていたわけですけども、これが国から直接市町村の方に交付されるということで、国の補助金に変えたという内容でございます。

なお、560万円の環づくり交付金につきましては、生ごみの堆肥化の製造実証事業、あるいはバイオマスの高度化の実証事業、そういった内容で事業を実施させていただいております。

７　番（渡部平八議員）　議長、渡部平八。

清水清秋議長　渡部平八君。

７　番（渡部平八議員）　今の課長の答弁をお聞きしますと、この金というのは今回の補正上は載っていなくて、これから堆肥関係とかバイオマスの実証とか、それに使うということ、そういうふうにとっていいのですか。農林課長が違うというようなジェスチャーをやっておるんですが、ちょっとこれ何かどこに出ているのかなと、この560万というような金が。

坂本孝一郎農林課長　議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長　11ページの農林水産業費国庫補助金560万円、これは12ページに４の農林水産業費県補助金として、その中に560万円が当初段階でそこに位置づけられておりましたけども、さっき申し上げましたように県を通してこないで国から直接補助金として市に入るということで、560万円を県補助金から減額しまして、11ページの国庫支出金の４の国庫補助金の方に組み替えたということでございます。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　27ページ、８款土木費の除排雪費です。１億2,113万4,000円ということで、主にこの補正の中身というのは除排雪業務委託料が9,400万ということでかなりの額、除排雪の車の借上料等もかなりのウエートですが、まずこういうふうに今回も例年にない早い雪で、全国的に大変な状況下にあって大変だというふうに思いますが、こういうふうに除排雪の委託をされたということは、生活用道路も含めてもっともっと安全、安心の部分に力を入れられたということなのかどうなのかということをまずお伺いします。

小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。

清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　生活道路につきましては、さきに16年度末にできました第２次新庄市総合雪対策の基本計画の中で、アンケート調査によりまして市民のニーズに基づいて、例えば朝もう少し早く除雪に来てくれないかというふうなことそのものを含めて、今回生活道路の除排雪を組み直しをいたしました。

よって、早目にそれらについては対応していくというふうな考え方でありまして、額面的には現在の業者数そのものは変わってございません。ただ、ああ、済みません、業者数は今回７社ほど増やして、他の業者の方々からその部分を譲っていただき、それらについては７社で対応していくというような考え方を今回計上しているところであります。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　７社ほど増やしたということでありますが、昨年は特別で４億幾らという金がなったと思いますが、今の状況だと３億4,319万8,000円ということですが、例年の昨年も含めて

今までのいろんな部分の安心、安全ということで、市民ニーズを考慮した上でということですが、具体的には業者を増やしてどこの地域だとかここだとかと、今までのいろんな部分を含めて、全市内を網羅した上で強化をして早い時間帯にということなのか、特に今まで遅かっただとかこうだとかという地域が、まずあるのかどうなのか。

もう一点、最近一業者が倒産されました。よって、そこの地域に対しては除排雪がこうだというクレームが来ていると思うのですが、要するに今まで委託していたんでしょうけれども、その部分の支障をどういうふうにカバーされているのか。ですから、今回もこういうふうな状況で、またあしたあたりまでも降られるという状況だと、やっぱり市民の不安も結構募っていると思うのですが、こういうふうにしていますよというのは議員の方で知っていると知らないとでは、強化はこうやっているぞという部分も含めてちょっとわからない点がありますし、もう一点、このままで行くとまた例年に、今３億云々で補えそうでない状況下に走りつつあると思うのですが、予測も含めてお伺いしたいと思います。

小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。

清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　金議員言われるように、我々除雪体制については市民ニーズに応えた体制ということで、万難を排して今現在取り組んでいるところであります。

市民生活の足を守るという観点では、市内一円全域というふうなことになりますが、特に生活道路につきまして先ほど申し上げましたようにアンケートをとりますと、時間帯が少し遅いんではないかというふうな苦情が非常に多いところがありましたので、それについて補強をしたというふうなことであります。それについて７社の新規参入の業者を入れまして、現在43社で今実施しているところであります。いずれにいたしましても、市民の足を守るという市民のための１つの除雪体制というふうなことは変わりございませんので、その枠の中で現在実施しているというふうなことであります。

２つ目の某業者、新聞等々でございましたが、倒産というふうな最悪の状態になりました。今すべての手続は、現在終わしておりません。我々としては、契約解除というふうな方向の中で業者の方とは話を詰めておりますが、まだ契約そのものには至っておりません。倒産されました業者そのものの地区は、３カ所ございました。本数的には６本であります。そうなりますと、非常に大きなウエートを占めている場所でもございまして、今回暫定的にでありますが、３社をとりあえず選定いたしまして、３社から機械を借り上げるという形の中で現在対応をしているというふうなことであります。しかしながら、それによって金議員心配される除雪が遅いというふうなところも確かにございます。それについては、業者そのものに催告申し上げまして、早い時間での対応をしていただきたいというふうに申し上げるつもりであります。

いずれにいたしましても、暫定的に現在３社に依頼しているというふうなことであります。最終的には、どこの業者になるかわかりませんが、全体的に踏まえた中で再契約というふうなこともどこかの業者とあろうかなというふうなところで、今現在検討しているところであります。

もう一点でありますが、現在12月10日から降り始めた雪そのものが非常に苦慮しているところでございます。早朝の除雪作業は、５回を出動いたしました。今の概算でございますが、3,500万ほど今消化したところであります。しかしながら、直営を行いながら経費軽減に努めながら、効率のよい除雪作業に入っていきたいというふうに我々考えているところであります。しかしながら、市街地近辺におきましては雪のやり場がなくなってきているというふうなこともございまして、排雪作業も余儀なくされているところでありますが、市

民のニーズに応えるべく努力を今後ともしてまいりたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、現計の予算の中で精一杯の努力をしてまいりたいと、このように考えております。

２４番（金　利寛議員）　議長、金　利寛。

清水清秋議長　金　利寛君。

２４番（金　利寛議員）　都市整備課長をはじめ本当にドカ雪で、雪お天気次第ですので、大変な雪になって、安心、安全で大変な状況下に置かれながら頑張っておられるということはもう重々承知していますが、つい先日でしたか、小学生が除排雪車の後ろを走って、ひかれて死んでいます。

やっぱりそれぞれのノルマ、某社のいろんな云々については３社暫定的にという話がありましたけれども、なれない道だとか、結構見て朝早くすると、ノルマを課せられている状態もあってかなり早足というか、急いでというか、もう集中してというか、他の人方に対していろんな部分の配慮というのがない状況の中で、まず消化しなくちゃないという部分が。遅れていくと、また他のところにいろんな支障を来すという除排雪されている業者自体もやっぱり結構プレッシャーかかった状態の中で、まして朝早くからですから疲れも相まってという部分があると思うんですが、こうやって補強をされて安心、安全という部分の配慮はいいのですが、そういうような部分をこの前の事故等も鑑みて、何かいろんな部分で業者に対していろんなアドバイスをされて、安心、安全で頑張ったのはいいけれども、事故ったら何ともならない話ですので、その防護策だとかなんとかということをやってくださっていますか。

いずれにしても、いろいろ頑張って確保していただきたいという旨で話はしているわけですが、今後の予想をさっき言っていただけなかったけども、今年度はどれぐらいの除排雪費になろうともくろんでおられますかというのも含めてお伺いして終わります。

小笠原謙一都市整備課長　議長、小笠原謙一。

清水清秋議長　都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長　急なドカ雪で、遅ればせながら先週の17日に全業者、そして市職員を集めまして、出動式を行ったところであります。

ただいま言うなれば、市民の足を守るというふうなこと大前提ではございますが、その日市長からの訓示の中でも、我々も同じでありますが、業者の方には事故だけはないようにと、くれぐれもそれだけは何回も喚起を促したところであります。いずれにしても、事故あってしまえば今までの苦労もすべて水の泡でございますので、それにつきましては十二分な対応をしてまいりたいと、そのように考えております。

また、除雪費でございますが、所要額を今回計上させていただきました。12月いっぱいかなりまだまだ降り込むというふうな予想もされております。天気のことですから、１月には落ちつくであろうというふうな言い方はされますが、我々としてはとにかく今いただいております額に基づいて、直営も入れながら精一杯の努力をしてまいりたい。これにつきましては、この額につきましては過去５年間、平成12年と16年度を除いて平均した額を今回計上させていただいております。

以上であります。

清水清秋議長　ただいまから１時まで休憩いたします。

午後　０時０１分　休憩

午後　１時００分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第77号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第５号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第１２議案第７８号平成１７年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

清水清秋議長　日程第12議案第78号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第78号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第１３議案第７９号平成１７年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第１号）

清水清秋議長　日程第13議案第79号平成17年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第79号平成17年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第１号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第１４議案第８０号平成１７
年度新庄市老人保健事業特別会計
補正予算（第２号）

清水清秋議長　日程第14議案第80号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第80号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第１５議案第８１号平成１７
年度新庄市公共下水道事業特別会
計補正予算（第２号）

清水清秋議長　日程第15議案第81号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第81号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第１６議案第８２号平成１７
年度新庄市農業集落排水事業特別
会計補正予算（第１号）

清水清秋議長　日程第16議案第82号平成17年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第82号平成17年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第１７議案第８３号平成１７年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

清水清秋議長　日程第17議案第83号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　まず１つは、69ページの１の１ですが、地域包括支援センター設置準備委託料のことについてです。

これがつまり簡単に言えば、これから介護保険の提供のあり方についてかなめになるセンターをこれからつくるということでありました。社会福祉協議会にお願いしていきたいというようなものでした。その点については、いいというふうに思います。ただ、ちょっと懸念がありますのは、高齢者がなるべく介護保険のサービスを利用しないように干渉することが可能になるのではないかということを言っている資料もありました。それについてそういうことのないように、対策などはどのようにお考えなのか。

具体的に言うと、介護保険の申請ですけど、これが本人や家族が行うのが原則ですけども、多くの方はなかなかわかりにくいので、代行でお願いしているんです。例えばお医者さんのいるところの介護支援事業所、設置されているそこにお願いしたり、あるいは別の支援事業所の担当者にお願いしたりということで、８割の方が申請を代行してもらって助かっているわけです。それが今度の４月からは、地域包括支援センターに縮小されるのではないかと聞いております。そういう点でも申請しにくくなるような気もするんですが、そんなことについてどのようにお考えか、申請しにくくなったということのないように、介護サービスの利用から遠ざけるようなことにならないようにする必要もあるのですが、その点についてどのように考えておられるのかということが１つです。

もう一つは、69ページの２の施設介護サービス給付費が減額されております。これは、10月からの食費、部屋代が本人負担へなったということから、こうなっているのかなと思うんですが、これで今度の４月から介護度１が在宅へとなると聞いておりますが、施設入所、介護度１になっている方が、これが外されることになるというものですが、そういった方々が現在何人ぐらいいらっしゃると把握しておられるのか、お願いしたいと思います。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　申請の件につきましては、その前に支援センターの件でございますが、ここだけで受け付けるということはシステムとしては

なっておりませんので、地域包括支援センターについては、介護予防プランをつくるということが主になろうかと思います。議員は、御懸念なさっているようですが、申請については今までどおりというふうに考えます。

あと、事業所関係、うちの方で地域ケア会議等を２カ月に１回行っておりまして、そこでうちの方のといいますか、法的な改正とかあった場合にはすぐケアマネジャーの会議を開きまして、なるべく早い時期に情報を伝達するという仕組みをしております。また、いろんなケースのケース検討会なども、その場でうちのも含めて行っております。いろんなケースに対して、これまでどおり対処してまいりたいと、そういうふうに考えます。

それから、施設介護サービス給付費、これは議員おっしゃったとおり10月からのホテルコストに伴います減額ということでございます。

以上です。

（「何人ぐらいいらっしゃるか」
と呼ぶ者あり）

矢口　孝福祉事務所長　人数、今手元にございません。後ほどお知らせしたいと思います。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　今までどおりの代行申請といいますか、やり易い申請だと思うんですけど、そういうことも認めていくということでよかったなと、ほっとしております。

包括支援センターの運営について見ていくのが、運営協議会と聞いております。運営協議会で、そこをしっかり包括支援センターを見ていくとも聞いておりますので、運営協議会のより民主的な運営をぜひお願いしたいと思います。

もう一つですけども、施設介護サービスについてなんですが、ある施設にお聞きすると、数人介護度１で、今度の４月には在宅へと指導されるに値する方が、関係する方がいらっしゃるようだとお聞きしております。そういう意味では、そういう方への対処、本人が施設にほっとして入っておられるところを家に戻されるとなりますと、やっぱり施設を選んだということは家族で介護する体制が足りないからで、手当てできないという重い気持ちからお願いせざるを得ない、本人も頼まざるを得ないということでありますので、そういう場合どう対処していかれるのか。私としては、在宅無理だという方については施設でお願いすべきでないかと、出ていけということのないようにしていただきたいなと思うんですが、その点をお聞きします。

それから、収入に関係なく個室にしなければならない場合があるということをお聞きしました。今まで福祉の方でお聞きしたところによると、収入が少ない、あるいは生活保護下という方は、多床室にお願いするようにしていくというふうに伺っておりますが、実際施設の方では、そうは思っても本人の収入には関係なく、例えば伝染症かわかりませんが、重い病気、病院に本当は入院していていただきたいのですが、病院が余り長期入院を許さない体制になっているもんですから、介護施設に入らざるを得ない方がおられます。そうしますと、介護施設としては個室にしなければならない状態、収入に関係なく。例えば抗生物質が効かない病気でとかというような病気があるそうですが、そうなりますと、他の方に影響を与えることも考えられるということで、個室にしなければならないという場合が、今の医療制度の中で介護施設へのおんぶということになると思うんですが、なっているようです。そういう意味では、職員も四苦八苦しておられると聞いております。低収入だから多床室にとは限られないと思うんです。そこに、市独自の手当ても今はまだなかったようにもお聞きしておりましたが、必要になるときがあると思うんですが、その点についてどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　最初は、包括支援センターの運営協議会のお話ございましたが、運営協議会のメンバー10名で構成されておりますが、その中に利用者の代表、それから施設の代表、事業所の代表等の委員もいらっしゃいますので、総合的に運営していくという形になろうかと思います。

それから、従来の介護１の方が、今度新しく介護１と要支援２というふうになります。従来の要支援の１と、今度新しい要支援２の人に新しい介護予防プランをつくるということでございまして、要支援になった方についてはある程度回復といいますか、その余地があるという意味での支援ということでございますので、その方々に対しても適切なプランをつくって、適切なサービスをするという考え方でございます。

それから、個室の件が出ましたが、今までは先ほど議員おっしゃったような事例はないと私も考えておりますが、先ほどの感染症等につきましては、医療行為が第一ではないかなというふうに考えます。どうしても個室でなければだめだというような方には、直接はこれはサービスを受ける側と施設との契約ということになりますが、その辺につきましては行政としての立場もございますので、先ほど申し上げましたような地域ケア会議等で検討をさせていただきたいと、そういうふうに考えます。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　１つ抜けたなということで、介護度１の方で施設に入られている方が在宅へと指導された場合、本人どうしてもできない、本人というか家族もですけど、困るということがあると思うんですが、そういったときの対策をぜひというか、施設しかお願いできないと本人と家族考えているわけなんですけど、そういう場合、施設に置いておくというか、お願いするという他ないと思うんですが、その点いかがでしょうか。

矢口　孝福祉事務所長　議長、矢口　孝。

清水清秋議長　福祉事務所長矢口　孝君。

矢口　孝福祉事務所長　介護度１で、例えば特養施設に入所している方については人数を把握しておりませんが、少ないんではないかと思います。そういう事例がもし発生しましたら、そのときに対応させていただきたいと思います。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第83号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第１８議案第８４号平成１７年度新庄市水道事業会計補正予算（第２号）

清水清秋議長　日程第18議案第84号平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

髙橋　敦水道課長　議長、髙橋　敦。
清水清秋議長　水道課長髙橋　敦君。
髙橋　敦水道課長　補正予算書に記載ミスがありましたんで、訂正をお願いしたいと思います。
　訂正箇所ですが、資本的支出の補正、支出の一番下段でございます。第４項建設改良費と記載になっていますが、「第４」を「第１」に訂正をお願いしたいと思います。
　大変申し訳ございませんでした。
清水清秋議長　質疑ありませんか。
６　番（斎藤義昭議員）　議長、斎藤義昭。
清水清秋議長　斎藤義昭君。
６　番（斎藤義昭議員）　１ページのただいまの建設改良費関係についてでありますが、萩野の簡易水道が何菌というんだっけ、忘れたけれども、あの菌によって上水道に切りかわったわけです。それで、切りかわった工事について総額でどのぐらいかかったのか。
　それから、もう一点は給水の内容なんですが、神室ダムの上水道から恐らく赤坂の貯水池というか、給水池に一たん来たと思うんです。それから仁田山へ来たんでしょう、内容わかりませんが、それで聞きたいんですが、それが今度は土内までポンプアップで行っているんですか、この給水の内容と総額どのぐらいかかったか、それだけ確認したいと思います。
髙橋　敦水道課長　議長、髙橋　敦。
清水清秋議長　水道課長髙橋　敦君。
髙橋　敦水道課長　実際送水管として整備したのは去年、平成16年度なもんですから、ちょっと工事費的にははっきりは言えないんですが、約６億ほどだったと思います。
　それから、どのような方法で水を配水池まで上げているかということだと思うんですけども、国道から導水管によって赤坂のちょうど一番端、部落の東側にありますポンプ場まで水を導水管で運んでいます。それから、赤坂のポンプ室から萩野の配水池まで延長で約10キロぐらいだと思うんですけども、ここまで高低差が100メーターぐらいですか、ここまで一応２台のモーターでポンプアップしているという内容です。
　以上です。
６　番（斎藤義昭議員）　議長、斎藤義昭。
清水清秋議長　斎藤義昭君。
６　番（斎藤義昭議員）　ポンプアップしている地区は土内でしょう。
髙橋　敦水道課長　議長、髙橋　敦。
清水清秋議長　水道課長髙橋　敦君。
髙橋　敦水道課長　萩野の配水池と言いましたけれども、今現在土内の奥にあるものを一応総体を萩野地区としていましたもんですから萩野の配水池と。済みません、土内のポンプ配水場です。そうです。
清水清秋議長　他に質疑ありませんか。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
　これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
清水清秋議長　御異議なしと認めます。
　これより採決いたします。
　議案第84号平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第２号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。
　暫時休憩いたします。

午後　１時２４分　休憩
午後　１時３１分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

日　程　の　追　加

清水清秋議長　ここで追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長　それでは、これより議会運営委員長の報告を行います。

本日12月19日、午後１時25分より議員協議会室において委員７名出席のもと、議会事務局職員の出席を求め、今期定例会への追加案件について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議会案第12号真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について、議会案第13号議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出についての議会案２件を本日の本会議に追加することに決定いたしましたので、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、議会案２件を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案２件を本日の日程に追加することに決しました。

追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午後　１時３３分　休憩

午後　１時３４分　開議

清水清秋議長　休憩を解いて再開いたします。

議会案２件一括上程

清水清秋議長　追加日程に入ります。日程第19議会案第12号真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について及び日程第20議会案第13号議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出についての議会案２件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

石田千與三君。

（１９番石田千與三議員登壇）

１９番（石田千與三議員）　それでは、私の方から議会案第12号と、同じく13号について御提案を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

朗読をしまして提案をいたしますので、お願いします。

真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成17年12月19日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、新庄市議会議員石田千與三、他総務委員の皆さんでございます。

別紙、真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書。

三位一体の改革は、国から地方への構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにあります。

地方六団体は、平成18年度までの第１期改革において、３兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る７月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案（２）」を取りまとめ、改めて内閣総理大臣に提出したところであります。

政府・与党におかれては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への３兆円の税源移譲、施設整備国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことについては評価するものでありますが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題が多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第２期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要があります。

よって、国におかれましては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求めるものであります。

記。１．地方交付税の所要総額の確保。

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障をきたすことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

２．３兆円規模の確実な税源移譲。

３兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10％比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

３．都市税源の充実確保。

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていくうえで極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

４．真の地方分権改革のための「第２期改革」の実施。

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第１期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第２期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

５．義務教育費国庫補助負担金について。

地方が総意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

６．施設整備費国庫補助負担金について。

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50％とされ、税源移譲の対象とされたところであるが、地方の裁量を高めるため、「第２期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

７．法定率分の引き上げ等の確実な財源措置。

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

８．地方財政計画における決算乖離の同時一体的な是正。

地方財政計画と決算との乖離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

９．「国と地方の協議の場」の制度化。

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、内閣官房長官宛、総務大臣宛、財務大臣宛、経済財政政策・金融担当大臣宛。

次、議会案第13号議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について。上記の議案を別紙の

とおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成17年12月19日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、新庄市議会議員石田千與三、他総務委員の皆さんです。

別紙、議会制度改革の早期実現に関する意見書。

国におかれては、内閣総理大臣の諮問機関である第28次地方制度調査会において「議会のあり方」等について調査・審議を行い、去る12月９日、同調査会は答申を内閣総理大臣に提出されました。

全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正を提出し、それを受けて、本市議会といたしましても去る６月20日「地方議会制度の充実強化に関する意見書」を提出したところであります。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠であります。

よって、国におかれましては、下記事項について、抜本的な制度改正が行われるよう強く求めるものであります。

記。１．議会の招集権を議長に付与すること。

２．地方自治法第96条第２項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。

３．専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。

４．議会に付属機関の設置を可能とすること。

５．議会の内部機関の設置を自由化すること。

６．調査権・監視権を強化すること。

７．地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、総務大臣宛、以上であります。

よろしく御審議いただきます。

清水清秋議長　お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第12号及び議会案第13号の議会案２件は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第12号、議会案第13号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書についてなんですが、おおむねいいような気がするんですが、１つお聞きしたいと思います。

記の５に、義務教育費国庫補助負担金について地方の改革案に沿った税源移譲を実現するようにという要望ですが、私の覚えている範囲でいきますと、地方の改革案の中に中学校の教員の給与について国庫補助を減らしてもいいような地方改革案が盛り込まれていたことがあったように思いますし、その点についてはこの議場でも、議場のやりとりの中で国庫補助負担金、これが減るという地方改革案の中身では山形県としてはかなり大変だし、先生方の給与が保障できなくなるというようなやりとりがあったように覚えておりますが、そういう中身で中学校教員の給与について国庫補助負担金をなくすか減らすかだったと思いますが、そういう地方改革案だったんではないかと思いますが、それも含めて認めた中身にしろという内容なのでしょうか。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　今の質問の内容については、義務教育費の維持ということだと思うんで

すけども、国がやるべきことは国がやる、また地方がやるべきことは地方がやるということで、いろいろと三位一体の改革の中で、この項については議論をされたと思います。

新聞報道等でもおわかりかと思いますけども、国の負担割合を現行の２分の１から３分の１へと引き下げる形で8,500億円を削減することに決着したとか、いろんなことが出ておりましたけども、そういったことも踏まえて私どもでは、この議会からただいまの項について、先ほど申し上げた内閣、あるいはそれぞれの担当大臣、そこへ提案したいということでありますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　中学校の教員の給与の国庫補助負担金を減らしてもいいよというふうになっていたのが、地方から出された改革案だったように思うんですが、その点についてはお認めになるということなのでしょうか。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　当委員会では、ただいま私が報告を申し上げた他の点につきまして、今佐藤議員からお話があった点については話題になりませんでした。

３　番（佐藤悦子議員）　議長、佐藤悦子。

清水清秋議長　佐藤悦子君。

３　番（佐藤悦子議員）　それは、私が言っている中身について話にならなかったということでは、私としてはこの点、５番について正確でないような気がするので、本当に教員の給与が国庫補助によってまともに補助されることが、山形県及び新庄市にとって学校の先生たちが安定して働ける一番基礎になっている、そのことがやっぱり子供たちの安定、学校の安定になっていくわけで、そのことについて話がなかった。そして、そのままでいいのではないかのような話で委員の皆さんが進めているということでは、納得がいかないような気がするんです。

そこで、この点について休憩でもとってもう一度正確に、これはどういうふうにとらえるべきなのか。私の考えが、見方が間違いだったんなら間違いでいいですので、そこ委員会で、石田委員長の権限などでちょっと休憩などとって、正確なところを教えていただきたいと思います。

１９番（石田千與三議員）　議長、石田千與三。

清水清秋議長　石田千與三君。

１９番（石田千與三議員）　佐藤議員も長年議会議員として勤務されておりますので、仕事の内容はおわかりかと思いますが、この議会案については全国の市議会議長会の方から、地方の各議員、議会で審議をして、この意見書を出していただくようにというふうなことがありまして、それを受けまして私どもの方では審議をいたしたということでございます。ですから、その意に沿ってこの議会案を提出したいと、こういうことでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

清水清秋議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議会案第12号真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議ありますので、起立採決いたします。

議会案第12号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長　起立多数であります。よって、議会案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第13号議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長　御異議なしと認めます。よって、議会案第13号は原案のとおり可決されました。

閉　　会

清水清秋議長　ここで市長よりごあいさつがございます。

市長髙橋榮一郎君。

（髙橋榮一郎市長登壇）

髙橋榮一郎市長　まさに時がたつのは早いなというのが実感であります。今年最後の議会になりました12月議会、議員の皆さん方から種々御意見、あるいは御提言をいただきまして終了することができましたこと、まずもって御礼を申し上げる次第であります。

この間、今日の先ほどの意見書の提出にもありましたが、やはり地方分権が進んでいくというふうなこと、そしてまた少子高齢社会も本格的になってきた。それに伴って人口減少というふうなこともございました。５年ごとの国調の中で1,435人、新庄市においても減ったというふうなこと。こういうふうな状況の中で、どういうふうな地域づくりをしていくかというふうなのが、今回の一般質問をはじめとして、皆さん方の御意見に多々あったかというふうに思います。それぞれの環境をまともに受けざるを得ない部分は受けながら、やはりしなやかに、柔軟に対応して、そしてまた力強いふるさとづくりをしていくのは当然であろうかというふうに思います。そういう面から我々執行部、職員はもちろんでありますが、来年度に向けて今後本格的な予算編成の時期になってまいりますので、限られた歳入予算の中で効率的な行政運営ができますように今後とも我々も頑張っていきますので、ぜひ議員の皆さん方から、なお一層の御指導を賜れれば大変ありがたいというふうに思います。

当面気になるのが雪であります。先ほども都市整備課長の方からも答えておりますが、できれば現計予算の中でやっていかなければいけないと思っておりますが、お天気のことでございますので、この辺が非常に不安なところがあります。できるだけ効率的に、しかも成果を上げた除排雪対策、これは市民に対しても我々の責務でありますので、その点については十分にするように担当課の方にも指示をしておりますので、これについても何かありましたら、ぜひ御指示あるいは御提言くだされば大変ありがたいというふうに思います。

10日ほどで新年であります。激動の１年でもあったかというふうに思いますが、それぞれの皆さん方の身の上、あるいは市全体においてもやはりこの１年間というのは大変長いし、またいろんなことがあった時期だというふうに思います。新しい年に向けまして、ぜひ皆さん方今後もいい年になりますように心から御祈念と御期待を申し上げまして、また我々も来年に向けて一生懸命頑張るということをお誓い申し上げて、一言御礼の言葉にさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

清水清秋議長　以上をもちまして12月定例会の日程をすべて終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後　１時５７分　閉会

新庄市議会議長　　清　水　清　秋

会議録署名議員　　小　野　周　一

〃　　〃　　森　　儀　一